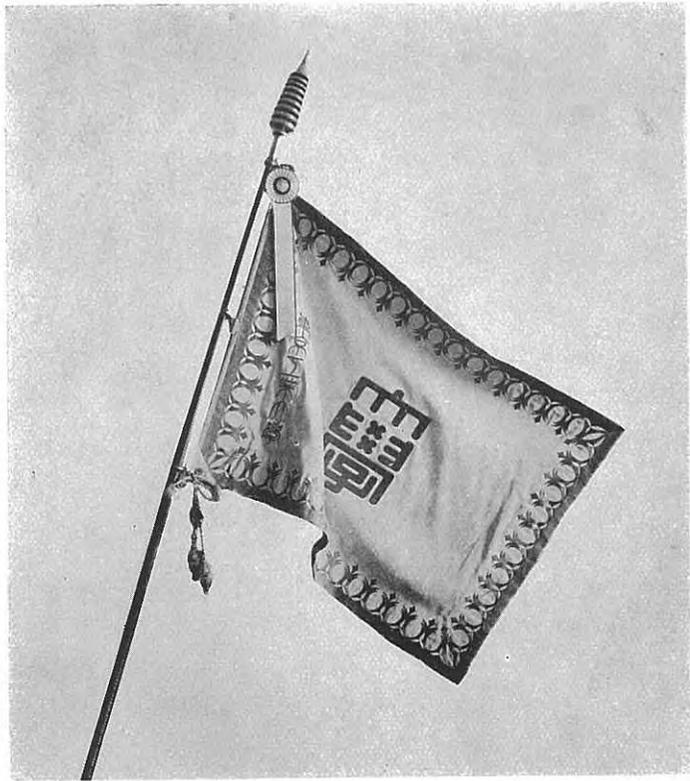


東京工業大學六十年史



一、大學旗は昭和八年五月二十五日に設定せられその考案者は南薫造氏（東京美術學校教授にして本學講師）である。意匠は白色の生地金糸を以て校章を刺繡し周圍はゴシック模様で飾られてゐる。白色地は本學前身校東京高等工業學校以來の傳統に基き周圍のゴシックは温故知新を示すものである。又竿頭の八輪は本旗制定當時の本學の八分科を表徴し、その端の餘形は全學一致進取向上の精神を象現するものである。

一、校歌は昭和九年四月二十一日に制定せられたもので作詞者は土井照翠氏、作曲者は瀬戸口藤吉氏である。第二節は本學が明治二十八年以來亞細亞人學生を入學せしめ特別の課程を設けて興亞の大業の先驅をなしたることを歌ひ、第三節は前身校以來の本學教學精神たる至誠一貫・工業興國・世界繁榮の雄大なる使命を歌つたものである。



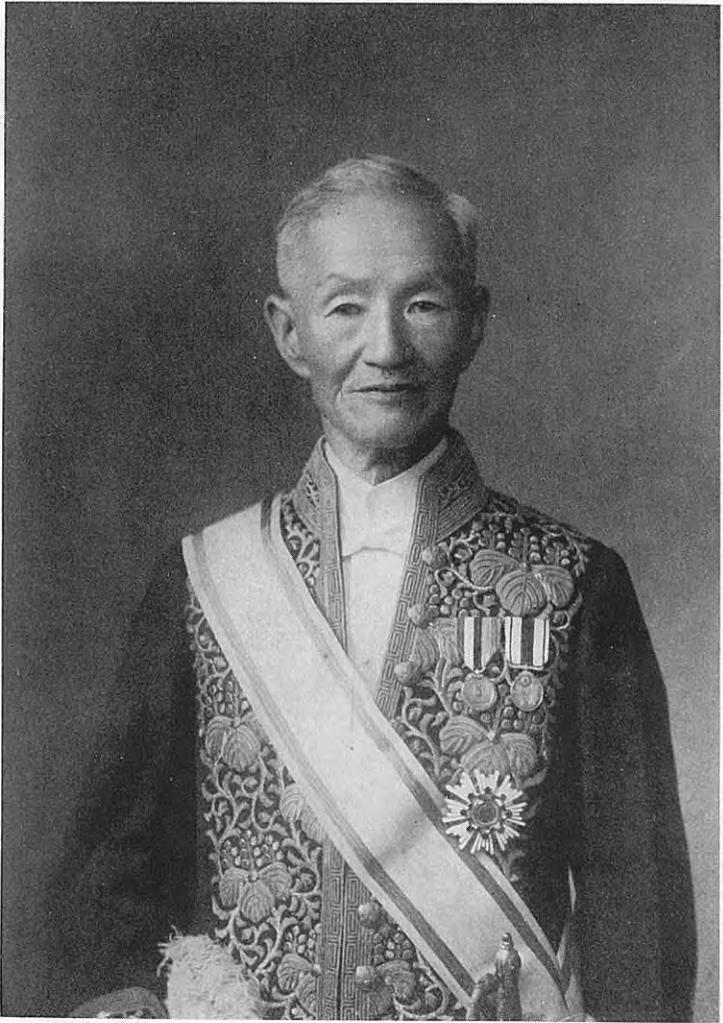
校歌

作詞 上井悦草
作曲 横川口藤吉

昭和の四年の うれしき春に
東京工業大学成りぬ
ほまれの前身 望の未来
もろとも耀く あゝわが母校
つとめよ数千 あゝわが健児

亞細亞の魁 尊とき使命
進みて大陸 率ふも時に
國是は工業 わが道遠し
億萬敷へん 子孫の恵
つとめよ数千 あゝわが健児

誠の一徳 基をなして
祖國と世界の 學を來し
人文史上に 功を建てて
四海に放たむ 不朽の光
つとめよ数千 あゝわが健児



助之幸村中 長學



二 二代校長 手島精一



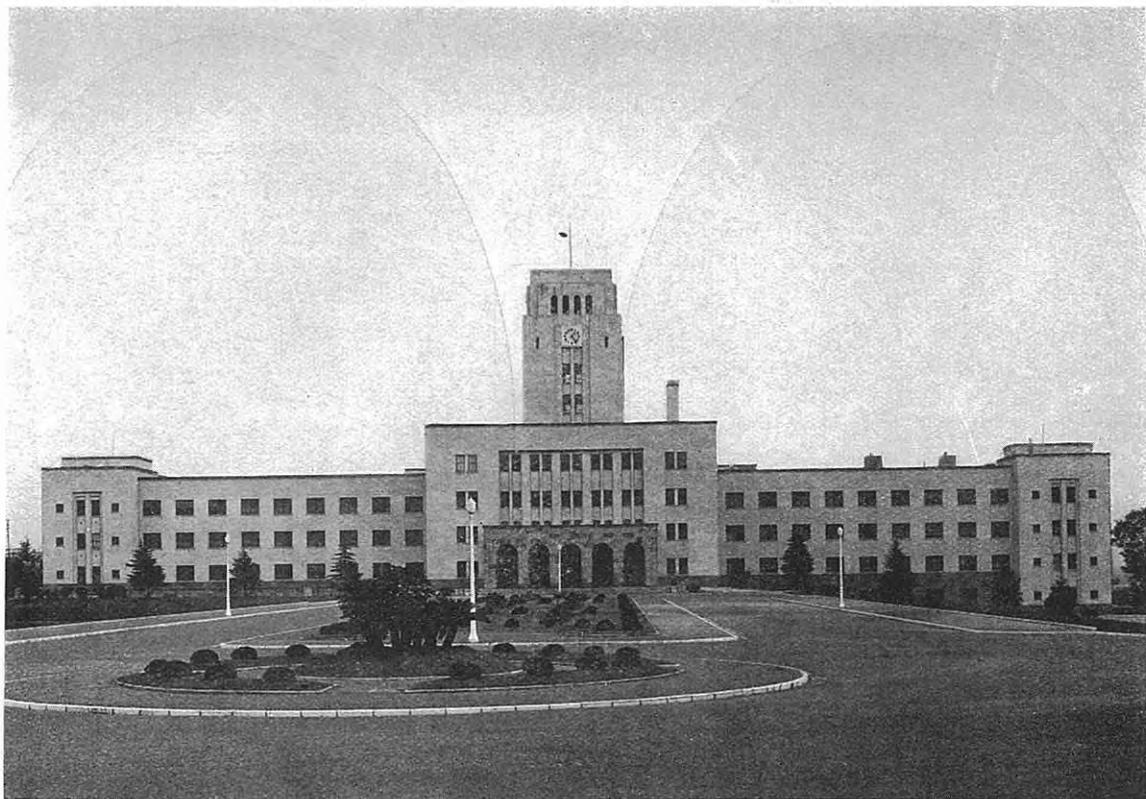
初 代校長 正木退藏



進之榮武吉 長校代四



一貞田阪 長校代三

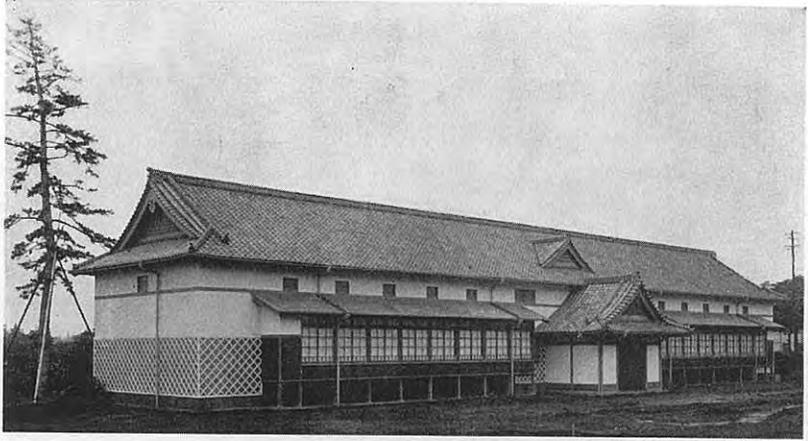


館 本



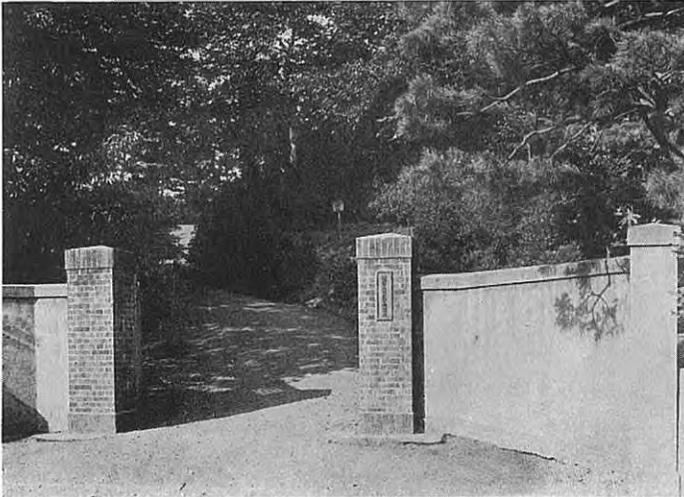
本館前よりの燃機燃料機關實驗工場(右)水電力實驗室(左)を望む

(一其) 景 風 內 學



(場 道 武) 殿 氣 正

運
動
場



← 向
獄
寮

(二其) 景 風 内 學



室 溫



(碑念記ルネグワは上右) 池

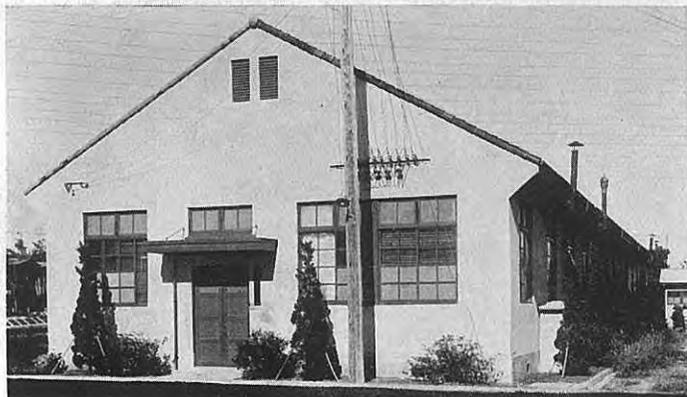
附 設 研 究 所



← 建築材料研究所



精密機械研究所



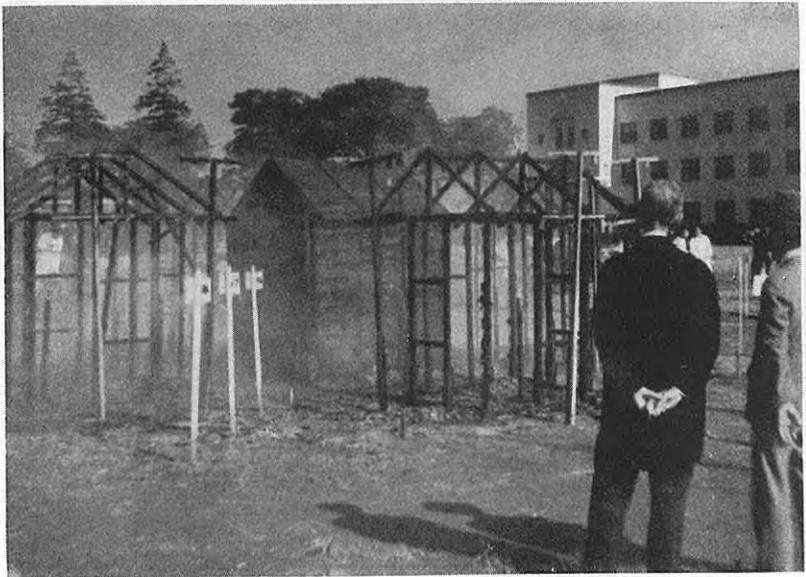
← 資源化學研究所

端 一 の 究 研

屋 家 燃 不

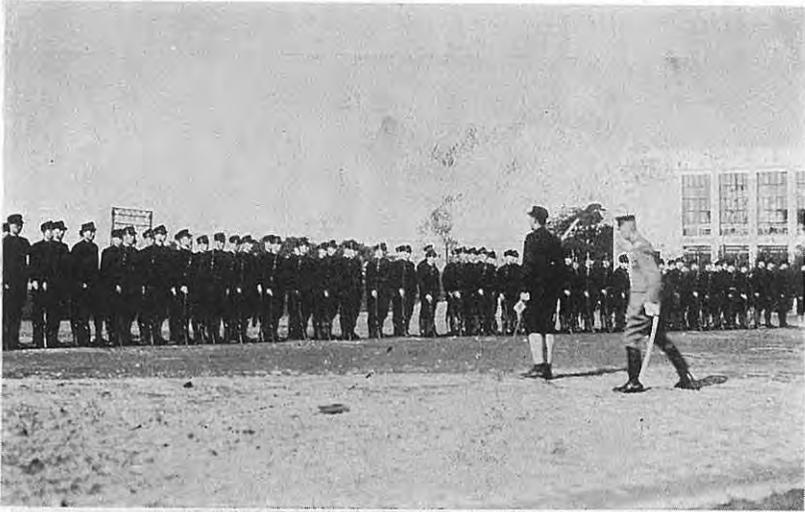


(るす火點てて建を家の材木通普に周圍の家の材木火耐) 中 驗 實



(いなえ燃は家の材木火耐もてえ燃は家の周圍) 後 驗 實

(一其) 活生生學と局時



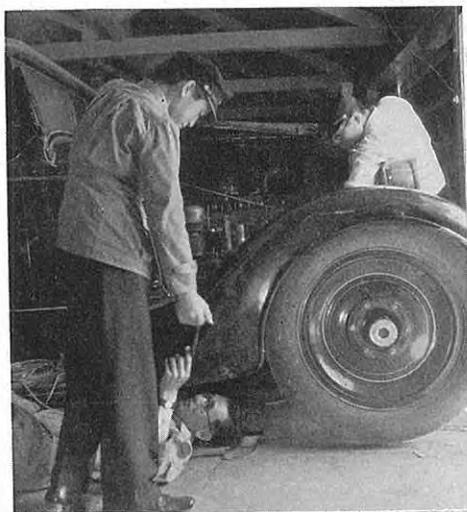
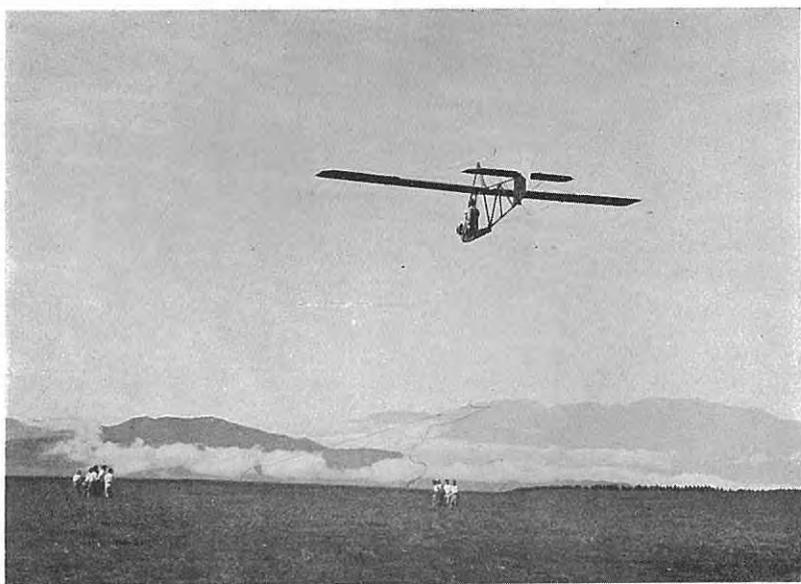
↑軍事教練

乘→馬部



←射擊部

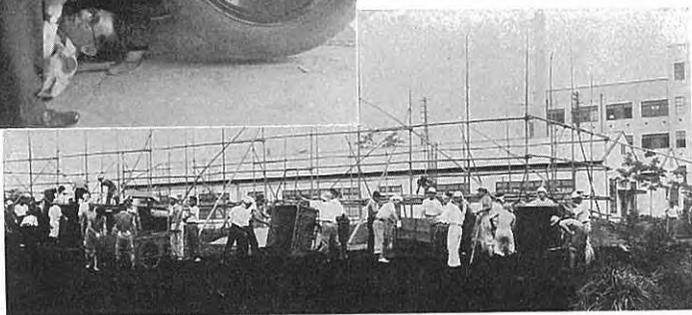
(其二) 活生生學と局時



← モーター研究部

↑ グライダー部

→ 集團勤勞奉仕



設 施 外 構



家 の 山



家 の 海

東京工業大學建物配置圖

皇紀二千六百年現在 600:1

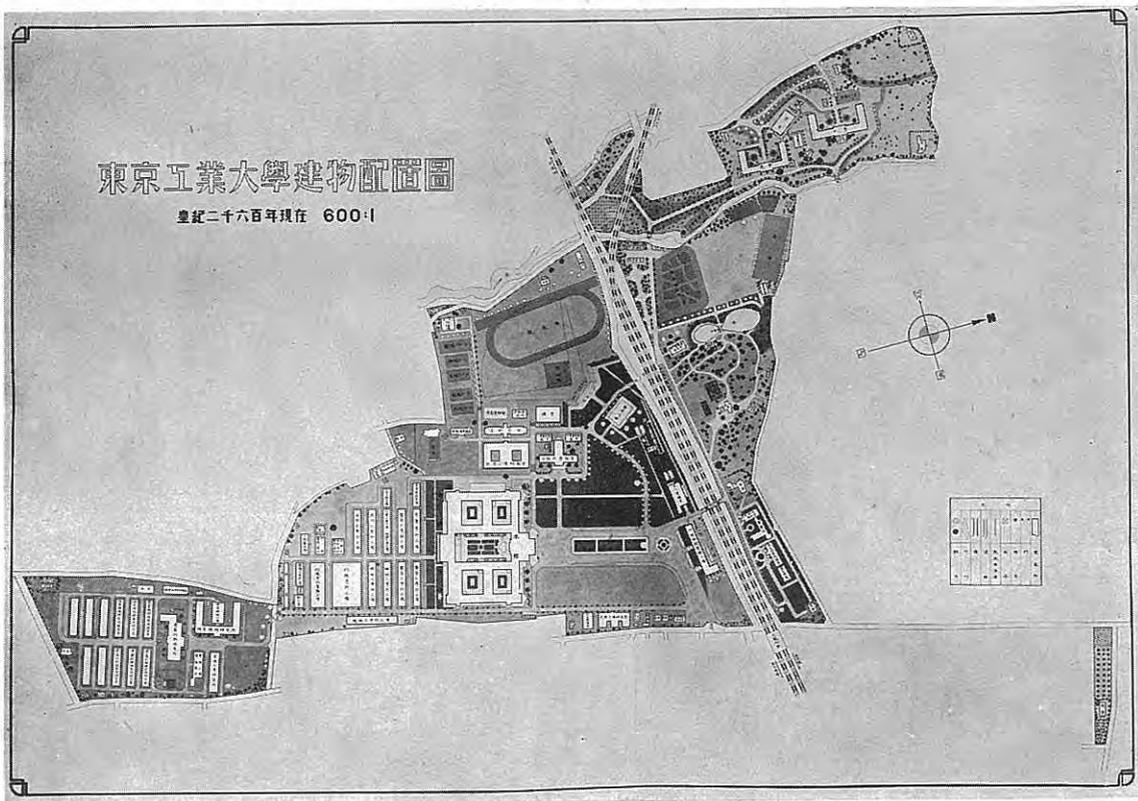
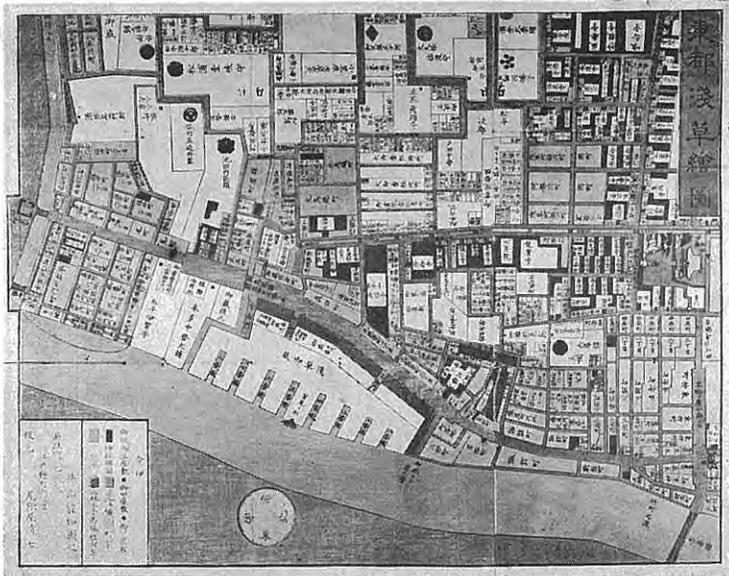


圖 置 配 物 建

徳川時代の蔵前

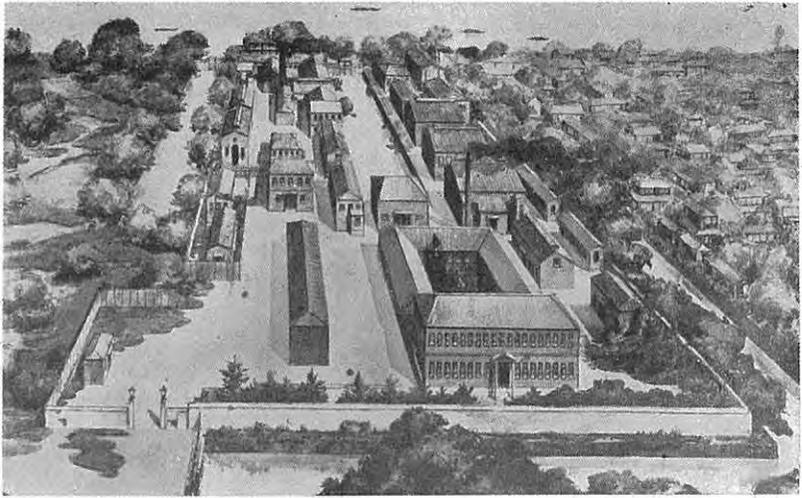


隅田川風景 (廣重筆)

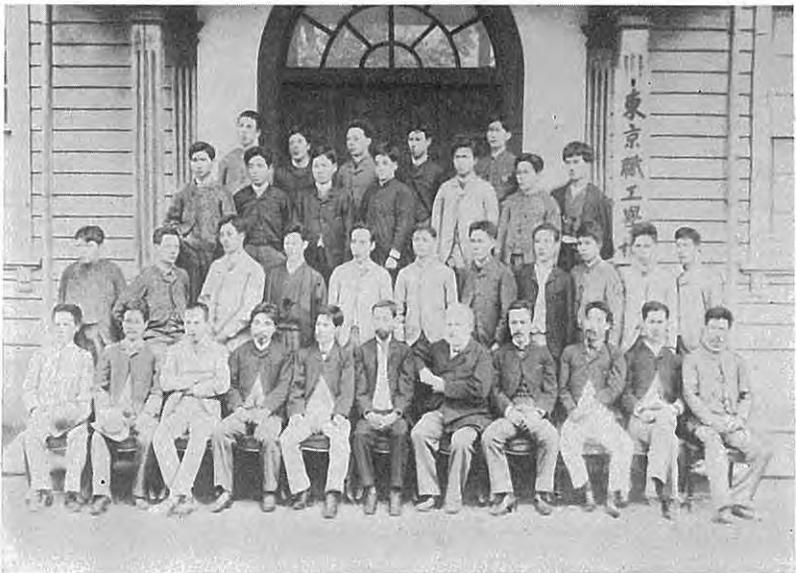


蔵前の地圖 (安政四年)

(一其) 代時校學工職京東

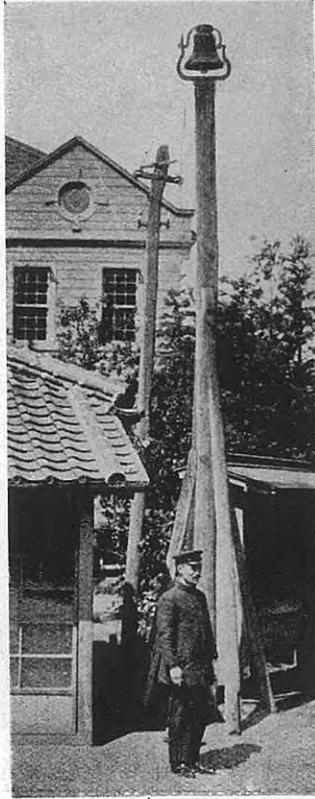


景全校當の期末



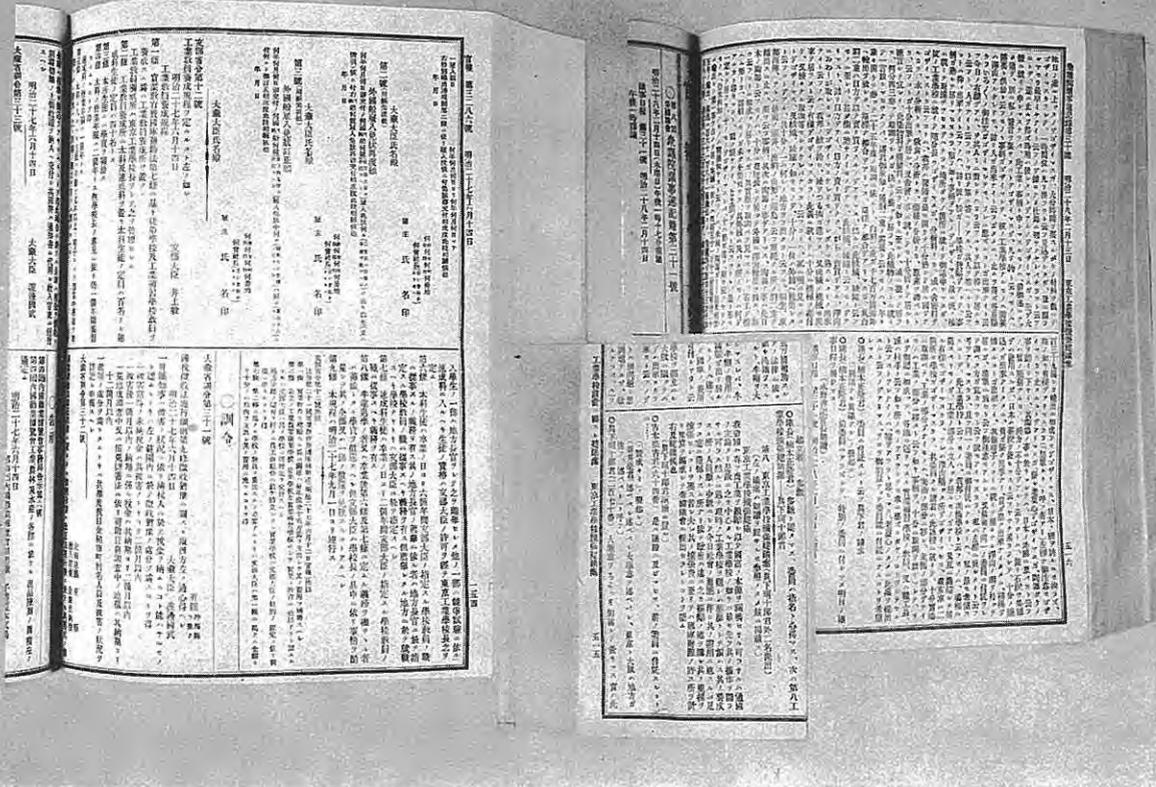
(ルネグワ 萩高 田保久 木細りよ目人二右列前) (年二十二治明) 生業卒の期初
(員職教の賀多でん飛人二 藤伊 島増 長校本正)

東京職工學校時代(其二)



(この鐘は明治十七年に當校で鑄造し爾來永く時鐘となつた)



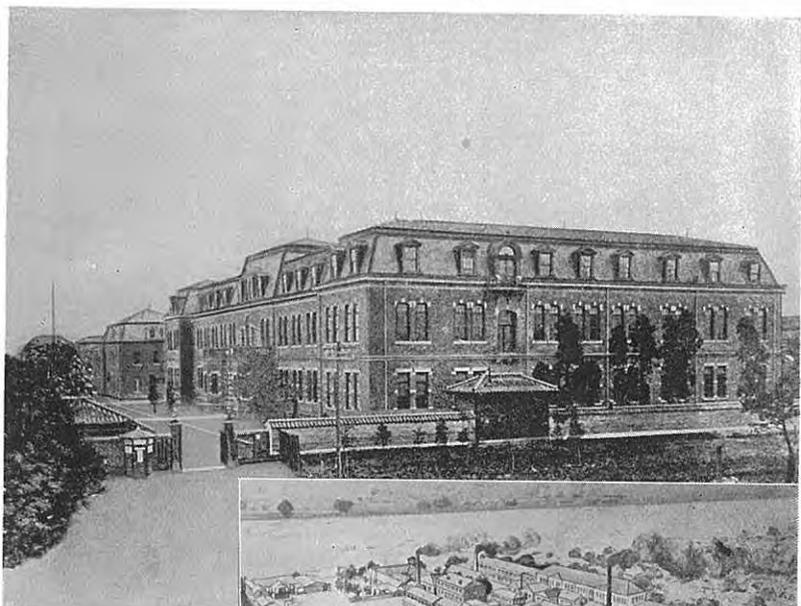


會議に於る當校擴張の建議

工業教員養成所規程の公布

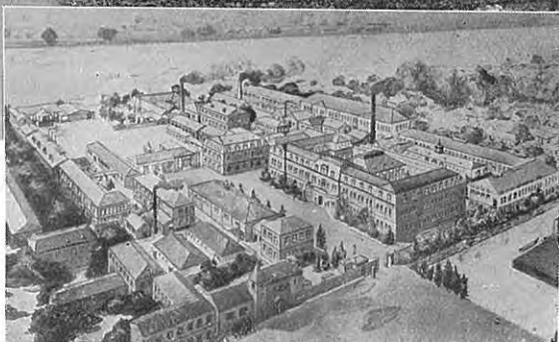
(一其) 代 時 工 高 京 東

舍 校



↑ 正門前より
校舎を望む

校舎→
全景

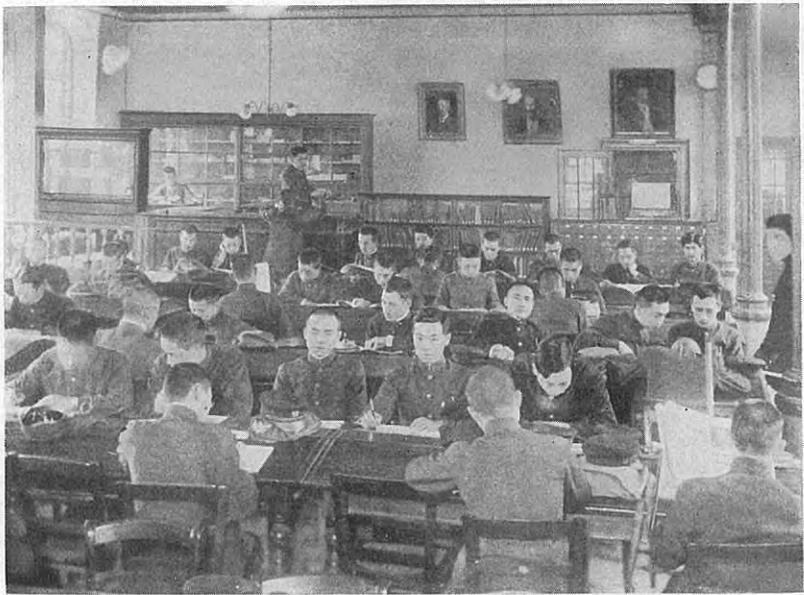


む 望 を 校 當 り よ 川 田 隅

(二其) 代 時 工 高 京 東



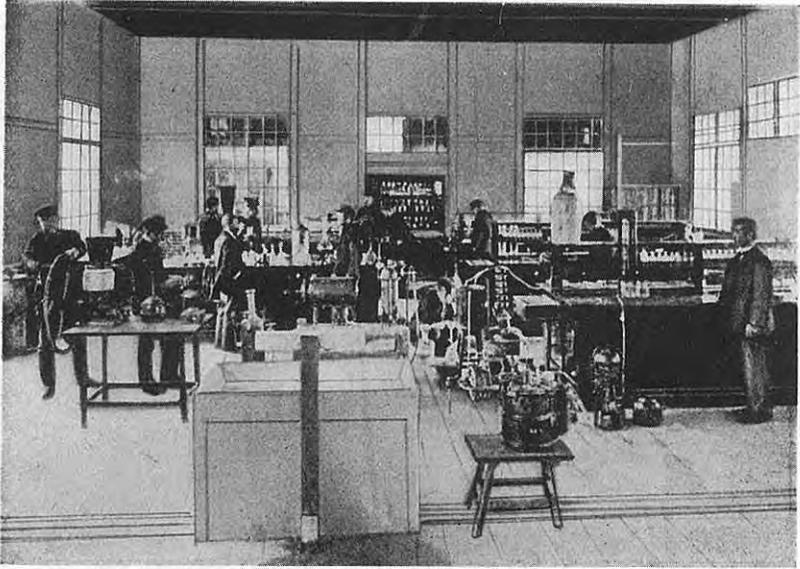
景 風 內 校



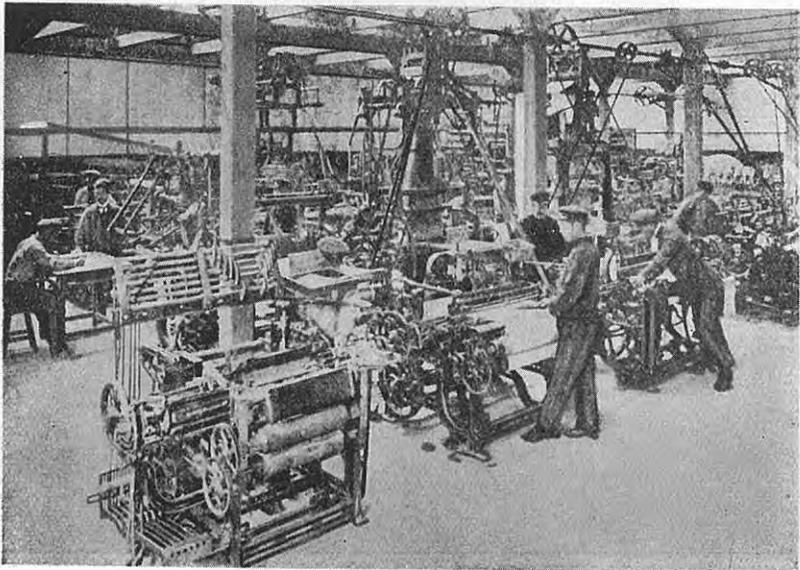
室 書 圖

(三其) 代時工高京東

習實驗實



驗實科學化用應

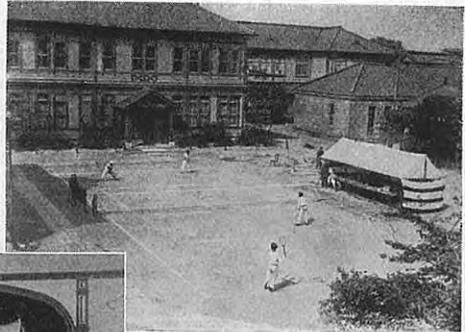


習實科分織機

（四其）代時工高京東

齣一の活生生學

庭→
球部

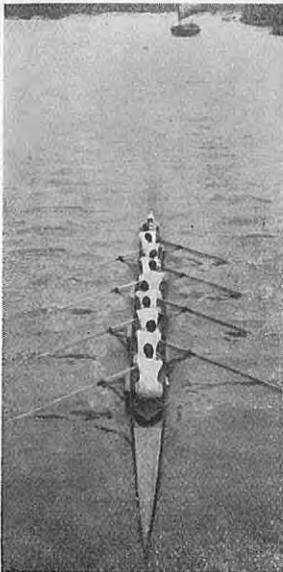


← 音樂部

劍道部 ↓



部艇短 ↓

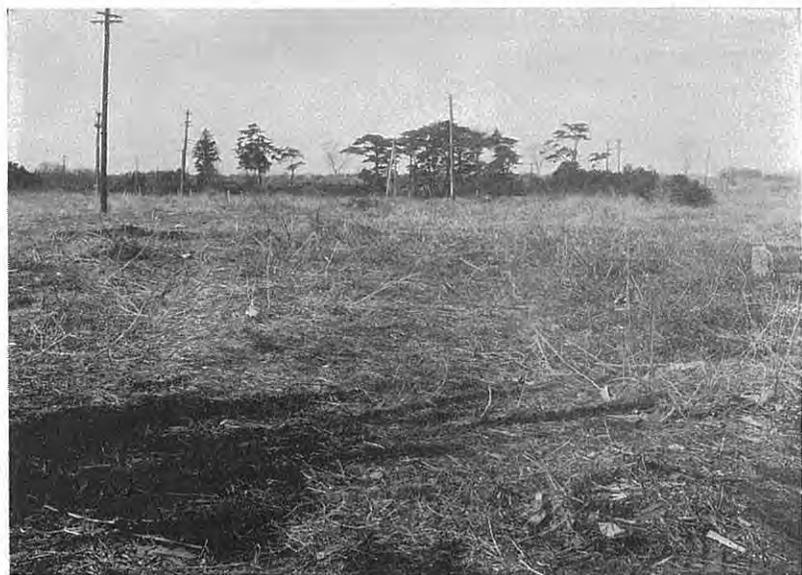


（紋の上の的標）部道弓
章校の時當は

(五其) 代 時 工 高 京 東
轉 移 山 岡 大



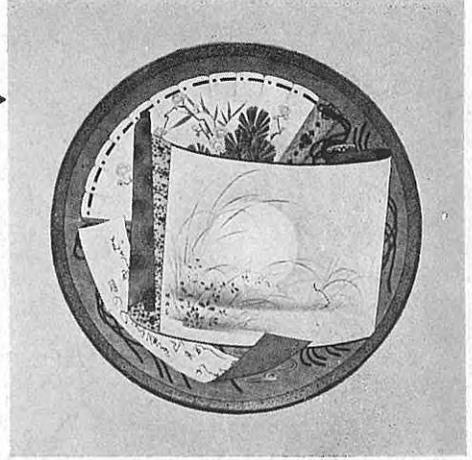
後 直 轉 移 山 岡 大



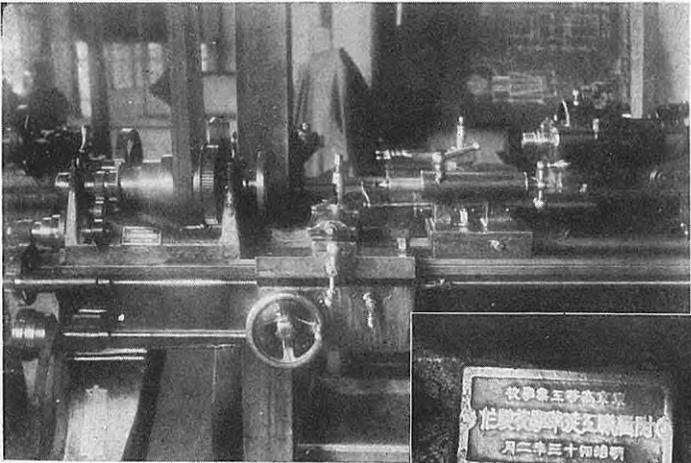
地 敷 の 前 轉 移

前 身 校 製 作 品 一 端

旭
燒
皿



自
動
車
(向
つ
て
左
↓)



(作製校學弟徒工職附) 械機盤旋

序

東京工業大學が皇紀二千六百年に當り創立六十年を記念し得ることとは、余の衷心より欣快とする所である。此の六十年は國史に於ては「世界の日本」建設の礎石をなした時代であるが、此間本學は工業を通じて皇國の發展に奉仕し以て本學史上特に光輝ある一齣を劃し得たものと信ずる。

回顧するに明治初期の政府は「聖旨を奉戴して「維新日本」の建設に邁進したが、その一翼として泰西の近代工業の移植を極めて重視し、大學に於て工學を研究せしむるの外、明治十四年には實踐的なる東京職工學校を創設して日本工業の根基たらしめた。是即ち本學の濫觴である。東京職工學校はよく政府の意圖に副うて泰西工業の攝取に努

力すると共に、我國在來の原始的・家內的なる衣食住工業の科學的再編成に精進し、以て工業興國の推進力となつたのである。

其後日本工業の發展に伴ひ、當校も關係者の聰明且つ熱心なる運営に依つて内容益々充實し、校名亦東京工業學校・東京高等工業學校と改稱せられて不斷の進展を續け、堅實有爲の人材を斯界に供給した。傍ら工業教員養成所を附設して工業教育の源泉たらしめ、職工徒弟學校・工業補習學校を附設して斯教育の模範たらしめた。當時の本學園が斯る多角的なる活動を通じて日本工業の興隆によく貢獻したることは、識者の一致して認むる所であらう。

然しながら明治の末期より大正時代に亘り斯業の飛躍的なる發展に伴つて大規模の工場組織が形成せられ、その技術も從來の模倣より獨創へ、移植より創造への劃期的なる轉換を要請せらるるに至つた。されば從來當校の任務たりし既存技術の修練のみを以てしては此の

躍進工業の現實に卽應し得ざるに至り、茲に昇格への熱望澎湃として起り、幾多の荆棘、幾多の難關を突破して、昭和四年遂に東京工業大學の實現を達成した。

昇格以後の本學の目標は大學令第一條に準據することは勿論であるが、その運用に於ては過去の長き傳統たる藏前精神に基き、工業研究に當つては學問の爲の學問研究に墮せずして日本工業への活用を主眼とし、學生の教育に當つては單なる理論家の養成を避けて科學に基礎を置く實踐的なる工業人の養成に重きを置き、全學至誠一貫、背私向公、工業興國の理想に燃えて國家的道義的なる大學の本道を歩まんとに努めてゐる。

余は此の六十年間に於る本學先覺者達の熱誠を回想し、現在に残されたる功績の偉大なるに想到する時、我々後進に托せられたる責務の如何に重且大なるかを深く痛感するものである。されば此の國運の

一大飛躍期に際し愈々全學協心戮力鬱勃たる藏前教學精神に導かれ
て宏遠なる皇謨を翼賛し奉り、以て燦然たる本學六十年史に愈々不
朽の榮光を加へんことを誓ふものである。

此度本學創立六十年記念事業の一として「東京工業大學六十年史」を
上梓するに當り、以上聊か蕪辭を陳ねて發刊の辭と致す次第である。

昭和十五年十月十日

東京工業大學長 中村幸之助

例 言

一、本書は東京工業大學創立六十年記念事業の一として編纂せられたもので、編纂部員（部長 學生主事 奥田寛太郎、後に同石井信二、部員 事務官石井茂助・豫備部主事 梶島二郎・講師川西正鑑・庶務課主事 故 正木洗）その根本方針を決し、次いで昨年六月囑託 文學士 山本晴雄來任して本格的に資料の蒐集並に編纂を開始し、書記 文學士 水橋汀介之を助けた。斯くして約三千頁の粗稿が出来上つたので、之を謄寫して關係各方面に配布し意見を求めて之を補訂し、又學長・編纂部員之を審議して本書成りたるものである。資料の提供は本學内外の各方面より仰ぎ、校正に當つては本學工業調査部職員の助力に俟つ所が多かつた。記して篤く謝意を表する。

二、本書の背文字及扉は中村學長の染筆である。

三、本書の編纂に當つては、個人の回顧的なる記述資料のみに頼ることを避け、廣く官報・文部省年報・前身校並本學毎年度の一覽及諸文書や記録、關係團體の機關誌、前身校並に本學に關して記載せる單行本・新聞・雜誌等の客觀的資料を蒐集して、公平に之を整理編纂することに努めた。而して引用轉用の場合には原則としてその都度出典を明記することに努め、原資料の遺

漏や誤植は重大なるものに非ざる限り修正せずして其儘掲載した。
 四、本書の組織は、本學の沿革に従つて之を前身校時代と大學改組以後とに分ち、最後に本學の關係團體を加へた。その組織の大綱を示すと、次掲の通りである。

第一編 前史

第一章 東京職工學校時代 (明治十四年五月より明治二十三年三月まで)

第二章 東京工業學校時代 (明治三十三年五月より明治三十四年五月まで)

第三章 東京高等工業學校時代 (明治三十四年五月より昭和四年三月まで)

第四章 前身校時代の附設機關

第二編 後史

第一章 東京工業大學 (昭和四年四月より現在まで)

第二章 現在の附設機關

第一章 藏前學友會

第二章 藏前工業會

第三章 手島工業教育資金團

第三編 關係團體

猶各時代の冒頭には工業界の大勢・工業教育の動向を記して本學並に前身校發展の社會的背景を示した。

五、本學の呼稱は前身校は之を當校と呼び大學改組以後は本學と呼んだ。但し文意の都合上、東京高等工業學校を當時の呼稱に従つて本校と呼び之を附設工業教員養成所と對照した箇所も絶無でない。

六、人名は徳川時代の人物には敬稱を附せず、明治以後の人物には氏を以て統一することに努めた。人物の行動に就ては文章の簡潔を尊ぶために原則として敬語法を用ひなかつた。

七、本書は資料の蒐集・編纂・印刷を通じて一年半といふ短時日の内に驀進したので、資料の不全・編纂の不手際・印刷上の缺陷を多々免れなかつたのみならず紙數の都合上數多くの資料を割愛せざるを得なかつたので、愈々不十分なものに陥つた。是等に對しては深く御詫すると共に他日の大成を待望し度いと思ふ。特に本學は東京高等工業學校時代に關東大震災火災に出會して從來の文書や資料を悉く焼失したので、本書編纂に當つても資料の貧困に最も苦んだ。本書上梓を機會に諸所に散在せる諸資料が今後陸續本學に寄與せらるることを衷心より切望する次第である。

昭和十五年十月十日

臨時學史編纂部

目次

總説……………一

第一編 前史……………七

第一章 東京職工學校時代……………七

第一節 概説……………七

第二節 工業界の大勢……………八

第三節 工業教育の動向……………三

第一項 徳川時代の工業教育……………三

第二項 明治初期の工業教育……………三

第四節 當校の沿革……………五

第一項 東京職工學校創設……………五

| | | |
|---------------------|--------------|-----|
| 第二項 | 創設直後の状況 | 一六八 |
| 第三項 | 其後の状況 | 一六九 |
| 第四項 | 教職員の異動・研究・印象 | 一七〇 |
| 第五項 | 當期末の敷地及建物 | 一七〇 |
| 第二章 東京工業學校時代 | | |
| 第一節 概説 | | |
| 第二節 | 工業界の大勢 | 一七二 |
| 第三節 | 工業教育の動向 | 一七二 |
| 第一項 | 工業教育制度 | 一七二 |
| 第二項 | 工業教育機關 | 一七九 |
| 第四節 當校の沿革 | | |
| 第一項 | 校名改稱 | 一八〇 |
| 第二項 | 教育勅語渙發と當校 | 一八四 |
| 第三項 | 當校規則等の變遷 | 一八五 |
| 第四項 | 學科及學科目 | 一八六 |

| | | |
|-----------------------|----------------|----|
| 第五項 | 敷地及建物 | 二四 |
| 第六項 | 獎學資金 | 二四 |
| 第七項 | 教職員の研究 | 二九 |
| 第三章 東京高等工業學校時代 | | |
| 第一節 | 概説 | 三五 |
| 第二節 | 工業界の大勢 | 三五 |
| 第三節 | 工業教育の動向 | 三六 |
| 第一項 | 工業教育制度 | 三六 |
| 第二項 | 工業教育機關 | 三七 |
| 第四節 | 當校の沿革 | 三八 |
| 第一項 | 校名改稱 | 三八 |
| 第二項 | 當校規則等の變遷 | 三八 |
| 第三項 | 敷地・建物及設備の變遷 | 三三 |
| 第四項 | 獎學資金 | 三四 |
| 第五項 | 各科の沿革・設備・研究の概要 | 三五 |

第六項 當校の光榮……………三九六

第七項 當校の教育精神……………四八

第四章 前身校の附設機關……………四三五

第一節 附設工業教員養成所……………四三五

第一項 本所創設以前に於る當校の工業教員養成……………四三〇

第二項 工業教員養成所の創設……………四四五

第三項 本所創設當初の狀況……………四六七

第四項 其後の變遷……………四八一

第五項 大學昇格と工業教員養成所……………四九一

第二節 附屬職工徒弟學校……………四九一

第一項 創設當初の狀況……………四九一

第二項 當校へ移管當初の狀況……………四九八

第三項 其後の變遷……………五二五

第四項 大學昇格と職工徒弟學校……………五三〇

第三節 附屬工業補習學校……………五三三

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 第一項 | 創設當初の状況 | 三五三 |
| 第二項 | 其後の變遷 | 三五七 |
| 第三項 | 大學昇格と工業補習學校 | 三五九 |
| 第二編 | 後史 | 三五二 |
| 第一章 | 東京工業大學時代 | 三五二 |
| 第一節 | 概説 | 三五二 |
| 第二節 | 工業界の大勢 | 三五三 |
| 第三節 | 工業教育の動向 | 三五六 |
| 第一項 | 工業教育制度 | 三五六 |
| 第二項 | 工業教育機關 | 三五七 |
| 第四節 | 昇格の顛末 | 三五七 |
| 第一項 | 年限延長の要望 | 三五七 |
| 第二項 | 大學昇格要望への轉換 | 三五八 |

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 第三項 | 大學昇格の實現 | 五九 |
| 第五節 | 本學の沿革 | 六五 |
| 第一項 | 昇格當初の狀況 | 六五 |
| 第二項 | 其後の發展 | 六五九 |
| 第三項 | 敷地・建物及設備 | 七四七 |
| 第四項 | 教職員の研究(附、研究施設・獎學資金) | 七七 |
| 第五項 | 時局と本學の教育 | 七九 |
| 第六項 | 本學の光榮 | 八三 |
| 第二章 | 現在の附設機關 | 八三 |
| 第一節 | 建築材料研究所 | 八三 |
| 第二節 | 資源化學研究所 | 八三 |
| 第三節 | 精密機械研究所 | 八六 |
| 第四節 | 工業調査部 | 八七 |
| 第五節 | 圖書館 | 八五 |
| 第一項 | 東京職工學校東京工業學校時代 | 八五 |

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第二項 | 東京高等工業學校時代 | 八六 |
| 第三項 | 東京工業大學時代 | 八七 |
| 第六節 | 附屬豫備部 | 八五 |
| 第一項 | 亞細亞人入學の濫觴 | 八五 |
| 第二項 | 其後の發展 | 八七 |
| 第三項 | 大學昇格直後の留學生教育 | 八九 |
| 第四項 | 附屬豫備部への改組 | 八九 |
| 第七節 | 臨時工業技術員養成所 | 九八 |
| 第一項 | 臨時工師養成部の設置 | 九八 |
| 第二項 | 臨時化學分析工員養成部の設置 | 九二 |
| 第三項 | 臨時窯業工員養成部設置の計畫 | 九三 |
| 第四項 | 臨時工業技術員養成所の開設 | 九四 |
| 第八節 | 寄宿舎 | 九三 |
| 第一項 | 藏前時代 | 九三 |
| 第二項 | 大岡山時代 | 九四 |

第三編 關係團體

第一章 藏前學友會

第一項 前身校時代

第二項 東京工業大學時代

第二章 藏前工業會

第一項 前身團體

第二項 藏前工業會の結成

第三項 其後の變遷

第四項 現況

第三章 手島工業教育資金團

第一項 本團の創立

第二項 其後の變遷並に現況

附錄

| | |
|----------------|-----|
| 一、官制に基く職員定員の變遷 | 一〇六 |
| 二、教官數・學生生徒數の變遷 | 一〇六 |
| 三、卒業生の活動狀況 | 一〇七 |
| 四、經費の變遷 | 一〇八 |
| 五、職員名簿 | 一〇八 |

東京工業大學六十年史

總 說

東京工業大學は今や昭和十五年皇紀二千六百年に際して創立六十年を記念するの慶福を有する。本學は明治十四年五月二十六日文部卿福岡孝弟氏の布達に依つて創立せられた東京職工學校がその源流であり、其後明治二十三年に東京工業學校、明治三十四年に東京高等工業學校と改稱せられ、又昭和四年には東京工業大學に改組せられ、前後を通じて六十年、此間に名稱・組織の變更はあつたが、學統一貫して今日に及んでゐる。此六十年間は我が國運の興隆に伴ひ萬般の制度施設が急激に躍進した時期であるが、教育方面も同じく飛躍的に進展した。初めは應急的な教育形態に於て創められた本邦諸學校も其後漸次擴充改組せられて大學にまで發展したのであるが、本學も亦此範疇に屬し、唯其特異性を求むるならば、それは本學が過去に於ては唯一の若くは實地に即せる最も主要なる高等工業學校であり、現在は日本工業に最も即せる内地唯一の官立工業單科大學である點に歸着するかと思はれる。

明治以降政府は 大命を奉じて維新日本を建設することを企畫し、その一翼として日本産業の近代化を目標とする殖産興業に努め、特に泰西に實現した革命的な工業形態の移植に精進したが、その爲には全國に之に應ずる

實踐的な技術者を養成することが不可欠の先決要件であつたことは申すまでもない。斯くて政府は學理探究の工科大学（東京大學理學部・工部大學校）の外に實地に即せる職工學校の建設に努め、全国各地に職工學校の新設方針を指令して其實現を期待したが、その爲には先づ以て其模型・其教員養成機關として、明治十四年に本學の前身校たる東京職工學校の創設を發令し、翌年淺草の藏前に地をトして之を實現したのである。されば此學校の使命は、高尚なる學理の研究よりは實技を練磨し、國內の工業的素地を開拓し、工業に無理解なる世俗を啓蒙して、工業振興の根基たらしめんとすることに存した。東京職工學校は斯かる先覺的な意義を有するが故に、其教職員には、當時有數な識者學者が選任せられたのである。

其後の我國工業の急激なる發展に就いては、幾多の動因が與つてゐること勿論であるが、其間、初期の日本工業濫觴時代には東京職工學校、其後の建設時代には東京工業學校、其後の充實時代には東京高等工業學校の貢獻が多大多なりしことは世人の一致して認むる所であり、本學前身校はよく其建學の使命を果したものと認められるであらう。就中東京高等工業學校は約二十八年の長き年月に亘り、其活動最も目覺ましき時期であつた。此時期は日清戰役の後を承け、日露戰役・第一次歐洲大戰等の大事件を契機として政治經濟文化あらゆる方面に躍進を遂げ、工業界も全国各地に工場が増設されて、鐵火の響物凄く煙突林立し、日本工業の國際的地位が確立した時代であり、日本工業の國內自給に留まらずして海外發展の域に進入した時代である。我が東京高等工業學校は斯かる時代に即して續々と堅實有爲の人材を工業界に供給し、日本工業の躍進に奉仕して「煙突のある所藏前あり」を實現した。

一方本學前身校は以上の間に或は工業教員養成所を附設して全國工業教育の開拓・振興に努め、或は職工徒弟學校・工業補習學校を附設して斯界の模型たらしめ、是等が日本工業の發展に大きな功績を與へたことは、此亦本邦工業教育史上に銘記せらるべきことであらう。

以上の前身校は、建學以來の工業興國精神たる、當時の原始的な家内工業手工業の科學化的再編成を圖らんとする技術者教育精神を愈々發展させた。特に明治二十三年手島精一校長の來任以降は愈々之を醇化し躍動させて、同氣相求め同志相集り全校一體の下に斯教育に専念した。斯くて自らにして至誠一貫・滅私實踐・工業興國なる當校教育精神を確立し、その訓育方針たる質實剛健・勤勉正直の性格陶冶と相俟つて茲に獨特の藏前精神・藏前氣質を醗釀するに至つた。而して斯る精神・氣風は卒業生の赴任する工場・工業學校に必然に移植せられ、我國技術者精神の確立に貢獻する事多大なりと謂はれてゐる。

以上の如く本學前身校は日本工業の建設發展によく献身したが、大正時代に至り日本工業が從來の西洋工業移植模倣の時代を去つて、獨創的建設の時代に突入すると共に、東京高等工業學校も從來の啓蒙的移植的使命より飛躍して獨創的研究をも其使命とすることが切實なる要望となり、大學組織への改組を緊急とするに至つた。そこで、當校當局者は大正の中期より之を文部當局に建議要請し、やがて其容認を得、關東大震災等の爲め稍々遲延したが、そのため從來の狭小なる藏前より現在の廣濶なる大岡山に敷地を移轉する機縁となり、愈々昭和四年度より待望の東京工業大學の顯現を見るに至つたのである。

東京工業大學の教育及研究方針は「大學令」に準據せることは勿論であるが、其運用に於ては幸に過去の長き

傳統たる藏前精神に基いて多分の特色を保有することが出來た。「大學令」に據れば大學は學術の理論と並行して其應用を教授し研究すべきことを規定してゐるが、本學の見る所を以てすれば、大學が往々にして理論を主として應用を忽せにするの憾が絶無でない。されば本學は特に此點を自戒し、學術理論の工業化を強調して皇國工業發展の正道に進まんとしてゐる。のみならず大學教育が往々にして單なる知識の傳達に傾くことを是正して、傳統的なる教育精神に基き至誠一貫・背私向公・工業興國を基調として國家的道義的なる大學教育の本道を歩まんに努めてゐる。本學の教育基調は次の本學教授方針に示される通りである。

教 授 方 針

日本ノ工業者・技術家が専ラ泰西工業ノ移植ニ膺リシ時代ニ於テハ育英機關トシテ先ヅ此種ノ移植工業ニ適應セル技術者養成ヲ必要トシタリシモ、今ヤ工業者・技術家ハ獨自ノ力ニヨリ新工業ヲ開發樹立スル事ヲ要スベク、從テ此種ノ工業者ヲ養成スルコトヲ本務トスル新設工業大學ノ授業方針ハ、學生天賦ノ獨創力ヲ涵養シ專攻セル技術智識ヲ誤リナク自由ニ使ヒコナス能力ヲ附與スルコトヲ眼目トセザルベカラズ。仍テ本學ニ於テハ根本學理ノ素養ニ重キヲ置キ之ヲ活用シテ實地ノ問題ニ關シ判斷ヲ誤ラザル實際の有能ノ技術家ヲ作ルヲ本旨トス。根本ノ學理的素養ナクシテ工業ノ實際的指導啓發進歩改良ノ實現乃至新工業法ノ發見不可能トナルハ識者ノ一致シタル意見ニシテ、現今各大學が専ラ學理ノ素養ヲ附スルコトニ腐心シツツアルハ主トシテ此理由ニヨルベシ。

根本素養ノ深遠ナル學者ヲ教授トシ育英ノ任ニ當ラシムル事ノ必要ナルハ論ヲ俟ザル所ナルモ、斯ノ如キ學者

ノ陥リ易キ缺陷ハ深遠ナル學理ノ討究ニ耽溺シテ工業ノ現狀ニ暗ク、其ノ研究スル所モ亦科學ノ色彩ノミ濃厚ニシテ工業ノ實際ニ縁遠キ嫌アルニアリ。然ルニ本學ハ其前身タル高等工業學校時代ヨリ積年一貫シテ努力セル大方針ニ則リ、工業ノ實際ニ接觸ヲ密ニシ實地問題ヲ實際的方法ヲ以テ討究スル事ニ努メ、教授モ學生モ專ラ實地ニ重キヲ置ク事ヲ特色トセルガ故ニ、今後モ亦益々此特長ヲ發揮シ、教授ハ實地工業ノ指導ヨリ進ンデ新工業ノ誘致展開ヲ目標トシテ常ニ其ノ研究ヲ進メ學生ヲシテ此方面ノ實力ヲ備ヘシメカカル方面ノ研究ヲ行フ習慣ヲ習ハシムル事ヲ眼目トセリ。要スルニ本學ノ努ムル所ハ知識ノ流入ニ非ズシテ知能ノ啓發ニアリ、知識ノ死藏ニ非ズシテ自由ニ活用スル能力ヲ涵養スルニアリ。

幸ニ本學ニハ工業ノ實地ニ關スル研究ヲ進ムルニ必要ナル諸設備諸機械諸裝置ノ完備セル事他ニ其類ヲ見ザル程ナルヲ以テ、適者ヨク之ヲ活用シテ實地問題ノ討究ヲナサバ本邦ノ工業ヲ實際的ニ指導シ得ルノミナラズ、本學内ニアツテハ一種ノ學風ヲ作興シ、學生ハ冥々ノ中ニ進取ノ意氣ト探究ノ趣味ヲ體得シ他日工業界ニ出ヅル時ニ工業ノ各操作各機械悉ク研究ノ對象タラザル無ク進歩改良止ム所ヲ知ラザルニ至ラン。從テ本學ハコノ方針ニヨリ健全ナル身體ト不撓不屈ノ精神トヲ有スル學生ヲモトムルモノニシテ、將來工業ニ従事セムトスル者ハ須ク本學園ニ學ビ獨リ我國工業界ノミナラズ國際工業界ニ雄飛セラレンコトヲ切ニ希望ス。

本學は此の方針の下に精進すること茲に十一年であるが、大學實現後至つて短時日であるため未だ草創の時代を脱せず、成績の誇示し得るもの少きは遺憾とする所であり、唯將來、一層この方針を以て奮勵努力の覺悟を有することを誓言するものである。

茲に紀元二千六百年に際し、本學が創立六十年を記念するを得たるを無上の光榮として感激すると共に、この六十年間本學關係者が我が國運の隆昌・工業の發展に致したる功勞を想うて衷心より感謝する次第である。

第一編 前史

第一章 東京職工學校時代

第一節 概説

東京職工學校は、明治初年政府の工業に對する積極的な保護獎勵を背景として育成された。即ち維新以來、政府は紡績・製鐵・造船・製紙・印刷・瓦斯其の他の化學工業、鐵道・電信等に關する所謂大規模な輸入工業に對し、最初は官營として自ら指導の態度を示し、次いで之を拂下げて民營企業として保護獎勵し、大に殖産興業の積極策を講じた。斯くて我が國工業の黎明は諸外國の個人的營利貨殖に胚胎せるものと甚だしく其事情を異にし、一に全く國家の指導誘掖に始まつたのである。この特質は工業教育機關の生長の上にも反映せずには置かなかつた。

此期間の重要工業教育機關は東京大學理學部・工部大學校であつた。(兩學は明治十九年合併して帝國大學の工科大学を形成した)。然しながら是等の大學は主として高等なる學理の研究に偏する傾向があつたので、政府は低度の實科的工業學校設立を企圖し、斯くして明治十四年五月二十六日に東京職工學校が設立され、是が本大學

成立の源流となつた。その設立理由書には、防貧教育・徒弟教育の改善・模範的工業經營の指示・日本工業の挽回・模範的職工學校の例示・全國職工學校の教員養成等が擧げられてゐるが、成立したものは低度の職工徒弟養成の學校ではなく、實に日本工業・日本工業教育の先達者を養成すべき工業専門學校であつた。

最初は東京大學助教投山岡次郎氏が校長事務取扱となつたが、次いで明治十四年九月に正木退藏氏が初代の校長に任命された。正木校長は谷口・平賀・山田・ワグネル等の當時一流の工學者を招き、銳意學校の充實を圖つた。敷地は藏前の淺草文庫跡に定められ、明治十五年十二月に校舎も完成し、同年九月に入學試験を行ひ、生徒六十名を以て愈々十二月に授業が開始された。教官は當代一流の人々であつたので、當時の工業輕視の時代にも拘らずよく研學し、卒業生は他日日本工業培養の先達者となつた。

但し其後工業不振のため當校廢止の問題が起り、明治十九年には一時帝國大學（後の東京帝國大學）の附屬下に置かれたこともあるが、翌年には復た本來の獨立形態に復した。

明治二十三年校長正木退藏氏は公使館書記官兼外務省參事官に轉出し、後任として非職文部省參事官手島精一氏が來任し、學校は手島校長時代に入つた。そして明治二十三年三月には職工學校なる校名が當校の工業指導者養成と云ふ實質に相應しからず、又社會に誤解を招き易いので、東京工業學校と改稱された。

第二節 工業界の大勢

1. 日本工業の黎明

明治初期の政策 徳川末期までの日本は産業未開國の常として農業國の域を脱し得なかつたのである。されば此の段階より躍進して商工立國を唱ふる者も現はれ、例へば明治維新の新知識として活躍した神田孝平氏は早くも文久三年「農商辯」に於て「農を以て國を立つれば其の國常に貧し。…西洋諸國…方今の如く強大富強に至りたるは多年の間力を盡して貿易を勸むるに依れり」と説いて、貿易立國の必要なるを唱へてゐる。(高橋龜吉氏 日本産業史)

大政奉還に伴ひ、明治政府は各方面に於て維新の宏謨を翼賛したが、特に富國強兵・殖産興業のスローガンを高く掲げて近代産業の發達を圖つた。明治當初の政府の先覺者達は、日本工業を發達せしむるには政府政官の誘導獎勵と共に勸業殖産的法制の實施の必要を信じた。例へば新政府の有力なる先達者であり特に殖産興業政策の主要指導者であつた内務卿大久保利通卿は、後に明治七年に次の「勸業建白書」を捧呈してゐるが、是はよく當時の大官の意嚮を表明せるものであらう。

大凡國ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル而シテ物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉勵スルト否サルトニ胚胎スト雖モ其源頭ヲ尋ルニ未タ嘗テ政府政官ノ誘導獎勵ノ力ニ依ラサルナシ…我國天然ノ利ノ在ル處ヲ測リ而シテ物産ノ増殖スヘキ者將タ幾許アルヤ工業ノ獎勵スヘキ者果シテ何ヲ以テ專主トスヘキヤ能ク研究尋擇シ之ヲ人民ノ性情ト其知識ノ度トニ照應シテ一定ノ法制ヲ設ケテ勸業殖産ノ事ヲ興起シ一夫モ其業ヲ怠ル事ナク一民モ其所ヲ得サル憂ナカラシメ…政府政官專

ラ實際上ニ注意着手シテ能ク工業ヲ獎勵シ物産ヲ増殖セシメ以テ富國ヲ固ウスルニ違ナキ所以ナリ

斯くて明治政府は兵部省をして軍事工業を管理せしむる外、明治三年山尾庸三氏等の建言に依つて工部省を創設し「百工勸奨ノコトヲ掌」ることとし、鑛山・鐵道・電信・土木・造船・製鐵・製作などの工業部門交通部門を管掌せしめ、更に自ら諸多の工場を經營せしめた。工部省直營の諸事業は政府自身の意圖に反して巨大な損失を招き、工部省自身も明治十八年に廢止となり、夫々の事務は逓信・農商務・文部に分轄せられることとなつたが、同省十五年間の諸事業は他日の日本工業發展の基礎をなした。

斯る政府の工業保護・工業官營の國策に副うて、日本工業も漸次その萌芽を見るに至つたが、その内で先づ建設の曙光を見出したものは軍事工業と纖維工業であつた。

軍事工業 既に徳川末期に於て幕府並に各地の雄藩は我が國防の急務に應ずる爲、製鐵・造砲・造艦等の軍事工場を建設したが、明治政府も之を強化する策を採り其等各種の工場を接收して官營とした。蓋し明治政府は對内對外兩方面から國防を重視したが、當時の民間は之を分擔するだけの資力・技術を有しないので、政府自ら之を經營するの外はなかつたからである。その主なるものを擧げると、次の通りである。

東京砲兵工廠 徳川幕府に依つて設立され、關口製造所と稱して神田川の水流を利用して銃火藥の製造に當つてゐたものを、明治元年に兵器司の下に接收したのである。而して外人の小銃製作教師を招き、銃工教育場を設ける等、銳意兵器の發達普及に努めた。

大阪砲兵工廠 是は明治三年に設けられたもので、徳川幕府から接收した長崎製鐵所の機械及職工を選擇して

設立したものである。

火薬製造所 板橋、目黒、岩鼻等に設けられた。

横須賀造船所 元治元年に徳川幕府が外人技師を招聘して設立したもので、製鐵所の濫觴である。明治元年新政府之を接收した。

長崎造船所 文久元年に徳川幕府が設立したもので、明治維新と共に長崎府の所管となり、明治四年に工部省に歸屬した。(後明治十七年に三菱會社に貸與し、同二十年に拂下げ、三菱造船所となつた。)

兵庫造船所 明治四年に金澤縣商社の建設した製鐵所を買収して官設されたもので、後、明治十八年に農商務省の所管となつた。

石川島造船所 安政元年に徳川齊昭の建設したもので、維新と共に新政府に歸屬し、明治四年造船局製造所となつたが、後民間に拂下けられた。

以上の各種官營工場に於ては、軍備の必要を充す爲に機械と技術を急速に輸入して國防工業の建設に努めた。斯くて近代的な日本工業は政府の經營の下に他日の大飛躍の礎石となつた。

機械工業・化學工業 明治當初は機械工業・化學工業が殆ど起らなかつたが、それでも絶無ではなく、工部省は機械製作のために赤羽工作分局を設置し、更に深川工作分局・品川硝子製作所に於て化學工業の官營をも行つた。先づ赤羽工作局は明治四年に設立され、最初は煉鐵を目的としたが、明治六年機械工業に移り以て世の需要に應じた。又同局では同年不燂煉化石の製造を始め、四十馬力の蒸氣機械を装置し、又蒸氣罐の製造を始めて官

民の依頼に應じた。同局は明治十六年海軍省に移管された。次に深川工作分局は明治七年官營の攝綿篤製造所として創められたもので、明治十年に深川工作分局と改められた。セメント・人造石・白煉化石・粉土等を生産したが、明治十年民間の經營に移され、淺野の事業となつた。又品川硝子製造所は明治九年に創設せられてガラス製造を行つたが、明治十七年に民間に貸與せられ翌年拂下げられた。

纖維工業 明治初頭の輸出額の大部分を占めたのは生絲であつた。されば政府は是の助長改良を考慮することとなつたが、品質の粗悪不統一を是正して作業能率を擧げる爲には、從來の座繰を機械製絲に代へる必要があつた。斯くて政府は「名師ヲ海外ニ徴シ一大製絲場ヲ興シ佳品ヲ製出シテ……天下ノ生絲改良」を圖ることとなり、明治三年に富岡模範製絲工場を起工し外人を招聘しその技術指導の下に明治五年より操業を開始した。是は佛國式の技術を採用したものであつたが、よく所期の目的を達し「一般製絲上ノ便益ヲ開示シテ其品位ヲ進メシメ」たのである。更に政府は富岡製絲場の外に勸農局（内藤新宿支廳）に製絲試験所を設け、水車機關・蒸汽罐・諸器械を備へて製絲場撚絲場を設置し、各地方製絲業開發の指導者を養成することとなつた。

製絲工業と共に比較的早くからその萌芽を見たものは綿絲紡績業である。最初の近代的紡績工場は慶應三年に島津齊彬の遺志に依つて鹿兒島に設立された鹿兒島紡績所である。次いで明治三年にはその支工場として堺紡績所が設けられた。是は明治五年勸農寮の所轄となり、官營模範工場としてその規模を擴大し「本場ノ主旨トスル所ハ利益ノミニ非ス全國ノ有志者ヲシテ術ノ精巧ナルト利益ノ眞確ナルヲ識ラシメ競ヒテ此業ヲナシ邦國ノ利益ヲ起シ金巾唐絲等ノ輸入ヲ防ク」役割を果した。是も明治十一年に民間に拂下げられた。

更に政府は明治十年頃より洋綿輸入の激増と内地綿業の衰退に應ずる爲に洋式綿業の助成に一層力を盡すこととなり、明治十一年にマンチエスターから二千錘紡績機二組を購入し、愛知・廣島等十ヶ所に紡績工場の設立を圖り、大阪・栃木・山梨・静岡・三重・岡山・長野等の希望者に無利息十年賦償還に依つて拂下げ、その發達を圖つた。

綿絲以外の紡績事業としては屑絲繭紡績所がある。當時生絲は最も重要な輸出品であつたが、その屑繭の紡績技術を指導するため明治十年に上野國新町に屑絲繭紡績所を官設し、舶來品の諸機械で整備した。

又製絨に就ては明治十二年に千住製絨所を設立し羅紗製造を官營した。是は當初は内務省勸農局の管轄の下にあつたが、明治二十一年陸軍省に移管された。

博覽會 以上の如く、政府は重工業・纖維工業を官營してその範を示すと共に、他方勸業博覽會を通じて工業の發展を圖つた。明治六年にウイーンに萬國博覽會が開催されたが、日本は之に参加して工業の移植・邦品の海外宣傳を圖り、併せて傳習職工を派遣して輕工業技術を習得せしめた。其後明治九年のフィラデルフィア萬國博覽會など明治十八年までに前後二十回に亘つて海外の博覽會に参加し、邦品の宣傳と生産技術の輸入に努めた。

ウイーン並にフィラデルフィアの博覽會の經驗に依り、政府は國內産業の發達・貿易振興のために國內博覽會開催の必要を認め、大久保利通卿主唱の下に明治十年第一回內國勸業博覽會を上野公園に開催した。出品數八萬餘、多くの發明機械・著名製品が陳列され、會期は百二日間、來觀者四十五萬人以上で、勸業上大なる効果を擧げたのであつた。

其後明治十四年更に大規模なる第二回内國勸業博覽會が開催され、出品點數三十三萬餘、入場者八十二萬餘で、大に斯業の勃興を奨励し、その前年明治十三年には大阪に綿糖共進會が開かれ、當時の最大輸入品であつた綿糖二業の發達を圖つた。

2. 官營工場 の 拂下 以後

官營工場の拂下 これより先、明治政府は新政權の確立並に、種々の新規事業のために、不換紙幣・新紙幣・銀行券の増發の止むなきに至つたが、その結果貨幣價值は漸次に下落し、洋銀一圓に對して明治十二年一月には紙幣一圓二十二錢、十三年一月には一圓三十七錢、十四年一月には一圓七十三錢に下落した。その反面に物價は昇騰し、例へば米價は一石につき明治十年度平均五圓七十錢であつたものが、十一年には七圓十錢、十二年には九圓四十錢、十三年には十二圓二十錢まで暴騰した。

斯る形勢に基き政府は財政整理を餘儀なくせられ、明治十三年十一月増税並に國庫支出節減政策を採らざるを得ざるに至り、同時に「工場拂下規則」を定めて官營模範工場の民營轉化を斷行し、又民業保護のための貸附金制度を廢した。紙幣整理の遂行者松方正義卿は「官業ハ大率ネ損失ニ歸シ政府保護ノ民業モ皆多クハ失敗シ：：今ヤ政府ノ議紙幣ノ整理ヲ急務トナスニ決シ從來ノ紙幣ヲ變シ準備金貸付ノ事務ヲ廢シ又官設ノ工場ハ漸次ニ之ヲ拂下クルコトトナシタリ」と述べてゐる。是は財政整理の爲ではあつたが、同時に民間の資力が或程度充實して來たことにも依るのであつた。例へば全國國立銀行の定期預金・當座預金・貸付金に就て見るに、明治六年頃

は夫々百五萬圓・五十八萬圓・六百二十三萬圓であつたものが、明治十二年には千十三萬圓、一億四千七百八十九萬圓・一億八千五百九十九萬圓に躍進せることでも知られる。前掲「日本産業史」は之に關して「この間工業界は長足の進歩發達をなし大資本を集合したる會社各地方に現はれ、從來小規模を以て經營し來りたる小資本家も到底大規模の製造業に壓倒せらるるを悟りしが故に、盛に資本を糾合して機械的新工業を起したるを以て、紡績業及織物業等を始め其他各般の製造業は其隆昌の状を呈し來れり」と觀察してゐる。又大隅重信卿が伊藤博文卿と共に提出したる農商務省設立建白書に於ては諸種事業の官營を否定し「從來施行セラレタル所ノ農商務政務ハ自ラ製造ヲ營ミ自ラ物産ヲ起シ農商ト利ヲ争フニ至ルノ弊アルヲ以テ佛國ノ制ニ倣ヒ一農商務省ヲ起シ專ラ政務ノ區域内ニ止メン」と述べてゐるが、工場の民營轉化が單に財政整理だけの理由でなかつたことを傍證するものであらう。

斯くて政府官營の工場は低廉な價格で拂下げらるることとなり、廣島紡績所は明治十五年に設立と同時に拂下げられ、愛知紡績所は明治十九年に篠田へ、新町屑絲紡績所は明治二十年に三井へ、富岡製絲所は明治二十六年に三井へ、深川セメント製造所は明治十七年に淺野へ、長崎造船所は明治十七年に三菱へ、兵庫造船所は明治十九年に川崎へ拂下げられた。織物官營工場も千住製絨所を除くの外は拂下げられ、化學工場も夫々拂下げられたのである。

不景氣の襲來 前述紙幣増發後の財政整理は必然に不景氣を招來せざるを得なかつた。明治十三年までは在來各種産業の繁榮を見て「去ル明治十年以降兩三年ノ間ハ前古無比ノ大需要ヲ起シ物皆賣レザルナク價皆騰貴セザル

ナク農商工漁悉ク一時ノ利潤ヲ被ラザル者ナシ」といふ活況であつたが、財政緊縮に伴ひ明治十四年以降は深刻な不景氣に襲はれて、物價は下落し、金利は低下し、銀行會社及商工業者の破産續出し、失業増大し、就中農民の窮迫が甚しかつた。そして農民階級が壓倒的多數であつた當時に於ては、農民の購買力の減退は工業界にも不況を招來するに至つた。斯くて「農商工概況」は明治十七、八年當時の經濟界に關して次のやうに述べてゐる。

商況ハ又々沈淪シテ如何トモシ難ク私立銀行會社等ノ閉店スル者陸續跡ヲ接シ……之ニ加フルニ諸國ノ農民前年ノ豐作ナリシニモ拘ハラズ殆ト餓テ死スルモノアリ或ハ蔽根ヲ掘リ松皮ヲ食フモノアリ……物價益々下落シテ工銀ノ下落ニ及ヒ諸職工雇夫車夫ノ職ヲ離レタルモノ多シ

新保護政策の採用 斯る悲況に鑑み、政府當局者は新しき産業保護政策を企圖せざるを得なかつた。此種企畫の中、代表的なるものは農商務次官前田正名氏主宰の下に調査立案された「興業意見」であり、工業に關しては工業秩序の整理と工藝改進を助成すべきことを述べ、在來の工業の保護と工業の機械化即ち機械使用の工業助長を主張してゐる。工業の機械化に關しては、財政整理の當事者松方正義卿も夙に明治十二年の「勸農要旨」に於て外國品が廉價精良なるは機械の使用に出づるものなることを指摘し、我國に於ても機械を採用し其進歩を圖ることが急務であると論じてゐる。

斯る工業機械化論は明治十四年以後の未曾有の不況を克服するために、生産費の低減・品質の改良を圖るために、着々として實行された。然し乍ら後進國として物資の輸入は不可避の狀態にあるのみならず、土地狹小國內市場狹隘のために機械化せられた工業の製品は之を國外に輸出し、以て一方では貿易の正常を維持すると同時に

他面當時の不況を打開することが必要であつた。

この時代に於ける輸出工業製品の主要なるものは生絲であり、輸入工業製品の主要なるものは綿絲と砂糖であつた。従つて工業機械化に依る貿易振興も製絲業・紡績業・製糖業に向つて注がれた。

先づ民間製絲業に就て見るに、明治十四年に於ては二本松・岩神・大崎・金澤・群馬、上諏訪等の諸機械工場の外に全國的に小規模の工場が亂立し、長野縣の如きは其數百六十七に及んだ。斯くて粗製品の産出を見る惧れがあり、海外輸出の障害ともなつたので、政府は明治十八年に「蠶絲業組合準則」を以て之を取締ると共に、機械の採用に依る製品の齊一優良化を企圖し、又小工場の合併充實を圖つた。斯くて從來の座繰製絲は機械製絲に轉換し、明治二十六年末に於ては次の如き狀況に進んだ。(東洋經濟新報社、本邦重要事業史)

| | (工場規模) | (機械) | (座繰) | (合計) |
|-------|--------|------|-------|------|
| 五百人以上 | 三 | 三 | 六 | |
| 百人以上 | 一一一 | 一七 | 一三八 | |
| 五十人以上 | 三四九 | 三九 | 三八八 | |
| 十人以上 | 二、二二九 | 五四二 | 二、六七一 | |
| 合計 | 二、六〇二 | 六〇一 | 三、二〇二 | |

その生産高も著しく増加し、明治十二年四十四萬五千貫、明治十五年四十九萬五千貫、明治十八年五十萬七千貫、明治二十年八十萬五千貫、明治二十二年八十八萬一千貫、明治二十四年百八十八萬七千貫、明治二十五年百五萬六千貫といふ進展を示した。

而してその海外輸出額は、全體との割合から見ると餘り増加を見てゐないが、その金額に於ては次の如く著しく増加してゐる。

| (年 次) | (金 額) | (輸出總額との割合) |
|-------------|---------|------------|
| 明治 一―五 年平均 | 六、二五七千円 | 四〇・二% |
| 明治十 一―十五 年 | 八、五五四 | 四〇・三 |
| 明治二十一―二十五 年 | 二九、一三一 | 四〇・一 |

次に綿絲に於ては、その老なる輸入を防遏する爲に官營を以て洋式紡績機械の移植に努力し、又大阪紡績工場を始め大紡績工場の設立を援助した。

斯る政策に依り不況期であるにも拘らず紡績業は次の發展を見るに至つた。

| (年 次) | (工場數) | (錘 數) | (年 次) | (工場數) | (錘 數) |
|---------|-------|--------|---------|-------|---------|
| 明治 十四 年 | 七 | 一六、二〇四 | 明治 十八 年 | 二〇 | 六五、四二〇 |
| 十五年 | 一三 | 二八、二〇四 | 二十年 | 一九 | 七〇、二二〇 |
| 十六 年 | 一六 | 四三、七〇四 | 二十二 年 | 二八 | 二一五、一九〇 |
| 十七 年 | 一九 | 四九、七〇四 | 二十四 年 | 三六 | 三五三、九八〇 |

その結果、原料たる棉花の輸入は激増して明治十四年の百六十五萬斤から明治二十四年には八千八萬斤に及

んだが、その製品たる綿絲の自給自足は漸次に確立し、明治二十年には國內消費綿絲の八十二%を輸入に仰いだ
 が、明治二十四年には二八%に激減した。

次に砂糖に就ても政府の増産奨励に依つて漸次に改良發達を見た。即ち一方從來我國の産糖地たる沖繩・鹿兒
 島等の舊式製糖業を保護して増産を圖ると共に、他方北海道・東北に甜菜の栽培を奨励して北海道甜菜糖機械工
 場の設立を助成し、大阪中之島機械製糖工場の發達を圖つた。但し製糖業は此の時代に於ては輸入糖を減少せし
 むるに至らなかつた。

以上の諸保護政策に依り、日本工業は漸次に建設の曙光を見、明治十四年六月には工業に關する會社數七十
 八、資本金總額百四十二萬圓に過ぎなかつたものが、明治十九年には會社數五百三十三、資本金總額一千十三萬
 圓に達した。

斯る生産擴張計畫に依り、又不景氣に依る物價安に助けられて、貿易も漸次に向上し、明治十五年以降は從來
 の輸入超過に反して輸出超過に好轉した。次の如くである。(單位萬圓)

| | (年次) | (輸出) | (輸入) | (出超) | (入超) |
|----|------|------|------|------|------|
| 明治 | 元年 | 一五五五 | 一〇九九 | 四八六 | |
| | 二年 | 一二九〇 | 二〇七八 | | 七八七 |
| | 三年 | 一四五四 | 三三七四 | | 一九一九 |
| | 四年 | 一七九六 | 二一九一 | | 三九四 |

第一編 前史

| | | | | | |
|-----|---|------|------|------|------|
| 五 | 年 | 一七〇二 | 二六一七 | | 九一四 |
| 六 | 年 | 二一六三 | 二八一〇 | | 六四七 |
| 七 | 年 | 一九三一 | 二三四六 | | 四一四 |
| 八 | 年 | 一八六一 | 二九九七 | | 一一三六 |
| 九 | 年 | 二七七一 | 二三九六 | 三七四 | |
| 十 | 年 | 二三三四 | 二七四二 | | 四〇七 |
| 十一 | 年 | 二六〇八 | 三三〇五 | | 六九七 |
| 十二 | 年 | 二八四〇 | 三三五六 | | 五一六 |
| 十三 | 年 | 二八八四 | 三七八九 | | 九〇五 |
| 十四 | 年 | 三二五五 | 三二五六 | | 〇・五 |
| 十五 | 年 | 三九二二 | 三〇七六 | 八四五 | |
| 十六 | 年 | 三八三七 | 二九五〇 | 八八七 | |
| 十七 | 年 | 三三九八 | 二九七〇 | 四二七 | |
| 十八 | 年 | 三七一三 | 二九三五 | 七七八 | |
| 十九 | 年 | 四八八七 | 三二一六 | 一六七〇 | |
| 二十 | 年 | 五二四〇 | 五一六九 | 七〇 | |
| 二十一 | 年 | 六五七九 | 六五八五 | | |
| 二十二 | 年 | 七〇二〇 | 六六二七 | 三九二 | |

而して輸出振興に活躍した工業製品の主要なるものは、生絲及び在來の陶磁器・漆器・マッチであつて、その輸出金額は次の如く躍進し、農産品たる茶と鑛産品たる銅と共に本邦重要輸出品目をなした。(單位萬圓)

| (年次) | (生絲) | (茶) | (銅) | (陶磁器) | (漆器) | (マッチ) |
|-------|------|-----|-----|-------|------|-------|
| 明治十一年 | 七八八 | 四二八 | 七八 | 一六 | 一四 | 二 |
| 十二年 | 九三七 | 七四四 | 七九 | 三〇 | 二七 | 八 |
| 十三年 | 八六〇 | 七四九 | 四二 | 四七 | 四四 | 三六 |
| 十四年 | 一〇六四 | 七〇二 | 五七 | 七一 | 五二 | 二四 |
| 十五年 | 一六二三 | 七〇二 | 八二 | 五七 | 五五 | 三 |
| 十六年 | 一六一八 | 六一〇 | 七二 | 五四 | 五一 | 〇・三 |
| 十七年 | 一一〇〇 | 五八一 | 一三八 | 五二 | 四五 | 〇・二 |
| 十八年 | 一三〇三 | 六八五 | 一八二 | 六九 | 四六 | 六 |
| 十九年 | 一七三二 | 七七二 | 二一四 | 一〇〇 | 五八 | 三七 |
| 二十年 | 一九二八 | 七六〇 | 二〇三 | 一三一 | 六三 | 九四 |
| 二十一年 | 二五九一 | 六一二 | 三五〇 | 一二九 | 五八 | 七四 |
| 二十二年 | 二六六一 | 六一五 | 二八七 | 一四四 | 六二 | 一一三 |

(本節は特記せるもの以外は主として土屋喬雄氏「續日本經濟史概要」に據る)。

第三節 工業教育の動向

第一項 徳川時代の工業教育

1. 工業教育思想

平賀源内の工業教育思想 近世に於る工業教育の主張は徳川時代の先覺者達の興國的な熱情に基くものであり、蘭學渡來を機縁とするものであつた。例へば平賀源内は明和八年に當局に天草の陶土を献上し、其際「陶器職人を教育して優秀なる陶器を製作し國益を増進すべきこと」を献白してゐる。(平賀源内全集、上卷)

一、陶器土 壹包

右之土、天下無双之上品に御座候。今利燒・唐津燒・平戸燒等・皆皆此土を取越燒候。其内今利、唐津は日本國中普く行渡、唐人、阿蘭陀人も調師候……

一、天草に而も、近年高濱村庄屋傳五衛門と申者、燒覺候得共、細工人不宜候故、器物下品に御座候。私存付候は、天草か長崎に而、巧者成職人を呼集、器物之格好・繪之模様等差圖仕、唐・阿蘭陀之物好に合候様に工夫仕候而、段々職人共を仕込候はゞ、元來土は無類之上品に御座候得は、随分上燒物出來可仕奉存候。……日本人、外國物を重寶仕、高價を出候。若日本之陶器、外國に勝れ候得は、自然と日本物に而事足り候。尤近きを賤み遠きを尊び候は常之人情に御座候得共、既に刀・脇差又は蒔繪物之類、日本が萬國に勝れ宜御座候故、日本物に而事濟候。陶器も日本製宜さへ御座候得は、

自然と我國之物を重寶任、外國陶器に金銀を費し不申、却而唐人阿蘭陀人共も調齋候様に相成候得ば、永代之御國益に御座候。……

吉田松陰の工業教育思想

又吉田松陰は當時の我國勢の微々たるを慨して教育の振興を強調したが、特に工業教育を重視して「工場と連絡した學校」の重要性を説いてゐる。松陰の執筆した「幽室文稿」卷の二には「學校ヲ論ス附作場」なる一項があるが、其の中で次のやうに述べてゐる。

人材ヲ聚メ國勢ヲ振フハ今日ノ急務タリ。而シテ人材一タヒ聚レハ即チ國勢振フヲ期セスシテ振フ。……人材ヲ聚ルハ其品ニ隨ツテ之ヲ叙用スルニ若クハナシ。故ニ余ニ策アリ。一ニ曰ク學校ヲ奮フ、二ニ曰ク作場ヲ起ス。

今世ノ學生固ヨリ已ニ空疎事務ヲ解セス、工匠愚朴要需ヲ知ラス、二者分レテ鴻溝ヲナス。讀書ノ士率ネ空疎多ク、齊稷下鑿ミルヘキナリ。故ニ余謂フ。作場ヲ起シ之ヲ學校ニ連接スルニ若カサルナリ。船匠・銅工・製藥・治革ノ工、凡ソ寸技尺能アルモノ、要スルニ皆治事齊ニ屬スヘシ。……

嗚呼今日ノ急務ハ人材ヲ聚ルニアリ。人材已ニ衆ケレハ之ヲ學校作場ニ置キ、然シテ後ソノ實材ヲ實能ニ科シ、宜シキニ從ツテ之ヲ叙用ス。……一器一藝、其ノ妙ヲ得、カクノ如クシテ國勢ヲ振ハサルモノ未タユレアラサルナリ。

學校作場なる意見は當時に於ては劃期的な教育意見で、周圍の容易に理解し得ざる所であつた。松陰が「余カ學校作場ナル說ヲ聞イテ必ス愕イテ以テ異トナス」と述べてゐる所を以てしても、周圍が如何なる反應を示したかを窺知し得るであらう。(因に記す。本學前身東京職工學校は吉田松陰の所謂作場附學校の濫觴であり、又初代校長正木退藏氏は松陰の門下生であつた。のみならず、今や本學は世田谷なる松陰の墓地に近接して本邦工業教育界の重鎮として聳立してゐる。吉田松陰と本學との關聯亦極めて緊密なりと謂ふべきであらう。)

2. 工業教育機關

維新以前に於ては上流社會は申すまでもなく、一般庶民に至るまで一般的教養の機關は備はつて居たが、職業的専門的教育に至つては未だ其の必要を認めらるゝに至らず、従つて工藝技術に關する教育の如きは、其の優秀なる者に師事して其教を受け、徒弟教育に依りて育成される状態であり、實業教育の機關は殆ど全く缺けて居た。勿論徳川時代に於ても各藩に於て殖産興業を奨励し、庶民の産業的教化に努めた所も尠くはなかつた。又青木昆陽・佐藤信淵の如き農政、農學者も輩出し、石田梅巖の心學教は主として商家子弟の教化に當り、二宮尊徳の報徳教は經濟と道德とを調和し、實踐躬行を以て社會を徳化し、一般實業社會の美風良俗の涵養に不尠貢獻せるものがあつたことは事實であるが、實業教育が公教育機關に依つて行はるゝ迄には至らなかつた。

唯僅に幕末洋學の勃興に伴ひ、化學工業造船工業方面に着眼する人々が現はれ、舊幕時代に既に二三の教育施設が現れたのである。

化學工業教育機關 化學工業教育の起源は、幕末に蕃書取調所内に精煉所即ち化學局を置いたのに始まる。其の教師としては川本幸民・市川齊宮・小林祐之・柳川春三・宇都宮三郎・桂川甫周等があつた。更に慶應元年蘭人グラタマを同所に聘した。グラタマは初め長崎で通辯を勤めた者で、我が國寫眞術の先驅をなした上野彦馬の如きもグラタマの門弟であつた。

其後、鹿兒島藩老小松帶刀は舍密局を大阪に開き、グラタマを招いて教師となし、幕府の蕃書取調所の設備を

移し、諸藩の命をうけて入學した者に硝石・火藥等の製造法を教へた。グラタマは一年半で歸國したので、獨人ヘルマン・リツテル之に代つて教師となり、英語で教授し、教科書にはロスコーの化學書を用ひ、物理學をも講じ尙簡易なる分析の實驗を教授し、化學的知識の普及に貢献した。(後同局は理學所と改稱されたが、明治六年に閉鎖された)

此の外京都にても知事榎村正直の唱導によりて明治三年舎密局を置き、獨逸人ワグネルを聘し、陶器・玻璃・染色・石鹼製造等の業を起したが、明治十四年之を民業に移してより事業次第に衰へ、十六年遂に之を廢止するに至つた。

造船工業教育機關 幕府は來航の巨艦大舶に刺戟せられて、造船・航海に關する教育機關を比較的早くより設立した。即ち長崎に傳習所を設けて海軍に關する學術を習得せしめ、又江戸の軍艦操練所・神戸の海軍操練所に於ても學科の一つとして造船學を教授し、又横須賀鑿舍でも造船技術者の養成に當つた。横須賀鑿舍は造船技術の養成を目的としたもので、生徒は主として農工の子弟より採用し、之に技手として必要な學科を教授した。(横須賀鑿舍は維新の際閉校の厄に遭ひ、明治三年復興せられた)。(文部省、實業教育五十年史)

第二項 明治初期の工業教育

1. 工業教育思想

工業教育振興に關する意見 維新政府は大に工業を奨励したが、教育界でも工業教育を眞劍に考慮せらるるに至り、明治七年以後文部省發刊の「教育雜誌」・「文部省雜誌」には工業教育の重要性を唱へた論文並に外國の工業教育に關する翻譯が多數に見られる。こゝに其二を載録する。

技術大學校設置の意見

(前略) 故ニ余惟フニ貴國政府余ノ學制ヲ採用シ以テ技術大學校ヲ創建シ當今ノ急務ニ應セハ必ス各人民感發シテ大ニ日本ノ國益ヲ冀フ者アリテ之カ補助ヲナスコトアルヘシ

東京技術大學校學制

第一款 技術大學校ハ才能アル日本人ヲシテ歐洲技術ノ方法及其意匠等ヲ實地上ニ習學セシメ以テ漸々ニ日本固有技術ノ開明ヲ助成センカタメニ設置スルモノトス

第二款 技術大學校ハ他ノ文明國ノ基本ニ倣テ學問大學校ト并立セル貴重ナル大學校ナリ

第三款 技術大學校ハ國中最も貴重スヘキ學校ニシテ皇帝陛下ノ篤ク之ヲ敬愛シ保護シタマフ所ナリ蓋シ此學校ノ隆盛ナル國ハ名譽ヲ萬國ニ躍カスヲ以テナリ

第四款 技術大學校ハ巨多ノ保護ヲ得可シ(以下略)(文部省、教育雜誌、第一號)

工業教育振興に關する意見

曩ニ米國へ派遣セシ伊澤修二・神津專三郎ヨリ我邦教育ノ事ニ付意見ヲ上陳セリ因テ之ヲ記載ス

不肖修二師範學科取調トシテ當國(米國)ニ渡リシ後何カト我國ノ益トナルヘキ事共見當リナハ速ニ具陳ニ及ハムト心ヲ用ヒ居タリシカ素ヨリ眼ニ觸レ耳ニ聞ク所博カラネハ未タ是ヲ我國ノタメニナルヘキ事ナラムト思ヒ當ル事モナク早一ト年ノ半ヲ

過シヌ又今學期ノ末ニ當リテ三週間ノ暇ヲ得タレハ今日マテ見聞シケル所ニ就テ當所工業教育進歩ノ概略ヲ記シ且我國將來ノ進歩ヲ助ケムニハ工業ノ教育最肝要ナルヘシトノ愚按ヲ附シ進呈スルナリ

抑近年麻沙土設州ノ教育官等専ラ心ヲ用ヒラレシハ工業教育ノ一事ニシテ其効驗ヲ奏セシモ亦著シトイフヘシ當州中工業師範學校ノ數十九製作所ノ數二千有餘工人ノ數廿七萬千四百二十一人實ニ米國第一等ノ工業ノ地ニシテ其進歩ノ中心ヲ得タリトイハムモサナカラ僞ナラス

諺ニ蔣カヌ種ハハエヌトイヘリサレハイカナル種ヲ蔣キテ斯ノコトキ結果ヲ得タリシヤ其原因ヲ尋ネムニハ先其歷史上ニ考檢スルコト肝要ナリ故ニ次ニ其概略ヲ學テ便覽ニ供スヘシ(中略)

我國既ニ數萬ノ中小學ヲ設ケ盛ニ普通ノ學科ヲ擴メラレシハ無形ノ進歩ノ種ヲ蔣クモノ、如シサレト目下急務ナル眞ノ有形進歩ヲ鼓動スヘキ諸學校ノ如キハ唯學制上ニ累々ト名目ヲ掲クルノミニシテ未タ實ニ其開設ノ美譽アルヲ見ス斯ノ如ク一方ノ教育ノミニ眼ヲ注キテ他ヲ顧ミサル時ハ恰モ病ヲ治スルニ藥名ノミニ心ヲ用ヒテ滋養ヲ意トセサルモノノ如クタトヒ病ハ治ストモ身體態々疲レテ終ニ自ラ斃ルルニ至ルヘシ故ニ若シ今日速ニ有形進歩ヲ改進スルノ方法ヲ設ケサレハ是迄盡力シテ開キタル中小ノ學校モ到底支ユル事態ハスシテ空ク水泡ト消行ク日ナシト云難シ余等望ム所ハ我教育官ノ其目的ヲ二途ニ立テ一ハ普通ノ學ヲ擴メテ人智ノ開達ヲ助ケ一ハ產業ノ基ヲ立テ國家ノ富強ヲ期シ有形進歩ト無形進歩ト互ニ相援ケテ開明ノ域ニ進マム事ヲ待ツニアルノミ

我國將來ノ有形進歩ハ農ヨリ興ラムカ商ヨリ興ラムカ其進趣ニヨリテ自ラ教育ノ目途ヲ異ニセサルヲ得ス我國ノ如ク土地ニ比較シテ人口ノ多キ國ニテハ工業ヲ盛ニシ工產物ヲ興スノ最モ益アルコトハ喋々ノ辯ヲ費サスシテ明ナラム故ニ閣下ノ一層心ヲ工業ノ教育ニ用ヒラレム事ヲ望ムナリ然レトモ事ニ本末アレハ本ヨリ興リテ末ニ及ハサルヘカラス若其順序本末如何ノ疊問アラムニハ其工業振興ノ基本トナルヘキハ工業師範學校ナリ工業進歩ノ場圃トナルヘキハ工業學校ナリ將來ノ結果ハ良工ノ増加

工業物ノ蕃殖國民ノ富強ニアリト答ヘムトスサレハ今日ノ要務ハ先工業師範學校ヲ開キ次ニ工業學校ヲ興シ若干ノ卒業生ヲ得テ工業生徒ヲ教授セシメ寡ヨリ衆ニ及ホシ小ヨリ大ニ達シ遂ニ全國ニ工業ヲ振興スルノ基ヲ立ルニアラムカ(以下略)

(文部省、教育雜誌、第二十六號)

以て明治初期に於る先覺者達の工業教育的熱情の一端を知ることが出来るであらう。(因に伊澤修二・神津專三郎兩氏の企圖した工業學校・工業師範學校は、本學前身校たる東京職工學校の設立に依つて實現されたこと、後述の通りである)

2. 工業教育法令

學制と工業教育制度 明治五、六年に「學制」學制二編追加」が公布され、此に依つて小學・中學(今の七年制高等學校に當る)・大學・専門學校等が規定せられ、工業教育機關としては中學の部に工業學校、専門學校の部に工業學校及諸藝學校が規定された。工業教育に關係ある法文を次に掲げる。

中 學

第二十九章 中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辯學校農業學校諸民學校アリ此外廢人學校アルヘシ

第三十七章 工業學校ハ諸工術ノ事ヲ教フ

大 學

第三十八章 大學ハ高尚ノ諸學ヲ教ル専門科ノ學校ナリ其學科ハ大略左ノ如シ

理學 化學 法學

醫學 數理學

專門學校

第一百九十章 外國教師ニテ教授スル高尚ナル學校法學、醫學、理學、農學、工學、商學、醫藥學、牙科、齒科、獸醫學、農學、林學、礦山學、工業學校、農業學校、商業學校、獸醫學校等ノ類之ヲ汎稱シテ專門學校ト云フ

但此學校ハ師範學校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス

第一百九十一章 專門學校ニ入ル生徒ハ小學教科ヲ卒業シ外國語學校下等ノ教科ヲ踏ミタルモノニシテ年齢十六歳以上タルヘ

第一百九十三章 專門學校ヲ分ツ左ノ如シ法學校醫學校理學校諸藝學校礦山學校工業學校農業學校商業學校獸醫學校等コレナリ

第二百二章 工業學校ヲ分テ豫科本科トシ豫科脩業三年間本科脩業三年間トス工業學校教即別册アリ(學科目省略)

第二百四章 諸藝學校教科ヲ分テ豫科本科トシ豫科脩業三年間本科脩業四年間トス(學科目省略)

但し「學制」の規模の宏大なるに反し、「學制」發布當時は其規定の實を保持せる大學・專門學校は起らなかつた。唯僅に東京開成學校、工學寮(共に後の東京帝國大學)が略々之に近いものであつた。(明治教育制度發達史第一卷)

教育令と工業教育制度 明治五年の「學制」は規模宏大秩序整然たる事に於て稀に觀る大教育法典たるを失はなかつたが、是は當時の我が國情よりは遙かに進み過ぎたものであり、且之を實際に直ちに施行することは當時の我が國力よりして不可能であつた。殊に餘りに劃一に過ぎ地方の特殊事情を無視した事や督學制度を重視した結果、往々干渉的強制的となり怨嗟の聲をさへ聞くに至つた。茲に於て明治十二年九月二十九日に「學制」を廢止

し、「教育令」の制定を見るに至つたのである。

明治十二年發布の「教育令」は佛蘭西式劃一主義を排し、之に代ふるに米國式自由主義に立脚せるもので、些かその度を越えた爲に翌年忽ち更に改正を加ふるの止むを得ざるに至つたとはいへ、「學制」と共に我學校教育の發達に一時期を畫するものであつた。而して「教育令」は小學校の立場からは色々特色があるものであり、小學教育の地方化・簡易化を圖つた點に於て功罪半ばするものであつたが、實業教育・工業教育の立場からはさまで注目すべき變改が無かつた。その工業教育に關する主なる規定は次の通りである。

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

工業教育の立場から此の規程で注目すべきことは、「學制」に於て中學・專門學校何れの項にも明記してあつた工業學校以下の實業學校の名稱が法文から消えたことである。「教育令」は教育の地方化・融通化を目的として立法されたものであるから、工業學校を否認したものとは思はれないが、然しながら翌年の「教育令」改正では專門學校の次に各種の實業學校を附加し其の内に職工學校を明記したこと等から見ると、明治十二年の「教育令」は實業教育上からも考慮の餘地を持つものであつたのであらう。

改正教育令と工業教育制度 教育令は餘りに自由に過ぎたので、教育強化の建前から其の改正が希望され、翌十

三年十二月に「教育令」を改正して之を公布した。工業教育に關しては

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校農學校商業學校職工學校其他各種ノ學校トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス
商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス
職工學校ハ百工ノ職藝ヲ授クル所トス

第五十條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校農學校商業學校職工學校ヲ設置スヘシ

と規定した。文部省は「教育令」の改正に當り、第二條に就ては特に職工學校を重視して改正案を練つたやうである。改正案の原案には第二條の專門學校の次には單に職工學校のみを加へて

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校職工學校其他各種ノ學校トス

第八條 職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス

第五十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校職工學校等ヲ設置スヘシ

と規定し、職工學校を加へた理由としては

學術ノ生産力ニ關スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ現シ又廣ク社會ニ實業ヲ起サシメ專門學校ニ並シテ學校類
中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工學校ヲ以テ最ナリトス而シテ教育令中此名稱ナキハ頗ル闕典ニ屬ス是レ本條改正
ノ要旨ナリ。

と述べて居る。(猶原案では職工學校の任務としては「職工學校ハ諸般ノ工藝ヲ授クル所トス」とし、前述「百工ノ諸藝」と違つてゐた)。此は元老院に於て修正せられ、専門學校と職工學校との間に農業學校商業學校が挿入されたが、とにかく文部省が如何に職工學校を重視したかを見ることができよう。(明治教育制度發達史、第二卷)

文部省が職工學校を重んじた理由として想像されることは、その當時の海外留學生が前述の如く工業教育振興の重要性を痛感し、その結果文部省の機關誌たる「教育雜誌」には工業教育振興に關する論文が夥しく掲載されたこと、又田中・九鬼等の文部省の主腦部が親しく歐米の博覽會を見聞して本邦にも工業を振興させることの緊要なるを痛感した事等に依るものと想像される。明治十三年の「教育令」改正の翌年には東京職工學校が設立されたので、東京職工學校も大きな期待を持つて創設されたであらうことが、上述の「教育令」改正の經過から想像されるのである。

「改正教育令」に於ては専門學校と農學校商業學校職工學校とを區別してあるが、さればとて文部省が職工學校を以て専門學校ならざるものと認めた譯ではなかつた。例へば明治十五年の府縣學務課長學校長を召集した際にその學事諮問會示諭事項の一節に於て専門學校に關して次の通り述べてゐる。(文部省年報、明治十五年)

文部省ハ夙ニ此ニ見アルヲ以テ各種専門ノ學校ニ係ル規程ヲ編制シ以テ汎ク之ヲ府縣ニ頒行セント要シ先ツ業ヲ當務ノ最モ急ナルモノヨリ起シテ逐次其餘ニ及サント欲シ其醫學校及藥學校ノ如キハ既ニ數月前ニ在テ其通則ヲ編制頒行セリ以來專ラ農業學校商業學校ニ及ヒ職工學校ニ係ル通則ノ編制ニ從事スルヲ以テ其頒布ノ日ハ亦將ニ遠キニアラサルヘキナリ

即ち醫學校の如き専門學校と列べて、農業學校商業學校職工學校を擧げてゐるのである。又、明治十四年の「文

部省年報」には東京職工學校を専門學校の欄中に記してゐる。従つて後日經濟界の不況に伴ひ小學教育の簡易化を圖るために明治十八年八月再び「教育令」を改正したが、新令に於ては實業學校も専門學校の内に一括し、第二條は修正されて「第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス」と改められ、農業・商業・職工等の諸科も専門學校の内に含められて「第七條 専門學校ハ法理科醫科文科商業職工等各科ノ學業ヲ授クル所トス」とし、又實業教育の地方化を企圖して「第三十一條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又農學校商業學校職工學校其他ノ専門學校ヲ設置スヘシ」と定めた。

以上の諸事項の外に、工業専門教育に關して注意すべき法令は中學校に於ける専修科に關する規定である。前述の如く「學制」の中學の中には工業學校商業學校通辯學校農業學校等が規定せられ、明治十二年の「教育令」に於ては此が無くなつたことは上述の通りであるが、其後明治十四年七月に「中學校教則大綱」が定められると共に、高等中學校程度の實業専修科が認められた。即ち

第五條 中學校ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ高等中學校ノ外若クハ高等中學校ヲ置カス普通文科普通理科ヲ置キ又農業工業商業等ノ専修科ヲ置クコトヲ得

第十一條 中學校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トスと規定されて、工業専修科を認めたのである。但し實際は行はれなかつた。

學校令と工業教育制度 從來は種々の學校を「教育令」なる一の法令の内に纏めてゐたが、一箇の規程の中に總ての學校規程を含ましめることは不可能であり單に輪廓を定むるに過ぎず、學校の準則としては不充分なるを免

れなかつた。そこで森文部大臣は之を改めて夫々の學校を規定する夫々の學校令を公布することとなり、明治十九年に帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令等を公布した。(明治以降)教育制度發達史、第三卷)

此の中で工業教育上特筆すべき規定は中學校に關する規定である。「教育令」では中學校は高等普通教育を旨指すものであつた。明治十二年、十三年、十八年の「教育令」は何れも「中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クルトス」と規定して變更する所がなく、唯僅かに明治十四年の「中學校教則大綱」に「中學校ハ高等ノ普通學科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ爲メ又ハ高等ノ學校ニ入ルカ爲メニ必須ノ學科ヲ授クルモノトス」と定められたが、教育の實用化に關しては何等規定する所が無かつた。然るに森文部大臣は從來の中學校の初等中學科・高等中學科の兩科を分離して尋常中學校・高等中學校に分けたが、高等中學校は之を分化し専門化することをも試みたのである。その關係規定を列擧すると次の通りである。

第一條 中學校ハ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ爲ス所トス

第二條 中學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬ス

第三條 高等中學校ハ法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得

森文相は教育の實際化には深い關心を持つてゐた。氏が明治二十年六月二十一日地方巡視の際に宮城縣官及學校長に對して述べた左の演説は、此に關する氏の意見をよく示すものと言ふことが出來よう。(日下部三之介氏、森子爵の教育意見)

高等中學校ヲ設置スルノ必要並ニ高等中學校ハ前途國ニ重要ナル場所ナルコトニ付先ヅ一言スベシ。……萬國ノ中ニテ我國ノ

等位ハ果シテ孰レニアルヤ……唯ニ明言スルモ間違ナキハ、我國ノ等位ノ甚ダ高カラザルコト、國力ノ甚ダ強實ナラザルコト、國交上經驗不足ナルコトナリ。然ルニ前途外國交際ハ愈緊切ノ關係ヲ累ネ、到底殖産工業商賣ヲ以テ外國ト競争セザル可ラズ、此時ニ方リテ今日マデノ教育學問ノ仕方ハ能ク此競争ノ困難ニ堪ユルニ適スベキヤ。之ヲ如何ニセバ則可ナラン。唯教育學問ヲ確實ナル仕方ニ改メ人物才能ヲ造リ出スニ在ルノミ。勿論徒ニ事物ノ理ヲ説キ又ハ德行ヲ重ズルモ世事ニ疎ク、又ハ書ヲ讀ミ文ヲ作ルモ實行ニ立タザルモノノ如キハ、余ノ所謂人物才能ニアラズ。蓋シ今日外國ト競争スルニ方リスノ如キ迂濶ナル人物才能ハ國家ノ急用ニ充ツルニ足ラザレバナリ。

然しながら、森文相の意圖は充分に結實しなかつた。即ち分科に關する學科課程に關しては「第八條 法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ニ關スル學科及程度ハ別ニ之ヲ定ム」と規定したに過ぎず、此の學科課程も遂に出來上らなかつた。従つて森文相の高等中學校の實業化は全く結實しなかつたと言つても過言ではなからう。此は森文相が何れかと言へば精神教育主義者であつたこと、實業なる言葉の意味も社會の實務といふ茫莫たる觀念に留まつてゐたこと、専門的な學校の學科課程が當時にあつては簡單に規定でき難かつたこと等に依つたものであらう。

3. 明治初期の工業教育機關

概説 明治初期の工業教育機關の主要なるものは、東京開成學校・工學寮（共に後の東京帝大）、東京開成學校製作學教場、新潟學校等である。

又工部省に於ては工學寮設置の前後に於て、各局各寮に修技齋又は傳習所を置き、簡易の方法により夫々必要

なる技術を教授した。即ち明治四年五月には燈臺局構内に修技舎を置き、生徒を募集し、官費を以て當掛事務の速成學科を修めさせた。明治七年一月これを廢止して現修技生を工學寮に併合した。

明治四年十月には莫爾斯印字機が始めて歐洲より輸入されたので、電信局内に假りに修技教場を設け、生徒六十名に其の技術を傳習した。

明治五年六月製鐵寮に覺舎を設け、其の略則を定め、傳習生徒十五名を限り入學を許し官費を以て養成した。此年十月に至り更に教師佛人アリスチード・グーグレル氏を徵備して教授の任に當らしめた。翌三月に至りて覺舎を廢し該生徒を工學寮に併せた。

明治六年七月には勸工寮内に女工傳習所を設け、女教師英人アダムス・ミルラー氏等を徵備して襟袿の粧飾及組織縫箔等の技藝を教授せしめた。此の傳習所は明治九年一月廢止された。蓋し寮務逐日盛なるに隨ひ此を維持するに遑なく、且つ一方に於て文部省は「學制」を釐正し女學校の設けを見るに至つたからである。開場以來女生徒の入學を許せる者七十六名であつた。

此の時期に於る工業教育は主として高等専門に向けられてあつたので、中等程度の教育施設としては見るべきものは甚だ少なかつた。當時開成學校の教師兼顧問であつたワグネル氏は中等工業教育の必要を文部卿に建議し、一國の發展は科學の發達によるものにして、我國の如き科學的知識の未だ幼稚なる國にあつては、歐米諸國の發明創造に倣ひて自ら學術を勵み知識を磨くに非ざれば、到底かの先進國と同列に立ちて其の競争に堪ゆることの困難なるを説き、其の方策として先づ低度の工業教育による職工長其の他の技術者を養成するの急務なるを

力説したのである。政府は此の説を容れ、明治七年二月開成學校内に速成的教育機關として製作學教場を設け、製煉學及工作學を教授した。

地方に在つては、明治九年に新潟縣に於て物品製造等の術並に百工化學を教授するを目的とせる新潟學校を設けた。此の學校は文部省年報によれば明治十三年頃まで繼續したやうである。

又徒弟學校程度のものでにして最も古いものは明治十年印刷局内に學場と稱する夜學校を開設し、同局に勤務せる職工及教員の子弟を收容し、晝間は夫々職務に服せしめ、夜間之に補習的教育を施した。これ當時政府が直接經營せる唯一の低度工業徒弟教育機關であつた。又、私人の經營に成るものは、明治十一年に我國で最も古い活版印刷所たる秀英舎が、其の使用せる職工子弟を教育するの目的を以て同舎内に一の徒弟施設を設けた。是が我國に於る私設徒弟教育の嚆矢である。

明治十二年七月東京府は小學校を假用して庶民夜學校を設け、府下各區に各一校を置き、晝間修業の暇なき者に商工二科の端緒を教授した。又大阪府に於ては女子の下等小學校を卒へたる者に對し紡績裁縫割烹等を教授した。是等は何れも今日の工業補修學校に類するものであつた。(文部省、實業教育五十年史)

東京開成學校(東京大學・帝國大學) 舊幕府の創設した開成所は、昌平齋及醫學所に遅れて明治元年九月十二日を以て鎮將府の手に依つて復興され、舊開成所總奉行川勝近江・舊開成所頭取柳川春三を開成所頭取となして其事務に當らしめ、校名も開成學校と改められた。校地は、當時舊開成所跡が土浦藩兵の屯所となつて居たので、駿河台袋町川勝近江私邸を以て假に學校事務集議所と爲した。次いで十月十二日開成所は築地舊幕府海軍所に移

され、同十八日鎮將府廢せらるゝや、一時太政官の所管と爲り、二十八日東京府の所管となつた。翌年一月十三日再び太政官の管轄に歸し、二十一日一橋門外舊幕府騎兵所英國公使館の一部を以て假に開成所本署と定めた。十二月十日官制の改革行はれ、頭取及一等教授、二等教授、三等教授、教授試補及定番小頭等置かるゝこととなり、十二日校舍を築地から神田錦町舊幕府開成所跡に移した。そして從來開成所に密接な關係をもつて來た川勝近江、柳川春三の職を解き、宮中學校議事取調掛内田恒次郎（正雄）を以て學校頭取となし、二等教授以下の任命あり、次いで翌二年正月、三月、四月及五月に於て更に二等教授以下の任命があつた。斯の如く明治元年に在りては開成所は其の所管を轉ずること數次、地址も定まらず學校の體裁も亦備はらず、生徒を入學せしむるにも至らなかつたが、二年正月に至り漸く本格的に開校せられることとなつたのである。

其後明治二年十二月四日大學南校と改稱、明治四年九月閉鎖、同十月再び開校、明治五年八月第一大學區第一番中學、六年四月開成學校、七年五月東京開成學校と改められる等の迂餘曲折を経たが、同校が専門學校以上の名と實を示したのは明治六年四月以降であつた。

明治六年四月九日第一大學區第一番中學を改めて開成學校となし「學制」に據る専門學校としたが、實際先づ將來開成學校に於ては英語を專用することとし、法學・理學・工業三専門學科を置くことを定めた。然るに語學を限定した結果佛獨語科生徒の處分法を定むる必要を生じ、佛語科生徒のために諸藝學科、獨語科生徒のために鑛山學科を設け、英語科生徒も學力次第では右二科の中何れかに編入するを妨げざることとした。斯くの如く五専門學科は開設せられたるものの如くであるが、實際に於ては鑛山學科を除くの外は未だ直に本科の課程を具ふ

るに至らなかつたものと思はれる。當時の學科課程を知る上に徴すべき資料は甚だ少なく僅に「文部省第一年報」に據るの外は無いが、此に據れば各専門學科は各別に本科と豫科とを有し、本科の修業年限は理學科の四箇年の以外は總べて三箇年とし、豫科は何れの専門學科に在りても皆三箇年であつた。而して生徒の學力が齊一でなかつたため、鑛山學科には第一年級を開いたが、其他の學科にありては何れも豫科を設けたのみであつた。そして豫科の程度も不等にして、法學科には第一級第二級あり理學科には第一級第二級第三級あり鑛山學科には第一級第二級第六級あり諸藝學科には名稱をも異にして三年下級一年上級及一年下級等あり、工業學科には第六級甲等があつた。

唯、専門學科が各別に豫科を有することは煩雜であるのみならず未だ志望確定せず、専門學科の性質を知らない少年生徒をして入學の始めに將來の志望を確定し其の屬する所を決せしめんとするは不合理であり、その結果入學後に於て轉科を願出る者も少くないので、本科は法學科・化學科・工學科とし豫科は全然共通のものを設けることとし、その學科課程も次の如く改めた。

本科課程

法學科(略)

化學科

第一年下級 形質分析 度量分析(初歩) 製作化學 有機性化學 金石學及地質學 物理學及製鍊局ノ實驗 心理學及論文

法蘭西語

第一章 東京職工學校時代

第二年中級 度量分析 試金 製作化學 地質學及採鑛學 物理學及製鍊局ノ實驗 修身學及論文

第三年中級 度量分析 試金 採鑛學

工 學 科

第一年中級 高等數學（四術算及微分積分） 重學論理及應用 物質強弱論 圖書推算學及製圖 物理學及製鍊局ノ實驗 金

石學及地質 心理學 法蘭西語

第二年中級 熱動學ノ論理及應用 結構強弱論 物理學及製鍊局ノ實驗 機器製圖 機器功力及工場實驗 鐵道測量及築造

（野外及館内）地質學及採鑛學 修身學

第三年中級 海陸蒸氣機及水機器樣式ノ講義 復脩實驗（計畫 製圖 計費）採鑛

猶佛語諸藝學科及獨語鑛山學科は他の三専門學科と異り、開成學校開設當時在學の佛獨二語科生徒救濟のため
に設けたものであるから、新に生徒を募集せず在籍生徒の卒業と共に廢止した。

最後に明治八年東京開成學校時代の教則第二章を掲げて、當時の規模を示したい。

第一條 東京開成學校ハ文部省ノ所轄ニシテ諸科専門ノ生徒ヲ教育スル官立大學校ナリ

第二條 此大學校ハ内外人ノ學力其任ニ堪フル者ヲ學テ教授トシ諸科専門ヲ教授セシム

第三條 此大學校ハ現今五箇ノ専門學校ヲ合併シテ成ルモノニシテ其目左ノ如シ

第一 法學校 第二 化學校 第三 工學校 第四 諸藝學校 第五 鑛山學校

明治十年四月十二日に東京開成學校は東京醫學校と合併して東京大學と改稱されたが、その中に理學部を置き、
理學部の中に工業關係の學科を設けて其の方面の學術を教授した。理學部は明治十三年には化學科・數學物理學

及星學科・生物學科・工學科・地質學科・採鑛冶金學科の六科であつたが、漸次に分化し、明治十四年には數學科・物理學科・星學科が各々獨立し、明治十七年には海軍省の希望によつて造船學科が附設された。更に明治十八年十二月十五日には文部省達に依つて理學部より機械工學・土木工學・採鑛冶金學・應用化學等の諸學科を分割して新に工藝學部が設けられた。更に明治十八年十二月工部省廢止せらるるに及び、同年十二月二十二日太政官達第七十號を以て工部省所管の工部大學校は文部省の所管に移された。そして明治十九年三月には「帝國大學令」が制定せられ、「帝國大學ハ大學院及分科大學ヲ以テ構成ス」るものとし、「分科大學ハ法科大學醫科大學工科大學文科大學及理科大學トス」ることに定められたのである。斯くて從來の工藝學部及工部大學校は總括されて工科大學として發展したのである。(猶從來は大學の修業年限は大體四年であつたが、「帝國大學令」公布と共に一年短縮して三年に改めた)

帝國大學の中に工科大學を設けたことは、世界の大學教育史上から見ても特筆すべきことであつた。何故なら英・獨・佛等の歐洲諸國では綜合制に非ざるものには大學 (University, Universität, Université) の名を許さず、斯る綜合大學の中には原則として工科農科のやうな實業的な學科を置かない。歐洲の大學はその沿革的因縁に束縛されて神學科・法科・醫科が大學の分科であり、後に大學豫科の役割を果してゐた文理科が昇格して大學に編入されたのであつて、大學と云へば神學科・法科・醫科・文理科の四分科が傳統的な組織であつた。斯くて獨逸に於ては前回の歐洲大戰後ベツカー氏 (ドイツの大學教授・文部次官・文部大臣等を勤めた人) は、工業大學 (Technische Hochschule) が單科大學としてしか認められず綜合大學の組織外に輕置されてゐることを相互に

不利益であると述べてゐる位である。由來歐洲では實業は大學的教養の程度に達してゐないといふ傳統的觀念、並に大學成立の沿革に妨げられて、前述の如く正統的な大學的取扱をなさなかつたのであるが、日本が之に倣はずして帝國大學の中に工科大學を認めたのは、爾後の工業日本の發展に大きな役割をしたものと思はれる。

次に當時の工科大學に於ては如何なる學科が教へられたかを回顧して見たい。

「帝國大學令」が公布される以前の理學部時代は、修業年限は四年であつて、最初の第一年は基礎的共通的の學科で、之を諸學科と稱した。諸學科の學科目は次の通りである。

數學（代數幾何）物理學・重學大意・星學大意・化學（無機・實驗）金石學大意・地質學大意・畫學・論理學・英吉利語

然しながら「帝國大學令」の公布と共に、前述の如く年限を一年短縮して三年とし、諸學科の課程を或は廢止し或は簡單化し、或は上學年に繰上げた。

土木工學科

第一年 數學 物理學 應用重學 機械學 地質學 土木工學 測量學 實地測量製圖 物理實驗

第二年 土木工學 家屋構造 工藝經濟學 測地學 實地測量製圖

第三年 實地演習 土木工學 工藝行政法 製圖 卒業論文意匠等

機械工學科

第一年 數學 物理學 應用重學 機械學 土木工學製圖 機械工學製圖及工學實驗 物理實驗

第二年 機械工學 電氣工學 製造冶金學 工藝經濟學 製圖學及工學實驗 實地演習

第三年 實地演習 意匠及講義 卒業論文意匠等

造船學科

第一年 數學 物理學 應用重學 機械學 造船學 造船製圖 物理實驗
第二年 造船學 船舶機關 工藝經濟學 造船學上ノ意匠及製圖 實地演習
第三年 實地演習 造船學 船舶機關 造船學上ノ意匠及製圖 卒業論文意匠等

電氣工學科

第一年 數學 物理學 應用重學 機械學 電氣工學 物理學電氣工學實驗 機械工學製圖 化學實驗 實地測量及製圖
第二年 電氣工學 機械工學 工藝經濟學 物理及電氣工學實驗及製圖
第三年 實地演習 卒業論文意匠等

造家學科

第一年 數學 應用重學 測量學 配景法 建築材料及構造 家屋構造 建築沿革 製圖及意匠等 物理實驗
第二年 穹窿架法特別家屋 裝飾法 建築物理 衛生建築特別意匠 仕様及計算等 製圖及意匠等
第三年 建築條例特別講義 製圖及意匠等 卒業論文意匠等

應用化學科

第一年 鑛物學 物理學 機械學 無機化學 有機化學 定性分析 物理實驗 機械製圖
第二年 家屋構造 應用化學 冶金學 定量分析應用化學實驗 鑛物識別 吹管分析 機械製圖
第三年 應用化學 試金學 定量分析應用化學實驗 機械製圖 卒業論文意匠等

採鑛及冶金學科

第一年 採鑛學 鑛物學地質學 機械學 家屋構造 鑛物識別 定性分析 地下測量 製圖

第一章 東京職工學校時代

第二年 冶金學 撰鐵學 製造冶金學 鐵物識別 試金學 吹管分析 定量分析
第三年 實地演習 鑛脈論 冶金實驗 採鐵計畫 冶金計畫 卒業論文意匠等

(以上は帝國大學五十年史、文部省第一年報、實業教育五十年史、明治教育制度發達史第一卷第二卷等に據る)

工學寮(工部大學校・帝國大學)

明治三年政府は山尾庸三氏等の建言に依つて工部省を新設した。そして同省は

兼ねて鑛山・製鐵・燈臺・鐵道・電信等を管理し、又國家的産業の發達のために自ら前述の如き種々の事業を經營し、一般に向つて此種産業の發達を奨勵した。工業の振興に就ては、外人を招聘して之を指導せしめ若しくは邦人數名を洋行せしむることとしたが、此だけでは十分でないので、工部省は伊藤博文及山尾庸三兩氏の進言に基き先づ工業に關する學校を建設して多數の人材を養成することを緊要と認め、明治四年四月に工部學校の建設に關して太政官へ左の建言をなした。

自古國家ノ文明盛大ヲ成サント欲スル者皆上下ヲシテ智識ヲ備ヘ厚生利用ノ途ニ出テシムルヲ要セサルナシ御邦内ニ於テモ既ニ御開營被仰付候當工部省所轄之事業ハ即チ其基礎ニシテ過カニ功顯相顯萬國ニ併立富強ヲ保チ候様致度且暮不堪渴仰候然處其事業ニ於ケル大小トナク技術上ニ相涉皇朝未曾有ノ要務ニ候得ハ實學知識ノ徒ニ非ス候テハ誰力能ク施行可致得理無之候惜哉御邦内之人物一科ヲ了得候者未タ見當リ不申依テ方今數多之外國人ヲ使役御創業之手順取繼罷在候次第實ニ無餘儀事ニテ終始彼等ノ餘力ヲ假リ功業漸ク相遂候様ニテハ一時開化之形況有之候トモ萬世富強ノ御基本ハ迪モ相立申間敷戰競之至ニ候此機ニ臨ミ人材教育之御方途不可缺場合モ被存候就テハ當省中ニ於テ工部學校至急御取建相成少年有志ノ者ハ盡ク校中ニ出入孜々勉學經其歲月候得ハ教師ノ指揮ニ依リ順次洋行ヲモ爲致成器之上夫々奉職事ニ爲致可申左候ハハ自然外國人使役其他多少之煩勞ヲ省キ鐵路初メ諸業ノ功實海内ニ蔓布萬世不朽之御基本相立

皇威異域ニ輝キ上下浴文明盛大ノ鴻澤候様成行候萬必然ニ相覺候

太政官も之を裁可したので、明治四年八月に工部省に工學寮を設け廳舎を虎の門なる舊延岡藩邸に置き、工部大亟山尾庸三氏を工學頭に任じて學校開設に當らせた。斯くて當局は工學寮を大學（本科）二年・小學（豫科）二年の二つに分ち校舎の建築に着手し、明治五年正月造營掛を置き、傭英人アンドンソン氏を造家師とし小學校及生徒館・教師館等の建築に従事せしめ六年十二月竣工した。そして明治六年八月二十二日に入學試験を施し、志願者八十名中四十名に入學を許可した。然るに教師は横濱に在つたマセソン商會に依頼して英國から招聘することになつたが、その外國教師の渡航が遅延したため小學の開校も延期となつた。そして七年六月に漸く英人教師九名が到着したので、ヘンリー・ダイエルを都檢（教頭）とし其餘は各科の教師に任命した。次で七月三十日曩に頒布した「工學校略則」を廢し假に學科並諸規則を定めて之を頒布した。それに依ると専門學科を分つて土木・機械・造家・電信・化學・冶金・鑛山の七科とし、生徒の在校修業は六箇年を以て卒業の期とし卒業後七年間工部省に奉職する義務あるものとした。其後規則は時々改正されたが、一例として明治七年二月改正の分を左に掲げる。

工學寮學課並諸規則 明治七年二月改正

第一條 工學寮ハ工部省ノ所轄ニシテ工部ニ奉職スル工業士官ヲ教育スル學校ナリ

第二條 生徒在寮修業ノ期ヲ六年トス初四年間ハ毎年六ヶ月間寮中ニ於テ修學シ六ヶ月間ハ實地ニ就テ各志願ノ工術ヲ修業セシム後二年ハ全ク實地ニ就テ執業セシム如此在寮ノ修學ト實地修業ト相交互スルニ因テ各生徒前半年間在寮修學セル所ノ諸

術ヲ以テ後半年間實地ニ就テ經驗スルヲ得ヘシ故ニ教授ノ法ヲ立テ教師講義ノ外生徒自ラ講究スル者ヲ助ケテ以テ之ヲ勉勵セシム

第三條 在寮修學ノ季ハ十月一日ヨリ起業翌年三月三十一日迄ヲ限リトス其間定式ノ休課ヲ與フ

第四條 毎年四月五月六月ノ三ヶ月間ハ其年入寮スル所ノ生徒ニ諸術ノ初歩ヲ教ヘ修學正季ニ入ノ階梯トス其季ノ末休課ノ時

ニ於テ一課ノ問題ヲ出シ休業中ニ自ラ研究スル所ノモノヲ以テ十月初旬ニ之ヲ試験ス

第五條 七・八・九ノ三ヶ月ヲ以テ寮中ノ休課トス此三ヶ月間ハ其年入寮スル所ノ生徒ハ工作場ニ於テ執業セシム其二・三・

・四年前既ニ入寮スル所ノ生徒ハ四月五日ヨリ九月二十六日ニ至ルマテ實地ニ就キ士官ノ下ニ在テ實地作業セシム

第六條 入寮免許ハ試験ヲ以テ及第スル者ヲ選シ命ス凡日本ノ臣民族籍ヲ問ハス十五歳ヨリ二十歳ニ至ルマテ體質健康ニシテ

行狀端正ナルモノヲ試験シ及第スル者ヲ以テ入寮ヲ免許スヘシ

毎年四月上旬試験ヲ設ケ生徒凡五十名ヲ選ム故ニ入寮ヲ望ム者ハ三月中願出ツヘシ

第七條 入寮試験ノ學課左ノ如シ

- 一、英書口讀（英文和譯、和文英譯）
- 二、英文書取、
- 三、算術、
- 四、幾何學初歩、
- 五、代數初歩、
- 六、地理學、
- 七、窮理學初歩

入寮試験ノ學ハ初二三年間ハ輕易ノ學ヲ主トスト雖モ國民ノ學識進步スルニ從テ追年學課ヲ變制シ終ニ萬國ト階級ヲ同スルヲ度トス

第八條——第十一條（略）

第十二條 寮中ニ於テ教授スヘキ所ノ諸術學科左ノ如シ

- 一、シビル・インヂエニール（道路橋梁ノ經營川港ノ堤防等總テ土木ノ術ヲ云フ學課條目略ヲ見合スヘシ）
- 二、メカニカ

ルインデエニール（機械ノ製作並ニコレヲ建造スルノ術ヲ云フ學科條目略ヲ見合スヘシ）三、電信、四、造家術、五、實地化學、六、探鑛學、七、鑛鑄學

右數課ノ中各生徒志願ノ一課ヲ研究スヘシ其一課ニ決志スルニ至テハ之ヲ變スルヲ許サス且ツ學則ニ載掲スル順序ニ因テ修學スヘシ

第十三條 生徒修業ノ目ヲ分テ三課トス

一、豫科學、二、專門學、三、實地修業

第十四條 豫科學ノ諸術專門學ヲ學フノ要業ニシテ其階梯タレハ學課ヲ分ツコト左ノ如シ

一、英語、二、地理學、三、數學初歩、四、機械學初歩、五、理學初歩、六、化學、七、圖畫

右學科ハ生徒入寮後初メ二年間ニ教授ス

第十五條 國民ノ學術進步スルニ至ルマテ先ツ都檢ノ所見ト生徒學業ノ成否トニ因リ豫科學ノ期ヲ三年或ハ四年間ニ延期スヘシ此延期ハ至ク六ヶ年ノ中ニ算入セス

第十六條 各生徒志願ノ一課ヲ研究スル爲ニ專門學ニ入ル

甲、シビルインデニール「學課條目略ニ於テ見ルヘシ」一、高等數學、二、高等理學、三、シビルインデニール中生徒志願ノ一課、四、機械學、五、地質學、六、測量學、七、圖畫術

乙、メカニカルインデエニール 一、高等數學、二、高等理學、三、メカニカルインデエニール中生徒志願ノ學課、四、船上建築、五、理學試驗、六、圖畫、七、工作場

丙、電信 一、高等數學、二、高等理學、三、物品ノ堅脆、四、測量、五、化學試驗、六、理學試驗（電信學ニ關係ノ部）
七、圖畫

丁、造家學 一、測量術、二、物品堅脆、三、地質學、四、造家、五、圖學、六、畫學

戊、實用化學 一、測量、二、地質學、三、理學試驗、四、化學試驗

己、探礦學 一、地質學、二、礦物學、三、地質測量、四、實用化學、五、探礦機械、六、礦山作業、七、圖畫、

庚、鑄鑄學 一、地質學、二、測量、三、礦物學、四、鑄鑄試驗、五、鑄鑄機械、六、圖畫

右專門學ハ生徒入寮後第三年ヨリ四年間ニ教授ス

第十七條 生徒學術ノ進歩ハ在寮作述スル圖書論說ト夏季實地作爲スル工術技業トヲ以テ時々試験シテ其優劣ヲ定ム

第十八條 初二年ノ終ニ於テ豫科學課ヲ大試験スヘシ且生徒進歩ノ定度アリ其定度ニ及ハサル者ハ專門學ニ入ルヲ許サス四年

ノ終ニ至テ專門學ノ大試験ヲ設ク

第二十一條 學期中終ノ二年ハ在寮中修學スル所ノ學課ヲ實地ニ就テ練習セシメ而半年間毎ニ必ス其作爲スル所ノ業ヲ明辨詳

記シテ之ヲ都檢ニ送り此時ニ方テ其修業スル論說ト實地ノ作用トヲ試験スヘシ

第二十二條 六ヶ年ノ終ニ於テ成業試験ヲ設ケ生徒作爲スル所ノ工業及ヒ同課ノ諸學ヲ試験シ又問題ヲ出スニ從ヒ圖畫及ヒ作

用論說トヲ詳記シ進達スヘシ

第二十三條 成業試験及第ノ生徒ハ技術成業ノ免許ヲ與ヘ工部省ニ於テ工業士官トス其階級ハ修業中毎二年大試験ノ優劣ニ因

テ之ヲ定ム

其後小學の生徒が卒業するに伴ひ大學の校舎を本格的に建築することとなり、明治七年七月太政官の裁可を経て建築に着手した。次で明治十年一月十一日官制改革あり、工部省中の諸寮を廢し更に同校を工部大學校と稱し、工作局に隸屬せしめ、大書記官大鳥圭介氏工作局長たるの故を以て同校の事務を視ることゝなつた。三月同校建築略成り中堂の樓上に書房を置き左右翼の各室を各科の教場とし舊教場を改めて博物場とし諸學科用の模型標品

等を陳列し生徒實驗の便に供した。六月經費節減の爲め葵町小學校を廢した。

明治十一年四月十五日同校の新築工事が完成したので車駕親臨開校の典を舉行せられ、長くも左の勅語を賜はつた。

勅語

曩ニ本校ヲ經營セシメ今工竣ルヲ奏ス朕親ラ臨テ開業ノ典ヲ舉ク朕惟フニ百工ヲ勸ムルハ經世ノ要當今ノ急務ナリ自今此校ニ從學スル者黽勉シテ以テ利用厚生ノ源ヲ開カンコトヲ望ム此の有難き勅語に感激して工部省御用取扱參議伊藤博文、工部大書記官大島圭介、備英人ヘンリー・ダイエルの三氏は次の如く奏上してゐる。

伊藤博文奏上

明治四年旨ヲ奉シ本校經營ノ業ヲ起シ今工事成リ龍駕親臨開校ノ盛典ヲ舉行セラル臣恐惶感銘ノ至ニ堪ヘス竊カニ惟ミルニ百工ヲ勸ムルハ經世ノ務ナリ況ヤ今港ヲ築キ道ヲ開ク等ノ諸工事方ニ急務ニ屬シ金石動植ノ産之カ採擇精練ヲ要スルモノ多ク鐵道電信ノ如キハ僅ニ其緒ニ就キ之カ敷衍擴張ヲ望ムコト亦誠ニ切ナリ今 聖旨ヲ欽ム實ニ工ヲ勸メ藝ヲ勵マシ以テ生民ノ利ヲ厚クスルニ在リ臣恭シク 聖意ヲ奉體シ 聖猷ヲ贊襄センコトヲ翹望ニ堪ヘサルナリ謹ミテ奏ス

大島圭介奏上

伏テ惟ミルニ百工ハ國家經濟ノ基本庶民衣食ノ根源ナリ工學興リ工藝昌ナレハ地開ケ業進ミ產殖エ財豐カニ上下ノ富饒衆庶ノ便益隨テ生ス明治四年八月本校ヲ經始シ今ヤ工竣ルヲ告ケ 陛下ノ親臨ヲ辱クシ以テ寵光ヲ海内ニ發揚ス本校ノ榮何ヲ以テ之

ニ加ヘン恭シク 聖旨ノ厚キヲ仰キ臣等益以テ勉勵シ職ヲ竭シ生徒ヲ育成シ以テ濟生利民ノ實效ヲ觀ルコト將ニ近ニアラントス謹ミテ奏ス

備都檢英人ヘンリー・ダイエル奏上

外臣ヘンリー・ダイエル同僚諸子ニ代リ日本 大駕親臨本校無上ノ光榮ヲ賜フヲ謝シ恭シク貴國ノ爲ニ此開校ノ盛典ヲ祝ス夫レ技術ノ教育ハ實ニ鴻益ノ事業外臣等已ニ其職ニ任セラレ今此盛典ニ陪スルヲ得何ノ恩榮カ之ニ如カン豈拮居勉勵此校設立ノ目的ヲ達シテ 聖恩ニ奉セザランヤ抑此校創立以來歳ヲ閱スル僅カニ五年業已ニ事績ノ盛大ヲ兆ス亦素志ノ虛シカラサルヲ證スヘシ而テ設立ノ目的ハ佗ナシ貴國無限ノ物産ニ因テ公衆ノ便益ヲ起スヘキ工師ヲ教育スルニアリ望ムラクハ此事業ヲシテ益々盛大ナラシメ外臣等任滿テ國ニ歸ルノ日多少ノ成績ヲ貴國ニ留メンコトヲ即チ工師ヲ養成スル一大學校アリ廣大ナル土木ノ功アリ人民ノ進歩ヲ助クル無數ノ機關器具アリ諸般物品製造ノ技術アリ加之ナラス後來公私ノ工事ヲ管理シ又後進ノ先導トナリ貴國歴史ノ體面ヲ一新スル人傑ノ輩出スルニアルニ及ンテ或ハ我輩致ス所ノ功績ナリト言ハルルヲ得ハ外臣等貴國ノ爲ニ費消セシ時日ノ空シカラサリシヲ覺ヘン外臣又冀クハ實祚長ク榮ヘ功德國ニ治ク良民益々昌ヘ共ニ福祉ヲ享ルアランコトヲ謹ミテ奏ス

工業教育に對する 明治天皇の御期待に深き感涙を禁じ得ないと共に、政府の希望・同校職員の抱負那邊に在つたかを推察することが出来る。

十一月八日第一回卒業式を舉行し六ヶ年の定期試験を経て第一等及第を得たるもの八名、第二等及第を得たるもの十四名、第三等修業を得るもの一名、計二十三名の卒業生を出した。

明治十五年四月二十日同校學科中に造船學の一科を増置した。造船學科は機械學科を卒業した後に之を專修せ

しむることを妥當と考へられたが、従前速成を要する生徒の爲に機械科中に於て兼て之を教授して居た。然し此の二學は素より小同大異にして且つ四年以上の生徒は全く其の科目を異にするところから、之を改正し特に獨立の學科としたのである。

五月五日第二等卒業のもので二年以上を經過したる者を試験し合格したものは工學士の學位を授くる規程を設け學課諸規則中に第十一章四節を追加した。是れ第二等卒業者が卒業後學術進歩し事業に熱練しても學位を得ることが出来ないことを遺憾としたからである。

明治十五年八月同校を工部省の直轄となし、其の職制を更め、校長・幹事・教授・助教授の職を置くこととし同年同月工部技監大鳥圭介氏が本校長兼任となつたが、明治十八年十二月二十二日工部省廢止の結果工部大學校は文部省に移管せられた。然るに翌十九年三月帝國大學令發布と共に本校と東京大學工藝學部とを合併し新に工部大學の設置を見るに至つた。(舊工部大學校史料、實業教育五十年史に據る)

東京開成學校製作學教場 以上は大學・高等専門教育であるが、次に中等教育に移り、先づ東京開成學校製作學教場に就て述べたい。

東京開成學校製作學教場は東京職工學校と縁故の深いワグネル氏の意見に依つて設けられた。手島精一氏は次の如くに述べてゐる。

明治初年の工業教育は程度の高い方は注意されてゐたけれども、低い程度の工業教育は全く考へが及んでゐなかつたのであります。然るに、明治六、七年頃、獨逸の工藝化學者のワグネルといふ人が時の文部省に建白して、其の意見が原因になつて、程度の低い工業學校が設けられるやうになつたのです。此のワグネルと云ふ人は……我國工業の發展を圖るために、低い程度

の工業學校の必要を深く感じて、時の文部卿に建白して申すには「高等な工業教育も無論必要ではあるが、他に實地的の低い教育をする學校が大に必要である」と云つて、それに起因して明治七年に開成學校の内に製作學教場と云ふものが設けられるやうになつたのである。(手島精一氏、工業教育の回顧)

又明治十年代に文部省専門學務局長として工業教育に努力した濱尾新氏も、ワグネル氏に關して「是(製作學教場)は、獨逸の工藝化學者ワグネル氏が本邦工業の發展を圖るに此種の工業學校の設立の必要に就て、時の文部卿に建議したるに起因するものであります」と説いてゐる。(濱尾新氏、手島君の功績)

東京開成學校所設の化學及工學は専門學科として高級なものであつたから、生徒のその業を卒へるは猶數年を要し目前の急に應ずることが出來ないので、本校内に速成教育機關として製作學教場を設け、製鍊學及工作學を教授することとし、明治七年二月二十三日文部省布達を以て之を公にした。その入學資格に關しては「年齢十八歳以上三十歳迄ノ生徒五十名ヲ限り士族平民ヲ論セス入學スルヲ許ス」と説示されてゐる。而して生徒募集の結果、入學申込者九十四名に達したので三月五日より七日迄試験を行ひ、製鍊科に三十二名、工作科に十九名合計五十一名の入學を許し、獨逸學教場に於て授業を開始した。九月に至り再び生徒六十名の募集をなした所、應募者意外に少く僅かに二十餘名に過ぎなかつた。そこで十月十七日を以て第二回入學許可を中止し翌年一月八日限り改めて募集をなすべき旨を達したが是亦都合あつて延期し、九年四月に至り製鍊科に第二回生として二十四名の入學を許可した。

次にその教則を收録して我國中等工業學校發展の基點を明にして置かうと思ふ。

製作學教場教則

第一條 此教場ハ諸般ノ工職物品製造等各自其志ス所ニ依テ直ニ其事ニ就キ專ラ實地術業ヲ學ハシム

第二條 入學ノ生徒ハ專ラ術業ヲ研究スト雖化學物理學數學等ノ學ハ製作學ノ基本タルヲ以テ之ヲ豫科トシテ其ノ大略ヲ學ハ

サルヲ得サルナリ

第三條 製作學ヲ分ツテ工作製煉ノ二科トス入學ノ生徒ハ其志ス所ニ隨テ其科ニ入ルヲ得ヘシ

第四條 入學ノ生徒ハ期限四箇年トシテ豫科三級ヲ二年間本科一級ヲ二年間ニ卒業スルノ目的アルヘシ

但豫科三級ハ各七箇月ノ課程トス本科一級ハ二箇年ノ課程トス

第五條 生徒毎級ノ終ノ試業ヲ經テ登級ヲ許スヘシ

教則日課條例

| | | | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 製煉學生徒 | | 豫科第二級 | | 工作學生徒 | | 豫科第二級 | |
| 豫科第三級 | 每週 | 物理學 | 六時 | 豫科第三級 | 每週 | 物理學 | 六時 |
| 物理學 | 六時 | 代數 | 六時 | 物理學 | 六時 | 代數 | 六時 |
| 無機性化學 | 六時 | 有機性化學 | 六時 | 物理學 | 六時 | 物理學 | 六時 |
| 化學用算 | 三時 | 物理學復講 | 三時 | 無機性化學 | 六時 | 物理學復講 | 三時 |
| 物理用算 | 三時 | 化學分析 | 六時 | 化學用算 | 三時 | 圖學 | 三時 |
| 化學復講 | 三時 | 豫科第一級 | 三時 | 物理用算 | 三時 | 幾何 | 六時 |
| 物理學復講 | 三時 | 分析試驗 | 五時 | 化學復講 | 三時 | 豫科第一級 | 每日 |
| 算術 | 六時 | 本科一級 | 五時 | 物理學復講 | 三時 | 重器學 | 一時 |
| | | 百工化學 | 每日 | 物理學復講 | 三時 | 工器使用 | 四時 |
| | | | 五時 | 算術 | 六時 | 本科一級 | 每日 |
| | | | | | | 物品製造 | 五時 |

製作學教場生徒の學業進歩は相當成績を挙げたらしい。然しながら明治十年二月に至つて廢止の止むなきに至つた。その理由としては「實業教育五十年史」東京帝國大學五十年史に據れば、「専門學科としての化學科及工學科に製作學教場の如き卑近實用のものを併置することは専門學校としての體面を得たるものではない」ことを述べ、又手島精一氏は「其頃は未だ世人の考へは甚だ幼稚且つ不穩當で、工業の眞意義が分らない。只盲目的に工業は職工の仕事である。學問も何もない職工の爲すべきことで、こんな事に金を費すのは馬鹿げてゐる、といふやうな意見が多く、そして遂に……廢止することになつたのです」と述べて居る。(手島精一氏、工業教育の回顧)

新潟學校 新潟學校の起源並に終末は明らかではないが、文献に徴するに大體次の如き體容を備へたるもので、東京開成學校製作學教場と共に、我國中等工業教育の濫觴として記念すべきものであつた。明治九年七月成立の改正校則によれば、第一章に學校の目的を示して次の如く述べて居る。

第一條 縣内公立ニシテ百工化學ヲ教授スルヲ以テ目的トス 諸般ノ工職物品製造等各其ノ志ス所ニ依ツテ直チニ其事ニ就キ實地術業ヲ學ハシムルト雖モ近ク縣内適應ノ工職及産出ノ物品製造等ノ術ヲ研究セシムルヲ旨トス

更に第三章には百工化學教則及學科を規定し

第一條 生徒ハ專ラ術實ヲ研究セシムト雖モ化學・物理學・數學等ノ學ハ本科ノ基本タルヲ以テ之ヲ豫科トシテ其大略ヲ學ハシム

第二條 學期ヲ四ケ年トシ豫科ヲ三年間本科ヲ一年間ニ卒業スルヲ目的トシ渾テ學科ハ國語ヲ以テ教授ス

學 科

豫科第一年 物理學、無機性化學、化學用算、物理學用算、化學復講、物理學復講、算術

豫科第二年 物理學、有機性化學、化學復講、物理學復講、化學分析、金石學、代數學、幾何學、幾何圖畫

豫科第三年 金石識別、幾何圖學、分析試驗

本科 百工化學

又入學生徒の年齢は大約十八年以上二十五年以下にして和英近易の書を讀み略算術を學び得るものと定め、生徒の費用は授業料として毎月末五十錢を納むることとし、家貧にして授業料を納付し得ざる者は其申出により詮議の上減額を許すことあるべしと定めた。其後明治十三年に廢止せられ此年十七名の卒業生を出したことが擧げられて居る。(文部省、實業教育五十年史)

攻玉社 攻玉社は近藤眞琴氏がその私宅に於て航海術を授けた私塾より發達したもので、其後二三の變遷を経て明治二年に攻玉塾と命名し、四年に芝新錢座町に移つた。明治十二年攻玉塾本覺に陸地測量習練所を加へたが、是が明治二十一年以後の土木科であり、現在の攻玉社工學校の濫觴である。(攻玉社、近藤眞琴先生傳)。

工手學校 工手學校は明治二十年頃當時の帝國大學總長渡邊洪基氏の提唱に依つて創立されたもので、「専門技師ノ補助タルベキ技術者ヲ養成スル」を目的として明治二十一年商工徒徒弟講習所を假校舍として開校せられた。當時の本科は土木・機械・電工・造家・造船・探鑛・冶金及製造含密の八學科であつた。是が現在の工學院の濫觴である。(商工徒徒弟講習所に就ては、後述「附屬職工徒弟學校」の項參照)。

第四節 當校の沿革

第一項 東京職工學校の創設

1. 東京職工學校の創設

工業學校設置論 前述の如く工業教育は明治維新以來相當に重視せられ、文部省雜誌・教育雜誌の諸論文にその重要性が述べられたが、東京職工學校創立當時に於ても同様で、此等の雜誌には工業教育作興に關する幾多の論文が見られる。例へば明治十三年八月九日發行の「教育雜誌」には、鈴木唯一氏の紹介した英人スコット・ルスセル述「技藝教育論抄、技藝教育ノ國ノ爲ニ尤モ要用ナルコトヲ論ス」の一節に次の如く述べられてゐる。

予ハ自ラ信ス。……其ノ（教育ノ）正鵠ハ國民ヲシテ殷富ナラシム可キ一點ニ歸セスンハアラスト。……此ノ教育（技藝教育）ニ由レハ一國內ノ人民ハ畜ニ之ヲ養ヒテ材幹アル人物或ハ善良ナル耶蘇教信者ト爲ラシム可キノミナラス、又文明諸邦國ニ於テ各人自己ノ職分トシテ營爲セル一箇ノ事業ニ就キ更ニ一層ノ考究ヲ加ヘテ特別ノ知識ト特別ノ練熟トヲ有セシムルコトヲ得可キナリ。此ノ特別ナル職分即チ技藝或ハ商賣ト云ヘルモノハ各人ノ之ヲ以テ自己ノ常業ト爲ス可キモノニシテ、或ハ指物師ト爲リ或ハ錫匠ト爲リ或ハ鍛冶ト爲リ建築師ト爲リ工師ト爲リ機械士ト爲リ造船匠ト爲リ海軍士師ト爲リ教導職ト爲リ教育家ト爲リ哲學者ト爲ル事ヲ得可キモノナリ。故ニ凡ソ一國ノ人民タル者ハ各々他人ト一同ニ普通ノ事項ヲ知ルノ外、尙ホ右職分中ノ一科ヲ撰ヒテ之ヲ學ハスンハアルヘカラス。

各人ノ工作物ハ其ノ他人ヨリモ善ク製作シ得ル度ニ比例シテ其ノ實價ヲ有スルコト既ニ明白ナリ。然レハ則チ一國ノ工作物ハ

一國民ノ他ノ國民ヨリモ善ク練習シタル度ニ比例シテ最大ノ價值ヲ有スルコトモ亦自ラ明白ナリトス。之ヲ要スルニ、世界ノ諸市場ニ於テ最高ノ價值ヲ有スルモノハ必ス人民ノ知識ヲ練習スル爲ニ經營辛苦ヲ厭ハスシテ各人ニ附與スルニ其ノ専門事業ニ關スル最高ノ教育ト最高ノ訓練トヲ以テシタル國ヨリ出ツルモノニシテ語ヲ換ヘテコレヲ言ヘハ一國工作物ノ價值ハ其ノ國ノ技藝教育制度ノ宜シキヲ得ルト然ラサルトニ由ルヤ知ルヘキナリ。

我カ少年ノ一半ハ既ニ普通教育ヲ受ケタレトモ未タ全ク技藝教育ヲ受ケザル者アルヲ以テ此ノ輩ノ爲ニハ各小邑ニ技藝小學校ヲ創立シ各大邑ニハ技藝大學校ヲ創立シ首都ニハ技藝大學校總校ヲ創立スヘキ事……是レナリ。

文部省部内の意見

文部省部内に於ても工業教育の必要を痛感した者が相當にあつたらしい。中にも文部大輔九鬼隆一氏と専門學務局長濱尾新氏などはその代表であらう。例へば九鬼氏に關して當時教育博物館長補たりし當校第二代の校長手島精一氏は、「明治十二年文部大書記官九鬼隆一氏に隨行して佛國パリに於ける萬國博覽會に、之もやはり文部省から出張させられました。其の時には、工業教育の必要を一層痛切に感じました。九鬼氏が歸朝後大に工業教育の必要を唱へられましたので……」と述べてゐる（手島精一氏 回顧五十年）。九鬼隆一氏が如何なる工業教育意見を持つてゐたかは、今之を明らかにする資料がない。然しながら大學より程度の低い、専門學校程度の工業學校の建設を考へてゐたのでは無いかと想像される。前述「改正教育令」の文部省の原案は、學校の種類に關して、職工學校だけを専門學校の次に附加してをり、その理由として、此の程度の工業學校の必要性を述べ、「學術ノ生産力ニ關スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ現シ又廣ク社會ニ實業ヲ起サンメ専門學校ニ並ンテ學校類中ノ要部ヲ占ルモノハ職工學校ヲ以テ最大ナリトス」として、「各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ……職工學校等ヲ設置スヘシ」と奨勵してゐるのも、九鬼大輔の力に俟つ所大なるものがあつたのであらう。但し是は殆

ど實現されなかつた。「文部省第九年報」(明治十四年)に於て、

各地方所管ノ専門學校中……特ニ職工學校ノ如キハ長崎縣下有田ニ於テ計畫スル所ノ町村立陶器學校ノ外猶ホ一ノ設置アルヲ見ス顧フニ……職工學校ノ緊要ナルハ敢テ言フヲタス……府縣ノ各種學校中……工藝ノ學ヲ授クルモノ……唯其教科ノ完備セサルヤ之ヲ専門學校ト云フヲ得スト雖モ……漸ク之ヲ矯正シ以テ専門學校ノ資格ヲ有スルニ至ラシムヘシ

と述べられてゐる。かるが故に文部省は中央に模範的な職工學校を起すことの必要を痛感した。手島氏が九鬼氏に隨行してパリ萬國博覽會より歸朝後に、九鬼大輔に向つて、専門學校程度の工業學校、即ち「改正教育令」の所謂職工學校の設立の急務を進言した際、九鬼氏は「此のことは濱尾専門學務局長も熱心に申してゐる。濱尾君は今洋行してゐるが歸朝後實現することになるだらう。」と答へてゐる(手島精一氏、回顧五十年)。而して濱尾局長の歸朝後、東京職工學校の設立が急速度に進展したらしい。明治十三年に文部省専門學務局に勤めてゐた木場貞長氏の談によれば、「當時濱尾氏は少書記官で専門學務局長を勤められ、安藤清人氏が次長をしておられた。其の頃東京職工學校設立の議が持上り、濱尾局長が一番熱心であり、正木退藏・山岡次郎の兩氏が此の準備をしておられた。東京大學の工學教育は甚だ理論的であつたので、實際的な職工を養成することを目的とされた」といふことである。又日本工業界の恩人にして後に東京職工學校の教官として盡瘁されたワグネル氏も此種の學校の創設を建議したらしく、平野耕輔氏は「東京職工學校はワグネル氏の献策に依つて成つたもので、同校に窯業關係の専修科目が設けられたのもワグネル氏の盡瘁の結果です」と述べてゐる。斯くの如く各方面の先覺者達の意見に基いて、中央に職工學校を創立するの有力なる機運が熟したのである。

福岡文部卿の伺書提出　斯くて文部卿福岡孝弟氏は明治十四年四月八日に「職工學校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺」を三條太政大臣に提出した。その全文を次に掲げる、

職工學校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺

謹テ惟ルニ本邦細民ノ子弟ニ於テハ從來人間普通ノ教育ヲ受クルコトナク稍々成童ニ及ヘハ即チ早ク已ニ人ノ雇役トナリ終身人道ノ何物タルヲ知ラサルモノ居多ナリシカ今ヤ教育令ノ制アリテ苟モ本邦ノ人民タルモノハ必ス就學セサルヘカラサルニ由リ全國人民ノ品位ハ漸次上等ノ域ニ進ムヘキハ言フ俟タスト雖モ彼ノ細民ノ子弟ニ至テハ一タヒ小學校ヲ出ルノ後ニ於テ有用ノ職業ニ服スルモノ尠ク矢張從來ノ如ク人ノ雇役トナルカ故ニ復其智徳ヲ養成スルノ暇ナキノミナラス其會テ小學校ニ於テ折角養成セシ所ノ智徳モ年ヲ經ルニ隨テ漸ク消耗シ遂ニ公ニシテ國家ノ殖益ヲ裨補スル能ハス私ニシテハ自家營生ノ計ヲ畫立スル能ハサルニ至ルノ情勢ヲ免レシ蓋シ彼細民トテモ其子弟ヲシテ有用ノ職業ニ服セシメ其智徳ヲ養成セシムルヲ欲セサルニハアラス其人ノ雇役トナリ終身人道ノ何物タルヲ知ラサルヲ憾ミサルニハアラスト雖モ奈何セン之ヲシテ専門高等ノ學ヲ修メシメントスルモ其力之ニ堪ヘス之ヲシテ有用ノ職業ヲ學ハシメントスルモ其道ヲ得ス遂ニ心ナラスモ之ヲ雇役ニ終ヘシムルナリ誠ニ慨歎ノ至ニ堪ヘス今ヤ之ヲ拯フニ緊要ナル方法ヲ案スルニ新タニ職工學校ヲ設クルニアリ果シテ此校ヲ設立スルコトヲ得ハ則チ彼子弟ヲシテコトニ就學セシメ常ニ其道徳ヲ薰陶シ其智徳ヲ磨礱スルニ足ルヘキ教員吏員ニ學科技藝ニ接見服習セシメハ必ス修學ノ際ニ於テ知ラス識ラス其品行ヲ醇美ニシ其智識ヲ明敏ニシテ以テ能ク有用ノ職業ニ服スルニ堪フヘクシテ其公私ノ裨益ヲ爲スコト

鴻大ナルヤ疑ヲ容レス然ラハ則チ今日ニ於テ職工學校ヲ設クルハ實ニ教育上ノ急務ト云フヘシ而シテ又工業上ノ一方ヨリ考フルニ從來本邦ニ於テ職工タラント欲スルモノハ必ス他ノ老工ノ徒弟トナル慣習ナレトモ其老工ニ於テハ概ネ之ヲ百般ノ雜事ニ使役シ殆ント奴僕ニ異ナルコトナク且素ヨリ一定ノ規則ヲ以テ其技術ノ要理ヲ教授スルニ非サルカ故ニ其徒弟ハ大約五年乃至十年ノ光陰ヲ費シ幾多ノ辛苦ヲ嘗メ然ル後僅カニ能ク其手術ヲ窺得ルモ到底其要理ヲ推究スルコト能ハス故ヲ以テ本邦ノ工藝萎靡振ハス之ヲ彼泰西ノ工藝ノ年々ニ巧緻ナルニ比スレハ殆ント天淵相反スルノ狀況ヲ免レス今ニシテ措テ問ハスンハ恐ラクハ從來美名ヲ海外ニ舉ゲシ我カ二三ノ工業モ竟ニ泰西人ノ後ニ落チ其聲價ヲ減スルハ智者ヲ待タスシテ辨知スヘシ且又維新以來ニ於テ泰西ノ工業ヲ官ニ私ニ採用シ以テ我殖産ノ端緒ヲ開キシモノ尠カラサリシト雖モ動モスレハ目的ヲ誤リ事業ヲ敗リ其私營者ノ如キハ産ヲ破リ家ヲ亡ホスモノ僂擧スルニ暇アラス然ル所以ノモノハ職トシテ其學術ニ根據ナク徒ニ模擬ヲ主トセシニ由ラサルハナシサレハ今日本邦ノ工藝ヲ振作シ殖産ノ道ヲ啓カントスルニハ必ス先其學術ヲ修メ然後其實施ヲ圖ラサルヲ得ス今其學術ヲ修シメシムルノ方策ヲ求ムルモ亦必ス職工學校ヲ設クルニアリ果シテ此校ヲ設立スルコトヲ得ハ一ハ以テ彼將ニ萎靡衰退セントスルノ工業ヲ挽回スヘク一ハ以テ世ノ起業者ニ憑式スル所アラシムヘク而シテ本邦ノ殖産ノ道ヲシテ旺盛ナラシムルコト期シテ俟ヘキナリ然ラハ則チ職工學校ノ設立ハ工業上ニ於テモ亦實ニ今日ノ急務ト云フヘシ

前所陳ノ如ク教育上ヨリ論スルモ工業上ヨリ論スルモ今日ニ於テ職工學校ノ設ケナカルヘカラサルコト明瞭ナリ而シテ此學校ヲシテ果シテ其功ヲ奏セシメ公私ヲシテ普ク其利ヲ享ケシメントスルニハ全國國民僅ニ二三

校ニシテ足レリトスヘカラス必ス每府縣其土地ノ情狀ニ隨ヒ一校若クハ數校ヲ設立セサルヘカラス然レトモ本邦未タ曾テ此種ノ學校ノ以テ他ノ標準トスヘキモノアラサルニ由リ府縣ニ於テハ頗ル其制規ニ困ムモノ多カルヘク縱令否ラサルモ其教員ニ適當スルモノナカルヘキヲ以テ即今直ニ之ヲ起立スル能ハサルノ事情アルヘキニ由リ先其標準ヲ舉示シ右教員ヲ養成スルノ主旨ヲ以テ今般本省ニ於テ職工學校ヲ東京ニ設立スルノ儀ヲ許可アランコトヲ希圖シ此旨至急高裁ヲ仰候也

明治十四年四月八日

文部卿 福岡 孝弟

太政大臣 三條 實美殿

東京職工學校設立の布告 幸に太政官は文部卿の建議を諒容して明治十四年五月十二日に職工學校設立を裁可した。そこで文部省は同年五月二十六日に左の布達第二號を發した。

今般職工學校ヲ東京府下ニ設立シ東京職工學校ト相稱候條此旨布達候事
明治十四年五月二十八日の東京日日新聞には次の記事が掲載されてゐる。

本日の達書の欄内にも掲ぐる如く今と府下へ職工學校を設立に就き一昨日同省にて福岡文部卿はじめ大書記官等が會議を開かれたり。又その學校は築坂なる伊藤參議の舊邸をもて假學校と定めらるるよし。

2、東京職工學校設立理由書の吟味

太政官に提出された東京職工學校設立の理由は次の五目標にあつたやうに見られる。

1. 小學校を卒業せる細民子弟の防貧教育
2. 模範的徒弟教育の是正・職工教育の充實
3. 日本工業經營者の憑式たらしむること
4. 工業の挽回
5. 全國職工學校の模型たらしむること
6. 全國職工學校の教員の養成

然らば此等は當時に如何なる意義を持つてゐたであらうか。

1. 細民子弟の防貧教育の吟味 細民子弟の防貧教育を東京職工學校設置の書出しとしてゐる點は、爾後の東京職

工學校の工業専門教育の實狀に照して稍々矛盾を含める理由書であり、何故堂々と工業日本を建設することを大目標を冒頭に置かれなかつたか、稍々遺憾に思はれ易い點である。此の點は後に手島精一氏も、

職工學校と云ふ名稱の工業學校を起す時に、文部卿から太政大臣への建言書などを見ましても、當時の日本人の工業といふものに對する知識が如何に幼稚であつたか、随つて工業教育の振はないのも亦宜なりといふ感を抱かしめるやうな事でありませう。……工業教育は世の中産の人を養ふと言つた時に、世人は耳を假さないで、貧民の子弟をどうか斯うとかいふやうな事がありました。是は確かに當時の人心の反映を示すに足るのであらうと信じます。(手島精一氏、回顧五十年)

と指摘してゐるやうに、後から眺めると物足りない感じが深い。然しながら思ふに此は當時の文部省當局者の認識不足では無かつたであらう。當時の文部省にはバリーの萬國博覽會に於て、泌み／＼と工業教育の重要性を感

じた九鬼氏が文部次官に當る地位にあり、工業教育に熱心で、東京職工學校の産みの親であり又後に東京職工學校廢止の危機を救つた濱尾新氏が専門學務局長として活動してをり、當時の「教育雜誌」には工業教育の重要性が屢々述べられてゐたから、東京職工學校創設の眞實の理由には貧民豫防的の意味は極めて少かつたであらう。其の證據には明治十五年十二月に文部省が全國府縣學務課長學校長を集めて學事諮問會を開いた際、職工學校に關してもその重要性を示諭してゐるが、この示諭中には防貧教育的言辭は殆んど無いのである。(後述七三頁參照)のみならず、當時の小學教育は甚だ振はなかつた。「改正教育令」には「學齡兒童(六年—十四年)ヲ就學セシムルハ父母後見人ノ責任タルヘシ」と規定されながら、その實は擧らず「父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間己ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス」の最低限度の就學も當時の經濟界の不況に影響されて、殆ど實行されなかつた。従つて貧民が高等小學校程度を経ることが殆ど不可能であり、斯る學力不足者が、當時にあつては唯一の工業専門學校であり高き工業的學科課程を持つた東京職工學校に學ぶことは實際上不可能である。従つて東京職工學校創立の本來の目的は防貧教育に非ずして寧ろ工業興國にあつたのであらう。此は今までに述べられた職工學校重視の思想から見ても首肯されることである。

然らば何故に「伺」には貧民豫防的な書出をしてゐるのであらうか。是は恐らくは當時の空氣の然らしむる所であり、或は元老院をして東京職工學校設立を承認せしむる方便をも含んでゐたのでは無からうか。當時の教育に關する空氣は一般に防貧的な功利主義であつた。その一例は次に掲げる學制の「被仰出書」でも見出される。

學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふの徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり……是すなはち沿襲の習弊にして文明晋からず才藝の長ぜすして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり

此の「被仰出書」の如く當時の就學心の少い狀勢に於ては、徒に高遠な理想を述べるだけでは就學心を鼓吹することが不可能であつた。福澤諭吉氏の功利主義的な「學問のすゝめ」が如何に民心を動かしたかに依つても窺はれる所である。職工學校設置の「伺」の大意を學制的「被仰出書」と比較して見ると兩者の間には著しい相似が見られるが、何れにせよ、當時に於ては斯る功利主義的意義が就學理由・學校設立の主要なる理由となることが常道であつたらしい。のみならず當時の經濟界は不況に沈み數年後には此の不況のために「改正教育令」を再改正して小學教育にゆとりを附けざるを得なかつた時代である。従つて當時の社會狀勢からは、どうしても貧民豫防を伺の中に盛り込まざるを得なかつたのであらう。一方職工學校の重要性は一部の識者には理解されたが、元老院には、精神教育・農商教育に偏してゐる者もあつて、職工學校設立に稍々冷淡な人も絶無では無かつたであらう。前述「教育令」改正に當つて工業教育機關振興のために専門學校の次に職工學校のみを附記しようとする文部省原案が修正されたのも、此間の事情を示すものであるかも知れない。此點は後に井上文相が工業教育機關の振興を策して「實業教育費國庫補助法」を提出した際に、他種の實業教育機關をも介入せしめざるを得なかつたことと對照して興味深いことであるが、何れにせよ斯る人々には切實なる貧民救済を表面の理由とする方が、納得させ易かつたのであらう。

以上の種々の理由に依つて貧民救済が冒頭に書き出されたものであらうが、東京職工學校創設の眞實の意圖は矢張り工業興國のための工業教育振興にあつたのである。此の點を明示するものは、例へば當時の専門學務局長濱尾新氏の次の言葉である。

本邦に於ては……工業工場があつて而して工業學校を起すのではなく工業學校を起し卒業生を出して而して工業工場を起さしめんとしたのである。……（斯くして）職工學校の設置を見るに至つたのであります。（濱尾新氏、手島君の功績、工業生活、第二卷、第一號、大正五年）

2. 模範的徒弟教育の是正・職工教育の充實の吟味 次に職工學校設置の理由は、當時の「徒弟教育」の是正となつてゐる。即ち「職工タラント欲スルモノハ……老工ノ徒弟トナル」が「五年乃至十年ノ光陰ヲ費シテ」然も「其要理ヲ推究スルコト能ハス」、従つて職工學校設立の必要ありと述べられてゐる。文部省が明治十四年十二月に府縣學務課長學校長を召集して學事諮問會を開催した際も、職工教育の實狀に關して次のやうに述べてゐる。

顧フニ本邦職工ノ舊慣ニ於ケル年季徒弟ナルモノアリテ工業ヲ傳授スルノ一途ナキニ非スト雖モ固ヨリ不完不備ノ俗習ニシテ即チ其徒弟タルモノハ大約五年乃至十年工師ノ使役ニ服シ其間許多ノ苦辛ニ堪ヘ手術ノ概略ハ稍々之ヲ學ビ得ルト雖モ其要理ニ至テハ則チ到底之ヲ受學スルコト能ハス而シテ之カ工師タルモノ亦素ヨリ學識アラサルカ故ニ其要理ヲ徒弟ニ講授スルコト能ハス……本邦工業ノ振ハサルモ亦宜ナラスヤ

政府は斯る狀況に鑑み、職工學校を設けて理想的な職工教育を企圖せんと試みたと一應は推定されるのである。

唯然しながら此處で注意したいことは「伺」には職工養成を目標とするとなつてゐるが、明治十四年八月に制

定された「東京職工學校規則」に據れば「職工學校ノ師範若クハ職工長タル者ニ必須ナル諸般ノ工藝等ヲ教授スル」を目的とし、更に翌十五年六月の規則改正に於ては「職工學校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者」を養成することが目的とされてゐる（註、八月制定の規則は色々探して見たが發見出來ない、従つて此所では「東京高等工業學校四十年史」より引用した）。職工學校師範養成並に製造所長養成に就ては後に「全國職工學校教員の養成（七一頁参照）及び後述工業教員養成所の項で述べることとし、此所では職工長養成に就て述べるが、東京職工學校の目的たる職工養成は單に平職工の養成では無くして職工長の養成であり、今日の言葉で言へば、技能者の指導者の養成である。科學的な専門教育を受けた新しき職工指導者の養成であつて、所謂平職工の養成ではない。「伺」に於て平職工養成的な言辭が擧げられてゐるのは「伺」の冒頭たる前述「細民子弟」に對する防貧的言辭より必然的に流れたものに過ぎない。

その實際に就ても同様である。東京職工學校の程度は甚だ高く後述の如く専門學校程度であり、そして卒業生は工業指導者として赴任した。東京職工學校時代の教官であつた高松豐吉氏は卒業生の狀況に關して「名は職工學校であるが、職工の子弟を入れるのではない、士族の子弟か何かが這入つて、又卒業しても何處かの技手とか役人になつて、職工になつた者は一人もない。」と述べてゐる（高松豐吉氏、手島君と自分）。又、明治二十二年七月に榎本文相が東京職工學校卒業式に臨場して訓示を述べた際に、

本官ハ文部直轄學校ニ職工學校ナルモノアルヲ聞キ單ニ職工即チ職人ニ手工ヲ教フル所ナルヘシト妄信シ居リシ處過日親シク
巡視セシニ各科ノ教員ハ皆精選ニ係リ工場ノ設置モ豫期セシヨリハ大ニ備リ……。

此卒業諸子中ニハ……或ハ各地方各種ノ製造場ニ入りテ職工ヲ統轄シ其學ヒ得タル所ヲ實施スル者モアラン……蓋シ技藝ナルモノハ工師・職工長・職工ノ三等ニ分テ得ヘキコト恰モ兵ニ將・校卒ノ別アルカ如ク、此三者相頼テ以テ始テ事業モ成リ成功モ期スヘキコトニテ此第一ノ工師ナル者ヲ養成スルハ工科大学ノ専門ニテ……第二ノ職工長即チ所謂「フォルメン」ナル者ハ工學士ヨリ一層多數ヲ要スルモノニテ之ヲ養成スルハ當職工學校ノ主務ノ一ナリ。(當時の官報)

と述べてゐる所を以てしても、東京職工學校の名稱が如何に内容に相應はしからぬものであり、是がやがては東京工業學校・東京高等工業學校と改稱するに至つた理由であらう。

斯る狀況であつたから、徒弟教育機關は別に考へられた。手島氏は明治十九年に次の言を述べてをられる。

今歐洲に行はるる實業教育の種類を左に述べし。(一)高等技藝學校……其卒業生は……製作所の技長又は技監となる。即ち我が工科大学是なり。(二)中等實業學校、此校の種類に三あり。普通實業學校(我東京職工學校の如し)(以下略)是なり……卒業の後職工長若くは製作場の事務員となる者なり。(三)徒弟學校、此校は良工を養成するの目的を以て建設するものにして、本邦に於ては……東京商業學校附屬商工徒弟講習所……(四)夜學校、晝間業を執るの職工に其業務に關する學科を授くる所なり。(五)女子職業學校(手島精一氏、實業教育の振興、教育時論)

外國の中等學校は我が七年制高等學校に相當するものであつて、東京職工學校が中等實業學校に屬すると云ふのは斯る意味であるが、其はとにかくとして、純粹の徒弟教育は當時の東京商業學校(現在の東京商大)附屬商工徒弟講習所(此は明治二十三年には當校に附屬されて東京工業學校附屬職工徒弟學校となつたものであるが、此でさへ「職工ノ津梁」の養成を目的とすると謂はれてゐる位である。(後述職工徒弟學校の項参照)。従つて東京職工學校はその創立當初より「伺」の趣旨と異り、徒弟教育などよりはもつと高級の工員養成を企圖してゐたの

である。

3. 工業經營者の濫式 次に工業經營者の模範たらしむることが、東京職工學校設立の意圖の一になつてゐる。「伺」にも述べられてゐるやうに、維新以來、泰西の工業を官私に採用したが、「動モスレハ目的ヲ誤リ事業ヲ敗リ其私營者ノ如キハ産ヲ破リ家ヲ亡ホスモノ儂擧スルニ暇」がなく、その理由は「學術ニ根據ナク徒ニ模倣ヲ主ト」したからと説き、従つて職工學校を設けて、「一ハ以テ世ノ起業者ニ濫式スル所アラシムヘク而シテ本邦ノ殖産ノ道ヲシテ旺盛ナラシムル」ことが期待されねばならない、従つて「職工學校ノ設立」が必要であるとするのである。明治十五年の前述「學事諮問會」に於ても同様のことが述べられ、「職工ノ教育ヲ施スニ若クハナシ……一ハ以テ世ノ起業者ニ矜式スル所アラシムヘクシテ殖産興業ノ道因テ以テ振起スルヤ期シテ俟ツヘキナリ」と結んでゐる。

従つて東京職工學校の目的の一つは、單に平職工・職工長の養成に留まらずして、工業振興の爲の工業經營者の濫式たらしむる所にあつた。斯くして、明治十五年六月制定の東京職工學校規則に於ては、その目的の一として職工學校教員養成・職工長養成の外に「本校ハ將來……製造所長タルヘキ者ヲ養成」するを目的とすることを規定してゐる。されば東京職工學校に對しては「職工」なる言葉に對する現在の響きに拘泥して低度工業學校を聯想すべきでは無く、今日の言葉で云へば工場長・工業經營者の養成を目的とする所の雄大なる意圖を持つてゐたのである。前掲濱尾新氏の言の如く、「工業學校を起し卒業生を出して而して工業工場を起さしめんとし」て「職工學校の設置を見るに至つた」のである。

4. 日本工業の挽回の吟味

東京職工學校設立の今一つの目標は工業の挽回である。「伺」には前述職工教育の不充
分なるが爲に日本在來の工藝も沈退して行く恐れがあることを指摘して「本邦ノ工藝萎靡振ハス之ヲ彼泰西ノ工
藝ノ年々ニ巧緻ナルニ比スレハ殆ト天淵相反スルノ狀況ヲ免レス今ニシテ措テ問ハスンハ恐ラクハ從來美名ヲ海
外ニ擧ケシ我カ二三ノ工業モ竟ニ泰西ノ後ニ落チ其聲價ヲ減スルハ智者ヲ待タスシテ辨知スヘシ」と憂へ、又明
治以後の泰西輸入の工業も學術に即せざるが故に萎靡する恐れがあることを指摘して「維新以來ニ於テ泰西ノ工
業ヲ官ニ私ニ採用シテ我殖産ノ端緒ヲ開キシモノ尠カラサリシト雖モ動モスレハ目的ヲ誤リ事業ヲ敗リ其私營者
ノ如キハ産ヲ破リ家ヲ亡ホスモノ僂擧スルニ暇アラス然ル所以ノモノハ職トシテ其學術ニ根據ナク徒ニ模擬ヲ主
トセシニ由ラサルハナシ」としてゐる。されば斯る萎靡沈退の徵候ある日本工業を挽回することが必要であり、
之を挽回する爲には「職工學校ヲ設クルニアリ」：此校ヲ設立スルコトヲ得ハ一ハ以テ彼將ニ萎靡衰退セントス
ル工業ヲ挽回スヘク：本邦ノ殖産ノ道ヲシテ旺盛ナラシムルコト期シテ俟ヘキナリ」と期待されるのである。
是は今日から見ると、最も大きな理由たるべきものであり、冒頭に掲げらるべきものであるのみならず、工業
挽回などといふ消極的な理由でなく工業興國といふもつと積極的な理由が述べらるべきであつたが、工業の重要
性の認識に乏しかつた當時に於ては、是も亦止むを得ない「伺」であつたらう。

然しながら文部當局は工業振興に重大關心を持ちその爲には職工學校の建設を不可缺の要件と考へてゐた。明
治十五年十二月の學事諮問會に於て職工學校の重要性に關して次の様に述べてある一節は、よく當時の實情を示
すものと思はれる。(文部省年報、明治十五年)

今工藝ヲ改良振起シテ殖産ノ道ヲ啓發セント要セハ必ス其學理ヲ修メ以テ其實施ヲ圖ラサルヘカラス且ツ内外貿易ノ一事ニ就テ之ヲ考フルモ工業不振ノ關係ハ甚タ緊切ナレハ則チ須臾モ其挽回ノ道ヲ忽ニスヘカラサルモノアリ……從來我ヨリ彼ニ輸スル所ノモノヲ觀ルニ大半ハ此多數農民ノ手ニ成ル所ノ農産諸物ニ係ルヲ以テ其工産ニシテ彼ニ輸スル所ノモノハ僅々一小部ニ過キス豈啻ニ然ルノミナランヤ其彼ヨリ我ニ輸スル所ノモノハ概ネ皆工産ニ係リ殊ニ其工産中ニハ我農産ヲ用ヒ以テ之カ資料ト爲スモノモ亦尠シトセサルナリ其然ル所以ノモノハ他ナシ我工業ノ振ハサルカ故ノミ抑々本邦ノ人民中農民一千五百萬人ノ多キニ居ルト雖モ商工モ亦一千七百萬人ニ下ラスシテ其一半ハ大抵職工ニ係レハ則チ其人員モ亦多數ナリト謂ハサルヲ得ス是ニ由テ之ヲ觀レハ工業ノ振起セサル所以ノモノハ職工ノ乏シキカ爲メニアラスシテ全ク工工ノ精巧ナラサルヲ以テナリ故ニ工業ノ振興ヲ圖ルハ實ニ今日ノ急務ト謂フヘシ而シテ其方策ヲ求ムルニ職工學校ヲ設ケ以テ職工ノ教育ヲ施スニ若クハナシ果シテ然ラハ一ハ以テ從來本邦工業ノ不振ヲ挽回スヘク一ハ以テ世ノ起業者ニ矜式スル所アラシムヘクシテ殖産興業ノ道因テ以テ振起スルヤ期シテ竣ツヘキナリ

5. 全國職工學校の模型 東京職工學校設立の今一つの目標は「土地ノ情狀ニ隨ヒ一校若クハ數校ヲ設立セサルヘカラサル」府縣の職工學校に「其標準ヲ舉示」する所にあつた。當校としては實に光榮ある設立理由である。前述の如く職工學校は實に必要な機關とされながら、その設立は甚だ少く、「改正教育令」に於ても府縣に設立を義務とし、種々の會議でもその設立を奨励したが、その實績は舉らず、文部省第九年報(明治十四年)に據れば、「職工學校ノ如キハ長崎縣下有田ニ於テ計畫スル所ノ町村立陶器學校ノ外猶ホ一ノ設置アルヲ見ス」と云ふ狀態であり事實上全國に職工學校は皆無であつた。此の原因は「伺」にも述べてあるやうに、「本邦未タ曾テ此種ノ學校ノ以テ他ノ標準トスヘキモノニアラサルニ由」だつたのである。されば前述の如く職工學校の「標準ヲ舉示」す

ることが必要であつた。そして「文部省第九年報」でも述べてゐるやうに「府縣ノ各種學校中……工藝ノ學ヲ授クルモノ（ニシテ）……唯其教科ノ完備セサルヤ之ヲ專門學校ト云フヲ得」ざるものを「矯正シ以テ專門學校ノ資格ヲ有スルニ至ラシム可シ」なることを期待したのである。斯くて早くも明治十四年「文部省第九年報」には東京職工學校を模範とすべきことを説示して「職工學校ノ如キハ文部省設置スル所ノモノアリ但シ其教規等猶ホ整理スルヲ得スト雖モ他日事業實施ノ期ニ至ラハ其模範ヲ採ルニ於テ自ラ憑式スルニ足ルモノアラン」と述べてゐる。但し職工學校の内容は土地の情況を參照して決定せらるべき事は當然であり、従つて明治十五年の「學事諮問會示諭」には次の如く述べられてゐる。

抑々東京職工學校ハ斯教育ノ模範タルヘキニ由リ或ハ誤解シテ凡ソ職工學校ナルモノハ大小畢ク擧ナ此校ノ制規ヲ模倣セサルヘカラストスルモノナキヲ保シ難シト雖モ是レ決シテ文部省ノ主旨ニアラス而シテ其模範タリト曰フモノハ土地ノ情況ニ拘ハラス徒ラニ其制規ヲ模倣スヘシト曰フニアラス只此學校ノ精神ヲ取り土地ノ情況ニ應シテ之ヲ斟酌折衷シ以テ其宜ニ適セシムヘシトスルナリ

6. 全國職工學校の教員養成 東京職工學校設立の理由の今一つは、府縣の職工學校の教員を養成する目標である。即ち府縣に於ては職工學校を設けようとしても「其教員ニ適當スルモノナカルヘキヲ以テ即今直ニ之ヲ起立スル能ハサルノ事情アルヘキニ由リ……右教員ヲ養成」することを東京職工學校設立の一つの主旨とされてゐる。此は爾後の當校の發展に一つの重要な指標を與へた。それは工業高等師範學校なる特性である。斯くして明治十四年八月制定の「東京職工學校規則」に於ては「職工學校ノ師範若クハ職工長タル者ニ必須ナル諸般ノ工藝等

ヲ教授スル」ことを目的とすることが明記せられ、明治二十七年以後には工業教員養成所が附設されて、大學昇格に伴ひ昭和六年に同所が廢止せられるまで長く工業高等師範學校の使命を果したのである。のみならず之に依つて東京職工學校は全國職工學校と同位置の模範たるに留まらずしてそれより優位に立ち他の工業教育機關を指導することの基が開かれたのである。此の點は東京師範學校（後の東京高師、文理大）が明治の初年に事實上全國師範學校の教員養成の實を擧げながら形式上は他の師範學校と同列にあつたのと異り、東京職工學校は最初から形式上にも地方職工學校の教員を養成して之を指導する使命を持つてゐたのである。現在内地唯一の單科工業大學として高等工業學校、工業學校、工業的青年學校を指導すべき使命は、早くも明治十四年に開かれたと考へることが出来る。

東京職工學校設立理由の補足的資料 以上で東京職工學校設立理由の吟味を終つた。最後に稍々重復はするが、明治十五年十二月に文部省が全國學務課長學校長を召集して學務諮問會を開催した際、職工學校の重要性を説いてゐるから、之を示して東京職工學校設立の動機の側面解釋をしたい。本示諭は太政官に提出した「伺」と違つて率直に述べることの出来るものであつて、斯る率直なる言明の中に、前述「伺」に見られたやうな細民子弟の防貧教育的な色彩が無いことは注目に價する。（當時の「文部省年報」に據る）

専門教育

方今學事ノ景況ヲ觀察スルニ世間専門教育アルヲ知テ未タ其要緊ヲ知ラサルモノ比々トシテ皆是レナリ偶々其要緊ヲ知ルモノアルモ其設施ヲ計畫スルモノハ蓋シ鮮シ……夫レ普通教育ハ世ノ子弟タルモノノ貴賤貧富賢愚ヲ問ハス將來所就ノ業務如何ニ

拘ハラス概シテ受クヘキ所ニシテ即チ其目的タル主トシテ此子弟ヲシテ良民タルニ任フヘカラシムルニアリト雖モ亦自ラ將來
專門教育ヲ受クルノ階梯ヲ爲スモノニ係レリ而シテ專門教育ハ將來從事スヘキ一業一務ニ關切ナル學業ヲ授クル所以ニシテ即
チ其目的タル主トシテ多少ノ普通教育ヲ受ケタル子弟ヲシテ各々一家ノ業務ヲ克クシ以テ自給ノ民タルニ負カサラシムルニア
リ：故ニ各府縣ハ今ヨリ一層力ヲ專門教育ノ設施ニ竭クシ以テ其更張ヲ計ラサルヘカラサルナリ：

專門教育ノ設施ニ就キ尙ホ須ラク注意スヘキモノ一アリ即チ專門ノ學校ヲ設置スルノ緩急輕重ヲ揆度スル是レナリ：世上
動モスレハ一ニ需用ノ有無ヲ以テ學校ノ存廢ヲ議スルモノアリト雖モ是レ深ク思ハサルノ致ス所ナリ夫レ需用供給ノ理タル學
校ノ存廢ニ關シテ多少引援スル所無クンハアルヘカラスト雖モ其徒ラニ教育ノ施否ヲ需用ノ有無ニ決セントスルカ如キハ一國
ノ教育設施ノ旨趣ニ適セサルモノト云ハサルヲ得ス況ヤ單ニ所謂需用供給ノ理ニ就テ之ヲ考フルモ獨リ需用ノミ常ニ供給ヲ致
スニアラスシテ亦供給以テ需用ヲ促スノ情況アルニ於テヲヤ（以下略）

職工學校

本邦古來工業ノ道盛ナラサルニアラス職工ノ技巧ナラサルニ非ス而シテ近來ニ至リ工業漸ク振ハス技術更ニ進マス其舊來遺傳
ノ業ハ動モスレハ歩々却退ノ狀ヲ呈シ輒近新起ノ業モ亦往々失敗ヲ免カレサル所以ノモノハ何ソヤ蓋シ其原因ハ一ニシテ足ラ
サルヘシト雖モ之ヲ要スルニ從來主ラ實驗ノミヲ恃テ學理ヲ講セサルト其一次實驗ニ因テ得タル所ノ結果ヲ播布貯存シ及ヒ之
ヲ播布貯存シテ更ニ爾後ノ改良ヲ期圖スル等ノ道ニ乏シキトニ淵源セサルハナシ顧フニ本邦職工ノ舊慣ニ於ケル年季徒弟ナル
モノアリテ工業ヲ傳授スルノ一途ナキニ非スト雖モ固ヨリ不完不備ノ俗習ニシテ即チ其徒弟タルモノハ大約五年乃至十年工師
ノ使役ニ服シ其間許多ノ苦辛ニ堪ヘ手術ノ概略ハ稍々之ヲ學ヒ得ルト雖モ其要理ニ至テハ則チ到底之ヲ受學スルコト能ハス而
シテ之カ工師タルモノモ亦素ヨリ學識アラサルカ故ニ其要理ヲ徒弟ニ講授スルコト能ハス是ヲ以テ徒弟ノ業ヲ受クルモノハ唯
工師ノ側ニ在テ其業ヲ目撃シ若クハ自ラ之ヲ營作スルニ非サルヨリハ則チ復タ別ニ方法アラサルナリ其然リ故ニ徒弟ト爲テ

數年ヲ消費シ多少得ル所アルモ亦唯師授ヲ墨守スルニ過キス其師業ヲ出色スルニ足ルノ術ヲ得シモノノ如キハ幾ト希ナリ間々一技一藝ヲ究ムルモノアリト雖モ概ネ數年營業ノ間ニ自得發明セシモノニ係リ其師授ニ由テ然ルヲ得ルニ非サルナリ而シテ其發明ハ空シク彼此一時ニ在テ其跡ヲ絶ツヲ免レス何ノ其進歩ヲ望ムニ違アラシク故ニ其發明ニ發明ヲ加ヘ改良ニ改良ヲ加フルノ道ハ殆ト影響ヲ見サルカ如シ本邦工業ノ振ハサルモ亦宜ナラスヤ且ツ維新以降ノ狀況ニ就テ之ヲ言ヘハ歐米諸邦ノ工業ヲ採用セシモノノ尠カラスト雖モ其胸算ヲ誤リテ失敗ヲ招キシモノノ屈指スルニ暇アラス爲メニ本邦特有ノ工業ニ多少ノ弊害ヲ加ヘシコト蓋シ僅少ニアラサルナリ其然ル所以ノモノハ職トシテ其學術ニ根據ナク徒ラニ模倣是レ主トスルニ由ラスンハアラス故ニ今工藝ヲ改良振起シテ殖産ノ道ヲ啓發セント要セハ必ス其學理ヲ修メ以テ其實施ヲ圖ラサルヘカラス且ツ内外貿易ノ一事ニ就テ之ヲ考フルモ工業不振ノ關係ハ甚タ緊切ナレハ則チ須叟モ其挽回ノ道ヲ忽ニスヘカラサルモノアリ既ニ農業學校ノ事項中ニ在テ辨明セシ如ク本邦全國ノ人口中其一半ハ大抵農民ニ屬シ而シテ其從來我ヨリ彼ニ輸スル所ノモノヲ觀ルニ大半ハ此多數農民ノ手ニ成ル所ノ農産諸物ニ係ルヲ以テ其工業ニシテ彼ニ輸スル所ノモノハ僅々一小部ニ過キス豈當ニ然ルノミナランヤ其彼ヨリ我ニ輸スル所ノモノハ概ネ皆工業ニ係リ殊ニ其工業中ニハ我農産ヲ用ヒテ以テ之カ資料ト爲スモノモ亦尠シト爲ササルナリ其然ル所以ノモノハ他ナシ我工業ノ振ハサルカ故ノミ抑々本邦ノ人民中農民一千五百萬人ノ多キニ居ルト雖モ商工モ亦一七百萬人ニ下ラスシテ其一半ハ大抵職工ニ係レハ則チ其人員モ亦多數ナリト謂ハサルヲ得ス是ニ由テ之ヲ觀レハ工業ノ振起セサル所以ノモノハ職工ノ乏シキカ爲メニアラスシテ全ク工工ノ精巧ナラサルヲ以テナリ故ニ工業ノ振興ヲ圖ルハ實ニ今日ノ急務ト謂フヘシ而シテ其方策ヲ求ムルニ職工學校ヲ設ケ以テ職工ノ教育ヲ施スニ若クハナシ果シテ然ラハ一ハ以テ從來本邦工業ノ不振ヲ挽回スヘク一ハ以テ世ノ起業者ニ矜式スル所アラシムヘクシテ殖産工業ノ道因テ以テ振起スルヤ期シテ埃ツヘキナリ

文部省曩ニ東京職工學校ヲ設置シ其授業ハ數月前ニ在テ之ヲ初始セリ然ル所以ノモノハ世間未タ此種ノ學校ナキヲ以テ今日職

工教育ヲ要スルノ急需ニ應セント欲スルニアルナリ然レトモ全國内固ヨリ此一校ヲ以テ足レリトスヘカラス故ニ各府縣ニ於テモ亦今ヨリシテ能ク其土地ノ情況ヲ察シ以テ職工教育ノ設施ヲ計畫セシムルハアルヘカラサルナリ

蓋シ職工教育ノ本旨ハ將來職工ノ業ニ就クモノヲシテ其基本トナスヘキ學理ト實驗トヲ修メシムルニアリ然レトモ職工ノ業タル其種別萬般ニ涉リ隨テ各事各業ニ要スル所ノ學理實驗モ亦甚タ多キヲ以テ今一學校一工場ヲ置キテ悉ク之ヲ授ケ以テ偏ク各地方ノ需用ニ應セント欲スルハ固ヨリ難カルヘシ故ニ今各府縣ニ於テ此種ノ學校ヲ設置セント要セハ則チ先ツ圖畫・數學・物理學・器械學・化學等ノ如キ一般職工ノ基本トナスヘキ學科目ヲ置キ其要ヲ摘ミ其繁ヲ省キ以テ之カ應用ヲ示シ其他職工經濟簿記等ノ如キ苟モ將來其業ヲ實施スルニ須要ナル科目ハ適宜之ヲ授クヘシ而シテ其所謂工藝學ニ係ルモノ及ヒ其實驗等ニ就テハ須ラク各地ノ情況ニ應シテ其最モ需用ニ切ナルモノヲ擇ミテ之ヲ授クヘシ抑々東京職工學校ハ斯教育ノ模範タルヘキニ由リ或ハ誤解シテ凡ソ職工學校ナルモノハ小大畢ク舉ナ此校ノ制規ヲ模倣セサルヘカラストスルモノナキヲ保シ難シト雖モ是レ決シテ文部省ノ主旨ニアラス而シテ其模範タリト曰フモノハ土地ノ情況ニ拘ラス徒ラニ其制規ヲ模倣スヘシト曰フニアラス只此學校ノ精神ヲ取リ土地ノ情況ニ應シテ之ヲ斟酌折衷シ以テ其宜ニ適セシムヘシトスルナリ例ヘハ化學應用ノ製造盛ナルノ甲地方ニ在テハ則チ化學工藝科ヲ置キ以テ釀造物藥物陶器玻璃漆蠟石鹼油類等ノ諸科ヲ擇ヒ之ヲ授クルヲ便益トナスノ情況アラン又器械學應用ノ製造盛ナルノ乙地方ニ在テハ則チ機械工藝科ヲ置キ以テ木工鑄工鍛工飾工等ノ諸科ヲ授クルヲ便利トナスノ情況アラン或ハ特ニ一郡村ノ工藝ニ係リ例ヘハ伊丹灘ノ如キ酒造ノ盛ナル地方ニ於テハ釀造ノ學校ヲ置キ瀬戸伊萬里ノ如キ陶器ノ盛ナル地方ニ於テハ陶器ノ學校ヲ置キ堺ノ如キ鍛工ノ盛ナル地方ニ於テハ鍛工ノ學校ヲ置クヲ以テ適切トナスノ情況アラン或ハ學科ノ程度ノ如キ修業年限ノ如キ入學生徒若クハ教員ノ資格ノ如キモ亦之ヲ取捨増減セサルヘカラサルノ情況アラン又或ハ後來一事業ヲ幹理スヘキモノヲ養成シ若クハ躬ヲ職工ト爲テ工業ニ從事スルモノヲ養成スル等ニ由テ設置ノ目的ヲ異ニセサルヘカラサルノ情況アラン夫レ此ノ如シ故ニ文部省ハ各府縣ヲシテ職工學校ノ設置ニ係リ邊式スル所アラシメント欲シ將ニ其通

則ヲ定メテ之ヲ頒行スルアラントス是ヲ以テ各府縣ニ在テハ須ラク能ク前日ノ旨趣ヲ體認シ今ヨリ一層土地ノ情況ヲ熟察シ以テ適宜ニ此種學校ノ設置ヲ計畫スヘキナリ(以下略)

即ち「工業ノ振興ヲ圖ルハ實ニ今日ノ急務」であるが、「工業ノ振起セサル所以ノモノハ……學術ニ根據ナク徒ラニ模擬是レ主トスルニ由ラスンハアラス」であり、されば「東京職工學校ヲ設置シ……今日職工教育ヲ要スルノ急需ニ應セント欲ス」と共に、東京職工學校を「模範」として全國的に職工學校の作興を圖つたものであらう。

職工學校の語義と東京職工學校の位置

職工學校といふ言葉は何の翻譯から始まつたか、明瞭には判らない。文部省の發行に係る「教育雜誌」明治十三年十一月號の中には、關藤成緒氏の記した「英人ミル氏職工技術教育論抄」の中に職工學校インダストリアルスクールの文字がある。又「教育報知」明治十八年四月三十日號の中には職工學校ガウエルンシュレ(Gewerbeschule)の語が見えてゐる。又東京職工學校創立當初からの教官である谷口直貞氏は「職工學校といふのはテクニカルスクールの意で云爲」と述べてゐる。最初の使用例が判らないから、之の原語を明證することが出来ない。茲では單に原語的な資料を列擧するに留める。

次に「職工學校」が公文書に現はれたのは何時が最初であるか、此亦明確でない。文部省第八年報(明治十二年度)の教育報告の中には、職工學校二、私立職工學校生徒四六なる旨報告して、職工學校なる語を使用してゐる。猶ほ此の語が法令に現はれたのは明治十三年の「改正教育令」からである。

職工學校といふと甚だ低度の工業學校を聯想させられる。そして前掲の「伺」より想像するときは低度の職工

養成機關を企圖するやうに見える。然しながら東京職工學校は現在の多くの人々が單に字義的に想像してゐるやうな中等學校にも達しない低度の工業學校ではなかつた。單に「大學より低度の工業學校」であり、所謂後の専門學校程度の工業學校である。後述の如くその入學資格・學科課程等より見る時もさうであるし、文部省の年報其他にも、初から「専門學校」の項に入れてゐる。東京職工學校創立企畫者の一人である濱尾新氏は「大學に於ける高等なる工業専門學科のみならず、又低等なる工業科を授ける所の工業學校の設置を必要として……職工學校の設置を見るに至つたのであります」と述べてゐるやうに、(濱尾新氏、手島君の功績)大學より低度の工業科を教へる學校、即ち工業専門學校、後の高等工業學校の設立を企圖してゐたのである。従つて後に職工學校の名稱改正の項で述べるやうに、職工學校の名稱は明治二十三年に改められて工業學校となり、更に明治三十四年に改められて高等工業學校となつたけれども、その組織に於てはさしたる變化は無く、従つて東京職工學校はその創設當初より實質的には東京高等工業學校であつたのである。東京職工學校が成立したのは東京開成學校が充實昇格して東京大學となつた頃であるので、當校は大學より低度、即ち以前の東京開成學校程度の工業専門學校を目標として設立せられたと考ふべきであらう。

第二項 創設直後の狀況

創立直後

東京職工學校創立直後は東京大學助教山岡次郎氏が文部省内の修文館（舊建物）で當校の創立事務を擔當し（東京高等工業學校二十五年史）、次いで假教場を交附せられ、九月二十七日に當校初代の校長たる正木退藏氏が來任した。創立直後の概況に關しては正木校長が明治十七年六月に文部省に提出した東京職工學校第一年報（文部省第十一年報附録、明治十六年に掲載）の「沿革概略」に詳しいから次に引用する。

明治十六年十二月三日付ノ御達ニ準據シ當校第一年報編纂候ニ付別冊相添此段上申候也

明治十七年六月二十八日

東京職工學校長 正 木 退 藏

文部卿 大 木 喬 任 殿

緒 言

本校第一年報ヲ編次スルニ方リテハ宜ク明治十六年一月ニ始マリ同年十二月ニ至ルヲ以テ周年ノ報期ト爲スヘシ然リ而シテ本校ノ草創ハ實ニ明治十四年五月ニ在ルヲ以テ其以還十五年十二月末ニ至ルノ間猶一歲餘ノ居諸ヲ經過セリ此間ニ於テハ假ニ事務所ヲ文部省中ニ開設シ學校用ノ器具圖書等ヲ購求シ尋テ疊舎建築ノ計畫等ヲ爲セシヨリ十五年九月生徒ヲ募集シ合格者六十名ノ入學ヲ許ス事等ニ至ル迄又之ヲ煙滅ニ付スルニ忍ヒサルノ情アリ故ニ先卷首ニ創立以來ノ沿革概略ヲ登載シ以テ本文ニ參照シ其濫觴ニ遡ルノ便ニ供ス冀クハ此意ヲ諒セラレ然ル後展覽セラレシ事ヲ

沿革概略

本校ノ創立ハ明治十四年五月文部省第二號布達ニ因リ同省中ニ假事務所ヲ設クルニ始マル
同月十八日 東京大學助教山岡次郎本校事務兼勤ヲ命セラレ

七月十六日 東京大學ノ所屬ナル神田區表神保町十番地内地積四千三百二坪餘建家七百九十坪餘ヲ以テ假教場トシテ交付セラル

八月十五日 學校規則制セララル

九月 九日 本校事務章程ヲ下付セララル

同月二十七日 文部一等屬正木退藏東京職工學校長ニ任セララル

十月 七日 當校順序ハ東京女子師範學校ノ次位東京圖書館ノ上席ト定メララル

十二月二十八日 本校所用ノ爲メ舊製作學校教場ニ於テ使用セシ所ノ製作器械等百五十一種ヲ交付セララルノ命アリ而シテ現品ハ東京大學ヨリ之ヲ領受スヘキ旨ヲ令セララル又此年中ニ教科用及參考用圖書類ヲ交付セララルル事數回ナリ

明治十五年一月 ニ至リ客歲交付セラレタル製作器械等ヲ東京大學ヨリ領收シ其旨ヲ具申ス

同月三十一日 東京大學所屬ナル表神保町十番地内建家即假教場ニ充テラレシ分ヲ讓受ケ校舍新築材料ノ補助ト爲シテ請ヒ其四月之ヲ受領ス是ヨリ先淺草區庫前片町二十九番地舊淺草文庫ノ地ヲ請求シテ本校用地ニ充テントノ議アルヲ以テ裁可ノ上茲ニ覺舎ヲ建設セントスルニ因テナリ

三月二十日 曾テ領收スル所ノ表神保町ニ在ル家屋ヲ崩壞セシ古材石ヘ新ニ木材瓦石等ヲ購求シ之ヲ補助トシテ建築起工セシ事ヲ上請シ

四月十一日 之ヲ充許セララル然リ而シテ實際ノ著手ハ前陳ノ用地ヲ受領スルム後ニスヘキ旨ヲ令セララル

- 四月二十九日 本校十四年度經費ノ内金壹萬圓ヲ減額セラルルノ旨令セラル
- 五月二十九日 當校規則中不充分ノ廉アルニ因リ増減更正アランコトヲ稟シ
- 六月十三日 認可セラル
- 同 月 三 日 學校印章壹顆ヲ交付セラル
- 同 月 二十六日 學校長ノ印一顆ヲ下付セラル
- 同 月 十 日 本校用地東京淺草區庫前片町二十九番地地積五千八百坪及倉庫文庫等合二百三十坪ノ建物トモ之ヲ領收ス爾後ハ此ニ材石ヲ運搬シ漸次建築ノ業ニ從事スルヲ以テ
- 七 月 三 日 事務所ヲ舊文庫中ニ移轉シ常務ノ傍ヲ建築ノ事務ヲ監督ス
- 七月二十七日 十五年度經費額金三萬九千八百八拾圓ト定メラレ此内正貨ノ額ハ追テ相達スヘキ旨ヲ令セラル
- 八 月 豫科生徒六十名募集ノ議ヲ起シ各新聞紙ヲ以テ之ヲ廣告ス
- 同 月 十八日 教員心得及生徒心得等制定アラン事ヲ稟議シ
- 同 二十九日 裁定下付セラル
- 九月二十七日 本校圖書規則ヲ定メ翌二十八日ヨリ之ヲ實行ス
- 九 月 十 日 ヨリ入學志願者ノ試業ヲ始ム元來校舍建築ノ工程ハ疾クニ竣功スヘキ豫圖ナリシモ本年梅雨ノ候ヨリ降雨多ク暑中ニ至リテモ尙歇マス屢風雨ノ障礙アルニ因リ大ニ遷延シテ全部ノ竣成ハ未タ遽カニ期スヘカラサルニヨリ
- 十月十九日 更ニ上稟事務所ノ如キハ依然文庫中ニテ之ヲ處辨シ本館中ノ營業略成ル部分ヲ以テ教場ニ充テ
- 十一月一日 ヨリ授業スル事ニ決ス
- 十月十三日 生徒授業日課時間割ヲ假定シテ之ヲ生徒ニ告ク本年冬期休業ハ十二月二十一日ニ始マリ來年一月七日ニ終ル

事ヲ上稟シ決裁ヲ得テ之ヲ施行ス

同月十八日 生徒心得申不完全ノ箇條アルヲ以テ増補追加セン事ヲ上請シ

同二十一日 裁可アリ

同月二十七日 疊舎建築竣工ノ旨ヲ上申ス

是レ創立以來本年報前ニ至ル迄ニ施行セシ沿革ノ概略ナリ

次に其等の主なる事項に就て述べたい。

豫算 經費

東京職工學校の當初の豫算は大體三萬圓餘であつたらしい。當時の「文部省年報」には次の如く記されてゐる。

明治十五年七月二十七日

明治十五年度經費金ノ儀（中略）東京職工學校へ金三萬九千八百八拾圓（中略）ト相定メタルニ付右金額ヲ以テ諸費一切支辨スヘキ旨ヲ達ス

明治十五年十二月二十一日

明治十六年度經費金ノ儀 東京職工學校へ金三萬千八百八拾圓 ト相定メタルニ付右金額ヲ以テ諸費一切支辨スヘキ旨ヲ達ス
此等の詳細に關しては東京職工學校第一年報に於て正木校長から次の如く報告されてゐる。

經費收支

明治十五年七月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル東京職工學校金錢出納ノ景況ヲ略叙スレハ（學校草創ニ方リテハ會計ノ事

務ハ總テ文部省會計局ニ於テ之ヲ掌ラレタルガ故七月一日ヨリ直接學校ニテ受理セシ以降ヲ擧ク(即六月三十日ヨリ繰越ス所ノモノハ打切諸費及十四年度經費ノ二件ニシテ此額ヲ金壹萬六千九百貳拾四圓九拾七錢五厘トス而シテ收受スル所ノモノハ十五年度經費臨時雜收入ノ二件ニシテ此額ヲ金貳萬九千五百拾七圓三拾九錢一厘トス今ニツクモノヲ合算スレハ金四萬六千八拾貳圓三拾六錢六厘ニシテ是即元受ノ總額ナリ又支消スル所ノモノハ俸給雜給教場費營繕費ノ四件ニシテ此總計ヲ金貳萬四千貳百七拾壹圓五拾四錢壹厘トス別ニ物品拂下代雜收ノ二件ニ於テ文部省ヘ納付セル額ヲ金四拾六圓參拾錢トス之ヲ前件支出額ニ合スレハ其額金貳萬四千三百拾七圓八拾四錢一厘ニシテ即支出ノ總額ナリ茲ニ前陳元受ノ總額ヨリ支出ノ總額ヲ控除スルトキハ金貳萬千七百六拾四圓五拾貳錢五厘ヲ剩餘セリ是則十五年十二月三十一日ノ殘額ナリ十六年一月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル收支ノ概況ハ即チ十五年十二月三十一日ヨリ繰越ス所ノモノハ打切諸費十四年度經費十五年度經費十五年度臨時雜收入ノ四件ニシテ合計金貳萬千七百六拾四圓五拾貳錢五厘トス又一月以降十二月三十一日迄ニ收領スル所ノモノハ十五年度經費十六年度經費十五年度臨時雜收入十六年度臨時雜收入十五年度銀貨價格差增十四年度銀貨價格差增十四年度銀貨交換差減ノ七件ニシテ合計金四萬貳百七拾五圓九拾四錢貳厘ニシテ之ヲ前年ヨリ繰越金ト合算スレハ金六萬貳千四拾圓四拾六錢七厘トス是即此時期元受ノ總額ナリ而シテ又此内ヨリ支消スル所ノモノハ俸給雜給教場費營繕費及銀貨價格差增ノ五項ニシテ此總額ヲ金四萬七百七拾八圓貳拾錢五厘トス其他雜收入トシテ文部省ヘ納付セシモノ物品拂下代雜收贖遺徵金ノ三件ニシテ此額ヲ金五百五拾四圓五拾三錢八厘トス前ノ支出金額ニ之ヲ合算スレハ其數金四萬千三百三拾二圓七拾四錢三厘ニシテ是即此時期ニ支出スル所ノ總額ナリ茲ニ前陳元受ノ數ヨリ此支出額ヲ控除スルトキハ其殘金貳萬七百七圓七拾貳錢四厘ニシテ之ヲ十七年一月一日ニ繰越ス所ノ總額トス而シテ此殘額ヲ假拂及現在ノ二種ニ區別ス但假拂トハ既ニ現金ヲ支出スルモ尙精算結了ニ至ラサルノ類ヲ云フ現在トハ現ニ大藏省出納局ニ於テ管守スル所ノ經費及臨時雜收入ニ屬スル現金ノ額ヲ云フ以上掲クル所ノ收支顛末ハ左表ニ就テ之ヲ見ル可シ

收支計算表 明治十五年(自七月至十二月)

| 出部 | | 入部 | |
|----------------------|---|-----------|---|
| (科) | (目) | (科) | (目) |
| 仕 | 拂高 | 越 | 高 |
| | 四〇、七七八、二〇・五 _円 錢 _厘 | | 二一、七六四、五二・五 _円 錢 _厘 |
| 雜 | 俸給 | 打切諸費 | 九、四七二、九八・三 |
| | 四、七九六、一三・六 | 十四年度經費 | 七、四五一、九九・二 |
| 教 | 場費 | 受領高 | 二九、一五七、三九・一 |
| | 三、二四七、九三・七 | 十五年度經費 | 二八、五九二、〇一・七 |
| 營 | 繕費 | 十五年度臨時雜收入 | 五六五、三七・四 |
| | 一五、六二八、三八・二 | 總計 | 四六、〇八二、三六・六 |
| 納 | 付高 | | |
| | 四六、三〇・〇 | | |
| 物品拂下代 | 四一、八〇・〇 | | |
| 雜收 | 四、五〇・〇 | | |
| 差引殘高 | 二一、七六四、五二・五 | | |
| 假拂高 | 一五、三二一、七九・一 | | |
| 現在高 | 六、四四二、七三・四 | | |
| 總計 | 四六、〇八二、三六・六 | | |
| 收支計算表 明治十六年(自一月至十二月) | | | |
| 仕 | 拂高 | 越 | 高 |
| | 四〇、七七八、二〇・五 _円 錢 _厘 | | 二一、七六四、五二・五 _円 錢 _厘 |

| | | | |
|--------|-------------|------------|-------------|
| 俸給 | 一二、八五一、二一〇 | 打切諸費 | 九、四七二、九八三 |
| 雑給 | 二、六三九、一八〇 | 十四年度經費 | 七、三九九、二六四 |
| 教場費 | 四、〇五〇、四五七 | 十五年度經費 | 四、三七三、二〇四 |
| 營繕費 | 二一、二三五、四八〇 | 十五年度臨時雜收入 | 五一九、〇七四 |
| 銀貨價格差増 | 一、二七・八 | 受領高 | 四〇、二七五、九四・二 |
| 納付高 | 五五四、五三・八 | 十五年度經費 | 一九、二八八、〇〇〇 |
| 物品拂下代 | 五三三、八九〇 | 十六年度經費 | 一八、八三六、〇〇〇 |
| 雑收 | 四、〇三・三 | 十五年度臨時雜收入 | 二六、二四・四 |
| 贓贖追徴金 | 一六、六一・五 | 十六年度臨時雜收入 | 九、四二・〇 |
| 差引殘高 | 二〇、七〇七、七二・四 | 十五年度銀貨價格差増 | 一・七 |
| 假拂高 | 一八、四三一、六七・九 | 十四年度銀貨價格差増 | 一、二六・一 |
| 現在高 | 二、二七六、〇四・五 | 十四年度銀貨交換差増 | 二、一一五、〇〇〇 |
| 總計 | 六二、〇四〇、四六・七 | 總計 | 六二、〇四〇、四六・七 |

正木校長の來任

前述の如く東京職工學校創立當初は東京大學助教授山岡次郎氏が校長事務取扱となり、事務所を文部省内の修文館（舊建物）に置いて創立事務に當られたが、次いで九月二十七日に當校第一代の校長たる正木退藏氏が校長に任命されて此事務を管掌した。

東京職工學校長ニ任ス（九月二十七日）

正木校長就任の事情に關しては、東京職工學校時代の教官谷口直貞、高松豊吉兩氏は次のやうに述べてをられる。

正木氏は九鬼隆一氏の旋轡で校長となられた。氏は大學の助教で、海外留學生の監督として長い間英佛に滞在してゐた人である。（谷口先生談、藏前工業會誌、昭和六年一月號）

話が前後致しますが、自分が手島君の前に職工學校長であつた正木退藏氏を知つたのは、英吉利からアトキンソンと云ふ化學の教師が東京大學に雇はれて來た。正木さんは前にロンドンに於てウイリヤムソンと云ふ化學の先生に就て化學を習つて居つたので、アトキンソンとは同じ弟子であるから、アトキンソンが大學に雇はれるに就いて、正木さんが一緒に歸つて來て、アトキンソンの助教授になつた時であつた。其時に私共も正木さんから分析などを教つたことがあつた。それから同氏は十二年頃に留學生監督と云ふ名義で再び倫敦に行かれたが、私共もアチラに行つて世話になつたが、十四年に職工學校が出來たので呼戻されて校長になられたのである。（高松豊吉氏、手島君と自分、工業生活、第二卷第一號、大正五年）

正木退藏氏は山口縣の人、吉田松蔭に就て學び、英國留學後開成學校に關係し、次いで東京職工學校長となり、明治二十三年三月に外交官として轉勤するまで、東京職工學校の創設事務・基礎工作に盡力した。

正木氏の傳記の詳細は判らない。「藏前自治」に正木校長に關して、左記の文が紹介してあるから引用して置く。

（筆者は當校第一回卒業生山口貴雄氏らしい）

正木先生は確に當時の大先覺者であつた。英國に於て明治四年以來教育を受けた人である。當時の任官條件の第一要件たる（一）外國語（二）洋行の二者を具備して居られたのである。それが所謂御役人生活に入らずして身を教育界に投じたのである。均し

く身を教育界に投ずるにしても普通教育の世界に行かずして特に一般より劣等視せられて居た職工教育に身を投じられたのであつた。思ふにこれは正木先生が英國に留學中に目の當り英國産業革命の狀況を目撃し、當時英國の世界を動かして居たジョン・ラスキンやキングスレー等の所説に動かされて職工教育の必要を感じ、遂にサー・ヒリツプ・マクナスの工業教育論に共鳴したるに原因するのではあるまいか。正木先生既に世を去られてより數十年。之を質すに由もないが、同先生の留學の時代を比較對照すると、同先生が明治十四年に進んで職工學校長となり爾來滿十年即ち明治二十三年まで一意専心に工業教育に従事せられたることから考察して、吾人はどうしても斯く斷ずるのである。更に明治二十三年職工學校の校長を辭し一躍して官界に入り外交官となり累進して總領事となり英米に在動せられ外交官として終られたる事績を考ふるに、同先生最初の就任は斯く斷定するが正當であると思ふ。即ち能力のある人が態々人の劣等視する事業に従業するには、高尚なる主義若くは理想を抱いて態々斯くするものと思ふのが正當である。これを反對に考ふるは當時の日本の事情や世界の大勢に通ぜざる我利々々亡者の謬見である。一言以て之を掩へば正木先生は英國教育の結果として一身の榮達を犠牲にして職工教育に従事せらるゝに至つたのであると云はねばならぬ。

今を去る四十五年前に本校が創立せられたる明治十四年と云へば王政維新の鴻業や上野に於ける戦争や江戸を改めて東京とせられてから僅に十四五年のことである。我國に於ける最初の教育令「學制」より未だ十年を経過せざりし時代である。「學制」や徴兵令で上下大騒ぎをやつて居た時代であつた。確に我國には労働問題もなく職工問題もなかつたのである。この時に職工教育に従事せんとせられたのがこの英國教育を受けられた正木退職先生であつた。吾人は確かに本校の校長に手島先生あることを知りて他あることを知らなかつた感がある。然るに近代英國の文豪たるロバート・スチーブンソン氏の文集より「タイゾー・マサキ」と云ふ日本人の名前が英文學者間の疑問になつた。タイゾー・マサキ即ち正木退職のローマ字綴りが問題となつた。それはロバート・スチーブンソン氏が明治四、五年の頃同氏が一青年であつた頃に其の兩親の知人の許に滞在在中、知人に

件はれて友人の宅に催されたる茶話會に出席したことがある。席上に於て「正木退藏」と云ふ日本人が一場の話を試みた。それが「日本維新の功勞者吉田松陰先生」と云ふことであつた。當時青年のステープンソン氏はこの正木退藏と申す日本人の英語に感心した。而して後に當時の記憶をたどりて吉田松陰の事を記したのであると云つてゐる。果して然らば英國人に否世界の人に我が吉田松陰の事蹟を傳ふるに至りたる人は實に我が東京高等工業學校第一次の校長正木退藏先生であつたのであると云はねばならぬ。

我等は正木先生を以て、我學校の誇りとするものである（藏前自治、大正十五年五月二十五日）

（註、ステヴンソンの「トラジローヨシダ」なる著書は岩波の吉田松陰全集に收められてゐる。）

かくの如くして正木校長は草創時代の當校の建設によく努力した。一説に依れば當初は山田次郎氏と二人で當つたといふ説もあり（木場貞長氏の筆者に對する談話）、又他の説に據れば正木校長は健康を害してゐたので活動を阻害されたといふ説もあるが（第一回卒業生談）、第二代の手島校長の言を以てしても正木校長は本學草創の爲によく盡力したらしい。例へば正木校長が校舎の建築は當校將來の爲に煉瓦造りにすべしと熱心に主張した等の挿話も残つてゐる。

教職員の任命

東京職工學校の教職員として最初に任命された人は前述の如く東京大學助教授山岡次郎氏であつて、明治十四年五月十八日には本校事務兼勤を命ぜられ、次いで九月二十七日に正木校長の任命を見た。

職制に關しては、明治十四年六月十五日に次の如く達せられ、當校に校長・教諭・助教諭・書記が置かれること

となつた。

外國語學校師範學校中學校職工學校職制

長

文部卿ノ命ヲ奉シ本校ノ事務ヲ幹理シ其職員ヲ監督ス

判任以上ノ進退黜陟ハ文部卿ニ具狀シ等外以下ハ之ヲ專行ス

事故アルトキハ奏任或ハ判任ノ職員ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

教諭

生徒ノ教諭ヲ掌ル

助教諭

教諭ノ職掌ヲ助ク

書記

各庶務ニ従事ス

正木校長の來任以後次々に教職の任命が行はれた。實際の授業が始つた明治十五年の終り頃までの來任教職員の氏名並に來任期日を列擧すれば次の通りである。(東京高等工業學校四十年史に據る)

(就任年月)

(職名)

(氏名)

明 一四、六

校長事務取扱

山 岡 次 郎

〃 一四、六

書 記

荒 川 澤 之 助

〃 一四、七

備

長 谷 川 鑒

| | | | | | | |
|-------|-------|--------|-----------------------------|---|---|-----|
| 〃 | 一四、七 | 備 | 小 | 侯 | 正 | 治 |
| 〃 | 一四、九 | 校長 | 正 | 木 | 退 | 藏 |
| 〃 | 一四、七 | 文部省御用掛 | 沖 | 野 | 忠 | 雄 |
| 〃 | 一四、一〇 | 教授 | 谷 | 口 | 直 | 貞 |
| 〃 | 一四、一〇 | 〃 | <small>舊姓名石松定</small> 平賀 | 賀 | 義 | 美 |
| 〃 | 一四、二 | 書記兼教諭 | 鳥 | 谷 | 部 | 紹胤 |
| 〃 | 一五、二 | 書記 | 横 | 田 | 廣 | 太郎 |
| 〃 | 一五、三 | 〃 | 赤 | 坂 | 鎮 | 之助 |
| 就不詳 | | 備 | 黑 | 澤 | | 新 |
| 明一五、三 | | 書記 | 中 | 野 | 庸 | 道 |
| 〃一五、五 | | (兼)書記 | 立 | 川 | 宗 | 清 |
| 〃一五、六 | | 書記 | 尾 | 谷 | 直 | 温 |
| 〃一五、六 | | 〃 | 安 | 村 | 喜 | 當 |
| 就不詳 | | (兼)書記 | 篠 | 崎 | | 堅 |
| 明一五、七 | | 助教 | 三 | 宅 | 正 | 雄 |
| 明一五、八 | | 雇 | 長 | 谷 | 川 | 友治郎 |
| 〃一五、二 | | 書記 | 青 | 野 | 莊 | 三 |
| 〃一五、九 | | 書記 | 豐 | 田 | 資 | 常 |

| | | | |
|---|-------|-------|-------------|
| 〃 | 一五、九 | 助 教 諭 | 蘆 葉 六 郎 |
| 〃 | 一五、九 | 教 授 | 多 賀 章 人 |
| 〃 | 一五、九 | 助 教 授 | 竹 下 富 次 郎 |
| 〃 | 一五、一〇 | 雇 | 桑 木 忠 郷 |
| 〃 | 一五、一〇 | 〃 | 潮 瀬 茂 一 |
| 〃 | 一五、一一 | 〃 | 大 賀 治 郎 |
| 〃 | 一五、一二 | 書 記 | 有 吉 復 介 |
| 〃 | 一五、一二 | 〃 | 伊 與 木 與 三 郎 |
| 〃 | 一五、一二 | 雇 | 古 立 鎌 太 郎 |

東京職工學校第一年報（明治十六年）には次の如く報告されてゐる。

本學年末明治十六年八月末ノ調査ニ係ル當校教員並ニ吏員ノ現數ハ教員七名吏員二十一人トス而シテ之ヲ類別スレハ教員中ニ
 教諭二人（内一人ハ書記ヨリ兼勤）助教諭一人文部一等屬ヨリ兼勤一人御用掛一人雇二人トス又吏員ニハ學校長一人文部省准
 委任御用掛一人書記八人文部八等屬ヨリ兼勤一人准判任御用掛一人雇八人此他門衛三人トス今之ヲ十五年八月末ノ現員ニ比ス
 レハ教諭二人助教諭一人雇三人ヲ増員セリ又吏員中ニハ書記二人准判任御用掛一人門衛一人ヲ増加セリ是前學年ニ在リテハ未
 タ生徒募集ノ運ニ至ラス唯校舍建築及需用器品購求等ノ雜件ニ過キサリシモ十五年九月始メテ生徒ヲ募集セシ以來日ヲ逐テ教
 場ノ事務繁多ナルニ隨ヒ此増員ヲ致ス所以ナリ又十二月末ノ調査ニ係ル教員ノ現數ハ總計十人トス而シテ今之ヲ類別スレハ文
 部省准委任御用掛三人教諭二人（内一人ハ書記ヨリ兼勤）助教諭二人文部一等屬ヨリ兼勤一人當校准判任御用掛二人トス又吏
 員ノ總數ハ二十一人ニシテ其職名ヲ區分スレハ即學校長一人内務省准委任御用掛兼文部省御用掛一人書記八人當校准判任御用

掛四人雇七人トス而シテ准判任御用掛ノ一人ハ教員ヨリ兼勤セリ此餘守衛五人ヲ合セテ三十六人此内兼勤ノモノ二人ヲ除キ又他應ヨリ兼勤スルモノ二人ヲ除算スルトキハ全ク三十二人ニ過キス然リ而シテ之ヲ本年八月末ノ現員ト比較スルニ教員三人ヲ増加シ吏員増減ナシ又從來門衛ノ名稱ヲ廢シ更ニ守衛ト改稱シ全校ノ取締ヲナサシムルカ爲ニ二人ヲ増員セリ

職員及月俸一覽概表 (二月末調)

×ハ兼勤ニシテ年俸及日給ハ月俸ニ改算ス

| (職務) | (人員) | (月俸額) |
|------------------------------|------|------------------------------|
| 學 校 長 | 一 | 一五〇、〇〇〇 <small>円</small> 錢 厘 |
| 内務省准奏任御用掛文部同兼 教員文部省准奏任御用掛 | × 一 | 三五〇、〇〇〇 |
| 教 諭 (判 任) | × 三 | 七〇、〇〇〇 |
| 助 教 諭 | 二 | 五〇、〇〇〇 |
| 文 部 一 等 屬 | × 一 | 一四〇、〇〇〇 |
| 當 校 准 判 任 御 用 掛 | 二 | 一九七、〇〇〇 |
| 書 記 | 八 | 二四、〇〇〇 |
| 當 校 准 判 任 御 用 掛 務 掛 | × 三 | 八〇、六〇〇 |
| 雇 衛 | 七 | 三三、〇〇〇 |
| 守 衛 | 五 | 一〇九四、六〇〇 |
| 總 計 | 三六 | |

第一章 東京職工學校時代

然し乍ら最初は教諭・助教諭等の任命がなく御用掛を置いたらしい。例へば「官廳彙報」に據ると「文部省准奏任御用掛東京職工學校勤務谷口直貞ハ……」と記されてゐる。従つて文部省御用掛東京職工學校勤務なる資格で教鞭を執つたらしい。そして漸く明治十七年二月九日に次の通り發令された。

任東京職工學校教諭

谷 口 直 貞

任東京職工學校教諭

平 賀 義 美

任東京職工學校教諭

山 田 要 吉

任東京職工學校教諭

宮 崎 道 正

俸給は谷口教諭年俸千八百圓、其他は千二百圓を下賜せられ、何れも高等官であつた。その待遇は東京大學教授と全然變りなく、名前は東京職工學校教諭ながら、その實際は東京大學教授程度であつた。従つて帝國大學の工科大學と適當に兼任人事・交流人事が行はれ、例へば、谷口直貞氏は東京大學理學部兼勤を命ぜられ（明治十六年九月二十六日）、工科大學教授高松豐吉氏は東京職工學校兼務を命ぜられ（明治二十年三月十八日）、工科大學助教教授阪田貞一氏は東京職工學校勤務を命ぜられ（明治二十年六月二十四日）たるが如きは、その一例である。教職員の任命に就て特筆すべきことは、教職員の人選を文部大輔（現在の文部次官）九鬼氏が直接に當つたことであつて、之を以て見ても文部省、特に九鬼氏が此の新生の東京職工學校に如何に熱情を持つてゐたかが判るのである。此の一端として平賀義美氏の場合を例示して見た。

私（平賀氏）が歸朝して間もない或る日のこと、九鬼文部大輔から「今度文部省で職工學校と云ふものを創設したから同校へ勤務しては如何」との勧誘があつて、私は熟考の上遂に之を承諾することにした。その結果同年十一月の開校當初から職工

學校に勤めるやうになつた。(平賀義美氏、高松博士と東京職工學校、高松豊吉傳)

斯る客觀的資料は外にもあつて、或教官の任命の場合には九鬼氏が人選して正木校長に諮つたが、正木校長が先任者との俸給の釣合上からか簡單に納得せず、その教官は先任者より低い待遇で入つたといふ逸話もある。とにかく九鬼氏が東京職工學校に如何に熱情を注いでゐたかが想像されよう。

従つて來任せられた教官が何れも當代第一流の學者であつて、後述當校第一回卒業生山口貴雄氏も回想してゐるやうに「洋行歸りのチャキ」で、當時第一流であり、人格者揃であつた。決して低度工業教育程度向きの人々ではなく大學教授としても相應はしい學者達であり、事實明治十九年に東京職工學校が東京大學の附屬に移されると、東京職工學校教諭は即日東京大學教授と職名が替つたことでも判るのである。東京職工學校はその教授陣から見ても雄大なる第一歩を踏み出したのである。東京職工學校草創時代から教授陣が如何に充實してゐたかの一例として當時の教官の風貌の一端を示さう。

平賀義美氏は私(高松氏)と同じく明治十一年七月一ツ橋の東京大學理學部化學科を卒業されたのでありますが、其の卒業後直に英國に留學され、同國マンチエスター市のオエンス大學に入學して、ショーレンア教授に就きて、染色法の理論を學んだ後、同國マクレスフィールド市の染工場に入つて絹染法を實修され、前後三年留學の後十四年七月歸朝して、同年新設の東京職工學校の教諭に任命されて、染色法の理論及實地染色法の教授を擔當されました。(高松博士の懷舊談、藏前工業會誌、三九〇號、昭和十一年)

先生方はいづれも洋行歸りのチャキで、當時第一流であり、人格者揃ひと云うてもよい。但し今日のやうに口では立派なことを云つて居りながら行ひは如何はしいものではなかつた。五十幾年前には、言行共に亂暴粗雑で、酒は飲むべし遊ぶべ

し、からだは構ふな、病氣になるのは精神が弱いからだ、品行は方正を要せず、兒孫の爲めに美田を買はず、金をためることや饒舌は技術家の大禁物だと今日の状態とは正反對の觀があつたが、心の中は奇麗なものだつた。何んでもかんでも國家の爲め國家のためと口と心は變りはなかつた。一週に一回論語の講義をきかせられて或る意味に於て寺小屋式に教育された。(第一回卒業生、山口貴雄氏談、座談會「藏前五十年を語る」工業大學藏前新聞 第二四一號 昭和九年十月十八日)

東京職工學校規則の制定

「東京職工學校規則」は最初は明治十四年八月に制定された。規則制定の參考資料に關しては、當時の専門學務局長濱尾新氏は次のやうに述べてゐる。

前の製作學教場の場合には主として獨逸のゲベルベシユール等を參酌せられたのでありますが、職工學校設立の場合に於てはゲベルベシユールのみならず、佛國のエユール・デ・ザール・エ・メチエー等其の他廣く參考して調査制定したのであります。(濱尾新氏、手島君の功績、工業生活第二卷第一號、大正五年)

十四年八月に制定された「東京職工學校規則」は見當らないが、「東京高等工業學校二十五年史」に據ると、

職工學校の師範若くは職工長たる者に必須なる諸般の工藝等を教授するを以て目的となし、學科を分ちて豫科及び本科とし、豫科は一個年本科は二個年半通じて三個年半を以て卒業するものとし、其學科課程等を定められ……。

たと記されてゐる。

明治十四年八月制定の規則は、翌十五年五月廿九日に改正せられた。改正の必要なるものは、年限を豫科一年本科三年に改めて、半年間短縮したことにあるのである。此の規則は今猶記録が残つてゐるから、その主要なるものを次に掲げる。

東京職工學校規則

第一條 本校ハ將來職工學校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者ヲ養成スルノ目的ヲ以テ之ニ必須ナル諸般ノ工藝等ヲ教授スル所トス

第二條 學年ヲ分テ前後二學期トシ前學期ハ九月十一日ニ始メ二月十五日ニ終ル後學期ハ二月廿三日ニ始メ七月十日ニ終ル

第三條 學科ヲ分テ豫科及ビ本科トシ豫科ハ一ケ年本科ハ三ケ年トシ通シテ四ケ年ヲ以テ卒業スルモノトス

第四條 豫科ハ本科ニ進ムノ階梯ニシテ其課程左ノ如シ

豫科

數 學 代數、幾何、三角法、對數用法

物理 學 總論、力論、音論、光論、電論、熱論、磁論

化 學 無機

用 器 畫

自 在 畫

修 身

第五條 本科ヲ分テ化學工藝科、機械工藝科トシ第一年、第二年ニ於テハ各科ノ理論ヲ教授シ併セテ實驗ニ涉ラシメ最後ノ一年ニ於テハ各自ノ撰ニ隨ヒ一項若クハ數項若クハ其一部ヲ實驗專修セシム即チ各科課程左ノ如シ

明治十五年六月

東京職工學校規則

東京職工學校規則

第一條 本校ハ 職業工學校ノ 師範若クハ 職工製造所長タルヘキ者ヲ養成スルノ 目的ヲ以テ之ニ 必須ナル 諸般ノ 工藝ヲ 教授スル所トス

第二條 學年ヲ分テ 前後二學期トシ 前學期ハ 九月十一日ニ 始メ 二月十五日ニ 終ル 後學期ハ 二月廿三日ニ 始メ 七月十日ニ 終ル

第三條 學科ヲ分テ 理科及ヒ 本科トシ 理科ハ 一ヶ年 本科ハ 三ヶ年トシ 通シテ 四年ヲ以テ 卒業スルモノトス

第四條 理科ハ 本科ニ 進ムノ 階級ニシテ 其 課程左ノ 如シ

理科
 數學 代數 幾何 三角法
 物理學 熱學 電學 光學
 化學 無機學 有機學

(定制月五年五十治明) 則規校學工職京東

化學工藝科

第一年

化學 有機

應用化學 諸般ノ 大旨

分析化學 檢質及ヒ 定量

重學 靜力論、動力論、動論大要、並ニ 機器應用

實驗

用器畫

自在畫

修身

第二年

燃燒論 溫論、燃料論、爐造法等

分析化學 前年ノ 續キ

應用化學 前年ノ 續キ

實驗

職工經濟

修身

實 驗 (一)酸類、アルカリ類、鹽類、醫藥並應用藥品ヲ粗生ノ物質ヨリ採製スル事等 (二)玻璃、陶器、電気鍍金及ヒ模造等 (三)石灰、三和土等 (四)諸光輝物、蠟燭、油類、瓦斯等 (五)漆類、假漆類、蠟石鹼、染料等 (六)染法、形付、漂白、製革等 (七)澱粉、釀造物、蒸餾物、砂糖、酢、麴等 (八)爆發物

簿記法

機械工藝科

第一年

數 學 幾何、三角法、畫法幾何

物質強弱論

職工道具

重 學 靜力論、動力論、動論

實 驗 木工用具ノ使用、木材ノ組合セ並ニ接合、木造模型ノ製造法

用器畫

自在畫

修身

第二年

數 學 前年ノ續キ

重 學 前年ノ續キ

元力機 諸器械

第一章 東京職工學校時代

用器 晝

實 驗 鍛冶法、鑄造法、金屬工諸道具使用

職工 經濟

修 身

第三年

實 驗 金屬製器械製作、木造器械製作

簿記 法

第六條 本校ニ入學セント欲スル者ハ左ニ掲クル書式ニ據リ學業履歷書及ヒ第一様若クハ第二様ノ品行證狀ヲ添ヘ願書ヲ差出

スヘシ

學 業 履 歷 書 式

一、何年何月何地官公立何學校ニ於テ何學起業教師誰ニ就キ何年間修業云々

何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）

年 月 日

姓

年 名 印 齡

品行證狀第一様書式

品行證狀用紙證券略紙

何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）

姓

名

右之者當校ニ於テ（又ハ拙者ニ就キ）修業中品行方正ニ有之候條保證候也

何府縣何區郡町村何番地

何學校長（何教師）

何府縣族籍

年 齡

年 月 日

姓

名 印

品行證狀第二樣書式

品行證狀用紙證券略紙

何府縣族籍（戸主ニ非レハ誰子弟）

姓

年 齡

右者當區何町村在籍（本籍寄留ヲ問ハス）ノ者ニテ從來品行方正ニ有之候條保證候也

何府縣何區長（何町村戸長）

年 月 日

姓

名 印

第七條 豫科へ入學スル生徒ハ年齡滿十六年以上滿二十五年以下身體強壯ナル者ニシテ左ニ掲クル課目ノ試業ニ合格スルモノ

トス

但相當ノ學力アルモノハ直ニ本科へ入學セシムル事アルヘシ

入 學 試 業 課 目

第一章 東京職工學校時代

讀書 皇朝史略

作文 假名交り文

算術 分數、小數、比例、開平、開立

代數 一次方程式

物理 初歩

第八條 入學試業ニ合格シテ入學ノ許可ヲ得ル者ハ左ニ掲グル書式ニ據リ證書ヲ出スヘシ

入學證書式

入學證書用紙證券略紙

私儀今般入學許可相成候ニ就テハ御規則堅ク遵守可仕候仍テ證書如此候也

宿所

何府縣族籍(戸主ニ非レハ誰子弟)

年月日

本人 姓

年 名 印

前文之趣相違無之候ニ付拙者共證人ト相成本人ニ係ル一切ノ事件引受可申候仍テ保證候也

東京府何區何町何番地戸主

何府縣族籍

證人 姓

年 名 印

同

同

副 證 人

姓

名 印

年 齡

東京職工學校長某殿

前書證人ハ丁年以上ニシテ本區内ニ於テ一家計ヲ立ル者ニ相違無之候也

年 月 日

東京府何區長

某

印

前書副證人ハ(以下同文)

年 月 日

東京府何區長

某

印

明治十五年六月に制定された規則が實際に施行されたものの最初であるが、之に據つて見ても判るやうに、豫科へ入學する生徒は年齢滿十六年以上にして、一定の試業課目に合格したることを要し(第七條)、その修業年限は豫科一年本科三年通じて四年である。明治十七年一月には「中學トノ聯絡ヲ圖ランカ爲ニ初等中學校卒業ノ者ハ本校豫科ニ無試験入學ヲ許可スルノ制」を設けてゐる。

校 舎

校舎並にその位地は最初の計畫では藏前でなく、前述の如く、「葵坂なる伊藤參議の舊邸」と報導されてゐる(東京日日新聞、明治十四年五月二十八日)。然しながらその理由は判らないが、豫定が變更されて神田區神保町に建

築物を假教場として交附せられ、次いで敷地を藏前に定め假教場の木材石を建築材料の補助とされた。明治十五年十二月十七日の朝野新聞は次の如く報じてゐる。

職工學校は淺草文庫構内へ設置することに決し建物は一ッ橋なる中學校を取崩し引移さるるに付目下着手中にて來十六年二月頃開業の見込なりと云ふ。

斯くて明治十五年六月以後建築に着手し、創立事務所も修文館より淺草文庫に移して創立事務建築事務を管掌した。そして明治十五年十二月に校舎が竣工し、十八年八月に工場が出来上つたのである。今その間の主なる経過を、當時の「文部省年報」より抜萃して見ると、次の通りである。

明治十五年一月三十一日

東京大學所屬ナル表神保町十番地内建家即假教場ニ充テラレシ分ヲ讓受ケ校舎新築材料ノ補助ト爲スコトヲ請ヒ其四月之ヲ受領ス是ヨリ先淺草區庫前片町二十九番地舊淺草文庫ノ地ヲ請求シテ本校用地ニ充テントノ議アルヲ以テ裁可ノ上茲ニ巽告ヲ建設セントスルニ因テナリ

明治十五年二月十日

東京大學所屬神田區表神保町十三番地建家ノ内校舎新築用材補助ノ爲メ充用ノ儀豫テ上請ノ通交付スヘキ旨ヲ東京職工學校へ達シ並ニ同所建家ノ内六百八拾壹坪五合ノ木材ヲ東京職工學校へ引渡スヘキ旨ヲ東京大學へ達ス

明治十五年三月二十日

會テ領收スル所ノ表神保町ニ在ル家屋ヲ崩壞セシ古材石ヘ新ニ木材瓦石等ヲ購求シ之ヲ補助トシテ建築起工センコトヲ上請シ、四月十一日之ヲ允許セラル而シテ實際ノ著手ハ前陳ノ用地ヲ受領スルノ後ニスヘキ旨ヲ令セラル

明治十五年四月十三日

文部省所轄東京職工學校校舍トシテ内務省所轄淺草藏前片町二十九番地地坪建物共讓與ノ儀兩省協議ノ末文部省十四年度經費中ヨリ文庫建築費用トシテ金貳萬圓を内務省へ回付ノ儀ヲ太政官へ上請シ允裁を得

明治十五年六月六日

淺草區淺草藏前片町二十九番地地坪五千八百坪建物貳百三拾坪ヲ校用トシテ東京職工學校へ交付ス

明治十五年七月十日

六月十日前記庫前片町ノ地及倉庫文庫ノ建物等ヲ領收シ爾後此地ニ材石ヲ運搬シ漸次建築ノ業ニ從事スルヲ以テ七月十日事務所ヲ舊文庫中ニ移轉シ常務ノ傍ヲ建築ノ事務ヲ監督ス

明治十五年九月十日　ヨリ入學志願者ノ試業ヲ始ム元來校舍建築ノ工程ハ疾クニ竣工スヘキ豫圖ナリシモ本年梅雨ノ候ヨリ降雨多ク暑中ニ至リテモ尙歇マス屢風雨ノ障礙アルニ因リ大ニ遷延シテ全部ノ竣工ハ未タ遽カニ期スヘカラサルニヨリ十月十九日更ニ上稟事務所ノ如キハ依然文庫中ニテ之ヲ處辨シ本館中ノ營業略成ル部分ヲ以テ教場ニ充テ、十一月一日ヨリ授業スル事ニ決ス

明治十五年十月十三日　疊舎建築竣工ノ旨ヲ上申ス

明治十七年十月四日

曩ニ陸軍省ニ於テ當省用地千葉縣下下總國東葛飾郡國府臺村地所ノ讓受ヲ請フニ因リ曾テ該地所買上代等ニ支出シタル諸費金一萬三千圓ヲ陸軍省ヨリ償却ノ上地所讓渡ノ協議ヲ遂ケタルヲ以テ該金ハ之ヲ東京職工學校教場建築費トシテ當省十七年度經費へ別途交付アラン事ヲ上請允裁ヲ得

明治十七年十二月九日

東京職工學校機械工場等設置ノ爲メ豫テ大藏省ヨリ受領セシ淺草米廩敷地ノ内面積千六百二十七坪餘今回該校敷地トシテ交附シ官有地第四種ニ組替ヘンコトヲ上請允裁ヲ得

次に藏前並に淺草文庫に就て記述したい。

東京市淺草通り鳥越橋より厩橋通りに至る間を藏前片町と云ふ。此處の隅田川畔には元和六年より徳川幕府が、年貢米を貯藏する米倉を置き淺草御藏と呼び、弘化年中には其數六十七棟、三百五十餘戸前を算した。通りに面して火除の土手があり、片側町であるために此の名がある。

而して隅田川の上流より一番堀、二番堀と算へて八つの堀があり、四番堀の西即ち今の南元町三十六番の二に上の御門があり、森田町十九の地に中の御門、片町二十九番地即我東京工業大學の前身東京職工學校の敷地に下の御門があつた。五番堀と六番堀との間には有名な首尾の松が何時も變らぬ縁を川面に影して舟人の心を慰めて居た。

斯の如く景勝の地であり、藏前と云へば御藏を想ひ、同時に札差を想ひ出す様に、藏前の名は、我歴史上永く忘れ得ぬ土地である。

次に淺草文庫の名稱は、同名のものが我國史上に五つ記録されて居る。

(一) 寛永年中紀州侯の藩醫板坂卜齋の創建した淺草文庫。これは、淺草觀音堂の北裏砂利場の卜齋邸内にあつて、和漢の書籍を諸人に縦覽せしめたと傳へられて居る。

(二) 明曆年中堀田加賀守正盛(春日局の甥)が淺草諏訪町の下屋敷に和漢の書籍數萬卷を收藏した土藏を建て

て、淺草文庫と名附けた。明曆四年の大火災の爲類焼した。

(三) その後幕府の御家人木村金助が淺草に住み、圖書を藏して淺草文庫と稱した。

(四) 明治五年舊大學の和漢書及び舊南校の洋書を文部省博物館に移し、東京書籍館を置いたが、同七年七月大成殿に收藏してあつた書籍全部を淺草藏前片町の舊幕時代の米廩の八番堀の側にある官庫に收容し、獨立して淺草文庫と稱し、書庫二棟と二階建の閱覽場を建築して公私の借覽を許す事になつた。その後同文庫は内務省の主管を離れて農商務省に移管せられ、明治十四五年頃上野博物館に移轉するに至つて廢止された。

(五) 大槻如電氏が還曆記念に淺草區北富坂町の自宅の文庫を淺草文庫と稱し、明治初年より聚めた圖書約二萬冊を藏したが、大正四年三月自ら競賣に附し世の好書家の書庫を潤した。

我が東京職工學校が設置せられたのは、以上の内(四)の官立淺草文庫の跡であつた。

生徒募集

諸準備も追々に進捗したので、明治十五年に愈々生徒を募集することになつた。「東京職工學校第一年報」に「明治十五年八月、豫科生徒六十名募集ノ議ヲ起シ各新聞紙ヲ以テ之ヲ廣告ス」と報告されてゐる。

何分當時は工業の振はない否寧ろ輕蔑されてゐた時代であるので、これだけの人員を募集するには少からぬ苦心を要した。木場貞長氏の談話に據ると、「正木さん山岡さん達は生徒募集には並々ならぬ苦心をされたもので、教師から小使に至るまで總動員で生徒募集に活動された」由であつて、以て當時の當局者の苦心が偲ばれるので

ある。當時職工學校に對して世間が如何に理解を持たなかつたかの一例を當時の入學者の回想談から引用して見たい。

職工學校などといふ學校が出来ても、一體何を教へる所なのか全く知らなかつたのである。私は明治十四年に東京へ來て、翌年の春、生徒募集を聞いて、ふとした機會で入學する様になつたのである。もちろん何を勉強しようなどといふ當はなかつたのである。(第一回卒業生、菅久徳氏談、藏前自治新聞 第百二二號 昭和三年四月)

其の時分、士族がまだ幅をきかせ、化學工業の智識はあまり進んで居りませんので、近親者なども、職工などに學校が出来たさうで、おかしいな、職工にも學問が入りますか、職人は年期入れて、實地さへよく習ひ覺えて熟練さへすれば夫でいゝでしよ、など申して、皆笑つたりひやかしたりして、相手にしませんでした。(第一回卒業生、野間光彦氏談、藏前工業會誌、第三九〇號、昭和十一年七月)

幸に正木校長以下の努力に依つて漸く百三十三人の志願者が集つた。然しながら當時の世相が世相であるから、當時の志願者は初めから確固たる信念・工業界進出の理想を持つて入學志望した者ばかりではなかつた。第一回の入學者山口貴雄氏は次の如く回想してゐる。

第一回の生徒募集は機械化學兩科を通じて六十名と廣告せられたるに、受験者の總數は一百七八十名と聞えぬ。而して多くは是れ悲歌慷慨の人、大學豫備門をのぞいて見たが前途香遠なりとかこつもの、地方の師範學校とやらを卒業して村夫子てふ難有恩命は拜したれども存外おもしろからず思ふもの、男兒立志出鄉關東の都に乗込みたれども陸海軍の體格検査にはマンマと落撰したるもの、文學や法學の尋常手段ではタカが小説家か代言人位かと嘲り笑ふもの、日本は工業立國の方針をとらざる

べからずと浩歎するもの、中村敬字翁の西國立志編に感奮したるもの、學者はダメダ迂濶で困ると慷慨するもの、曰く何、曰く何。時人は評しぬ、ア、日本はまだ土族國なるかなと。(懷舊瑣談、見氣樂軒主人、化學工藝會誌、第六號、明治二十九年十月)

入學試業

入學試験の手續、問題等に就てはよく判らない。「東京職工學校第一年報」に據れば、「明治十五年八月豫科生徒六十名募集ノ議ヲ起シ各新聞紙ヲ以テ廣告ス、…明治十五年九月之(生徒)ヲ募集セシニ入學試業ヲ請フ者百三十三人アリ(九月十日ヨリ入學志願者ノ試業ヲ始ム)而シテ其身體ノ良否ヲ検査シ又學術ノ試業ニ合格シテ入學ヲ得ヘキモノ六十名ノ入學ヲ許シ之ヲ豫科生トシテ授業ヲ爲ス」と記述されてゐる。

第一回の入學試験の手續等の資料は見當らないが、翌明治十六年の第二回の分は官報所載の廣告が見出されたから左に掲げよう。恐らく前年の其と大差は無かつたであらう。

○東京職工學校生徒募集廣告(官報、明治十六年八月九日)

本年九月當校ニ於テ豫科生徒六十名ヲ募集シ同月上旬入學試験ヲ施行ス志願者ハ本月廿日迄ニ左ノ願書ニ學業履歷及品行證狀ヲ副ヘ願出ツヘシ

入學願書式(用紙美濃紙二ツ折)書式略

入學試業課目

一、讀書(皇朝史略) 一、作文(假名交リ文) 一、算術(分數、小數、比例、開平、開立) 一、代數(一次方程式迄) 一、

幾何(初歩) 一、物理(初歩) 一、化學(初歩)

體格検査

體格検査シテ其格ニ適スル者ハ上ニ述ル學術ノ試業ヲ受クルヲ得若シ體格ノ不可ナルモノハ試業セス體格適合學術試業ニ相應スルモノハ入校ヲ許シ必須ノ書籍器械ハ之ヲ貸渡スヘシト雖モ生徒ハ總テ自費通學タルヘシ

學業履歴書書式(用紙美濃紙) 略

品行證狀書式(用紙證券罫紙) 略

學校長又ハ教師ノ證狀

品行證狀

略

郡長又ハ村長ノ證狀

東京職工學校生徒募集延期廣告(官報、明治十六年八月十六日)

當校ニ於テ生徒募集スル事ヲ廣告シ願書差出期限ヲ八月二十日トセシヲ延期シテ更ニ九月五日ト改ム志願者ハ同日迄ニ願出ツヘシ入學試業日割等左ノ如シ

九月六日七日體格検査 ○同九日 讀書 ○同十日 作文及算術 ○同十二日 代數及幾何 ○同十三日 物理及化學

右孰レモ午前第八時ヨリ施行ス

此段廣告ス

第一回の入學試業に關し、第一回入學生達は次の如く回想してゐる。

先づ白文訓點と作文の二科目で以て大部分振ひおとして仕舞つて、次に物理、化學等の試験を行ふ、何れも口述查問で一人づつ試験官の面前に呼び出されて化學とはどんな學問か、物理とはどんなものかなど問はれ、それ〴〵答へるとソナ學問を何故勉強したいか法律學とか醫學とか兵學とか當世流行のおもしろい學問があるではないかなど詰られる。之に對してドウヤラウウヤラでまかせて切つてぬけると數學の試験となる。是れも紙へ書いて答へるのではない、ボードに問題が書いてあ

つて「々我々を呼び出してポールド面に運算させて答を出させる。といった次第で、要するに學科試験四分に人物試験六分と云つた有様だ。(山口貴雄氏談、工業大學藏前新聞、第二四一號、昭和九年十月)

その時でも入學試験はありました。たしか代數の問題はAとBとの和の六乗を開くのを黒板に書かせられ、他に論語を讀まされた様に記憶する。今考へると良くもあれだけの生徒が集つたと思ふ。(小菅久徳氏談、藏前自治新聞、第一二三號、昭和三年四月二十日)

而して第一回到六十名の者が入學を許可された。但し前述の如き當時の世相であるので、入學者の中にも志望が確固たる者ばかりではなかつた。二三の例を掲げる。

維新後間もなき際故、一職書生の氣風は政治家或は軍人たることを望み、意氣徒らに昂り、一足飛に大臣參議たるを夢み、「書生々々と輕蔑するな今の參議は皆書生」などと口吟し、大道を濶歩して憚らざりし時代なれば、工業思想などは思ひも寄らず、自分の如きも、有體に云へば將來工業家として世に立つ希望を以て母校へ入學したる譯でもなく、何んとなく好奇心に驅られ、當時我國には官立工部大學校の外工業に關する學校なかりし際新たに官立東京職工學校が創立せられたる故、譯も分らず入學した迄にて、何等先見の明ありて我國は將來工業立國たらざるべからざる故、工業家となりて國家に貢獻せん、などと云ふ様な考へありたる次第ではなかりしなり。蓋し入學者中には自分と同様の人も多數ありしならん。其譯は其時の入學生徒數は機械科四十名化學科二十名なりしが、卒業の際は機械科十名、化學科十四名の少數となりたるを見て、生徒の大部分が初めより工業を理解し、熱心にて入學したるにあらざりして、所謂烏合の衆なるを證し得べし(第一期機械科卒業生、淺村三郎氏談、藏前工業會誌、昭和六年一月一日)

或は火藥を專攻する見込で入學した海軍兵學校の落第生の如きもあれば、大學豫備門(今の高等學校)から來たもの、小學校長をしてゐたが東京に職工學校の創立ときいて面白半分に入學したのもある、或は語學校より或は漢學塾から一足飛びに

來たもの、イヤハヤ今日の状態から考へては想像もつかぬ有様であつた。學力も偏してゐて漢文で先生の講義を筆記するものがあるかと思へば、英語の力と來たら皆無の人もあつた。(第一期色染科卒業生、山口貴雄氏談、工業大學藏前新聞、第一四一號、昭和九年十月)

但し工業志望の者も絶無では無かつた。次の例の通りである。

小生入學の當時は、一般に實業教育の方面に志すものなく、況や紺屋の仕事を學校へ入りて修業する様は、世人の奇異に感ずる所なりしが、小生は豫て實業方面に興味を有したると、先輩に帝大理科在學の人ありて、大に其の指導を受け、遂に入學の決意をなすに至れり。(第一期色染科卒業生、柴田才一郎氏談、藏前工業會誌、昭和六年一月號)

生徒の年齢も區々であつた。山口貴雄氏は「新入生の一若きのは私(當時十八歳)だ、隣へ坐つてゐる淺村君は二十二歳、外に現在の生存者を舉げて見ても大谷竹吉君が二十八歳、野間光彦君が二十六歳といつたやうな譯で、年齢に於ては先生よりも多いのがあつた位で、我々新入生は其年齢に經歷に學力に種々雑多で不揃であつた」と回想してゐる。(座談會、「歳前五十年を語る」工業大學藏前新聞、第二四一號、昭和九年十月)

授業開始

九月十日から試業を始め、合格者を決定し、十一月一日より授業を始められた。もつと早く授業を始める豫定であつたらしいが「本年梅雨ノ候ヨリ降雨多ク暑中ニ至リテモ尙歇マス」、爲に校舎の竣功が遅延したためであつた。そして「十月十三日生徒授業日課時間割ヲ假定シテ之ヲ生徒ニ告ク」とあるから、實際の授業は其以後であつたらしい。(東京職工學校第一年報)

此前後の状況に關して、正木校長は「東京職工學校第一年報」に於て次のやうに報告してゐる。

教場開閉及試業

明治十五年九月募集生徒ノ試業ヲ終リ引續キ前學期ノ授業ヲ爲スヘキモ教場建築ノ工程遅延セシヲ以テ十一月一日ニ至リ始メテ教場ヲ開キ授業ヲ始ム十二月廿日本年ニ限リ授業ヲ終リ教場ヲ閉ツ十六年一月八日各教場ヲ開キ授業ヲ始ム二月十五日前學期試業ヲ終リ十六日ヨリ廿二日ニ至ル一週間休暇中教場ヲ閉ツ同月廿三日後學期授業ヲ始ムルニヨリ教場ヲ開ク七月十日後學期試業ヲ終リ十一日ヨリ九月十日ニ至ル二ヶ月間夏期休業中教場ヲ閉ツ九月十一日ヨリ第二學年前學期授業ヲ始ムルヲ以テ各教場ヲ開ク十二月廿五日冬期休業至ルヲ以テ教場ヲ閉ツ

生徒ノ事

本學年中當校生徒ノ入學ハ一回ニシテ即明治十五年九月之ヲ募集セシニ入學試業ヲ請フ者百三十三人アリ而シテ其身體ノ良否ヲ檢査シ又學術ノ試業ニ合格シテ入學ヲ得ヘキモノ六十名ノ入學ヲ許シ之ヲ豫科生トシテ授業ヲ爲ス又此六十人ノ内ヨリ或ハ事故ニヨリ或ハ病痾ニ罹リ止ヲ得スシテ退學ヲ請フ者七人アリ今其ノ事由ヲ述ブレハ學資乏シクシテ退學ヲ願フ者三人疾病ニヨリ退學スルモノ三人實家繼承ノ故ヲ以テ退學ヲ請フ者一人ニシテ差引本年八月末ノ現員ハ即五十三人又其試業ニ合格シテ進級スルモノ三十人合格セサルモノ二十三人トス又本學年即七月十日ノ調査ニ係ル生徒ノ年齡ハ年長廿五年九ヶ月年少十七年即平均年齡十九年四ヶ月強トス又十二月末ノ調査ニ係ル生徒ノ總數ハ八十五人ニシテ此内本科生機械工藝科ニ十五人化學工藝科ニ二十五人豫科生五十五人トス而シテ其來歴ヲ略叙スレハ客歲九月募集セシ豫科生六十人ノ内退學スルモノ七人ヲ扣除シ殘餘五十三人ノ中本年七月學期ノ試験ニ合格シテ本科ニ入ルモノ前ニ記スル如ク三十人アリ不合格ニシテ原級ニ止ルモノ二十三人復々豫科ノ課程ヲ履修スルナリ又本年九月新募集生徒ヲ試験シテ合格入學ヲ許スモノ三十二人アリ原級生ト合セテ五十五人ナリ是則豫科生ナリ

生徒類別一覽表 (十二月末調)

| 類別 | 舊生徒 | 新募志願者 | 同入學 | 同不合格 | 本科及第 | 豫科 | 總計 |
|----|-----|-------|-----|------|------|----|----|
| 員數 | 五三 | 七一 | 三二 | 三九 | 三〇 | 五五 | 八五 |

生徒教育の方針

生徒の教育に關しては深き留意が拂はれたらしい。別掲「試業規則」に於ても緻密な配慮の跡が見えるが、その外、「生徒心得」なども此等の一端を示すものである。「生徒心得」は明治十五年八月二十九日に第一回のものが制定せられ、次いで十五年十月二十一日に増補追加せられ、次いで明治十七年一月二十四日に再改せられる。第一回の「生徒心得」を擧げると次の通りである。

本校ハ將來他ノ職工學校ニ入テ師範トナリ得ヘキモノ製造所ニ入テ其事業ヲ執リ得ヘキモノ或ハ職工長トナリテ職工ヲ指揮監督スルヲ得ヘキモノヲ養成スルノ目的ナリ故ニ訓戒ヲ嚴ニ德義ヲ薰陶シ守時ノ慣習ヲ訓致シ以テ學術技藝ヲ研修練熟セシメントス生徒タルモノ宜ク此旨ヲ體認スヘシ

生徒心得

第一條 本校へ入學スル生徒ハ心至止ヲ得サル事故アルニ非レハ半途ニシテ退學スルヲ許サス

第二條 生徒ハ本校ノ諸規則ヲ遵守シ學校長教員等ノ命令訓示ニ從フヘキハ勿論常ニ其行狀ヲ慎ミ苟モ不經ノ所業ヲナスヘカラサル事

第三條 生徒ハ毎朝本校開門時限迄ニ登校スヘキ事

但シ此時限ヲ過クル十分以上ノ者ハ該日登場ヲ許ササルコト

第四條 生徒疾病若クハ事故アリテ登校シ難キ時ハ該日正午迄ニ

父兄又ハ證人ヨリ其旨本校ヘ届ヘキ事

第五條 生徒故ナクシテ缺課スルハ其證人ニ告ケ其事由ヲ開申

セシムル事

第六條 生徒登校ノ節ハ衣服ヲ整ヘ容儀ヲ正シ場室ニ出入スル順

次ニ從ヒ靜謐ニ行步スヘシ

第七條 教科用ノ書籍辨當傘等必要ナル物品ノ外ハ一切携帶登校

スルヲ許サス

明治十五年九月

東京職工學校生徒心得

第一章 東京職工學校時代

生徒心得

第一條 本校ヘ入學スル生徒ハ必至止ヲ得サル事故アルニ非レハ半途ニシテ退學スルヲ許サス

第二條 生徒ハ本校ノ諸規則ヲ遵守シ學校長教員等ノ命令訓示ニ從フヘキハ勿論常ニ其行狀ヲ檢ミ苟モ不經ノ所業ヲナスベカラサル事

第三條 生徒ハ毎朝本校開門時限迄ニ登校スヘキ事
但シ此時限ヲ過クル十分以上ノ者ハ該日

登場ヲ許サルヲ

第四條 生徒疾病若クハ事故アリテ登校シ難キ時ハ該日正午迄ニ父兄又ハ證人ヨリ其旨本校ヘ届ヘキ事

第五條 生徒故ナクシテ欠課スルハ其證人ニ告ケ其事由ヲ開申セシムル事

第六條 生徒登校ノ節ハ衣服ヲ整ヘ容儀ヲ正シ場室ニ出入スル順次ニ從ヒ靜謐ニ行步スヘシ

第七條 教科用ノ書籍辨當傘等必要ナル物品ノ外ハ一切携帶登校スルヲ許サス

第八條 生徒ハ授業時限五分前ニ教場ニ着席スヘキ事

第九條 生徒ハ在校時限中ハ校外ニ出ルヲ許サス

但疾病或ハ他ノ止ヲ得サル事故アルハ其旨ヲ本校生徒取締ヘ申出許可ヲ得ヘキ事

第十條 生徒在校中疾病ニ罹リ缺課退校セントスルハ醫師ヲシテ診斷セシメテ後之ヲ許スヘシ

第十一條 生徒ノ親戚知人ト雖モ生徒在校中ハ面話スルヲ許サス

但止ヲ得サル事故ニヨリ生徒ハ面話ヲ要スル者ハ其旨ヲ本校生徒取締ヘ申出ヘキ事

第十二條 生徒ハ控所教場其他校中ニ於テ高聲吟嘯スルハ勿論總テ喧騒ノ舉動アルヘカラサル事

第十三條 生徒ハ控所ノ外校内ニ於テ喫烟スルヲ禁ス又食堂ノ外ニ於テ飲食スルヲ許サス

第十四條 生徒ノ缺課ハ疾病又ハ其他ノ事故ニ由ルト雖モ皆之ニ零點ヲ與フルモノトス

第十五條 休息時間生徒ノ遊戲ハ自由タリト雖モ必ス取締ノ指示スル處ニ從フヘキ事

第十六條 生徒ハ私ニ小使其外本校ノ雇夫ヲ使役スルヲ許サス

第十七條 生徒借受ノ官物ヲ受取ルハ精密ニ之ヲ調査スヘシ其粗漏ナルヨリ後日苦情ヲ申出ルモノアルモ決シテ之ヲ採用セ

サルヘシ

第十八條 官物ハ丁寧ニ取扱フヘク若シ之ヲ毀損シ又ハ紛失スルモノハ本人或ハ證人ヨリ追償セシム但シ故意ニ出ルハ追償

ノ上相當ノ罰ニ處スル事アルヘシ

第十九條 教師ヨリ課セル宿題アルハ歸宅ノ上練習ヲ必ス翌日ノ授業ニ差支ヘル事アルヘカラス

第二十條 生徒々黨ヲ組ミ喧嘩爭論又ハ金錢ヲ用ユル遊戲ノ如キハ嚴禁ノ事

第二十一條 一級ヲ若干伍ニ分チ各伍ニ伍長一名ヲ置キ學業優等品行端正モノヲ以テ之ニ充ツ又伍長中其最モ學業優等品行端

正ナルモノハ學校長特ニ本校助手ノ勤務ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 生徒缺席殊ニ多ク或ハ學業上達ノ目的ナキモノ(例ヘハ二年間昇級セサルモノノ如キ)ハ其父兄證人ヘ諭シ退學ヲ願ハシムヘシ

第二十三條 怠惰不勉或ハ行狀不正ノモノハ退學ヲ命スヘシ

試験ハ相當頻繁ニ勵行されて生徒を悩ましたものらしい。當時の試業規則に關しては、「東京職工學校第一年報」に次の如く報告されてゐる。

東京職工學校生徒試業進退規則

第一條 試業ニ毎週試業及學期試業ノ二種アリ毎週試業ハ毎週一回之ヲ施行シ學期試業ハ每學期ノ終ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

但シ時宜ニヨリ臨時試業ヲナス事アルヘシ

第二條 毎週試業ニ於テハ當日迄ニ學脩セシ各學課ノ試業ヲ爲ス

第三條 學期試業ニ於テハ各學期中ニ歴修セシ各學課ノ試業ヲ爲ス

第四條 試業點數ハ每課百點ヲ以テ最高點トス

第五條 各課目ノ學期評點ハ各學期ノ終ニ於テ該學期中毎週試業ノ評點平均數ニ二ヲ乘シ學期試業ノ點數ニ加ヘ其和ヲ三除シテ之ヲ定ムルモノトス

第六條 各課目ノ學年評點ハ學年ノ終ニ於テ該學年中ノ二學期評點ヲ合算シ其和ヲ二除シテ之ヲ定ムルモノトス

但一課目ノ授業一學期ニ止マル時ハ單ニ其學期ノ評點ヲ以テ學年評點トナス

第七條 總課目ノ學年評點數ハ各課目ノ學年評點數ヲ合算シ課目ノ數ニテ除シ之ヲ定ムルモノトス

第一章 東京職工學校時代

第八條 總課目ノ學年評點數五十以上ヲ得ルモノニアラサレハ進級ヲ許サス

第九條 總課目ノ學年評點數五十ニ滿ルモ各課目ノ學年評點數ノ内ニ課目以上四十ニ滿タサルモノハ進級ヲ許サス

但各課目ノ學年評點數皆三十點ニ滿タサルハ退學ヲ命スル事アルヘシ

第十條 進級合格ノ點數ヲ得サル者ハ原級ニ止メ學修セシム(ルト雖モ二學年ニ及フモノハ退學ヲ命ス)(○中八十六年二月二十六日ノ改正ニテ削除セラル)

第十一條 每週試業ニ缺席スルモノハ何等ノ事故ニヨルト雖モ總テ零點ヲ與フルモノトス

第十二條 教員ヨリ課セル宿題ノ答式ヲ其定日ニ出ササルモノハ每週試業ノ評點若干ヲ減殺スルモノトス

第十三條 生徒若シ疾ニ罹リ學期試業當日ニ出席シ難キハ醫師二名以上ノ診斷書ト保證人ノ添書トヲ以テ當日午前八時迄ニ

届出ツヘシ又疾病ノ外止ヲ得サル事故アリテ試業定日ニ出席スル能ハサルトハ保證人ヨリ其事由ヲ届出ツヘシ

第十四條 前條ノ場合ニ於テ試業期日ヨリ二週間以内ニ出席スル者ハ詮議ニヨリ試業ヲ許可スル事アルヘシト雖モ二週間ヲ過

キ尙出席セサル者ハ試業ヲ許サス原級ニ止メ置クモノトス

更に生徒の學業を獎勵する爲に明治十七年十二月二十三日に「褒賞給費規則」が制定された。此の内容に關して東京職工學校第二年報は次の如く報告してゐる。

同年八月二十六日 褒賞給費規則ヲ編成シ生徒ノ學業ヲ獎勵センカ爲メ下欸ノ如ク相定メ施行セン事ヲ上請シ同年十二月二十

三日 裁可アリ

褒賞給費規則

第一條 褒賞給費金ハ生徒中前學年ノ成績最優等ニシテ且平素品行最端正ナルモノヲ選ヒ褒賞ノ爲メ次ノ一學年中之ヲ給與ス

【ルモノトス

第二條 褒賞給費生ハ各科教員及教務掛員之ヲ推薦シ學校長之ヲ選定ス而シテ其學業成績ノ優劣ヲ認ムルハ必シモ試業點數ノ

ミニ止ラス其人物技術其他諸ノ舉動ニ依ルモノトス

第三條 褒賞給費生ノ人員ハ化學機械兩工藝科共各六人ヲ限リトシ一級毎ニ二人ヲ置クモノトス

但褒賞給費生ニ相當ノ者ナキトキハ之ヲ實施セサル事勿論タルヘシ

第四條 褒賞給費ノ金額ハ生徒ノ階級ニ據リ其多寡ヲ區別シ又一級中二等ヲ置クモノトス即左ノ如シ

但事故アリテ給與ヲ止ムル時一箇月ニ滿タサルモノハ現日數ヲ以テ計算給與ス

化學機械工藝科

| | | | |
|-------|----|-----|-----|
| 第一年 生 | 一等 | 一箇月 | 金三圓 |
| | 二等 | 一箇月 | 金二圓 |
| 第二年 生 | 一等 | 一箇月 | 金四圓 |
| | 二等 | 一箇月 | 金三圓 |
| 第三年 生 | 一等 | 一箇月 | 金五圓 |
| | 二等 | 一箇月 | 金四圓 |

第五條 褒賞給費生ニ相當ノ者ナク又ハ缺員アル時ハ學年ノ終リニ於テ學力優等品行方正ノモノヲ選拔シ一時十圓以內ノ金員ヲ賞與スル事アルヘシ

第六條 褒賞給費生若シ怠惰不行狀若クハ校規ヲ犯シタルトキハ勿論何等ノ事情ニ據ルト雖モ缺席殊ニ多キモノハ給費ヲ止ム

第七條 褒賞給費生ニ相當ノ者ヘハ左ノ書式(略ス)ノ證狀ヲ付與スルモノトス

第八條 褒賞給費金ヲ受ル者ヘ左ノ書式(略ス)ノ請書ヲ出スヘシ

最初に誰が褒賞せられたかに關しては、「東京職工學校第三年報」に於て當時の渡邊帝國大學總長は次のやうに報告してゐる。(後述の如く當時當校は帝國大學總長の管理下にあつた)。

褒賞給費

明治十八年一月二十九日褒賞給費規則ニ據リ平素品行方正學業優等ナル生徒ニ褒賞ヲ給與セリ其姓名等級左ノ如シ

第一等賞

化學工藝科第二年生

茂口信義

化學工藝科第二年生

平田仙太郎

機械工藝科第二年生

大谷竹吉

機械工藝科第二年生

加瀬正太郎

化學工藝科第一年生

佐分利廣太

同 第一年生

田中捨之丞

工場實習

學校の特性に鑑み、工場實習は深く關心されたものらしい。

先づ工場には職工長・師範職工が置かれた。「東京職工學校第一年報」には次の如く報告されてゐる。

職工長(木工鑄造鍛冶金屬仕上等ノ各部一人ツツヲ置ク) 職工長ハ機械科教員ノ命ヲ奉シ其部内ノ事業ヲ管理スルモノト

ス

師範職工(各部ニ之ヲ置ク定員ナシト雖モ大凡生徒五人ニ師範職工一人ノ割合ヲ以テ其業ニ熟達セルモノヲ撰拔シテ之ヲ命ス

ルモノトス) 機械科教員ノ命ヲ奉シ親シク生徒ヲ教導スルモノトス

職工(定員ナシ) 事業ノ繁簡ニ從ヒ職工長又ハ師範職工ノ指揮ニヨリ各製造ニ從事スルモノトス

工場は明治十八年に愈々活動期に入つたらしく、「東京職工學校第三年報」には次の如く報告されてゐる。

九月 機械工藝科實驗場中鍛冶場・仕上場 鑄造場・假製圖場ノ操業ヲ始ム是ヨリ先キ木工場・汽鑪室ハ明治十六年十二月ニ假鑄造場ハ同十七年三月ニ開設セリ

十一月 化學工藝科實驗場中染工場・製品場 汽鑪室・絲布乾燥室ヲ開設シ十二月又硝子場陶器場ヲ開設シ各創業ヲ始ム

工場ノ規則に關しては、明治十七年一月二十四日制定の「教場及工場規則」に據れば、工場に關しては次の規則が制定せられた。(東京職工學校第二年報)

第三條 生徒工場ニ在リテハ始終工場長ノ命令訓示ニ從テ其業ヲ操リ濫リニ各自ノ意ニ任セテ施爲スヘカラス

但各自ノ考案ヲ爲ス事ハ意匠ヲ練磨スルノ益アルニ由リ特ニ工場長ノ許可ヲ受クレハ之ヲ施爲スル事ヲ得

第四條 生徒ノ操業ハ專ラ職工長師範職工ノ教導ニ依ルモノナルカ故ニ生徒ハ必ス其指圖ニ從ヒ丁寧ニ操業スヘシ苟モ自覺倨傲ノ舉動アルヘカラス

第五條 生徒ハ工場長ヨリ命ラレタル事業ノ難易淨穢(假設ハ汽鑪ノ火焚汲水注油酒掃等ノ類)ヲ問ハス一々其指揮ニ從フヘシ而シテ毎日定限ノ時ニ於テ場中ノ洒掃ニ從事スヘシ是則工場一般ノ維持整頓方ノ習練ニ於テ闕クヘカラサル要務ナリ決シテ之ヲ輕視スヘカラス

第六條 生徒ハ各自ノ作業ニ專就シ漫ニ他人ノ區域ニ立入ルヘカラサルハ勿論所要ノ器品ヲ紊亂セス常ニ之ヲ整頓ヲ怠ルヘカラス且場中ニ於テ無用ノ談話ヲ嚴禁ス

第七條 場中ニ於テ製作スル者ハ必ス最初計畫スル所ノ解圖ニ基テ之ヲ製造スルヲ法トス故ニ解圖ナキモノハ一切着手スルヲ許サス

但シ修繕品等ニ限リ特ニ工場長ノ指令スル者ハ此限ニアラス

第八條 總テ工場ニ於テ製造ノ物品ハ悉皆本校ノ所有タルヘシ

第九條 各製造品竣成ノ上ハ直ニ刊行シタル切符ニ所用ノ件々ヲ詳記シ之ヲ該品ニ附シテ先ツ職工長ノ検査ヲ受ケ而シテ其是認シタル時ハ工場長ヘ差出スヘシ

第十條 操業中尋常ノ日本服ニテハ危險ノ恐アリ且不便ニシテ諸般ノ操作ニ適セサルヲ以テ常ニ洋服様ノモノヲ着シ靴ヲ穿クヘシ

第十一條 操業用ノ器品ヲ分テ貨品(道具類)給品(油麿紙ノ類)及材料ノ三種トス而テ其借受ノ手續ハ器品出納條規ニ準據スヘシ

當時の工場の実況は次述の諸項に依つて髣髴することが出来よう。

實 驗 設 備

明治卅九年五月發行の「東京高等工業學校廿五年史」に依れば、「實習授業は明治十八年四月、木造の實驗工場(二棟)落成と同時に開始す」と記してある。當時化學工藝科では色染・應用化學・蠶業の工場が區切られてゐた。現今の實驗設備とは同日に比ぶべくもないが、其頃としては相當なもので、色染科の如き一寸した染工場程度の内容は充分に具つてゐた。同年史には次の如く記されてゐる。

明治十八年本科に染工場を設置せる時には民間に於ける色染業の狀況未だ幼稚にして染料の如きも其種類極めて少く、且つ其の應用法を辨識せざるもの多かりき。

鹽基性の色素は本校開設前より我國に輸入せるものなれども未だ之を應用することを知らざりしを以て、本校

は之が啓發應用に力めたる結果、之等の應用は初めて世間に紹介せらるゝに至れり。

「アリザリン」を以て赤色を染むること及び絹の黒線に「ログウト」を使用することは共に平賀教授の研究試験に出でたるものにて、後に民間・實業界に傳へられたり。其の他外國染の捺染を日本染に應用すること、「アリン」黒の捺染法を實驗せしは高松教授の研究に出でたるものにして、其の結果は總て之を世間に紹介せり。

又窯業工場に關しては「十八年小玻璃窯一臺を築造し専ら玻璃熔融試験に供す、同年又石炭燒成磁器窯一基を築造す、本窯は磁器を石炭にて燒成せんとする爲に造り石炭及び薪材にて燒成し得る階段火床を有する倒焰式角窯なりとす」と記されてゐる。應用化學科は明治十九年八月の當校規則の改正で一時（明治二十三年四月迄）製品科と稱してゐたが、特に機械的の設備と言ふものは無く、一寸したラボラトリー程度のものであつた。次に機械科・木工・鍛工・鑄造・仕上等は一棟の工場を占有してゐたから、一見堂々たる偉容を持つてゐた。設備としては施盤・ボール盤類のもので當今の町工場の大きいものの程度であつたらしい。永い藏前時代に時刻を告げてゐた思出深き鐘も、明治十七年に東京職工學校の工場で作られたものである。（工業大學藏前新聞、第二三四號、昭和九年五月十四日）。

現業實習

東京職工學校では生徒の實習に重きを置いて工場に力を用ゐられたが、更に之を以て足れりとせず、各地で現業實習を行つた。例へば「東京職工學校第三年報」に據れば、明治十八年間の現業實習に關して次の如く報告し

てゐる。

生徒派遣

十一年十九日 醸造術實地研究ノ爲メ凡八十日間ノ見込ヲ以テ化學工藝科第三年生二名ヲ三重縣下三重郡室山村へ遣ス

本年中學業上參考ノ爲メ東京砲兵工廠海軍省製綱所清水谷酸酵社等ノ諸工場へ派遣セシ生徒若干アリ

教官の教育振り

師弟の間柄は親密で塾教育的な親しみがあつたらしい。特に平賀教諭を中心とする化學工藝科の如きは、文字通りに家塾的特質を發揮した。第一回卒業生山口貴雄氏は當時を回想した次の一文を工業大學藏前新聞に掲載してゐるが、以て一端を窺ふことが出来る。

教師對生徒の間は塾生活の延長の如きもので、専門の學業指導はさる事ながら、緩急宜しく人格の修養に努めた。日曜日などはよく四五人位つつ打ちつれて先生の自宅訪問に出掛けたものであつた。時に膝を交へ杯を汲めば、談論風發胸襟を開き、處生の要諦を説くなど、交情まことにこまやかなるものだつた。

今と昔で一番違ふのは何といつても先生と生徒の關係でその頃は日曜日などは、生徒は皆そろつて先生の所へ押かけ御飯の馳走になつたものだ。だれそれは牛肉を買つて來い、だれそれは畑からねぎを取つて來い、いもを取つて來いといつた様な調子で、仕度が出来るといふんな議論をやりながら、たらふく食つた。先生が奢る話では工場見學旅行といふのがあつて今の修學旅行とは大いに違ひ生徒は一文も費用を出さないでよかつたが、その代り先生が若かつたから宿屋で大氣焰を拜聽しなけれ

ばならない。(工業大學藏前新聞、第一三五號、昭和四年五月二十六日)

従つて各教官の教育的熱情も高く、教育振りも熱心であつた。一例として前掲山口貴雄氏が平賀義美教諭に關して述べたものを次に引用する。

教壇に於ける先生の講義は、凡てが誠意と情愛に満たされたもので逐語々々噛んで含めるやうに授業された。學科教育技術教育は勿論であるが、常に技術家としての處世の要訣を諄々として説かれたものである。或る時は生徒と共に……放歌し痛飲し、學内にありては……受持生徒の了解運動に盡力され、然も卒業生の就職斡旋には決して等閑に附すやうな事なく決定する迄奔走された。職無き者には其の技能に應じ翻譯や調査をやらせて生活の補助を計り、又は就職口が決定しても洋服の新調の餘裕ないもの、赴任の旅費の工面がつかないものには先生自身のポケットマネーを割いて支給された。官民の位階激しく、加ふるに産業未組織・草創の時代にあつて一切の虚禮をかなぐり捨て、太い慈愛の線で包容された先生の心事は、すべてが一視同仁・吾子愛弟子であつたのだ。宜なる哉、五十年の歲月は流れても先生を圍る愛弟子の交情は血よりも濃く、方今人情紙の如く薄しと言ふが、彼を思ひ此を語れば臉自ら熱するを覺える……。先生は清濁併せのむ豪放瀟灑の半面になか／＼几重面で綿密の所もあつた。一例をあげれば、講義が難解の場所を意を用ひて反覆丁寧に口授され、生徒が了解徹底したかを知る爲、毎週筆記の淨書を提出させ詳細に批評を加へ十行二十字を嚴示されて、亂暴書に流るゝ場合「是でよし、只十行廿字ならざるを惜む」と言つたやうな評言をしば／＼朱で書かれたものである。……其他珍談は枚擧に遑ないが……こゝでは省略する。(工業一夕話、工業大學藏前新聞、第二四一號、昭和九年十月十八日)

當時の學窓生活

次に當時の學窓生活に關し第一回卒業達の回想談を掲げよう。

學校課程は午前だけ學科を教授し、午後は全部實習科として勞働に従事せしめられ、先づ鉋の裏押、鍛冶屋の向槌打、鑄物の砂振等、當時の學生としては到底堪へ難き勞苦を嘗めさせられ、放課後歸途には身體へとくととなり、恰も小石川砲兵工廠の職工と同様の取扱を受け、各人ともこんな馬鹿々々敷ことをする學校とは思はなかつたと、不平たらとで嫌々ながら其日を送りたる状態にして、今日より見るときは丸で根本的考へが違て居りたるものにして従て途中より方向を變へ他校へ轉じたる人も多數あり、機械科の如き豫科終了の際には殆んど半數の生徒となれり。併し本科に進級したる頃より漸く興味を感じ、何となく將來工業家として世に立たんとの心起りて知らずの間に四年の課程を終りて世に出づることとなれり。(第一期、機械、淺村三郎氏、入學後の感想、藏前工業會誌、第三二四號、昭六年一月)

そして學校に入つて見ると午前中は先生から講義を聽き、午後から現在でも同じことでせうが實習にかゝり、その實習といつても我々が想像もしなかつた鍛冶屋や、大工の丁稚と同様なことを、實驗場に行つてやつたものです。例へば鍛冶屋の向ふ打をするとか、鉋の裏押をするといふやうな譯でした。

従つてあの近所の小供達はそれを知つてゐるものですから、私等が通ると、可笑しいな、可笑しいな、袴をはいた職人が學校に行くといふやうなことをいつて、からかはれたものでした。それやこれやでいや氣が起り遂に學校をやめるものもあつたやうで、最初の入學生六十人、その中二十人が化學科、四十人が機械科でしたが、その四十人の中で卒業したものが僅かに十人だつたのです。(淺村三郎氏談、座談會藏前五十年を語る、藏前新聞第二四一號、昭和九年十月十八日)

在校中最も興味を以て勉強したのは、平賀先生の應用化學、谷口先生の數學、沖野先生の物理學、ワグネル先生の築籐論、原田先生の簿記學、和田垣先生の經濟學、宮崎先生の分析等で、又試験の度毎に百點呉れるので嬉しかつたのは、鳥谷部先生の論語、出来なくて困つたのは多賀先生の畫學、それでもお情に五十二點は貰つた(一科でも五十點以下があれば進級させぬ

規定があつたので。(山口貴雄氏談、藏前搖籃時代號、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月)

市中の様子はと申せば、電車もなければ電燈もない、鐵道馬車すらない。圓太郎馬車や人力車が、交通上の最高機關だ。我々書生の身としては、是さへ利用するものは少かつた。私はその頃赤坂の仲の町に住んでゐたが、よく淺草藏前までテク／＼歩いて通學することを、左程苦にもしなかつた。併し段々都會慣れるに従て、下宿することゝした。下宿代は一ヶ月三圓が普通で、三圓五拾錢出せば上等の方だつた。湯錢が八厘、蕎麥が八厘、そして拾五錢あれば牛鍋で飯が食へた。(山口貴雄氏談、藏前搖籃時代號、藏前工業會誌、昭和六年一月)

自分達の仲間は随分亂暴な者が多かつた。昔米藏があつた跡に學校を建てたので、隅田川から米を運ぶ爲の船が通る溝が學校の中を通つてゐた。その中に鰻が澤山ゐて随分大きなものも居たがそれを取つて實驗室で焼いて喰つた事があつたが、卒業する時分には皆んな鰻を取り盡して仕舞つた。それから學校の周圍に土べいがあつて、その土べいの穴の中に蛇が澤山居たが、それを頭をはさんで機械場の蒸汽の吹きだす所へ當てると、骨と肉がばらばらに飛散して實に壯觀を極めたものだ。(小菅久徳氏談、藏前自治新聞、第一二二號、昭和三年四月二十日)

服装は規定などはなかつた。和服が大部分、中には袴も着けずに登校するものもある。洋服等着るのは非常にハイカラー——今の言葉でいへば當時のモダンボーイ——でなければ着なかつた。

その時分は一切の文房具を學校から呉れたもので、講義を筆記するのは現在ではそんな半紙はないであらうが駿河半紙といふ一帖一錢位の半紙があつて、それが鉛筆でも筆でも書けるので皆それを使ったものだ。

これに就いて面白い話があるが前にいつた様に文房具を學校から呉れた程であつたが、途中から授業料を一學期五圓(?)取る様になつたが、生徒はそれを聞いて騒ぎだして授業料不納を申合はせたりして大に氣焰をあげたが、後になつて結局取られた様に記憶する。なにしろ當時の下宿代が三圓五拾錢位で五圓といへば可成大金であつたから無理もないかも知れぬ。(小

菅久徳氏談、藏前自治新聞、第一二二號、昭和三年四月二十日。

宮中御用の研究

(一)宮中御用の窓掛を國産品にしたいとて、某大臣からその原紙の染方を色染料に委嘱せられたので、平賀先生始め我々は一生懸命になつて、アリザリン染で仕上げて見たいといふので、之に使用する水は井戸水ではアガリがわるい。蒸餾水でなければならぬといふ處から、手間も費用もお構ひなしで、ヤツとこサと染上げて納めた事。(二)アリザリンで思出したが、二三ヶ月も研究してアリザリン赤染が出来たので、それを記念する爲か赤無地の甲斐絹で洋傘を調製し、同志の面々打揃つて赤傘として通學した事。(三)アリザリン染の方法にダンギングといふのがありとて、牛糞を拾ひ集めて歩つた事。(四)瓦斯會社を見學した事。(五)省略。(六)上野不忍池の大懇親會の事。(七)神田明神開花樓の大亂舞の事。(八)校内で政談演說會を開いたところ、技術家は演說などすべきものでないとて、大目玉を喰つた事。(九)武州金澤の船遊兼魚釣りの事。(十)富士見軒で卒業祝の事。(十一)休日には大抵先生の御宅におしかけて御馳走になりし事。(十二)省略。(十三)省略。(十四)白金皿を牛鍋に代用の事。(十五)アルコール・ランプ用酒精に硫酸添加の事。(十六)實習場にて砂糖豆製造の事。(十七)校内にて魚釣りの事。(十八)須賀橋上に始業鈴を聴きながら、知らん顔して正門に入る事。(十九)漢文で先生の講義を筆記した生徒さへありし事。(二十)俺の虎の巻は此の本(英書)だけだから、英文の讀めるものは筆記に及ばずと聲明した先生の事。(二十一)講義のウマカッタのは沖野先生・多賀先生・和田垣先生・原田先生・人望の厚かつたのは平賀先生・宮崎先生・ワグネル先生其他であつた事。(二十二)多賀先生が理髮屋の看板に“Barber Shop”と書つてあつたとて笑はれたのに、英文の心得ある生徒は寧ろ先生の發音振りに失笑した事。(二十三)省略。(二十五)答案に横文字で記名すれば點がよいとて、英語記名流行の事。(二十五)點數の多少は答案の良否にあらずして、寧ろ人物本位であつた事。等、等、(山口貴雄氏談、藏前搖籃時代號、藏前工業會誌、第一二二號、昭和六年一月)

第一回卒業式

少し話が飛ぶが、此の序に第一回の卒業状況を述べたい。
 第一回の卒業式は後述(一三七頁参照)帝國大學總長管理の形式のまま、明治十九年七月十二日に行はれた。當日の模様に関し、當時の官報(明治一九、七、一四)は次の如く報告してゐる。

卒業證書授與式

一昨十二日午前第十時帝國大學附屬東京職工學校ニ於テ卒業證書授與式ヲ舉行セリ當日帝國大學總長本校管理諸教官及文部省諸官員臨場又招ニ應ジテ來場セサルモノハ農商務省等ノ諸官員並ニ東京商工會員等無慮百餘名ニシテ本校管理報告ヲ終リ次ニ帝國大學總長並ニ東京商工會々頭ノ諸演述アリ其ノ卒業證書ヲ受領セル生徒ノ族籍姓名等左ノ如シ(文部省報告)

化學工藝科ノ分

神奈川縣士族 茂 呂 信義

二十二年八箇月

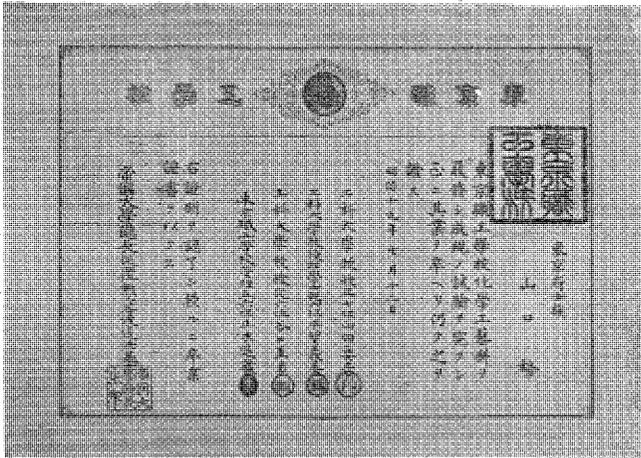
廣島縣士族 西川 麻五郎

二十三年五箇月

東京府士族 山 口

二十一年五箇月

第一章 東京職工學校時代



明治十九年 東京職工學校第一回卒業證書

| | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 東京府士族 關口 鎌吉 十八年一箇月 | 兵庫縣士族 小林一太郎 二十二年十二箇月 | 東京府士族 野間 光彦 三十四年九箇月 |
| 富山縣士族 平尾 鉄三郎 二十一年九箇月 | 東京府士族 太田 能壽 二十二年 | 長野縣士族 柴田 才一郎 二十二年五箇月 |
| 東京府士族 關口 寛一郎 二十一年五箇月 | 山形縣士族 松平 久徳 二十一年十箇月 | 新潟縣平民 高野 諄治 二十四年三箇月 |
| 廣島縣士族 岡本 金一郎 二十一年 | 滋賀縣平民 平田 仙太郎 | |

機械工藝科ノ分

| | | |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 兵庫縣士族 大谷 竹吉 二十八年八箇月 | 東京府士族 加瀬 正太郎 二十年二箇月 | 廣島縣士族 中根 由七 十九年十一箇月 |
| 岐阜縣士族 衣斐 松雄 二十二年十一箇月 | 静岡縣平民 山田 信助 二十二年十二箇月 | 東京府平民 淺村 三郎 二十四年十箇月 |
| 兵庫縣平民 大石 治家之助 十九年十一箇月 | 長崎縣士族 大島 吉十郎 二十一年十箇月 | 長崎縣平民 加藤 豊作 二十一年十一箇月 |
| 長野縣士族 山田 鏡一郎 二十一年十一箇月 | | |

卒業生の就職並に活動

卒業生は出したものの當時の日本は近代的な工業が未だ發達せず、従つて卒業生の就職口は狭かつた。化學工
藝科第一回卒業生山口貴雄(舊名務)氏は當時の事情に關して次の如く述べてゐる。

試みに當時の工業系統の全國會社數及資本金を掲げて見ると(農商務省調査)

| (明治) | (社數) | (資本金) | (明治) | (社數) | (資本金) |
|------|-------|--------|------|-------|--------|
| 一七 | 三七九 | 五、〇四八 | 二二 | 二、二五九 | 七〇、一九九 |
| 一八 | 四九六 | 七、七七一 | 二三 | 二、二八四 | 七七、五二九 |
| 一九 | 一、〇九七 | 一四、七二五 | 二四 | 二、四八〇 | 七〇、二九三 |
| 二〇 | 一、三六一 | 二〇、〇一一 | 二五 | 二、七四六 | 六九、〇一六 |
| 二一 | 一、六九四 | 三九、〇三二 | | | |

是によつて明らかなる如く明治十七年の銀行業、水陸運輸業の諸會社總資本額一〇〇、九五一、〇〇〇圓、その中工業資本は僅かに四パーセント九六にしか過ぎず、全體の八〇パーセントを銀行業が占めてゐる。現在、電力事業總資本總額すら二十二億の巨額を超へてゐる盛況振りとは照合したならば、其の飛躍の驚異的なるにひたすら感慨深きものを覺える(工業大學藏前藏新聞、第二三八號、昭和九年八月七日)

扱、この時代の我國の工業狀態はと申せば、織物・生糸・漆器・紙・革・樟腦・木蠟・食鹽・砂糖・清酒・醬油・煙草・藍玉などの固有工業は極めて小規模に各地に行はれ、綿糸紡績・ガラス・煉瓦・セメント・藥品・燐寸・石鹼・洋酒・洋紙・船舶機械などの輸入工業も、漸々芽を出しかけては居たが、何分工場の數、職工の人員共に至て少く、外國貿易の高とても、輸入二、三千萬圓、輸出四、五千萬圓と云つたやうに、實に微々たるものであつた。

此の如き商工業の狀態の下に、卒業した我々である。入るべき工場の極めて少かつたのは、寧ろ當然のことであつた。卒業の際就職先きの確定してゐたのは、化學工藝科に於ては、僅に平田專太郎と私の二人が平賀先生の部下として、農商務省に勤務することゝなつた位のものであつたかのやうに記憶する。(藏前工業會誌、藏前搖籃時代號、昭和六年一月)

學校を卒へながら二三年遊ぶのはざらで、強いて尋ね歩きしないものなら五六年位は失業状態で過すことも珍らしいことはなかつた。(山口貴雄氏、工業大學藏前新聞、第二三八號、昭和九年六月七日)

或人は母校の助手として残つた。或は研究の目的で、工場らしいものに入ったものもある。さりながら多くの人は、各自の爲めに工場を造らざるべからず、學校や講習所を起さざるべからず、試験場を設けざるべからずとも云ふやうな有様であつた。(藏前工業會誌、第二三四號、藏前搖籃時代號、昭和六年一月)

従つて教官も卒業生の就職に奔走した。化學工藝科第一回卒業生岡本金一郎氏は當時を回想して次掲の如く述べてゐる。

私共の卒業した時代は、あらゆる工業が所謂家内工業的でありまして、工場らしい工業のない時代でありましたので、従つて、その就職についても一方ならぬ困難があつたのであります。即ち僅に官廳方面で二三採用される外は、民間からの需要は殆どないと云ふ状態でありまして、當時恩師の方々が卒業の前から諸方へ出張されたり、營業者を集めて實地講演をして頂いたりした結果、漸く就職先を見付けることが出来たといふやうな次第でありました。(藏前工業會誌、三九〇號、昭和十一年) されば學校の方針も卒業生を安く賣込んで世間からその實力を認めて貰ふ方針であつたらしい。第一回卒業生達は次のやうに述べてゐる。

本學卒業生の給料はと言へば、普通日給五、六十錢、役所方面では技手などは稀れ、最初は雇から民間方面になると葉服から先づ振り出さねばならなかつた。學校の方針も安價多賣の實力本位で信用を克ち得ようと言ふにあつたらしい。(山口貴雄氏談、工業大學藏前新聞、第二三八號、昭和九年八月七日)

元來當時母校に於ては卒業生を成るべく安く賣出す方針にして、最初は其名の如く職工と伍して勞働的に働らかしめて次第

に實力を表らさしめ、雇主に於て給料の安き割合に役に立つ便利な人を出す學校なり、と認めさせんとの趣旨なりとのことなり。(淺村三郎氏談、入學前後の感想、藏前工業會誌、昭和六年一月)

幸に卒業生達も卒業後二、三年の内には、どうか片ついたらしい。明治二十一年度の「東京職工學校一覽」に據れば、その當時には第一回卒業者は夫々就職してゐる。當時の勤務先を示すと次の通りである。

化學工藝科

| | | | |
|-----------|-------|-----------|--------|
| 農商務省工務局 | 茂呂信義 | 東京職工學校 | 小林一太郎 |
| 東京職工學校 | 關口寛一郎 | 足利織物講習所 | 柴田才一郎 |
| 農商務省工務局 | 平田專太郎 | 自營 | 太田能壽 |
| 千葉縣尋常師範學校 | 西川麻五郎 | 農商務省總務局 | 關口鎌吉 |
| 伊勢崎色染講習所 | 岡本金一郎 | 千住製絨所 | 畑中諄治 |
| 農商務省工務局 | 野間光彦 | 農商務省特許局 | 平尾鏡三郎 |
| 機械工藝科 | 山口務 | 秋田縣尋常師範學校 | 小菅久徳 |
| 農商務省工務局 | 大谷竹吉 | 大阪府農商課 | 淺村三郎 |
| 獨逸國留學 | 加瀬正太郎 | 小野濱造船所 | 大石治家之助 |
| 富士製紙會社 | 中根由七 | | 山田吉十郎 |
| 農商務省特許局 | 衣斐松雄 | | 加藤豊作 |
| 獨逸國留學 | 山田信助 | | 山田鑽一郎 |

特に山田氏と加瀬氏の洋行が目立つが、之に關して太田能壽氏の言に據ると、明治十九年「十月の末……内務省の命で海外へ留學された。是れが母校卒業生の海外へ留學した元祖」である。(藏前工業會誌、第三九〇號)

卒業生達は卒業以後も、職工學校なる名稱には崇られたらしい。一例として山口貴雄氏の言を掲げる。

十九年になつてさて卒業することになつたものの、兎に角自分等が第一回だから、今の様なわけにもゆかず卒業生の賣れ口がない。出る前に決つたのは官吏になつた三人だつた。自分もその一人で農商務省へ勤め、初任給金二十五圓也をもらつたのが、甚だ待遇が悪くて何年経つても昇給しない。何しろ其頃は法科萬能で一部の技術をやる者は甚だ輕視された時代だつたし名前が職工學校だつたから、自分ではえらいつもりでも向ふからは職工の毛の生えた位にしか見られないので、到々十年間といふものは廿五圓のまゝで置かれた。甚だ憤慨に堪へないので實力試験してくれと上司の許へ談じこんだが、さういふ内規になつてゐるからと内規を振廻されて仕方がなく引退つたが、その後卒業證書を調べて見ると職工學校は明治十八年頃學制が變更して帝大の附屬の様になつてゐたため證書は帝大總長から出てゐたので、これを材料にして上司に更に強く申込んだので、上司も成程と感心して明治二十八年に技師にしてくれた次第、イヤハヤ技師さまになるまでの苦心は一通りや二々通りではなかつた。(工業大學藏前新聞、第一三五號、昭和四年五月二十六日)

それにも係はらず卒業生達は日本工業の開拓の爲によく努力した。一例として二、三の第一期卒業生の回想を掲げて見よう。

卒業生の活動

小生卒業後の一步として、和歌山色染講習所に就職せしが、尙當時同地の色染業は尙幼稚にして、鹽基性染料の使用さへ解せぬ時代にて、小生はアリザニンレッドの染方を教へしに、之れを柴田赤と稱せしことあり、當時實業界の如何に幼なりしか

を例證するに足らん。(柴田才一郎氏、其頃の色彩界、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月號)

私は當時、群馬の織物組合に就職しまして、その講習所の教師となりましたが、その時第一に考へたことは技術者の養成と云ふことであります。明治十八年に、上野に五品共進會が開かれましたが、その會場に於て、平賀先生が當業者をお集めになりまして、一場の講演があり、種々改良すべき點を指示されたのであります。その中に技術者の養成と云ふことも實はその時の御指示の一つであつたのであります。その結果、私は學校を出ると直ぐそこに這入ることになつた譯でありました。當時伊勢崎の織物はすべて藍物で、色物を出したのは私が行つてからのことであります。この色物は目先が變つてゐた丈に、幸に好評を博することになりました。それで同地の織物の産額は忽ち倍額以上となり、當業者も大喜びを致したものであります。(岡本金一郎氏談、藏前工業會誌、第三九〇號、昭和十一年七月)

明治二十三、四年頃の事だが私は農商務省の役人として新潟縣下の栃尾と云ふ處に染色の技術を教へに行くことになつた。運悪く出發と云ふ時に子供が病氣になつた。それで暫らく一週間ばかり經つてから先づ長岡迄行つたところ、長岡では農商務省からお役人様が來ると云ふことで大騒ぎをしてゐる、聞いて見ますと、栃尾の衆が毎日々々長岡まで迎へに來てゐるけれども、一向見えないので皆が大騒ぎをしてゐるのだと云ふ話です。向ふでは私をその本人だとは思はないし未だ二十四五歳の青年ですから——違ふ人だと思つていろ／＼話をしてくれます。斯う大騒ぎをしてゐる處に乗込んで行くのには普通の身装じや不可ぬと思ひ、モーニングに着替へ、それから人力車も一人引じや不可ぬからといふことで、特別に立派な人力車を頼み、二人引きの後押といふいでたちで、栃尾へ乗込むことゝした。(笑聲)栃尾に行く途中に坂がある。其處から栃尾が見えるのですが、其處に行くに「農商務省技師閣下奉迎事務所」といふ立看板が立つて、一寸した小屋があつた。その前を私が右の車に乗つて通り行かうとすると、紋付袴の連中がやつて來て「貴方はどなた様ですか」と訊く、私は農商務省の山口です」と言つても不思議さうな顔をして本當にしないらしい。農商務省のお役人といふからにはそんな若い者ではないだらうと思つたので

せう。失禮ですが山口さんで御座いますか」と再々訊く。それで私は「さうです」と言つてもけげんな顔付、そこで私は官名のある名刺を出すと思つても驚いたも大驚きで、「あゝ、さうですか。これはどうも失禮致しました。遠路どうも御苦勞様で御座います。この五六日このかた斯うして毎日お迎へに来て居りましたのですが……」といふ非常に丁寧な挨拶をして皆が迎へてくれるといふ有様でした。彼これするうち迎への一人が合圖をすると向ふで花火をボンボン打ち揚げるといふ有様で、實にえらい騒。十人餘りの人々に卒業證書を渡して來た譯です。そんなやうな譯でして所謂官尊民卑時代の光景は今でも時々思出されて笑ふのです。(山口貴雄氏談、工業大學藏前新聞、昭和十二年七月廿二日)

第三項 其後の狀況

少し話は少し前へ戻るが、東京職工學校設立が一段落ついた後の當校の變遷に就て述べたい。

1. 其後の變遷の概況

其後の規則の改正乃至補充の主要なるものを擧げると、次の通りである。「東京高等工業學校四十年史」より引用し、適宜官報及び文部省年報に據つて訂正)。

一、十七年一月中學校との聯絡を圖らんが爲めに初等中學校卒業の者は本校豫科に無試験入學を許可するの制を定む。即ち第三條が次の如く改正せられたり。

第三條 初等中學校卒業ノ者ニシテ年齢滿十六年以上二十五年以下身體強壯ナル者ハ入學試業ヲ要セス直

ニ豫科へ入學セシムルコトアルヘシ

一、同十二月褒賞給費規則を定む。其要は生徒中前學年の成績優等にして且つ平素品行最も端正なる者に次の學年間其學級及成績の等差に依り月額二圓乃至五圓の學資を補給し優秀少年の入學を獎勵するに在り。

一、十八年四月本科の學科目中に英語を新設し卒業後日新の學理を攻究するの便に資せしむ。七月始めて授業料を徴收することとし一學期金五圓とし九月より實施す。是より先き本校教育は尙ほ獎勵の時期に屬せしを以て授業料を徴收せざりしが、入學生徒の増加に伴ひ校費の一部を補助せんが爲めに新に之を徴收することとせるなり。

一、十九年四月廿九日本校を帝國大學に附屬せられ又本校規程を定め委員四名を置かる。

一、十九年八月規則に大改正を加ふ。其要は本科を各専門の學科に區別すること、豫科を廢して修業年限を短縮すること、各専門學科中に新に速成科を置き其修業年限を二箇年とすること等にして、一般に學科の程度を簡易にし實技の練習に重きを置くの方針を執れり。其本科を各専門の學科に區別せしは實修期を延長するの必要に出でしものにして、從來化學工藝科の如きは第一第二學年は一般に應用化學を講習し専門の實驗に従ふは僅に最終の一年間に過ぎざりしが、今後は最初より各専門の學科に分ち須要の學科のみを課して實修の時間を延長することとなせり。又豫科を廢せしは修業年限を短縮して就學を簡便ならしめんとするの趣旨に出で、速成科を新設せしは篤志者にして年齢長じ又は一定の課目を履修するの時を得ざる者等の希望を満たさしめんとするの趣旨に出づ。(註、速成科は明治二十一年に始めて卒業を出し、卒業生數内譯は染工科速成科四名、製品科二名、機械科(鍛工仕上施工)三名、同科(製圖)五名である)。

一、二十年十月四日勅令第五十一號の官制の發布に依り本校の帝國大學附屬を解き更に文部省直轄に改めらる。

一、二十一年八月褒賞給費規則を廢止す。是れ當初の目的を達し得ざるに由る。同月規則を改正し教旨を改めて「將來工藝教員又ハ工藝技師職工工場長タルヘキ者ニ須要ナル諸般ノ工藝ヲ教授ス」となす。又選科を設け工業者若くは其子弟の實業に従事すること滿一個年以上にして其業務に必要な一課目若くは數課目を選修せんと欲する者に入學を許すこととし、修業年限を二個年以内とす。其他今回の改正に依り工藝部中の分科を廢し、又尋常師範學校若くは尋常中學校卒業生にして地方廳の特選に係るものは人員を限り試験を須ひず入學を許可するの制を設く。是れ將來工藝教員又は工藝技術者たらんとする者に便宜を與へんが爲めなり。其他入學試業料を徵收するの制を設けたり。

一、二十二年六月學科課程試業及び卒業證書規程其他の條章を改正し入學試験課目の程度を高む。

2. 主要なる變遷

以上の内で比較的大きな問題を次に詳述したい。

専攻科設置

明治十七年九月に専攻科の制度が設けられた。専攻科に關しては「卒業生所修ノ學術ヲ研究セント欲シ更ニ在學ヲ請フ者ハ尙ホ一年間修學スルコトヲ許ス之ヲ専攻科トス」と記されて、その規程は次の如くである。

專攻科規程

第一、專攻科ニ入ル生徒ハ其特ニ攻究セント欲スル學科ヲ定メテ校長ニ願出ツヘシ學力優等品行端正ノモノニ限り詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二、專攻科生校外ノ製造所等ニ於テ實修ニ從事センコトヲ願フ者ハ當該教員ノ保證ニ依リ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三、專攻科生ハ試業ヲ要セサルモノトス但各學期ノ終ニ於テ實修事業ノ成績ヲ檢定スルモノトス

明治二十一年度の「東京職工學校一覽」に據ると、專攻科の卒業生は書いてない。但し在學生專攻科生として次の如く記されてゐる。

染工專攻 元染工科速成科卒業生

廣井鋼之助

全 全

石川啓助

帝國大學移管 明治十九年四月二十九日に東京職工學校は帝國大學（現在の東京帝國大學）の附屬とせられた。

（從來の當校沿革史には四月十九日となつてゐるが、文部省の書類には四月二十九日となつてゐる）。帝國大學移管の理由に就ては、當時の専門學務局長濱尾新氏や參事官手島精一氏の説明に據ると、當時の工業界の狀況並に豫算の都合に基くものであり、又渡邊帝國大學總長の理解ある取計ひに依つたものらしい。濱尾氏や手島氏、

第四、專攻科生實修一ケ年ヲ經其成績善良ナルモノハ退學ノ

トキ其專攻ニ係ル修業證書ヲ交付スヘシ

第五、專攻科生ニシテ當該學科ノ外他學科中ニテ二課目以内ヲ撰ミ兼修センコトヲ願ヒ出ツルトキハ當該教員ノ保證ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第六、特ニ專攻科生ノ爲ニ設クル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク本校ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

（明治二十一年度東京職工學校一覽）

高松氏（當時工科大学教授であり平賀氏が東京職工學校を去つた時の後任）は次のやうに述べて居られる。

其の頃世間の工業界は依然として不振の有様であつたので、實業者も此種の教育ある技術者の必要を認めせぬのであり、工場等の數も甚だしく、隨つて卒業生の需要も少くして、其の經營等も甚だ困難であつたのである。是に於て、時の文部當局大臣は、此職工學校を一學校として獨立存置するのを殊に不便とせられまして……帝國大學の附屬とせらるるに至つたのであります。（濱尾新氏、手島君の功績）

十九年か二十年頃だと記憶して居りますが、職工學校、今の工業學校がどうも餘り用を爲さぬから、アレは止めたら宜からうと云ふ説もあつて、其時分に私（手島氏）は商議員として如何にしたならば……之を維持し得るかと云ふことに苦心したのであります。之を農商務省にでも持つて行つたら都合が好いかも知れぬといふのでありましたが、併しながら工業教育といふことの如きに至つては、是は人格の修養が必要であるから、これは文部省部内にある方が宜いと云ふことを主張……それで幸に潰すこともなく、又所管替もなく維持することになりましたが、さる代り一時帝國大學の所屬になつたことがある……（手島精一氏、回顧五十年）。

（東京職工學校は一向振はぬので殆ど經營出来なくなつて、一時廢校説さへ起つたことがあるが、當時手島さんは文部省に居られて、調査委員になられて矢張り廢さないで維持しようと思つたが、何分不振の學校になつたから遂に獨立して置く値打がないと云ふので、帝國大學の渡邊總長が大學の附屬にでもしたら宜からうと云ふことになり、一時大學の附屬と云ふ譯になつた。（高松豊吉氏、手島君と自分）

當時東京職工學校が如何に理解されてゐなかつたかは、明治時代の名文相として有名な森有禮氏に關する次の逸話からも窺へるのである。

私（谷口先生）は一時校長代理となつてみたことがある。その時森文部大臣が參觀に来て、例の辛辣な調子で

「この學校を卒業すると一體どう云ふ風になるか」

と訊かれた。私はそれに對して

「左様、まさか三百代言にもなりませんまい」

と一矢を酬いたことを覚えてゐる。（谷口先生談片、藏前工業會誌、昭和六年一月）

斯くして帝國大學附屬移管と云ふことになり、當時の東京職工學校の職員は即日形式上帝國大學の職員に轉ぜしめられた。その主なる職員に就て見るに、次のやうな勤務替の辭令が發せられた。

任帝國大學書記官

從六位 正木 退 藏

任工科大學教授

從六位 谷口 直 貞

農商務權少技長

正七位 平賀 義 美

任工科大學教授兼農商務權少技長

任工科大學教授

正七位 山田 要 吉

次いで五月一日に帝國大學より次の發令があつた。

東京職工學校管理ヲ命ス

帝國大學書記官 正木 退 藏

工科大學教授 谷口 直 貞

平賀 義 美

山田 要 吉

東京職工學校勤務ヲ命ス

第一章 東京職工學校時代

そして甚だ残念ながら當校第一回の卒業式は帝國大學の附屬のまゝ行はれたのである。

然しながら「前に製作學教場の開成學校に附屬して不便なるに徴しても、其の不利なるは知るべき譯でありますれば、此種工業學校の發達を圖るには、大學の附屬とすることの不便不利なるものがあり、遂に翌年之を帝國大學より離して獨立（瀧尾氏、手島君の功績）せしむるに至つた。

選科の設置 明治二十一年の規則改正に依つて選科が設けられた。此は工業者若くは其子弟の實業に従事すること滿一年以上の者に其業務に必要な一科目又は數科目を選修せしめんとするもので、修業年限は二箇年以内とされてゐるが希望に依つては更に一ヶ年の實修を許されることになつてゐた。明治二十一年度の「東京職工學校一覽」には此に關して、次の如く規定されてゐる。

選科規程

第一 選科生ハ滿十七年以上ニシテ當該教員ニ於テ試験ヲ爲シ所撰ノ課目ヲ修學スルニ堪ユルト認ムル者ニ限り入學ヲ許ス
モノトス

第二 化學工藝部機械工藝部ノ專修學科中撰修スルコトヲ許スノ課目凡左ノ如シ

化學工藝部

一、色染法聽講

一、絹・毛・木綿ノ浸染及捺染實修ノ内一項若クハ數項

一、陶器・玻璃・セメント・煉瓦等製造法聽講

一、陶器・玻璃・セメント・煉瓦等製造實修ノ内一項若クハ數項

一、應用化學

一、藥品・顔料・ペンキ・ワニス・油・石鹼・脂肪・香油製造・和洋酒及酢釀造・アルコール蒸溜等實修ノ内一項若クハ數項

機械工藝部

一、工具用法聽講

一、物質強弱論聽講

一、製造用諸機械論聽講

一、發動機論聽講

一、重學聽講

一、應用重學聽講

一、原範製造・鑄造・鍛工・仕上・鋸工・製圖實修ノ内一項若クハ數項

第三、撰科生タランコトヲ願フモノハ身元確カナル證人又ハ傭主ヨリ本人滿一ケ年以上所撰ノ課目ニ關係アル實業ニ從事シタルコトノ證明書ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スヘシ

第四、撰科生修學ノ順序及程度等ハ渾テ當該教員ノ差圖ニ隨フヘシ

第五、凡撰科生二ケ年ヲ經タル後願ニ依リ尙其學業ヲ研究セント欲スルトキハ更ニ一ケ年ノ實修ヲ許スコトアルヘシ

第六、選科生當該教員ニ於テ定メラレタル程度ノ修學ヲ終リタルトキハ之ヲ試驗シ其成績善良ナルモノハ其課目ノ修業證書

ヲ交付スヘシ

但シ修學中ニ在テモ便宜試業ヲ施スモノトス

第一章 東京職工學校時代

第七 撰科生ノ授業料ハ一ヶ月金壹圓トス毎月五日マテニ之ヲ本校會計掛ニ納付スヘシ

第八 撰科生工場ノ實修ニ従事スルモノハ其實修ニ係ル費用實費ヲ以テ之ヲ徴收スルモノトス

但本校製作品ニ就テ實修セシムルトキハ此限ニアラス

第九 特ニ撰科生ノ爲ニ設クル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク本校ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

此の時の當校一覽に據ると選科生として次の二名が在學してゐる。

染 工 科 志 田 彦 十 郎

製 品 科 中 島 養 吉

改組答申問題 前述の如く帝國大學附屬より解放されたけれども、然しながら東京職工學校存置に對する論難の手は緩むことなく、明治二十一年に再び廢止問題が出て、委員を設けて調査の結果、教員養成機關に改組すべきことを答申せられた。そして濱尾氏や手島氏は之を憂へて色々奔走の結果漸く事無きを得たやうである。此に關して「手島精一先生傳」には次の如く述べられてゐる。

明治二十一年當時、世間の工業が、比較的發達したにも拘らず東京職工學校の卒業者の需要が多くないのと、政府の財政上の都合に依り文部省は同校の存廢に就き委員を設けて之が調査を行はしめたことがある。先生はその調査委員ではなかつたが、大いに之を憂ひ百方奔走して之が存立につめとられたのであつた。然るに委員の調査の結果は從來の目的を變更し尋常師範學校の手工科、尋常中學校の工業科及地方職工學校の教員たるべきものを養成することとし、附屬工場は之を民間に拂下ぐべしといふのであつた。

然るに幸なるかな、當時の専門學務局長濱尾新氏が恰も諸外國の教育事情を視察して歸朝したるに會し、濱尾氏は之を我國

務に鑑み、東京職工學校は従前の形態にて存続せしむるの必要ありとなし、遂に調査委員の復申は、遂行されず終つたのであります。先生と濱尾氏は、開成學校の監事時代から、相識の間柄であつて、濱尾氏は先生の工業教育の所論にはよく耳を傾けられたのであります。されば東京職工學校の運命、正に危殆に傾したるに當り先生は濱尾氏を擁して之を救はれたものであります。然しながら文部省の空氣は、依然として工業教育に理解なく教育博物館の如き、亦、廢止せられんとする有様であつたので、先生は事志と違ひ快々として樂まず、明治二十二年遂にその職を辭せられたのは、遺憾のことであります。(手島精一先生傳)

手島校長の來任 明治二十三年三月三日には正木校長が公使館書記官兼外務省參事官に轉じ、後任として非職文部省參事官手島精一氏が來任した。

任公使館書記官(三月三日)
兼任外務省參事官(三月三日)

東京職工學校長 正六位
公使館書記官 正六位

正木 退藏

任東京職工學校長(三月五日)
非職文部省參事官兼文部省會計局次長

從六位

手島 精一

更迭の事情に就ては、木場貞長氏は「正木氏は當時少し身體をこはしておられたので、温い所で靜養する必要がある、傍々ハワイの總領事として轉勤された」と述べてゐる。

東京職工學校來任當時の手島氏は教育博物館廢止問題を憤つて文部省を去り、文部省は非職の形式で住友に關係してゐた。其時に正木校長の轉出に伴ひ文部省より交渉があり、東京職工學校長に就任したのである。次の一文は手島氏の回想談である。

私は亞米利加の博覽會から歸つて來ると今度は文部省に居らずに、今の上野の美術學校のある所に教育博物館といふものが

ありましたが、其博物館の次長といふものになつた。…明治十一年十二月文部大書記官九鬼隆一氏が佛蘭西へ出張するに就てまた文部省に入つた。…私が歸朝したのは明治十八年であります。この歳は我國官制の大改革がありまして、初めて内閣組織になり、従つて中央政府に於ては色々の改革が行はれまして、實は博物館などは潰さうといふ内議が起つて居る際に私が歸て來ました。…その内に教育博物館を愈々潰すといふことになりました。さう云ふ譯の分らぬ事をするならば…私は罷めると言つて罷めた。

私は右の次第で文部省をやめて居る内に、大阪の住友から私に海外に用があるから行かないかといふ相談があつて私は行きました。多分これは二十二年のことと記憶しますが、其時は私は非職になつて居つて、其際一年ばかり海外へ行つて方々見て歸つて來たのであります。一年ばかり經て歸朝して、是から住友で事業に従事すると云ふ時に至つて、職工學校長たる正木退藏君が罷めるといふに就て、私に再び文部省に這入つて來ないかといふ交渉がありました。工業教育といふことは私の豫て好んでゐることであるから、それじゃ這入つて見ようといふので、それから東京工業學校に職を執つたのが明治二十三年であります。(手島精一氏、回顧五十年、工業生活、第二卷第一號、大正五年)

手島精一氏は當校長就任以前にも當校に關係が深かつた。前述の如く東京職工學校創設の際にも深き關心を持つたし、東京職工學校の農商務省移管問題が起つた時も「工業教育と云ふことの如きに至つては、是は人格の修養が必要であるから、それは文部省内にある方が宜いと云ふことを主張して同僚にも話し…幸に潰すこともなく、又所管替もなく維持することになり」、「又就任前八年の間全部ではありませぬが三四年の間は商議員として、如何にしたならばあの學校に於ける工業教育が盛んになるだらうかと云ふことに就て考へて居つた」のであつた。(括弧内は、手島精一氏の「回顧五十年」より引用)

當校に關して斯る深き熱情を持つてゐた手島氏は、東京職工學校長就任以後、ひたむきに當校充實のために精進し、校名改稱を先驅として次々に革新又躍進せしめ、日本工業の發展と形影相應じて遂に偉大なる「藏前」を形成する原動力となつた。それらに就ては後述することに致し此處では明治二十三年卒業式の際の演説を引用して當時の手島校長の熱情の一端を示したい。因に此は現在残つてゐる資料の内では手島校長が藏前學園の生徒に發した第一聲である。

諸氏ハ是ヨリ正ニ工業ニ従事シ汝々其業ヲ怠ラサルヘシト雖モ又顧ミテ諸子ノ前途ヲ念フトキハ尙ホ遼遠ニシテ之ヲ旅者ニ例フルトキハ僅ニ其旅裝ヲ整ヘタル者ニ過キスト言フモ敢テ誣言ニアラサルヘシ行路尙ホ幾多ノ艱難辛苦ヲ嘗メサルヘカラス夫レ當校ハ實業ヲ教授スル所タルヲ以テ我邦工業ノ進歩ト其實況トニ應シ適切ナル技能及學理ヲ授ケ以テ夫ノ空理ニ流レ勞働ヲ嫌厭スルカ如キ弊風ハ務テ之ヲ矯メサルヘカラス然レトモ固ト學理ト營利的才幹トヲ兩ナカラ完全ニ教養スルハ期シ得ヘキコトニアラス其學理ニ精ナランコトヲ欲スルトキハ夫ノ民間ノ事業上最モ須要ナル營利ニ迂ナルノ憾アルヲ免レス況ヤ職工長トナリテ數多ノ職工ヲ統御スル術ノ如キニ至リテハ學校ノ得テ能ク教フヘキモノニアラス故ニ今後諸子ノ工業ニ従事スルヤ望ラクハ一兩年間ハ職工ノ業ヲ賤シトセス又能ク勞働ニ堪ヘ汝々業ヲ勵ミ而シテ後眞個ノ職工長トナルノ時ニ至リ初テ當校カ諸子ヲ養成シタルノ目的達セリト言フヘク又以テ善良ノ職工長トシテ我工業社會ニ模範ヲ示スニ足ルヘシ是レ蓋シ諸子カ今日ノ光榮ニ報フルノ義務ナランカ今又眼ヲ放チテ我工業ノ實況ヲ觀レハ輒近長足ノ進歩ヲ爲シタルハ固ヨリ比類ナク隨テ工業ノ會社踵ヲ按シテ興リ其資本金モ亦極メテ巨額ナリト雖モ試ニ工業上ノ品具ニシテ專賣特許ノ物ニ就キテ徵スルモ尙ホ幼稚ノ域ヲ脱セサルモノアリ又試ニ舶贖品ヲ取りテ彼此比較スルトキハ一見以テ其優劣ヲ判スルヲ得ヘシ是レ豈ニ忽諸ニ付スヘキノ事ナランヤ今ヤ世間用フヘキ資金ニ乏シカラス又興スヘキノ事業少カラス將來工業上巨額ノ資金ヲ利用シ以テ我工業ノ進歩ヲ促サ

ンニハ諸子モ亦共ニ與リテ力ムヘキコトナリ其實任重シト言フヘシ我政府カ當校ヲ設置シ年々國庫ヨリ經費ヲ支出シテ之ヲ維持セシメラルルハ實ニ國家ノ須要ニ應セシメントスルニ出ツト雖モ亦以テ 聖主ノ工業ヲ獎勵セシメラルル 勸旨ニ依ラスンハアラス加之工業ノ振興ハ今日ヨリ急ナルハナキヲ以テ諸子ハ宜シク上ハ 聖旨ノアル所ヲ體シ下ハ工業ノ振興セサルヘカサル所以ヲ思ヒ益々刻苦勉勵シテ當校ノ卒業生タルニ恥チサランコト希望ノ至ニ堪ヘサルナリ

第四項 教官の異動・研究・印象

1. 教職員の異動

創立當初の教職員に就ては既に前述したから之を省き、明治十六年以後の教職員の去來を次に掲げる。(東京高等工業學校四十年史)

| | | | |
|--------|---------|-----|-------|
| 明一六、一就 | 同一九、二退 | 助教諭 | 荒木延次郎 |
| 〃一六、一就 | 〃一六、六退 | 雇 | 飯田貞次 |
| 〃一六、六就 | 〃一六、一退 | 〃 | 三原親補 |
| 〃一六、七就 | 〃一八、七退 | 助教諭 | 水上彦太郎 |
| 〃一六、八就 | 〃四一、六退 | 書記 | 二見一策 |
| 〃一六、九就 | 〃二五、二死 | 教授 | 山田要吉 |
| 〃一六、八就 | 〃二四、一〇退 | 〃 | 上原六太郎 |

| | | | |
|---------|---------|-------|---------------------|
| 明一六、七就 | 明一九、二退 | 教諭 | 宮崎道正 |
| 〃一六、九就 | 〃一九、二退 | 雇 | 中里左太郎 |
| 〃一六、一〇就 | 〃二九、八退 | 助教 | 池田久米 |
| 〃一六、一就 | 〃一九、三退 | 書記 | 中村安次郎 |
| 〃一六、二就 | 〃一七、五退 | 雇 | 兩森又二 |
| 〃一六、二就 | 退不詳 | 〃 | 荻原三郎 |
| 〃一七、一就 | 〃二七、六退 | 〃 | 小島吉五郎 |
| 〃一四、二就 | 退不詳 | 教授 | 川地方敬 |
| 〃一四、二就 | 〃二〇、七退 | 御用掛 | 草野元重 |
| 〃一七、四就 | 〃一八、三退 | 雇 | 田宮順成 |
| 〃一七、五就 | 〃一九、三退 | 雇 | 川上新太郎 |
| 〃一七、八就 | 〃二二、二退 | 囑託 | 内田彌三郎 |
| 〃一七、七就 | 〃三三、五退 | 雇 | 永田健助 |
| 〃一七、九就 | 退不詳 | 囑託 | 鈴木貞幹 |
| 〃一七、一〇就 | 〃一八、一〇退 | 雇 | ゴットフリード フオン・ワグネル |
| 〃一七、二就 | 〃二五、一死 | 顧問獨國人 | 渡邊政繁 |
| 〃一八、一就 | 〃一八、七退 | 囑託 | 和田垣謙三 |
| 〃一八、一就 | 〃一九、九退 | 技手 | 青山重遠 |
| 〃一八、二就 | 〃二六、七退 | 技手 | 青山重遠 |

第一章 東京職工學校時代

| | | | |
|---------|---------|-----|-------|
| 〃一九、一〇就 | 明二〇、六退 | 雇 | 屋瀨田良恭 |
| 〃一九、一〇就 | 退不詳 | 製圖師 | 竹内龜太郎 |
| 〃一九、一〇就 | 明二〇、七退 | 雇 | 衣斐松雄 |
| 〃一九、一〇就 | 〃二四、四退 | 雇 | 内藤正直 |
| 〃一九、一〇就 | 〃二五、二退 | 教 | 植田豊橘 |
| 〃二〇、七退 | 退不詳 | 助教 | 壺河秀親 |
| 〃二〇、八就 | 〃三三、一退 | 雇 | 木村孝則 |
| 〃二〇、九就 | 〃三三、八退 | 助教諭 | 土井助三郎 |
| 〃二〇、九就 | 〃三一、七退 | 雇 | 松井周助 |
| 〃二〇、七就 | 〃二四、二退 | 助教 | 小林一太郎 |
| 〃二〇、七就 | 〃二五、九退 | 教 | 阪田貞一 |
| 〃二〇、六就 | 大九、二死 | 雇 | 大角成允 |
| 〃二〇、九就 | 明二一、二退 | 雇 | 佐分利廣太 |
| 〃二〇、一就 | 〃二一、五退 | 囑託 | 久保田鼎 |
| 〃二〇、二就 | 明三二、一退 | 幹事 | 巖谷立太郎 |
| 〃二一、九就 | 〃二二、七退 | 囑託 | 加藤知徳 |
| 〃二一、二就 | 〃二三、一〇退 | 助教 | 田寺信次 |
| 〃二一、三就 | 〃二八、八退 | 助教授 | 喜多見久通 |
| 〃二一、三就 | 〃二四、二退 | | |
| 〃二一、四就 | 〃三一、二退 | | |

| | | | |
|--------|---------|-------|--------|
| 〃二二、三就 | 明二一、六退 | 雇 | 板橋直壽 |
| 〃二一、七就 | 〃三五、四退 | 教授 | 細木松之介 |
| 〃二一、七就 | 大七、二死 | 書記 | 大越要次郎 |
| 〃一九、七就 | 明二三、一〇退 | 〃 | 山内輝民 |
| 〃二一、九就 | 〃二九、四退 | 助教 | 杉本源吾 |
| 〃二一、八就 | 〃二三、八退 | 教諭 | 山寺容麿 |
| 〃二一、三就 | 〃二七、七退 | 囑託 | 安永義章 |
| 〃二一、三就 | 〃二二、七退 | 〃 | 大森俊次 |
| 〃二一、七就 | 〃二四、八死 | 囑託 | 嵯峨根不二郎 |
| 〃二一、八就 | 〃二三、一〇退 | 雇 | 山本銈太郎 |
| 〃二一、九就 | 退不詳 | 囑託 | 大久保猪之助 |
| 〃二一、一就 | 〃二五、一退 | 教授 | 小山健三 |
| 〃二一、二就 | 〃二五、五退 | (兼)教授 | 渡邊讓 |
| 〃二一、一就 | 〃二九、一退 | 書記 | 阪野素直 |
| 〃二一、三就 | 〃二七、二退 | 助教 | 平塚彌太郎 |
| 〃二一、三就 | 〃三一、一退 | 校長 | 手島精一 |
| 〃二一、二就 | 大五、九退 | 雇 | 小暮針三郎 |
| 〃二一、四就 | 明二四、三退 | 助教 | 葛西徳一郎 |
| 〃二一、四就 | 〃二九、四退 | 助教 | |

| | | | |
|--------|---------|-----|-------|
| 〃二三、四就 | 〃二九、七退 | 〃 | 加瀬正太郎 |
| 〃二三、六就 | 〃二四、三退 | 〃 | 河野止次郎 |
| 〃二三、五就 | 〃二三、一〇退 | 〃 | 屋代 鉞三 |
| 〃二三、七就 | 退 不詳 | 囑 託 | 横山久四郎 |

ワグネル氏 幾多の俊才が當校教官として來任したが、就中、明治十七年十一月に、日本工業界工業教育界の大恩人たるワグネル氏が就任したことは特筆すべきことであらう。ワグネル氏は當校に就任以前にも東京開成學校乃至東京大學や前述製作學教場其他を通じて日本工業教育に盡瘁したが、當校就任以後も熱心なる技術指導は勿論、學科創設其他に關して種々建議した。氏の經歷並に活動に關しては、東京工業大學の記念碑の陶管に記載せる左記の略傳に詳しいから、之を掲げよう。

勳三等ドクトル・ゴットフリード・ワグネル (Dr. phil. Gottfried Wagen) 先生ハ西曆一千八百三十一年獨逸國ヘノーフェル (Hannover) 州ニ生ル長シテ、ゲツチンゲン (Göttingen) 大學ニ學ビドクトル・ワイロソフイーノ學位ヲ受ケ更ニ貧苦ヲ忍ヒ佛國ニ往イテ研鑽シ明治元年三十八歳ニシテ我カ長崎ニ來ル同三年鍋島藩ニ聘セラレ有田陶業ノ改良ヲ圖リ始メテ酸化コバルトノ使用法ト石炭ヲ燃料ニ使用スル法トヲ傳ヘタリ同四年鍋島藩ヲ辭シテ入京シ理化學ヲ大學東校及南校ニ講ス同六年奧國維納 (Wien) ニ萬國博覽會ノ開カルルヤ我カ政府ノ囑ニヨリ諸般ノ實地指導ニ當リ奧國モ亦先生ニ其ノ委員ヲ依囑セリ當時我カ國ハ未ダ博覽會ノ經驗無カリシヲ以テ出品ノ蒐集ヨリ其ノ製作及包裝ニ至ルマテ擧ケテ先生ノ指導ニ俟タルモノハ莫シ乃チ同年二月ニハ横濱港ヲ出帆シテ維納ニ赴キ親ラ出品陳列等ノ指揮ヲ行ヒ且詳細ナル報告書ヲ作成シテ我カ政府ニ獻ンタリ先生ハ又七十餘名ノ隨從ノ者ヲシテ歐洲各國ヲ巡遊視察セシメ或ハ各自目的ノ場處ニ於テ工業技術ヲ傳習セシムル等斡旋盡

力至ラサルナク獨リ我カ國ノ體面ヲ保持セルノミナラス將來我カ國産業ノ針路ヲモ會得セシメ我カ國運ノ進展ニ寄與スル所頗ル大ナルモノアリタリ同七年歸朝後ハ勸業寮ノ設置ニ伴ヒ顧問トシテ各種ノ物品ニツキ多クノ試作ヲ行ヒ種々ノ技藝ヲ教導シ又別ニ七寶燒ノ研究ヲ企テ遂ニ世界ニ誇ルヘキ製作ヲ創ムルト同時ニ東京開成學校及文部省製作學校ノ教師トナリ傍ラ東京博物館ノ設立ニ參畫ス同九年米國費府(Philadelphia)ニ於ケル萬國博覽會開催ニ際シ再ヒ其ノ囑託トナリ各般ノ要務ニ執筆セリ特ニ先生ノ編纂セル出品ノ説明書ハ我カ國固有ノ農工業歷史地理風俗等ニ及ヒ精密極メ我カ國ヲ海外ニ紹介セル好著トシテ普ク稱讚セラレ越エテ十一年京都府ニ聘セラレ醫學校ニ理化學ヲ講シ舍密局ニ化學工藝品ノ製作ヲ指導シ陶磁器ノ新製法七寶瑛瑯ノ着色法石鹼ノ製造法寫眞術等ヲモ實驗シ之ヲ獎勵シタリ同年多年ノ功勞ニヨリ勳四等ニ敘セラル同十四年歸京シ東京大學ニ應用化學ヲ教授シテ專修學生ノ薰陶ニ力メ傍ラ硝子成分ノ算定法ヲ案出シ釉藥ト陶磁器ノ素地トノ關係ヲ試驗シ終ニ無響釉陶器旭燒(元ノ名吾妻燒)ヲ創製セリ又農商務省ノ依頼ニヨリ陶磁器燒成窯を改良シ其ノ他煉瓦燒成用ノ圓形輪窯ヲ橢圓形ニ改築シセメント耐火煉瓦燐寸等ノ製造ニ就キ實地指導ヲナシ亞鉛鍍金ノ簡易ナル方法ヲ發見スル等重要工業ニ關スル科學的研究ニ有力ナル指針ヲ與ヘタリ尙夙ニ實業教育ノ必要ヲ唱ヘテ國民ノ蒙ヲ啓キ同十四年東京職工學校ノ創立ヲ見タルハ實ニ先生ノ建議ニ基ケルナリ同十七年先生ノ主唱ニ由リテ同校ニ陶器玻璃工科ノ設置セラルルヤ先生ハ其ノ主任者トシテ自ら教導ノ任ニ膺リタリ是レ我カ國ニ於テ陶磁器玻璃工業ヲ獨立シタル一學科トシテ教授セル嚆矢トナス同校ノ染織科機織分科モ亦先生ノ唱導ニ由リ先生ノ歿後幾何モナクシテ設置セラレタルモノナリ右二科ハ實ニ現東京工業大學窯業學科並紡織學科ノ濫觴タリ同十八年以降農商務省ノ囑託ヲ兼ネラレ先生ノ門ニ入ルモノ益々増加セリ同二十三年徵志ヲ得テ賜暇歸國スルニ際シ我カ國ノ工業材料ヲ携帶シ彼ノ地専門家ニ其ノ適否ヲ批評セシメ或ハ各種ノ實業學校又ハ諸般ノ製造工場ヲ巡視シ其ノ他我カ國ニ於ケル工業ノ進歩ニ資スヘキ圖書見本類ヲ蒐集スル等勞苦ヲ意トセス新文化ノ攝取研究ニ專念セリ同二十五年一月再ヒ來朝復職シテ勅任官ノ待遇ヲ與ヘラル此ノ年春宿痾再發ノ兆アリシモ之ヲ厭ハス登校授業ヲ繼續セリ七月病ヲ鹽原温泉ニ養ヒタルモ

此時發生加熱 $4.7 \times 4360 = 20492 \text{ Cal}$
 = 支出熱數
 $160 \times 47 \times 0.428 + 160(16.1 + 77.2) \times 306 = 4987$
 最大燃費加熱 24.3% 此時過量空の中
 の空気を理論上 $\frac{16}{100} = 3.4$ 倍に
 尚一層改良した時、其損失を減すべし得
 若し空気の量、理論上必要の量、二倍に
 して全燃焼生ずる時、其損失は僅 11.6% = 煙
 突中の温度 165°C 以上
 此例に於て空気の燃料と接觸せしむ自由、空中
 に入るる大言言聲の所以、空気の自由流通ハ
 燃料層を大なり量に推し見ハサルヲ其
 通路狭トモ高量、空気が入来ノ許ス者ト
 第十二節 薪材の燃焼スル時ニ於ケル火口
 薪材の乾燥スル時、容易に燃焼スル者
 ニテカフルニ薪材片、空気が其表面ト接觸能
 入セシムル、充分ノ周縁ヲ有スルニ於テ一層其乾燥
 作用、容易ニ高温度ヲ帯スルハ薪ハ充分乾燥人爲
 法ニ乾燥スルニシテ、且無皮薪、有皮薪、乾燥
 燃焼スルノ容易ナル前既述スルヲ學生ノ記憶
 せしむ可ニ
 火口「グレート」ヲ有セズ薪材ノ單ニ火口ノ床上ニ



Dr. Wagener

案義講法造爐

名署及像肖ルネグワ



Note on schools for textile industries
 In textile industries being amongst the most important
 branches of national production, either for home
 consumption or for export, have been in several countries
 objects of careful and thorough encouragement by the
 Government. — France, for many, Belgium etc. The
 process of fabricating and processing in such industries has
 been a most effective system of practical and theoretical
 education, and the occasional subsidies for purchasing
 better tools and implements. No success has been a complete
 one, chiefly in all these cases when private enterprise had
 a large share in the management of such schools where
 workshop practice went on in hand with theoretical
 instruction and practical enterprises.
 In Prussia such industries is given is devoted about
 workshops in workshops offering practical as well as
 theoretical training. In these schools generally, these
 courses of instruction are given. One course is intended
 for those who are liable to become interested in practice
 as employees in commercial and manufacturing firms
 dealing with woven goods. This course of instruction
 lasts 6 months, and is composed of theoretical lessons on
 weaving in general, and the various kinds of woven
 goods, of practical demonstrations and exercises in the
 manipulative preliminary to weaving, in the des-
 peration and composition of all sorts of goods, in the

書見意の立設校學織染



皿 燒 旭

病勢衰へス十一月初旬竟ニ危篤ニ陥ル特旨ヲ以テ勳三等ニ敍セラレ同月八日駿河臺ノ自邸ニ於テ長逝ス享年六十二乃チ遺志ニヨリ青山ノ塋域ニ葬ル先生ハ資性溫和謙讓ナレトモ意志甚タ堅剛權威ニ阿ラス耐忍精勵事ニ當リテハ成ラサレハ止マス且子弟ヲ教育スルヤ懇切熱誠其ノ習ヲ所ニ非サレハ傳へス其ノ指教ノ料ト爲スモノハ皆親シク試ミタルモノナリ而モ廉潔寡慾ニシテ私ヲ顧ミス屢々私財ヲ投ジテ研鑽ノ資ニ供シ或ハ後進ヲ扶掖シ又時ニ巡遊シテ諸處ノ陶業ヲ視察シ其ノ作業ヲ指導啓發シ我が國工藝ノ傳統的妙技ニ至リテハ親シク巨細ニ調査シテ之カ學理的根據ヲ闡明シ後學ヲシテ益々修業ニ便ナラシメタリ又能ク英佛ノ書ヲ涉獵シ其ノ文化ニ精通スルト共ニ特ニ深ク我カ國固有ノ美術工藝品ヲ愛翫シ古ノ名畫ノ如キハ得ルニ隨ヒテ之ヲ模寫セシメ何レモ其ノ精髓ヲ把握シ之ヲ新作業ニ表現スルニ努メタリ其ノ他博物學人類學乃至我カ國上古以來ノ度量衡及貨幣制度等ニ就キテモ著述セルモノアリ且講演ニハ常ニ日本語ヲ用ヒ衷心我カ國ノ風土ヲ愛シ其ノ言動悉ク我カ國ヲ裨益セザルハナシ斯クノ如ク先生ハ外國人タルニモ拘ラス我カ國新文化ノ搖籃時代ニ於テ二十五年ノ久キニ互リ粉骨碎身以テ教育及産業ノ開發達成ニ盡瘁セラル嗚呼先生ノ如キハ實ニ得難キ博學ノ人傑タルノミナラス我カ國新文化ノ恩人ト謂フヘシ後年其ノ德化普ク及ヒ斯界ノ泰斗社會ノ重鎮タルモノ先生ノ門下ニ輩出シ我カ國産業ノ興隆今日アルヲ致セルハ先生ニ負フ所寔ニ大ナリト謂フヘシ

教職員の擔任學科目

各教官が如何なる學科目を持つたかに關し、一例として明治二十一年度の例を擧げる。(猶「東京職工學校一覽」は明治二十一年以前のものに見當らなく)。

職 員

校 長 正 木 退 藏

陶器、玻璃等製造法
陶器、玻璃等實修

染色 工 實 習法

製造用 諸機械
機械 實 習

物質 強弱 論
重學、機械 實 習

有機化學、無機化學
分 析

機械製圖、工具用法
圖畫、機械 實 修

物理學、數學

應用化學、製品實習

應用化學、染工實修

無機化學、陶器、玻璃等實修

數學、英語
機械 實 修
圖 畫

陶器、玻璃工場主監
教 務 顧 問

ドクトル・デル・フキロツ
フエー(ゲツチンゲン大學)
ウキ・ワグネル

フエロー・オブ・ケミカル・ソサイエチー(ロンドン及ベルリン)
メンバー・オブ・ソサイエチー・オブ・ケミカル、インダストリー(ロンドン)

化學 工 藝 部 長
染工場主 監

メカニカル・エンジニール(スチーベンズインスチチュート・オブ・テクノロジ)
教 諭 工 學 博 士 高 松 豊 吉

機械 工 藝 部 長
機械工場主 監

教 諭 山 田 要 吉

機械 工 場 副 監

教 諭 理 學 士 阪 田 貞 一

教 諭 理 學 士

伊 藤 新 六 郎

教 諭

多 賀 章 人

製 品 場 主 監

教 諭 理 學 士 三 守 守 人

染 工 場 副 監

助 教 諭 理 學 士 增 島 文 次 郎

陶 器 副 監

助 教 諭 工 學 士 細 木 松 之 助

助 教 諭

山 寺 容 磨

機 械 工 場 工 長

助 教 諭 蓮 池 惟 孝

教 員

松 井 周 助

教 授 囑 託

竹 下 富 次 郎

ヒユッテン・インジニエール(フライベルク大學)

職工經濟
應用重學、發動機
機械學大意
簿記

工科大學教授

工學博士
理學士

嚴谷立太郎
川上新太郎
加藤知徳
久保田鼎

幹事
久保田鼎

教職員の研究

旭燒 當期に於る教職員の研究の主要なるものは、ワグネル博士の旭燒の研究である。此に關しては、當時ワグネル氏の助手をしてゐた工學博士植田豐橋氏が次の如く説明してゐる。

ワグネル先生が旭燒に就いて御研究をお始めになりましたのは唯今申しました明治十六年の七月で、其の場所は今日學士會館のあります處より少し一ツ橋に寄つた邊で其の當時の東京大學理化學教室であります。旭燒研究の目的は白い陶器にヒビのない釉藥をかけ其の下に各色を以て繪模様を描くのであります。元來支那或は日本の燒物のあるものには髹色とか白色とかで釉藥の下に文字などを書いたものは大分前からありましたが、黒色、黄色、青色、臙脂色等の各色を以て釉藥の下に描いたものはございませんでした。

なほこの旭燒の素地を造る原料と致しましては、粘土では當時尾張の瀬戸から參りました木櫛土と蛙目土で、珪酸はギヤマシ即ち石英粉又熔劑として石粉即ち長石粉でありました。是等の原料を以て素地を調査し唯今申しました大學の化學實驗室で燒いたものであります。併し今日の様には瓦斯爐電氣爐といふものがございますから、デビル爐と申しまして直徑七八寸位の鐵製の圓筒の内を耐火粘土で四分ばかりの厚さに塗り、其の内へ英國製の耐火性坩堝を入れ、それへ試験體を入れ、坩

塙の外へ無煙炭を入れそれに炭火を加へて轆で吹いて素地を焼いたのであります。而も當時はまだ強い熱度を計るゼーゲル錐なるものがありませんでしたので、素地を焼く熱度は普通の磁器釉薬の熔度を目當に致しました。ところが焼き過ぎたり焼き足りなかつたりしてなか／＼の苦心でございました。今日から申しますとまるで嘘の様な話であります。又釉薬はその熔ける熱度が攝氏七百度乃至七百五十度位のもですが、それは直径一尺五寸高さ二尺位の大きな七輪がありまして、その内へ大きい坩堝を入れ其の中へ釉薬をかけた試験體を入れ外部より炭火で焼いたのであります。

さて研究の第一の目的は素地でありました。即ち釉薬にヒビの出ない素地はどう云ふものがよいか。これが少しも判つてをりませんでした。當時は今日の様に書物や雜誌がさつぱりありません。僅かにワグネル先生のお手許にあつた書物をお調べになつたり、又一二それに似寄る素地を分析して其の成分より試験體の成分を考へたのであります。そこでその時分の考へとしては素地と釉薬とが能く熔け合ふと釉薬にヒビが出ないと云ふ結論を得まして、試験體の成分を稍々珪酸質にすると云ふことを目當に素地を拵へ珪酸を七十一パーセント内外に決めました。其の當時大學に轆轤は無論ありません。それ故試験體は二錢銅貨大のものを石型で拵へましてそれを先程申しましたデビル爐で焼きそれに釉薬をかけて七輪で焼いたのであります。此の素地の調査や次にお話する釉薬の種類は澤山拵へまして遂に釉薬にヒビのないものが出來ました。

それから釉薬になりますと其の原料は今日とさう變つて居りません。即ち酸化鉛(鉛丹)炭酸鉛(唐の土)炭酸カルシウム(石灰石粉)酸化亜鉛(亜鉛華)硼砂及び硼酸等を以て一種の硝子を造りました。此の硝子の成分は只今述べましたやうに鉛・亜鉛・カルシウム・曹達等の珪酸及び硼酸鹽の混合物で、其の熔融點は先刻述べました攝氏七百度乃至七百五十度位のものであります。かう申すと極めて簡單な様でございますがさてこれを實際の品物に拵へて見ますと云ふとなかなか厄介な事でありまして、大學でやりました二錢銅貨大の試験體の時にはさう困難な事もなかつたのですが、稍々大きい品物例へばコップとか花瓶の様なものになりますと釉薬の成分によつて一寸焼過ぎても流れるのであります。

そこで此の釉薬の基である硝子は先づ其の調合物を坩堝で熔かしこれを水中に落し急に冷してこはれ易くし之れをかわかした後粉砕して其の粉に一二のものを混ぜて釉薬と致しました。此の硝子の粒が粗いと熔けた釉薬面の澤が充分に出ません。又餘り細か過ぎると硼砂のはいつたものなどは幾分水におかされて良い澤が出ないので俗に謂ふ菊石面になります。又或場合に釉薬を少し火に強くして少しも動かないやうにすれば、其の面に澤が出ずいくらか動いて良い澤が出る様にすれば流れる恐れがある。之が無地のものならば差支ないのですが、旭焼は釉薬の下に各色を以て繪模様を描くのですから、釉薬が流れると繪模様が崩れますし又其の中に熔けて無くなつてしまふとも云ふこともあります。これは勿論旭焼だからといふではありません。今日でも此の種類の陶器を造るには同じ様な困難があります。

次に繪具でありますが、其の主なる原料は鐵・錫・鉛・コバルト・クロム・マンガン・黄金等でありまして、多く使ふものは黒色・蒼色・青色・黄色等であります。今申しました釉薬の成分に由り繪具にも亦色々の困難があります。即ち或時は繪具が流れたり或は釉薬中に熔けて無くなつたりします。例へば酸化鐵と酸化コバルトとを混ぜまして強い熱で焼きますと黒い塊になります。それを粉砕して熔劑とし釉薬の硝子粉を少し混ぜ合せて釉薬の下で使へば黒い色が出ますが、其の繪具と釉薬との混合がうまく行きませんと釉薬が一寸動いただけでコバルトが熔けて出ます。職工などは此の事を「一脚を出す」と言つて居ります。それからもう一つ繪具に就て困難な事があります。即ち素地に繪具で繪模様を描きこれに釉薬をかけて焼くのですが繪具が悪いと素地に充分着きません。さうすると焼いて暫く置くと素地から繪具が離れて釉薬が其の部分だけ飛んでしまふ事があります。これは繪具に溶劑が足りないから起ることでありまして、繪具が釉薬に熔けて無くなつたり又脚を出したり素地から飛び離れたりする。之等は随分厄介なことであります。

そして大學でやつてをりました間は彼の二錢銅貨大の試験體で濟みましたが、小さな器を拵へる様になりましたところが大學には轆轤がございませぬから、先刻中澤先生がお話になりました加藤友太郎氏の工場です素地を造つて貰つたり焼いて貰つた

り致しました。これに繪模様を描き釉薬焼は大學で致しました。斯う云ふ風な次第で大學の研究は段々進みまして徳利や茶碗位の物は拵へねばならぬと云ふ事になりましたが、これは大學では出来ませんから明治十七年の春から同十八年の秋まで小石川の江戸川町に小さな工場の空家がありましたのでそれを借受けまして工場にし、轆轤を据えつけ轆轤職一人畫工二人窯工一人を雇ひまして準備が出来たのであります。此の工場の費用は全部ワグネル先生がお出しになりました。此處で雇ひ入れました窯工はつい江戸川の向岸にありました鹽田眞氏と納富介次郎氏とが作りました製陶所に居たものでありましたが、其の工場へ各地から試験のため色々の原料が集つて居りました。或る時其の職工が斯う云ふ原料がありますと云つて持つて参りました。見ると大變細かい色の白い一寸粘力もあつていいやうです。それを分析して見ますと珪酸が八十三パーセントあるのでギヤマンの代りに使つて見ますと大變いいのです。それはどう云ふ土かと訊きますと寺山土です何處で出るかそれはよく判りませんと云ふ。その後彼是取調べましたら茨城縣か栃木縣で出ると云ふ事だけ判つて場所は判りません。それで私が大學の命で栃木縣へ参り縣廳で色々伺ひましたところ、それが遂に判りました。寺山といふのは同縣の鹽谷郡の矢板より三里程の所に觀音寺と云ふお寺があつて其の裏山から出る土を寺山土と云ふので、行つて見ますと成程その土がございました。此の寺山土が見つかりましたのは、ワグネル先生の御研究になりました旭焼にとつては一段階と申しますかこれが非常な進歩を與へたのであります。

此の寺山土の見つがつた事は大變有難かつたのであります。又一つ困つた事が出来ました。と云ふのは此の土を使ひますと素地の色は白く釉薬にヒビが出ないのはいいのであります。これと反對に素地が割れるのであります。しかも面白い事は素地を轆轤の上で引き上げると其の筋から割れるので、これを引つ張りますとねぢ形になつて伸びるのであります。以前は釉薬にヒビが出て困つたのであります。今度は反對に素地が割れる。寺山土を使つた爲めに斯う云ふ困難を來したのであります。これに就ても先生は色々御研究になりました。其の結果素地に炭酸カルシウムを入れると其の割れが止まるといふ事

が判りました。それ故炭酸カルシウム劑として胡粉を用ひまして、素地の百分の三乃至百分の五位入れる事になりました。これで釉薬にヒビも出ず素地も割れず立派な陶器が出来た様になりました。さうすると斯う云ふ事になります。初は素地と釉薬とが能く熔け合へばヒビが出ないと考へてをつたものが、今度は互に能く熔け合つても素地が割れる事があることから見ると、釉薬と素地との熱膨脹係數の差が大であれば釉薬か素地かの孰れかに割が出る。少しくつき工合が悪くても其の係數に大差がなければ釉薬にヒビも出ず又素地も割れないといふ事が後になつて判りました。その當時此の事が判つたところで素地や釉薬の膨脹係數を計る器械がありませんから駄目でありました。今日から申せば此の釉薬にヒビが出ると云ふ事は素地と釉薬とで冷めるとき釉薬の方が餘計に縮む。それで釉薬にヒビが出る。若し素地の方が餘計に縮まれば素地が割れると云ふ事になる。今では能く判つてゐる事と思ひますけれども、その當時はなかなか困難を來したのであります。

そこで此の時は恰度明治十八年の春でありましたが素地の割れも止まりまして器物も出來ましたので、東京府でおやりになつた繭絲織物陶漆器共進會へ文部省から出品になりました。それがどう云ふ品でどう云ふ繪模様のものであつたかと云ふ事は忘れませんでした。それからその頃器物の或ものが石川縣金澤の勸業課へ送られました。これは今でも同所にあるかどうか。それから明治十八年の秋から同十九年十一月までの間に又試験場の變更がありました。これはワグネル先生が農商務省にお移りになつたからであります。其の時麻布の靈南坂の上にお住まふになりまして、其の下の所に工場が移りました。又其の工場に要した費用の大部分は先生がお出しになつたと思ひます。其處で立派な器物が出来るやうになりまして、其の時に吾妻焼と云ふ名が始めて附けられ其の印をゴムで拵へまして器物の裏に押ししました。

それから明治十九年の秋に上野で開かれました龍池會（これは今日の日本美術協會の前身であります）へ出品され、…同十九年十一月に吾妻焼の製作は東京職工學校に移され、其後旭焼と改名されました。元來吾妻焼と云ふのは東京を吾妻と云ふところから取つて以て附けられたのであります。或時の共進會の出品中に今戸焼にペイントを塗つたものが吾妻焼と言ふ名

で出品されてをりましたので、混雜を防ぐ爲めに旭焼と改めたのであります。……

次に雜誌でございませうが簡単に述べて見たいと思ひます。旭焼は固よりワグネル先生の爲されたお仕事中の極く小さい一部でありまして、其外色々の事に御盡力下さいました次第は既に周知の事でございますが、その中に唯私の關係致しました範圍内の事が少しございませうから序でながら述べようと思ひます。それは明治十八年に小菅の東京集治監に赤煉瓦を焼く圓形の窯がありました、之を先生が楕圓窯に改良なさいました。其の築造に當りまして私も先生のお伴をして先方へも参り、又先方から人が來られた時通譯などを致しました。其の集治監の窯が出來上りまして半年程たちました頃、今日の大阪窯業會社が大坂の安倍川にありました時會社の知人より依頼を受けましたので、先生にお願致し又集治監の方にも願つて楕圓形の赤煉瓦を焼く窯を作つて上げた事がありました。これが我が國の民間で楕圓窯の出來た最初であります。(ワグネル先生追懷集)

其他 當校教官の日本工業進展を目的とする技術的熱情並に研究は、上掲ワグネル氏に限らず其他の教官も同様である。例へば平賀義美氏は「日本現時の一般染色術は極めて幼稚にして非科學的に有之候に因り、當業者を指導啓發する」ことを目的として「染色術摘要」なる書を著作し、又「自宅のラボラトリーに色染及び機織の設備をなし、自ら實地の研究に努められ、又これにより桐生及び米澤の如き機業地より教を乞ひに來りし篤志家に對して學校勤務の餘暇を以て實地に教授指導」をなしてゐる。(括弧内は「平賀義美先生傳」より引用)。

當時の教官は單に技術的な研究をなすに留らず、工業興國的な立場から工業教育論を發表して世間を啓發した。例へば平賀義美氏は明治二十年二月に「日本工業教育論」を執筆してゐるが如きは、その一例である。此に關しては「平賀義美先生傳」から左に引用して見よう。

本書は先生第二次の著書として、明治二十年二月に發行されたもので、泰西の工業及び工業教育に比して、我邦のそれが甚だしく不振なるを慨し、先づ工業そのものの國家に必要な所以を論じ、今後益々之を振興するの最も急務なるを説き、從來の弊習の由つて來る所を究め、日本の現狀に適切なる工業教育を興隆する必要を詳論し、最後に此の教育に要する學校の種類、其の程度及び方法の如何に論及し、以て社會一般就中政治家・事業家及び教育家の注意を喚起されたもので、當時の過渡期に於ける著作としては、眞に堂々たる工業教育論であつた。而してその内容としては、

一、本書の主要

二、工業の必要

三、工業者に智識の必要

四、實際と學理とは併行せざる可からず

五、工業不振の原因

六、備者被備者の關係

七、工業品陳列所を設置せざる可からず

八、日本工業教育と歐米工業教育とは異なるべからず

九、日本の工業は一種の針路を取らざる可からず

十、工業中學を各地に設置すべし

十一、工業師範學校を中央に設置すべし

十二、工業學校の程度方法

十三、結論

の十三章より成つてゐるが、是を見ても先生が工業教育家として、如何に卓見を有せられたかを窺知することが出来る。而も各章とも夫々その當時に於ける日本の現狀に即して立論されしが故に、いづれも噴々として肯綮に當つてゐる。今本書の一斑を紹介する爲めに、左にその結論を拔萃する。

凡ソ我國家ノ富強ナランコトヲ欲セバ空論疎術ノ囿ヨリ善クスル所ニアラズ。之ヲ富マサント欲スルカ主トシテ工業ヲ盛ニスルアリ。之ヲ強クセント欲スルカ亦主トシテ工業ヲ盛ニスルニアリ。如何ニシテ以テ之ヲ盛ニスベキ歟。之ヲ盛ニセント欲セバ、學問ノ智識ヲ工業者ニ賦與スルヨリ先ナルハナシ。其故如何。學問起ラザレバ、實業終ニ盛ナルヲ得ズ。之ヲ喻ヘバ、學問ノ工業ニ於ケルハ恰モ車ノ兩輪ノ如シ。兩々以テ並行スベシ。決シテ偏廢スベカラズ。

抑モ本邦工業ノ萎微シテ以テ振ハザルハ、其原因一ニアラズ。大ナルモノ五項アリ、之ニ加フルニ備者被備者ノ關係ハ支離滅裂ノ極ニ達シ人道實ニ地ニ墜チタリ。是レ此ノ弊害ヲ匡救シテ將來大ニ學問ノ精神ヲ蔚興セシメント欲スレバ其方法極メテ多シト雖モ中ニ就テ最モ急務ナルモノヲ擧グレバ、工業陳列場ヲ各地ニ設置シ、實物ノ誘導以テ一般ノ心志ヲ喚起シ、一般ノ智見ヲ煥發セシムルニアリ。又其教育タル專ヲ實驗ヲ用ヒテ、假ヒ歐米ノ工業學校ト其外面ノ小異ヲ來タスト雖モ其精神ノ大同ヲ期スルニアリ。斯クノ如クシテ諸般ノ工業ノ基礎ヲ興起スベシト雖モ、邦國各々特有ノ工業アリ。本邦ハ則チ古ヨリ手工指術ニ靈巧ナルヲ以テ宇内ニ名アレバ、主トシテ此特有工術ヲ獎勵スルノ針路ヲ取リテ進ムベシ。畢竟是等ノ教育ヲ全部ニ布カンニハ、府縣各地ニ設クルニ工業中學ヲ以テスベシ。其ノ中學校ニ要スベキ良教師ヲ得ント欲セバ全國ノ中央部ニ工業師範學校ヲ設ケテ之レガ薰陶ニ從事スベシ。之ヲ要スルニ是等ノ學校ノ教育タル、其ノ程度ハ之ヲ高遠ニセンヨリモ寧ロ之ヲ卑近ニシ、其方法ハ之ヲ高尚ニセンヨリモ寧ロ之ヲ實着ニシ以テ其必成ヲ期スルニアリ。是レ著者ガ本邦工業ノ不振ヲ悲ミ工業社會ノ無識ヲ慨シ本書ヲ成ス所以ナリ。

以上の結論にても推知し得る如く、其の説く所西洋丸呑みの不消化論にあらずして、能く日本の國情を考察しての實用論で

あつた。殊に備者・被備者の關係を説き、各府縣に工業陳列場と工業中學校を設置し、中央部に工業師範學校を設立し、以て、低度工業教育の普及と固有工業の振興とを圖るべし、との意見は實情に即したもので、卓論と謂ふべきである。

教職員の影響

東京職工學校時代の教官の面影に關しては色々の資料があるが、此所では一例として第一回卒業生山口貴雄氏の回想を擧げて見よう。

谷口直貞先生 創立當時の科長で主として理論方面を擔當されたが、講義はなか／＼覇氣に満ちたものであつた。色が甚だ黒かつたので印度人とかカーボンとかニツクられた。一見がむしやら風なところもあつたが、相當の融通性もあり、人物としては本學科教師中の第一番に推すべきものであらう。鐘紡會社の創立に際し、工場・機械設備を悉皆設計監督された。間もなく學校を退かれ同社へ入社、第一期の工學博士となる。

山田要吉先生 アメリカ歸りの新知識で温厚型の紳士、可もなく不可もなくと言つたが適評、……講義は深遠縹緲、難解苦澁を極めた。英語はなか／＼達者であつたが、辯舌は四國なまり、……日本語で要領を盡す事はもどかしらしく見えだが、それよりなほ聽手側は……難語の亂發で……疲れた。講義中は絶えず髭をひねる癖があつて、チョークで汚れた粉だらけの指先でチョイ／＼やるものだから時間の終りには口の圍りが眞白く化粧されて、一寸奇觀を呈した。製圖を丁寧を書くとなか／＼優良點を奮發された。芝浦の顧問技師を兼任され……ポンプの設計が得意で、同氏の退任後はのくちポンプで有名な井之口博士がその跡を襲はれた。

川上新六先生 變人として自他共にゆるした異彩……年の若かつたせゐもあらうが、生徒になめられてなるものかと言つた……臆測がいやに威高くさせたのかも知れん、頭腦は明晰でメカニックスを得意とした。熱心さは誰にも負けず、精細に有益に

説かれた。採點は辛い……零點等はざらにあつた。最高八〇點などはまれなもので平均及第點をとるさへ容易でなかつた……、三守守先生 數學の擔任で溫和の中庸を保守した性格者、同氏は後物理學校に轉じられたが、これは文字通り同校の生の親であつた。

上原六四郎先生 物理學を講義された。同氏は川上先生と反對の餘りにやさしかつた先生であつた。試験問題等は生徒がむづかしいと言へば、それではやさしくしませうと注文に應じて膳立てをあれこれととりかへられたものだ。後、高等師範學校教授に轉任された。

阪田貞一先生 三代校長として昇格問題に精勵された。明治十八年に入られたが、當時は未だ定まつた科目を持つて居られなかつた。
(山口貴雄氏、工業一夕話、工業大學藤前新聞、昭和九年十一月)

第五項 東京職工學校末期の敷地及建物

東京職工學校創設以來教職員の努力に依つて敷地及建物も段々擴張せられた。特にその建物は正木第一代校長の遠謀に依つて煉瓦造りの堂々たるものが建設された。手島第二代校長は當時を追想して、「正木君は東京職工學校草創の時代に當りよく將來を豫見して建築物を考慮してをられた。或時私(當時文部省在勤)に對し『校舍はその永久性を顧慮して煉瓦造りにすることにした』と苦心談を談られた」と述べてゐる。今明治二十一年度の「東京職工學校一覽」に據れば、當時の敷地及建物は次の通りであつた。

東京職工學校ハ淺草區藏前片町二十九番地ニ在リテ一分ハ南元町三十八番地ニ跨ル正面ハ西ニ面シテ須賀橋通藏前片町ノ市

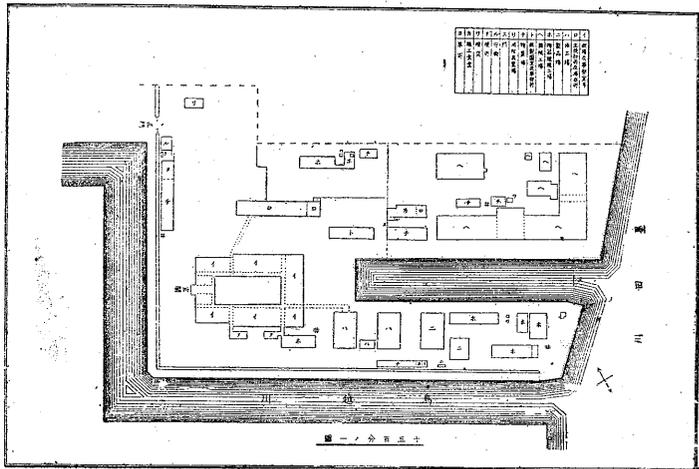
街ニ對シ南ハ鳥越川ヲ挾テ須賀町ニ面ス北ハ大藏省米廩ニ境シ東
 ハ墨田川ヲ隔テ本所横網町ノ河岸ト相望ム構内後口ノ方中央ニ入
 堀アリテ墨田川ノ流ヲ引ク地形南北ニ短ク東西ニ稍々長シ其總面
 積七千四百九十坪三合二勺ニシテ此ニ建設セル諸建物ノ總面積七
 千九百三十九坪二合一勺六才ナリトス（二階坪ヲ合算ス）之ヲ概
 別スレハ則チ左ノ如シ

總建物現坪數

- 事務所 百三十六坪五合
- 教坪場 四百七十八坪三合三勺三才
- 機械工場 五百四坪八合二勺五才
- 化學工場
- 染工場 百二十九坪
- 陶器玻璃工場 百九十三坪五合
- 製品場 九十三坪
- 倉庫 七十坪
- 雜建物 三百三十四坪五勺八才

又其建物ノ築造ヲ區別スレハ木造千三百七十九坪三合九勺一才

土藏造七十坪煉瓦造四百八十九坪八合二勺五才ナリトス左ニ校圖ヲ附シテ敷地建物ノ概形及ビ區劃ヲ示ス



(年一十二治明) 圖形概物建地敷校學工職京東

次に當時の東京職工學校敷地建物の概形圖を掲げて、その一斑を示したい。(一六五頁)

第二章 東京工業學校時代

第一節 概 説

東京職工學校は明治二十三年三月東京工業學校と改稱され、この校名は更に明治三十四年五月東京高等工業學校と改められるまで、十二年三ヶ月の間繼續したものである。而もこの間、我が國工業界並に工業教育界の史的發展上にも、將た又本學前身校の發展に取つても之は一轉期を劃してゐるので、特に「東京工業學校時代」と呼稱する獨立の一時代を設けたのである。

當期間に於て日本工業界は漸く輕工業特に纖維工業の確立を見、日清戰役後の日本産業の大陸進出と相俟つて日本工業の東亞諸國發展への序幕をなした。

この間、工業教育の動向は如何と云ふに、政府當局に於ても漸く教育の重大性を認識し、當校の擴張を始めとして、大阪工業學校・京都高等工藝學校・三高五高の工學部の創設を斷行するのみならず、明治二十七年六月には「實業教育費國庫補助法」を制定して工業中等學校・工業補習學校の創設を實現した。此等の工業教育擴張は主として當時の文部大臣井上毅氏の努力の賜物であつた。

當期間に於ける當校の重要な事項は、前述の如く明治二十三年三月當校の校名を東京工業學校と改稱したとである。然しながら此は單なる改稱に留まり昇格ではない。創設以來専門教育機關として出現し、同程度の「一橋」は既に高等商業學校と稱してゐた位で、當校の改稱も單にその實の表現に一步を進めたものに外ならなかつた。次いで明治二十八年の第八議會に於て當校擴張の件が建議せられ、政府は第九議會の協賛を経て當校に電氣工業科を獨立せしめ、その他各科の設備を擴張し生徒の増募を圖つた。又明治二十九年五月には從來の染織工科を色染・機織の二科に分ち、明治三十二年六月に工業圖案科が創設された。次いで明治三十年十月當校は貧困なる優秀學徒の勉學を助長する爲學資給貸規程を設け、資金を得て獎學に努めた。

一方、附設機關としては、明治二十七年六月に工業教員養成所が創設され、日本工業中等教育・工業補習教育の教員養成並指導的職能を擔當し、更に明治三十二年四月には當養成所の附屬機關として工業補習學校が設けられて、全國工業補習學校の模範となつた。

第二節 工業界の大勢

當期間は恰も日清戰役を契機として日本工業發展史上に重要な一大發展期を劃し、近代的な大工業が澎湃として簇出確立されてゐる。今、明治二十年乃至三十五年の十五ヶ年間の工業會社並に其の資本額の増加を示せば次表の通りである。

| | (年次) | (社數) | (資本額) |
|-------|------|--------|-------|
| 明治二十年 | 一三六一 | 二〇〇一万円 | |
| 二十六年 | 二九一九 | 七八二五 | |
| 三十年 | 一八八一 | 一〇五三八 | |
| 三十五年 | 二四二七 | 一七三三三 | |

即ち明治三十五年現在の我が國會社總數中八四%、工場總數の約五割が明治二十七年以降の設立に係るものであつたことを以てしても、この時代の日本工場の發展を窺ふことが出来るであらう。

輕工業の發展

而して此の發展の中心をなすものは纖維工業であつた。左表はこの間の消息を語るものである(明治三十三年「工場調査」に據る)

| (工場別) | (原動力ヲ有スルモノ) | | (原動力ヲ有セザルモノ) | |
|-------|-------------|---------|--------------|-------|
| | (工場數) | (馬力數) | (工場數) | (職工數) |
| 織維工場 | 二、三九三 | 三八、五七一 | 一八九、一八〇 | 三、八八 |
| 機械工場 | 一三〇 | 五、〇五〇 | 二五、五〇二 | 二八 |
| 化學工場 | 二三四 | 一、二、六七二 | 一三、七四三 | 二四〇 |
| 雜種工場 | 四二〇 | 八、一九六 | 二一、八六二 | 二四〇 |
| 特別工場 | 一一四 | 二〇、二三三 | 三三、三一八 | 四五 |

合 計 三、二八一 八四、七二二 二八二、六〇五 九四一 六〇、六八七

即ち纖維工業は總工場數の七三%、馬力數の四六%、職工數の六七%を占めてゐる。而も此の纖維工場の九九%は生絲・紡績・織物工業であつた。

製絲工業 先づ此の時代の製絲工業の發展に就て見るに、生絲は依然輸出品中の大宗であつて、唯前時代に行はれた機械製絲に依る座繰製絲の克服が特に目立つのである。試に、機械製絲の増加を示すと次表の通りである。

| 年次 | (製造所) | (自家) | (機械生産高) | (座繰生産高) |
|--------|-------|-------|---------|---------|
| 明治二十二年 | —百戸 | —百戸 | 三三万貫 | 五二万貫 |
| 二十四年 | — | — | 四二 | 六六 |
| 二十六年 | — | — | 五八 | 六四 |
| 二十八年 | 四二 | 三、八三七 | 九〇 | 六九 |
| 三十年 | 四一 | 四、一七七 | 八三 | 七〇 |
| 三十二年 | 四四 | 四、一〇四 | 九三 | 八二 |
| 三十四年 | 三九 | 四、一八〇 | 一〇三 | 七一 |
| 三十六年 | 三五 | 三、九八九 | 一一六 | 六八 |

即ち依然として農家の製造が多いが、生産高に於ては座繰製絲は著しく劣勢となり、明治二十二年に機械製絲と座繰製絲との生産割合は四對六であつたものが、明治三十四年には六對四に逆轉してゐる。

此の事は横濱入荷の生絲に就て明治二十三年と三十六年とを比較しても窺はれるのである。此の間に座繰生絲

は一萬七千箇より二萬一千箇と僅かな増加を示したに過ぎないのに反し、機械製生絲は三萬四千箇から十一萬二千箇に飛躍してゐる。

唯その製造形態は紡績と異り家内工業的であつた。前表の如く自家製造が依然大部分を占め、製繭製絲の分業を充分には生じなかつた。従つて明治三十三年の「工場調査」に於て見らるゝ如く、十人以上の原動力工場を比較するに、製絲工場は紡績工場の十四倍近くありながら労働者數は二倍にも達せず、一工場平均の職工數は紡績工場四百人程度であるのに反し製絲工場は五十人程度に過ぎなかつた。

紡績工業 次に紡績工業の當期に於ける發展は實に目覺ましく、明治十年代の機械に依る手紡の驅逐が愈々大成し、「明治二十七、八年頃には日本の紡績と云ふものは殆ど全部機械工場でやるやうになつて、ハンド・スピニングは大體亡んで終つた」のである。(井上潔氏、我國の紡績業に就て)。斯くて家内工業から大工業への轉換は著しく、明治三十三年の「工場調査」に據れば、工女十人以上の原動力工場に就て見ると一工場平均四百人の工女を擁してゐる。斯くて紡績の生産高は逐年増大し、日清戰役後の大陸向輸出の増大に伴ひ、我國對外貿易の發展に貢献するところ甚だ大なるものがあつた。次の數字は以上の紡績工業躍進を端的に明示するものである。

| (年次) | (工場數) | (錠數) | (生産高) | (輸入高) | (輸出高) |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 明治二十年 | 一九 | 七六千本 | 二三千箱 | 一〇千箱 | 一千箱 |
| 二十二年 | 二八 | 二一五 | 六七 | 一四二 | 〇〇三一 |
| 二十三年 | 三〇 | 二七七 | 一〇四 | 一〇六 | 〇一〇八 |
| 二十四年 | 三六 | 三三三 | 一四四 | 五六 | 〇一〇九 |

| | | | | | |
|------|----|-------|-----|----|-----|
| 二十五年 | 三九 | 三八五 | 二〇四 | 八一 | 一 |
| 二十六年 | 四〇 | 三八一 | 二一四 | 六四 | 一一 |
| 二十七年 | 四五 | 五三〇 | 二九二 | 五三 | 一一 |
| 二十八年 | 四七 | 五八〇 | 三六六 | 四八 | 一一 |
| 二十九年 | 六三 | 七五七 | 四〇一 | 六六 | 四三 |
| 三十年 | 七四 | 九七〇 | 五一一 | 五三 | 一四〇 |
| 三十二年 | 八三 | 一、一八九 | 七五七 | 二七 | 三四一 |
| 三十五年 | 八〇 | 一、二四六 | 七七〇 | 八 | 一九七 |
| 三十六年 | 七六 | 一、三八一 | 八〇一 | 三 | 三〇七 |

之に據つて見ると、日清戦争を中心とした時期に於て如何に急激に發展を遂げ、輸入が激減して輸出が激増したかが示されてゐる。明治二十年と三十六年とを比較すれば、總錘数は七萬六千本から百三十八萬本に、工場は十九から七十六に激増し、我國綿絲市場に於る外國品の占むる割合は八三%から九%に激減した。一方生産高の累年の増加にも拘はらず工場数の増加は其割合を以てせず、明治三十二年以降は反つて減じてゐるが、是は紡績業が大企業に集中されてゐることを示すものである。

次に輸出入關係に就て見るに明治二十四年頃は國內生産が輸入を超越し、三十年には輸出が輸入を凌駕し、斯くて明治三十六年には輸入僅に三千梱に對し輸出は實に三十萬梱に達し、國內生産の四割近くの綿絲が新しく開拓された大陸市場に送られることとなつた。抑々我國の紡績業は最初は太番を主としたが、やがて印度棉を輸入

して細番に進出し、爾後は本格的に先進國紡績業と競争するに至つた。而して明治二十七年には綿絲輸出關稅が、同二十九年には棉花輸入關稅が撤廢され、加ふるに日清戰役戰勝に依る支那・朝鮮進出の強化は、東洋市場に於る印度綿絲の克服となり、こゝに我が紡績業は世界的隆盛を遂ぐるの根基を作り上げたのである。

織物工業 以上の製絲業・紡績業の機械化に伴ひ、織物業も漸次に機械化されて來た。特に兩毛地方に於ては明治二十年頃から漸次機械織が支配的となつて來て、手織の三、四倍の生産能率を擧げた。然しながらそれにも拘はらず當時の織物業の大部分は家内工業的であつた。例へば明治三十年頃の兩毛地方に於ては、織機總數二萬九千四百餘臺、その中ジャカード機約二千臺、バツタン機約百二十八臺、並高機二萬七千三百臺、而もその中二萬四千二百臺以上が賃機として家内工業に委ねられてゐた。

唯その生産高は漸次に増加し、その輸出額も明治二十年には綿織物十七萬圓絹織物十四萬圓であつたものが明治三十五年には夫々五百九十九萬圓・二千九百九十八萬圓に増加してゐる。

重工業・雜工業の狀況

機械工業 輕工業の發展に伴ひ機械類の需要が激増したが、當時は重工業特に機械工業はまだ確立せず、その大部分を輸入に俟つの外は無かつた。純機械類の輸入は明治二十年から同三十五年までの間に二百二十萬圓から千三百二十二萬圓に激増してをり、其中紡績機械の輸入は明治二十年には十二萬圓、同三十年五百四十萬圓、三十五年七十萬圓であつた。唯國內にも幾分機械生産の曙光が見え、明治二十五年には六萬圓、明治三十五年には

八十四萬圓の機械輸出をしてゐることは、他日の機械工業發展の先驅をなすものとして注目に値する。當時の重工業の一端を示すものとして明治三十五年の工場統計を掲げる。

| | (工場種類) | (工場數) | (原動力工場) | (原動力無き工場) | (労働者數) |
|-------|--------|-------|---------|-----------|--------|
| 機械製造業 | 一三三 | 一〇七 | 二五 | 七、六七〇 | |
| 造船業 | 五〇 | 二四 | 二六 | 一四、八五七 | |
| 器具製造業 | 一九〇 | 九六 | 九四 | 一〇、二一〇 | |
| 小計 | 四三六 | 二四九 | 一八七 | 三四、三六一 | |
| 工場總計 | 七、八二一 | 二、九九一 | 四、八三〇 | 四九、八八九一 | |

即ち當時に於ては未だ重工業は民間に發達せず、機械製作業トシテ規模大ナルモノハ官私ノ造船所・鐵道車輛工場・官設兵器工場ノ外見ルヘキモノ少ク、明治二十年代に私立機械工場で最も大きなものは海軍工廠用機械類を生産してゐた芝浦製作所であるが、それでも労働者數は六百八十人に過ぎなかつた。

上述の如く重工業は此の時代に於ては充分確立しなかつたが、然しながら新興日本が先進諸國と對立抗争の内に成長しなければならなかつた事情から、官營工場を中心とした兵器・船舶及び鐵道用品の生産は自給計畫に基いて成長し而して「日清役當時ノ兵器及機械類ニ屬スル軍需品ハ造船所ノ事業ニ關スルモノヲ除クノ外殆ト全テ官設工場ニ於テ行ハレタ」のである。官營工場は重工業・就中兵器・運輸機關の生産に於て特殊の重要性を示した。明治三十三年の官立工場は二十七・馬力六千五百・労働者三萬六千であるが、その中機械工場が工場數十五、馬力四千六百、労働者數三萬一千八百餘で、夫々五十六%、七十五%、八十八%、を占め、機械工場の中で

も兵器生産が最も重要で、工場数の四割、馬力数の七割四分、労働者の五割四分を占めてゐた。

製鐵業 製鐵業も兵器國內自給のため官營工場に於て兵器製造と結合して發達し、明治三十年頃には銑鐵は輸入と生産とが相半ばするに至つた。唯鋼に於ては殆ど輸入に依存するの外は無く、本格的に近代的な製鐵鋼業が發達したのは日露戰役を経ねばならなかつた。(單位千噸)

| (年次) | (輸 入) | | (國內生産高) |
|--------|---------|--------|---------|
| | (銑鐵合金鐵) | (鋼及鋼材) | |
| 明治二十五年 | 一一 | 三六 | 四八 |
| 三十三年 | 二四 | 二四三 | 二六七 |
| | | (合計) | |
| | | (銑鐵) | 一七 |
| | | (鋼及鋼材) | 一 |

雜工業 最後に雜工業に就て見るに、マツチ・葎席・陶磁器・麥稈眞田・製紙等は當期間に於て輸出工業としての曙光を見た。

貿易面に現はれたる當時の工業

以上の如く製絲・紡績・織物等の輕工業の確立に伴ひ、我が貿易には漸次に量的並に質的の轉換がなされて來た。先づ量的の増加に就て見るに、輸出貿易に於ては明治二十年には五千萬圓であつたものが、二十七年には一億圓を、更に同三十三年には既に二億圓を突破して、明治二十年の四倍に達した。又輸入に於ては明治二十年には九千六百餘圓であつたものが、二十七年には二億三千萬圓、三十三年には二億八千萬餘圓に及び、明治二十年の六倍に達してゐる。

同時に貿易品目にも次の如き轉換が行はれた。(數字は%)

| (年次) | 輸 入 | | | | | 輸 出 | | | | | |
|-------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|---------|------|
| | (食料品) | (原料品) | (原料用製品) | (全製品) | (其他ノ製品) | (食料品) | (原料品) | (原料用製品) | (全製品) | (其他ノ製品) | (合計) |
| 明治二十年 | 一七・八〇 | 五・二三 | 三〇・〇八 | 四四・三八 | 二・五一 | 二六・二八 | 一〇・八九 | 四五・三六 | 一三・五三 | 三・九四 | 一〇〇 |
| 二十五年 | 二二・五八 | 二〇・九二 | 二二・一六 | 三二・九六 | 一・三八 | 一八・四四 | 九・九五 | 四八・四八 | 一九・七六 | 三・三七 | 一〇〇 |
| 二十七年 | 二三・五八 | 一九・九八 | 一八・七二 | 三五・五二 | 二・二〇 | 一六・八六 | 一〇・〇八 | 四三・八二 | 二五・六四 | 三・六〇 | 一〇〇 |
| 二十九年 | 一五・八九 | 二四・一四 | 二〇・六〇 | 三七・八〇 | 一・五七 | 一七・四二 | 一一・七〇 | 三七・五〇 | 二九・八三 | 三・五五 | 一〇〇 |
| 三十年 | 二四・三八 | 二四・四二 | 一六・六一 | 三三・四四 | 一・一五 | 三〇 | 一〇・三五 | 五〇・八四 | 二二・〇三 | 二・八九 | 一〇〇 |
| 三十二年 | 一一・八四 | 一〇・三四 | 五一・四八 | 二三・三〇 | 二・二三 | 三十二年 | 一一・八四 | 五〇・八四 | 二二・〇三 | 二・八九 | 一〇〇 |
| 三十四年 | 一一・八四 | 九・九二 | 四八・三三 | 二七・三〇 | 二・六一 | 三十四年 | 一一・八四 | 四八・三三 | 二七・三〇 | 二・六一 | 一〇〇 |

| | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|------|-----|
| 三十二年 | 一九・九七 | 三七・〇一 | 一六・三八 | 二五・一四 | 一・五〇 | 一〇〇 |
| 三十四年 | 二三・四一 | 三三・五四 | 一五・三九 | 二七・二五 | 一・四一 | 一〇〇 |

即ち輸出に於ては食料品は二六%より一二%に減じ、全製品が十三%より二十七%に増加してゐる。其反面に輸入は食料品・原料品が増加し、全製品が減じてゐる。是等は何れも此時代に於る日本の農本的形態より工業發展への轉換を示してゐるのである。

更に具體的に貿易内容の變遷に就て見ると、先づ輸出に於ては、明治二十年には在來の重要物産たる生絲・茶は全輸出額の五〇%以上を占めてゐたのに反し、明治三十四年には輸出金額は増大しながらもその全體に對する割合は三三%に激減してゐる。明治二十年代、日清役を中心として増加の著しい輸出品は、石炭・銅等の鑛産物の外には、織物・布帛製品・マツチ・其他の小工業雜貨である。次の通りである。(單位萬圓)

| | | |
|--------|-------------|--------|
| 絹織物 | 一四 | 一一・五六二 |
| 綿織物 | 〇・二(明治二十三年) | 二、一四六 |
| マツチ | 九四 | 七三九 |
| 綿織物 | 一七 | 五四六 |
| 和洋紙及製品 | 二九 | 一八六 |

斯くして纖維工業に於ける近代的な機械制大生産が國內に於て外國品を驅逐し、更に東亞諸國に進出して將來の躍進の先驅をなしたものである。(本節は主として土屋喬雄氏「續日本經濟史概要」に據る)

第三節 工業教育の動向

第一項 工業教育制度

1. 井上文相の實業教育振興

當期間に於る工業教育上の特筆すべき事項は、文部大臣井上毅氏の工業教育擴充、並に其後明治三十二年の「實業學校令」の制定であらう。

學校令と實業學校 これより先、森文部大臣は明治十九年に種々の學校令を公布して、從來の総合的な「教育令」の形式を打開した、蓋し從來の形式を以てしては、一箇の規程中に目的や内容を異にする種々の學校を規定するため、單に其の輪廓を定め得るに過ぎず、教育制度に關する準則としては頗る不充分であつたからである。斯くて森文相は明治十九年三月に「帝國大學令」を公布したのを初めとして、四月には「小學校令」・「中學校令」・「師範學校令」を公布して、大學・普通教育機關・師範教育機關に就ては一應規定を整備したのであつた。然しながら從來の専門學校・實業學校に關しては森文相の此種の學校令を公布せずして薨去したので、従つて森文相の「學校令」を以てしては、例へば東京工業學校・高等商業學校や駒場・札幌の農學校等の純粹なる實業高等教育

機關及び金澤工業學校の實業中等教育機關を規定することができなかつた。其後も依然此の方面の法令公布を見るに至らず、實業教育に關しては僅に明治二十三年十月芳川文部大臣が「小學校令」を改正して實業補習學校及徒弟學校を夫々「小學校ノ類」(第二條)とした程度のものであり、それも夫々の學校規程が公布せられないためには是の實際的建設を見なかつた。

當時の實業教育振興論 然しながら文部省内にも實業教育に關心する人々が相當にあつて、他日の實業教育振興の基礎をなしつゝあつたのである。例へば濱尾新・手島精一・小山健三・寺田勇吉等の諸氏はその一例であつて、是等の諸氏は或は當時の雜誌に實業教育の重要性を説いて教育界の輿論の喚起に努め、或は實業教育獎勵に關して企畫した。その一端として手島・濱尾兩氏の論文を引用しよう(文部省、實業教育五十年史より引用)。

實業教育の振興

手島精一

歐米諸國が今日の如き開明富強の結果を獲たる原因を繹ぬるに其機は固より一ならずと雖も要するに工業技術の盛なるに由す。而も工業技術の盛なるは主として實業教育の施設あるに因るのみ。然らば則ち今日の世界に在りては實業教育の事豈之を忽諾に附するを得んや。…今試みに明治十八年我邦と英國との歳入を比較せんに英國の我邦に超過すること凡四億三千八十七圓餘なり。即其超過すること其超過額は幾と我九倍なり。然るに彼亦我と同じき一島嶼國にして其人口の割合も我邦と伯仲せり。而して斯く著く歳入に差等ある所以は抑亦何の故ぞや。其原因素より一ならずれども要するに學理を應用する實業の大に與りて力あるの致す所なるは已に識者の許す所なり。我邦氣候溫和土地沃壤天物の啓發すべきもの寡からざるにも拘らず斯く歳入に大差を來すは洵に長嘆息の至りと謂ふべし。若し其れ之を啓發して人工を巧ならしめ彼れの輸入を仰がず我が輸出を盛ならしめんと欲せば余は速に實業教育を創起するの外他に良策あるを檢出する能はざるなり。茲に一言すべきことあり。

余が所謂實業教育とは目今所々に行はるゝ授業場とは其性質自ら異なり。彼授業場の如きは多くは徒に舊業を墨守するのみに止るものなれば之を以て直に工業殖産の道を振起せんと欲するも能はざるを如何せん。然るに實業學校の教育に至りては學理を講究し之を實物に應用するものなるを以て假令卑近の實業學校と雖も其生徒は必ず普通の教育を受けたる後に非らざれば益なきものとす。

我亞細亞洲の土地人口歐米に倍せりと雖も日用品すら彼の供給を受くる少からず。彼の歐米踵を接して實業學校を設立す。我東洋諸國速に利用厚生之道を講ぜざれば世界の事業は擧げて碧眼人に歸し、亞細亞人は手を空くして其供給を仰ぎ彼は益々富み我は益々貧にして遂に爲す所あらざるに至るは最も親易きの理なり。是我國に在ても工藝殖産の道を振興すべき所以なり。而て此道を振興する策は實業教育に若くはなし。(明治十九年八月、教育時論)

徒弟教育施設に關する意見書

手 島 精 一

方今我國に於て、工業を振作するの急務なること固より多辯を要せず。然り而して之を振作するの要必ずしも我工業をして悉く歐米偉大の規模に倣はしむるを須ひず、本邦舊來の工業に向ひて漸次學理を應用するの道を講じ、以て著々發達改良の効を奏するにあるなり。從來の職工は概ね皆徒弟の方法に依りて立つものなりと雖も、徒弟一般の狀況を見るに其初に當りては師家のために職業に必要なならざる百般の雜事に役せられ、漸く業を習ふの時に至りても一定の課程順序あるにあらずして、歲月を徒過し往々産業を妨ぐるものあり。況んや各國貿易場裏に輸贏を争ふ今日に在りては、職工と雖も近易の學理的知識及圖畫の技能の一端を要するに於てをや。今の徒弟の有様を以てしては右述ぶる知識技能は我職工の絶て習得すること能はざる所なり。如何ぞ此を以て良工を陶冶するの道を得たりとなさん。是に於て職工徒弟學校の必要起る。然れども徒弟學校亦必ずしも妄信すべからず。蓋し施設の如何に由り利のみありて其弊なきを保す可らざればなり。若し徒弟學校にして一般學校の風に倣ひ、執業時間短少にして悠々業に従はしめ、勞作の監督、嚴正ならざるときは、兒童をして緩漫懶惰の氣習に馴致せしめ、

精勵敏活の良工を得ざるのみならず遂に或は世間一般の職工より劣るものを出すの虞なきを得ず、是れ實に學校組織に於て弊の生じ易き所なれば、此種の學校を設置監督するの任に膺るものは最も此點に注意せざるべからず。

改正小學校令に於ては、徒弟學校を以て、小學校の種類と認められ、其學科等は文部大臣の定むる所とせられたりと雖も、文部省は姑く地方長官の考慮に委し、文部大臣の指揮を乞はしむることとせり。蓋し思ふに此種の教育に關しては特に土地の民度と工業の状態とを斟酌せざるべからず。且其種類も亦甚複雑にして容易に一定の標準を示す可らざればなり。本校附屬職工徒弟學校は、明治十九年の創設に係り、日尙は淺くして見るべきの成績なしと雖も、其の經驗する處資して參考の材料に供するものなきに非らざれば、本校は専ら此に基き地方徒弟學校設置の要項を草し、當路者施設の參考に供せんとす。府縣の異なる地方の廣き、畫一の方案に據るべからざるは固より言を俟たず。故に唯其概略を記するのみ。當局者之を取捨して膠柱の不利を醸すこと勿くんば幸甚し。(以下略)(教育時論 明治二十五年)

實業補習教育の必要

濱 尾 新

抑も子弟が學齡間六歳より十四歳までに就學したる小學科が一般人民の社會生活上に必要な教育の基礎たるは論を俟たずと雖も、果して其充分なる効力ありや否やに至つては尙ほ未だ明確ならざる所なり。況んや其の小學科の課程教育の不充分なるものに於てをや。其訓練不足にして其効力を失ふに至るの虞なしとせず。是を以て嘗て泰西の教育家中種々議論する所あり。或は小學の修業年限を伸ばし、或は學齡年限を長くせんと企圖せしものありと雖も、之が爲め子弟の職業に就く時間を延ばし、父母の生計又難澁を加へしむるが如きことあるを不利なりとし、究竟補習教育の方案に依るの外他に良策なしとす。即ち子弟の職業と並行して小學科を補習し、以て其知徳を固め、益々其進歩を期せしむるに若かずとなせり。

實業補習學校若くは實業補習科なる者は、前に述べたるが如く、實業的に補習教育を施す所にして、之を類別すれば農業補習學校・商業補習學校・工業補習學校・若くは農業補習科・商業補習科・工業補習科等となす。

方今本邦の農・商・工を擴張し、産を興し國を富するの道を講ずるは寔に目下の急務にして固より其方法一にして足らずと雖も中技藝教育に基かざるべからず。然り而して大中小の技藝學校等整備して其効を完うするを得べし。而して實業補習學校の如きは亦其一に居り、最も簡便にして農・商・工の實業者に播及せしめ易く、其實際に資し、其補益太だ大なりとす。顧るに現今實業者の子弟をして高等の技藝學校に入り、十分に其學業を修めしむるもの極めて稀にして、低等の技藝學校等に入學せしむるもの亦甚だ少く、其他高等小學校等と雖も卒業せしむるもの仍ほ多からざるの狀あり。且從來實業者の子弟は年齡十二、三歳に到れば職工の徒弟となり、商業の丁稚等となり、幾分の賃銀を得て糊口を助くるを常とするが故に、此輩をして成るべく右等の實業學校に入學せしむるを期するも復た遽かに望み難かるべし。

要するに農工商の實業者は多くは其子弟をして久しく就學せしむること能はざるが故に、土地の情況に従ひ職業の需用に應じ各種の實業補習學校若くは實業補習科を施設し、以て其の小學を卒り若くは卒らざる子弟をして職業に従事しつゝ補習に従事せしめ、僅々一二箇年間一週二三回日常の午後、日曜の午前又は夜分或は冬期に於て成るべく其職業を妨げずして學業と併行せしめ、農に、商に、工に各其實業に適切なる課程を設け、成るべく簡便に補習を施し以て其實際に資し其進歩を圖り、其効果を收めんことを期望する所なり。(實業教育 明治二十二年、第一卷第三號)

實業教育費國庫補助の企畫 のみならず實業教育振興に熱心な一團の當局者達は、實業教育振興の爲の國庫補助をさへ企劃した。當時の計畫に關して小山健三氏は次の如く述べてゐる。

明治二十五年大木伯爵が文部大臣たりし時、即ち濱尾新君が専門學務局長たりし時、私は文部書記官として濱尾君の部下に居つたのである。其の時に實業學校を奨勵するが爲に之を補助するの必要を感じ、技藝學校補助法として各府縣に農工商の學校を設立するの目的にて法律案を起草し、殊に濱尾君の熱心より内閣までも提出したりと雖も、時運の未だ向かざりし爲か、遂に閣議に於て見合せとなりました。夫は二十五年七月

の事であります。丁度此頃の如く暑い時であつた。濱尾君の私邸に於て私が濱尾君の指圖を受けて此の法案を起草したのであります。其後河野子爵が文部大臣となられ、同氏も此の案を成立させたいといふ考へを以て盡力された事であります。然るに同氏は議會と政府の軋轢が甚しくして、仲々は等の法案を提出する迄に至らなかつた。(小山健三氏、實業教育發達の歴史、教育實驗界 明治三十一年)

井上文相の實業教育振興準備 斯る零圍氣の内に井上毅氏が明治二十六年三月伊藤内閣の下に文部大臣となつた。

井上氏が嘗て憲法及 教育勅語の御起草に參劃したることは衆知の通りである。當時の文部次官牧野伸顯氏の談話に據ると、井上文相はその就任以後「自分が文學者であるから其の方に偏してはならぬと常に心掛けて居られたから、國家の富力を増進して精神教育の發達と相伴はしめねばならぬ……自分の弱點とする所に捕へられぬ用心」をなし、又「元來蒲柳の質で……豫てより長く國家に御奉公出来ない事を知つて元氣で居る内に出来るだけ仕事をしておき度い」熱望を持つて執務し企畫したのであつた。(括弧内は牧野伸顯氏の「實業教育の獎勵」實業教育、明治三十二年より引用)

斯くて井上文相は文部次官牧野伸顯、専門學務局長木下廣次、普通學務局長木場貞長、東京工業學校長手島精一、文部大臣秘書官小山健三の諸氏を調査委員として實業教育振興を調査せしめた。特に手島精一氏は多年の研究と高邁なる識見とに依つて畫策する所頗る多く實業教育創立の功勞頗る顯著なるものがあつたと謂はれてゐる。(牧野伸顯氏、實業學校の獎勵、實業教育 明治三十二年)

實業補習學校規程と徒弟學校規程 斯くて井上文相は次々に實業教育の振興を圖り、明治二十六年十一月に「實業

補習學校規程」を、明治二十七年七月には「徒弟學校規程」を公布して、從來小學校令に「小學校ノ類」と規定されながら、準則を缺いてゐた爲その發達を見なかつた實業補習學校や徒弟學校に独自の地位を與へた。今夫々の規程の内の主なる條項を示すと次の通りである。

實業補習學校規程（明治二十六年十一月二十日文部省令第十六號）

第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル兒童ニ小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限り實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

實業補習學校ニ於テハ男女混同スルコトヲ得ス

第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身・讀書・習字・算術及實業ニ關スル科目トス但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

第五條 實業補習學校ノ學業ニ關スル教科目ハ左ニ掲グル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、工業地方ニ於テハ圖畫・模型・幾何・物理・化學・重學・工藝意匠・手工ノ類（中略）

第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス

第九條 實業補習學校は日曜日、又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應ジ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

徒弟學校規程（明治二十七年七月二十五日文部省令第二十號）

第一條 徒弟學校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス

第二條 徒弟學校入學者ノ資格ハ年齢十二年以上及尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアラサル

モ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得

徒弟學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三條 徒弟學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條 徒弟學校ノ教科目ハ修身・算術・幾何・物理・化學・圖畫及職業ニ直接ノ關係アル諸教科目並實習トス

前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外學校長ニ於テ便宜取捨選擇シ又ハ隨意科トスルコトヲ得但實習ハ設備上又ハ其ノ他ノ關係ニ依リ學校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限リ之ヲ缺クコトヲ得

第五條 徒弟學校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ就テ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六條 尋常小學校ヲ卒業セスシテ入學ノ許可ヲ得タル者ニハ本科ノ外讀書、習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得尋常小學校卒業ノ者ト雖其ノ志望ニ依リ讀書・習字・作文ノ一科目又ハ數科目ヲ授クルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ修身ハ讀書ニ附帶シテ之ヲ教授スルコトヲ得

第七條 徒弟學校ノ修業年限ハ六箇年以上四箇年以下トス

第八條 徒弟學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第九條 徒弟學校ハ土地ノ狀況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得

第十條 徒弟學校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小學校教員ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教

育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ（中略）

第十三條 市町村立徒弟學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其ノ學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ學

校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得（附記、明治二十九年に府縣郡立徒弟學校を認めた）

第十五條 女子ニ刺繡・機械及其ノ他ノ職業ヲ授クル爲ニ設クル所ノ女子職業學校ニシテコノ規程ニ依ルモノハ徒弟學校ノ種

類トス

文部省は實業補習學校と徒弟學校との區別に關し、實業補習學校は「小學教育ヲ補習セシメ且實業ノ思想ヲ與ヘ又ハ準備ノ實業教育ヲ授クル」ものとし、徒弟學校は「職工」たる「職業教科ヲ授クル」ものとした。それはとにかくとして工業補習學校・徒弟學校の出現は、やがて此等の教員養成を必要とするやうになり當校附設の工業教員養成所創設の原因となつた。猶又是等の低度工業學校はやがては發達して甲種工業學校となり、工業日本の若き科學的職工を輩出せしめた。（此に關しては後述、工業教員養成所の項参照）

中學校高等學校の實科化 次に井上文相は中學校・高等學校の實科化をも企畫した。即ち明治二十七年三月に尋常中學校の學科改正を行つて第四年級以上に「實業要領ヲ正科ニ加ヘ其ノ他簿記ヲモ加ヘ得ル事」同年六月には尋常中學校實科規程を公布して「第一年級ヨリ實科ヲ授クル所ノ尋常中學校」を設け、又同時に高等學校令を公布して高等學校を「専門學科ヲ教授スル所」とし「帝國大學ニ入學スルモノノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得」ることとした。以上の内中學校の實業科加味は後に大きな影響を及ぼさなかつたが、高等學校の専門化は後の専門學

校・大學に貢獻する所が多かつた。その内工業的影響としては、第三高等學校と第五高等學校に工學部が置かれ、第三高等學校工學部は明治三十三年に廢止されたが、第五高等學校工學部は明治三十九年に熊本高等工業學校として獨立し現在に至つてゐる。

猶ほ尋常中學校・高等學校に關する規程は後に改正せられて何れも實科的意義を消失した。即ち中學校は明治三十二年の改正に依つて從來の尋常中學校を中學校と改稱し、中學校は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ授」くる所とし、高等學校は明治四十四年の改正に依つて高等中學校と改稱し、「高等中學校ハ中學校ヲ修了シタル者ニ對シ更ニ精密ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ爲ス」を目的とすることに改められた。(明治以降教育制度發達史)
實業教育費國庫補助法 更に井上文相の今一つの有益なる功績は「實業教育費國庫補助法」の創設であるが、此に關しては後述工業教員養成所の項で述べたい。

斯くの如く井上文相は短い在任期間に未だ前人後人共になし得ざる大事業を残して明治二十七年八月に病氣を以て文部省を去つたのであるが、彼は實に明治工業教育界の大恩人であつて、その功績は永く工業教育界の銘記すべきものである。

井上文相の工業教育的熱情 井上文相の工業教育に對する熱情は一は當時の日清戰役直前の事情にも因るであらうが、寧ろ主として興國的熱情に基くものであつた。氏は其在任中に發した「實業補習學校規程」公布に際しての訓令に於て「輒近宇内各國ノ富力ハ年一年ニ倍加シ進ンテ止マサルノ勢アリ：今ニシテ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向ツテ科學及ヒ技術ト實業ト一致配合ノ教育ヲ施スコトニ努メサルヘカラス」と説き、

又「實業教育費國庫補助法」提案に際し議會に於て「今ハ地球上ノ形勢ハ：：平和ハ形デアツテ其ノ實ハ鐵火ノ争デナクシテ實業技藝ノ競争トナツテ居ツテ、即チ地球上各國ハ實業技術製造貿易ノ上デ闘ウテ居ル有様デアル。：：國ノ富強國ノ運命ニ關スル事デアル」と述べて居る。而して氏を斯くの如く工業教育の重視にまで導いた側近者としては、工業教育に熱心な文部省の一團の官吏のあつたことを見逃し得ない。就中濱尾新・手島精一・寺田勇吉（文部省參事官）・小山健三（東京工業學校教授兼文部書記官より文部大臣秘書官兼文部書記官となる）等の諸氏は、夫々井上文相に對して進言して居る。（文部省、實業教育五十年史、及び工業生活第二卷第一號等に據る）

然しながら根本的には井上文相自身の熱烈なる興國的性格が、斯る大事業を成就させたのである。井上文相の熱心な性格の一端を示す事例として、寺田勇吉・小山健三兩氏の一文を引用する。

井上文相の實業教育獎勵

寺 田 勇 吉

余が初めて井上毅子に面會したのは確かに明治二十六年頃のことであつたと思ふ。これより先明治二十三年、余は歐米各國の學事視察を終り、歸朝して高等學校教授兼文部省參事官の職を奉じて居つた。而して明治二十五年のことであつたと思ふが、伊澤修二君の創立にかゝる國家教育社の總會が仙臺市に開かれ、余は聘せられて其の會に出席し、獨逸の小學校國庫補助、並びに同國實業補習學校等の情況に關して一場の演説を行つた。二十六年井上文部大臣就任の當初余は右仙臺市に於ける演説の速記録を子爵の屋敷に持つて行つたが、折悪しくお留守であつたからして、取次の者に托して歸宅した。然るに四、五日を経たから子爵の手紙を受取つた。それは今日も余の自宅の屏風に張つてあるが、その趣旨は

「過日贈られた御演説の速記録を府縣に配付したいから、更に數百部印刷して貰ひたい。尙ほ目下手許にある分をば直ぐに

届けて呉れよ」

といふのであつた。依つて余は手許にある分を持つて子爵をお訪ねしたれば、子爵は余の演説を極めて有益であると賞讃せられた。併しながら従來の大臣は部下の者の演説などには餘り注意をしない。故に井上文部大臣もア、云はれるものゝ實は充分に余の演説速記録を讀まれたのではなからうと疑つた。そこで余は彼の演説は二時間もかゝつたのであるから速記録も自然餘程長いものであるが、お讀み下さつたかどうかと質ねたれば、子爵は讀んだ、二、三度繰返へして讀んだ。君の演説によつて獨逸帝國今日の富國強兵の原因が實に教育に存することを諒解した。而して就中實業學校、殊に實業補習學校に澤山の金を費して如何なる工業に於いても無教育の職工を用ひずして工場長から普通職工に至るまで皆夫々相當の教育あるものを用ひる。随つてこれに要する經費は中々大したものであるが、その結果は費やした經費の十倍もの利益となつて返つて來ると云ふことが能く解つた。然らば我國も既に憲法が發布せられ、且議會も開設せられたからして、將來國家經營の主要問題として研究せらるべきは即ち經濟問題に外ならずと信ずる。今後帝國の獨立を維持して益々國運の隆昌ならんことを畫策せんとするには是非共經濟と云ふことを基礎とせねばならぬ。軍備の擔能も教育の普及も若し經濟が貧弱ならんには到底實行すべからざるものである。而して此の如き國家經營の根本たる經濟をして豊充たらしめんには、君の演説にある通り獨逸國に於けるが如く是非共實業教育を振興せねばならぬ。ついでには余はその獎勵の緊要なる一手段として、實業學校國庫補助案をば、議會に提出したいと思ふのである。依つて君は實業學校に付き充分に取調べられよと命ぜられた。

余は右の如く幸に知を井上大臣に得て、大いに喜び、熱心に内外實業學校情況調査のことに従事し、井上大臣も大いに注意せられたからして、その後屢々大臣の官邸私宅でお目にかゝつたのであるが、余の見る所に依れば子爵は頭腦頗る明晰で、且つ熱誠篤實の人であつた。而して惜しむべし病身であられたが、然も中々の勉強家であつて、文相在任中も保養の爲め、屢々葉山の別莊に行かれたが、其の途中汽車の中で想ひ付かれた事をばすぐに書いて送られた手紙なども余は澤山受取つてゐる。

又日清戰爭中萬國公法に關し面倒な問題が起つたことがあつたが、余は大臣の命令で獨逸の或る公法學者の所へ意見を聴きに行き直にそれを翻譯して夜半一時頃になつた。而し兎も角急用のことであるからそれを官邸に持つて行つた。然るに子爵は此の時まだ寝ねずして余の復命を待つて居られた。子爵は凡てが此の如く熱心であり、且篤實であつた。その後悉く實業學校國庫補助案を議會に提出せられたが、當時子爵は病氣中で、眞青な顔をしてコンコン咳をせきながら議場で其の法案の説明をせられた。故に議員中には、井上大臣は肺病に罹つて彼の様な顔をして居られるが、それでも熱心に説明せらるゝから、質問などは、イ、加減にやめて養成しようとして發議した者もあつたと聞いた。何にしろ始めて提出した法案であるから、兩議院共定めて種々の議論があるであらうと豫期して居つたが、實は案外容易に通過したのであつた。此れは時勢の必要が然らしめたとは云へ、子爵の熱誠が能く議會を動かしたと云ふ事も亦小ならざる原因である。乍併此の法案の提出は又幾分子爵の壽命を縮めたと思ふ。子爵の生命の一部は實業學校國庫補助法となり、以て我國に於ける實業教育獎勵の濫觴を爲し隨つて實業教育今日の盛を來したのであつて、それは實に井上子爵の賜であると云はねばならぬ。(教育時論、明治四十五年)

實業教育發達の歴史

小山 健 三

二十六年三月河野氏に代つて井上子爵が文部大臣となられたに就て、私は文部大臣に向つて此の實業教育獎勵の必要を充分に述べたのである。然る所子爵は豫て憂國の情に富んで居り、且國家經濟を處理することは、最も急務であると云ふことを感じて居られた時であるから忽ち同意せられた。當に同意せられたのみならず非常なる熱心を以て主張せられ法案は變更せられたるも從前の精神を採用されたのである。尤も時の次官局長の少からぬ注意はありしに相違なきも、要するに大臣自らが進退迄も睹して此の案の成立に盡力せられたことであります。二十七年の臨時議會に於て井上子爵は病氣をつとめて本案の成立に盡力せられたことは、我々が特筆大書して同子の功績を後世に傳へたいと考へると同時に、濱尾君などが此の計畫について率先して注意せられたことも決して没すべからざるの功績であると考へる。

最初の法案即ち濱尾君の時の法案は、各府縣に實業學校三校宛を設け、又私立の實業學校と雖も、事業に依つては補助する見込であつた。而して其の金額は十二萬四千二百圓を極高として積りました。井上子に至つて更に其の案を修正し、金額は十五萬圓と定めました。是れが實業教育補助法の沿革であります。

其の他に實業教育上、尙ほ一つの記憶すべきことは大阪工業學校であります。大阪工業學校はやはり明治二十五年の夏に於て計畫を起し、その冬に豫算案を編成して、内閣に提出になりましたが是又削除せられました。然し井上子に至つて矢張り例の憂國心から、此の必要を認め、しきりに計畫しましたが井上子の時代には成立せられませんでした。尤も井上子は死に至る迄此の事を念頭に掛けられて居たと見えて、徳富猪一郎氏が病氣の訪問をした時に、是非此の事は輿論を喚起して成立せられたいと云ふ事を同氏に依頼した、と云ふことを聞きました。又私が病氣を訪問した時井上子が言葉は通じませんでした。筆談にて大阪工業學校は是非成立するやう盡力せよと申されました。然るに同氏の熱心が徹つたものであるか、西園寺侯の時代に至つて遂に此の學校の成立を見るに至りました。(教育實驗界、明治三十一年)

東京工業學校教育に對する書翰の如きも井上文相の實に眞面目であり熱心な態度を示すものである。(後述、工業教員養成所の項參照)

最後に井上文相が明治二十七年七月九日東京工業學校卒業式に於て述べられた演說筆記を記して工業教育の大恩人に關する思ひ出を深めたい。

明治二十七年七月九日日本校卒業證書授與式ニ際シ井上文部大臣演說大意筆記

工業教育は今日世ノ歡迎スル所タリ余ハ諸氏カ積年勤學ノ結果空シカラスシテ學ヲ實行スルノ時機アルヲ知ル余ハ今諸子ノ卒業ノ榮譽ヲ祝スルト同時ニ諸子ノ前ニ余ノ緊要ト信スル一言ヲ述ヘントス曰ク

實業教育ハ殊ニ德育ヲ以テ本トスヘシ

何故ニ實業教育ハ德育ヲ本トスト云フカ今ノ時ニ當リ幼稚ナル實業ヲ振興シテ一世ノ公益ヲ興シ國家經濟ノ源流ヲ啓發セントスル者ハ其ノ事業ノ大小ニ拘ラス必ヤ正直ニ剛毅又清廉潔白ニシテ世ノ信用ヲ得ルノ人ナラサルヘカラス若シ此ノ貴重ナル德義ノ一ヲ缺キ腐敗臭汚ノ分子ヲシテ一タヒ實業技術ノ社會ニ浸入スルヲ許スコトアラハ實業教育ハ忽ニシテ其勢價ヲ失フノミナラス從テ進歩ニ向フ處ノ諸般ノ實業モ亦俄ニ退轉ノ色ヲ顯シ終ニハ救フヘカラサルノ有様ニ陥ランコト鏡ニ掛ケテ見ルカ如シ

工業ノ原素ハ三アリ

第一ニ鐵、第二ニ石炭、第三ニ技術者及職工ノ精巧勤勉及清廉ナル事

此ノ三ツノモノ實ニ富國ノ源ナリ余ハ幸ニ我國ハ此三大原素ヲ具ヘテ一モ不足ナシト信ス

世人ノ知ル如ク舊政府ノ時ニハ實業家ノ位置世人ノ卑シム所ト爲リタルハ畢竟實業家自ラ卑屈賤汚ノ地ニ墮落シタル者ト云ハサルヲ得ス其證據ハ舊幕ノ時ニハ建築ナリ請負ナリ總テ日付又ハ横目ノ事ハ此監督ノ設ケラルル目的物ナリシナリ

今ハ一新ノ盛運ニ當リ從テ工業振起ノ好機會ニ際シ諸般ノ製造及工藝ハ社會ノ高位ヲ占ムルノ必要ナル時期ニ當リ最モ嫌フヘク最モ忌ムヘクシテ吾人ノ共ニ全力ヲ以テ防遏スヘキ者ハ即チ腐敗ノ分子ナリ吾人ハ將來ノ實業社會ハ腐敗ノ分子ノ強敵タランコトヲ望ム故ニ實業教育ハ德育ヲ本トスト云フナリ

實業教育ノ社會ノタメニ歡迎セララルルノ初ニ當リ余カ此言ヲ吐クハ實ニ止ムヲ得サルノ衷情ニ出ツ余ハ滿場諸君ノ必ス同情ヲ表セララルルコトヲ信ス

殊ニ卒業生諸子ニ望ム余ハ諸氏カ業ヲ終ルヲ祝シ併テ諸氏カ將來國家經濟ノ一部タル大小ノ事業ニ從事スルニ當リ余カ今日ノ一言ヲ記憶ニ存シ實業社會ノ模範トシテ善美ノ種子ヲ世ニ傳播スルコトヲ望マサルコトヲ得ス（東京工業學校一覽、明治二十七年度）

2. 實業學校令・工業學校規程の制定

實業學校令の制定 從來不振を極めた實業教育は、明治二十七年「實業教育費國庫補助法」の制定を導火線として産業界の革命的なる躍進と呼應しつゝ、茲に急激なる發展を遂げ、全国各地に工農商各種實業學校が盛に創設せらるゝに至つた。然るに實業教育の異常なる發展にも拘らず、實業學校の據るべき準則は殆どなく僅に徒弟學校規程・實業學校規程・簡易農學校規程の如き低き程度の實業學校規程があるに過ぎず、實業學校全般に關する統一的規程を缺いで居た。唯、中等程度の實業學校規程としては明治十六年の「農學校通例」、明治十七年の「商業學校通則」があつたが、時勢の進展には適切ならざるものありその生命を失つて居た。茲に於て政府は此等の諸學校を整頓し統一するの必要を感じ、「實業學校令」制定の事を決し、案を具して三十一年十月之を「高等教育會議」の諮問に付した。「高等教育會議」に於ては議論が紛糾したが、府縣の實業學校設置義務を任意制に緩和する等の修正を経て、明治三十二年二月六日勅令第二十九號を以て左の如く公布せられた。

實業學校令

第一條 實業學校ハ工業農業商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須

要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス

蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做

ス

徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス

第三條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スル事ヲ得但

シ道廳府縣立實業補習學校ハ他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル

文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ府

縣ニ命スル事ヲ得

第四條 前條ノ實業學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除ク外府

縣ノ負擔トス

第五條 郡市町村(北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム)又ハ町村學

校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域内小學校教育

ノ施設上妨ナキ場合ニ依リ實業學校ヲ設置スル事ヲ得

第六條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ

得

第七條 工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文

部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ

認可ヲ受クヘシ實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大

臣之ヲ定ム

第八條 實業學校ノ學科及其程度ニ關スル規則ハ文部大臣之

ヲ定ム

第九條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於

テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ

之ヲ定ム

此の實業學校令は「官立學校ニ適用セス」として東京工業學校・高等商業學校・官立農學校等の官立實業學校

第十條 實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 公立實業學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關ス

ル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十二條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ

例ニ依ル

第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之

ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スル事ヲ得

第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十七條 本令ハ官立學校ニ適用セス

第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ

當然實業學校ト看做ス

第十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學

校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其効力

ヲ失フ

には適用されず、本令の對象となつたものは公私立實業學校であつた。蓋し前述及後述の如く、明治二十七年を境として地方に中等學校程度の公私立實業學校が急激なる膨脹をなしたので、之を統一することが本令の目的であり、又その實際から見ても當時は公私立の實業專門學校は未だ存在しなかつたので、斯る中等實業學校が本令の對象をなすものであつた（文部省、實業教育五十年史）。明治三十三年に「實業學校令」第八條第十三條に基いて制定された諸實業學校規程も中等實業學校を規定してゐるに過ぎない。斯くの如く「實業學校令」は專門學校を對象とせず、明治三十六年三月に「專門學校令」が制定せられると共に、「實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス、實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル」と明記し、附則の「本令ハ官立學校ニ適用セス」を廢止したのである。従つて當校の如き官立學校・專門學校は「實業學校令」に據つては何等規定せられなかつたのである。

猶ほ又「實業學校令」の公布に伴ひ、從來「小學校ノ種類」であつた徒弟學校・實業補習學校は何れも實業學校に昇格した。（但し教員の名稱待遇は小學校教員並であり、後に漸く改善されたのである）。特に徒弟學校は「工業學校ノ種類」となつた。（後に大正九年に徒弟學校の名稱をも廢し所謂乙種の工業學校となつた）。

工業學校規程の制定 實業學校令の制定公布を了すると共に、政府は「實業學校令」第八條及第十三條に基き農工商等の各「實業學校規程」を定めて公布した。

右の内、「工業學校規程」は明治三十三年二月二十五日文部省令第八號を以て次の如く公布された。

第一條 工業學校ノ修業年限ハ三箇年トス但一箇年以内延長

スルコトヲ得

第二條 工業學校ノ授業時數ハ實習ヲ除キ每週二十七時以內トス但實習時數ハ學科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第三條 工業學校ノ學科目ハ修身・讀書・作文・數學・物理化學・圖畫・體操並ニ實業ニ關スル各學科ノ科目及實習トス但シ本項科目ノ外地理・歴史・博物・外國語・經濟・法規・簿記及其他ノ科目ヲ便宜加設スルコトヲ得

實業ニ關スル各學科ノ科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一、土木科 測量・應用力學・河海工・道路・鐵道・橋梁・施工法・製圖等

一、金工科 應用力學・工場用具及製作法・製造用諸機械大意・發動機大意・製圖等

一、造船科 應用力學・工場用具及製作法・發動機大意・造船製圖等

一、電氣科 應用力學・工場用具及製作法・發動機大意・電氣及磁氣・電氣工學・製圖等

一、木工科 應用力學・家屋構造・工場用具及製作法・建築沿革・施工法・配景法・製圖繪畫等

一、鑛業科 地質・探鑛・冶金・試金・應用力學・發動機大意・測量製圖及坑内演習等

一、染織科 機織科・色染法・應用化學・應用機械學・分析・製圖及繪畫等

一、窯業科 窯業品製造・應用化學・應用機械學・分析・製圖及繪畫等

一、漆工科 漆器製造法・工藝史・繪畫・應用化學大意等

一、圖案繪畫科 配景法・解剖大意・工藝史・建築沿革大意・繪畫・應用化學大意・各種工藝品圖案等

前項ノ外特種工業ノ爲ニハ便宜學科ヲ設クルコトヲ得

第四條 工業學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十四年以上學力修業年限四箇年高等小學校卒業又ハ之ト同等以上トス但外國語ヲ試驗科目ニ加フルコトヲ得

第五條 工業學校ニハ豫科ヲ附設スルコトヲ得

第六條 豫科ノ修業年限ハ二箇年以內トス

第七條 豫科ノ授業時數ハ每週三十時以內トス

第八條 豫科ノ學科目ハ修身・讀書・習字・作文・算術・地理・歴史・理科・圖畫・體操トス但外國語ヲ加フルコトヲ得

第九條 豫科ニ入學スル者ノ資格ハ年齡十二年以上學力高等

小學校第二學年終了以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十條 工業學校ニハ簡易ノ方法ニ依リ工業ニ必要ナル事項

ヲ教授スル爲別科ヲ設クル事ヲ得

第十一條 工業學校ニ於テ卒業ノ後特ニ工業ニ關スル一科目

若シクハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置ク事

ヲ得

第十二條 專攻科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

第十三條 工業學校ノ學科及徒弟學校ノ學科ヲ一校内ニ併置

スルコトヲ得

第十四條 土地ノ情況ニ依リ本令規程ノ工業學校ノ程度ヨリ

更ニ高等ナル工業學校ヲ設置スル事ヲ得

第十五條 工業學校ノ學則ハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一、學校ノ目的

二、修業年限

三、授業日數

四、休業日

五、學科目及其程度

六、各學科目毎週授業時數

七、入學退學ノ規程

八、試驗法

九、賞罰ノ規程

十、授業料規程(授業料ヲ徵集スル場合)

十一、寄宿舎規程(寄宿舎ヲ設クル場合)

十二、前各號ノ外學校管理上必要ノ事項

第十六條 工業學校ニ於テハ學科目、授業時數及學級數ニ應

シ相當ノ教員ヲ置ク事ヲ要ス

第十七條 工業學校ニ於テハ校地内若クハ其附近ニ於テ體操

場ニ充ツヘキ相當ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第十八條 工業學校ニ於テハ通常教室・特別教室・工業實習

場其他必要ノ諸室ヲ備フル事ヲ要ス

第十九條 工業學校ニ於テハ相當ノ教授用及參考用圖書・器

具・機械・標本・模型・實習用諸機械・體操用器具等ヲ備

フルコトヲ要ス

附 則

第二十條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

即ち工業學校の修業年限を三年とし一年以内延長することが認められ、入學資格は年齡十四才以上、修業年限四ヶ年の高等小學校卒業又は之と同等以上の學力程度とし、外國語も試験科目に加へ得ることとした。又修業年限二ヶ年以内の豫科を附設することを得べく、又工業に必要な事項を教授する爲、簡易の方法に依り別科を設くる事を得るものとした。而して卒業後特に工業に關する一科若くは數科目を專攻せんとする者の爲に專攻科を置くことを得しめた。(明治教育制度發達史、第三卷、第四卷)

菊池文相の訓示 最後に明治三十二年六月地方長官會議に於る菊池文部大臣の訓示を掲げて當時の文政當局が工業教育擴充に如何に熱心であつたかの一證としたい。

實業教育費國庫補助法及實業學校令施行以來府縣郡市町村に於て設置せるものはその數殆ど三百校の多きに及びしは寔に喜ぶべきこととす然れども世界の大勢を察し又國家の前途を考ふる時は現今の状態を以て甘んずべきにあらず尙益々進みて力をその増設擴張に盡し而も農工商全般に涉りて偏倚なく其完備を致すに勉めんことを要す既設の實業學校中尤も多數を占むるものは實業學校にて其の設備成績亦見るに足るべきもの少からずと雖工業に屬する學校は尙に其の數の寡なるのみならず又その設備成績も概して前者に劣るの觀あり是本官の大いに遺憾とする所なり故に今に於て工業教育の普及發達を圖るは寔に本邦實業發達上急務中の急務なりと認む、本官は是等既設の工業學校に對し將來一層の督勵を加ふべきは勿論時々他の情況を察し實業學校令の規定に依り特に其設備を命ずることあるべし凡そ工業學校は少額なる經費を以て其の成績を擧げんこと困難なればその數の多からんよりも寧ろその設備の完全ならんことを期すべし故に既設の工業學校中規模狹少にして成績不良なるものなるべく經費を増加し以てその完成を期すべく又新に之を設立するに當りては深く地方の情況と實業の狀態とに案じその設備效果兩つながら完全ならんことを圖るべく決して存廢濫りにするが如きことあるべからず(以下略)

第二項 工業教育機關

次に此期に於ける當校と同程度の工業教育機關の狀勢に就て述べよう。(當期間の中等工業學校に關しては後掲工業教員養成所の節參照)

大阪工業學校 從來東京工業學校は本邦唯一の高等程度の工業學校であつたが、是のみを以てしては躍進工業に即應する能はず、文部省は明治二十五年以來大阪工業學校設置を企畫し井上文相亦熱心に之を企圖した。井上文相は京都岡山地方の學事を視察する途次大阪教育會の總集會に於て演説してゐるが、其の演説に於て「大阪ノ工業ハ全國ニ冠タルノミナラス一府ヲ以テ全國ノ片相手ナリ：余ハ府知事其ノ他ノ人ト協議シ大阪工業學校ヲ設立センコトヲ企望セリ：大阪ニ工業學校ヲ設立スルコトニ就テハ、余ハ將來ニ盡力ヲ怠ラサルヘク」と述べたが(木村匡氏、井上毅君教育事業小史)、爾後熱心に企畫し、前述の如く死に至るまで是の成立に痛心した。幸に議會でも漸く此の必要を感じ、其後議會に於ても之を建議され、西園寺内閣の時に愈々豫算が通過し、明治二十年五月十八日勅令第二百二十六號を以て創設せられた。

學科は始めは機械工藝科・化學工藝科の二科であつたが、其後明治三十年に機械工藝部・化學工藝部の二部とし、機械工藝部に機械科を、化學工藝部に應用化學・染色・窯業・醸造・冶金の五科を置き、明治三十二年に造船部を増設し、之に船體・機關の二科を置いた。

因に大阪工業學校も當校と同じく明治三十四年五月十日に大阪高等工業學校と改稱した。

京都高等工藝學校 これより先、明治三十二年第十三帝國議會に於て美術工藝學校を設立すべき建議あり、當時

文部省も亦其の必要を認め第十四議會に創立の費用を要求して設立されたものが京都高等工藝學校である。

同校は工藝に従事し又は工藝に關する學校教員たらんとする者のために必要なる學理及技藝を教授する所にして、教科を分つて色染科・機械科及圖案科とし、各科に本科及別科を置き、修業年限を三箇年とした。

高等學校工學部 中學校令第三條によれば高等中學校（明治二十七年高等學校令の公布により高等中學校は高等學校と改稱した）は工業・農業・商業等の分科を設けることを得るが、此の中實現せられたのは、第三高等學校工學部及第五高等學校工學部である。

第三高等學校は明治二十七年六月二十三日勅令を以て第三高等中學校を第三高等學校と改稱し九月十一日より實施せられ、次いで文部省令を以て第三高等學校に法學部・醫學部・工學部を設置せられた。修業年限は法・醫・工の各専門學部を四ヶ年とし其の入學程度は尋常中學校卒業の程度によることと定めた。工學部に於ては土木工學・機械工學を教ふることとし明治三十一年七月二十七名の卒業生を出したが、土木工科・機械工科の生徒は同廿九年より新募しなかつたので同三十二年七月二十五名、同十月に二名を出したのみであつた。

次に第五高等學校工學部に就て述ぶるに、同部は明治三十年四月第五高等學校々長中川元氏の建議によつて創設せられた。入學者は尋常中學校卒業程度とし修業年限を四ヶ年とし、學科は土木・機械の兩科である。後明治三十九年に工學部を第五高等學校より分離し熊本高等工業學校と改稱した。（文部省 實業教育五十年史）

第四節 當校の沿革

第一項 校名改稱

改稱の勅令 明治二十三年三月二十四日勅令第四十三號を以て東京職工學校を東京工業學校と改稱した。同勅令の關係法文は次の如くである。

明治十九年四月勅令第三十五號高等師範學校高等中學校高等商業學校東京職工學校東京高等女學校東京美術學校東京音樂學校東京盲啞學校官制中高等中學校ノ上ニ「女子高等師範學校」ノ八字ヲ加ヘ東京職工學校ヲ東京工業學校ト改メ「東京高等女學校」ノ七字ヲ削ル（以下略）

改稱の理由 當校改稱の理由は、職工學校なる校名に對し生徒は以前から不滿を有して、校名改稱の希望を持つてゐたが、手島校長が來任するや、手島校長自身も同様の感じを持つてゐたので、早速校名改稱を斷行せられたものらしい。職工學校といふ名稱が、當時一般世人に如何なる響きを與へたかに關して、初期の卒業生達は次の如く回想してゐる。

當時僕は中學第三年級に入つた間際であつたが、家庭の事情は長く學窓に止まることを許さなかつた。……中學を卒業するには猶三年かゝる。職工學校を出ると同時だ。中學を卒へたとて小學校の教員か、村役場の書記に過ぎない。職工學校これ

だ。之に限ると早速決心して八里の道をひた走り、祖父に志望の次第を懇へたが、職工學校とは何事だ、職工にする爲めに學資は出せぬと、頭から怒鳴られたが、諄々學校の内容を説明したので、村の戸長であつた祖父も諒解した。(第六期機械科卒業生 尾崎隆三氏、回顧四十年前、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月)(註、當時の中學校は尋常中學校と高等中學校に分れてゐたが、尋常中學校は、年齡滿十二年以上にして中學豫備の小學校(六年の小學校)修了程度の學力を入學資格として、修業年限は五箇年であつた。而して當時の東京職工學校は、入學資格を年齡滿十六歳以上又は尋常中學校卒業程度とし、修業年限を三箇年とした。従つて年長じたる中學生は尋常中學校入學後幾許もなくして年齡滿十六歳に達し、東京職工學校入學資格を得る譯である)。

さて入學すると、友人連から「君は何所の學校へ行つてるか」と訊ねられるので、其度に「藏前の職工學校」と答へると「嫌な學校へ行つたものだな」と。或は「職工になるのに學校へ行く必要があるか」とか言はれ、何れも輕蔑の眼を以て視られるには、少々ならず閉口した。(第三期應用化學科卒業生 田中敬信氏、私の踏み來たれる途、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月)

明治十五年東京職工學校の創立せられるや、世人多くはその名稱の奇抜なるに喫驚せしものの如し。謂く、職工も又學校の必要ある乎と。白狀すれば余も實は喫驚連中の一人にてありき。

試みに某氏——ア、余は其姓名を明言するを敢てせず——を叩いて、職工學校とは何の爲に設けらるゝやと問ふ。氏冷然として云く、椅子やシャボンの職工を養成する所ですと。(貝氣樂軒主人、懷舊瑣談、化學工藝會誌、第六號明治二十九年十月)。

(貝氣樂軒主人は第一回卒業生山口貴雄氏らしい)

私は毎日職工學校へ通學して居たが、同郷の友人などは私の職工學校入りを承知しない。日々のやうに下宿へやつて來て、滔々と退學の勸告には實に閉口した。彼等は曰く、「君は郷里の在學時代には何時も優等で居たではないか。その優等生が所も

あらうに、職工學校に入りて職工にならうなどは以ての外だ。東北の大藩たる仙臺の恥辱だ。唯速に退學し給へ々々々。(第一期色染科卒業生 山口貴雄氏、當時の世相と學校生活、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月)

自分は……農商務省に務め、初任給金貳拾五圓貰つたが、甚だ待遇が悪くて何年経つても昇給しない。……名前が職工學校だつたから、自分では偉いつもりで居ても向ふからは職工の毛の生えた位にしか見られないので、到頭十年間といふものは二十五圓で置かれた。……其の後卒業證書を調べて見ると……帝大總長から出て居たので、……上司も成程と感心して明治二十八年に技師にして呉れた。……技師さまになるまでの苦心は一通りや二通りではなかつた。(第一期色染科卒業生 山口貴雄氏 開運のお守り第一回卒業證書、工業大學藏前新聞、昭和四年五月二十六日)

斯る事情であつたので、職工學校なる名稱の改正は手島校長も慎重に考慮して對策を立てたらしい。第六期機械科卒業生木戸傳氏の談に據れば、手島校長就任直後に生徒との間に次の問答がなされた。

其の頃職工學校と云ふ名が多數の生徒から厭がられてゐて、途中で一高や東京商業學校の生徒に出會はずと、肩身狭く感じられたものである。手島先生が正木校長に代られたのは、自分(木戸氏)の二年の時であるが、當時自分達の仲間では鳥越邊のお寺で秘密會議を開き、校名變更問題を持ち出したものだが、その時意外にも手島校長から「いや其の儀なら既に當方でも考慮してゐる」との返答を得た。

それから間もなく母校は東京工業學校と改稱され……ることになつたのである。(木戸傳氏、古洋服の貧書生、藏前工業會誌、第三二四號、昭和六年一月號)

従つて校名は東京工業學校と變つても、是は單に改稱に留まり、實質的の變化は無かつた。明治二十三年七月六日の卒業式に於ける手島校長の演説の中にも述べられて居る通りである。(當時の官報に據る)

去る三月ニ於テ從來ノ東京職工學校ヲ東京工業學校ト改稱セラレタリ然レトモ其規模ニ至リテハ變換セシコト

ナシ

但し斯る改稱をするを機會として何故一躍高等工業學校に改稱せられなかつたか、是は依然として後日に殘された問題であつた。東京職工學校は創立當初より専門學校程度であつて、職工學校が昇格して工業學校となり工業學校が昇格して東京高等工業學校となつたものではない。現に東京職工學校と同程度の學校は既に明治二十三年當時に於て高等師範學校・女子高等師範學校・高等商業學校と稱して居た。されば明治三十四年には再び校名を改めて東京高等工業學校と改稱するに至つたのである。

第二項 教育勅語渙發と當校

明治二十三年十月三十日不磨の大典たる 教育勅語が渙發せられ、翌十月三十一日芳川文部大臣より左の訓令が全國に通達された。

訓 示

謹テ惟フニ我カ

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク

勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日々省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今

勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ

勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ

聖旨ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ
勅語ヲ奉讀シ且ツ意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

明治二十三年十月三十一日

文部大臣 芳 川 顯 正

當校は直に明治二十三年十一月三日に教育勅語の奉讀式を行ひ、手島校長は 聖旨を敷衍して生徒に訓示した。
東京工業學校ニ於テハ一昨三日天長節ノ佳辰ヲトシテ今般教育ニ關シテ下シ給ヒタル勅語ノ奉讀式ヲ舉行セリ
即チ午前十時學校長職員ヲ率イ生徒一同ヲ校内廣庭ニ會集シ勅語ヲ奉讀シ了テ 聖旨ノ在ル所ヲ敷衍シテ生徒
ニ訓告シ聖壽ノ萬歲ヲ祝シ奉リ式ヲ終レリ（當時の官報）

第三項 當校規則等の變遷

主要なる變遷

次に當期間に於ける當校規則等の變遷を略述しよう。

一、明治二十三年五月「委員規程」を改正し、委員の名稱を改めて商議委員となし、且從來四名の定員であつた

のを此の改正に依つて、文部省部内二名、農商務省部内二名並びに商工業に従事するもの若干名と定めた。第一回の商議委員は、同年六月十日に左の通り發令された。(當時の官報)

| | |
|-------------------------|--------|
| 文部省普通學務局長 | 服部 一三 |
| 工科大学教授工學博士 | 古市 公威 |
| 東京工業學校幹事 | 小山 健三 |
| 東京工業學校商議委員ヲ命ス(六月十日 文部省) | |
| 地質局長兼鑛山局長 | 齋藤 修一郎 |
| 農商務三等技師 | 山本 五郎 |

東京工業學校商議委員ヲ命ス(五月二十九日 農商務省)

| |
|---------|
| 河 瀨 秀 治 |
| 矢 島 作 郎 |

東京工業學校商議委員ヲ囑託ス(六月十七日 文部省)

一、明治二十三年七月から八月にかけて當校規則を改正した。

先づ教旨を「本校ハ主トシテ職工長又ハ工業教員タルヘキモノヲ養成スル所トス」(第一條)と改めた。從來の教旨には「工藝師云々」となつてゐたので弊害を來す恐れがあり、之を豫防する趣旨に出たのである。此の點に關し手島校長は明治二十四年七月三日の卒業式に於て左の如く述べてゐる。

本校ニ入學スル者先ツ概ネ工藝技師ノ文字ニ惑ヒ徒ラニ志望高遠ニ鶩セ爲ニ往々工場實修ノ勤勞ヲ厭ヒ安逸

ヲ貪ルノ弊ヲ顯シ卒業ノ後ニ至リテモ動モスレハ技師ヲ學ヒ學者ヲ擬スル風習アルヲ免レス今ニシテ此ノ弊習ヲ救済スルニアラスンハ嘗ニ本校設置ノ目的ヲ達スル能ハサルノミナラス亦適々無用ノ輩ヲ我カ工業社會ニ供給セントスル誹ナキヲ期スヘカラス是ヲ以テ先ツ其目的ヲ明カニスル爲教旨中工藝技師等ノ文字ヲ削除シ單ニ職工長ヲ養成スルノ趣旨ニ改メタリ

次に學科に關しては染工科に機械を新設して染織工科と改稱し、製品科を應用化學科と改稱し、機械工藝部に電氣工業科を新設して「本校ノ教科ヲ分ケテ化學工藝部機械工藝部ノ二部トシ、更ニ化學工藝部中染織工科・陶器玻璃工科・應用化學科ノ三科ヲ置キ、機械工藝部中機械科・電氣工業科ノ二科ヲ置ク（第二條）」と改めた。右の内機械を加へた理由に關して手島校長は明治二十四年の卒業式に於て次の如く説いてゐる。

染工科ノ卒業生ハ世間ノ需要乏シク爲ニ其技術ヲ實際ニ施スコト能ハサルノ狀況アリ然ルニ他ノ一方ヨリ見ルトキハ織物製造ノ如キハ本邦工業中最モ主要ナルモノニシテ染色モ又之ニ伴ヒ工業中重要ナル地位ヲ占ムルモノナリ而シテ之カ卒業生ニ至リテ其需要ノ少ナキ亦故ナキニ非サルナリ蓋シ實業地方ノ狀態ハ分業ノ利モ少ナク概ネ染色機械相兼ナルモノ多シ然ルニ本科卒業生ハ染色ノ一方ニ偏ス是レ其需要ニ據ルノ少ナキ所以ナリ故ニ從來染色ノミヲ授クルノ外尙ホ機械ヲ加へ只管實業地方ノ實況ニ副ハントスルニ過キサルナリ

又電氣工業科新設の理由に關して手島校長は次の如く述べて居る。

近代電氣工業進歩ノ較著ナルヲ以テ之カ技術者ヲ要スルコト次第ニ多キヲ加フルノミナラス電氣ヲ工業上ニ

應用スルノ途益々多キヲ加ヘントスルハ目下電氣工業上ニ於ケル現象ナリトス故ヲ以テ機械部中ニ電氣工業科ヲ新設シテ是等ノ需要ニ應セントス

次に又現業練習の制を設け、「生徒卒業ノ後尙一ケ年以上現業練習トシテ本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ職工ノ業ヲ操ラシムルモノトス、但本文現業練習ニ従事セントスルモ製造所又ハ實業者ニ於テ使用スルモノナキトキハ學校長ノ承認ヲ經テ一時他ノ業務ニ従事スルコトヲ得」(第四條)、「第四條ニ依リ現業練習ヲ完了スルトキハ本校ハ其ノ使用セラレタル製造所又ハ實習者ノ證明ニ基キ更ニ其ノ成績ヲ考査シ實業ニ練熟シ行狀善良ナリシ者ニハ職工長合格證書ヲ與フ」(第三十一條)と定めた。現業練習の理由に關シ手島校長は明治二十四年の卒業式に於て、次の如く述べてゐる。

職工長タルヘキ必要ノ資格ハ職工ノ上ニ立チテ之ヲ指揮監督スルニアリト雖モ卒業後經驗尙ホ淺キ輩ニシテ十數年間實業ニ従事セル練達セル職工ヲ指導スルノ難キハ固ヨリ論ヲ俟タス良シ技術上ニ於テ彼等ニ優ルルノ力アリトスルモ之ヲ管理統御スルノ法ニ至リテハ學校教育ノ能クスヘカラス所ナリ然レトモ既ニ生徒養成ノ目的ヲ職工長ト改メタル以上ハ之ニ必要ノ資格ヲ得セシメサルヘカラス則チ其方法トシテ生徒卒業ノ後一ケ年以上現業練習トシテ本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ職工ノ業ヲ操ラシメ其成績ノ佳良ナルモノニハ更ニ職工長合格證書ヲ附與スルノ制ヲ規定セリ

又入學手續を改正して地方廳に委託することとし「工業者ノ子弟又ハ將來工業ニ従事セントスル志望ノ鞏固ナル者(第四十條第四項前段)ニ適合スルモノヲ汎ク全國ニ求ムルノ主旨ヲ以テ生徒募集ヲ府縣廳ニ依托シ別ニ

定ムル所ノ募集手續ニ依リ各其便宜ノ地ニ於テ入學試業ヲ施行スルモノトス、但東京府下ニ限り募集及入學試業ハ本校ニ於テ施行スヘシ(第四十二條)と改めた。此の理由に關しては、手島校長は明治二十四年の卒業式に於て次の如く述べてゐる。

生徒ヲ募集スルニ專ラ東京ノ一ヶ所ノミニ於テスルヲ以テ入學スル者ノ目的時ニ或ハ確實ナラスシテ其素志工業ニ存セサルモノナキニアラス其ノ卒業後ノ成績モ亦豫メト知スヘキナリ又實地ノ工業ヲ授クルヲ以テ目的トシ政府ノ設置セラレタル學校ハ只學校所在地ノ學生ヲ教養スルヲ以テ足レリト爲スヘカラス必スヤ全國ノ學生ニ通シテ其教育ノ恩惠ニ均霑セシメサルヘカラス是レ生徒募集ノ方法ヲ改メ本校ニ於テ直接入學試業ヲ施スノ外府縣廳ニ依頼シ入學志望者ニシテ地方ニ在住スル者ハ其ノ府縣ニ於テ入學試業ヲ施行スルコトトセリ是レ一ハ務メテ工業者ノ子弟若シクハ工業志望ノ鞏固ナル者ヲ募集シ又一ハ成ルヘク全國ヨリ生徒ヲ募集シテ政府ノ之ヲ維持セラルル性質ニ背カサランコトヲ期セリ

當時の文部省の「學事報告」に據れば、東京工業學校長より北海道長官及各府縣知事に對して左の如く照會されてゐる。

蓋シ各地方實業家ノ子弟又ハ實業地方ニ生長セルモノノ如キハ最モ本校ノ生徒ニ恰適ノ資格アルモノトス今此輩選擇網羅スルニハ獨リ本校ノ力ノ能スル所ニアラス必スヤ地方官ノ贊同補助ヲ要セサルヲ得ス

又府縣立尋常中學校卒業生にして卒業に際し工業に關係の深い學科(算術・代數・幾何・圖畫・物理・化學)の成績が定點三分の二以上のものは、府縣知事の證明により、特に試験を須みずして入學を許可することとした

(第四十三條)。これは「府縣立尋常中學校ハ教育ノ系統上中等ノ地位ヲ占ムルニモ拘ハラズ其ノ卒業生ハ直ニ官立學校ニ入學ノ便ヲ缺クコトナシトセス：(又)前述ノ工業家ノ子弟等ヲ廣ク全國ヨリ募集スル主旨ノ外尙ホ本校ニ於テ教授スル所ノ二、三學科ニ優等ナル者ヨリハ寧ロ普通ノ各學科ヲ知得シタル輩ハ前途屬望多カラントヲ以テナリ」である(明治二十四年卒業式に於ける手島校長の演説)。前掲地方長官への照會には次の如く説明されてゐる。

從來専門學校ノ程度ハ表面上尋常中學校ノ課程ニ連續スルモノナレトモ實際ニ臨ミテハ更ニ入學試業ヲ受ケサルヘカラサルヲ以テ遠隔ノ地方ニ在リテハ之カ爲メ其志ヲ空ウスルモノモ往々アリ依テ今回地方尋常中學校卒業生ヲ無試業ニテ入學セシムルノ道ヲ開キタリ尤モ尋常中學校卒業生ノ成績如何ニ拘ラス入學スルヲ得シメハ一層便利ナルヘシト雖モ本校生徒學力ノ不同ヲ醸スノ恐アルニ依リ多少ノ制限ヲ設ケタルハ又止ムラ得サル所ナリ

その實際に就て見るに明治二十三年度の入學者六十七人中(志願者は三百三十九人)、尋常中學校卒業生にして無試験入學を許した者は、陶器玻璃工科二人、應用化學科二人、機械科八人であつた。(官報、明治二十三年十月三日に據る)。

更に此の改正に於て機械工藝部に特別生の制度を設け、府縣尋常師範學校卒業生を入學せしめ、尋常師範學校手工科教員の養成を企圖した。此れは當時普通教育に於て手工科を教授することになつたので、之に應ずる施設である。此の詳細に關しては後述「工業教員養成所」の機械科特別生の項で述べることにするが、是は明

治二十三年の入學者より實施され、同年の入學者總員六十七人中「府縣尋常師範學校卒業生にして府縣知事の推選を以て機械工藝部特別生として入學を許可したる者七人なり」と報告されて居る。(官報、明治二十三年十月三日に據る)。

本來當校は工業教員養成を其使命の一としたものであつたが、本規則に依つて師範教員養成をも企圖することとなり、當校の目的に新しい分野を開拓すると同時に、當校と師範學校との連絡の途を拓き、他日の工業教員養成所開設の先驅的な事業を果した。

一、同年十月官制改正の結果教諭は教授、助教諭は助教授と改稱せられた。

一、同年十二月「商議委員會規程」を改正し、從來商工業の經歷あるもの若干名とあつたのを三名以上七名以下と改められた。

一、明治二十四年四月規則を改正して私立尋常中學校及高等中學校豫科卒業生無試験入學の制を定めた。

一、明治二十六年十月規則を改正し、尋常中學校卒業生の範圍を擴張して、單に道廳府縣立中學校高等中學校豫科のみならず「本校ニ於テ適當ト認メタル市町村立又ハ私立尋常中學校卒業生」にも及ぼし(第四十二條)、同時に從來の地方廳に依囑して生徒を募集することを止め、直接に「地方學校トノ連絡ヲ通シ廣ク適當ノ生徒ヲ得」るために「學校長ノ證明」だけで卒業成績佳良の者に無試験入學を許した。そして募集人員を二分し、半數を入學試験合格者、半數を尋常中學校卒業生とし(第四十三條)、入學志望者が募集人員を超過するときは、「先ツ工業者ノ子弟ヲ撰拔シ尙募集人員ニ充タサルトキハ入學試業ニ合格シタル者ニ於テハ成績ノ優等ナル者

ヨリ次第二入學セシメ、(尋常中學校卒業者)ニ於テハ(一定ノ學科)ヲ試験シ其成績優等ナル者ヨリ次第二入學セシム(第四十四條)ることに改めたのである。

一、明治二十七年六月に規則を改正した。其の要點は陶器玻璃工科を窯業科と改稱すること、及特別生・選科生を廢止することになつた。窯業科の改稱は其名實を整ふる爲であり、特別生の廢止は其目的たる師範學校の必須科たる手工科が隨意科に改められるため需要の減少を來すべき傾向あることに依るものであり、選科生の廢止は其入學者が該科の目的たる實業者でなく正科の入學に學力不足なる者が多きを占むるに至り、設置の主旨に副はないようになつたからである。

一、同年八月の入學試験より「尋常中學校卒業者ニテ志願セシモノ定員以上ニ及ヒシヲ以テ八月其選拔試験ヲ行フ」に至つた。(化學工藝會誌 第二號、明治二十七年六月)

一、明治二十八年二月第八帝國議會に於て衆議院は時勢の趨向上より當校規模擴張の必要を認め政府に建言する所があつた。即ち明治二十八年二月十三日の衆議院に於て議員眞下珂十郎氏外二名より東京工業學校擴張に關し衆議院として政府に建議すべき事並に建議案の原案が提出せられ、高田早苗氏外八名の委員に付託せられ、委員會に於ては建議案の語句に修正を加へて、此を衆議院の建議案として政府に送附した。今眞下氏提出の建議案原案、眞下氏の説明、此の建議案の審議委員たる高田早苗氏の報告を掲げると、次の通りである。

東京工業學校擴張建議案の原案 (眞下氏外二名提出)

我帝國ハ専ラ商工業ヲ振勵シ以テ國富ノ本源ヲ涵養セサル可ラサルハ通國ノ主論タリ是故ニ之カ中心タル工

業學校ノ如キハ最モ先ツ其ノ振作ヲ圖ラサル可カラス、然ルニ退テ現時ノ工業學校ヲ觀レハ萎靡トシテ振ハス其ノ養成スル所ノ人員頗ル少數ニシテ今日社會ノ進運ニ伴ヒ其需要ニ應スルニ足ラス、寔ニ遺憾トスル所ナリ、依テ政府ハ速カニ之カ振勵ノ道ヲ講シ、其ノ規模ヲ擴張センコトヲ要ス、若シ夫レ其擴張費ニ至リテハ國庫財源ノ許ス所ヲ計リ豫算ヲ編成シテ帝國議會ニ提出セラレン事ヲ望ム
右及建議候也

眞下氏の建議案趣意の説明

眞下珂十郎君 趣意ヲチヨツトオ話シテ置キマス、(中略)此ノ工業ノ事柄ト申シマスモノハ、前御述ニナツタ通テ、別ニ私ノ贅言ヲ要サヌコトデゴザイマスガ、凡ソ物ト云フモノハ需要ト供給ト云フモノノ事柄ガゴザイマシテ、彼ノ工業學校ナルモノハ需要ハ澤山アルケレドモ、詰リ人ガ出來ナイト云フガタメニ、止ムヲ得ズ各府縣カライロイロノ御注文ガゴザイマシテモソレニ應ズルコトガ出來ナイト云フ今日ノ有様デアル、デ其人々ニ對シテハドウ云フコトヲ以テ答ヘテ居ルカト云フト、人ガナイト云フコトヲ以テ答ヘテアル、其ノ人ヲ拵ヘルト云フコトガ抑々出來ナイト云フノハ、詰リ彼ノ校ガ——學校ガ狹隘デアツテ事柄ガ熟シテ居リマセヌカラスノ如キ事柄ニナルノデゴザイマス、故ニ彼ノ校ニ就イテ取擴ゲヲセヌデハナラヌ場所ダケノ箇所ニ就イテ御話申シマスガ、彼ノ工業學校ニ就イテ隨分長ウゴザイマスガ、分析科トカ、或ハ舍密科デゴザイマストカ云フコトハ、我邦ハ醫師ガ最モ開ケテ十分熟シテ居ル國デアルカラ、水ノ分析トカ、飲食ノ分析トカ、藥種ノ分析トカ、原素ヲ調べルトカ、云フコトガ十分出來テ居ル、又舍密ノ事ニ就イテモ十分届イテ居ルト斷言シテ宜シイ、此染物科ヤ機織科ト云フガ如キニ至ルト、誠ニ整ツテ居ラヌ、何分再三參ツテ取調ヲシタガ、決シテ整ツテ居ラヌ、此織物ノコトニ就イテ一言致シマセウナラバ、諸君御承知ノ通り羽二重ノ重要ト云フモノハ年々歳々開ケテ參ツテ二十五年ノ取調ニ依ルト、白羽二重ガ千七

百圓海外へ輸出ヲ致シタ、斯様ナ都合デアリマス、斯様ナ都合デアリマスガ、其白羽二重ハ目方デ以テ賣リ買ヲスルノデアリマス、然ルニ此紋織、綾織ト云フモノニ至ラバ、甚ダ熟サナイモノデアアル、此紋織、綾織ト云フモノデアリマスト、詰リ目方デナイ、目方ノ賣リ買デナクガラノ賣買デアアル、澤山ニオアシガ取レルコトデゴザイマスケレドモソレダケニ熟スルコトノ出來ナイト云フノハ我邦ノ紋ヲ拾ヒ、綾ヲツヅル術ガ進マス、又機械ノ機械モ出來テ居ラヌト云フ有様デゴザイマスカラ、此議ニ就イテハ十分ニ機械ヲ据付ケ又種々ナル取調等モシナケレバナラヌト云フコトハ、誠ニ明ニ見エルコトデゴザイマス、又紋織綾織ノ如キモノデ、十分ノ一位ハ外國へ輸出シタト云フコトデアアル、其十分ノ一ハ何レノ地方カラ出タカト云フニ、桐生・京都西陣、アトハ越前ノ福井、出羽ノ山形、福島ト云フ單純ナル所ノ羽二重ヲ織出スニ止ル斯ウ云フ事柄、其次ハ陶器ノ事デアリマス、陶器ノ事ハ此日本ノ陶器ト云フモノハ、十分ニ發達致シテ居ツテ外國ニ澤山輸出ヲ致ス、斯ウ云フコトニ相成ツテ居リマスガ、其實際ヲ取調ベテ見マスルト、石工デ拵ヘル形トカ諸般ノモノガ未ダ全備致サヌ、其外國ニ及バヌ所ノモノハ何デアルカト尋ネマスト、能ク燒ケナイ、ナマ燒デアルト云フコトト、是ト形モ一定シテ居ラヌ、十ノモノデゴザイマスレバ、十八形ガ違フ、斯ウ云フヤウナモノハ亞米利加ノモノハ稱揚致サヌ、ト云フノハ外國ノ陶器ガ——亞米利加ニ輸出シテ第一等ヲ占メテ居ル、英國ニ於テハ四百五十一萬千二百圓、明治二十五年ノ輸出、獨逸ハ百六十一萬圓輸出スル、佛蘭西ガ百四十三萬千四百八十六圓澳太利ハ三十三萬七千七百三十圓デ我日本ハ三十三萬七千七百三十九圓シカ輸出ニ成ラヌノデゴザイマス、日本ノ國デ誇ルニモ拘ラズ斯ノ如キ有様デアリマスカラ(簡單々々)ト呼フ者アリ)左様ナ御注意モゴザイマスカラ止メルコトデアリマスガ、併シ老婆心デゴザイマスガ、陶器ダケノ事ヲ聽イテ下サイ、其陶器ノ事ニ於キマシテハ、日本ノ外國ニ及バヌト云フノハ實ノ脆弱ナルモノ、燒フノ不十分デアルト云フコトハ、詰リ石炭ヲ外國デハ使用スルガ、日本ハ薪炭ヲ使ヒマスト云フヤムナイ事カラシテ十分ノ燒込ミガ出來ナイタメニ、質ガ堅ク出來ナイタメニ、稱揚ヲ博スルコトガ出來ナイ、其他硝子ノコトニ就イテ種々ナル澤山ノ調ヲ持ツテ居ルガ、簡單ニ致セト云フ御注意モアルシ、又委員ニ付託ヲシテ調ベタ方ガ宜カ

ラウト云フ説モアリマスカラ、私ハ左様ニ致シタイト云フ考デアリマスカラ、且ツ委員ニ御付託ニナルコトハ、私ノ最モ希望スルコトデ、此工業學校ト云フモノハ、我邦ノ美術學校ト云フモノハ、美術ニ屬スベキノガ、工業ノ部分ニ立ツテ居ルモノガアリ、又互ニ錯綜シテ居ル有様モゴザイマスカラ、ソレハ澤山隔ツタ所デゴザイマセヌ、我東京ニ二箇所モ學校ガゴザイマスカラ、其委員タル諸君ハ此該校ニ就イテ、十分實地ニ取調べテ、工業ノ部分デナイモノハ美術ノ部分ニ移シ、美術ノ部分デナイモノハ工業ノ部分ニ移スト云フ如キ事柄ヲ、十分ニ取調ヲ致シマシテ、ソユデ御認ニ相成ツテ、各地ニ送りマサル實業補習學校ノ教員、又ハ職工長、或ハ技手ト云フ如キ所ノモノヲドウシテモ求ニ應ズルダケノコトヲシテヤルト云フコトヲシナイノハ、嘘デアラウト思ヒマス、老婆心ノタメニ此案ヲ提出スルト云フデアリマス、ソコヲ御酌量アツテ委員會ニ付託ニナルコトヲ希望シマス。

(附記) 委員付託トナル。特別委員(高田早苗氏外八名)

高田氏の修正趣旨の説明

高田早苗君 今ノ時通商ノ擴張ヲ圖リマシテ、工藝ノ進歩ヲ圖ルト云フコト、此二ツガ最モ急務デアレルト云フコトニ就イテハドナタモ御異議ノナイコトデアラウト思ヒマス、其工業ノ進歩ヲ圖リ發達ヲ圖ルト言フコトニ就イテ、其種ヲ培養スル所即チ工業學校——之ヲ擴張シタイト云フノガ眞下珂十郎君外數名ノ諸君ヨリ建議案ヲ提出セラレタ所以デゴザイマス、其建議案ガ委員ニ付託サレマシテ、委員ハ二月十五日ニ互選會ヲ開キ、本員ガ委員長ニ、眞下珂十郎君ガ理事ニ當選ニナリマシタ、續イテ十八日二十三日ニ相會シマシテ終ニ一ツノ修正ノ議決ヲ致シテ、本日茲ニ提出シマシタ譯デ、今ソレニ就イテ御報告ヲ致シマスルガ、抑々東京工業學校ト云フノハ、如何ナル事ヲ目的ニ立ツタ學校カト申シマスルト此學校ノ規則ノ第一條ニモ載セテゴザイマスル通り「本校ハ主トシテ將來職工長又ハ工業教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」此目的デ建テマシタモノデゴザイマスカラ、化學工藝部・機械工藝部ノ二大區別ニ分レテ居リマシテ、小別ケヲ申シマスルト云フト、化學工藝部ノ方ニ色染料即チ

染物織物等ノコトヲ教ヘマスル所、窯業科即チ燒物、其他ノコトヲ考ヘマスル所ノ應用化學科ニ分レテ居リマス、機械工藝部ノ方ハ機械科ニ電氣工科ト云フモノニ分レテ居テ、電氣工業科ハ未タ實際ハ設ケテナイサウデゴザイマス、修學ノ年限カ三箇年デゴザイマシテ、無論學理モ教ヘマスルケレドモ、主トシテ實地ノコトヲ教ヘテ卒業ヲ致シマシタ揚句ニハ、職工長等ニナリマシテ、實地ノコトニ當レルダケノ者ヲ養成スル——斯ウ云フ目的デ立ツテアリマスル學校ナンデゴザイマス、今マデノ卒業生ノ數及現在ノ學生杯ノ數等ヲ調べテ見マシタガ現在ノ學生ハ二百十六名ゴザイマシテ、卒業生ハ既ニ三百九十人ノ多キヲ出シテ居ル、其卒業後ノ結果ハドウデアアルカト云フト、イロイロニナツテ居リマスルケレドモ、今日遊ンデ居ルモノト云フノハ殆ソドナクテ、殊ニ三百九十人ノ中百三十三名ト云フモノハ、何レモ私立ノ工場ニ就イテ——私立ノ工場ニ於テ職ニ就イテ居ル斯ウ云フ有様デ頗ル好結果デアル、デ無論委員會ニ於キマシテハ、政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、實際ノ有様モ委シク聞キマスルシ、尙ホ委員ノ中篤志ノ方々ハ態々學校マデ御出ニナリマシテ、實際ノ有様ニ就イテ調査ヲサレタ譯デアル、其結果過去ノ有様ガ頗ル宜シイト云フコトト、ソレカラ將來尙ホ擴張ヲ致サナケレバナラス、擴張ヲスレバ誠ニ良好ノ結果ヲ生ズルコトニナルノデアラウト云フコトノ認メモ、委員會ニ於テハ付キマシタ譯デ、ドウ云フ所ニ擴張必要ガアルカト申シマスルト云フト第一ニ今日ノ如キ卒業生ノ數デハ、各工場ヨリシテノ需要ニ應ジ切レナイト云フコトガアルノデ、ナカナカ生徒ノ賣レ口カ宜シウゴザイマシテ、一々其需要ニ應ジテ卒業生ヲ供給スルコトガ出來ナイト云フ位ナ盛ナ有様デ現在アルノデ、將來ハ此工業ノ發達スルト共ニ、愈々益々左様ナ有様ニナルデアラウト思フ、ソレカラ又此工場等ノ總テノ設備ガ不完全デアツテ、今ノ有様デハ十分ニ實地ニ習練ヲスルコトガ出來ナイ、又實地研究ヲシヨウトナリマスと云フト種々ソレニ就イテ費用ノ掛ルコトデゴザイマスケレドモ、ソレ等ノ費用ノ出場所ガナイト云フ所デ、ドウシテモ此學校ノ事業ト云フモノヲ是認致シマシテ、其目的ヲ實イテヤルト云フコトニナルラスト、一層是ニ金ヲ掛ケテヤラナケレバナラスト云フコトハ、委員會滿場一致デ以テ認メマシタ事柄デゴザイマス、デドレダケ金ヲ掛ケテ宜イカト云フコトニ就イテハ、提出者ノ見込ガゴザイマスルノデ、曩ニ提出

セラレマシタル所ノ理由書ニ付イテ居リマスルガ、ヤリ方ニ依ツテ少シノ變ハゴザイマセウガ、委員會ニ於テモ先ヅ此位ノ金ハ掛ケナケレハナルマイト云フ見込デ、ソレハドウ云フノデアルカト申シマスト云フト、現今政府ノ支出ト云フモノハ二萬六千五百三十一圓デゴザイマスルガ、是ニ二萬四千四百十圓ヲ増加シ、臨時費ノ三萬五千八百圓ヲ増シタイト、斯ウ云フ提出者ノ考デアルガ、略々其位ノ金ハ掛ケナケレバ十分ノ目的ハ達セラレマイト云フ積リデゴザイマス、サウ云フ譯柄デゴザイマシテ大體ノ所ハ此建議ノ趣意ハ委員殘ラズガ皆養成ヲ致シタ譯デアリマスケレドモ、併シナガラ今日ノ有様デ——今日ノ場合デ直ニ此金ヲ出セト云フコトヲ——此金ヲ出スト云フコトニスルト云フノモ、如何デアラウカ、無論差繰ガ付ケバ何ヨリ先キニ出サナケレバナラヌ、又使ツテ效ノアル金デアルト思フケレドモ、又戰爭後ニ於キマシテハ土臺ノ財政ノ整理モシナケレバナラヌ譯今此場合デ以テ直グ金ヲ出セ、豫算ヲ出セト云フコトモ、或ハ出來ナイ相談ニナル恐ガアルトイケナイト云フコトカラ致シマシテ、兎ニ角ニ戰爭ガ了ツテ、總テノ此財政ノ整理ヲ付ケルトキニ當ツテハ、如何ナル繰合ヲ致シテモ、斯ノ如キ費用ハ出スコトニシテ、其豫算ヲ提出サセルト云フコトニシタラ宜カラウ、斯ウ云フヤウナ意味合デ兎ニ角可決シテ置キマシタ、ソレデアルカラ此意味ニ致シマスト云フト、幾ラカ此提出者ノ出サレマシタ所ノ擴張建議案ヲ修正シナケレバナラヌ、是ニ於イテ三箇條修正ヲ加ヘマシタ、提出者ノ出サレマシタ建議案ニ依ルト云フト「現時ノ狀況ヲ見レハ萎靡トシテ振ハス」ト云フ事ガゴザリマスルガ必シモ萎靡トシテ振ハズト云フノデハナイ、唯規模狭少デアルト云フノガ要點デアルガ、萎靡トシテ振ハズト云フコトハ除イタガ宜カラウト云フ多數ノ議デゴザイマシテ、其事ニ致シマシタ、又「政府ハ速ニ之カ振勵ノ道ヲ講シ」トアルガ無論速ニシテ貰ヒタイガイロイロ財政上ノ都合モアルコトデアルカラ其文字ヲ省キ「國家財源ノ許ス所ノ時期ヲ計リ豫算ヲ編成シート云フ事ニ改メマシテ、幾ラカウトリヲ附ケテ置キマシタ、此修正ヲ致シマシタ趣意ハ前申シマス如ク事柄ニ於テハ固ヨリ委員會全體ガ大賛成ヲ表シマシタ事柄デゴザリマスケレドモ只今ノ場合ガ場合デゴザリマスカラ、今少シ財政上ノ落附イタ時分ニハ何ヨリ之ヲ先キニ遣ツテ貰ツタ方ガ宜カラウト云フノデ、其精神デ斯ク改メタ次第デゴザリマスカラ、其段ヲ

御承知ヲ願ヒマス譯デゴザリマス。

(附記) 委員ノ修正案、多數デ可決

即ち眞下珂十郎氏等の提出した當校擴張に關する建議の件は、審議委員會も充分その必要を認め、僅に建議の原案に就て二、三の辭句の修正をなした程度で可決し、總會亦之を可決して政府に建議したのである。

當時當校に於ても當校規模擴張の必要を痛感してゐたので、その理由に就き左の意見書を草して文部當局及貴衆兩院議員に提出し以て其參考に供した。

東京工業學校擴張の理由

凡ソ工業教育ノ要ハ工業ノ進展ニ伴ヒ之ニ適應スル技術ヲ授クルニアリ故ニ其實驗事業ノ如キモ工業ノ發達ニ隨ヒ其ノ設備充實ナラザル時ハ教育ノ効全カラズ然ルニ本校各科ニ於ル諸般ノ設備多ク八十餘年前ノ裝置ニ係リ爾來經費缺乏ノ爲メ頗ル補充ノ便ヲ缺キ漸ク其規模ヲ維持スルニ過ギザルヲ以テ之ヲ今日工業界ノ現況ニ徴スルトキハ時勢ニ後ルルノ憾ナキ能ハス且輓近工業ノ發達ニ伴ヒ技術者ノ需要頓ニ増加スルモ卒業生ノ供給ハ其ノ需要ニ應ズルニ足ラザルノミナラズ其ノ需要ハ今後益々増加セントスルノ趨勢アリト雖モ各般ノ設備狭小ノ爲メ多數ノ生徒ヲ養成シ能ハザルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ是レ規模擴充ノ已ムベカラザル所以ナリ今之ガ擴充ヲ圖ルニ方リ目下學理ノ應用ヲ要スル工業ノ種類多キニ拘ラズ單ニ電氣工業科ノ實施及ビ機械科實修課目増設ニ止メ他ハ主トシテ既設教科設備ノ補充及ビ生徒募集人員ノ増加ヲ以テ急務トセシハ幾多ノ教科目ヲ新設シ徒ラニ多岐ニ互ランヨリハ寧ロ既設教科ノ設備ヲ充足シ現ニ發達ノ途ニアル工業ノ實況ニ

適應スベキモノヲ養成シ以テ其需要ニ應スルニ若カザルヲ以テナリ且以上ノ設備ニシテ實行セラルルニ至ラシカ本校ハ固ト専門ノ教官ニ乏シカラザルヲ以テ其教務ノ餘暇ニ於テ目下實業家ノ苦心改善ヲ欲スル諸般ノ工業ニ就キ實驗研究センメ而シテ其實蹟アルモノハ廣ク之ヲ世間ニ發表スルトキハ本校ガ當然爲スベキ教育以外ニ於テノ工業ニ裨益ヲ與フル蓋シ少カラザルベシ（下略）

茲に於て政府は第九議會に當校規模擴張費を要求し其協賛を得て電氣工業科を實施し、其他各科の設備を擴充し生徒を増募することを得た。

一、明治二十八年新に共通學科の名稱を置かれた。共通學科は當校の授業開始以來各専門學科以外に於いて一年生乃至三年生に共通する學科を總稱するものであつて、その主要なる目的は各自専門の學科を修むる基礎を作るにあつた。茲に於て「校務分掌規程」に依り此名稱を設け科長を置いた。

一、明治二十八年五月文部省より當校用地として淺草區南元町三十八番地地積三千九百九十二坪六合八勺石造建物五百八十五坪を交附せられた。

一、同年九月副科として工業經濟並に工業衛生を追加し以て時勢の必要に應ずることとした。

一、明治二十九年五月規則の改正を行つた。

其大要は先づ第一に教旨を改め、從來の教旨は「職工長タルヘキ者ノ養成」を以て主要の目的としたが、卒業業者中には諸官衙若しくは官私諸工場等の技術者となる者が極めて多く、名實相副はない嫌ひがあるから此改正に依つて單に「工業ニ従事スヘキ者ヲ養成」することとし左の如く改正した。

第一條 本校ハ工業ニ従事スヘキ者ノタメニ必要ナル學科ヲ教授スル所トス

猶此の規定改正によつて東京職工學校創立以來の傳統的な一つの目標たる工業教員養成が後退した。蓋し是は當時當校に工業教員養成所が設置せられ當校校長の管理下に置かれたので、工業教員養成は其方に委ねたのであらう。

第二に從來の化學・機械兩工藝部の名稱を廢止した。是は今回各科に科長を置いてその教務を整理することとなつたので、別に部を置く必要がなくなつた爲である。

又染織工科を色染・機織の二科に分つた。その理由は「染織業の發達に伴ひ分業の必要あるを以て」である。又電氣科を電氣機械分科及び電氣化學分科の二分科に分つた。是は「元來電氣業は機械工業と化學工業とに屬し兩者の間畫然區分せらるるを以て各々其專修せられる所を分割」したのである。(括弧内は「東京高等工業學校四十年史」より引用)

次に入學試驗程度を改め、入學程度は尋常中學校卒業程度に於て讀書・作文・算術・代數平面幾何・圖畫・物理・化學・英語を課することゝ改め、以て中學校との連絡を明かにした。

次に上級生徒の工業地方視察派遣を認めて、「上級生徒中學力優等品行善良ノ者ヲ選ヒ學術研究ノ爲メ各期休業中旅費ヲ補給シ工業地方出張ヲ命スルコトアルヘシ、但其研究事項ハ報告セシメ之ニ評點ヲ附シ學年評點數ニ勘合スルモノトス」(第九條)とした。

一、明治三十年十月「學資給貸規程」を制定した。要は工業の勃興に伴ひ卒業者の需要が頓に増加したので採用

者の豫約及び奨學の便宜を圖つたのである。

一、同年十一月手島校長は文部省普通學務局長兼校長に任ぜられた。

一、明治三十一年一月十八日文部省普通學務局長兼當校校長たる手島精一氏は願に依り本官並兼官を免ぜられ同日教授阪田貞一氏が校長心得を命ぜられ、二月八日校長に任ぜられた。是は當時手島校長が病氣に罹つたことに依るものである。

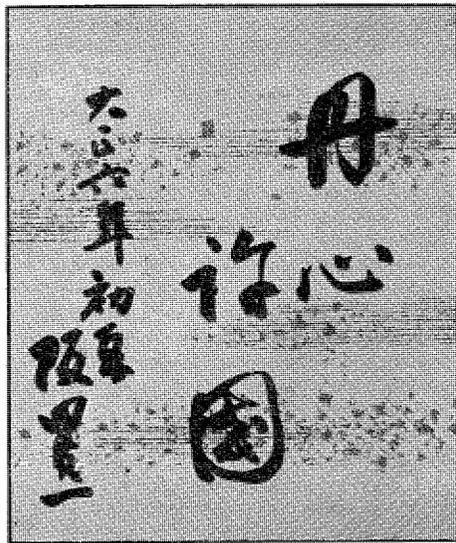
一、明治三十二年二月十日に校長阪田貞一氏は教授に任ぜられ、手島精一氏が校長に任ぜられた。手島校長退官の理由たりし病氣が全快したためである。

一、同年六月に規則を改正した。

先づ第一に工業圖案科を新設して工業圖案に關する技術者の養成を圖り、又染織科を分つて色染分科機織分科に分けた。工業圖案科新設の理由に關し、手島校長は次の如く述べてゐる。

工業圖案科の設置

私が工業學校に圖案科を置きました譯は、圖案と云ふものは、今までは兎角高尚なもののみ施して、日



阪田校長の筆蹟

常品と云ふものに對してはまるで措いて問はない。然しながら圖案と云ふものはそう云ふ性質のものではない、いかなる卑近なものにも之を施すと云ふことが必要である。我々日常眼に觸れる煙草盆・火鉢・何んでも圖案を施して見たら宜しからうと云ふのは、是が物の販路を見出すといふ事になるからであります。而も今日の圖案と云ふものは、嘗に床の間の置物と云ふやうなものに止まらずして、その圖案によつて製品の價格も出てくる。圖案の如何に依つては品物の用途に適さなかつたり、若くは製品が薄弱になることがある。それは畢竟圖案科と云ふものが只繪を畫くと云ふだけであるからいけない。然るに工業學校に圖案科を置けば、その圖案科なるものが只繪を畫く許りでなく、物品の用途を明かにしてやるから甚だ成績が宜しくなる譯である。何處の工場に行つても、機械は斯う云ふ風にして作る、焼物は斯うして焼く、織物は斯うして織ると云ふので、その知識と云ふものを應用するのであります。織物を織る道も知らず、焼物を焼く方法も知らぬ者が圖案を作るからいけないのである。工業學校に於ける工業圖案科なるものは、そう云ふ意味で置いたのである。且つ又地方の工業學校には圖案科の圖案を教へる人が必要であるから教へる人は、かゝる方針で養成した人に教へさせると云ふのが私の持論であつた。(手島精一氏、回顧五十年)

次に倫理の學科目を新設して工業者たるべき生徒の徳義需養に資した。

又從來の二學期制度を三學期に分けて授業上の便宜を圖つた。

次に地方中學校卒業生の受験の便宜を圖つて、「在地方中學校卒業生ノ試験ハ所在地中學校ニ依囑シ之ヲ行フ」ことに改めた(第十四條但書)。

又撰科制度を復活して「工業者ニシテ本校教科ノ科目中ニ就キ特修セント欲シ入學ヲ願出ル時ハ本校ノ都合ニ依リ撰科生トシテ隨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ」と定めた。(第五十五條)

東京工業學校時代に於ける最後の規則

以上の諸經過を経て、明治三十二年六月制定の當校規則が東京工業學校時代の最終のものとなつたが、その主なるものは左の通りである。(官報、明治三十二年六月十日)

東京工業學校規則

第一章 目的

第一條 本校ハ工業ニ従事スル者ノ爲メニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス

第二章 學科課程

第二條 本校ノ教科ヲ分テ染織科・窯業科・應用化學科・機械科・電氣科・工業圖案科ノ六科トシ又染織科ヲ分テ色染分科・機械分科トシ、電氣科ヲ分ケ電氣機械分科・電氣化學分科トス

第三條 各教科修業年限ハ三ヶ年トス

第四條 各教科ノ學科課程ヲ三學級ニ分ケ各學年ヲ以テ一學

第二章 東京工業學校時代

級ヲ終ルモノトス

第五條 各教科ノ學科課程左ノ如シ(別掲)

第六條 生徒ヲシテ學術應用ノ途ヲ練習セシムル爲メ休業中學業ニ必須ナル事項ヲ講究報告セシメ又ハ物品ヲ製造セシムルコトアルヘシ

第七條 各期休業間ニ於テ上級生徒中品行善良學力優良ノ者ヲ選ヒ旅費ヲ補給シ工業地方ニ出張ヲ命シ研究報告セシムルコトアルヘシ

第三章 學年、學期及休業

第八條 學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第九條 學年ヲ分ケ左ノ三學期トス

第一學期 九月十一日ニ始リ十二月二十四日ニ終ル

第二學期 一月八日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第三學期 四月八日ニ始リ七月十日ニ終ル

第十條 授業ハ毎日午前第八時ニ始リ午後第四時ニ終ル但シ

土曜日ハ正午ニ終ル

第十一條 休業日左ノ如シ(省略)

第四章 入學、在學及退學

第十二條 入學ノ期ハ每學年ノ始トシ各科第一年級ニ入學ヲ

許可ス

第十三條 入學者ハ中學校卒業生ニシテ左ノ資格ヲ具ヘ第十

四條ノ入學試験ニ合格スルヲ要ス

一、年齢滿十七年以上滿二十五年以下

一、品行善良ナル者

一、身體強健ナル者

一、將來工業ニ従事セントスル志望ノ鞏固ナル者

第十四條 前條入學試験ハ左ノ學科目ニ就キ本校ニ於テ之ヲ

行フ但在地方中學校卒業生ノ試験ハ所在地中學校ニ依囑シ

之ヲ行フ

一、英語 一、數學 一、物理及化學 一、圖畫

第十五條 第十四條ニ依リ入學試験ヲ受ケント欲スル者ハ入

學願書ニ當該學校長ノ卒業證明書ヲ添フヘシ

第十六條 第十四條ノ入學試験ニ合格スルモノ募集人員ニ充

タサルトキハ第十三條各號ノ資格ヲ有スル一般入學志望者

ニ就キ試験ヲ行ヒ合格者ヲ以テ之ヲ補フ

前項入學試験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ

本校ニ於テ之ヲ行フ

一、國語 一、英語 一、算術 一、代數 一、幾何 一、三角

法 一、博物 一、物理 一、化學 一、圖畫自在畫 用器畫

第十七條 入學ヲ願出ツル者ハ受験料トシテ金二圓ヲ本校收

入官吏ニ納ムヘシ但一旦納付シタル受験料ハ如何ナル事故

アルモ之ヲ返付セス

第十八條 入學セントスル者ハ第二條ニ掲クル教科中ニ就キ

其一ヲ撰ヒ之ヲ入學願書ニ記入スヘシ

第十九條 第十四條ノ入學試験ヲ受ケント欲スル者ハ入學願

書(甲號書式)ニ履歷書(丙號書式)學校醫ノ身體檢查證

(丁號書式)當該中學校々長ノ卒業證明書及受験料ヲ添ヘ

又第十六條ノ入學試験ヲ受ケント欲スルモノハ入學願書

(乙號書式)ニ履歴書(丙號書式)及受験料ヲ添ヘ本校ヘ差出スヘシ

第二十條 入學試験ニ合格ノ通知ヲ得タル者ハ二週日以内ニ

保證人連署ノ誓書(戊號書式)及學費支給人ノ保證書(己號書式)ヲ持參スヘシ但シ學費支給人遠隔ノ地ニアル者ハ願ニ依リ保證書差出日限ヲ延期スルコトアルヘシ

第二十一條 保證人ハ東京市、北豐島、南足立、南葛飾三郡

内ノ公民ニシテ生徒ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足り且其身上ニ干渉シ得ヘキ關係アル者ニ限ル但本條ニ適合スヘキ保證人ヲ得ル能ハサルトキハ同市郡内ニ於テ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ヲ選ヒ本校ノ承認ヲ經テ定ムルコトヲ得(中略)

第二十四條 生徒ハ本校制定ノ帽及被服ヲ着用スヘシ但シ撰

科生ハ此ノ限ニアラス

第二十五條 生徒疾病或ハ不得已事故アリテ遅刻若クハ缺席

セントキハ其事由ヲ詳記シ翌日迄ニ届出ツヘシ又一週日以上ニ涉ルトキハ保證人連署ヲ以テ届出病氣ノ場合ニハ醫師

ノ診斷書ヲ添フヘシ

第二十六條 生徒本校ノ規則告示其他命令ニ背反シ若クハ風紀ヲ紊ス等ノ行爲アルモノハ其情狀ノ輕重ニ依リ戒飭ヲ加ヘ若クハ停學又ハ退學ヲ命ス

第二十七條 生徒品行不良若クハ學業不振ニシテ成業ノ目的ナシト認ムル者ニハ退學ヲ命ス

第五章 休 學

第二十八條 生徒疾病ニ罹リ一學期以上修學シ能ハスト思料スルトキハ其ノ學期間休學スルコトヲ得

第二十九條 休學セントスル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三十條 休學中ノ生徒ハ授業料ヲ免除ス

第六章 試験及卒業

第三十一條 試験ヲ分テ通常試験及學年試験トス

第三十二條 通常試験ハ各科目一學期一回以上トシ當日マテ二履修セシ事項ニ就キ隨時之ヲ行フ但工場實修及實驗、圖案實修、理化學實驗、繪畫及圖書中ノ自在畫ハ通常試験ヲ行ハス

第三十三條 學年試驗ハ其學年中ニ履修セシメシ諸科目ニ就

キ學年末ニ於テ之ヲ行フ中途ニシテ履修シ了リタル科目ハ

實際之ヲ行フコトアルヘシ但前條但書ノ諸科目及圖畫中ノ

用器畫ハ學年試驗ヲ行ハス學年間ノ成績ニ依リ評點ヲ付ス

第三十四條 工場實修及實驗ノ評點ハ學年間ノ成績並其報告

書ニ就キ尙第六條及第七條ノ成績ヲ勘合シテ之ヲ定ム

第三十五條 工場實修及實驗科目並圖案實修ハ最終學年末ニ

於テ實修試驗ヲ行フ

第三十六條 凡評點ハ各科目一百ヲ以テ最高點トス

第三十七條 各科目ノ學年評點ハ通常試驗評點平均數ノ二倍

ニ學年試驗評點ヲ加ヘ其和ヲ三除シテ得ルモノトス但工場

實修及實驗、圖案實修ノ第一、第二學年評點ハ學年間ノ成

績評點ヲ以テ之ニ充テ第三學年評點ハ學年間ノ成績評點ノ

二倍ニ實修試驗評點ヲ加ヘ之ヲ三除シテ得ルモノトス

第三十八條 學年評點總平均數ハ各科目ノ學年評點ニ學科ノ

輕重ニ從ヒ定メタル各係數ヲ乘シ其積ヲ合算シ係數ノ和ヲ

以テ除シテ得ルモノトス

第三十九條 左ニ掲クルモノハ試驗ニ合格セサルモノトス

一、工場實修及實驗、圖案實修ノ學年評點六十點ニ滿タス

若クハ諸科目ノ評點總平均數六十點ニ滿タサルモノ

一、一學科目ノ學年評點四十點ニ滿タサルモノ

第四十條 試驗合格ノ點數ヲ得サルモノハ事故ノ何タルニ拘

ラス再試驗ヲ受クルヲ得ス

第四十一條 疾病其他不得已事故ニ依リ學年試驗ニ缺席

モノアルトキハ詮議ノ上追試驗ヲ受ケシムルコトアル

第四十二條 最終學年ノ試驗ニ及第スル者ニハ卒業證書ヲ與

フ

第四十三條 在學中品行善良學業優等ナル者ニハ特ニ優等卒

業證書ヲ與フ

第七章 特 待 生

第四十四條 生徒品行善良學業優等ニシテ他生徒ノ模範タル

ヘキ者ハ一學年間特待生トナス

第四十五條 特待生ハ授業料ヲ徵收セス

第四十六條 特待生ニシテ其資格ヲ失フモノト認ムルトキハ

直ニ特待生タルコトヲ止ム

第八章 專攻及現業練習

第四十七條 卒業生ニシテ品行善良學業優等ナル者ハ志願ニ

依リ專攻生トシテ本校ニ於テ尙其學業ヲ研究セシムルコト
アルヘシ

專攻生ハ授業料ヲ納ムルヲ要セス

第四十八條 生徒卒業ノ後ハ尙一ケ年以上本校ノ監督ヲ受ケ

製造所又ハ實業者ニ就キ現業ヲ練習スヘキモノトス但製造

所又ハ實業者ノ之ニ應スルモノナキトキハ此限ニアラス

第四十九條 專攻生研究ヲ了リタルトキハ其成績ヲ考查シ證

明書ヲ與フ

第五十條 現業練習ヲ了リタル者ニハ其製造所又ハ實業者ノ

證明ニ基キ其成績ヲ考查シ實業ニ練熟シ品行善良ナル者ニ

ハ現業練習證書ヲ與フ

第九章 授業料

第五十一條 授業料ハ一學年金十五圓ト定ム毎學期ノ初一週

日以内ニ金五圓宛ヲ本校收入官吏ニ納付スヘシ但一旦納付

シタル授業料ハ如何ナル事故アルモ之ヲ返付セス

第五十二條 生徒疾病或ハ自己ノ都合ニ依リ缺席スルモ授業

料ヲ徴收ス

第五十三條 特待生ニシテ第四十六條ノ處分ヲ受ケタルトキ

又ハ休學中ノ生徒學期ノ半ヨリ就學スルトキハ一ケ月金一
圓五十錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

第五十四條 授業料ヲ納付期限内ニ納メサル者ハ未納中停學

ヲ命シ其未納二週日ヲ超ユルトキハ除名ス

第十章 撰科生

第五十五條 工業者ニシテ本校教科ノ科目中ニ就キ特修セン

ト欲シ入學ヲ願出ルトキハ本校ノ都合ニ依リ撰科生トシテ

隨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十六條 前條ニ依リ入學セシムル者ハ左ノ各項ニ適合シ

且本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

一、品行善良身體強健ナル者

一、年齡滿二十年以上ノ者

一、三箇年以上引續當該工業ニ從事シ居ル者

第五十七條 撰科生ノ修業年限ハ一箇年以内トス

第五十八條 撰科生ノ授業料ハ一ケ月金三圓ト定ム毎月五日

マテニ之ヲ本校收入官吏ニ納付スヘシ

第五十九條 撰科生實修ニ要スル費用ハ自辨トス

第四項 學科及學科目

當期間に於る學科の變遷に關しては、前述の如く明治二十三年七月、二十七年六月、二十八年、二十九年五月三十二年六月の改正を経て、東京工業學校時代の最後の學科は染織科（色染分科・機械分科）・窯業科・應用化學科・機械科・電氣科（電氣機械分科・電氣化學分科）・工業圖案科の六科となつた。

次に本時代の最終年度の學科課程を擧げると、次の通りである。（明治三十三年度當校一覽）

色染分科學科課程

| 科 目 | 第 一 年 | | | 第 二 年 | | | 第 三 年 | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|-------------------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|
| | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
| 倫 理 | 隔週 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 數 學 | 代數 幾何 | 同上 三角法 | 同上 三角法 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 物 理 學 | 普通物理三 | 同上 | 同上 | 三 應用物理二 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 一般應用化學 | | | | 燃料築窯二 硫 酸 | 石炭瓦斯 二アルカリ二 | | | | |
| 應用機械學 | | | | | | 力學材 料強弱 | 機 構 水力学 | 發 動 機 三 大 意 | 三 |
| 色 染 | | | | 織維精 練漂白 媒染劑 | 二 浸 染 | 二 同 上 捺 染 | 二 同 上 | 二 同 上 | 二 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|------|------|------------------|-----------|-------------------|-----------------------|------------|------|-------------|
| 英語 | 工場建築 | 工業簿記 | 工業衛生 | 工業經濟 | 工業法規 (當分之ヲ缺ク) | 理化學實驗 | 工場實修及實驗 | 機械製圖 | 圖畫 | 機械整理 | 機械及組織 |
| 三 | | | | | | 物理化學實驗 | 色染 | 機械製線 織習織物 解剖 | 自在畫 用器畫 | | 織物組織 |
| 三 | | | | | | | | 七同上 | 六六 | | 同上 |
| 三 | | | | | | 定性 一三三 | | 八 | 五五 | | 一 |
| 三 | | | | | | 定量 八三 | 木綿麻 精練漂 染白九 | 機械製圖 分設計 | 六三 | | 織物組織 用機械 |
| 三 | | | | | | 同上 | 同上 | 同上 | 二 | | 同上 |
| 三 | | | | | | 八三 | 九 | 同上 | 二 | | 同上 |
| 三 | | | | | | | | 新案 織物製 織解 二〇 | 同上 | | 同上 |
| | | 普通簿記 | | | | | 毛及絹 精練漂 染白八 | | 同上 | 二 | |
| | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 藍捺染 一八 | | 同上 | 三 | |
| | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 諸關 實驗種 ノ二七 | | 三 | | |
| | 一 | 工場事務 | | | | | | | 三 | | |

機織分科學科課程

| | | | | | | | | | |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 每週時間合計 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 |
| 體操 | 兵式 | 二同上 | 二同上 |
| | | | | | | | 同上 | 消防演習 | 二同上 |
| | | | | | | | | | 二同上 |
| | | | | | | | | | 二同上 |

| 科 目 | 第 一 年 | | | 第 二 年 | | | 第 三 年 | | |
|-----------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|----------------|--------------------|--------------|----------------------------|
| | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
| 倫 理 | 隔週 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 數 學 | 代數 幾何 | 三角法 幾何 | 三角法 幾何 | | | | | | |
| 物 理 | 普通物理 | 同上 | 同上 | 應用物理 | 同上 | 同上 | | | |
| 化 學 | 無機 | 五無機 | 五有機 | 三 | | | | | |
| 應 用 機 械 學 | | | | 力學 材料 三 | 機構 水學 三 | 發動機 大意 三 | | | |
| 應 用 力 學 | | | | 織物 組織 二 | 其他 四 | | | | |
| 機 織 及 組 織 | 織物 組織 一 | 同上 | 一 | 織物 組織 二 | 同上 | 同上 | 織物 製造 力 四 | 同上 | 四 織 造 法 物 二 |
| 色 染 | | | | 練漂 劑 二 | 浸染 二 | 同上 | | | |
| 織 物 整 理 | | | | | | | | | |
| 紡 績 | | | | | | | 二 | | 二 |

窯業科學科課程

第二章 東京工業學校時代

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|------|------|------|------|------|------------------|--------------|-----------------------|-----------------------------|-------------|---|
| 每週時間合計 | 體操 | 英語 | 工場建築 | 工業簿記 | 工業衛生 | 工業經濟 | 工業法規 (當分之ヲ除ク) | 理化學實驗 | 工場實修實驗 | 機械製圖 | 圖畫 | |
| | 兵式 | | | | | | | 物理實驗 化學分析 | 色染 織物 解剖 | | 自在畫 用器畫 | |
| | 三九 | | | | | | | | 七同上 | | 六六 | |
| | 三九 | | | | | | | | 八 | | 五五 | |
| | 三九 | | | | | | | 定性 一〇三 | | | 六三 | |
| | 三九 | | | | | | | 三 | | | 四 | |
| | 三九 | | | | | | | | 精練漂一 白浸染一四 捺染一〇 | 綜統織 實驗織 剖組織 新染織 | 機械製圖 分設計 | 四 |
| | 三九 | | | | | | | | | | 三同上 | 四 |
| | 三九 | | | | 普通簿記 | 一 | 一 | | | | 三同上 | 三 |
| | 三九 | 消防演習 | | 一 | 同上 | | | | | 力織物機 實織解力 修織剖圖 終織實 | 三同上 | 三 |
| | 三九 | | | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 一九同上 一九同上 | 三 | 三 |
| | 三九 | | | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 一九同上 三〇 | | 三 |
| | 三九 | | | 一 | 工場事務 | 一 | 一 | | | | | 三 |

| 科 目 | 第 一 年 | | | 第 二 年 | | | 第 三 年 | | |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------------|---------------|--------------|
| | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
| 倫 理 | 隔週 一 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 數 學 | 代數幾何五 三角法 | 同上 | 五三角法 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 物 理 學 | 普通物理三 同上 | 同上 | 三同上 | 三 | 同上 | 二 | | | |
| 化 學 | 無機 五 | 無機有機五 | 有機 三 | | | | | | |
| 鑛 物 學 | | | 二 | | | | | | |
| 應用地質學 | | | 二 | | | | | | |
| 一般應用化學 | | | | 燃料築窯二 | 石炭瓦斯 硫酸 | ニアルカリ二 | | | |
| 應用機械學 | | | | 陶磁器玻璃 セメント | 四同上 | 四同上 | 四陶磁器 | 同上 | 同上 |
| 窯 業 | | | | | | | 力學材料 弱三機 水力學 | 三 大發 動機 | 三 |
| 圖 畫 | 自在畫 用器畫 | 六六 | 六五 | 六三 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 |
| 機 械 製 圖 | | | | 機械製圖法 計 機械部分 | 三同上 | 三同上 | 三同上 | 三 | 三 |
| 工場實習及實驗 | | 八 | 七 | | | 二〇 | 二二 | 二二 | 二八 |
| 理化學實驗 | 物理實驗 化學分析 | | | 定性 一一三 | 定量 一七三 | 同上 一七三 | | | |
| 工業法規 (當分之ヲ缺ク) | | | | | | | | | |
| 工業經濟 | | | | | | | 一 | 一 | 一 |

應用化學科學科課程

| 科目 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 工業衛生 | | | | | | | | | |
| 工業簿記 | | | | | | | 普通簿記 | 同上 | 同上 |
| 工場建築 | | | | | | | | 一 | 同上 |
| 英語 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | | | |
| 體操 | 兵式 | 同上 |
| 每週時間合計 | 三九 |

| 科目 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 倫理 | 隔週 | 同上 |
| 數學 | 代數幾何 | 五三角法 | 五三角法 | | | | | | |
| 物理學 | 普通物理 | 同上 | 同上 | 應用物理 | 同上 | 同上 | | | |
| 化學 | 無機 | 五無機有機 | 五有機 | | | | | | |
| 鑛物學 | | 二 | | | | | | | |
| 一般應用化學 | | | | 燃料築窯 | 硫酸 | 石炭瓦斯 | 五アルカリ | 二 | |
| 應用機械學 | | | | | | | 力學材料 | 三 | 三 |
| | | | | | | | 水學 | 三 | 三 |
| | | | | | | | 發動機 | 三 | 三 |
| | | | | | | | 大意 | 三 | 三 |

| 每週時間合計 | 體操 | 英語 | 工場建築 | 工業簿記 | 工業衛生 | 工業經濟 | 工業法規 (當分之ヲ缺ク) | 理化學實驗 | 工場實修及實驗 | 機械製圖 | 圖畫 | 電氣化學 | 特別應用化學 | 冶金學 | 製造用機械 |
|--------|------|----|------|--------------|------|------|------------------|--------------|---------|-------------|------------------|----------------|------------------------|-----|------------------|
| 三九 | 兵式 | 三 | | | | | | 物理實驗 化學分析 | | | 自在畫 器用畫 六二 | | | | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | | | | | 六二 | | | | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | | 定性 一四三 | | | 六二 | | | | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | | 定量 一七三 | | 機械製圖 分設計 | | 總論電鍍二 電鍍電鑄二 | 顏料製紙四 油類 砂糖 四 | | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | | 同上 | | 同上 | | 電氣アル カリ等 | 石鹼 製造 四 | | |
| 三九 | 消防演習 | 三 | | | | | | 同上 | | 同上 | | | 樹脂木材 乾餾 四 | 二 | |
| 三九 | 同上 | | | 普通簿記 工業簿記 | 同上 | 同上 | | | | 同上 | | | 石油製皮四 色素等 二 | 二 | 製紙製糖三 粉等 二 |
| 三九 | 同上 | | | 同上 | 同上 | 同上 | | | | 同上 | | | 同上 | | 同上 |
| 三九 | 同上 | | | 工場事務 | 同上 | 同上 | | | | | | | | | 同上 |

機械科學科課程

| 科目 | 第一學期 | | | 第二學期 | | | 第三學期 | | |
|---------|---------------------------------------|------|------------|------------------------------|------|------|------------------------------|---------------------------------|--|
| | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | 每週時間 | |
| 倫理 | 隔週一 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 數學 | 代數幾何五 <small>同上三角法 新幾何</small> | 同上 | 三角法 幾何五 | 微積分 大意四 | | | | | |
| 物理學 | 普通物理三 | 同上 | 同上 | 應用物理二 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 無機化學 | | 四 | 二 | | | | | | |
| 工作法 | | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 鐵鋼論 | | | | | | | 指橋ベシマル ルチン法等 | 同上 | |
| 應用力學 | | | 力學 | 材料強弱三 水力學三 機構其他三 | | | | 同上 | |
| 電氣工學 | | | | 發電機二 同上電燈等 | 同上 | 同上 | | 同上 | |
| 製造用機械 | | | | | 二 | 二 | 唧筒外 紡績四 紡績製紙三 製油製糖二 | 同上 | |
| 發動機 | | | | 蒸汽機二 汽機汽離 水車瓦斯 發動機等 | 三 | 四 | | 同上 | |
| 圖畫 | 自在畫 用器畫 | 八二 | 六二 | | | | 發動機 設計 | 同上 | |
| 機械製圖 | | | | 機械製圖法 設計 | 五 | 同上 | | 同上材料 機油少 燃料二 汽機 水力等 | |
| 工場實修及實驗 | 木工 鑄造 | 八 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|------|----|----|----|----|----|----|
| 理學實驗 | | | | | 三 | | | | | | 三 | | | | | | | | | |
| 工業法規 (當分之ヲ除ク) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工業經濟 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工業衛生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工業簿記 | | | | | | | | | | | | | 普通簿記 | 一 | | | | | | |
| 工場建築 | | | | | | | | | | | | | 工業簿記 | 同上 | | | | | | |
| 英語 | | | | | | | | | | | | | | 同上 | | | | | | |
| 體操 | 兵式 | 二 | 同上 | 消防演習 | 同上 | 二 | 同上 | 二 | 同上 | 二 |
| 每週時間合計 | | 三九 | | 三九 | | 三九 | | 三九 | | 三九 |

備考 第三年ノ實習ニ於テハ生徒ノ志望ニ依リ左ノ三項中一項ヲ專修セシメ若クハ二項乃至三項ヲ通修セシム

- 電氣機械分科學科課程
- (一) 木工、鑄造、製鋼 (二) 鍛工、仕上、鍍工 (三) 製圖

| 科目 | 第一年 | | | 第二年 | | | 第三年 | | |
|------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
| 倫理 | 隔週 一 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 代數 | 同上 | 同上 | 三角法 | 同上 | | | 同上 | 同上 | 同上 |
| 幾何 | 五 | 同上 | 三角法 幾何 五 | 微積分 四 | | | | | |
| 普通物理 | 三 | 同上 | 同上 | 三 | 同上 | 二 | 同上 | 同上 | 同上 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|--------------|------|------|------------------|------|-----------|-------------|------------------|------------------------------|-------------|-------------------|------|------|------|
| 英語 | 工場建築 | 工業簿記 | 工業衛生 | 工業經濟 | 工業法規 (當分之ヲ缺ク) | 理學實驗 | 工場實修及實驗 | 機械製圖 | 圖畫 | 發動機 | 電氣工學 | 應用力學 | 工場作法 | 電氣磁氣 | 無機化學 |
| 三 | | | | | | | 電氣機械 八 | | 自在畫 用器畫 八二 | | | | 三 | | 四 |
| 三 | | | | | | | 三六 | | 六二 | | | | 三 | 三 | 二 |
| 三 | | | | | | | 二二三 | | 六二 | | | 力學 三 | 三 | 三 | |
| 三 | | | | | | | 四六 | 機械製圖 設計部 | | | 電氣應用 一般應 | 材料強弱 水力學 其他 | 一 | | |
| 三 | | | | | | | 五六 | 同上 | | 蒸氣論 二 | 同上 | 三 | 一 | | |
| 三 | | | | | | | 一三〇 | 同上 | | 汽機 二 汽機汽鍋 發動機等 三 | 交流電論 三 | 同上 | 一 | | |
| 三 | | 普通簿記 工業簿記 | | | | | 二五 | 同上 | | 三 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 二五 | | | | 同上 | 同上 | | | |
| | 一 | 同上 | 一 | 一 | | | 二五 | | | | 同上 | 同上 | | | |
| | 一 | 工場事務 | | | | | 二五 | | | | 同上 | 同上 | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 體操 | 兵式 | 二同上 | 二同上 | 二同上 | 二同上 | 二同上 | 同上 | 二同上 | 二同上 |
| 每週時間合計 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 |

電氣化學分科學科課程

| 科目 | 第一年 | | | 第二年 | | | 第三年 | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 | 第一學期 每週時間 | 第二學期 每週時間 | 第三學期 每週時間 |
| 倫理學 | 代數 幾何 | 三角法 | 三角法 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 物理學 | 普通物理 | 同上 | 同上 | 應用物理 | 同上 | 同上 | | | |
| 化學 | 無機 | 五無機有機 | 五有機 | | | | | | |
| 鑛物學 | | 二 | 三 | | | | | | |
| 電氣磁氣 | | 三 | 三 | | | | | | |
| 一般應用化學 | | | | 燃料築窯 | 硫酸 | 石炭瓦斯 | アルカリ | | |
| 電氣工學 | | | | 發電機 電動機 | 同上 電力傳送等 | 同上 | 同上 | | |
| 應用機械學 | | | | | | | 力學 材料強弱 | 三機構 水力學 | 三發動機 大意 |
| 冶金學 | | | | | | | 二 | 二 | 二 |
| 特別應用化學 | | | | 顏料 | 油類 | 石鹼 | 製紙 | 二製革 | 二 |
| 電氣化學 | | | | 總論 電鍍 | 二電鍍 | 二電氣アルカリ等 | 同上 | 二電氣冶金 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|----|------|------|------|------------------|------|------|-----|----|------|-----|-----|------|-------|-----|
| 每週時間合計 | 體操 | 英語 | 工業簿記 | 工業衛生 | 工業經濟 | 工業法規 (當分之ヲ缺ク) | 圖案實修 | 工場實修 | 用器畫 | 繪畫 | 應用解剖 | 工藝史 | 圖案法 | 無機化學 | 物理學 | 數學 |
| 三九 | 兵式 | 三 | | | | | 三 | 木工 | 四 | 七 | | 一 | 二 | 四 | 普通物理 | 代數 |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 四 | 金工 | 五 | 七 | | 一 | 二 | 二 | 同上 | 三角法 |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 六 | 製版 | 六 | 九 | | 一 | 二 | | 同上 | 三角法 |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 九 | 四漆工 | 四 | 八 | | 一 | 二 | | 三應用物理 | 二 |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 一〇 | 六窯業 | 三 | 八 | | 一 | 同上 | | 同上 | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 一〇 | 六染織 | | 九 | | 一 | 同上 | | 同上 | |
| 三九 | 同上 | 三 | | | | | 一三 | 八製特修 | | 一二 | | 一 | 同上 | | | |
| 三九 | 消防演習 | | 普通簿記 | 一 | 一 | | 一三 | 六同上 | | 一二 | | 一 | 同上 | | | |
| 三九 | 同上 | | 工業簿記 | 一 | 一 | | 一三 | 六同上 | | 一二 | | 一 | 同上 | | | |
| 三九 | 同上 | | 工場事務 | 一 | 一 | | 一四 | 六同上 | | 一二 | | 一 | 同上 | | | |
| 三九 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | |

第五項 敷地及建物

學校當局者並に文政當局者の不斷の努力に依り、當校の物的施設も續々と充實し、淺草の一偉觀となつた。

今東京工業學校の最後の年度たる明治三十三年度の「東京工業學校一覽」に據つて當時の敷地・建物及設備を示すと次の通りである。

敷地建物及設備

本校ハ東京市淺草區藏前ニ在リ地積一萬千四百七十七坪有餘ヲ有シ前面ハ淺草區ニ於ケル大道ニ面シ背面ハ隅田川ニ瀕シ構内二條ノ入堀アリテ製造ノ原料石炭ノ運搬等ニ便ナリ茲ニ建設スル建物ノ總積ハ四千二百五十一坪餘(外五百五十一坪餘ハ工事中)ニシテ校舎ハ大別シテ學科ノ授業ニ供スル教室、製作實驗ニ供スル實修工場ノ二トス、教室ノ建物ハ木造ニシテ講義室、圖畫教室等十數室アリ又實修工場ハ煉瓦造ノモノ多ク本校新設教科ニ關スル實業ヲ授ケ得ヘキ機械器具ヲ備ヘ以テ工場ノ設備ヲ具有セリ其建物ノ分類及各科設備ノ概要ヲ擧クレハ左ノ如シ

建物分類坪數

| | |
|----------------|----------------------|
| 事務所(内二階四十坪) | 二一八・〇〇〇 ^坪 |
| 教室(内二階百四十坪) | 五六二・二五〇 |
| 染織科工場 | 三七七・三三三 |
| 窯業科工場(内二階四十二坪) | 三一七・二八〇 |

應用化學科及電氣化學分科工場

一七五・九九〇

分析室

一三四・四六〇

機械科工場（内二階百四十坪餘）

八一九・四四八

電氣科工場（内二階四十坪、三階四十坪）

二一三・〇〇〇

附屬職工徒弟學校事務室

二五・〇〇〇

同 教室（内二階百三十五坪）

二八九・二九〇

同 工場

三五二・〇〇〇

工業教員養成所教室（内二階六十坪）

一一二・〇〇〇

同 金工科工場

一〇五・〇〇〇

同 木工科工場

一一五・〇〇〇

同 附屬工業補習學校教室

二五・〇〇〇

倉庫（内二階三十六坪）

七二・〇〇〇

雜建物

三三〇・二五〇

上記建物ノ築造ヲ區別スレハ木造二千二十二坪八合一勺三才（内二階四百十九坪）煉瓦造千七百六坪四合八勺八才（内二階八百八十二坪六合五勺三階四十坪）石造四百五十坪土藏七十二坪（内二階三十六坪）ナリトス

各科實修工場設備

染織科 色染工場・捺染工場・撚絲工場・機織工場アリ而シテ此等工場ノ機械ヲ運轉スル爲メ蒸汽機關ヲ備ヘ又蒸汽機關及工

場ヘ蒸汽ヲ給シ及唧筒ヲ運轉スル爲メ蒸汽罐ヲ裝置シ力織機等運轉ノ爲メ瓦斯及電氣發動機ヲ裝置セリ

窯業科 陶磁器原料分析室・水煎場諸窯爐並石炭燒及重油試驗窯アリテ實習ノ用ニ供セリ客年三月火災後二階建四十三坪ノ實
修工場ト本科所要ノ諸動力機械ヲ据付クルノ一室ヲモ建設シ窯業實修上大ニ利便ヲ得タリ

應用化學科及電氣化學分科 實修工場アリ客年中ニ増築竣功以來電氣化學・清酒釀造・冶金及漆器ニハ各別ノ實修室ヲ備ヘ其
他ハ稍々廣大ナル實修工場ニ於テ化學的諸製造業ヲ實驗ス又分析室アリテ定性定量ノ分析用ニ供セリ

機械科 製圖場・木工場・鑄造場・鐵工場・仕上場・製罐場並木材乾燥室アリ此等工場ノ諸機械ヲ運轉シ若クハ蒸汽ヲ給スル
爲メ蒸汽鐘二箇機關一基ヲ裝置シ又材料試驗場並鋼鐵試驗場ヲ設ケ以テ各種材料ノ試験及製鋼ノ實修ニ供セリ本科工場ノ内
木工場三階建改築及鍛工場増築モ共ニ落成セリ又鍛工場ノ一部ヲ畫シ水力試験ノ實修工場トセリ

電氣科電氣機械分科 實修工場ハ從來ノ各種發動機及電燈ノ實驗ニ供スルモノノ外從前電氣化學分科ニ供用シタル工場ヲ合併
シ又三階建四十坪ノ實修工場ノ増築竣功シ其他原動力タル蒸汽鐘・機關及諸種ノ發電機蓄電池等ノ設備ニ於テ敢テ不足ヲ訴
フルノ要ナク電氣實修上ノ便益少カラス

工業圖案科 製版實修室アリ未タ假室ニシテ諸般ノ設備缺ク所多シト雖暗室及印刷機械ヲ備ヘ以テ製版及印刷ノ實驗ニ供セリ
以上各科工場ノ外圖書標本室ノ設ケアリト雖目下校舍新築中ニ係ルヲ以テ圖書標本ハ未タ整理スルニ至ラス是等ハ元來各科
職員詰所ノ一部又ハ之ニ接近シタル一室ニ備ヘ各科教官ハ勿論生徒ニモ簡便ニ一覽セシムルヲ効益多シトスルヲ以テ圖書ノ如
キハ既ニ各科ニ分割保管セシムルコトトセリ標本モ亦圖書ニ倣ヒ各科ニ於テ分割保管スルモノ少カラス尙便宜此制ヲ實行シ從
來本校ノ所藏ニ係ル一萬五千五百五十餘圓ノ圖書標本ト將來備ヘントスルモノトヲシテ益々其利用ヲ多カシメンコトヲ期セリ
(校舍設計圖及平面圖省略)。

第六項 獎 學 資 金

學 資 給 貸 規 程

當校は日本工業の發展に資するため、設備の許す限り成るべく多數の生徒を入學させ度い念願であつた。然しながら多數の生徒の中には學資が豊かでないために、止むなく學業を中絶しなければならぬ者も少くなかつた。是等の中途退學者の中には、將來工業家として優秀な素質を有して居る者も少くないので、斯くては生徒本人の不利である許りでなく、當校の教育の徒勞に終るは勿論、我國工業界のため頗る遺憾とする處である。當校に於ては是等中退者防止策として、明治廿九年頃は生徒保證書にその學資支給人に署名をさせ、在學中此學資支給の途を確證させた事もあつた。

然しながら、漸次我が工業が進歩するにつれて、先づ第一に、學理と實際を兼ね修得した優秀な技術者を要する事の急務なる事が一般に確認されるに至つたので、工業界の需要が當時隨一の官立工業學校であつた我東京工業學校の卒業者へ集中するのは當然の状態であつた。斯かる状態のため、各官廳及工業諸會社の中には當校の卒業者を優先的に採用するために、生徒在學中の學資を支給し優秀な素質を有する技術者を得んとする者も生ずるに至つた。

又篤志家の中には工業に關する才能を有する者が専門の教育を受けて益々知識技能を發揮してこそ優秀な工業家となり得べき事を痛感して、當校生徒の學業を獎勵する主旨で、學資を支給しようとする人々も漸次に現れて來た。

そこで當校は明治三十年十月「學資給貸規程」を制定して、是等の寄附者の便宜を計つた。其の要旨は一ヶ月凡十圓以内の給與若くは貸付をなし、卒業後は或る期間の就職の義務を課することとし、又給貸費生の選擇は往々にして當校に委任されるが、一年生は未だその學力性行を熟知する事が困難なので二年生以上の生徒から選擇することとしたことである。

學資給貸規程（明治三十年十月制定）

第一條 官廳會社又ハ私人ヨリ獎學ノ爲メ若クハ卒業後其事業ニ從事セシムル目的ヲ以テ本校生徒ニ學資ヲ給與又ハ貸付ヲ委託セラレタルトキハ本規程ニ依リ之ニ應スルモノトス

第二條 會社又ハ私人ニ於テ前條ノ委託ヲ爲サント欲スルトキハ左記甲號又ハ乙號書式ニ依リ申込書二通ヲ差出スヘシ當校ニ於テ之ヲ許諾スルトキハ一通ニ其旨ヲ記載シテ之ヲ返付シ一通ハ當校ニ留存スヘシ

官廳ノ委託亦前項ニ準ス

第三條 學資ハ左ノ區分ニ依リ給與ス但乙丙ハ獎學給貸費生ニ限ルモノトス

甲 學資ノ全額ヲ給貸スル者

但學資ハ當校ニ於テ豫定スル所ノ概算額（月額凡金拾圓）ノ標準ニ依ル

乙 學資ノ幾分ヲ給貸スル者

丙 授業料ヲ給貸スル者

第四條 學資ヲ給貸スル生徒ハ學校長ノ選定スル者ト委託者ノ指名ニ依ル者トノ二種トス

第五條 學資ノ給貸ヲ受クル者ハ東京府下ニ於テ相應ノ資金ヲ有シ當校ニ於テ適當ト認ムル者一名ヲ保證人トシ左記丙號書式ニ依リ契約書ニ一通ヲ差出スヘシ其一通ハ委託者ニ送附シ一通ハ當校ニ留存スヘシ但獎學給費生ニ在テハ契約書一通ヲ差出スヘシ

保證人死亡シ又ハ府外ニ轉居シ又ハ契約後當校ニ於テ保證人タルニ不適當ト認タルトキハ更ニ保證人ヲ立テ速ニ契約書ヲ差出スヘシ

第六條 學資全額ノ給貸ヲ受クル者卒業シタルトキハ給費生ハ給費ヲ受ケタル期間ニ二倍貸費生ハ貸費ヲ受ケタル期間ニ均シキ期限内學校長ノ指定ニ依リ又ハ委託者トノ契約ニ依ル一定ノ業務ニ従事スヘキ義務ヲ有スルモノトス

學資ノ幾分又ハ授業料ノ給貸ヲ受クル者卒業シタルトキハ學校長ノ定ムル期限内其指定シタル業務ニ従事スル義務ヲ有スルモノトス

學校長ハ必要ニ應ジ獎學給貸費生ニ限り前二項ノ義務ヲ解除スルコトアルヘシ

第七條 貸費生ハ卒業三箇月ノ後ヨリ起算シ其貸費ヲ受ケタル期間ニ二倍スル期間内ニ於テ月賦若クハ數回ニ返納スヘシ但兵役服務中ハ願ニ依リ猶豫スルコトアルヘシ

第八條 前條ノ返納金ハ如何ナル事情アルモ滞納ヲ許サス若シ本人ニ於テ延滞スルトキハ保證人ヲシテ直ニ辨償セシムルモノトス

第九條 給貸費生ニシテ給貸費生タルニ不都合ト認メタル所行アルトキハ直ニ給貸費ヲ廢止スルモノトス

第十條 給貸費生前條ノ處分ヲ受ケ又ハ半途退學シ又ハ自己ノ都合ヲ以テ學資ノ給貸ヲ辭シタルトキハ其受ケタル金額ヲ一時

ニ返納セシム若シ本人ニ於テ遲延スルトキハ保證人ヲシテ直ニ辨償セシムルモノトス

第十一條 前條ニ依リ給貸費金ヲ返納シタル者ト雖モ契約ニ依リ生シタル義務ハ尙ホ存在スルモノトス但委託者ノ承諾ヲ得タル場合ニ於テ學校長ハ特ニ其義務ヲ解除スルコトアルヘシ

第十二條 給貸費生修業中又ハ卒業後死亡シタルトキハ本規程ニ規定スル所ノ總テノ義務消滅スト雖モ貸費生死亡前延滞ニ係ル金額ハ保證人ヨリ追徴スルモノトス

第十三條 本規程ニ係ル收支ハ總テ當校ノ歳入歳出トシテ取扱フモノトス

其後個人又は工業會社にして當校が規定した「學資給貸規程」に従ひ、生徒の卒業後獎學資金中に返納する事以外には別に條件を付けないで純然たる獎學の爲の貸費資金として寄附する向きも漸次に多くなつた。今「學資給貸規程」制定前後に於る此種の寄附者の氏名・金額・寄附の日附を舉げれば左の如くである。

| (寄附金名) | (年月日) | (金額) | (寄附名) |
|-----------------|-----------|---------------------------|----------|
| 手島獎學賞品資金 | 明治三十二年十月 | 軍事公債額面二〇〇〇円 勸業債券額面五六〇〇 | 有志者 |
| 大橋獎學貸費資金 | 明治三十年六月 | 三〇〇 | 大橋佐平氏 |
| 谷崎獎學貸費資金 | 明治三十一年十月 | 三〇〇 | 谷崎安太郎氏 |
| 手島獎學貸費資金 | 明治三十二年十月 | 五〇〇 | 手島精一氏 |
| 住友獎學貸費資金 | 明治三十二年十二月 | 三、〇〇〇 | 住友吉左衛門氏 |
| 日本石油株式會社 獎學貸費資金 | 明治三十三年一月 | 三〇〇 | 日本石油株式會社 |
| 東京瓦斯株式會社 獎學貸費資金 | 明治三十三年十一月 | 一、〇〇〇 | 東京瓦斯株式會社 |

手島獎學賞牌授與規程

前掲表の内、「手島獎學賞品資金」は手島校長が明治三十一年一月に一度校長の職を辭任した際、知人はじめ有志者相謀り氏の工業教育に盡瘁された功績を永く記念するために資金を募集したが、氏は其資金より生ずる利子を以て賞牌及賞品を購入し、篤行勤學の當校生徒に授與する條件で寄附せられたものである。その「賞牌受與規程」は明治三十四年に制定されたが、一年間を通じて、(一)遅刻・早退・缺課せざる者、(二)日常課業時間を遵守し、學業を勉勵し殊に工場實修に専心從事したる者、(三)其他總て紀律を遵守したるもの、を受賞候補者として、教官會議の議決を経て受賞者を決定した。猶ほ第一次受賞者には銅牌を、第二次受賞者には銀牌を、第三次受賞者には金牌を授與することとし、工業教員養成所本科生は四ヶ年在學する都合上、第四次受賞者には特別金牌を授與する事とした。その規程は次の通りである。

手島獎學賞牌授與規程（明治三十四年制定）

- 第一條 本規程ハ本校生徒ノ篤行勤學ヲ表彰スル爲メニ之レヲ設ク
- 第二條 生徒ノ品行善良ニシテ一學年間左ノ各號ニ該當スル者ヲ以テ受賞候補者トス
 - 一 遅刻・早退・缺課セサル者
 - 二 日常課業時間ヲ確守シ學業ヲ勉勵シ特ニ工場實修ニ専心從事シタル者
 - 三 其他總テ紀律ヲ確守シタル者
- 第三條 受賞者ハ前條候補者ニ就キ教官會議ノ議決ヲ經テ決定スルモノトス
- 第四條 前條ニヨリ決定シタル受賞者ニハ毎年卒業證書授與式場ニ於テ之レヲ授與ス

附 則

第五條 本規程ハ本校附設工業教員養成所生徒及本校附屬職工徒弟學校生徒ニ之ヲ適用ス

第七項 教職員の研究

當期に於る教職員の研究に關しては、當時の卒業式に於ける手島校長の演説や官報等に散見するから、その一端を擧げて見よう。

明治二十五年七月卒業式に於る手島校長の報告

染織工科ニ於テハ近年印度藍靛ノ需用大ニ増加シ隨テ輸入額モ亦増加セシニヨリ當校教授工學博士高松氏農商務省ノ依頼ヲ受ケ山藍ヨリ藍靛ヲ製スルノ法ヲ研究セリ又天蠶及柞蠶絲ハ練方染方等ノ困難ナルヲ以テ織物ノ材料ニ供スルコト少キヲ以テ其染方織方ヲ研究セリ又絹蠶蠶傘地ハ其實粗惡ナルカ爲メ外國へ販賣ノ途ナキヲ以テ其織方ヲ研究セリ是等ハ皆既ニ成績ノ見ルヘキモノアリ

陶器玻璃工科ニ於テハ從來我國ニ於テ陶磁器ノ燒成ニ供スル窯ハ薪材ヲ使用スルモノニシテ燃料ノ費額莫大ナルカ故徒ラニ製造費ヲ貴カラシムルヲ以テ少クモ普通ノ燒成ニ供スル窯ハ石炭ヲ用キラルルモノヲ研究セントシ教授ワグネル氏ノ考案ニ依ル窯ヲ營造シ頃日成功シタリ幸ニ豫期ノ如キ好結果ヲ得ルニ方テハ現業家ヲ裨益スルコト鮮少ナラサルヘシ又瑛瑯ヲ施シタル飲飯鐵器ハ世間銅製ニ係ルモノ往々間然スヘキ所アルヲ以テ其調製ヲ試ミ既ニ稍ヤ見ルヘキノ成績アリ

應用化學科ニ於テハ普通藥品ヲ製造スルノ外海草ヨリ沃素及沃化加里ヲ製シ鋸屑ヨリ蓆酸ヲ製シ牛骨ヨリ鱗膠及脂肪ヲ製シ魚鱗ヨリ魚膠ヲ製スル等廢物利用ノ道ヲ講スルモノ其他五、六種アリ殊ニ電氣ノ作用ニヨリ純銅ヲ得ルノ法ニ至テハ其成績不可

ナラスシテ我國ノ如キ多量ノ銅ヲ產出スル所ニ於テハ最モ有要ノ研究ナリト言フヘキカ

機械科ニ於テハ其製造ニ係ル機械ノ數少カラサレトモ我國現今ノ機械工業タル主トシテ小機械ヲ要スルモノ多キニ居ルヲ以テ二三官廳ヨリ依頼ヲ受ケ製造シタルモノ例ヘハ暖房器附屬汽罐等十餘種ノ外ハ成ヘク我國ノ小工業ニ適用セラルヘキ小機械例ヘハ蒸氣機械・機織機械等其他數種皆教官生徒ヲ指導シテ製造セシメタルモノナリ

以上列記シタル研究ノ成績若クハ製造機械ハ陳列室又ハ工場ニ排列シ置キタレハ請フ就テ一覽セラレシコトヲ且夫レ前述ノ研究ノ如キハ當校カ實業上直接ノ裨益ヲ謀ラントスルモノニシテ自今以後益々此種ノ研究ヲ怠ラサランコトハ各教官ト共ニ希望スル所ナリ(當時の官報に據る)

明治二十六年卒業式に於る手島校長の報告

一、染織工科ニ於テハ前年ニ引續キ藍靛製造法ノ研究及蝙蝠傘地ノ機織試驗ニ從事シ且ツ新ニ紋緞・天鵝絨織其他亞麻漂白等各種ノ試驗ヲ行ヒタリ就中農商務省農務局ノ依頼ニ由リ七種ノ生絲ニ就キ其糸節ノ形狀及多少練減・光澤色素ノ吸收・繻子織琥珀織等ノ比較試驗ヲ行ヒシカ如キハ其結果頗ル見ルヘキモノアリタリ然レトモ該試驗ハ到底一回ノ成績ヲ以テ直ニ絲質ノ良否ヲ速斷スヘキモノニアラサルカ故ニ尙ホ數回ノ試驗ヲ積ミ以テ其完全ノ結果ヲ得ンコトヲ期ス同科ヨリ客年十一月「コロンプス」世界博覽會ヘ出陳シタル重ナルモノハ窩帷地・蝙蝠傘地・紋織、「ハンカチーフ」絹及木綿捺染・綾試驗織等ナリ

一、陶器玻璃工科ニ於テハ磁器・石器・陶器・玻璃・「セメント」及顔料等ノ試驗ヲ施シ各地產出ノ原料ニ就キ其成分ヲ詳ニシテ素地、釉藥ノ關係色澤ノ良否及其性質等ヲ研究セリ而シテ玻璃ハ適當ノ窯ヲ缺クカタメニ未タ充分ノ試驗ヲ行フコト能ハスト雖モ成分ト性質ノ關係及各金屬ノ玻璃上ニ及ホスヘキ色ノ變化等ニ至リテハ數回之カ研究ニ從事セリ且ツ乳色玻璃ノ如キハ最モ好結果ヲ得タリ顔料ハ陶磁器上ニ施スヘキモノノミニ限り黒、青、綠、紅、褐色等ノ試驗ヲ爲セリ「セメント」ハ府下各製造所製品及舶來品竝ニ天然產ノ數種ニ就キ之ニ混和スル砂量ノ割合ヲ増減シ以テ耐力、硬化等ノ度ヲ試驗セリ此他我國

ニ於テ未タ製造スル能ハサル無鉛玻璃鍋ハ數回實驗ノ上頗ル好結果ヲ得タリ又同科ヨリ客年十一月「コロンプス」世界博覽會
へ出陳シタル重ナルモノハ花瓶、大壺、伊部香爐、雨龍、白高麗水指等ナリ

一、應用化學科ニ於テハ生徒ノ實修ニ係ル重ナルモノハ菜種油ノ精製、毛骨ノ漂白、金屬ノ鑄付、金銀「ニツケル」等ノ電
鍍機械用礦油、魚膠群青洋靛、沃素鹽酸加里、沃化加里其他普通諸藥品トス就中海外輸出ニ適セサル物質ノ粗雜ナル菜種油ノ
精製法ヲ考究シ數次試驗ノ後終ニ純良ノ菜種油ヲ得齒磨刷子ノ製造ニ用フル毛骨ノ漂白法ハ從來完全ナラサルヨリ數回ノ試驗
ヲ經毫モ輸入品ニ劣ラサル製品ヲ製出スルコトヲ得顏料中實用ノ最モ廣キ群青ハ未タ本邦ニ於テ製造者ナキニ由リ特ニ生徒ヲ
シテ斯ノ如キ有益ノ實修ヲ爲サシメ且ツ昨年以來引續キ海藻ヲ以テ沃素ヲ製造シ魚鱗ヲ以テ魚膠ヲ製スルカ如キハ共ニ廢物ヲ
利用シ良結果ヲ得タルモノト云フヘシ殊ニ鹽酸加里ノ如キハ燐寸製造ニ須要ノ材料ナルモ從來之ヲ製造者アルヲ聞カス然ラハ
今回沃素製造ノ副生物トシテ製出シタル鹽化加里ト内國產ニ係ル石灰食鹽ニ酸化滿淹硫酸トヲ以テ之ヲ製造スルノ結果ヲ得タ
ルハ其利益ノ及フコト少カラサルヘシ

而シテ昨年十一月「コロンプス」世界博覽會へ出品シタルハ魚膠絨銅、郡青、沃素、沃化加里精製菜種油等トス

一、機械科ニ於テハ官廳及民間ノ依頼ニ應シ暖房ノ設計前布設工事熱氣唧筒製造ハ各種唧筒設計並製汽罐設計並ニ工事据付
「メートル」及「グラム」原器、貯藏器製造各種蒸氣機械設計、水車設計等ヲ始メ各種機械ノ設計及製造ヲ爲シ殊ニ瓦斯發動
機ノ如キハ蓋シ我國ニ於テ之ヲ製作ニ從事スルノ嚆矢ニシテ印刷其他市街地ニ於テ營ムヘキ工業者ニ在リテハ尤モ簡便ノ機械
タリ此他新材ト石炭トノ火力試驗並ニ經濟上比較及粉炭ト石炭ト火力試驗並ニ經濟上比較ノ研究ヲ爲セリ又客年十一月「コロ
ンプス」世界博覽會へ出陳シタルモノノ重ナルモノハ汽罐模型、青銅製花瓶、汽働注水器、「リンクモーション」模型、日本
刀、風竈接合模型其他數十點ナリ（當時の官報に據る）

木材 乾燥 試驗

東京工業學校ニ於テ昨二十八年中木材乾燥室ヲ設ケ木材乾燥ノ試験ニ從事セシカ今回其第一回ノ試験ヲ了レリ成績左ノ如シ
 (以下略)(官報明治二十九年二月三日)

石油機關實効馬力試験

東京工業學校ニ於テ施行セシ石油機關實効馬力石油消費量試驗第二回ノ成績ハ昨二十九年六月五日掲載セシカ今回石油機關實効馬力試験ヲ施行セリ其成績左ノ如シ(以下略)(官報、明治三十年一月二十日)

膠ノ強力試験

東京工業學校ニ於テ膠ノ強力ニ關シ試験ヲ施行シ左ノ成績ヲ得タリ其ノ試験ノ旨趣ハ元來我邦木工業ニ需要スル膠ノ量ハ尠少ナラスシテ船齎品ノ需要漸次増加ス是レ單ニ船齎品ハ品質精良ニシテ強力ニ富ムモノト思惟シ未タ和洋膠ノ強力ニ關シ之カ研究ニ從事シタル者ナキニ由ラスンハアラス依テ之カ試験ヲ行ヒ其成績如何ヲ觀ルニ和洋膠ノ強力ハ大差ナク木工小細工ニ於テハ強テ價格低廉ナラサル船齎品ヲ使用スルノ必要ナキカ如クナルヲ以テ其用途ニ依リ價格低廉ナル和製品ヲ用フルニ至ラハ營業經濟上ノ利益寡少ナラサルヘシト云フ爰ニ本試験ノ成績ヲ公ニシ以テ當業者參考ノ一助ニ供セントス(以下略)(官報、明治三十一年三月十一日)

鐵材張力試験

東京工業學校ニ於テ曩ニ鐵材張力試験ヲ施行セシカ其後同校機械科教官監督シ同科第三年生ノ試験セル成績左ノ如シ(以下略)
 (官報、明治三十一年十一月十八日)

要するに此時代の研究なるものは實驗の範圍を出でず獨創的な研究として見る譯には行かないが、泰西工業の移植時代たりし當時にあつては、斯る實驗も極めて意義ありしものであらう。

第三章 東京高等工業學校時代

第一節 概 説

當期間は明治三十四年五月當校の校名を東京高等工業學校と改稱してより昭和四年四月東京工業大學昇格までの期間を指すものである。

當期間に於る工業界の大勢は日露戰役・第一次歐洲大戰を機として全般的に進展し、特に纖維工業確立に續いて重工業の基礎が固まり化學工業も漸次獨立の曙光を見るに至つた。

工業教育界は、明治三十六年に「専門學校令」が公布されると共に當校の如き高等の實業學校は實業専門學校として取扱はるることとなつた。而して高等工業學校は當期間に於て、明治年間に五校増設、大正年間に高等教育擴充と共に更に九校増設せられ、全國十九校に達した。工業學校は大正九年の改正に依り、甲種乙種の工業學校・徒弟學校の種別を撤廢し、總べて工業學校と稱することとし、又尋常小學卒業との連絡の道を開いた。

當期間に於る當校の動向は先づ明治三十四年五月十日に校名を東京高等工業學校と改稱した。以後明治三十五年に入學を許し、又建築科を新設し、三十六年に當校の第二次擴張工事が竣成し、四十四年に色染科・

紡織科・電氣化學科・電氣科が獨立し、大正三年に工業圖案科を廢することとなつた。大正四年五月二十六日には當校創立三十五年祝典を舉行し、同時に第一回工業品展覽會を開いた。次で大正五年には長年本學園の發展に精進した手島校長を送り、阪田校長を迎へたが、大正九年には阪田校長薨去して吉武校長を迎へた。大正十二年九月一日には本學園も關東大震災に罹災したので、當校並に工業教員養成所は駒場の東京帝國大學農學部で授業を開始し、翌十三年には大岡山に移轉して本學他日の發展の基礎を築いた。大正十五年には吉武校長退官して中村教授後を襲いだ。是より先、當校は日本工業を確立する爲に修業年限の延長を切望したが、大正七年の「大學令」改正に依つて單科大學が認めらるることとなつたので、大學昇格を希望せらるるに至り、遂に昭和四年四月より東京工業大學の創設となり、同時に從來の高工・工業教員養成所は、本學附屬の工學専門部・工業教員養成所に改められ、在學生の卒業まで繼續した。

當期間には本學園は 畏き御方の台臨を仰ぐこと三度に及ぶの光榮に浴した。即ち明治三十九年七月五日には皇太子殿下（後の 大正天皇）の台臨を仰ぎ、大正二年五月二十七日には學習院生徒の參觀があつたが、その中には畏くも 皇太子殿下・二皇子殿下を始め奉り 各宮殿下の御參觀を忝うした。同年十一月には學習院女子部生徒の參觀があり 女王殿下御三方の御來觀を仰いだ。次いで大正四年五月二十六日には當校創立三十五年紀念として開催せられたる工業品展覽會に 皇太子殿下（今上陛下）の台臨を仰ぎ、大正八年十一月十日には工業獎勵の思召を以て 皇后陛下の行啓を仰いだ。夫々當日は御熱心に校内を御巡覽、種々獎勵の御言葉を賜はり、本學園の歴史に光輝ある一齣を劃した。

第二節 工業界の大勢

我國の工業は日露戦役以來漸く確立の域に達したが、それは輕工業部門であつた。然るに日露戦役・歐洲大戰を契機として重化學工業部門も漸次に確立したのである。

1. 日露戦役前後

先づ日露戦役時代に於ける工業發展の様相に就て見たい。今明治三十六年と大正三年の工場數及び勞働者數を比較して見ると、次の數字を得る。

| (業種別) | (工場數) | | (勞働者數) | |
|-------|----------|--------|----------|---------|
| | (明治三十六年) | (大正三年) | (明治三十六年) | (大正三年) |
| 織維工場 | 四、五三七 | 八、五四一 | 二七〇、九七四 | 五三六、二九九 |
| 機械工場 | 四七三 | 一、四〇一 | 三四、二二三 | 八七、六二五 |
| 化學工場 | 一、〇七五 | 一、七七〇 | 四九、九八八 | 八四、〇九六 |
| 飲食物工場 | 一、〇七三 | 二、六六三 | 三五、九二〇 | 五八、三六〇 |
| 雜工場 | 七九二 | 二、五〇七 | 三四、二二二 | 七八、七八〇 |

| | | | | |
|------|-------|--------|---------|---------|
| 特別工場 | 三三四 | 一八〇 | 五八、五二二 | 八八、〇四四 |
| 總計 | 八、二七四 | 一七、〇六二 | 四八三、八三九 | 八五三、九六四 |

即ち日露戦争を中心とする著しい大工業の發展は、工場數及び労働者數の略々倍加に依つて示されてゐるが、就中機械工場の進展が著しく目立つのである。試みに明治四十年と大正三年とを比較すると、總工場中機械工場の占める割合は七・五五%より八・二一%に、一工場一日使用労働者平均は三十一人より六十三人に倍加し、各工業部門中最大の労働力集約を示してゐる。而も以上の統計は官營工場を含んでゐないのであつて、大正三年十一萬人餘の労働者を含む所の八十四の官營工場の殆んど總べてが重工業であることを考へると、此の時代の工業發展上重工業の占めた比重が如何に大であるかが窺はれる。

機械工業の發展は我國貿易にも反映し、大正初めより機械類輸入は漸次に減少し國內生産額と半々になつた。國內生産中最大なるものは電気機械で七百萬圓以上、之に亞いで原動機四百萬圓以上、纖維工業・鑛山用機械等各百萬圓である。大工業の基礎たる工作機械特に旋盤は日露戦役時代は全く輸入に依つてゐたが、國內生産の急激なる發達は明治三十八年の三百三十五萬圓を頂點として逐年減少し、四十三年には三十六萬圓に減じてゐる。斯る大工業の確立・發展の基礎となつたものは電気の顯著なる發達であつて、明治三十六年には機關數一二五馬力五千であつたものが、大正三年には機關數九九七四、馬力二十萬余に躍進してゐる。

纖維工業は既に十年前に大機械生産が確立し、其後は資本集中期に入つた。綿絲紡績業に就て明治三十六年と大正三年とを比較するに、工場數は七十六より百三へ、資本金は三千萬圓より八千萬圓へ、労働者は七萬人より

十一萬人へ、生産高は八十萬梱より百六十七萬梱に進展してゐるにも拘らず、會社數は五十一より四十二に減少してゐる。而して企業集中の原因をなしたものは、日露戦役後の恐慌並に操業短縮であつた。而して斯る待機はやがて將來の進展を喚び起し、例へば我が綿絲は漸次に東亞市場より印度綿絲を驅逐した。即ち支那に於る明治四十二年の輸入綿絲は日本綿絲一六六四萬圓、印度綿絲四二六八萬圓であつたものが、大正三年には日本綿絲三三三九萬圓、印度綿絲二九六三萬圓に轉換してゐる。又織物業も家内工業より工場工業へ、手織機より力織機への轉換が續けられて生産の増大を圖つたが、特に綿織物の進展著しく、明治三十六年と大正三年の生産高を比較するに、絹織物の六五三一萬圓より一〇二四八萬圓への二倍弱の増進に對し、綿織物は五一三二萬圓より一五〇三八萬圓へ三倍の激増を示してゐる。従つて是は我國貿易面にも現はれ、明治四十一年には輸入一七九〇萬圓輸出一四六一萬圓であつたものが、大正三年には輸入五二六萬圓輸出三四八四萬圓に及んでゐる。

次に化學工業に就て見るに、斯業も日露戦役を中心として漸く獨立の域に入り、廣義の化學工業の如き明治三十五年から大正二年の間に、資本總額三千八百十七萬圓より一億四千萬圓以上となつた。就中醸造・製紙・窯業・製糖・人造肥料等は、前途唯光明を認むるのみとなつた。

2. 第一次歐洲大戰前後

大正三年に勃發して七年に終つた第一次歐洲大戰は、歐洲各國の生産力の混亂と世界市場に於ける既得權益の動搖を來し、我國は各工業共に異常の好景氣を生じて所謂成金時代を現出した。大戰終了後各國工業の正常化に

加ふるに戦後の世界的不景氣に依つて我が工業も悲況のドン底に陥れられて、所謂産業合理化時代を現出したが歐洲大戦中の日本工業の躍進は依然として他日の飛躍の基礎をなした。

先づ重工業の中、機械及器具工場に就て見るに、次の數字を示してゐる。

| (年 次) | (工場數) | (生産額) | (職 工 數) |
|-------|-------|---------|---------|
| 大正三年 | 一、四〇一 | 一、〇九〇万圓 | 八七、六二五 |
| 八年 | 五、九〇〇 | 七、六二四 | 二四四、三八六 |
| 十二年 | 三、七四四 | 三九、二〇六 | 二二九、四七五 |
| 昭和二年 | 四、五〇四 | 五八、二九六 | 二四五、九六三 |

此に依つて見るに、歐洲大戦中に三倍乃至四倍の活況を呈し、戦後衰退の徴は見えるが、それでも歐洲大戦前より著しく發展した様相を維持してゐる。斯くて我國の重工業は第一次歐洲大戦を一劃期として異常なる膨脹發達を遂げ、其の製品も機關車・艦船・蒸汽機關・ディーゼル機關・電氣機器・工作機械・化學工業用機械・紡織機械・鑛山用機械等の各分野に亘り、最早殆んど外國に依頼するの絶對的必要を見ざるに至つたのである。のみならず漸次海外に輸出するに至り、昭和の初には機械輸出額が千四百萬圓に達し、電氣機械三百余萬圓、紡織機械四百萬圓に達した。

鐵鋼業も重工業の一部として漸くその地位を確立した。交戦國よりの輸入が困難となり、一方國內及海外よりの需要は増大したので、國內鐵鋼業は躍進し、大正三年から昭和三年にかけて鋼材生産は二十八萬噸から百七十

二萬噸に、銑鐵及合金鐵は三十萬噸より百二十萬噸に増進し、輸入・輸出共に著しく増大した。鐵鋼業は歐洲大戰後著しき悲況に陥つたが、それと同時に資本の集中が行はれ、將來の發展の基礎をなした。

次に纖維工業も各業共に愈々發展した。先づ綿業は第一次歐洲大戰と同時に急激に發展して、次の數字を示すに至つた。

| | (大正二年) | (大正七年) | (大正十二年) | (昭和三年) |
|-------|----------|----------|-----------|-----------|
| 工場數 | 一五二 | 一七七 | 二二八 | 二四五 |
| 綿絲生産高 | 一五一萬噸 | 一八〇萬噸 | 二一七萬噸 | 二四五萬噸 |
| 綿布生産高 | 四一、六七二萬碼 | 六五、六九三萬碼 | 一〇〇、〇七〇萬碼 | 一三八、二〇三萬碼 |
| 勞働者數 | 一〇七千人 | 一二二千人 | 一六〇千人 | 一五四千人 |

特に織物工業が急激に發展し、家内の手工業を多分に殘してゐた斯業も、紡績會社の兼營を始めとして急速に機械化され、綿布生産額も大正二年一億六千五百余萬圓であつたものが、大正八年には一躍十億三千三百萬圓、十二年には六億九千四百萬圓、昭和二年には七億二千五百萬圓に達した。此のことは貿易關係に於ても著明に現はれ、綿織物の輸出は大正三年三四八四萬圓より大正八年二八〇三一萬圓、昭和三年三五二二萬圓に増進し、大正八年以來生絲に續いて第二位を占めた。主要な需要地は支那大陸であり、關東州を含めての對支輸出は全體の八割を占むるに至つた。

製絲業も生絲の最大市場である米國の大戰に依る好況を主因として需要増大し、大正三年を一〇〇とすれば、

大正八年は養蠶戸數一三三、製絲量一六九、價格五二二となつた。而して機械使用の大工場の進出著しく、大正三年より昭和三年にかけて座繰は二十萬六千より六萬二千に激減し、昭和三年生産高の六〇%は二百釜以上の大工場で占むるに至つた。

人造絹絲も大正末年までは全く試験時代であつたが、昭和以後飛躍的に發展し、大正十四年輸入關稅の引上げに依る保護に依つて多くの工場が設立せられ、斯くて大正七年から昭和三年にかけて十萬封度から千六百五十萬封度に激増し、昭和四年には全世界人絹生産高の六・二%を生産して世界第六位となつた。

纖維工業も歐洲大戰以後の恐慌に依り相當に打撃を受け、操業短縮其他の産業合理化運動が起つたが、併しながらその打撃は重工業程著しくなかつた。

次に化學工業は我國に於て最も發達の遅かつた部門で久しく先進國の支配を受けて來たが、歐洲大戰の影響に依り外國化學製品の輸入が杜絶した結果、我國斯業の勃興を促し、その面目を一新するに至つた。外國からの輸入のみに依存してゐた乾溜工業・染料工業・電氣化學工業も新に發展して工場數も左記の通り一大躍進を示し、戦後の恐慌に依つて資本の集中・事業の縮少が行はれたが、それでも戦前より著しく膨脹した。

(大正三年)

(大正六年)

(大正十年)

(昭和二年)

工場 數

一、七七〇

二、五〇六

六、八六四

二一、七〇一

洋紙製造工業は大正三年以後の十年間に愈々發展し、工場數は四十八より百二十四に、労働者は七千より一萬二千に、生産額は千二百八十九萬圓から九千二百萬圓に増大した。又工業藥品製造工業は從來ドイツに依存して

わたが、輸入杜絶のため、國內に於る斯業の發展を見、大正三年から十三年にかけて工場数は七十三より二百二に、労働者は千七百人より七千七百人に、生産額は六百七十六萬圓より六千五十二萬圓に進展した。其他の化學工業に於ても歐洲大戰中に夫々異常の發達を遂げ、日本化學工業も漸く獨立の曙光を見るに至つたのである。

以上の各種工業の躍進に伴ひ電気事業も急激に發展して日本工業の原動力となつた。その發展は次表の通りである。

| (年 次) | (事業者數) | (資 本 高) | (發電力) |
|-------|--------|----------|--------|
| 大正三年 | 四六一 | 五七、八一六万円 | 一一〇万kw |
| 大正八年 | 六一一 | 一〇六、五八八 | 二一八 |
| 大正十二年 | 七三四 | 二三六、六八四 | 三一〇 |
| 昭和二年 | 七六一 | 三五二、四一九 | 五三八 |

即ち終始進展を續け、事業者數は六十五%、資本高は六倍以上、發電力は五倍近くに激増した。その結果原動力の電化著しく、明治四十二年に原動機の總馬力中電動機の占める割合は十四%であつたが、大正八年六十二%昭和六年には九十%に及んだ。電気業も戦後の不況から幾分影響を被つたが、此の間に資本の集中が行はれて、五大電力會社の制覇を實現し、他日の電力國家管理案の基礎となつた。(本節は主として土屋喬雄氏「續日本經濟史概要」に據る)

第三節 工業教育の動向

第一項 工業教育制度

1. 専門學校令の制定

専門學校令制定の動機 井上文部大臣は曩に高等中學校を高等學校に改め之を以て専門教育を施す所とした。従つて第三高等學校に置かれた法學部・工學部、第五高等學校に置かれた工學部及第一乃至第五高等學校に設けられた醫學部の外にも、漸次各高等學校に種々の専門學科を設置することを豫想したのであらうが、實際に於ては其後何等施設せらるる所はなかつた。

既に述べた如く、専門教育は元來高等普通教育の基礎の上に立つべきものであり、従つて専門學校は、少くとも中學校又は高等女學校の卒業若くは之と同等の學力を有する者に對して、各種の専門學科を教授するを本則とすべきものであるが、我國に於ては維新以來高等普通教育機關の未だ發達せざるに先ち、新文明建設の爲に活動すべき人材を養成せんが爲に、急速に専門教育を興すの必要に迫られ、其高等普通教育との關係を顧るに違がなかつた結果、専門教育が正當の基礎の上に立たずして行はること久しきに互つた。

然も時を経るに従ひ、基礎教育の必要が漸次世人に認識せられ、一方高等普通教育の發達に伴つて専門學校の

入學資格も次第に充實せらるることとなつた。斯くて専門教育を正當の基礎の上に建設せしめて其發達を促がし且從來存在しなかつた専門教育に關する一般通則を定めて斯教育の統制を行ふの目的を以て、「高等教育會議」に諮詢し、其の可決を経て明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號を以て「専門學校令」が公布せられた。(以降教育制度發達史 第四卷)

「専門學校令」の制定は我國専門教育の發達と、時代の趨勢に順應せる當然の結論であつて、多くを云ふ必要を見ないが、「専門學校令」の骨子たる制定の精神は畢竟するに、官公私立の各種専門學校に互り秩序的統制を加へんとするにあつた。當時の雜誌「教育時論」が、

商業學校・工業學校・農業學校・美術學校、私立の政治・法律・經濟・文學・醫學の諸専門學校並に大學部官公私立の各種實業學校等一切を包括して所要の規程を設け、生徒入學の手續を嚴重にし、普通の専門學校に於ては中學校卒業程度を標準とし、中學校卒業生にあらざれば私立の専門學校と雖も入學を許可せしめざることとし、若し中學校卒業生にあらざるものある時は、便宜他の中學校に委託して卒業檢定の試験を爲さしめ、其の上にて入學を許可するの手續に出でしめ、以て當時に於けるが如き亂雜なる就學の狀態に十分なる取締をなすと同時に、授業の程度及方法に就ては相當なる監督を加へ以て其の校の卒業生をして官公の諸學校と並んで同等の學力並に社會に對する學力の信用を得せしめんことを期するものにして、主要なる點は全く生徒の學業をして始終あらしむる精神にして、要するに政治・法律・醫學等の各私立専門學校に於ける現在の狀態を取締るにあり

と述べてあるのが眞當であつたと思はれる。(文部省、實業教育五十年史)

専門學校令の内容 左に「専門學校令」を掲げる。

専門學校令(明治三十六年三月二十六日勅令第六一號)

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ専門學校トス

専門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第二條 北海道府縣又ハ市ハ土地ノ狀況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門學校ヲ設置スルコトヲ得但沖繩縣ハ此ノ限ニ非ラス

第三條 私人ハ専門學校ヲ設置スルコトヲ得

第四條 公立又ハ私立ノ専門學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 専門學校ノ入學資格ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノ

ト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術・音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル専門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 専門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 専門學校ニ於テハ豫科研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立専門學校ノ修業年限・學科・學科目及其程度並豫科・研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門學校ノ修業年限・學科・學科目及其ノ程度並豫科・研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管
理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ専門學校ノ教員資格ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

【第十條 公立専門學校ノ職員ノ旅費及給與ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一條 公立ノ専門學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴收セサルコトヲ得

第十二條 第一條ニ該當セサル學校ハ専門學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條乃至第十六條(省略)

實業専門學校の取扱 茲で問題となるのは、東京高等工業學校の如き高等なる實業教育を施す官立學校の取扱である。是等の學校は明治三十二年公布の「實業學校令」第十七條に據つて本令の適用より除外せられてゐるが、今此の「専門學校令」からも除外されてゐる。従つて斯る疑問の解決が要望されて來る。

是より先「實業學校令」改正の議論が各方面に起つた。その趣旨は様々で一概に言ふを得ないが、當時の社會は實業教育に對する認識少く、大學系統の教育を過重し、實業教育に入る者は量に於ても質に於ても大學系統に及ばず、斯る弊風を打破するためには更に「實業専門學校」を設けて、實業學校出身者に更に高等教育を授くる道を開くこと、即ち學校の聯絡の偏倚を矯むることもその一であつた。實業教育振興に就ては政府も深甚の注意を拂ひ、曩に實業教育局長岡田良平氏を歐米に派して各國の制度を視察せしめ、氏が總務長官に轉するや參事官赤司鷹一郎氏等熱心に研究を續け、その結果明治三十五年十一月「實業學校令」改正に關する事項として第七回高等教育會議に諮問するに至つた。議事に先ち菊池文部大臣は「實業學校令」改正に關する諮問案に關して次の如く説明してゐる。(文部省、實業教育五十年史)

第七回高等教育會議に於ける菊池文部大臣の演說要綱

(前略) 是と同時に又實業に關しても矢張り専門學校を設ける趣旨で實業學校令の改正を提出し、從來實業學校令では高等實業學校と云ふものに規定して居た、之を専門學校令に入れて實業専門學校なるものを設ける。即ち今日の高等實業學校を専門學校と爲さんとするものである。要するに今回の改正は從來種々の特權、種々の名譽が大學卒業生の上に賦與されて居るところから、學生は皆大學へ集まる傾向が著しい。然るに今日事業を執る上に必ずしも大學程度の高き教育を受けなくも十分間に合ふ。中學を卒業してから三年乃至四年位の學科を卒つた者で十分な職業が澤山ある。又斯る人々を需用する向が多い。大學に向ふ者もその多くは獨立した職業を取れるものになることを希望するのであるから、是に多くの實業専門學校を設け之に相當の特權名譽を與ふれば、此方の教育を希望する者が相當多くなると思ふ。又斯くすることが國家今日の急務である。即ち茲に専門學校中實業専門學校を今日より多く増設したき希望である。今日の場合大學の増設は國家の經濟が許さないから一先中止し、是に實業學校令の中に於て實業専門學校なるものを設けることとした。而して之を増設する計畫である。實業専門學校では職業を取るに當つて、是れだけのことが必要である、是れだけのことがあれば満足に職業が取れるといふ教育を與ふるものである。(中略)

實業に於ても唯一通り業務を取つて行くと云ふに足るだけの人のみでは十分でない、學問の蘊奥を修めて職業に従事する人が必要なりと思ふ。無論大學は大學で存して置かなければならぬ。さうすれば中學校から直に大學へ入れるといふことは到底出來ないことであるから其の間の繋ぎを取らなければならぬ。即大學豫備教育を與へなければならぬ。其の點に就ては今日の高等學校令は甚だ變なものである。其の目的は専門の教育を授くる處であると規定し、而して其但書に豫科を設けることを得ると云ふことがある。現在の實際に於て専門の學術を授くるは熊本工學部があるだけで、其他は但書の豫科が主になつて居る。故に高等學校令を廢止し大學の豫科は大學豫備門とすれは宜しい。専門の學校は専門學校で別にするがよいと思ふ。就

ては現在——高等學校の處分の問題であるが、東京・京都・仙臺・熊本の高等學校は豫備門に變へてしまふ。岡山と金澤の高等學校は工業専門に變へる。若し高等専門學校を更に二つ新たに設けるとすればそれは岡山と金澤をそれに變へる。其の外に仙臺の工学専門學校と熊本の工學部を擴張して、今日は機械學科と土木學科だけになつて居るのを是に採鑛冶金を加へて三學科とし、獨立して工学専門學校にする積りで諮問案が提出してある。

詰り斯の如く工学専門學校を起す。實業専門學校の中、工學のみが非常に多くなるやうに見えるが、工學には種々の學科がある。例へば同じ染色でも東京は毛織物、京都は絹織物、名古屋は木綿物を主にする、又或所には建築、或所には採鑛冶金、或所には電氣工學、或所には應用化學等、それぞれ違つたものであるから、數の多くなるのは已むを得ぬ。(中略)

是迄の學制の立て方に、行き止りがあるといふのは不都合だらうと思ふ。兒童の小學校を終りて中學に来る、中學からは何處にでも行ける、それから高等學校を経て大學に行かれることになるが、若し中學に這入らずに、中等の實業教育、即ち縣立の實業學校・農工商業學校に這入れれば、それを終つた曉にはそれで終らなければならぬ。所謂行き止りである。又高等實業學校も稍々同じである。これが教育としてはどうも困つたものであると考へる。可成行き止りのない様にした。即ち中等の實業學校から更に高等の實業學校に行ける様にした。又高等専門學校を卒業したものは大學に這入れる様制度を設けたいといふことを希望する。少くも府縣の中等の實業學校から實業専門の學校に這入ることに就ては、別に學制の上に如何といふことは規定出来ないが、學校の規則に於てさういふことは入れてある。

既に京都の工藝學校に於ては本科・別科を設けて本科は中學校を終つて來たものを入れる。別科は實業學校を終つて來たものを入れるといふので、其の修めるものは大概と同じであるが、そこに多少の違ひを設けてあるといふ規則になつて居る。神戸の商業學校では豫科を二通り設けて中學から來たものは豫科の一部に入れ、中等商業學校を終つて來たものは豫科の二部に入れるといふことにし、恰度一年終つたものは同じく本科に入れるといふことにしたらうといふので、さう云ふ原案

が出て居る。それから岩手の農林學校は兩方から這入れる事になつて居る。斯る次第を今度學制の大方針としてやり度いといふので、右の如き規則を編んだ譯である。

次の此の時の「實業學校令」改正に關する諮問案を左に示す。

諮問案第六、實業學校令改正に關する事項

一、工業學校、農業學校、商業學校及商船學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トスルコト

(中 略)

四、實業專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス、其ノ入學資格ハ中學校卒業以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムルコト
五、官立實業專門學校ノ修業年限・學科・學科目及其ノ程度ハ文部大臣之ヲ定メ、公立及私立實業專門學校ノ

修業年限・學科・學科目及其ノ程度ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニアリテハ設立者之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受ケシムルコト

六、公立及私立ノ實業專門學校ノ教員ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ナルヘキコト

1. 學位ヲ有スル者
2. 帝國大學分科大學卒業者
3. 文部大臣ノ認可シタル者

斯くて文部省は明治三十六年三月二十七日勅令第六十二號を以て「實業學校令」を改正し、實業專門學校を認め、實業專門學校は「專門學校令」に據るべきものとし、當校も他の六校と共に實業專門學校とせられた。

實業學校令中左ノ通り改正ス

第二條 實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

(中略)

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

札幌農學校・盛岡高等農林學校・東京高等商業學校・神戸高等商業學校・東京高等工業學校・大阪高等工業學校及京都高等工藝學校ハ本令施行ノ日ヨリ實業專門學校トス

即ち實業學校にして實業に關する高等の學術技藝を授くるものは同時に専門學校となるのであるが、然らば此等の學校は「實業學校令」の適用を受くべきものなりや將た「専門學校令」の適用を受くべきものなりやといふ疑問が起り得るが故に、實業學校にして高等の學術技藝を授くるものは之を實業専門學校とし、専ら「専門學校令」の適用を受くべきものなることを實業學校自ら規定して其關係を明にせんとしたのである。

2. 臨時教育會議

明治當初の教育の中心傾向は國民一般の教養の水準を高むることと國民の指導的 position に立つべき者の養成とに主力を注ぎ、實業教育に對しては大なる關心を示さなかつたが、日清戰役を契機として我國産業の根底が築かれ明治の末期より大正に至つて前章に述べたやうな異數の發達を遂ぐるに至つた結果、實業教育に關する社會の關

心が深まり、實業教育の發達を庶幾せしむること漸く熾烈なるものがあつた。

右に述ぶる如き社會狀勢の變遷と共に教育制度の上にも大なる變革が要望せられ、その根本方針を確立すべく妥當なる機關を設置することが要望せられた。是より先、明治二十九年間には「高等教育會議」が開かれたが、是は文部省系の學校職員、即ち何時にでも意見を聞き得る人々を以て構成されてゐたので諮問の効果を狭める傾きがあり、斯くて大正二年六月に之を廢止した。同時に「教育調査會」を設けて朝野の識者を網羅して討議せんとしたが、内閣の更迭と共に重要問題に觸るるを得なかつた。斯くて政府は大正六年九月二十日、勅令第五百十二號を以て、「臨時教育會議官制」を公布して、「教育調査官制」を廢止したのである。「臨時教育會議」は内閣總理大臣の監督に屬して、教育に關する重要事項を調査審議し、内閣總理大臣の諮問に應じ意見を開申し、又は内閣總理大臣に建議することを得るものとした。而して總裁一人、副總裁一人、委員四十名以内を以て組織し、特別の事項を調査審議するの必要ある時は臨時委員を置くこととした。

「臨時教育會議」に對し、内閣總理大臣より諮問したる事項は、小學教育・高等普通教育・大學教育及び専門教育・師範教育・視學制度・女子教育・實業教育・通俗教育・學位制度等極めて多方面に亘り、「臨時教育會議」は其の諮問に對し慎重審議の上、一々詳細なる決議を爲し希望條項を述べ理由書を附して答申した。此の決議事項は我國現行制度の基礎となつたものが多かつた。その中實業教育に關する事項を摘録すれば次の通りである。

師範教育改善決議事項

- 一、師範學校中學校高等女學校ニ於ケル實業科目ヲ受持ツヘキ教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト

一、實業學校教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト

女子教育改善決議事項

女子ニ適切ナル實業教育ヲ獎勵スルコト

實業教育改善決議事項

- 一、實業教育ニ關スル現在ノ制度ハ大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト
- 一、實業教育ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ益々其ノ振興發達ヲ圖リ國庫補助ノ増額其ノ他適切ナル獎勵ノ方法ヲ講スルコト
- 一、實業學校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ德育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト
- 一、實業學校ニ關スル行政機關ヲ整理スルコト
- 一、實業學校ニ關スル規定ハ一層之ヲ寬ニシ益々實際ニ適切ナラシムルコト
- 一、實業學校職員ノ待遇ヲ厚クスルハ現時ノ情勢ニ鑑ミ特ニ之ヲ急務トスルコト
- 一、實業學校ト實業界トノ聯絡ヲ一層密接ナラシメ相互ノ教育ヲ促進スルノ方法ヲ講スルコト
- 一、實業補習教育ハ益々其普及發達ヲ獎勵シ成ルヘク速カニ之ヲ全部又ハ一部ノ義務教育トナシ得ルニ至ラシムルコト
- 一、實業補習學校中特ニ其ノ程度ノ高キモノハ制度上別ニ之ヲ認メ其ノ職員ノ待遇ニ就キテモ相當ノ規定ヲ爲スコト

其他各般の決議に基き大正八年以後文部省は實業教育制度に多くの改正を加ふるに至つた。(明治教育制度發達史
第四卷乃至第六卷、及び文部省、實業教育五十年史)

「臨時教育會議」は専門學校に關しては「大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」と答申したが、大學に關しては「大學ノ分科ハ文科・理科・法科・醫科・工科・農科・商科等トスルコト」及び「大學ハ綜合制ヲ原則トスルモ單科制トナスヲ得シムルコト」として、單科大學をも認めるべきことを答申し、その結果大正七年十二月に

は「大學令」が改正せられ、單科大學を認むることとなり、次いで東京高商・地方醫專の大學昇格となつて現はれ、やがては當校も色々の経過を経て現在の東京工業大學に昇格した。此の経過に就ては便宜上後述「昇格の顛末」の項で述べたい。

3. 實業學校令・工業學校規程等の改正

「實業學校令」の改正 前述の如く明治三十二年二月に「實業學校令」が公布せられ、續いて諸種の「實業學校規程」の公布を見、我國の實業教育體制は大に備はつたのであるが、駭々として進展しつゝある産業狀勢に順應するためには、更に其の内容に幾多の改善を要すべき點があつた。先づ第一に當時の實業學校の規定によれば甲種實業學校は年齢滿十四歳に達せざれば入學することを得ず、義務教育修了との直接連絡を缺いて居る。これ一は實業學校に於る學科の大部分が稍々専門的性質を帯びて居ることから尋常小學校卒業の年少者に授くることの困難であること、其の效果の少いことから出たものであるが、翻つて考ふるに實業學校に入學者の少き一原因は義務教育との連絡なき爲めなることを思ひ、後に豫科を置くことを得るの規程になつたのである。然しながら豫科と本科とは唯に學科の性質を異にするのみならず教員も此に對して特別の任用を爲さなければならず、其他幾多不便の點が尠くなかつた。猶又工業教育に於ては農業・商業の二者に比して學校の種類が複雑で、工業學校・徒弟學校・工業補習學校等各種の學校あつて其年限學科目其他教育方法千差萬別にして之に伴ふ弊害あるのみならず、徒弟學校の如きは職工養成所として知られ一種劣等視せられつゝあり、爲に面白からざる結果を生じた例も

少くなかつた。斯くて、文部當局は工業學校長會議・工業教育調査委員會總會等の工業教育部門の外、各種の實業教育部門に諮問した結果、此際寧ろ從來の豫科を本科に合して、本科の修業年限を五ヶ年又は土地の狀況に依りて四ヶ年若くは三ヶ年の實業學校、工業學校としては如何との論據から中等工業教育を三年制乃至五年制の中等工業學校と工業補習學校とに二別して、徒弟學校は工業學校に含めて其の程度並に資格を上げることとした。斯くて大正九年十二月十六日勅令第五百六十四號を以て「實業學校令」全般に互る改正を爲したが、その改正の要旨は次の通りである。

(一) 實業學校の目的につき從來の「工業・農業・商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス」とあつたのを改め、「實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス」となした。(第一條)

(二) 徒弟學校は從來「工業學校ノ種類トス」と定められたのを改めて、全然工業學校と融合させて其の特別なる種類を認めないこととし(第二條)、單に工業學校の修業年限を後述改正「工業學校規程」に於て三年乃至五年とした。

(三) 市町村等の實業補習學校の設置に關し、從來は一般實業學校の設置と同様に「土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域内小學校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル」と云ふ法令上の制限があつたのを廢して、是が普及發達を便にした。(第四條)

(四) 舊令に於ては「商業會議所ハ實業學校ヲ設立スルコトヲ得」とあつたのを、新令に於ては更に之を擴張

して「商業會議所・農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ云々」と改めた。(第五條)

(五) 道府縣立の實業補習學校設置は「他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル」と云ふ從來の制限を廢して、獨立の府縣立實業補習學校を認めた。(第三條)

(六) 公立實業補習學校職員の名稱待遇は「公立小學校ノ例ニ依ル」といふ規程を廢し、同時に「公立學校職員令」に依ることとした。

工業學校規程の改正 「實業學校令」の改正に伴ひ諸種の「實業學校規程」も漸次に改正された。今「工業學校規程」の主要なる改正の要旨を擧ぐれば、次の通りである。

(一) 從來の豫科を廢し、尋常小學校卒業よりの連絡を認めたこと。(第一條)

(二) 工業學校・徒弟學校の種別を廢し、之を融合して單に工業學校の一制度とし、修業年限學科目について酌量の餘地をおき、これに依つて工業學校の整備充實を期したこと。(修業年限を尋卒後五年乃至三年、高卒後二年乃至三年とした)。(第二條)

(三) 學科目に改善を加へ人格の陶冶に留意して普通學の學習を相當多からしめたこと。(第十條)

(四) 工業學校相互の間又は他の學校との聯絡を開いたこと。(第三條)

(五) 女子に關する規定を設け、女子の工業教育に刷新を加へたこと。(第十條)

(六) 選科・專修科を設けることを認めたこと。(第十三條・第十四條)

(七) 夜間教授を認めたこと。(第十一條)

(八) 長期に亘り實習のみを課することを認められたこと。(第六條)

(九) 所在地の工場と連絡をとりその設備を實習教授に利用することを認められたこと。(第十七條)

實業學校と上級學校との連絡

從來専門學校及高等學校は中學校と連絡するのを本體として居た。實業學校より

は、二三の例外を除けば同一種類の實業専門學校例へば農業學校より高等農林學校に入學する事が夫々の學校に於て個別的に認められて居たに過ぎず、實業學校と上級學校との連絡は圓滑を缺いて居た。實業學校より進んで高等教育を受ける爲には少なからざる不便を感じ殆ど不可能に近かつたのである。斯くて大正十三年文部省告示に依つて實業學校卒業者を中學校卒業者と同等以上の學力を有するものと指定し如上の不安を一掃した。(文部省實業教育五十年史)

文部省告示第百九號(大正十三年三月十二日)

専門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依り左記ノ者ヲ専門學校入學ニ關シ中學校若クハ修業年限四年ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定ス

一、男子實業學校卒業者

但シ尋常小學校卒業程度ヲ專テ入學資格トスル修業年限五年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ卒業者ニ限ル(中略)

一、女子實業學校卒業者

但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ卒業者ニ限ル

第二項 工業教育機關

1. 明治時代の工業専門學校の狀況

先づ最初に明治時代に於ける本學と同程度の工業専門學校の動向を擧げ、次に大正時代の擴張に就て述べよう。(文部省・實業教育五十年史に據る)

大阪高等工業學校 明治三十四年五月十日大阪高等工業學校と改稱した。前述の如く學科は始め機械工藝科・化學工藝科の二科であり、明治三十年機械工藝部・化學工藝部の二部とし、機械工藝部に機械科を、化學工藝部に應用化學・染色・窯業・醸造・冶金の五科を置き、明治三十二年六月造船部を増設し、之に船體・機關の二科を置いたが、明治三十六年學部を廢し船體科を造船科に、機關科を船用機關科に、明治三十九年五月冶金科を採鑛冶金科に改め、同年九月染色科を廢し、明治四十一年二月電氣科を置き大正三年九月窯業科を廢した。

名古屋高等工業學校 名古屋高等工業學校は明治三十八年勅令を以て文部省直轄學校として設立せられ、學科を土木科・機械科・建築科・機織科及色染科の五種とした。

熊本高等工業學校 本校の前身は第五高等學校工學部で同校長中川氏の建議により、明治三十年四月創設されたものであるが、明治三十九年同工學部を第五高等學校より分離し、熊本高等工業學校と改稱した。土木工學・機

械工學・採鑛冶金・電氣工學の四科を置いた。

仙臺高等工業學校

明治三十九年三月二十九日勅令第四十一號を以て文部省直轄學校の一として設立された。學

科は土木・機械・電氣の三科である。其後、明治四十五年四月一日より東北帝國大學の所轄に移り東北帝國大學工學専門部と改稱し、大正十年三月三十日東北帝國大學の所屬を離れ仙臺高等工業學校と改稱した。

米澤高等工業學校

明治三十九年山形縣知事より米澤市に高等工業學校を設置せられんことを文部大臣に上申し建築費として四十年より四ヶ年繼續事業を以て十萬圓寄附の件稟申、米澤市は敷地二萬坪を寄附の件稟申するところあり、明治四十二年三月二十六日勅令第六十六號を以て同校の設置が公布せられ十月一日開校し、初め染織・應用化學の二科を置き、後改めて色染・紡織・應用化學・機械・電氣の五科となした。

秋田鑛山専門學校

明治四十三年秋田縣は校地を、藤田傳三郎・岩崎久彌・古河虎之助三氏は創立費三十五萬圓を寄附して同校設立を議決し、四十三年三月二十六日勅令第六十六號を以て同校設置を公布し、四十四年四月より開校した。始め採鑛・冶金の二學科を置いたが後鑛山機械・燃料の二學科を増設した。

2. 大正時代に於る高等工業教育の擴充

然しながら斯る少數を以てしては世界の一流國に伍し得ざることとは極めて自明であつた。果然大正の第一次歐州大戰に際會して、此の缺點は泌み／＼痛感された。そしてその結果高等教育の大擴張となつたのである。

寺内内閣時代に既に岡田文部大臣は斯る意圖を抱いて居たが實現するに至らずして更迭し、原内閣に至つて中

橋文部大臣によりて實現せられ、多年輿論の要求たる高等教育機關の大擴張が實現された。原内閣が高等教育機關擴張を計畫しつゝある時、皇室に於ては御内帑金一千萬圓御下賜の御沙汰があり、原内閣は四千四百五十餘萬圓の追加豫算を第四十一議會に提出した。此の計畫は大正八年度より大正十三年度に至る六ヶ年間に總收容力を二萬人に達せしめ、高等學校は現在の八校を二十五校に、高工八校を十八校に、高等農林五校を十校に、高等商業五校を十二校に、外語一校を二校に、藥學專門學校を二校まで増設し、其の他既設の學校の擴張又は大學豫科の新設等により大々的擴張の斷行を企圖したのである。(文部省、實業教育五十年史)

以上の内當校と同程度なる高等工業學校の増設されたものに就て略述して見よう。

桐生高等工業學校 同校は明治四十五年一月群馬縣より同校敷地約一萬五千坪及設立費三十五萬圓を寄附し、大正四年十二月勅令第二百三十五號を以て桐生高等染織學校の設置を公布された。創立當時の學科は色染科と紡織科で、其後大正八年三月更に應用化學科を加へた。

横濱高等工業學校 大正五年十二月神奈川縣知事より横濱市に高等工業學校設置の申請あり、同時に四ヶ年間繼續を以て創立費七十五萬圓及敷地二萬坪の寄附申込、更に翌年一月横濱市より四十五萬圓の寄附を受け、九年一月同校創設の勅令が發せられた。創立當時の學科は機械工學科・電氣化學科及應用化學科である。

廣島高等工業學校 同校は大正九年一月の創立に係る。廣島縣は廣島市に高等工業學校設置の必要を認め大正六年度より四ヶ年繼續にて創立費七十五萬圓及其敷地一萬五千坪の寄附申出あり、文部省は之を採納して大正七年四月より校舎の新築工事に着手し、九年四月より授業開始を見た。創立當時の學科は機械工學科・電氣工學科・

應用化學科・醸造學科である。

金澤高等工業學校 大正五年九月二十二日石川縣知事より大正六年度に於て敷地買收費として金六萬圓、更に同七年四月十九日創立費として大正七・八兩年度に各十二萬五千圓、九年度に二十七萬五千圓、十年度に十九萬五千圓、合計七十二萬圓の寄附方申請あり、同十月三日建築工事着手の運びとなり、九年十一月二十六日勅令第五百五十一號を以て同校の設立を見た。創立當時の學科は土木工學科・機械工學科・應用化學科の三學科であつた。

明治専門學校 同校は元私立明治専門學校と稱し、福岡縣戸畑市男爵安川敬一郎及び同市松本健次郎の兩氏が同校創立費として金三百三十萬圓（大正七年以降三萬五千圓追加寄附）及敷地七萬八千七百七十六坪を出捐、明治四十年七月の創立に係り、明治四十二年四月に開校された。當時は學科は鑛山學科・冶金學科・機械學科・應用化學科・電氣工學科の五科として修業年限は豫科一年・本科各三年であつた。大正十年三月文部省に移管されるや、學科の名稱を鑛山工學科・冶金工學科・機械工學科・應用化學科・電氣工學科と改め、豫科を廢し修業年限を四年に改めた。

東京高等工藝學校 同校は大正十年十二月九日勅令第四百五十六條を以て設置を公布され、翌年四月二十五日授業を開始した。學科は工藝圖案科（工藝彫刻部）・金屬工藝科・精密機械科・木材工藝科・印刷工藝科（寫眞部）を置いた。

神戸高等工業學校 大正六年八月兵庫縣知事より神戸高等工業學校設置の申請あり、越えて大正八年兵庫縣知事及神戸市長より百九萬八千圓を寄附した。斯くて大正十年十二月九日勅令第四百五十六號を以て同校の設立を

見、翌十一年六月二十四日より授業を開始した。學科は當初建築科・電氣科・機械科を置いた。

濱松高等工業學校 大正七年政府は高等諸學校創設擴張の計畫を定め、高等工業學校は六校を創設することとし、其の一枚を濱松市に新設することに決定した。靜岡縣は金四十七萬五千圓、及敷地約一萬五千坪を寄附すべきことを申請して許可せられ、大正九年工事を設計し工程を進めて同校の設置を見るに至つたのである。學科は機械學科・電氣學科・應用化學科を置いた。

徳島高等工業學校 大正十一年十月二十日勅令第四百四十一號を以て文部省直轄學校官制を改正し同校を設置され、同十二年一月二十日同校規則を制定、同四月授業を開始した。創立當時の學科目は機械工學科・應用化學科・土木工學科の三學科であつた。

長岡高等工業學校 大正十二年十二月十日勅令第五百一號を以て文部省直轄學校官制を改正して、同校設置が公布された。學科は電氣工學科・機械工學科・應用化學科の三科を置いた。

福井高等工業學校 大正十二年十二月十日勅令第五百一號を以て文部省直轄諸學校官制を改正し、福井高等工業學校設置の件が公布された。學科は建築科・機械科・纖維工業科(紡績分科・色染分科に分る)の三科であつた。

山梨高等工業學校 大正十二年八月山梨縣知事より同校創立に關し敷地として一萬五千餘坪(價額九萬圓)及創立費として金三十二萬五千圓寄附の件出願、同年十一月文部大臣より許可せられ、大正十三年九月勅令第二百二十二號に依り文部省直轄學校官制を改正同校設置を見、同十四年四月授業開始。學科は機械工學科・電氣工學科・土木工學科であつた。

第四節 當校の沿革

第一項 校名 改稱

明治三十四年五月十日勅令第九十九號を以て當校は爾後東京高等工業學校と稱することとなつた。別掲工業教員養成所の項で述べるやうに、「實業教育費國庫補助法」實施の結果として地方に中等程度の工業學校が續々と設置せられたので、當校従來の東京工業學校なる名稱を以てしては是等と混同せらるる嫌があり、高等學校程度なる當校（尋常中學校卒業程度の者を收容して修業年限三年）の實に副はなかつた。（當時の高等學校令は高等學校を「専門學科ヲ教授スル所」と規定し、三高五高には工學部が置かれてゐた）。（明治以降教育制度發達史、第四卷）のみならず當校と同程度の高等實業學校たる高等商業學校（現在の東京商科大學）は中等程度の地方商業學校と區別するため早くも明治二十年より高等商業學校と改稱してゐた（東京商科大學、日本商業教育五十年史）。斯る狀況に鑑み、當校も爾今東京高等工業學校と改稱することになつたのである。當時の事情に關し明治三十四年度の當校「學校長報告」には次の如く報告されてゐる。

本年五月勅令第九十九號ヲ以テ本校ハ自今東京高等工業學校ト改稱セラレタリ是レ即チ本校教育ノ程度ハ高等學校ニモ比スヘク又各地ニ工業學校ノ設置アリテ本校ト混同セラルルノ嫌アルヲ以テ本校従來ノ名稱ニ高等ノ

二字ヲ附セラレタルモノニシテ此際特ニ本校教育ノ程度ヲ高尙ナラシムルニ非ルナリ故ニ本校教育ハ猶從前ノ如ク實技ノ練習ニ重キヲ置キ兼テ學理ヲ修得セシメ適良ノ技術者ヲ養成スルノ主旨ハ校名改稱前ト異ルコトナキナリ。

されば校名改稱は當校の昇格ではなく單なる改稱に留り、從つて此年に學校規則・學科課程等の改正は無かつた。唯改稱前後より教官の充實には愈々拍車をかけたらしく、「學校長報告」には數多くの當時歸朝又は洋行中の當校教官を報じた後、「是等諸専門家カ其既得ノ學識經驗ニ加フルニ更ニ歐米國ニ於ケル日新ノ工業ニ就キ觀察シタルノ結果ハ……久シク本校ノ教職ニアリテ益々經驗ヲ重ネタル諸教官ト共ニ兩々相對シテ生徒カ享受スル所ノ裨益ハ多カラストセサルナリ」と報告してゐる。

第二項 當校規則等の變遷

變遷の概況

當期間（明治三十四年五月——昭和四年三月）に於る當校の主要なる變遷を挙げると、次の如くである。（各年度の當校一覽・東京高等工業學校四十年史、其他の資料に據る）

一、前述の如く工業學校時代の第一次擴張計畫は第九議會の協賛を経て實施されたが、之を以て足れりとしないので、當校は文部省に第二次擴張を希望し幸に政府も之を容れて第十三帝國議會に當校第二次擴張案を提出し

た。そこで當校も工業教育振興の急務なる理由を草し、之を當局上司及貴衆兩院議員に提出して其參考に資した。同草案は頗る長文であるから、左に其大要を擧げる事にする。

方今我邦ノ利源ヲ開發シ國富ノ増殖ヲ圖リ以テ國力ノ伸張ニ資セントセバ我邦ヲシテ工業國タラシムルヨリ急ナルハナシ。蓋シ輿論ノ趨向ト政府ノ方針亦此ニアルベキヲ信ズ。然ルニ今日猶ホ學理ヲ應用シタル機械類若クハ化學製品ノ如キ其輸入ハ増加スルモノ一方ノミニ偏セリ。且ツ夫ノ海外航路ノ如キ政府ハ銳意之ヲ獎勵セラルルモ我輸出ノ貨物ハ依然トシテ未製品多キヲ占メ又羊毛輸入税ノ如キハ廢止セラレタルモ毛織物ノ輸入ハ却テ増加セルニアラズヤ。斯ノ如キ事例ハ枚擧ニ遑アラズ。且ツ夫レ方今我邦ノ資本家ハ有利ノ工業ヲ起サントスルノ希望ヲ懷クモノ多キモ逡巡敢テ著手スルモノ稀少ナルハ何故ゾ。是レ他ナシ工業ノ源流タル技藝教育ノ施設完カラズ隨テ適良ノ技術者ヲ得ルコトノ難キニ原因セスンバアラズ。今ヤ我邦固有ノ物産中ニハ稍々改良ノ結果ヲ收メタルモノナキニアラズト雖モ尙進ンデ其改良ヲ要スルモノ極メテ多シ。固有ノ物産猶ホ且然リ況ンヤ日新工業ノ製品ニ於テヤ。又諸外國ト改正條約實行ノ結果彼我競争ノ激烈ナルベキハ逆メ睹ルニ難カラズ已ニ現今邦人ノ外國ニ在ルモノハ其工場ノ觀覽ヲ謝絶セラル、ニ到レリ。是レ邦人タルモノハ愈々奮勵工業獨立ノ地位ヲ鞏固ニスルノ決心ナカルベカラザルノ秋ナリ。而シテ其決心ノ實行ハ先ヅ技術者養成ノ外ニ求ムベカラズ。歐米諸邦工業進歩ノ原因皆技藝教育ノ獎勵ニ基クモノ亦故ナキニアラザルナリ。

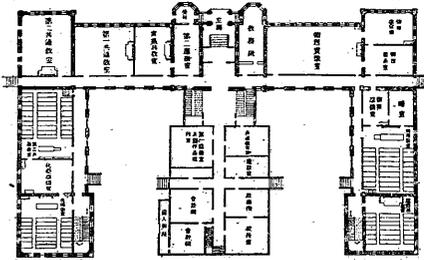
斯ノ如ク技術者ノ養成ハ實ニ刻下ノ急務ニ迫レルヲ以テ我政府モ從來技術者ノ養成ニ關シテハ施設スル所尠

カラズト雖モ我國力伸張ノ程度ニ比ストキハ規模頗ル狭少ナルノミナラズ一般教育系統上ヨリ觀ルモ其施設、偏重偏輕ノ憾ナキ能ハズ。是故ニ技術者養成ノコトハ他ノ必要ナル國家事業ト駢進ヲ期シ一日モ之ヲ忽諸ニ附スベカラズ。

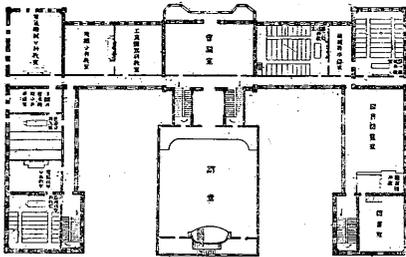
この草案の趣旨は幸に當事者の賛成を得て、國庫は特に四會計年度に亘つて約四十五萬餘圓を支出することとなり、遂に本校第二擴張が實現せらるゝに至つた。而して本擴張の主なるものは校舎の改築・實修工場の増築並に實修用機械の設備を充實する事等であつて、此築造は三十六年三月竣成を告げ、機械も漸次増設するを得た。明治三十六年完成當時の校舎の平面圖は次掲の通りである。(明治三十六年度當校一覽)

圖面平舍校學業工等高京東
(年六十三治明)

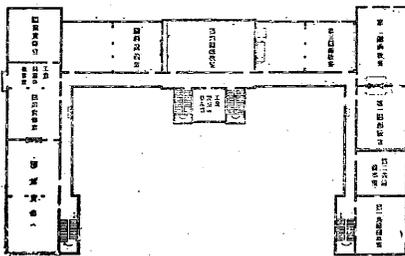
圖面平舍校



階二圖面平舍校



階三圖面平舍校



當時の校舎の狀況に關して東京工業大學工務課長橋節男氏は次の如く回想してゐる。

當時の校舎の模様を回顧すると、其本館は明治三十五年頃の建築であるが煉瓦造マニサード・ルーフ式の三階建てで、當時の建築科長滋賀重列氏が文部省の囑託を受けて設計監督せられたものである。當時先生は米國イリノイス大學を了へて歸朝早々の際であつたから、其建物もイリノイスの建築に酷似したものであつた。その他の工場等諸建築も凡て煉瓦造か木造で、建築科製圖室等は、維新時代の藏前の米廩の跡をその儘使用して居つたやうな次第で、石造平家建てであつた。何しろ今日の鐵筋コンクリート建築といふものが漸く試験的に極めて小規模な建物に應用され始めた當時であるから鐵骨やコンクリート等の建物は、勿論皆無であつた。

一、明治三十五年九月規則を改正し、從來授業料一學年金十五圓であつたのを金二十圓に増額した。同月「文部省直轄學校外國人特別入學規程」に據り外國人に入學を許可する制を設けた。これ清國韓國其他の東洋諸國人は自國に於ては工業教育を修むる途がない爲我が國に留學し、當校に入學を志望するものの數が漸次増加した爲に規定を定めたのである。(附屬豫備部の項参照)

一、同年十二月規則を改正したが、其要點を記すと次の如くである。(一)建築技術者の需要が多くなつて來たので當校にも建築科を新設した。但し設備等の關係上即座には實施されなかつた(二九〇頁参照)。(二)工業圖案科の生徒は技術の成績如何に依り修業年限を延長し得ることとした。是れ圖案の如き天稟の才能を要すること多きものは一定の年限内に成業を期することは至難であるからである。(三)當時全國中學校の數は激増して二百數十校を算せられ其卒業生の當校に入學志望するもの多く、従つて一般入學志望者を募集するの要なきに至つたので、之を廢止し中學校卒業生若くは之と同等以上の學力ありと檢定せられたる志望者に就き募集すること

ととした。(四)聽講生の制度を新設し主として當業者に聽講の便を與へ、但し當分染織科及窯業科の二科に限

り之を實施した。

一、明治卅六年五月二十六日當校創立第二十回記念日にはじめて校内を一般に公開し、工場を參觀せしめ午後より餘興を催した。當時の狀況に關し次の如く記されてゐる。

工業及工業教育の過渡期に於て本校創立記念日に校内を開放し一般の觀覽に供したる動機と其の效果に就きて聊か一言せんとなす。抑も日露戰役前に於ける我國の工業教育機關は極めて寥々たるものにて僅に本校と大阪の二高等工業學校と地方に低度の工業學校十指を算ふるに過ぎず。又民間工業も徴々として振はず。之を現時の隆昌より見れば夢想だに及ばざるの感あり。然れば手島校長は常に之を慨し造次にも顛沛にも今後の日本は主として工業及工業教育を國是とせざるべからざる所以を口に筆に熱心之を號呼すると同時に、其の實際を一般に周知せしむることのより多き效果あることを痛感するところありて明治三十六年五月廿六日の創立記念日を卜し始めて校内を開放して一般の觀覽に供したり。此日生徒は實驗や實修を行ひて來觀者の質疑に應答し、一面には其の結晶たる製作品を陳列して



第一回の校内開放

教育の効果を現示し、尙希望者には實費を以て之を分ちたる等、大に工業及工業教育に對する觀念開發に資したり。爾來毎年の創立記念日には之を定例となせしを以て、東京市民は著名なる市内年中行事の一として其の開期を待望し、當日に於ける來觀者は實に數萬を算ふるの盛況を呈せり。時には二日或は三日に涉り開放したるも、尙一般の満足を得ざるが如き觀ありき。されば過渡期に於ける這般の施設は洵に效果の多大なりしを疑はず、本校の歴史として逸すべからざるものなり。

一、明治三十七年一月規則を改正し、入學志望者は三個以内の志望學科を指定し得ることとした。これ従前志望學科は一學科に限定して居た爲、志望者の多き學科には俊秀の生徒を得るに難からざるに反し、其尠きものには學力稍々不足なる憾があつて同一に授業するのに不便な場合も生ずる事があつたので、全生徒の學力を均一ならしめる爲である。又中學校及工業學校の卒業生には當該學校長より推薦して來た者には、當校に於て適宜の檢定を施し若干名を限り入學の當初より學資を貸付することを得る制を設けた。これ多年教育して來た當該學校長の推薦に重きを置く事にしたのである。

一、明治三十八年二月授業料を一學年金貳拾五圓に増額したが、これは頻年物價騰貴の爲校費を増加する必要上其の一助に資する爲である。

一、同年九月規則を改正した。其主なるものは中學校優等卒業者に無試験入學を許可するのである。則ち當校に於て適當と認めた中學校の卒業者の中三學年以上當該學校に在學し、及第者中首位より起算し全數の十分の一に至るまでの席次を有する者の入學志望者に對しては其の在學中の學業の成績其他の要件を檢定した上、試験を須ひずして入學を許可する事とし、其許可すべき人員を各學科募集定員の約半數に定めた。是れ在地方受験者の試験を中學校長に依囑するのは彼此の煩累多きのみならず弊害も生じ易いものであるから、同依囑の制を

廢すると同時に、此優等生選抜の制を設けたもので、本改正は明治三十九年四月生徒募集の時より實施した。
 一、同年十一月「外國生徒豫科規程」を設け、外國人にして當校各本科生として入學を欲するものに、一箇年間基礎學科を授け、且つ邦語に熟達せしめ、終末試験に合格した者を本科に編入することとした。

一、明治三十九年三月「特別生規程」を設け、外國人の入學等に關する事項を規定し、外國生徒豫科規程を廢止した。同年十一月當校規則を改正し、生徒の保證人を廢した。(附屬豫備部の項參照)

一、明治三十九年五月はじめて校旗を制立した。この校旗は當校工業圖案科の考案に係るものである。而して同年の「東京高等工業學校一覽」の校長報告には

校旗ハ本校ノ精神ヲ表顯スヘキモノニシテ本校ノ事業ハ國家ノ進運ト共ニ進歩シテ校旗ノ光明ヲ顯彰センコ

トヲ期セリ

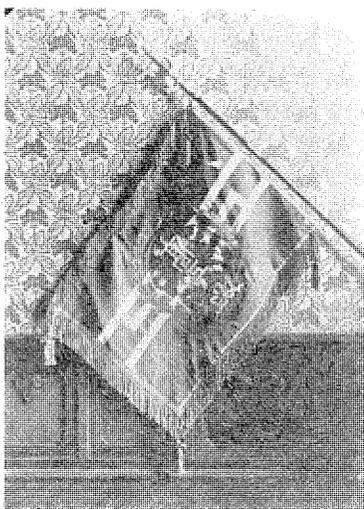
とある如く、校旗は當校精神の象徴であるので、校旗に對しては嚴肅な態度を以て臨むべしとなし左記の規程を制定した。

校旗ニ關スル規程 (明治三十九年五月制定)

第一 校旗ハ常ニ會議室ニ安置スルモノトス

第二 旗手ハ優等生中ヨリ毎學年ノ初メニ於テ三名ヲ選拔シ護衛者ハ其他ノ優等生若干名ヲ以テ之ニ充ツ

第三 校旗ノ授受ハ校長之ニ當リ旗手及護衛者ハ指揮者ノ命ニヨ



東京高等工業學校校旗

リ之ヲ受領シ又ハ返納スルモノトス

但指揮者ハ教官中ヨリ之ニ充ツ

第四 旗手校旗ヲ受領シタルトキハ豫メ整列セル職員及生徒ノ正面中央前凡二十歩ノ處ニ至リ停止スルモノトス

第五 整列セル職員及生徒ハ校旗ニ向ヒ脱帽敬禮シ且ツ校歌ヲ唱フ

第六 校旗ノ捧持法及其敬禮ハ左ノ如シ

一、旗手列中ニ在ツテ停止又ハ行進スルトキハ旗鏝ヲ右臑骨部ニ當テ右肘ヲ後ロニシ左手ヲ以テ右手ノ下部ヲ支ヘ旗頭ハ僅カニ前方ニ傾カシムルモノトス

二、校旗敬禮ヲ行フヘキトハ受禮者ヲ距ル凡ソ六歩ノ所ニテ旗手ハ右手ヲ旗竿ニ沿テ眼ノ高サニ上ケ旗鏝ヲ右臑骨ヨリ離ス

ユトナク右手ヲ前方ニ伸シテ旗竿ヲ殆ント水平ニシテ受禮者ヲ過クル凡ソ六歩ノ所ニ至リテ定規ノ捧持方ニ復ス

第七 校旗ニ出會スル職員及生徒ハ凡ソ三步前ニ停止シ帽ヲ脱シ注目スルモノトス

第八 旗手及護衛者ハ特定ノ徽章ヲ附スルモノトス

一、明治三十九年五月二十六日當校創立滿二十五年の祝典を舉げた。事 叡聞に達し、同年七月三日特に皇太子殿下（後の 大正天皇）の台臨を辱うした。

一、同年に校歌もはじめて制定された。我校の精神は其の帽章の櫻花に依つて象徴されて居るが、古來櫻花は武士道精神の象徴として、我が國花とさへ言はれて居る。故に校歌の作詞者中村秋香氏も、この櫻花に托して我校の精神を美しく且つ力強く歌つて居り、又東京音樂學校の作曲もこの歌詞をよく生かしてゐた。（作曲者は東京音樂學校）

一、明治四十年四月彙に新設の儘實施を見なかつた建築科の授業を開始した。

一、同年九月規則を改正し、中學校卒業者にして當校の入學

試験を受くるものの資格を、「本校ニ於テ適當ト認めタル中

學校」と規定した。是れ公私立中學校認定に關する規則に

據つて未だ認定せられない中學校又は其認定を取消された

中學校の卒業者の入學を阻止せんとする主旨からである。

一、明治四十二年十月「商議委員會規程」を改正し、從來文

部省又は其所屬高等官二名、農商務省高等官二名であつた

のを各三名とした。

一、明治四十三年三月勅令第六十六號「文部省直轄諸學校官

制」改正に依り、從來は當校附設工業教員養成所の附屬で

あつた工業補習學校を當校の附屬と改めた。

一、明治四十四年三月規則を改正し、授業料一學年金貳拾五

圓を金參拾圓に増額した。又朝鮮・臺灣及樺太人の入學志

望者中其學力が規則第十五條の入學試験に應ずるに足らずして「特別生規程」に規定せる特別豫科の課程を履修せし

歌 校 業 工 等 高 京 東

曲 作 校 學 業 音 京 東 歌 作 各 伙 村 中

歌 詞

一 章
 此の地は、名に流るる水、
 陽の川、西の岸、
 此の地は、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、

二 章
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、

三 章
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、
 此の地、此の地、

むる要ありと認めるときは試験の上該豫科に入學を許可することとした。

一、同年八月規則を改正したが、其要點を記せば左の如くである。(一)染織科の色素・機械の二分科を色素科・紡織科とし、電氣科の電氣機械・電氣化學の二分科を電氣化學科・電氣科として各獨立の一分科とした。従來是等の學科を分科としたのは、當時色素・機械の二分科に課する學科目は概ね近似するのみならず、同一に教授するものが多い爲、同一科内に置くのが教務統一上便宜であつたからである。又電氣機械・電氣化學を分科として電氣科に屬せしめたのは、當時電氣化學科に收容する生徒は其數極めて僅少にして獨立せしむるに足らなかつた程であり、二分科共電氣工業に屬するとの故を以て便宜上一時同一科内に置いたのであつた。然るに染織業は益々分業經營せらるるに至り、隨つて是が教育も専門に攻究せしむる必要が生じ、其の學課目も同一に教授するものは殆ど稀となつた。一方電氣化學生徒の數も漸次増加したので、是等の分科を各々獨立せしむる必要が生じたからである。(二)工場實修並に工場實修と看做す學科目に缺席が多い生徒に對しては、便宜の日時に於て之を補修せしむることとした。是れ當校の教育は實技に重きを置くから其教旨の貫徹を期せんとする爲であつた。(三)無試験檢定に依り入學を許可せられなかつた者に對し、試験檢定に應ずることを得させることとした。

一、大正三年九月規則を改正し、工業圖案科を廢する事となつたが、現在生徒の教育は卒業迄東京美術學校に委託することとした。同時に大阪高等工業學校の窯業科が廢止せられ、當校の窯業科に併合せられた結果大阪高工窯業科在學の生徒二十四名は當校に轉學する事となつた。

一、大正四年五月二十六日當校創立三十五年の祝典を舉行したが、之を記念せんが爲め、當校出身者等の出品に係る第一回工業品展覽會を開催した。事寂閑に達するや特に皇太子殿下（今上陛下）の台臨御親閲の榮を忝うした。

一、大正四年十一月規則を改正した。其主なるものは、從來學年が九月より翌年八月迄であつたのを、四月より翌年三月に至る間に改め、以て中學校等の卒業者に卒業後直に入學し得る便を與へた。又入學志望者は三個以内の志望學科を指定し得る規定であつたのを二個以内と改正した。是れ第三志望は實現せられたことがない爲である。

第一回工業品展覽會

一、大正五年五月「本校創立二十五年記念獎學資金研究成績優良者賞與規定」を制定し、（一）職員並生徒工業上の研究に従事し其成績佳良なるとき、若くは工業上有益なる發明發見を爲したるとき（二）職員、工業上の研究成績に對し内外國の一にて特殊の表彰を受けたるとき（三）本校卒業者にして工業上有益なる發明發見を爲したるときは、孰れも之に賞金を與ふることとした。



一、大正五年九月廿二日校長手島精一氏願に依り本官を免ぜられ、教授阪田貞一氏が校長に任ぜられた。

一、大正七年九月規則を改正し、授業料を一學年金參拾五圓に増額した。世界的大戰争後物價の暴騰したのに因るのである。

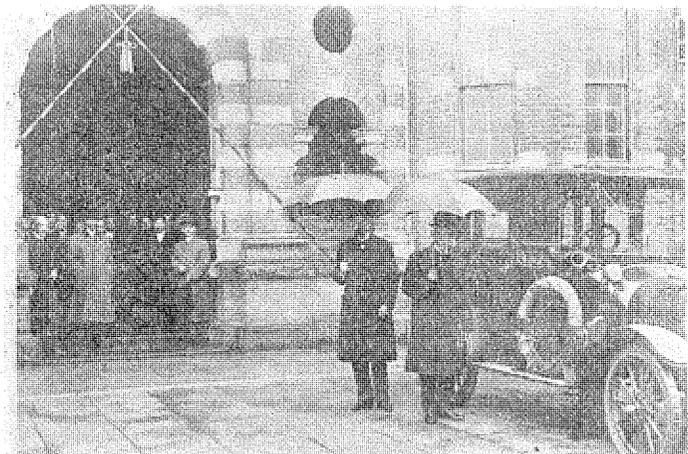
一、大正八年十一月十日 皇后陛下畏くも本學園に行啓あらせられ校内親しく御巡覽の上御便殿に於て御休憩の際文部大臣及當校長を御前に召させられ特に左の御言葉を賜はつた。

今日ハ種々ノ實修實驗等ヲ見テ誠ニ満足セリ唯時間ニ限りアリテ十分ニ見ルコトヲ得ザリシハ遺憾ナリ本校ガ帝國ノ工業界ニ寄與スル所ノ多大ナルベキハ今日ノ巡覽ニヨリテ一層切ニ之ヲ感ジタリ今日ノ次第ハ

陛下還幸ノ後ニ委シク申シ上グヘク定メテ御満足アラセラ
ルベシ尙職員一同今後益勵精シテ我が工業教育ノ爲ニ力ヲ
盡サンコトヲ望ム

一、大正九年九月規則を改正し、外國人の授業料を本科及選科共本邦人と同額となし、内外人の差別を撤廢した。

一、同年十二月一日校長阪田貞一氏薨去し、同月二日教授吉武



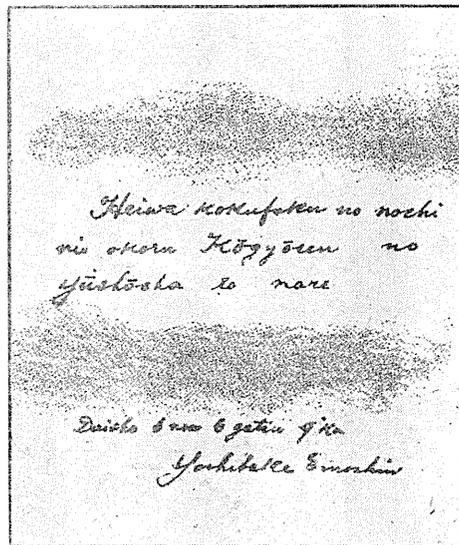
手島校長退任

榮之進氏校長事務取扱を命ぜられ、同月廿一日校長に任せられた。

一、大正十年三月勅令第四十九號「文部省直轄諸學校官制」改正を以て附屬工業補習學校が廢止せられた。(附屬工業補習學校の項參照)

一、大正十一年五月規則を改正したが、其主要なる點を擧げると左の如くである。(一)無試験檢定にて入學し得る者の資格は、従來は「中學校卒業者ニシテ最終學年ノ成績カ其學級ノ及第者中首位ヨリ起算シ全數ノ十分ノ一マテノ席次ヲ有スルモノ」であつた

のを改めて、第三學年以上の各學年に於て上記の席次を有するものとして、一層の優良者を入學させることとした。(二)品行善良遅刻早退缺席なく學業を勵精するものに賞牌を授與する制を廢した。此の賞與の制は一面獎學上効益少くはないが、又他の一面に於て弊害の生ずる事もあつたので、寧ろ廢止するを可としたからである。(三)修業證書を授與したる者に爾後の實績を考查して、更に「卒業證書ヲ授與スルコトアルヘシ」と規定した。是れは修業證書を受けたるものにして實際に於て好成绩を擧げ卒業者として之を遇しても遺憾のないも拘らず、之を拯ふ途のないのは適當でないと思つたからである。(四)授業料一學年金三十五圓を五拾圓に増



吉武氏文字

加し、一般實業専門學校に於る授業料増額と其の歩調を同一にした。

一、大正十二年九月一日關東大震災火災に罹災し、校舎並校具共全部が烏有に歸したので、同年九月八日上野公園内東京美術學校の教室の一部を借受け、假事務所を設けたが、交通機關杜絶し不便を感じたるに依り、同月十一日小石川區大塚東京高等師範學校附屬小學校第三部の校舎内に移轉し善後處置を講じた。

一、同年十月十五日市外目黒町駒場東京帝國大學農學部の敷地並建物の一部を借受け、本校並附設工業教員養成所は更に同所に移轉し（附屬職工徒弟學校は東京高等工藝學校へ移轉）復興に着手し、同時に授業の準備を整へ十一月一日より授業を開始した。

一、大正十三年一月田園都市株式會社と敷地の交換成立し、當校敷地は市外碑倉町平南大岡山と決定したので直ちに校舎の假建築に着手し、竣成を俟て同年四月一日より移轉を開始し、同月二十一日始業式移轉開校祝賀式を舉行し翌二十二日より授業を開始した。

一、大正十三年三月勅令第五十八號を以て、東京高等工業學校附屬職工徒弟學校を廢止した。

一、大正十五年三月規則並特別生規程を改正し、特別本科の稱呼を廢止して本科生中に於る内外人の差別を撤廢し、且特別豫科を特設豫科と改稱した。
(附屬豫備部の項參照)

一、大正十五年六月三十日校長吉武榮之進氏は願に依り本官を免ぜられ、教授中村幸之助氏が校長兼教授に任せられた。

一、同年に新しき校歌が制定された。前述の如く明治三十九年に校歌が定められたが、當校が震災後大岡山に移

轉するに伴ひ「堤の櫻名に流れたる隅田の川の」なる歌詞にそぐはぬものがあるので、大正十五年土井晚翠氏
作歌、永井建子氏作曲に依つて新しき校歌を制定した。

校 歌

作 詞 土 井 晚 翠
作 曲 永 井 建 子

(一) 先には墨田の

流の岸に

今はた碑衾

大岡山に

東京高等

工業學校

ほまれの歴史と

望の未來

つとめよ幾千

あゝわが健兒

(二) 亞細亞の光と

かゞやく日本

東亞の一隅

波みな捲げば

國是は畢竟

工業重し

祖先の教よ

子孫の幸よ

つとめよ幾千

あゝわが健兒

(三) 形と色とに

巧をしめす

譜 歌 校

Maestoso

さきにはすみだのながれのさしに
いまはにひぶすまおほおかやまに
とうき - こふとろこうき - がくこ
はまれのれしとのぞみのみらいつとめよ
いくせんああああわが健兒

文化の精粹

その根は心

誠の一徳

基をなさん

祖國の榮と

世界の利との

つとめよ幾干

あゝわが健兒

一、昭和四年四月勅令第四十號に依り、「文部省直轄諸學校官制」中改正せられ、同官制中より東京高等工業學校並附設工業教員養成所が削除され、茲に待望の東京工業大學の出現を見るに至つた。

東京高工最後の學校規則

以上の變遷を経て達したる東京高等工業學校最後の規則たる昭和三年度末の規則を擧げると次の通りである。

東京高等工業學校規則

第一章 目的

第一條 本校ハ工業ニ従事スル者ノ爲ニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス

第二條 附設工業教員養成所ハ工業ニ關スル學校ノ教職ニ従事スル者ノ爲ニ必要ナル學理及技術ヲ教授スル所トス
附設工業教員養成所ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 學科 課程

第三條 學科ヲ分テ色染科・紡織科・窯業科・應用化學科・電氣化學科・機械科・電氣科・建築科トス

第四條 各科ノ修業年限ハ各三學年トス

第三章 東京高等工業學校時代

第五條 各學科ノ學科課程及每週教授時數左ノ如シ

各科學科課程中數學ニ配當シタル時數中便宜若干時ヲ割キ演習ニ充ツルモノトス

色 染 科

| 學科目 | 學年 | | | | | |
|------|------|------|------|------|--------|------|
| | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 體操 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 英語 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 | |
| 數學 | 二 | 二 | 二 | | | |
| 物理學 | | 四 | 四 | | | |
| 機械學 | | | | 二 | 二 | 三 |
| 機械織 | | | | 三 | 二 | 三 |
| 織物原料 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 織物仕上 | | | | | | 二 |
| 無機化學 | 三 | 三 | 三 | | | 二 |
| 有機化學 | 三 | 三 | 三 | | | |
| 應用化學 | | | | 燃料裝置 | 二石炭瓦斯二 | |

週教授時數
第一學期每
第二學期每
第三學期每
第一學期每
第二學期每
第三學期每
第一學期每
第二學期每
第三學期每

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 工業簿記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工業經濟 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工場建築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工場實修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○化學實驗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○物理學實驗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械製圖 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圖案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色染機及工場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 捺染 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色混合及色合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浸染 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精練漂白 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色染用藥劑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 應用物理化學 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色素化學 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 工業衛生 | | | | | | | 一 | 一 |
| 每週教授時數計 | 三九 |

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

紡織科

| 學科目 | 學年 | | | | | | | | | | | | |
|---------|------|------|------|-------------|-------------|------|------|-------------|-------------|---|------------------|---|--------|
| | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 | 第一學期 | 第二學期 | 第三學期 | 第一學期 | 第二學期 | 第三學期 | | | | |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | |
| 體操 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | | | | |
| 英語 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | |
| 代數 | 二 | 二 | 二 | | | | | | | | | | |
| 解析幾何 | 三 | 三 | 三 | | | | | | | | | | |
| 微積分 | | | | 二 | 二 | 二 | | | | | | | |
| 物理學 | 四 | 四 | 四 | | | | | | | | | | |
| 化學 | 二 | 二 | 二 | | | | | | | | | | |
| 機械及電氣力學 | 一 | 一 | 一 | 發 動 機 | 材 強 弱 | 二 | 二 | 內 燃 機 | 三 機 械 | 二 | 工 場 設 備 | 二 | 電 氣 |
| 機構學 | | | | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 機械法 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 工業衛生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 每週教授時數計 | 三九 |

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ

(表中〇ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

窯業科

| 學科目 | 學年 第一學年 | | | 學年 第二學年 | | | 學年 第三學年 | | |
|------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 | 週教授時數 |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 體操 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 英語 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 | 五 | | | |
| 數學 | 二 | 二 | 二 | | | | | | |
| 物理學 | 四 | 四 | 四 | | | | | | |
| 機械學 | | | | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 |
| 鑛物學 | 二 | | | | | | | | |
| 地質學 | | 二 | | | | | | | |
| 冶金學 | | | | 鐵冶金 二 | | | | | |
| 無機化學 | 三 | 三 | 三 | | | | | | |

第三章 東京高等工業學校時代

| | | | | | | | | |
|---------|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 有機化學 | | | | 三 | 三 | 三 | 三 | |
| 應用物理化學 | | | | 一 | | 一 | 一 | |
| 燃料、燃燒裝置 | | | | 二 | | | | |
| 石炭瓦斯 | | | | | | 二 | | |
| 陶磁器 | | | | | 二 | 二 | 二 | |
| 硝子及玻璃 | | | | | 二 | 二 | 二 | |
| セメント | | | | | 二 | | | |
| 普通煉瓦 | | | | | | 二 | | |
| 耐火用品 | | | | | | | 二 | |
| 築窯法 | | | | | | | | 二 |
| 自在畫 | | | 二 | | | | | |
| 圖案 | | 一 | | 二 | | | | |
| 機械製圖 | | | | 一 | | 五 | | |
| 築窯製圖 | | | | | | 五 | | 六 |
| 定性分析 | 一〇 | | | | | | | 六 |
| 定量分析 | 一〇 | | | | | | | |
| 物理學實驗 | | 二二 | | | | | | |

| 科目 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地質學實驗 | | | | | | | | | |
| 工場實修 | | 三 | | | | | 一〇 | | |
| 工場建築 | | | | | | | 一二 | | |
| 工場建築 | | | | | | | 一四 | | |
| 工業經濟 | | | | | | | | 二 | |
| 工業簿記 | | | | | | | | 二 | |
| 工業衛生 | | | | | | | | 一 | |
| 工業衛生 | | | | | | | | 一 | |
| 工業衛生 | | | | | | | | 一 | |
| 工業衛生 | | | | | | | | 一 | |
| 合計 | 三九 |

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ
 (表中〇ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

應用化學科

| 學科 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 體操 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 英語 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 | 五 | | | |
| 數學 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | | | |
| 物理學 | 四 | 四 | 四 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------|----|----|---|-------------------|----|-----|----|----|----|
| 工場實修 | | | | 一三 | 一五 | 一七 | 二一 | 二二 | 二三 |
| ○定量分析 | 一六 | 一六 | | | | | | | |
| ○定性分析 | 一四 | | | | | | | | |
| 機械製圖 | | | 五 | 五 | 五 | | | | |
| 窒素肥料 | | | | | | | | | 二 |
| 電氣冶金 | | | | | | | | | 二 |
| 電氣工業 | | | | | | | | | 二 |
| 電鍍電鑄 | | | 一 | 一 | | | | | |
| 電氣化學總論 | | | 一 | 一 | | | | | |
| 電氣工學 | | | 二 | 二 | 二 | 二電燈 | 四 | 四 | 四 |
| 應用化學 | | | | 燃料・酸・アルカリ 石炭瓦斯 | 三 | ゴム | 二紙 | 二 | |
| 電氣磁氣 | 三 | 三 | | | | | | | |
| 冶金學 | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 鑛物學 | 二 | | | | | | | | |
| 機械學 | | | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 |
| 應用物理化學 | | | | | 一 | 一 | 一 | | |

機械科

(表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

| 學科目 | 學年 | | | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 | 第一學期每週教授時數 | 第二學期每週教授時數 | 第三學期每週教授時數 |
|----------|----|----|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 第一 | 第二 | 第三 | | | | | | | | | |
| 工場建築 | | | | | | | | | | | | |
| 工業經濟 | | | | | | | | | | | | |
| 工業簿記 | | | | | | | | | | | | |
| 工業衛生 | | | | | | | | | | | | |
| 每週教授時數計 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 | 三九 |
| 電氣工學 | | | | | | | | | | | | |
| 物理學 | 四 | 四 | 四 | | | | | | | | | |
| 微積分 | 三 | 三 | 三 | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 解析幾何 | 三 | 三 | 三 | | | | | | | | | |
| 代數 | 三 | 三 | 三 | | | | | | | | | |
| 英語 | 六 | 六 | 六 | | | | 五 | 五 | 五 | | | |
| 體操 | 二 | 二 | 二 | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | | | | 一 | 一 | 一 | | | |
| 直流發電機・電燈 | | | | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 交流發電機 | | | | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 電動機 | | | | | | | 二 | 二 | 二 | | | |
| 蓄電池其他 | | | | | | | 二 | 二 | 二 | | | |

第三章 東京高等工業學校時代

| 工場實修 | ○物理學實驗 | 機械製圖 | 實驗工學 | ポンプ及水壓機 | 紡績 | 製造用(製紙・製糖諸機械)製粉・製油 | 機關車 | 内燃機 | 汽機 | 水力機 | 汽罐 | 水力 | 機械學 | 材料強弱 | 力學・圖法力學 | 機械製作法 |
|------|--------|------|------|---------|----|--------------------|-----|-----|----|-----|----|----|-----|------|---------|-------|
| 一二 | | 五 | | | | | | | | | | | | | 一 | 二 |
| 一二 | | 五 | | | | | | | | | | | | | 一 | 三 |
| 一〇 | | 五 | | | | | | | | | | | | | 三 | 二 |
| 九 | 隔週 | 五 | | | | | | | 一 | | 一 | 二 | 二 | 二 | | 二 |
| 九 | 三同 | 五 | | | | | | | 一 | | 一 | 二 | 二 | 二 | | 二 |
| 八 | 三 | 五 | | | | | | 三 | 一 | 二 | 一 | 二 | 二 | | | 二 |
| 二三 | | | 二 | 二 | 一 | | | | 二 | | 二 | | | | | |
| 二四 | | | 二 | | 一 | 二 | 一 | | 二 | | | | | | | |
| 二六 | | | | | | 二 | 一 | | 二 | | | | | | | |

電 氣 科

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ
 (表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

| 學 科 目 | 第 一 學 年 | | | 第 二 學 年 | | | 第 三 學 年 | | |
|---------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 第一學期 每 週 授 時 數 | 第二學期 每 週 授 時 數 | 第三學期 每 週 授 時 數 | 第一學期 每 週 授 時 數 | 第二學期 每 週 授 時 數 | 第三學期 每 週 授 時 數 | 第一學期 每 週 授 時 數 | 第二學期 每 週 授 時 數 | 第三學期 每 週 授 時 數 |
| 修 身 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 體 操 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 英 語 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 | 五 | | | |
| 代 數 | 三 | 三 | | | | | | | |
| 解 析 幾 何 | 三 | 三 | 三 | | | | | | |
| 微 積 分 | | | 三 | 二 | 二 | 二 | | | |
| 物 理 學 | 三 | 三 | 四 | | | | | | |
| 合 計 | 三九 |
| 工 場 建 築 | | | | | | | 一 | 一 | 一 |
| 工 業 經 濟 | | | | | | | 一 | 一 | 一 |
| 工 業 簿 記 | | | | | | | 一 | 一 | 一 |
| 工 業 衛 生 | | | | | | | 一 | 一 | 一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|------|--------------------------------|------|------|----------------|------|-----|-----|------|---------|-----|-----|------|-------|
| 機械製圖 | 電氣測定器具及測定電氣 | 電燈電氣鐵道 | 電信電話 | 電力 <small>發電所、變壓所及電力線送</small> | 交流理論 | 電機設計 | 發電機・電動機 變成機 | 電氣磁氣 | 水力學 | 機械學 | 材料強弱 | 力學・圖法力學 | 內燃機 | 水力機 | 汽機汽罐 | 機械製作法 |
| 五 | 一 | | | | | | | 三 | | | | 一 | | | | 二 |
| 五 | 一 | | | | | | | 三 | | | | 一 | | | | 三 |
| 五 | 一 | | | | 一 | | | 二 | | | | 二 | | | | 二 |
| 五 | 一 | | | | 二 | | 二 | | | 二 | 二 | | | | 二 | 二 |
| 五 | 一 | | | | | 二 | 二 | | | 二 | 二 | | | | 二 | 二 |
| 五 | 一 | | | | | 一 | 二 | | | 二 | | | 三 | | 二 | 二 |
| | 一 | 八 | 二 | 一 | | 二 | 二 | | 二 | | | | | | | |
| | 一 | 八 | 二 | 一 | | 二 | 二 | | 二 | | | | | | | |
| | 一 | 八 | 二 | 二 | | 二 | 二 | | | | | | | 二 | | |

第三章 東京高等工業學校時代

| | | | | | | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ○物理學實驗 | | | | | | | | | | |
| 工場實修 | | | | 九 | | | | | | |
| 工場建築 | | | | 九 | | | | | | |
| 工業經濟 | | | | | | | | | | |
| 工業簿記 | | | | | | | | | | |
| 工業衛生 | | | | | | | | | | |
| 每週教授時計數 | 三九 |
| 合計 | | | | | | | | | | |

備考 物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ工場實修ニ充ツ
 (表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

建築科

| | | | | | | | |
|-------------|------|------|----|----|----|----|------|
| 學科目 | 學年 | | 修身 | 體操 | 英語 | 代數 | 解析幾何 |
| | 第一學期 | 第二學期 | | | | | |
| 第一學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 六 | 二 | 三 |
| 第二學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 六 | 二 | 三 |
| 第三學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 六 | 二 | 三 |
| 第一學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 五 | | |
| 第二學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 五 | | |
| 第三學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | 五 | | |
| 第一學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | | | |
| 第二學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | | | |
| 第三學期每週教授時計數 | 一 | 一 | 一 | 二 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ○物理學實驗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用器畫 | 三 | 三 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自在畫 | 五 | 五 | 五 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西洋建築製圖 | 六 | 六 | 六 | 四 | 二〇 | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本建築製圖 | | | | 四 | | 二〇 | | | | | | | | | | | | | |
| 衛生建築 | | | | | | | 二 | | | | | | | | | | | | |
| 規矩法 | | | | | | | | 二 | | | | | | | | | | | |
| 施工 <small>工法</small> 附仕樣圖 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊建築 | | | | | | | | | | 二 | | | | | | | | | |
| 西洋家屋構造 | | | | | | | | | 一 | 二 | | | | | | | | | |
| 日本家屋構造 | | | | | | | | | | 一 | | | | | | | | | |
| 西洋建築沿革 | | | | | | | | | | 二 | | | | | | | | | |
| 日本建築沿革 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築用材料 | | | | | | | | | | 二 | | | | | | | | | |
| 材料構造強弱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物理學 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 微積分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 測 | 量 | ○現場實修 | 工業經濟 | 工業簿記 | 工業衛生 | 每週教授時數計 |
|---|---|-------|------|------|------|---------|
| | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三九 |
| | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |
| | | | | | | 三九 |

備考

物理學實驗ヲ課セサル週ノ同時間ハ日本建築製圖及西洋建築製圖ニ充ツ
 (表中○ノ符號ヲ付スルハ工場實修ト看做ス學科目ヲ示ス)

第六條 各學科目ノ性質ニ依リ授業定時數ノ内外ニ於テ又ハ授業時間配當上工場實修時間ニ零碎ノ時間ヲ生シタル場合ニ於テ

ハ教官監督ノ下ニ必要ナル學科目ヲ自修セシム

第七條 工場實修並ニ工場實修ト看做ス學科目ニ缺席多キモノハ便宜ノ日時ニ於テ之ヲ補修セシム

工場實修ト看做ス學科目ノ種類ハ學校長之ヲ定ム

第八條 毎年一回上級生徒ニ工業地方ヲ見學セシメ歸校後之ヲ報告セシム此ノ場合ニ於テハ旅費ヲ補給スルコトアルヘシ

第三章 學年學期及休業

第九條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

四月一日ヨリ

第一學期 八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ
十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ
三月三十一日ニ至ル

第十一條 休業期日左ノ如シ

夏期休業 七月十一日ヨリ
九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ
翌年一月七日ニ至ル

春期休業 四月一日ヨリ
四月十日ニ至ル

第十二條 授業ハ毎日午前第八時ニ始メ午後第四時ニ終ル但土曜日ハ正午ニ終ル

第十三條 左ニ掲グル日ハ休業トス

日曜日

大祭日・祝日

本校創立記念日 五月二十六日

第四章 入學在學休學及退學

第十四條 各學科第一學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ且入學檢定及身體

検査ニ合格シタルモノニ限ル

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

三、實業學校ヲ卒業シタル者、但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年、高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ニ限ル

四、前號ニ該當スル者ノ外専門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ一般専門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

第十五條 入學檢定ハ入學志望者ノ前條各號ノ一ニ於ケル學業成績及選抜試験成績並身體検査ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

選抜試験ハ左ノ學科目トシ中學校卒業ノ程度依リ之ヲ施行ス

一 英語 一 數學 一 物理 一 化學

第十六條 第十四條ニ規定シタル資格ニ該當シ一箇年以上志望學科ノ工業ニ實地從事シタル者ハ入學檢定ニ依リ選抜ノ實際地ニ於ケル成績ヲ考査シテ學業成績同位者中ニ於テハ優先選抜スルモノトス

第十七條 入學檢定ヲ受ケント欲スル者ハ檢定料トシテ金五圓ヲ本校收入官吏ニ納ムヘシ但シ一旦納付シタル後ハ之ヲ返付セス

第十八條 入學志望者ハ第三條ニ掲グル學科中ニ就キ志望學科ヲ選定スヘシ但シ志望學科ハ便宜二箇以內ヲ限り指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其志望ノ順序ヲ定ムヘシ

第十九條 入學志望者ハ別ニ掲グル入學願書式ニ依リ各欄ニ所要ノ事項ヲ記入シ學業成績ノ證明ヲ受ケ檢定料ヲ添ヘ本校ヘ差出スヘシ但シ出願期日內ニ第十四條第一、第三、第四各號ノ資格ヲ得サル者ハ最終學年第一第二學期ノ學業成績及卒業見込

ノ證明ヲ受ケ差出スコトヲ得、

第二十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日內ニ尊屬親又ハ監督者ノ連署シタル誓書ヲ差出スヘシ

第二十一條 生徒實業學校教員養成規程ニ依リ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ従事セントスル志望ニテ學費ノ補給ヲ受クルモノニハ附設工業教員養成所規程ヲ準用ス

前項ノ生徒ハ卒業ノ後實業學校教員養成規程ニ定ムルトコロノ義務ヲ負フヘキモノトス

第二十二條 生徒氏名ヲ變更シ又ハ轉籍シタルトキハ速ニ届出ヘシ

第二十三條 生徒ハ本校制定ノ帽及被服ヲ着用スヘシ

第二十四條 生徒疾病或ハ已ムヲ得サル事故アリテ遅刻若ハ早退スルトキハ其旨速ニ届出ヘシ

第二十五條 生徒疾病或ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ缺席スルトキハ速ニ届出ヘシ但シ疾病ノ爲六日以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第二十六條 生徒在學中兵役ニ服スル者ハ本校ノ許可ヲ得テ其間休學スルコトヲ得

前項ニ依リ休學ノ者服役終リタルトキハ直ニ原級ニ復歸スヘシ

生徒疾病ニ罹リ一學期以上修學シ能ハスト思料スル者ハ本校ノ許可ヲ得テ一學年以内休學スルコトヲ得但シ出願ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第二十六條ノ二 生徒已ムヲ得サル事由ニ依リ退學セントスルトキハ其事由ヲ具シ尊屬親又ハ監督者連署ノ上願出テ本校ノ許可ヲ受クヘシ但シ疾病ノ爲退學セントスルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第五章 賞 罰

第二十七條 學年中學業拔群ニシテ特ニ工場實修ヲ勵ミ平素品行善良ノ者ハ次學年ノ間特待生ニ選定ス

第二十八條 特待生ニシテ其資格ニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ直ニ特待生タルコトヲ止ム

第二十九條 平素品行善良ニシテ學年中學業ヲ勵精シ其成績佳良ナル者ニハ學年ノ終ニ於テ賞金、賞品ヲ付與スルコトアルヘシ

第三十條 生徒本校ノ規則命令又ハ職員ノ命令指示ニ背反シ若ハ學校ノ内外ヲ問ハス風紀秩序ヲ紊ス等ノ行爲アルモノハ其情狀ニ依リ戒飭ヲ加ヘ又ハ停學退學ヲ命ス

生徒左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ學籍ヲ除ク

一 成業見込ナシト認ムル者

二 課業ニ怠慢ナリト認ムル者

三 正當ノ理由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者

第六章 進級及卒業

第三十一條 進級及卒業ハ學業檢定及卒業試験ノ成績ニ依リテ評定ス

各學科目ノ學業檢定ハ筆記試験・口述試験・平素ノ成績又ハ宿題ニ就キ每學期末之ヲ行フ但シ教官ノ見込ニ依リ臨時之ヲ行フコトアルヘシ卒業試験ハ各科専門學科目及工場實修ノ學理ト其應用トヲ綜合シ選擇シタル問題ニ就キ第三學年末ニ於テ之ヲ行フ

第三十二條 各學科目ノ學業檢定ノ成績ハ每學期末之ヲ評定ス

各學科目ノ學年成績ハ每學年末ニ於テ該學年三學期間ノ成績ヲ參按シテ之ヲ評定ス

諸學科目ノ學年總成績ハ每學年末ニ於テ各學科目ノ學年成績ヲ參按シ教官會議ニ於テ之ヲ評定ス

第三十三條 凡ソ成績ハ甲・乙・丙・丁ノ四等ニ分テ之ヲ評定ス

第一學年及第二學年ニ於テハ工場實修並ニ工場實修ト看做ス學科目ハ乙以上其ノ他ノ學科目ハ丙以上ニシテ諸學科目ノ總成績乙以上ニ達スルモノハ進級セシム

第三學年ニ於テハ前項ニ該當シ且卒業試驗ノ成績乙以上ニ達スルモノハ卒業セシム

第三十四條 疾病或ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ試驗施行ノ際缺席セシ者出校後一週間以内ニ追試驗ヲ受ケンコトヲ願出ルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

第三十五條 最終學年ノ成績卒業ノ格ニ合フ者ニハ卒業證書ヲ授與ス品行善良成績優等ノ者ニハ特ニ優等卒業證書ヲ授與ス最終學年ノ總成績又ハ卒業試驗成績丙若ハ丁ニ該當スル者ニハ詮議ノ上修業證書ヲ授與スルコトアルヘシ
修業證書ヲ授與シタル者ニハ爾後ノ實績ヲ考查シテ更ニ卒業證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第七章 研究及現業練習

第三十六條 卒業生ニシテ既修ノ學科ニ就キ更ニ研究センコトヲ出願スルトキハ其性行學力ヲ考查シ二箇年以内研究生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十七條 研究生研究ヲ了リタルトキハ其成績ヲ考查シテ證明書ヲ與フ

第三十八條 生徒卒業ノ後現業練習生トシテ尙一箇年以上本校ノ監督ヲ受ケ製造所又ハ實業者ニ就キ現業ヲ練習セシムルコトアルヘシ

第三十九條 現業練習ヲ了リタル者ニハ製造所又ハ實業者ノ證明ニ基キ其成績ヲ考查シ實業ニ練熟シ品行善良ナル者ニハ現業練習證書ヲ與フ

第八章 授業料及學資貸付

第四十條 授業料ハ一學年金六十五圓ト定ム左ノ割合ニ依リ毎學期始業後一週間以内ニ納付スヘシ但シ既納ノ授業料ハ如何ナ

ル事由アルモ還付セス

四月 二十二圓 九月 二十二圓 一月 二十一圓

授業料ノ納付ヲ怠リタルモノハ登校ヲ許サス

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ授業料ヲ徴收セス

一 特待生

一 第二十一條ニ該當スル者

一 休學ヲ許可セラレタル者

第四十二條 特待生ニシテ第二十八條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒學期ノ半ヨリ就學スルモノハ一箇月金六圓五十錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ該學期間ノ授業料ヲ一時ニ納付スヘシ

第四十三條 本校生徒中學資ノ借受ヲ出願シ本校ニ於テ承認シタルモノニ對シテハ適宜ノ檢定ヲ行ヒ若干名ヲ限り年額三百圓以內ノ金額ヲ貸付スルコトアルヘシ

第十四條第一第三第四各號ニ該當シ入學ノ當初ニ於テ學資ノ借受ヲ出願セントスルモノハ當該學校長ニ於テ人物學業優秀ニシテ學資借受ノ必要ヲ認メ豫メ本校ニ通牒スルモノニ限り前項ノ檢定ヲ受クルコトヲ得

研究生ニシテ學資ノ借受ヲ願出ルモノアルトキハ月額二十五圓以內ノ金額ヲ貸付スルコトアルヘシ

第四十四條 第四十三條ニ依リ貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後（研究生ニ在テハ終業後）第四箇月ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタル期間ニ二倍ノ期間内ニ月賦若ハ數回ニ返納スヘキモノトス但シ卒業又ハ終業後兵役ニ服シタル期間ハ之ヲ除算ス

第九章 選科生及聽講生

第四十五條 工業ニ従事スル者又ハ本校並實業學校若ハ中學校卒業生ニシテ本校各科ノ學科目ニ付キ特修セント欲シ入學ヲ願

出ルトキハ學期ノ始ニ於テ都合ニ依リ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六條 外國人ニシテ明治三十四年文部省令第十五號文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ願出ルモノアルトキハ都合ニ依リ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ニ依リ入學スル者ハ第四十七條第二號第三號及第四十八條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得

第四十七條 選科生トシテ入學スル者ハ左ノ各號ノ資格ヲ具ヘ且本校ニ於テ檢定ノ上適當ト認メタル者ニ限ル

一 品行善良身體強健ナル者

二 年齡滿十七年以上ノ者

三 三箇年以上引續當該工業ニ從事シ居ル者又ハ本校並實業學校若ハ中學校卒業生(工業ヲ除ク他ノ實業學校及中學校卒業生ハ一箇年以上當該工業ニ從事シタル者ニ限ル)

第四十八條 選科生ノ修業年限ハ三箇年以内トス

選科ノ就業時間ハ別ニ之ヲ定ム

第四十九條 選科生ハ制服ヲ着用スルヲ要セス

第五十條 選科ノ授業料ハ一學期金二十二圓ト定ム

每學期始業後一週間以内ニ本校收入官吏ニ納付スヘシ選科生ノ授業料ハ學校長ノ見込ニ依リ其一部若ハ全部免除スルコトアルヘシ

第五十一條 選科生ノ實習費用ハ各自ヲシテ負擔セシムルコトアルヘシ

第五十二條 選科生當該科目ノ特修ヲ了リタルトキハ其成績ヲ勘合シ又ハ報告書ヲ徴シ成績佳良ナル者ニハ證明書ヲ與フ

第五十三條 本校生徒ノ學籍ニ在ラサルモノニシテ各科専門學科目中ノ講義ヲ傍聽センコトヲ願出ルトキハ都合ニ依リ適當ノ

素養アリト認ムル者ニ限り學期ノ始ニ於テ聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十四條 聽講料ハ一専門學科目ニ就キ一學期金五圓ト定ム

聽講料ヲ納付シタルモノニハ聽講券ヲ交付ス

第五十五條 第四十條第四十二條及第五十條授業料ニ關スル改正規定ハ大正十四年入學ノ者ヨリ實施シ現ニ在學ノ者ニ對シテ

ハ舊規定ヲ準用ス

第三項 建物・設備・敷地の變遷

其後の變遷

當校の建物設備敷地に關する當期間の主なる變遷を各時代の當校一覽に依つて記述して見よう。

一、明治三十四年 從來は講堂が無かつた爲、卒業式其の外多數の人員を集合させる場合は假に工場を使用して居たので、頗る不便が多かつた。講堂の建設はあらゆる意味に於ても急務であるので、明治三十三年に是が工事に着手し、翌年七月の卒業式は新講堂を充用する事が出来た。

本講堂は當時建設中の新校舎の後面と其兩翼との中央にあつて、木造二階建てで、階上を講堂とし、階下を事務室・教官控室・應接室等に充て、坪數は百二十七坪餘である。尙講堂の一部には廻廊を設けてあるので、優に六百餘人を收容する事が出来た。

猶ほ工業圖案科に於ては、製版工場を附設した。當時は僅かに民間工場で此種當業者外若干名を養成して居た外、印刷の技能を有すると共に印刷の原版である寫眞術の實技にも熟練する者を養成する機關が全く無かつたので、新に同工場を設けて製版・印刷・寫眞の諸實技を教授する事とした。

一、明治三十六年 去る三十二年の當校規模擴張案に依つて、三十三年七月に起工した新校舍四百二十五坪の煉瓦建三階は、豫期の如く此年三月全く竣成した。又内部の諸機械の設備も略完備した。以上の建築及設備に要した費用は約五十萬圓許である。新築校舍は、共通教室・専門教室及準備室等を合せ三十餘室を有して居り、その中廣い室は三十餘坪のものもある。舊校舍の二倍程となつた。各室は採温法は米國製の放熱器を装置し、採光・通風の装置にも意を用ひ、又廻廊には三階に至るまで、總て給水の設備をして、授業上の便宜を計つたと同時に、衛生上及危険豫防等に對する設備をも完成した。且校舍内に四十五坪の圖書閱覽室と三萬餘冊を收藏し得る書庫及共通の機械標本室等を設備した。

生徒控所は生徒の増加に伴つて、從來の家屋では頗る狹隘となつたので之を取毀し、新校舍の前面に新築した。建坪は百二十六坪であつて、一部分を二階建とし、これを兵式體操用の銃器庫とした。この控所は又雨天の際の臨時體操場に使用する事が出来るやうになつた。

機織色染科に於ては舊校舍跡に機織工場を新築した。本工場は、其一部百二十坪は二階建である。階上には染織圖案室及標本室を設け、階下は總建坪四百八十坪で、各種の力織機及紡績機械等を設備し、尙五十馬力の蒸汽原動機を備へて動力に供した。二階を設けない部分は鋸齒形の家根を設け採光の便宜を圖つた。而して從

來機械工場であつた建物を色染工場に充て、各種の織物仕上げ機械・両面捺染機械其の他の染色機械等を設備した。

一、明治四十年 電氣機械分科の卒業生の需要は年と共に増加して行くのと、當時我國の電氣機械製作工業は頗る幼稚であつて其機械の多くは海外より輸入して居たやうな状態であつたので、同年本科の生徒收容人員を五十名に倍加し、更に工場・實驗室及び製圖室等の増築擴張を行ひ、一般電氣實驗の設備を一層完備させると同時に、新に電氣機械製作に必要な諸工作機械を購入して電氣機械製作工場を創設し、同工場に於ては實際に各種の電氣機械の製造をした。

本科工場の増築費は明治四十年度より四十一年度に亘つて一萬九千餘圓を計上して居り、機械購入費は五萬餘圓を支出された。

應用化學工場の増築は、同年起工し、これ又年度内に竣工した。

一、明治四十一年 昨年度より繼續工事として起工した電氣機械分科工場増築工事四十坪三階建は同年完成した。

その外機械科汽罐室改築、同工場修繕工事、等も竣成した。

又建築科では舊米穀倉庫の一部を修築設備して、製圖室を擴張した。

一、明治四十二年 從來機械科電氣機械分科其他動力を必要とする科に於ては各原動機を備へ、動力を供給して居たが、動力の過不足と不經濟なる爲、之を統一して新に中央動力所を設けた。

一、明治四十三年 應用化學科に於ては、階上の實驗室及び分析室を増設し、第三學年實驗場及び第一學年分析室に分つた。

一、大正四年 前年に大阪高等工業學校の窯業科を當校と合併した。其の結果實驗場の二階を増築して、階上は化學分析室・教官分析室・瓦斯分析室・陶汰分析室・粘土實驗室・鑛物實驗室及研究品陳列室に充て、階下は生徒實驗室・教官研究室・陶磁器實驗室・硝子實驗室・セメント實驗室・瓦斯窯室・電氣窯室等とし、且つ工場を擴張して第一工場に於ては原料の粉碎・水箆及粘土釉藥の調製を行ひ、第二工場に於ては煉瓦及瓦の成形・セメント粉碎・其外耐火用品の製作等を行ふ事とした。而して是等の實驗室及工場の諸般の設備を改善したが、その主なものは硝子製品之仕上及加工に用ふる機械器具類・セメント耐壓強度及透水度を測定する機械器具類・原料水箆裝置・煉瓦成形機及敷瓦水壓成形機等がある。

一、大正五年 色染科の新築工場が竣功した。其の設備は左の如くである。

生徒實驗室・分析室・原料實驗室・光色實驗室・日光曝露室・漂白工場・浸染工場・捺染工場
尙此等各室の諸機械運轉用として二基の電動機を設備した。

應用化學科に於ては、階上木造實驗室を増設して第二學年の實驗室に充用した。

電氣化學科に於ては、此年一月に實修工場を改築し、三月に本科及色染・建築三科の共用の教官室・實驗室及實修室等の建物が竣工したので、電解・電熱・高壓放電の實習上の設備の改善を行つた。

一、大正七年 歐洲戰爭の影響の爲石炭が暴騰し、從來の如く各科で使用する電力を校内で發生させることは非

常に不經濟となつたので、第一動力所の運轉を廢し、東京市電氣局から電力の供給を受くる事に改めた。従つて新に變電所を設けて、三十キロワット及二十キロワット電動變電機二基を備付け、之に依つて電燈及電力を供給する事とした。

一、大正八年 電氣科に於ては、其の實驗室が愈々狹隘となつたので、研究室増設の必要を感じ、電氣實驗室の上に新しく二階三階を新築増設したのみでなく、舊三階の製圖室を校舍に移して、之も實驗室に使用する事とした。又階下の從來交流電機實驗室であつた室を擴張して實驗用直流電機實驗室を併合し、一大電氣實驗室を完成し、各種の實驗機械の配列及び配線には特に意を用ひて實驗の便宜を圖つた。又舊直流電機實驗室の跡には電機研究室を設け、特に研究用として七・五キロワット可變周波數發電機を設備し、又本科に於て特に設計した十キロワット及五キロワットの發電機式動力計二基を備付けて各種の研究上の便宜を圖つた。

一、大正十一年 電氣科に於ては、高周波電氣工學用諸機械器具の設備を急ぎ、高周波實驗室の完成を圖つて研究の充實に努めた。

震災直前の狀況

以上の経過を以て當校の設備も年一年に充實して來た。大正十二年の大震災の前年度たる大正十一年度の當校の敷地・建物及設備を當時の「東京高等工業學校一覽」から拔萃すると、次の通りである。

敷地建物及設備

本校ハ東京市淺草區藏前ニ在リテ地積一萬二千六百三十坪餘ヲ有シ前面ハ淺草區ニ於ケル大道ニ面シ背面ハ隅田川ニ瀕シ製造ノ原料石炭ノ運搬等ニ便ナリ茲ニ建設スル建物ノ總積ハ八千五百三十九坪餘ニシテ校舍ハ大別シテ學科ノ授業ニ供スル教室ト製作實驗ニ供スル工場ノ二トス教室ハ各科専用ノ講義室・準備室及圖書室等三十九室アリ又工場ハ本校所設教科ニ關スル實驗ヲ行フヘキ機械器具ヲ設備セリ其建物ノ分類及各科設備ノ概要ヲ擧クレハ左ノ如シ

建物分類坪數

| | | |
|----|------------------------|-----------|
| 講事 | 所(内二階百四十七坪餘) | 三八七・九二〇 |
| 講堂 | (二階) | 一一七・五〇〇 |
| 教 | 室(内二階三百四十三坪餘三階三百六十六坪餘) | 一、一八四・五〇〇 |
| 書庫 | 閱覽室(内二階八十四坪餘三階二十五坪餘) | 一一〇・一一〇 |
| 色染 | 科工場(内二階百二十四坪餘三階三十六坪餘) | 二六四・二五〇 |
| 紡織 | 科工場(内二階百二十坪) | 五九八・五八六 |
| 第二 | 動力所 | 七六・五九四 |
| 窯業 | 科工場(内二階百四十九坪餘) | 三九〇・〇〇〇 |
| 應用 | 化學科工場(内二階二百一坪餘) | 六二四・〇〇〇 |
| 化學 | 分析室(二階) | 一八四・七七〇 |
| 電氣 | 化學工場(内二階十九坪) | 三二八・二五〇 |
| 機械 | 科工場(内二階三百十九坪餘) | 八五八・〇五〇 |
| 機械 | 科實驗工場(内二階百七十八坪餘) | 四六六・六八〇 |

第一 動力所

三〇・二五〇

電氣科工場（内二階三百五十坪餘三階百三十四坪餘）

六六九・〇〇〇

建築科工場（三階）

二一四・二五〇

附屬職工徒弟學校事務室（内二階二十坪）

四〇・〇〇〇

同、教 室（内二階百十五坪）

二三五・〇〇〇

同、工 場

三八二・〇〇〇

藏前工業專修學校貸與事務室

八・〇〇〇

同 教 室（二階八十坪）

一六三・〇〇〇

倉 庫（内二階六十八坪）

二四四・〇〇〇

雜 建 物（内二階五十八坪）

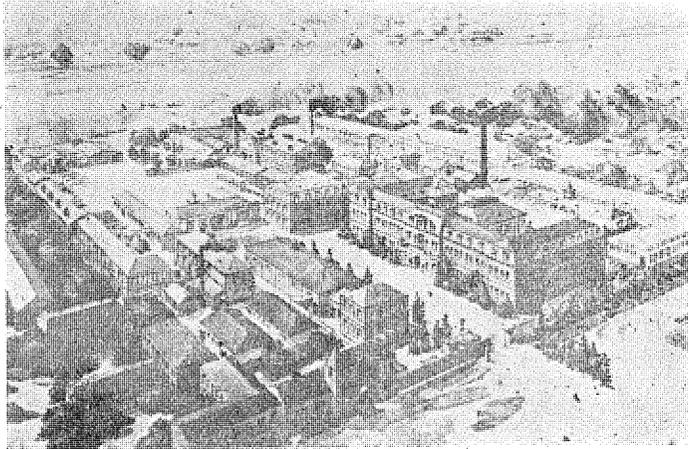
九五二・四九六

上記建物ノ築造ヲ區別スレハ木造四千三百九十七坪四合三勺（内二階二千三百十坪〇二勺八才九、三階三百六十一坪五合九勺七才）煉瓦造三千八百十三坪七合七勺六才（内二階百九十六坪四合八勺、三階四百七十九坪）木骨煉瓦造十二坪、石造百八十坪、土藏百三十六坪（内二階六十八坪）ナリトス

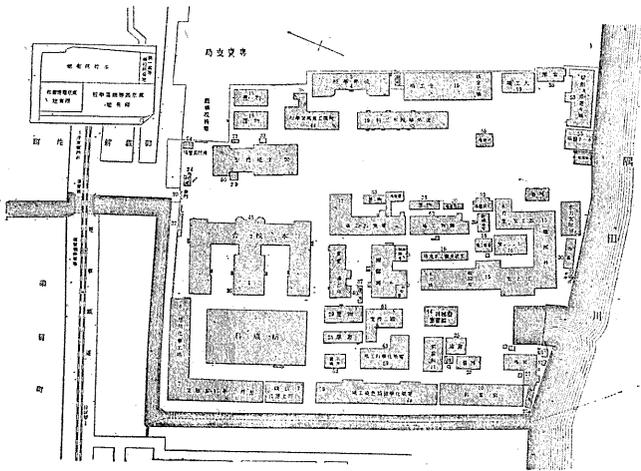
實驗實修工場其他ノ設備

色染科 生徒實驗室・分析室・原料實驗室・光色試驗室・日光曝露室・漂白工場・浸染工場及捺染工場等アリテ是等工場ニ於ケル諸機械運轉用トシテ二基ノ電動機ヲ備フ

紡織科 撚絲・紡績・手織機・力織機・織物仕上・洗毛ノ各工場並ニ纖維及織物試驗室・實驗室・分析室・機械及織物標本室アリ而シテ是等工場ニ於ケル機械ヲ運轉スル動力ハ總テ電力ヲ使用シ仕上及洗毛ニ要スル蒸氣ハ第二動力所ヨリ之ヲ供給セリ



舍校の後最代時前藏



東京高等工業學校平面圖
五十五年六月出版

圖面平舍校の後最代時前藏

生徒實驗・教官研究・陶磁器實驗・硝子實驗・セメント實驗・瓦斯ト實驗・瓦斯窯・電氣窯ノ各室ニ分テ工場ハ第一工場ニ於テ原料ノ粉碎・水箆及坯土・釉藥ノ調製試驗ヲ行ヒ第二工場ニ於テハ煉瓦・數瓦ノ成形・セメント粉碎其他耐火用品

窯業科 實驗場・工場・窯場アリ、實驗場ハ化學分析・瓦斯分析・教官分析・淘汰分析・粘土實驗・鑛物實驗・研究品陳列

ノ製作試験ヲ行ヒ、窯場ニハ窯業品焼成及硝子熔融用各種窯ヲ備ヘ實驗品及應用作品ノ燒成ニ供ス而シテ是等各室ニハ必要ナル諸機械ヲ設備シ電力ヲ以テ運轉ス

應用化學科 石鹼・塗料ノ製造・油脂ノ分解・グリセリンノ精製・脂肪酸ノ蒸溜及製革・製紙ノ各實修工場並ニ釀造・精糖・ゴム等一般ノ化學工業ニ各實驗室ヲ備ヘ實習機械ノ運轉ニハ電力ヲ使用セリ、又化學分析室アリテ定性定量ノ分析用ニ供ス

電氣化學科 實修工場ニハ電爐・電解・電鍍・電鑄等諸工業ニ關スル設備ヲ有シ且是等諸工業ノ基礎的知識ノ養成ニ必要ナル電氣傳導度測定電氣分析等ノ設備ヲナセリ

機械科 製圖室・木工場・鑄造場・鍛工場・仕上場・板金工場・木材乾燥室・水力及風力試驗室・材料試驗室・發動機試驗室ノ設ケアリ而シテ是等諸工場ニ於ケル諸機械ハ工場備付ノ汽機及第一動力所ヨリ輸送スル電力ニテ運轉ス又各試驗室ニハ必要ナル計器・器具ヲ備ヘテ試験及實驗ニ供フ

電氣科 實驗工場ニ各種發電機・電動機・變壓器等強電流實驗設備並ニ種々ノ弱電流實驗設備アリテ實驗ニ供シ尙製作ニ必要ナル機械工具類ヲ設備シテ電氣機械ノ製作用ニ供セリ

建築科 製圖室アリテ製圖及意匠ノ實修ニ供ス尙未標本室ノ設ケアリテ建築用材料及構造ヲ示スヘキ標本竝ニ既製日本・西洋建築ノ雛形ヲ備ヘテ生徒ノ參考ニ資セリ

第一動力所 英國「ベリス・モリエム」會社製造ノ百十馬力噴水「ゴルデンソル」付複式機關・同機關直結ノ「ブリチツシユ・トムソンハウス」會社製造ノ七十五「キロワット」直流發電機及各種ノ汽罐四基ヲ備ヘ機械科・電氣科其ノ他ノ動力ヲ使用スル各科工場ニ動力ヲ供給シ同時ニ生徒ノ實驗ニ供ス

第二動力所 「ランカシア」蒸汽罐ヲ備ヘテ色染科・紡織科・應用化學科・電氣化學科等ニ蒸汽ヲ供給スルト同時ニ生徒ノ

實驗用ニ供ス

以上各科工場ノ外圖書標本室ノ設アリ圖書ハ元來各科職員詰所ノ一部又ハ之ニ接近シタル一室ニテ各科教官ハ勿論生徒ニモ簡便ニ觀覽セシムルヲ効益多シトスルヲ以テ圖書ノ如キハ既ニ各科ニ分割保管セシムルモノ多シ標本モ亦圖書ニ倣ヒ各科ニ於テ分割保管スルモノ少ナカラス今日本校所藏ニ係ル圖書ノ數ハ二萬六千二百二十二冊此金額十萬三千六百四十六圓餘標本ノ點數ハ三千五百九十二箇價格一萬八千五百五十二圓餘ニシテ職員生徒共ニ是等ヲ利用セシメ以テ學業ノ上進ニ資セシメンコトヲ期セリ

關東大震災と當校

大正十二年九月一日の大震災は當校にも大損害を與へた。當時の事情に關し當校より文部省への報告、及教官の稿を次に掲載する。

大正十二年九月一日稀有ノ大震災ノ爲應用化學科化學實驗室棚上ニ存在シタル化學用諸藥品類落チ破壊シタルヲ以テ藥液相化合シテ發火シタルニ至ル職員生徒極力鎮火ニ努メシモ奏功セス何等施スヘキ策ナキ折柄消防隊ノ出動ヲ見ルニ至リ火勢稍々衰ヘタル模様ナリシモ猛火ハ本館屋上ニ延燒シテ最早消防隊モ鎮火セシムル見込ナキニ斷念シ引上ヲ決行シタルヲ以テ狂火ハ縱横ニ勢力ヲ逞ウシ遂ニ校舍全部ヲ始メ機械機具及圖書悉皆烏有ニ歸シ午後七時三十分頃鎮火セリ

發火ト同時ニ重要書類ハ悉ク校庭ニ搬出セルモ火勢猛烈ナリシ爲多少ノ燒失ハ免レザリキ

御眞影並ニ勅語ハ校長並ニ職員數名ニテ警護シ千葉縣國府臺野戰銃砲兵第一聯隊内ニ奉遷セリ(當校より文部省への報告)

九月一日は余は當番にて七時頃より和服にて出勤、雇の村井哲五郎君も出勤せり。余は圖書室下の土藏造りの室、村井君は

二室離れたる準備室にゐたり。

大地震と共に室外に出るに、庶務の人達中庭に避難。正木沈氏もあり、語らふ。再び甚しき震動にて表玄関の硝子戸が今にも歪げ潰されるやうなり。その中、應化より出火の報あり。吉武校長に出會ふ。消火困難の由。余は先づ己の室を閉め、器械室に入り、村井君と共に極力硝子戸棚を破りて器械を取り出し、器械室の窓より外に運び出し、カード・書類、福田福井兩教授の机の中の物をも取り出し、建物の外に出で、村井君と共に校裏の河畔に運ぶ。福井教授の原稿紙は一陣の風に飛散し困却せり。已にして本校舎は火に包まれ、物理學教室も炎焼し、對向せる補習學校に延焼せんとす。小使二名しきりにこれに防戦すれど遂に及ばず。我等河畔に到り、器械類を番す。難て避難すべき命あり、次々に大いなる河船に乗す。この際村井君も共に乗船せんとせしが、それ程急を感じざりしたため、村井君は一足遅れて行くといふ。よつて余は書類を包みて船に乗り、對岸に到着す。下船せんとするも、崖高し。同時に猛烈なる旋風來り、身を以て岸に飛び上り、うつぶせたり。風少しく靜まりたるを以て、兩國の方に向ひ歩む。市中方々に火の手上るを見る。三原肇君余を顧みて顔の黒きをいふ。夏帽子も傘も室に置き、草履履きて、袴を穿つ異形は定めし奇怪なりしならん。

余の家は大久保なり。兩國橋を渡る頃、齋藤澤治君と一所になり、山本勇教授と本郷まで同行す。後に齋藤君と共に春日町・飯田橋を通り、夕歸宅す。齋藤君と共に一夜を明かす。

翌日齋藤君と共に學校に到るに、全部烏有に歸し、河畔には器械類多く火を被り居れり。河中に溺死體多し。哨兵二・三立ち居れり。二、三日にして福井教授宅へ來訪、翌日より學校に到り、幾干か整理す。福田・福井教授に會す。高藝の竹尾教授慰問せらる。村井君遂に行衛不明、甚だ惜しむべし。村井君は性質溫和にして又毅然たる處ある好青年なりしに。

後日、物理教官追弔會に列す。余器械搬出の功を以て金一封を前校長より受く。

(本學助教 竹内時男氏稿)

大震災の際には、煉瓦造であつた應用化學科の實驗室より發火し、忽ちにして他に延焼、全部焼失の運命となつた譯である

が、その際本館をはじめ煉瓦造建物の残骸は後に工兵隊の手によつて跡片なく爆破せられ、斯くして永き歴史を持つた藏前東京高等工業學校の諸建築は全く消失するに至つたのである。(橋節男氏談)

従つて應急の處置として十一月一日より東京府荏原郡目黒村大字上目黒東京帝國大學農學部教室の一部に於て授業を開始せられた。此の時の實況に關して當時の當校生徒は後に次の如くに回想してゐる。

學校が十一月になつて駒場の農科大學の校舍を借りて開始された。病み上りの身體を鞭つて遠い下宿から學校までの往復の辛かつたことを思ひ出す。學校は二部教授で新室はどこかどこかよく判らない。時間毎に廣い農園を縫つて歩いたことであつた。(河野到一氏、大岡山前後、藏前自治、第百二十二號)

大岡山移轉

此の間に新しき東京高工、而して數年後には東京工業大學たるべき學園の物的施設特に敷地は着々として準備せられ、荏原郡の大岡山に決定した。土地委員長中村幸之助教授は大正十三年四月二十一日に次の如く報告してゐる(藏前自治、第八十一號、大正十三年五月二十日)

東京高等工業學校敷地報告

振古未會有ノ大震ニ遭遇シ猛烈ナル火焰ノ裏ヨリ萬難ヲ排シ御眞影ヲ奉戴シ數名ノ教官ト共ニ危難ヲ市川ノ兵營ニ避ケラレタル吉武校長ノ歸京ニ因リ九月五日午前十一時校長自宅ニ於テ震災後第一回ノ協議會ヲ開キ假事務所ノ設置、職員並ニ生徒權災者ノ調査及ビ救護、燒跡整理ニ關シ決定スルトコロアリ更ニ進シテ學校

ノ將來ニ關シテ討議スルトコロアリタリ。偶々九月十二日大詔喚發セラルルニ及ビ御仁慈ノ優渥ナルニ感激シ恐懼措ク所ヲ知ラズ。後更ニ内閣總理大臣並ニ文部大臣ノ告諭ニ接シ敢テ自揣ラズ校長以下職員全力ヲ擧ゲテ學校復興ヲ實現スルコトヲ以テ目的トシ生徒授業ノ方法及ビ震災後ノ東京ニ於ケル生徒收容ノ方法ニ關シテ大方針ヲ決定スルコトヲ得タリ。而シテ學校復興ノ方針ヲ決定スルト同時ニ發生シタルハ學校敷地ノ問題ナリキ。蓋シ藏前舊校舍ハ多ク三階建ニシテ一萬二千餘坪ノ地域ニ約七千五百坪ノ校舍ヲ建築シタルモノナリ。若シ七千五百坪平家建假校舍ヲ建築スルモノトスレバ建物間ニ必要ナル間隔ヲ取ル爲メ少クトモ約二萬坪ノ敷地ヲ要スト云フ専門家ノ意見アリ。

更ニ藏前ノ地ガ教育上並衛生上ノ見地ヨリ學校ノ敷地トシテ適當ナルモノニアラズトノ意見モ亦有力トナリ遂ニ學校移轉ヲ以テ學校復興第一義トスルニ至レリ。

是ヲ以テ校長ハ大正十二年十月一日中村・加藤・關口・疋田・波多野ノ五氏ヲ擧ゲテ土地選定委員トナシ、之ニ委嘱スルニ密ニ將來學校ノ敷地トスルニ足ルベキ候補地ヲ調査報告スベキコトヲ命ジタリ。因テ委員諸氏ハ日夜精勵、東奔西走、十月三日ニ至リ三個所ノ候補地ヲ校長ニ報告シ荏原郡碑倉村及馬込村ノ現在ノ土地ヲ以テ第一ノ候補地トシ掲ゲタリ。

此ノ委員諸氏ノ報告ニ基キ學校長ハ之ヲ各科長ニ諮リ十月十七日學校長及土地選定委員並ニ各科長ハ實地ヲ踏査シ、更ニ進デ土地ノ所有者ニ田園都市株式會社ト正式ニ交渉ヲ開始スルコトトセリ。

其交渉委員トシテ中村・波多野・佐伯ノ三氏ヲ任命シ、之ニ條件ノ確定交換契約ノ原案作成等ヲ命ジタリ。

斯ケテ十一月十五日學校長ヨリ文部省ニ申請シ十二月十九日附ヲ以テ文部大臣ヨリ土地交換ノ許可ヲ得タリ。

其結果トシテ藏前ノ舊敷地一萬二千二百三十九坪ニ對シテ九萬一千七百九十三坪ヲ得タリ。此ノ國有財産ノ交換ニ關シテ土地委員等ハ學校長ト共ニ文部省當局者並ニ大藏省當局者ニ謝意ヲ表スルト同時ニ其交換ノ條件ヲ確定スルニ當リ無償ヲ以テ土地ノ評價ニ關シテ多大ノ勞ヲ採ラレタル東京稅務監督局、神田橋稅務署當局者日本勸業銀行當局者並ニ荏原郡碑倉村長ノ好意ヲ深謝スルモノナリ。

又委員等ハ深ク宮城荏原郡長並ニ池上村長・碑倉村長・馬込村長・玉川村長ノ斡旋ヲ深謝スルモノナリ。委員等ハ此ノ機會ニ於テ衷心ヨリ確立ヲ速成セシメ且ツ有利ニ土地交換條件ヲ解決スルコトヲ得ルニ與ツテ力アリシ臺灣銀行總裁中川小十郎氏並ニ同銀行調査課長小笠原三九郎氏ノ援助ト濫澤子爵ノ盡力ヲ深謝スルモノナリ。

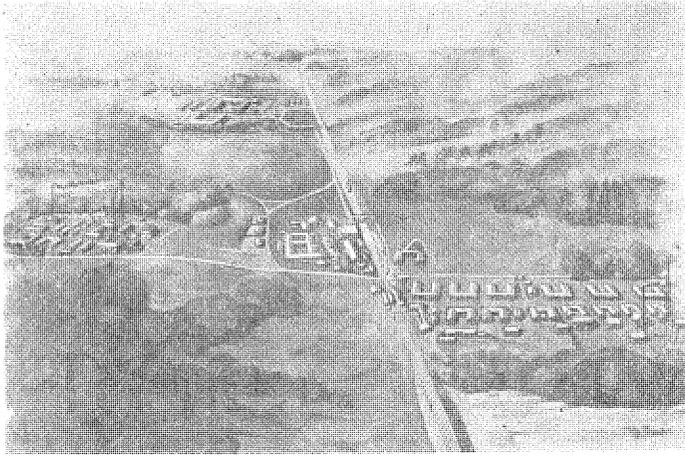
以上ノ外土地ニ關シテ直接間接ト盡力セラレタルモノ多シ、今一々之ヲ明示セズト雖モ其盡力ニ對シテ深謝スルコト同一ナリ。

右報告候也

大正十三年四月二十一日

土地委員長 中村幸之助

そして大正十二年度には次の假校舎を新築した。



大岡山に移轉直後の全景

| | | |
|-----------|------|-----------|
| 假校舎 | 九十四棟 | 七千五百四十一坪餘 |
| 一、事務所 | | 二五一・〇〇 |
| 一、宿直及小使室 | | 二〇〇・〇〇 |
| 一、同渡り廊下 | | 四〇・〇〇 |
| 一、物理實驗室 | | 五〇〇・〇〇 |
| 一、共通學科教室 | | 五三八・〇〇 |
| 一、同渡り廊下 | | 三〇〇・〇〇 |
| 一、圖書館 | | 二〇五・〇〇 |
| 一、同渡り廊下 | | 三〇〇・〇〇 |
| 一、事務所貯藏室 | | 三二二・〇〇 |
| 一、電氣化學科教室 | | 二〇五・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | | 一七五・〇〇 |
| 一、同 物置 | | 二〇〇・〇〇 |
| 一、業業科教室 | | 二〇五・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | | 一七五・〇〇 |
| 一、應用化學科教室 | | 二〇五・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | | 三五〇・〇〇 |

| | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 一、紡織科教室 | 二〇五・〇〇 | 一、電氣科 同 | 一一二・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | 三五〇・〇〇 | 一、建築科製圖室 | 一四〇・〇〇 |
| 一、同 石炭置場 | 二四〇・〇〇 | 一、生徒集會所 | 六八・〇〇 |
| 一、色染科教室 | 二〇五・〇〇 | 一、色染科貯藏室 | 二〇〇・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | 一七五・〇〇 | 一、道 場 | 六八・〇〇 |
| 一、電氣科教室 | 二〇五・〇〇 | 一、便 所 | 八・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | 三五〇・〇〇 | 一、建築科教室 | 二〇五・〇〇 |
| 一、同 物 置 | 二八・〇〇 | 一、同 實驗工場 | 八〇・〇〇 |
| 一、機械科教室 | 二〇五・〇〇 | 一、生徒控所 | 二〇五・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | 一七五・〇〇 | 一、物 置 | 一〇〇・〇〇 |
| 一、同 實驗工場 | 二〇五・〇〇 | 一、機械科工場 | 三〇一・二〇 |
| 一、同 石炭置場 | 二四・〇〇 | 一、電氣科變電所 | 五〇・二〇 |
| 一、門 衛 所 | 三六・〇〇 | 一、電氣科工場 | 七三・一〇 |
| 一、便 所 | 三〇・〇〇 | 一、機械科動力室 | 五三・八〇 |
| 一、窯業科實驗室 | 二八・〇〇 | 一、講 堂 | 一五〇・七〇 |
| 一、應用化學科同 | 四〇・〇〇 | 一、官 舍 | 六六・〇〇 |
| 一、紡織科貯藏室 | 四〇・〇〇 | 一、寄 宿 舍 | 二五八・七五 |
| 一、機械科製圖室 | 一〇四・〇〇 | 一、便 所 | 一〇・五〇 |

| | | | |
|--------------|-------|------------|--------|
| 一、浴室 | 九・〇〇 | 一、事務室倉庫 | 四〇・二〇 |
| 一、渡り廊下 | 八・三三 | 一、書庫 | 三〇・一〇 |
| 一、物置 | 六・〇〇 | 一、自動車々庫 | 六・七〇 |
| 一、色染科乾燥室 | 八・〇〇 | 一、體育場 | 三二・〇〇 |
| 一、紡織科動力室 | 四八・〇〇 | 一、第二寄宿舎 | 二三・三五〇 |
| 一、應用化學科工場 | 八〇・〇〇 | 一、附屬便所并物置 | 六・五〇 |
| 一、窯業科窯場 | 八〇・〇〇 | 一、傭人假官舎 | 三六・二五 |
| 一、應用化學科危險物倉庫 | 一六・〇〇 | 一、生徒控所附屬便所 | 二・〇〇 |

當時の大岡山は未だ全く未開の一望の畑地で、本學の敷地は目蒲電車の線路を狭んで南北兩側にあつたのであるが、取敢ず線路の北側に各學科全部の教室・研究室・工場を配置し、南側現在の正門より正面道路の左右に本部及び共通學科の建物等約一萬餘坪のバラツクを速成することとなり、文部省の依囑に依り建築科職員是が設計並に監督に當り、大林組の手に依つて約六ヶ月を以て完成した。(橋節男氏談)

翌大正十三年度よりは愈々待望の大岡山に移轉することとなつた。大岡山の第一印象に關して當時の生徒は次の如く説いてゐる。

大岡山のインプレッション

大麥の穂が柔かな出た許りの先を、風に揺られる春日、菜の花盛りの田圃と新緑が觸るれば雫らうとする雑木林の間を分け、電車は、全く郊外氣分を溢れるばかり乗せて大岡山に止まつた。眞先に吾等の目に映つたのは電車道を挟んで幾凍とも知れ

ぬバラックであつた。其の瀟灑たる貌は新装の學校としては好い感じを呼び起した。校門のアーチも斬新な美感を與へ、白木の木材も郊外の自然味を掬んであるので面白い。

敷地と校舎を一巡すると先づ雄大な感じと次に起つて来る喜びの情で感慨の大なるものに打たれた。それは今迄藏前の狭小な制限された生氣のない陰鬱な土地に踟躕として居た自分等は、かゝる自由な天地を憧憬する事久しく、今此に眼前に母校として植ゑたばかりとは言へ、多くの八重櫻が咲き誇るのを見ては無理からぬ事である。心の奥底から湧き出る聲は四十餘年の舊套を脱して全く新しい途に第一步を踏み出さうとする喜びの叫びであつた。去る大震災は吾が都、吾が母校を灰燼に歸したが今それは建設のための破壊であつた事を思ふと急に轉禍爲福の様に感じた。全く今建設の時代にあるのだ。新時代に適した技術者を作る可く陣容を整へつゝあるのだ。今や逡巡する暇は持たない筈である。大に翼を張り擴げて目的に向つて空高く飛翔する秋が到來した。(中略)。眞理の探究に、正義の追跡に努力し、紳士たるには先づ人格者たる事が大切であらう。健全なる人に限つて人格者があり得る。吾等はエンヂニアであると共に人格者であり度い。吾等の前には廣い運動場があり、心には已むに已まれぬ生氣がある。(電三五水生(藏前自治、第八十一號、大正十三年五月二十日))

愈々大正十三年四月二十一日には移轉祝賀會が開かれた。午後一時より式は始められ、君が代整唱、佐伯教授の土地に關する報告、前田教授の建物に關する報告、吉武校長の挨拶、江木文部大臣の祝辭朗讀、小林藏前工業會理事長の祝辭朗讀、學生代表の祝辭朗讀等で、この歴史的な移轉祝賀式を終つた。式の實況に關して當時の當校學生新聞は次の通り記してゐる。(藏前自治、第八十一號、大正十三年五月二十日)

移轉祝賀會

春霞籠なる四月二十一日、我校は其の永遠の歩みへの第一步を記念すべく盛大なる祝賀會を催した。午前十時始業式を終へたる生徒は眼前に展開された眺望とその間を綴點する自分の學校に歡喜を滿面に溢せて祝賀會の至るを待つた。午後に入るや

來る電車毎に漸く我が校へ向ふ貴顯の數をまし、午後一時といふや一發の花火を合圖に生徒の整列したる新講堂に來賓諸子の着席あり、中央壇上には江木文部大臣、左方に校長並に關係委員前田教授・佐伯教授着席せられた。來賓席には粟屋専門學務局長・武部實業學務局長・窪田文部會計課長・木村文部書記官等の文部省關係の方々を始め東京高師校長三宅米吉氏・横濱高工校長鈴木達治氏陸軍工科學校三浦常太郎氏等の學校關係の方々、又府下在原郡長宮城氏・玉川村長・馬込村長・碑倉村長・目黒警察分署長等が見えて居た。此等來賓の方々が四百人も御光臨あつたのを見ても如何に盛會であつたか判る。

式は先づ君が代の合唱に始り新築の講堂を動かして藏前の基礎を振はして堅むるかの觀があつた。次いで中村教授代理で佐伯教授の土地に關する報告あり前田教授の建築物に關する報告を以て報告は終り、續いて校長の挨拶、江木文部大臣祝辭朗讀藏前工業會祝辭朗讀と之に對して學生側より吉岡恒夫君答辭を述べて非常な謹嚴さのうちには式を閉ぢた。

式後は直に校庭に設けられた園遊會場に先づ來賓より入り立食の宴にて盛に我が校の前途を壽ぐ祝杯を傾けた。其の間絶えず打揚げられた花火に今迄靜かであつた田園も爲めに打ちふるはされ鄙人の鼓膜を破つた事であらう。ビールの滿に酔ひたる來賓生徒は至るところ歡聲をあげて夕刻に至るも會は終る可くもない程であつた。當日の盛會さは到底紙上に描き得べきところではない事を追記す。

東京高工最後の狀況

其後應急の工事は着々として進捗し、東京高等工業學校最後の年度たる昭和三年度の當校一覽に據れば、次の陣容を整へてゐる。

敷地建物及設備

本校ハ東京府在原郡碑倉町大岡山ニ在リテ地積九萬千七百九十三坪餘ヲ有シ其ノ中央ヲ目黒蒲田電車貫通シ交通運轉ノ便略

々備ハリ茲ニ建設スル假建物ノ總積ハ七千六百八十五坪餘ニシテ其ノ分類及各科設備ノ概要ヲ舉ケレハ左ノ如シ

建物分類坪數

| | |
|------------------------------|-----------|
| 事務所(本部) | 二五一・〇〇〇 |
| 講堂 | 一六二・七〇〇 |
| 教室 | 二、一八〇・〇〇〇 |
| 圖書閱覽室 | 二〇五・〇〇〇 |
| 物理學實修實驗工場 | 五〇・〇〇〇 |
| 色染科實修實驗工場 | 一七五・〇〇〇 |
| 紡織科實修實驗工場 | 四一六・〇〇〇 |
| 染業科實修實驗工場 | 二〇三・〇〇〇 |
| 應用化學科實修實驗工場 | 三五九・〇〇〇 |
| 電氣化學科實修實驗工場 | 一七五・〇〇〇 |
| 機械科實修實驗工場 | 六八〇・〇〇〇 |
| 第一動力所 | 五三・八〇〇 |
| 電氣科實修實驗工場 | 四二三・一〇〇 |
| 建築科實修實驗工場 | 八〇・〇〇〇 |
| 製圖室(建築科一四〇坪・機械科一〇四坪・電氣科一二二坪) | 三五六・〇〇〇 |
| 生徒控所 | 二〇五・〇〇〇 |

道 場

六八・〇〇〇

生徒集會所

六八・〇〇〇

寄 宿 舎

五三〇・七五〇

附屬雜建物

一、〇四三・七九三

上記建物ノ築造ヲ區別スレバ木造平家建六千七百三十六坪三合四勺三才鐵骨建物九百四十八坪八合ナリトス

教室實修實驗室其他ノ設備

色染科 ニ專屬教室・實修工場・實驗室(浸染捺染及工業化學)染色品試驗室・光色實驗室ノ外色素化學、色染理論化學・

色染工學・分光化學等ノ特別研究室ノ設ケアリ

紡織科 ニ專屬教室・紡績・手織機・力織機・織物仕上ノ各工場並ニ纖維及織物試驗室・分析室・分解室・意匠室・研究室

纖維及織物標本室竝ニ洗毛・乾毛汽罐室アリ未タ各室共設備完成セサレトモ漸ヲ逐ヒ其ノ完成ヲ期セントス而シテ此等工場ニ

於ケル機械ヲ運轉スル動力ハ總テ電力ヲ使用シ仕上及洗毛ニ要スル蒸汽ハ汽罐室ヨリ之ヲ供給ス

窯業科 ニ專屬教室・實驗室・工場・窯場アリ實驗室ハ原料分析・燃料分析・粘土實驗・礦物地質實驗・彩畫・研究ノ各室

ニ分チ、工場ニハ陶磁器硝子ノ實修室及セメントノ試驗室アリテ實修ト試驗トヲ行ヒ窯場ニハ窯業品燒成及熔融用各種ノ石炭

窯・瓦斯窯及電氣爐アリテ窯爐作業ノ實修ニ供ス而シテ是等各室ニハ必要ナル諸機械ヲ設備セリ

應用化學科 ニ專屬教室・分析室・實驗室・實修工場アリ分析室ハ之ヲ定性定量ニ別チ實驗室ハ各學年ニ專屬セシメ更ニ皮

革・醱酵等各種特別實驗室ヲ設ケ

電氣化學科 ニ專屬教室・實修工場アリ其工場ニハ電爐・電解・高壓放電・電鍍・電鑄等諸工業ニ關スル設備ヲ有シ且是等

諸工業ノ基礎的知識ノ養成ニ必要ナル電動力・電氣傳導測定・物理化學實驗・電氣分析等ノ設備ヲナシ電氣化學ハ勿論化學工

業全般ニ亘ル應用物理化學ノ練習ニ力ヲ用フ

機械科 ニ專屬教室・製圖室・木工場・鑄造物・鍛工場・仕上工場・工作機械試驗室・內燃機關試驗室・材料試驗室・水力試驗室・蒸汽機關試驗室・汽罐室等ノ設ケアリ、各工場及試驗室ニハ必要ナル機械及器具ヲ備ヘテ實修及實驗ニ供フ

電氣科 ニ專屬教室・製圖室・強電流實驗室・弱電流實驗室・特別高壓實驗室・照明實驗室並ニ強電流研究室・高周波研究室ノ設ケアリ現今ノ設備ハ未タ完成セサルモ漸次之ヲ充實セシメントス尙此外ニ中央變電所アリテ校内一般ノ電燈電力ニ要スル配電ヲ行フ

建築科 ニ專屬教室・製圖室・自在畫室・實驗室・標本室・寫眞室等アリ製圖室ハ參考圖及製圖臺ヲ備ヘテ學生ノ設計製圖演習ニ充テ自在畫室ハ彫刻及畫架ヲ備ヘテ學生ノ自在畫演習ニ充ツ、標本室ニハ各種建築ノ模型及材料標本ヲ陳列シ、實驗室ニハ五百噸・六十噸・五十噸ノ耐壓及耐伸試驗機・摩滅試驗機・恒溫槽微動計及コンクリート試驗機其他各種試驗機ヲ備ヘテ構造方法及材料ノ實驗研究ニ充テ尙ホ化學分析室ヲ設ケテ材料分析ヲ行フ寫眞室ハ必要ニ應ジ學生ノ使用ニ充ツ

共通學科 ニ基礎學科（物理學・化學・數學・英語）ノ教室及物理學實驗室・製圖室・特設豫科教室等ヲ設備ス
上記ノ如ク各科共建物ノ設備ハ概ネ整頓セリト雖假建物ノ關係上内部ノ施設ニハ多少ノ遺憾ヲ免カレス然レトモ本校ハ最善ノ方法ヲ講シ教育上ノ完璧ヲ期ス

以上各科ノ外圖書館アリテ職員生徒各別ノ閱覽室ヲ設備セリ今ヤ藏書貳萬七千六百有餘冊ヲ算ヘ之ヲ職員生徒ノ閱覽ニ供シ
研學上ニ資益セシム

第四項 獎 學 資 金

寄附狀況

當期間に於ける各種獎學資金の寄附は次の通りである。

| (種別) | (寄附年月) | (金額) | (寄附者) |
|-----------------|--------------|----------------------|-------------|
| 皇太子殿下行啓記念資金 | 大正四年五月 | 二〇〇 <small>円</small> | 御下賜 |
| 大日本麥酒株式會社獎學貸費資金 | 明治三十五年十一月 | 六〇〇 <small>円</small> | 大日本麥酒株式會社 |
| 岩崎獎學貸費資金 | 明治三十五年九月 | 五、〇〇〇 | 男爵 岩崎久彌氏 |
| 安田獎學貸費資金 | 明治三十五年十月 | 一、〇〇〇 | 安田善次郎氏 |
| 三井獎學貸費資金 | 明治三十五年十月 | 五、〇〇〇 | 男爵 三井八郎右衛門氏 |
| 山口記念獎學貸費資金 | 明治三十六年三月整理 | 二、五〇〇 | 山口達太郎氏 |
| 古河獎學貸費資金 | 明治三十七年四月 | 三、〇〇〇 | 古河潤吉氏 |
| 三守獎學貸費資金 | 明治四十三年十月 | 一、六二〇 | 三守守氏 |
| 平澤獎學貸費資金 | 大正七年十月 | 五〇〇 | 平澤繁太郎氏 |
| 手島獎學賞與資金 | 明治三十七年二月現 | 二〇〇 | 中川謙二郎氏 |
| 同 | 明治三十八年二月軍事公債 | 一〇〇 | 匿名 |

| | | | | |
|-------------|---------------------|---------|------------------------|-------------------------------------|
| 同 | 明治四十二年十月 | 帝國公債 | 一、〇〇〇 <small>円</small> | 田邊貞吉氏 |
| 同 | 明治四十四年三月 | 勸業債券 | 一、〇〇〇 | 西村直氏 |
| 同 | 明治四十四年六月 | | 一〇〇 | 三枝彦雄氏 |
| 岩岡獎學賞品資金 | 明治三十五年五月 | | 五〇 | 岩岡保作氏 |
| 森村豐明會優等賞品資金 | 明治三十五年十二月 大正五年七月 | 大阪市築港公債 | 一、〇〇〇 〇〇〇 | 森村豐明會 |
| 權田記念獎學賞品資金 | 明治三十六年七月 | | 五〇 | 權田みき氏 |
| 間瀬記念獎學賞品資金 | 明治三十八年八月 | | 一〇〇 | 故間瀬正信氏遺族 林理吉氏 |
| 三浦記念獎學賞品資金 | 明治三十八年九月 | 國庫債券 | 五〇 四 | 故三浦梅之助氏友人四十七人 總代 池田善四郎氏 |
| 沖記念獎學賞品資金 | 明治三十八年八月 | 整理公債 | 五五〇 | 故沖田牙太郎氏遺族 沖 九 け氏 |
| 川島記念獎學優等賞資金 | 明治三十八年十二月 | | 一〇〇 | 故川島督民氏遺族 川島都賀氏 |
| 正木記念優等賞資金 | 明治四十二年十二月 | | 六一五 | 故正木退藏氏記念獎學資金寄 附者總代 阪田貞一氏 工學博士 |
| 品川記念優等賞資金 | 明治四十二年十月 | 帝國公債 | 三、五〇〇 | 故品川子爵銅像建設費寄附者 總代子爵 清浦奎吾氏 |
| 西村優等賞資金 | 明治四十三年六月 | | 一、一五〇 | 古田中孝氏外一名 |
| 金子記念獎學賞品資金 | 明治四十三年十月 | | 五〇 | 金子 りめ氏 |

秋山記念獎學賞品資金 明治四十四年九月

一〇六

故秋山信護氏獎學資金募集發起人總代 豐丸勝二氏

坂井記念優等賞資金 明治四十五年四月

一〇二

故坂井勝氏遺族 坂井さく氏

高山優等賞資金 大正三年二月

三五〇

工學博士 高山甚太郎氏

端優等賞資金 大正四年七月

五〇〇

端 善二郎氏

田邊手島優等賞資金 大正五年一月

一、〇〇〇

田邊貞吉氏外一名

長谷川優等賞資金 大正五年六月

一〇〇

長谷川 矩氏

本校創立記念獎學賞資金 明治三十九年五月

七五、四一五

有志者

栗原獎學資金 明治六年六月

一〇、〇〇〇

栗原いね氏

故ドクトル・ワグネル記念獎學資金 明治三十九年十二月

一、七〇〇

故ドクトル・ワグネル記念獎學資金募集發起人總代 工學博士高山甚太郎氏

湯淺獎學資金 明治四十年九月

二〇〇

湯淺 七左衛門氏

寛獎學資金 大正九年一月

一五〇〇

寛 三 七氏

山本獎學資金 大正七年九月

五〇〇

山本爲三郎氏

平野獎學資金 大正十一年七月

三〇〇

平野耕輔氏

東京計器獎學資金 大正十二年二月

一〇、〇〇〇

株式會社東京計器製作所

大阪農工債券
富山農工

外ニ現金六圓餘

| | | | |
|--------------|----------|------------------|-----------------------------|
| 中原獎學圖書購入資金 | 明治四十年五月 | 六〇〇 ^円 | 工學博士 中原淳藏氏 |
| 三吉記念獎學圖書購入資金 | 明治四十年十二月 | 六〇〇 | 故三吉正一氏獎學資金募集委員 工學博士藤岡市助氏 |
| 内海圖書購入資金 | 大正七年二月 | 三〇〇 | 内海三貞氏 |
| 池田記念圖書購入資金 | 大正八年五月 | 一〇〇 | 池田房代氏 |
| 廣瀬圖書購入資金 | 大正八年五月 | 二〇〇 | 廣瀬巖氏 |
| 守山圖書購入資金 | 大正十二年十二月 | 五〇 | 守山正宣氏 |

その實況

明治三十四年五月東京高等工業學校と改稱せられてから昭和四年三月末までに、獎學金の寄附を受けた額は總計十三萬六千餘圓に上つて居る。是等獎學資金は寄附者各位が工業教育に對する深厚なる理解と、研究に對する熱誠なる後援とに依つて寄附された極めて貴重なるものである。

先づ 東宮殿下行啓記念賞牌に就て述べたい。大正四年五月二十六日 今上陛下が皇太子殿下で在らせられた御時、藏前の本學園へ行啓あらせられた際悉くも御下賜金を賜つたので、當校は永く之を記念し奉らむ爲、其の御下賜金を以つて賞牌を製作し、職員・生徒及卒業者の内學術上顯著な功績のあつた者にこれを授與し、表彰する制を設けた。この光榮ある賞牌を授與した者は

第一回 大正七年七月 明治三十六年電氣科卒業者

松田達生

第二回 大正九年三月 明治三十九年附設工業教員養成所筈業科卒業者 芝田理八

の兩人である。松田達生氏の研究は無線電信受信機の性能を無線電話に應用する事に著想して、其の機構を計畫し、遂に之を完成し、無線電話の交話を自由ならしめた顯著な功績は世界に誇るに足るものであつて、大正七年七月に賞牌を授與し同時に創立記念資金より賞金を授與した。芝田理八氏は海軍造船兵廠に職を奉じて海軍光學兵器用硝子の製造に腐心し、遂にこれを完成したのであつた。

次に學資貸費は東京工業學校時代の項で述べたやうに、單に貧困者を救助する主旨で貸費するのでは無いから給費生の選定には學業優良である外に人物俊秀・志操鞏固なる者を嚴選する爲、その成績は皆良好であつた。尙當期間に於ける貸費金寄附の額は一萬九千五百圓であり、東京工業學校時代の資金に合すれば二萬四千九百圓のほつた。學資貸費に關しては明治三十七年一月に規則を改正し、中學校又は工業學校卒業者で入學當初から學資の借受を願したる時は、當該學校長から人物・學業共に優秀で學資借受を必要とする者である事を付して推薦して來れば、給費の出願が出来る事にし、當校では是等出願者の中から選定して貸費することにした。其後大正十一年に規則を改正して、學資の貸付は年額百圓以内であつたのを年額三百圓以内に改め、研究生への貸付額は月額十五圓以内であつたのを月額二十五圓に改めた。

次に當校創立記念獎學資金に就て述べる。明治三十九年當校創立滿二十五年を記念し當校出身及關係有志が發起となつて記念獎學資金を募集した處、出身者は勿論世の有志者及工業會社等も此の舉に賛同、金員及有價證券若くは機械類を寄附せられ、其の全員は六萬九千四百四十餘圓に達した。本資金は寄附の條件として其の利子で俊

秀の生徒に獎學金品を授與し、又學術研究費を支給するもので、獎學金品は毎學年末に優等生に授與したが、大正十二年以後はこれを中止し、主として學術研究費に充用する事とした。尙大正五年五月本獎學資金研究成績優良者賞與規定を制定し、一、職員並生徒工業上の研究に従事し其成績優良なる時若くは工業上有益なる發明發見をなしたる時、二、職員工業上の研究成績に對し、内外國の一にて特殊の表彰を受けた時、三、本校卒業者にして工業上有益なる發明發見をなしたる時は何れも之に賞金を與へる事とした。因に創立二十五年記念獎學資金研究成績優良者賞與規程は次の通りである。

創立二十五年記念獎學資金研究成績優良者賞與規程（大正五年五月廿五日制定）

第一條 職員並ニ生徒學校長ノ命ニ依リ若クハ豫テ承認ヲ得テ工業上ノ研究ニ従事シ其ノ成績佳良ナルモノハ當該科長ノ意見ヲ聞キ賞金ヲ與フ

第二條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニハ前條ニ準シ賞金ヲ與フルコトアルヘシ

一、職員並生徒前條ノ研究外ニ工業上有益ナル發明發見ヲ爲シタルトキ

二、職員工業上ノ研究成績ニ對シ内外國ノ一ニテ特殊ノ表彰ヲ受ケタルトキ

三、本校卒業者ニシテ工業上有益ナル發明發見ヲ爲シタルトキ

第三條 前條ノ賞與ハ科長會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム其ノ第三號ノ賞與ニ關シテハ藏前工業會長ノ意見ヲ求ムルコトアルヘシ

附 則

本規程ニ依リ賞與セラレタル者ノ成績品若クハ報告書ハ本校創立記念日ニ於テ一定ノ場所ニ陳列シ汎ク觀覽ニ供スルコトアルヘシ

本校創立記念資金その研究成果に對して賞金を授與せる者を擧ぐれば左の如くである。

(一) 本資金の利子に依つて研究したるもの

澱粉製造用機械

教授 淺川 權 八

漆 象 眼 法

助教授 手塚 千代 吉

染色工程が絹絲の強力伸度に及ぼす影響

助教授 吉 川 良 治

金屬著色に關する試験

教 授 小 林 豐 藏

簡易時繪法に關する試験

助教授 手塚 千代 吉

綿布アニン黒染の研究

教 授 中 島 武 太 郎

鹽化第一白金加里鹽の研究

助教授 野 田 市 太 郎

漆 液 塗 料

助教授 仲 西 他 七

本邦産耐火粘土の理化學的性質に關する研究

講 師 平 野 耕 輔

不燃性溶劑四鹽化エタンの製造に關する研究

教 授 鈴 木 達 治

醋酸纖維素の應用

教 授 疋 田 桂 太 郎

コンクリート應壓強度の研究

教 授 土 居 松 市

整流子電動機の整流作用中分相式分捲整流子電動機の研究

教 授 伊 藤 奎 二

パラ赤及此と類似色素の互變異性體に就ての研究

教 授 大 水 津 嘉 一 郎
研 究 生 熊 清

アリザリン應用紺巾染及堅牢土耳其赤染の研究

助教授 青 木 良 吉

普通煉瓦の組織研究

教授 近藤 清治

(二) 本利子に依らざるもの

栗虫繭の製絹紡績製織並に仕上研究

教授 齋藤 俊吉

栗虫繭の解舒精練漂白並に染色法の研究

嘱託 松井 宗三郎

瓦斯爆發實驗

教授 淺川 權八

Study on Casting-Stresses

教授 杉村 伊兵衛

(三) 外國にて特殊の表彰を受けたもの

教授 淺川 權八

淺川教授は外國留學中專心研究に務め、マンチエスター・ヴィクトリア大學工科大学に於て三年間名譽研究員に推擧せられた。尙英國科學大會に學術研究の一部を發表して名譽のヴァルカン獎學金を給與せられた。

(四) 卒業生にして工業上有益な發明發見を爲したもの

日本酒釀造法の改良研究

附設工業教員養成所應用化學科卒業生 江田 鎌治郎

同

應用化學科卒業生 嘉儀 金一郎

無線電信電話の研究

電氣科卒業生 松田 達生

海軍光學兵器用硝子の製造

附設工業教員養成所窯業科卒業生 芝田 理八

飛行機製作

附設工業教員養成所機械科卒業生 稻垣 知足

最後に手島獎學賞牌に就て述べたい。本賞牌は明治三十四年に此「賞牌授與規程」を制定してより、毎年卒業式の當日に篤行動學なる生徒即ち品行善良にして一學年間日常課業時間を勉勵し特に工場實修に專心従事し規律を確守し

た生徒を表彰して來た。この賞牌を授與される者が年々増加する事は頗る嬉しい傾向ではあつたが、生徒の思想も向上するに伴ひ、賞牌を授與する事は却つて自治的精神を害する如き論も生ずるに至つたので、大正九年この制を廢止し、附屬職工徒弟及び附屬工業補習學校の生徒にのみ授與する事となつた。

第五項 各科の沿革・設備・研究の概要

色 染 料

一、沿革 一、本科の濫觴は明治十四年五月當校創立の際化學工藝科中の一專修科目にあつて、明治十九年八月始めて化學工藝部中に染工科の名稱を付して本學科を設置せられたのである。

一、明治二十三年七月本科中に機織の一科目を増設するに及び染織工科と改稱した。是れ當時本邦染織界の實況は、其當業者の數極めて多く殆ど全國に散在して居たが、營業の規模狹小にして往々色染業者が同時に機織業を兼ねる者少くなかつた。この故に色染業のみを修得したるものが需要の甚だ尠いのも亦已むを得ない事であつた。殊に織成品は概ね色染の工程を要するものであつて、色染と機織とは相互密接の關係を有するから、機織の一科目を増設することゝしたのである。此染織業を學校に於て教授したのは實に當校を以て嚆矢とする。従つて明治二十七、八年以降染織學校が地方に續設せらるゝに當り、是が教員を供給し得たのみならず、斯業の進歩に伴ひ之に當る技術者を輩出し得たのは、要するに當校が夙に色染に加ふるに機織の科目を以てした事

が與つて力があつたと謂ふ事が出来よう。

- 一、明治三十二年六月染織・工科を色染・機織の二分科とし染織科と改稱した。由來我が色染・機織は殆ど手工業に屬し所謂家内工業の域を脱しなかつたが、機織は漸次力織機の効果を認むるようになり、色染も時に機械力を應用するもの生じて、漸く工場工業へと推移する趨勢を示すようになった。是に於て色染・機織の各專業に堪能なる技術者を必要とするは又染織界の當然要求すべき筈であるからなので分つて二科となし、各別に工場を設備し専門の技術者を養成することとした。是より先き染織科に於ては木綿・絹・毛等各種の原料につき授業をして來たが文部省は京都に高等工藝學校・名古屋に高等工業學校を新設し、此二校にも染織二科を併置せられ、當校の染織科は毛織物、京都は絹織物、名古屋は木綿織物に主力を注ぐこととなつたので、本科に於ける授業の方法及備付の機械類も毛織物を主眼とすることとした。尙本科に關し一言すべき事は明治三十二年度に於て當校の規模を擴張するに當つて、最も主力を注いだのは染織科の一科であると云ふことである。蓋し染織業は我主要なる工業に屬してゐるが、製造の方法尙幼稚にして、外には絹織物の輸出多からず、内には木綿毛織物の輸入が尠くないのは、要するに適良の技術者に乏しきことも其一因たるを以て、國庫は十三萬七千餘圓を支出し、機織工場の新築及染織機械の増設に供した。是より染織教育上の便益、前日に倍蓰するを得た。
- 一、明治四十四年八月當校規則改正により染織科を色染・紡織の二科に分ち各獨立の一科とした。
- 二、設備
 - 一、明治十八年四月染工場新築落成し、始めて實修授業を開始した。其設備は浸染室等二棟及藍甕室等にしてこゝに設備した諸機械は何れも動力を必要としないものであつた。

一、明治二十八年英國より二色捺染機を購入して綿布捺染の試験を行つた。本機械は我邦に於ける捺染機の嚆矢であつたので、大に當業者の注意を喚起し、爲に爾後大規模

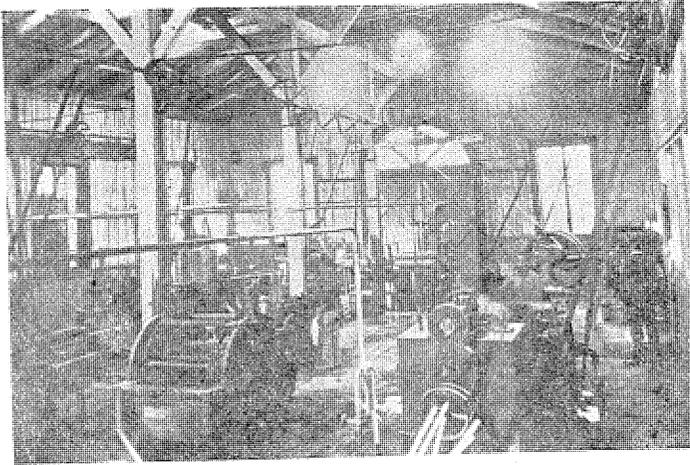
の機械捺染工場設立の氣運を作るに至つた。又染織工科に機械を併置せられた後漸次機械増設のため工場狹隘を告げ、再三増築を行つたが尙十分でなかつたため別に色染工場を建築し明治二十九年此に移轉した。

一、明治三十年頃脱水機等を、又三十四、五年の頃捺染・浸染等の諸機械を外國より購入した。

一、明治三十六年新築の機織工場が落成したので、之に機織分科を移し、從來機織工場だつたものを改造して色染工場とした。

一、明治四十四年實驗用として捺染機械及蒸熱機械等を購入した。

一、大正四年更にラビッドエージャーホットフルー及びデイライトランプを購入す。前者は本邦製、後者は英國製にして何れも新式の構造を有し且つ小型なるを以て研究上極めて便利



(年九十三治明) 場工染浸科分染色科織染

であつた。

一、大正五年新築工場が竣工した。其の設備の内容左の如くである。

生徒實驗室・分析室・原料實驗室・光色實驗室・日光曝露室・漂白工場・浸染工場・捺染工場

尙諸機械運轉用として二の電動機を備へた。

一、大正七年生徒實驗室へ試験用一色両面捺染機を購入備付けた。

一、大正八年ウルトラランプ（米國製）を購入した。是れ染色物の日光に對する堅牢度は、日光に曝露して試験するのを最も實際的方法とするが、天候の如何によりて相當の時日を要するものである。本器によれば、短時日に其堅牢度を推知する事が出来る。

一、大正十年時勢の進展に伴ひ種々設備上に變更を加へた。即ち生徒實驗室の擴張及教官實驗室新設等の模様換を行ひ、尙英國アダムヒルガー會社製造のスペクトログラフ・スペクトロメーターの如き精密機械を購入して光色實驗室に設付け以て根本的に染色の原理を究め色の本質を闡明するの用に供した。

三、研究試験 明治十八年本科に染工場を設置せる當時は、民間に於る色染業は尙ほ甚だ幼稚であつて、染料の如きも其種類極めて少く且つ其應用法を辨識しないものが多かつた。以下本科の研究試験を左に適記しよう。

一、鹽基性の色素は當校開設前より我邦に輸入して居たが、民間の實業者は未だ適當に之を應用することを知らなかつたので、本科は此が啓發指導に力めた結果此等の應用法は始めて世間に紹介せられる様になつた。

一、アリザリンを以て赤色を染むること及び絹の黒染にログウトを使用することは、共に平賀教授の研究試験の成果であつて、後に民間實業界に傳へられた。其他外國流の捺染を日本流に應用すること及びアニリン黒の捺染法を實驗したのは高松教授の研究の成果であつて、其結果は總て之を世間に紹介した。

一、明治二十四年より二十六年の交・印度藍靛の輸入年々次第に増加する傾向があつたので、本科は蓼藍より藍靛を製造する方法を研究し、是が爲に高松教授は沖繩地方に出張して其調査を遂げ、其他諸方面より此が研究の歩を進め、其の結果、蓼藍からも藍靛を製造し得らることを確めたけれど、未だ十分なる成績を得るには至らなかつた。

一、明治二十九年農商務省の依囑に依り、黃麻・麥稈・蘭草の染色試験を行ひ左の結果を得た。

黃麻を染色するには實用上に於ては酸性又は鹽基性の染料を使用するを可とすること。

麥稈を染色するには鹽基性染料を使用するを可とすること

蘭草を染色するには鹽基性染料でなければ染色不可能なこと及び染浴中に醋酸又は膠・石鹼等を加へれば好結果を得ること

又本科に於ては左の試験を行つた。

1、シルケット(光澤綿絲)の試験 本試験は本科に於て行つたものが我邦に於ける該試験の嚆矢である。而して其成績を世に發表した結果、今日では汎く行はれるやうになつた。因に云ふ「シルケット」なる語は平賀博士が命名したものと傳へられてゐる。

2、日本藍と印度藍との比較 本試験の結果、染色上に於て日本藍の使用は價格が低廉であること、工程の困難な事等の缺點があるが、其染色は堅牢な事、又印度藍と人造藍とは其結果は相同じなる事實を孰れも確め得た。

3、絹増量の試験 本試験の結果、絹の増量は或程度までは絲質を損せず又染色に影響を及ぼさないもので増量劑としては錫化合物と燐酸曹達とを使用するのが最も適當な事を確めたが、操作の如何に依つては絲の強弱に影響を及ぼすこと勿論である。

4、石鹼の比較試験 本試験は農商務省の依嘱に依つて行つたもので、其結果は絹の精練には石鹼の性質よりも寧ろ石鹼に含まれた水量の多少に關係があるといふ事を確め得た。

5、軍服用カーキ色の試験 本試験の結果は染料として鐵及クロームの化合物を用ひて好成绩を得ることを知つた。

6、清練漂白に耐ふる綿絲赤染の試験 本試験の結果染料はアリザリンを用ひて染色し、染法の如何に依つて堅牢に染め得ることを確め得た。

7、絹精練の試験 本試験の結果從來絹精練の良否は石鹼の性質如何に依つたことは世間一般に認められてゐたが、實際は石鹼以外操作の工程如何にも依ることを確め得た。

8、染色の工程が絹絲の強靱に及ぼす影響の試験・本試験は頗る複雑に涉り茲に概記する事が出来ぬが、詳細なる報告を發表した。

9、毛皮染の試験 毛皮染は日本に於て漸次需要を増し支那輸出には大に好望であるが、其の染色は非常に困難であつて、特種の注意と染色法とを知らねば爲すことが出来ない。當時我邦に於る技術尙幼稚にして毛を脆弱ならしめ斑染を生じ易く、日光に不堅牢且つ皮の味を失ふが如き缺點があつたので、其等の缺陷に就て研究を遂げ好結果を收めた。

10、硫化染料の染色が木綿の伸度強力に及ぼす試験 硫化染料を以て染色した木綿が時日の経過と共に其強力伸度を遞減することは周知の事實であつて、其原因及び之を矯正する方法の研究は極めて重要な問題なるが故に該試験を行つた處、良好な結果を得た。

11、木材染色法の試験 梨本宮青山御別邸に於て京都に在つた約二百年前の古建築物を東京に移轉し、前形其儘に建築せられようとされた時、其用材中腐蝕して居るものがあつた爲め新古材を混用し、其新材を染めて蒼然たる古色を呈せしめようと種々の塗工に命じても悉く不結果に終つた由で、其の研究を本科に依頼せられた。依つて此が研究に従事し、遂に良結果を收める事を得た。

12、綠變しないアニリン黒の試験 アニリン黒は數多の特長を有する故に廣く應用せられるが、之を綿布無地染に應用する場合に起る最も厭ふべき缺點は、地布を脆弱にする事と、時日の経過と共に色相の綠變する事である。仍て明治四十四年その研究に着手し、大正六年遂に之を完成した。

13、栗虫繭解舒及色染法の研究 此研究に就ては紡織科と共力し、本科は主として繭の解舒及染法を擔當して研究試験を遂げ、其結果紡織原料として遺憾なからしめた。

14、堅牢土耳其赤絲染及アリザリン緋金巾染法の研究 本緋金巾は從來専ら英國より輸入せられ本邦では未だ之を生産しない。蓋し其染色法極めて複雑にして特種の技術経験を要するもの多いがためである。仍て大正六年度より其研究を始め先づ其第一着手として從來研究して來た堅牢土耳其赤絲染法を完成し、續いて緋金巾染法の研究に従事した。

15、パラ赤及之と類似色素の互變異性體に就ての研究 パラ赤の化學反應を研究してパラ黄・パラ青の兩異性體のある事を發見し、從來パラ赤の化學構造式として用ひられたものはパラ黄の構造式であることを證し、更に此等の異性體は互變性であることを示した。尙パラ赤研究結果よりオキシモノアゾ色素の呈色につき一般法則を發見した。

16、ダイアゾアジド化合物分子内轉位の機作に就ての研究 茶緋・白髮染其他色素製造に用ひられるパラミン製造の重要工程であるダイアゾアジド化合物分子内の轉位に就き理論的研究を遂げ、機作の真相を明瞭にし、色素製造工業に有用なる一指针を與へた。

紡織科

一、沿革及設備 一、本科は明治二十三年七月化學工藝部中の染工科に機織の一科目を増設し、染織工科の名稱を付せられた事に濫觴して居る。

一、明治三十二年六月染織工科を染織科と改め、色染・機織の二分科に分ち茲に本科は一學科として授業を行ふ

に至つた。(分科以前に屬する本科の經過で色染料と共通する事項は重複を避け之を色染料の部に詳述した)

一、明治四十四年八月規則を改正し、本分科を紡織科と改稱し獨立の一科とした。

一、明治二十三年染工科に機織を増設せられた當時は、機織工場に供用したのは僅に間口六間奥行八間の物置小屋を修補して之に窓を設け、日光を通じただけの粗造狹隘の工場であつて、茲に從來の手織機小幅物を織るもの四臺、大幅物を織るもの四臺都合八臺を据付けて木綿及び絹織の授業を開始した。此外に又洋式機臺一臺を据付け之にジャカード機械を裝置して紋織のハンカーチを織出した。

一、明治二十四年より二十五年に互り漸次洋式手織機臺を増設し、同時にジャカード機を使用して絹紋織を織成することとなり、茲に始めて機織工場の設備稍々其面目を改善するようになった。茲に於て工場の狹隘を告げたので從來染工場の捺染施工に供用した室を修補して機臺を据付けた。

一、明治二十六年に於て益々機臺を増設した爲に工場は復た狹隘を告ぐるに至り、從來應用化學科の工場であつたものを本科の工場に供用し、此に全部の機臺を移した。

一、明治二十八年染織工場を新設した。是は從來の染工場と機織工場との間に更に一工場を設け三棟を合併して一工場としたもので、此合併工場は都合百八十坪を有し、此に機臺を増設した。此歳又力織機一臺を英國より購入して瓦斯發動機を据付け、同時に木綿力織機の附屬品たる營卷機械・絲繰機械等を購入し、力織機の實地授業を開始した。

一、明治三十年更に力織機三臺及び準備機械を獨逸・瑞西の二國より購入した。

一、明治三十一年佛國より絹擦絲機械を購入して捺染工場と力織機工場との間に更に一棟の工場を増設し、此に

捺絲機械を据付け爾來捺絲の實地授業を開始した。

一、明治三十四年更に獨逸より力織機を購入した。

一、明治三十四、五年の交獨逸・白耳義・佛蘭西の諸國より毛織物仕上機械を購入した。

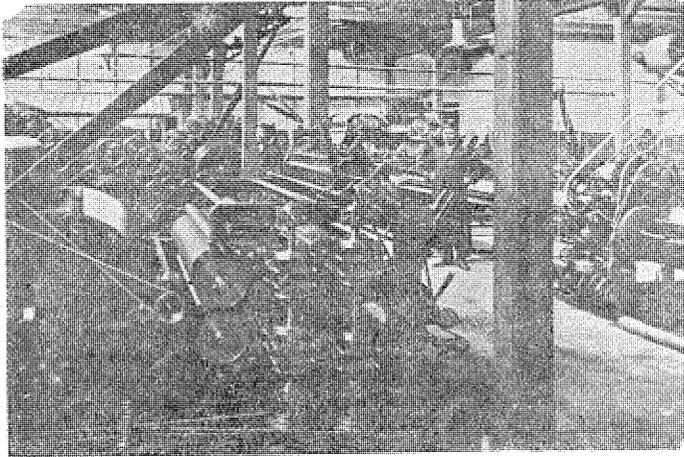
一、明治三十六年機織工場の新築竣成を告げたので、織物及仕上機械全部を此新工場に据付けた。

一、明治三十九年毛の紡績機械を購入し、紡績の實修を開始した。是より先き本科は上記の設備に對し機織工場の汽機・汽罐等を外國より購入して新工場の竣成と共に据付けを了し、茲に本科の設備は略ぼ完成を告ぐる事となつた。

一、明治四十年織物纖維に關する諸試験器具を購入し實驗の用に供する事とした。

一、明治四十一年絲に關する諸試験器具機械を購入し實驗の用に供する事とした。

一、明治四十三年佛國式梳毛紡績機械を購入し實修を始めた。



(年九十三治明) 場工績紡科分機科織染

- 一、大正二年織物に關する諸試験器具及機械を購入し實驗の用に供した。
 - 一、大正五年纖維強力試験器を購入し生徒の實驗用に供した。
 - 一、大正六年絲及織物用トーションバランスを購入し生徒の實驗用に供した。
 - 一、大正八年梳毛用キヤップ擦合機及サンプル用紡毛機を購入し生徒の實驗用に供した。
 - 一、大正十一年フランス式梳毛機を購入し生徒の實驗用に供した。
- 二、研究試験 本科が研究試験した主なるものを舉げれば左の如くである。
- 1、様蠶及天蠶等の原絲を織物に應用する試験 様蠶及天蠶等の原絲を織物に應用することを研究し、同時に染織試験の結果、精練・漂白及び種々の色合に染むることを得、並に紋織等に應用し得ることを確め得た。
 - 2、蝙蝠傘地の試験 明治二十三四年頃までは本邦に於ては未だ精良なる蝙蝠傘地を織出すことが出来なかつた。故に優美なる蝙蝠傘は皆之れを海外の輸入に仰ぎ、就中佛國より輸入するものが最も多かつたが、本科は其の前年佛國より若干の蝙蝠傘地標本の送付を受け、同年中之れが試験に従事したが分解試験の結果として撚絲法・染法及織法等に至る諸般の方法を研究する事を得た。
- 斯の如く僅かに一回の試験に依つて製出した蝙蝠傘地は全く從來輸入を仰いで居つた外國製品に劣らない優等品を製出するに至り、其防水力の如きは外國品をも凌駕した程である。其の後益々進んで種々の染色法を研究し、又織方を改良し、之を當業者に示して其製造を誘導した結果、爾來民間に於て此品を製造するもの漸く多くなり、終には海外に輸出するに至つた。當業者間此傘地を通稱して「學校傘地」と呼んだのは全く

此が爲めである。

3、各種蠶絲の染織試験 本試験は農商務省の依囑に依つて施行したが、此が試験の結果に依つて、蠶絲の種類異なるに従ひ織物の地合色染等に大いなる影響を與へ異種の蠶卵を飼育する場合混同する事の不可である事を示された。

4、女學生用袴地の試織 從來本邦に於ける女學生用の毛織薄地袴は總て之を外國の輸入品に仰ぎ、稀には之を製造する者も無い事もなかつたが、工程の不完全な爲に外國品に代へ得べきものを製出するに至らなかつた。茲に於て本科は其適當なる代用品を製出せんことを企圖し、明治三十四年此が試織に従事し十分な仕上を施した結果、袴地として極めて適當なものを製出し得るに至つたので、爾來民間の當業者に於ても本科に其仕上を依頼するものも生ずるに至つた。

5、絨氈手織製造の試験 明治二十六年此が試験に従事し、爾來引續きカーペットの本式製織に着手し好成績を得た。

6、天鷲絨製造の試験 天鷲絨は輸入額頗る多額に上るが故に、本科は夙に之が製造を企て、明治二十八年に至つて佛國より其器具の一部を取寄せた爲研究上大に好成績を得、爾來引續試験に従事して居たが、舊來の方法では到底其製造高を饒多ならしめる事が困難なので明治三十二年に至り佛國より二枚織の手織機を購入して參考に供し、其後三十三年に至り機械織の天鷲絨織力織機を購入して其授業を開始した。

7、羽二重織に力織機應用の試験 明治三十四年より三十五年に亘り羽二重織に力織機を應用する試験を行ひ

極めて良好なる成績を得たが爾來尙ほ之を研究して大に當業者の注意を喚起した。

8、毛織物製造の試験 當時本邦に於ては毛織物の需用次第に増加し、隨つて海外よりの輸入益多額であるに拘らず之が製造に従事するものは極めて少い。これは以前より往往試験したものもあつたが其結果概ね皆不良であつた爲に之を中止してしまつた故と思はれる。そこで本科は其不良の結果に了つたのは多くは適當な仕上を施さない結果たる事を看取し、明治三十五年より當業者を誘導して本科に設置した機械を用ひ此が仕上げを施した處、果して外國輸入品に劣らない製品となつたので、爾來民間の機業家に於ても毛織物の製造額を増加するようになり、同時に東京又はその附近に於る製品の仕上は本科に於て之を施した結果、此種織物に一新生面を開くに至つた。

9、厚地毛織物及フランネル類仕上の研究 實業者の製品に就き實地指導を爲し大に其事業の發展に資するところがあつた。

10、人造絹絲の製造及防水布の製造研究

11、銘仙類仕上法の研究 銘仙類の改良に資せんがために此が研究を行ひ好結果を得て當業者を啓發したことは少くない。

12、絹毛交織袴地の研究

13、大正三年以降現大正末期に至る迄引續き内國産緬羊毛の製絨を行ひ以て當業者の參考に供した。

14、栗蠶纖維の紡績及織物製造法研究

15、支那綿羊毛の製織研究

窯業科

一、沿革及設備 一、本科は明治十四年五月當校創立の際化學工藝科中の一専修科目に創つて居る。

一、明治十八年四月本科實修工場の新築竣成した。同年小玻璃窯一基を築造し、専ら玻璃熔融試験に供し、又石炭焼成磁器窯一基を築造した。この窯は磁器を石炭にて焼成せんとするために造り、石炭及薪材にて焼成し得る階段火床を有する倒焰式角窯である。

一、明治二十年四月農商務省の陶器試験を當校に託するに當つて、赤坂葵町に設置した陶器試験所の事業に従事して居た教師獨國人ワグネル氏は其建物工具等を舉げて本科に移したので設備及實驗上少からざる利便を得るに至つた。即ち窯場・水簸場及び畫工場を附設し、錦窯二基及びフリット窯一基を築造し、水簸場にはワグネル氏の考案に成る改良水簸槽及獨逸より購入した粘土壓搾機を設備することゝなつたが、窯は少數であるのみならず其規模も僅に小試験を爲すに過ぎなかつた爲、生徒をして實地試験焼成を爲させることは極めて稀であつた。

一、明治二十三年七月本科に陶器玻璃工科の名稱を附せられた。

一、ワグネル氏一旦歸國し、明治二十五年一月再び來朝して本科の授業を擔當するや、新知識及各種の標本を應用して設備並に授業上の改善に力め、新に石炭窯大小二基、骸炭窯、フリット窯、セメント窯各一基を新設した。又試験窯瓦斯窯及び最新試験用器具等を獨逸より購入し、始めて之を使用した。

一、明治二十六年瓦斯燒成玻璃試驗窯一基を築造した。



（年九十三治明）場工付繪科業窯

一、明治二十七年十月本科々名を更に窯業科と改められた。

一、明治二十八年の交本科築造物の一部を煉瓦造とし且つ木造の工場を新築す。是れ當校擴張に際し従前本科工場の校内に散在せしものを一地區に移轉する爲めである。

一、明治三十一年大形石炭燒成磁器窯を新築した。本窯は五室の連續窯で、内三室は直接燃焼、二室は瓦斯燃焼をなし、之に依て稍々大規模に石炭燃料の試験をなすの用に供した。

一、明治三十二年三月二十三日夜失火し、本科の窯場三棟及畫工室標本室並之に設置した諸機械殆ど悉く烏有に歸した。

一、明治三十二年本科實修工場・職員室・畫工室・標本室の煉瓦造二階家を従來の煉瓦工場に接続して増築し、又別に煉瓦造窯場及び烟突をも新築し、同時に玻璃熔融試験の爲めジーマン窯式の瓦斯窯を増設した。是等新築費に國庫は約三萬圓を支出し火災後に於る本科の設備は大に其面目を革めた。

一、明治三十四年窯業原料處理に要する機械類を舊煉瓦室の西

隣に増築した工場に移設し、數馬力の發電機を使用して原料粉碎等の用に供した。蓋し當時に至る迄窯業も亦手工業に屬したが、勞銀の騰貴と均一精確の製品を製するためには機械力を藉らないわけには行かぬので、漸く機械を要する時期に至つたのである。茲に於て本科は世間に率先して輕便の機械を設備した故に、當時往々世間に行はるる窯業機械の中、範を本科の機械に取つたもの尠くなかつた。

一、明治三十六年動力使用の水簸場を機械室内に設けた。三十八年に至り試験窯倒焰式圓窯を新設した。

一、明治四十二年レキユペラチブ式瓦斯燃燒陶磁器窯一基を築造した。

一、明治四十三年試験用セメント回轉窯一基を設備した。

一、明治四十四年レキユペラチブ式瓦斯燃燒玻璃窯一基を築造した。

一、大正三年大阪高等工業學校の窯業科を本科に合併した。其の結果翌年實驗場の二階を増築して、階上には化學分析室・教官分析室・瓦斯分析室・淘汰分析室・粘土實驗室・礦物實驗室及研究品陳列室を、階下には生徒實驗室・教官研究室・陶磁器實驗室・硝子實驗室・セメント實驗室・瓦斯窯室・電氣窯室等を設け、且つ工場を擴張し、第一工場に於ては原料の粉碎・水簸及び坯土釉藥の調製を行ひ、第二工場にては煉瓦及瓦の成形・セメント粉碎其外耐火用品の製作等を行ふこととした。而して以上の實驗室及工場に於ては諸般の設備を改善したが、其主なるものは硝子製品の仕上及加工に用ふる機械器具類・セメント耐壓強及透水度を測定する機械器具類・原料水簸裝置・煉瓦成形機及敷瓦水壓成形機等であつた。

二、研究試驗 本科に於て研究試驗した事項中其主なるものを挙げれば左の如くである。

1、玻璃の化學的研究及び適切なる熔融窯築造 本項を説明するには先づワグネル氏の功績の多大なるを忘れる事は出ない。ワグネル氏は玻璃の成分を學術的に研究し此が應用に力め、本邦産の原料各種の玻璃調合を示し、且つ本邦に適切な小規模の熔融窯を考案し、當業家の参考に資したことは頗る大なるものがある。

2、本邦陶磁器の科學的説明 從來泰西の學者其他陶磁器に就き科學的に研究したのもあつたか、本邦固有の陶磁器を科學的に説明したものはワグネル氏を以て嚆矢とする。

3、陶磁器製造試験 本邦に於る陶磁器製造業は其由來は久しいが、甚だ小規模であるのみならず、舊來の製造法を墨守し會て學理を應用する事を知らず、到底日進月歩の時運と相伴ふ事は出來なかつたが、ワグネル氏の熱心な指導啓發により我が陶磁器製造業は漸次進歩發達の基礎を築くに至つた。『旭燒』と稱する陶器は最初ワグネル氏が當時の理學士植田豊橘と共に研究創製したもので、爾後本科に於て繼續、其歩を進めて製造試験に従事したものである。旭燒の特色は釉下に色彩を出すものであつて、紙又は絹地等に畫いたのと均しく、繪具を其儘に現して毫も神韻を喪失せず以て裝飾用として本邦の陶器界に一段の光彩を添へたものである。又陶磁器の素地及釉藥の製造上に學理を應用するの研究も本科に於て之を爲したのである。即ち從來本邦の窯業家には會てなかつた石灰石を使用して製造費を節減したこと、並に陶磁器用各種の繪具を試験したこと等は皆ワグネル氏の功績に歸せなければならぬ。

4、陶磁器の石炭燒成試験 陶磁器を石炭にて燒成するといふ試験は、従前專用せる薪材の代用として燃料費を輕減する事多く、實に本邦の陶磁器界に根本的革新を與へたものと謂はれよう。殊に染付陶磁器を燒成す

ることは試験的には成功したが、當時經費の關係上之を實際に施行する事が出来なかつた。然しながら此法一たび發表されてより各地に於ては之を實地に應用せんことを試験するに至つた。又本科に於ても明治三十一年中農商務省の囑託に依り、此が試験を行つたが、其の成績は明治三十二年及三十四年の二回に亘る「農商務省商工局臨時報告」に詳である。

5、硬質陶器試験 本邦に於ては古來諸種の陶器を製したが、未だ歐米の如く日用食器等に供すべき硬質陶器を製出しなかつたので、皆之を海外の輸入に仰ぐの狀態にあつた。然るに本科に於ては夙に此缺陷を遺憾とし研究試験の結果能く斯種の硬質陶器を製出するに至つた。

6、マジヨリカ製造試験 マジヨリカは陶器の一種にして歐米諸國に於て中等裝飾品及び裝飾日用品として盛に需用せられつつあるが、其製造は敢て規模の廣大を要しない。加ふるに釉藥を施すに人工を要すること多きものなれば、本邦の如き勞銀低廉な國に在ては最も適當の製造業であるのみならず、尙之に本邦固有の意匠を參酌應用したならば他日外國市場等に販路を求むる望あるを以て、本科は率先して此が製造試験を行つた處、其結果良好の成績を得た。

7、陶磁器製造上の鑄込應用試験 歐米各國に於て陶磁器を製造するには石膏の母型に鑄込をなし、本邦に於ても從來鑄込法行はれないではなかつたが未だ頗る幼稚の境域を脱しなかつた爲、本科に於ては夙に此が研究に従事し其成績不可ならざるを確め得た。

8、機械の應用 從來本邦に於て陶磁器の製造に機械を應用したものが一、二はあつたが、往々其選定宜しき

を得ず、又用法に熟達しない爲折角の機械の效用もあまり多くはなかつた。本科は之を遺憾とし、我陶磁器製造に最も適切なる獨逸製の最新輕便なる機械を選択購入して之を据付けた。即ち機械軋轆の成形を始め粉砕器水簸及原料の調合・素地土の煉製・電氣用小磁器の壓搾成形等は其例である。

9、試験窯の改良 窯業では適良の窯を築造する事が一大要件である爲、本科の研究改良に係つた試験窯を築造したことは少くない。地方窯業學校及窯業家等之に依つて築窯上の參考資料を得たものも少くなかつた。

10、磁器電氣絶縁性に關する試験

11、試験用セメント回轉窯の研究

12、本邦産耐火粘土の試験 大正三年試験に着手し同七年之を完了し、報告書を印刷して斯業關係の各方面に配付した。本試験は本邦産主要耐火粘土の各種の性質を明にしたものであつて、耐火用品の製造者及使用者にとつて極めて有益なるものと信ずる。

13、結晶釉の研究

應 用 化 學 科

一、沿革及設備 一、本科は明治十四年當校創立の際化學工藝科中に設置した一專修科目に創つて居る。

一、明治十八年四月木造の製品工場が落成したので實修授業を開始した。

一、明治十九年八月當校の規則を改正するに當り、製品科と改稱したが、明治二十三年七月改めて應用化學科と

稱した。

一、明治二十六年硫酸精製室が新築竣工した。

一、明治二十七年三月煉瓦造分析室及實修工場が新築落成した。

一、明治二十九年分析室の増築及び三十二年實修工場の増築が落成した。又製糖及び酒類醸造は本邦に於る重要な化學工業に屬するから本科も亦是等に重きを置いた。従つて特設の工場を要するに至り、其結果三十二年従前色染に使用したものを是等兩業の實修工場に充用したが、是等は皆數次に新築又は増築したものであつて、其建築費は二萬四百圓を計上するに至つた。是れ化學工業の進歩に伴ひ生徒の増收を要し従つて設備の擴充の要あるによるのである。

一、明治四十年米國製製革用機械を購入し製革法の實驗用に供した。

一、明治四十三年階上實驗室及び分析室を増設し、第三學年實驗場及び第一學年分析室に充てた。同年三本ロール研磨機・フラツトストーンミル・コーンミル・ボールミル・ミキサ―等を購入し顔料及び塗料の實驗用に供した。

一、大正二年ビーター・カレンダー・オートクレーブ・プレス・乾燥室其他手抄用具等の製紙實驗設備を施し實驗室に供した。

一、大正二年三輪善兵衛氏は當校の研究に供せんがため石鹼製造機一式を寄附し、尙ほ新田愛祐氏は同年本科を卒業した記念として製革用箆掛機械を寄附した。

一、大正三年防水試験器を購入し防水布紙・皮革等の防水力試験用に供した。尙ほ單寧浸出槽を設備し、單寧浸

出實驗用に供した。

一、大正四年脂肪分解装置一式・フィルタープレス・真空蒸發罐・減壓ポンプ・グリセリン蒸溜器並に脂肪酸蒸溜器等を設備して油脂分解工業の實驗に供した。

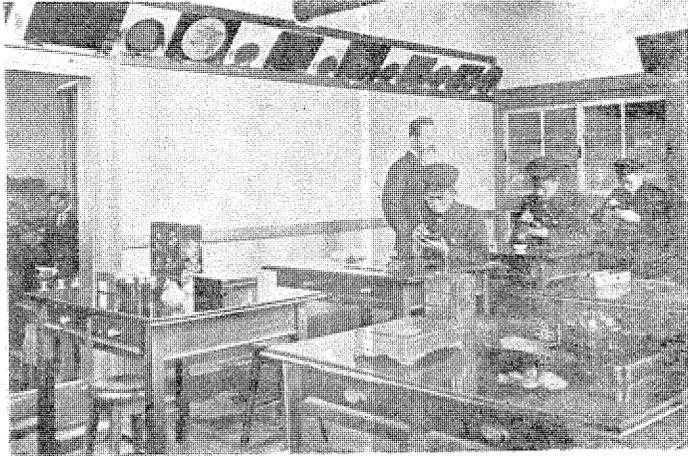
一、大正五年階上木造實驗室を増設し第二學年實驗室に充てた。

一、大正六年精溜機を購入し、液状有機化合物の分離精製實驗用に供した。

一、大正七年真空乾燥器・浸出槽・オートクレーブ・蒸發罐・フィルタープレス・オゾン酸化装置・アルカリ熔融罐・結晶罐・逆流冷却管付反應器・送風装置・水蒸氣蒸溜罐・螺旋壓搾装置・デスイテンゲレーター・ジョークラツシャー等を設備して合成化學實驗用に供した。

二、研究試驗

本科は創設以來、化學工業に関する諸般の研究試驗に従事し、斯業の啓發指導に力め、その發展に資せしものが少くない。今其の主なるものを挙げれば、左の如くであ



(年九十三治明) 場修實工漆科學化用應

る。

1、海草の試験 本邦は海國なるを以て容易に多量の海草を得られるので、之を利用して沃素・臭素及び其鹽類を製することは本科が夙に實驗に力めた。爾來本邦に於て是が輸入を杜絶させた計りでなく却つて其輸出を見るに至つたのは、本科の實驗が與つて力があつたと謂へよう。

2、魚油及魚膠の試験 本邦に於ては多量の魚油を産するが、其應用の少いのは要するに一種不快の臭氣と暗褐色とを有する故からである。故に本科に於て此が脱色及び脱臭の方法を試験し、又通常廢物と看做された魚鱗を利用して魚膠の製法を試験した處、何れも好結果を得た。

3、牛骨の試験 牛骨より脂及び膠等を分離し、其殘渣より骨炭及び過磷酸石灰を製する法を試験した。

4、木材乾餾の試験 木材を乾餾して木炭・木醋・木タールを製出し、更に此等より木精・醋酸・醋酸鹽類・アセトン・クレオソート及びタール油等を製造する試験を行ひ、其の結果、廣く世上に實施さるるようになった。

5、石油の試験 我國石油の産額は從來大いに其の數量を増加したから、本科に於ては夙に原油を分餾して生ずる揮發油・燈油及重油の精製應用を試験し、兼ねて其廢棄酸液を利用してイヒチオール・丹礬等を製出する法を試験した。

6、樟腦の試験 樟腦は本邦の外他に産出する處なき爲此が輸出も亦多額であるから、本科に於ては夙に此が研究に従事し、其の製造法の改良試験を行ひ、従前は數十年以上を經た樟材のみより樟腦を採集するの外は

無かつたのを更に樟葉よりも製出する法を研究し、其他樟腦油蒸餾法を實行した。何れも好成績を當げ大に當業者に資益する處があつた。

7、コールターの試験 石炭瓦斯製造業の盛大に赴くに從ひコールターの産出量も亦益々増加するので、コールターに就て試験を行ふことが必要事となつて來た。本科に於ては夙に之を分餾してアムモニア・ベンゾール・クレオソート・石炭酸・ナフサリン・アンスラシン油等の製出法を試験した。

8、化粧品及び顔料の試験 社會の進歩に伴ひ化粧品の需要も亦増加すべきである故、石鹼・香油及香水等主なるものの試験を行ひ、又顔料に就てはペイント・インキ等の必須原料たる群青・朱・鉛白並にレーキ類の製造法を試験した。

9、麥稈漂白の試験 麥稈は我國重要輸出品の一であるに拘らず、從來行はれて居る漂白法の缺點としては漂白後日ならずして原色に復する事である。故に本科に於ては通常使用する亞硫酸の外過酸化ソヂウム・次亞硫酸曹達及漂白粉等の溶液を用ひて漂白法を試験した處、其の結果過酸化ソヂウムに於て最も良好なる成績を得た。

10、砂糖精製の試験 砂糖精製に於て必要な研究事項は、最も容易に糖液の脱色をなす事であるから、本科では夙に各種の骨炭の比較脱色力・電氣漂白法及び機械的並に化學的に脱色する方法等を試験した。殊に本製品は國民生活程度の向上に伴ひ其需要益々増加し、従つて斯業の振起は必然的に技術者の需要多くなるべきであるので、本科に於ては益々此が研究に留意し以て生徒の養成に資した。

11、醸造の試験 麥酒・葡萄酒・林檎酒・覆盆子酒等の實驗を行ひ、殊に清酒醸造に關しては夙に此が研究に留意して來た。大正年間に大藏省醸造試験所の創設せられたのは、世間當業者のために試験を要すること多しとは云ふものの、亦本科に於る研究に端を發したのだと謂ふ事が出來よう。

12、漆器に關する試験

(一) 椽地改良試験 從來用ひられて居た木材椽地は其乾燥不完全なる爲め、塗漆後龜裂破損の虞がある爲此等の缺點を防ぐ爲め蒸材法を應用して樹液を除去し、後火力を以て之を乾かし僅少なる時間にて完全に乾燥させる事が出來た。又木材及び紙製ポール以外に鑄鐵・アンチモニー・ブリツキ・陶器(素焼)等も椽地として應用し好成績を得た。蓋し漆器の椽地は概ね木材のみを使用する慣習であつたが、良好なる椽地の種類が多くなれば漆器の形状等も多種多様に案出せられ、其需要も亦多くなるべき筈である。

(ロ) 下地改良試験 漆器下地法には繁簡種々の方法があるが、孰れも一長一短がある。本科にては漆代用品として土瀝青・松脂・石膏を用ひ、美濃紙及び麻布の代用品として澁紙を用ひ、又足踏作用に依つて自由に研磨する事の出來る錆研き器械を創製して大に改良する事を得た。

(ハ) 髹漆改良試験 從來の髹漆法にては金屬及陶器に漆を應用することは困難であつたが種々研究の結果漆液に高熱を與へて乾燥させるときは完全に固著せしめ得ることを發見し、大に髹漆の範圍を擴張した。又當業者の苦心しつゝある漆液乾燥劑に就き研究した結果、炭酸アンモニア・グリスリン・豆汁・糖蜜・鉛丹等の適當劑を得る事が出來た。

(ニ) 蒔繪改良試験 従来の蒔繪には平蒔繪・高蒔繪及研出し蒔繪等種々あるが、孰れも手数を要するものであるから、彫刻を施した護謨判・銅版・型紙等を用ひて簡單に且つ完全に各種の蒔繪を製作するを得た。又寫眞蒔繪法を研究して自由に塗漆面に山水人物を描寫する事を得、又顔料撒布器を製作してボカシ模様を美麗に現す等蒔繪工程上に一進歩を與へた。

(ホ) 色漆研究試験 從來漆で色彩を現すことは甚だ困難であつて、色漆は僅に數種に過ぎなかつたが、研究の結果白漆其他の色彩に於ても得る所少くなかつた。

13、クローム鞣の靴皮革に關する試験 靴皮革は水濕に耐へ堅牢なるを要するから、從來一般にタンニン鞣を用ひて居たが、これに依ると鞣皮作業に多大の時日を要する不便があるので、クローム鞣に依つて迅速に鞣皮を行ひ、且つ填料を皮肉質中に含有させてクローム鞣の缺點である水濕に弱く且革質の軟弱過ぎるを防ぐ事を得た。

14、鹽化第一白金加里の製造に關する試験 文献によれば鹽化第一白金加里は鹽化第二白金加里を鹽化第一銅蓆酸加里又は亞硫酸にて還元して製出すと記載せられてあるが、實驗によれば鹽化第一銅又は蓆酸加里は殆ど還元作用を爲さない。又亞硫酸を用ふる場合には製品中に亞硫酸又は其の生成物たる硫酸の混入すると云ふ不便がある。故に本試験に於ては種々の還元劑を用ひて研究した結果、鹽化第一錫を用ひたる場合に最も容易且つ純粹に製品を得らるる事を發見した。

15、單寧酸・沒食子酸及び焦性沒食子酸の製造に關する試験 歐洲戰爭の結果單寧酸・沒食子酸・焦性沒食子

酸等の輸入が杜絶したので、本邦産五倍子を原料として上記の諸薬品を製出することを試験し好結果を得た。

16、四鹽化エタンの製造試験 苛性曹達を電解的に製造するに當り、副産物として得られる鹽素は之を漂白粉とする事が出来るが、漂白粉の需要は比較的少いから、鹽素の有効なる利用は工業界の一問題である。本試験に於ては炭化石灰を水で分解して得らるるアセチレンと鹽素とを化合させ、溶劑として適當なる四鹽化エタンを製出することを試み、爆發的化合を起すことなく緩和に反應を起させることに成功した。

17、アセチルセルローズ塗料に関する試験 飛行機の發達に伴ひ、機翼塗布用として良好の塗料を得る事は極めて緊要の問題となつた。本試験に於ては綿のアセチル化操作及其生成物たるアセチルセルローズの溶劑に就て研究し、良好なる成績を收め得た。

電 氣 化 學 科

一、沿革 一、明治二十九年五月當校規則の改正に依つて、化學工藝部・機械工藝部の名稱を廢し、同時に電氣工業科を電氣工科と改め其下に本科は「電氣化學分科」なる名稱にて設置せられ、同年九月より授業を開始した。(分科以前に屬する本科の經過中電氣科と共通の事項は重複を避け電氣科の部に詳述した。)

一、明治三十一年六月電氣工科を電氣科と改稱せられた。

一、明治四十四年八月規則を改正し本科を電氣化學科と改稱して、獨立の一科とした。

二、設備 一、明治三十二年二月本科工場を應用化學科工場に移し、發電機及蓄電池等を轉置し發動機を据付け

配電盤を新設し、電気機械分科の送電に依つて電動機を回轉し、之より直に發電機を回轉して生ずる電流を諸種の實驗に使用することとした。

一、大正五年一月本科實修工場を改築し、同年三月本科及色染・建築の三科共用の教官室・實驗室及實修室等の建物が竣工し、電解・電熱・高壓放電の實習に對し設備の改善を行ひ、生徒の收容數も倍加するに至つた。

一、右の如く改良された諸設備の下に養成された生徒が、卒業後電爐及電解に屬する鐵・鋼・鐵合金・苛性曹達・窒素肥料等の製造工業の如き大正年間に勃興した新工業に従事し、大に其進歩發達を助長させたのは畢竟此等の設備を利用し研究した結果が斯業を誘起する上に與つて力があつた事は疑ひ無い事である。

三、研究試驗 本科設置以來研究試驗した事項は尠くはない。今其中の主要なるものを擧げると、次の如くである。

1、蓄電池製造の試験 從來備付の蓄電池は外國製品であつて其の價格も低廉ではないので、本科に於て之を製造し試験した結果、價格の低廉なのは勿論使用の成績も亦良好なるものを製造する事を得た。

2、電氣爐使用の試験 電氣爐は電氣に依つて生ずる高熱を利用するもので、此爐の發明以來諸種の化學工業に一大進歩を來した。而して電氣爐を用ひて還元し、或は化合せしめ得るものは澤山あるが、本科で最初に實驗したのは炭化石灰・カーボランダム・アルミニウム等の製造であつて、就中炭化石灰は最も好結果を得た。當時本邦に於る炭化石灰製造業が長足の進歩をなし其産額も多額に昇るようになったのも往年始めて本科が實驗した爲で、現今有名な某製造所は大正年間に實に本科出身者の實驗に基いて製造して居た。

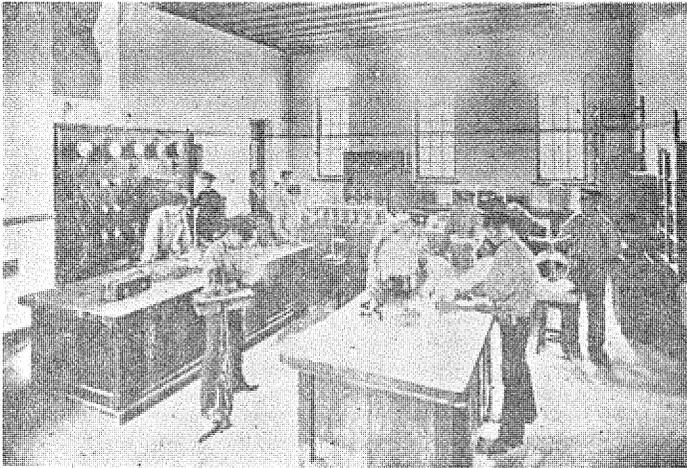
3、電解漂白の試験

電流を以て分解した食鹽溶液の作用は漂白粉と大差はないが、効力に至つては同日の比

ではない。依つて本科に於て諸物質の漂白試験に此液を使用した處、木綿・麻・製紙原料・三極・襪襪・燐寸軸木等に最も好結果であつた。

4、鹽類及び顔料等の製造試験 諸種の鹽類を分解し或は化合物させるのに電流を用ふる時は、極めて簡單に且つ迅速に成果を得られる理屈であるが、之を實行するに當つては、種々の障病が起り所期の効果を得られぬ事が多い。然し本科最初の試験に於て好結果を得たものでは鹽酸加里・沃度・沃度ホルム及び諸種顔料の電解製造、砂糖の電氣精製・電氣鞣皮・電氣アルカリ製造等がある。

5、電氣鍍金の試験 我國に於ける金・銀・銅・ニッケル等の電氣鍍金業は大正時代に盛とはなつたが、其製品を歐米の製品に比すれば未だ遜色がないとは云はれない。依つて本科に於て夙に此等の研究をなすと同時に眞鍮・青銅等の合金電氣鍍金法・鍍金著色法及び非金屬（陶磁器・木材・貝殻類）電



電氣電化學分科實習場（明治三十三年）

鍍法を實驗し、何れも好成績を得る事が出来た。

6、電鑄及電氣象嵌法の試験 電鑄法に依つて印刷用銅版を製する事は廣く坊間に行はれて居るが、本科に於ては此等銅版の外既に往年に於て種々の器物（額面・置物・盆類）に電鑄製作法を實驗した處、何れも好結果を得た。

7、鐵合金製造試験 硅素鐵・マンガン鐵等製鋼に用ふる鐵合金は大部分輸入に仰いで居たので、本科に於ては之を電氣的に製造する試験を行ひ、好製品を得るに至つた。其結果として此等製造工場の創設の動機を興ふるに至つた。

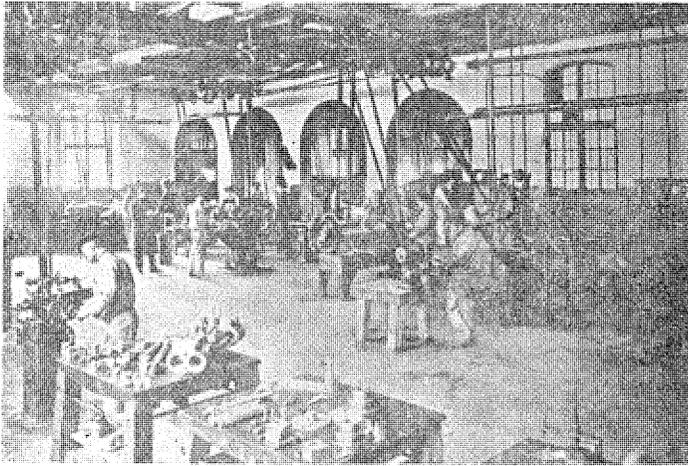
8、電氣製鐵製鋼試験 鐵及鋼の電氣的製造は近來歐米諸國に於ても著しい進歩をなしたが、其事業の性質上此製造の將來は、益々發展すべき事は明かなので、本科に於ても夙に之が設備をなし、試験を行つた處、良好なる製品を得るに至つた。依つて更に設備を増大して益々其研究を進めたのである。

9、青化物の製造試験 青化物は其用途は廣いが重に輸入に仰いで居た。本科に於ては石灰窒素より之を製することを試験した結果、此種製造工場創立の動機を興ふるに至つた。

機 械 科

一、沿革及設備 一、本科の創設は東京職工學校創立の際機械工藝科中に設置せられた一科目に淵源し、後明治十八年四月木工・鍛工・鑄工・仕上等の實修工場が落成した。翌年八月本科を機械科と改稱した。次いで二十二

年五月製圖場及び工場監督室の建築の竣成を見た。



機 械 科 (明治三十三年)

一、明治二十七八年の交に至つて、製圖場・鑄造場及仕上工場等實習工場の設備が稍整備した。是れ世間の機械業の進歩に伴ひ生徒の實技練習も亦之に後れないことに努めたのである。

一、明治二十九年五十噸材料試験機を新設した。本機は鐵・木材及其他工業用諸材料の強弱を測定するものであつて、生徒に各種用材の強弱を試験させる外、廣く世間の需に應じて其試験及檢定を行つた。

一、明治三十二年鋼鐵試驗場を設けた。是れ世間鋼鐵の需要益々多くなる際、將來此種製造に従事すべき生徒に對し、製鋼の實修を爲さしめん爲である。同年當校の擴張に伴ひ本科は染織科に亞いで規模を擴大し、機械を増設し、又翌年に互り鍛工場を増築し、木工場を二階建に改め、且つ水力試驗場を新築した。

一、明治三十三年より三十四年に互つて、是等工場に諸種の新式機械を増置して本科工場の面目を改め、生徒の實技練習上

に稍々遺憾なからしめる事を得た。其の主要なるもの二三を舉げて見れば、水力試験場には唧筒及水車等の効率測定試験に要する機械類を設置し、將來電力の需要と共に益々利用せられんとする水力の研究に資し、又仕上工場には米國製の機械工具を備へ機械類を精確に製作する爲の用に供し、以て他日我國に於て此等を製作するの素因たらしめた。其他増築の鑄工場には吸下通風鍛工機を新設し、煤煙の室内に飛散するを防止すると共に燃料の節約をも圖つた。

一、明治三十五年始めて米國より機械仕上師を招聘し、機械の製作を生徒に傳習させ、且つ授業の餘暇には主として精密機械部分の製造を擔當させ、同時に本科の職工をも指導させた處、其成績頗る良好であつた。爾來生徒以外のもの、特に技術を修得せん爲め遠く本科に來る者も漸次増加したので、他の同類の學校に於ても此制度の良果を認めて採用するもの少くなかつた。由來機械製作に關する事項は實に本科の特色の一とも稱すべく、本科卒業生にして比較的此方面に於て優秀の技倆を發揮する者が多いのは此に職由するであらう。されば本科では經濟の許す範圍に於て此方面の新式機械を購入する等、常に其設備の充全を期した。殊に本科は比較的規模の大なる鑄物工場及鍛工場を有するので、大形の品物を處置するのに便宜があつた。工作機械に關しては一般的設備の外特に其の刃物研究機關の設備に對しては常に世に先んずる事を忘れないが、其の一例としては切削の速度及力に關する特殊の測定装置の如きもので、既に明治四十年本科に於て創製し、此等に對する試験を行つた事がある。

又大正時代に至り此方面に關する特殊の測定機械數臺を購入し、既に此が据付を了したので、是等に依つて

工作上の有用なる諸問題を解決する事が出来た。

一、右の如く本科に於ては、機械製作に關する基礎的事項について實修實驗及研究を行ふのみならず、尙ほ實際に此等の實驗・研究を綜合して纏つた機械を製作した事も甚だ多い。此の外製品の精確度を檢する爲諸種の設備に努力したが、大正年間に於て螺絲の精確度を測定する爲め特殊の計測機を購入設置した等は即ち其の一例である。

一、内燃機關に關する事項も亦本科の特色であつて、彼の瓦斯及石油機關を世に先んじて創製して以來、常に此方面の實驗及研究に努力して來たが、殊に大正七年新實驗室を建設してよりは主として此方面に於ける新式機關を配置する事とした。此等の機關には皆特殊の實驗研究裝置を附してあるが故に、普通市場にある機關を其儘据付けたのと異り、實驗研究の上に於て便宜を得た事は頗る多い。其他別に内燃機關に關する燃料瓦斯分析等の設備も完成したので、此方面の研究も徹底的に行ふ事が出来るようになった。又水力に關する實驗裝置は在來のものでは稍々時代に適合しないと云ふ憾みがあつたので、大正八年別に建物を新築して新式の裝置を増設した。此に依つて一般水力に關する實驗研究を行ひ得るようになった。

一、蒸汽原動機關に關しては時代の推移に伴つて、其設備を變更増設して此が實驗研究を行つた。

一、大正年間に機械に關する諸般の問題が益々研究せらるるに従ひ、之を構成する金屬材料の研究は極めて必要な事項である事が一般に認識せられるようになったので、本科は其方面の設備と實驗研究機關との設置に意を致し生徒をして此が實修實驗を行はせるばかりでなく、其研究を行ふべき設備をも着々實現して、機械の製作

に關して徹底的の實修研究を行ふ爲の便宜を圖つた。

一、本科は從來實修に重きを置いたが、時勢の進運に鑑み、實修以外試験及實驗に意を注ぎ、以て機械の改良若くは發明の能力を助長させるに資した。此意味に於て、測定に使用する装置の精度を期する目的を以て特に補正を行ふための基本計測装置を準備した。

二、研究試驗

一、本科は創設以來生徒に行はせる實修實驗以外に各種の實驗及研究に従事し、其効果の大なるものが尠くない。今其の主なるものを左に列舉しよう。

1、金屬材料に關する實驗及研究 又物鋼の製造法・各種合金の鑄造法試験及各種銅器の色付法研究等に就いては既に相當の成果を擧げて來たが、大正年間に此等の方面に關する實驗及研究方法が著しく學術化せられ在來の方法と異なるようになったので、茲に新設備を施して金屬の化學的分析を行ひ、又物理的性質及顯微鏡的組織の探究實驗の出來るようにし、最も進歩した方法で機械用金屬材料に關する實驗及研究を行ふ便を得させた。殊に本科に於ては他に比を見ざる大規模の鑄物工場を有するため、此方面に於る實修實驗及研究には特に大なる便宜があつた。

2、機械製作に關する試験及研究 我國に於て從來使用する工作機械の多くは、其の効果から云ふと、現時の需要に伴はないので、本科は米國の嶄新な工作機械を購入して努力節約上此が應用を研究した。然しながら精良なる機械を廉價に且精巧に製作するには、單に良好なる工作機械を備へるだけでは到底所期の目的を達し得ない。必ず熟練した良職工に之を使用させなければならぬ。故に本科に於ては米國製新式工作機械を購

入すると同時に、米國人の機械師を備聘して實地に新機械を使用させ、該機の効果並に工作法を研究した。又型板及計規は同一の物品を多數に製作する場合に必要な工具であるから、本科は夙に之が用法を研究した。次に製作の方面に於ては、本科は時代に率先して内燃機關を製作したのを始めとして、ロール研磨機・滑車平衡機・水力タービン・各種ポンプ及び各種工作機械等を製作して何れも良好の成績を収めたが、尙又物の切れ味及錐の切れ味の研究・ハツク・ソーの研究・旋盤の部分的改良等に於ても亦見るべきもの少なかつた。

3、水力に関する實驗 本科は我邦に於ける水力電氣の利用が未だ隆盛でなかつた當時より、夙に水力實驗室を設けて水車・唧筒・水堰・水孔等の實驗を爲し、夫々其の効果を擧げて來たが、大正八年更に水力實驗室を新築し、専ら唧筒及水理に関する實驗を行つた。

4、内燃機關に関する試験及研究 大正年間より内燃機關の益々發達するに伴ひ、其の需要も各方面に亘つて激増したのに反し、各國に於る石油及石炭の供給は逐年減少する傾向がある際、各種發動機中熱効率の最も高い内燃機關に依て代用燃料若くは劣等の燃料利用法を研究するのは極めて緊要の事である。本科は乃ち此に鑑み、内燃機關實驗室を新設し・飛行機用・自動車用・工場用・農事用及船舶用の各種内燃機關を据付け、此等各種内燃機關及び之に關聯した各種燃料の試験研究に必要な一切の設備と實驗用器具とを備へて、此等の研究の資とした。而して直に諸種の研究に着手し、熱効率と筒水との温度の關係、熱効率と着火時期との關係、熱効率と廻轉の速さとの關係、廢氣熱量の計量、機械的損失の分析、氣筒内に於ける有効仕事の

総合的計算、熱効率と壓縮比との關係、膨脹若くは壓縮状態にある氣筒内瓦斯の損失熱量の測定、ピストンリングの熱に對する弾性の研究、パイプ表面に於ける放熱實驗等は其後やがて完了した。

5、蒸汽原動機の試験及研究 汽罐の効率増進は工場經營上重大な要件であるので、本科に於ては中央動力所に於て夙に此が研究に従事し、精巧なる實驗器具を使用して給水淨化の効果試験、燃焼瓦斯の成分と効率との關係、完全燃焼裝置の研究、罐水の循環と熱効率との關係、通風と汽罐の効率との研究等に就き、何れも顯著な成果を收め得た。尙此種の設備中汽罐及煙突は更に新式のものに改造し、以て時勢に應ずる實驗研究を爲し得る便宜を圖つた。

6、木材乾燥試験 木工品は如何に精確に製作しても使用する木材の乾燥が十分でない時は、製作後幾程もなく反張割裂を生じ、遂に使用に堪へない様になる事は能く人の知る所である。本科に於ては茲に鑑み、木型用材料である木材の乾燥法として蒸汽乾燥及熱氣乾燥の二設備を以て、各種木材の乾燥に關する實驗研究を行ひ、同時に外部の依頼にも應じ何れも良好の成績を擧げた。

電 氣 科

一、沿革及設備 一、明治二十三年時の文部大臣榎本子爵は當校に電氣科設置の必要を認め、特に機械設備費交付の訓令を發せられ、其結果同年七月當校規則改正に際して機械工藝部中に電氣工業科を附加せられることとなつた。但し當時創設の際には其設備は未だ完全でなかつた爲、獨立の一科として其授業を開始するに至らず、

單に應用化學及機械の兩學科中に於て其梗概を教授したただけであつた。

一、明治二十三年九月電氣工場の新築に著手し翌年三月に竣工した。其坪數は六十六坪を有し、之に汽機・汽罐・發電機及蓄電池等を据付け、爾來數年間は單に機械科生徒の電氣實習場に供したに過ぎなかつたが、明治二十九年五月に至り初めて電氣工科の工場と爲し、一部を電氣機械分科の工場に充て、他の一部を電氣化學分科の工場に充てた。

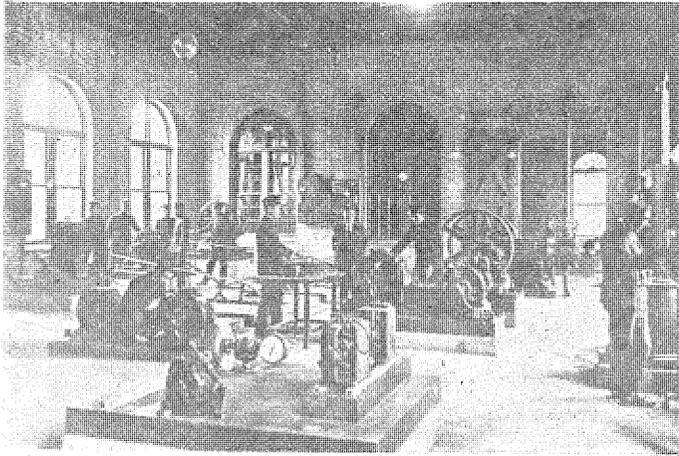
一、明治二十九年五月當校規則改正の結果本科の名稱を電氣工科と改め且之を電氣機械・電氣化學の二分科に分ち、同年九月より獨立科として授業を開始した。是れより先電氣機械の増設と生徒の増員との必要から、三十年九月より在來の工場を増築し後に電氣實驗室となつてゐた舊三階室の工事に著手した。

一、明治三十一年六月本科を電氣科と改稱せられた。

一、明治三十三年電氣科實驗室である舊三階室の増築が竣工したので教官室・製圖室及實驗室等を夫々増築家屋に移した。爾來生徒の數益々増加して、工場が狹隘となつたので三十六年九月一部の増築擴張をなすに至つた。

一、明治四十年本邦製二十萬ヴォルト特別高壓試験用變壓器を購入し、試験研究用に供した。當時本邦に於て斯の如き高壓の變壓器を實驗室に設備したのは實に本科を以て嚆矢とする。又本科卒業生の需要は年と共に増加したのと、當時我國に於る電氣機械製作工業は頗る幼稚であつて、其機械の殆ど全部は之を輸入に俟つ状態であつたので、同年本科生徒の收容人員を五十名に倍加し、更に工場・實驗室及び製圖室の増築擴張を行ひ、一般電氣實驗の設備を一層完備させた事は勿論、新たに電氣機械製作に必要な諸工作機械全部を購入して、茲に

電氣機械製作工場を創設した。本工場に於ては實際に各種電氣機械の製造をなし、本科生徒及び附屬職工徒弟



(年九十三治明) 室電發科分機機氣電科氣電

學校電氣科生徒の實習に供し、次いで四十二年には本科生徒中成績優秀な者を卒業後更に一ヶ年在學させ、電氣機械設計及製作法につき研究を行はせたが、其後三學年に於て生徒の志望及び成績に鑑み、電力應用と電機製作との二部に分つて教授をなす事に改めた。

一、各科電力の需要は年々増加した結果、電氣科發電室は狹隘を告ぐるに至つたので、明治四十一年七十五キロワット汽機直結直流發電機及び汽罐を購入し、機械科工場地帯に据付け、之を第一動力所と名づけ、此所より電氣科其他各科に電燈及電力を供給すると共に、電氣科従來の發電室は之を改造して電機實驗室に充用した。

一、明治四十四年八月電氣機械分科と電氣化學分科とを各獨立させ前者を電氣科、後者を電氣化學科と改稱した。

一、電力は各種の動力に代つて諸般の工業に應用せられ、従つて歐米に於て各種電氣機械器具の新發明及び改良が盛に行は

れるようになったので、本科に於ても時世の進運と共に新しい實驗設備をなす事の緊要な事を認め、大正五年此の種電氣諸機械器具を多數購入して實驗及研究の便宜を圖つた。

一、大正八年實驗室狹隘を告げるに至り、且つ研究室を設くる必要に迫られたので、電機實驗室の上に新たに二階三階を新築増設したのみならず、舊三階の製圖室を校舎に移して之をも實驗室に充てた。又階下にある從來の交流電機實驗室を擴張して、實驗用直流電機を之に合して一大電機實驗室を完成し、各種實驗機械の配列及び配線には特に注意し實驗に便ならしめた。

一、舊直流電機實驗室の跡に電機研究室を設け、特に研究用として七・五キロワット可變周波數發電機を備へ、又本科に於て特に設計した十キロワット及五キロワットの發電機式動力計二基を備へ各種の研究の便とした。

一、歐洲戰爭の影響により石炭暴騰の結果從來の如く各科に於て使用する電力を校内に於て發電させることは非常に不經濟となつたので、大正七年第一動力所の運轉を廢し、東京市電氣局より電力の供給を受くることとした。従つて新たに變電所を設け、三十キロワット及二十キロワットの電動發電機二基を備へ之によつて電燈及び電力を供給することとした。

一、大正十一年高周波電氣工學用の諸機械器具の設備をなし高周波實驗室の完成を見るに至つて研究實驗上裨益する所甚大となつた。

二、研究試驗 本科創設以來各種の研究試驗の中、效果の顯著なものとは尠くないが、其の主なるものを擧げれば左の如くである。

1、特別高壓碍子試験 明治四十年頃にあつては、本邦に於て使用する特別高壓碍子は全部海外よりの輸入に仰いで居るやうな状態であつたので、本科に於ては之を遺憾とし、窒業科と協力して、本邦産の磁器原料に就いて特別高壓碍子の研究試験に従事した。即ち前記二十萬ヴォルト特別高壓試験用變壓器を用ひて、我國に於て産出する磁器の原料の種類につき研究して其の燒成温度と破壊電壓との關係につき詳細な研究を行つた。猶此の試験用變壓器を利用し、廣く一般民間當業者の需に應じて特別高壓碍子の耐壓試験を行つた。本試験に依つて我國に於る特別高壓碍子の製造を誘導した計りでなく一般社會を裨益したことは甚大であつた。

2、各種電氣機械製作法の研究 本邦の電氣機械製作工業が未だ今日の如く盛況を呈して居なかつた時代に於て、本科電氣機械製作工場では既に最高級の特殊工作機械全部を設置したので、電氣扇・誘導電動機・整流子電動機等の各種電氣機械を實際に製作して此が經濟的製作法の研究を行つたのみならず、尙ほ當時一般民間當業者の需にも應じて各種電氣機械部分品の製作をなし、斯界に裨益したことが少くなかつた。

3、交流發電機突發的短絡電流に關する研究 交流發電機の容量が年を逐つて増大するに従つて突發的に短絡電流が機械を破壊する力は甚だ恐る可きものがある。此の故に其短絡電流の解式を得ることは極めて急務とする處である。仍て本科に於ては大正年間此が理論的並に實驗的研究に従事して來た處、單相及び多相交流發電機の突發的短絡電流について徹底的解決を與へたのみでなく、其理論的結果と實驗的結果とは全然符合して居る事を確める事を得た。

4、三相分捲整流子電動機製作法の研究 現今三相交流回路に於て分捲の特性があり、且能率高く、速度の加減の出来る電動機を要求する場合が尠くないが、當時之に應ずる實用的な電動機としては、僅にシユラーゲ三相分捲整流子電動機があるのみで未だ内地製品のあると云ふ事を聞かない。仍つて本科は數年前より此種電動機の理論的及實驗的研究に従事した結果、遂にシユラーゲ三相分捲整流子電動機よりも更に能率高く、且つ價格の低廉な電動機の考案を得て之を設計し製作を遂行した。

5、三相直捲整流子電動機製作法の研究 三相交流回路に於て直捲の特性があり、且つ速度を變化し得る電動機を要求する場合が尠くない。斯くの如き場合には普通滑動環型三相誘導電動機を用ふるが、其能率は速度に比例して低下するのみでなく、力率の低いと云ふ缺點が有る。仍て本科では此が目的に添ふために數年前より三相直捲整流子電動機の理論的及び實驗的研究に従事して來たが其結果には見るべきものがあつた。猶從來精紡機の運轉用として一般に用ひられて居たデリー單相反撥電動機は力率能率共に低く、且運轉中故障を生じ易い爲、本科に於ては紡績會社の需に應じて、從來使用して來たデリー單相反撥電動機を此の三相直捲整流子電動機に改造した處、力率能率共に三十パーセントを増加し、其成績は頗る良好であつた。因に、前研究の三相分捲整流子電動機及び本研究の三相直捲整流子電動機の設計及製作法を研究したのは本邦に於ては本科が嚆矢である。

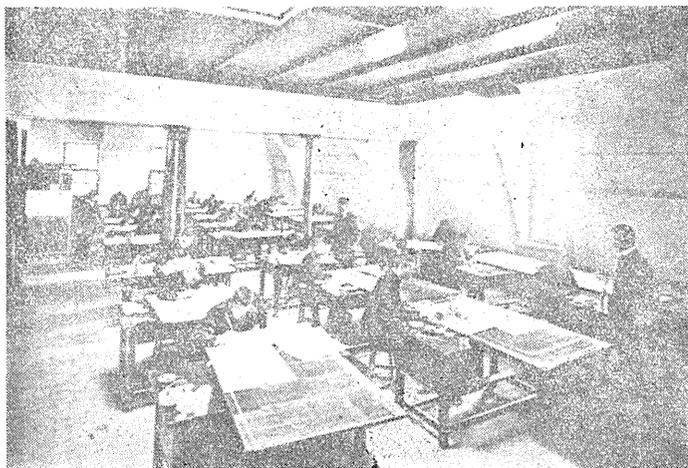
元工業圖案科

沿革及設備

一、本科は明治三十年三月附設工業教員養成所内に工業圖案科を創設せられたのが本科の濫觴であつて、次いで三十二年九月東京高等工業學校に本科の設置を見るに至つたのである。

一、明治三十四年本科に新に製版工場を附設し、特に志望する生徒に之を研修させることとした。

一、是より先き工業圖案科を新設した要旨は、我工業の發達に伴つて、同一物品を同時に多數製造するに至つたために、此が販路を擴める一方便として適應した意匠圖案を施す要があるとした故である。元來美術工藝品の意匠に於ては内外に誇るに足るもの尠くないが、捺染ロール及陶磁器に應用する轉寫版の圖案の様な一型で多數の品種に應用の出来る技能を持ち且つ製造上の學理を知悉して居る圖案者の乏しいのが、明治三十年頃の狀態であつた。殊に地方の染織及窯業學校の如きは、科目中に圖案を置いては居たが、適良な教員を得る途を缺如して居た。此の故に本校では先づ工業教員養成所の學科中に本科を設置した。本科が工業の二字を圖案科の上に冠



(年九十三治明) 科 案 圖 業 工

したのは主として工業品に於る圖案者を養成する意圖を明かにする爲であつた。故に本科にては意匠圖案を授けるのみでなく、各自の志望する學科の工場に於て實技を練習させ其圖案は必ず實物に應用し得るものを製作させることとした。

一、明治三十四年製版工場を附設した。石版其他各種の印刷術は當時大に進歩し、尙ほ將來文化の進展と共に寫眞轉寫書籍挿畫其他の印刷業が益々發達すべき事は言を俟たない。然るに當時僅に民間の工場に於て此種營業者若干名を養成して居た以外には印刷の技能を有し同時に印刷の原版作成に必要な寫眞術の實技を能くする者を養成する機關は絶無であつたので、新に本工場を設け、製版・印刷・寫眞の諸實技を教授して此缺陷を補つたのである。

一、大正三年九月學科整理の趣旨を以て本科は東京美術學校圖案科に合併せられ、當時在籍の生徒の教育は其卒業まで同校に委託することとなつた。

二、研究試験 本科は創設以來年を閲すること久しくない爲、社會に貢獻した効果も亦顯著なものは尠いが、其研究試験した事項の中から主なものを挙げれば次の如くである。

1、寫眞の漆器應用研究 本科製版工場に於ては寫眞を漆器に應用することを研究して、遂に良好の成果を收める事を得た。是れ本邦に於ては未知のことであつて、本科の研究に依つて創めて之を世に實現したのであつた。

2、石版印刷畫の陶器應用研究 石版印刷畫を陶器に應用することは、從來本邦にも一、二の例はあつたが、

本科の研究に依つて之を改良し、其畫線を太く明晰にし、且つ些小の筆致をも表出し得るようになった。

建 築 科

一、沿革及設備 一、明治三十五年十二月の當校規則の改正に依つて本科を新設せられた。但し設備等の關係より直に之を實施するに至らなかつた。

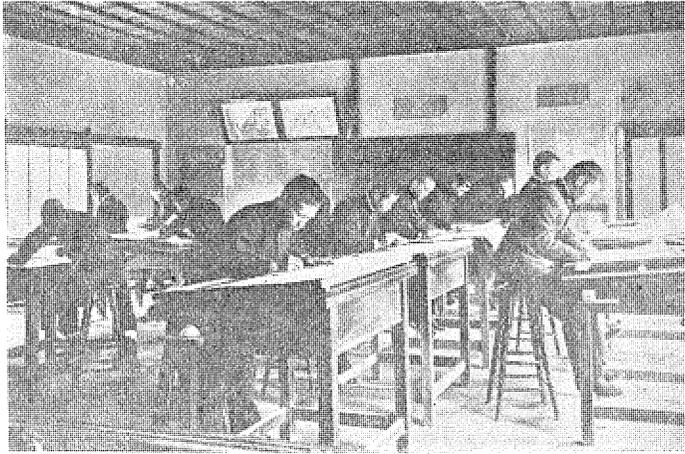
二、明治四十年七月始めて生徒を募集し、從來附設工業教員養成所建築科で使用して居た舊米廩倉庫を製圖室及標本室に充てて授業を開始した。元來建築科は附設工業教員養成所に設置した木工科に濫觴し、後之を建築科と改めて専ら工業教員を養成して居たのであるが、社會の進展に伴つて建築技術者の需要漸次増加して來たので、東京高等工業學校にも建築科を設置するに至つたのである。

一、明治四十一年他の舊米廩倉庫の一部を修築し諸種の設備を施して製圖室の擴張を圖つた。

一、大正五年當校内の西南側に新築した三階建築の第三階百七十八坪を新たに製圖室・教室及其他の附屬室として設備し從來の倉庫内より移轉した。標本室は從來の倉庫内及附近家屋に其儘遺存して置いたが、時勢の進展に従つて、鐵筋コンクリート家屋模型・鐵骨家屋模型・建築架構實驗用模型・七層鐵筋コンクリート共同家屋模型・西洋式臺所模型・裝飾用各種石膏原型・同人體・首像原型等を購入して教課の參考に供する事とした。又別に自在畫室を當校の本館第三階に設置した。

二、研究試驗 本科に於て實驗した重なるものを舉げれば左の如くである。

1、膠の強力試験



(明治三十三年) 建築科製圖室

- 2、日本住宅各部の防寒價値の實驗 從來の日本住宅に在つては冬季は寒冷であつて、日常坐臥するに缺點が多い故に、其各部殊に壁・障子・襖・硝子障子・疊・硝子及紙兩面障子等に就て熱消失量の試験を行ひ、之に對する改良法及煖房器具の放熱量に關する所要の面積等に就き研究して何れも良好の成果を得る處があつた。
- 3、日本産石材の耐火力試験 本邦産花崗岩・安山岩及び凝灰岩等の各種の石材二十數種に亘つて、窯業科備付の竈を使用し耐火試験を行つた結果、大體に於て凝灰岩が最も強く、安山岩之に次ぎ、花崗岩の耐火力が最も弱いことを確める事を得た。
- 4、コンクリート及鐵筋コンクリート梁に關する實驗 コンクリート・ブロックに在つては、水量の多少及製作後時日の影響等に就て、鐵筋コンクリート梁に在つては其強さに就て夫々實驗して得る所があつた。

5、鐵筋コンクリート共同家屋の研究 近代都市の發展に伴つて、其人口は益々集中する結果、土地を十分利用する必要を生ずるに至つた。共同家屋は一定面積の土地に多數の人々を收容し得られるので、今後は益々共同家屋の建設は多くなることを豫想し本科に於ては夙に之を研究し、その一例として鐵筋コンクリート建のものを作つて世の識者に示した。

第六項 當校の光榮

當期間には本學園は 皇后陛下を祓め奉り 皇太子殿下 皇族殿下の台臨を忝うし、本學園史に光榮ある一齣を劃した。

皇太子殿下の行啓

明治三十九年七月五日畏くも 皇太子殿下（後の 大正天皇）には當校に行啓遊ばされた。當日午後二時御着、手島校長の先導で御熱心に校内を御視察遊ばされ、紀念樹を植ゑさせられ、午後四時御機嫌麗しく還啓あらせられた。當校としては畏き御方の台臨を仰いだのは此が最初である。當日の光榮ある實況に關し、當時の藏前工業會誌は次の如く報じてゐる。歴史的なことであるし、又當時の當校の實況をよく示すから、次に掲げる（藏前工業會誌、第五一號、明治三十九年十月）

淺草橋を渡れば兩側の毎戸何れも國旗を掲げて我が校が今日受ける空前の光榮を祝して居る。……やがて校旗を交叉せる校門を入りにしに校の内外は飽く迄も清掃せられて一點の塵埃を止めぬのを見、何となし今日のみは神々しき改つた感に打たれた。

奉迎 午後二時には御着との事に定刻前に生徒は門衛所前より控所の前へ掛け敷列に整列し、大支關の入口の向つて右側には商議員、左側には教授助教何れも「シルクハット」に「フロックコート」の扮裝にて奉迎し、今や遅しと車聲の近づくを待ち受けしが、見張の者の御馬車の見ゆるを報ずるや、間もなく着御あらせられ、やがて校長の御先導にて階上の會議室に入られたり。當日 殿下には少將の「カーキ」色の戰時服を召されたるやに拜上せり。

拜謁 程なく校長以下高等官一同に拜謁を賜はりたり。……

工場御巡覽 夫より少時御休憩の後各工場を御巡覽遊されたり。今其模様を記さんに、

工業圖案科 學業の休暇中とて生徒實地の模様を御覽に供する程の事も無き故、且つ夫が爲め三階まで態々御昇り遊さるゝも恐多かりし故、圖案科にて成績品を會議室に陳列し御覽に供し、井手科長より一々御説明申上げたり。

應用化學科 電氣化學の製品共合せて醸造實驗室に陳列して御覽に供したり。

製版工場 同工場にては膠片變化により硝子板を腐蝕せしめたる模様並に三色版天然色寫眞版等を御覽に供せしに、何れも仔細に御覽あらせられ種々の御下問あり。特に「ヘリオグラフィール」(美術銅版)には御注意あらせられ外國のことなど御物語あり。結城教授も 殿下の餘りに御聰明に渡らせらるゝに御説明申上ぐるを打忘れし程なりき。尙印刷工場に入られ近く職工の印刷の模様を御注視あらせられ、御服の觸るゝも厭給はず。親しく歐洲より取寄せし凸版印刷機械にて學校の繪葉書を印刷して御覽に入れたり。因に聞く同印刷機は歐米にても新式のものにて日本にては使用せるもの未だこれなしとの事である。

窯業科 水篋場より成形室に入れし西洋轆轤と日本轆轤と兩方にて品物を作り比較して御覽に供し、又鑄込成形を御覽に入れしに種々御下問あり。殊に鑄込を割りて中より花瓶の出でしを見せられし時には、思はず笑みを含まれいとも御満足

に拜し奉れり。

夫れより畫工の畫付を御覽あらせられ、階上の標本室に入れ高山科長よりの御説明を聞召され、一々御展覽あらせられ人造金剛石を御手にせられ、御指に召されし「ダイヤモンド」と御持合せ等あらせられ、御附の者の「是より寶石は外國へ注文遊されず、工業學校へ御注文相成りては」と申上らるゝを打聞きほゝえませられ等遊ばされ、終つて室の一隅にて墨田川の清流に面しつゝ御休憩あらせられたり。

御休憩中態々校長を御側近く召され「シガー」を給ひ、本校の今日あるは全く校長手島の盡力によれるもの云々と篤き御言葉を賜りたり。

殿下の惠深く渡らせ給ふは今更申上ぐる程の事ならねど手島校長の名譽こそかくはしけれ。

夫れより階下へ降られ窯場へと進まれ、窯の未だ熱きに窯の上に昇られ焼成品を窯より取出す様を御覽あらせられたり。

色染科 當分科にては……主として次のことを御目に懸けんの主旨なりき。

- 一、本邦在來の方法にて捺染する法
- 一、機械にて捺染する法

此二法の優劣を示す爲めに、一方には型紙を用ゐて中形を捺染せしめ又は友禪の實習を爲さしめ他方には大捺染機（一日に千六七百反捺染することを得る）を運轉せり。

標本陳列に就きても

- 一、本邦古來の方法にて捺染したるもの
アニリン黒・風呂敷・手拭・帛紗・リボン捺染潮染
- 二、機械を用ゐて捺染したるもの

木綿及モスリンの捺染外國製標本・豊島紺

三、染液を循環して染めたるもの

パラ毛・トップコップ・チース染

四、可染物を動かして染めたるもの

右の外當校實修成績品を陳列せり。

さて 皇太子殿下には校長及吉武科長の先導にて御機嫌麗はしく入場あらせられ、先づハンドデッカーにて裏地を染むる實修に御注目あり。夫より小泉講師及圖案科生徒の筒引の友禪を見そなはせられ、侍従の方に向はせられ、「之を見よ熨炭にて下繪をかきて其上に奇麗にかくものなり」と仰せられたり。其れより型紙を用ふる捺染と大捺染機にて捺染する有様を御覽せられたり。其より標本陳列所を巡覽あらせられ、又他の浸染器械の運轉する所を御注目あらせられ、吉武科長の説明を聞き召されて一々「さうですが」と御答ありたり。殊にカーキ染を御覽せられし際、是は軍服に用ふる染方を當科の生徒が研究せるなりと科長より申上げしに、殿下は直に召させられたる軍服に御目を注がれたる如く拜し奉りき。始終御熱心に少しも御倦怠の御模様あらせられざりしは當科に取りて有難しとやいはん、畏しとやいはん。

機械科にて先づ下總の御料牧場にて剪り取りたる羊毛より夫を漸次織物糸にする迄八種の太さの糸を御覽に供せしに、御手に召されて御覽あり、種々御下問あらせられたり。

夫れより寫眞織り、變り校の機織羅紗の仕上等を御覽に供せしに、何れも長時間御覽あらせられたり。殊に撚絲工場は危険も多く且塵埃も多き故御案内申さざる積なりしに、自ら御足を進めさせられ御下問あらせらるゝ御熱心には一同感激の外あらざるやに聞けり。

機械科 材料實驗室・木工場・仕上場・鍛工場・鑄造場と順次御案内申上げしに、先づ材料試驗室にては親しく各種材の試

験を御覽あらせられ、種々御下問あり。汽罐室の前にて特に「フイリピン」よりの留學生に 御言葉を賜はり、他工場にては雇外國人の双物製造の實地を御覽あらせられたり。

電氣科 玉木科長の御先導にて逐次御巡覽あらせられ、共通科へ成らせらる。

共通科 共通科にては物理實驗室を片付け金屏風を立て廻はし別に電燈を装置し、水銀電燈と寫生幻燈とを御覽に供せり。先づ水銀電燈を點じ玉木電氣科長より御説明申上げしに、殊の外御満足の御様見上申したり。夫故各種の染物標本により色の變ずる様を御覽に供したり。此際恐縮に堪へざりし一事は幻燈の映畫の材料にと夏蜜柑を御側に置き申せしに、其の黄色なるよりは是はと御指を觸れさせ遊ばされしに、内部を寫さんために利刀にて兩斷しありしもの故忽ち二つに割れたれば、これはいとの 御言葉を賜はりしは一同恐縮の他あらざりき。

寫生幻燈にては織物標本・繪葉書・寫眞織等を反射光により御覽に供し、次に普通の「スライド」を用ふるものと比較して御覽に供し、夫れより各種の實物を寫して御覽に供し、最後に廣瀨助教授が運筆の映射する模様を御覽に供し、一々三守科長より御説明申上げしに、一々御下問あらせられ、本科の如く長く御足を止めさせられし處はあらざりしなり。以て如何に御満足あらせられしかは、蓋し讀者の推察せらるゝ所ならん。

茲に一つ紹介し置くは是より先き共通科の助教授一同は申合せ、殿下に對しては直接には何事も言上せざることに約束し置きしなり。然るに三守科長の説明中御自ら電燈の所在を尋ねられ助教授連の停める「アーク」燈近く御足を運ばせられ、頻に電燈の所在を求めさせ給ふに笠原助教授は兼ての約束のあればハタト當惑し只黙して電燈を指すのみなりしとは苦心の程御察し申す他あらず。

月桂樹御手植 其後會議室にて御少憩後、手島校長の懇請を御心よく容れさせられ、支關に向つて右側の校庭に月桂樹を御手植遊ばされ、午後四時無事還啓あらせられたり。奉送の模様は奉迎の時に同じ。

斯くて藏前高工に於ても空前の慶事は終りを告げた同時に本校は天下に對して一層大なる責任を負ふに至つたのである。

皇太子殿下、皇族殿下の台臨

大正二年五月二十七日には學習院學生の當校參觀があり、忝くも 皇太子殿下、二皇子殿下、王宮殿下の台臨を仰ぐの光榮に浴した。次いで同年十一月下旬に學習院女子部學生の參觀があり、女王殿下御三方の台臨を仰いだ。此年の學校長報告には次の如く記されてゐる。

大正二年五月廿七日

皇太子殿下ニハ學習院學生ノ御資格トシテ二皇子殿下並各王宮殿下ヲ伴ハセラレ侍臣並大迫同院長同院教官ヲ隨ヘサセラレ本校へ行啓アラセラレタリ 皇太子殿下ニハ數時間ニ涉リ各工場御巡覽各科ニ於ケル實驗ニ深キ御趣味ヲ持タセラレ本校教官ヨリ申上ケタル説明ヲ御熱心御傾聽遊サレ毫モ御倦怠ノ御模樣ヲ拜セサリシハ本校ノ光榮ナルト共ニ寔ニ恐懼ノ至リナリトス當日ハ學習院初等科學生二百八十名教官引率ノ下ニ來校陪觀アリタリ尙十一月下旬ニ學習院女子部ニ在學アラセラル各女王殿下御三方同部五六兩學年學生六十餘名ヲ供サセラレ御來觀アラセラレタリ本校ガ一週年間ニ兩回マテ高貴ノ御方々斯ク御多人數ノ御來觀ヲ被リタルハ本校ノ光榮ハ申迄モナク實ニ我邦工業教育界ノ光榮トシ拜謝シ奉ル次第ナリトス

皇太子殿下の工業品展覽會行啓

大正四年五月二十六日は當校創立三十五年に相當するので、當校では第一回の工業品展覽會を開催し、當校生徒並に卒業生の製作又は關與せる工業製作品及工業教育に關する成績を蒐集陳列して日本工業の發展に資せんことを期す

とを期待した。

然るに此の擧は畏くも 皇太子殿下の御耳に達し、行啓を仰せ出だされた。當日午後三時二十分に御着、手島校長の先導にて各部を御巡覽遊ばされ、數點御買上げの上、午後四時頃御機嫌麗しく還啓遊ばされた。更に六月四日には原侍従を御差遣遊ばされて重ねて御買上げがあつた。當日の光榮ある實況に關して藏前工業會誌（大正四年六月號）の記事を掲載して見よう。

展覽會の光榮

今次母校主催の下に其出身者たる藏前工業會員が出品せる第一回工業品展覽會の企圖は國產獎勵の呼聲高き折柄大に朝野人士の耳目を聳動せしが、其結果は延いて高く九重の雲井にまでも及び、五月二十六日には畏くも 東宮殿下の台覽を忝りし奉りしさへ有難きに、尙ほ特別の御下賜金ありし上、次で六月四日には畏き邊りよりの思召を以て特に原侍従を差遣はされて數多の御買上げを賜はりしは展覽會にとりて洵に難有き極みにて母校を始め吾等三千五百有餘の會員の齊しく無上の光榮とする所なり。吾等は恐多くも 皇室が斯くも内地産業の發展に大御心を注がせ給ふ様を拜察し奉り轉た感激の情に堪へずんばあらず。いでや左に當日の有様を謹記せん。

東宮殿下の行啓

東宮殿下には豫て仰出されしが如く、五月二十六日午後一時四十分御出門、入江侍従長の陪乘にて同三時二十分御着あらせられしが、是れより先き學校側にては奉迎の準備おさ／＼怠りなく、本校生徒並に徒弟學校生徒一同は校門外と門内の左側に、職員一同は大玄關の右方に、藏前工業會員は同じく其左方に整列し、今や遅しと御待ち申上げけるに、頓て轟然たる一發の花火を台圖に數名の御學友（出仕）を乗せし一輛の輕車先着し、程もあらず第二發の花火中天に轟くよと見る間に 殿下

の御馬車はきほひたる駿馬の蹄に憂々と地を蹴らしつゝ校門さして驪り來り、斯くてカーキ色の軍服を召されたる。殿下には諸員の奉迎を受けさせられつゝ大玄關前にて御下車遊され、夫より手島校長の御先導にて直ちに階上の貴賓室に入らせられしが、此際校長は今次展覽會に出品せる工業品目録を御手許に捧呈せしに、殿下よりは御土産として忝なくも金貳百圓御下賜相成りたるは洵に有難き事共なり。次で校長を始め阪田・三守・高松の各教授及商議委員其他高等官一同に親しく拜謁仰付けられし上、頗て玉歩をかへして玄關先に御立出で、校長の上願により向つて左の植込に記念の爲め高さ尺餘の公孫樹を御手づから植ゑさせ給ひ、夫れより校長及び阪田博士の御先導にて展覽會場へ成らせられ、第一部の染織部より順次薬業部・化學部・電氣部・機械部・建築圖案教育圖書部等を御巡覽あそばせられ、各科長夫れづ御説明を申上げしに、殿下にはいとも御熱心なる態度にて御傾聴あらせられ、吾等會員の出品を一々仔細に御覽の上時々御下問を賜りしが、就中内國製の自動車・自動自轉車及び模倣飛行機等に尤も深く御目を止められしやに拜承せり。斯くて一わたり御巡覽後便殿に入御御少憩の上數點の御買上げなどありて、諸員奉送の裡に御機嫌麗はしく同四時頃御還啓遊ばされたり、因に云ふ當日の殿下の供奉員としては前記入江侍従長を始め本多侍従、山内武官、櫻田侍醫、南部出仕、松平出仕、大迫出仕、久松出仕、石井御用掛、服部御用掛、濱尾東宮大夫、松浦専門學務局長等の諸氏なりき。

侍従の御差遣

吾等會員は今次の工業品展覽會に際し、前記の如く畏くも、東宮殿下の御台臨を忝りしたるを以て洵に無上の光榮とこそ覺えつるに、今復長き邊りにて此の擧を聞き召され、特に六月四日を以て原侍従を御差遣に相成りたるは實に重ねの光榮を荷ひしものと謂ふべし。尙當日午前十時と云ふに同侍従來校の上直に手島會長・阪田委員長の先導にて展覽會場に赴き、各科長及び副會長それづ説明の下に第一部より順次各部の出品を仔細に巡覽せられ、多數の御買上品ありて午後零時三十分退場せられたり。尙は同日午後一時三十分河村宮内次官及び馬場調度頭の二氏來場せられたり。

光榮ある御買上品

今次の展覽會に際し前項記載の如く、畏き邊りより類多の御買上を賜はりしは本會を始め出品人たる會員の光榮寔に大なりと云ふべし、尙ほ御買上に相成りし品はいづれも帝室博物館へ陳列せらるゝやに仄聞せり。

御買上品名及び此光榮を荷へる出品者の氏名左の如し

一、パチユパー文珠獅子額面 一個(百六拾圓)

名古屋製陶所

一、陶器菓子皿

一個(拾圓)

京都陶磁器試驗場

一、磁器染付花瓶

一個(五拾圓)

愛知縣立陶器學校

一、望遠鏡

一個(四百圓)

藤井レンズ製造所

一、銅器置物鵝銅

二個(五拾圓)

富山縣立工藝學校

一、電鍍製品寒山拾得額

一個(六圓)

同

一、金屬打出獅子頭額面

一個(七圓)

東京府立工藝學校

一、木製裝身器入箱 一個(拾圓)

同

一、サンエス萬年筆 一打(四拾貳圓)

中 村 商店

一、日向葵蒔繪硯箱 一個(參拾圓)

富山縣立工業學校

一、西洋模様七寶入花瓶 一個(拾圓)

富山縣工業試驗場

以上

獻上品

別項記載の如く五月二十六日 東宮殿下展覧會へならせられし際母校よりは左記生徒の實驗製品を獻上せり。

一、色染科・紡績科 フロックコート地 壹點

一、應化科 漆象嵌額面 貳點

一、電化科 獅子置物外二種 參點

一、機械科 螺齒車文鎖 壹點

一、電氣科 扇風機 壹點

一、附屬職工徒弟學校 火箸・鑊・筆筒三種 八點

皇后陛下の行啓

皇后陛下には大正八年十一月十日に工業獎勵の思召を以て當校に行啓仰せ出された。當日午前九時半當校に御到着、阪田校長の先導にて終日御熱心に校内を御巡覽、午後三時三十分には御機嫌麗はしく還啓遊ばされた。當日の模様は當時の藏前工業會誌（百九十二號）に詳細に記述されてゐるから、その一端を引用して見よう。

國母陛下の初行啓

やがて當日となれば、母校創立以來の榮えある行啓を奉迎すべく、校旗を先登にせる一千の母校生徒は午前八時までに須賀橋電車通り入口より校内の生徒控所前にかけて校門を挾んで御通路の左側に堵列し（附屬徒弟學校生徒は門外右側の川に沿ひて）、母校職員並商議委員を始め藏前工業會役員其他の出身者は門内右側の本校舎前に整列して、いづれも御着駕を御待ち參らせたり。此日連日の秋霖に引かへ、天陰りたれど風なく、掃き清めたる御通路一點の塵埃だに颺らざりし。

斯くて午前九時半といふに、御馬車は八つの蹄輕やかに學校御着。中橋文部大臣及阪田校長御車寄に御迎へ奉る。陛下には、紫紺のボンネットに黒毛の御襟巻を長く垂れ、水色御洋装の御裳を曳かせられ、御陪乘の千種權典侍以下七名の女官・大森皇后大夫・三室戸皇后職主事・鈴木侍醫等の供奉員を隨へさせ給ひ、阪田校長の御先導にて御機嫌麗しく階上の便殿に入御あらせられたり。

捧呈と拜謁

階上の便殿に成らせ給へる 陛下には其處にて暫く御休憩あらせられ、其の間本校よりは左の前書に添へて左記目録を御前に捧呈せり。

東京高等工業學校長臣阪田貞一謹ミテ啓ス

皇后陛下至仁至慈夙ニ學術ノ進歩ヲ念トシ給ヒ常ニ教化ノ普及ヲ獎メ給フ茲ニ本月本日畏クモ玉駕ヲ本校ニ枉ケサセラレ親シク授業及工作ノ實際ヲミソナハセラル洵ニ臣等無上ノ光榮ニシテ感激措ク所ヲ知ラス將來倍々奮勵努力シテ殊恩ノ萬一ニ報ヒ奉ラムコトヲ期ス謹ミテ目錄ヲ具シ左右ニ上ル 臣貞一謹ミテ白ス

目 録

- 一、東京高等工業學校生徒實修實驗次第書 壹册
 - 一、東京高等工業學校一覽 壹册
 - 一、東京高等工業學校寫真帖 壹册
 - 一、東京高等工業學校商議委員職員名簿 壹册
 - 一、東京高等工業學校生徒人員書等 壹册
- 以上

夫れより 陛下には便殿に於て長くも中橋文相以下當日參列の左記勅任官に拜謁を給はりたり。(氏名略)
尙ほ 陛下には、工場御巡覽の爲め、校長の御先導にて便殿出御の際、階下の廊下に於て本校職員を始め、長くも正木前々校長未亡人及手島前校長未亡人に拜謁を賜はりしのみか、校舎中庭に於ては、母校出身者(本會役員を含む)及商船・水産・徒弟・各學校長にいづれも拜謁を賜はりたる、畏しともいと畏し。

阪田校長御先導申上げ奉り、黃菊白菊匂ふ校舎の中庭を通御ましまして、先づ應用化學科へ入らせらる。

應用化學科

同科にては、先づ疋田教授「應用化學」の目的、同科卒業生就職表、帝國製糖業（殊に臺灣）と卒業生の關係等に就て逐一御説明申上げ、夫れより三年生の皮革仕上操作（文部省所管の専門學校中皮革仕上を課しつつあるは本校と北海道大學のみなるが、本校の方創設早きを以てそれだけ卒業生は斯界に貢献してゐる）を始め斯業盛衰表（明治三十年以來昨年に至る）各種製品等を御覽に供し、同じく野田教授は一年生の無機物分析（水）を、橋本教授は第二年生の實驗に係る無機有機化學品の製造（砂糖の元素分析及顏料の合成等）を御覽に入れ豫ねて本校出身西村直氏の製造に係る化學用蒸發皿竝坩堝が從來の獨逸製品を驅逐せることを御説明申上げ、次に三年生の實修實驗として香水・香油・白粉等あらゆる化粧品原料竝に其の製造を始め製紙の實修等を、同じく疋田教授はペイントの原料竝其製造工程、石鹼の製造（殊に其廢液中のグリセリンの回收につき）をいづれも御覽に供しまつれり。

次に同じく三年生の實驗實修として、内田教授は木炭より炭酸加里の製造、落花生より油の機械的搾出法、同化學的浸出法、丁字の蕾より丁字油の蒸餾採取、ベンゼンの蒸餾作業、牛乳中の脂肪分離實驗、炭酸曹達の結晶法、橙花香を有する人造香料ネロリンの製造、丁字油よりカーネション香を有する人造香料の製造、イソオイゲノル製造、イソオイゲノルよりワニリンの製造、糖液の脱色及蒸發、ベンゼン硝化實驗等を、同じく疋田教授は脂肪分解工業、脂肪酸の蒸餾竝に飛行機の羽翼塗料たる醋酸纖維素の製造實驗等をば御覽に供しぬ。

紡織科

同科實驗室にては齋藤教授擔當の下に、三年生の實驗として、纖維、絲及織布の強力等を御目にかけまひらせたり。(元來此實驗室は各種纖維・糸・織物の物理的化學的性質を研究する所なるが、當日は御通路の都合上主として物理的の實驗を御覽に供したりき)。即ち日本産栗蟲・駱駝(動物園の)羊毛(千葉御料牧場の)及馬毛等の原料及製品を始め、纖維の強力、顯微鏡檢鏡(千葉御料羊毛)、絲の撚と強力、織物の強力、綿毛比較檢鏡等を御覽に供しぬ。

次で同科工場に御入りあらせられてよりは、同じく齋藤教授説明の下に、二年生の生絲撚絲實修、三年生及徒弟學校二、三年生の紡績實修(北海道シロップシャアの紡毛絲とメリノの梳毛絲等)、同じく三年生、二年生(其他徒弟學校二、三年生)の製織實修(フランネル・二重天鷲絨・絹紋織・絨毛・白木綿・カシミア・羅紗・變チヨツキ地・シフォンリボン、ペネーション・ラツベット等)を御覽に供せしが、殊に米・英・佛の自動換緯裝置を有する力織機の比較作用と、羅紗中靴下の反毛を原料とせる製織並此等を種々に仕上せる品々(メルトン・ベルベット及トウキード等の如く)とには、一層の御注目あらせられたり。

最後の織物仕上實修にては、羅紗・フランネル・カシミア等の各種織物につき、洗滌・瓦斯燒・縮絨・幅出乾燥・脫水・壓搾・ブローイング等種々の仕上工程を御覽に供しまつれり。

色染科

色染科工場の實驗實修は、吉武教授擔當の下に總て三年生之を爲せり。先づ各種絲及び布等につき色とりど

りの無地染を始め、型附としては金巾及びモスリンに機械捺染と型紙捺染との兩様を、書友染としては縮緬に色麗しき百合及紅葉の二種を描きて御覽に供し、尙ほ階上にては各種輸出染色品標本の外、各種電燈につき、人形及草花を以て興味ある光色の實驗を御覽に入れ、吉武教授詳細に此が御説明を申し上げまつれり。

建築科

建築科にては、三年生の建築製圖實修として、前田教授御説明の役を承り、別荘建築設計（箱根附近假設）、博物館建築設計、田園都市設計（所澤附近假設）等を御覽に入れまつりし外、尙ほ同科二、三年生の手になりし卒業計畫（諸種家屋設計及構造設計）、都市計畫住宅經營（新橋より須田町同道路兩側の家の高さ）家屋の配置法等の各種建築製圖を御覽に供し奉れり。（中略）

電氣化學科

御晝餐後、午後一時といふに、陛下には午前引つゞきて、他の工場を御覽遊ばせらる。

先づ電氣化學科にては、三年生の實修實驗として、種々の電氣鍍金を始め、木炭及石灰より醋酸の製造、空氣より硝酸の製造、電爐による鋼の製造等を御覽に供し、加藤教授一々詳細に御説明を申し上げまつりしが、殊に後者の電爐製鋼實驗の際は、親しくグラスを御手にとりてみそなはせられたり。

窯業科

窯業科にての實驗實修は總て三年生にして、近藤・金島の二教授之を擔當せるが、第一の實驗は陶磁器素地土の機械的捏練に始まり、次は轆轤による陶磁器成形作業に移り、花瓶・菓子鉢などを看る間に成形し、尙ほ

鑄込法に依る成形實驗をも御覽に供し、夫れより陶磁器の彩畫實驗として、中田雲暉氏(最近まで同科に勤務)前記の成形品に一々梅・菊などを描きしが、尙ほ素絹を展べて目醒むるばかりの牡丹花を揮毫し、以て御興を添へまつりぬ。巍紫姚黃・牡丹は花の富貴なるものなり。

夫れより窯業品に關する内地生産輸出入統計表を始め、素地土の檢鏡・硝子コップ仕上・同腐蝕模様付・同切子等の各實驗實修並に窯場の現況等を御覽の上、次の機械科工場へ成らせられたり。

機 械 科

同科工場入口機關室の所にては、先づ二・三年生の手に成れる機械設計製圖を始め、各種重要統計表(明治三十六年より最近に至る男女工)、本邦に於る工場數・同職工數(男女工共)鐵鋼年産額並輸出入額・製作工業品輸出入年額・機械類輸出入額・本邦に於ける工場使用馬力數——につき、根岸教授御説明申上げ、夫れより關口教授擔當の下に二年生の實修としてはモンキーレンチの手仕上を、三年生の實修としては、ユニヴァーサル・ミリングマシンにて螺旋齒輪車(材料は特殊ブロンズ)の機械仕上(傍に御參考として該ブロンズの地金より木型鑄造物・仕上・色附迄の各工程を順次に陳列せり)並に鍛工(モンキーレンチ)の作業を、同じく根岸教授擔當の下に三年生の汽機汽罐取扱實修を、尙ほ三年生の鑄造實修としては、關口教授擔當の下に鑄型製作より鑄込迄の操業をして牛鍋及齒輪の鑄造を御覽に供し、最後に淺川教授擔當の下に、同じく三年生の動力實驗として、新築實驗工場に於て四十馬力チゼルエンジン、二十馬力及五馬力の各サクシヨン・ガアエンジン等の運轉並に瓦斯發熱量試驗器の實驗等を御覽に供しまつりぬ。

電氣科

電氣科にては、中村教授擔當の下に、先づ三年生の交流電氣機械實修、二年生の直流電氣機械及電氣測定法實修を御覽に入れまつり、夫より電氣磁氣精密測定の實驗としては、記振器・發色弧光・エプソン鐵損試器・バーロー導磁率測定器・光度計・石英水銀燈・發光弧光燈・各種白熱電燈・ドライズデル交流電位差計・クロムトン直流電位差計・積算電力計檢定裝置・抵抗式及面電式熱度計等を、避雷計の實驗としては、金網中の猫に對して高周波高壓電氣放電を御覽に供し、夫より徒弟學校三年生の電氣機械實修（原動機・變壓器・家庭用電熱器・電扇等）前原講師擔當東京市電力系統圖及電氣機械器具輸出入統計表の説明、横山講師擔當高周波式電話（無線式有線電話）の實驗を何れも御覽に供しまつれり。

附屬徒弟學校

斯くて 陛下には、本校各科を隈なく御巡覽遊ばされし後、最後に附屬徒弟學校に御歩を運ばさせられ河津教授擔當家具分科の本立（一年生）、椅子（二年生）、硯箱（三年生）大工分科の戸袋（一年生）、住家雛形（二年生）、破風構造（三年生）等の實修をみそなはせられ、附屬工業補習學校を通御の上御歸路を本校舎の便殿にとらせ給ひぬ。

月桂樹の御上覽

前記補習學校を通御して便殿に向はせらるるみちすがら、御先導を承りし阪田校長は、校舎の前庭に今上陛下御手植の月桂樹これある旨を申し上げまつりし處「それ見たし」との長き御仰せありしにより、御車寄

右手に在る該樹のもとに御案内しまゐらせたり。

此月桂樹は、過ぐる明治三十九年 今上陛下の尙ほ東宮に在せし折、其年五月二十六日が恰も母校の創立二十五年に當りし由開召させられ、畏くも同年七月三日鶴駕を母校に枉げさせ給ひ、記念として御手植遊ばされしものにして、其周圍に柵をめぐらし、正面青銅板の表にその由來を鐫記せるが、爾來春風秋風茲に十四年、當時若木の月桂樹も、その根ます／＼廣がりその幹いよ／＼太やかに、其丈つき／＼に伸びゆき、ときはかきはの枝繁く、今は一丈半にも余りぬべし。

陛下には、此のめでたき月桂樹の前に御歩を止められ仰ぎて木梢まで親しくみそなはさせ給ひ、やがて右手に御眼鏡をとらせられ、青銅板鐫記の由來記を仔細に御讀み遊ばされし上、大森大夫の言上にほゝゑませ給へる、畏しともいと畏し。

便殿入御と難有き御言葉

陛下には便殿に入御暫し御休憩遊ばされしが、其間中橋文部大臣、阪田學校長を御前に召させられ、左の難有き御言葉を賜はりたり。

今日ハ種々ノ實修實驗等ヲ見テ誠ニ満足セリ唯時間ニ限リアリテ十分ニ見ルコトヲ得ザリシハ遺憾ナリ本校ガ帝國ノ工業界ニ寄與スル所ノ多大ナルベキハ今日ノ巡覽ニヨリテ一層切ニ之ヲ感ジタリ今日ノ次第ハ陛下還幸ノ後ニ委シク申シ上グベク定メテ御満足アラセラルベシ尙職員一同今後益勵精シテ我ガ工業教育ノ爲ニ力ヲ盡サンコトヲ望ム

母校御巡覽の御満足と工業御獎勵の大御心のほど、洵に感激の至りに勝へざる也。(註、當時 天皇陛下には特別大演習に行幸あらせられたり)

還 御

斯くて、陛下には、ひねもすの御巡覽に露御疲勞の御氣色もなく母校及卒業生の献上品(別項参照)を御嘉納あらせられし上、午後三時三十分といふに、母校職員・生徒・卒業生の奉送裡に御機嫌いと麗しく還啓遊ばされたり。

御 下 賜

當日 陛下よりは、御土産として阪田母校長以下へ左記の如く御下賜相成りたり。

一、袴地一卷

阪田母校長へ

一、御菓子料(壹千圓也)

本校職員生徒及徒弟補習兩學校生徒へ

母 校 長 謹 話

『創立以來初めての行啓は本校として洵に無上の光榮である。校内の設備に就ては總て飾らぬ方針をとつて只た清潔を旨とした。何事にも御趣味深き 陛下には實驗實修室の隅々迄も御歩を運ばさせられ一々實物を御手に取りて御覽相成り、又種々の御下問を賜ふなど其御熱心の程には職員一同と共に只管恐懼感激してゐる。又各科擔當教授講師達は自分等の御説明に對して一々御會釋御返辭御遊ばされるので大層樂に御説明が出来、身に餘る面目を施したと孰れも其光榮に感激してゐる。殊に晝餐には便殿に入らせられず御巡覽の途中其時間が

來たまゝ建築科の三階で召させられたのは前例のない恐れ多き事である。

献上の品々

當日學校及卒業生から献上したのは左記の品々である。

一、學校側献上品

○色染科製品

書友染々順序標本

壹册

書友染袱紗

壹枚

タオル

參打

○紡織科製品

白木綿

壹卷

フアンシーベスチング

壹卷

サキソニートウキード

壹卷

紫色カシミヤ

壹卷

海老茶色カシミヤ

壹卷

シフオン

壹卷

マジヨリカ焼額皿

壹個

○窯業科製品

香水

壹瓶

練白粉

半打

水白粉

壹瓶

石鹼

半打

| | | |
|-------------|-----------|-----|
| ○電氣化學科製品 | 蛇皮製手提靴 | 壹個 |
| ○機械科製品 | 灰 皿 | 壹・個 |
| ○電氣科製品 | 青銅製螺旋齒輪文鎮 | 拾五個 |
| ○建築科製品 | 電氣扇風機 | 壹臺 |
| ○附屬職工徒弟學校製品 | 博物館設計圖 | 參枚 |
| | 額 皿 立 | 貳拾個 |
| | 鏝 | 拾五個 |
| | 文 鎮 | 貳拾個 |

二、卒業生側献上品

- モスリン三切・綾モスリン二切（東京モスリン紡織株式會社取締役作業部長登坂秀興）
- キヤリコ一卷（東京キヤリコ製織株式會社技師長中山周作）
- 緋フランネル一卷・駱駝毛布一卷（大阪毛織株式會社技師長飯塚隆二郎）
- リボン一箱・リボン一箱・リボン一箱（千代田リボン製織株式會社社長渡邊四郎）
- リンネル一卷（日本製麻株式會社取締役渡邊四郎）
- 國光セル一卷（御幸毛織株式會社支配人宇野啓）
- 駱駝メルトン一卷・純毛サーデー一卷・經綿メルトン一卷・海軍軍絨一卷・絨毯一卷（東京毛織株式會社技師長渡利勉）
- 紋パレスクレープ一卷（兩毛整織株式會社社長金子竹太郎）
- 駱駝毛布一組（日本毛織株式會社取締役技師長谷江長支配人片岡基肇）

- ロニヤル・クレープ一卷（京都織物株式會社專務取締役舟坂八郎）
- ラミー絲各種（日本ラミー紡績株式會社技師長石津信一）
- モスリン一卷（東洋モスリン株式會社技師長永井米藏）
- 琢磨寶石各種一箱（日本ダイヤモンド株式會社專務取締役正七位小林豊造）
- 網線索模型貳個・麻網模型貳個・各種縫針壹個・蓄音器針壹個（横濱製綱株式會社取締役榎下金松）
- 製品一覽壹個（王子製紙株式會社取締役高田直屹）
- 羽子板壹本・電車壹個・木製プロックカレンダー壹組・木製インストラクトプロックス壹組（株式會社東光商會取締役正五位勳五等内海靜）
- 窓硝子壹箱（旭硝子株式會社取締役山田三次郎）
- デンナーセット（九拾九個）壹揃・化粧揃壹組・花瓶四個（日本陶器株式會社・東洋陶器株式會社在勤東京高等工業學校出身者總代日本陶器株式會社技師長・東洋陶器株式會社支配人技師長百木三郎）
- 角砂糖拾箱（明治製糖株式會社社長・東京高等工業學校商議委員正七位相馬半治）
- 牛皮靴壹個（日本皮革株式會社技師長土居川佐一郎）
- 寫眞額面壹個（杉浦六右衛門工場六樓社技師長江頭春樹）
- 機械漉半紙壹束・紙紐貳把（豐王製紙株式會社社長宮部修）
- 護謄製品壹箱（大野廣次）
- 黒綿繻子壹卷（東洋モスリン株式會社技師長永井米藏）
- 無地綿ポプリン壹卷（日新染布株式會社取締役技師長田中長太郎）

- 輸出向キヤリコ壹卷（伊藤染工場副主伊藤一郎）
 - 綿紋ポプリン壹卷（濱口染工場技師長古澤千代）
 - 輸出向朱子更紗壹卷・同赤更紗壹卷・内地向更紗壹卷（日本製布株式會社技師長武久寅次郎）
 - 捺染綿ネル壹卷（山口捺染工場技師長吉川惣八）
 - 輸出向帽子參種（濱谷帽子會社技師長村岡悦二）
 - 無地染羽二重二卷（出口染工場主出口直吉）
 - 艶紙見本壹册（西羅艶紙製造所副主西羅俊三）
 - 染料參種（日染合資會社技師長西藤右衛門）
 - 磁製蒸發鍋貳個・アルミナ製平皿貳個（西村陶業試驗場長西村直）
- （以下徒弟學校出身）
- セルロイド製人形四個・同鏡貳個（セルロイド雜貨製作業宮澤源太郎）
 - カント萬年筆（六種）六個（カント萬年筆製作業池田清次郎）
 - 樂器ハーモニカ（二種）六個宛（國產樂器ハーモニカ製作業吉永信之）
 - ハーモニカ（五種）五個（ハーモニカ製作業眞野市太郎）
 - 盆壹個（漆器製作業中垣延太郎）

第七項 當校の教育精神

東京高等工業學校時代に於ける當校の教育精神も單に技術家を養成するに非ずして、實に工業興國を理想とする人格的な技術家の養成であつた。手島校長は道を樂しむ君子の風格があつたのみならず、明治十年代に工業興國を生活の理想として以來、日本工業の發展が氏の一貫せる念願であつた。明治二十年代に金子堅太郎氏から農商務省の工務局長に推されても寧ろ工業學校長の方を選んで局長の位地を拒絶した。(金子伯談、工業生活、第二卷第一號)。然も粗雑な國士ではなく「君子は小物を慎しむ」等を座右の銘とし(藏前工業會誌第三六三號)、大會社の社長に推擧されても、「自分は學生に一度或會社に奉職したら俸給などに依つて他の會社に誘惑されてはいけなないと教へてゐる。自分から悪い例を示す譯には行かぬ」と言つて、報酬の多い職を斥けたる人格者であつた。(有賀長文氏談、工業生活、第二卷第一號)。又終始「日本工業の科學化」に精進しながら、然も唯理論のみに奔らないで實踐實修を重視した。従つて、當校生徒の教育に當つても國家主義・精神主義・實修主義の徹底に努めた。是等の一端は種々の資料によつて示すことが出来るが、茲では一例として氏が明治四十年、明治四十一年に新入生になしたる訓示の一節を擧げて、氏の教育精神・教育方針の一例を示さう。

「新入學生ニ告ク」の一節(明治四十年)

國家ニ對スル責務 世界ノ列強ハ軍事ト謂ハス實業ト謂ハス各國優劣ヲ競フハ實ニ當世ノ情態ニシテ就中商工業ノ如キハ相互競争ノ激甚ナルハ言フ俟タズ左レハ文明諸國ニ於テハ商工業ノ發達ヲ圖ル急務ハ專門ノ教育アルモノヲ養成スルニアリトシ近時大ニ商工業教育ヲ獎勵シ盛シニ此種學校ヲ設置シ多大ノ經費ヲ吝マス以テ其ノ普及ヲ圖リツツアルハ各國皆符節ヲ合スカ如シ殊ニ工業教育ハ事業其ノモノカ學理ヲ基礎トスルモノ多キヲ以テ之カ學校ノ多數ナルト經費ノ多額ナルトハ各國皆其軌ヲ同ウス我國ニ於テモ亦同一理由ニ基キ中央政府ノ設置ニ係ル高等工業學校ハ農商學校ニ比シ多數ニシテ國庫ノ支出金多キモ亦之

カ爲メナリ今本校ニ就キテ謂ハシニ國家カ校舎工場機械等ノ設備ニ支出シタル金額ハ實ニ百萬圓以上ヲ算シ年々政府ノ支出スル經費モ十二萬圓餘ニ上リ是等ヲ試ニ生徒ニ分頭スルトキハ前者ハ千二百五十圓許ニシテ後者ハ年々二百圓許リニ達セリ是レ國家カ必要ニ應シテ諸子ノ如キ工業ノ技術者及工業教育者ヲ養成スルニ在リト雖モ諸子ニ在來ノ學校ハ授業料以上僅ニ少許ノ金額ヲ府縣稅等ニヨリ支出スレハ之ヲ維持シ得ルモノト異リ國家カ有形上諸子ニ對シテ施設スル所ノモノ金額ノ多大ナル以テ知ルヘシ然レトモ國家ハ有形上ニ諸子ノ辨償ヲ望ムモノニアラスト雖モ無形上諸子ハ國家ニ對シテ辨償スルノ責務アルヲ忘ルヘカラス即チ無形上ノ責務トハ諸子カ人格ト學業トニ於テ優秀ニシテ世益ヲ効シ以テ辨償ノ責務ヲ果スノ謂ナルコトハ多言ヲ要セサルナリ(藏前工業會誌、第五六號、明治四十年九月)

「新入學生ニ告ク」ノ一節(明治四十一年)

本校ノ教育ハ工業界ト教育界トヲ問ハス被教育者カ生涯ヲ委スヘキ處世最終ノ準備ヲ爲スニ在レハ全幅ノ心身ヲ擧ケテ學業ニ從ヒ其ノ一事一物タルモ未知未解ヲ許スヘカラス殊ニ本校ノ教育ハ皆實地ノ活用ヲ期スルニ在レハ學理ト實際トヲ問ハス皆根本ヨリ了解スルニ非サレハ教育ノ効果アルコトナシ而シテ工業



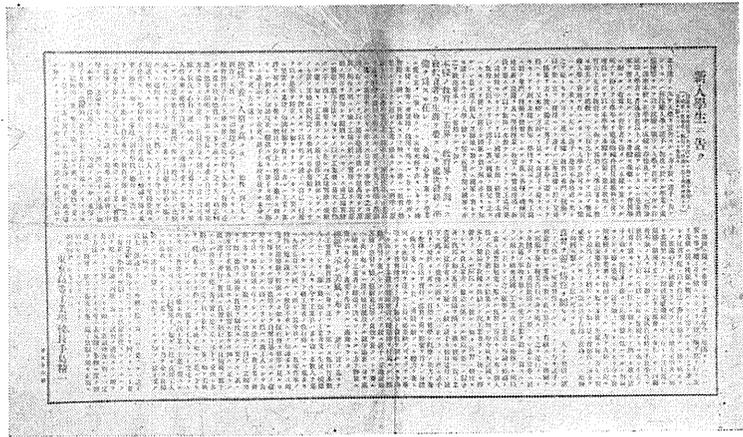
(夕告ニ生學入新) 稿原ノ長校島手

ノ根本タルモノハ科學ノ原則ニアレハ其ノ學理實際共ニ科學上ノ原則伏在スルヲ以テ先ツ科學ノ原則ヲ明ニスルノ要アリ且又科學ノ原則ハ決シテ高尚ナルノミニ非ラス日常ノ事物ニモ之カ原則ノ存スルアルヲ以テ諸子聽講ノ後ハ千思萬考シテ原則ノ所在ヲ明ニシ兼テ工場ニ於ケル實修ニヨリテ其ノ原則ノ所在ヲ探知シテ歸納セシムル者トス尙工場實修ハ製造ノ順序方法ヲ知ラシメ以テ工業者ニ最大ノ要件タル手ト頭トヲ練習セシムルニ在レハ工場實修ヲ嫌厭スル輩ノ如キハ工業者タルノ最大要件ヲ缺如シタルモノト言フヘシ其他本校所設ノ各學科ハ皆必要缺クヘカラサルモノノミヲ撰ミタルヲ以テ苟モ諸子ハ自己ノ忖度ヲ以テ是等ヲ輕重スルカ如キコトアルヘカラス要スルニ堅實ナル基礎ノ知識技能ヲ有スルニ非レハ工業ノ眞理ヲ解スルコト難キハ猶且ツ沙上ニ樓閣ヲ築クカ如クナレハ初歩ノ知識技能ニ精熟ス可キハ諸子カ第一ノ務トス諸子忘ルル勿レ尙更ニ諸子ノ本校生徒タル本分ニ就キテ左ニ述ヘントス

徳性ヲ養ヒ人格ヲ高メヨ 徳性ハ固ト人々固有ノ天性ニシテ所謂惻隱ノ心ヲ有セサルノ人ナキト一般皆徳性ヲ有スト雖モ世ノ進化ニ伴ヒ人事ノ複雑ニ赴クニ從ヒ往々徳性ニ訴ヘ事ヲ處スルノ途ヲ失シ功名利達ノ欲望カ開明ノ半面ニ增長スルニ乘シ自己ノ經歷能力ヲ揣ラスシテ徒ラニ此種欲望ニ制セラレ或ハ其他周圍ノ狀況ニ心移リ遂ニ德義ニ戾ルノ行爲ヲ敢テスル等人性本來ノ徳性ヲ没却シテ世ノ指摘ヲ受クルノ輩ナキニアラス是レ皆人生ノ眞理ヲ解セス終局ノ成功ハ德操高キニ存スルヲ忘ルルニ非レハ目前ノ野心ニ驅ラル、ニ起因セスンハ非ラス然ルニ諸子カ今日ニ至ルノ境遇ヲ察スルニ抑モ諸子ハ良家人トナリ父母骨肉ヨリ慈育セラレ學校教育ハ高等普通以上ノ知識ヲ修メ本來ノ徳性ニ加フルニ家庭ノ訓育學校ノ德育ニモ乏シカラサルノ人ナリ而シテ自今専門ノ教育ヲ修メ世ニ立ツノ素地ヲ養ヒ以テ他日人ニ頼ラス獨立シテ工業ノ實務ニ從事セントスルニ在レハ諸子ノ將來ハ誠ニ社會ノ中堅タルノ運命ヲ有スルノ人タリ然ラハ諸子ハ上述ノ如ク本來ノ徳性ヲ没却スルコトナキハ勿論ナルモ余ノ希望ハ諸子カ單ニ消極的ニ惡事ヲ避ケ善行ヲ爲スノミナラス進テ積極的ニ世ノ弊害ヲ矯メ公益ヲ興スノ覺悟ヲ要スルコト是レナリ蓋シ諸子ノ境遇及素養ニ徴シテ此希望ノ無理ナラサルヲ信ス而シテ前言ハ諸子カ終生ニ於ケル德操ニ關スル希望ニシ

テ諸子現今ノ境遇ヨリ言ヘハ畜ニ學ヲ勵ミ身ヲ慎シムニ止マラス他ノ學ヲ怠リ行ヲ紊リ友情ニ戻リ校規ニ觸ル、モノ等アルトキハ之ニ諫言シテ反省ヲ促シ以テ自己ノ善行ニ加フルニ他ヲ矯正スルノ正義心ヲモ涵養セサル可カラス夫ノ地方來學者ノ如キ其郷里ニ在テハ親戚先輩環境ノ中ニ在リテ其行爲ニ間接ノ制裁ヲ受ケシカ去ツテ大都會タル東都ニ來リ四顧皆不知ノ人ヲ以テシ加フルニ起臥自在時ニ不良學生ト雜居スヘキ下宿ニ生活シ父母ノ監視ナキニ乘シ不善ノ行爲ヲ爲スモノアルハ往々ニ聞ク所ナリ然リト雖モ諸子ノ如キハ既往ヨリ推スニ此輩ノ輩ニ倣ハサルハ勿論ナランモ茲ニ婆心ノ一言ヲ加フルコト、ナセリ今ヤ世間本校ノ卒業者ヲ採用セントスルニ方リ人格ノ高尚ナルヲ最大要件トスルカ如キ又世ノ先輩カ毎ニ青年ニ對シテ品性ノ向上ヲ絶叫スルカ如キ是レ皆徳性ノ涵養ヲ必要トスルニ外ナラス故ニ諸子有終ノ成功ハ一ニ徳操ノ如何ニ繫ルコトヲ忘ル可ラサル也

良習ヲ養ヒ情性ヲ制セヨ 人々ノ習慣ハ第二ノ天性ニシテ所謂習性トナルモノナリ今ヤ諸子ノ前途ヲ觀レハ業務ニ對シ直ニ眞理ヲ看破スヘキ明晰ナル頭腦ヲ養ヒ難業苦行ニ身ヲ處スルモ之ヲ遂行スヘキノ身體ヲモ有シ勇憤奮闘スルノ要アレラン蓋シ世界ニ於ケル共通ノ事物ヲ擧グレハ先ツ工業ヲ第一ニ算スルナラン而シテ歐米諸國ノ工業ハ我ヨリ遙ニ優勝ナ



ル所以ノモノハ主トシテ之ニ從事スル工業者ノ學識ト經驗トニ富ミ誠實勤勉業ニ服スル良習ヲ養成セラレ専ラ個人性ノ不良ヲ避ケタル結果タルカ如シ現今歐米諸國ヨリ多大ノ製品ヲ我國ニ供給シテ我工業者ヲシテ後ヘニ睜若タラシムル所以ノモノハ彼レノ如ク良習ニ馴致セラレタル良工業者ノ製造ニ係リタル所以ヲ思ヘハ假令身ハ我國ノ如ク萬里ノ波濤ヲ隔ツト雖モ彼等ハ我工業者當面ノ競争者タルヲ疑ハス故ニ諸子カ他日這般ノ競争ニ處スルノ覺悟ハ固ヨリ二三ニ止マラスト雖モ諸子目下ノ境涯ヨリ考フレハ有効ニ勉強シ觀察ノ能力ヲ養ヒ規律アル生活ヲ實行シ濫費ヲ避ケ節儉ヲ旨トシ身體ノ衛生ヲ重ンスルト共ニ勇闘ニ耐フヘキ體力ヲ養ヒ何レモ此等目的ヲ達スルニ最モ必要缺ク可カラサル事項ニシテ皆習慣性ヨリ來リ無益ノ情性ヲ制スルヨリ得ヘキモノタリ本校カ無缺席者ニ精勤牌ヲ付與スルハ精勤ノ良習ヲ養ハシメンカ爲メナリ故ニ諸子ハ安逸虛飾其他ノ惡習ヲ矯メ忍耐克己等ノ良性ヲ養フコトヲ努ムヘシ此ノ如クセハ諸子他日激烈ナル競争場裡ニ身ヲ處シ歐米國ノ工業者ト雌雄ヲ決セントスルニ方リ勝算ニ資スヘキ心身ノ要素ヲ作爲スルニ庶幾カラシムカ

模範ヲ示シ美風ヲ布ケ 諸子ハ言フ迄モナク工業界ト教育界トニ身ヲ立ツルヲ問ハス他日皆多數人ノ上ニ立テ一舉一動ハ部下ノ工業者又ハ生徒ニ模倣セラルヘキノ人タリ今ヤ工業界ハ多々益々多數人ヲ要スルノトキニ方リ下級工業者ノ性行修マラサル輩多キハ人皆首肯スル所ナリ而シテ其今日アルハ彼等性來ノ德性ハ他ニ讓ラサルモ彼等不幸ニシテ知識多カラス周邊ノ狀態德義ヲ輕視スルカ如キ復社會カ彼等ヲ見ルコトモ厚カラサル等ハ彼等ヲシテ自棄自暴セシムルノ趨勢ヲ生セシメタルニ因ルナラン然ルニ我工人ニシテ長ク今日ノ如キ狀態ニ在ラシメンカ恐ラクハ我工業ノ發展ニ多キヲ望ムコト能ハサランカ諸子ハ自己ノ立脚地ヨリ既ニ德性ヲ涵養シ良習ヲ馴致スルノ要アルト共ニ將來部下多數人ニ及ホスノ影響モ多キヲ知ルニ足ラン故ニ諸子ハ善行ヲ實踐シ良習ヲ躬行シテ良模範ヲ部下ニ示シ尙進シテ他ノ善ヲ賞シ惡ヲ斥ケ部下ヲ愛撫シ多數工人ヲシテ歡シテ業ヲ執リ靄然タル一家ノ如キ美風ヲ一般ニ布クコトヲ得セシメンカ此ノ如キハ是レ令セシテ行ハル、モノニシテ部下ノ工人タルト生徒タルニ拘ラス皆德化セラレ根本的ニ我工業ノ上進ニ資スルコト偉大ナル可シ夫ノ同盟罷工ノ如キハ往々直接工人カ指導者

ニ對スル不平ニ基クモノアリト乃チ余カ良模範タルヲ諸子ニ望ムノ偶然ナラサルヲ知ラン諸子深ク猛省スル所アレ
以上ニ叙述シタル外終ニ臨ミ尙一言ノ要アルハ諸子ハ日常常識ノ修養ヲ怠ラサランコトヲ何トナレハ工業ハ最新ノ學理ヲ應用
シテ日々活躍進化スルモノナルヲ以テ絶ヘス常識ノ判斷ニ訴ヘテ活智ヲ適用スルノ明ヲ具スルコトヲ努ムヘキナリ而シテ常識
修養ハ別ニ一定ノ方法アルニアラサレトモ唯平素見聞ノ事物ニ深ク留意シテ觀察ノ能力ヲ養成シ事ニ臨ミ活眼ヲ開キ正鵠ニ的
中センコトヲ期スヘキナリ(手島精一氏、新入學生ニ告ク、明治四十一年九月十一日)

手島校長の斯る教育精神は、同志相集りたる教官の協力の下に生徒によく浸透し、至誠一貫・滅私實踐・工業興
國なる理想に薰化し、當校訓育方針たる質實剛健・勤勉正直の性格陶冶と相俟つて茲に獨特の藏前精神・藏前氣
質を醗酵した。而して斯る精神や氣風は卒業生の赴任する工場や工業學校に必然的に移植せられて、我國の技術
者精神を醇化するに至つたと謂はれてゐる。

手島校長は以上の如く高邁なる理想を以て工業興國に邁進したが、同時にその性格極めて情愛に富み、職員生
徒を愛すること子の如くであつた。或生徒は手島校長より學資を給せられ妻を媒酌せられ一家を構へたる後も態
々訪ねて激勵せられ、或生徒は卒業後手島校長の自宅附近に店舗を構ふるよう指圖されて日夜懇情に浴したるが
如きは、その一例であるが、斯る事例は枚擧に暇が無い。されば職員生徒もよく手島校長を敬慕し父事して全校
文字通りに一家の如き情景を呈した。筆者は一夜神作濱吉氏(舊職員)の嗣子を訪問し、嗣子亦亡父の言に依つ
て手島校長の徳を讚へ嗣子の代に至つても猶手島校長の祥月命日には墓參を怠らざる由を聞き、その徳の廣大な
るに轉た感激の情を禁じ得なかつた。手島校長の恩徳に對する敬慕の事例も亦枚擧に暇が無く、本大學に於ても
今猶手島校長と語り合はるるも故ある哉であらう。

第四章 前身校の附設機關

第一節 工業教員養成所

第一項 工業教員養成所 創設以前に於る 當校の工業教員養成

當校初期の工業教員養成

前述の如く、東京職工學校設立の動機の一つには工業教員養成が含まれてゐた。即ち左記の「伺」の一節にも述べられてゐるやうに、當校設立の目標には府縣立職工學校教員の養成があつたのである。

前所陳ノ如ク教育上ヨリ論スルモ……職工學校ノ設ケナカルヘカラサルコト明瞭ナリ而シテ此學ヲシテ果シテ其功ヲ奏セシメ公私ヲシテ普ク其利ヲ享ケシメントスルニハ必ス每府縣共土地ノ情況ニヨリ一校若クハ數校ヲ設立セサルヘカラス……然レトモ……府縣ニ於テハ……其教員ニ適當スルモノナカルヘキヲ以テ……右教員ヲ養成スルノ主旨ヲ以テ今般本省ニ於テ職工學校ヲ東京ニ設立スルノ議ヲ許可アラントヲ希望シ此旨至急高裁ヲ仰候也

されば東京職工學校設立後も其の目的としては「本校ハ將來職工學校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者ヲ

養成スルノ目的ヲ以テ」と明示せられ、目的の一つに職工學校師範の養成を挙げたのである。

然しながら當時工業界・工業教育界の不振に伴ひ、地方の工業教育機關は金澤工業學校を除いては皆無の状態であつた。従つて當校卒業生にして工業教育機關に赴任することは極めて困難であつた。明治二十一年・明治二十二年「東京職工學校一覽」に據れば、明治十九年・二十年・二十一年の卒業生中僅に次の數名が工業教育機關に勤めてゐる。

- | | | | | | |
|------------|----------------|------------|----------------|------------|---------------|
| 第一回 卒業生 | 化學工藝科 (十四名中四名) | 第二回 卒業生 | 染工科正科 (七名中二名) | 第三回 卒業生 | 染工科正科 (七名中一名) |
| | 機械工藝科 (十名中 無シ) | | 製品科正科 (二名中二名) | | 機械科正科 (七名中一名) |
| | | | 機械科正科 (十二名中一名) | | 同速成科 (三名中一名) |

然しながら勤務先は當校創立精神の企圖したるが如き府縣立職工學校に類するものは僅に石川縣金澤學校に過ぎず、他は伊勢崎色染講習所・桐生織物講習所等であつた。(此等も其後工業學校に發展した)

手工教員養成

手工教員講習 會々當時小學校に手工科設置の運動が起つた。此には當時文部省に奉職してゐた手島精一氏も有力に畫策したものらしい。斯くして小學校に手工科の設置を見るに至り、明治十九年四月十日に第一回の「小學校令」が定められたが、同年五月二十五日文部省令第八號を以て「小學校ノ學科及其程度」が規定され、その内で高等小學校に手工科を加ふることが出来るようになった。次で明治二十三年十月三日勅令第二百十五號を以て「小學校令」が改正され、此と同時に尋常小學校にも隨意科目として、手工科を加ふることが出来るようになった。

た。

斯る事情は小學校教員養成機關たる師範學校にも及んだ。明治十九年四月十日勅令第十三號を以て「師範學校令」が公布せられ、次で同年五月二十六日に「尋常師範學校ノ學科及其程度」が定められたが、農業手工なる學科が設けられ、その一週時間數は農業手工として第一年二時、第二年二時、第三年二時、第四年六時と規定された。(明治教育制度發達史、第三卷)

従つて文部省では明治二十年の夏休に師範學校手工科教員の講習を行ふこととなり、此の任を主として東京職工學校職員(當時東京帝國大學工科大学に屬してゐた)に託した。文部省十五年報(明治二十年の分)等は、此の講習に關して次の報告をなしてゐる。

六月二十四日尋常師範學校ノ手工科ハ目下新設ニ係リ實施ノ便ヲ得サルモノアリ因リテ本年夏期休暇中五週間ヲ期シ該科ノ教員タルヘキモノヲシテ先ツ木工具ノ種類及ヒ用法等ヲ實地ニ就キ講習會ヲ開設スヘキニヨリ廳府縣尋常師範學校ニ於テ未タ相當ノ手工科教員ナク且ツ本年ニ在リテ教員養成ヲ必要トスルモノハ物理並ニ用器畫ニ通スル適當ノモノ一名ヲ派遣スルカ若クハ自費ヲ以テ出京セシムヘキ旨ヲ學務局長ヨリ北海道廳府縣ニ通知セシム、

廿八日文部省參事官服部一三、同手島精一、帝國大學書記官正木退藏、工科大学教授山田要吉、同助教教授阪田貞一、高等師範學校教諭櫻井房記、東京商業學校教諭上原六四郎、東京職工學校雇多賀章人ニ手工講習會委員ヲ命ス (師範學校の部)

東京職工學校ハ客年四月之ヲ帝國大學ニ附屬セシメタリ……本省ニ於テ地方ノ尋常師範學校教員ヲ招集シ手工講習會ヲ本校ニ開キタリ (専門學校の部)

次いで翌明治二十一年八月にも同様の講習會が當校に於て行はれ(文部省沿革略記、明治二十四年)、又尋常師

範學校用手工教授書編纂趣意書を審査することとなり、同年九月二十九日東京職工學校教諭山田要吉・文部省雇
千本福隆兩氏が尋常師範學校用手工教授編纂趣意書審査委員を命ぜられた。(文部省第十六年報、本省事務處務の
部)

從つて當校卒業生中にも尋常師範學校手工科教員として赴任した者も相當にあつた。明治二十一年・明治二十
二年の「東京職工學校一覽」に據れば、明治十九年に二名、同二十年に二名の卒業生が夫々地方尋常師範學校に
赴任してゐる。

斯くの如く當校卒業生は相當に職工學校、尋常師範學校に進出したが、當時我國工業界は前述の如く甚だ不振
で工業界に地歩を占めることが仲々困難であつたので、「明治二十一年……文部省ハ學校ノ存廢ニ就キ委員ヲ設
ケテ之ガ調査ニ從ハシメシガ、委員調査ノ結果ハ本校從來ノ目的ヲ變更シ尋常師範學校手工科尋常中學校工業科
及び地方職工學校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルコトトシ附屬ノ工場ハ之ヲ民間ニ拂下グベシ」と答申され、當校
を純粹の教員養成機關に改組されんとさへ企畫された。然し幸なことには前述の如く、「當時専門學務局長タリシ
濱尾新恰モ海外各種ノ教育事情ヲ視察シテ歸朝スルニ會シ之ヲ我國勢ニ鑑ミ本校従前ノ形態ニテ存續セシムルノ
必要ヲ認メ遂ニ調査委員ノ復申進遂行セラレザル」に至つたのである。さりながら當時當校が如何に教員養成的
色彩が濃厚であつたかの一例となるであらう。(括弧内は「東京高等工業學校二十五年史」に據る)

次で明治二十三年三月に當校は前述の如く東京工業學校と改稱されたが、その趣旨の一として矢張り工業教員
の養成を擧げた。即ち同年七月に定められた「東京工業學校規則」第一條に據れば、「本校ハ主トシテ將來職工

長又ハ工業教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス」と規定せられた。

手工教員養成 更に同時に特別生の規程が設けられた。即ち前述の如く明治二十三年の改正に於て機械工藝部に特別生の制度を設け、府縣立尋常師範學校卒業生を入學せしめて府縣立尋常師範學校手工科教員の養成を實施した。是は前述の如く當時普通教育に手工科を設けることとなつたので、此の「緊要ナル新設ノ學科ヲシテ其實ヲ擧ケシメントスルノ計畫」に基いたものである。(括弧内は當時東京工業學校長より北海道長官・府縣知事に照會したもので、當時の官報「學事報告」に據る)。因に特別生に關する規定は次の通りである。

第六條 府縣立尋常師範學校卒業生ニシテ府縣知事ニ於テ將來尋常師範學校手工科教員タラシムルノ目的ヲ以テ其ノ推薦ニ係ルモノハ機械部特別生トシテ入學ヲ許可ス

但シ本文ノ特別生ニ限リ第四條ニ掲載セル現業練習ヲ要セス修業年限モ亦時宜ニ依リ之ヲ短縮スルコトアルヘシ

第十一條 機械工藝部特別生ノ學科課程ハ概ネ機械工藝部一般ノ學科課程ニ異ナラスト雖モ工場實修ノ方法ニ於テハ多少ノ斟酌ヲ加ヘ傍ヲ附屬職工徒弟講習所ニ就キ木工及金工ヲ實修セシム又手工科授業法ヲ練習セシムル爲メ初級ノ徒弟ニ向ヒテ教授ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第四十五條 第六條ニ依リ府縣知事ノ推薦スヘキ尋常師範學校卒業生ハ第四十三條學科(註、工業ニ關係深キ學科)並手工科ニ於テ定點三分ノ二以上ヲ得タルモノニ限ル此資格アルモノハ特ニ入學試業ヲ須キス
但本文ニ依リ入學セシムルモノハ學校長ニ於テ其人員ヲ定メ之ヲ府縣知事ニ通知スヘシ

第五十九條第二項 但第六條ノ機械工藝部特別生ニ限リ授業料ヲ免除ス (九月追加)
特別生の實情に關して、當時の特別生杉田稔氏は次の如く説いてゐる。

同年（明治二十三年）各府縣よりは八名を入学せしめ、續いて廿五年に四名、廿六年に五名を得、此の間手工教育學教授は其の間瑞典の手工科研究を終りて歸朝されし今の東京高等師範學校名譽教授後藤牧太先生なり、小生等も此時該科を修業せし者にて、此等卒業者は何れも散じて、東京、大阪、京都、名古屋、神戸、新潟、高知、奈良、秋田、福井縣等の尋常師範學校手工科教員となりて其職を奉ぜり。（杉田稔氏、手島先生と手工、工業生活、第二卷第一號・大正五年）

特別生の第一回卒業生は明治廿五年七月に卒業したが、卒業生は愛知縣尋常師範學校等六府縣尋常師範學校に赴任した。（明治二十九年度「東京工業學校一覽」）

此の特別生制度も工業教員養成所設置に伴ひ明治二十七年に廢止せられた。此に關して杉田稔氏は後に次のやうに説いてゐる。

明治二十七年該特別生科を廢せらるると同時に工業教員養成所を設置されることとなり、本校特別生科廢止以來、東京高等師範學校に圖書手工專修科なるもの設けられ、手工科の方面は上原六四郎先生を講師とし、岡山教授専ら其衝に當りて現今に至れり。此の如くなるを以て、本校特別生科出身者も亦漸次専門工業教育の方面に歸來したり。現在に於ける東京府立工藝學校長石黒友吉氏、大分徒弟學校長高木秀太郎氏、大阪住友職工養成所長尾形作吉氏、吳工業補習學校長松坂茂太郎氏、富山工藝學校長伊藤宣良氏、仙臺市立工業學校長橫澤多利吉氏、大阪市立工業學校長堀君左五郎氏、大連滿鐵工業學校長今景彦氏等は何れも其人なり。此の如くなるは手工教育の爲に遺憾とすべき點なきにあらざるも、時勢の推移上是非もなきことならんか。

（杉山稔氏、前掲書）

第二項 工業教員養成所の創設

實業教育費國庫補助

井上文相の實業教育費國庫補助法制定 前述の如く文部大臣井上毅氏は工業教育に極めて熱心であつたが、その一つの施設として工業教育界に大きな功績を残したるものは「實業教育費國庫補助法」の制定であり、是がやがては工業教員養成所の創立にまで發展したのである。

實業教育に對する補助金交付の制度化に關しては、前述の如く、専門學務局長濱尾新氏なども既に注目してをり、其の實現に努力した。明敏なる井上文相は直に是の緊急なるを理解して熱心にその實現に活動し始めた。之より先、産業の發展と國家の富強を圖るためには一般に實業的智能を普及せしむることの切要なるを認め、政府は曩に農學校通則・商業學校通則等を發布して頻りに實業學校の發達に努めたが、當時の地方財政は甚だしく逼迫して居たため、その豫期する處の効果を擧げることが出来なかつた。然も一方、明治二十年頃より日清戰爭前後にかけて我國の産業は殊に工商業方面に於て驚異的な發展を遂げ産業革命進行の道程にあつたので、實業教育の振興は一刻も猶豫すべからざる緊急問題であつた。然るに前述の如く我國の低度實業教育は全く不振を極めたので、井上毅氏が文部大臣となるや、實業教育の振興に最も力を致すこととなり、これが實現を期するには國費の補助を以て地方實業教育の普及振興を圖らねばならぬとなし、萬難を排して此の法案の出現に力めたのである。(木村匡氏、井上君教育事業小史、及び文部省、實業教育五十年史)

斯くて井上文部大臣は明治二十六年第五議會に左記の實業教育費國庫補助法案を提出した。茲で注意すべきこ

とは井上文相が實業教育の内でも特に工業教育の擴充に重點を置いてゐることである。

第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年金十五萬圓ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條 公立工業學校・徒弟學校及工業補習學校ニシテ工業ノ教育ニ效益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ

交付スヘシ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外公立ノ農業學校商業學校及農業補習學校商業補習學校ヲ補助

スルコトヲ得

第七條 第二條ニ掲グル學校ノ教員ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ掲グル金額ヨリ十分ノ一以内ヲ支出シ其

ノ費用ニ充ツルコトヲ得

として提案されたのであつた。此の案は衆議院では可決されたが、議會解散のため成立に至らなかつた。唯開會中の審査特別委員會に於て、工業中心を修正して第二條を「公立ノ工業農業商業學校徒弟學校ニシテ實業ノ教育ニ效益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其學校ニ補助金ヲ交附スヘシ」と修正されたので、井上文相は第二回の議會提出に當つては工業學校補助中心を緩めて、第二條を「公立ノ工業農業商業學校徒弟學校及實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ效益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交附スヘシ地方廳ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ於テ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ特別ノ認可ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得」と改めて、明治二十七年五月十七日第六議會に提出された。(帝國議會教育議事總覽、第一冊)。

井上文部大臣は此の法案に對しては熱心に説明した。衆議院に於る説明の一端を左に掲げる。

本大臣ハ提出致シ置キタル所ノ實業教育國庫補助法案ヲ議員諸君ニ紹介致シマス。此法案ノ必要ナルコトハ既ニ理由書ニモ載セテ置キ、且諸君ニ於テモ既ニ御熟知デ御同感ノコトト存ズルニ依ツテ別ニ繰返シマセス。併シナガラ此ノ法案ヲ今度緊急事

件トシテ提出シタルニ就イテハ一言ノ辯明ヲ要スル。(大聲ニ願ヒマス)ト呼ブ者アリ、「遽テヌデユツクリヤルベシ」ト呼ブ者アリ)此法案ヲ提出シテ緊急事件トシテ提出スル譯ハモウ是マデガ既ニ遲シト考ヘルコトデアアル。何レ斯ノ如キ必要ナル法案ハ今年行ハレズトモ必ズ來年行ハレルデアラウケレドモ、但シ一年ヲ遅クスルト云フコトハ國ノ前途ノ命運ニ關シ、一日ノ怠ハ百年ノ憂ヲ招ク譯デアアル。故ニ第五ノ議會ニ於テモ既ニ一旦委員ニ付シテ委員諸君ニ於テモ贊成ヲ表セラレタコトデアリマスガ、併シナガラ其節ハ或ル事情ノタメニ闇カラ闇ニ埋没シタト云フヤウナコトデ甚ダ遺憾ニ存ズルコトデアリマス



井上毅氏

ガ、此第六議會ニ於テモ萬一ニモ第五議會ト同様ノ事情ニ遭遇シテ此案ガ議院ヲ通過セヌデアルトイフヤウナ事ガアツタナラバ本大臣ハ此議案ノ提出者トシテ遺憾ニ存ズルノミナラズ國ノ運命ノタメニ國民トシテ甚ダ：一個ノ國民トシテ甚ダ痛嘆ニ存ズルコトデアアル。是等ノコトハ諸君ニ於テモ必ズ御同感ト感ズルニ依ツテ、望ム所ハ諸君ハ此案ニ贊成ニ成ルト同時ニ、彼ノ望蘭港ノ前例ニ依ツテ此通過ヲ急ガレタイト云フ事ヲ希望スル(ノーノ)ト呼ブ者アリ)此事ハ一部ノ局ノ事デナイ。全體今日ハ地球上ノ形勢ハ至ツテ平和デアアル。其平和ハ形デアツテ其實ハ鐵火ノ争デナクシテ實業技藝ノ競争ト成ツテ居ツテ即チ地球上各國ハ實業技藝製造貿易ノ上デ闘ウテ居ル有様デアアル。諸君ノ御在ジノ通りデアアル。(大井憲太郎君「ソナナ講釋ハ聽カスデモ宜イ」ト呼ブ)ソレ故ニ我國ハ一日ヲ怠ルト陸軍ノ練習演兵ヲ怠ルト同様デアリマス。國ノ富強・國ノ運命ニ關スルコトデアアル。吾々ハ斯ク感ズルガ故ニ此案ハ六箇月ヲ待タレヌ、一日モ待タレヌ、速ニ通過ニ成ランコトヲ望ミマス。(「地價修正實施ノ後ニ望ムヘシ」「簡單ニ願ヒマス」「長ク御ヤリナサイ」「體格ガ許サヌ」ト呼ブアリ)成ルベク簡單ニスル

コトハ私モ望ミマス。大概諸君モ御賛成ト存ズルニ依ツテ——終リニ一言シマスガ、今度ノ案ハ第五議會ノ委員ノ修正ニ依ツテ議案トシタノデアル。勿論第五議會ト第六議會ハ何等ノ關係モアリマセヌガ、併シナガラ第五議會ノ修正ノ趣意ハ宜シト認メタニ依ツテ本大臣ハ其修正ノ成立並ニ意味ヲ採リ、而シテ今度ノ提出ノ成案ト爲シタ故ニ一層速ニ第二議會ニ上シ、別段委員ニ付セラレルコトハ要用トシナイト存ズル。是丈ノコトヲ申シマス。(帝國議會教育議事總覽 第一冊)

井上文相は此法案の説明に關しては、病軀を推し身命を擲つて盡瘁した。その事情に關し當時の文部省參事官寺田勇吉氏は次の如く述べてゐる。

子爵(井上文相)は凡ては此の如く熱心であり、且つ篤實であつた。其後悉々實業教育費國庫補助法案を議會に提出せられたが、當時子爵は病氣中で、眞青な顔をしてコン／＼咳をせきながら議場で其の法案の説明をせられた。故に議員中には井上大臣は肺病に罹つて彼の様な顔をしてをられるが、それでも熱心に説明せられるから、質問などはイ、加減に止めて賛成しようと思つたものもあつたと聞いた。何しろ始めて提出した法案であるから、兩議院共に定めて種々の議論があるであらうと豫期して居つたが、實は案外容易に通過したのであつた。これは時勢の必要が然らしめたとは云へ、子爵の熱誠が能く議會を動かしたといふ事も亦少からざる原因である。乍併この法案の提出は又幾分子爵の壽命を縮めたと思ふ。子爵の生命の一部は實業教育費國庫補助法となり、以て我國に於ける實業教育獎勵の濫觴を爲し隨つて實業教育今日の隆盛を來したのであつて、それは實に井上子爵の賜であるといはねばならぬ。(文部省、實業教育五十年史)

井上文相の斯る熱誠に依り此の法案に對しては衆議院・貴族院共に無意味の反對をなさずして好意的に審査し、特に井上文部大臣の病軀を押しての熱心なる説明・答辯に依つて順調に進み、同年五月二十五日に衆議院を異議無く通過、五月二十九日には貴族院亦過半数以上の賛成を以て可決、次で同年六月二十二日法律第二十一號を以

て歴史的なる「實業教育費國庫補助法」の公布を見るに至つたのである。(當時の官報)

實業教育費國庫補助法

第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年金十五萬圓ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條 公立ノ工業農業商業學校、徒弟學校及實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スヘシ

地方官廳ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ於テ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得

第三條 各學校ニ交付スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔額ト同額以內ニ限ル

第四條 補助ヲ受クヘキ學校ハ文部大臣ノ認可シタル學則ニ依リ及同大臣ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル

第五條 此ノ法律ニヨリ補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助年期間其ノ學校經費ヲ支出スルノ義務アルモノトス

第六條 各學校ニ補助金ヲ交付スルニハ五箇年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要ニ依リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但シ文部大臣ニ於テ學校ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ第四條其ノ他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シタルトキ又ハ第五條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助年期間ト雖補助ヲ廢止若ハ停止スルコトヲ得

第七條 第二條ニ掲グル學校ノ教員ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ掲グル金額ヨリ十分ノ一以內ヲ支出シ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第八條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第九條 此ノ法律ハ明治二十七年九月一ヨリ施行ス

公布された「實業教育費國庫補助法」に於ては工業中心的特質は失はれたが、但し此の法律の實施に當つては

依然として工業教育補助の特質があつた。即ち府縣に通達された「實業教育費國庫補助ノ標準」には次の如く示されてゐる。

實業教育費國庫補助ノ標準

- 一、當分ノ内農業商業教育ヲ補助スルヨリハ工業教育ヲ補助スルヲ主要トス
- 一、高等ノ學校ヲ補助スルヨリハ低度ノ學校ヲ補助スルヲ急務トス故ニ稍々高等ナル專門學校ニ對シテハ工業ニ關スルモノヲ除クノ外急速補助ノ詮議ニ及ハサルヘシ
- 一、既記學校ノ設立者ノ負擔額ヲ輕減スルハ寧ロ實業教育ノ振作ヲ目的トスル補助金ノ性質ニ反スルモノナレハ此ノ弊ニ陷ラサル様注意スルヲ要ス但特殊ノ場合ニアリテハ特別ノ詮議ヲ爲スコトアルヘシ
- 一、義務教育ニ關シ相當ノ施設ナキ市町村ニハ概シテ補助金ヲ交附セサルヘシ
- 一、各學校ニ交附スル補助金ハ特別ノ場合ヲ除クノ外多キモ二千圓ヲ過クルコトナシ而シテ低度ノ學校ニ對シテハ比較的多額ノ補助ヲ與フルコトアルヘキモ他ノ專門學校ニ對シテハ法律ノ制限ヨリ遙カニ少額ヲ補助セントス
- 一、新設ノ學校又ハ擴張スヘキ既設ノ學校ニシテ生徒現數又ハ其設備本年文部省令第十四號ニ對シ缺クル所アルモノト雖モ修業年限二年ノ學校ハ次年度ニ於テ同三年ノ學校ハ次年度及次々年度（以下做之）ニ於テ必ス之ヲ充實シ得ルノ計畫確定スルモノハ省令ニ適合スルモノト認ムルコトアルヘシ
- 一、中學校小學校等ト經濟ヲ共通スル學校ハ補助ヲ受クルノ限リニアラス
- 一、補助ヲ受ケントスル學校ニシテ分校ヲ有スルトキハ本校ノ經濟費ト分校ノ經濟費トヲ區別スヘシ
- 一、補助金ハ創立及臨時費ニ對シテハ交附セス

即ち「當分ノ内農業商業教育ヲ補助スルヨリハ工業教育ヲ補助スルヲ主要トス」るものであつて、依然井上文相の工業教育擴充に對する熱意を見ることが出來よう。

實に井上文相は當時の國情に鑑み工業教育擴充を極めて重視したのであつて、些細なことであるが、「實業教育費國庫補助法」の言葉遣の片言にも是が現はれてゐる。例へば「實業教育費國庫補助法」には事毎に「工業農業商業學校」の順序になつてゐる。そして此の順序に就ては、後に明治三十二年二月に衆議院は「農工商ト云フモノヲ工業農業ト云ウテハ言葉ノ上ニ甚ダ面白クナイ」として農業工業の順序に改正しようとしたが、貴族院で久保田讓氏は井上文相の意志を闡明して工業農業の順序の變更すべからざることを説いた。

此實業教育費國庫補助法ト云フモノハ諸君モ御承知ノ通り文部大臣井上毅君ガ非常ナ熱心ヲ以テ殆ド一身ヲ賭シテ設ケラレタ法律デアアル。サウシテ此法律ハ井上君ガ自身ニ筆ヲ執ツテ書カレタ法律デアアル。決シテ輕々ニ文字ヲ下サレテハ居ラナイ。アノ人ハ法律ノ制定ニ付テハ殆ド専門ト云フ位ノ人デ其人ガ工業農業ト書カレタノハ大イニ意味ノアルコトデアリマス。即チ此實業教育費國庫補助法ニ於テ日本ニ於テハ工業ヲ大イニ獎勵致サナケレバナラヌ。農業商業ト云フモノハ從來我國ニアルケレドモ新シイ工藝ト云フモノハ未ダ誠ニ少イ、殆ド無イト云フヤウナ有様デアルカラ、専ラ此ノ工業ヲ獎勵シタイト云フ考カラ實ハ工業ト云フコトヲ主ニシテ書カレタモノデゴザイマス。且ツ又歐羅巴各國ニ於テモ實業教育ト申セバ諸君モ御承知ノ通り主ニ工業ノコトヲ申スノデアリマス。サウ云フ譯デ……之ヲ改正スルノハ甚ダ遺憾ナコトデアリマス。

斯くて文字の修正案は廢棄されたのであるが、井上文相の意圖をよく窺へるものと思はれる。(當時の官報)

實業教育費國庫補助法實施の效果 「實業教育費國庫補助法」の成績は實に赫々たるものであつた。明治二十五年に

は中等實業學校は農業六、工業一、商業八を數ふるに過ぎなかつたが、此の法案實施の結果として工業學校は急激に増加した。即ち從來の工業講習所程度のものは此を機會に充實して工業學校になつた。組合立足利織染講習所は栃木縣工業學校に、京都染工講習所は京都市立染織學校に、神奈川縣八王子の組合立織物染色講習所は私立八王子織染學校になつたのを始め、富山縣立工藝學校、郡立南都留染織學校（山梨）等の工業中等學校の創設、常滑工業補習學校・大港工業補習學校の創設を始めとして、工業關係の諸學校が勃興して來た。（文部省、實業教育五十年史に據る）

井上文相の實施した「實業教育費國庫補助法」が事實に於て我國實業教育の發達に如何に貢獻するところあつたかは、左に掲ぐる本法實施より明治三十一年末に至る統計が雄辯に物語るであらう。（文部省、實業教育五十年史に據る）

| (年 次) | (徒弟學校) | | (實業補習學校) | | (技藝學校) | |
|--------|--------|------|----------|------|--------|-----|
| | (公立) | (私立) | (計) | (公立) | (私立) | (計) |
| 明治二十七年 | 一 | 二 | 三 | 一九 | 一九 | 二六 |
| 同 二十八年 | 五 | 四 | 九 | 五五 | 五五 | 三六 |
| 同 二十九年 | 一一 | 五 | 一六 | 九〇 | 三 | 九三 |
| 同 三〇年 | 一三 | 四 | 一七 | 一〇四 | 四 | 一〇八 |
| 同 三一年 | 一七 | 六 | 二三 | 一〇九 | 四 | 一一三 |

(註) 明治三十一年の文部省年報より轉載せしもの。技藝學校とは「農業工業商業に關する學術を授くる所にして云

「々」と記されてゐる。本表記載のものは現今の中等實業學校及簡易學校の如く程度の低きものも包含してゐる。更に明治三十二年十月文部省に於てなされた菊地文相の訓示に於ては、「國庫は斯の教育の爲に毎年資本貳拾五萬圓を支出し補助獎勵せる結果、工業に關しては、工業學校十二・徒弟學校二十一・補習學校十四に及び、目下設立中のもの數校あり」と説いてゐる。以て「實業教育費國庫補助法」の本邦工業教育に對する貢獻の大なりしを知ることが出來よう。

工業教員養成所の設立

工業教員養成所の設立　斯る工業教育機關の大擴充は必然に工業教員養成機關の設立を要求して來る。此より先手島校長は工業諸學校の擴充の必要並に工業教員養成機關設置の必要を井上文相に説いた。此に關する氏の言葉を次に引用する。

私は終始一貫して工業教育は必要である。今日の工業には智識ある技術者を用ひなければならぬと云ふことを唱へて居りましたが、如何んせん一學校長の唱へたことには耳を傾ける人が少かつた。所が幸なる哉、明治二十六年に於て子爵井上毅と云ふ人が文部大臣になつた。既に申しました如く、井上さんは誠に惘眼な人であつた。夙に工業教育の必要なることを感じて、職工の養成、職工と云ふよりも寧ろ低級の工業者が必要だと云ふことを感じて居られた人でありました。私は其時までは井上さんを深く知らなかつた。又文部大臣になられた時に、私は丁度亞米利加の市俄古博覽會の事務官としてあちらに行つて居りましたから、井上さんの警咳に接しなかつたのですけれども、私の不在中に文部大臣になられて、且つ唯今申しましたやうな主張を頻りにされたので、終に實業教育費國庫補助法と云ふやうなものを文部大臣から議會に提出するに至つたのでありま

す。……議會に於ては其法案が滿場一致で採決されたのであります。……

サアさうなつた時に工業教育に従事する教師が必要である。教師が無くてはなるまいといふので、明治二十七年六月に工業教員養成所といふものを工業學校に置かれた。これは私もその必要を申立てて置いたのであつて、……

(手島精一氏、回顧五十年)

又手島校長の進言に關して、井上文相の親友金子堅太郎伯爵(井上文相と共に憲法起草に與つた人、當時農商務次官)は次の如く述べてゐる。

所が手島君の工業學校、其の頃は洵に微々たるものでありまして其の後大分擴張されたが、其の頃に井上文部大臣が私は極く懇意でありましたが、一日「自分は文部大臣となつたに就いて、色々教育のことを計畫したいから意見を聴きたい」と云ふことで宅に來られた。段々話があつた時に「自分は今度實業の方のことをやりたいに就いて、工業學校長をしてゐる手島精一と云ふ人に遇つたが、其の人の考は洵に穩健で、實に私は實業教育の必要を其の人から聽いて、益々確信し、又其の必要を感じた。それで先づ第一に高等工業學校を中心にして、實業教育を大いにやらうと云ふ決心をしたが、お前の考へはどう云ふことであるか」と斯う云ふことを話された。「それは洵に良いことである」と言つて賛成したのであつた。其の時に手島君がどう云ふ献策をされたか知らぬが、自分が文部省在職中に實業教育をやりたいと云ふことを、手島精一君から聽いて大變感じたと云ふことを言はれた。それで私も手島君の實業教育に熱心だと云ふことを知りました。それから井上が豫算を組んで、工業學校も擴張する計畫を立てた。(金子堅太郎氏、克く天分を守る、工業生活、第二卷第一號、大正五年)

又井上文相自身も當校教官に對して次の書翰を示して工業教育に關する意見を求めた。之に對する答申は、當時の幹事小山健三氏並に助教授神作濱吉氏等が提出して居るやうであるが、如何なる内容であつたか不明であ



井上文相の書翰

る。孰れにしても工業教員養成の必要を説いたものと思はれる。

左ノ問題ニ付諸君各々所見ヲ示サレンコトヲ望ム

小學校令ニ掲ケタル所ノ徒弟學校及實業補習學校ノ設ヲ實施スルノ順序及方法ハ如何之ヲ實
施スル爲ニ何等ノ規定ヲ設クルノ必要アルヤ

實業學校ノ教員タル者ハ何等ノ資格アルヲ要スルヤ其教員ヲ養成スルノ方法如何

歐陸ニ於ケル下等實業學校ノ現況ニ就キ諸君ノ知ル所ヲ示サレヨ

井 上 毅

工業學校教授助教

各 員 諸 君

但答示ナキモ隨意

工業教員養成所の設置 斯くして井上氏は工業教員養成を當校に寄託するの案を決

し、明治二十六年十二月第一回の實業教育費國庫補助法案（工業教育補助中心のも

の）提出に際し、衆議院に於て議員鈴木萬次郎氏の工業教員を如何にして養成する

かの質問に對し、次の如く答辯してゐる。

文部省ノ考デハ御存ジノ通り東京工業學校ト云フモノガアリマスガ、彼ノ方デ

師範生徒ヲ拵ヘタイ、師範生徒科ヲ増シ加ヘマシテ師範生徒ヲ拵ヘタイ、ソレ

デ年々五十人位募ツテ拵ヘタイ。ソレト各府縣ノ師範學校、普通ノ師範學校ニデスナ、講習科ヲ置イテ：

授ケタイ：東京工業學校ニ師範生徒ヲ置クタメニ先ヅ一萬五千圓ノ半額ヲ費シ、ソレカラ各府縣ノ師範學校ニ：半額ヲ費サウト思ヒマス。丁度今此目論見ノ取調中デゴザイマス（帝國議會議事録、第五回）

調査の結果に依つて府縣師範學校講習科の件は斷念したらしく、専ら東京工業學校に寄託することに改め、明治二十七年の第六議會に於て第二回提出の「實業教育費國庫補助法」が通過するや、明治二十七年六月十四日文部省令第十二號を以て「工業教員養成規程」を公布し、徒弟學校及工業補習學校教員養成のために工業教員養成所を設け、之を當校校長の管理下に置いたのである。（因に第二回の實業教育費國庫補助法は工業中心ではなかつたが、教員養成は此の時は工業に關してのみ行はれた）。

工業教員養成規程

第一條 實業教育費國庫補助法第七條ニ基キ徒弟學校及工業補習學校教員ヲ養成スル爲ニ工業教員養成所ヲ置ク工業教員養成所ハ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第二條 工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科生徒ノ定員ハ百名トシ速成科生徒ノ定員ハ四十名トス

第三條 本所生徒ニハ學資ヲ補給ス

第四條 本科ノ修業年限ハ二箇年トス但學校長ノ意見ニ依リ仍一箇年間補習セシムルコトヲ得速成科ノ修業年限ハ一箇年トス

第五條 本科ニ入ルヘキ生徒ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ尋常中學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノタル

ハシ
入學生ノ一部ハ地方長官ヲシテ之ヲ薦擧セシメ他ノ一部ハ競争試験ニ依ル

速成科ニ入ルヘキ生徒ノ資格ハ文部大臣ノ許可ヲ經テ東京工業學校長之ヲ定ム

第六條 本科生徒ハ卒業ノ日ヨリ六箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス其ノ地方長官ノ薦擧ニ依ル者ハ地方長官ニ於テ指定スル學校教員ノ職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス

但薦擧シタル地方ニ於テ就職スヘキ學校ナキトキハ文部大臣ニ於テ指定スヘシ

第七條 速成科生徒ハ卒業ノ日ヨリ二箇年間文部大臣ノ指定スル學校教員ノ職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス

第八條 半途退學ノ者又ハ卒業後第六條及第七條ニ定ムル義務ヲ盡ササル者ハ補給シタル學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ハ學校

長ノ具申ニ依リ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 本規定ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

本規程に於て注目すべきことは、本規程が後の所謂甲種工業學校教員養成を目的としたものではなく、徒弟學校・工業補習學校教員を養成せんとしたものである。(甲種工業學校教員養成を添加したのは明治三十二年からである。後述四六八頁参照)。従つて本科の修業年限も最初は一應二箇年と定められ、但し學校長の意見に依つて猶一箇年補習せしめ得ることとしたのである。尤も最初の原案は本科の修業年限を三年とする案であつたらしいが、本規程公布實際に文部省參事官に修正されて二年(但し學校長の意見に依り仍一箇年補習せしむることが出来る)と改められたものらしい。手島家の書類に原案修正に關する次の書類が見出される。

明治廿七年六月六日

參事官 (寺田)(渡部)(牧瀬)

一、初等ノ工業教員ヲ養成スルカ爲メニハ東京工業學校ノ本科生ト同シク三箇年ノ修業年限ヲ要セサルヘシ且工業教員ヲ養成

スルハ今日ノ急務ニ屬スルヲ以テ學力ニ富ミ給料ノ高キ教員ヲ少ク養成スルヨリモ寧ロ程度ノ低キ教員ヲ多ク養成スルニ如カス是レ目下緊急ノ事業トシテ工業教育ヲ獎勵セラルル旨趣ニモ適合スヘシ依テ第四條本科ノ修業年限三箇年ヲ二箇年ト改メタシ

斯る理由に依り本科の修業年限を二箇年（但し學校長の意見に依つては一箇年補習せしめ得ること）にしたものらしいのである。

それはとにかくとして、此の「工業教員養成規程」は明治三十二年に「實業教員養成規程」と擴充されて今日に及んでゐるもので、實業師範教育令とも稱すべきものであるが、此の規程が工業教員養成を以て創められ、且又之を本學前身校に寄託されたことは本學史上のみならず實業教育史上特筆すべきことであらう。

手島校長は工業教員養成所長なる職を熱情を以て受けた。氏の言葉の中に次の一節がある。

其時の出來事です。工業教育資料と云ふやうなものを私が外國の本から翻譯し編纂もして、時々他に出張した時には此を以て工業教育の必要を唱へ、其印刷物を配布してその地方の有志家の參考にすると云ふやうなことを致しまして、それで吾々の精神が明かになつて來たものであります。さて何故に特に工業教育資料と云ふやうなものを東京工業學校が編纂したかと云ふと、工業學校には工業教員養成所と云ふものを明治二十九年（註、誤植ならん）に附設しました。これは工業教育には善良なる教員が無ければ到底其効果は擧げられぬと云ふので附設したのです。……さうして私は工業學校長の外、尙ほ工業教育上、工業師範學校長になつたやうな氣で、色々工業教育の必要なことを地方などに行つて鼓吹したのであります。（手島精一氏、回顧五十年）

第三項 本所創設當初の狀況

當初の本所規則

創設當初の工業教員養成所の目的は單に徒弟學校及工業補習學校教員の養成にあつて、今日の甲種工業學校教員養成を含まなかつた。その組織は本科と速成科に分れ、本科の修業年限は二箇年、速成科は一箇年であり、又本科の教科を分つて金工科・木工科・染織工科・窯業科・應用化學科の五科として、速成科の科目を金工・木工・染色・機織・陶器の五種とした。入學資格は本科と速成科に依りて異り、本科の入學資格は年齢十七歳以上の男子にして尋常中學校卒業程度であるのに反し、速成科の其は滿二十歳乃至三十歳の男子にして尋常小學校三年級卒業以上の學力あり志望工業に三箇年以上従事した者であつた。今最初の「工業教員養成所規則」を次に引用する。
(明治二十七年六月二十七日官報學事報告に據る)

工業教員養成所規則

第一條 本所ハ明治二十七年文部省令第十二號工業教員養成規定ニ依リ徒弟學校及工業補習學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本科ノ教科ヲ分テテ金工科、木工科、染織工科、窯業科、應用化學科ノ五科トス

速成科ノ科目ヲ分テテ金工、木工、染色、機織、陶器ノ五種トス

第四章 前身校の附設機關 (工業教員養成所)

第三條 本科及速成科ノ學科課程左ノ如シ

| 圖畫 用器在 畫畫 | | 機 械 製 圖 | | 木 工 用 材 料 | | 家 屋 構 造 | | 發 動 機 | | 電 氣 工 學 大 意 | | 應 用 重 學 | | 附 工 製 具 作 用 法 法 | | 重 學 | | 無 機 化 學 | | 物 理 學 | | 數 學 | | 課 目 | | 年 限 | |
|--------------------|---------------------------|------------------|----------|--------------------------------|----------|------------------|--------------------------|-------------|--|----------------------------|----------|------------------|--|--------------------------------------|---|--------|--|------------------|---|-----------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 時 每 間 週 | 第 一 學 期 | 時 每 間 週 | 第 二 學 期 |
| 一 三 五 (木) | 一 一 五 (金) | | 三 (木) | 二 (木) 工具使用 法接等 仕口手 | | | | | | | 二 (金) | | | | 二 | | | 四 | 四 | 代數、幾何 | 時 每 間 週 | 第 一 學 期 | 第 一 年 | | | | |
| 一 一 五 (木) | 一 一 五 (金) | | 三 (木) | 二 (木) | | | | | | | 二 (金) | | | 二 | 二 | | | 四 | 四 | 平面三角初步 曲線法大意 | 時 每 間 週 | 第 二 學 期 | 第 二 年 | | | | |
| 四 (木) | 一 九 五 (金) | | | 六 (木) 建築各部 構 | 四 (金) | 二 (金) | 三 (木) (金) (精造器) | | | | | | | | | | | | | | 時 每 間 週 | 第 一 學 期 | 第 二 年 | | | | |
| 四 (木) | 二 〇 五 (金) 計畫法 | | | 六 (木) 同 | 三 (金) | 二 (金) | 三 (金) | | | | | | | | | | | | | | 時 每 間 週 | 第 二 學 期 | 第 二 年 | | | | |

金工科木工科學科課程

| 製圖 意匠 | 實修 | 授業 法 | 每週時間 合計 | 第一學期 | | 第二學期 | |
|----------|------------------|---------|------------|------|-----------------|---------------|---------|
| | | | | 時間週 | 第一學期 | 時間週 | 第二學期 |
| | 一六(金)木工鑄造 板金工 | | 四一・五 | 一 | 一八(木)嵌工、物、彫小、木刻 | 一三(金)上鐵工、鑄木工仕 | 一〇・五(木) |
| | 一五・五(木)大工指物 | | 四一・五 | 一 | 一八(木)嵌工、物、彫小、木刻 | 一三(金)上鐵工、鑄木工仕 | 一三(木) |
| | 一三・五(水)同 | | 四一・五 | 一 | 一八(木)嵌工、物、彫小、木刻 | 一三(金)上鐵工、鑄木工仕 | 一三(木) |
| | 一六(金)木工鑄造 板金工 | | 四一・五 | 一 | 一八(木)嵌工、物、彫小、木刻 | 一三(金)上鐵工、鑄木工仕 | 一三(木) |

備考 一、表中(金)ハ金工科、(木)ハ木工科專修ノ者、特ニ課スル學科ヲ示ス

| 課目 | 年限 | 第一學期 | | 第二學期 | |
|---------|----|------|-----------------------|------|---------------------------|
| | | 時間週 | 第一學期 | 時間週 | 第二學期 |
| 數學 | 四 | 四 | 代 平 面 幾 何 | 四 | |
| 物理學 | 四 | 四 | | 四 | |
| 化學 | 五 | 五 | 無 機 化 學 | 三 | 有 機 化 學 (染、應) |
| 一般應用化學 | | | | | |
| 機械學 | | | | | |
| 染色法及配色法 | | | | | |

第四章 前身校の附設機關 (工業教員養成所)

備考 一、表中(染)ハ染織工科、(窯)ハ窯業科、(應)ハ應用化學專修ノモノヘ特ニ課スル學科ヲ示ス

| 課 目 | 年 限 | | 金 工 木 工 速 成 科 學 科 課 程 | | | |
|-------------|--|--------|-----------------------|------------------|---|------------------|
| | 時 間 週 | 一 金 | 年 工 | | 年 木 | |
| | | | 時 間 週 | 第 二 學 期 | 時 間 週 | 第 一 學 期 |
| 算 術 | 四 | | | | 四 | |
| 理 科 | 三 | | | | 三 | |
| 工 具 製 作 法 | 二 | | | | | |
| 機 械 大 意 圖 | | | 四 | | | |
| 機 械 製 圖 | | | 一 九 | | | |
| 規 矩 / 法 | | | | | 四 ・ 五 | |
| 木 工 用 材 料 | | | | | 四 ・ 五 | |
| 圖 畫 | 二 八 | | 一 二 | | 一 二 ・ 五 | |
| 實 修 | 四 ・ 五 | | 四 ・ 五 | | 一 三 木 工 小 細 工 | |
| 每 週 時 間 合 計 | 四 一 ・ 五 | | 四 一 ・ 五 | | 四 一 ・ 五 | |
| 備 考 | 本課程中學校若クハ實修中優等ナルモノ其科目ヲ省キ他ノ必要ナル科目ヲ課スルモノトス | | | | | |
| | | | | | 一 七 木 工 小 細 工 彫 刻 嵌 木 | |

第四章 前身校の附設機關 (工業教員養成所)

| 備考 | 科目 | 年 | | 年 | | 年 | | 年 | |
|--|---------|------|---|------|---|------|---|------|---|
| | | 限 | | 限 | | 限 | | 限 | |
| | | 時 | 間 | 時 | 間 | 時 | 間 | 時 | 間 |
| 備考 本課程中學校若クハ實修中優等ナルモノハ其科目ヲ省キ他ノ必要ナル科目ヲ課スルモノトス | 算術 | 四 | 週 | 四 | 週 | 四 | 週 | 四 | 週 |
| | 理科 | 三 | 週 | | | 三 | 週 | | |
| | 染色法大意 | 二 | 週 | | | | | | |
| | 機械法大意 | | | | | 二 | 週 | | |
| | 陶器製造法大意 | | | | | | | 二 | 週 |
| | 圖畫自在器畫 | 七 | 週 | 七 | 週 | 一四 | 週 | 一四 | 週 |
| | 實修 | 二五・五 | 週 | 三二・五 | 週 | 二八・五 | 週 | 二五・五 | 週 |
| | 每週時間合計 | 四一・五 | 週 | 四一・五 | 週 | 四一・五 | 週 | 四一・五 | 週 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

第四條 本科生徒ニシテ地方長官ノ薦擧スヘキモノ及競争試験ニ依リテ入學セントスルモノハ明治二十七年文部省令第十二號

第五條ニ規定シタル資格ニ依リ更ニ左ノ要件ヲ要ス

一、品行端正ナル者

一、身體強健ナル者

第五條 本科生徒ニシテ地方長官ノ薦擧スヘキモノ竝ニ競争試験ニ依リ入學セシムヘキモノ及第二條第一項ニ掲クル各教科ニ

對スル人員配當ハ募集ノ際學校長ニ於テ之ヲ定ム

第六條 薦擧生募集人員ニ超過スルトキハ學校長ニ於テ之ヲ選拔ス

第七條 本科ノ新募集生徒ハ初メ三箇月以内假ニ入學セシメ其資性品行ヲ審察シ適當ト認ムルモノニ限り本入學ヲ許スヘシ但假入學ノ生徒ニハ學資ヲ補給セス

第八條 速成科ニ入ルヘキ生徒ハ左ノ各號ニ適合シ第二條第二項ニ掲クル志望ノ工業ニ三箇年以上從事シタルモノタルヘシ

一、年齢滿二十年以上滿三十年以下ノ男子ニシテ徵兵現役ノ義務ナキモノニ限ル

一、品行端正身體強健ノ者

一、尋常小學三年級卒業以上ノ讀書算ヲ爲シ得ル者

第九條 速成科ニ入ルヘキ生徒ハ地方長官ノ薦擧シタルモノニ就キ學校長之ヲ選拔ス

第十條 第二條第二項ニ掲クル科目ニ對スル人員ノ配當ハ募集ノ際學校長ニ於テ之ヲ定ム

第十一條 本所ハ入學試驗料及授業料ヲ徵收セス

第十二條 速成科生徒ハ制服制帽ヲ着用スルヲ要セス

第十三條 生徒ハ入學ノ際左ノ誓書ヲ差出スヘシ（書式省略）

第十四條 東京工業學校規則ノ條項ニシテ本則ノ規定ニ抵觸セサルモノハ總テ之ヲ適用ス

當初の生徒・授業

次に明治二十七年當初の生徒數を擧げると次の通り。（明治二十七年乃至二十八年の「東京工業學校一覽」に

據る)

| (本科) | (生徒數) | (速成科) | (生徒數) |
|-------|-------|-------|-------|
| 金工科 | 一一 | 金工 | 九 |
| 木工科 | 一四 | 木工 | 七 |
| 染織工科 | 三 | 染色 | 二 |
| 窯業科 | 四 | 機織 | 二 |
| 應用化學科 | 四 | 陶器 | 三 |
| 計 | 三六 | 計 | 二三 |

而して本科の生徒の大部分は師範學校卒業生であつた。例へば杉田稔氏は次の如く述べてゐる。

其大部分は師範學校卒業者に入學を許可せるを以て、卒業者は専門に關しては本校卒業者と同一の技能を有するが上に教授法に就ても十分なる素養を具備することなれり。(杉田稔氏、手島先生と工業教員養成)

其授業の實際は東京工業學校生に課したものの内必要なものを同時に授業した。「東京高等工業學校二十五年史」には次のやうに記述されてゐる。

- 一、其授業は同校(東京高工)教官之を擔當し教室、實修工場、器具、機械及標本等に至るまで悉く共用……
- 一、建築科は明治二十七年六月本所創設の際木工科の名稱を以て設置せられ所屬學校内なる舊米廩の石造倉庫を改修して其實修工場に充てたり

教官は東京工業學校の教官が當つてゐたが、木工科は工業學校に當時未だ建築科が無かつたので、外部に委囑

した。

教 育 精 神

當養成所の（以下本所と稱す）の教育精神は東京工業學校の其と同じく、手島校長の工業興國に存することは次掲の卒業式に於る同校長の演説に於ても窺はれる通りである。かるが故に單なる技術教育に偏らずして徳義の教育を基調とした。本所の教育精神を端的に示すものは、當時の「東京工業學校工業教員養成所一覽」〔明治三十一年〕の中の次の一節である。

本所生徒一般ニ特ニ必要ナル資格ハ徳義ノ高尚ナルト身體ノ强健ナルトニアリ今ヤ我國工業ハ小規模ヨリ大規模ニ變遷スルノ前途ニアルヲ以テ從來行ハル職工養成法タル年期徒弟ハ漸ク衰ヘ工場幼工之ニ代ルノ時代トナルヲ以テ職工タラント欲スルモノ低度工業學校ニ入學スル多キハ自然ノ情勢ナリトス而シテ職工ノ増加スルト共ニ其風紀ノ如キ世ノ指揮ヲ受クルモノ多キニ至ルハ免レサルノ數ナルヲ以テ實踐躬行好模範ヲ布クハ實ニ是等學校教員ノ責務ナルニ依リ徳義ノ高尚ナルハ其職務ニ缺ク可ラサル要件ナリトス又職工ニハ專心業ニ服スルノ良習慣ヲ涵養スルハ特ニ必要ノ事ナレトモ若シ教員ノ身體ニシテ虛弱ナランカ率先事ニ從フ能ハサルヲ以テ終ニ此習慣ヲ馴致スル能ハサルナリ故ニ身體ノ强健ハ亦其職務ニ對スル必要ナル資格ノ一トシテ算スヘキナリ

興國・徳義・率先垂範・身體等、師道の奥義を示して餘す所無しと言ふことができよう。

當時の實況

次に當時の實況に就て書き添へ度い。當時の狀況に關して工業教員養成所創設當時農商務省技師で當校教授を兼ねてゐた山口貴雄氏は次の記述をなしてゐる。

本科生は……目的が工業教員の養成にあつた爲か、斷然師範系出身の小學校教員資格者が多數を占めた。年齢も工業學校生徒に比較して年長者が多く、妻帶者も少くなかつた。

速成科……は職工中の品行方正技術優秀の者を選抜優秀の者を選抜入學せしめ、科學的教授法により技術の習得を行ひ、以て技術上の教員にしようと言ふのが狙ひ所であつた。されど此の科に入學する人達は單に讀書算術が出来る程度で基礎的履修學問が無かつた爲め、甚だ實際の教授上に骨が折れたさうである……

元來、手島氏の教授方針は「何事も科學的に」といふのが第一義であつて……舊來の「習ふ慣れる」の無秩序な職人養成方針を排撃した極めて組織的なものであつた。先づ教科細目を創案し、次いで實修教科書（金工科、木工科、製圖科）の編纂に取りかかつた。編纂委員として選ばれた人達は、木戸助教、杉本助教、竹下講師、一戸助教等で、着手後幾許もなく杉本氏が新設の福岡工業學校に校長として赴任し（明治廿九年三月）、竹下氏が大阪高工に轉じたので（明治廿九年九月設立）、實際上の仕事は結局残つた木戸傳氏が金工科を、一戸清方氏が木工科を擔當し、約一ヶ年の日子を費し、苦心を重ね、卅二年文部省より始めて刊行された。内容大綱は東京工業學校の工場をやつてゐたものを標準として、特に工業實習に重きを置く手島校長の意を體し編纂に注意を拂はれたるもので、當時としては斯界に於る唯一の實習指導用教科書であつた……

入學資格程度は師範學校或は中學校卒業者であつたが、地方長官校長等の推薦で選抜入學したのであつて、大部分が師範卒業者だと言つても間違ひは無からう。入學する方でも色々の抱負の持主が雜然としてゐた。即ち新興學問として身につけ將來

に備へようとする者、理屈はとにかくとして現在の資格内容をもつと向上充實せしめて見たい者、或は入り易いからとかで、現在のやうなはつきりとした認識なり目安を持つてゐるやうな者は無かつた譯だ。(編輯者註、此の點は前掲井上文相の實業教育奨勵、次掲の秋保安治氏の述懐より見ると、異見を挿む余地があるやうである)

年齢なども學校卒業後、數年間先生をやつてゐた者がざらにあり、妻帯者も相當あつたし、本校生との間には相當の開きがあり、教へる教職員の方でもさう簡單に御し難かつたので、幾分繼つ子扱ひの翻があり、一方憎まれつ子世にはびこるの有様で當の手島氏としても全く痛しかゆしの態であつたらう。(工業大學藏前新聞、二五七號)

又本養成所第一回卒業生秋保安治氏は當時の狀況に關して次の如く述べてゐる。

私は師範學校を出ましてから、當時實業教育の奨勵といふことが喧しく、藏前に工業教員養成所が出来又養成所には補助金の制度があるといふやうな譯から、藏前に併設された養成所に第一回の入學生として入つたのです。

教員養成所としては第一期のものでありまして、入學した當時はまだよく設備も出来てゐなかつたのです。それでも應用化學とか機械の方は本科の設備が流用出来るし、先生の方も本科と變りないので都合よかつたやうでしたが、私の方は木工科といふので今の建築科ですが、藏前にもこの方は畑違ひで、講義の方は勿論實習工場もない。全く俄か作りですから總てが整つてゐなかつたのです。此處にゐられる皆さんは御記憶のことと思ひますが、あの三四十間もある土藏がその實習工場に當てられたのです。

それから教員はと云ひますと、今記憶にありませぬが餘り大した先生方ではなく大工さんなどが木工科の先生として入つてゐた位です。そして工場は米倉であつたので米の虫がまだ澤山にゐるといふやうな譯で、實習場らしい気分は少しもなかつた位です。

それでは養成所に入つて來たものはどういふ状態かといひますと、第一期生としては私が二十二で一番若く、それより二十

三、二十五、二十八といふやうなから、三十といふ人もゐた位です。さういふ年を経つた連中と一諸に十二人ばかりで飽や鑿があるので大工の眞似などをしてゐるやうなものでした。講義となつても大工さんが教壇に立つたやうなものですから、何となく馬鹿氣切つてゐるので、生徒はどうしても眞面目になれなかつたのです。實際に、應用化學や、機械の方には阪田先生などのやうに人力車に乗つて外國の雜誌か何かを見ながらやつて來るやうな先生もあるといふ風ですが、木工の方には先生らしい先生はゐないといふ不平が自然に生徒の間に起きて來るやうになつたのも無理はなかつたと思ふのです。そこに手島先生が校長としてをられたのですから、我々も随分と手島校長に御迷惑をかけたやうな譯です。(工業大學藏前新聞、昭和九年十月十八日)

速成科第一回卒業式

斯くて養成所創設後最初の一箇年が過ぎて明治二十八年七月六日には東京工業學校生徒と共に工業教員養成所速成科生徒の卒業式が舉行せられた。第一回速成科卒業生の人數は金工速成科四名、木工速成科六名、染色速成科二名、機織速成科二名、陶器速成科二名であつた。(其年、手工教員養成施設たる機械科特別生の卒業者數は五名である)。當日は午前十時半に開式せられ、卒業證書授與、手島校長・牧野文部次官・渡邊洪基商議委員の演説があつたが、其内手島校長の演説中機械科特別生及養成所速成科生に對する演説を次に引用する。(明治二十八年文部省學事報告及び明治二十八年十二月「化學工藝會誌」第四號に據る)

是ヨリ卒業生諸子ニ一言センニ諸子ハ本校ニ入學以來能ク學業ヲ修メ工場ニ於テ亦能ク實業ニ從ヒ其成績佳良ナルニ依リ今
日卒業證書ノ授與ヲ受クルニ至レリ諸子ハ今ヨリ出テテ身ヲ工業界ニ委シ又機械工藝部特別生ハ教職ニ従事スルモノニシテ既

ニ就業ノ約成レルモノ少カラス余ハ諸子カ卒業後ニ於ル心得方ニ就キテハ毎ニ諸子ニ述フル所アリシヲ以テ今茲ニ詳言スルヲ
須ヒスト雖モ今諸子カ本校ヲ卒業シ各々其學ヲ所ヲ以テ事ニ工業界ニ從ハントスルニ臨ミ一言諸子ニ告グルハ敢テ無用ニアラ
サルヘシ諸子ハ我邦ノ工業ハ自家的工業ト工場組織ノ工業ト並行セラレ又我國固有ノ工業ト海外輸入ノ工業トノ兩種行ハルル
ト共ニ工業家中或ハ學理ニ拘泥シ其活用ヲ闕クモノナキニアラス或ハ全ク之ヲ疎外スルモノアル等ノ如ク目下尙ホ變遷ノ時機
ニ屬スルコトヲ忘ルヘカラス此間ニ處スル諸子ハ特ニ誠意誠心業ヲ執リ清麗潔白事ヲ處シ以テ此機會ヲ愆ラス能ク我邦ニ適切
ナル工業ノ基礎ヲ組成スルハ實ニ諸子ノ任務タルヘシ又夫ノ海外輸出品ノ如キ粗製ニ陥リタルノ故ヲ以テ其販路ヲ阻絶セラ
レタルノ事例少カラス而シテ或ハ其實ヲ商業家ニ歸シ或ハ之ヲ工業家ニ歸スルト雖モ共ニ是レ分擔スヘキノ責タルヲ免レス願
フニ海外貿易ハ實ニ國家經濟ノ銷長スル所而シテ工業ノ製品ニシテ其信用ヲ博スルト否トニ關シテハ諸子ノ力及ハサル所ニア
ラサルヲ以テ此等ノ事諸子洪シテ忽諸ニ付スルコト勿レ又機械工藝部特別生ハ地方師範學校卒業生ニシテ更ニ本校ニ入學シタ
ルモノナレハ兒童教育上ニ有シタル學識ニ加フルニ更ニ本校ノ教育ヲ受ケタルモノナルヲ以テ其資格ノ完全ナルハ言ヲ俟タス
、今ヤ工業教育ノ世ニ歡迎セララルルニ際シ諸子ノ教職ニ從フヤ益々斯教育ノ振興ニ力ヲ竭スヘキハ諸子ノ責務ナルヘシ諸子夫レ
之ヲ施メヨ

又更ニ工業教員養成所速成科卒業生ニ一言センニ低度工業學校各地方ニ設置セラレントスルニ際シ其教員ノ養成亦目下ノ急
務ナルヲ以テ我政府ハ客年本所ヲ新設シ當校ノ管理ニ歸セシメラレタル以來生徒ヲ募集シ諸子ノ如ク實業ニ從事シタル者ヲ
教育シ僅ニ一箇年ヲ以テ卒業セシメントスルハ頗ル至難ノ事タリト雖モ教官ノ勤勞ト諸子ノ勉勵トニ依リ今ヤ規定ノ課業ヲ終
了スルニ至レリ諸子ハ固ト實業ノ技術アリト雖モ之ニ關スル學理ノ教育ヲ受ケタルハ實ニ今回ヲ以テ始トスヘシ抑々學理ノ實
業ニ必要ナルハ勿論ナリト雖モ元來學理ハ技術ト相須ケテ始テ工業ノ進歩ヲ爲スヘキモノナレハ諸子ノ他日地方ノ徒弟學校若
クハ實業補習學校ノ教員タルニ當リテ愈々技術ヲ練磨シ兼テ學理ノ應用ヲ忘ルルコトナカラントヲ望ム又特ニ諸子ニ望ム所

ノモノハ諸子ハ他日職工タルヘキ兒童ノ教員タルヘキモノナレハ諸子ノ品行ノ良否ハ直接工業界中多數ヲ占ムル所ノ職工ニ影響ヲ及スモノナレハ諸子大ニ猛省スル所アレ

本科年限延長

明治二十九年六月四日本科生の卒業間際に「工業教員養成所規程」は次の如く改正されて、本科速成科とも修業年限を一年延長された。(當時の官報、學事報告)

第二條ノ次ヘ左ノ一條ヲ追加シ以下順次繰下ク

第三條本科生徒ノ修業年限ハ三箇年トシ速成科生徒ノ修業年限ハ二箇年以内トス

之より先明治二十七年「工業教員養成所規程」の原案は、前述の如く、修業年限が三年となつてゐたものを、文部省參事官より二年に修正せられ、「但シ學校長ノ意見ニ依リ仍一箇年補習セシムルコトヲ得」ることにした。従つて修業年限延長のことは前以て生徒に覺悟を要望されてゐたものらしい。例へば、當時の當校一覽(自明治二十七年至二十八年)に於ては、「本科生徒ノ修業年限ハ二ヶ年ナレトモ學校長ノ意見ニ依リ一ヶ年補習セシムルコトヲ得ルモノニシテ或ル場合ニ於テハ補習ノ必要ナキニ非サルヲ以テ生徒タルヘキモノハ當初ヨリ三ヶ年間在學の覺悟アルヲ要ス」と明示されてゐたものが、明治二十九年卒業間際に愈々實現したのである。但し此の年限延長の實施は當時の在學生の一部には、或る動搖を與へたらしく、本科第一回の卒業生秋保安治氏は次の記述をしてゐる。

所が、卒業年限が、卒業する半年前になつて、急に、三年になるといふことになつたので、二年のものを三年にするなど怪しからぬといふので又騒ぎ出したものです。それでも應用化學や機械の方は大體に満足してゐたやうでしたが、木工の方は不平の上にも不平が重なるので、承知せず、學校に談判すると、それでは夏休みも何もなしで勉強すれば二年でもよいといふことで、半數位は三年で我慢したものがありませんでしたが、半數位は夏休み冬休み全廢で勉強して二年で卒業出来ることになりました。(工業大學藏前新聞、第二四一號、昭和九年十月十一日)

斯くて本科第一回の入學者は卒業に際しては、なほ一年續ける者と直に卒業する者との二組に分れて卒業したのである。(後述四六三頁參照)

本科第一回卒業式

本科第一回(二年卒業組)の卒業式は明治二十九年七月八日に東京工業學校卒業式と同時にに行はれた。當日の模様に関して當時の官報學事欄は次の如く報じてゐる。

東京工業學校ニ於テ昨八日第十一回卒業證書授與式ヲ舉行セリ其次第ハ當日午前十時三十分招待諸賓並ニ職員卒業生一同式場ニ著席學校長手島精一本校各科卒業生並ニ工業教員養成所本科速成科卒業生ニ卒業證書ヲ授與シ了テ來學年ノ特待生ヲ報道シ尋テ演述ヲ爲シ次ニ本校卒業生總代田中半治、工業教員養成所卒業生總代牧野啓吾答辭ヲ朗讀シ次ニ牧野文部次官、本校商議委員森村市左衛門ノ演述アリ正午十二時式全ク畢レリ

當日の手島校長の訓辭の内養成所に關した部分及び其に對する卒業生總代の答辭を引用する。

手島校長訓辭

第四章 前身校の附設機關 (工業教員養成所)

本所ハ一昨二十七年以降徒弟學校及工業補習學校ノ教員ヲ養成センカタメ工業教員養成所ナルモノヲ管理シ特ニ其生徒ヲ募集シテ之ヲ養成シ速成科生ハ昨年ヲ以テ第一回卒業生ヲ出シ本科生ハ本年ヲ以テ第一回トス而シテ地方ニ於テ新設ニ係ル低度工業學校ハ染織ニ關スルモノ多數ニシテ之ニ次クモノハ陶磁ナルヲ以テ是等ヲ學修シタル卒業生ノ需要ハ最モ急ナルニ反シ金工木工ノ學校ニ至リテハ寥寥見ルヘキモノ少シ今ヤ我邦工業ノ組織ハ漸ク將ニ革新セントシ毎戶製造組織ハ工場組織ニ化セントスルモノ多カラストセス就中製鐵業ノ如キハ其魁タルモノタラン隨テ其業ニ於ケル親方ト年期徒弟トノ關係モ衰廢ニ歸セントスルノ日モ遠キニアラサルヘシ是ニ於テカ徒弟學校ノ如キハ年期徒弟ヲ彌縫スルノ一法タルヘキヲ以テ製鐵業ニ關スルモノハ勿論木工業者モ亦理科圖書等ヲ知得シタル職工ヲ要スルハ製鐵業ニ於ケルト同一ナルヲ以テ都會ノ地方ニハ陸續是等低度工業學校ヲ設置シ以テ職工ヲ養成スルハ我邦工業ノ現勢ニ徴シ最モ急務ナルモノト謂フヘシ況ヤ木工金工ノ職工ハ全國職工中最多數ヲ占メ自今以後益々良工ヲ要スルニ於テテヤヤ(中略)更ニ工業教員養成所卒業生諸子ニ一言センニ諸子モ亦勉學ノ功空カラス茲ニ本日卒業證書ヲ受クルニ至レリ抑々國家カ諸子ヲ養成スル所以ノモノハ政府カ實業教育ヲ獎勵セラルルト同時ニ工業教員ノ缺乏ナカラシメントスルノ主旨タルハ諸子カ既ニ知ル所ナリ今ヤ諸子ハ出テテ低度工業學校ノ教員タラントスル者ニシテ實ニ諸子ハ我將來ノ工業兵ノ指揮者タルニ異ナラス蓋シ諸子カ養成セントスルモノハ主トシテ職工ニシテ即チ工業軍ノ兵卒タルモノナリ工業兵ニシテ訓練宜シキヲ得サルカ若クハ之ヲ缺クトキハ將來我工業ノ上進ハ得テ望ムヘカラス諸子ハ實ニ此要路ニ當ルモノニシテ諸子ハ責任決シテ輕カラサルヲ知ル而シテ本所ノ諸子ヲ養成シタルモ本校ニ於ケルカ如ク工業ニ共通セラルヘキ原則ヲ授ケタルニ過キサレハ實地ノ鍛鍊ニ至リテハ諸子尙自ら修メサルヲ得サルモノ少カラス殊ニ諸子ノ職ヲ執ルヘキ學校所在地方ノ特種工業ニ至リテハ最モ然リトス且ツ夫レ諸子ハ自身教員ト爲リテ幾多ノ生徒ニ學業ヲ授クルニ止ラス德義ハ以テ生徒ノ模範タラサルヘカラス今ヤ工業ノ進歩ト共ニ職工ノ數モ増加スルニ從ヒ德義心ノ高カラサルモノ少カラス自今以後此弊風ヲ矯正スルニアラサレハ假令技術上ニ於テ上進スルモ我工業ノ聲價ハ忽チ地ニ墜チン故ニ諸子ハ生徒ノ德性ヲ涵養シ以

テ將來ノ職工タル者ノ技術操行共ニ優等ナル者ヲ養成スルノ責任アリト覺悟セサルヘカラサルナリ

工業教員養成所卒業生總代牧野啓吾答辭

維時明治二十九年七月八日本所第二回卒業證書授與式ヲ舉行セラレ校長閣下ヨリ懇切ナル告辭ヲ賜ル生等ノ光榮何ヲ以テ之レニ加ヘン願レハ生等初テ笈ヲ負ヒ瓦礫ヲ懷ニシテ東都ニ來リシヨリ星霜ヲ經ルコト二年月ヲ閱スルコト二十有三歲月甚タ長カラスト雖モ今ヤ金玉ヲ抱キテ各地ニ向ハントス是レ偏ニ校長閣下及教官諸先生ノ嚴正懇篤ナル教養薰陶ノ結果ナラサルハナシ生等一同深ク肝膽ニ銘シテ忘レサル所感謝意ニ餘リ言罄シ難シ抑々工業教育ノ事タル朝野ニ定論アリ何ノ歎々ヲ俟タン生等將ニ出テテ之カ雙葉培養ノ任ニ當ラントスルハ創業ニ守成ニ其責ヤ甚タ重ク其任ヤ至テ大ナリ唯其レ堪ヘサランコトヲ恐ル願ハクハ奮勵怠ラス以テ山海ノ恩ニ報センコトヲ期ス謹テ奉答ス

卒業生の狀況

明治二十八年の速成科第一回卒業生、明治二十九年の本科第一回卒業生の就職狀況を示すと次記の通りである。(明治二十九年當校一覽に據る)

卒業生の就職狀況

明治廿八年七月卒業(速成科ノミ)

金工速成科

| | | | |
|------------|------|-----------|-------|
| 日本郵船會社 | 齋藤勇吉 | 自營 | 片岡光馬 |
| 陸軍省目黒火藥製造所 | 野口大吉 | 工業教員養成所 | 青山治三郎 |
| | | 木工速成科 | |
| | | 水産博覽會 | 榎本惣太郎 |
| | | 宮崎縣尋常師範學校 | 西山半助 |

| | | | |
|-----------------------|--------|--------------|-------|
| 石川縣松任尋常小學校 | 市井俊孝 | 秋田縣公立工業徒弟學校 | 小笠誠之助 |
| 秋田縣尋常師範學校 | 東山多三郎 | 北海道製麻會社 | 大山圭三郎 |
| 臨時陸軍建築部 | 入江善太郎 | 木工科 | |
| 京都府宮内省主殿寮 | 橋本駒吉 | 右川縣山中漆器徒弟學校 | 牧野啓吾 |
| 染色速成科 | | 宮城縣仙臺市工業徒弟學校 | 秋保安治 |
| 自營 | 小板橋和三郎 | 大分縣尋常師範學校 | 長尾薰 |
| 東京工業學校 | 白戸半平 | 三重縣大湊工業補習學校 | 高北良一 |
| 機織速成科 | | 熊本縣尋常師範學校 | 松本禹象 |
| 京都染織學校 | 坂本菊吉 | 大藏省主稅局 | 中村速一 |
| 鶴岡染織學校 | 出口時之輔 | 臨時陸軍建築部 | 玉井隆五郎 |
| 陶器速成科 | | 山形縣第二課 | 高井利五郎 |
| 自營 | 今井八重助 | 秋田縣尋常師範學校 | 阪本熊藏 |
| 未定 | 渡邊伊太郎 | 臨時陸軍建築部 | 井上善次郎 |
| 明治廿九年七月卒業(本科二箇年在學ノモノ) | | 臨時陸軍建築部 | 坪井安治郎 |
| 金工科 | | 染織工科 | |
| 岡山鐵工會社 | 重成壽太郎 | 岡山縣兒島實業補習學校 | 津下深 |
| 千葉縣尋常師範學校 | 矢口玉五郎 | 應用化學科 | |
| 東京工業學校 | 虫本喜和太 | 長野縣小縣蠶業學校 | 毛呂圓策 |

岐阜縣多治見工業補習學校

橋本字三郎

德島縣尋常中學校

住友兼吉

宮崎縣日向國日平銅山

新井教太郎

速成科は第二回卒業生に付き省略

外に第一回入學者にして三箇年在學の者は明治三十年七月に卒業してゐるが、其の就職生は次の通り。(當校一覽
明治三十二——三十三年に據る)

金 工 科

染 色 科

福岡縣工業學校

大橋浩

石川縣工業學校

土屋龜壽

工業教員養成所

岡田具

窯業科

岩手縣實業學校

柴友吉

岐阜縣陶器講習所

熊澤治郎吉

廣島縣職工學校

高田申丸

常滑工業補習學校

横井惣太郎

木 工 科

福岡縣工業學校

島邦生

京都市陶器試驗所

森勇三郎

卒業生の就職狀況に關し最初は「此の養成所を卒業した所で未だ全國で既設されてゐる工業學校は寥々たる有
様で卒業後の確定的就職に關しては甚だ頼り無いものであつた」と豫想されたが(前掲工業大學藏前新聞、第二
五七號)、當時工業界の好景氣に依る工業學校生徒の工業界進出と「實業教育費國庫補助法」の影響に依る新設
學校の續出とに依つて工業教員養成所卒業生は大體前述の如く學校へ赴任した。當時「實業教育費國庫補助法」
に依る新設工業學校に於て如何に教員が要望されたか、それに應じて本養成所又は當校の卒業生が如何に貢獻し
たか等を示唆する一例として、明治二十九年十月の「化學工藝會誌」に掲載された次の一文を引用しよう。

紹 介

染織學校訓導の任用あり、某縣に國庫の補助によりて新設したる染織學校あり校長は既に本校卒業生赴任したり而して目下機織擔當の訓導一名人撰中なり俸給は一ヶ月三十圓までなりといふ、若しや染織科卒業生にして御希望の方ならば東京化學工業會幹事山口務宛にて一寸御内報下されし(大至急用)

そして前述の如く、本所生徒は「其大部分は師範學校卒業者に入學を許可せるを以て、卒業者は専門に關しては本校卒業者と同一の技能を有するが上に教授法に就ても十分なる素養を具備」してゐたから、工業教員として甚だ好適してゐた。(杉田稔氏、手島先生と工業教員養成、工業生活、第二卷第一號、大正五年)

但し當時地方の工業學校等は規模甚だ小さく、校長教師を合して二、三名のものも相當にあつたらしい。前掲山口貴雄氏は次のやうに述べてゐる。

學校と申せば如何にも麗々しいが、校長及び教師を合して二、三名程度のものも相當にあり、現在東京科學博物館長秋保氏が新校長として颯爽として就任した仙臺市徒弟實業學校は同氏の外に教師一人、合せてたつた二人の閑散たる學校世帯で、校長から小使まで何事も兼任で、如何さま學校經營の實學を懇ろに實踐これ努めたものである。時たま見學に生徒を引具して街路でも通行すれば、やれ大工の生徒が通ると言つては女子供から冷やかされたたりして、校長と雖も頗るかたなし、郷里ながらうんざりさせられる事が多かつた。(前掲工業大學藏前新聞、第二五七號)

當初の卒業生も其後の卒業生と同様に物質的計算を度外視して他日の日本工業確立の踏石たらんとして努力した。當時は明治二十七八年戰役の影響を受けて企業が勃興した時である。山口貴雄氏も述べてゐるやうに、當時「我が國の工業は小規模から大規模に變遷、……日清戰役直後二十八、九年頃企業熱の勃興は盛なるものであつ

て、三十年三十一年に稍々反動を見たが、三十二年には景氣を盛返し、明治三十五年の本邦會社數八千六百十二の内、七千二百十七、約八割四分が明治二十七年以降の設立にかゝるものであるから、その景氣の上昇も推して容易に想像される」のである（前掲藏前新聞、第二五七號）。従つて工業關係の學校卒業生の需要は壓倒的であつた。明治二十九年の卒業式に於て手島校長は「今回ノ者モ卒業前既ニ就職ノ豫約成リテ今日以後直チニ出テテ實業界、官廳ノ工場、實業學校等ニ於テ職ヲ執ラントスル者ナリ加之ナラス輒近本校卒業生ノ需要ハ頓ニ増加シテ本校ニ照會シ來レル世間ノ需要ヲ供給シ得サルモノ少クモ二三下ララス」註・此の時の卒業生は工業學校卒業生四十九名、工業教員養成所卒業生三十五名、合計八十四名であつた」と述べてゐるが、斯る好景氣時代に於て他日の日本工業繁榮の礎石たるべく敢然として物質的待遇の少い工業學校教諭徒弟學校訓導、工業補習學校訓導として赴任した本所卒業生の功業は極めて尊敬に價するものと言はねばならない。

工業教育研究

卒業生達は一面工業教育の實踐に精進すると同時に、工業教育の研究に邁進した。「藏前工業會誌」昭和九年三月號には明治二十九年頃の工業教育研究狀況に關して次の記事を掲載してゐる。（筆者は明治三十二年養成所建築科卒業生橋本竹之助氏）

朝顔雜誌

明治二十九年頃、工業教員養成所出身者及び在學生の間に、工業教育研究會なるものが組織せられ、機關雜誌として、工業

教育研究會報告と題する會誌さへ發行された。

始めは矢口玉五郎君が編輯其他を殆んど一人で世話されたが、岩手縣へ轉任後、故牧野啓吾君其後を繼ぎ、同君英國留學後遂に小生に御鉢が廻つて來た。當時吾輩は毎週二十四時間(後には夜間を加へて三十時間を突破)の授業を受持つて居たので時間に餘裕なく、且つ原稿も金も集りが悪く、ろくな編輯も出來ず、頗る不體裁のものであつた。

雜誌發行上、原稿と金の集らぬ程つらいことはない。薄給の自腹を切つて、印刷屋の借金を濟したことも二度や三度で無く、どうしても都合のつかぬ時は、各科の主任教授先生に奉加帳を持ち廻つた耻しい思ひ出もある。

併し手島先生の溫情に依つて屢々難關を切り抜けたことでは今でも有り難く思ふ。

或る日先生から、君等の雜誌は毎回表紙や大きさの變るのは面白くないね、あの東洋學藝會雜誌のやうに、たとひ簡素でも永續のものにした方がよくはないか。何だか固定性がないやうに見えるが、朝顔雜誌に成り了るのでは無いか、と言はれた。自分は唯だ頭を掻いて引下り、別に釋明もしなかつたが、經濟上の苦しみから——二度と引受ける印刷屋がないからと言つた方が實際的——芝邊の小路まで安い印刷屋を探し廻る話をしたならば、定めし御笑ひになつたことであらう。

小生神戸へ轉任後は、故河津君その後を襲がれたが、何時の間にか先生豫言の如く、東洋唯一の此工業教育研究雜誌も遂に權花一朝の夢と消え去つたのである。併し其頃藏前工業會誌が出るやうに成つたから、強いて此貧弱な會誌を兩立させる必要も無かつた。舊臘古雜誌堆積の中から此朝顔雜誌を發見し、實に今昔の感に堪へない。此思ひ出話の種も多くこれから拾つたのである。

此の機關誌は現物が見當らないが、努めて工業教育に關する調査研究を掲載したらしく、例へば「帝國の工業」第三號(明治三十六年二月十日發行)には次の如く廣告されてゐる。

廣 告

來る二月發刊の「工業教育」には文部省に於て調査編纂せられたる「實業學校學科課程調査委員會報告書」を附録として添付す

多少に關らず各地方工業教育及び教育の特況を寄稿せられんことを希望す
本會に入會希望の向は會員の紹介により申込まるべし

明治三十六年二月

東京高等工業學校内

工業教育研究會幹事

第四項 其後の變遷

1. 實業教員養成規程の變遷

前述の工業教員養成所は工業教員に限定されてゐたのである。是の擴充が要望されて來た。即ち實業教育長足の進歩に伴つて、實業學校教員が著しく要望せらるるに至り、其の養成に關する問題が當時最緊要なる要務として研究された。そして「實業學校教員養成規程」(明治三十二年三月三日文部省令第十三號)並に「文部省直轄實業學校委託生規程」(明治四十年七月二十五日文部省令第二十三號)の公布を見たのである。後者に關しては割愛することとして、茲では専ら「實業學校教員養成規程」の變遷に就て述べたい。

明治二十七年の「工業教員養成規程」を廢止し此を農業教員・商業教員にまで擴充したものが本規程で、「實業

教育費國庫補助法」第七條に基いて明治三十二年三月に公布せられ、その條文は次掲の通りである。

實業學校教員養成規程

第一條 東京帝國大學農科大學本科若クハ實科、高等商業學校及東京工業學校ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ從事スヘキ者ニハ學資ヲ補給スルコトアルヘシ、補給スヘキ金額ハ一箇月六圓以內トス

第二條 前條ノ學生生徒ハ農科大學ニ於テハ同大學長高等商業學校及東京工業學校ニ於テハ當該學校長之ヲ選定ス

第三條 農業補習學校教員養成ノ爲農業教員養成所ヲ置キ農科大學長ヲシテ之ヲ管理セシム

商業學校及商業補習學校教員養成ノ爲商業教員養成所ヲ置キ高等商業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

工業學校徒弟學校及工業補習教員養成ノ爲工業教員養成所ヲ置キ東京工業學校長ヲシテ之ヲ管理セシム

第四條 第一條ノ學生生徒ノ員數及各養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數ハ每年文部大臣之ヲ定ム

第五條 農業教員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス

商業教員養成所ノ修業年限ハ二箇年トス

工業教員養成所ノ修業年限ハ三箇年トス

第六條 第一條ノ學生生徒ニハ最終ノ學年ニ於テ教育學及教授法ヲ學習セシム

第七條 農業教員養成所ノ學科目ハ倫理、農業汎論、農藝化學、耕種、畜産、農業經濟、教育學、教授法、體操トス

商業教員養成所ノ學科目ハ倫理、商業作文、商業算術、商業地理、商業歴史、簿記、商品、經濟學、商業學、商法、商業實踐、英語、教育學、教授法、體操トス

工業教員養成所ニ本科及速成科ヲ置キ本科ヲ分ケテ金工科、木工科、染織科、窯業科、應用化學科、工業圖案科トシ速成科ヲ分テテ金工科、木工科、染色科、機械科、陶器科、漆工科トス但學科ノ科目ハ本科ニ在リテハ左ニ掲クルモノトシ速成

科ニ在リテハ別ニ之ヲ定ム

金工科木工科ノ科目ハ倫理、數學、物理學、圖畫、無機化學、應用重學、工場用具及製作法、工業經濟、工業衛生、英語、教育學、教授法、體操、實習ノ外金工科ニ在リテハ電氣工學大意、發動機、機械製圖トシ木工科ニアリテハ構造用材料、家具及建築流派、家屋構造、衛生建築、製圖及意匠トス

染色科、窯業科、應用化學科ノ科目ハ倫理、數學、物理學、化學、圖畫、一般應用化學、應用機械學、定性分析、定量分析、工業分析、機械製圖、工業經濟、工業衛生、英語、教育學、教授法、體操、實習ノ外染織科ニ在リテハ染色及配色、機織及意匠トシ窯業科ニ在リテハ窯業品製造トシ應用化學科ニ在リテハ特別應用化學、電鑄及電鍍トス

工業圖案科ノ科目ハ倫理、數學、物理學、化學、圖畫、圖案材料、機械製圖、工業經濟、工業衛生、英語、教育學、教授法、體操、實習トス

實業教員養成所生徒ニシテ師範學校ヲ卒業シタル者ニハ教育ヲ課セサルコト

第八條 各養成所ニ入學スヘキ者ノ資格ハ年齡十七年以上ニシテ師範學校中學校若クハ之ト同等以上ノ實業學校卒業ノ程度トス但工業教員養成所速成科ニ入學スヘキ者ノ資格ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 各養成所生徒ニハ一ヶ月六圓以内ノ學資ヲ補給ス但假入學ノ間ハ學資ヲ補給セス

第十條 工業教員養成所管理者ハ其卒業生ニ研究生トシテ尙一ケ年以内在學ヲ命スルコトヲ得但研究生ニ補給スル學資ハ前條定額ヨリ増加スルコトヲ得

第十一條 第一條ノ學生生徒及各養成所ノ生徒ハ卒業ノ日ヨリ學資ヲ補給ヲ受ケタル年限ニ一ケ年ヲ加ヘタル期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス

第十二條 第一條ノ學生生徒及各養成所ノ生徒ハ半途ニシテ退學シ若クハ前條ノ義務ヲ盡ササルトキハ補給シタル學資ヲ償還

スヘキモノトス。但文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

第十三條 工業教員養成所ニ附屬工業補習學校ヲ置キ工業教員養成所生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシム

工業補習學校ノ學科ハ金工木工ノ二科トス

工業補習學校ノ細則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ東京工業學校長之ヲ定ム

附 則

第十四條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 本令施行ニ關スル各教員養成所規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ各管理者之ヲ定ム

第十六條 明治二十七年文部省令第十二號工業教員養成規程ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治二十七年文部省令第十二號工業教員養成規程第六條ニ依リ義務ヲ有スル者ハ本令第十一條ノ例ニ依ル

此の規程の特色は(1)工業教員のみならず農業教員商業教員にまで擴充したこと、(2)帝國大學農科大學本科にまで及ぼしたこと、(3)各養成所の學科・學科目等の細部に亘つて規定したこと、(4)工業教員養成所に附屬工業補習學校を置いたこと等である。

「實業學校教員養成規程」は其後屢々改正せられた。明治三十五年三月の改正の主要なる點は、(1)農業教員養成所・商業教員養成所・工業教員養成所の獨立性を解消して東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所・東京高等商業學校附設商業教員養成所・東京高等工業學校附設工業教員養成所と改組し、(2)各養成所の入學資格・修業年限・學科目等の細則を削除して簡單なものとし、(3)第一條の學資補給の學校に東京美術學校・商船學校・水産講習所を追加した。

其後明治四十年七月二十四日には第一條の學校の内に北海道帝國大學農科大學本科等を加へ、大正四年三月三十一日には専門學校程度の所謂實業教員養成所の外に、帝國大學一般に於る實業教員養成を認めて、

帝國大學及文部省直轄諸學校ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ従事セントスル者ニハ授業料ヲ免除スルコトヲ得

と規定した。從來實業教員養成所の生徒は授業料を免除せられてゐたが、實業教員を志望する大學生に對しては授業料免除の規定が無かつたので、此の改正で之を定めたのである。但し此時に實業教員養成所以外の學校の學生に對しては學資補給を中止した。申すまでもなく、當時は「大學令」改正以前であるから、純粹な大學は帝大に限つてゐたのであるが、斯る帝國大學に對して實業學校教員養成的な意義を法令的に認めたとのは、本邦實業教員養成史上特筆すべきことであつた。

次いで大正七年に「大學令」の改正行はれて東京商科大学を始め官立單科大学が創設せらるるや、大正九年四月二十日に此の規程は改正せられて、「帝國大學、官立大學及文部省直轄學校」と改められ、東京商科大学、神戸商業大學・東京工業大學・大阪工業大學も此の特典に浴し得るの途を開かれたのである。次いで大正五年四月九日には更に規程を改正して、「大學及専門學校ノ學生生徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ従事セントスル者ニハ一月二十五圓以内ノ學費ヲ補給」し得る途を開き、「補給ヲ受ケタル年限ノ一倍半ニ相當スル期間文部大臣ノ指定スル實業學校ノ教職ニ従事スル義務」を課したのである。

其後二、三の改正が行はれたが、其の大綱に至つては著しい變化はない。

2. 工業教員養成の變遷

本養成所の其後の主要なる改正は次の通りである。

一、明治三十年三月十一日本所規程を改正して、本科に工業圖案科を追加し、又「本科及速成科生徒最終ノ學科若クハ學期ニ於テハ實修時間中附屬職工徒弟學校ニ於テ實地授業ヲ爲サシムルコトアルヘシ」(第四條)と規定した。

一、明治三十二年三月三日文部省令第十三號「實業學校教員養成規程」の發布に依つて「工業教員養成所ニ附屬工業補習學校ヲ置キ工業教員養成所生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシム、工業補習學校ノ學科ハ金工木工ノ二科トス」(第十三條)と定められた。(四月一日より實施)

一、同年六月十日日本所規程を改正して本所の目的に工業學校教員養成と工業教育研究を加へ「工業教員養成所ハ工業學校徒弟學校及工業補習學校ノ校長及教員タルヘキモノヲ養成シ兼テ工業教育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス」(第一條)と定められた。又速成科の修業年限を「一箇年乃至二箇年トス」と改められた。

又實地授業の練習は、本科生徒は附屬工業補習學校及東京工業學校附屬職工徒弟學校に於て、速成科生徒は東京工業學校附屬職工徒弟學校に於て行はしむることとした(第九條、第十條)。又入學者の資格を改正して從來の尋常中學校卒業程度を改め「師範學校中學校若クハ之ト同等以上ノ工業學校卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者」(第十八條)とし、速成科入學資格には徒弟學校卒業生をも加へた(同條)。

又生徒は「地方長官之ヲ薦シ工業教員養成所管理者其中ニ就キ試験ノ上選拔ス」(第十八條)とし、從來の地方長官薦學生の無試験入學を廢止した。入學試験は「各地方ニ於テ之ヲ行フ」(第二十條)こととし、試験科目は本科は國語・英語・數學・物理及化學・圖畫とし(師範學校中學校卒業生には國語を省き、工業學校卒業生には圖畫を省く)、速成科は讀書作文・算術・圖畫・理科初歩とした(第二十條)。又研究生の規定を定め「生徒卒業ノ後一ケ年以内研究生トシテ在學ヲ命スルコトアルヘシ、此場合ニハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依リ學資ヲ補給ス」(第四十八條)ることとした。(以上の諸改正は九月十一日より施行された)

一、明治三十五年三月「文部省直轄學校官制が改正」されて、本所は從來東京高等工業學校長の管理に屬してゐた獨立の教育機關であつたが、以後同校の附設となり、本所に主事を置くこととなつた。爾來「東京高等工業學校規程」に於て東京高等工業學校を本校と稱し工業教員養成所を附設工業教員養成所と稱することとなつた。

一、同年十二月本所規程を改正し從來の學科の名稱たる金工科木工科を機械科建築科に改めた(第二條)。又本科の修業年限を延長して三學年二學期とし(第三條)、「本科第四學年二學期間ニ於テハ教育學授業法教育法令ヲ課シ兼テ東京高等工業學校附屬職工徒弟學校及本所附屬工業補習學校ニ於テ實地授業ヲ練習セシムル外卒業後就職スヘキ實業學校ノ授業上必須ナル事項ヲ講究セシム、但教授時間數ハ隨時之ヲ定ム」(第四條)と定めた。又卒業後の義務年限を改め「生徒卒業後ハ學資ノ補給ヲ受ケタル年限ニ一箇年ヲ加ヘタル期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務アルモノトス」と定めた。(第十五條)

一、明治三十八年九月本所規定を改正した。其主要なるものは師範學校卒業者で最終學年の學科成績が其學級の及

第者中首位より起算し全數の十分の一に至る迄の席次を有する者に就ては、地方長官に於て英語・三角法の學科目に對し中學校卒業の程度に依り試験を行ひ、其試験問題及答案を添へ推舉して來たときは、該試験の成績及在學中の學業其他の要件を檢定した上入學を許可する事とし、又中學校卒業生にして前記の席次を有する者は、無試験入學を許可することとした。但し此等の條件で入學を許可する者は各科の募集定員の約半數とした。

一、明治三十九年十一月本所規程が改正せられた結果、生徒の保證人は廢せられた。

一、明治四十年三月本所規程の改正に依つて電氣科が新設せられ、同四月より之を實施された。電氣事業が勃興するに伴つて、電氣に關する知識技能を有する技術者の需要は年と共に多くなつて來たので、地方の工業學校に於ても電氣の學科を課することになつた爲、是が教員となるものを養成することが急務となつて來た理由からである。

一、同年九月本所規程が改正せられ、中學校卒業者にして本所の入學試験を受け得る者の資格を「本校ニ於テ適當ト認メタル中學校」に改められた。

一、明治四十三年三月勅令第六十六號「文部省直轄諸學校官制」改正に依つて、本所附屬工業補習學校を東京高等工業學校の附屬とせらるることとなつた。

一、明治四十四年八月本所規程が改正せられ、染織科を色染料及紡織科の二科とし各々獨立せられた。

一、大正三年九月本所規程が改正せられて工業圖案科を廢せられた結果、現に在學する生徒の教育は其卒業迄東京美術學校に委託することとなつた。

一、大正四年三月「實業學校教員養成規程」の改正に依つて、本所生徒學資補給の制は廢せられた。但し研究生には一箇月十圓以内を補給し得る規定であつた。

一、同年十一月二十七日日本所規程を改正した。改正の主なるものは先づ漆工科を廢止した(第二條)。又本科の修業年限を短縮して三學年とし(第三條)、但し「本科第二學年第三學年ニ於テハ土曜、日ノ午後及實修時間内ニ於テ教育學教授法教育法令ヲ課シ兼テ東京高等工業學校附屬學校ニ於テ實地授業ヲ練習セシム：師範學校ヲ卒業シタル生徒ニ對シテハ之ヲ省クトヲ得」(第四條)ることとした。學年短縮の理由は卒業の季節が不適當なため就職上に不便があるからである。又速成科生徒は「必要ニ應ジ之ヲ募集セス」(第二條)とし、その修業年限は二學年以内とした(第三條)。速成科に課する學科目は必要に應じ、隨時文部大臣の許可を得て之れを定むることとし(第五條)、又本科速成科共に本所に於て入學試験を行ふこととした。(第八條) 猶師範學校卒業者であつて、無試験入學の資格があるものを府縣知事が推薦する場合には、從來中學校卒業の程度に依つて英語及三角法の試験を行ひ其の試験問題及答案を添へる事として居たのを、該試験は本所に於て之を施行することと改めた。(第九條)

一、大正八年二月「實業學校教員養成規程」の改正に依つて、本所生徒には一ヶ月十五圓以内の學資を補給する途が設けられた。

一、大正九年四月同上の學資補給を貳拾五圓以内と改めた。

一、大正十一年五月本所規程が改正せられた。其主要なるものは、無試験入學者の資格は從來師範學校中學校卒業

者にして最終學年の成績其學級の及第者中首位より起算し全數の十分の一までの席次を有するものと規定して居たのを、師範學校は第二學年以上中學校は第三學年以上の各學年に於て上記の席次を有するものと云ふ事に改められた。(第九條)

一、大正十三年十一月十一日本所規程を改正し、一般實業學校卒業生に入學資格を認めた(第六條)。此は前述の如く大正十三年三月文部省告示第百九號を以て、所謂甲種實業學校卒業者が専門學校入學に關し中學校卒業者と同等以上の學力を有するものと指定されたことに由るものである。

一、大正十四年八月二十四日速成科を廢止し之に關する規程を削除した。その理由は「速成科程度ノ教員ハ地方工業學校卒業生ヲ以テ之ヲ補充シ得ヘク既ニ其ノ必要ナキモノ」に依る。又實地授業に關しては「隨時實地授業ヲ練習セシムルコトアルヘシ」(第三條)とした。此は附屬學校が夫々移管されたからである。又無試験檢定を廢止して「入學檢定ハ左ノ學科目(國語・英語・數學・物理・化學・自在畫・用器畫)ニ就キ三科目以上トシ中學卒業ノ程度ニ依リ本校ニ於テ之ヲ行フ」(第六條)とした。

一、昭和三年一月三十日本所規程を改正して、入學試験科目を英語・數學・物理・化學とした。

一、昭和四年四月東京高等工業學校が昇格した結果、本所は東京工業大學附屬工業教員養成所と改稱せられ、同年度よりは入學者の募集を行はず、在學生が卒業するに及んで昭和六年三月三十一日に廢止せられるに至つた。(同時に別に横濱高工に工業教員養成所が附設されたので、實際上本學附設の工業教員養成部は横濱高工に移

轉したこととなつた。)

最後の 本所規程

最後に東京高等工業學校昇格に伴ひ本所に最後の入學者を迎へた昭和三年度の本所規程を追記して置き度い。

附設工業教員養成所規程

第一章 學科課程

第一條 本所ノ學科ヲ分テ機械科、建築科、色染科、紡織科、窯業科、應用化學科、電氣科トス

第二條 各科ノ修業年限ハ各三學年トス

第三條 機械科、建築科、色染科、紡織科、窯業科、應用化學科、電氣科、第一學年乃至第三學年ノ學科課程ハ東京高等工業學校當該學科課程ヲ適用ス

第二第三學年ニ於テハ土曜日ノ午後及實修時間内ニ於テ教育法、教授法、教育法令ヲ課シ隨時實地授業ヲ練習セシムルコトアルヘシ但シ教授時數ハ隨時之ヲ定ム

前項ノ各學科目及實地授業ノ練習ハ師範學校ヲ卒業シタル生徒ニ對シテハ之ヲ省クコトヲ得

第二章 入學及在學

第四條 本所ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル男子ニシテ地方長官ニ於テ品行善良且工業教員タルノ志望鞏固ナルコトヲ認メテ推薦シタル者ニ就キ第六條ノ入學檢定及身體檢査ニ合格スルヲ要ス

一、師範學校ヲ卒業シタル者

二、中學校ヲ卒業シタル者

第四章 前身校の附設機關（工業教員養成所）

三、専門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

四、實業學校ヲ卒業シタル者但シ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年若クハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ニ限ル

五、前號ニ該當スル者ノ外専門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ一般専門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

第五條 前條ニ依リ地方長官ニ於テ生徒ヲ推薦スル場合ニハ本人提出ニ係ル入學願書ヲ添付スヘキモノトス

第六條 入學檢定ハ入學志望者ノ第四條各號ノ一ニ於ケル學業成績及選拔試験成績並身體檢査ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

選拔試験ハ左ノ學科目トシ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ施行ス

一、英語 一、數學 一、物理 一、化學

第七條 第四條ニ依ル薦學生ノ數募集人員ニ滿タサル場合ニハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ本校ニ於テ試験ヲ行ヒ合格者ヲ以テ之ヲ補フ

第八條 學校長ニ於テ必要ト認ムル者ハ卒業後一學年以内研究生トシテ在學ヲ命スルコトアルヘシ

研究ヲ終リ其成績佳良ナル者ニハ證明書ヲ與フ

第九條 本所ハ檢定料授業料ヲ徵收セス

第三章 義 務

第十條 卒業者ハ大正四年文部省令第七號實業學校教員養成規程第二條ノ義務ヲ負フヘキモノトス

第十一條 大正四年文部省令第七號實業學校教員養成規程第五號各號ノ一ニ該當スルトキハ授業費學費又ハ授業料ヲ償還スヘ

キモノトス

附 則

第十二條 東京高等工業學校規則第六條乃至第十三條第二十條第二十二條乃至第二十六條ノ二及第二十九條乃至第三十五條並
入學願書式ハ之ヲ本所ニ適用ス

本 所 の 貢 獻

永年の傳統を持つた東京高等工業學校附設の工業教員養成所は當校の大學昇格に伴ひ爾後入學者を募集せず、昭和六年三月を以て遂に廢止せられた。然しながら本所の日本工業教育界に貢獻した功績は實に偉大なるものがあり、永く日本教育史に銘記せらるべきことは論を俟たない所であらう。本所の貢獻に關して本所卒業生であり教官たりし杉田稔氏は大正の中頃次のやうに述べてゐる。(杉田稔氏、手島先生と工業教員養成、工業生活、第二卷第一號 大正五年)

地方の工業地に於ては、職工學校・徒弟學校・補習學校の外に甲種實業學校なる中學程度の各府縣立工業學校盛に起り、此れが良教員を要すること漸次多きを加へ來り、常に供給不足を感じしむることは左表に見ゆるが如く、養成所卒業にあらざる本校卒業者中より百人以上の多き工業教員を出せるを以て明かなり。且つ工業教員養成所は卒業後數ヶ年間教職に従事すべき義務を有するも、其年限を終りたる時は自由に實業界に轉職し得るを以て、近來の如く工業界に活氣を帶び、人材を需要する場合に於ては一層其不足を告ぐる次第なれば、若し早くより此工業教員養成所の設けなかりせば、現在の如く良教員を得るの道なくして、如何ばかり我國工業教育の進歩を阻害せしか慄然たらざるを得ざるなり。……

左表を見るに全國中等程度の工業學校三十五校中、其校長は僅々三名を除くの他は全部本校の卒業者にして、徒弟學校の如

きも主なる者十七校は何れも本校の卒業者を以て校長となせり。此の如くなるを以て各校共首席教員以下主腦たるべき者は、是れ亦本校出身者たるは論を俟たず。是を以て考ふれば全國に於ける此種諸學校より輩出せる幾多の卒業者は、恰も手島先生の孫弟子とも稱すべき者たるのみならず、皆間接に其感化薰陶に浴したるを思へば、誰か先生が我國工業教育上に於ける德澤權威の偉大なるを謝せざる者あらんや。

左表は文部省督學官にして本校徒弟學校主事たる河津七郎氏が、讀者諸賢の參考に資せんが爲め、最近特に調査せられたるものなれば、茲に掲載することとなせり。

東京高工・同工業教員養成所卒業者にして工業教育に従事する者の狀況（大正五年十一月調査）

學校別統計

| 學校の種類 | 全國學校數 | 本科卒業者 | 速成科卒業者 | 選科卒業者 |
|---------|------------|------------|-----------|----------|
| 中等程度の學校 | 三五 | 二一九(内校長三二) | 一一 | 九 |
| 徒弟學校 | 男四四 女七一 | 一一五 | 五五(内校長一七) | 一九(内校長五) |
| 其他の學校 | | 一〇三 | 三 | 四 |
| 合計 | | 三七七 | 三四 | 一八 |

學科別統計

| 色染科 | 工業教員養成所本科 | 本校 | 工業教員養成所速成科 | 本校選科 |
|-----|-----------|----|------------|------|
| | 一八 | 三一 | | |

| | | | | |
|-------|-----|-----|----|----|
| 紡織科 | 一 | 一 | | |
| 窯業科 | 一三 | 五 | | |
| 應用化學科 | 四二 | 九 | | |
| 電氣化學科 | 〇 | 三 | | |
| 機械科 | 六四 | 四三 | | |
| 電氣科 | 一八 | 四 | | |
| 建築科 | 六九 | 〇 | | |
| 工業圖案科 | 二一 | 一五 | | |
| 合計 | 二五六 | 一二一 | 三四 | 一八 |

第五項 大學昇格と工業教員養成所

高工昇格前後の方案

東京高工昇格に際して附設の工業教員養成所を如何にするかに關しては、當初の内議は工業教員養成所もそのまゝ昇格せしめ、但し形式上別箇の制度とせずして大學内に統合せしむることとするものにあつたらしい。大正十年五月に中村・加藤・關口三教授を委員として調査された「東京高等工業學校昇格ニ關スル第二回調査書」に據

れば、大學昇格後の工業教員養成に關しては次のやうに述べられた。

1、單獨昇格（豫科専門部を缺く）の場合には、學生總人員を三百七十五名とし、「工業教員養成所學生ハ特別

ニ之ヲ募集セス前記學生總人員中三十人以内トス」

2、單獨昇格豫科併置の場合には、大學部全學生二百五十名とし、「工業教員養成所學生ハ前記學生總員中二十五人以内トス」

即ち、附設學校處分に關しては唯單に徒弟學校・補習夜學校の移管に就て述ぶるに留まり、工業教員養成所移管の如きは、毛頭述べられてゐないのである。其後此の調査案が基礎となつて「東京高等工業學校昇格方法案」が内議されてゐるが、其に於ては本科と豫科を併置して昇格すべきことを強調し若し止むを得ざる時は單獨昇格を主張し、何れにせよ大學程度の工業教員養成を企畫したのである。（その外に四年制の臨時養成案も議せられてゐる。）但し此の案は文部省には提出されなかつた。その理由は當時の文部當局の意向が實業教員は商工農同一に取扱ふ案であつたが、農業關係者が大學程度の教員養成所に不賛成の爲である（中村學長談）。されば東京高工では昇格案が通過した後に、「將來ニ於テ實行ヲ期スル事項」として、校舎移轉の場合にも然らざる場合にも、「大學程度ノ教員養成所ヲ置ク」ことを内議してゐる。

更に關東大震災と共に校内に復興委員會が設けられたが、同委員會は「東京工業大學には豫科を設けること、及び工業教員養成所は大學程度に昇格して東京工業大學に附設し、又東京工業大學豫科に工業教員養成所豫科を附設すべきこと」を提唱してゐる。今、東京高工復興委員會の提唱の一端を挙げると、次の通りである。

本委員會ハ東京高工ノ昇格ニ伴ヒ其ノ附設工業教員養成所ヲ昇格セシムルノ必要ナルヲ信ズルモノナリ。其ノ理由トスル所ハ凡ソ教育ノ事業ハ學校ト其卒業生トノ間ニ於ケル歴史的ノ交渉連絡ニ依リテ初メテ其效果ヲ發揚スルモノタルノ事理ニ鑑ミ、且ツ現ニ全國工業學校ノ校長ガ殆ンド全ク所謂藏前出身者タリ、教員モ亦藏前出身者ヲ以テ總テノ要部ヲ充セルノ事實ニ照シ、明治二十七年以來七百數十名ヲ算スル是等卒業生ノ爲ニ後方勤務ノ機關タラントスルト共ニ、他方ニ於テハ時運ノ進歩ニ伴フ工業教員ノ實質的向上ヲ計ラントスルニ在リ。惟フニ今ヤ世界各國皆師範教育ノ向上ニ勉メ我國ニ於テモ高等師範學校昇格ノ方策既ニ定マリ、且ツ現ニ中學校ノ教員中ニ多クノ大學卒業生アルノ事實ニ聯想スル時、茲ニ工業教員ノ實質的向上ヲ計リ從來東京高等工業學校ニ附設シタル工業教員養成所ヲ變ジテ新設工業大學附設トナスハ我が工業教育上最モ適切ナル方策ニシテ、而シテ帝國ノ將來ガ工業的發展ニ依ツノ多大ナルヲ思ハバ、工業教員養成機關ノ昇格ハ目下ノ急務ナリト信ゼザルヲ得ザルナリ。

不幸にて此等の案も上述の理由に依り何等實現せられずして終つた。

一方藏前工業會に於ても此の問題に奔走し、例へば、昇格特別委員長内村達次郎氏より相馬理事長宛に致せる「母校昇格に關する經過概要」報告書の一節に據れば、

政府に於ては……昭和二年五月に及び始めて工業大學創立委員會の設置を見るに至れり。是に於てか我が委員會に於ても亦同年十一月二十一日委員總會を開きて

一、工業教員養成所の存続並昇格の件

二、支那留學生の存續並昇格の件

を附議し、越えて翌昭和三年八月九日委員總會を開き委員長より其後の經過の報告あり。(藏前工業會誌、第三百四號、昭和四年五月一日)
と報告してゐる。

實業教員養成規程に據る學資補給

大學昇格と共に東京高工時代の工業中等教員養成の意味は失はれたが、同時に新なる形態に於て工業中等教員養成が行はれた。其は文部省の規定せる「實業學校教員養成規程」に依る學資補給が行はれたことであつて、昭和四年度入學の學生八名が之を受けた。此は昇格後の本學として特筆すべき先例であるから、當時本學と文部省との間に交換された文書を次に掲載する。

發實四一號

昭和四年六月六日

東京工業大學長 殿

文部省實業學務局長 赤間 信義 團

實業學校教員養成規程第八條ニ依ル學資補給ノ件

實業學校教員養成規程ニ依り貴學在學生中品行方正學力優秀且身體強健ニシテ卒業後實業學校ノ教育ニ従事スル志望確實ナル者ニ對シ學資金月額二十五圓ヲ補給シ實業學校教員ヲ養成致度ニ付六月二十日迄ニ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ左記ノ通候補者御推薦

相成度尙被推薦者ニ實業學校教員養成規程ヲ十分了解セシムル様御取計相成度

記

| | |
|-------|----|
| 紡織科 | 一人 |
| 應用化學科 | 一人 |
| 機械科 | 二人 |
| 電氣科 | 二人 |
| 建築科 | 二人 |

學第二一號 昭和四年六月二十日起案 六月二十日決行

東京工業大學長 中村幸之助

文部省實業學務局長 赤間信義殿

本月六日附發實四一號ヲ以テ御照會相成タル實業學校教員養成規程第八條ニ依ル學資補給ノ件左ノ八名ヲ適當ト認メ推薦致候
 尙右ノ外電氣工學科及建築學科學生各一名計二名卒業後實業教育ニ從事スルノ志望確實ナル者ニシテ學力優秀身體強健思想堅
 固ナル者有之候ニ付特別ノ御詮議相願度此段申添候

追テ右兩名御採用ノ御見込有之候ハバ早速診斷書相添ヘ改メテ推薦可致ニ付何分ノ御指命願上候

記

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 大學部 | 紡織學科 | 第一學年 | 田中耕一 |
| " | 應用化學科 | " | 加藤弘人 |
| " | 機械學科 | " | 佐藤武志 |

第四章 前身校の附設機關 (工業教員養成所)

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 杉田俊夫 | 電氣工學科 | 建築學科 | 石塚彌雄 |
| 藤井眞一 | " | " | 山根巖 |
| 林俊生 | " | " | " |
| " | " | " | " |
| " | " | " | " |

藏前新聞の要望

本學は昇格以後當初は學内の整備に集中されてゐたが、卒業生間には依然工業教員養成所の昇格が希望され、例へば昭和四年藏前工業會臨時總會に於て豫科設置問題を議せられし際に、大阪支部長矢野丑乙氏より「母校附設工業教員養成所も亦昇格の必要あり、今後本件に關し運動等起る場合には實行委員會に於ては相當援助せられし」と希望を述べて同意を得てゐる。(藏前工業會誌・第參百壹號、昭和四年二月一日)

次で昭和九年に文部省内に設けられた「實業教育振興會」が實業教育振興に關して各種の調査をした際、「工業教育振興會」も之に呼應して同種の調査をなしたが、工業中等教育界から大學程度から工業中等教員養成所の設置が要望せらるるに及び、「工業大學藏前新聞」は次掲の如く本學に其の附設を要望してゐる。

最近我國工業教員養成機關について、斯界各方面に不滿の趣あり、先般工業教育振興會に於て、その養成所の現状に關して問題を提起するや、改正充實の要望の聲漸く全國の斯教育當事者間に擴がるに至つた。……全國各地の工業學校關係者より
の意見、回答、同會に山積するの反響を示してゐる。それ等改正案を綜合するに、

一、現行修業年限三年を延長して四ヶ年程度となすこと、

二、一ヶ年以上實社會（工場會社）の體驗を纏めること、

三、大學程度の養成所の完成を希望し、之を工業大學に附設し、獨立的に經營すること……

養成機關の獨立完成は多年切望せられてゐる所であるが、國家經濟上の理由より我國唯一にして多年斯界に與ふる所多き本學への附設が一層機宜を得、且つ目的の實現に沿ひ得る（工業大學藏前新聞、昭和十年三月十一日）

即ち工業中等教員養成程度の充實向上の要望、その具體案の一として大學程度の養成所の設置の要望を報じた後、該養成所を本學に附設すべきことを希望してゐるのである。

又多年日本工業中等教育、工業教員養成に精進した本所第一回卒業生秋保安治氏は昭和九年に「工業大學藏前新聞」に於て次の如く説いてゐる。

私も文部省の方に勤めるやうになり、地方の工業學校を見て廻りますと、流石に藏前出身は多くをります。今日では工業學校の數も百十一校になつてをります、藏前系統の先生も次第に減つてをります。然し全國百十一校の工業學校の中、約六割までその校長の席を占めてをりまして、その勢力は矢張り何と言つても大したものです。これは矢張り率先して工業教員の養成に力を入れた結果でありまして、文部省としては藏前閥といふものを拵へるのを非常に嫌がりましたが、長い間工業教育といふものと切つても切れない關係にあつた藏前の努力が自然にさうした現象を呈したものと信じてゐるのです。

そこで今後と雖も工業教育の重大さを忘れず、藏前出身の工業學校の校長は今日六割を占めてゐるといふものの、之に代るべき次の人物を出して行かねばならぬのですが、これには現在大學になりましたその卒業生、即ち工學士が一人でも多く工業教員の社會に飛び込んで行つて貰ひたいものです。（工業大學藏前新聞、第二四一號、昭和九年十月十八日）

大學程度工業教員養成施設の必要

今や東京高等工業學校は大學に昇格して工業教員養成所は廢止せられた。然しながら東京高工が附設した工業教員養成機關は今や大學程度に於て復活せらるべき時期である。その主要なる理由を次に列舉したい。

一、歐米工業教員養成機關との均衡　歐米諸國の工業中等教員は工科大學又は同大學院に於て養成せられてゐる。その修學年限の最短のものに就て見るも、英米獨佛伊の何れよりも短い。次の如くである。

イギリス十六年（尋常小學校六年、七年制高等學校七年、大學工學部三年）
アメリカ十六年（小學校八年、中學校四年、カレッヂ四年）

ドイツ十六年（基礎小學校四年、八年制高等學校八年、工業大學四年）

フランス十六年（小學校初等部五年、七年制高等學校七年、高工四年）

イタリー十六年（小學校前期五年、尋常中學校四年、理科高等學校四年、工業大學三年）である。

然るに我國の其は其等諸國の何れよりも二年短く十四年（尋常小學校六年、中學校五年、工業教員養成所三年）である。

二、工業界の要望　次に工業界でも大學程度の工業教員養成機關の出現を待望してゐる。例へば大阪工業會は「從來ノ實業教員養成機關ハ文理科大學、高等師範ニ比シテ頗ル遜色アリ……實業教員ノ養成、到底不完全ナル現狀ヲ以テ甘ンズベキニアラズ」と説き、機械學會は「（工業）教員養成機關ハ大學程度トシ教育學等ト實地

實習ヲ多クシタル制度ノモノヲ必要」と述べてゐる。(文部省、實業教育振興會、實業教育振興ニ關スル意見)
三、教育界の要望 次に一般教育界でも之を要望してゐる。例へば帝國教育會は「實業教育ニ従事スル教員ノ養成ノタメ師範大學ヲ特設スルコト」を唱導してゐる。

四、工業中等教育界の要望 工業中等教育界でも同様であつて、實業學校長の組織する實業教育會では「實業教員ハ……大學令ニヨル官公私立ノ大學ニ在學中卒業後實業教員タラントスル志操堅實ナル者ヲ選拔スルコト……」等を決議し、更に工業學校長協會は昭和十二年六月に「速ニ其(實業教育會案)ノ實現ヲ期セラレシムルヲ切望ス」と陳情してゐる。

五、文理科中等教員との均衡 今や文理科中等教員は帝國大學・文理科大學・私立大學で養成されてゐる。特に文理科大學はその實體に於ては中等教員養成の爲の官立師範大學である。大正十一年に文部省が文理科大學設置案を議會に提出した時の「理由書」にも「高等師範學校卒業者ヨリモ一層造詣深キ良教員ヲ現在ヨリモ多ク配置シ以テ教員中ノ中樞タラシムルノ計畫ヲ立ツル必要アリ」と述べてゐる。(東京文理科大學東京高等師範學校六十年史)

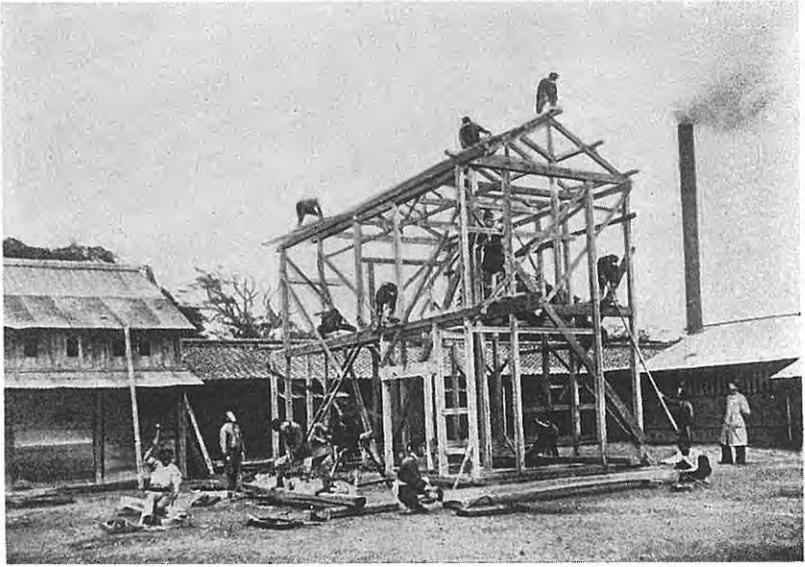
文理科中等教員が斯る官私立大學に於て養成せられてゐる實情に鑑みる時、工業中等教員に關しても大學程度養成機關の設立が要望せらるゝこと亦當然であらう。

六、商業中等教員との均衡 更に商業中等教員も大學程度で養成されてゐる。東京商科大學では、昭和十四年四月より學部に商業中等教員希望者を入學せしめ、「實業學校教員養成規程」に據つて商業中等教員養成に當つて

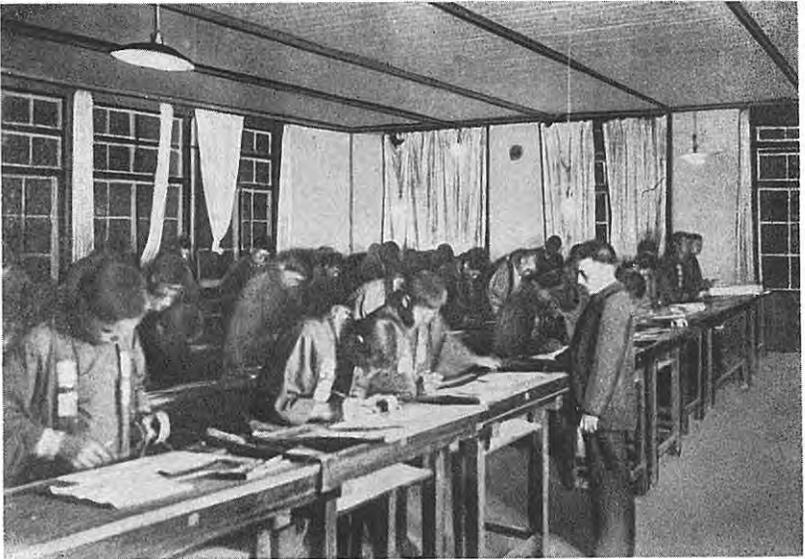
ある。此の卒業生が商業中等教育に進出する時、愈々工業中等教員養成機關の向上が切望されてゐるのである。

今や 上諭を拜して成立せる「教員審議會」でも教育制度改善を審議し、審議完了のものは着々と實現せられつつあるが、仄聞するに、同會に於ても原則として「中等教員養成ニハ大學程度ノ教育ヲ必要トスルコト、女子大學ヲ現行大學令ニヨツテ設置シ、女子中等教員ニハ女子大學ノ卒業者ヲ採用スルコト」を答申せんとしてゐる。従つて工業中等教員を工業大學程度で養成することは各方面の要望であり、天下の輿論と稱することが出來よう。而して此の養成に當る使命を負ふものは内地唯一の官立工業單科大學であり、その前身校時代に多年工業教員養成に邁進して來た本學であらう。

校 學 屬 附



(年九十三治明) 習實築建の徒生校學弟徒工職屬附



(年九十三治明) 圖製の徒生校學習補業工屬附

第二節 附屬職工徒弟學校

第一項 創設當初の狀況

商工徒弟講習所の創設

東京高等工業學校附屬職工徒弟學校は、明治十九年一月（現在の東京商科大学）に設けられた東京商業學校附屬商工徒弟講習所の職工科を以て其の起原とする。

同年一月に文部省は商工に須要なる實地簡易の學業を授ける爲に商工徒弟講習所を設け、之を東京商業學校の附屬とし、京橋區木挽町の元東京商業學校跡に設置した。當時の官報（明治十九年一月二十七日）には次の如く報告されてゐる。

商工ニ須要ナル實地簡易ノ學業ヲ授ケンカタメニ今般東京商業學校附屬トシテ商工徒弟講習所ヲ京橋區木挽町元東京商業學校跡ニ設置セリ

而して實際に授業が開始されたのは同年九月以後らしい。同年八月に講習所の規則が制定されてゐるが、其に據ると「學年學期休業入學退學試業及ヒ生徒心得ニ關スル諸定規ハ概ネ東京商業學校ノ規則ニ據ル」（第十三條）と定められ、明治十九年八月官報記載の「東京商業學校規則」に據れば「學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日

ニ終ル」(第二章第一條)と定められてゐる。

八月に當講習所の規則が制定された(官報明治十九年八月十二日教育欄)。そして教科を分つて職工科、夜學科、別科の工科とし、職工科は「主トシテ現業者ノ子弟ニ適切ナル手工ヲ教ヘ」、夜學科は「晝間修學ノ暇ナキ者ニ日用必須ノ學業ヲ教ヘ」、別科は「他日東京商業學校へ入學セント欲スル者ニ必要ナル豫備ノ學課ヲ授ク」ることとした。此の内の職工科こそ後の東京高等工業學校附屬職工徒弟學校の前身である。而して夜學科は實際上創設せられず、別科は東京商業學校豫科であつて後に高等商業學校補充科と改稱された位であるから、文字通りの商工徒弟講習機關は職工科だけであつたらう。

斯くの如く當講習所の實體は職工科だけであり、然も後述の如く主事も當校勤務の上原六四郎氏が東京職工學校から東京商業學校に轉勤して當つた位であるが、然らば文部省は何故最初から東京職工學校附屬職工徒弟講習所なる形態に於て創設せずして、東京商業學校附屬商工徒弟講習所職工科なる形態に於て創設せられたものであらうか。之に關しては手島校長は「文部省は工業學校を兎角に嫌つて、緣故の無い商業學校へ附けて置いたのでありまして」と述べてゐる。(手島精一氏、回顧五十年、工業生活、第二卷第一號、大正五年)是も一つの理由であつたらうが、其他の理由として想起されるのは、前述の如く當時東京職工學校自身が廢止問題・手工教員養成所改組問題に直面してゐる時であり、新歸朝者文部省専門學務局長濱尾新氏に依つて漸く救はれ、帝國大學附屬として辛うじて存置せしめられた時代であるから、いきなり職工徒弟講習所として東京職工學校に附屬せしむる譯には行かなかつたのであらう。

當初の規則

當初の當講習所規則は明治十九年八月十二日附の官報で報告されてゐる。其に據れば、當所は「主トシテ商工ノ徒弟若クハ其子弟ニ適切必須ノ學業又ハ手工工ヲ授クル所」(第一條)とし、前述の如く教科を分つて職工科・夜學科・別科とした(第二條)。職工科の定員は當分三十名とし(第九條)、その入學資格は身體健康品行方正年齢十二年以上にして學業試験(簡易なる讀書、作文、算術、習字)に合格したる者とし、修業年限を三年とした。次に當講習所最初の規則を掲げる。(官報、明治十九年八月十三日)

東京商業學校附屬金工徒弟講習所規則

- 第一條 本所ハ主トシテ金工ノ徒弟若クハ其子弟ニ適切必須ノ學業又ハ手工工ヲ授クル所トス
- 第二條 教科ヲ分ツテ職工科、夜學科及ビ別科ノ三科トシ職工科ハ主トシテ現業者ノ子弟ニ適切ナル手工工ヲ教ヘ夜學科ハ晝間修學ノ暇ナキ者ニ日用必須ノ學業ヲ教フ又別科ハ他日東京商業學校ヘ入學セント欲スル者ニ必要ナル豫備ノ學課ヲ授クヘシ
- 第三條 職工科ノ課目ハ國語、習字、數學初歩、簿記初歩、理科、圖畫、講話、手操工具、及木工トス但シ木工ハ當初普通ノ手工工ヲ授ケ漸次大工、建具、指物、木具等ノ業ヲ授クベシ
- 第四條 夜學科ノ課目及其他ノ事項ハ逐テ之ヲ定ム
- 第五條 別科ノ課目ハ國語及漢文、數學初歩、簿記初歩、地理歴史、圖畫、理化學初歩、英語、體操トス
- 第六條 修業期限ハ職工科ヲ三年別科ヲ二年トシ各々一學年ニ一學級ヲ修メシム
- 第七條 職工科ノ授業時間ハ毎日講學十時乃至三時手工工ハ當初毎日五時乃至六時トシ漸次時數ヲ增加ス又別科ノ授業時間ハ每

第四章 前身校の附設機關 (附屬職工徒弟學校)

週三十一時トス 但シ職工科ノ授業時數ハ講學手工ヲ合セ毎日十時ヲ超フルヲ得ス
 第八條 職工科別科ノ學科課程ヲ定ムルコト左表ノ如シ

| 圖 畫 | 講 學 時 數 合 計 | 講 話 | 理 科 | 簿 記 | 數 學 | 習 字 | 國 語 | 科 目 | | 年 限 |
|------------------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|-------------|----------------------------|---|---|----------|---------|-------------|
| | | | | | | | | 第一 期 | 第二 期 | |
| 用裝自 器飾在 畫畫畫 | 一八 | 一 修 身 | 三 大 物 意 理 | | 五 穎 筆 算 算 | 三 人 地 楷 名 名 行 | 六 復 日 作 漢 文 交 り 用 文 往 文 書 | 時間 每週 | 第一 期 | 第 一 年 |
| 一 二 同 | 一八 | 一 器 同 物 | 三 同 同 | | 五 同 同 | 三 同 同 | 六 同 地 理 書 ノ 類 | 時間 每週 | 第二 期 | |
| 用見裝 器取飾 畫圖畫 | 一七 | 一 商 同 業 | 三 熱 器 械 ノ 部 部 | 一 大 意 | 五 幾 穎 筆 算 算 | 二 字 商 行 工 日 用 文 草 | 五 證 同 同 歷 同 文 史 類 | 時間 每週 | 第一 期 | 第 二 年 |
| 八 同 | 一五 | 同 同 同 | 三 物 同 同 質 強 物 | 一 同 | 四 同 | 二 同 同 | 四 仕 同 同 工 藝 史 ノ 類 書 | 時間 每週 | 第二 期 | |
| 工見裝 場取飾 用圖圖 畫 | 一二 | 一 同 同 | 三 同 | 三 同 | 三 幾 筆 何 算 | | 三 仕 同 同 樣 書 | 時間 每週 | 第一 期 | 第 三 年 |
| 工見 場取 用圖 圖 | 一〇 | 一 同 同 | 四 同 | | 三 同 | | 二 仕 記 作 樣 事 文 文 書 | 時間 每週 | 第二 期 | |

職 工 科 學 科 課 程 表

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----------------|-----------|------|----|----|-------------------------------|----|----|----|-----|----|------------|-----|
| 木工 | 附工 | 手操工具 | 手工時數合計 | 時數總計 | 四八 | 三〇 | 四八 | 三〇 | 五三 | 四二 | 四八 | 五〇 | 五〇 | |
| | 一八 | 法切習 組、組 接 | 工具使用 練 | | | 一八 | 法研工 器磨具 物寸等 細工法 製 | 二四 | 彫同 | 刻 | 三四同 | 四二 | 指建大 物具工 | 四四同 |

別科學科課程表 (略ス)

第九條 生徒ノ定員ハ職工科ハ當分三十名ヲ限リトシ別科ハ凡三十名以内トス

第十條 職工科へ入學ヲ許スモノハ身體健康品行方正年齡十二年以上ニシテ左ノ學業試驗ニ合格シタルモノタルヘシ

一 簡易ナル讀書、作文、算術(筆術若クハ題算)及ヒ習字

第十一條 別科へ入學ヲ許ス者ハ身體健康品行方正年齡十四年以上ニシテ左ノ學業試驗ニ合格シタル者タルヘシ但學力優等ノ

者ハ本文年齡ノ限リニアラス

一 讀書(假名交リ若クハ漢文)

一 習字

一 作文(往復文)

第十二條 別科ノ生徒ハ授業料トシテ一學期(一學年ノ半季)金七圓五拾錢ヲ納付スベシ

第十三條 學年學期休業入學退學試業及ビ生徒心得等ニ關スル諸規定ハ概ネ東京商業學校ノ規則ニ據ル(註、東京商業學校規則)ハ明治十九年八月の官報に掲載されてゐるが、割愛する。

創設當初の實況

當初の教職員に關する記録は見當らないが、上原六四郎氏が首腦者として經營したらしい。氏は文部省一等屬のまま明治十六年八月に東京職工學校兼務となつたが、十九年の二月兼務を解かれ次で八月東京商業學校教諭に任ぜられてゐる。(阿部七五三吉氏、手工教育原論)

そして氏は當講習所の創設時代には少からざる盡力をしたものらしい。上原氏が後述の如く東京職工學校附屬職工徒弟學校初代の主事であつたことは申すまでもないが、その前身たる商工徒弟講習所時代にも非公式ながら所謂主事の職にあつたらしい。當講習所第一回卒業生半井雅吉氏は「當時の主事は我が美術工藝教育者として貢獻のあつた上原六四郎氏で濃厚篤實而して嚴格の士であつた」と述べ(山口貴雄、工業一夕話、工業大學藏前新聞、昭和十年四月)、又當講習所で上原氏に學んだ岡山秀吉氏は「當時……主事上原六四郎先生は徒弟教育に兼ね手工科の研究を同所(商工徒弟講習所)に於て行つてをられ」と述べ(岡山秀吉、手工科、工業生活、第二卷第一號、大正五年)、伊藤信一郎氏は明治二十二年八月に行はれた東京府主催の手工科教員講習會に關して「講師は當時の東京商業學校教諭で同校附屬商工徒弟講習所の主事であつた上原六四郎先生であつた(伊藤信一郎、手工教育原論)」と説いてゐるが、其等の資料より見る時、上原六四郎氏が講習所草創の初より所謂主事の重職に精進したものであり。されば後に明治二十三年に當講習所の東京職工學校移管に伴ひ上原氏が東京商業學校教諭から東京工業學校教諭に轉任した際に、「東京商業學校教諭奉職中同校附屬商工徒弟講習所創設ノ際ヨリ専ラ手工科授業ヲ擔任シ

殊ニ其事業タル創始ノ計畫ニ屬スル事多カリシニ特殊盡力成績尠カラズ依テ爲其賞金七十圓下賜（阿部七五三吉氏、前掲書）と發令せられてゐるのも、故ある哉であらう。

創設當初の實況に關しては殆んど資料が見當らない。山口貴雄氏が當講習所第一回卒業生半井雅吉氏に就て調査したものを次に引用する。（山口貴雄氏、工業一夕話、徒弟學校雜記、工業大學藏前新聞、昭和十年四月）

先年清水組を引退されて本學の近く東玉川町に自適されてゐる半井雅吉氏（明治二十二年七月木工科卒業）の話によると、當時の校舎は京橋木挽町（今の東京劇場の附近）にあつて、授業料無しで、筆墨、紙の類は全部官費で支給されたものだからだ。職工科が三年、別科として商業學校の豫科のやうなものがあつた。當時の主事は我が美術工藝教育者として貢獻のあつた上原六四氏で、温厚篤實而して嚴格の士であつた。

當講習所は其後暫く生徒募集を中絶した。「東京高等工業學校附屬職工徒弟學校一覽」（明治三十四年度）に據れば、當講習所は明治二十二年七月に第一回卒業生を出した後暫く中絶し明治二十六年七月に漸く第二回卒業生を出し、其間四年間中絶してゐる。中絶の理由はよく判らない。東京商科大學の沿革史たる「商業教育五十年史」に據ると「同月高等商業學校々舎を以て教場に當て、徒弟を募集し授業を始め、其の後教場等の都合に依り一時徒弟の募集を停止す」と記述されてゐる。

第一回卒業生

明治二十二年七月に當講習所第一回の卒業生を出した。明治三十四年度の「東京高等工業學校附屬職工徒弟學

校一覽」に據れば、その氏名、明治三十四年頃の勤務先、出身地は左記の通りである。「職工徒弟學校一覽」は明治三十四年以前のもは見當らない。）

| | | | | |
|-----------------------|----|-------------|-----------|----|
| 林 春 吉 | 東京 | 青 森 縣 廳 | 小 暮 福 吉 | 東京 |
| 高橋 豊 太郎 | 東京 | | 原 豊 次 郎 | 長野 |
| 吳 鎮 守 府 建 築 科 齋 藤 瀧 三 | 静岡 | 在 米 國 | 栗 鳥 十 朔 | 東京 |
| 佐世保鎮守府建築科 松 山 諫 | 東京 | 日本鐵道株式會社 | 半 井 雅 吉 | 東京 |
| 茨 城 縣 廳 小 山 直 | 茨城 | | 竹 腰 久 次 郎 | 東京 |
| 三井臨時建築掛 黒田重三郎 | 東京 | 日本橋區清水滿之助本店 | 野 口 半 之 助 | 茨城 |

卒業生の狀況に關し、山口貴雄氏は前述當校第一回卒業生半井雅吉氏の供述に基き次の如く述べてゐる。

「先年清水組を引退され本學の近く東玉川町に自適されてゐる半井雅吉氏（明治二十二年七月木工科卒業）の話によると、…其頃の卒業者は何れの方面に就職したかと言ふに、工業學校卒業生と大差無く、官廳民間工場であるが、名義は徒弟學校でも裨纏腹掛でやる者稀で、多くは現場監督といったやうな洋服着で、自營者もぼつ／＼あつた。半井氏同窓者の一人故野口半之助氏は故濫澤氏の都合で清水滿之助本店（清水組の前身）に入り、後年仲々活躍し手腕を振はれたさうである。（山口貴雄氏工業一夕話、徒弟學校雜記、工業大學藏前新聞、昭和十年四月）」

第二項 移管當初の狀況

東京職工學校移管

越えて明治二十三年三月手島精一氏が文部省非職参事官から東京職工學校長に來任したが、之より先一月に文部省は商工徒弟講習所を職工徒弟講習所と改稱し、之を東京職工學校の附屬たらしめた。是に關して手島校長は後に次の如く述べてゐる。(手島精一氏、回顧五十年)

私が工業學校に就任した時に丁度、今日の職工徒弟學校といふものが新に工業學校の附屬となつた。此の徒弟學校は先に妙なことで高等商業學校へ附けてあつた。文部省は工業學校を兎角に嫌つて、縁故の無い商業學校へ附けて置いたものでありまして、工業學校の方から言へば侮辱でありますけれども、先づそんな有様でありましたのを、私が工業學校長になるに就ての男はそんなことが好きだから此の方へ譲つてやらうと言ふので、職工徒弟學校が職工學校の附屬として加はつたのであります。私はその前に徒弟學校の商議員とか言ふことで世話したことがありました緣故もあるから、是は一つ下級の職工の工業教育に手を染める事が出来ると云ふので喜んで引受けた譯であります。

但し移管は手島校長來任前に行はれてゐる。従つてこの移管は前年十一月東京職工學校幹事に就任した小山健三氏（一）の徒弟教育に熱情あり經驗ある小山氏の企畫に俟つ所も多かつたのであらう(五一五頁参照)。「小山健三傳」には「君が東京職工學校に幹事となるや……從來高商の附屬たりし職工徒弟講習所職工科を東京職工學校に移管せしめ」と記されてゐる。

移管と教職員・授業・使命

本學園への移管に伴ひ商工徒弟講習所時代の教職員もその儘移管された。高商附屬時代から本學園移管にかけて當講習所に在籍した岡山秀吉氏はその書翰に於て「當時(高等商業學校)……主事上原六四郎先生は、徒弟教育に兼ね

手工科の研究を同所に於て行つて居られた：…然るに翌二十三年三月頃本所は其の組織改變と共に高等商業學校を離れて東京工業の附屬となり、名も職工徒弟學校と改まり、主事上原六四郎先生始め職員生徒一同其處へ移轉した」と述べてゐる。(岡山秀吉、手工料、工業生活、第二卷第一號、大正五年)

講習所移管以後の授業は東京職工學校の諸設備を利用したらしい。「東京高等工業學校二十五年史」には「爾來(移管後)木工場、仕上場及鍛工場は所屬學校に於ける従前の生徒控所を改修して之に充用し、教場も亦同校の教場を使用し、又鑄造場及銅工場は一時同校機械科工場を使用して實修に供したり」と記述されてゐる。

猶ほ前述の如く、當講習所の名稱は明治二十三年一月に職工徒弟講習所と改められたが、次いで明治二十三年八月に再び改稱せられて職工徒弟學校となつた。

當徒弟學校の目的は後掲規則第一條にも掲げられたる如く「職工ヲ養成」するのであつたが、然しながらそれは單に普通の職工養成ではなく又唯單に年季徒弟教育に代るものでも無い。實に「職工ノ津梁」の養成であつた。

但し素より當職工徒弟學校は高級迂遠な學問を教へる所では無い。新時代に即する新しき模範的な職工の養成を企圖してゐた。其の意味に於ては新しき時代に對應する模範的な徒弟教育とも言ふことが出來よう。手島校長は明治二十七年四月十一日の當校卒業式に於て職工徒弟學校の使命に關して次の如く演説してゐる。(同年同月十四日官報、學事欄に據る。)(猶手島校長は前年度に行はれた本學園移管以降第一回卒業式當時は海外出張中であつたので、手島校長の當職工徒弟學校卒業式に於る演説は此が最初である。)

當校ハ元ト高等商業學校ノ附屬ニシテ其當時ニ在リテハ單ニ木工科ノミヲ置キシカ去ル明治二十三年東京工業學校ニ轉屬シテ以來木工科ノ外新ニ金工科ヲ置キ徒弟ヲ募集セリ 然ルニ當校ハ主トシテ實業家ノ子弟ヲ募集セシヲ以テ募集範圍ノ狹隘ニシテ且ツ當校カ比較的新設ナルトニ因リ世人ノ當校ヲ知ルモノ未タ多カラス 故ヲ以テ應募ノ徒弟極テ少數ニシテ既ニ今回ノ如キハ木工科徒弟ノ卒業スル者一人モ之ナキノミナラス 又金工科ノ卒業徒弟ノ僅ニ八名ヲ出スハ實ニ此種ノ教育ノタメニ大ニ遺憾トスル所ナリ

抑々學校ニ於テ徒弟ヲ教育スルハ當校ノ外未タ曾テ他ニ之アルヲ聞カス故ニ來賓諸君中ニハ徒弟學校ノ教育法ヲ知ラント欲スル人ナキニアラサルベキヲ以テ今當校ノ教育法ニ就キ請フ其略ヲ陳ヘン

當校ハ木工ニ於テハ大工指物師、金工ニ在リテハ鍛冶鑄物師等タラント欲スル職工ヲ養成スル場所ニシテ決シテ學問ノミヲ授クルモノト日ヲ同クセス 其ト同時ニ卒業シタレハトテ直ニ一人前ノ職工タルニアラス蓋シ從來子弟ニ職業ヲ授クルノ道唯年季徒弟ノ一法アリシノミ然ルニ近來此年季徒弟法モ世ノ風潮ニ從ヒ漸ク衰微ヲ顯セリ又本邦目下ノ工事中ニハ夫ノ製鐵業等ノ如キ漸次自家工業ハ大工業ノ組織ニ變シタルカタメ此ノ如キ工場ニ於テハ別ニ親方ト稱スルモノアラサレハ隨テ徒弟ヲ養ヒテ之ニ職業ヲ授クルノ道殆ト之ナキニ至レリ故ニ一ハ衰ヘタル年季徒弟法ノ一端ヲ補ヒ一ハ大工場ノ職工タラントスル者ヲ養成セント欲セハ此種ノ學校ヲ設ケテ徒弟ヲ教育スルノ外他ニ良法ナキカ如シ加之近年頓ニ工業ノ發達ヲ來シ各般ノ工業皆學理ノ應用ヲ要スルコト多キノ今日ニ於テ多數職工ハ概ネ其業務ニ關スル智識ニ乏シク爲ニ我製品ノ外國品ニ劣ルモノアルニ至ルハ往々之ニ職由スルナキ能ハス是レ亦徒弟學校ノ設置ヲ必要トスル所以ナリ然レトモ徒弟學校ハ固ヨリ他ノ普通學校ト異ナルモノナレハ只學問ノミニ偏シ實業ヲ執ルニ方リ勞働ヲ嫌厭スルカ如キハ尤モ當校ノ本旨ニアラサルヲ以テ學科程度ノ如キハ普通ノ讀書算術ニ止メ之ニ加フルニ各般ノ實業ニ必要ナル製圖並ニ理科ノ初歩ノ如キハ最モ重キヲ置キテ之ヲ教授ス其修學年限三ヶ年ノ中二ヶ年ハ學科ト實業トヲ各々一半ニ授ケ第三年ニ至リテハ製圖時間ノ外ハ終日各工場ニ於テ實地ノ作業ニ従事

セシムルコト、セリ之レ實地ノ作業ニ最モ重キヲ置ク所以ナリ然リト雖モ前ニ述ヘタルカ如ク徒弟タル者當校ヲ卒業シタルモ直ニ一人前ノ職工タルニアラス凡ソ各業ニ於ケル鍛鍊工夫ハ實地ノ作業ニ就キテ練習ヲ積マサレハ容易ニ上達スルモノニアラサルヲ以テ卒業後モ尙ホ數年間ハ實業家ノ徒弟ト爲リテ伎倆ヲ練磨セシメント欲ス是レ當校ノ規則ニ於テ徒弟卒業後尙ホ二ヶ年以上當校ノ監督ヲ受ケ實業家ノ徒弟ト爲リ而シテ職工タルノ資格ヲ具ヘタル者ニハ職工合格證書ヲ付與スヘシト規定シタル所以ニシテ當校ハ單ニ善良ナル職工ノ素地ヲ養フニ過キスシテ決シテ當校ノ教育ノミヲ以テ足レリトスルモノニアラス 然ルニ徒弟學校ノ特色ナルモノハ從來ノ年季徒弟法ハ少クモ七年以上ノ歲月ヲ要スルモノナルニ當校ハ三年ヲ以テ實地ノ作業ニ加フルニ業務ニ必要ナル學問ヲモ教フルモノナレハ他日善良ナル職工タランコト亦難キニアラス既ニ客年卒業セシ輩モ其雇主ノ報告ニ依ルニ職工タルノ成績佳良ニシテ望ヲ屬スヘキモノ多シト又今回ノ卒業徒弟八名ノ如キモ卒業以前ニ在リテ現業ノ練習ヲ爲サシムルカタメ之ヲ雇入レント欲スルモノハ卒業徒弟ノ員數ニ超過セリ以テ將來徒弟卒業者ノ世用ノ便ヲ充スルヲ知ルニ足ランカ 徒弟學校ノ世用ヲ便スルニ足ルハ已ニ前述ノ如シ殊ニ今世ノ如キ學理ヲ工業ニ應用スルノ必要アルノ日ニ際シ此種ノ學校ノ世益ヲ興スニ足ルハ斷言スルコトヲ憚カラサルト同時ニ徒弟學校ヲ以テ從來ノ年季徒弟法ニ代ラシメントスルハ固ヨリ不可ナリ抑々年季徒弟法ハ夫ノ生計ニ餘裕ナキ職工ノ如キハ其子弟ヲ他人ノ子弟タラシメ父兄ハ畜ニ衣食ノ係累ナキノミナラス職業ヲモ學ヒ得ルヲ以テ此法ハ是マテ職工ヲ養成スルニハ最モ簡便ナルモノニシテ假令年季徒弟法ハ昔日ノ如ク盛行レサルモ尙ホ此法ノ永續セラル、ノ必要アルハ辯ヲ俟タスト雖モ夫ノ從來行ル、親方ナルモノハ往々徒弟ヲ使役スルニノミ止リ別ニ之ヲ教フルノ法ナク職業ノ鍛鍊工夫ノ如キモ徒弟ノ自身ノ啓發ノミニ一任スルヲ以テ比較的ニ良工ヲ出スコト少キハ是レ實際止ムヲ得サルノ事情アルニ因ルト雖モ抑々文明ノ利器一タヒ我工業界ニ利用セラレシヨリ其發達今日ノ如クナルヲ以テ此輩ノ徒弟ヲ待タンカタメ實業補習學校ヲ設置セラレ夜間其他事務ノ餘暇ニ於テ卑近ノ普通教育及業務ニ必要ナル學科等ヲ設クルハ職工徒弟學校ト共ニ將來倍々我工業ノ進歩ヲ促スニ於テ最モ必要ナルコトト信ス

規則制定

明治二十三年八月に本學園移管以降最初の當徒弟學校規則が制定された。此の規則の内容は次に掲ぐる通りである。(官報、明治二十三年八月二十二日)

東京工業學校附屬職工徒弟學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ主トシテ木工若クハ金工ヲ業トスル者ノ子弟ニ適切必須ナル實修及其補助タルヘキ學科ヲ授ケテ將來善ク實業ヲ操ルヘキ職工ヲ養成スル所トス

第二條 木工ヲ別テ大工及指物ノ二科トシ當初一年間ハ大工及指物ニ通スル作業ヲ豫習セシメ後テ徒弟ノ志望ニ應シテ其一科ヲ專修セシムルモノトス

第三條 金工ハ專ラ眞鍮銅鐵等ノ作業ヲ爲サシムルモノトス

第四條 實修ノ補助科トシテ讀書、作文、習字、算術、理科、圖畫及體操ノ七科ヲ授ク此中ニ就キ所定ノ程度ニ對シ相當ノ學力アリト認ムル者アルトキハ之ヲ試験シ合格者ニハ其授業ヲ省キ之ニ代ヘテ專ラ實修ヲ爲サシムルモノトス

第五條 本校徒弟修業年限ハ三箇年トス

第六條 徒弟卒業ノ後チ尙二箇年間本校ノ監督ヲ受ケ現業練習ノ爲メ製造所又ハ實業者ノ徒弟トナリ實地ニ作業ヲ爲サシムルモノトス

但本文現業練習ニ從事セントスルモ製造所又ハ實業者ニ於テ使用スルモノナキトキハ東京工業學校長ノ承認ヲ經テ本校ノ工場ニ於テ實修シ或ハ一時他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四章 前身校の附設機關 (附屬職工徒弟學校)

| 實金 修工 | 實木 修工 | 圖 畫 | 理 科 | 算 附 幾 何 | 習 字 | 作 文 | 讀 附 修 身 書 | 科 目 | 年 限 |
|----------------------------|----------------------------|----------------|---------------------|------------------|---------------------|----------|-----------------------|------------------|------------------|
| | | | | | | | | | 時間 |
| 以上 | 以上 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 | 每 週 時 間 | 第 一 年 |
| 鑄鐵 鑄銀 鑄工 工工 工工 | 大指 修物 工工 | 自在 器畫 畫畫 | 工物 具理 | 算術 | 文商 工日 字用 | 楷行 | 往復 文 | 漢字 交リ | 第 一 學 期 |
| 二三 | 二三 | 一〇 | 五 | 五 | 二 | 二 | 二 | 每 週 時 間 | 第 二 年 |
| 鑄鐵 鑄銀 鑄工 工工 工工 | 同 同 同 同 同 同 | 同 同 | 同 同 | 幾算 何術 | 同 | 同 | 同 | 每 週 時 間 | 第 一 學 期 |
| 二八 | 二八 | 二八 | 八 | 四 | 四 | 二 | 二 | 每 週 時 間 | 第 二 年 |
| 鑄金 鑄工 工工 工工 | 大指 工工 工工 工工 | 見用 取器 圖畫 | 工物 業在 用器 料 | 幾簿 記大 何意 | 書文 工日 簡字 用 | 行日 工用 | 證同 文類 | 同 | 第 一 學 期 |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 八 | 四 | 四 | 二 | 二 | 每 週 時 間 | 第 二 年 |
| 同 同 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 同 | 同 | 同 | 同 | 每 週 時 間 | 第 三 年 |
| 四四 | 四四 | 四四 | 六 | 二 | | | 二 | 每 週 時 間 | 第 一 學 期 |
| 理學 其他 之器 械製 作 | 測地 大意 | 同 同 | 工業 用料 | | | | 記樣 事書 | 同 | 第 二 學 期 |
| 四六 | 四六 | 四六 | 六 | | | | 二 | 每 週 時 間 | 第 三 年 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | | | | 同 | 每 週 時 間 | 第 三 年 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|---|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 體 | 操 | 二 | 兵 | 式 | 二 | 同 | 二 | 同 | 二 | 同 | 二 | 同 |
| 每週時間合計 | | 四八 | | | 五〇 | | 五二 | | 五四 | | 五八 | |
| | | | | | | | | | | | 五八 | |

第八條 授業時間ハ毎日修學三時間ヲ度トシ實修（圖書共）ハ當初毎日五時トシ漸次時數ヲ増シテ日没ニ至ル

第三章 學年學期休業

第九條 學年ハ九月一日ニ始リ翌年七月三十一日ニ終ル

第十條 學年ヲ分テ二學期トス第一學期ハ九月一日ヨリ翌年二月二十八日ニ至リ第二學期ハ三月一日ヨリ學年ノ終ニ至ル

第十一條 授業ハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前八時ヨリ四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前七時ヨリ始ム

第十二條 本校休日ハ左ノ如シ

日 曜 日

秋季皇靈祭 十月十七日

神嘗祭 十一月三日

天長節 十一月二十三日

新嘗祭 十二月二十五日ヨリ一月七日マテ

冬期休業 一月三十日

孝明天皇祭 二月十一日

紀元節

春季皇靈祭

第四章 前身校の附設機關（附屬職工徒弟學校）

神武天皇祭

四月三日

第一學期試業後一週間以内

夏季休業

八月一日ヨリ同三十一日マテ

第四章 入退學

第十三條

入學ノ期ハ每學年ノ始メ一回トス時宜ニヨリ補缺ノ爲メ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十四條

入學セントスルモノハ左ノ各項ニ適合スルモノトス

一 年齡滿十二年以上滿十五年以下

一 品行端正ナル者

一 身體強健ナル者

一 尋常小學第三年級以上ノ修業證書ヲ有スル者若クハ左ノ學科ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

讀書、作文、習字、算術、筆算

學力優等品行端正ニシテ一箇年以上實業ニ従事シタルノ實績アルモノハ前項年齡ノ限リニアラス

第十五條

本校ノ入學試業ヲ受ケント欲スルモノハ入學願書（甲號書式）ニ履歷書（乙號書式）ヲ添ヘ本校ヘ差出スヘシ

第十六條

入學ノ許可ヲ得タル者ハ其當日ヨリ一週日以内ニ保證人連署ノ誓書（丙號書式及保證書（丁號書式））ヲ保證人同伴

ニテ持參スヘシ尤モ父兄若クハ最近親族遠隔ノ地ニアル者ハ願ニ依リ保證書差出日限ヲ延期スルコトアルヘシ

但父兄若クハ最近親族ヲ以テ在學保證人トナストキハ保證書ハ差出スニ及ハス

第十七條

保證人ハ二十五年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ於テ一家ヲ立テ徒弟ノ身分ニ關シ一切ノ事ヲ引受クルニ足リ且其身

上ニ關涉シ得ヘキ關係アル者ニ限ル

但本條ニ適合スヘキ保證人ヲ得ル能ハサルモノハ本條ニ比準スヘキ者ヲ選ヒ其交際ニ於ケル關係ノ來歴ヲ證明シ認可ヲ得テ定ムヘシ

第十八條 入學ヲ許可セラレタル者ト雖モ第十六條第十七條ノ成規ニ違フ者ハ如何ナル事情アルモ入學許可スルコトナシ

第十九條 保證人宿所ヲ轉シ或ハ改印スル等ノ事アレハ一週日以内ニ必ス届出ツヘク又府外ニ旅行スルトキハ相當ノ代理人ヲ

立テ置クヘシ

第二十條 保證人死去若クハ他府縣ニ轉任スル等或ハ旅行三箇月以上ニ涉ルトキハ直ニ第十七條ニ合格スル保證人ヲ立テ之ニ

代ヘ更ニ誓書ヲ改ムヘシ

第二十一條 徒弟ハ自費ヲ以テ本校制定ノ帽ヲ調製着用スヘシ

但新ニ入學セルモノハ其入學ノ日ヨリ一箇月以内ニ本文ノ帽ヲ調製スヘシ

第二十二條 徒弟疾病或ハ不得止事故アリテ遲參シ若クハ一日缺席シ又ハ半途退出スルトキハ三日以内ニ必ス保證人ヨリ其旨

届出ツヘシ若シ缺席二日以上ニ涉ルトキハ其事故及日數ヲ詳記シ三日以内ニ必ス保證人ヨリ届出ツヘシ尤モ病氣ニテ引續キ

一週日以上缺席スルトキハ醫證ヲ添フヘシ

但本文ノ事故ニ依リ二日以上旅行セントスルモノハ其前保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二十三條 本校ニ於テハ毎月末一回徒弟ノ勤惰及學業ノ成績表ヲ保證人ニ送付シ保證人ハ之ニ捺印シテ本校ニ返付スヘシ

第二十四條 徒弟學業不進若クハ品行不良ニシテ成業ノ目的ナシト認ムルモノ又ハ工場實習ヲ嫌厭スルノ形跡アルモノハ退學

ヲ命スヘシ

第二十五條 本校卒業生ハ職業及就職ノ場所等變更ノ節ハ直ニ本校ヘ届出ツヘシ

第五章 試業及卒業證書

第四章 前身校の附設機關（附屬職工徒弟學校）

第二十六條 試業ヲ分テ左ノ三種トス

一 入學試業 第四章第十四條ニ依リ入學者ノ學力ヲ試驗スルモノトス

二 通常試業 通常試業ハ教員ノ見込ヲ以テ毎月一回之ヲ行フモノトス

三 學期試業 學期試業ハ每學期ノ終ニ於テ本學期中履修セル課目ニ就キ其學力ヲ試驗スルモノトス

第二十七條 第二十六條ノ試業ニ評點ヲ附スルノ外別ニ日課及學年ノ評點ヲ設ク

但實修中特ニ試業ヲ行ヒ難キモノハ其日課評點平均數ヲ以テ試業評點トス

第二十八條 諸課目ノ第一學期評點平均數及學年評點平均數ノ多寡ニヨリ徒弟ノ席順ヲ定ム

第二十九條 評點ハ各課目ニ就キ一百點ヲ最高點トシ實修評點數六十點以上其他ノ各課目ノ評點數二十五點以上ニシテ諸課目

ノ評點平均數五十點以上ヲ合格點トス

但諸課目ノ評點平均數五十點以下ナルモ實修評點ニ於テ八十點以上ヲ得ルトキハ進級セシム

第三十條 各課目ノ日課評點ハ徒弟ノ應答及製作品ノ成績ニ就キ之ヲ與フルモノトス

第三十一條 各科目通常試業評點ハ各課目通常試業ノ點數ニ其日課評點平均數ヲ加ヘ二除シテ之ヲ得ルモノトス

第三十二條 事故ノ何タルニ拘ラス通常試業ニ缺席スルモノハ零點トス

第三十三條 特ニ實修ニ缺課多キモノハ其日課評點平均數若干ヲ減ス

第三十四條 各課目ノ學期試業評點ハ通常試業評點平均數ノ二倍ニ學期試業點ヲ加ヘ三除シテ之ヲ得ルモノトス

第三十五條 病氣ノ爲メ學期試業ニ缺席スルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ當日始業前ニ届出ツヘシ一週日以内

ニ出席スルモノニ限リ其實質ヲ調査シ試業ヲ受ケシムルコトアルヘシ

但他ノ事故ニヨリ缺席スルモノアルトキハ止ムヲ得スト認ムルモノニ限リ本文ニ準ス

第三十六條 各課目ノ學年評點ハ二學期試業評點數ノ總和ヲ二除シテ之ヲ得ルモノトス
但一課目ノ授業一學期ニ畢ルトキハ其學期試業評點ヲ以テ學年評點トス

第三十七條 第三年級ノ終ニ於テ試業ノ成績合格ノモノニハ卒業證書ヲ與ヘ後テ現業練習ヲ了シ使用主ノ證明アルモノ及本校
工場ニ於テ更ニ二箇年實修ヲ了シタルモノニハ職工認定證書ヲ與フ

第三十八條 卒業生在學中ノ行狀ヲ査定シ最モ善良ナルモノニハ其證明書ヲ與フヘシ

第六章 授業料

第三十九條 授業料ハ一箇月金五拾錢トシテ毎月五日迄ニ東京工業學校收入官吏ニ納付スヘシ

但八月分ハ授業料ヲ徵收セス(註 授業料徵收は移管以後入學者が比較的多數になつた爲と謂はれてゐる。東京高等工業學
校二十五年史)

第四十條 徒弟學業實修優等品行善良ニシテ他徒弟ノ模範タルヘキモノハ特待生トシテ一學期若クハ數學期間ノ授業料ヲ免除
スルコトアルヘシ

第四十一條 授業料ヲ納付期限内ニ納メサルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ニ通知スヘシ尙其未納二週日ニ至ル
モノハ退學ヲ命ス

是等の規則は後に翌々明治二十五年に改正せられ、(1)學科課程を改め、(2)貧困者の子弟は其情狀に依り授業料
を免除することとなつた。(附屬職工徒弟學校一覽「明治三十四年度に據る」)

猶ほ明治二十三年新に金工科を置き鑄工・鍛工・施工・仕上の各業を教授することとした。又明治二十三年十月
に實業協議員を置いた。實業協議員の定員は十名以内とし、此方面の専門家に委託し、「隨時實業ニ關スル意見ヲ
陳述スルモノトス又本校利害ノ消長ニ關スルコトハ何事ニ依ラス之ヲ建議スルコトヲ得」しめることとした。

猶ほ前述の如く四年間生徒募集を中止して甚だ振はなかつたが、本學園に移管されると同時に、再び生徒募集をなした。此の時に入學を許可された者は木工科二十八名、金工科二十五名であつた。(明治二十六年卒業式に於る三宅主事の報告)

又明治二十四年七月二十四日勅令第三百三十七號を以て「文部省直轄諸學校官制」が改正せられ、その内に東京工業學校附屬職工徒弟學校に主事を置くことを法令化した。(當時の官報に據る)

第三十條 東京工業學校ニ附屬職工徒弟學校ヲ置ク附屬職工徒弟學校ヘ主トシテ木工若クハ金工ヲ業トスル者ノ子弟ニ實業ヲ授ケ適良ノ職工ヲ養成スル所トス

第三十三條 文部大臣ハ、教官ノ中ヨリ附屬職工徒弟學校主事ヲ命シ其事務ヲ掌ラシム

附 則

第四十六條 本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

斯くて八月十六日には前述上原六四郎氏が初代の主事になつた。(當時の官報に據る)

東京工業學校附屬職工徒弟學校主事ヲ命ス

東京工業學校教授 上 原 六 四 郎

然しながら上原氏の主事在任期間は割合に短く、明治二十四年十月には東京音樂學校教授として轉出してゐる。(阿部七五三吉氏、前掲書)。そして後述明治二十六年の卒業式に於て三宅正雄氏が主事として學年報告をしてゐる所を以て見ると、上原氏の次、又は次の次に三宅氏が主事の職に就いたらしい。

當 時 の 狀 況

本學園移管當初の狀況に關しては適當なる資料が見當らないが、明治二十二年高商附屬時代から本學園移管時代にかけて在籍した岡山秀吉氏の書信の一節を左に引用する。

小生は二十二年手工科研究の目的を以て當時の高等商業學校附屬商工徒弟講習所の研究科へ臨時入學の許可を得た。蓋し同所主事上原六四郎先生は、徒弟教育に兼ね手工科の研究を同所に於て行つて居られたからである。然るに翌二十三年三月頃本所は其の組織改變と共に高等商業學校を離れて東京工業學校の附屬となり、名も職工徒弟學校と改まり、主事上原六四郎先生を始め職員生徒一同其處へ移轉した。これぞ今の附屬職工徒弟學校であつて、又小生が工業學校の恩惠を受けることになつた始末である。而して小生は當附屬校に於て前の研究を繼續する外特別に本校機械科の實習の一部を併習することを許可せられ、該工場に於て木工、旋盤工、板金工、鑄物、鍛冶、仕上等の實習を爲すことを得た。(岡山秀吉氏、手工科、工業生活、第二卷第一號)

當時の教職員に關しても殆んど資料が無い。少し後のことを書いたものであるが、明治廿七、八年頃農商務省技師の傍ら東京工業學校教授を兼ねた山口貴雄氏の記述に次の一節がある。

學科は木工科、金工科の二科に分れ、更に此の木工科は大工、木型、指物、金工科は仕上、鑄物、鍛工、板金に夫々類別されてゐた。其頃の教師の顔觸れを伺ふと、神作瀆吉氏が習字と作文を、葛西徳一郎氏は數學及工場要法、今景彦氏が圖案並に數學を擔當してをり、教授方針や教材などは各氏が銘々持寄りてやつてゐた。

外に實習の指導役として木工科金工科に數人の職人が居た。此等の人は何れもキリキリシヤンと半纏掛紺股引の威勢のいい恰好をし忠實に立廻つたものだ。此の中でも木工科の矢部龜吉氏の如きは實地から叩き上げた名工で、宮中の献上品等は同氏の手になつたものが多かつた。(山口貴雄氏、工業大學藏前新聞、工業一夕話、第二五〇號、昭和十年四月十五日)

當職工徒弟學校の明治二十六年までの沿革並に狀況は、同年の卒業式に於て當時の主事三宅正雄氏が述べた學年報告に詳しいから、左に引用する。(當時の官報)

職工徒弟學校主事三宅正雄學年報告

當校ハ明治十九年八月始テ商業學校附屬商工徒弟講習所中へ職工科トシテ設置セラレ二十三年一月職工徒弟講習所ト改メ東京工業學校ニ屬セラル同年八月更ニ職工徒弟學校ト改稱セラレ規則ヲ改定シ金工科ヲ増設セリ此時徒弟ヲ募集シ入學ヲ許可セシ者木工科ニ八名、金工科ニ十五名、次テ二十四年中ニ入學ヲ許可セシ者金工科ニ二十七名、木工科ニ九名、二十五年中ニ入學ヲ許可セシ者木工科ニ一名、金工科ニ二十二名ナリ又本年中臨時ニ入學ヲ許可セシ者木工科ニ一名、金工科ニ二名ニシテ上來入學ヲ許可セシ者ヲ合計スレハ木工科ニ十九名、金工科ニ五十七名、總計七十六名トシ其内死亡又ハ退學セシ者二十六名ヲ除キ徒弟現員五十名ナリ

右ノ内今回ノ卒業生ハ木工科ニ四名、金工科ニ十名ニシテ何レモ明治二十三年中ノ募集ニ係ルモノナリ而シテ第二回ノ卒業ナリト雖モ東京工業學校附屬ト爲リ徒弟學校ト改稱シタル以後ニ於テハ第一回ニ屬スルモノトス之ヲ最初ノ卒業生人員ニ合算セハ其總數二十六名タリ

當校規則改定ノ結果ニ由リ今回ノ卒業生ハ第一回ノ卒業生ト異ナル所アリ即チ三箇年ノ學科課程ヲ了リタル後尙ホ二箇年間實業ニ就キ更ニ現業練習ヲ受クルコト是ナリ蓋シ三箇年ノ學科課程ハ職工トシテ必要ナル技術ト普通ノ學科ヲ授クルモ尙ホ實業上ノ精熟ヲ要シ卒業ノ後更ニ實地ノ練習ヲ與フルニ在レハナリ

當校ハ成ルヘク實業家ト氣脈ヲ通シ實業ト隔絶セサルヲ期シ傍ラ當校教科中實修ニ涉ル事項ヲ協議スルタメ實業協議員ヲ設クルノ必要ヲ認メ明治二十三年十月中該規程ヲ制定シ後二十四年七月勅令第百三十七號ヲ以テ當校ニ關スル條項ヲ規定セラレタルト同時ニ更ニ實業協議員規程ヲ定メ各經歷アル諸氏ニ之ヲ囑託ヲ爲セリ

昨二十五年中實業協議員ノ協議ヲ經テ當校規則ニ追加修正ヲ加ヘタル重ナル件ハ従前ノ金工科ハ專ラ眞鍮、銅、鐵等ノ作業ヲ爲サシムルモノタリシヲ今回ハ鑄造、鍛冶、仕上ノ三科トシ當初一年間ハ一般ニ通スル作業ヲ豫習セシメ後徒弟ノ志願ニ應ジテ其ノ科ヲ專修セシムルコトト改メ又學科課程中三年生ノ讀書及理科並ニ二年生ノ簿記大意ヲ削除シ且ツ木工科ノ實修中彫刻及測地大意ヲ削除シ又徒弟ハ自費ヲ以テ本校制定ノ帽ヲ調製着用スルノ外工場服ヲ用フルノ事項ヲ加ヘ又授業料徵收項中徒弟ノ父兄貧困ニシテ前項ノ授業料ヲ納付シ難キモノアルトキハ其情狀ヲ調査シ特ニ期日ヲ定メ其全額又ハ幾分ヲ免除スルコトアルヘシトノ事項ヲ加ヘタル等要スルニ學科ヲ近切ニシテ實業ヲ重シ勞作ニ服スルノ慣習ヲ誘導スルノ旨趣ニ外ナラザリキ

昨年八月已降當校規則第四十條ノ旨意ニ據リ徒弟ノ學業實修優等品行善良ニシテ他徒弟ノ模範タルヘキモノヲ特待生ト爲シ一學期若クハ二學期間授業料ヲ免除セシモノニ二年生ニ二人三年生ニ二人内金工科ニ三人木工科ニ一人トス

當校所屬ノ工場ハ從來唯木工場ノミニシテ金工場ハ一時本校機械科工場ヲ假用セシカ本年二月ニ至リテ鑄工場ヲ新設シ及在來ノ建物ヲ改築シテ仕上、鍛冶ノ二工場ト爲シ四月ニ至リ該場ニ於テ實修セシメタリ而シテ新設ノ金工場ニ於テ實修製作ニ係ル物品ノ重大ナルモノヲ擧クレハ金工用踏旋盤、鍛冶火床、鑄造仕上用具ノ類ニシテ何レモ工場ニ備ヘ實修上ノ使用ニ供セリ

昨年中ニ於ケル製作品ノ重ナルモノハ「シカゴ」博覽會ニ出陳シ其他ハ概ネ賣却シタリ又本年ヨリ製作ノ注文ニ應スルコトト爲セシハ一ニハ製作收入金ヲ以テ經費ノ一部ヲ補給シ二ニハ實修上徒弟ノ技術ヲ獎勵スルヲ目的トス但シ徒ラニ收入金ノ多カラシコトヲ欲セハ勢實修ノ順序ヲ錯リ進歩ヲ障碍スルノ恐アルヲ以テ注文品アルニ方リテハ實修上其適否ヲ考ヘ無益ナル製作ハ謝絶スルコト亦己ムヲ得サルナリ

終リニ臨ミテ特ニ報導スヘキ事アリ今回徒弟ノ授業料ヲ大ニ減省シタルコト、保證人ノ資格ヲ改定セシコト、徒弟ノ工場服及帽ノ事項ヲ省略セルコト等はナリ此理由タル現在職工ノ情況ヲ見ルニ多クハ生活ノ餘裕ナキ者ニシテ月々授業料五十錢ヲ納ムルハ其負擔甚タ輕カラサルモノノ如シ依テ授業料ヲ減省シ學費ヲ省キ以テ此等ノ父兄ヲ誘導スルハ徒弟教育獎勵上最モ急要ナ

リトス然レトモ之ヲ全廢センカ前途成業ノ目的ナキモノト雖モ濫ニ入學シ來リシ爲ニ管理上ニ困難ヲ來スノ患ナキニアラサルヲ以テ第一年生ニ限リ一ヶ月僅ニ二十五錢ヲ徵收スルコトト爲セリ又保證人ノ資格ヲ改定セシコト並ニ工場服及帽ノ制ヲ廢シタルモ要スルニ入學ノ手數ト費用トヲ省キ容易ニ入學シ得ルノ便利ヲ與ヘタルニ外ナラス是レ皆徒弟教育獎勵上最モ須要ノ事項ナリト考フルナリ

本學園附屬以降第一回卒業式

本學園附屬以降の第一回卒業式、而して高等商業學校附屬商工徒弟講習所創設以來第二回卒業式は、明治二十六年七月二十五日に行はれ、卒業生十四名は、校長代理の小山健三氏より卒業證書を受けた。(當時手島校長は洋行中)。此の卒業式の狀況に關しては、當時の官報の學事欄(明治二十六年七月二十七日)に掲載されてゐるが、その中小山學校長代理の訓辭及生徒總代答辭を左に掲げる。

東京工業學校長代理 小山健三演述

徒弟學校ノ施設ノ至精ハ鍛鍊ヲ加ヘタル少數ノ職工ヲ造リ之ヲ勞働社會ニ送り日新ノ智識及技術ヲ多數ノ職工ニ傳播セシムルノ津梁ニシテ殊ニ新工業ヲ起シ又ハ舊工業ヲ改良スルニ於テ最モ効益アラン敢テ一般ノ職工ヲ養成シテ舊來ノ年期徒弟法ニ代ヘントスルモノニアラサルナリ

徒弟學校ハ地方工業ノ狀態ニ應ジ漸次設立ヲ要スルモノナリ但シ其事タル我國ニ於テハ創始ニ屬スルヲ以テ最モ世人ノ注意ヲ惹カントトヲ務ムヘシ

抑々其教育ノ方法ハ如何ニスヘキ舊來ノ徒弟法ニ比較スルトキハ生徒ノ成業遲速ハ如何、卒業成績ハ如何、學校ノ設備ハ如

何、創設維持ノ費用ハ如何是レ皆未タ吾人ノ經驗セサル所ナリ此疑問ヲ答釋シテ世上ニ開示スルハ本校ノ義務ニ屬ス

卒業ノ諸子ハ深ク本校ノ趣意ヲ領シ決シテ今日ノ小成ニ安セス更ニ進テ二年間ノ現業練習ニ從ヒ大ニ業ヲ磨キ行ヲ礪キ以テ良匠名工ト爲リ職工社會ニ向ヒテ智識技術ヲ輸送スルノ舟筏ト爲リ之ヲ小ニシテハ一己ノ立身名譽ヲ謀リ之ヲ大ニシテハ全國ノ工業ヲ隆盛ナラシムルノ心掛アランコトヲ望ム

卒業生總代能村知二答辭

生等本校ニ入學以來常ニ親切ナル教導ヲ蒙リ以テ今日ノ榮ヲ受クルニ至ルハ生等ノ感謝ニ堪ヘサル所ナリ、生等今ヨリ後ハ成規ノ實業練習ニ從ヒ一層勉強シテ校恩ノ萬一ニ報イント欲ス謹ンテ答辭ヲ述フ

因に記す。小山健三氏が非常なる傑物であることは、手島校長の激賞（手島精一氏、回顧五十年）、小山氏其後の經歷（東京高等商業學校長・文部次官・三十四銀行頭取）が示す通りであるが、氏は明治二十二年十一月東京職工學校幹事就任（後に東京工業學校教授）以前より徒弟學校には大なる熱意を有し、長崎縣學務課長兼長崎縣師範學校長時代に既に之を實施してゐる（三十四銀行、小山健三傳）。又、井上文相の低度工業教育振興を目標とする「實業教育費國庫補助法」制定に際しては、之を唱導し之に參畫したことは前述の通りである。

第三項 其後の變遷

主要なる變遷

東京工業學校時代に於ける其後の主要なる變遷を擧げると次の通りである。（特別に引用文献を明記した以外は

「東京高等工業學校四十年史」に據る）

一、明治二十六年七月規則を改正し、從來の如く木工・金工各數種の實技を併修せしめることを止め、更に木工科を大工・指物及木型の三分科に、又金工科を鑄造・鍛冶・仕上・板金工附鉛工の四分科に區分し、最初第一年に限り各一般作業を豫修せしめ、第二年より志望の一科を専修せしめることとした。又授業料を半減して月額二十五錢とし、第一年生の外は之を徴收せざることとした。是れ當時に於ても適當な入學者が多くはなかつたので、一學年在學したものに對しては獎勵の意味で授業料を廢したのである。又職工認定證書授與に關する規定を設け、當徒弟學校を卒業したものは、職工に適當して居ると云ふ證明を與へ、當徒弟學校教育の効果を世間に明示し、卒業者の就職の便宜としたのである。此の改革に關し井上文相は小山健三氏に對して次の書翰を送つてゐる。（三十四銀行、小山健三傳）

本日三浦ノ別莊ニテ徒弟校報告書ヲ讀レリ貴下ノ昨年來工業學校ニ勤務セラレ工業教育ニ熱心ヲ注キ殊ニ徒弟學校ノ爲ニ規則ノ改正ヲ施シ授業料ノ一部ヲ廢シ外柱的ノ制帽ヲ廢シタルカ如キ着々近實ノ方嚮ヲ取リタルハ余ノ尤満足ヲ表スル所ナリ余ハ仍百尺竿頭ノ一步トシテ此ノ報告書ノ末段ニ謂フ所ノ近來歐米學者ノ稱道スル所ノ彼ノ快樂ヲ以テ職工子弟ヲ誘導シテ教育ノ門戸ニ入ラシムルノ美事ヲ實施シ且校外ノ徒弟ヲシテ夜間ノ講說ヲ傍聽スルノ自由ヲ得シメ（但多少ノ制限ヲ用キ）以テ徒弟校ノ効用ヲ廣ク工業社會ニ知ラシムルノ要用ナルヲ信ス此事ニ付手島校長ニ紹介シテ商議ノ便ヲ予ヘラレンコトヲ望ム 頓首頓首

明治廿六年天長節夜

小山君 貴下

井 上

毅

一、從來卒業式は毎年九月に舉行されてゐたが、明治二十七年の卒業式より之を四月に改め、新入學生徒の募集も四月に行ふこととした。其の理由は、明治二十七年四月十四日の當徒弟學校卒業式に於て當時の三宅主事が述べてゐるやうに小學校の卒業が三月であるので其と連絡する爲である。

一、明治三十一年九月工業教員養成所生徒の實地授業練習の爲め、當校の教科の一部を教授させる制を定めた。
一、同年十二月當校教場より失火し、校舎及工場の一部延焼し器具・機械・圖書・記録殆ど皆烏有に歸した。
一、明治三十二年十二月校舎及煉瓦造工場の新築が竣功した。其建築費三萬餘圓は國庫より支出せられたるものである。從來は徒弟教育の如きは官民共に之に重きを置かず、従つて入學志望者も少く、當局者も亦此種教育の設備等に留意することが尠かつたが、此時代より我工業の發達するに従ひ良工を要求する事が急務となるに伴つて、入學者も増加し、工業に對する世論が一變するに至つた。

一、明治三十四年四月規則を改正して從來木工科に屬せる木型科を金工科に移し、更に木工科に建築製圖の二科を加へ、先に設置の木工・指物の二科を併せて三分科とし、又金工科に機械製圖の二科を加へ、從前設置の鑄造・木型・鍛冶・仕上・板金工附鉛工と併せて六分科とした。

一、明治三十七年三月更に機織科を増設した。其要旨は當時力織機漸く行はれようとする際であつて、實技と學理とを兼修した職工が缺除して居たが、幸に東京高等工業學校の機織工場は力織機の設備が充實して居り、實技の練習を爲す便宜が多いので、新に當徒弟學校の二科として増設した。

一、同年七月規則を改正して鑄造・木型・板金工附鉛工・建築製圖及機械製圖の五分科を廢止した。是れは鑄造、

本型は共に入學者が少數の爲である。鉛工は板金工と共に授業することとし、建築・機械の兩製圖は當徒弟學校で教授しなくとも世間には製圖を修むるの途が多少あるのみならず、實際は製造の技に通じて居るものを養成する事が更に急務であるからである。又同時に授業料を増額して月額五十錢とした。其他學業獎勵として成績優等の者には授業料を免除し、實技に勵精する者には金品を給與する制を定めた。

一、明治四十年三月規則を改正して、金屬小細工科・電氣科・色染科・製版科・製革科・漆工科・窯業科の七科を増設した。我が工業界の現状を見ると、其發達進歩したのは單に機械製作若くは木工業のみでなく、金屬小細工業・電氣業・其他化學的工業のやうな方面も亦大に發展の氣運に向つて居たのであるが、是が教育機關は殆ど皆無であつたので、適良の職工を得る事が出來ず、當事者は頗る不便を感じて居たので、當校は是等の教科を増設し、善良な職工を養成して其發展に資せんとしたのである。従つて生徒の定員も増して二百十人とし、授業料を増額する等多大の改正を行つた。

此の時には生徒數も擴充されたので入學獎勵をなすこととなり、次の「入學趣意書」を頒布された。當時の當徒弟學校の趣旨を示すものとしても意味があるから次に掲げる。

入學を勸むる趣意書

世間には、子供のために、永年學資をつゞける見こみもなく、學問のたのよしあしもわきまへず、又未來にどうするといふ考へもなく、たゞ小供が入りたいといふからとか、どここの小供も入るさうだからというて、わけもなく子供を中學などに入れて、さて卒業させることも出來ず、中途に退學させて、虻蜂とらずに終り、後悔する人は澤山にある。よし中途でや

めても、よく父兄のいふことをきいてなにか實業にとりつくとか、父兄の手助でもするといふなら、まことに結構だが、中にはずいぶん生意氣で、いやに氣位ばかりたかくして、かやうなことをするのを厭ふやうになるのも少くない。人もかうなると、なか／＼とりかへしがつかぬもので結局父兄の迷惑をきたすことになるばかりでなく、其子の一生を誤るものであるから、たれでも持つた小供の身の上については、よく／＼考へねばならぬことである。

そこでこれからの人のために、もつとも得策なのは、その子供の職業を定むるために、實業の學校に入れて、早く一人前のものとしてやることである。この實業の學校はいつれも高等小學二年三年位の學力で、らくに入學ができ中學ほどには學費もかゝらず、そして三年位で卒業も出来るし、卒業すればすぐに金もとれるといふ結構な學校である。ことに徒弟學校などになると、大工、指物、鍛冶、仕上、電気、機械などいつれとも望みによつてそれ／＼の職をさづけ、それについての學問も教ふるなれば、これらを渡世する人はもちろん、其他の人でも、子供の安全を計るならば、いつそかゝる學校に入れて、職業を覚えしむるのが、なにより得策なことである。

然るに世には、子供を職工にするなら、なにも學校に入れるには及ばない、かへつて師匠のところへ、年季奉公にやるがましであるといふ人もある。なるほど奉公のことなれば、割合に金もかゝらず、仕着もされる。そして仕事はたゞで教へられるから、この點から見れば、それに相違ないが、しかし大抵年季奉公は職工として、もつとも大事などころの、その仕事についての算用のことや、仕様のことや、圖面のことなどになると充分には教へてくれず、年季があけて、御禮奉公の二年もしなければ、秘傳の一つも教へぬといふやうなさまである。

それゆゑこれらのことは、おぼつかなくも、たゞ永の間の、見やり見まねでおぼゆるか、以心傳心にさとる位の事ではなかく一人前の職工とはなれないのである。それから、人としてもつとも大切な修身のことや、讀みかきなどのことになると、ことさらかまうて呉れるものでないから、年季奉公では、とても品行もよし、腕もよし、讀みかきも出来るといふ、三足そ

ろうた立派な職工としては出来ない。やはり職工とするなら、必ずこれらの學校に入れてそしてその教育をうけさせるのが、かへすくも得策なことである。

そこで、我が職工徒弟學校では、どんなことを教ふるか學資はどれほどかかるか、又何年で卒業するかいへば、それらのことはみな左に書いてあるから、よく讀んでとくと考へられたい。(藏前工業會誌、第六十號、明治四十一年)

一、明治四十四年六月規則を改正し、金屬小細工科を廢して、塗料科を増設し、從來の機械科を紡織科と改稱し生徒の定員を廢して必要に應じ所用の生徒を募集し得らるるようになった。其他教科課程に國語を加へ、從來の算術に代數及幾何を加へて數學と改稱し、家具分科希望者の入學資格を高めて他の教科と同じ様にした等、生徒の學力増進を圖つたことが尠くない。

一、大正三年九月東京高等工業學校に於て工業圖案科を廢止した結果、當徒弟學校に於ても製版科を廢止した。

一、大正四年四月漆工科の生徒募集を中止した。

一、大正六年三月「工業教員養成所規程」の改正に因つて同所の修業年限が三箇年と改められたる爲、從來は各教生が一學期間一學科を擔任して實地授業練習をしてゐたのを、師範學校出身の生徒には實地批評授業一時間を課し、中學出身の生徒には一學期間一學科の授業を擔任させる事にして各教官が之を指導することとした。

一、大正八年三月製革科及塗料科生徒の募集を中止した。

一、時勢の進運に従ひ當徒弟學校の組織にも改善の必要を生じたので、大正五年より組織變更の研究を重ね、屢々其實行を計つたが、經費等の關係上未だ之を實施するに至らなかつた。

第四項 大學昇格と職工徒弟學校

東京高工の大學昇格に伴ひ、附屬職工徒弟學校をどうするかが相當に問題となつた。然しながら何れにせよ「大學令」第一條の解釋・文部當局の大學觀より見て、中等學校程度以下のものを大學に附屬せしむることは困難であり、斯くして東京高等工業學校昇格調査委員（中村幸之助・加藤與五郎・關口八重吉の三氏）は「徒弟學校ハ……直ニ他ニ移管ノ方法ヲ執ルヲ要ス」と結論するの外は無かつた。（東京高等工業學校昇格ニ關スル第二回調査書）大正十年五月に據る。斯る形勢に鑑み、當時の職工徒弟學校主事秋保安治氏は適當なる移管先を物色してゐたが、會々東京高等工業學校が創設せられて、本學園出身者が多數勤務したので、此所に移管することを考慮し、漸く話が纏つた。斯くて大正十三年三月勅令第五十八號に依つて東京高等工業學校附屬職工徒弟學校廢止せられ、同年四月一日より東京高等工業學校附屬工藝實修學校と改められて現在に至つてゐる。移管當時の事情に關して秋保氏は次の如く述べてゐる。

昇格問題がやかましくなつて來るに伴ひ、職工徒弟學校が問題になつて何處かへ移管することを要望されるようになった。それで私は高等工藝學校の安田君と色々相談の結果、同校に移管することにした。

會々大正十二年九月には大震災災が起り職工徒弟學校々舎も全く烏有に歸して了つたので、十月十五日に東京高等工藝學校の校舎の一部を借り受けて之に移轉して授業を續けた。斯くして大正十三年度末に東京高等工藝學校に移管せられ、四月一日より東京高等工藝學校附屬工藝實修學校と改稱することとなつた。

第三節 附屬工業補習學校

第一項 創設當初の狀況

當校創設の動機

東京高等工業學校附設工業教員養成所附屬工業補習學校は明治三十二年四月に工業教員養成所實習機關と工業補習教育研究機關として設置された。蓋し工業教員養成所は徒弟學校並に工業補習學校教員の養成を目的として設立されたから、當然附屬の教育實習機關を必要としたのである。最初の「工業補習學校規則」に據れば當補習學校の目的は「工業教員養成所生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシメ兼テ工業補習學校ノ組織及其教育ノ方法ヲ研究スル」ことにあつた(第一條)。工業補習學校の使命達成をも目的としたことは申すまでもなく、「東京高等工業學校二十五年史」に於ては「主として書間服業の工人に必須なる知識技能を補習せしめ兼ねて工業補習學校の組織及び其教育法の研究に資せんが爲めに設立せられたるものにして夜間其他業務の餘暇に於て學業を授け職工其他の技術員を養成し其社會上の位置を向上せしむるを主なる目的とせり」と記されてゐる。

當補習學校設立の起案者は當時の工業教員養成所主任兼職工徒弟學校主事中山謙二郎氏であるらしい。山口貴雄氏は次の如く説いてゐる。

此の學校（工業補習學校）の設立獻策者は時の徒弟學校主事たりし中川謙二郎氏であると言はれてゐる。手島精一氏も此の計畫に對しては自身、年來からの宿願とされてゐた事でもあるので大いに共鳴し早速この實現に着手したのである。（山口貴雄氏、工業一夕話、工業大學藏前新聞、第二六四號、昭和十年）

蓋し當時は前述の如く井上文部大臣の「實業教育費國庫補助法」に依つて地方に工業補習學校が設けられ、本學園にはそれに應ずるために工業教員養成所を設置された位である。されば豫て文部省視學官として地方教育を視察し、又當時工業教員養成所主任たりし中川氏も泌み／＼その必要を感じたのであらう。而して手島氏も夙に同様のことを考へてゐたので、斯くて養成所に工業補習學校を附屬せしめ、養成所の教育實習機關並に地方工業補習學校の模範たらしめんとしたのであらう。（猶ほ井上文相の示唆に關し前述五一六頁の書翰參照）

最初の規則

當補習學校最初の規則は明治三十二年四月に制定された。その教科は木工・金工の二科に分れ（第二條）、修業年限は原則として二箇年とし（第四條）、每週教授時數は八時間以内とし一週三日の夜間に配當した。第一回の規則を次に掲げる。（官報、明治三十二年四月十九日學事欄）

工業教員養成所附屬工業補習學校規則

第一章 目的

第一條 工業教員養成所附屬工業補習學校ハ工業教員養成所生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシメ兼テ工業補習學校ノ組織及其教育ノ方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第四章 前身校の附設機關（附屬工業補習學校）

第二章 教科修業年限每週教授時數

第二條 附屬工業補習學校ノ教科ハ木工、金工ノ二科トス

第三條 教科目ハ修身、讀書、作文習字、算術、理科、圖畫、工具及製作法トス

但讀書、作文習字、算術、理科ハ生徒ノ學力ニ依リ課セサルコトアルヘク圖畫、工具及製作法ハ生徒ノ志望ニ依リ其一科若クハ一部ヲ專修セシムルコトアルヘシ

第四條 修業年限ハ二箇年トス

但生徒ト學力ニ應シ本文ノ年限ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第五條 每週教授時數ハ八時間以內トシ之ヲ三日夜間ニ配當ス

第六條 教科課程ハ別表ノ如シ

第三章 生徒定員、學年學期、休業、入學

第七條 生徒ノ定員ハ六十人トス

第八條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 學年ヲ分チ二學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ十月三十一日ニ至リ第二學期ハ十一月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第十條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日、祝日、祭日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日マテ 學期末休業一週間

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日マテ

第十一條 生徒入學ノ期ハ每學年ノ始トス

但缺員アルトキハ臨時ニ入學セシムルコトアルヘシ

第十二條 入學セントスル者ハ年齡十二年以上品行方正身體健全ニシテ四箇年ノ尋常小學校以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ
但年齡十五年以上ノ者ハ本文卒業者ニアラサルモ入學セシムルコトアルヘシ

第十三條 入學セントスル者ハ入學願書(甲號書式)ニ履歷書(乙號書式)ヲ添ヘテ差出スヘシ

第十四條 入學ヲ許可シタル者ハ保證人ヲ定メテ誓書(丙號書式)ヲ差出スヘシ

但保證人ニ適セスト認ムルトキハ之ヲ換ヘシムヘシ

第十五條 授業料ハ之ヲ徵收セス

第四章 試驗、卒業、補習、職工合格證書、工業講話會

第十六條 生徒學業ノ成績ハ平常評點及學期試驗評點ヲ以テ之ヲ評定ス但各科目ノ評點ハ十ヲ以テ最高點トシ修身ニ就キテハ評點ヲ附セス作文習字、圖畫ニ就キテハ學期試驗ヲ行ハス平常評點ヲ以テ學期試驗評點ニ代フ

第十七條 學年末ニ於ケル學業成績平均評點五以上ヲ以テ合格トス

第十八條 第二學年末ニ於テ履修セシ科目ノ成績評點合格ノ者ニハ卒業證書(丁號書式)ヲ授與ス

第四條但書ノ場合ニ於テハ試驗ノ上卒業證書ヲ授與ス

第十九條 一學期以上就學セシモノニハ本人ノ望ミニ依リ其履修シタル教科目ニ對シ修業證書ヲ授與ス

第二十條 卒業生ニシテ既修ノ教科目ニ就キ更ニ補習センコトヲ願出ツル者アルトキハ差支ナキ場合ニ限り一箇年以内特ニ補習セシムルコトアルヘシ

第二十一條 前條ニ依リ一箇年間補習シタル者ニハ補習證明書ヲ授與スルコトアルヘシ

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

第二十二條 生徒卒業後二箇年間に其就業ノ狀況ヲ本校ニ報告スヘキモノトス

第二十三條 本校ハ前條ノ報告書ニ就キ考查シ其品行方正技術佳良ナルモノニハ職工合格證書ヲ授與ス

第二十四條 附屬工業補習學校ニ於テハ隨時工業講話會ヲ開キ生徒ノ外實業者ノ傍聽ヲ許ス

(學科課程表及各書式略ス)

此の官報には學科課程表は示してないので明瞭で無いが、當補習學校創設一年間の報告(後述五二七頁參照)に據れば、修身・讀書・作文習字・算術・理科・圖書・木工・金工・建築圖・器械圖等であつた。

當校創設直後の狀況

斯くて生徒募集に着手したが、當補習學校の名前が未だ世間に知られないため生徒を得難い恐れがあるので、或は印刷物を諸方に配布し或は教員を諸工場に派遣し、漸く募集人員の二倍に及ぶ志願者を得、内五五名の入學を許可した(後述一年間の報告書參照)。そして明治三十二年五月二十二日に開校式を舉げ、同二十九日より授業を開始した。生徒は一年生は金工二二名、木工八名、二年生は金工一八名、木工七名、總計五五名であつた。教職員は次記の人々であつた。(東京高等工業學校一覽、明治三十三年度に據る)

| 職員 | |
|----|---------------------|
| 囑託 | 修身讀書主任 本所囑託 橫澤多利吉 同 |
| 同 | 作文習字主任 囑託 內海靜 同 |
| 同 | 理科助教 內海靜 同 |
| 同 | 圖畫 同 |
| 同 | 工具及製作法 圖畫 同 |
| 同 | 工具及製作法 同 |
| 同 | 本所囑託 齋藤兵次郎 |

當補習學校創設當初の實狀に關し、當時の教官橋本竹之助氏は次の如く述べてゐる。

工業教育も追々と伸展して最初の工業補習夜學校も母校に出來た。主任は横澤氏、専門科教員は故松澤、小林の兩氏と小生徒は金工科に二十五名、木工科に入名入つて來たが、従事の職業は區々で、金工科の方は七種もあつた。年齢は最少十五年最長三十三といふ開きで、學力不同で適切な講義をなすことは實に困難であつた。又晝間働く仕事の繁閑によつて出席も常ならず、入退學も頻繁といふ譯で學級の編成も無理になり學年の終り迄續いて通學する者はあるだらうかと疑はれた。

それでも大切のお客様だから、あの藏前門前の臭いどぶ端に電燈を點するやら、淺草並木町の鶴淵幻燈店と特約して、(交渉に行かれたのは橋本氏) 幻燈會蓄音器演奏會、又は通俗學術講演會を催したりなどして機嫌を取つたものだが、どうもうまく行かなかつた。京、阪、神、及び名古屋地方の補習學校も視察したが、皆我等と同じやうな困難を訴へて居た。當時有名の大阪某小學校に併置されて居たものさへ、表面の生徒は二百名を越えて居るが、參觀當夜は四十名に足らぬ出席で、それも多くの年少の小供で工業科は甚だ振はないものであつた。其所の校長の話に、三十歳以上の實地家も入學するが、段々年少者の爲に占領されてしまふ。今夜の出席は少いが、英語と數學の晩は多いとのことであつた。(藏前工業會誌、第三六二號、昭和九年)

當補習學校創設以來一年間の經過に關しては、明治三十四年の報告に詳しく述べられてゐるから、次に掲げる。(官報、明治三十四年四月十九日學事欄)

工業教員養成所附屬工業補習學校狀況

規則 工業教員養成所附屬工業補習學校規則ハ明治二十六年文部省令第十六號實業補習學校規程及同年文部省令第十二號ノ趣旨ニ基キ職工及徒弟ノ現況ヲ察シテ編成シ一昨三十二年四月文部大臣ノ認可ヲ得タルモノナリ教科ハ之ヲ分チテ金工、木工ノ二科トシ生徒ヲシテ其一學科ヲ修メシム又其志望ニ依リ一學科中ノ一部ノミヲ專修セシムルコトヲ得修業年限ハ二箇年トシ毎週授業時數ハ八時以内トス此時間ヲ隔夜ニ配當シ二時間若クハ三時間教授ヲ爲ス、而シテ本校夜間ニ於テ授業スルコトニ規

定セルハ元來此種補習教育ハ主トシテ晝間業務ニ從事スル幼工若クハ徒弟ニ小學教育ヲ補習セシムルト同時ニ其業務ニ必須ナル科學ヲ授クルニ在レハ若シ晝間授業スルトキハ此等徒弟幼工ヲ就學セシムルコトヲ得スシテ補習學校本來ノ目的ヲ達スル能ハサルニ至ラントス是レ本校カ夜間ニ於テ授業スル所以ナリ

授業開始 一昨三十二年五月二十三日開校式ヲ舉ケ同二十九日ヨリ授業ヲ開始セリ

生徒募集 本校ハ未タ世間ニ知ラレサルヲ以テ通常ノ募集方法ニテハ適當ナル生徒ヲ得難カラント思惟セシニ依リ教員ヲシテ市内金工木工諸工場ニ就キ工業補習學校ノ性質等ヲ説明セシメ又金工木工ニ屬スル實業家組合等ニ就キテモ勧誘スルトコロアリ又別ニ工業補習教育ノ趣旨ヲ簡單ニ記セル印刷物ヲ諸方ニ配付スル等務テ入學ヲ獎勵シタルノ結果入學志望者ハ殆ト募集人員ニ倍スルニ至レリ

生徒 學力及年齡ノ不同ハ已ムヲ得スト爲スモ往々工業補習學校ノ何モノタルヲ解セス一時入學ヲ欲スルモ將來ノ就學持續シ難シト察セラル、者少カラサルヲ以テ入學許可ノ際ハ是等ノ輩ヲ避ケ志望稍々鞏固ニシテ相當ノ學力アリト認ムル者ノミヲ選ヒタリ今生徒ニ關スル統計ヲ左ニ掲ク

| 學 年 別 | 年 齡 | | 學 力 | |
|----------------|--------|--------|-----------|-----------|
| | (第一年生) | (第二年生) | (第一年生) | (第二年生) |
| (金工) (木工) (小計) | | | | |
| 第一年生 | 二二 | 八 | 一〇 | 六 |
| 第二年生 | 一八 | 七 | 一二 | 二 |
| (計) | 四〇 | 一五 | 三〇 | 二五 |
| | | | | |
| | 二十五年以上 | 二十五年以下 | 尋常小學校一年終了 | 高等小學校一年終了 |
| | 二十五年以上 | 二十五年以下 | 同二學年修了 | 同三學年修了 |
| | 二十五年以上 | 二十五年以下 | 高等小學校卒業 | 高等小學校卒業 |
| (計) | 三〇 | 二五 | 三〇 | 二五 |

| 職別 | 金工科 | 木型工 | 木工科 |
|-------|----------|------|-----------|
| 旋盤工 | (第一年生) 二 | 銃砲工 | (第一年生) 二 |
| 鍛冶工 | (第二年生) 九 | 製圖工 | 大工徒 |
| 機械製作工 | 一 | 見習職工 | 弟 |
| | 五 | 其他 | 二 |
| | 四 | 其他 | 一 |
| | | | (計) 三〇 二五 |

教員 凡ソ工業補習學校ニ於ケル教員ハ普通教育上ニ經驗ヲ有シ所設ノ工業科ニ關スル知識技能ヲ有スル者ヲ以テ最モ適任者トス然レトモ現今我國ノ教育界ニ於テハ此ノ如キ資格ヲ有スル教員ヲ得ルコト極テ難シ學校事業ノ擧否ハ一ニ教員ノ適任者ヲ得ルト否トニ存シ殊ニ經驗尙ホ淺キ工業補習教育ニ於テ然リト爲スト雖モ適良ノ教員ヲ得ルコトノ難キ夫レ此ノ如クナルヲ以テ自今各地ニ設置セラレタル實業補習學校カ動モスレハ其目的以外ニ馳セ單ニ普通教育ノ補習ニ過キスシテ實業ニ必須ナル科學ノ教育ヲ度外視スルノ形跡アルハ適任ナル教員ノ缺乏ニ職由セスンハアラス速ニ此種學校ニ任用セラルヘキ多數教員養成ノ途ヲ講スルハ目下ノ急務ナリト認ム本校ノ如キハ幸ニシテ適當ナル教員ヲ得ルノ便宜ナキニアラス今左ニ本校教員ノ資格學科分擔等ヲ掲ク

| (受持學科) | (資格) | (現職) | (人員) |
|-------------|--------------------|-----------|------|
| 修身、讀書、作文、習字 | 師範學校出身ニシテ東京工業學校卒業 | 工業教員養成所囑託 | 一 |
| 圖畫、器械圖 | 工業教員養成所卒業 | 東京工業學校助教授 | 一 |
| 木工具、建築圖 | 師範學校出身ニシテ工業教員養成所卒業 | 東京工業學校助教授 | 一 |

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

| | | | | | |
|---|---|-------------------|----------|-----------|---|
| 金 | 工 | 具 | 同 | 工業教員養成所囑託 | 一 |
| 理 | 科 | 師範學校出身ニシテ東京工業學校卒業 | 東京工業學校助教 | 工業教員養成所囑託 | 一 |
| 木 | 工 | 具製作法規矩法 | 技 | 術 | 家 |
| 算 | 術 | 小 | 學 | 校 | 正 |
| | | | | | 教 |
| | | | | | 員 |
| | | | | | 高 |
| | | | | | 等 |
| | | | | | 小 |
| | | | | | 學 |
| | | | | | 校 |
| | | | | | 訓 |
| | | | | | 導 |
| | | | | | 一 |

本校教員ハ上記ノ如ク各専門ノ技術家タレハ能ク其擔當ノ學科ヲ授クルニ足り而シテ其授業時數ノ如キ多キモ毎週四時間乃至五時間ニ上ラス教育上遺憾ナキヲ得タリ然レトモ此ノ如ク多數適任ノ教員ヲ得ルハ各地方ニ於テハ難カルヘシト雖モ本校ハ幸ニ工業學校及工業教員養成所中ヨリ兼囑シタルヲ以テ報酬モ比較的多カラス教育經濟兩ナカラ利アルヲ得タリ故ニ此種學校ハ其以上ノ程度ナル工業學校ニ附設スルヲ以テ便益多シトス

校舎及校具 校舎ハ工業教員養成所木工科實習工場ノ一部ヲ俄ニ改造シテ之ニ充ツ教室教員室アリ其坪數ハ教室ニ二十五坪、教員室十坪アリ但シ晝間ハ他ノ使用ニ供スルモノトス燈火ハ東京工業學校電氣機械分科工場ヨリ輸送スル電氣ニ依リ電燈ヲ點ス其數及燭力教室ニ二十五燭光四箇、十六燭光一箇、計五箇、教員室ニ十六燭光一箇、湯吞所及廊下ニ十燭光二箇及生徒昇降口ニ一箇ヲ點ス

教授用具及標本 教授用具及標本ハ工業教員養成所若クハ東京工業學校附屬徒弟學校備付ノモノヲ便宜使用スルコトヲ得ルカ故ニ本校ニ於テハ別ニ之ヲ準備スルノ必要ナシ本校カ特ニ備付ケタルモノハ各學科教授ニ要スル參考書生徒ニ貸與スヘキ書籍、製圖器械及標本等ニ過キス

本校ニ於テハ幻燈器械及實業の映畫ヲ備ヘ時々之ヲ修身及各學科ノ授業用ニ供セリ蓋シ本校生徒ハ晝間業務ニ從事シ夜間ニ於テ修學スルモノナレハ授業ノ無味乾燥ニ過クルトキニ睡眠ヲ催シ教育ノ効果薄キヲ以テ興味ヲ添フルノ要アルヲ以テナリ

生徒貸與品 生徒ニ貸與スルモノハ教科用書及製圖器械一式ナリ是等ハ單ニ教場ニ於テ使用セシムルノミニテ各自ニ持歸ルコ

トヲ許サス且ツ生徒在學中成ルヘク同一ノ物品ヲ貸與シ責任ヲ明ニシ破損ヲ防キ整理ヲ易カラシム今其教科用書及製圖器械ヲ舉クレハ左ノ如シ

| | | | | |
|--------|--------|-----|------|----|
| 高橋貞吉著 | 工業新書上下 | 二册 | 三角定規 | 一組 |
| 根岸福彌共編 | 理化示教 | 一 | 丁字定規 | 二本 |
| 後藤牧太編 | | | 圖板 | 二枚 |
| 神作演吉編 | 職工習字帖 | 三、四 | 尺度 | 二本 |
| 製圖器械 | | | 英尺 | |
| | | | 日本尺 | |

右ノ外各種ノ雲形定規、繪具、繪具皿、筆洗、硯等ヲ共用セシム

授業學科時間割 授業時間ハ學科ノ難易相互ノ連絡等ヲ考ヘ配當セリト雖モ本校ノ教員ハ兼職ナルヲ以テ時ニ便宜ヲ缺キ悉ク當ヲ得タリトスヘカラス授業ノ時數ハ日ノ長短ニ依リテ之ヲ伸縮シ第一學期間(四月ヨリ十月末マテ)ハ午後七時、第二學期間(十一月ヨリ翌年三月末マテ)ハ午後六時ヨリ始業ス授業學科時間割左ノ如シ

| | | | | |
|---|-------|------|--------------|--------------|
| 月 | 修身讀書 | 算 | 第一學期 | 第二學期 |
| | | | (自午後七時至午後六時) | (自午後七時至午後八時) |
| 火 | △理科 | 金木工具 | 修身讀書 | 算 |
| | | | | |
| 水 | 建築圖 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | | | | |
| 水 | △修身讀書 | △算 | 術 | △修身讀書 |
| | | | | |

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

金 理 科 金 木 工 具 作文 習 字 理 科 金 木 工 具
 土 圖 畫 算 術 上 算 術 圖 畫 上

備考 表中△印ハ一學年ノ課程ニシテ其他ハ二學年ノ課程トス又毎時間ノ休憩時間ハ五分間トス

教授法 學力及年齢ノ不同ト入退學ノ頻繁ナルハ何ノ補習學校ニ於テモ免レ難キ狀態ニシテ本校ノ如キモ之ヲ免ル、コト能ハス是レ晝間學校ノ如ク學校ノ外業務ナキ者ノ入學セサルニ因レリ以上ノ如ク學力等ノ不同ナルノミナラス實業ニ於ケル經驗モ亦頗ル均一ナラサルヲ以テ凡テ學科ヲ教授スルニ當リ甲ノ難シトスル所ハ乙之ヲ易シトシ甲ノ好ム所ハ乙之ヲ嫌フカ如キコトナキ能ハサルヲ以テ單級教授法ヲ試ミ算術ハ之ヲ二三ノ組ニ分チ其學力ニ適スル問題ヲ授ケ讀書モ亦實際學力アル者ニハ規定時間以內ニ終ラシムル如キ方法ヲ探レリ本校ニ於テハ比較的に入退學者頻繁ナラスト雖モ時々缺席ハ免ル、コト能ハス之ニ對スル授業上ノ考案ハ未タ能ク試ルコトヲ得ス然レトモ教材ノ配當ハ前後及終始ノ關係ニ注意シ毎時間ノ授業ハ必ス一段落ヲ附シ其時ノ教授ニ對シテ生徒ノ興味ヲ新ニシ前日缺席ノタメ今日ヲ徒ニ經過スルカ如キ弊ナカラシメンコトヲ期セリ

各學科教授要旨及事項左ノ如シ
 修身 勅語ノ趣旨ニ導キ人道實踐ノ方法ヲ説話ス、殊ニ職工ノ道德ニ關スル事柄ハ成ルヘク詳細ニ説示シ特ニ正直勉強節儉規律公共協同等ノ問題ニ重キヲ置ク

讀書 普通ノ文字文章ノ意義ヲ理解セシメ兼テ工業上ノ文字及知識ヲ得シメンコトヲ勉ム
 作文習字 工業上手簡文ノ練習ヲ主トシ傍ラ廣告文契約文等ヲ課シ合テ其ノ書方ヲ練習セシム

算術 工業上適切ナル問題ヲ擇フコト論ナシト雖モ日常計算ニ差支ナキニ至レハ足レリトセリ運算ノ練習及暗算ニ重キヲ置ク
 理科 目下適切ノ教科書ナキヲ以テ當分理科示教ニ依リ職工ニ適切ナル事項ヲ採リ一々實驗ヲ以テ之ヲ授ク以上ノ學科ハ所謂普通學科ニシテ間接ニ工業上ニ資セントスルニ在リト雖モ要ハ唯小學教育ノ補習ヲ爲スニ過キサレハ細目ノ如キモ小學校ト敢

テ徑庭ナキモ職業ニ關スル實業教科ハ最モ適切ニシテ且ツ通俗ナラサルヘカラス故ニ擔任教員ハ殊ニ力ヲ教材ノ撰擇ニ用ヒテ細目ヲ編成セリ而シテ此細目タル僅ニ一學年ノ經驗ニ過キサレハ後日大ニ修正ヲ加フヘキモノアラン

工具及製作法 木工科生徒ハ悉ク大工又ハ其徒弟ナルヲ以テ主トシテ大工術ヲ講述スト雖モ金工科生徒ハ其從事スル所ノ職業ハ仕上鍛冶其他多種ニ涉レルヲ以テ生徒一般ニ通シテ効力多キ教授ヲ爲スコト頗ル困難ナリ故ニ初年ニ於テハ成ルヘク金工術ノ一般ニ亘リテ之ヲ教授シ二學年ニ至リテ機械ノ構造及物質ノ強弱ニ關シ簡易ニ講説ス

第一學年工具及製作法細目左ノ如シ

木工工具及製作法(每週一時間) 主要工具ノ構造及使用法、建築ノ話、地形ノコト、器械工具、木材成長ノ話、木材乾燥法防腐法、地震ト家屋、衛生ト家屋、木材接合法、土地排水法、家屋採光ノ話、附窓ノコト、採温ノ話、耐火構造ノコト、耐震家屋ノ話、小屋組和洋比較、建築用鐵物ノコト、屋根ノ話(瓦、板、石、金屬葺屋根等)、塗扶料大略、建築ニ必要ナル表及其使用、金工工具及製作法(每週一時間) 金工工作ニ必要ナル金屬ノ性質及種類、金工工作ニ必要ナル表及其使用法、鑛石ヨリ金屬ヲ吹分クル手續、主要金屬ノ種類及其用途、特別ノ形狀ヲ成ス金屬材(板金針金、管、箔) 燃料、爐ノ種類及用法附送風器、鑄造金屬ノ種類及性質、原範ノ種類及材料、合金及其種類用途、鍛工金屬及其性質、鍛工工具及金屬接合法、硬固及焠硬、板金工金屬材料、金屬材料、金屬打延法及地金取方、板金工具及板金接合法、鐵ノ使用法、仕上工具、旋盤ニ要スル双物、器械工場ニ要スル仕上器械、仕上用磨研材料、裝飾材料金屬著色、鍍金術、金屬光澤出シ及光澤消シ

第二學年工具及製作法細目左ノ如シ

木工科規矩法(每週一時間) 諸角物割、隅木及平垂木長サ、取方、棒隅木造方、漏斗、額留及振漏斗仕方、無雙連子ノ割方、火打貫差方、隅鴨栓差方二通、反隅木書方、一軒反リ柄木仕方、二軒柄木及伏地ノ仕方、振レ隅木仕方、五角双八角ノ小屋仕方、扇振仕方、回階段箆桁クセ仕方、三斗六技掛リノ割及垂水ノ割、鬼板懸魚ノ割隅鬼板書方、虹梁ノ割及千鳥破風、起り破

風、唐破風ノ割
金工工具及製作法（毎週一時間）裝飾金工 金屬ノ防腐法、金屬ノ著色、鍍金術、金屬ノ光澤出シ及光澤消シ裝飾品鑄造ニ用
ユル型ノ種類、金屬ノ彫刻法、象眼法力ノ圖示法、力ノ平行・方形・分力・合力・平均、運動傳達法、齒車、調車、勢輪、單一機
械、機械ノ構成

圖畫 圖畫ハ家屋物品ヲ平面ニ表出スルモノニシテ工業上最モ必要ナルヲ以テ本校教科中骨髓ト稱スヘキモノナルヲ以テ之カ
授業ニハ成ルヘク多クノ時間ヲ充テ實地應用ノ能力ヲ養フコトヲ期シ第一學年ニ於ケル用器畫ニ於テハ繁ヲ棄テ冗ヲ去リ專ラ
第二學年ノ職業圖法ノ素地ヲ造ルヲ主トセリ自在畫ニ於テハ日常器什ノ形態ヲ正確ニ畫クヲ得シムルヲ目的トシ自ラ普通ノ畫
法ト其趣ヲ異ニセリ

第二學年圖畫細目左ノ如シ

用器畫（毎週平均一時半）製圖用具ノ構造及使用方法 線及角ニ附キテノ畫法 平面形ノ畫法凡ソ十種 投影畫法ノ說明 線及
面ノ投影畫法 單體ノ投影畫法、交穿體ノ投影畫法、單體ノ切斷面及展開圖、各種物體ノ複寫、物體ノ見取圖、定角投影（工
作圖）

自在畫（隔週一時間）鉛筆ノ撰種及使用方法、臨本ニ依リテ物體ヲ畫クコト、簡易ナル物體ノ寫生及陰陽ヲ附スルコト

第二學年職業圖細目左ノ如シ

建築圖（木工科毎週三時間）地形遣方、住家（平面圖矩斗）、住家姿面、日本小屋組ノ種類、西洋小屋組（キングポスト）「クキ
ンポスト」「マンサード」西洋床張（二階床「シングル、ダブル」）日本塀數種、簡易ナル西洋建築（平面圖、姿面）、同上ノ入
口竝ニ窓ノ擴大面、和風門（冠木門二種）、玄關二種見取
器械圖（金工科毎週三時間）彩色法、寸法記入法「ブレイ」、「スライドストック」、「ブレッツス」、「ケレー」、「ベデスタル」、

片手「ハンガー」、正齒輪、歪齒輪、透寫圖、見取圖、臨寫圖、職業圖ニ於テハ畫法ヲ教フルノミナラス其構造製作法等ニ關シ十分ニ注意ヲ與フ

管理 本校生徒ハ既ニ年期徒弟ト爲リテ職工の境遇ニ在ル者ニアラサレハ工場ノ幼年職工ニシテ親方又ハ傭者ノ指揮ヲ受ケ及身ヲ同輩ノ制裁ニ處シ尙ホ社會ノ風潮ニモ感染セラレタル者ナリ今此等一群ノ生徒ヲ集メ短日月ノ間ニ其品性ヲ陶冶シ彼等ノ第二天性ト爲リタル習俗ヲ一變セシメントハ頗ル難シト雖モ彼等ハ晚學ニモ拘ラス學校ニ入ラントスル志望ヲ有スル一事ヨリ見ルモ他ノ職工ニ優レルノ品性ヲ具フルヲ認メ得ヘシ、然レトモ時トシテハ如何ニ彼等カ品行上同輩其他社會ノ裏面ニ伏在スル惡習ニ同化セラレンカヲ思ヘハ寒心ニ堪ヘサルナリ是ヲ以テ修身ハ本校カ特ニ力ヲ効スモノナルモ之ヲ高尚ニ説明スルハ彼等解シ難キノ虞アルヲ以テ勉テ實例ニ徴シテ卑近且ツ通俗的ニ道德上ノ觀念ヲ說示シ兼テ職工界ノ通弊ヲ指摘シテ品性ノ陶冶ヲ期セリ且ツ夫レ嚴正ナル、校規校則ハ徒ラニ形式ニ流レ生徒ヲシテ却テ嫌厭セシムルノ恐ナキヲ得サルヲ以テ修身科ノ授業ハ平易ニシテ實行ヲ期セントス

生徒出闕ノ調査ハ各學科ニ就キテ出席簿ヲ備ヘ毎時間ニ於テ受持教員氏名ヲ點呼シ其出缺ヲ記入シ以テ一學年間各學科ノ受持時間數ヲ統計スルニ便セリ而シテ又別ニ通學簿ヲ備ヘ日々ノ出缺及特ニ保證人ニ通知スヘキ條件竝ニ學期試驗成績等ヲ記入シ之ヲ保證人ニ通知シ其檢印ヲ求ムルヲ以テ自己ノ隨意ニ缺席シ又ハ通學ノ途次故ナク遲刻スルカ如キ弊ナカラム然レトモ時ニ夜業ヲ要スル等ノ故ヲ以テ缺席スルノ已ムヲ得サルモノ少カラス本校ハ此輩ニ向ヒ勉テ出席ヲ獎勵セシカ其効空カラス缺席者ノ數漸次減スルニ至レリ本校生徒ハ境遇上缺席ノ已ムヘカラサル上上述ノ如キニ拘ラス獎勵ヲ要セサルモ雨雪ノ夜ヲモ意トセズ一學年中一夜ノ缺席モ爲ササル篤志ノ生徒若干人アリ此輩ニハ賞品ヲ付與セリ

生徒退學ノ原因 本校生徒ハ晝間學校ノ生徒ニ比スレハ半途退學スル者多シ其原因種々アリト雖モ主トシテ工場轉勤及勤先即チ傭主ノ便宜ニ依ルモノノ如シ職工輩カ賃錢ノ高キヲ逐ヒテ甲ヨリ乙ニ轉シ丙ヨリ丁ニ移ルハ工業界今日ノ通弊ニシテ甚シキ

ハ一ノ工場カ其必要ニ應シ他ノ工場ヨリ職工ヲ誘拐スルコトナキニアラス轉勤及誘拐ハ生徒ニモ亦免レスシテ退學ノ原因ト爲ルモノナリ工場營業ノ便宜ニ依リ夜業ヲ爲サシメ若クハ職工ヲ遠隔地ヘ派遣シテ數十日又ハ數月間滯留操業セシムルコトアリ此ノ如クニシテ終ニ自ラ退學スルノ已ムヲ得サルニ至レリ此種ノ弊ハ金工科生徒ニ多クシテ木工科生徒ニ少シ是レ木工科生徒ハ概ネ徒弟トシテ師匠ノ家ニ養ハレ殊ニ師匠ノ勸誘ニ依リテ就學セシ者多キニ反シ前者ハ概ネ工場ノ職工ニシテ境遇ノ自ラ相違アルカタメナリ

次ニ生徒自身ニ於テ始メ入學ノ際學校ノ性質目的ヲ誤解シ終ニ退學ノ原因トナリタルモノナキニアラス此ノ如キハ學校創業ニ際シ往々免レサルコトニシテ數年ナラスシテ此弊ハ全ク除クコトヲ得ヘシ

尙ホ以上ニ加フルニ脚氣病ニ罹リ歸國スル者年期充チテ東京ヲ去ル等普通ノ理由ヲ以テ退學シタル者少シトセス半途退學ノ原因ハ概ネ前述ノ如シ且ツ缺席モ少キニアラサルヲ以テ本校ハ是等ノ豫防ニ備ヘンカタメノ左記ノ取扱ヲ實行セリ

一、生徒ノ保證人ハ直接工場ニ關係ヲ有スル者カ然ラサレハ保證人ヨリ豫メ工場管理者ニ向ヒテ補習ノ時間ヲ與ヘラルヘキ約東ヲ爲サシムルコト

二、年期徒弟ニシテ入學スル者ハ傭主若クハ師匠ヲ保證人トスルコト

三、入學ノ當初ニ於テ本校ノ目的ヲ明示シ入學者ニ熟考センメ然ル後入學ヲ許可スルコト

生徒ノ成績 未タ卒業生ヲ出ササルニ先チ生徒成績ノ如何ハ確言シ難シト雖モ每週授業時數ノ僅少ナルニ比シ普通學科及職業ニ關スル學科ハ共ニ不可ナラサルカ如シ殊ニ自己ノ職業ニ直接關係ヲ有スル學科ニ對シテハ各自實技ノ經驗アルヲ以テ會得シ易ク又圖書及職業圖ハ生徒ノ熱心修技スル所ニシテ其進歩ノ著シキハ多ク他ニ比類ヲ見サルナリ尙ホ品行ニ至リテモ一般ノ職工ニ優ルコト一二ニシテ足ラサルナリ今茲ニ約言スレハ本校ハ晝間ニ於ケル實業補習學校ニ比シ比較的短日月ニシテ且ツ經費ノ少額ナルニ似ス成績ノ佳良ナルヲ揚言シテ憚ラサルナリ是レ畢竟幼工學業ヲ渴望スルノ時機ニ於テ彼等ヲ教育スルニ由ルナ

ラン故ニ都會ニシテ職工ノ少カラサルノ地ニ於テハ工業補習夜學校ヲ設置シ以テ斯ノ好時機ヲ逸セシメサルハ目下ノ急務ナルヲ認ム本校ハ經驗ヲ積ミ其成績ヲ世間ニ告ケ以テ此種學校施設ノ資ニ供セントス

第二項 其後の變遷

其後の變遷の概況

其後の變遷に關しては「東京高等工業學校四十年史」に次の如く記載されてゐる。

然るに當時未だ補習教育の必要一般に認められず爲めに一箇年間學年組織の下に通學を繼續し得るもの極めて少く、且つ入學者の學力年齢等著しく不同にして、之を學年制に於て教授することは教授より生徒自身の利害より適切ならざるものあるを以て早くも其の改正の必要を感じるに至れり。

是れに於てか本校は三十五年九月に至り學則の上に根本的改正を施せるが、其新學則に於ては、全部を隨意科目制となし、金工具、木工具製圖の外更に物理、化學、木工具及製作法、金工材料、木工材料、家屋構造規矩法、機械力學、發動機、染色法、機織法、製造化學、建築製圖、機械製圖及工業圖案の十六科目を加へて生徒各自の志望により隨意選擇聽講するを得しむる事となし其修業年限の如きも最短四ヶ月最長一ヶ年とし、且授業料をも少額の範圍に於て之れを徴收することとせり。

爾後更に學則に修正を加へ、各學科目の間に初等及普通の二階級を置き同一學科目にても生徒の勞力素養に適應する階級を選擇するの便を開き修業證明書、修業證書及精勤證書等と與ふるの制を設け以て半途退學を減少し志望貫徹を獎勵することとせり。

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

せり。爾來此制度を繼續して大正元年に至るの間に於て設備及經費の都合等により科目の伸縮を免れざりしと雖も少きも二十六科目多きは三十六科目の開講を見たるの盛況に達し其在籍生徒數も少なき年度に於て八百名を超え最多數の年度に於ける生徒數は一千名を數ふるに至れり。而して此間に於て明治四十三年度に本校を工業教員養成所の附屬より東京工業學校の附屬に移管し新たに主事の職制を置きたり。

次で大正二年に至り實業界一般の發達狀況と志願者の傾向とに鑑み再び學年制を置き科目制と並立せしめ學力試驗によりて入學者を決定することにせり。而して此改正の當初に於ては學年制としては機械科及建築科の二科のみなりしを同年度に至りて學年制に大擴張を試み普通部中等部の部分に分ち各部に機械及建築の兩科を置き外に三十科目の科目制學科目を並立せしむるに至れり。而して此制度は恰も時勢の要求に伴ふを得たるを以て遂に大正六年に至りては更に中等部の上に高等部を置きたる外中等部に應用化學科を増設し生徒一千五百名を算するに至れり。

然るに其後歐洲戰爭の好影響は物價の著しき昂騰を惹起し加ふるに東京高等工業學校の内容充實其他の問題に制せられ社會が日一日より多く斯種教育機關の必要を唱ふるにも拘らず本校は更に擴張の餘裕なき境遇に置かれたる儘大正七、八年度を経過したるに、恰も好し當時財團法人協調會が工業補習教育に手を染むることとなり其第一着手として本校經營を引受くるの希望を母校たる東京高等工業學校及文部省に申請し來りたり。是に於てか主務省及母校は慎重に此問題を審議したる結果財團法人協調會の目的事業の性質及資力等より觀て本校を繼承せしめて之れを經營せしむるは本校發展上却て利益あることを確め又一面本校教育の目的趣旨及周圍の情況に顧み之れを協調會に經營せしむるの有利なるべきを認め其結果遂に大正九年度に於て公式手續を履み十年度より本校全部の事業を擧げて協調會に繼承せしむることに確定し同時に協調會は繼承準備行爲として一萬餘圓を寄與して九年九月より本校經營の一部に参加し多年充實し得ざりし斯教育の施設に助力ありたり。次で大正十年三月直轄諸學校官制改正に依り本校は東京高等工業學校附屬として存在することを廢止せられ、同年四月より全然協調會の經營に屬

し同時に、「藏前工業專修學校」と改稱されたり。

其後大正十二年九月に關東大震災に罹災したため校地を麻布區新堀町に移し、校舎を新築して之に移轉した。現在の財團法人協調會東京工業專修學校は當補習學校の後身である。

當補習學校の發展

工業補習學校は最初は振はなかつたが、明治三十五年に學年制を廢して科目制度となした頃から漸次に盛んとなり、明治三十七、八年戰役以後は急激に盛となつた。當時の狀況に關し明治三十九年の官報は次の報告をなしてゐる。

東京高等工業學校附設工業教員養成所附屬工業補習學校ニ於ケル入學志望者其他ノ近況左ノ如シ(文部省)
 (一) 入學者漸次増加 本校ハ明治三十五年九月從前ノ學年組織ヲ廢シ科目選擇制度ト爲シタリシカ其結果ニ因ルカ否一ハ時勢ノ進歩ニ因リシナランモ、同年以後入學者漸次増加シテ左表ノ如ク本年ニ至リテハ二百餘人ニ對シテ遂ニ入學ヲ謝絶セサルヘカラサルニ至レリ

| (學年) | (開講科目數) | (第一學期入學志望者) | (同上許可者) | (同學年ノ入學許可者) |
|-------------------|---------|-------------|---------|-------------|
| 自明治三十六年 至同三十七年 | 十科 | 二二二 | 二二二 | 三〇三 |
| 自明治三十七年 至同三十八年 | 十七科 | 二九六 | 二九六 | 四四九 |
| 自明治三十八年 至同三十九年 | 二十二科目 | 四二七 | 三五一 | 九一六 |

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

自明治三十九年
至同 四十年

三十科目

六四〇

三八一

右表中明治三十六年度並ニ同三十七年度ハ授業開始後約一箇月間入學ヲ許可シ漸々員ニ滿ツルニ至リシモ本年ハ授業開始前
十日間即チ募集締切日マテニ既ニ右ノ如キ數ニ達セルナリ

(一) 不許可者ノ懇請 數多キ入學不許可者中ニハ自分ハ御校ニ入學センタメ態々上京セル者ナレハ是非トモ入學ヲ許サレタ
シト願ヒ來ルアリ又自己ノ奉職セル上司ヲ煩シ或ハ本校教官中ノ知人ヲ介シテ許可ヲ再願スルアリ又自身出願シテ中ニハ直
接校長ニ事情ヲ陳シテ哀願スルアリ其懇請ノ情實ニ憐ムヘキ者アリシナリ尤モ方今青年向學心ノ發達洵ニ驚クヘキモノアリ
何レノ地方ニ於テモ中學程度以上ノ學校ニ於テハ多キハ十數倍少キモ二三倍ノ入學志望者アリテ其全數ヲ容ル、能ハサルヲ
常トスレハ僅ニ五六割ノ不許可ヲ生シタレハトテ俄ニ進歩ト稱スヘカラス又是ヲ以テ増設云々ヲ唱フルハ少シク大早計ノ嫌
ナキニシモアラサレトモ補習教育ノコトタル今ヤ朝野共ニ之ヲ獎勵シ僅ニ其効顯レタルノ時ニ際シ設備ノ不足ヨリ早クモ志
望ニ應スル能ハサルハ甚タ遺憾ノコト、謂ハサルヘカラス殊ニ高等教育ニ至リテハ職工タリ技術者タル以上何人モ之ヲ受ケ
サルヘカラサルモノナレハナリ

(二) 營業者トノ關係 此種教育ヲシテ實際ニ其効アラシメンニハ是非トモ先ツ營業者ニ於テ其必要ヲ認メ輩下ノモノヲシテ
是ヲ受ケシメ其業ヲ了リシモノハ之ヲ重用シ以テ獎勵スルノ要アルヲ察シ從前ヨリ生徒募集ノ際ハ規則書等ヲ各工場ニ送付
シ技術者ノ來學ヲ獎勵シ來レリ然ルニ裏面ニテハ夫々獎勵スル所少カラサリシ様ナレトモ未ダ表面之ヲ認ムルニ至ラサリシ
ナリ然ルニ本年ニ至リテハ東京瓦斯株式會社ヨリ三十人、本所區惠美壽染工場ヨリ八十人ノ生徒ヲ選抜會社ヨリ授業料ヲ支
出シテ通學セシムルニ至レリステコソ始テ教育ノ効果ノ實際ニ識認セラル、モノニシテ本校ノ大ニ喜フ所ナリ本校ハ主ナル
工場主ノ此例ニ倣フニ至ルト共ニ通學者ニハ退出時間等ニ多少ノ便宜ヲ與フルニ至ランコトヲ希望スルモノナリ

(四) 入學者ノ志望科目 青年工業者中如何ナル科目ヲ修業セントスル者多數ナルカ試ニ本校ニテ第一學期ヨリ開講セシ二十

二科目ノ志望員數ヲ調査セシニ左ノ如シ

- 修身講話 九九 國語 五六 算術 二二六 工場用計算 一二五 仕様計算 八三 物理講話 二〇〇 化學講話
- 一六四 實用幾何 一一七 建築材料 八七 機械製作法 一三〇 代數 一二九 機械製圖 二〇九 瓦斯「エ」
- ン」 九七 電氣一班 一三四 家屋構造 一三〇 規矩法 一一五 建築製圖 一九七 色染 六一 圖案法 六一
- 圖案實修 四二 自在畫 六四 寫真法 八〇

(五) 入學者ノ學力年齡職業 本年第一學期ニ入學ヲ許可セシ三百八十二人ノ年齡、學力、職業ヲ前年同期ニ入學ヲ許可セシ三百五十一人ニ對照スルニ左ノ如シ

生徒年齡別表

| (年 齡) | (人 員) | | (年 齡) | (人 員) | |
|-------------|-------|-------|-------------------|-----------|-------|
| | (本學年) | (前學年) | | (本學年) | (前學年) |
| 十五 歲 以 下 | 三 | 一六 | 三十歲以上三十五歲以下 | 三四 | 一九 |
| 十五歲以上二十歲以下 | 九〇 | 一一四 | 三十五歲 以 上 | 二二 | 一八 |
| 二十歲以上二十五歲以下 | 一五三 | 一一五 | 本學年最長五十二年 最少十三年五月 | 總平均二十二年六月 | |
| 二十五歲以上三十歲以下 | 八〇 | 六七 | 前學年最長五十二年 最少十年八月 | 總平均二十年三月 | |

生徒學力調査表

| (學 力 程 度) | (人 員) | | (學 力 程 度) | (人 員) | |
|------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| | (本學年) | (前學年) | | (本學年) | (前學年) |
| 尋常 小 學 卒 業 | 五六 | 四五 | 高等小學一年又ハ二年修了 | 五六 | 七一 |

第四章 前身校の附設機關 (附屬工業補習學校)

| | |
|--------------|-----|
| 高等小學三年又ハ四年終了 | 一八七 |
| 中學一年又ハ二年終了 | 二七 |
| 中學三年以上 | 二六 |
| 中學卒業 | 一〇 |
| 中學以上ノ學校卒業 | 三 |
| 本校修業 | 〇 |

生徒職業別表

| | |
|--|-----|
| 徒弟學校又ハ工業學校卒業 | 一三五 |
| 農、商業學校卒業 | 二七 |
| 未詳 | 二四 |
| 備考 表中ニハ計上セサレトモ本學年ノ生徒ニシテ前學年モ生徒タリシモノ四十二人アリ | 〇 |
| | 一八 |

| | |
|-------|------|
| (職業) | (人員) |
| 大工職 | 八五 |
| 彫刻 | 一〇三 |
| 鍛工 | 五 |
| 圖工 | 九 |
| 雜工業 | 一一 |
| 商工業 | 二八 |
| 印刷、製版 | 六 |
| 染色 | 二四 |
| 寫真 | 三八 |
| | 四 |

| | |
|-------|------|
| (職業) | (人員) |
| 建具職 | 五 |
| 機械職 | 五八 |
| 木型 | 二 |
| 瓦斯工 | 三〇 |
| 石工 | 一 |
| 醫師藥劑師 | 二 |
| 畫工 | 二 |
| 製革 | 四 |
| 教員 | 二 |

| | |
|---------|------|
| (職業) | (人員) |
| 指物職 | 五 |
| 鑄造 | 五 |
| 工場・會社勤務 | 二〇 |
| 織物 | 一 |
| 建築請負 | 八 |
| 無職 | 一 |
| 電氣職 | 二八 |
| 火夫 | 五 |

備考 表中ニハ計上セサレトモ本學年ノ生徒ニシテ前學年モ生徒タリシモノ四十二人アリ

(六) 入學者ハ孰モ職業上ノ必要ヨリ來ル前表ニ依リ本校入學者ノ大多數ハ孰モ晝間工業ニ從事セル者ニシテ本校ニ來學セルハ全ク職業上ノ必要ニ因ルモノナルハ略々推察スルヲ得レトモ尙ホ主ナル二三科目ニ就キテ其第一日ニ出席セシ人員ノ職業ヲ調査セシニ此關係ハ更ニ一層明瞭ナリ

色染科三十八人ノ職業別、惠美壽染工場七、中山染工場三、櫻組製革所二、本校職工四、染物整理工場二、自宅染物營業一八、徒弟學校生徒一

機械製作法六十二人ノ職業別 旋工仕上三五、火夫運轉士三、木型鑄造四、瓦斯職工六、技術員五、紡績工二、電氣三、醫療器械二、鍛工二

圖案法三十二人ノ職業別 製版工八、染物業八、金屬業八、大工建具職三、窯業一、圖案工一、學生三、

建築製圖八十三人ノ職業別 大工職六人、指物職三、工手三、請負業四、圖工一、煉瓦工一、屋根職一、材木商一、瓦斯裝置係一

(七) 授業料ノ増徴(省略)

(八) 精勤賞狀ノ効果 優良ナル技術者タルノ資格ハ密ニ學理ニ通セルノミナラス其職務ニ忠實ナルコト最モ必要ノコトナレハ本校ニ於テハ昨年ヨリハ各學科目ヲ終末マテ聽講セシメントタメハ勉勵ノ良習ヲ獎勵シ兼テ傭主ニ信用ヲ厚カラシメントタメ精勤賞狀ノ制ヲ定メ一科目ニテモ數科目ニテモ缺課ナク通學セシ者ハ其科目ヲ明記シ精勤賞狀ヲ授クルコト、爲セシカ昨學年ニ於テ本賞狀ヲ得タル者八十二人ノ多キニ達セリ尤モ僅ニ一箇年ノ經驗ハ未タ充分ニ其成績ノ如何ヲ知ル事能ハサレトモ中途退學者ヲ少カラシメタルハ明ナリ今前學年並ニ前々學年共ニ中途ヨリ入學ヲ許可セシ左ノ兩科目ニ就キ其出席ヲ調査セシニ前學年ニ於テ著シク生徒減少ノ傾ヲ生セルヲ見ル

出席生徒數

| (科目) | (學年) | (九月) | (十月) | (十一月) | (十二月) | (一月) | (二月) | (三月) | (四月) | (五月) | (六月) | 最終ノ最始 ニ對シ% |
|------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|---------------|
| 算術普通 | 前學年 | 九八 | 一〇三 | 七五 | 五九 | 九一 | 七〇 | 五六 | 七八 | 七九 | 八一 | 八二・七 |
| | 前々學年 | 六二 | 六二 | 五九 | 四二 | 四二 | 三六 | 二一 | 二二 | 二〇 | 一八 | 二九・〇 |
| 家屋構造 | 前學年 | 六九 | 六三 | 五一 | 四六 | 七二 | 六〇 | 五〇 | 六〇 | 五七 | 六一 | 八八・四 |
| | 前々學年 | 五一 | 四四 | 三八 | 四一 | 三九 | 三四 | 二九 | 三〇 | 二九 | 二九 | 五六・九 |

(九) 工業講話會 數年前ヨリ本校ニテハ廣ク國民ニ工業上ノ知識ヲ普及セシムルト共ニ兼テ工業者ノ常識ヲ高メシメン目的ヲ以テ毎月十五日日本年ヨリハ十四日工業講話會ナルモノヲ開設シ來リシカ毎會聽講者六七百人ニ達シ常ニ堂ニ溢ル、有様ニテ盛會ヲ極ム今昨年十一月以降ノ講師並ニ演題ヲ列擧セン(講師名演題名省略)

生徒の熱心

従つて生徒の態度も甚だ熱心になつた。次の記事に依つても當時の態度が想像される。

母校の近況

S . T

補習夜學校 母校の附隨事業たる、補習夜學校は、時代の要求に依り、就學者の數は増加して、一月の學期よりは、稍六百名にして、是等の多數は晝間疲勞したる身體を以て、嚴寒降雪の夜をも厭はず、缺席なく來學するは、實に感心の至りである。殊に木工材料の講義の如きは、七八十人も聽講者あれば其以上收容出來ずとて斷はられたも肯せず、起立しても宜しきとて、印半纏の先生起立の儘、壁を机に代へ「ノートブック」を壁面に付け、書取りをする人も少くない。(藏前工業會誌、第五九

號、明治四十一年)

本校附屬夜學校の狀況

當學期に於て開講せる學科目は三十課目にして教官は、齋藤、關口、淺川、河津、槇田、前田、結城、豐丸、滋質、小林の十教授村上、岸、河合、橋、齋藤、岡本、木檜、安田、瀬谷、笠原、野田、金子等の十二助教授外數名の囑託教官にして何れも晝間業務に従事せる職工が熱心に聽講するより多大の同情を以て教育されつゝあり

生徒の年齢は例によつて不同にして最長五十五歳最少十四歳に至り學力も亦頗る不同を免れず、但し彼等の多數が夫々晝間從事する處の仕事に直接關係ある學科を聽講するを以て筆記力さへ覺束なき生徒もその理解力は存外に立派のものあり彼等の内には幾何學をイクバクと讀むの類多けれど規矩法や建築構造の講義にはその理解力に不足を感じざる有様なり

聽講者の意氣込一變せり卅二年頃の夜學補習生中には如何に面白く講義しても眠る生徒が多くして當時之れが矯正策として音樂を各時間の終りに試みた程なりしも現今の生徒にはこの眠ると云ふことを一向認めぬ様になれり之は電車の便開けて遠方からも生徒を吸收することが出來夫々専門の學科に對して適當の生徒を得らるゝ結果その聽講者は何れも自己の仕事に直接の利益を感じる譯であるから從てその聽講の意氣込も前より一變し所謂熱心となつた次第であるこの熱心と云ふことが頗る教官諸氏の同情を買ふ所以にして吾が補習夜學は前途益々好望の氣運にまで擱はしむる譯で實に夜學の爲めに喜ぶべき現象である現今大宮より通ふ生徒丈にても十三名の多きに達し其他青山より新宿より品川より深川より來るもの頗る多くて附近の淺草區より比較的小數の生徒が來ると云ふ有様である(藏前工業會誌、六四號 明治四十一年)

手島校長と工業補習學校

最後に手島校長と工業補習學校に關して申添へたい。手島校長は工業補習學校には實に熱心であつた。前述の

如く明治三十年代にも補習教育鼓吹の論文を書いてゐるが、晩年の手島校長の發表物は殆ど悉くが工業補習教育に關するものと言つて差支ない位である。一例として大正五年三月に「教育時論」に掲載された一文を次に掲げる。

工業補習學校の價値

本教育は固より高尚なる工業教育を施すものに非して、各工業に従事する者に、其の職業に要する知識を與へ兼て人格を高からしむるを主眼とするにあるを以て、世間皆其の教育の必要なる事を認識し近時に於て殊に然るものありとす。凡そ工業に於ては、直接製造に従事する工人にして職業の知識に乏しく人格高潔ならざるに於ては、如何に指導者たる技術者の適良なるも、將た機械の精巧なるも焉ぞ能く完全なる製造を了するを得べけんや。是を以て我文部省は、斯教育が邦家致富の要素たるを認め、昨會計年度に於て本校の提議したる附屬補習學校を擴張し、費途の増額の要求を容れ、之を大藏省に謀議せられしに、同省は歐洲戰亂の結果國庫の費途多端なるの故を以て此増額の議を斥けられしも、時の文相たる一木大臣は時勢の必要に鑑み内閣會議に於て斯教育の急務を説明せられ、遂に之を復活し、本年の帝國議會に提出して其の協賛を得るに至れり、而して該豫算の全額たる固より多額ならざるも、軍國多事の時に於て尙此増額の通過を得たるは、政府は勿論國民を代表する議會も斯教育の要求を認識せられたることを知るに足らんか。

是に於いて本校の斯教育に對する責任は一層の重大を加へたるを以て、本校は大いに施設を要すべき事項多々あるも、先づ第一に専任者を得るを緊要と認め、曾て附屬職工徒弟學校の主事たりし内海靜氏の海外留學後、廣島高等師範學校に教鞭を執られしを去月七月中、本校教授として附屬工業補習學校主事に迎ふるに至れり。

爾來熱心その職に執筆せらるるを以て、他日成績の見るべきものあらんも由來斯教育、他の教育に比し、學科の種類其程度工業の種類により千差萬別にして、初歩より高等に進むが如き系統なく、各校任意、學科を階級なく授業するを以て、順を追ふて學習を繼續せんとする者に對しては不便なからずとす。

故を以て補習教育施設上改善すべき必要なる事項は、一地方に行はるゝ工業補習教育を一律の下に置き、各學校に於ける學科の統一を謀り、系統ある教育を施設し、以て相互に聯絡を計るが如きは蓋し一方法なるべしと雖も、斯教育は比較的經驗に乏しきを以て、職を斯教育に執る者は其の種類及所在を問はず、共に研究の要あるものなり。同感の篤志者幸に所見を寄せられ以て相互研究の資となさんことを希望す。

又工業補習學校主事たりし内海靜氏は、手島校長の工業補習教育精進に關して次の記述をなしてゐる。

工業補習教育の、手島先生に負へる所の多大なることは今更申す迄もない、實に工業補習教育の今日あるは、手島先生の賜といふてよいのであつて、畏くも今回立太子式を擧げらるゝに方つて東京市に御下賜あらせられた五萬圓をば、先生は逸早くも市の工業補習教育の使途に宛たら、聖旨にも添ひ奉るを得るのであらうといふ意見を發表せられた程であるのを見てもその如何に熱心であるかゞわかる。

それで補習教育の大趣旨は勿論工業の發達にあることは今更いふまでもない、如何に豊富なる資本金があつても、又如何なる優秀なる技師があつても、實地に作業に従事する職工の智能が之に伴はなければ工業の發展は到底望まれないのである、即ち補習教育の目的は職工の智能啓發にあつて彼等の従事する仕事の裏面にある所の科學の原理を授けるにあるのである。東京高等工業學校に於ける補習學校は、もと工業教員養成所に附屬せしめられたもので、明治三十二年の設置にかゝるもので、晝間實地工業に従事する多くの職工に、日新科學を授けて之を實地に應用せしめ、且つ又職工の人格の修養を期するの目的で起つたのである。

その職工に日新の科學を教授するといふことは、西洋から移植せる舶來工業、例へば電氣工業、機械工業等に従事する職工は、精神一つで學習の途もあるが、我が國在來の工業例へば縫師屋、左官、藤細工、鞆等の製造に従事する職工は終生學習の餘地がない、つまり行き詰り工業である、併しながら今日、日新の科學を其の間に應用するの途はないであらうか、而も是等

の職工は何れも晝間各業務に服して居るから、勢ひ夜學を開かなければならぬ、是れ補習學校の多く夜學たる所以である、即ち、手島先生の意見を忖度するに、斯ういふ在來の工業をも舶來工業と併せ進歩せしめなければならぬといふので、本校に併置せられたのであらう、將に來學期より開講せんとする經師屋の如きも正に其の一である。

猶是に就いて一言附せんに、ブラインド、アレー即ち行き詰りの職業に就いて老先生が常に申される言葉がある、先生の言に、外國にては給仕、エレベーターボーイ、メツセンヂャーボーイの如きは行詰りの職業であるが、それすら獨逸などに於ては、それに關する學校もあり、教科書もあり、勉強しやうとする者は勉強が出来る、我が國に於ては近來斯ういふ種類に於ては散髪屋、洋服屋が僅に講習を開いて居るに過ぎぬ、工業發展といふ叫びが、徒らに大工業に對してのみ求むべきであらうか。

職工の人格の修養については、曾て斯ういふことがあつた、それは、東京織物問屋同業組合に於て雇人等が、織物及び染物に關する知識の乏しきを憂ひ、先生に請うて然るべき先生を派遣して實地に就いて一般講義を聞いて見たきを申込んで來たことがあつた、その時先生は、それは主義に於ては至極結構であるが、十分目的を達する方法でない、若し果して組合の方で熱心に希望するならば、雇人を學校に通はせる様に仕度いものである彼等が學校に通つて勉強することそれ自身が、既に彼等に言ふべからざる修養となるのであると答へられたことがあつた、實際規律ある時間の下に、規律ある行動すると言ふこと、並に學校が神聖なるものであるといふ觀念又彼等が接近する朋輩とは異なる處の教師に近づき、其言動に觸れることは自ら人をして品性の修養に資せしむるものである。況んや修身をも兼務せしむるに於てをやと。

更に之を要言するに、工業補習教育の大趣旨は工業の發展にあるが、之と共に職工の智能を啓發し又彼等の人格の修養といふことが根本の目的である而して先生は實にこの大方針の下に大に補習教育に盡力せられたのであつた、聞く所によれば將來もこの補習教育には力を盡されるといふやうに承知をして居るが、實に先生の如き人格の高い人が此の事に熱心せらるゝとい

ふことは、吾々補習教育の任に當れる者の非常に感謝する所で、將來も尙先生の高教を乞ひつゝ斯界の爲に盡くしたきものである。(内海謙氏、工業補習教育の職能に關する手島先生の意見 工業生活、第二卷第一號、大正五年)

第三項 大學昇格と工業補習學校

東京高工昇格問題が起ると共に、當校の處分が必然に問題となつて來た。大學に附屬せしむることは稍困難であるし、又此に依つて大學昇格が少しでも阻害されることは大局より見て好ましからぬからである。斯くて母校昇格調査委員會は、「工業補習學校ハ直ニ移管ノ方法ヲ執ルヲ要ス」と結論するの外は無かつた。

されば當時の當校主事秋保安治氏は此の問題に苦慮し、種々奔走の結果前述の如く大正十年四月一日より協會に移管することとなつた。協會經營の現在の東京工業專修學校は當工業補習學校の後身校である。

協會が如何なる意圖で同校を受けつき、又現在如何なる指導精神で同校を經營してゐるかは、嘗て同會總務課長増田作太郎氏が同校學報(第廿一號)に執筆した次の一文に依つてその一端を窺ふことが出来るであらう。

而してその社會問題の中で最も重要な問題は、勞働問題であります。勞資問題を圓滿にし、そして勞働者の立場の悪い時はその待遇改善をすると云ふやうに、色々の難しい問題があるのであります。その問題を解決し、又勞資間に争ひのある時は之を調停して行くと云ふやうに、此がこの協會の大切な仕事となつてゐるのであります。

諸君におかれましても、學校卒業の曉には、勞働者となる人もありませうし、又勞働者を使用する立場になられる人も御座い

ませうが、その何れに致しましても、さういふ産業や工業に従事して居る人々の間にたつて労働問題と云ふものを本當の意味に於て理解してゐる人がなかつたならば、到底うまくやつて行くことは出来ないであります。技術的にはいくら優秀でありましても労働問題に對して、その考へ方が誤つて居りましたならば、その經營者は失敗しその労働者は遂には失業すると云ふことは免れ得ないのであります、あなた方自身の上から考へましても、協調會の使命とする處の社會問題或は労働問題に對して本當に間違ひのない見解を擲むと云ふことが大切であります。

故に協調會に於て工業學校を經營して居ると云ふやうな理由も、技術だけを専修する人々よりも公人をつくる爲の目的であるし、さういふ意味に於て經營致して居るのであります。技術方面に於てその腕を磨くと云ふことは勿論大切であります。同時に又協調會精神をも理解して頂き度いのであります。

第二編 後史

第一章 東京工業大學時代

第一節 概 説

當期間は昭和四年四月一日大學昇格以降現在までである。

本大學は、既に東京高等工業學校時代の中葉から、日本工業確立のためにその教育内容の充實を切望し、そのためには年限延長を緊要なるものとして當局に進言し來つたものであるが、大正七年「臨時教育會議」の單科大學承認進言に伴ふ「大學令」の改正に依つて單科大學が法文上認められ、又會々原内閣に依つて高等教育の充實・一部官立専門學校の大學昇格が企畫せらるるや、當校も日本工業將來の發展に即應して工業大學への昇格を熱望したのである。藏前・一ツ橋と多年併稱された東京高等商業學校の昇格に反し、當校の昇格には幾多の難關・荆棘が遮つたが、文部當局の英斷・學校當局・生徒・卒業生等の熱意に依つてよくこれを克服し、大正十二年度豫算として議會に提出して可決され、愈々昭和四年四月より東京工業大學が實現するに至つたのである。

昭和四年四月一日「官立工業大學官制」が制定されて當校昇格が實現すると共に、即日中村學長以下教官・事務官の任命が行はれ、同日「學則」制定されて、本學の學科を染料化學科・紡織學科・窯業學科・應用化學科・電氣化學科・機械工學科・電氣工學科・建築學科の八學科となすことが定められ、授業科目並びに研究科其他に關する學則が規定された。

既に昭和四年一月より學生募集が行はれたが、募集人員百五十名に對し二百二十八名の志願者があり、入學試験に依つて百四十七名の第一回入學者を決定した。

其後、學年進行に伴ひ昭和六年四月以降舊東京高工の殘型たる附屬工學專門部及び附屬工業教員養成所が廢止せられ、又同年の學則改正に依つて從來の學年制度を科目制度に改めた。

其後滿洲事變・支那事變の勃發に伴ひ本學の位地は極めて重視せられ、特に支那事變以後は學科の新設・學生の増募等が續いた。即ち昭和十四年度には航空機工學科、昭和十五年度には化學工學科が新設せられ、昭和十六年度よりは金屬工學科・燃料工學科が新設される豫定で準備豫算が議會を通過し、又昭和十四年度以降は學生増募が行はれた。

猶ほ大學昇格に伴ひ教官の研究熱も愈々興隆し來り、他面「學位令」に據る學位申請者も續出して學位を授與されたものもある。

更に附屬附設機關も漸次に増大してゐる。昭和七年十月一日には從來の講師制に基く特設豫科は改組され、「工業大學官制」に據る附屬豫備部に改められて其内容の充實を圖り、又昭和九年三月一日には建築材料研究所、同

年四月十日には工業調査部、昭和十四年二月二十一日には資源化學研究所、昭和十四年十二月二十七日には精密機械研究所を夫々附設して斯學の研究に邁進した。更に技術者の短期養成のために、昭和十三年四月一日には臨時工師養成部を、翌十四年四月一日には臨時化學分析工員養成部を設け、翌十五年四月一日には臨時鑛業工員養成部を設けることになつたので、昭和十五年四月一日には三養成部を統合して臨時工業技術員養成所とした。是等の養成機關は何れも中學卒業程度の者を入學せしめて一年間教育するものである。

此の間、本學の設備も如上の事實に即應して着々と充實し、大學昇格直後には假建築八千余坪に過ぎなかつたものが、昭和六年九月分析化學教室、翌七年八月水力實驗室、同年十月本館第一期工事、昭和十年六月紡織學科實驗場を初めとして次々に實驗場を竣工し、又建築材料研究所（昭和八年三月）精密機械研究所（昭和十三年十一月）等の建築も完成して、現在では建物一九、〇二四坪に及んでゐる。

第二節 工業界の大勢

歐洲大戰後の反動的な不景氣は昭和時代に入つても猶ほ續いてゐたが、昭和六年を契機として漸次に好轉し始めた。即ち滿洲事變を契機とする軍需工業の發展、爲替安に依る輸出工業の發展は、續いて支那事變に伴ふ生産力擴充と軍需インフレに激成され、茲に日本工業は量に於て飛躍するのみならず質に於て著しく高度化した。

先づ量的發展を見るために昭和四年以降の工場數・職工數・生産額の増大を表示すると、次の通りである。

（工場統計に據る）

| (年次) | (工場數) | (職工數) | (生産額) |
|------|---------|-------|-------|
| 昭和四年 | 五九、八八七 | 一八二萬人 | 七七億圓 |
| 五年 | 六二、二三四 | 一六八 | 五九 |
| 六年 | 六四、四三六 | 一六六 | 五一 |
| 七年 | 六七、三一八 | 一七三 | 五九 |
| 八年 | 七一、九四〇 | 一九〇 | 七八 |
| 九年 | 八〇、三一 | 二一六 | 九三 |
| 一〇年 | 八五、一七四 | 二三六 | 一〇八 |
| 一一年 | 九〇、六〇二 | 二五九 | 一二二 |
| 一二年 | 一〇六、〇〇五 | 二九三 | 一六三 |
| 一三年 | 一二一、三三二 | 三二一 | 一九六 |

即ち昭和六年以來漸次に向上し昭和八年よりは活潑に高揚し、昭和十三年は昭和四年に比べて約二倍に達せんとしてゐる。

而して發展の内容に就て見るに、重化學工業の躍進が目立つ。今、工業部門別に工場數・職工數・生産額の發展を示せば、次の通りである。

工場數

| 年次 | 紡織工業 | 金屬工業 | 機械器具工業 | 窯業 | 化學工業 | 製材及木製品工業 | 印刷及製本業 | 食料品工業 | 瓦斯及電氣業 | 其ノ他工業 | 計 |
|------|--------|-------|--------|-------|-------|----------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 昭和四年 | 一九、七〇六 | 三、七二二 | 五、二九六 | 三、二五三 | 五、一九九 | 四、七〇〇 | 三、五六六 | 一一、八九四 | 四五七 | 四、九四四 | 五九、八八七 |

職 工 數

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 五年 | 110,300 | 4,000 | 5,200 | 3,100 | 3,330 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 | 3,200 | 3,300 | 4,200 |
| 六年 | 110,900 | 4,100 | 5,300 | 3,200 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 | 3,300 | 3,400 | 4,300 |
| 七年 | 111,300 | 4,200 | 5,400 | 3,300 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 | 3,400 | 3,500 | 4,400 |
| 八年 | 111,700 | 4,300 | 5,500 | 3,400 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 | 3,500 | 3,600 | 4,500 |
| 九年 | 112,100 | 4,400 | 5,600 | 3,500 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 | 3,600 | 3,700 | 4,600 |
| 一〇年 | 112,500 | 4,500 | 5,700 | 3,600 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 | 3,700 | 3,800 | 4,700 |
| 一一年 | 112,900 | 4,600 | 5,800 | 3,700 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 | 3,800 | 3,900 | 4,800 |
| 一二年 | 113,300 | 4,700 | 5,900 | 3,800 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 | 3,900 | 4,000 | 4,900 |
| 一三年 | 113,700 | 4,800 | 6,000 | 3,900 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 | 4,000 | 4,100 | 5,000 |

| 年 次 | 工 紡 織 業 | 工 金 屬 業 | 機 具 工 業 | 窯 業 | 工 化 業 | 製 品 工 業 | 製 材 工 業 | 製 印 業 | 工 食 料 業 | 電 氣 業 | 其 他 業 | 計 |
|------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 昭和四年 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 | 10,600 |
| 五年 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 | 10,700 |
| 六年 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 | 10,800 |
| 七年 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 | 10,900 |
| 八年 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| 九年 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 | 11,100 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|
| 一〇年 | 一,〇〇六,七〇三 | 二七,六二二 | 三六七,二六三 | 九二,六八八 | 三三八,六三八 | 八五,一〇七 | 六〇,五六九 | 一五八,二五五 | 八,三九〇 | 一四四,一七三 | 二,三六九,二七七 |
| 一一年 | 一,〇三七,九一七 | 二四六,八五六 | 四五六,九六三 | 一〇〇,七三二 | 二七三,四八七 | 九三,二九三 | 五八,八三九 | 一六五,三二〇 | 八,七三二 | 一五九,五九七 | 二,五九二,六八七 |
| 一二年 | 一,〇三三,五二〇 | 三〇〇,四九〇 | 六〇一,六四四 | 一一三,八七七 | 三三三,七九六 | 一〇七,八八九 | 六四,六五二 | 一八五,五〇八 | 九,二八六 | 一八八,八六〇 | 二,九六六,五二二 |
| 一三年 | 九七六,九五三 | 三七七,三九一 | 八六〇,四三二 | 一五〇,七四五 | 三三三,二〇五 | 一一三,八三三 | 六三,五六八 | 一九〇,六九七 | 一〇,五二七 | 一九四,四八四 | 三,二五五,四三二 |

生 産 額 (單位千圓)

| 年 次 | 紡織工業 | 金屬工業 | 機械器具工業 | 窯業 | 化學工業 | 製材及木製品工業 | 印刷及製本業 | 食品工業 | 其ノ他ノ工業 | 加工賃及修理料 | 合 計 |
|------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 昭和四年 | 二,九九七,八二六 | 六九,五〇五 | 六八二,一六一 | 二九,八〇二 | 一,〇七七,六〇八 | 一九四,三八九 | 一八六,三〇四 | 二,二四一,三六 | 二四六,七四〇 | 二九八,二三三 | 七,七六七,九七 |
| 五年 | 二,〇三七,九三九 | 五二六,四五三 | 六五,六八三 | 一五八,九四七 | 九二四,〇二八 | 一五七,五五〇 | 一八二,六四〇 | 九四九,九三九 | 一九三,九七六 | 三五,六七二 | 五,九六二,八二〇 |
| 六年 | 一,八〇二,九九七 | 四三四,八七〇 | 四四三,三四〇 | 一四三,三三五 | 八二五,五二〇 | 一四二,八三三 | 一六七,三〇九 | 八三四,六六七 | 一八七,五四四 | 九三,一九八 | 五,一七四,五七八 |
| 七年 | 二,〇二八,一七〇 | 五九一,一八八 | 五四三,八四三 | 一五九,五四七 | 九二七,〇三三 | 一五二,五七七 | 一六七,七〇九 | 八八六,二七三 | 二二三,九九七 | 二二二,二八二 | 五,九八二,四六九 |
| 八年 | 二,六九六,〇七九 | 八八七,七七七 | 八五,一一五 | 二二,四五三 | 三〇〇,三三六 | 一八三,三〇〇 | 一六九,五五〇 | 一,〇七,五九〇 | 二八二,一四二 | 三三七,〇二八 | 七,八七一,三六四 |
| 九年 | 二,九七六,六三三 | 四三三,六七一 | 一〇〇,二〇七 | 二五〇,八五八 | 一,五四八,八六六 | 二二八,七四四 | 一九三,七四三 | 一,〇四〇,六一 | 三三七,二八三 | 三七,五六一 | 九,三九〇,〇六〇 |
| 一〇年 | 三,〇七八,〇三二 | 一,八七〇,九七一 | 三〇,五六三 | 二八二,七四三 | 一,八七五,七八八 | 二四〇,六六六 | 二〇,六六三 | 一,五九,四九二 | 三七九,五九 | 四一〇,五〇七 | 〇,八三六,八九四 |
| 一一年 | 三,三七二,六四二 | 一,三〇七,七九二 | 六九,一五三 | 三三三,七九五 | 二,〇三三,三六三 | 二七二,二二三 | 三三五,七五二 | 一,四四五,九六一 | 四三六,七七三 | 四四九,一三八 | 三,二五七,五八八 |
| 一二年 | 三,九七八,四九七 | 一,三七六,二七五 | 三七九,八七四 | 三七七,〇三三 | 二,〇七〇,二四五 | 三七三,四三三 | 一五八,五九一 | 一,四六七,五七七 | 五八九,六六六 | 五四八,二五四 | 六,三五六,一七六 |
| 一三年 | 三,六五六,八九四 | 四六三,三六三 | 五八,八四九 | 四〇〇,六五〇 | 一,六五七,四一八 | 四四九,七三三 | 二六四,八三六 | 一,七五二,六五九 | 六六九,二九三 | 七三三,七九〇 | 九,六六七,二一九 |

即ち工場數、職工數、生産額共に、金屬工業、機械器具工業、化學工業の躍進が著しく目立ち、その反面に紡績工業の進歩が乏しいことが觀取されるのである。

一方工業輸出品の内容にも轉換が行はれ、半製品たる生絲の割合は減少し全製品のそれが著しく増大してゐる。

| (年次) | (全製品) | (生絲) | (其他原料用製品) | (製造食料品) | (計) |
|------|-------|------|-----------|---------|-------|
| 昭和四年 | 四八・五 | 四〇・四 | 五・三 | 五・八 | 一〇〇・〇 |
| 六年 | 五二・二 | 三四・八 | 六・六 | 六・三 | 一〇〇・〇 |
| 八年 | 六〇・八 | 二三・〇 | 八・七 | 七・五 | 一〇〇・〇 |
| 一〇年 | 六四・〇 | 一七・一 | 一二・六 | 六・四 | 一〇〇・〇 |

滿洲事變以降漸次に擴充の方向を辿つた日本工業は、支那事變の勃發に依り愈々劃期的な躍進に突入し、日本工業の高度化が亦東西新秩序建設の重要な一翼をなし、茲に世界史的なる活動が展開されんとしてゐるのである。

第三節 工業教育の動向

第一項 工業教育制度

工業學校規程の改正

當期に於る工業教育制度改正の主要なるものは、昭和五年四月に行はれた「工業學校規程」の改正である。
(昭和四年十一月に些細の改正が行はれたが、此は省略する)

前述の如く大正十年に「工業學校規程」が改正せられたが、其後十年の實績に徴し時勢の進運に鑑みて、更に改正が要望せらるるに及び此の發令を見るに至つたのである。改正の内容は

- (1) 尋常小學校卒業を入學資格とする工業學校の修業年限を二年乃至三年に改めて(從來は三年乃至五年)、二年制の乙種工業學校をも認めたこと。
- (2) 學科目に改正を加へて、(イ)從來の法制經濟を公民科に改組し、(ロ)武道を體操に含ませて必須科目とし(ハ)工業關係學科目にも選擇科目を認め、(ニ)從來高學年にしか認められなかつた長期實習を低學年にも認めたこと
- (3) 甲種工業學校に第二部を設くるを認めたこと

である。二年制工業學校は高等小學校との關係から見て注目すべく、第二部の設置は師範學校第二部の沿革より見て他日の工業學校發展の礎地となるかも知れない意味に於て極めて注目すべき改正であつた。因に改正規程の内容は次の通りである。

工業學校規程改正（昭和五年四月八日文部省令第五號）

第一條第一項第一號中「三年乃至五年」ヲ「二年乃至五年」ニ改ム

第五條 工業學校ノ每週教授時數ハ實習ヲ除キ二十四時間以内トス 但シ低學年及實習ヲ課セサル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限り三十時マテ之ヲ増加スルコトヲ得

體操ノ教授時數ハ前項ノ教授時數ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

實習ノ教授時數ハ學科ノ種類、土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第六條 工業學校ニ於テハ一學年ニ付二月以内實習ノミヲ課スルコトヲ得 但シ特別ノ必要アル場合若ハ高學年ニ在リテハ二月以内之ヲ延長スルコトヲ得

第七條第二項ヲ削ル

第十條 工業學校ノ學科目ハ修身、公民科、國語、數學、物理及化學、圖畫、體操（武道ヲ含ム）並工業ニ關スル學科目及實習トス 但シ修業年限、學科ノ種類ニ依リ外國語、博物、地理、歴史、商業、工場要項其他ノ學科目ヲ加設スル事ヲ得 女子ニ付テハ修身、公民科、國語、數學、理科、圖畫、家事及裁縫、體操、並工業ニ關スル學科目及實習トス 但シ地理、歴史、音樂、其他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

工業ニ關スル學科目ハ學科ノ種類、入學資格、修業年限ニ應シ適切ナル事項ヲ選ヒ之ヲ定ムヘシ 學科目ハ便宜分合シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第十條ノ二 前條ノ必須學科目中修身、公民科、工業ニ關スル學科目及實習ヲ除キ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得

第十條ノ三 工業ニ關スル學科目及實習ハ其ノ一部ヲ選擇科目ト爲スコトヲ得

第十一條ノ二 第一條第一項第一號ノ學校中修業年限五年ノモノ及第二號ノ學校中修業年限三年ノモノ又ハ之ト同等以上ノ學

校ニハ第二部ヲ設クルコトヲ得

第十一條ノ三 第二部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校又ハ高等女學校ノ卒業者若ハ之ニ準スヘキ者トス

第十一條ノ四 第二部ノ修業年限ハ一年トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ之ヲ伸縮スル事ヲ得

第十一條ノ五 第二部學科目ハ修身、工業ニ關スル學科目及實習トス但シ必要ニ應シ他ノ學科目ヲ加設スルコトヲ得

第十四條ノ二 工業學校ニ於テハ必要ニ應シ當該學校ノ卒業者其ノ他ニ對シ研究指導ノ施設ヲ爲スヘシ

本改正は農業學校規程・商業學校規程・商船學校規程・水産學校規程・職業學校規程等の改正と聯關して行はれたものであるが、文部省は昭和五年五月に「實業學校諸規程中改正ノ要旨並施行上ノ注意事項」を訓令して改正の趣旨を闡明した。その内工業學校にも關係したものを擧げると、次の通りである。

實業學校諸規程中改正ノ要旨並施行上ノ注意事項（昭和五年五月七日文部省訓令第十號）

今般文部省令第五號乃至第九號ヲ以テ工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程、及水産學校規程中ニ改正ヲ施セリ蓋シ中等教育ノ制度ハ大正九年乃至大正十二年ニ改正セラレ今日マデ約十年ヲ經過シタルガ、其施行ノ實績ニ徴シ時勢ノ進運ニ鑑ミ改善刷新ノ要アルヲ認メタルヲ以テナリ今左ニ之ガ改正ノ要旨ト施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要トヲ擧示

スベシ

一、修業年限二年ノ實業學校ヲ認メタルコト

(前略) 近年實業學校ハ年ト共ニ整備セラレ發達ノ途ニアルハ寔ニ喜ブベキ所ナリト雖モ未ダ之ニ満足スベキニアラズ今後益々之ガ改善振興ニ力メザルベカラズ殊ニ我國ノ現狀ニ鑑ミ商工徒弟教育並簡易ニシテ實際的ナル農村子弟教育ハ今日ノ急務トスル所ナルヲ以テ從來所謂乙種程度ノ學校ノ最低修業年限ハ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ三年ナリシガ更ニ二年ノモノヲ認メ從來ノ制度ニ依ル學校ト共ニ所謂乙種實業教育ノ普及發達ヲ圖ラントスルニ在リ

二、學科目中改正ヲ施シタルコト

實業學校卒業ノ後直ニ實務ニ從事スルヲ原則トスルヲ以テ國民、公民トシテノ教育ヲ與フルノ必要ヲ認メ前回ノ改正ニ於テ法制經濟ヲ必須科目中ニ加ヘタルガ法制經濟ノ教授ハ多少概念的ノ教授ニ傾キ易ク卒業後直ニ實務ニ從事スルガ如キ者ニ對シテハ尙一層實際的ノ知識ヲ授クル必要アルニ依リ今回之ヲ廢止シ新ニ公民科ヲ特設シ道德的基礎ニ立ツテ政治經濟其他社會生活ニ關スル實際的教育ヲ行フコトトセリ殊ニ普通選舉制度ノ實施セラルル今日ニ於テ立憲自治民トシテノ教養ヲ與フルハ最モ緊要ト認ムル所ナルヲ以テ特ニ之ニ重キヲ置キ公民教育ノ徹底ニ力メントス固ヨリ公民教育ハ單ニ公民科ノミナラズ修身、國語、歴史、其ノ他ノ學科目ト互ニ聯絡ニ裨補シテ以テ其ノ全キヲ期スベキモノナレバ之ガ實施ニ方ツテハ深ク此ノ點ニ留意スルヲ要ス

劍道柔道ハ質實剛健ナル國民精神ヲ涵養シ心身ヲ鍊磨スルニ極メテ適切ニシテ從來ノ例ニ徵スルモ既ニ武道ヲ正科トスルモノ尠カラズ其設備ニ於テモ實施シ易キヲ以テ今日之ヲ體操中ニ含ムコトヲ明示シ成ルベク必須科目トシテ獎勵セントス(中略)

七、工業學校、農業學校及水産學校ニ第二部ノ制度ヲ認メタルコト

中學校、高等女學校ヲ卒ヘ直ニ實社會ニ出ヅル者多數アル現狀ニ鑑ミ是等ノ者ニ對シ主トシテ實業ニ關スル知識技能ヲ授クル施設ヲ爲スコトハ我が國今日ノ狀況ヨリ觀テ必要ナルヲ認メ前回實業學校規程ノ改正ニ方リ商業學校及水産學校ニ於テモ之ヲ

認ムルコトトセリ而シテ其ノ修業年限ハ一年ヲ原則トスレドモ必要アル場合ニ於テハ學科ノ種類、土地ノ情況ニ應ジ之ヲ伸縮スルコトヲ得シメ其ノ組織ヲ自由ナラシメタリ

中學校令施行規則の改正

由來本邦の中學校は歐洲に於ける大學豫備機關としての中學校の形態を移植したために文理科教育が中心となり、中學卒業生の大多數は上級學校に進まざる實狀にあるにも拘はらず高等專門學校の豫備教育機關たるの形態に陥つた。斯くて前述の實業諸學校規程の全般的改正に伴ひ、高等普通教育機關たる中學校に於ても實業教育にもつと留意せしむることとなり、昭和六年一月文部省令第二號を以て中學校令施行規則を改正することとなつた。改正の目的は「中學校令施行規則中改正ノ要旨及施行上ノ注意事項」(昭和六年一月二十日文部省訓令第二號)に次の如く述べられてゐる。

(前略) 中學校ノ教育ガ往々ニシテ高等教育ヲ受ケントスルモノノ豫備教育タル舊時ノ遺風ヲ脱セズシテ上級學校入學ノ準備ニ流レ爲メニ動モスレバ人格ノ修養ヲ等閑ニ附シ且實際生活ニ適切ナラザルノ嫌アリ……中學校生徒卒業後ノ情況ニ關シ之ヲ最近十年間ノ資料ニ徵スルニ卒業後直チニ上級學校ニ入學スルモノハ年々約三分ノ一ニ過ギズシテ其ノ大部分ハ卒業ト共ニ社會ノ實務ニ當ルノ情態ナリ……然ルニ現行制度ノ如ク多數ノ學科目ヲ掲ゲ總ベテノ生徒ヲシテ一様ニ之ヲ學習セシメ其ノ性能、志望、趣味、土地ノ情況等ニ依リテ斟酌スルノ餘地極メテ少キガ如キハ頗ル實情ニ適合セザルモノト認メ今回中學校令施行規則ニ改正ヲ加ヘ……

斯くて中學校の課程に工業的方面が採り入れられるようになった。先づ第一に「新ニ作業科ヲ設ケ園藝、工作

其ノ他ノ作業ヲ課」することとなつたが、工作方面の教材を通じて工業教育に觸れる途が開かれた。第二に第四學年以上に第一種第二種の兩課程を設け第一種課程に於ては上級學校に進まない者に適當な學科課程を設けるととし、從來隨意科目であつた實業を必須科目とし、一週三時間乃至五時間課することとした。従つて實業科を通じて中學校に工業教育を採入れる途が開かれたのである。

但し其實狀に見るに、中學校は依然第二種を主としその實業科も農業科・商業科を置いてゐるに過ぎない。

第二項 工業教育機關

概説 本學昇格當初から昭和十二年頃までの工業教育界には著しき異變はなかつたが、昭和十二年の支那事變勃發を轉期として本邦工業教育界は目覺しき躍進を見た。蓋し新東亞建設なる聖戰の遂行に生産力の擴充と國防の強化が缺く可からざるは云ふ迄もなく、滿洲事變以降漸次に發展を續けて來た我國產業界は支那事變勃發と共に之に拍車をかけ、特に軍需工業は急激に擴大膨脹し、これが爲に機械・電氣・應用化學・探鑛冶金方面の技術者の需要が激増してその供給は甚しく不足するに至つた。斯くて愈々昭和十二年度の中等工業學校の第二部の設置、高工の臨時技術員養成科の設置を先驅として、次々に工業教育の擴張を見るに至り、昭和十九年三月には昭和十二年三月に比べて大學卒業生は一・六倍、高工卒業生三倍半、中等工業學校卒業生は約五倍の大飛躍をなす豫定にまで進展し、更に此の計畫を今一層擴大強化すべく當局に於て企畫中である。今其等の概要を示すと次の通りである。(内閣情報部、週報、第一五八號、昭和十四年十月二十五日號)

昭和十二年度 前述の工業界の事態に即應して、政府は技術者の不足を補ふために種々の對策を講じたが先づ事變勃發直前の昭和十二年六月、技術者養成の應急計畫を樹立した。其後間もなく事變が勃發し次いで政府は七月二十五日の臨時議會を前に生産力擴充計畫に伴ふ技術者養成の一般方針が決定したので、之を特別議會に提出してその協賛を得、事變勃發後最初の臨時對策を實施した。

この計畫に基いて文部省は昭和十二年十月から全國中等工業學校中の四十五校に五十學科の第二部を設置せしめ、これに對しては養成費と設備費の約半額を補助し、他方高等工業學校に就ては既設十八校中十六校に臨時技術員養成科を設置した。

又時局に基く中等工業學校機械科實習指導教員の不足を緩和するために、東京高等工藝學校に工業學校實習指導員養成科をも設置した。中等工業學校の第二部、高工の臨時技術員養成科、東京高等工藝の工業學校實習指導員養成科は共に中學卒業程度を入學資格とし、養成期間は半年である。

以上は總べて既設設備を活用し、最少限度の經費で急速に多數の技術者を養成するのが目的であつたが、その結果、翌昭和十三年三月には次表のやうに二千名餘の技術者を業界に送り、技術者不足の一部を充し得たのである。(備考右側の字は學科數、左側の數字は生徒數)

| 學 科 | 高等工業短期養成 | 中等工業第二部 | 實習指導員養成科 | 計 |
|-----|----------|---------|----------|-------|
| 機 械 | 二四〇八 | 九二二八 | 四〇 | 一、二〇五 |

| | | | | |
|---|-----|-------|------|-------|
| 電 | 九〇三 | 三三〇一 | 三三〇一 | 四二〇四 |
| 應 | 九〇三 | 三〇一五 | 三〇一五 | 三九五 |
| 用 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 化 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 學 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 探 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 鑛 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 冶 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 金 | 六〇二 | 四〇一 | 四〇一 | 一〇〇三 |
| 計 | 四八〇 | 一、六〇〇 | 四〇一 | 二、二〇七 |

昭和十三年度 昭和十三年度に入るや、事變の進展擴大に伴ひ、愈々工業技術員養成の必要は緊急を告げ、從來の施設や前年度の應急施設だけでは到底その需給の圓滑を期することが出來ず、加ふるに昭和十三年度物資動員計畫による内地・朝鮮・滿洲及び支那の資源開發は焦眉の急務となつた。就中當時最も重要な石炭採掘技術者の養成は、從來僅かに中等工業學校で四、五校、専門學校で明治専門・秋田鑛山・熊本高工が毎年約八十名を卒業させてゐるだけで、到底この方面の技術者の需要を充たすことは不可能なる實情にあつた。そこで文部省は工鑛業技術員養成施設の擴充を緊要な急務と認め、高等工業學校前年度の短期養成に代へて機械・電氣・應用化學・採鑛・冶金の五學科に就て、先づ本科生徒を増募させて應急對策を講じた。

その他恒久施設としては既定計畫であつた横濱高等工業學校に於る航空工學科の實施年度を繰上げてその獨立を圖り、東京高等工藝學校の精密機械科の定員増加を行ふ等、機宜の措置を講じた。その結果約千名の養成人員を増加し得た。

更に全國中等工業學校に就ては前年度の第二部の施設を繼續する外、機械・電氣・應用化學に關する第二本科十

學科、專修科七學科、採鑛科本科八學科及び採鑛科第二部十學科の設置を従憑し、これに應じて各地中等工業學校から申請して來たものによつてその養成費と設備費の一部を國庫から補助した。之に依つて約千七百名の技術者の養成人員増加を圖つたのである。その概要を示せば左の通りである。

| 學科 | 高等工業業 | | | 業中 施設工 | 合計 |
|------------|-------|------|--------|-----------|--------|
| | 本科増募 | 恒久施設 | 員養習成指導 | | |
| 機 械 | 五六一六 | 一五一 | 八〇二 | 一、六四五六 | 二、三〇六五 |
| 電 氣 | 九〇三 | — | — | 五三〇六 | 六二〇九 |
| 應 用 化 學 | 九〇三 | — | — | 四二五四 | 五一一七 |
| 採 鑛 | 一八〇六 | — | — | 七六〇九 | 九四二五 |
| 冶 金 | 三〇一 | — | — | 三〇一 | 三〇一 |
| 航 空 | — | — | — | 二〇一 | 二〇一 |
| 計 | 九五二九 | — | 八〇二 | 一、〇六三五 | 四、四二五八 |

一、實習指導員養成科は年二回四十人宛募集とする。

二、明治専門（機械科三十五冶金科三十）は修業年限四年とする。

昭和十四年度 斯くして工業界の躍進に應じて鋭意工業技術員養成の増加に努めて需給の圓滑を圖つたが、昭和十四年度になると、事變は愈々本格的な長期戦の段階に入り、今後更に長期に亘り軍需品の生産を必要とすると共に、聖戦の最終目的たる新東亞建設の大業を成就するには、國內に於る重工業・化學工業等の擴充は素より、滿洲支那に於る斯業の劃期的飛躍を期して、日滿支を一體とする東亞協同體の確立に俟たねばならなくなつた。

茲に於てか重工業・化學工業方面に従事すべき工鑛業技術者の需要は激増の一途を辿り、今日までに實施した臨時應急對策だけでは將來への萬全を期し難いので、文部省では企畫院その他の關係各省と緊密な連絡を採り、物資動員計畫に沿つて、臨時・恒久兩既設養成機關からの供給數と、生産力擴充計畫の遂行に依つて將來必要とせらるる要員數とを照應して、新しい技術者養成に關する本年度計畫を樹立したのである。この計畫を樹つるに當つては教員補給の需給關係も念頭に置き、周密な調査を行ひ、これを第七十四帝國議會に追加豫算として提出し、その協賛を得た。

此の昭和十四年度の計畫では、臨時施設としては高等工業學校に於て前年度實施の増募を繼續する外、更に電氣・應用化學に關する十四學科の臨時増募を行つた。その結果、各高等工業學校は上級工業技術員養成機關として、その設備を事變前の大體二倍に利用することとなり、著しく收容人員を増加したのであるが、更に此の非常時局に處し、萬遺憾なきを期して、各高等工業學校諸施設の夜間利用を圖り、横濱高等工業學校を除く十七校に

夜間機械技術員養成科を設置した。一方中等工業學校の設置・擴張等に伴ふ工業教員の不足を充し、技術者養成上に遺漏なきを期するため、熊本・廣島兩高等工業學校に機械・電気・採鑛の三學科に關する臨時工業教員養成所を附設した。

以上の工業専門學校に於る臨時施設と併行して、中等工業學校でも前年度施設を繼續すると共にその増大を計畫し、新たに第二本科六十三學科の設置を奨勵し、之に對しては前年度同様、養成費と設備費の一部を補助することとした。これに依つて昭和十四年度臨時施設の總養成人員は高等工業學校・中等工業學校を通じ約六千名の多きに達したのである。

斯くの如く既設の各高等工業學校と中等工業學校の全面に亘り、増募・生徒定員増加・新施設等の増加により技術員養成擴張に邁進して來たが、然しながら是を以てしても刻下の喫緊事たる軍需關係工業の生産に應ずる技術者養成さへ充分ならざる有様であり、更に日滿支を一體とする興亞國策の遂行には將來莫大なる技術者を必要とするので、茲に恒久施設の實施を見るに至つた。即ち中等工業學校に於る下級技術員の養成としては機械・電気・應用化學・採鑛・冶金など學校卒業者使用制限令が指定する諸學科に對して、學校の新設又は學科の増設を勸奨し、その設備の一部を補助することにした。その結果、地方官民の熱意ある國策への協力によつて、新たに設置された工業學校は三十六校、既設の工業學校に増設された學科數は百數十學科といふ多數に達した。此等の學科の中から機械四十四學科、電気三十八學科、應用化學二學科、採鑛冶金二十七學科に對しその設備費の一部を補助したのである。更の上級技術員養成機關の恒久施設としては、既設高等工業學校十八校・中明治専門・東京

高等工藝、横濱高等工業の三校を除く左記十五校に次表の通り新たに學科を増設し同年四月から授業を開始した。表中の第二次分は追加豫算で決定した關係上授業開始は止むを得ず昭和十四年七月となつた。之に依つて約八百名の養成人員を收容することが出来たのである。

| 學 校 名 | 第一次 (四月授業開始) | 第二次 (七月授業開始) |
|-------|--------------|--------------|
| 京 都 | 人造纖維、精密機械 | |
| 名 古 屋 | 航空工學 | |
| 熊 本 | 工業化學 | |
| 米 澤 | 通信工學 | |
| 桐 生 | | 電 氣 |
| 廣 島 | 工作機械 | |
| 金 澤 | | 電氣、化學機械 |
| 仙 臺 | 工業化學 | |
| 神 戶 | | 精密機械 |
| 濱 松 | 通信工學 | 精密機械 |
| 德 島 | | 工作機械 |
| 長 岡 | 精密機械 | 工作機械 |

| | | | |
|---|-------|--------|-----------|
| 福 | 井 | | 工作機械、電氣 |
| 山 | 梨 | | 工作機械、精密機械 |
| 秋 | 田 | | 金屬工業、電氣 |
| 計 | 八校九學科 | 九校十三學科 | |

更に室蘭・盛岡・多賀・大阪・宇部・新居濱・久留米等一舉七校の高等工業學校の創設が斷行せられた。新設された七高等工業學校は次表の如く、その學科は生産力擴充計畫に伴ふ重工業關係學科だけであつて、この事は將來の我が工業界が輕工業から重工業へ飛躍せんとする動向の明らかな現れとして注目に値する。(數字は募集人員)

| 學科 | 學校 | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | 室蘭 | 盛岡 | 多賀 | 大阪 | 宇部 | 新居濱 | 久留米 |
| 機械 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 |
| 電氣 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | | 四〇 | |
| 工業化學 | 四〇 | | | | | | |
| 採鑛 | 四〇 | 四〇 | | | 四〇 | 四〇 | 四〇 |
| 冶金 | 四〇 | 四〇 | | | | 四〇 | |
| 工作機械 | | 四〇 | | | 四〇 | 四〇 | 四〇 |

| | | | | | | | | |
|------|--|--|----|----|----|----|--|----|
| 精密機械 | | | | 四〇 | | 四〇 | | 四〇 |
| 原動機械 | | | | 四〇 | | 四〇 | | 四〇 |
| 金屬工業 | | | 四〇 | | 四〇 | | | |
| 鑛山機械 | | | | | | 四〇 | | 四〇 |

文部省の發表に據ると、此の七高等工業學校が計畫されて以來、第七十四帝國議會に追加豫算として提出し、その協賛を得て開校の運びとなつたのであるが、この間全國幾多の候補地の中から特に時局に鑑み、重工業地帯又は之を背景とした土地七ヶ所を選定し、位置が決定すると直に晝夜兼行創設の準備を急いだのである。即ち數地・假校舍の選定、教職員組織の編成、生徒募集と匆忙の裡に諸般の準備を終へ、六月十七日から三日間、全國一齊に現地と東京で入學試験を施行し、七月十日前後にはいづれも假校舍で授業を開始した。從來専門學校等の創設には大概數年間を要したのであるが、今回は豫算成立後僅か三ヶ月餘の短日月で開校し、昭和十七年三月には早くも千四百名、既設高等工業學校に於る學科増設による養成人員を合すれば、二千二百名の第一回卒業者を興亞産業界の新天地に送り得るのである。斯くの如く開校を急いだにも拘らず大體圓滑に進捗したのは、一に時局の然らしめるところとは云へ、官民一體、國を擧げて事變の目的達成に粉骨邁進しつゝある戦時下日本の緊張を物語るものであつて、力強き限りと云はざるを得ない。

以上を總括するに、昭和十四年度に實施した臨時、恒久兩方面に互る施設に依る養成人員の概要を示せば左の通りである。(右側の數字は學科數、左側の數字は人員)

| 學 科 | 高等工業 | 中等工業 | 合 計 |
|---------|-------------|--------------|---------------|
| 機 械 | 二、五二〇 六六 | 四、八一五 一七 | 七、三三五 一八三 |
| 電 氣 | 八三三 三五 | 二、八二〇 七一 | 三、六五四 九四 |
| 應 用 化 學 | 四一〇 一二 | 一、二九三 五六 | 一、七〇四 五八 |
| 航 空 | 五二 五 | | 五二 五 |
| 採 鑛 | 四〇一 一五 | 一、二三三 三一 | 一、六二四 四三 |
| 冶 金 | 二四〇 〇六 | | 二四〇 〇六 |
| 人 造 織 維 | 三五 一 | | 三五 一 |
| 計 | 四、五〇〇 二二 | 一〇、二五五 一五 | 一四、三三七 六五一 |

昭和十五年度 昭和十五年度に於ては先づ高等工業學校程度のものに於ては恒久施設として熊本高工に冶金、仙臺高工に採鑛・冶金、徳島高工に電気、山梨高工に通信工學の學科を新設し、臨時施設として土木・建築に關する全國高工十二學科の本科生を増募した。次に中等工業學校程度のものに於ては、恒久施設として二十校を創設

し臨時施設として従來の計畫を實施する以外に各學校に生徒を増募し、又土木・建築に關する第二本科（高等小學校卒業を入學資格とし修業年限二年）全國七十八學科を設置した。

技術員の増加 最後に、最近の我が國工業界の躍進に伴ひ、工業教育機關の増加擴大に依つて、如何に技術者供給數が激増したかを示すために、昭和十二年卒業生數と昭和十六年乃至昭和十九年の卒業生見込數の比較を示すと下表の如くである。（昭和十五年度新設計畫の分を除く）

| 學科・學校 | 昭和十二年三月 | 昭和十六年三月 | 昭和十九年三月 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|
| | 卒業（實數） | 卒業（見込數） | 卒業（見込數） |
| 機械 大學 專門學 等門學 計 | 四〇〇 | 四〇四 | 五五四 |
| | 六八一 | 一、二四二 | 二、六九二 |
| | 二、九五五 | 八、五一六 | 一二、三三三 |
| 電氣 大學 專門學 等門學 計 | 四、〇三六 | 一〇、一六二 | 一五、五七九 |
| | 三二四 | 三三七 | 四四二 |
| | 四二七 | 五二七 | 一、五一七 |
| 化學 大學 專門學 等門學 計 | 一、一三九 | 三、六四二 | 五、六一九 |
| | 一、八九〇 | 四、五〇六 | 七、五七八 |
| | 二〇五 | 二五二 | 四八〇 |
| 化學 專門學 等門學 計 | 四三七 | 五六八 | 九三八 |
| | 七八二 | 二、一四三 | 三、一八五 |
| | 一、四二四 | 二、九六三 | 四、六〇三 |

| 合 計 | 探鑛冶金 | | |
|--------|-------|-------|-------|
| | 中 等 | 專 門 | 大 學 |
| 七、七三六 | 一、〇九五 | 一、六四四 | 一、〇九七 |
| 一九、一四二 | 一、二二一 | 二、六四五 | 一、五一一 |
| 三〇、八七一 | 一、七四四 | 五、九二五 | 二、二〇二 |
| | 一、〇九五 | 九、九七五 | 二、〇六五 |
| | 三、八八六 | 三〇、八 | 七、七八 |
| | 一、二二一 | 九七五 | 二、〇六五 |
| | 一、五一一 | 三〇、八 | 七、七八 |
| | 一、七四四 | 二、〇六五 | 七、七八 |
| | 五、九二五 | 二、〇六五 | 七、七八 |
| | 二、二〇二 | 三、一一一 | 二、六八 |
| | 一、七四四 | 三、一一一 | 二、六八 |

以上は文部省所管の事業であるが、最後に厚生省所管の工場事業場技能者養成に就て述べよう。文部省は工場に青年學校設置を勸奨して技術者の養成を企圖したが、青年學校は相當の年限・設備を要するのみならず義務制完了までに猶數年を要するので、生産力擴充の急需に應急することができない。そこで政府は「國家總動員法」第二十二條に基き、昭和十四年三月「工場事業場技能者養成令」を公布して、「厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場事業場ニシテ：：年齢十六年以上ノ男子勞務者ヲ常時二百人以上使用スル」ものは、「年齢十四年以上十七年未滿ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校」卒業程度ノ者に對して、三年間「其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授ク」ることとしたのである。（厚生省、工場事業場技能者養成令の施行に就て）

第四節 昇格の顛末

第一項 年限延長の要望

年限延長の要望

東京高等工業學校に於ては日本工業の進展に即應するため、三年間に基礎學科専門學科を混合して學習する當時の形式に不満を感じ、修業年限を一年延長して最初の一年間に基礎學科、其後の三年間に専門學科を學習せしむることを切望した。そして此の運動の動機をなしたものは電氣科の年限延長運動であつた。

明治四十年代頃、遞信省では主任技師の資格を定めたが、當時の進んだ電氣事業の實情に鑑み當校卒業生には一級二級の資格は認められず、帝大工學部卒業生に認められたに過ぎなかつた。斯くて工業の根基をなす電氣技術指導者の拂底は日本工業將來のために痛く當校卒業生を憂慮せしむることとなり、當校電氣科の年限延長を切望せしむるに至つた。

手島校長は最初は之に異見を有し、「當校の目的は實踐的な工人を養成することであるから、年限を延長すると理論的になつて當校の精神に副はない」として反對し、電氣科では日本電氣事業の現在並に將來を説いて熱心に説得したが、當初は未だ完全なる理解を得るに至らず、その實現を見なかつた。

會々大正二三年頃平野耕輔教授がドイツより歸朝して、彼國の工業教育の進歩に鑑み當校生徒に基礎學を充分に授ける爲め修業年限一年延長の必要を少壯教授に力説した。

是等の事情が導火線となつて當校では全科の年限延長運動が起つた。蓋し何れの科に於ても夫々の教育部門の日本工業の現在並に將來に鑑みる時、當校の修業年限を以てしては不充分であるから、之を一年延長して最初の一年間に基礎學科を學習せしめ、其後の三年間に専門學科を充分に學習せしむべきことが要望されたのである。而して此運動は中橋氏が文相となる迄續いた。

校外團體の年限延長運動

此の運動は當校以外にも及んだ。藏前工業會は豫て本邦學制改革案を調査してゐたが、工業専門教育の年限の短いことを痛感して、高等工業學校の修業年限を四年に延長するといふ學制改革案を文部省に提出した。

更に當校の年限延長案を熱心に支持したものは、當校卒業生の團體たる藏前工業會である。藏前工業會は當校の希望の理由に就ては豫てより充分理解してゐたので、早速調査委員實行委員を委嘱して研究し運動した。特に大正七年六月十五日には内村（達次郎）實行委員長外六名の實行委員は文部省に出頭して當局に陳情し岡田文相に次の陳情書を提出した。此の陳情書はよく當校の年限延長の理由を示してゐるから少し長いが、次に掲げる。

藏前工業會ヨリ文部大臣へ提出セル陳情書

藏前工業會ハ東京高等工業學校及其前身タル東京職工學校並東京工業學校ノ卒業生四千七百餘名ヲ網羅セル一團體ニ有之常

母校タル東京高等工業學校ノ教育施設ニ就テハ出來得ル限りノ注意ヲ拂ヒ居ルモノニ有之候
然ルニ軌近ニ於ケル工業ノ顯著ナル發達ニ比シ母校ノ教育施設之ニ伴ハサルヤノ疑ヲ生シ候ニ付本會ハ過ル大正元年以降特ニ
調査委員ヲ設ケ之レカ研究調査ニ從事仕候處其結果同校ノ修業年限ヲ延長スルニ非レハ時代ノ要求ニ適スル技術者ヲ養成スル
コト能ハサルヲ認メ大正五年十月東京高等工業學校長ニ意見ヲ提出シテ其考慮ヲ促シ更ニ同年十一月同校商議委員會ニ學年延
長ノ必要ナルヲ開陳仕候次第ニ有之候

今ヤ時局ノ進展ト共ニ同校ノ學年ヲ延長スルノ必要一日モ忽諸ニ附スヘカラサルヲ痛切ニ感シ候マ、敢テ閣下ノ尊嚴ヲ冒瀆シ
左ニ狀ヲ具シテ卑見ヲ開陳仕候冀クハ國家ノ爲メ速カニ此議ヲ採用セラレンコトヲ恐惶謹言

大正七年六月十五日

文部大臣 岡田良平 閣下

藏前工業會員

高等工業學校ノ修業年限延長ノ必要

一、中學校ト專門學校トノ關係

現制度ニ於ケル我邦ノ專門學校ハ一般ニ入學資格ヲ中學校卒業者ト定メタルヲ以テ中學校卒業者ハ中學校ニ於テ學修セシモノ
ノ外何等ノ豫備的學修ヲ爲サシテ直ニ專門學校ニ入學シ得ルノ規定トナレリ而モ斯ク中學校ニ於ケル普通教育ト專門學校ニ
於ケル專門教育トヲ直ニ連絡スルコトカ教育上果シテ其當ヲ得タルモノナリヤ將又專門學校ハ如何ニシテ普通教育ト專門教育
トヲ聯絡シ以テ能ク其目的ヲ達スルヲ得ルヤ是レ識者ノ深ク考慮スヘキ問題タラスムハアラス
之ヲ事實ニ徵スルニ我邦中學校ノ學科程度ハ歐米諸國ノソレノ如ク爾ク進歩シタルモノニ非ス從テ之ヲ以テ直ニ專門教育ノ豫
備タラシムルハ殆ント不可能ノ事ニ屬ス特ニ高等工業教育ヲ受クル者ニ取リテハ物理化學數學圖畫及外國語等ノ知識ニ於テ著

シク不足スルヲ以テ其素養ノミニテハ到底工業ノ専門教育ヲ受クルニ堪ヘス然レハ必然ノ結果トシテ高等工業學校ハ一方ニ於テ専門教育ヲ授クルニ必要ナル豫備教育ヲ施スト同時ニ他方ニ於テ其本來ノ目的タル専門教育ヲ施スノ已ムナキ状態ニ陥ラサルヲ得ス換言スレハ高等工業學校ハ同一校ニ於テ二種ノ教育ヲ並施スルノ立場ニ到レルモノナリ

抑モ同一學校ニ於テ豫備教育ト主教育トヲ併セ施スコトハ兩者間ニ適當ノ時間ヲ配當シ相互ノ教授ヲ充全ニ聯絡シ得タル場合ニ於テノミ最モ良好ノ成果ヲ收メ得ヘシト雖モ然ラサル場合ニ於テハ之方爲メニ甚シク教授ノ能率ヲ低下シ豫備教育モ主教育モ二ツナカラ完全ニ遂行スルヲ得ス其結果修學者ハ殆ト何等ノ纏リタル知識技能ヲ習得シ能ハサルニ到ルヘキナリ

二、我高等工業學校ノ修業年限

熟々我邦ニ於ケル高等工業學校及之ニ準スル工業專門學校ノ修業年限ヲ觀ルニ私立早稻田大學理工科ハ豫科二ヶ年本科三ヶ年私立明治專門學校及旅順工科學堂ハ執レモ四ヶ年ニシテ文部省直轄ノ各高等工業學校ハ總テ三ヶ年ナリ然リ而シテ他ハ暫ク之ヲ措キ文部省直轄ノ高等工業學校ノミニ就テ考フルモ其修業年限タル三ヶ年ヲ以テ果シテ高等程度ノ工業專門教育ヲ施スニ遺憾ナキヤ否ヤ是レ吾人ノ大ニ疑ナキ能ハサル所ナリ

該直轄學校中最モ古キ歴史ヲ有シ且ツ最モ成績顯著ナリトノ定評アル東京高等工業學校ノ學科課程ヲ見ルニ（別表東京高等工業學校學科課程表省略）大凡第一學年ノ全部ト第二學年ノ一半トヲ豫備教育ノ學科ニ當テ其餘ヲ以テ之ヲ専門教育ノ學科ニ充テタルカ如シ然ルニ我邦ノ専門學校一ヶ年ノ有効教授日數ハ平均三十四週間ナレハ豫備教育ヲ施ス日數ハ假令一ヶ年半ト稱スルモ其實ハ約五十週三百日ニ過キス從テ斯カル僅少ノ時日ヲ以テ能ク高等工業ノ豫備教育ヲ完フシ得ルヤ將又之ニ於テ研究の自發的ナルヘキ高等程度ノ工業ヲ修得シ得ルヤ否ヤ

惟フニ工業ノ基礎的學科ハ多ク自發的研究ノ性質ヲ有スルモノニシテ彼ノ記憶的學科ノ如ク數多ノ時間ヲ短期ニ集中シテ一氣ニ學修スルコト不可能ナリ從テ之ヲ確實ニ習得セムニハ必スヤ相當ノ長キ時間ヲ以テセサル可ラス又高等程度ノ工業ハ確實ナ

ル基礎的知識ノ上ニ立チ實驗ト研究トニ依リテ其智識技能ヲ修得セサルヘカラサレハ三百日ノ過半ハ勢ヒ之レヲ各種ノ實驗ニ費ササルヲ得ス從テ專ラ學科ノ修得ニ充テラルルハ僅ニ百五十日ノ短日子ニ過キス而モ同校ノ專門學科目ハ帝國大學ノ工科大學ニ於ケルモノト殆ト異ナラサルノ觀アルニ於テヤヤ斯クノ如クムハ縱令學生ニ一般工學ノ知識ヲ注入スルモ其知識ノ大部分ハ到底不徹底的不消化的ニ了ルノ外ナカルヘシ

今詳カニ同校ニ於ケル教授ノ内容ヲ思フニ一方ニ於テ相當長キ期間ヲ要スル基礎的學科教授ノ必要ニ迫ラレ他方ニ於テ教授時間ノ明カニ不足ヲ告ケツ、アルニ拘ラス幾多專門諸學科教授ノ必要ニ會セルカタメ苦心焦慮ノ跡歷々算フヘシト雖モ尙且ツ豫備教育ト主教育トノ連絡ヲシテ適當ナラシムル能ハス相率キテ兩者ノ教育能率ヲ低下セシムルカ如シ

例ヘハ機械工學科・電氣工學科等ノ如キハ一方ニ於テ基礎學科タル數學物理學等ヲ教授シツツアルト同時ニ他方ニ於テ數學物理學等ヲ完全ニ修了セル後ナラテハ到底理解シ難キ專門工學ヲ授ケツツアリ斯クノ如ク矛盾セル教授法ヲ採レルヲ以テ基礎的學科ノ一部ハ明カニ豫備教育トシテ意義ヲ失ヒ又其專門工學ハ或程度マデノ基礎ナクシテ強ヒテ注入セラルルコトナレリ尙斯種ノ實例ハ工學化學ニ屬スル諸學科ニ對スル化學ニ於テモ之レヲ見ルヲ得ヘク其他ノ豫備的學科ト專門學科目トノ關係ニ於テモ亦概ネ此傾向アルヲ認ムルヲ得ヘシ

夫レ既ニ學修時間ノ必要以上ニ切詰メラレタル上更ニ斯ク著シク教授能率ヲ低下セシムルカ如キ手段方法ヲ採ルノ已ムヲ得サルモノアリトセハ我カ高等工業學校ノ修業年限ノ當ヲ得タルモノニアラサルヤ明ナリト謂フヘシ

三、歐米ノ高等工業教育機關ト我カ高等工業學校

歐米諸國ノ中特ニ工業教育ノ發達セルハ獨逸及米國ノ二者トス今此等二國ノ高等工業教育系統ニ就テ之ヲ見ルニ獨逸ニ於ケル高等工業學校ハ同國最高ノ高等工業教育機關ニシテ之ニハ三ヶ年ノ小學校ト九ヶ年ノ中學校トヲ經タル者入學シ其修業年限四ヶ年ナリ次ニ米國ニ於ケル高等工業教育機關ハ工科大学及高等工業學校(或種ノ「インスティテュート」及ポリテクニツクスクー

ル)等ニシテ此等ハ孰レモ八ヶ年ノ小學校ト四ヶ年ノ中學校トヲ經タル者ヲ收容シ其年限ハ概ネ四ヶ年ナリ今此等ヲ我邦ニ於ケル高等工業學校ノ教育系統ト比較スレハ左ノ如シ

| | (獨逸) | (米國) | (日本) |
|--------|------|------|------|
| 小 學 校 | 三ヶ年 | 八ヶ年 | 六ヶ年 |
| 中 學 校 | 九ヶ年 | 四ヶ年 | 五ヶ年 |
| 高等工業學校 | 四ヶ年 | 四ヶ年 | 三ヶ年 |
| 合 計 | 十六ヶ年 | 十六ヶ年 | 十四ヶ年 |

上表ニ就テ之ヲ觀ルニ獨逸並米國ノ如キハ其國語及外國語ノ習得上我邦ノソレニ比シテ學修年限ノ一ヶ年乃至二ヶ年ヲモ短縮シ得ヘキ便宜ヲ有スルニ拘ハラス尙且ツ準備時代ノ教育ニ我邦ヨリモ一ヶ年多クヲ費シ更ニ専門教育ニ移リシ後ニ於テモ尙我邦ヨリモ一ヶ年多ク充當セリ故ニ先進國ノ施設ニ一步ノ長アリトセハ我邦ニ於ケル高等工業學校ノ教育系統ハ明カニ年限ノ不足ヲ告クルモノト認ムルヲ得ヘシ若シ夫レ我邦ノ工科大學ヲ以テ彼レニ比セムカ此ハ中學校卒業後更ニ三ヶ年ノ豫備教育機關ヲ加フルカ故ニ大體ニ於テ彼レニ匹敵スルモノト謂フヲ得ヘキモ而モ斯クテハ我高等工業學校ノ立場ハ歐米ノ如何ナル學校ト對比シテ可ナルヘキヤ斯クノ如ク究メ來レハ我邦ノ高等工業學校ハ殆ト我邦獨特ノ教育機關ニシテ歐米先進國ニ其類例ヲ見ル能ハサルモノト謂ハサルヲ得ス我邦ニハ果シテ斯カル特殊ノ工業教育機關ヲ特ニ必要トスル事情ノ存スルヤ否ヤ

抑モ工業ニ従事スル者ハ之ヲ勞働ヨリ分類シテ技師(設計勞働ニ従事スル者) 技手(指圖勞働ニ従事スル者) 及ヒ職工(作業勞働ニ従事スル者)ノ三階級トナスハ歐米諸國ニ於テモ我邦ニ於テモ同様ナリ然ルニ我邦ニ在リテハ徒弟學校及ビ或種ノ工業補習學校ハ職工ヲ養成スル機關ニシテ中等工業學校(府縣立工業學校)ハ中等技術者即チ技手ヲ養成スルノ機關タリ而シテ工科大學ハ其目的トシテ學者ノ養成ヲ標榜スルモ而モ其實ハ高級技術者即チ技師養成ノ機關タルコト明カナリ然ラハ則チ我高等工

業學校ノ如キハ技師養成ヲ目的トスヘキカ抑モ亦技手養成ノ機關タルヘキカ其目的甚タ明カナラス目的既ニ不明ナリトセハ從テ其修業年限ニ何等ノ根據ナキ寧ロ當然ノ事ト謂ハサルヘカラス

然レトモ之ヲ事實ニ徵スルニ我カ高等工業學校(主トシテ東京高等工業學校ニ就キテ之ヲ述フ)設立ノ初期ニ在リテハ其目的トスル所技師トモ又技手トモナリ尙又職工長トナリ得ヘキ變通自在ノ技術者ヲ養成スルニアリキ蓋シ其當時ハ我邦ニ於ケル工業ノ過渡時代ニ屬セシカ故ニ斯カル特殊技術者ノ必要アリシコト何人モ首肯スル所ナラム然レトモ爾來三十年ニ涉レル長足ノ進歩ハ今ヤ工業立國ノ實ヲ擧クルノ機運ニ逢着セルヲ以テ工業界ハ最早過渡時代ニ於ケルカ如キ特殊事情ノ存在ヲ許サス從テ工業教育機關ニ於テモ何等特殊學校ノ必要ヲ認メサルニ到リシヤ明カナリ

顧フニ過クル明治三十三年政府カ工業教育ノ系統ヲ整理シ從來ノ工業學校テフ名ニ冠スルニ「高等」ノ二字ヲ以テセルハ此ヲ以テ高級技術者即チ技師ノ養成機關タラシムルコトヲ宣明スルモノニ外ナラス現ニ高等工業學校ノ教授ノ任ニ當レル者ハ技師ヲ養成スル信念ヲ以テ常ニ其力ヲ盡クシ學生モ亦將來技師トシテ立ツヘキ使命ニ對シテ何等ノ疑念ヲ挿ムコトナク從テ其卒業生ノ如キハ孰レモ技師トシテ若クハ技師タラム者トシテ就職シツツアルハ是レ豈ニ大ナル證左ニアラスシテ何ソヤ然ラハ則チ我カ高等工業學校ノ目的トスル所ハ別ニ嘷々ヲ須キスシテ明カナルモノモ吾人ハ現行制度ニ基ク修業年限學科課程ノ不足不備カ只タ其目的ニ副ハサルヲ太々遺憾トスルノミ

四、我高等工業學校修業年限不足ノ由來

上來述フル所ニ據リ我カ高等工業學校ノ修業年限課程ノ不足不備トナレル事由ハ自ラ明白トナレルモ更ニ東京高等工業學校ノ歴史ニ就テ見レハ一層明カニ之ヲ認知スルヲ得ヘシ東京高等工業學校ノ前身タル東京職工學校カ明治十四年我邦唯一ノ工業教育機關トシテ設立サルルヤ豫科一ヶ年本科三ヶ年ノ課程ナリシモ越エテ明治二十三年東京工業學校ト改稱スルニ及ヒ一ヶ年ノ豫科ヲ廢シテ三ヶ年ノ本科ノミトナセリ然ルニ當時其職ニ當リシ人々ノ言ニ據レハ其頃我邦ノ工業漸ク緒ニツカムトスルノ際

ナレハ工業の知識ヲ有スル人物ノ拂底甚タシキヲ以テ其急需ニ應スルノ必要上年限ヲ短縮シテ達成ヲ圖リシニ外ナラスト爾來今日ニ至ルマテ約三十年其間我邦ノ工業ハ異常ナル發達ヲ來タシ殆ト昔日ノ觀ナキニ至レリ然レトモ獨リ高等工業學校ノ教育ハ其間多少ノ廢合分立等ナキニアラサリシモ而モ教科ノ根本タル修業年限學科課程等カ恰モ工業界ノ進歩ト相關セサル如キハ縱令其間ニ如何ナル事情ノ存在セルニモセヨ吾人ハ我カ高等工業教育ノタメニ甚タ遺憾トセスムハアラス

顧フニ三十年前ニ於ケル我邦ノ工業ハ僅ニ其萌芽ヲ發シタルニ止マリ其組織ノ多クハ小規模ノ家内工業ニシテ作業方法ノ如キモ主トシテ手工的ノモノニ過キサリシカ明治三十七八年ノ交ニ至リ頓ニ勃興ノ機運ニ向ヒ爾來今日ニ至ル迄急轉直下ノ勢ヲ以テ長足ノ進歩ヲナシ其多クハ大規模ノ工場組織ト變シ技術ハ模倣的ヨリ獨創的ニ經驗本位ヨリ科學本位ニ進ミ殆ト昔日ノ觀ヲ止メサルニ至レリ

更ニ翻テ從前ニ於ケル高等工業學校ノ教育方法ヲ見ムカ是レ恰モ其當時ノ工業界ノ情況ニ適合セルモノノ如ク爾リ卒業生ハ之ニ依リテ大ニ足ヲ伸フルヲ得タルノミナラス實ニ我邦ノ工業界ニ貢獻セシ所尠少ナラサリキ是レ世人カ高等工業學校ノ成績ヲ認メテ以テ良好ナリトスル所以ナラムモ然モ今日ノ工業界カ昔日ノ比ニアラサルコトハ既ニ前述ノ如シ故ニ此情況ニ對シテ時代ニ適應セル技術者ヲ出サムトセハ今日ノ高等工業學校ナル者ハ宜シク大ニ基礎學科ノ修養ニ力ヲ盡シ以テ専門工學ノ自發的研究の教授ニ努ムヘキナリ然リ而シテ斯クノ如キハ工業ノ過渡時代ニ適應セル修業年限學科課程ニ於テシテハ到底其實ヲ擧グルコト能ハサルハ茲ニ吾人ノ歎々ヲ要セサル所ナリ近時其卒業生ニ對シ往日ノ如キ好評ヲ聞カサルハ畢竟時勢ニ副ハサル教育之レカ因ヲナスニアラサルナキ乎

五、結 論

以上論述スル所並ニ來ルヘキ戰後ノ工業戰ニ鑑ミ吾人ハ我邦ノ高等工業學校カ此際一日モ早ク修業年限ヲ延長スルノ必要ナルヲ認ム而シテ其幾何程度ニ延長スルヲ可ナリトスルヤハ種々ノ關係上容易ニ之ヲ定メ難カルヘシト雖モ而モ少クモ一ヶ年以上

ノ豫科ヲ置クコトハ萬難ヲ排シテモ之ヲ決行スルノ必要アルヲ認ム而シテ豫科本科ヲ併置スル學校ノ特長ヲ發揮シ基礎學科ト主學科トノ聯絡統一ヲ圖リ以テ其學科課程ヲ適當ニ定ムルヲ得ハ庶幾クハ高等工業學校ノ目的ニ對シテ能ク今日ノ時勢ニ副フ底ノ教育ヲ施行シ得ヘシト信ス

(藏前工業會誌、第一八二號、大正八年二月)

然しながら以上の當校並に校外團體の切望も種々の事情に依つて遂に實現しなかつた。此の時に出席したもの
が、「臨時教育會議」の答申・「大學令」の改正・高等教育の擴充であり、斯くて當校の年限延長の希望は大學昇格の要望に轉換した。

第二項 大學昇格要望への轉換

臨時教育會議の答申

是より先、寺内内閣(文部大臣、岡田良平氏)は學制改革問題解決を主要なる使命の一としたので、直に朝野の有識者を網羅せる内閣直屬の調査機關を設け、之に依つて多年の想案たる學制改革を斷行せんとし、大正六年九月二十日に從來の教育調査會を解して、平田東助氏を總裁とする「臨時教育會議」を設けた。(此の會議には手島前校長も委員に擧げられてゐる)

同會議は學校制度に關して熱心に討議し、各方面の學校制度に關して劃期的な答申を行つたが、大學に關しては從來の帝國大學の外に、單科大學をも認むべきことを答申してゐる。即ち

- 一、大學ハ文科・理科・法科・醫科・工科・農科・商科等トスルコト
 - 二、大學ハ綜合制ヲ原則トスルモ單科制トナスヲ得シムルコト
- と答申し、單科大學認容の理由としては次の如く答申してゐる。

元來大學ハ専門ノ學術ヲ授クルト同時ニ又學術ノ蘊奧ヲ究ムル所ニシテ各専門學術ノ間ニハ密接ノ關係アルヲ以テ綜合制ノ單科制ニ比シテ適當ナルヘキコト論ヲ俟タスト雖時勢ノ要求ニ隨ヒ單科大學ノ成立ヲ認ムルコト亦已ムヲ得サルナリ

大學令の制定

文部省は此の臨時教育會議の答申を骨子として大正七年十二月六日勅令第三百八十八號を以て「大學令」を制定公布し、新しき「大學令」に於ては單科大學をも認めた。

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學ト爲スコトヲ得

斯くして東京高等工業學校が他日東京工業大學といふ獨特の單科大學として雄飛すべき法的基礎が確立されたのである。(明治以降教育制度發達史第五卷)

文部省の單科大學設置企畫

原内閣（文部大臣、中橋徳五郎氏）は當時の社會・教育界の現状に鑑み高等教育の大擴充を圖つたが、其際單科大學六校の設置を企畫し、中橋文部大臣は次の聲明を發した。

現在高等程度の學校の收容力は官立學校六千人公私立學校八千人計一萬四千人にして之に既定計畫に屬する未開校の官立學校の收容人員二千二百人を加ふるも總數一萬六千二百人に過ぎざるを以て前記二萬人を收容せんが爲には其差數三千八百人に對する擴張を要す而も從來入學志願者官立學校の門に蟄集するの傾向より見るに今後公私立學校收容力の増大は容易に之を期待すること能はざるを以て新に官立の高等學校十校實業專門學校十七校專門學校二校を増設且つ既設學校に就き若干の擴張を行ひ收容力の補充を圖らんとす又高等學校増設に伴ひ其卒業者約二千人を増加するに至るを以つて大學の收容力を擴充するの必要を認め新に帝國大學に四學部を増設し又既設の學部即ち分科大學の擴張を行ふと共に東京高等商業學校及醫學專門學校五校を昇格して單科大學たらしめんとす（東京朝日新聞、大正七年、十二月廿七日）

此の聲明に於ては東京高等商業學校並に醫學專門學校五校合計六專門學校のみの昇格を企畫してゐることが示され、明治初年以來常に東京高商と併立し提携して商工興國に邁進して來た當校には異常の感慨を興へた。一例として、當時の機械科三年生竹前源藏氏の感慨を擧げて見よう。

初め臨時教育調査會（註、臨時教育會議のこと）に於て單科大學の設立を認め現内閣之を實行せんとするの意志あることを發表するや、各新聞紙は一齊に本校の工科大學に東京高商の商科大學に昇格せらるべきを報じたりき。而して世人と共に吾人も又之を信じ疑はざりき。恐らく我が八百の健兒中昇格を以て當然と見做せし者決して少からざるべきを信するものなり。

然るに舊懸此れが具體的豫算案の紙上に發表せらるるに及んで吾人の期待は大なる失望に終れり。即ち意外にも左程世人に昇格の必要を認められざりし各醫專の昇格と東京高商の昇格を發表し、……十指に垂んとする高工中一として單科大學に昇格せしものあるを見ず。(自治、第二十二號、大正八年一月二十一日)

此の時の専門學校昇格に當校が洩れた原因は、當局の意嚮に工業大學教育の擴充としては、帝國大學工學部中心論があつたことにあるやうである。即ち大學程度の工業教育機關としては帝國大學工學部を中心とし、工學關係の大學が必要な場合には斯る工學部を新設擴張して行かうとする考へ方である。斯くして大正七年十二月の最初の高等教育機關擴充計畫に於ては北海道帝國大學に工學部を新設し、東京高工は別に東京帝大工學部があるから昇格の必要がない。唯商業關係の大學は無いから東京高商を昇格して大學とする必要があるとして、東京高商の昇格はすらすらと實現したのであつた。(當時の文部省の事務系某高官の談に據る)

昇 格 運 動

是より先大正七年に中橋文部大臣は文相就任直後當校を視察したが、其際阪田校長が當校年限延長の必要を力説したのに際し、中橋氏は「文部省に唯今大學令改正の議があり、改正「大學令」に於ては單科大學が認めらるるに付き、斯る設備の充實せる學校は、年限延長よりも設備をより充實して大學に昇格したら如何」と意見を述べた(中村學長談)。蓋し「中橋氏は以前に大阪商船社長をしてをられ、阪田校長も實業界に關係が深かつたので、兩氏の交渉は文部大臣と直轄學校長との關係でない形式張らない親しみがあつた」らしく(齋藤俊吉教授談)、中

橋氏も率直な意見の開陳があつたものらしい。(中橋氏來校の月日は不明なるも大正七年)

而して前掲の如く文部省の高等教育擴張計畫に於ては當校と對照的な東京高商の昇格は企畫せられながら當校はその選に洩れ、當校關係者に異常の衝擊を與へ、斯くて當校、並にその後援者は日本工業建設のために當校昇格を要望するに至つた。

大學令改正・單科大學認容・東京高商等昇格聲明と共に、當校では屢々教授會を開いて研究した。同時に藏前工業會でも大正八年一月十七日に臨時總會を開いて當校の大學昇格を希望して次の決議をなした。

一、本會は工業立國ノ國是ト母校發達ノ歴史トニ鑑ミ母校ノ現制度ニテハ時勢ニ適切ナル工業教育ノ効果ヲ舉クルコト不可ナリト信ス仍テ速ニ現制度ヲ改メテ單科大學ト爲スノ必要緊切ナルヲ認メ極力其目的ノ貫徹ヲ期ス

二、本會ハ母校ヲ單科大學ニ爲スニ當リ必要アル時ハ之ニ要スル資金ヲ提供ス
右決議ス

大正八年一月十七日

社團法人 藏前工業會

次いで二月に詳細なる理由書を起草したが、同會の理由書は當校より文部省に提出した理由書と略々同様なりとの噂あるに鑑み、當校のものが残つてゐないので少し長いが藏前工業會の理由書を次に掲げる。

藏前工業會ノ聲明

一、工業立國ヲ國是トシテ工業ノ獨立ヲ急務トスル今日之ニ從事スヘキ高級技術者益々多キヲ要スルハ言ヲ須

キス而モ其高級技術者タル從來ノ模倣的移植の工業界ニ處セシ者ト異ナリ必スヤ進歩セル現時ノ工業界ニ適應セル獨創的研究の素質ヲ有スル者タラサル可ラス而シテ斯クノ如キ素質ヲ有スル技術者ハ工科大學程度ノ教育ニヨリテ始メテ之ヲ養成スルヲ得ヘシ然ルニ我國今日ノ工科大學程度ノ教育ヲ見ルニ規模ニ於テモ校數ニ於テモ明カニ其不足ヲ示セリ

二、東京高等工業學校ハ創立以來歲ヲ閱スルコト三十有九年其間克ク時代ノ必要ニ應ジテ進歩發達シ今日ニ在リテハ其設備ニ於テモ研究成績ニ於テモ之ヲ新大學令ニ據ル一單科大學トシテ經營スルニ足ルノ基礎ヲ具備セリ若シ單科大學ト爲スタメニ何等補充ノ必要アリトスルモ極メテ僅少ノ費用ト時日トニテ足ル故ニ最モ經濟的ニ高級技術者養成ノ機關ト爲スコトヲ得以テ工業教育組織ノ缺陷ヲ補フニ足ル殊ニ之ヲ大學ト爲サハ從來ノ歴史ニ徴シ益々同校固有ノ特色ヲ發揮シ國家ノ爲一層ノ貢獻ヲ爲スヘキヤ疑ナシ仍テ速ニ同校ヲ單科大學タラシメムコトヲ望ム

大正八年二月

社團法人 藏 前 工 業 會

東京高等工業學校ヲ單科大學ト爲スベキ理由

一、現下ノ國情ニ照ラシ工科大學ノ不足セルコト

從來ノ工業ハ主トシテ歐米先進國ノ工業ヲ模倣移植セシニ過ギザリシモ今後ハ獨創的研究のナラザル可ラズ是レ工業ノ獨立ヲ必要トスル我國時勢ノ要求ナリ要求ハ事實ヲ生ミ我國ノ工業ハ之ヲ十年以前ト比較スレバ其技術及經營上ニ於テ著シク組織的獨創的ノ傾向ヲ示シツツアリ

然ルニ工業進歩ノ先驅タルベキ工業教育ノ施設ハ之ニ伴ハズ却テ工業界ノ實績ニ一步ヲ輸スルノ奇觀ヲ呈セルガ如シ大勢ハ

暫ク措キ吾人が最モ著シキ缺陷ト認ムルモノハ工科大学ノ不足ナリ而シテ昨年發表セラレタル文部省ノ高等教育機關ノ大擴張計畫ニ就テ之ヲ見ルニ他ノ專門大學ニ比シ工科大学ノ施設ハ一層不均衡ヲ來スノ恐ナシトセズ

第三表ニ據リテ見ルニ大正七年度ニ於テ各工科大学併セテ約四百人ノ收容力ニ對シテ高等學校卒業ノ工科志願者五百人アリ即チ現在ニ於テモ明カニ工科大学ノ不足ヲ示セリ一面ニ於テハ高等學校第二部(主トシテ工科)ハ入學志願者ノ五分ノ一ノミ入學シ得ルニ過ギザルニ今後高等學校増設ノ曉假リニ其不入學者ノ二分ノ一ガ專門學校ニ向ヒ他ノ二分ノ一カ高等學校ニ收容セラルルトセハ高等學校第二部卒業生ニシテ工科大学ニ入ルヘキ者少クモ現時ノ三倍トナルコト明ナリ然ル時ハ工科大学ノ收容力モ亦三倍トナラサルヲ得ス然ラハ即チ各工科大学ハ現在ノ規模ヲ三倍以上ニ擴張スルカ又ハ新タニ六個乃至七個ノ工科大学ヲ設クルノ必要アリ

是レ豈工業立國ヲ國是トシ大戰後ノ經濟界ニ處スルノ道ナラシヤ

二 工科大学ハ工業ノ盛ナル大都市ニ設クルヲ可トスルコト

工科大学ノ教育ハ實驗ト研究トヲ主トシ從ヒテ之ニ必要ナル人物設備及對照ニ資スベキ工業ノ實例ノ豐富ナルヲ要スサレバ地方的感情ヨリ又ハ家庭ヨリ通學ノ便宜ヲ主トセル教育機關分布方法ノ如キハ之ヲ工科大学ニ充當スルヲ得ズ工科大学ハ須ラク工業隆盛ニシテ優秀ナル學者技術者等ヲ得ルニ便ナル工業發展ノ大都市ニ設立スヘキナリ此理ニ由レハ東京ノ如キハ單ニ一ノ工科大学ノミナラス二三ノ工科大学ヲ設クルモ毫モ不可ナルヲ認メス

三 東京ニ工科ノ單科大学ヲ置クトセハ東京高等工業學校ノ組織ヲ變更シテ之ニ充ツルハ國家ノ教育及經濟上最モ適切有効ノ措置ナルコト

東京高等工業學校ガ三十八年ノ歴史ヲ有シ其過去ニ示セル成績ノ顯著ニシテ又世間一般ガ同校教育ノ効果ニ期待スル所アルコトハ別表ニ依リテ之ヲ窺フコトヲ得ベシ而シテ同校ノ設備ノ内容ハ僅少ノ經費ト時日トヲ以テ之ヲ單科大学ト爲スニ足ル

モノアルハ是亦何人モ認メテ疑ハザル所ナリ然ラバ之ヲ以テ單科大學ト爲スハ實ニ刻下ノ急務ニシテ國家教育機關ノ著シキ缺陷ヲ補フノ一助タルベシト確信ス

四 工科大学ニハ各特色アラシムルヲ必要トスルコト

一ノ工科大学アラバ之ヲ擴張シテ以テ此種教育機關ノ缺乏ヲ補フモ可ナリ然レドモ其擴張ニ依リテ達シ得ベキ規模ニハ自カラ限度アルベシ實驗實修其他研究上必要ナル形而下ノ設備ニ於テ多クノ必要ヲ見ザル文學法律等ノ專門ヲ授クル大學ニアリテモ教育上行政上經濟上一大學ノ規模及其學生收容力ニ於テ自ラ制限アリ況ンヤ如上ノ設備ノ最モ多キヲ要スル工科大学ニ於テテイヤ且ツ工學ノ研究ハ一ツノ専門中又數多ノ専門ニ分ル、モノニシテ其各ヲ研究スルニモ或ハ學理的或ハ實驗的トイフガ如ク頗ル多岐ニ互ラザルヲ得ズサレバ工科大学ノ教育ハ統一ナルベカラズシテ各自特色ヲ發揮セシムルヲ可トス東京高等工業學校ハ已ニ大學教育ニ接近セル教育ヲ施シ來リ且ツ特色ヲ有セリ故ニ之ヲ以テ特色アル單科大學タラシムルハ時勢ノ要求上極メテ有效適切ナルヲ疑ハス

五 東京高等工業學校ノ歴史ト之ヲ單科大學タラシムルノ必要

明治十四年五月文部省ガ創メテ東京職工學校ヲ東京ニ興スニ濫觴シ爾來幾多ノ變遷ヲ經テ明治二十三年三月文部省直轄學校官制改正ノ時東京工業學校ト改稱シ明治三十四年五月專門學校令ノ發布ト同時ニ東京高等工業學校ト稱シ官制等亦幾多ノ改正ヲ經テ以テ今日ニ至レリ

之ヲ要スルニ我國工業ノ發達ニ應ジ其要求ニ適切ナル教育ノ効果ヲ擧グル様改良進歩ヲ爲シ來リシモノニテ其成績ノ一斑ハ同校卒業生ノ多數カ工業界ノ要路ニ立テル事實ニ徴シテ知ルニ足ルヘク又世人カ如何ニ同校ノ教育ニ期待スル所アルカハ別表入學志願者ノ數ヲ見レハ之ヲ推知スルヲ得ヘシ

然ルニ三十七八年後急速ノ發展ヲ遂ケタル我國ノ工業ハ這般ノ世界大戰ニ依リテ更ニ未曾有ノ發展ヲ加ヘ今ヤ工業立國ノ旗

職鮮明トナリ工業獨立ヲ以テ急務ト爲スニ至リ同校ノ學制ハ明カニ時勢ノ要求ニ適應スル教育ヲ施スコト不可能ナルヲ示セ

本會ハ夙ニ此事ヲ憂ヘ明治四十五年來母校タル同校ノ内容改善組織改良ニ就テ調査研究ノ結果先ツ修業年限延長ノ必要ヲ認メ最近兩三年間母校當局者及文部當局ニ對シテ建議上申請願等百方力ヲ盡ス所アリシモ遂ニ目的ヲ達セスシテ今日ニ至レリ然ルニ大正七年十二月單科大學ヲ認ムル新大學令ノ發布セララル、ニ及ヒ母校ハ一步ヲ進メテ之ヲ單科大學タラシムルニ非サレハ能ク從來ノ歴史ト世人ノ期待トニ添フヘキ教育ヲ施スコト不可能トナレリ是レ本會カ速カニ母校ヲ單科大學タラシムルヲ切望スル所以ナリ(以下、省略)

一方社團法人日本工業俱樂部は同年二月に「東京高等工業學校ヲ單科大學ト爲スハ國家ノ爲メ必要ナリ」と認め、同俱樂部理事長工學博士團琢磨同理事和田豐治同男爵中島久萬吉の三氏は建議書を政府當局に提出すると共に、内閣總理大臣及文部大臣を訪問して其趣旨を詳細具陳した。その建議書は次の通りである。

吾邦ノ工業ガ最近十年其技術並ニ經營上ニ於テ漸ク組織的ナラントスルニ對シ工業進歩ノ先驅タルヘキ工業教育ノ施設却テ工業ノ實績ニ後ルルノ觀アルハ寔ニ一奇ト謂ハサルヲ得ス殊ニ工業學校ノ卒業生カ概シテ其專門知識ニ對スル基礎教育ニ於テ十分ナラス隨テ實際ノ技術上ニ當リテ創作力ニ乏シク研究的素質ニ於テ闕クル所有ルハ眞ニ己ムヲ得サル次第ニシテ工業ニ於ル最高教育機關ノ増設ハ最モ其ノ急用ナルヲ認メスンハアラス我ガ帝國大學ニ於ル工科大學ハ吾邦工業教育ノ最高機關トシテ固ヨリ其組織ニ於テ間然スル所無シト雖奈セン未タ以テ全國多數ノ入學志願者ヲ收容スルニ十分ナラス現ニ主トシテ工科志願者ト見ルベキ高等學校第二部ニ於ル入學率ニ就テ之ヲ觀ルニ大正五年度入學志願者ノ數ハ三千六百十人ニシテ内入學許可ヲ得タル者七百二十六人大正六年度ハ三千八百八十五人ノ入學志願者ニ對シテ入學許可ヲ得タル者八百十四人昨大正七年度ハ四千五百五十五人ノ入學志願者ニ對シテ入學許可ヲ得タル者八百四十一人ニシテ最近三ヶ年間に於ル合格率ハ何レモ僅ニ二割内外ニ止

ルノ狀況ナル而已ナラス更ニ高等學校卒業生ニシテ工科大学ノ志願ヲ有スル者ノ工科大学入學率ニ就テ之ヲ觀ルニ昨年度ニ於ル東京工科大学入學志願者二百九十五人ノ内入學許可ヲ得タル者二百三十三人京都大學ニ於テハ入學志願者百十人ノ内九十九人九州大學ニ於テハ入學志願者九十三人ノ内七十九人ニ向テ入學許可ヲ與ヘタルノミ然ルニ昨年發表セラレタル文部省ノ高等教育機關ノ擴張計畫ニ依リテ之ヲ察スルニ其結果工科大学ノ施設ハ他ノ專門大學ト相比較シテ更ニ一層不權衡ヲ甚シカラシムルノ虞無キニ非ス豈ニ我カ工業教育ノ爲ニ歎惜セサル可ケンヤ

熟ラ戰後列國ノ大勢ヲ觀察スルニ其産業上ニ於ル發展ノ特質トシテ發明ハ發明ヲ生ミ應用ハ應用ニ繼キ繼テ百般工業ノ進歩ハ社會一切ノ現象ヲ蔽ヒ一切ノ變化ヲ支配スル一大動力タルニ至ラスンハ止マサラントス斯カル世界的産業革新ノ機運ヲ眼前ニ控ヘ發明應用ノ新希求愈々加ハリ各個人ノ知識技能ニ於ル競争益々甚シカラントスルノ時代ニ際シテハ工業教育ノ趣旨方法ニテモ亦一新生面ヲ開キ從來ノ一齊の受動的ナルモノヲ去リ總テ發動的修業ヲ中心トシテ高級技術者タルノ獨創力ヲ養成セシメ科學ノ應用ニ於ル活識實能ヲ發達セシムルモノヲタラサル可カラス即チ學校ヲ以テ實際ノ工場ト見做シ此中ニ於テ自然の學習訓練ヲ爲サントスルモノニシテ帝國大學工科大学ト相駢テ更ニ此種ノ特色有ル工科大学程度ノ教育機關ヲ認ムルモノ亦新時代ノ要求ニ應スル所以ナラスンハアラス

言フマテモ無ク工業學校ニハ實驗實修其他研究上ニ於ル形而下の設備ヲ要スルコト多ク隨テ之レカ擴張ニ依リテ直ニ其規模ヲ大ナラシメ以テ此種教育機關ノ闕乏ヲ補ハント欲スルモ能ハス是レ吾等カ假令政府ニ於テ新ニ工科大学ヲ設ケ以テ多數ノ入學志願者ニ對スル收容力ヲ增加セント欲スルモ大ニ其ノ難キヲ認ムル所以ナリ是故ニ吾等ハ現下ノ急用ニ應スルカ爲東京高等工業學校ヲ昇格セシメテ新制度ノ下ニ於ル單科大學ト成シ之ニ具フルニ適當ナル基礎教育ヲ以テシ仍テ學生ヲシテ將來其ノ高級技術者タルニ必要ナル創作の研究の知能ヲ開發セシムルノ素ヲ作サシメ更ニ進テ其從來ノ特色有ル教育法ヲ擴充セシメ之ニ依リテ吾等カ上級ノ教育理想ヲ實現スル所アラント欲ス現在ニ於ル同校ノ教育程度ハ俗ニ所謂帶ニ短ク襟ニ長ク戰後ノ國際的競

争ニ應スヘキ高級技術者トシテ固ヨリ其素養ニ於テ十分ナラス左レハトテ一般ノ營業工場ニ於テ最モ多數ヲ必要トスル所謂現業員トシテハ大ニ其純知識ノ所得ニ於テ餘ル所有リ蓋シ東京高等工業學校ハ創立以來歳ヲ閱スルコト三十有九年克ク時代ノ必要ニ應シテ進歩發達シ卒業者ヲ出スコト既ニ四千人其多數ハ現ニ工業界ノ要路ニ立テ日夜國家ノ進運ニ貢獻スル所有リ其組織竝ニ設備ニ於テ優ニ新大學令ニ據ル一單科大學トシテ經營スルニ足ルヘキ素質ヲ備フルヲ認ム若シ單科大學タルカ爲ニ何等カ補充ノ必要有リトセハ僅少ノ經費ト時日トヲ以テ足ルヘシ國家ノ教育上ヨリ觀ルモ經濟上ヨリ察スルモ吾邦ノ今日ニ於ル高等工業教育組織ノ闕陥ヲ補ハンカ爲ニ之ヲ昇格セシメテ大學ト成スノ一大捷徑ナルニ如カサルナリ況ンヤ同校ノ教育ハ既ニ其固有ノ特長ヲ有シ之ヲ發達セシメテ以テ能ク新時代ノ要求ニ應セシムヘキニ於テヲヤ

吾等ハ本社團設立ノ趣旨ニ基キ日夜我カ工業ノ進歩改善ヲ以テ念トシ殊ニ這次大戦ノ結果世界列國ヲ舉テ其工業政策上ニ於ケル一新氣運ヲ迎ヘ科學應用ノ競争更ニ愈々激甚ナラントシ吾邦工業ノ獨立上高等工業教育機關整備ノ要最モ急ナルヲ感スルノ際恰モ政府ニ於テ大學令ヲ發布セラレ其教育刷新ノ方針ヲ確立セラレタルヲ機トシ茲ニ新大學令ニ據リ東京高等工業學校ヲ昇格セシメテ單科大學トナスノ議ヲ建テ謹而奉煩清鑒候也

社團法人日本工業俱樂部

理事長 工學博士 團 琢 磨

更に同年三月貴族院に於ては、高田早苗氏が東京高商等の昇格を含める豫算審議に際して、當校昇格に關する質問をなした。その内容は次の通りである。

高田早苗氏の質問

「前略」一體教育ト云フモノハ校外ノ感化・學校ノ外ノ感化ヲ無視シテハ效果ノ擧ガラヌモノデアアル、高等商業學校ヲ置クノハ商業地デアツテ、學校ヲ教ヘ外ノ空氣ガ之ヲ承認スル内外相俟ツテ好成绩ガ擧ガル、高等工業學校ヲ置クト云フコトニナレ

バ矢張りソレト同ク外ニ工場ガ澤山アツテ往ツテ見ルコトモ出來ルシ自然ト其空氣ノ感化ヲ受ケテ相當ナ卒業生ガ出來上ルト云フモノデアラウト思フ、所ガ田舎ニ置ク地方分布ト云フコトカラシテ委員會デ承ツタ所ニ依ルト、随分不適當ナ少シモ商賣氣ノナイ所ニ高等商業學校ガ設ケラレル、工場一ツナイ所ニ高等工業學校ガ設ケラレルト云フヤウナ結果ニナリツツアルノデアルカラ、此點モ亦不安ヲ感ゼザルヲ得ナイノデアル、又種類此種類ニ付テモ種々委員會ニ於テ議論モアリマシタガ、例ヘバ大學ノ法學部ヲ二ツマデ設ケルト云フコトハ、委員ノ質問ノ中ニモ反對ノ意見ノ方ガ多カッタヨウデアルガ、私モ亦餘リ同意ノ出來ヌコトデアリマス、綜合大學ト云フコトニナツテ西洋ノ歴史のカラ云ヘバ法學部ヲ設ケルト云フコトハ已ムヲ得ナイト云フカ知レヌガ、必シモ西洋ノ大學ノ歴史ニ日本ガ拘泥スル必要ハナカラウト思フ、現ニ奥田君ガ文相ノ局デアツタ時分ニ、法律ハ今日以後ハ私立學校ニ一任シテソレデ十分デアルト云フコトヲ屢々明言サレタノデアリマシタガ、果シテ充分カドウカ知レナイガ、此上ニ法學部ヲ設ケルナント云フコトハ蓋シ不急ナコトデハナイカト思フ、サウ云フヤウナ事ヲ擧ゲルト種々設クベキ學校ノ種類若クハ置クベキ學部ト云フヤウナ其性質ニモ尠カラズ異論ヲ唱ヘナケレバナラヌ譯デアアル、斯ウ云フコトヲスル位ナラバ三十六年ノ歴史ヲ有ツタ藏前高等工業學校ノ如キ日本ノ今日工業ガ是マデニ發達シ戰時中ニ於テモ大ナル魔誤付ガナカツタト云フコトハ其尠カラザル部分ハ此學校ノ功績デアルト言ハレテ居ル斯ノ如キ學校ヲ擴張シテ大學ニスルト云フコトハ遙ニ増シデアルガ、是ハ幾ラ眼ヲ皿ニシテモ今日ノ案ノ中ニハ見エヌ、斯ウ云フ譯デアリマスカラ學校ノ此ノ種類地位ト云フ點カラモ亦反對ヲ唱ヘナケレバナラヌ譯デアアル(後略)

同年十一月當校校長阪田貞一氏は文部大臣及次官を訪問し當校の昇格を速かに實行せられんことを請うた所、大正十二年度に完成せしむる見込で立案しつつある旨の回答を得た。そして文部省は大正九年より十二年まで四年間に設備を完成せしむる豫定で大正九年度文部省豫算概算に計上し、大藏省も通過して豫算草案となつたが、閣議で否決された。閣議否決の理由は當時臨時教育委員會が出來たので、その審議を経べしといふにあつた。

(藏前自治新聞三十七號)

會々中橋文相は大阪高工に行き、此所でも設備の充實したのを見て、昇格に関する言葉があつたらしい。大阪の某有力新聞は「大阪高工昇格、東京之に與らず」なる大見出しで報告した。

茲に於て當校生徒の失望は頂上に達した。そして大正八年十一月二十七日に生徒大會を開いて次の決議をなしてゐる。(藏前工業會誌 第一九三號、大正九年一月、藏前自治新聞三十七號、百二十九號)

宣 言 書

今や我國ノ現状ハ工業ノ獨立ヲ急務トシ從來ノ如キ模倣的ナルヲ許サズ進ンデ獨創的工業時代ニ入レリ其ノ結果之ニ從事スベキ高級技術者ノ必要愈々切ナルモノアリ加フルニ勞働問題解決ノ一捷徑トシテ生産率増進ノタメ高級技術者ノ養成ハ一日モ忽ニスベカラザルハ論ヲ俟タズ而シテ斯ノ如キ技術者ハ大學程度ノ教育機關ニ依リテ始メテ養成スルヲ得ベシ然ルニ我國今日ノ工科大學程度ノ教育機關ヲ見ルニ其ノ規模ニ於テ其ノ校數ニ於テ不幸ニシテ時代ノ趨勢ニ伴ハザルモノアリ從ヒテ此ノ際新大學令ニ依ル大學程度ノ教育機關ヲ増設スルハ刻下ノ急務タルヤ明カナリ驪ツテ本校ヲ顧ルニ明治十四年創立以來歲月ヲ閱スル事茲ニ三十有九年其ノ間時代ノ要求ニ應ジ時勢ノ進運ニ伴ヒ遂ニ克ク今日ノ名聲ト實績トヲ贏チ得タルナリ而モ今日ニアリテハ其ノ設備ニ於テモ研究成績ニ於テモ新大學令ニ依ル一單科大學トシテ經營スルモ何等ノ支障ヲ見ズト斷言スルニ憚ラズ唯其修業年限延長ニヨリテ本校教育ノ缺陷ヲ補ヘンカ庶幾クバ現下ノ急務ニ適應スル工業教育ノ効果ヲ擧グルヲ得ン

曩ニ昇格問題ハ生徒間ニ論議セラレ其ノ運動モ具體化サレントシタルモ先輩ノ斡旋ニ依リ各自ガ其ノ理性ニ訴ヘテ冷靜ノ態度ヲトリ學校當局並ニ先輩ヲ信頼シテ之ヲ一任シ來ルベキ日ノ旭光ヲ嚙望シツツ靜ニ時ノ至ルヲ待テリ爾來問題ハ順調ニ進捗シ先輩並ニ學校當局モ其ノ前途ヲ樂觀セルモノアリタルニ現下ノ情勢ハ吾人ノ樂觀ヲ許サザルモノアルニ至レリ茲ニ於テカ我等

一千ノ學友ハ内ニ燃エル熱誠ヲ以テ蹴起シ學校當局及藏前工業會ト步調ヲ一ニシテ斯ノ目的ヲ貫徹セズンバ已マズ嗚呼鳴カズ
蜚バズ玆ニ一年我等奮起スベキ秋ハ遂ニ來レリ然レドモ三十有九年ノ光輝アル歴史ト其ノ間鍛ヘ上ゲラレタル藏前氣質トハ輕
舉妄動ヲシテ事ニ當リ徒ニ世人ノ擯斥ヲ招クガ如キ愚ハ爲サシメズコノ目的ノ爲正々堂々行動シ帝國工業界百年ノ計畫ヲ誤ラ
ザラン事ヲ期ス

敢テ宣言ス

決 議 文

本校ノ昇格ヲ貫徹スル爲メ左ノ決議ヲナス

- 一、藏前工業會及學校當局ト聯絡ヲ取り本年度内ニ昇格確定ヲ期ス
- 一、生徒全體其ノ進退ヲ一ニシ紳士的行動ヲ取ル事

そして熱狂的な數日を過したが、文部當局は、此の紛擾を鎮撫せんとして奔走した學校當局・三商議委員・藏前工業會及び仲介に起つた三博士（大河内・斯波・佐野三氏）に對して

一、東京高工等第二次昇格豫定の學校は大正十年後に着手する豫定である。

一、追加豫算として大正九年度豫算に計上することは困難である。

旨を回答した。そこで學校當局・藏前工業會代表者は生徒を慰留する外、十二月一日午前十時より商議委員及び三博士より冷靜に會見の模様と同情ある保障的言葉を聞き、生徒一同も文部當局並に諸氏の言葉を信頼して從來の運動を打切つた。

翌大正九年に至り、當校は昇格に關する豫算を提出し、當校の同情者達も靜に形勢を觀望してゐたが、當校昇

格の件は「臨時教育委員會」(大正八年五月二十三日設置)に諮問することとなつたが、此の委員會に於て歐洲流の大學觀に基く工業單科大學否認論が出たらしい。蓋し歐洲に於ては工業關係の單科大學が無く、綜合大學の一部分となるか、でなければドイツの如く Hochschule と稱して Universität の名稱にしないからである。此の「臨時教育委員會」の空氣に關して藏前工業會員内村達次郎氏は次の如く述べてゐる。

文部大臣の藏前昇格の言明も、實を言へば、其當時政府には、臨時教育委員會と云ふ大きな難關がありました爲に、事はスラ〜と順調には運ばず、其結果大正十年一月に至りまして「昇格困難」の情報に接しましたので、私は郷里の先輩であり、又臨時教育會議總裁たりし故平田伯爵(其頃は子爵)を逗子に訪問して、先方の意向を打診しました處、伯爵には「聞けば西洋には工業關係の單科大學はないさうだ。従つて藏前の昇格は今度甚だ困難と思はれる」との言葉でありました。(内村達次郎氏、母校昇格問題の實相と感想、藏前工業會誌、第四二五號)

但し大正九年十一月の東京朝日新聞には「大正十年度より東京高工の昇格閣議で決定」と報告された。

されば阪田校長及當校教授、並に藏前工業會代表者は交々文部省當局者を歴訪して、前記二種の報道(新聞の報道せる當校昇格案閣議決定、「臨時教育委員會」の工業單科大學案反對)に關して質す所があつたが、何等明確な回答を得なかつた。

のみならず大正十年度の豫算には當校昇格に關する費用が計上されてゐないことが仄聞せられたが、大正十一年一月の議會に於て下岡忠治(一月二十六日於衆議院)、高田早苗(一月二十八日於貴族院)兩氏が各々衆議院貴族院で質問せられたのに對し、首相文相は「調査の上」と答辯した。(第四十四回帝國議會・衆議院議事録・貴族院議事録に依る)

此の報は東京高工生に異常のショックを與へた。苟も文教の司長たる國務大臣が公約を無視して食言を敢てするが如きは社會風教上由々敷き大問題である、斯くなりては母校昇格の能不能は別問題として吾等は社會風教を廓清する爲め蹶起せねばならぬ」と憤慨し、母校商議委員大學關係三博士及藏前工業會幹部の慰撫訓諭も其甲斐なく、遂に二月三日の生徒大會に於て退學届の提出にまで發展した。そこで教授・藏前工業會・母校昇格實行委員等は種々鎮撫し、それぞれ手分けして各科生徒の集會所を訪ひ至誠を披瀝して切に復校を勸告したので、生徒側も遂に之を諒とし、同月十日午前十時生徒一同は母校講堂に於て職員一同の外商議委員・三博士並に藏前工業會幹部列席の上、建築科三年生狩野春一君生徒總代として

我等社會風教廓清ノ爲メ蹶起シタリ今ヤ我等ノ微衷ハ滿天下ニ認識セラレタルヲ信ジ且先輩諸氏ノ切實ナル情誼ニ感激シ茲ニ潔ク修學シテ藏前學生ノ本領ヲ完ウセントス
と復校宣言書を朗讀して、散會した。

一方其の間に此の問題は漸次政治問題化し、衆議院では一月二十七日に鈴木富士彌氏より「今ヤ原内閣ハ内ニ二枚舌ヲ使ウテ平然タル所ノ文部大臣ガアリマス」の發言となつて二枚舌問題を引き起し、貴族院では二月十日に前田利定氏等五氏より「現下學校ニ關スル問題ハ事態漸ク紛糾ヲ加ヘムトス政府ハ速ニ適當ノ措置ヲ執ラシムルコトヲ望ム」と建議せられたのである。

第三項 大學昇格の實現

教育評議會への諮問

然るに大正十一年の議會に於ても總豫算に於ては當校昇格施設は計上せられず、従つて二月四日に貴族院に於て岡田良平氏の質問あり、二月十一日に衆議院に於て田中善立氏の質問があつた。

岡田氏は高工昇格案に賛意を持たなかつたが「中橋文相が總豫算ノ中ニ此昇格案ノ經費ノ要求ヲセズシテ此議場ニ御列シニナルト云フコトハ、私ハ衷心怛怛タルモノナシトシタナラバ私ハ中橋文相ノ人格ニ向ツテ失禮ナガラ疑ヲ懷カザルヲ得ズ」と述べた。之に對し高橋首相より「此昇格案ナルモノニ付テハ文部大臣モデス、私モダ成ルベク早ク成案ヲ得テ當議會ニ提出スル者デアル」と答へた。そしてその理由として中橋文相は教育評議會諮問中なることを以てし「是ガ決議ヲ頂戴致シマセンケレバ後ノ進行ハ出來ナイノデアリマス」と答辯してゐる。

(當時の帝國議會會議事録)

此所で「教育評議會」に就て聊か説明したい。大正十年に至り、政府は高等教育擴張計畫に就て種々の研究すべき問題(例へば中學四年より實業專門學校への連絡、官立實業專門學校の年限延長、同專攻科の設置等)に直面した。そして從來あつた「臨時教育委員會」は臨時的のものであつたので、政府は大正十年七月九日に之を廢して、「教育評議會」を設け岡野敬次郎氏を會長とし「文部大臣ノ……諮問ニ應ジテ教育ニ關スル重要ノ事項ヲ調

査審議シ意見ヲ開申」するものとした。(明治教育制度發達史、第九卷)

そして東京高工昇格の問題は大阪高工・神戸高商・東京高師・廣島高師の昇格問題や中學専門學校連絡問題・専門學校年限問題・専門學校專攻科等の問題と共に大正十一年十月一日に「教育評議會」に諮問された。右諮問の内本學關係のものだけを掲げると次の通りである。

左記ノ件貴會へ諮詢ス

記

一、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、神戸高等商業學校ノ組織ヲ變更シテ東京及大阪ニ工業大學、神戸ニ商業大學ヲ設置スルコト(以下略)

單科大學創設ニ關スル經費

東京工業大學 一、〇三二、七二〇^圓

機械・電氣・應用化學・建築ノ四學科

四五〇人、學生定員

大正十年十月一日に「教育評議會」に諮問された問題は、前述の如く中學専門學校連絡問題・専門學校に關する幾多の問題が含まれてゐたので、審議に暇がかゝつた。そして「教育評議會」は漸く大正十一年二月二十八日に左記の如く答申した。(明治教育制度發達史、第八卷)

工業大學及商業大學ノ設置其ノ他六項ニ關スル諮詢ノ件左記ノ通答申ス

記

一、東京高等工業學校・大阪高等工業學校、神戸高等商業學校ノ組織ヲ變更シテ東京及大阪ニ工業大學、神戸ニ商業大學ヲ設置スルコト

右ノ諮詢ニ對スル答申

可 但シ

一、新設大學ハ各應用ヲ主トスル特色ヲ發揮スルニ努ムルコト

二、専門學校卒業者ニ高等學校卒業者ト同等ノ入學資格ヲ認ムルコト (明治教育制度發達史、第八卷)

昇格豫算の議會提出・審議未了

そこで文部省は東京高等工業學校昇格案を含む大正十一年度追加豫算案を組み三月六日に衆議院に提出し、衆議院の豫算委員會は三月十四、十五兩日に之を審査した。

其の當時文部省が新設せらるべき東京工業大學に關して如何なる見解を持つてゐたかは、その當時文部省が準備した説明書(議會に於て起るべき質問を豫想して問答體に述べたもの)を見ると判るから次に掲げよう。(明治教育制度發達史、第八卷)

高等教育機關整備計畫説明

一、工業大學及商業大學ニ關スル件

今回工業大學及商業大學ヲ新設セントスル所以ハ大體大學ノ收容力ノ増加ヲ圖カラントスルコト、應用ニ重

キヲ置ク所ノ特色アル大學ヲ設ケントスルコトノ二點ニ存スルモノナリ元來曩ニ議會ノ協贊ヲ經テ目下其ノ實施中ニ在ル高等教育機關擴張計畫即チ六年計畫ナルモノハ中學修了者ニシテ尙ホ進ンデ教育ヲ受ケントスル者ノ爲ニ高等教育機關ノ收容力ヲ増加スルノ目的ヲ以テ高等學校・實業專門學校其ノ他ノ學校ノ新設擴張ヲ行ハントスル者ニシテ就中高等學校ニ在リテハ十校ヲ新設シ在來ノモノト併セテ之ヲ二十五校トスルノ豫定ナルガ既ニ高等學校ヲ増設スル以上ハ其ノ卒業者ニシテ進ンデ大學ニ入學ヲ希望スル者モ亦増加スベキガ故ニ之ニ應ズルガ爲ニ大學々部ノ收容力ヲモ増加セザルベカラズ故ニ六年計畫ニ於テハ大學各學部ニモ相當ノ新設擴張ヲ行フコトトナセルヲ以テ法學部・經濟學部及文學部ヲ通ジタル所謂文科の學部ノ總體トシテハ高等學校文科卒業生全部ヲ收容スルニ足リ又理學部・工學部・醫學部及農學部ヲ通ジタル所謂理科の學部ノ總體トシテハ高等學校理科卒業生ノ全部ヲ收容スルニ足ル筈ナリ然ルニ高等學校學生ニシテ卒業後大學各部ニ入學ヲ希望スル趨勢ヲ見ルニ工業及商業經濟方面ノ學科ヲ修メントスル者頗ル多ク高等學校増設完成後ニ於ケル卒業者ニシテ此等學科ヲ希望スル者ノ數ハ遙ニ帝國大學工學部及經濟學部ノ收容力ニ超過スベキ狀態ニ在リ且ツ實業專門學校卒業者ニシテ尙ホ進ンデ大學教育ヲ受ケントスル者ニ入學ノ便宜ヲ與フルコトノ如キハ工學部經濟學部ニ於テハ今後之ヲ爲スノ餘裕無キニ至ルベシ故ニ何レカノ方法ニ依リテ大學ノ收容力ヲ増加シ可成入學希望者ニ満足ヲ與フルハ必要ノコトナリト言ハザルベカラズ而シテ大學收容力増加ノ必要アル以上ハ既設大學ノ擴張ヲ爲スヨリモ此ノ際應用ニ重キヲ置ク所ノ特色アル新大學ヲ設置スルコトノ最モ時勢ノ進運ニ應ズル所以ナルヲ認メ茲ニ東京高等工業學校及大阪高等工業學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用

シテ工業大學ヲ又神戸高等商業學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用シテ商業大學ヲ設置シ高等學校卒業者ト共ニ實業專門學校卒業者ヲモ入學セシメ帝國大學ノ學部ト異ナル組織及研究方法等ニ依リ職業上最適切ナル教育ヲ施サントス

問、工業大學ニ關シテハ元來工學ナルモノハ理學ノ應用ニ外ナラザルガ故ニ既ニ帝國大學工學部ニ在リテモ根本ノ學理ヲ授クルモノニハアラズシテ應用學ヲ授クルモノタルニ過ギズ然ルニ之ヨリモ一層應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ナルモノガ如何ニシテ造ラレ得ベキヤ若シ強テ應用ノミヲ授ケントスレバ此レ大學ニアラズシテ一箇ノ專門學校タルニ過ギザルニアラズヤ

答、此レ必ズシモ當ラズ固ヨリ工學ハ純正理化學ノ應用ニ外ナラズト雖然モ現今帝國大學工學部ニ於テ行ハルルガ如キ學科ノ組織教授及研究方法等ガ必ズシモ工學最高教育機關トシテノ唯一ノ方式ニハアラズシテ此ノ範疇ノ外ニ於テモ工業的大學教育ノ存立ヲ認ムベキモノナルコトヲ知ラザルベカラズ試ニ一例ヲ舉ゲテ言ハンカ帝國大學工學部ノ應用化學科ニ於テハ染色・陶磁器・釀造等種々ノモノヲ包含セル應用化學ノ全範圍ニ亘リテ一般ノ學理ヲ授ケツツアルモ新設工業大學ニ於テ應用化學ヲ授クル場合ニハ學生ヲシテ染色・釀造ト言フガ如キ特種ノモノニ就テ深ク學修研究ヲ爲スヲ得シムルノ組織ト爲サントスルナリ如此帝國大學工學部ニ於テ行ハル、ガ如キ普通のノ教授ト異ナリテ寧ロ専門的ニ深キ素養ヲ有スル専門家ヲ作ラントスルコトガ新設大學ノ特色ニシテ應用ニ重キヲ置クト言フハ即チ此ノ意味ニ外ナラズ應用ニ重キヲ置クト言フコトヲ學理ノ考究ニアラザル單純ノ實地練習ヲ爲サシムルガ如キ義ニ解シテ如此ハ專門學校ソコ

トニシテ大學ノコトニアラズト言フガ如キハ未ダ新設大學ノ本旨ヲ解セザルモノナリ

問、若シ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ヲ造ルノ必要アリトセバ全然別箇ニ之ヲ設置スレバ可ナリ、既設專門學校ノ組織ヲ變更シ其ノ設備ヲ利用シテ新大學ヲ設置セントスル結果從來最モ其ノ効果ヲ擧ゲツツアリシ實業專門學校殊ニ東京大阪ノ兩高等工業學校ノ如キヲ犠牲トシテ之ヲ廢滅セシムルハ不可ナラズヤ

答、前述ブルガ如キ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學ノ如キハ其ノ設備ニ於テハ帝國大學ノ工學部ヨリハ寧ろ多クヲ要シ全然新ニ之ヲ設置セントセバ巨額ノ費用ヲ要スルガ故ニ既設學校ノ設備ヲ利用スルノ方法ヲ取ルヲ得策トス而シテ今回ノ計畫ニ依リ東京・大阪兩高等工業學校及神戸高等商業學校ノ組織變更ニ伴ヒ減少スベキ各學科ノ收容力ハ之ヲ他ノ工商ノ實業專門學校ニ分配シ實業專門學校各學科ノ總體ノ收容力ハ毫末モ減少セザルコトト爲セルガ故ニ大學ヲ設クルガ爲ニ決シテ實業專門教育ヲ侵害スルノ事實ナシ單ニ實業專門學校ノ先進タル三學校ニ就テ見レバ其ノ廢止ハ惜ムベキニ似タレドモ之ニ代ルベキ他ノ實業專門學校モ漸次發達シテ三學校ニ劣ラザル成績ヲ擧ゲ得ベキハ明カナルガ故ニ別ニ此等ノ點ニ付テ顧念スル必要ナキナリ

問、高等學校卒業生ニシテ帝國大學ノ工學部經濟學部ニ入學ヲ希望スル者ノ數ガ此等學部ノ收容力ニ超過スル狀況ト中學校卒業生ニシテ工商ノ實業專門學校ニ入學ヲ希望スル者ノ數ガ此等學部ノ收容力ニ超過スル狀況トヲ比較シテ後者ガ遙カニ前者ニ過グルノ事實ヲ指摘シ學生ノ希望ニ應ズルノ必要ヨリ言ヘバ寧ろ實業專門學校ヲ擴張シテ其ノ收容力ヲ増加スルヲ急務トスベキニ拘ハラズ之ヲ爲サズシテ却テ比較的不急

ナル工商單科大學ノ新設ヲ圖ルガ如キハ緩急ノ順序ヲ誤ルモノニアラズヤ

答、如此キハ抑モ比較ノ標準ヲ誤マルモノナリ高等學校ハ六學教育ヲ受ケントスル者ノ通過スベキ中間ノ經路ニ過ギズ故ニ眞ニ某學科ニ關シテ大學教育ヲ受ケントスルモノガ其ノ志望ヲ達シ得ザル程度ト該學科ニ關シテ實業專門教育ヲ受ケントスル者ガ其ノ志望ヲ達シ得ザル程度トヲ比較セントセバ高等學校ノ收容量ニ對スル入學志願者超過ノ割合ト實業專門學校ノ收容量ニ對スル入學志願者超過ノ割合トヲ比較セザルベカラズ然モ高等學校ニ於ケル超過ソ割合ハ實業專門學校ニ於ケル超過ノ割合ニ比シテ寧ロ勝ルトモ劣ルコトナシ而シテ既ニ高等學校ニ入り其ノ業ヲ卒ヘタル者ニ對シテハ可成其ノ希望ヲ達セシムル便宜ヲ與フルハ當然ノコトナリ勿論實業專門學校ノ收容量ヲ増加スルノ必要アルハ言フ俟タザル所ナルモ曩ノ擴張計畫ニ於テハ多數ノ學校ヲ新設スルコトト爲セルガ故ニ其ノ完成ノ曉ニ於テハ今日ノ入學難ヲ緩和スルニ至ルベキヲ疑ハズ兎モ角現在實業專門學校ノ收容量ニ不足アルノ事實ハ毫モ單科大學新設ノ必要ヲ否定スルノ理由トハナラザルナリ

問、實業專門學校中二三ノモノノ組織ヲ變更シテ大學トナスノ結果他ノ同程度ノ學校ニ於テモ競フテ大學ヲラントスル運動ヲ惹起シテ教育界ニ大ナル紛擾ヲ來スノ虞ナキヤ

答、國家ガ大學ヲ設立スルハ一定ノ必要ニ基キテ之ヲ爲スモノニシテ漫ニ專門學校ノ昇格ヲ行フモノニアラズ專門學校ハ專門學校トシテ存立セシメ出來得ル限り其ノ發達ヲ爲サシムル必要アリ今回實業專門學校ニ設ケントスル專攻科ノ如キ亦此ノ趣旨ニ出テタルモノニ外ナラズ從テ學校ガ競ウテ大學ヲラントスル運動ヲ

惹起スルガ如キコトナカルベシト信ズ若シ其レ學校關係者等ニシテ強ヒテ此等ノ運動ヲ起シ其ノ本分ヲ紛リ紀律上差措キ難キ行動ニ出ヅル場合ニ於テハ之ニ對シ相當ノ處置ヲ採ルノ外ナシ專門學校ノ職員ニ對シテハ相當優遇ヲ行ヒ現ニ大學トノ間ニ存スル懸隔ヲ少カラシムルコトニ就キ種々考慮ヲ費シツツアリ

問、國家社會ノ必要上特ニ帝國大學ノ外ニ應用ニ重キヲ置ク所ノ工業大學商業大學ヲ新設シ其他文理科大學ヲモ新設スルナラバ我國主要産業ノ一タル農業・蠶絲業等ニ就キテ研究ヲ行ヒ又之ニ關シテ造詣深キ人材ノ供給ヲ爲ス所ノ農業大學・蠶絲大學等ヲ新設スルコトモ又國家社會ノ上ヨリ極メテ必要ノコトト思ハル政府ハ此等ノ大學ノ新設ニ關シテ如何ナル意志ヲ有スルヤ

答、將來如此キ特別ノ大學ヲ設クルノ必要ヲ見ルニ至ルヤモ圖ラレズト雖各大學ノ農學部ニ對スル入學希望者ノ狀況等ニ徴スルモ今日其ノ必要ニ迫レルモノトハ認めズ

政府の昇格問題に對する態度は専門學校の昇格といふよりは寧ろ舊専門學校を廢して別に大學を新設するといふことであつた。此の點に關して當時の文部省某高官は次の談話を語つた。

東京高工を昇格させるといふことになるのと他の専門學校の昇格運動を刺戟することになるので、本省の方針としては教授や學生に「大學に昇格するといふことは母校の廢止を意味する」ことを示し、従つて、豫科、専門部等は殘さない方針で、教授達には「大學に昇格すると退職せねばならぬ」ようにして、新しく大學を創設するといふ意味で案を練つた。

従つて、次の問答に見られる如く、東京工業大學案に於ては、當校從來の窯業科・紡織科等は他の東京高等工業學校に移し、單に帝大にあるやうな機械科・電氣科を設けんとするに過ぎなかつた。

衆議院の豫算委員會に於ては、種々討議の結果豫算委員長田邊熊一氏は大正十一年三月十五日に「本院ニ於テ可決スヘキモノト議決」すべきものと認めて之を本會議に附した。その内高工昇格に關する論議は本大學の建學精神にも關するが故に之を摘記すると次の通りである。

田邊熊一君「只今日程ニ上リマシタ本案ノ豫算委員會ニ於ケル審査ノ大要及其決定ヲ極テ簡單ニ申スコトニ致シタイト存ジマス……今回昇格スベキ大學ハ實用ヲ主トスルモノナリト言フケレドモ、帝大ト其間幾許ノ差ガアルカ、斯ウ云フ質問デアリマス、之ニ對シテ政府ノ答辯ハ帝大ハ一般的ニ必要ナルモノナルモ、今回ノ工業大學ハ特殊ノ部門ニ付テ深キ知識ヲ授クルコトヲ目的トスルモノナルガ故、其成績ハ必ズ見ルベキモノアルヲ信ズルト云フコトヲ明言シテ居リマス」

下岡忠治君「本員ハ本追加豫算ニ對シテ反對ノ意見ヲ有スル……工業大學ニ付テモ亦然リ、藏前ノ高等工業學校ト云ヒ、又大阪ノ高等工業學校ト云ヒ、中々設備モ立派デゴザイマス、教員モ立派ナ人ガ澤山出テ居リ、多年工業界ニ貢獻シテ居ルコトノ多キコトハ、吾々之ヲ認メテ居ルノデアリマス、若シ出來得ベクンバ之ヲ昇格シテ、眞ニ昇格シテ、此學校ノ程度ヲ高メルト云フコトニ付テハ敢テ吾々異存ハナイノデアアル、所ガ本案ハ如何デアリマスカ、昇格デハアリマセヌ、工業學校ハ廢止ニスル、而シテ別ニ大學ヲ建テル、高等學校ヲ卒業シタ者ヲ收容シテ三年間ヤル所ノ學校、丁度本郷ノ工科大學ト少シモ違ハヌト云ウテ宜イ譯デアアル、當局者ニ聞キマスト多少應用ヲ主トスル、本郷ノ學校トハ特別ノ特色ヲ持ツタ所ノ學校ヲ造ルノデアアル、斯ウ云フ説明デゴザイマスルケレドモ、僅ニ三年間ノ教育ニ於テ、學科ヲ配置スル上カラ考ヘマシテ、僅カ三年間ニ於ケル總テノ専門教育ニ付テ、本郷ノ學校ハ藏前ノ學校トハ大ナル徑庭・差別・即チ特色ヲ有スルモノヲ造ルト云フコトハ、是ハ到底不可能ノ事デアアル。委員會ニ於テ國民黨ノ大口君ガ此點ヲ政府委員ニ段々尋ネラレマシタケレド殆ド政府委員ハ言葉窮シテ答フルコトガ出來ナイ、……中學校ヲ卒業シタ者ニ對シテ一定ノ豫備教育、化學ナリ、理學ナリ、數學ナリ、所謂應用大學ニ必要ナル豫備教育ヲ行ウテ、而シテ此者ニ對シテ三年間、眞ニ應用的ノ専門教育ヲ施スト云フノナラバ、眞ニ本當ノ特色ア

ル所ノ應用大學ガ出來ル譯デアアル

小田切馨太郎君「本案ニ…、贊成…工業大學ヲ設ケル理由ハ、政府ノ説明ニ依ルト二ツノ理由ガアルノデアリマス、即チ一ニハ大學ノ收容力ヲ増加スルト云フコト、一ニハ應用ニ重キヲ置ク所ノ特色アル所ノ大學ヲ設置スルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス」

砂田重政君「委員ハ…政府ニ之ヲ返附シテ編成替ヲ要求スルト云フ意味ニ於テ反對ヲ致シタイ…東京ノ各専門學校ガ昇格ノ運動ヲ爲シ、昇格ヲ希望シタル所以ノモノハ何レノ點ニアルカト云ヘバ、彼等ハ眞ニ應用ヲ目的トシタル大學ヲ設立シ、而シテ現在ノ専門學校ヲ大學組織ニ昇格ヲシテ貫ヒタイト云フコトヲ希望シタノデアリマス、

然ルニ此案ニ依リマス、東京大阪ノ高等工業學校ハ、其教育ヲスル内容ニ於テハ、東京ノ帝國大學及京都ニ於テ教ヘテ居リマスル科目、何等其間ニ差異ハ無イノデアリマス、…其一例ヲ申上ゲマスレバ、東京ノ高等工業學校ニ於テ、今回新ニ出來ル此高等工業ヲ大學ニシタ分科ハ、機械・應用化學・建築及電氣、此外ニ大阪ハ造船ノ一ツガ含マルルダケデアリマス。ソレガ爲ニ從來東京ノ高等工業ニ於テ教育ヲ附シテ居リマシタ黨業部デアルトカ、或ハ紡織デアルトカ、染織等ニ屬スル科目ト云フモノハ、全部東京ノ工業學校中ヨリ無クナツテシマツテ、是等ノモノハ何處ニ之ヲ持つテ行クカト云フコトヲ質問致シマス、黨業ハ京都ニ持つテ行ク、紡織ハ米澤カ何處カニ持つテ行ク、斯様ナル風ニ全ク東京ニハ、斯様ナルモノヲナクシテシマツテ、サウシテ機械デアルトカ應用化學デアルトカ建築デアルトカ電氣デアルトカ云フモノハ、總テ東京ノ帝國大學ニ於テ、特ニ分科ヲ設ケテ教育ヲシツツアルモノト同一ノモノヲ造ラウト云フノガ本件ノ案ノ内容デアリマス…斯様ニシテ東京ノ帝國大學ト何等差異ノ無イ教育ノ仕方デスルナラバ、何ヲ苦ンデ一市町村内ノ中ノ一ノ市ノ中ニ二ツノ大學ヲ別々ニ造ルト云フ必要ハ全然認メラレナイノデアリマス、…

東京ノ高等工業ノ如キハ、最モ古イ歴史ヲ持チ日本ニ於ケル専門學校中ニ於ケル最モ古イ歴史ヲ持チ而モ此學校ニハ各々獨

立シタル淳良ナル校風ヲ持ツテキル學校デアリマス。而モ、非常ナ古イ歴史ヲ持ツテ居ル、此學校ヲ卒業シタト云フコトハ、他ノ田舎ノ高等工業學校ヲ卒業シタル者トハ、全ク其權威ヲ異ニシテ居ルガ故ニ、多數ノ希望者ガ之ニ集マルノデアリマス、斯様ナ淳良ナル校風ヲ持テ、而モ多數ノ卒業生ヲ出シテ、今日ハ社會ニ出テテ一大權威ヲ成シテ居ル、此専門學校ヲ根柢ヨリ覆シテ了ツテ、茲ニ單純ナル單科大學ヲ造リ上ゲテ、新シキモノヲ造ルト云フコトハ、餘程ノ考慮ヲ拂ハナケレバナラヌノデアリマス。

東武君「私ハ……贊成スル意見ヲ述ベル者デアリマス……校風ヲ維持スル上ニ於テ惡イト言フガ、校風ヲ維持スルニハ之ヲ大學ニスルナラバ、尙ホ一層校風ヲ維持スルコトガ出來ルノデアアル」

議長「討論ハ終結サレマシタ……記名投票ヲ以テ採決致シマス」

投票總數三百四

可トスル者 二百十六

否トスル者 八十八

議長「委員長報告通り可決確定致シマシタ」

此の議案は即日貴族院に送附されたが、貴族院に於ては總豫算の外に綱規肅正問題・ワシントン會議の防備制限問題・過激社會運動取締法案等が山積して、當校昇格案を含む追加豫算案の審議に進まず、その内に三月二十六日午前十一時閉會となつて、此の追加豫算案は遂に審議未了となつた。(當時の議會議事録に據る)

議會通過

翌大正十二年加藤友三郎内閣（文相鎌田榮吉氏）は昇格豫算を總豫算の内に組んで一月二十四日に衆議院豫算委員會（委員長東武氏）へ提出した。豫算案は二月十三日に本會議に上提されたが、大學昇格に關しては何等の議論なく即日通過して（議長は副議長粕谷義三氏）、貴族院に廻附された。

貴族院では豫算委員會（委員長は林博太郎氏）の討議を経て三月二十三日に本會議に上提せられた。本會議では岡田良平氏の修正意見、野村益三氏の原案支持意見の開陳の後、百四十六名對四十六名の大多數をもつて修正案は否決せられ、大正十二年度總豫算案が通過し（議長徳川家達氏）、當校多年の熱望たる大學昇格豫算が議會の協賛を得るに至つたのである。當日の實況を傍聽した藏前工業會員秋堂氏（藏前工業會誌編纂主任市川忠一氏）は次の如く述べてゐる。

翌二十三日午後三時過に……行く。……議員席は前回よりも空席が少い。傍聽席も可なりの入りだ。

演壇では嘉納氏が國民教育に關する質問演說中だ。春風駘蕩の議長をさし挾んで、左右の大臣席には加藤首相（加藤友三郎氏）を始め、……大木鐵相、市來藏相、山梨陸相、内田外相、鎌田文相……等の閣臣が居流れてゐる。更に眼を議席に轉ずると、其處には名譽會員の斯波博士や大河内博士の御顔も見えた。……

時は十時五分、反對論者の野村子爵は壇に立つた。子爵は十六校研究科削除の謂れなき點を列舉して一々岡田説を駁し、專攻科と研究科との相違を梅と櫻に見たててなぞして、二十分も續けた。

十時三十五分、議長は討論終結を宣し且つ採決は記名投票に依るべき旨を宣した。書記官は例に依て黒塗の投票箱と黒塗の大きなお盆とを、恭しく壇上に並べる。……十時四十分堂々廻りで投票が始まる。……

其報告は、修正案を可とする白票四十六、否とする青票百四十六で、岡田案は百票の差で否決されたと云ふのであつた。

此報告が終ると、議長は直ちに

「大正十二年度總豫算全部原案に御異議は御座いませぬか」

と議員に訊ねる。「異議なア―し」と異口同音に答へる。御異議はないと認めます（藏前工業會誌、第三三二號）

工業大學創立委員會の設置

其後大正十二年九月一日には關東大震災が起つたので、本學の大學昇格實現は遂に延期の止むなきに至つた。然しながら本學は此間に復興委員會を組織し、從來本學の昇格調査委員會に於て研究したる事項を審議し、昇格後の本學の根本方針・學科課程・入學資格其他將來學則決定に際して必要な事項を精査した。次で昭和二年七月には文部省に粟屋文部次官を委員長とする「官立工業大學設立委員會」が設置せられ、文部省關係官吏・東京大阪兩高等工業學校長・學界の權威者を委員に委嘱して、新設工業大學の根本方針・學科課程・入學資格其他學則に決定せらるべき事項を討議した。最初の文部省原案は本學に設けらるべき學科としては機械學科・應用化學科・建築學科・電氣學科の四科を擧ぐるに過ぎず、東京高工時代の紡織科・窯業科などは新設東京工業大學の學科に掲げられなかつた。そこで、當校は種々研究して「工業大學ハ便宜上之ヲ物理工學部ト化學工學部トノ二大部ニ分チ、前者ニハ當初機械學科・電氣工學科・紡織學科並ニ建築學科ノ四科ヲ置キ後者ニハ無機應用化學科・有機應用化學科・窯業科・色染科・電氣化學科ノ五科ヲ置ク」案を定め、官立工業大學創立委員會に於て之を主張した。そして種々接衝の結果、文部省の豫算四學科分を當初直に増額せずして染料化學科・紡織學科・窯業學科・應用化學科・電氣化學科・機械工學科・電氣工學科・建築學科の八科を設置することに歸着したのである。

新設工業大學の根本方針に就て本學より「官立大學創立委員會」に提出したる事項は、東京工業大學の建學精神に關すること重大なりと考へらるるが故に、次に掲げる。

工業大學ハ高等工業學校ノ昇格ニヨリテ創立セラルル事トナツタノデアルカラ、其創立ニ當ツテハ其前身タル高等工業學校ノ諸事情ヲ參酌スル事ガ自然デアルト共ニ、又名實共ニ大學タルニ恥ヂザルモノヲ實現スル事ニ力メナクテハナラス。(中略)

日本ノ工業者技術者ノ仕事ガ専ラ泰西工業ノ移植ニ在ツタ時代ニハ、此種ノ工業者ヲ養成スルニ適應セル育英機關ガ必要デアツタニ相違ナイ。然レドモ今後日本ノ工業者技術者ハ獨自ノ力ニヨリ新工業ヲ開發樹立スルトヲ要スベク、從テ此種ノ工業者ヲ養成スル事ヲ本務トスル新設工業大學ノ育英方針ハ、學生天賦ノ獨創力ヲ涵養シ專攻セル技術知識ヲ誤リナク自由ニ使ヒユナス能力ヲ附與スルニアリ、即チ根本學理ノ素養ニ重キヲ置キ之ヲ活用シテ實地ノ問題ニ關スル判斷ヲ誤ラザル實際的有能ノ技術家ヲ作ルニアル。根本ノ學理的素養ナクテハ之ガ活用即チ工業ノ實際ノ指導啓發・進歩改良ノ實現・乃至新工業法ノ發見ガ不可能ナルハ識者ノ一致シタル意見ニシテ現今各大學ガ専ラ學理ノ素養ヲ附スル事ニ腐心シテ居ルノハ此ノ理由ニヨル。(中略)

根本的素養ノ深遠ナル學者ヲ教授トシテ育英ノ任ニ當ラシムル事ノ必要ナルハ論ヲマタザル所デアルガ、斯ノ如キ學者ノ陥リ易キ缺陷ハ、深遠ナル學理ノ討究ニ耽溺シテ工業ノ現狀ニ暗ク、其研究スル所モ亦科學ノ色彩ノミ濃厚ニシテ工業ノ實際ニ縁遠キ嫌ガアルコトデアル。然ルニ新設工業大學ハ其前身タル高等工業學校時代ヨリ積年一貫シテ努力セル大方針ニ則リ、工業ノ實際トノ接觸ヲ密ニシ實地問題ヲ實際的方法ヲ以テ討究スル

ニ努メ、教授モ學生モ專ラ實地ニ重キヲ置ク事ヲ特色トスルガ故ニ、今後モ亦益々此特長ヲ發揮シ、教授ハ日本ノ實地工業ノ指導ヨリ進ンデ新工業ノ誘致展開ヲ目標トシテ常ニ研究ヲ進メ、學生ヲシテ此方面ノ實力ヲ備ヘシメ、斯ル方面ノ研究ヲ行フ習慣ヲ養ハシムル事ヲ眼目トシタイ。蓋シ本學ノ努ムル所ハ知識ノ注入ニ非ズシテ知能ノ啓發ニアリ。知識ノ死藏ニ非ズシテ自由ニ活用スル能力ヲ涵養スルニアルカラデアル。幸ニ新設大學ニハ工業ノ實地ニ關スル研究ヲ進ムルニ必要ナル諸設備諸機關諸裝置ノ完備セル事他ニ其類ヲ見ザル程デアルカラ、適者良ク之ヲ使用シテ實地問題ノ討究ヲナスナラバ、日本ノ工業ヲ實際的ニ指導シテ行ク事ガ出來ルノミナラズ、大學ニハ一種ノ學風ヲ作り學生ハ冥々ノ中ニ進取ノ意氣・探究ノ趣味ヲ體得シ、他日工業界ニ出ズル時ニ工場ノ各操作各機械悉ク研究ノ對象タラザルナク進歩改良止ム所ヲ知ラザルニ至ルデアラウ。

大學ハ教育所ナリ研究所ニハ非ズ、從テ大學教授ハ教育者トシテ博識ナル事ヲ要スルガ、必ズシモ研究ノ能力アル事ヲ要セズト主張スルモノガアル。此種ノ謬論ノ起ルノハ技術的知識ノ流入ヲ以テ教育ノ全般ナリト解シ技術的知識ト技術的能力トノ區別ヲ明ニスル事能ハザルニ基因スルモノト考ヘラレル。大學ハ疑モナク人材ノ教育所デアル。然シナガラ此教育トハ單ニ知識ノ貯藏者ヲ作ルト云フニ止ラズ、更ニ獨創ヲ有シ判斷力ニ富ミ、時ト場合ニヨリテハ誤ラザル解決ヲナシ得ル能力ヲ具備スルモノヲ作ル種類ノ教育デナケレバナラス。知識ハ知識ニ非ズシテ知識ノ自由ナル活用ヲナシ得ルモノデナケレバナラス。充分ナル根本的素養ヲ有シ、卒業ノ上ハ如何ナル特殊ノ工場ニ入ツテモ又如何ナル問題ニ遭遇シテモ、最短ノ時日内ニ之ヲ咀嚼含味シテ其道ノ專門家トナリスマシ解決ヲツケ得ル丈ノ素養ヲ附與セラルル事ヲ眼目トセネバナラス。此ノ如キ知識ノ自由ナル活

用ハ、唯實地問題ノ専門的研究ニヨツテノミ最モ容易ニ最モ短時間ニ體得セラルルモノデアツテ、此ノ如キ教育ヲナス爲メニハ、教授自ラ有力ナル研究者トナリ、學生ノ薰陶ニ膺ルヲ最良ノ方法ナリト思考スル。本大學ガ實驗研究設備ト參考文獻ノ充實ヲ圖リ、教授ノ研究ヲ獎勵スル所以モ亦實ニ爰ニ存スル。(中略)。要之大學ハ有能ナル人材ヲ育テ上グル所ナリトスレバ、「物知り」ノ教授ヨリモ寧ロ有力ナル研究者タル教授ヲ要スルモノト考ヘラレ、此點ハ教授選任ニ關シテ最モ注意ヲ要スルモノト考ヘラレル。

斯くして待望の本學園の大學昇格は遂に實現せらるることとなつた。日本工業の獨立を理想とする當校卒業生・教授・在學生の宿望は遂に達成されたのである。

然しながら靜に回想する時、當校の昇格には何と悲壯なる苦闘を經過せなければならなかつたことであらう。日本工業の確立を絶叫して起つた當校教授・卒業生・在學生の運動は、或時は利己心乃至は偏狹な愛校心といふ非難をさへ甘受せねばならなかつた。然も今日、此の非常時日本・軍需工業日本の嵐の中に本大學が嚴然と聳えてゐることは何といふ頼母しさ、力強さであらう。斯る國力充實・國運振興こそは我が昇格運動の根本目標であつたのである。今や非常時日本・工業日本は、本大學を以ても足れりとせずして、藤原工業大學が政府・軍部・教育界・實業界・社會の輿論の喝采を浴びて颯爽として出現した時勢であり、既設工科關係の大學に二部教授が叫ばれてゐる時代である。然るに藤原工業大學の産みの親たる藤原銀次郎氏の場合と異り、我が東京工業大學の産みの親達は幾多の荆棘・幾多の難關を突破せねばならなかつた。荆棘の難路を突破せねばならなかつたが、昇格運動の意義は昇格後三年にして勃發した滿洲事變以後の非常時局に依つて明確に昭示されたのである。

第五節 本學の沿革

第一項 昇格當初の狀況

本學關係官制の公布

昭和四年度より愈々待望の東京工業大學が實現することとなり、昭和四年四月一日勅令第三十六號を以て「官立工業大學官制」が公布せられた。猶ほ之に依つて舊東京高等工業學校・同校附設工業教員養成所は大學附屬工業專門部・大學附屬工業教員養成所に改組せられ、在學生が卒業するまで存置せられた。

官立工業大學官制

第一條 官立工業大學ハ左ノ如シ

東京工業大學

大阪工業大學

第二條 官立工業大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教

第一章 東京工業大學時代

事務官

學生主事

助手

書記

司書

技手

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立工業大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命令ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生主事ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條 司書ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理保存及閱覽ニ關スル事務ニ從事ス

第十一條 技手ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ技術ニ從事ス

第十二條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十三條 官立工業大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十四條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十五條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教、學生主事又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十六條 官立工業大學ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第十七條 官立工業大學ニ功勞アリ又ハ學術上效績アルモノニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

第十八條 官立工業大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置ク教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス圖書館長ハ大學長ノ監督ヲ承ケ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

(別表)

官立工業大學職員定員表

| | | 大學長 | 教授 | 助教授 | 事務官 | 助手 | 書記 | 司書 | 技手 |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 東京工業大學 | 一人 | 一人 | 一四人 | 一四人 | 一人 | 三三人 | 一五人 | 一人 | 二人 |
| 大阪工業大學 | 一人 | 一人 | 一三人 | 一三人 | 一人 | 三〇人 | 一四人 | 一人 | 二人 |

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内東京工業大學及大阪工業大學ニ附屬工學專門部及附屬工業教員養成所ヲ置ク

工學專門部ニ教授及助教授ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

東京工業大學附屬工學專門部教授ハ專任二十九人、同助教授ハ專任二十二二人、大阪工業大學附屬工學專門部教授ハ專任二十三人、同助教授ハ專任二十一人ヲ以テ定員トス

工學專門部ニ主事ヲ置ク工學專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ工學專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

工業教員養成所ニ主事ヲ置ク工學專門部教授中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ承ケ工業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ教授又ハ助教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東京工業大學附屬工學專門部又ハ大阪工業大學附屬工學專門部ノ教授又ハ助教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東京工業大學又ハ大阪工業大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京工業大學名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

教職員の任命

次いで昭和四年四月一日附を以て大學長、教授、助教授、事務官の任命が行はれた。

正四位勳三等 中 村 幸 之 助 一 級高等官一等

任東京工業大學長兼東京工業大學教授

東京帝國大學教授從四位勳三等 佐 野 利 器

(各通) 同 田中芳雄

同 東北帝國大學教授 眞島利行

兼任東京工業大學教授 敍高等官一等

東京商科大學教授 渡邊孫一郎

兼東京商科大學豫科教授 陸軍歩兵少尉 正五位勳三等

任東京工業大學教授兼東京商科大學教授 兼東京商科大學豫科教授如故 敍高等官二等

(各通) 從四位勳三等 關口八重吉
同 加藤與五郎
從四位勳四等 淺川權八

任東京工業大學教授 敍高等官二等

神戶高等工業學校教授 從四位勳四等 福田勝

兼任東京工業大學教授 敍高等官二等

東京工業大學附屬工學專門部教授 從四位勳三等 齋藤俊吉

陸敏 高等官二等

水産講習所技師兼農林技師 從四位勳三等 岡村金太郎

陸軍工兵軍曹 正五位 松井元太郎

任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授 敍高等官三等

電氣試驗所技師兼 別宮貞俊 通信局技師 從五位

兼任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授 敍高等官三等 正六位 永海佐一郎

(各通) 松本容吉

任東京工業大學教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授 敍高等官四等 神戶高等工業學校教授 正七位 田邊平學

任東京工業大學教授兼神戶高等工業學校教授 敍高等官六等

陸軍砲兵少尉 從五位勳五等 大住吾八

任東京工業大學助教授兼東京工業大學附屬工學專門部教授 敍高等官三等 東京工業大學附屬工學專門部教授 從五位 輿田寛太郎

兼任東京工業大學助教授 敍高等官三等

陸軍歩兵少尉 太田 勤 治
 從六位勳五等
 任東京工業大學助教兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官四等

勳 八 等 上 野 繁 藏
 任東京工業大學助教兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官五等

東京工業大學附屬工學專門部教授
 從六位
 兼任東京工業大學助教
 敍高等官五等

桐生高等工業學校
 教授 正七位 金 丸 競
 正七位 榎 本 修 二

(各通)

海老原 敬 吉
 古 賀 逸 策
 任東京工業大學助教兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官六等

東京工業大學附屬工學專門部教授
 正七位 久 末 啓 一 郎
 兼任東京工業大學助教
 敍高等官六等

(各通)

金屬材料研究所助手 武 井
 陸軍工兵少尉正八位
 東京帝國大學助手 谷 口 忠
 兼地震研究所助手
 東北帝國大學助手 加藤 多喜雄
 從七位 二見 秀雄

任東京工業大學助教兼東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官七等

東京工業大學教授 關 口 八重吉
 從四位勳三等 同 加藤 與五郎

東京工業大學教授 淺 川 權 八
 從四位勳四等
 兼任東京工業大學附屬工學專門部教授
 敍高等官三等

文部屬兼東京商科大學書記 石 井 茂 助
 任東京工業大學事務官
 敍高等官七等

同時に三守守氏が本學初代の名譽教授の稱號を授與せられた。又學生主事は奥田助教が補せられた。

即ち學長を始めとし教官の一部分は東京高等工業學校教官より任命せられ、初代事務官は文部省豫算掛長、決

算掛長たる文部屬石井茂助氏が來任して本學草創時代の事務に當つた。

從來の東京高工は現在學生の卒業するまで附屬工學專門部として殘置し、主事を置かれることとなつたが、主事には附屬工學專門部教授齋藤俊吉氏が補せられ、又從來の東京高工附設工業教員養成所は現在籍學生の卒業するまで大學附屬工業教員養成所として存置し、主事を置かれることとなつたが、主事には附屬工學專門部教授齋藤俊吉氏が補せられた。

學科の決定

本學に置かるべき學科は當初の豫算計畫では四學科であつたが、諸種の事情に依つて次掲學則の如く、染料化學科・紡織學科・窯業學科・應用化學科・電氣化學科・機械工學科・電氣工學科・建築學科の八科とせられ、各學科の授業科目及その時間數は學則第五條別表の如く定められたのである。因に此の機會に八學科の沿革の概要を擧げると次の通りである。

染料化學科明治十四年五月前身校東京職工學校創立の際化學工藝部中の一專修科目として設置せられたるに濫觴し明治十九年八月同部中染工科の名稱を附せられたのを以て本科の起原とする。其後明治二十三年七月機械の一科目を増設するに及び名稱を染織工科とし、明治三十二年六月色染・染織の二分科とし染織科色染分科と改稱し、明治四十四年八月色染及紡織を獨立せる二科とするに至り改めて色染と稱して來たが、今回名稱を更に染料化學科と定めたのである。

紡織學科 明治二十三年七月化學工藝部中の染工科に機械の一科目を増設し同時に染織工科と改稱せられたるを起源とする。其後明治三十二年六月染織科と改め色染及機械の二分科となし本科は染織科機械分科となし、明治四十四年八月規則の改正と

共に獨立して紡織と稱して來たが、今回名稱を紡織學科と定めたのである。

窯業學科 明治十四年五月前身校東京職工學校創立の際化學工藝部中の一專修科目として設置せられたるに其端を發する。其後明治二十三年七月陶器玻璃工科と改稱し明治二十七年十月更に化學工藝部窯業科と稱して來たが、今回名稱を窯業學科と定めたり。

應用化學科 明治十四年前身校東京職工學校創立當初化學工藝部中の一專修科目として設置せられたるに創まるのである。其後明治十九年規則の改正と共に化學工藝部製品科と改稱し、明治二十三年七月更に應用化學科と改稱して來たものが今日の應用化學科となつたものである。

電氣化學科 明治二十九年五月從來の電氣工業科を電氣工科と改め其の一分科として電氣化學分科の設置せられたのが本科の起源である。其後明治四十四年八月本科を獨立せる一科とし電氣化學科と改稱したものが今回電氣化學科となつたのである。機械工學科 本科は前身校東京職工學校創立當初機械工藝部中の一科目として設置せられたるに濫觴する。其後明治十九年以來機械科と改稱して來たが、今回名稱を機械工學科と定められた。

電氣工學科 明治二十三年七月電氣工業科を附加せられたるに其の端を發する。然しながら當時未だ其の設備がなかつたので獨立の一科として其の授業を開始するに至らず、單に應用化學及機械の兩學科中に於て其の梗概を教授するに止まつた。其後明治二十九年五月設備が成ると共に科名を電氣工科と改めて授業を開始し、明治三十一年六月名稱を更に改めて電氣科電氣機械分科とした。明治四十四年八月電氣機械分科と電氣化學分科とを各獨立せしめ前者を電氣科としたものが今回電氣工學科となつたものである。

建築學科 本科は附設工業教員養成所に木工科として設置したるに濫觴し、其後之を建築科と改め専ら工業教員の養成に當つたものであるが、社會の進展に伴ひ建築技術者の需要が漸次に多きを加ふるに至つたので、明治三十五年十二月獨立して建

薬科と稱したものが、今回建築學科となつた。

以上の八學科の外に次の四教室が設けられた。

數 學 教 室

物 理 學 教 室

物 理 化 學 教 室

分 析 化 學 教 室

學 則 制 定

東京工業大學第一回の學則は昭和四年四月一日に次の如く制定された。

東京工業大學々則

第一章 學年、學期及休業

第一條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル學年

ヲ分テテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 休業日ハ左ノ如シ

一 祭日、祝日

第一章 東京工業大學時代

二、日曜日

三、春季休業 四月一日ヨリ四月七日迄

四、夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日迄

五、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

六、創立記念日 五月二十六日

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第二章 分科及授業

第三條 本學ニ左ノ八學科ヲ置キ學生ヲシテ各其ノ一學科ヲ

專修セシム

染料化學科

紡織學科

窯業學科

應用化學科

電氣化學科

機械工學科

電氣工學科

建築學科

第四條 各學科ノ授業科目ヲ分チテ必修科目選擇科目及隨意

科目トス

第五條 各學科ノ授業科目ハ三學年ニ配當ス

其ノ科目ハ別表ニ依ル

第六條 學生ハ第五條ニ定ムル各學科ノ授業科目中選擇科目

及隨意科目ニ付テハ任意ニ選定シテ履修スルコトヲ得但シ

授業開始前豫メ學科主任教員ノ許可ヲ受クルヲ要ス

他ノ學科ニ屬スル授業科目ニ付テモ前項ニ準ス

但シ當該學科所屬學生ニ履修ノ先取權ヲ與フ

第三章 入學、在學、休學、退學、轉學及除籍

第七條 入學期ハ每學年ノ始トス

第八條 入學ヲ許可スヘキモノ左ノ如シ

一、高等學校高等科ヲ卒業シタル者

二、高等工業學校ヲ卒業シタル者

三、東京高等工業學校附設工業教員養成所及大阪高等工業

學校附設工業教員養成所ヲ卒業シタル者

四、大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者

五、高等師範學校ヲ卒業シタル者

六、大學豫科ヲ修了シタル者

七、京城帝國大學、臺北帝國大學、旅順工科大学ヲ卒業シ

タル者又ハ其ノ豫科ヲ修了シタル者及臺北高等學校ヲ卒

業シタル者

八、專門學校令ニヨル第二號以外ノ專門學校ヲ卒業シタル

者

九、大學豫科學力檢定規程ニヨリ高等學校高等科卒業者ト

同等以上ノ學力アリト檢定セラレタル者

第九條 入學志願者ニ對シテハ高等學校高等科理科ノ授業科

目中ニ就キ學力選抜試驗及身體檢査ヲ行フ

但シ設備ニヨリ入學ヲ許可スル事アルヘシ

學力選拔試験及身體検査ニ就テハ其ノ日割及試験科目等ヲ豫メ本學内ニ揭示シ且官報ヲ以テ公告ス

第十條 左ニ掲クル者ハ缺員ヲ生シタル場合ニ限り前二條ノ規定ニ拘ラス教授會ノ議ヲ經テ相當學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、本學卒業者ニシテ他ノ學科ニ入學ヲ望ム者

二、已ムヲ得サル事故ニ依リ退學シタル者ニシテ更ニ同一學科ニ入學ヲ望ム者

第十一條 入學志願者ハ履歴書、學業成績證明書、卒業又ハ修業證明書、手札形寫眞及入學檢定料ヲ添へ出身學校ヲ經由シ願出ツヘシ

選科生トシテ入學ヲ志願スルモノモ亦前項ニ準ス

入學ニ關スル出願期限等ハ其ノ都度之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

入學ヲ許可セラレタル者ノ氏名ハ官報ニ揭示ス

第十二條 入學者ハ本學所定ノ方式ニ依リ宣誓ヲ爲シ且保證人一名ヲ立テ指定ノ期日迄ニ誓書ヲ差出スヘシ

第一章 東京工業大學時代

之ヲ爲ササル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス

第十三條 保證人ハ成年ノ男子ニシテ本學所在地又ハ其ノ附近ニ於テ一家ヲ立テ學生ノ身分ニ關シ一切引受クルニ足ルヘキ關係及資力ヲ有スル者ニ限ル保證人ニシテ氏名變更、轉籍、轉居、死亡等ノ異動アルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出テ且場合ニヨリテハ誓書ノ差換ヲナスヘシ

第十四條 學生ノ最短在學期間ハ三學年トス

第十五條 學生ノ在學期間ハ六箇年ヲ同一學年ノ在學期間ハ二箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ休學ヲ許可シタル期間ハ之ヲ算入セス

第十六條 學生疾病又ハ避ク可カラサル事由ニ依リ缺席スルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十七條 學生疾病其ノ他ノ事故ニ因リ二箇月以上修學スルコト能ハスト認ムルトキハ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得
休學ハ一年以上ニ亘ルコトヲ得ス、但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ尙引續キ之ヲ許可スルコトアルヘシ
休學期間ハ通シテ三箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ兵役ニ服スル場合ヲ除ク

休學期間内ニ於テ其ノ事故止ミ復學セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第十八條 學生退學セントスルトキハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ具シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ他ノ大學ニ轉學セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第十九條 學生ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ除

籍ス

一、前條各項ノ許可ヲ與ヘタルトキ

二、缺席久シキニ亙リ又ハ疾病及其ノ他ノ事由ニ因リ成業

ノ見込ナキトキ

三、授業料又ハ研究料ノ納付ヲ怠リ督促ヲ受ケテ仍納付セ

サルトキ

第四章 學士試験及稱號

第二十條 學士試験ハ第一學年、第二學年、第三學年ノ課程

ヲ履修シ其ノ學科試験ニ合格シタルモノニ對シ之ヲ行フ

第二十一條 學士試験ハ論文、計畫、實驗報告ノ審査及口頭

試問トス

學士試験ヲ受ケムトスルモノハ豫メ研究題目ヲ定メ所屬學科主任教員ヲ經テ學長ニ申出ツヘシ

學生ハ研究題目ニ關スル指導教員選定ニ付其ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得指導教員ノ選定ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ行フ

第二十二條 學士試験ニ合格シタル者ハ工學士ト稱スルコトヲ得

第五章 檢定料、入學料、授業料及研究料

第二十三條 第十一條第二項第三十八條第二項及第四十二條

第二項ニ規定スル檢定料ハ金五圓トシ第四十八條第三項ニ

規定スル檢定料ハ金貳拾圓トス

第二十四條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料金拾圓ヲ納付

スヘシ

第二十五條 授業料ハ總テ一學年金百貳拾圓トシ各學期分ヲ

左ノ三期ニ納付スヘシ

第一學期分 四月 金四拾圓

第二學期分 九月 金四拾圓

第三學期分 一月 金四拾圓

研究科學生ノ研究料ハ一學年金百貳拾圓トシ每學年ノ初ニ前納スヘシ但シ學年ノ中途ニ入學許可セラレタル者ノ研究料ハ月割金拾貳圓トシテ之ヲ前納スヘシ一旦納付シタル檢定料入學料授業料又ハ研究料ハ之ヲ返付セス

第二十六條 聽講生ニシテ特定ノ學期間ノミ聽講セムトスル者ノ授業料ハ其ノ學期分ノミヲ納付スヘシ

第二十七條 休學全學期ニ亙ルトキハ當該學期分ノ授業料ハ詮議ノ上之ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十七條第四項ニ該當シ學期ノ中途ニ復學シタル者ノ授業料ハ月割金拾貳圓トシテ之ヲ前納スヘシ

第二十八條 授業料又ハ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ其ノ間講義實習ニ出席シ及圖書ヲ閱覽スルコトヲ停止ス

第六章 選 科 生

第二十九條 本學所定ノ科目中其ノ一科目又ハ數科目ノ選修ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十條 選科生ハ其ノ選擇科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス

第一章 東京工業大學時代

前項ノ學力ハ試験檢定又ハ無試験檢定ニ依リ之ヲ認定ス

第三十一條 選科生ノ在學ハ一箇年トス但シ更ニ在學ヲ繼續セント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三十二條 選科生ハ其ノ學修セシ科目ニ付試験ヲ受クルコトヲ得

試験ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第七章 聽 講 生

第三十三條 本學所定ノ科目中ニ付聽講ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ限り詮議ノ上聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

聽講ハ學期又ハ學年毎ニ之ヲ許可ス

第三十四條 聽講生ハ聽講スヘキ學科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス

第三十五條 聽講生ニ對シテハ試験ヲ行ハス

第三十六條 聽講生ニシテ第四十五條ニ該當スルトキハ之ヲ除名ス

第八章 外 國 學 生

第三十七條 外國人ニシテ第三章ノ規定ニ依ラスシテ本學ニ

入學ヲ志願スル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十八條 前條ノ第一項ノ規定ニ依リ入學シタル外國學生

ニシテ本學ニ三箇年以上在學シ且本人ノ志望ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ノ檢定試驗ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添へ願出ツヘシ

第九章 委 託 生

第三十九條 官廳公共團體ヨリ一箇年以上ヲ在學期間トシ履

修スヘキ科目ヲ定メ入學ヲ願出ツルトキハ學生ノ學修ニ妨

ナキ場合ニ限り證議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十條 委託生ニハ第七章ノ規程ヲ準用ス

第四十一條 委託生ハ其ノ學修セシ科目ニ就キ試驗ヲ受クル

コトヲ得試驗ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第四十二條 委託生ニシテ本學ニ三箇年以上在學シ且志望ニ

依リ學力ヲ檢定シテ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上

ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試驗ヲ受ケ

ルコトヲ得

前項ノ檢定試驗ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添へ願出ツヘシ

第四十三條 委託生ノ授業料及實修實驗等ニ要スル費用ハ委託者ヨリ之ヲ納付スルモノトス

第十章 服 裝

第四十四條 學生ハ本學所定ノ制帽制服ヲ著用スヘシ

第十一章 懲 戒

第四十五條 學生本學ノ學規ニ違背シ又ハ學生ノ本分ニ反ス

ル行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責、停學及放學トス

第十二章 研 究 科

第四十六條 研究科學生ハ本學指導教員ノ指導ヲ受ケテ學術

ヲ研究スルモノトス

第四十七條 研究科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ左ノ如シ

一、本學ヲ卒業シタルモノ

二、前號以外ノ入學志願者但シ其ノ學力ヲ檢定シ教授會ニ

於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第四十八條 研究科入學志願者ハ其ノ研究セムトスル事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ願出ツヘシ

前項ノ入學願書ニハ指導教員ノ選定ニ付希望ヲ記載スルコトヲ得

本學卒業者以外ノ者ハ第一項ノ書類ノ外ニ檢定料ヲ添付スヘシ

研究科入學ノ許可ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第四十九條 研究科學生ノ在學期間ハ二箇年トス但シ仍引續キ在學セントスル者ニ對シテハ教授會ノ議ヲ經テ一箇年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十條 研究科學生ノ指導教員ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第五十一條 研究科學生ハ指導教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義實驗又ハ演習等ニ出席スルコトヲ得

第五十二條 研究科學生ニハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ研究料ノ免除、其ノ他適宜獎勵ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第五十三條 研究科學生ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ研究事項ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ差出スヘシ

第五十四條 研究科ニテリテ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムヘシ

キ者ニハ願ニ依リ證明書ヲ授與スルコトアルヘシ

第五十五條 研究科學生ニシテ二箇年以上研究ニ從事シタル者ハ其ノ研究シタル事項ニ付論文ヲ學長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

第五十六條 研究科學生ハ研究ニ要スル費用ヲ負擔ス

第五十七條 研究科學生ハ本學所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス但シ學長ニ於テ教授會ノ議ヲ經テ特ニ許可シタルトキハ此限ニ在ラス

第五十八條 研究科學生ニシテ前二條又ハ第五十三條ノ規定ニ反シ若ハ研究ノ實ナシト認ムルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十三章 特選給費學生

第五十九條 研究科ニ特選給費學生ヲ置クコトアルヘシ

特選給費學生ハ研究科學生中學力操行優秀志操堅固ニシテ永ク學術ノ攻究ニ從事セムトスル者ヨリ之ヲ選拔シ研究料ヲ免除シ且學費ヲ給與ス

第六十條 特選給費學生トナスニ適當ナル者アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ命スルモノトス

第六十一條 特選給費學生ニシテ休學又ハ其ノ資格ニ缺クル

者アルトキハ學長ハ敎授會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第六十二條 特選給費學生ニ給與スヘキ學資ハ一人月額五拾

圓以內トシ期間ヲ定メテ之ヲ給ス

但シ休學期間ハ之ヲ除ク

第六十三條 特選給費學生ニ付テハ本章ニ規定スルモノノ外

ハ總テ第十二章ノ規定ニ依ル

第十四章 獎學資金及貸給費

第六十四條 本學學生及研究科學生ニ給費又ハ貸費ヲ爲シ若

ハ金員又ハ物品ヲ賞與其ノ他獎學ノ爲ニ資金ヲ寄附セムト

スル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ寄附金ハ總テ之ヲ獎學資金トス

第六十五條 寄附者ハ獎學資金ニ一定ノ名義ヲ付スルコト、

給費貸費又ハ賞與ヲ付スヘキ學科及其ノ他特別ノ希望條件

ヲ指定スルコトヲ得

第六十六條 給費及貸費ハ學力操行優秀志操堅固ニシテ學資

支辨ノ困難ナル學生ニ支給スルモノトス但シ寄附者ニ於テ

特別希望條件ヲ指定シ學長ノ許可アリタルモノハ此ノ限ニ

在ラス

給費、貸費及賞與ヲ付スヘキ學科之ヲ受クヘキ者竝其ノ金
額及期間ハ前項ノ規定ヲ參酌シ敎授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ
定ム

第六十七條 給費又ハ貸費ヲ受ケムト欲スル者ハ其ノ理由ヲ

具シ願出ツヘシ前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ身元確實ナル

保證人二名連署ノ上別ニ定ムル書式ニ依リ誓約書ヲ差出ス

ヘシ但シ保證人中一名ハ第十三條第一項ニ規定スル資格ヲ

具備スルヲ要ス

第六十八條 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一年ヲ經過シタル時

ヨリ起算シ其ノ貸與ヲ受ケタル月數ノ二倍ニ等シキ期間ニ

月賦ヲ以テ元金ヲ返納スヘシ但シ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ

月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得

已ムヲ得サル事情ニ依リ貸費返納ノ延期ヲ願出ツルトキハ

詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リタルトキハ

願ニ依リ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘ

シ

第六十九條 給費又ハ貸費ヲ受ケタル者休學シタルトキハ其ノ

期間之カ支給ヲ停止ス但シ事情ニヨリ特ニ之ヲ繼續スルコトアルヘシ

學業ヲ怠リ品行不良ニ流レ成業ノ見込ナシト認定シタルトキ若ハ停學ニ處セラレタルトキハ以後之カ支給ヲ廢止ス貸費ヲ受クルモノ放學ニ處セラレタルトキ又ハ前項ニヨリ其ノ支給ヲ廢止セラレタルトキハ即時其ノ元金全額ヲ返納セシム

願ニ依リ退學シタルトキ亦前項ニ同シ但シ事情ニ因リ前條ノ規定ヲ準用スルコトアルヘシ

第七十條 官廳公共團體又ハ個人ヨリ本章ノ規定ニ基キ學生ヲ指名シテ學資ノ貸給方ヲ本學ニ依頼スルトキハ之ニ應スルコトアルヘシ

第七十一條 獎學資金ノ管理ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十五章 副 手

第七十二條 學長ハ必要ニヨリ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ

副手職務ハ助手ニ同シ

副手ハ無給トス但シ時宜ニ依リ手當ヲ給スルコトアルヘシ

シ

第一章 東京工業大學時代

第七十三條 副手ハ研究科學生、大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者若ハ學士ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ限ル

第七十四條 副手トシテ二ヶ年以上服務シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十六章 雜 則

第七十五條 選科生、聽講生、外國學生、委託生及研究科學生ニハ各其ノ章ノ規定ニ抵觸セサル限り學生ニ關スル規定ハ總テ之ヲ準用ス但シ第四十四條ノ規定ニ付テハ之ニ依ラサルコトヲ得

附 則

本學則施行ノ際現ニ東京高等工業學校及同校附設工業教員養成所ニ在學スルモノニ對シテハ仍從前ノ規則及規定ヲ適用シ其ノ卒業ニ至ルマテ本大學附屬工學專門部及附屬工業教員養成所生徒トシテ之ヲ教育スルモノトス

第五條別表

學科課程表

一、學生ニハ其ノ入學前ノ學歴ニヨリ第五條ノ規定ニ依ラス

特ニ授業科目ノ一部ヲ増減シテ課スルコトアルヘシ

二、〇印ヲ付セル學科目ハ學生ノ學歷ニヨリ主任教授取捨ノ上適當ト認ムル科目ノ時間ヲ割キ之ヲ課ス

三、各學科ニ於テハ本表ニ掲載スル諸科目ノ外更ニ學外實習ヲ課スルモノトス

染料化學科、窯業學科 第一學年
應用化學科、電氣化學科

(學 科 目)

(每週教授時數)

(第一學期) (第二學期) (第三學期)

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 數學及力學大意 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 應用物理學 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 物理化學 | 三 | 〇 | 三 | 三 |
| 熱力學 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 無機化學 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 有機化學 | 三 | 〇 | 三 | 三 |
| 分析化學 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 機械工學 | 三 | 〇 | 三 | 三 |
| 電氣工學第一 | 二 | 〇 | 二 | 二 |
| 物理學實驗 | 三 | 〇 | 三 | 三 |
| 礦物學實驗 | 三 | 〇 | 三 | 三 |

(學 科 目)

(每週教授時數)

(第一學期) (第二學期) (第三學期)

| | | | |
|-----------|------|----|----|
| 化學分析實驗一 | 一六 | 一六 | 一四 |
| 機械設計製圖 | 三 | 三 | |
| 〇語 | 五 | 三 | 三 |
| 染料化學科 | 第二學年 | | |
| 應用化學大意 | 三 | | |
| 應用電氣化學大意 | 一 | | |
| 窯業工學大意 | 一 | | |
| 化學工學 | 三 | 三 | 三 |
| 合金學 | 二 | | |
| 火藥學及實驗 | 二 | | |
| 工業化學測定法 | 二 | | |
| 無機及有機化學實驗 | 六 | 六 | |
| 物理化學實驗 | 六 | | |
| 電氣工學實驗第四 | 三 | | |
| 染料化學 | 二 | 二 | 三 |
| 色染化學 | 二 | 二 | 三 |
| 織物纖維化學 | 二 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|----------|--------|--------|--------|--------|-----------|---------|-------|-------|----------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 色彩學及圖案 | 織物仕上 | 紡織大意 | 染料化學特別講義 | 染料化學製圖 | 染料化學實驗 | 染料化學實驗 | 化學工業實驗 | ○織物纖維化學實驗 | ○織物仕上實習 | ○紡織實習 | 染料化學科 | (學科目) | 建築構造 | △工場管理 | △經濟學 | △法制大意 | 染料化學實驗 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 第三學年 | (每週教授時數) | 二 | 三 | 三 | 三 | 三一 |
| | | | | | | | | | | | | | (第一學期) | (第二學期) | (第三學期) | | |

第一章 東京工業大學時代

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------|-------------|------|-------|--------|----------|--------|----------|------------|----|-------|---------|-----------|--------|----------|-----|--------|
| 特別講義 | 研究及卒業論文 | 備考 △印中二科目選擇 | 窯業學科 | (學科目) | 應用化學大意 | 應用電氣化學大意 | 染料化學大意 | 化學工業學 | 化學工業實驗(隨意) | 合金 | 冶金學大意 | 工業化學測定法 | 無機及有機化學實驗 | 物理化學實驗 | 電氣工學實驗第四 | 陶磁器 | 建築用陶磁器 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | (第一學期) | (第二學期) | (第三學期) | (每週教授時數) | | | | | | | | | |
| | | | | | 三 | 一 | 一 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 六 | 六 | 三 | 二 | 二 |
| | | | | | 三 | 一 | 一 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 六 | 六 | 三 | 二 | 二 |
| | | | | | 三 | 一 | 一 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 六 | 六 | 三 | 二 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|---------|----|--------|--------|--------|----------|------|------|-------|------|------------|-----------|-----|-------|------|
| 耐火材料 | 硝子及珐瑯 | セメント | 工業史(隨意) | 圖案 | 窯業工學製圖 | 窯業工學實驗 | 窯業工學實驗 | 窯業學科 | 工場管理 | △經濟學 | △法制大意 | 建築構造 | 火藥學及實驗(隨意) | 試金術大意(隨意) | 地質學 | 地質學實驗 | 建築學法 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 第三學年 | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 三 | 二 | 三 | 四 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 六 | 三 | 三 | (每週教授時數) | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 三 | 二 | 三 | 四 |
| | | | | | 一九 | 一九 | 一九 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|-------------|-------|----------|--------|--------|------|-----|-------|-------|---------|------|------|------|----------|----------|
| 窯業工學製圖 | 窯業工學實驗 | 研究及卒業論文 | 備考 △印中二科目選擇 | 應用化學科 | (學科目) | 窯業工學大意 | 染料化學大意 | 化學工業 | 冶金學 | 冶金學大意 | 火藥學實驗 | 工業化學測定法 | 建築構造 | 電解化學 | 電熱化學 | 工業化學(無機) | 工業化學(有機) |
| 六 | 一六 | 三九 | 三九 | 第二學年 | (每週教授時數) | 一 | 一 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 |
| 六 | 一六 | 三九 | 三九 | 第二學年 | (每週教授時數) | 一 | 一 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三 |
| | | | | | | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 四 |

| | | | |
|-----------|---|----|----|
| 工業工學(有機二) | 二 | 四 | 二 |
| 無機及有機化學實驗 | 六 | | |
| 物理化學實驗 | 六 | | |
| 電氣工學實驗 第四 | 三 | | |
| 化學工學實驗 | | 三 | 三 |
| 工業化學實驗 | | 一九 | 一七 |
| 應用化學製圖 | | 三 | 三 |

第三學年

(學科目)

(每週教授時數)
 (第一學期) (第二學期) (第三學期)

| | | | |
|-----------|----|----|----|
| △工場管理 | 三 | | |
| △經濟學 | 三 | | |
| △法制大意 | 三 | | |
| 工業化學(有機二) | 二 | | |
| 試金術及實驗 | 三 | | |
| 應用化學實驗 | 五 | | |
| 工業化學實驗 | 二三 | | |
| 特別講義 | | | |
| 研究及卒業論文 | 三九 | 三九 | 三九 |

備考 △印中二科目選擇

電氣化學科

第二學年

(學科目)

(每週教授時數)
 (第一學期) (第二學期) (第三學期)

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 應用化學大意(有機) | 二 | | |
| 窯業工學大意 | 一 | | |
| 染料化學大意 | 一 | | |
| 化學工學 | 三 | 三 | 三 |
| 合金學 | 二 | | |
| 冶金學大意 | 二 | | |
| 火藥學及實驗 | 二 | | |
| 工業化學測定法 | 二 | | |
| 建築構造 | 二 | | |
| 電氣工學 第二 | 二 | | |
| 電解化學 | 二 | | |
| 電着化學 | 二 | | |
| 電熱化學 | 三 | | |
| 高壓放電化學 | 二 | | |
| 工業化學(無機) | 二 | 二 | 二 |

有機電氣化學 一

無機及有機化學實驗 六

物理化學實驗 六

化學工業實驗 三

電氣工業實驗第三 四

電氣化學實驗 二〇

電氣化學製圖 一八

電氣化學科 第三學年

(學科目)
(第一學期) (第二學期) (第三學期)
(每週教授時數)

△工場管理 三

△經濟學 三

△法制大意 三

試金術及實驗 三

電氣化學實驗 三〇

特別講義 三九

研究及卒業論文 三九

備考 △印中二科目選擇

紡織學科 第一學年

(學科目)

(第一學期) (第二學期) (第三學期)

數用物理學 五

應用物理學 三

同實驗 三

力學 二

應用力學 二

化學 二

工業分析化學 一

同實驗 三

機械製圖第二 二

金屬屬材料 二

紡織原料學 一

同實驗 二

織物構造學 一

纖維工學實驗第二 三

織物分解學 一

織物分解學 二

| | | | |
|-----------|----------|--------|--------|
| 色彩及圖案 | 一 | 一 | 四 |
| 同 實 驗 | 二 | 三 | 四 |
| ○ 語 | 三 | 三 | 五 |
| 紡織學科 | 第二學年 | | |
| | (每週教授時數) | | |
| (學 科 目) | (第一學期) | (第二學期) | (第三學期) |
| 機械製圖 第三 | 三 | 二 | 二 |
| 熱力學 熱機關 | 二 | 二 | 二 |
| △煖房及換氣 | 二 | 二 | 二 |
| △水車及唧筒 | 二 | 二 | 二 |
| 機械設計 第二 | 二 | 二 | 二 |
| 機械工作法 | 二 | 一 | 一 |
| 機械工學實驗 第二 | 三 | 三 | 三 |
| 色 染 學 | 二 | 二 | 三 |
| 同 實 驗 | 三 | 三 | 二 |
| 紡績學 第一 | 二 | 二 | 二 |
| △微生物及遺傳學 | 一 | 一 | 二 |
| 紡績學 第二 | 二 | 二 | 二 |
| 纖維工學實驗 第一 | 三—四 | 三—四 | 四 |

| | | | |
|---------------|--------|--------|--------|
| 織物構造學 | 二 | 二 | 三 |
| 纖維工學實驗 第二 | 二—三 | 三 | 二—三 |
| 織機構造學 | 二 | 二 | 二 |
| 纖維工學實驗 第三 | 三—四 | 三—四 | 三—四 |
| 織物分解學 | 二 | 二 | 二 |
| 織物仕上學 | 二 | 二 | 二 |
| 備考 △印中二科目以上選擇 | | | |
| 紡織學科 | 第三學年 | | |
| (學 科 目) | (第一學期) | (第二學期) | (第三學期) |
| 電氣工學 第一 | 二 | 二 | 二 |
| 同 實 驗 第三 | 二 | 四 | 四 |
| 建築構造 第三 | 二 | 二 | 二 |
| 法 制 大 意 | 三 | 三 | 三 |
| 工 場 管 理 法 | 三 | 三 | 三 |
| 經 濟 學 | 三 | 三 | 三 |
| △紡績學 第三 | 一 | 一 | 一 |
| △同 第四 | 一 | 一 | 一 |
| 工 場 設 備 | 一 | 一 | 一 |

| | | | |
|----------|----|-----|-----|
| 織維工學實驗第一 | 三 | 三 | 三 |
| 同 第二 | 三 | 三 | |
| 同 第三 | 三 | 三 | |
| 同 第四 | 四 | 四 | |
| △織物分解學 | 二 | 二 | |
| △織物設計學 | 一 | 一 | |
| △編組學 | 一 | 一 | |
| △日本工藝史 | | | 一 |
| △紡織製造學 | 三 | 三 | |
| 卒業計畫及論文 | 六〇 | 二一五 | 二九〇 |

機械工學科

第一學年

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 數 學 | 五 | 三 | 三 |
| 應用物理學 | 三 | 三 | 三 |
| 同 實驗 | 三 | 三 | 三 |
| 力 學 | 二 | 二 | 二 |
| 應 用 力 學 | 二 | 二 | 二 |

(學 科 目)
 (第一學期) (每週教授時數)
 (第二學期)
 (第三學期)

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| 水 力 學 | 二 | 二 | 二 |
| 熱力學及熱機關 | 二 | 二 | 二 |
| 機 構 學 | 二 | 二 | 二 |
| 機 械 工 作 法 | 二 | 二 | 二 |
| 金 屬 材 料 | 二 | 二 | 二 |
| 機 械 設 計 第 一 | 二 | 二 | 二 |
| 機 械 製 圖 第 一 | 六 | 九 | 九 |
| ○化 學 及 實 驗 | 八 | 四 | 四 |
| 機 械 工 作 實 習 | 三 | 七 | 九 |
| ○語 | | | 五 |

機械工學科

第二學年

| | | | |
|-------------|---|---|---|
| 建 築 構 造 第 三 | 二 | 二 | 二 |
| 電 氣 工 學 第 一 | 二 | 二 | 二 |
| 內 燃 機 關 | 二 | 二 | 二 |
| 蒸 汽 タービン | 二 | 二 | 二 |
| 水 車 及 唧 筒 | 二 | 二 | 二 |
| 工 作 機 械 | 二 | 二 | 二 |

(學 科 目)
 (第一學期) (每週教授時數)
 (第二學期)
 (第三學期)

| | | | |
|-------------|----------|---|---|
| 機械力學 | 一 | 一 | 一 |
| 實驗工學 | 二 | 一 | 一 |
| 機械設計 第一 | 二 | 二 | 二 |
| △紡織 | 二 | 二 | 二 |
| △鐵道車輛 | 二 | 二 | 二 |
| △製造用諸機械 | 二 | 二 | 二 |
| △化學機械 | 二 | 二 | 二 |
| 機械工學實驗 第一 | 六 | 四 | 六 |
| 電氣工學實驗 第三 | 一 | 四 | 四 |
| 機械製圖 第一 | 一 | 一 | 一 |
| 精密機械 | 二 | 二 | 二 |
| 備考 △印中二科目選擇 | | | |
| 機械工學科 | 第三學年 | | |
| (學科目) | (每週教授時數) | | |
| △煖房及換氣 | 二 | | |
| △冷凍及冷藏法 | 二 | | |
| △壓縮空氣機關 | 二 | | |
| △操重機 | 二 | | |

第二章 東京工業大學時代

| | | | |
|-------------|----------|--|--|
| △電力應用 | 二 | | |
| △工場設計 | 二 | | |
| △原動所設計 | 二 | | |
| △自動車工學 | 二 | | |
| 經濟學 | 二 | | |
| 工場管理法 | 三 | | |
| 特別講義 | 二 | | |
| 法制大意 | 三 | | |
| 內燃機關特論 | 二 | | |
| 機械工學實驗 第一 | 八 | | |
| 工作機械特論 | 二 | | |
| 卒業計畫及論文 | 二 | | |
| 備考 △印中二科目選擇 | 二 | | |
| 電氣工學科 | 第一學年 | | |
| (學科目) | (每週教授時數) | | |
| 數學 | 五 | | |
| 應用物理學 | 三 | | |
| 同實驗 | 三 | | |
| | 三 | | |
| | 三 | | |

△建築構造第三
蒸汽タービン
二 二 二

備考 △印中二科目選擇

電氣工學科

第三學年

(學科目)

(每週教授時數)
第一學期 (第二學期) (第三學期)

電氣材料 一
高壓工學 二
電氣機械設計第三 二
△電氣磁氣學特論 二
△高周波工學特論 二
△電氣機械器具特論 二
△電力應用 二
△電熱工學 一
高周波工學 三
電氣工學實驗第二 一一
計畫及製圖第二 八
△高周波工學實驗 四
經濟學 三

第一章 東京工業大學時代

工場管理法 三
法制大意 三
卒業計畫及論文 三三
備考 △印中二科目選擇

建築學科

第一學年

(學科目)

(每週教授時數)
第一學期 (第二學期) (第三學期)

數用物理學 五
應用物理解學 三
同力實驗 三
構造力學 二
法制大意 三
建築材料 二
建築史 三
建築計畫 三
建築構造第一 四
自在畫 三
○化學及實驗 三
設計及製圖 八

六四一

第二編 後 史

| ○語 | 建築學科 | 第三學年 | 三 | 三 | 五 | (學科目) | (每週教授時數) | | |
|----|---------|------|----|----|-----|---------------|----------|--------|--------|
| | | | | | | | (第一學期) | (第二學期) | (第三學期) |
| | 建築學構造第二 | 三 | 三 | 三 | 四 | 都市計畫及建築法規 | 三 | 三 | 三 |
| | 建築設計 | 二 | 二 | 二 | 三 | 民法及商法 | 三 | 三 | 三 |
| | 煖房及換氣 | 二 | 二 | 二 | 三 | 構造學演習 | 六 | 六 | 六 |
| | 家具及裝飾 | 二 | 二 | 二 | 二 | 衛生工學 | 二 | 二 | 二 |
| | 地震學 | 二 | 二 | 二 | 二 | △工藝史 | 二 | 二 | 二 |
| | 測量及演習 | 三 | 三 | 三 | 二 | △庭園學 | 二 | 二 | 二 |
| | 建築設計 | 二 | 二 | 二 | 二 | △社寺建築 | 二 | 二 | 二 |
| | 經濟學 | 三 | 三 | 三 | 二 | △機械構學 | 二 | 二 | 二 |
| | 建築學演習 | 六 | 六 | 六 | 二 | △電氣工學第一 | 二 | 二 | 二 |
| | 設計及製圖 | 一六 | 一七 | 二〇 | 二一七 | 設計及製圖 | 二一七 | 二一七 | 二一七 |
| | 建築學科 | 第三學年 | | | | 卒業計畫及論文 | | | |
| | | | | | | 備考 △印中二科目以上選擇 | | | 三五—三九 |

教授及擔當科目の決定

次いで各教官の教授科目も發表されたが、學年が一應完成した東京工業大學第三年度たる昭和六年度に於る教

官並にその擔任科目を列擧すると次の通りである。(「東京工業大學一覽」昭和六年度)

染料化學科

教授(兼)

有機化學特別講義、研究及卒業論文

東北帝國大學教授
理學博士

眞島利行

就任時日
四・四・一

教授

染料化學、染料大意、染料化學實驗第一、同上第二、染料化學製圖、夏季實習第一、同上第二研究及卒業論文

理學博士

上野繁

藏^{四・四・一}(助教授)
六・三・三(教授)

助教

織物纖維化學、色染化學、色染化學實驗第一、同上第二、同上第三、染料化學製圖、夏季實習第一、同上第二

理學博士

菱山衡平

助教

コールドール分溜物及有機合成化學、染料化學、染料大意、染料化學實驗第一、同上第二、染料化學製圖、夏季實習第一、同上第二

理學博士

林茂助

講師

膠質化學、同上實驗

理學士

安藤暹

紡織學科

教授

紡績學第二、織物仕上學、織維工學實驗第二、同上第三、紡織仕上學大意、卒業計畫及論文

理學士

齋藤俊吉

助教

紡織原料學、紡績學第一、織維工學實驗第一、同上第二、同上第三、紡織大意、紡織

理學士

大住吾八

助教

織物構造學第一、同上第二、織機構造學、織物分解學第一、同上第二、同上第三、織維工學實驗第一、同上第二、同上第三、紡織實習

理學士

太田勤治

助教

編組學、織維工學實驗第一

理學士

中原虎男

第一章 東京工業大學時代

六四三

| | | | | |
|-----|-------------------------|-------------|---------|--------|
| 講 師 | 圖案、色彩學及圖案、同上實驗第一、同上實驗第二 | 東京高等工藝學校 教授 | 宮 下 孝 雄 | 四・四・三〇 |
| 講 師 | 工場設備 | 工 學 士 | 渡 邊 周 | 六・三・三三 |
| 講 師 | 紡績學第四 | | 鈴 木 鈴 馬 | 六・六・三三 |
| 講 師 | 紡績學第三 | | 佐 竹 規 方 | 六・六・三〇 |

窯 業 學 科

| | | | | |
|-------|---|----------|---------|--------|
| 教 授 | 窯業大意、陶磁器、建築用陶磁器、耐火用材料、セメント、窯業工學實驗第一、同上第二、窯業製圖、夏季實習第一、同上第二、研究及卒業論文 | 工學博士 工學士 | 近 藤 清 治 | 四・四・一 |
| 助 教 授 | 燃料及燃燒裝置、硝子及珐瑯、窯業工學實驗第一、同上第二、窯業製圖、夏季實習第一、同上第二 | 工學博士 工學士 | 田 端 耕 造 | 七・一・三〇 |

| | | | | |
|-------|-------------------------------|----------|---------|--------|
| 助 教 授 | 陶磁器彩飾法、築窯法、窯業工學實驗第一、同上第二、窯業製圖 | 理 學 士 | 榎 本 修 二 | 四・四・一 |
| 講 師 | 礦物學實驗、岩石學、同上實驗 | 工 學 士 | 末 野 悌 六 | 七・〇・一 |
| 講 師 | 窯業工學實驗第一、同上第二 | 工 學 士 | 山 內 俊 吉 | 五・四・二五 |
| 講 師 | 硝子及珐瑯 | 工 學 士 | 三 角 愛 三 | 〃 |
| 講 師 | 工 藝 史 | 特許局技師文學士 | 奧 田 誠 一 | 六・四・七 |

應 用 化 學 科

| | | | | |
|--------|---|-------------------|---------|-------|
| 教 授(兼) | 工業化學有機第一、工業化學實驗第一、同上第二、應用化學設計製圖、研究及卒業論文 | 東京帝國大學教授 工學博士 工學士 | 田 中 芳 雄 | 四・四・一 |
|--------|---|-------------------|---------|-------|

教授 工業化學有機第二、有機工業化學大意、工業化學實驗第一、同上第二、應用化學設計製圖、研究及卒業論文

教授 工業化學測定法、工業化學無機、工業化學實驗第一、同上第二、應用化學設計製圖、研究及卒業論文

助教 化學工業、化學工業特論、化學工業實驗第一、同上第二、同上第三

助教 工業化學有機第一、纖維素、工業化學實驗第一、同上第二、應用化學設計製圖

助教 在外研究中

助教 工業化學實驗第一、同上第二、應用化學設計製圖

講師 纖維素、工業化學有機第一

電氣化學科

教授 電氣化學第一、第二、電氣化學第一、第二、高壓放電化學、高壓化學、電池、電氣化學大意、同上第二、研究及卒業論文

助教 合金、應用X線、電氣化學實驗第一、同上第二、電氣化學製圖

講師 光化學、電氣化學實驗第一、同上第二

講師 電着化學、試金術及實驗

講師 電氣化學第二、電氣化學製圖

工學博士 工學士 內田 壯 四・九三

工學博士 工學士 松井元太郎 四・四一

工學博士 工學士 內田 俊一 六・三三〇

工學博士 工學士 金丸 競 四・四一

農學 學士 清水 誠 五・五二四

工學士 野田 稻吉 五・〇二六

東京帝國大學教授 工學士 厚木 勝基 五・四二五

理學博士 理學士 加藤與五郎 四・四一

理學 學士 武井 武 〃

理學 學士 速水 永夫 四・四二三

工學博士 工學士 瀨谷 準造 五・三三三

工學博士 工學士 浦野 三朗 六・四三六

機械 工 學 科

| | | | | | | | | | |
|------|------|--|---|------------------------------|---|--|---|--|---|
| 講 師 | 講 師 | 助 教 授 | 助 教 授 | 助 教 授 | 教 授 | 教 授 | 教 授 | 教 授 | 教 授 |
| 鐵道車輛 | 機械設計 | 冷凍機及壓縮機關、機械工學實驗第一、同上第二、同上第三 製圖、機械工學實驗第一、同上第二、同上第三 | 機械工作法、精密機械工學、機械設計及製圖第一、二、三 三、機械工作實習、實驗第一、二、三 | 機械力學、流體力學、機械工學實驗第一、同上第二、同上第三 | 材料強弱學、金屬材料及組織學、機械工學實習 機械工學實驗第一、同上第二、同上第三、卒業 計畫及論文 | 熟及熱機關、火力原動機、蒸汽タービン、機械 工學特別講義、機械設計及製圖第一、機械工學 實習、機械工學實驗第一、同上第二、同上第三 卒業計畫及論文 | 圖第一、機械工學演習、機械工學實驗第一、同 上第二、同上第三、卒業計畫及論文 | 水力學、水力原動機、水力機械、機械設計及製 圖第一、機械工學演習、機械工學實驗第一、同 上第二、同上第三、卒業計畫及論文 | 機構學、實驗工學、內燃機關、機械設計及製圖 第一、機械工學特別講義、機械工學實驗第一、 同上第二、同上第三、卒業計畫及論文 |
| | | 工 學 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 | 工 學 博 士 |
| | | 鐵道技師 工學士 | 東京帝國大學助教 工學士 | 川 田 正 秋 | 海 老 原 敬 吉 | 山 田 良 之 助 | 石 川 政 吉 | 松 本 容 吉 | 淺 川 權 八 |
| | | 島 秀 雄 | 限 部 一 雄 | 四・四・一 | 四・四・一 | 五・一・三 | 六・一・三 | 〃 | 四・四・一 |
| | | 四・四・三 | 四・四・一 | 五・五・四 | 四・四・一 | 五・五・四 | | | |

| | | | | |
|-----------|--|----------------------|----------|-------------|
| 講 師 | 煖房及換氣 | 專賣局技師工學士 | 北 浦 重 之 | 五・四・三 |
| 講 師 | 操重機 | 工學博士 工學士 | 永 雄 節 郎 | 六・四・五 |
| 講 師 | 機械工學實驗第一、同上第二、同上第三、機械製圖 | 理 學 士 | 原 正 健 | 六・四・三 |
| 電 氣 工 學 科 | | | | |
| 教 授(兼) | 電氣機械器具第二 | 大學長 | 工學博士 工學士 | 中村幸之助 四・四・一 |
| 教 授(兼) | 電氣過渡現象論卒業計畫及論文 | 東京帝國大學教授 工學博士 工學士 | 鯨井恒太郎 | 〃 |
| 教 授 | 電氣機械器具第一、電動力應用、電氣工學實驗第四、同上第五、電氣工學第一、同上第二、卒業計畫及論文 | 工學博士 工學士 | 福 田 勝 | 四・四・一 |
| 教 授 | 電氣磁氣學、交流理論、高周波電氣工學第一、電氣工學實驗第三、卒業計畫及論文 | 理學博士 理學士 | 山 本 勇 | 〃 |
| 助 教 授 | 電氣測定及測定器具、電力輸送、配電及蓄電池 | 工學博士 工學士 | 大 槻 喬 | 五・五・四 |
| 助 教 授 | 電氣機械器具第二 | 工學博士 工學士 | 尾 本 義 一 | 七・一・三 |
| 助 教 授 | 在外研究中 | 工 學 士 | 十 合 晋 次 | 六・三・三 |
| 助 教 授 | 電氣測定及測定器具、高周波電氣工學第二、電氣工學實驗第一、電氣工學大意 | 工學博士 工學士 | 古 賀 逸 策 | 四・四・一 |
| 助 教 授 | 在外研究中 | 工 學 士 | 鈴 木 松 雄 | 〃 |
| 講 師 | 電氣工學實驗第一 | 工 學 士 | 藤 高 周 平 | 六・二・〇 |

| | | | | | |
|------|---|---|------------|-------|--------|
| 講 | 師 | 電信及電話 | 電氣試驗所技師工學士 | 肥田丈夫 | 五・四・二四 |
| 講 | 師 | 電氣工學設計第一、同第二、電氣材料 | 工學博士 | 竹內壽太郎 | 〃 |
| 講 | 師 | 發電所及變電所 | 遞信技師 工學士 | 工藤正平 | 〃 |
| 講 | 師 | 電氣鐵道 | 工學士 | 米澤政治郎 | 五・四・二五 |
| 講 | 師 | 電氣工學實驗第三、第四、第五、電氣工學製圖第一、第二 | 工學士 | 小澤省吾 | 〃 |
| 講 | 師 | 電氣工學實驗第一、第二 | 工學博士 工學士 | 森田清 | 六・三・三三 |
| 講 | 師 | 高電壓工學 | 工學博士 工學士 | 別宮貞俊 | 〃 |
| 建築學科 | | | | | |
| 教 | 授 | 建築計畫第一、工藝史、庭園學、設計及製圖第一、同上第二、同上第三、卒業計畫及論文 | 工學博士 工學士 | 前田松韻 | 六・三・三五 |
| 教 | 授 | 建築構造第三、同上第四、建築計畫第二、設計及製圖第一、同上第二、同上第三、卒業計畫及論文 | 工學博士 工學士 | 小林政一 | 四・六・三三 |
| 教 | 授 | 建築構造第一、構造學實習第一、同上第二、設計及製圖第一、同上第二、同上第三、卒業計畫及論文 | 工學博士 工學士 | 田邊平學 | 四・四・一 |
| 助 | 教 | 建築構造第二、構造學實習第一、同上第二、設計及製圖第一、同上第三 | 工學士 | 二見秀雄 | 〃 |
| 助 | 教 | 構造力學、建築材料、構造學實習第一、同上第二、地震學、設計及製圖第一、同上第二、同上第三 | 工學博士 | 谷口忠 | 〃 |
| 助 | 教 | 建築意匠、衛生工學、設計及製圖第一、同上第二、同上第三 | 工學士 | 谷口吉郎 | 六・五・六 |

講 師 建築史 工學博士 工學士 伊東忠太 四・四・五

講 師 自在畫 東京帝國大學助教授工學士 南薰造 〃

講 師 測量及演習 東京帝國大學助教授工學士 關信雄 四・五・三

講 師 建築計畫第一 工學博士 工學士 佐野利器 四・三・〇

講 師 建築施工、構造學演習第一、第二、設計製圖第一、同上第二、同上第三 狩野春一 六・三・三

講 師 建築施工 工學士 武富英一 〃

講 師 都市計畫及建築法規 警視廳技師工學士 北澤五郎 〃

講 師 社寺建築 內務技師 工學士 角南隆 六・四・四

講 師 彫 塑 堀進二 六・四・三

物理化學教室

授 物理化學、同上實驗、化學熱力學、冶金學大意 理學博士 理學士 田丸節郎 四・四・〇

分析化學教室

授 分析化學、同上實驗 理學博士 理學士 永海佐一郎 四・四・一

助 授 分析化學實驗 理學士 箱守新一郎 四・四・一

助 授 分析化學實驗、化學分析實驗 理學士 加藤多喜雄 〃

物理學教室

授 物理學、物理學實驗 工學博士 理學士 木下正雄 五・一〇・八

助教授 物理學特論、物理學實驗

講師 物理學實驗

數學教室

教授 數學第一、應用數學特論

助教授 數學第一、同第二、力學、物理學實驗

講師 數學第二

講師 數學、物理學實驗

無機化學教室

助教授 無機化學、同上實驗、錯鹽化學、稀元素化學、分光化學

有機化學教室

助教授 化學、有機化學第一、同上第二、有機化學實驗第一、同上第二、有機電氣化學

共通學科目擔任教員

助教授 經濟學、工場管理法、特許法

講師 外國語

講師 化學工學

講師 火藥學及實驗

理學博士 理學士 竹內時男 五・五・四
理學士 福井私城 四・四・一

理學博士 理學士 渡邊孫一郎 四・四・一

理學士 久末啓一郎 五・五・四

理學士 文學士 梶島二郎 七・〇・一

理學士 有山兼孝 六・三・三

理學士 植村琢 五・六・四

理學士 星野敏雄 五・一〇・三

學生主事 法學士 奧田寬太郎 四・四・一

文學士 青木宗太郎 〃

東京帝國大學助教授 友田宣孝 五・四・三
工學博士 工學士

東京帝國大學教授 西松唯一 五・四・五
工學士

講 師 電燈照明及電熱、建築設備
 講 師 法制大意、民法及商法
 講 師 工場管理法

工 學 博 士 伊 藤 奎 二 五・四・五
 東京商科大學教授 孫 田 秀 春 六・四・〇
 法學博士法學士 川 西 正 鑑 六・七・三

學生募集

之より先、東京工業大學設置豫定に基き、東京高等工業學校では昭和四年一月より工大第一回の學生募集に着手した。募集人員は染料化學科一二、紡織學科一五、窯業學科一二、應用化學科二四、電氣化學科一二、機械工

學科三〇、電氣工學科二五、建築學科二〇、合計一五〇名で

ある。第一回の學生募集要項を左に掲げる。

學生募集要項

本校ハ昭和四年四月一日ヨリ東京工業大學トナルベキ豫定ナリ仍テ左記要項ニヨリ同大學官制公布後本年四月同大學ニ入學セシムベキ學生ヲ募集ス
 昭和四年一月

東京高等工業學校

一、募集人員凡左ノ如シ

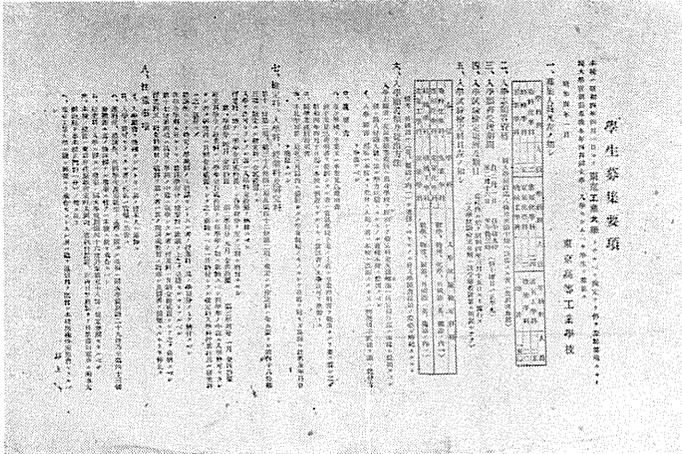
東京工業大學 新學生募集

右ハ本校ノ算格ニ依リ昭和四年四月一日開設ノ豫定ニシテ毎年入學ヲ許スベキ人員トシテ
 染料學科十二名 紡織學科十五名 窯業學科十二名
 應用化學科二名 電氣化學科二名 機械學科三名
 電氣工學科二名 建築學科二名
 計百五十名

出願期日 自二月一日起至二月十六日
 入學試驗 自二月十五日ヨリ

詳細ハ本校校務課ニ承合シテ(郵便掛紙添付)
 昭和四年二月十五日
 東京市外大岡山
東京高等工業學校

一タスポの集募生學



學 生 募 集 要 項

| 學 科 別 | 人 員 | 學 科 別 | 人 員 | 學 科 別 | 人 員 |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 染料化學科 | 一二 | 應用化學科 | 二四 | 電氣工學科 | 二五 |
| 紡織學科 | 一五 | 電氣化學科 | 一二 | 建築學科 | 二〇 |
| 窯業學科 | 一二 | 機械工學科 | 三〇 | 總計 | 一五〇 |

二、入學志願者資格 同大學規則第八條乃至第十條ニ該當スル者(規則書參照)

三、入學願書受理期間 自二月一日至二月十六日(自午前九時至午後三時)但土曜日ハ正午迄

四、入學試驗檢定場所及期日 當校内ニ於テ昭和四年三月十五日ヨリ施行ス(入學試驗檢定日割ハ該受驗番號票ニ明記シアリ)

五、入學試驗檢定科目左ノ如シ

| 志 望 學 科 | 入 學 試 驗 檢 定 科 目 |
|-------------|-----------------------|
| 染料化學科、窯業學科 | 數學、物理、化學、外國語(英、獨語ノ内一) |
| 應用化學科、電氣化學科 | 數學、物理、圖畫、外國語(英、獨語ノ内一) |
| 紡織學科、機械工學科 | 數學、物理、圖畫、外國語(英、獨語ノ内一) |
| 電氣工學科、建築學科 | 數學、物理、圖畫、外國語(英、獨語ノ内一) |

備考、外國語ハ(英、獨語ノ内一)ヲ選擇スベキモノニ付入學願書提出ノ際必ズ明記スルコト

六、入學願書類及提出方法

入學志望者ハ左記書類等取揃へ出身學校ヲ經由シテ檢定料金五圓相添へ所定期日迄ニ本校ニ提出スベシ

但シ第八條第九號ニ依ル學科試驗ニヨルモノハ直接本校ニ提出スベシ

イ、入學願書 用紙ハ本校ヨリ交付ス入用ノ者ハ本校ニ出頭スルカ又ハ郵便切手貳錢ヲ添へ送付方ヲ申出ヅベシ

ロ、履歷書

ハ、出身學校ノ卒業又ハ卒業見込證明書

但卒業見込證明書ヲ提出シタル者ハ當該學校卒業ノ後直ニ卒業證明書ヲ提出スルヲ要ス若シ之ガ昭和四年四月十日迄

ニ本校ニ到達セザルトキハ當該者ノ入學許可ヲ無効トス

ニ、同學業成績證明書

ホ、手札形寫眞最近三月以内ニ撮影シタル半身脱帽ノモノニシテ臺帳ヲ附セズ裏面ニ姓名及年月日ヲ明記スベシ

七、檢定料、入學料、授業料及研究料(學則ニ掲載ニ付省略)

八、注意事項(省略)

本學の入學資格は甚だ廣く、高校高工のみならず、一般の専門學校卒業生を包容してゐる。是は廣く俊秀を専門學校界から求めるためであつた。最初の豫想では、工業界不振の現状・新設直後の爲に本學の名が衆知せられないために入學志願者の僅少を危惧されたが、幸に入學志望者も定員を超過し、二二八名を得た。

入學許可

斯くて第一回の試験が三月十五日より實施せられ、その結果に依り一五三名の入學許可者が發表された。昭和

四年九月の調査に據れば、其内一四九名が入學してゐる。
 今本學第一回の入學志願者並に合格者の出身學校種別・志望學科等を纏記すると次の通りである。(昭和四年九月調査)

募集人員、入學志願者、入學者

| 學科 | 人員 | 募集人員 | 入學志願者 | 入學者 | 外國 | |
|-------|-----|------|-------|-----|-------|-----|
| | | | | | 入學志願者 | 入學者 |
| 染料化學科 | 一二 | 一二 | 一四 | 一二 | 一 | 一 |
| 紡織學科 | 一五 | 一七 | 一七 | 一五 | 一 | 一 |
| 窯業學科 | 一二 | 九 | 一一 | 一一 | 一 | 一 |
| 應用化學科 | 二四 | 三四 | 二一 | 二一 | 二 | 一 |
| 電氣化學科 | 一二 | 一五 | 一一 | 一一 | 一 | 一 |
| 機械工學科 | 三〇 | 四九 | 三〇 | 三〇 | 五 | 一 |
| 電氣工學科 | 二五 | 五二 | 二六 | 二六 | 一 | 一 |
| 建築學科 | 二〇 | 三八 | 二〇 | 二〇 | 三 | 一 |
| 計 | 一五〇 | 二二八 | 一四七 | 一三 | | 二 |

入學志願者、入學者、出身校別

| 學科 | 出身校 | 志願者別 | | | | | | | |
|-------|-----|------|------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|
| | | 入學者 | 高等學校 | 大學 | 了豫 | 實業專門學 | 工業教員養成所 | 卒業 | 其ノ他 |
| 染料化學科 | | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 紡織學科 | | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 窯業學科 | | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| 應用化學科 | | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 電氣化學科 | | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| 機械工學科 | | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 電氣工學科 | | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 建築學科 | | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 計 | | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 | 294 |

備考 入學志願者數は第一志望學科の志望者數であつて、入學者欄には第一志望學科より第二志望學科へ入學した數を合算した。

そして東京工業大學第一回の入學式は昭和四年四月十五日午前九時半から行はれた。此時の模様に関し當時の「藏前自治新聞」は次の通り報じてゐる。(第一三三號、昭和四年四月二十四日)

本學にては去る三月施行の入學試験の結果百五十名の入學者を選抜し入學を許可したるが、本月十五日午前九時半より本校教官食堂において新入學生全部出席し中村學長始め新任諸教授列席のもとにいと盛大に宣誓式を擧げた。まづ中村學長の訓辭

に次いで誓詞に對する學生の自署に移り、百五十名の學生全部謹んで自署を終へ、こゝに首尾よく宣誓の式を閉ぢた。その誓詞を記せば左の如し。

生本大學入學ノ上ハ謹ンテ規則ヲ遵守シ品行ヲ正シ學業ヲ勵ミ以テ國恩ニ奉答センコトヲ誓フ依ツテ茲ニ
姓名ヲ自署ス

尙當日午後二時より本學講堂において専門部始業式を行ひ、式後再び教官食堂において新入大學生の茶話會あり、各科々長學生主事等のテーブルスピーチありかつ學生も愉快なる歡談を交換し和氣霽々裡に午後五時過ぎ散會した。

實業教員養成規程に依る學資補給

大學昇格と共に東京高工時代の工業教員養成施設は續行せられないこととなつたが、然しながら、同時に新なる形態に於て

此が行はれた。其は文部省の規定せる「實業學校教員養成規程」に依る學資補給が行はれたことであつて、昭和四年度入學八名が之を受けた。(詳細は工業教員養成所の項で述べる)



初 期 の 大 學 風 景

第一回卒業式

第一回卒業式は昭和七年三月三十一日に本學講堂で行はれた。當時の模様に関し、當時の「工業大學藏前新聞」は次の如く報じてゐる。(工業大學藏前新聞、第一九三號、昭和七年四月十四日)

大岡山を奠立つ初の工學士

學生生活に盡きぬ名残を惜みつゝ懐しの學園を去つて實社會の鬭争的生活圏内に飛込んだ本學最初の工學士百三十名を送る榮ある第一回卒業證書授與式は去る三月三十一日午前十時より本學講堂において教職員參列の下に壯嚴裏に舉行された。當日開式に續いて大學長の 教育勅語奉讀、卒業證書授與、次に別項の如き學長の告辭があり、これに對し卒業生總代として機械科平尾浩(舊姓星野)君が謝辭を述べ、閉式後教官食堂において卒業生を始め參列者一同會食したが、送る者送られる者又は西に東にたもとを分つ者、さすがに別離となれば感傷的にもなるらしく、賑やかな裡にも一まつの哀愁が漂つて居た。

學 長 告 辭

本日ココニ本學第一回ノ卒業式ニ當リ職員一同ヲ代表シテ祝辭ヲ陳ルハ余ノ欣幸トスル所ナリ。諸子ハ永年學生ノ本分ヲ守リ心身共ニ健全ニ學業ヲ卒ヘラレタルコトヲ茲ニ祝福スルト同時ニ、偉大ナル希望ヲ抱キツツ學園ヲ出ル諸氏ノ將來ニ對シ幸アランコトヲ祈ル。

現代ノ文化ハ吾人ノ祖先ガ數千年ニ涉リテ織出シタルモノニシテ、中ニハサンランタル光輝ヲ放ツモノアリ、改良ヲ要スルモノ、未解決ノマ、永ク放置サレタルモノ、現代ニ解決ヲ迫ラレツ、アルモノ等雜然タリ、吾人ハ速ニ解決ヲツケ一層光輝アル文化トシテ引續ク義務ヲ存ス。コレヲ自覺シ進ンデソノ解決ヲ引受クルト否トハ國民精力優劣ノ分ルル所ニシテ國家優越權ノ獲得ハ解決能力ノ多少ト遲速トニヨルハ歴史ノ教フル所ナリ。人類文化ノ各部門ニ涉リ常ニ研究的態度ヲ以テ臨ミ研究能力ヲ

最高度ニ傾注スル國民ハ過去ニ於テ然リシ如ク現在ニオイテモ優勢ナル地位ヲ保持ス。資源ト資金ト努力ナル三要素ニ於テ世界ニ冠タル米國ガ現状ニ於テ國民生活ノ安定ヲ保持シ得ルニ拘ハラズ、現在獲得セル優越ノ地位ヲ繼續センガ爲國民擧テ各種問題ノ解決ニ向テ遺憾ナク研究能力ヲ發揚シツ、アリ。資源ナク資金乏シク徒ラニ努力ノミ多キ我國ノ現状ニ於テハ生活ノ安定ヲ初メトシ、政治經濟思想等各部門ニ涉リテ解決ヲ迫ラレツツアル問題頗ル多シ。是等ノ解決ノ能否ト遲速トハ國家優劣ノ分岐點ニシテソノ解決ニ向ツテハ國民擧テ全能力ヲ傾注シテ研究セズンバ非ザル重大時期ナリト信ズ。斯ル時期ニ際シ工業部門ニ於テ指導階級ヲ以テ自他共ニ許ス所ノ士ハ、常ニ涵養セル研究能力ヲ最高度ニ發揮シ工業部門ニ屬スル事項ノ改良進歩創造ニ向ツテ努力セズンバ非ズ。諸子ヲ迎フル社會ノ現状ハ斯ル環境ニ置カレタリ。然ルニ諸子ノ多クハ研究繼續可能ナル場所ヲ希望スト聞キ大イニ意ヲ強セリ。(中略)斯ル研究心ノ旺盛ナル士ヲ社會ニ送ルハ產業界將來ノ發展ニ期待スル所蓋シ僅少ニ非ズト信ズ、研究心ヲ發動スル處必ズ進歩改善トナリテ現ハルルモノナリ。(中略)今後ノ諸子ノ研究ハ涵養セル研究心ヲ學術ナル直線的素質ヨリソノ應用トイフ平面的領分ニ進メ更ニ經濟ヲ加味セル立體的企業ニ迄發達セズンバ非ズ、我國ノ現状ハ諸子ノ研究心ノ發動ニヨリソノ解決ヲ期待スル問題頗ル多シ。願クハ暫クモ停滞セシムル事ナク益々旺盛ナラシメ國民ノ福祉ト國運ノ隆盛トニ向ツテ大ニ貢獻サレンコトヲ希望ス。

第一回の卒業生は滿洲事變直後のこととして不景氣時代の名残りの内に巢立つたのであるが、藏前の傳統の然らしむる處に依つてか就職狀況は甚だよく、殆ど全部が卒業直後に就職した。

第二項 其の後の發展

1. 官制の改正

次に昭和四年四月本學官制制定以後の變遷に就て略述したい。

教職員の増員（専任學生主事設置） 本學當初の豫算は文部省原案の四學科に應ずるもので、甚だしく教職員の不
 足を生じてゐたが、學年の進行に伴ひ昭和五年四月十八日勅令第七十九號を以て「工業大學官制」が改正されて教
 授・助教授等の増員が行はれ、又その際専任の學生主事も置かることゝなつた。（猶工學専門部は學年の進行
 に伴ひ學級數が減少し従つて教官數を減少された）。改正の内容は左記の通りである。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第二條中「書記」ノ次ニ「學生主事補」ヲ加フ

第七條 學生主事ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第九條ノ二 學生主事補ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ學生主事ノ職務ヲ助ク

別表ヲ左ノ如ク改ム

官立工業大學職員定員表

| | 大學長 | 教授 | 助教授 | 事務官 | 學生主事 | 助 | 手書 | 記 | 學 | 主事 | 補 | 生 | 司 | 書 | 技 | 手 |
|--------|-----|------|------|-----|------|----|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 東京工業大學 | 一人 | 二十五人 | 二十五人 | 一人 | 一人 | 一人 | 五十二人 | 十六人 | 一人 | 一人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 |
| 大阪工業大學 | 一人 | 二十一人 | 二十一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 四十四人 | 十四人 | 一人 | 一人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 |

附則第四項ヲ左ノ如ク改ム

東京工業大學附屬工學專門部教授ハ專任十八人、同助教授ハ專任十五人、大阪工業大學附屬工學專門部教授ハ專任十四人、同助教授ハ專任十三人ヲ以テ定員トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

專任學生主事設置は社會思想の混亂に伴ふ學生生徒の思想を善導するために行はれたもので、本學より文部省に申請した設置理由書は次の如くである。

輓近社會思想ノ混亂ニ伴ヒ學生生徒ノ思想ニ動搖ノ傾向アルハ寔ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ文部省ハ茲ニ見ル所アリ昭和四年度ニ於テ學生生徒ニ對スル思想善導ノ見地ヨリシテ新ニ直轄學校ニ學生主事ヲ設置シ學生生徒ノ指導監督上遺憾ナキノ方途ヲ樹テラレタルハ寔ニ時宜ニ適シタル措置ニシテ生徒訓育上ノ效果蓋シ大ナルモノアリト謂フヘシ然ルニ本學ニ於テハ未タ斯種專任機關ノ設置無ク大學助教授ヲシテ之カ職務ニ補シ其ノ掌ニ當ラシメツツアルモ斯クノ如キ姑息ナル方法ヲ以テシテハ到底訓育ノ實ヲ舉クル事困難ナリ殊ニ本學ニ於テハ特設豫科ノ設アリテ多數ノ支那學生在學シ之等ノ指導監督ハ寔ニ重大ナル任務ニ屬スルヲ以テ新ニ專任學生主事ヲ設置シテ專ラ學生生徒ヲ指導誘掖シ善導助長セシムルノ必要アルニ依リ之ニ要スル左記經費ヲ要求ス

教官増員 學年進行に伴ひ昭和六年三月三十日勅令第二十三號を以て再び「工業大學官制」が改正せられ、教授・助教授・助手の増員が行はれた。（同時に附屬工學專門部は在學生の卒業に伴ひ自然消滅し、同教授に關して規

定された附則も削除された)

改正の内容は左記の通りである。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

別表ヲ左ノ如ク改ム

別表

官立工業大學職員定員表

| | 大學長 | 教授 | 助教授 | 授事 | 事務官 | 學生主事 | 助 | 手書 | 記 | 主 | 生 | 補 | 司 | 書 | 技 | 手 |
|--------|-----|------|------|----|-----|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 東京工業大學 | 一人 | 三十二人 | 三十二人 | 一人 | 一人 | 六十三人 | 十五人 | 一人 | 一人 | 二人 |
| 大阪工業大學 | 一人 | 三十五人 | 二十五人 | 一人 | 一人 | 四十九人 | 十三人 | 一人 | 一人 | 二人 |

附則第二項乃至第六項ヲ削ル

附則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附屬豫備部設置、助教増員、昭和七年九月三十日勅令第二百八十五號を以て本學に附屬豫備部を置き、その專任職員を教授八人、助教一人、助手二人と定められ、猶ほ大學部の助教定員二人を増加せられた。(附屬豫備部設置の詳細に就ては後述八九九頁参照)

大阪工大の廢止、本學書記増員、昭和八年三月二十七日大阪工業大學の大阪帝國大學編入に伴ひ勅令第三十五號を

以て「官立工業大學官制」中より大阪工業大學を削除せられ、従つて以後は官立工業大學官制で規定せられるものは、唯本學のみとなつた。猶本改正と同時に本學に書記一人を増員せられた。書記増員の理由は附屬豫備部生徒學年進行に伴ふ庶務の繁雜に即應する爲であつた。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「大阪工業大學」ヲ削ル

別表東京工業大學ノ項中書記ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ改メ同表中大阪工業大學ノ項ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

建築材料研究所附設 昭和九年二月二十八日勅令第二十九號を以て本學に建築材料研究所を附設することとなり之に伴ひ職員定員中助教三人、助手六人、書記二人を増員せられた。（建築材料研究所に關しては八二二頁參照）

技手増員 昭和十年二月十五日勅令第十八號を以て技手一人を増員せられた。此の理由は本學校舎の竣工に應ずるためであつた。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

別表中技手ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附屬豫備部職員増員 昭和十二年七月二十日勅令第三百五十號を以て職員定員中豫備部教授一人を増員せられた。

その理由は附屬豫備部生徒の増募（即ち從來の一學級二十三名より三十名に増加）に應ずるためであつた。

學生主事補増員 昭和十三年五月三日勅令第三百十一號を以て學生主事補一人を増員せられた。是は豫備部生徒

の訓育を徹底させるためである。（詳細は九〇六頁参照）

資源化學研究所附設 昭和十四年二月二十一日勅令第三十二號を以て本學に資源化學研究所を附設せられ、之に

關して職員定員中助教二人、助手五人、書記一人を増加せられた。（資源化學研究所に關しては八三一頁参照）

航空機工學科設置・學生増募 昭和十四年四月七日勅令第百八十八號を以て航空機工學科新設並に既設學科の學生

收容力増加に依つて職員が増員された。（後述六七二―六七六頁参照）

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

別表中教授ノ欄「三十二人」ヲ「三十四人」ニ、助教ノ欄「三十九人」ヲ「四十三人」ニ、助手ノ欄「七十四人」ヲ「八十一人」ニ、書

記ノ欄「十九人」ヲ「二十一」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

精密機械研究所附設 昭和十四年十二月二十七日勅令第八百八十二號を以て本學に精密機械研究所を附設せら

れ、之に伴つて職員定員中教授二名、助教二名、助手八名、書記二名を増員された。（後述精密機械研究所の

項八三九参照）。

化學工學科新設・防空建築學授業開始・學生増募 昭和十五年度より化學工學科の新設、防空建築學授業開始、學生

増募が行はれたが、之に伴つて昭和十五年六月二十五日勅令第四百二十五號を以て本學官制が改正せられ、職員
の増員が行はれた。次の通りである。(化學工學科新設、防空建築學授業開始、學生増募に就ては後述六七九頁
参照)。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

別表教授ノ欄中「三十六人」ヲ「三十九人」ニ、同表助教授ノ欄中「四十五人」ヲ「四十八人」ニ、同表助手ノ欄中「八十九人」ヲ「九
十四人」ニ、同表書記ノ欄中「二十三人」ヲ「二十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現在の官制

最後に昭和十五年八月末現在の本學官制を左に掲げる。

官立工業大學官制

昭和四年四月一日
勅令第三十六號

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 改正 | 昭 | 昭 | 昭 | 昭 | 昭 |
| | 和 | 和 | 和 | 和 | 和 |
| | 一 | 〇 | 九 | 八 | 七 |
| | 〇 | 二 | 三 | 三 | 四 |
| | 一 | 二 | 三 | 三 | 一 |
| | 五 | 八 | 七 | 〇 | 〇 |
| | 八 | 七 | 〇 | 〇 | 八 |
| | 勅 | 勅 | 勅 | 勅 | 勅 |
| | 令 | 令 | 令 | 令 | 令 |
| | 第 | 第 | 第 | 第 | 第 |
| | 二 | 二 | 三 | 三 | 二 |
| | 一 | 二 | 三 | 八 | 七 |
| | 八 | 九 | 五 | 三 | 九 |
| | 號 | 號 | 號 | 號 | 號 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 昭 | 昭 | 昭 | 昭 | 昭 |
| 和 | 和 | 和 | 和 | 和 |
| 二 | 三 | 四 | 四 | 五 |
| 二 | 二 | 四 | 四 | 一 |
| 七 | 二 | 二 | 二 | 六 |
| 〇 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 〇 | 四 | 八 | 八 | 五 |
| 三 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 五 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 〇 | 五 | 二 | 二 | 二 |
| 號 | 號 | 號 | 號 | 號 |

第一條 官立工業大學ハ左ノ如シ

東京工業大學

第二條 官立工業大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

事務官

學生主事

助手

書記

學生主事補

司書

技手

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立工業大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ 部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ勅任又ハ奏任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生主事ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ學生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ受ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第九條ノ二 學生主事補ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ學生主事ノ職務ヲ助ク

第十條 司書ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ從事ス

第十一條 技手ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十二條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十三條 官立工業大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十四條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ屬スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十五條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授、學生主事又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十五條ノ二 東京工業大學ニ同大學學部ニ入學セントスル外國人留學生ノ豫備教育ヲ爲ス爲附屬豫備部ヲ置ク

豫備部ニ教授、助教授及助手ヲ置ク教授ハ委任トシ助教授及助手ハ判任トス教授及助教授ハ生徒ノ教育ヲ掌リ助手ハ教授又

ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス

豫備部ニ主事ヲ置ク豫備部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ豫備部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十六條 官立工業大學及東京工業大學附屬豫備部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第十七條 官立工業大學ニ功勞アリ又ハ學術上功績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

第十八條 官立工業大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ大學長ノ監督ヲ承ケ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

第十九條 東京工業大學ニ建築材料研究所ヲ附屬セシム

建築材料研究所ハ建築用材料ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

建築材料研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學ノ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長

ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教授ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任

セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築

材料研究所ニ於ケル研究ニ從事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築材料研究所ノ事務ニ從事ス

第二十條 東京工業大學ニ資源化學研究所ヲ附屬セシム

資源化學研究所ハ資源ニ關スル化學ノ學理及應用ノ研究ヲ掌ル

資源化學研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下

ニ於テ資源化學研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ資源化學研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長ニ補セラレタル者及東京工業大學助教授ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサ

ルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化學研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化學研究所ノ事務ニ従事ス

第二十一條 東京工業大學ニ精密機械研究所ヲ附屬セシム

精密機械研究所ハ精密機械ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

精密機械研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ニ於ケル事務ニ従事ス(別表)

官立工業大學職員定員表

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|----|----|------|------|----|----|------|------|----|----|----|-------|----|----|
| 東京工業大學 | 大學長 | 教 | 一人 | 三十九人 | 四十八人 | 一人 | 一人 | 九十四人 | 二十五人 | 二人 | 二人 | 三人 | 九人 | 一人 | 二人 |
| | 教授 | 助教 | 教授 | 事務官 | 學生 | 助 | 手書 | 記 | 學生 | 司書 | 技手 | 教 | 附屬豫備部 | 教授 | 助教 |

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東

京工業大學附屬工學專門部又ハ大阪工業大學附屬工學專門部ノ教授又ハ助教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校又ハ大阪高等工業學校ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各東京
工業大學又ハ大阪工業大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ東京高等工業學校名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京工業大學名譽教授ノ名稱ヲ與フル
コトアルヘシ

2. 學則（學科教授科目）の改正

學則等の改正

前述の如く（六二三頁參照）昭和四年四月一日に東京工業大學學則が制定されたが、其後時勢の變遷に伴つて學則も屢々改正された。（教室は學則には掲載されてゐないが、便宜上此所に記す）。

無機化學教室・有機化學教室の設置 昭和四年四月大學昇格當初は前述の如く（六二三頁參照）四教室が置かれたに過ぎなかつたが、翌五年には二教室を増設することとなり同年七月には無機化學教室を、同十月には有機化學教室を設置した。

科目制度の實施・轉科の認容 本學當初の學則に於ては學年制を布かれたが、學生の個性を伸ばして獨創的な研究をなさしむるには科目制度を便利としたので、昭和六年三月三十一日の學則改正に依つて科目制度、即ち單位制度を採用した。

科目制度實施の理由としては次の如く説かれてゐる。

昭和六年三月三十一日學則改正事由概要

學生ヲシテ各其ノ長所トスル處ニ向テ研學セシムル爲各其ノ專攻學科ノ修得上差支ナキ範圍内ニ於テ履修學科目ノ選擇ヲ自由ナラシメントシ又二學科目ノ成績不充分ナル學生ヲシテ再ヒ同一學年ニ止リ同一學科目ヲ重復履修セシムルノ不合理ヲ避ケントスル等トニ依リ現行學則ニ據ル學年制ヲ學科目制ニ改メ且試驗制度ノ改善ヲナスノ必要アリ

斯くて「二箇年以上在學シ所屬學科標準課程ノ定ムル所ニ據リ四十單位以上ノ科目試験ニ合格シタル者ハ學士試験ヲ受クルコトヲ得」(第二十六條)、「五十單位以上ノ科目試験ニ合格シ且學士試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス」(第三十條)とした。(科目制に依る標準課程の實例に就ては後述七〇九頁參照)。同時に轉科が認められ「學生他ノ學科ニ轉科ヲ志望スルモノアルトキハ缺員アル場合ニ限り教授會ノ議ヲ經テ詮衡ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ」(第十八條)と定められた。

化學工學教室の設置

昭和六年九月に化學工學教室が設置された。

教授科目の改正

昭和十年三月二十七日附を以て學則が改正せられ、教授科目が改正された。(内容省略)此の改正の理由に關しては次の如く説かれてゐる。

今回改正ノ要點ハ文化ノ進展ニ伴フ(一)授業科目ノ新設、(二)同廢止及科目名ノ改稱、(三)單位數ノ改定及(四)學期別每週時間數ヲ廢止シテ授業概數ト改メ(五)備考欄ヲ廢止シテ之ヲ主要履修學科名トシタルモノニシテ其ノ理由左ノ如シ

(一)授業科目ノ新設

新設セル授業科目ハ大體現行學科目中ニ於テ適宜之ヲ授ケ居タルモ斯クテハ其ノ徹底ヲ期シ難キヲ以テ時代ノ推移ト工業界ノ現況ニ鑑ミ内容ノ擴充ヲ圖リ同時ニ之ニ適應スル名稱ヲ附シテ各獨立ノ學科目トシタルモノニシテ例ヘハ應用物理學ハ大

體現行物理學ノ授業中ニ於テ適宜授ケタルモノヲ獨立ノ科目トシテ新設セントスルノ類ニシテ時代ノ要求ニ副フ施設ト認メタルニ因ル

(二) 授業科目ノ廢止及改稱

本學ハ八學科ノ分科ヲ有スルニ依リ各學科ノ所屬學生ニ對シテハ同一學科目ニ於テモ劃一ノ授業ヲナスノ要ナキモノトス然ルニ從來ノ如キ單一ナル授業科目ノ配列ニ於テハ單位數並ニ授業時間割ノ關係上分割授業不可能ナルカ故ニ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルナリ依テ授業科目ノ内容ヲ分割シテ各學科所屬學生ニ對シ夫々適應スル授業ヲナス爲之ニ各別個ノ科目名ヲ附シタルモノニシテ形式上ニ於テハ廢止トナルモ實質上ニ於テハ何等變更ナキモノトス次ニ科目名ノ改稱ハ其ノ名稱ニヨリ直ニ内容ヲ察知セシムルノ趣旨ニ外ナラサルナリ例ヘハ現行授業科目中ノ分析化學實驗ヲ改正案ニ於テハ定性分析實驗第一部、同第二部、定量分析實驗、工業分析化學實驗第一部、同第二部ニ分割シテ各獨立ノ名稱ヲ附シ又現行授業科目中ノ數學第二ヲ改正案ニ於テハ數學解析ト改メタルノ類ニシテ各學科所屬學生ニ對シ各適切ナル授業ヲナスノ必要ヲ認メタルニ由ル

(三) 單位數ノ改定

現行授業科目ノ單位數ハ其ノ算出ノ基礎均一ヲ缺クモノアリ從テ動モスレハ授業時數ト單位數トヲ比較シ科目ニ輕重アルカ如キ感ヲ懷カシムルノ嫌アルニ依リ之カ算出ノ基礎ヲ授業時數ニ置キ一定ノ標準ヲ定メ之ヲ均一トナシ以テ合理的ニ改定セントスルニ由ル

(四) 學期別每週授業時數ヲ廢止シ授業概數ト改定

每週授業時數ヲ定メ學期別ニ配列スルトキハ之ニ拘束セラレ科目ノ配列ト授業ノ實際上時ニ機宜ヲ得サルコト尠カラス例ヘハ擔當者病氣其ノ他ノ事故ニヨリ缺講等ノ場合ニ於テ當該學科目ハ代講セシムルカ又ハ休講スルノ外ナキモノトス然ルニ授業時數ノ總數ヲ規定スルニ於テハ學期別ノ配當ニ融通性アルヲ以テ授業時間割ノ編制ニ當リ事故ノ有無ヲ考慮シ授業科目ノ

配列ヲナスコトヲ得タル故ニ授業ノ圓滑ナル進捗ヲ圖リ得ルニ依リ之ヲ妥當ト認メタルニ由ル
(五)備考欄ヲ廢止シ主要履修學科名ト改定

各學科所屬學生ノ選擇履修スヘキ學科名ヲ明示スル爲其ノ學科名ヲ記載スルコト、シタルニ由ル

工業經濟教室の新設 猶ほ昭和十年六月には工業經濟教室を新設された。然し教室設置直後は從來の共通學科教室を改稱したものに過ぎず、奥田助教の經濟學・特許法、孫田講師の法制大意・民法及商法、川西講師の工場管理法、青木講師の獨逸語を總括する教室であつた。

航空機工學科の新設 昭和十四年度より航空機工學科が設置されることゝなつた。本學より文部省に提出した設置理由書は次の通りである。

航空機工學科設置ノ理由

一、我國航空機工業ノ概況

航空機ハ今ヤ世界ノ寵兒トシテ平時戰時共ニ缺クヘカラサルモノナリ世界列強ハ優秀ナル航空機ノ製作ニ激烈ナル競争ヲナシ以テ國防ニ備フルト共ニ交通文明ニ一步ヲ先ンセントシツツアリ

而シテ我國航空機工業ハ近時漸ク盛大トナリタリト雖モ之ヲ先進諸國ニ比スレハ其ノ歴史モ淺ク規模モ少ニシテ航空ニ關スル總ユル統計ハ遺憾乍ラ劣勢ヲ示スモノナリ

斯クテハ國防上ニ於テモ將又民間航空ノ發展ノ上ニ於テモ遺憾不尠ヲ以テ近時民間各航空工業會社擧ツテ其ノ擴張改善ヲ行ヒ又新設諸會社ヲ企圖セラルルニ至レリ

然レトモ之ニ最モ必要ナル高級技術者ハ其ノ數極メテ少ク之カ不足ヲ如何トモスル能ハサル狀態ナリシモ今回東京帝國大學工學部航空工學科ヲ擴張シ又新ニ大阪九州兩帝國大學工學部ニ航空工學科ノ新設セラレシヲ以テコソ危惧ハ著シク輕減セラレタリト雖モ尙仔細ニ斯業界ヲ觀察セハ未タ十全ヲ期シタリト云フヲ得ス幾多ノ不備缺陷アルヲ確認シ得ヘシ

一、我國航空機工業ニ於ケル缺陷

我國航空機工業ヲ質の方面ヨリ觀察スルニ東京帝國大學航空研究所ニ於テ爲サレシ幾多ノ基礎的研究ノ結果並ニ之カ應用ニ依リ斯界カ大ニ啓發セラレ漸ク獨創の境地ヲ歩マントスルニ至リシ結果今次亞歐連絡記録飛行機ノ如キ優秀機ヲ製作スルニ至リシト雖モ我國產航空機ノ性能及ヒ價格ヲ諸外國ノソレト比較セハ一般ニ我ノ未タ及ハサルヲ知り得ヘシ其ノ原因ハ多々アルヘシト雖モ就中現場技術ノ貧困ヲ以テ最大ナル原因ナリトス此ノ現場技術ノ貧困ハ從來航空工學專攻ノ高級技術者養成機關タル東京帝國大學工學部航空工學科ノ收容カ少ニシテ其ノ出身者ハ研究者設計者ニ對スル需要ヲ充足スルニ足ラス從ツテ現場技術カ多ク航空工學ノ素養ヲ有セサル現場技術者ノ手ニ委ネラレ指導者ヲ缺キシ結果ニ外ナラス之識者ノ一致セル意見ニシテ前記亞歐連絡記録飛行使用機カ航空工學專攻ノ高級技術家ヲ現場ニ有スル三菱重工業會社ニ於テ完成セラレタルモ故無キニアラサルナリ

航空機ニ關スル專門知識ヲ有スル現場技術指導者ノ養成ハ實ニ我國航空機工業發展上緊急不可缺ノ要件ナリ既ニシテ今次航空機工學專攻ノ高級技術家養成機關大イニ擴張セラレシト雖モ其ノ實狀ニ徴スルニ東京帝國大學

ニ於テハ研究者ノ養成ヲ大阪九州兩帝國大學ニ於テハ設計者ノ養成ヲ主眼トセルモノノ如ク、高級現場技術者ノ養成ヲ主眼トセルモノ全然缺除セルヲ遺憾トス

勿論之等研究者或ハ設計者トシテ教育セラレシモノト雖モ之ヲ現場ニ從事セシムレハ彼等ハ各技術ノ效果ヲ目的ノ上ヨリ適當ニ判斷シ得ヘキヲ以テ前記亞歐連絡記錄飛行使用機ノ場合ノ如ク或ル程度ノ效果ヲ擧ゲ得ヘキコト論ヲ俟タス然レトモ彼等ハ工作技術ニ關シ専門的並ニ基礎的知識充分ナラサルノ憾アリ從ツテ設計者ニ忠言ヲ與ヘ徒ラニ高價格ヲ約束スル構造ヲ避ケシムルカ如キ役目ヲ果シ得サルノミナラス工作法ノ改善ニ依リテ積極的ニ精度ノ向上信頼度ノ増加單價ノ低減等ヲ計ルコト困難ナリ唯航空機發動機ニアリテハ本學並ニ各帝國大學機械工學科出身者カ現場技術者トナレルモノ多キヲ以テ現場技術ノ貧困ハ機體ノ場合程著シカラスト雖モ從來ノ機械工學出身者ハ單ニ一般内燃機關並ニ一般機械工作法ノ授業ヲ受クルノミニシテ航空發動機ノ専門知識ヲ缺クノミナラス本學出身者ヲ除キテハ精密機械工作法ノ知識モ充分ナラサルヲ以テ製品ノ精度向上信頼度増加單價低減等ノ實況ニ遺憾ノ點尠カラス即チ機體ノ場合ト相去ル遠カラサル状態ニアリト云フヲ得ヘシ現在我國ノ航空機ハ諸外國ノソレニ比シ遙カニ高價ナリ既ニ述ヘタル如クコレ主トシテ現場技術ノ貧困ニ起因スルモノニシテ我國航空機工業ノ現在ニ於ケル最大ノ缺陷ナリ航空機ノ單價低減ヲ計ラサレハ到底財政ト國防トノ兩全ヲ期シ難キヲ思ヘハ航空機ニ關スル専門知識ヲ有シ且工作技術ニ關シ充分ナル素養ヲ有スル高級現場技術者ノ養成亦國家喫緊ノ要事タルコト敢テ贅言ヲ要セサルヘシ

三、東京工業大學ニ航空機工學科設置ノ理由

東京工業大學ニ於テハ夙ニ茲ニ留意シ航空機ニ關スル講義實驗ヲ可及的豐富ニシ以テ航空機製作現場技術家トシテノ適應性ヲ増加セシコトニ努力セリ即チ其ノ一例ヲ舉ケレハ機械工學科流體實驗室ニ一米風洞ヲ設備シ關係事項ノ研究ニ從事スル一方航空機製作上最モ必要ナル精密工作法等ニ關シテハ東京工業大學機械工學科カキノ前身東京高等工業學校時代ヨリ最モ特色ヲ有セルカ如ク又特別ノ講義トシテ飛行機工學概論及飛行機々體構造等ノ授業ヲ實施シ來レリ

然レトモ内外諸般ノ狀勢ハ航空機工業ノ飛躍ヲ促シ優秀航空機ノ多量出現ヲ待ツモノアルノ秋ニ至リ斯ル消極的ナル姑息手段ヲ許サス少クトモ三ヶ年ハ航空機ニ關スル諸學科ヲ專修セシメサレハ時代ニ適應スル優秀ナル航空機製作現場技術家タルヲ得サルヲ認メ斯種機關ノ設置ハ國家喫緊焦眉ノ急務ナリト確認スルニ至レリ茲ニ於テ東京工業大學ハ航空機工業ニ於ケル現場技術者養成ヲ主眼トセル航空機工學科設置ニ關シ最モ適合セル諸條件ヲ具有スルモノナリ即チ東京工業大學ハ前述ノ如ク夙ニ航空機工學ノ重要性ヲ認識シ授業及研究上ニモ直接航空機ニ關スル事項ヲ考慮シタルヲ以テ多年ノ經驗ト蘊蓄ヲ有スル教官ト之カ實驗研究ニ必要ナル諸設備モ少シトセス又之ト密接ナル關係ヲ有スル精密工作其ノ他ノ精密機械並ニ内燃機關等ニ於テハ東京工業大學ノ最モ特色トスルモノニシテ斯界ノ權威者ヲ網羅シ其ノ施設ニ於テハ實ニ冠絶スルモノアリテ航空機工學科設置ニ關スル質的條件ニ全ク適合スルモノナリ

次ニ東京工業大學ノ位置スル處ハ近クニ重工業地帯アリ又飛行場飛行機製作所飛行機研究所其他之ト關聯セル各種機關トノ連絡上最モ利便ナル場所ニシテ航空機工學科設置ニ關スル地理的條件ニモ適合スルモノナリ又其

他ノ各種施設ハ航空機工學科ニ於テモ使用シ得ルモノ多キヲ以テ航空機工學科設置ニ關スル經濟的條件ニモ適合スルモノナリ

其他内部ニ於テハ各學科互ニ知識ノ交換トナリ外部ニ於テハ會社工場等トノ連絡ヲ緊密ニナシ得ル等各種ノ利便アルヘシ

而モ東京工業大學ハ我國ニ於ケル唯一ノ應用工業大學ニシテ工業立國、工業報國ヲ使命トシテ工業各部門ニ涉リ之カ研究ト技術者ノ養成ヲナシ我國工業界ニ貢獻シツ、アルニ獨リ國家最緊要ナル航空機工業ニ就テハ之カ研究ト技術者養成ノ施設ヲ有セサルハ寔ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ新ニ航空機工學科ヲ設置シ學生十五人ヲ募集セムトセルモノナリ

斯くて之に伴つて前述の如く官制の改正が行はれたが、次いで學則も改正されて、昭和十四年四月學則第三條中の『八學科』ヲ『九學科』ニ改メ『建築學科』ノ次ニ『航空機工學科』ヲ加フ、第四條別表及各學科標準課程中左ノ通改ム(内容省略)と發令され、同年四月八日より實施された。

學生増募 生産力擴充に伴ひ、本學卒業生の採用申込は急激に増大し到底その需要を充し得ざるに至り、是は本邦工業の充實の立場より甚だ遺憾に堪へなかつた。そこで本學は昭和十四年度より學生の増募を企畫し、當局に對して次の學生増募理由書を提出した。

學生増募理由書

時局ノ影響ニ依リ我國工業界ハ益殷賑ヲ極メ工場數、從業者數並生産額等ハ驚クヘキ増加ヲ來シ而カモ益生産

カノ擴充ヲ急務トスル現狀ナルヲ以テ各工場會社等ニ在リテハ之等操業ノ中心トシテ最モ必要ナル高級技術者ノ獲得ニ腐心シツ、アリ本學ニ於ケル卒業生採用ノ申込ハ卒業生數ヲ遙ニ突破シ甚シキハ數倍ニ達スルモノアリテ其ノ謝絶ニ暇無キ現狀ナリ

而カモ斯クノ如キ狀況ハ將來益高度化スルノ狀勢顯著ナリト認メ得ヘキヲ以テ此ノ際各學科ノ收容力ヲ増加シテ人的資源ノ涵養ニ努メ以テ多端ナル工業界ニ對シ其ノ供給ヲナスハ刻下最モ適切緊要ナル事項ナリトス幸に本學の趣旨は當局の容るる所となり、昭和十四年度より學生を増募する事になつた。其の増員數は五十九名で、これを各科別に表示すれば次の通りである。

昭和十四年度學生增募各科別人員數

| | (從來募集定員) | (昭和十四年度 より增募人員) | (改定募集定員) |
|-------|----------|--------------------|----------|
| 染料化學科 | 一一 | 一 | 一二 |
| 紡織學科 | 一五 | 一 | 一五 |
| 窯業學科 | 一一 | 一 | 一二 |
| 應用化學科 | 二四 | 一六 | 四〇 |
| 電氣化學科 | 一一 | 八 | 二〇 |
| 機械工學科 | 三〇 | 二〇 | 五〇 |
| 電氣工學科 | 二五 | 一五 | 四〇 |
| 建築學科 | 二〇 | 一 | 二〇 |
| 計 | 一五〇 | 五九 | 二〇九 |

斯の如く學生増募に伴つて教官の増員も必然であり、助教授七名、助手十四名の定員増加となつた。是を各科別に表示すれば次の通りである。

| 科 室 | 助 教 授 | | | 助 手 | | |
|--------|--------|-------|---------|--------|-------|---------|
| | (從前定員) | (増員數) | (改正定員數) | (從前定員) | (増員數) | (改正定員數) |
| 染料化學科 | 二 | 一 | 二 | 三 | 一 | 三 |
| 紡織學科 | 三 | 一 | 三 | 五 | 一 | 五 |
| 窯業學科 | 二 | 一 | 二 | 四 | 一 | 四 |
| 應用化學科 | 三 | 一 | 四 | 七 | 二 | 九 |
| 電氣化學科 | 二 | 一 | 三 | 三 | 一 | 四 |
| 機械工學科 | 五 | 一 | 六 | 一 | 二 | 三 |
| 電氣工學科 | 五 | 一 | 六 | 八 | 二 | 一〇 |
| 建築學科 | 四 | 一 | 四 | 七 | 一 | 七 |
| 數學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 物理學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 四 |
| 物理化學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 三 |
| 分析化學教室 | 二 | 一 | 三 | 三 | 二 | 五 |
| 無機化學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 三 |
| 有機化學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 三 |

| | | | | |
|---------|----|---|----|----|
| 化學工學教室 | 一 | 一 | 二 | 二 |
| 建築材料研究所 | 三 | 一 | 三 | 六 |
| 合 計 | 三七 | 七 | 四四 | 八三 |

化學工學科新設 猶ほ昭和十四年度豫算として化學工學科設置に關する準備豫算二十四萬四千圓が可決され、十五年度より學生十二名を入學せしむることとなつた。本學より文部省に提出した同科設置理由書は次の通りである。

化學工學科設置理由書

概説

化學工業ニ於ケル技術的要素ハ之ヲ専門的ニ觀テ應用化學及化學工學ノ二者ヨリ成リ應用化學トハ化學工業ノ核心タル化學應用ノ學術ニシテ化學工學ハ應用化學ノ成果ヲ工業的規模ニ於テ實際ノ生産ニ移シ且之ヲ運轉スル場合ノ裝置機械並ニ之等ヲ綜合セル諸問題ヲ取扱フ學術ナリトス

然ルニ從來本邦ニ於ケル化學工業ヲ目標トスル高級技術者ノ養成ハ應用化學ノミニ偏シ化學工學ヲ全然閑却シ來リシ爲斯工業ノ進展上洵ニ憂慮スヘキ結果ヲ招來シ居ルノ現狀ニシテ今ニシテ之ヲ是正シ化學工學ヲシテ應用化學ト對立スヘキ地位ニ置カサレハ將來化學工學技術者ハ益拂底シ我國ノ最重要工業ノ一タル化學工業ハ依然トシテ歐米依存ノ狀態ヲ持續シ獨自資源ニ立脚セル化學工業ノ如キハ到底實現不可能トナルニ至ルヘシ特ニ現下喫緊ノ要務タル石炭液化、石油合成、合成ゴム其他各種ノ重要事項ノ工業化ニ於テ應用化學者ト提携シテ

活動スヘキ化學工業技術者ノ養成ハ實ニ焦眉ノ急務ニシテ之カ重要性ハ本學創設當初既ニ認識シ昭和六年化學工學教室ヲ創設シ銳意之カ研究ニ努力シ來レルヲ以テ現在之カ養成ニ當ルヘキ人の要素ト準備トヲ有スルハ本學ヲ以テ本邦第一トス

故ニ本學ニ化學工學科ヲ創設シ刻下切實ニ要求セラレツツアル之等技術者ト將來斯工業ノ中心技術者トナルヘキ人物ノ養成ニ當ラントス以下本問題ニ關シ詳說セントス

一、化學工業發展狀況

本邦ニ於ケル化學工業發達ノ跡ヲ顧ミルニ明治ノ初年産業移植ノ目的ヲ以テ諸先進國ヨリ硝子セメント製紙硫酸及「アルカリ」並ニ肥料等ノ工業ヲ輸入セシヨリ大正六―七年(歐洲大戰)迄ハ全ク技術輸入ノ時ニシテ諸先進國ヨリ我國ノ輸入シタル化學工場設備ト技術トハ茲ニ其ノ金額ヲ明カニシ得サルモ恐ラク莫大ノ金額ニ上ルモノト推思セラル故ニ本邦ハ之等ノ國ニ對シ最上ノ顧客ニアリ彼等モ亦喜ンテ其ノ技術ヲ開放セシ所以モ亦此處ニ存スルモノナリ

然ルニ歐洲大戰ヲ契機トシテ勃興セル我國ノ化學工業ハ其ノ基礎ノ薄弱ナリシヲ痛感シ各方面ニ於テ盛ンニ研究ヲ見ルニ至リタルノ結果漸次進歩シ續々トシテ各種ノ研究業績カ專門雜誌ニ發表セラレ最近ニ於テハ其ノ數歐米ノ夫レニ比スルモ何等遜色ナキマテニ至レリ而シテ斯業ノ進展モ大正ノ末期ヨリ昭和ノ初年ノ不況時ヲ經テ今ヤ生産額(昭和十三年商工省工場統計)年額二十二億圓ニ及ヒ且斯業ニ密接ナル關係ニアル窯業製品、砂糖其ノ他ヲ加算スレハ實ニ二十六億圓ニ達シ紡織工業ノ三十六億圓餘ニハ及ハサルモ金屬工業ノ二十二億圓機

械工業ノ十七億圓ヲ突破スルニ至レリ金屬工業モ亦化學應用ノ工業ナルヲ想起セハ思半ハニ過キルモノアリ而シテ應用化學研究ノ興隆ト業界ノ發展トハ唇齒ノ關係ヲ有スルカ如キナルモ必シモ然ラス多クノ新規化學工業ノ創設並ニ在來工業ノ改善進歩ハ依然トシテ先進國ヨリ方法及使用設備即チ裝置ト機械トノ輸入ニヨリタルモノニシテ多クノ研究ハ恰モ研究ノ爲ノ研究ノ觀ヲ呈シ其ノ目的カ化學工業改善若クハ創設ニ存スルニ其ノ目的ヲ達シ得タルモノ極メテ稀ナリキ之カ基因スル所ハ主トシテ應用化學ノ研究即チ基礎化學反應ニ關スル研究ニ終始シ之ヲ基礎トシテ生産ヲ行フ場合ノ裝置機械勞働手段ニ關スル研究及訓練ヲ閑却シタル爲ナリシナリ而シテ輒近ノ國際情勢並ニ經濟機構ニ於テハ昔日ノ如ク之等裝置機械等ハ輸入ハ期待シ得サルヲ以テ之カ研究ハ最重要性ヲ帶フルニ至レリ從來本邦ノ化學工業ニ關スル教育施設トシテハ主トシテ應用化學科アルノミニシテ（東北帝國大學工學部ニ於テハ之ヲ化學工學科京都帝大工學部ニ於テハ之ヲ工業化學科ト稱スルモ其ノ内容ハ殆ント變リナク名稱上ニ於テモ之ヲ統一スルノ必要アリ）其ノ重點ヲ化學反應ノ應用方面ニ置ク關係上本邦ノ化學工業ヲ目標トスル諸研究カ上記ノ如キ結果ニ偏スルモ故ナキニアラス之ヲ他種ノ工學ニ對比セシカ機械工學カ直接機械ノ設計製作並ニ運轉ヲ對象トシ土木工學カ直接土木工事ノ諸問題ヲ對象トスルニ對シ應用化學ハ基礎化學反應ニ主力ヲ注キ之ヲ直接生産ニ移ス場合ノ手段ニ對シテハ研究ヲ行ハスコノ點其ノ趣ヲ異ニス然ルニ化學工學ハ本質上コノ種ノ研究ノミヲ以テシテハ充分ナル技術的發達ハ望ミ得サルモノナリ以下順ヲ追フテコノ間ノ關係ヲ説明セントス

二、近代化學工業ト應用化學

化學工業程各種工業ト廣汎ナル關係ヲ有スルモノハ他ニ其ノ例ヲ見サル處ニシテ現代ノ化學工業ハ其ノ總テノ部門ニ於テ微ニ入り細ヲ穿チ其ノ技術ノ改良進歩ヲ圖リツ、新規發見ノ方法カ舊法ヲ一朝ニシテ舊式化シ競争不能ノ狀態ニ蹴落シ其ノ進歩發展ニ關スル研究ハ如何ナル工業ニ於テモ重要ナルモ化學工業ニ於テハ特ニ甚シク之無クシテハ結局ニ於テ劣敗者タルノ地位ニ甘ンセサルヘカラス從來ハコノ種ノ研究ハ主トシテ化學反應ノ立場ヨリ行ハレシモノアルハ前述ノ通ニシテ我國ニ於ケル應用化學的研究モコノ種ノモノタリト思考セラルカカル研究ノ結果ヲ實際工業化スルニハ尙幾多ノ研究ヲ要スルモノニシテ即チ研究室ニ於ケル硝子細工其他ノ裝置ヲ使用シテ極メテ良ク環境ヲ統制シテ行ヒシ基礎研究ノ結果ヲ大量生産化スル場合ニ於テハ之等ニ使用セシ器具裝置ヲ單ニ大型ニセシノミニテハ不可能ナルハ明ニシテ使用材料ノ如キモ全ク異リタル立場ヨリ大量生産ニ適シタルモノヲ撰擇スルヲ緊要トスルハ論ナキ所ニシテ又使用裝置機械等ノ設計モ研究室ノ如ク當推量ヲ作リ不可ナランカ直ニ作成替ヲナスカ如キコトハ出來得サルト經濟的ニシテ能率的性能ヲ具備スル機械裝置トヲ考案セサルヘカラス而シテ研究室ニ於テハ何等支障ナカリシ新法モ之ヲ大型化スル場合全ク實際化萬能ナルヲ發見シ或ハ採算上不可トナリ若クハ基礎研究ニ要セシヨリモ遙カニ多額ノ費用ト年月トヲ費シタル實例枚舉ニ違アラズ

勿論應用化學ノ研究ハ重要ニシテ斯業開發ノ第一歩タリ而シテ之ト共ニ大型裝置機械ニ關スル研究モ亦實際化スル上ニ於テ緊要缺クヘカラサルモノナリ故ニ兩者相協調シテ進歩發達ヲ畫スルニ非ラサレハ化學工業ノ隆興ハ期シ得サル所ナリ基礎化學ノ研究ヨリ幾歩モ出テサリシ我國ノ研究ノ結果ヲ實際化ニ際シ常時設計裝置又ハ

機械等ノ輸入ヲ國外ニ仰キシ原因モ亦化學工業ニ關スル研究並人材ノ養成ニ於テ缺陷甚クシキモノアリシハ精神ノミヲ重視シテ肉體ヲ輕視シタルニ等シキモノナリト謂フヲ得ヘシ然レトモ移入工場ノ運轉ニ關シテハ支障ナカリシモ新研究ノ工業化或ハ其ノ製造裝置ノ自主的發達ニ關シテハ不用意千萬ニシテ前途眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリカノ有名ナ「ハーバー」「ボツシュ」カ水素ガスト窒素ガスヨリ直接アムモニアヲ次イテ硫酸ヲ合成スル空中窒素固定工業ノ應用化學的研究ヲ「ハーバー」カ解決シ大規模製造ニ移ス場合ノ研究ヲ「ボツシュ」カ完成セシモノニシテ洵ニ現代ノ化學工業ハ往時ノ夫レト比タレハ嘗テハ夢想タニセサリシ手段ヲ用ヒ例ヘハアムモニアノ合成、メタンノールノ合成、石炭油化、石油合成等ノ工業ニ於テハ數百氣壓ヨリ一千氣壓ニ至ル高壓ト數百度ノ高溫トヲ併用セラレ又潤滑油ノ製造ニハ殆ント眞空ニ近キ低壓カ使用セラレ居レリ材料腐蝕ノ問題ハ化學工場ニ於テハ決定的重要性ヲ有シ爲ニ高價ヲモ不顧特殊合金類カ使用セラレ今回ノ事變ニ際シ幾多ノ研究問題ヲ提供シ居レリ應用化學ノ研究ハカ、ル場合如何ナル壓力溫度原料ノ調合並時間ヲ以テ反應ヲ行フヘキカノ指導ハナシ得ルモ之ヲ如何ナル設計ニ依リ如何ナル材料ヲ使用セシ裝置ヲ以テセハ最安價ニ欲スル所ノ生産ヲ擧ケ得ルカニ關シテハ何等教フル所ナシ

三、化學工學ト化學工業

斯業ノ缺陷ヲ充サンカ爲生セシ工學カ即チ化學工學ニシテコノ工學ハ十九世紀ノ末期米國ノ二三ノ大學ニ於テ創始セラレ歐洲大戰後ニ至リ内容全ク整備シ完全ナル工學ノ一分科ヲ構成スルニ至レリ米國ハ化學工業ニ於テモ當初全ク歐洲ニ依存シ其ノ技術ヲ移セシ點ハ我國ト全ク軌ヲ一ニシタリ然ルニ近時米國斯業ノ發展ハ驚異的

ニシテ斯工業ノ研究ニヨリ工業界ニ甚大ノ貢獻ヲ齎シタルハ各國ノ等シク認ムル所ニシテ英獨共ニ教育上ニ於テ其ノ體系ヲ採用スルニ至レリ

化學工學ハ他ノ専門工學ト等シク機械工學土木工學或ハ電氣工學等ノ如ク一般基礎工學或ハ理學上ニ立ツコトハ當然ナルモ他ノ専門工學ヲ以テ之ヲ代用又ハ置換セシムルハ不可能ナリ例ヘハ土木工學ハ機械工學ノ代用トシテ成立セス電氣工學カ應用化學ノ代用トシテ成立セサルモ亦同様ナリ

最近一部ニ於テ化學機械ナル語ヲ化學工學ト同様ノ意味ニ使用セラレ居ルモ之カ化學工場ニ於テ使用セラレ居ル機械ヲ研究對象トスル意ナルニ於テハ甚敷認識不足ナリ化學工場ニ於テモ在來ノ機械工學ニ於テモ充分研究シ得ル多クノ機械ノアルハ勿論ナルモ化學工學ニ於テ研究ヲ要スルモノハ極メテ少部分ニシテ化學工場或ハ在來ノ機械工學其他ニ於テハ手下シ居ラサル一群ノ製造手段カアリ之カ一般ニ裝置ナル語ヲ以テ呼ハレ二三ノ例ヲ學クレハアムモニア合成器、石炭液化用反應管、各種塔狀反應器、蒸發蒸溜、濾過器其他各種ノ反應器等之レナリ而シテ之等ノ研究ハ其ノ性能ヨリシテ化學ヲ主トシ物理化學ノ十分ナル基礎ト基礎工學ノ知識トヲ必要トシ數學物理ノ素養ハ現今ノ應用化學ニ於ケルヨリ更ニ一段ノ高級ノモノヲ必要トス

上述ノ如ク裝置ナルモノハ之ヲ決シテ機械トハ稱シ得サルニ不拘現今一般ニ機械ノ語ヲ以テ呼ハレ他ノ純機械ト混同スルニ至リ機械工學ヲ理解スレハ容易ニ之ヲ取扱ヒ得ルモノトノ感ヲ抱カシメタルモ之等ノ設計上ノ諸問題ニ關シテハ在來ノ機械工學ニ於テハ全然攻究シ居ラサル所ナリ然ルニ一部人士ノ考ヘシ如ク應用化學ト機械工學トヲ兼修スルハ可ナリト云フ說カ不當ナルコトハ化學工學ノ初期米國ニ於テ此ノ種ノ試ヲ行ヒタルモ全

部失敗ニ歸セシニヨリテモ明カナリ

大體機械工學ノ或部分ト化學工學トノ類似點ハ存スルモ之ハ恰モ土木ト機械トニアルト同様ニシテ化學工業ニ於テ最も重要ナル裝置ハ機械工學ノ範疇外ニアリ至ク別個ノ發展經路ヲ取り寧ロ類似點ハ基礎工學ニ存スルモノト考ヘルヲ以テ正當ナリトス即チ化學工學ハ獨立セル一個ノ専門工學ニシテ之ヲ専門的工學トシテ發達セシメテコソ始メテ其ノ效果ヲ發揮シ得ルモノナリ事實化學工學ハ悉ク基礎化學ノ上ニ實際研究ヲ積ミ建設セラレタルモノニシテ將來モ亦斯クアルヘキモノニシテ我國ハ米國ニ比シ此種工業ヲ二十年後ニ採用シタルタメ甚シク遅延シ居ルヲ以テ我國ニ於ケル化學工業ノ重要性ニ鑑ミ早速授業及研究機關ノ實現ヲ緊急トスル所ナリ

四、化學工學ノ採用スル研究方法

化學工業ノ多種多樣ナルハ前述ノ通ニシテ化學反應ノ立場ヨリ之ヲ觀察スルニ於テハ實ニ無限ノ専門ニ分レスル廣汎ナル各部門ニ亘ルカ如キハ不可能ナルモ之ヲ作業上ヨリ通觀スルニ於テハ粉粹混合、分離濾過、蒸發蒸溜、吸收、抽出、乾燥、結晶或ハ吸着ノ如クサシテ多カラサル作業ニ分ツコトヲ得ヘク化學工學ニ於テハ之等ヲ單位操作ト稱シコノ單位操作ヨリ見ルトキハ各種工業ノ種類ニ依リ取扱フ物質モ亦種々廣汎ニ涉ルモ其ノ原理ハ皆同一ナリ又之ヲ特殊技術ヨリ分類セハ高溫處理(工業用爐)、高壓處理、低壓處理、低溫處理等ニシテ之カ原理モ亦共通ノモノニシテ對象ノ如何ニヨリ變化スルコトナシ如何ナル化學工業モ以上ノ如キ單位操作或ハ處理ノ適當ナル組合ニヨリ構成セラレ、モノナルヲ以テ之ノ研究ヲ進展セシムルニ於テハ化學工業全般ニ對シテ應用無限ナル工學ヲ形成シ合理的發達ヲナシ得ルニヨリス學ヲ充分ニ修得シタル技術者ヲ輩出スルニ至リ之

等技術者ハ化學工業ノ如何ナル部門ニ於テモ基礎研究ノ製造規模化完全ナル管理並ニ使用裝置ノ改良進歩ニ貢獻シ得ル素地ヲ有スル優秀ナル者ニシテ應用化學者ト連携スルコトニ依リ如何ナル新規工業ヲモ創設シ得ルニ至ルヘシ

五、化學工學技術者ノ活動範圍

以上ノ如キ素養ヲ有スル化學工學專攻者ノ活動範圍ハ如何ナルモノナリヤ化學工業ハ現在ニ於テハ勿論將來ニ於テモ益々其ノ製造設備ノ優秀ヲ確保シテ競爭相手ニ對シテ之ヲ祕密ニセントスヘシ故ニ製造家ハ自己ノ團體内ニ優秀ナル化學工學者ヲ保持シ絶ヘス其ノ裝置機械ノ改良進歩ヲ計ラシメ其ノ新規設計ナルモノヲ外部ニ依頼スルニ當リテモ出來得ル限り其ノ内容ヲ製作者ニ知ラシメサル様努力スルハ當然ナリ

而シテ又製作モ設計部ニ優秀ナル化學工學者ヲ擁シテ註文ノ要求ニ合致スル裝置機械ノ設計ヲナシ得ル實力ヲ有セサレハ製作者トシテ優位ヲ保持シ得サルニ至ルヘシカ、ル傾向ハ今日ニ於テモ既ニ現ハレ機械工場ニシテ化學者ヲ要求スルモノノ少ナカラサルハ敘上ノ理由ニ存シ之ニ最モ適應セルモノカ化學工學修得者ナリ又化學工場ノ現場運轉ニ於テモ化學工學專修者ハ在來ノ應用化學出身者ヨリモ遙カニ優リタル素養ヲ有シ且彼等ハ製造部ニ於テ常ニ裝置機械ニ接スルモノナルヲ以テ之ニ對シテモ亦専門家カ適任者ナルハ明カナリ

各研究所ニ於テハ化學者又ハ應用化學者ノ行ヒタル基礎反應ノ工業化第一階梯タル中間實驗ニ於テ化學工學者ハ之ニ協力シテ活動スヘキ任務ヲ有シ化學工學ノ立場ヨリ行フ測定並經驗カ次ノ工業生産ニ於ケル設備設計ニ重要ナル基礎トナルモノナリ又一般化學工學ニ於テモ研究未到ノ分野ハ極メテ多キヲ以テ化學工學者ノ一部ハ

當然カ、ル問題ニ付テモ研究ヲ必要トスルノ如ク重要ナル任務ヲ有スル化學工業技術家ハ本邦化學工業ノ重大ナル缺陷ヲ充スモノニシテ工業界ニ於テ齊シク待望シツ、アル所ニシテ年ト共ニ其ノ聲擴大セラル、現狀ナルヲ以テ之カ需要ハ現時ニ於テ極メテ確實性ヲ有シ而シテ又我國ノ直面シツ、アル幾多ノ困難ナル化學工業上ノ諸問題ノ解決ニ甚大ナル援助ヲ與ヘ得ルハ明ナル所ナリ

六、東京工業大學ニ化學工學科ヲ設置スルヲ可トスル理由

本學ハ開設當初既ニ化學工學ノ重要性ヲ認識シ昭和六年化學工學擔任ノ教官カス學ヲ專攻シテ歸朝スルヤ應用化學科機械工學科ニモ屬セシメサル化學工學ノ獨立教室ヲ創設シ教授、助教授、助手等銳意斯學ノ研鑽ニ邁進シ幾多ノ輝カシキ業績ヲ發表シ斯學ノ助長發達ニ努メタルト之カ設備ノ改善トニ努力シタルノ結果之カ施設ハ本邦第一ニシテ且又本邦ニ於ケル最強力ナル教室トシテ嚴然タル存在ヲ自他共ニ許シ斯科開設ノ準備成リタルト斯學ノ研究上密接ナル學問的關聯ヲ有スル機械工學科、應用化學科ヲ始メトシ各種學科教室及研究所等トヲ併置シアルヲ以テ本學ニ本邦最初ノ化學工學ノ授業及研究機關ヲ新設シ優秀ナル技術者ノ養成ニ努メ以テ斯界ノ要望ヲ充スト共ニ斯業ノ躍進的助長發達ヲ企圖セントス

防空建築學授業開始 昭和十五年度より建築學科に防空建築學の授業を開始することとなり、之に伴つて近く本學官制が改正せられて教授一名、助教授一名、助手二名が増員せられ授業の充實を圖ることとなつた。因に本學より文部省に申請した防空建築學授業開始の理由書は次の通りである。

防空建築學授業開始理由書

建築物ノ災害トシテ地震、颱風乃至火災等ニ關スル實驗研究ハ既ニ略完成ノ域ニ達シ遺憾ナキマテ之カ對策ヲ講セラルルニ至リタルモ投下爆彈ニ對シテハ果シテ如何、之カ現下ノ最モ急ヲ要スル研究問題ナルヲ以テ本學ニ於テハ耐彈建築研究室ヲ新營シ銳意之カ實驗研究ニ邁進シ幾多ノ業績ヲ擧ゲ得タリ、而シテ本邦建築物ハ其ノ約九十パーセント迄木造ニシテ開放的ナルヲ以テ燒夷彈ニヨル被害、瓦斯彈ニヨル人畜ノ傷害等容易ニ推察シ得ルニ依リ之カ對策ハ刻下ノ急務ナリ、然ルニ防空建築ノ耐彈材料及耐彈構造等ニ關シテハ今尙全然未知ノ領域ニ屬シ現ニ世界大戰當時空襲ノ苦杯ヲ嘗メツクシタル歐洲諸國ニ於テスラ諸說間矛盾撞著ヲ免レ難キモノアリ殊ニ彼レト建築材料乃至構造法ニ於テ著シキ差異アル我カ建築物ニ國外ニ於ケル研究ノ結果ヲ直チニ適用シ得ルハ極メテ稀ナルニ依リ我國ニ於テハ我國ノ建物ヲ目標トスル獨創的防空建築ノ研究ヲ緊切トスルハ論ナキ所ナリトス

而シテ從來ノ科學的根據ヲ以テシテハ爆彈ノ侵徹力ガ構造物ニ及ホス作用即チ集中荷重ニ依リ衝擊次イテ之ニ依ル起ルヘキ應力變形乃至破壞狀況等ハ在來ノ靜荷重ニ關スル研究ノ結果ニ於テハ到底豫想サヘ許サス實ニ其ノ威力タルヤ驚クヘキモノアリ（投下爆彈ト日本家屋 一、爆彈ノ種類 二、爆彈效力ノ分析 三、鐵筋コンクリート建物ニ對スル投下爆彈ノ效力 四、木造家屋ニ投下サレタ爆彈ノ效力參照）ト雖モ自然落下ナル故其ノ勢大砲ノ發射彈ノ如キニアラサルヲ以テ建築技術の見地ヨリ防止可能ナルモ一般的ニ實行容易ニシテ、而モ經濟的ニシテ加フルニ近代の建築ノ要求並ニ進歩ニ背馳セサル耐彈的施設ノ實施ニ必要ナル各種建築材料並構造物ノ抵抗特ニ我國建築物ノ實狀ニ即シタル之等材料ノ實驗研究ヲ組織的系統的ニ究明シ以テ眞ノ防空的研究ノ

徹底ヲ期スルノ秋ナリト確信スルヲ以テ從來ノ施設ヲ擴張強化シ授業及研究上ニ遺憾ナカラシメントス

金屬工學科燃料工學科新設の準備 時局に鑑み、本學では昭和十六年度より金屬工學科及燃料工學科を設置することとなり、昭和十五年度にその準備豫算が承認された。因に兩學科の設置理由書は次の通りである。

金屬工學科設置理由書

一、金屬工業發展ノ狀況

昭和五年ノ國勢調査ニヨレハ我國ニ於ケル工業従業者ハ五百五十餘萬人ニシテ有業者總數ノ約二割ナリ之ヲ工業先進國ノ事情ニ比較スレハ英國ハ有業者總數ニ對シ工業従業者ハ約五割米國ハ三割強獨逸ハ四割強ニシテ我國工業ノ發展ハ歐米先進國ニ比シ未タ遠ク及ハザルヲ知ルヘシ然レトモ我國ニ於ケル國內狀況ニ就キ考フレハ農業ハ明治初年ト大差ナキモ工業ニ於テハ搖籃ノ時代ヨリ年々増加ノ一路ヲ進ミツツアリ例ヘハ昭和八年ノ統計ニ依レハ農産林産畜産等ノ生産總額ハ三十億圓以内ナルニ工業ニ於ケル生産額ハ約七十九億圓（職工五人以上ノ工場統計ニ依ル）トナレリ工業部門ノ動向ヲ一瞥センニ昭和八年ノ生産額ノ統計ニ依レハ世界不況開始前ノ昭和三年ニ比較シ約一割ノ増加ナルモ紡織業ノ一億五千二百萬圓（五%）木工業ノ一千五百萬圓（五%）印刷製本業ノ一千四百萬圓（七%）食料工業ノ一億一千九百萬圓（一〇%）ハ夫々減少ヲ來シ金屬工業ノ三億四千三百萬圓（六三%）機械器具工業ノ一億七千五百萬圓（二七%）化學工業ノ三億六千萬圓（三九%）窯業ノ九百萬圓（四%）其ノ他ノ工業ノ三千萬圓（一二%）ハ夫々増加ヲ來セシモノニシテ金屬工業、機械器具工業、化學工業ノ發展ノ著シキモノアルヲ知り得ヘシ而シテ列強諸國ノ最モ意ヲ用フル所トナリ其結果帝國民族並ニ

權益ノ擁護上軍備擴充ノ必然性ニ迫ラレツツアリ殊ニ日支事變以來帝國ノ使命ハ東洋六億ノ友邦國民ノ眞ノ幸福ヲ増進セシムル爲ノ治安ニ當ルヘキ重大任務ヲ帶ヒ速カニ軍備擴充ニ迫ラレツツアリ而シテカカル狀態ハ世界平和ヲ確保セラレル迄持續スルモノト推察致サレ目下ノ現狀ヲ以ツテシテハ我カ國生産ノ全機能ヲ動員スルモ尙足ラサルコトハ餘リニモ明白ナリ

而シテ軍需工業ノ基礎ヲナスモノハ重工業ニシテ重工業ノ原動力ハ材料ニ存ス材料中ニテ最モ重要ニシテ主要部分ヲ占ムルモノハ金屬材料ナリト云ヒ得ヘキヲ以テ之カ研究ハ世界各國ノ最モ意ヲ用フル所ナリ

二、重工業用金屬材料ノ現狀

重工業用金屬材料ノ重ナルモノハ鐵鋼材料、非鐵合金、特種合金、輕合金等ナリ今一例ヲ航空機材料ニ就キ考フレハ航空機ノ約九割ハ金屬材料ニシテ其主ナルモノハ即チ鋼鐵材料トシテハ炭素鋼、強韌鋼、肌燒鋼、窒化鋼、耐熱鋼等用ヒラレ其他輕金屬材料ニハ「アルミニウム」輕合金「マグネシウム」輕合金等採用セラレ又銅合金、軸受合金等モ特殊部分ニ使用スル主要ナル材料ニシテ注目セラレツツアリ而シテ我國ニ於ケル鐵鋼ノ需要ハ近年著シク増加シ鐵鋼飢饉ノ聲サヘ聞クノ現狀ナリ先ツ鋼材ニ就キ見ルニ昭和元年ニハ鋼材需要額ハ二百十六萬噸ナリシモ其後逐年増加ノ趨勢ヲ辿リ昭和四年ニハ二百八十萬噸ニ増加セリ然ルニ昭和六年ニ至リ財界ノ不況ヲ反映シ需要ノ激減トナリ百八十六萬噸トナリシモ其後再ヒ活況ヲ呈スルニ至リ昭和八年二百九十三萬噸昭和九年三百三十二萬噸昭和十年三百八十二萬噸ト各年共前年ノ記錄ヲ更新シ昭和十一年ハ四百十六萬噸トナリ昭和六年ニ比シ實ニ二百三十萬噸ノ増加ナリ今ヤ年産銑鐵一千萬噸ノ自給自足ハ今後ノ帝國ノ死活ヲ決ス

ル重大問題トナレリ

鋼材生産額ノ増加ニ伴ヒ其ノ原料タル銑鐵ノ需要ノ増加ハ必然ナルモ其ノ著シキニ驚クモノナリ昭和元年ノ需要額百三十萬噸ハ昭和十一年ニハ三百十八萬噸トナリ昭和八年以後ハ毎年前年ノ記録ヲ破リツ、アリ

銑鐵事業ニ最モ必要ナルモノハ鐵鑛石ナルモ我國ハ鐵鑛石ノ資源ニ惠マレス大部分ヲ海外ニ仰クノ現状ナリ昭和元年ノ鐵鑛石需要額百三十萬噸ハ昭和十一年ニハ五百五萬噸トナリ其ノ中三百八十三萬噸ヲ海外ヨリ供給ヲ受ケツ、アリ

次ニ價格ニ就キ之ヲ見ルニ歐洲大戰後不況ニ沈滞セル鐵鋼界ハ昭和六年ニ於ケル金輸出禁止ノ實施ヲ契機トシ活況ヲ呈シ各鐵鋼工場ハ極力増産ニ務メ來ルモノノ目標ハ内地需給ノ満足ニ置キ目下ノ國情トハ著シク趣ヲ異ニセリ即チ鐵鋼價格ハ昭和十年初頭マテハ順調ニ進ミタルモ其後一時下落ノ傾向ヲ示セリ然ルニ十一年末ヨリ世界的軍備擴張ノ氣配表レ歐米ニ於ケル國內需要ノ激増ヲ招キ漸次輸出價格ノ昂騰ヲ見ルニ至レリ

翻ツテ我カ帝國ニ於テハ原料高ノ懸念ニ依リ市場ハ非常ナル暴騰ヲ來シ貧鑛ヨリノ精鍊ノ經濟的價値ヲ生シ冶金技術者ノ質的向上並ニ量的増加ノ要望ハ切實トナレリ之ヲ世界ノ鐵鋼業ニ就キ考フレハ一般の復興ニ基ク鐵鋼ノ需要増加ト歐米諸國ノ軍備強化ニ依リ生産ノ増加ヲ來シ昭和十一年鋼塊ノ産額ハ一億二千萬噸ヲ數ヘ昭和四年世界好況時代ニ於ケルヨリモ五百萬噸ヲ超ヘ最大記録ヲ作り銑鐵ニ於テモ昭和四年ノ生産高ヲ除キ之亦最近ノ新記録ヲ作レリ未タ確實ナル統計ニ接セサル爲數量的ニ斷言シ能ハサルモ此ノ傾向ハ近年益々急速ノ伸展ヲサレツ、アルコトハ疑ハサル所ナリ

昭和十一年ノ銑鋼及ヒ鋼塊ノ生産高ヲ示セハ左記ノ如シ

| 國別 | 種類 | 銑鐵生産高 | 鋼塊生産高 |
|------------|----|----------------------------|----------------------------|
| 英國 | 鋼塊 | 七、七八二・四 <small>百萬噸</small> | 一、一七八・六 <small>百萬噸</small> |
| 米國 | 銑鐵 | 三九九・〇 | 四、七七五・七 |
| 獨逸 | 銑鐵 | 一、五四四・四 | 一、九三〇・五 |
| 佛蘭西 | 銑鐵 | 六三〇・〇 | 六七〇・六 |
| 白耳義ルクセンブルグ | 銑鐵 | 五二八・三 | 五一八・二 |
| 露西亞 | 銑鐵 | 一、四二二・五 | 一、六二六・〇 |
| 日本 | 銑鐵 | 二二一・〇 | 五二〇・〇 |
| 其他 | 銑鐵 | 八三〇・六 | 九二二・五 |
| 總計 | 銑鐵 | 九、〇六三・二 | 二二、一四一・八 |

我國ニ於ケル現在ノ狀況ハ世界列強ノ鐵鋼材料ノ生産ニ比シ甚タ貧弱ニシテ以上縷述セル所ニテモ明ナル如ク金屬材料ノ知識豐富ナル技術者ヲ養成シ之カ對策ヲ樹立スルハ國家喫緊ノ急務ト言ハサルヘカラス
 其ノ他ノ金屬ニ付キ昭和九年ノ統計ヲ求ムレハ世界産額ニ於テ鐵非鐵ノ關係ハ二對一トナリ又本邦ニ於ケル産額及輸入ノ合計ヲ以テ本邦ニ於ケル消費額トスレハ鐵ト非鐵トノ關係ハ三・五對一トナルヘシ非鐵金屬中注目スヘキモノハ飛行機ノ主要材料タル「アルミニウム」ニシテ昭和十一年ノ世界産額ノ統計ニ依レハ左表ニ示ス

如ク貧弱ナル狀況ナリシカ國際關係ノ對立ハ現狀ニ安ンスルコトヲ許サス自給自足ノ必然性ニ迫ラレ

近年國產「アルミニウム」ノ劃期的大事業ヲ生ミ其ノ製品ハ外國品ニ比シ些カノ遜色無ク此種工業ノ發展ノ爲ニ新シク數會社ノ設立ヲ見ル事トナリ技術者ノ需要ハ益々増加シツ、アリ

其ノ他國防ヲ中心ニ卑金屬類ノ自給自足ヲ慎重ニ考慮スル時ハ之等ノ不足ハ金屬工業製品ノ全機能ニ關係シ忽セニスルコト能ハス今昭和十一年度ノ金屬材料ノ資源ノ狀況ヲ表示スレハ左ノ如シ

主要原料品國產割合 (昭和十一年)

| 國別 | 數量 |
|---------|------------------------|
| 日本 | 七〇〇 <small>千噸位</small> |
| 米國 | 一〇二、〇 |
| 獨逸 | 九五、二 |
| ソ聯 | 三〇、〇 |
| 加奈陀 | 二六、九 |
| 佛國 | 二六、五 |
| 英國 | 二〇、〇 |
| 伊太利 | 一五、九 |
| 瑞西 | 一五、七 |
| 諾威 | 一五、四 |
| 總計(其ノ他) | 三五九、六 |

| 品名 | 國産 | 移入 | 輸入 | 内滿洲國ヨリ | 需要 |
|---------|-------|-----|-------|--------|-----|
| 鐵 鑛 | 一二、五 | 五、三 | 八二、二 | 〇、〇 | 一〇〇 |
| 銑 鐵 | 六四、六 | 四、〇 | 三一、四 | 八、八 | 一〇〇 |
| 銅 鐵 | 九一、六 | 一、六 | 六、八 | 〇、〇 | 一〇〇 |
| 銅 | 六一、七 | 〇、八 | 八七、五 | 二、七 | 一〇〇 |
| アルミニウム | 四〇、五 | | 五九、五 | | 一〇〇 |
| 亞 鉛 | 三七、〇 | | 六三、〇 | | 一〇〇 |
| 鉛 | 八、〇 | | 九二、〇 | | 一〇〇 |
| ニツケル | | | 一〇〇、〇 | | 一〇〇 |
| 錫 | 二八、八 | | 七一、二 | | 一〇〇 |
| ×マダネシウム | 一〇〇、〇 | | | | 一〇〇 |
| *硫化鐵鑛 | 一〇〇、〇 | | | | 一〇〇 |
| 燐 鑛 | 一〇、七 | | 八九、三 | | 一〇〇 |

×印ハ昭和十年

*印ハ金額ノ比較

上表ヨリ明ナ如ク帝國ノ金屬資源ハ微々タルモノニシテ之ノ難局ノ打開ハ代用品ノ研究ニ俟タサルヘカラス
 今ヤ日支事變ハ世界事變ニ變化シ商工省ハ己ニ戰時體制ヲ整備シ重要金屬ノ統制ニ着手シ之等代用品ノ創造ノ
 必要ハ豫想外ノ極致ニ達シツ、アリカクシテ歐洲大戰當時獨逸ニ於ケル鉛ノ不足ハ水道管ノ鉛ノ回收ヲ企劃シ

非金屬代用品ニテ置キ代ヘヲ餘儀ナカラシメシモ現ニ帝國ニ於テモ之ニ優ルトモ劣ルマシキ境遇ニ立ツコトヲ覺悟シ之ノ擴充ヲ企劃セサルヘカラス

三、金屬合金ノ最近ノ進歩

合金ノ進歩ハ實ニ多岐ニ亘リ複雑ヲ極メ優良ナル技術者並ニ研究者ノ切望日々深刻化サレツ、アリ雷單ニ未知ノ合金ヲ發見セルノミナラス在來周知ノ合金ニアリテモ其製造方法ノ進歩セルモノアリ又學術的解説ノ進歩ニモ見ルヘキモノ多々生レタリ例ヘハ不銹鋼ハ「ブレアライ」氏ノ發明シタルモノナルモ日本ステンレス工場ハ獨特ノ方法ニ依リ法外ニ廉ク製造シ銅眞鍮ノ地盤ハ元ヨリ鋳力トタン板ノ領域迄因迫シ不銹鋼ノ大衆化ヲ圖リツツアリ之ニ類セル精鍊加工方面ノ進歩ニモ見ルヘキモノアリ一面學術ノ進歩ハ在來合金ノ發見ノ基礎原動力トシテ重要視セラレツツアリ例ヘハ金屬組織ニX線的研究ヲ應用セルカ如シ一九二〇年前後ノ金相學ハ「ギブス」ノ相律ヲ合金ニ應用シ一大進歩ヲ見タルモ一九三〇年前後ノ金相學ハ合金結晶ノX線的研究ニ依リ著シキ進歩ヲ遂ケ居レリ近年金相學關係ノ書籍ノ引續キ出版セラル、ハ之カ爲ナリ實ニ固體金屬合金ノX線的研究ニ依リ其原子配列ヲ知り從來窮知スル能ハサリシ變化ヲヨク解説セラレ居レリ例ヘハ鋼ノ燒入ノ變化ノ如キ其最タルモノナリ又近年新合金ノ發見モ枚擧ニ遑ラス先ツ「デュラルミン」ノ發見ハ航空機材料トシテ「ノール」賞ニモ値スルモノナリ、抗張力僅カ一〇^{kg/mm²}ニ足ラサル「アルミニウム」ヨリ硬鋼ニ匹敵スルカ如キ強力ナル新合金ノ出現ハ誰シモ想像シ得サリシモノト云フヘシ不銹鋼ノ發明モ亦劃期的ノモノニシテ吾人ノ家庭ニ於テ鐵鏽ヲ見サルニ至ル時代ハ遠カラサル事ナルヘシ

工具材料トシテノ「ウイディア」モ亦一大發明ト言ハサルヘカラス金屬類ノ切削加工ニ用フル工具材料トシテハ高速鋼ヲ以テ一應行止リカノ如ク思考セラレ居リタレ共實ニ「ウイディア」ハ「オスラム」電球會社ニ於テ硬キ炭化「タングステン」ヲ「コバルト」ニテ粘結セル合金ノ發明ニ始リ「クルツプ」製鋼會社ニテ完成セルモノニシテ「ダイヤモンド」ノ硬サニ匹敵シ鑄鐵ヲ削ルニ炭素工具鋼ノ五倍ノ速度ヲ以テスルコト可能ニシテ硝子ハ元ヨリ陶磁器ノ類ヲモ削リ得ルニ至レル事ハ驚クヘキ事ナリ

金屬ノ處理方法トシテノ窒化法ノ發明モ亦特筆スヘキモノアリ鐵ハ窒素トノ化合力極メテ微弱ニシテ鐵材ノ表面硬化ヲ増加シ得サルモ鐵ニC 0.5%、Al 1.2%、Cr 1.5%程度ヲ入レタル所謂窒化鋼ハ溫度ヲ約五〇〇度(0c)ニ保チ「アンモニア」氣流中ニ二日間放置セハ表皮0.5耗迄窒化シ窒化層ノ硬度ハ「ダイヤモンド」ニ近ク耐酸、耐アルカリ」性ヲ有シ、齒車人絹紡績機械發動機シリンドーノ内面等ニ實施サレツツアリ

次ニ著シキハ我國ニ於テ建設セラレタル磁石鋼ノ發明ナリ磁石鋼トシテハ高炭素鋼、クローム鋼、タングステン鋼等用ヒラレ居リタルモ^{K.S}磁石鋼ノ發見ニヨリ強サ約三倍ニ増加シ^{M.K}磁石鋼ノ創造ハ約十倍ニ増加シ引續キ新^{K.S}鋼ノ發見ニ依リ十二倍ニ向上サレタリ此ノ外電磁氣材料トシテノ「パーマロイ」ノ發見ハ電信電話線ノ裝飾ニ用ヒラレ送信語數ヲ普通「ケーブル」ニ比シ千倍ニ上昇セシメ居レリ

以上ヲ要約スレハ最近ノ合金ノ發見ハ學理ヲ通シテノ合理的努力ノ結晶ニ依ルモノニシテ高遠精緻ナル學理ヲ以テスルニアラサレハ此種新合金ノ開發ハ期待スルコトヲ得ス而シテ之等ノ合金ノ性質ハ日進月歩日々改良セラレ各國ノ研究者ハ先ヲ爭ヒテ之カ研究ヲ進メツツアリ醜ツテ我國ノ國情ヲ考フレハ金屬材料ノ研究ハ近年著

シク進歩シタリト雖モ其研究者數甚タ少ク歐米ノ各種階級研究員ノピラミット型ノ擴充ノ莫大ナル研究資金ニ依ル發展ニ對シ帝國ノ現狀ハ三角形の研究者數ト極メテ貧弱ナル研究資金ノ下ニ苦闘シツツアリ目下ノ國情ハ浪費ノ節約ノ極度ニ高調セラルル一面金屬工業ノ發展ニ關與スル技術者ノ養成ノ如キ將來ノ國防ヲ支配スル重大事項ニ對シテハ惜ミナキ投資ニ依ル養育ノ識見ヲ有セサルヘカラス一度諸外國ニ此ノ種研究ノ先鞭ヲ着ケラレンカ多額ノ特許料ヲ支拂ヒツツ而モ追從的模倣ヲ繰返ササルヘカラス
コノ見地ヨリスルモ之カ研究ト優良ナル研究者ノ養成ハ忽ニス可カラサルモノナリ

四、東京工業大學ニ金屬工學科設立ノ理由

以上詳説セル如ク我國ノ現狀ハ金屬材料ノ原料並ニ加工ニ於テ解決スヘキ幾多ノ難問題カ目下俎上ニアケラレツツアリサレハ最近成立セル金屬學會ニ於テハ創立早々約四千人ノ全員ヲ集メ學術學會ノ主要集團トナリシ事ハ社會的要望ノ切ナルコトヲ暗示スルモノナリ各大學ノ工業部門ニ於テ長年間ノ養成ニヨル人材ト建設ノ努力ニ依ル教育機關ノ存在ニ顧ミ金屬ノ加工工業ヲ主體トセル金屬工學科ハ約十年前東北帝國大學工學部ニ創立セラレタルノミニシテ他ハ冶金學科ノ一部門ニ於テ補充セラレタルニ過キス而シテ十年前ノ金屬工學科設立ニヨリ社會ニ送ラレタル人材ハ非常時局ニ際會シ絶大ナル偉力ヲ發揮シツツアリ

我東京工業大學ニ於テハ工業ノ各部門ニ涉リ主要ナル學科ヲ有スレ共未タ我國重工業ニ最モ密接ノ關係アル金屬工學科ノ存在セサル事ハ國策上ヨリ見ルモ甚タ遺憾トスヘキ事柄ナリ而シテ本學ニハ現代工業ニ密接ノ關係ヲ有スル十學科(電氣、機械、紡織、建築、窯業、染科、電氣化學、應用化學、航空機工學科、化學工學科)

アリテ更ニ本學ニ金屬工學科ノ設立セラレタル場合ニ於テハ各種工業ニ使用セラルル機械ノ實際ノ知識ト材料ノ知識トノ融合セル活用性ニ富メル有能技術者ヲ養成スルコトヲ得又各學科トノ連絡ヲ緊密ニスルコトニ依リ金屬工學科學生ハ豐富ナル基礎知識ト實際的ニ必要ナル工業教育ヲ受クルコトヲ得ルニ至ルヘシ例ヘハ紡織機械材料、化學機械材料、建築用金屬材料、金屬電氣材料等金屬ト其ノ金屬使用狀態上ニ通曉セル技術者ヲ得ルニ至ル斯クシテ從來ノ知識ニ一層ノ活用性ヲ加フルモノトス

而モ本學ハ之カ設立ニ充分ナル敷地ヲ有シ各種ノ設備モ之ニ流用シ得ルモノ多ク經濟的條件ニ惠マレ又人的要素ニ於テモ斯界ノ權威者少カラス最モ金屬工學科設置條件ニ適合ス之ニ加フルニ本學六十年ノ歴史ハ實社會又ハ他ノ諸研究機關トノ連絡上モ極メテ有利ナル立場ニアルカ如ク金屬工學科設立ニ關シテハ總ユル條件ヲ具有スルモノナリ

燃料工學科設置理由書

燃料ハ人類生活ニ最モ主要ナル關係ヲ有スルモノニシテ家庭燃料トシテ木炭、石炭、石炭ガス、煉炭、薪ノ如キ或ハ工業燃料トシテ石炭、褐炭、發生爐ガス、水性ガス、重油、コークスノ如キ又ガソリン、ディーゼル油、アルコール、其ノ他代用燃料及高オクタン價燃料ノ如キ即チ是レナリ

而シテ天然燃料資源ノ増産ト其ノ有利ナル加工利用トハ最モ重要ナル事項ニシテ殊ニ石油ノ如キ液體燃料ニ關シテハ其ノ資源乏シキ我國ニ於テハ内油及外油ノ科學的利用ヲ完全ナラシムルヲ要シ其ノ他頁岩油及人造石油ノ増産ヲ要シ又天然ガス、アセチレンヲ利用シテ高級航空燃料ヲ生産スルカ如キ研究ノ完成ヲ緊要トス今ヤ我

國ハ非常時局ニ直面シ燃料對策トシテ新油田ノ開發井底ニ於ケル殘油ノ回收、滿支ニ於ケル油田ノ可能性並輸入原油ニ依ル製油工業ノ擴充ヲ計ルヲ必要トシ一方人造石油ハ昭和十八年ニ於テ二〇〇萬疋以上ノ豫定生産ニ邁進セサルヘカラス又燃料アルコールノ増産モ夫々期待セラレツツアリ更ニ高級ナル航空機燃料ノ合成各種代用燃料研究ニ對シテモ速カニ完成ヲ要スルモノナリ尙潤滑油ハ其ノ使用並ニ資源ニ依リ燃料ト密接ノ關係ヲ有シ其ノ増産並ニ品位向上ニ關シ研究ヲ要スル事項極メテ多シ此等ノ燃料界ノ諸狀勢ニ對シ將來ハ益々多數ノ專門技術者並研究者ノ需要増大ヲ必須トシ此等研究機關ノ擴充ヲ喫緊トスルニ依リ本學ニ燃料工學科ヲ設置セントスルモノナリ

兩學科實現の曉には本學官制の改正が行はれるであらう。

現在の學則

最後に昭和十五年八月現在の「東京工業大學學則」を左に掲げる。

東京工業大學學則（昭和四年四月一日制定）

（沿革）昭和六年三月三十一日改正

昭和十年三月二十七日改正

昭和十四年四月八日改正

昭和十五年四月一日改正

第一章 學年學期及休業

第二章 東京工業大學時代

第一條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 休業日ハ左ノ如シ

一、祭日、祝日

二、日曜日

三、春季休業 四月一日ヨリ四月七日迄

四、夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日迄

五、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

六、創立記念日 (五月二十六日)

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第二章 分科及授業

第三條 本學ニ左ノ十學科ヲ置ク

染料化學科

紡織學科

窯業學科

應用化學科

電氣化學科

機械工學科

電氣工學科

建築學科

航空機工學科

化學工學科

第四條 授業科目及其ノ單位數並標準授業時概數ハ別表ニ依ル各學科ノ標準課程及授業時間割ハ前項別表ニ基キ每學年之ヲ定ム

第五條 學生ハ前條別表ニ示ス授業科目ニ就キ各自履修科目ヲ選擇スルコトヲ得

第六條 學生其ノ所屬學科ノ標準課程以外ノ實驗、製圖、實習及演習ヲ履修セントスルトキハ豫メ許可ヲ受クヘシ

第七條 學生ハ其ノ履修セントスル科目ヲ毎年度豫メ所屬學科主任ニ申告スヘシ

第三章 入學、在學及退學

第八條 入學期ハ每學年ノ始トス

第九條 入學ヲ許可スヘキモノ左ノ如シ

一、高等學校高等科ヲ卒業シタル者

二、高等工業學校ヲ卒業シタル者

三、東京高等工業學校附設工業教員養成所及大阪高等工業學校附設工業教員養成所ヲ卒業シタル者

四、大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者

五、高等師範學校ヲ卒業シタル者

六、大學豫科ヲ修了シタル者

七、京城帝國大學、臺北帝國大學、旅順工科大學ヲ卒業

シタル者又ハ其ノ豫科ヲ修了シタル者及臺北高等學校
ヲ卒業シタル者

八、専門學校令ニヨル第二號以外ノ専門學校ヲ卒業シタ

ル者

九、高等學校高等科學力檢定規程ニヨリ高等學校高等科

卒業者ト同等以上ノ學力アリト檢定セラレタル者

第十條 入學志願者ニ對シテハ高等學校高等科理科ノ授業科

目中ニ就キ學力選抜試驗及身體檢査ヲ行フ

但シ銓衡ニヨリ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

學力選抜試驗及身體檢査ニ就テハ其ノ日割及試驗科目等ヲ

豫メ本學内ニ揭示シ且官報ヲ以テ公告ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ缺員アル場合ニ限り

前二條ノ規定ニ拘ラス教授會ノ議ヲ經テ銓衡ノ上入學ヲ許

可スルコトアルヘシ

一、本學卒業者ニシテ他ノ學科ニ入學ヲ志望スル者

二、已ムヲ得サル事故ニ因リ退學シタル者ニシテ更ニ同

一學科ニ入學ヲ志望スル者

前項ニ據ル入學者ノ科目履修方法及在學年數ハ教授會ノ議

ヲ經テ之ヲ定ム

第十二條 入學志願者ハ履歷書、學業成績證明書、卒業又ハ

修業證明書、手札形寫眞及入學檢定料ヲ添へ出身學校ヲ經

由シ願出ツヘシ

選科生トシテ入學ヲ志願スルモノモ亦前項ニ準ス

入學ニ關スル出願期限等ハ其ノ都度之ヲ定メ官報ニ公告ス

入學ヲ許可セラレタル者ノ氏名ハ官報ニ公告ス

第十三條 入學者ハ本學所定ノ方式ニ依リ宣誓ヲ爲シ且保證

人一名ヲ立テ指定ノ期日迄ニ誓書ヲ差出スヘシ之ヲ爲ササ

ル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消ス

第十四條 保證人ハ成年ノ男子ニシテ本學所在地又ハ其ノ附

近ニ於テ一家ヲ立テ學生ノ身分ニ關シ一切引受クルニ足ル

ヘキ關係及資力ヲ有スル者ニ限ル

保證人ニシテ氏名變更、轉籍、轉居及死亡等ノ異動アルト

キハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出テ且場合ニヨリテハ誓書ノ差換

ヲナスヘシ

第十五條 學生ノ最短在學期間ハ三箇年トス

第十六條 學生ノ在學期間ハ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ

休學ヲ許可シタル期間ハ之ヲ算入セス

第十七條 學生疾病其ノ他ノ事故ニ因リ二箇月以上修學ヲ中

止セムトスルトキハ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

休學ハ一年以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アリト認

ムルトキハ尙引續キ之ヲ許可スルコトアルヘシ

休學期間ハ通シテ三箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ兵役ニ服

スル場合ヲ除ク

休學期間内ニ於テ其ノ事故止ミ復學セムトスルトキハ其ノ

旨届出ツヘシ

第十八條 學生他ノ學科ニ轉科ヲ志望スルモノアルトキハ缺

員アル場合ニ限り教授會ノ議ヲ經テ銓衡ノ上之ヲ許可スル

コトアルヘシ

前項ニ據リ轉科シタル學生ノ科目履修方及在學年數ハ教授

會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

第十九條 學生退學セムトスルトキハ保證人連署ノ上其ノ理

由ヲ具シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第四章 試験、卒業及稱號

第二十條 試験ヲ分チテ科目試験及學士試験トス

第二十一條 科目試験ハ當該科目授業終了セル學年末ニ於テ

之ヲ行フ

試験ノ日割ハ授業時間割ト同時ニ之ヲ公表ス

科目ノ種類ニ依リテハ本條ノ規定ニ拘ラス試験ヲ行フコト

アルヘシ

第二十二條 學生ハ第七條ノ規定ニ依リ申告シタル科目ニ限

リ科目試験ヲ受クルコトヲ得

第二十三條 實驗、製圖、實習及演習等ノ科目ニ就テハ其ノ

平常成績ノ考查ヲ以テ試験ニ代フルコトアルヘシ

第二十四條 學生ハ科目試験ノ成績ニ關シ學修簿ニ合格ノ證

明ヲ受クヘシ

第二十五條 合格シタル科目ニ對シテハ學生ノ願出ニ依リ證

明書ヲ與フルコトアルヘシ

第二十六條 二箇年以上在學シ所屬學科標準課程ノ定ムル所

ニ據リ四十單位以上ノ科目試験ニ合格シタル者ハ學士試験

ヲ受クルコトヲ得

第二十七條 學士試験ハ論文、計畫又ハ報告ニ就キ隨時之ヲ行フ

第二十八條 學士試験ヲ受ケムトスル者ハ論文、計畫、又ハ報告ノ範圍ヲ定メ十箇月以前ニ學科主任ヲ經テ之ヲ學長ニ申出ツヘシ

論文、計畫又ハ報告ニ關シテハ指導教員ノ指導ヲ受クルモノトス

第二十九條 指導教員ノ選定ハ學長之ヲ行フ

學生ハ指導教員ノ選定ニ付其ノ希望ヲ學科主任ニ申出ツルコトヲ得

第三十條 五十單位以上ノ科目試験ニ合格シ且學士試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第三十一條 本學卒業者ハ工學士ト稱スルコトヲ得

第五章 檢定料、入學料、授業料及研究料

第三十二條 第十二條第一項第二項、第五十條第二項及第五十四條第二項ニ規定スル檢定料ハ金五圓トシ第五十八條第三項ニ規定スル檢定料ハ金貳拾圓トス

第一章 東京工業大學時代

第三十三條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料金拾圓ヲ納付スヘシ

第三十四條 授業料ハ總テ一學年金百貳拾圓トシ各學期分ヲ

左ノ三期ニ納付スヘシ

第一學期分 四月 金四拾圓

第二學期分 九月 金四拾圓

第三學期分 一月 金四拾圓

研究科學生ノ研究料ハ一學年金百貳拾圓トシ每學年ノ初ニ

納付スヘシ但シ學年ノ中途ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ研

究料ハ月割金拾貳圓トシテ之ヲ前納スヘシ

第三十五條 一旦納付シタル檢定料、入學料、授業料又ハ研

究料ハ之ヲ返付セス

第三十六條 聽講生ニシテ特定ノ學期間ノミ聽講セムトスル

者ノ授業料ハ其ノ學期分ノミヲ納付スヘシ

第三十七條 休學全學期ニ互ルトキハ當該學期分ノ授業料ハ

詮議ノ上之ヲ免除スルコトアルヘシ

第三十七條第四項ニ該當シ學期ノ中途ニ復學シタル者ノ授業料ハ月割金拾貳圓トシテ之ヲ前納スヘシ

第三十八條 授業料又ハ研究料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ其ノ出席ヲ停止シ尙引續キ滯納久シキニ互ルトキハ其ノ學籍ヲ除ク

第六章 服 裝

第三十九條 學生ハ本學所定ノ制帽制服ヲ着用スヘシ

第七章 懲 戒

第四十條 學生本學ノ學規ニ違背シ又ハ學生ノ本分ニ反スル行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停學及放學トス

第八章 選 科 生

第四十一條 本學所定ノ科目中其ノ一科目又ハ數科目ノ選修ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十二條 選科生ハ其ノ選擇科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス

前項ノ學力ハ試験檢定又ハ無試験檢定ニ依リ之ヲ認定ス

第四十三條 選科生ノ在學ハ一箇年トス但シ更ニ在學ヲ繼續

セント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ受クヘシ

第四十四條 選科生ハ其ノ學修セシ學科目ニ就キ試験ヲ受クルコトヲ得

試験ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第九章 聽 講 生

第四十五條 本學所定ノ科目中ニ付聽講ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ限リ詮議ノ上聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

聽講ハ學期又ハ學年毎ニ之ヲ許可ス

第四十六條 聽講生ハ聽講スヘキ學科目ヲ學修スルニ足ル學力ヲ有スヘキモノトス

第四十七條 聽講生ニ對シテハ試験ヲ行ハス

第四十八條 聽講生ニシテ第四十條ニ該當スルトキハ之ヲ除名ス

第十章 外國學生

第四十九條 外國人ニシテ第三章ノ規定ニ依ラスシテ本學ニ入學ヲ志願スル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十條 前條ノ規程ニ依リ入學シタル外國學生ニシテ本學

ニ三箇年以上在學シ且本人ノ志望ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試驗ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ檢定試驗ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添へ願出ツヘシ

第十一章 委託生

第五十一條 官廳及公共團體ヨリ一箇年以上ヲ在學期間トシ履修スヘキ科目ヲ定メ入學ヲ出願スル者アルトキハ學生ノ學修ニ妨ナキ場合ニ限り詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十二條 委託生ニハ第九章ノ規定ヲ準用ス

第五十三條 委託生ハ其ノ學修セシ科目ニ就キ試驗ヲ受ケルコトヲ得

試驗ニ合格シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第五十四條 委託生ニシテ本學ニ三箇年以上在學シ且志望ニ依リ學力ヲ檢定シテ高等學校高等科理科卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ本學所定ノ學士試驗ヲ受ケルコトヲ得

第一章 東京工業大學時代

前項ノ檢定試驗ヲ受ケムトスル者ハ檢定料ヲ添へ願出ツヘシ

第五十五條 委託生ノ授業料及實修實驗等ニ要スル費用ハ委託者ヨリ之ヲ納付スルモノトス

第十二章 研究科

第五十六條 研究科學生ハ本學指導教員ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ研究スルモノトス

第五十七條 研究科ニ入學ヲ許可スヘキモノハ左ノ如シ

一、本學ヲ卒業シタルモノ

二、前號以外ノ入學志願者但シ其ノ學力ヲ檢定シ教授會ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第五十八條 研究科入學志願者ハ其ノ研究セムトスル事項ヲ具シ履歷書ヲ添へ願出ツヘシ

前項ノ入學願書ニハ指導教員ノ選定ニ付希望ヲ記載スルコトヲ得

本學卒業者以外ノ者ハ第一項ノ書類ノ外ニ檢定料ヲ添付スヘシ

研究科入學ノ許可ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第五十九條 研究科學生ノ在學期間ハ二箇年トス但シ仍引續キ在學セムトスル者ニ對シテハ教授會ノ議ヲ經テ一箇年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十條 研究科學生ノ指導教員ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ定ム

第六十一條 研究科學生ハ指導教員ノ承認ヲ經テ本學ノ講義實驗又ハ演習等ニ出席スルコトヲ得

第六十二條 研究科學生ニハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ研究料ノ免除、其ノ他適宜獎勵ノ方法ヲ講スルコトアルヘシ

第六十三條 研究科學生ハ毎學年ノ終ニ於テ其ノ研究事項ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ差出スヘシ

第六十四條 研究科ニアリテ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムヘキ者ニハ顯ニ依リ證明書ヲ授與スルコトアルヘシ

第六十五條 研究科學生ニシテ二箇年以上研究ニ從事シタル者ハ其ノ研究シタル事項ニ付論文ヲ學長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

第六十六條 研究科學生ハ研究ニ要スル費用ヲ負擔スルモノトス

第六十七條 研究科學生ハ本學所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス但シ學長ニ於テ教授會ノ議ヲ經テ特ニ許可シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條 研究科學生ニシテ前二條又ハ第六十三條ノ規定ニ反シ若ハ研究ノ實ナシト認ムルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十三章 特選給費學生

第六十九條 研究科ニ特選給費學生ヲ置クコトアルヘシ 特選給費學生ハ研究科學生中學力操行優秀志操堅固ニシテ

永ク學術ノ攻究ニ從事セムトスル者ヨリ之ヲ選拔シ研究料ヲ免除シ且學資ヲ給與ス

第七十條 特選給費學生トナスニ適當ナル者アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ命ス

第七十一條 特選給費學生ニシテ休學又ハ其ノ資格ニ缺クル者アルトキハ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第七十二條 特選給費學生ニ給與スヘキ學資ハ一人月額五拾圓以丙トシ期間ヲ定メテ之ヲ給ス但シ休學期間ハ之ヲ除ク

第七十三條 特選給費學生ニ付テハ本章ニ規定スルモノノ外

ハ總テ第十二章ノ規定ニ依ル

第十四章 獎學資金及貸給費

第七十四條 本學學生及研究科學生ニ給費又ハ貸費ヲ爲シ若

ハ金員又ハ物品ヲ賞與其ノ他獎學ノ爲ニ資金ヲ寄附セムト
スル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ寄附金ハ總テ之ヲ獎學資金トス

第七十五條 寄附者ハ獎學資金ニ一定ノ名義ヲ付スルコト、

給費貸費又ハ賞與ヲ付スヘキ學科及其ノ他特別ノ希望條件
ヲ指定スルコトヲ得

第七十六條 給費及貸費ハ學力操行優秀志操堅固ニシテ學資

支辨ノ困難ナル學生ニ支給スルモノトス但シ寄附者ニ於テ
特別ノ希望條件ヲ指定シ學長ノ許可アリタルモノハ此ノ限り
ニ在ラス

給費、貸費及賞與ヲ付スヘキ學科之ヲ受クヘキ者並其ノ金
額及期間ハ前項ノ規定ヲ參酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ

定ム

第七十七條 給費又ハ貸費ヲ受ケムト欲スル者ハ其ノ理由ヲ

具シ願出ツヘシ

第一章 東京工業大學時代

前項ノ許可ヲ受ケタルトキハ身元確實ナル保證人二名連署

ノ上別ニ定ムル書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ但シ保證人
中一名ハ第十四條第一項ニ規定スル資格ヲ具備スルヲ要ス

第七十八條 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一年ヲ經過シタル時
ヨリ起算シ其ノ貸與ヲ受ケタル月數ノ二倍ニ等シキ期間ニ

月賦ヲ以テ元金ヲ返納スヘシ但シ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ
月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得

己ムヲ得サル事情ニ因リ貸費返納ノ延期ヲ願出ツルトキハ
詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リタルトキハ
願ニ依リ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘ
シ

第七十九條 給費又ハ貸費ヲ受クル者休學シタルトキハ其ノ
期間之カ支給ヲ停止ス但シ事情ニヨリ特ニ之ヲ繼續スルコ
トアルヘシ

學業ヲ怠リ品行不良ニ流レ成業ノ見込ナシト認定シタルト
キ若ハ停學ニ處セラレタルトキハ以後之カ支給ヲ廢止ス
貸費ヲ受クルモノ放學ニ處セラレタルトキ又ハ前項ニヨリ

其ノ支給ヲ廢止セラレタルトキハ即時其ノ元金全額ヲ返納セシム

願ニ依リ退學シタルトキ亦前項ニ同シ但シ事情ニ因リ前條ノ規定ヲ準用スルコトアルヘシ

第八十條 官廳、公共團體又ハ個人ヨリ本章ノ規定ニ基キ學生ヲ指名シテ學資ノ貸給方ヲ本學ニ依頼スルトキハ之ニ應スルコトアルヘシ

第八十一條 獎學資金ノ管理ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十五章 副 手

第八十二條 學長ハ必要ニヨリ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ
副手ノ職務ハ助手ニ同シ

副手ハ無給トス但シ時宜ニ依リ手當ヲ給スルコトアルヘシ

第八十三條 副手ハ研究科學生、大學令ニ據ル學士ノ稱號ヲ有スル者若ハ學士ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ限ル

第八十四條 副手トシテ二箇年以上服務シタル者ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十六章 雜 則

第八十五條 選科生、聽講生、外國學生、委託生及研究科學生ニハ各其ノ章ノ規定ニ抵觸セサル限り學生ニ關スル規定ハ總テ之ヲ準用ス但シ第三十九條ノ規定ニ付テハ之ニ據ラサルコトヲ得

附 則

本學則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本學則施行ノ際現ニ在學スル學生ノ既修科目ニ對スル單位數決定ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本學則施行ノ際現ニ在學スルモノニ關スル取扱ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

(別表)

| 科目 番號 | 授業科目 | 單位 數 | 授 業 時 概 數 | 主要履修學科名 |
|----------|-------------|---------|-----------------------|-------------|
| 二〇一 | 數 學 | 四 | 一二五 | 紡、機、電、建、航、化 |
| 一〇二 | 數 學 解 析 | 二 | 五二 | 染、窯、應、電化 |
| 一〇三 | 應 用 數 學 特 論 | 二 | 五二 | 應、機、航 |
| 一〇四 | 力 學 | 二 | 六六 | 紡、機、電、航、化工 |
| 一一一 | 物 理 學 | 二 | 六六 | 機、電、建、航、化工 |
| 一二二 | 物 理 學 特 論 | 二 | 六六 | 染、窯、應、電化、機 |
| 一一三 | 應 用 物 理 學 | 二 | 六六 | 窯、應、電化、機 |
| 一一四 | 物 理 學 實 驗 | 二 | 九九 | 機、電、建、航、化工 |
| 一一一 | 無 機 化 學 | 二 | 五二 | 染、窯、應、電化 |
| 一二二 | 無 機 化 學 特 論 | 一 | 二八 | 染、窯、應、電化 |
| 一二三 | 無 機 化 學 實 驗 | 一 | 三九 | 染、窯、應、電化 |
| 一二四 | 錯 鹽 化 學 | 一 | 一四 | 染、窯、應、電化 |
| 一二五 | 稀 元 素 化 學 | 一 | 二八 | 染、窯、應、電化 |
| 一二六 | 分 光 化 學 | 一 | 二四 | 染、窯、應、電化 |
| 一三一 | | | 一三二 | 有機化學 第一部 |
| 一三二 | | | 一三三 | 有機化學 第二部 |
| 一三三 | | | 一三四 | 有機化學 特論 |
| 一三四 | | | 一三五 | 有機化學 實驗 第一部 |
| 一三五 | | | 一三六 | 有機電氣化學 |
| 一三六 | | | 一三七 | 有機化學 第三部 |
| 一三七 | | | 一三八 | 物理化學 第三部 |
| 一三八 | | | 一三九 | 物理化學 特論 |
| 一三九 | | | 一四〇 | 物理化學 實驗 |
| 一四〇 | | | 一四一 | 物理化學 熱力學 |
| 一四一 | | | 一四二 | 物理化學 實驗 |
| 一四二 | | | 一四三 | 物理化學 實驗 |
| 一四三 | | | 一四四 | 物理化學 實驗 |
| 一四四 | | | 一四五 | 物理化學 實驗 |
| 一四五 | | | 一四六 | 物理化學 實驗 |
| 一四六 | | | 一四七 | 物理化學 實驗 |
| 一四七 | | | 一四八 | 物理化學 實驗 |
| 一四八 | | | 一四九 | 物理化學 實驗 |
| 一四九 | | | 一五〇 | 物理化學 實驗 |
| 一五〇 | | | 一五一 | 物理化學 實驗 |
| 一五一 | | | 一五二 | 物理化學 實驗 |
| 一五二 | | | 一五三 | 物理化學 實驗 |
| 一五三 | | | 一五四 | 物理化學 實驗 |
| 一五四 | | | 一五五 | 物理化學 實驗 |
| 一五五 | | | 一五六 | 物理化學 實驗 |
| 一五六 | | | 一五七 | 物理化學 實驗 |
| 一五七 | | | 一五八 | 物理化學 實驗 |
| 一五八 | | | 一五九 | 物理化學 實驗 |
| 一五九 | | | 一六〇 | 物理化學 實驗 |
| 一六〇 | | | 一六一 | 物理化學 實驗 |
| 一六一 | | | 一六二 | 物理化學 實驗 |
| 一六二 | | | 一六三 | 物理化學 實驗 |
| 一六三 | | | 一六四 | 物理化學 實驗 |
| 一六四 | | | 一六五 | 物理化學 實驗 |
| 一六五 | | | 一六六 | 物理化學 實驗 |
| 一六六 | | | 一六七 | 物理化學 實驗 |
| 一六七 | | | 一六八 | 物理化學 實驗 |
| 一六八 | | | 一六九 | 物理化學 實驗 |
| 一六九 | | | 一七〇 | 物理化學 實驗 |
| 一七〇 | | | 一七一 | 物理化學 實驗 |
| 一七一 | | | 一七二 | 物理化學 實驗 |
| 一七二 | | | 一七三 | 物理化學 實驗 |
| 一七三 | | | 一七四 | 物理化學 實驗 |
| 一七四 | | | 一七五 | 物理化學 實驗 |
| 一七五 | | | 一七六 | 物理化學 實驗 |
| 一七六 | | | 一七七 | 物理化學 實驗 |
| 一七七 | | | 一七八 | 物理化學 實驗 |
| 一七八 | | | 一七九 | 物理化學 實驗 |
| 一七九 | | | 一八〇 | 物理化學 實驗 |
| 一八〇 | | | 一八一 | 物理化學 實驗 |
| 一八一 | | | 一八二 | 物理化學 實驗 |
| 一八二 | | | 一八三 | 物理化學 實驗 |
| 一八三 | | | 一八四 | 物理化學 實驗 |
| 一八四 | | | 一八五 | 物理化學 實驗 |
| 一八五 | | | 一八六 | 物理化學 實驗 |
| 一八六 | | | 一八七 | 物理化學 實驗 |
| 一八七 | | | 一八八 | 物理化學 實驗 |
| 一八八 | | | 一八九 | 物理化學 實驗 |
| 一八九 | | | 一九〇 | 物理化學 實驗 |
| 一九〇 | | | 一九一 | 物理化學 實驗 |
| 一九一 | | | 一九二 | 物理化學 實驗 |
| 一九二 | | | 一九三 | 物理化學 實驗 |
| 一九三 | | | 一九四 | 物理化學 實驗 |
| 一九四 | | | 一九五 | 物理化學 實驗 |
| 一九五 | | | 一九六 | 物理化學 實驗 |
| 一九六 | | | 一九七 | 物理化學 實驗 |
| 一九七 | | | 一九八 | 物理化學 實驗 |
| 一九八 | | | 一九九 | 物理化學 實驗 |
| 一九九 | | | 二〇〇 | 物理化學 實驗 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|--------------|-----|----------|------|----|--------------|
| 二〇七 | 染料化學實驗第一 | 四一五四 | 染 | 三〇八 | 織機構造學 | 二 | 六六 | 紡 |
| 二〇六 | 膠質化學實驗 | 一一 | 染 | 三〇七 | 同上第二 | 二 | 六六 | 紡 |
| 二〇五 | 膠質化學 | 一 | 染、窯、電化 | 三〇六 | 織物構造學第一 | 一 | 三三 | 紡 |
| 二〇四 | 精練漂白 | 一 | 二四染 | 三〇五 | 同上第四 | 一 | 二八 | 紡 |
| 二〇三 | コールドアル分留物及有機成化學 | 一 | 二四染 | 三〇四 | 同上第三 | 一 | 二八 | 紡 |
| 二〇二 | 色染化學 | 三 | 八四染、紡 | 三〇三 | 同上第二 | 二 | 六六 | 紡 |
| 二〇一 | 染料化學 | 三 | 九〇染 | 三〇二 | 紡績學第一 | 二 | 六六 | 紡 |
| 一七五 | 民法及商法 | 一 | 機、電、建、應、電化 | 三〇一 | 紡織原料學 | 二 | 六六 | 紡 |
| 一七四 | 法制大意 | 一 | 機、電、建、應、電化 | 二五一 | 化學工業第三部 | 一 | 一四 | 工、窯、應、電化、機、化 |
| 一七三 | 特許法 | 一 | 一四機、電、建、應、電化 | 二一五 | 同上第二 | | | 染 |
| 一七二 | 工場管理法 | 一 | 二八機、電、建、應、電化 | 二一四 | 色染夏季實習第一 | | | 染 |
| 一七一 | 經濟學 | 一 | 二四機、電、建、應、電化 | 二一三 | 同上第二 | | | 染 |
| 一六〇 | 分析實驗第二 | 三一四七 | 化工 | 二一二 | 染料夏季實習第一 | | | 染 |
| 一五九 | 同上第二部 | 二 | 八〇電 | 二一一 | 同上第三 | 二 | 七二 | 紡 |
| 一五八 | 化學第一部 | 二 | 六六紡 | 二一〇 | 同上第二 | 二 | 八四 | 染 |
| 一五七 | 分析實驗 | 二 | 九九紡 | 二〇九 | 色染化學實驗第一 | 四一五四 | | 染 |
| 一五六 | 同上第二部 | 二 | 八八窯 | 二〇八 | 同上第二 | 二 | 八四 | 染 |

| | | | | | | | | |
|-----|----------|---|----|---|-----|----------|---|----|
| 三〇九 | 織物仕上學 | 二 | 六六 | 紡 | 三二六 | 紡織夏季實習第一 | | 紡 |
| 三一〇 | 織物分解學 第一 | 一 | 三三 | 紡 | 三二七 | 同上 第二 | | 紡 |
| 三一〇 | 同上 第二 | 二 | 六六 | 紡 | 三五二 | 紡織大意 | 一 | 二四 |
| 三一〇 | 同上 第三 | 二 | 五二 | 紡 | 三五二 | 紡織實驗 | 一 | 五二 |
| 三一三 | 紡織機構學 | 一 | 三三 | 紡 | 三五三 | 紡織 | 一 | 二四 |
| 三一四 | 紡織試驗法 | 一 | 三三 | 紡 | 三五四 | 紡織仕上學大意 | 一 | 二八 |
| 三一五 | 色彩學及圖案 | 一 | 二六 | 紡 | 三五五 | 色彩學 | 一 | 二四 |
| 三一六 | 色彩學及圖案實驗 | 二 | 七三 | 紡 | 四〇一 | 燃料及燃燒汎論 | 一 | 二四 |
| 三一七 | 微生物 | 一 | 一二 | 紡 | 四〇二 | 岩石學 | 一 | 二四 |
| 三一八 | 人造纖維化學 | 一 | 四二 | 紡 | 四〇三 | 鑛物學實驗 | 一 | 一八 |
| 三一九 | 編組學 | 一 | 四〇 | 紡 | 四〇四 | 陶磁史 | 一 | 二四 |
| 三二〇 | 染織統制 | 一 | 二四 | 紡 | 四〇五 | 陶磁器 | 二 | 五四 |
| 三二一 | 紡織工場設備 | 一 | 二四 | 紡 | 四〇六 | 陶磁器彩飾法 | 一 | 二八 |
| 三二二 | 纖維工學實驗第一 | 五 | 一九 | 紡 | 四〇七 | 建築用陶磁器 | 一 | 二二 |
| 三二三 | 同上 第二 | 九 | 三七 | 紡 | 四〇八 | 耐火材料 | 一 | 二八 |
| 三二四 | 同上 第三 | 八 | 三四 | 紡 | 四〇九 | 硝子及珐瑯 | 二 | 七六 |
| 三二五 | 紡織特別講義 | | | 紡 | 四一〇 | 硝子工業 | 一 | 四二 |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------|---|-----|-------------|-----|-------------|---|----|
| 四一七 | 窯業製圖 | 二 | 九六 | 窯 | 五二四 | 應用化學夏季實習第一部 | 一 | 應 |
| 四一八 | 窯業夏季實習第一 | | | 窯 | 五二五 | 同上 | | 應 |
| 四一九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二六 | 同上 | 一 | 應 |
| 四二〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二七 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二八 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二九 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三〇 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三一 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三二 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三三 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三四 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三五 | 同上 | 二 | 應 |
| 四二九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三六 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三七 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三八 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三九 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四〇 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四一 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四二 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四三 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四四 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四五 | 同上 | 二 | 應 |
| 四三九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四六 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四七 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四八 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四九 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五〇 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五一 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五二 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五三 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五四 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五五 | 同上 | 二 | 應 |
| 四四九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五六 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五七 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五八 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五九 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六〇 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六一 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六二 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六三 | 同上 | 二 | 應 |
| 四五七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六四 | 同上 | 二 | 應 |
| 五〇七 | 應用化學特別講義第一部 | 一 | 二四 | 應 | 六〇六 | 應用X線及光化學 | 一 | 二八 |
| 五〇六 | 火藥學及實驗 | 一 | 二四 | 染、應、電化 | 六〇五 | 合金學 | 一 | 二四 |
| 五〇五 | 同上 | 四 | 一三二 | 應 | 六〇四 | 高壓化學 | 一 | 二四 |
| 五〇四 | 工業化學有機第一部 | 四 | 一三二 | 應 | 六〇三 | 電着化學 | 一 | 二四 |
| 五〇三 | 工業化學無機特論 | 一 | 二四 | 應 | 六〇二 | 電熱化學 | 一 | 二八 |
| 五〇二 | 工業化學無機 | 二 | 六六 | 染、應 | 六〇一 | 電解化學 | 二 | 六六 |
| 五〇一 | 工業化學測定法 | 二 | 五二 | 染、應、電化 | 五五三 | 織維素 | 一 | 二四 |
| 四五二 | 化學工業第四部 | 一 | 一四 | 染、應、電化、機、化工 | 五五二 | 酸アルカリ工業 | 二 | 五二 |
| 四五一 | 同上 | 一 | 一四 | 染、應、電化、機、化工 | 五五一 | 化學工業第二部 | 一 | 二八 |
| 四一七 | 同上 | 二 | 九六 | 窯 | 五二四 | 同上 | | 應 |
| 四一八 | 同上 | | | 窯 | 五二五 | 同上 | | 應 |
| 四一九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二六 | 同上 | | 應 |
| 四二〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二七 | 同上 | | 應 |
| 四二一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二八 | 同上 | | 應 |
| 四二二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五二九 | 同上 | | 應 |
| 四二三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三〇 | 同上 | | 應 |
| 四二四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三一 | 同上 | | 應 |
| 四二五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三二 | 同上 | | 應 |
| 四二六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三三 | 同上 | | 應 |
| 四二七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三四 | 同上 | | 應 |
| 四二八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三五 | 同上 | | 應 |
| 四二九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三六 | 同上 | | 應 |
| 四三〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三七 | 同上 | | 應 |
| 四三一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三八 | 同上 | | 應 |
| 四三二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五三九 | 同上 | | 應 |
| 四三三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四〇 | 同上 | | 應 |
| 四三四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四一 | 同上 | | 應 |
| 四三五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四二 | 同上 | | 應 |
| 四三六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四三 | 同上 | | 應 |
| 四三七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四四 | 同上 | | 應 |
| 四三八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四五 | 同上 | | 應 |
| 四三九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四六 | 同上 | | 應 |
| 四四〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四七 | 同上 | | 應 |
| 四四一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四八 | 同上 | | 應 |
| 四四二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五四九 | 同上 | | 應 |
| 四四三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五〇 | 同上 | | 應 |
| 四四四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五一 | 同上 | | 應 |
| 四四五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五二 | 同上 | | 應 |
| 四四六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五三 | 同上 | | 應 |
| 四四七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五四 | 同上 | | 應 |
| 四四八 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五五 | 同上 | | 應 |
| 四四九 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五六 | 同上 | | 應 |
| 四五〇 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五七 | 同上 | | 應 |
| 四五一 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五八 | 同上 | | 應 |
| 四五二 | 同上 | 二 | | 窯 | 五五九 | 同上 | | 應 |
| 四五三 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六〇 | 同上 | | 應 |
| 四五四 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六一 | 同上 | | 應 |
| 四五五 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六二 | 同上 | | 應 |
| 四五六 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六三 | 同上 | | 應 |
| 四五七 | 同上 | 二 | | 窯 | 五六四 | 同上 | | 應 |
| 五〇七 | 同上 | 一 | 二四 | 染、窯、應、電化 | 六〇六 | 同上 | 一 | 二八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|---------|-----|---|---|----|----|---|----|-------|-----|---|----|-----------|
| 七〇七 | 水 | 力 | 學 | 二 | 五九 | 機 | 七二四 | 鐵 | 道 | 車 | 輛 | 二 | 五二 | 機 | | | | |
| 七〇六 | 應 | 用 | 流 | 體 | 力 | 學 | 七二三 | 同 | 上 | 第 | 二 | 二 | 五二 | 機、航 | | | | |
| 七〇五 | 實 | 驗 | 工 | 學 | 一 | 三三 | 七二二 | 精 | 密 | 機 | 械 | 二 | 六六 | 機、航 | | | | |
| 七〇四 | 機 | 械 | 力 | 學 | 二 | 五九 | 七二一 | 工 | 作 | 機 | 械 | 一 | 四二 | 機 | | | | |
| 七〇三 | 機 | 構 | 學 | 二 | 六六 | 紡、機、電、航 | 七二〇 | 工 | 作 | 機 | 械 | 二 | 六六 | 機、航 | | | | |
| 七〇二 | 應 | 用 | 彈 | 性 | 學 | 二 | 七一九 | 機 | 械 | 工 | 作 | 二 | 五〇 | 紡、機、航 | | | | |
| 七〇一 | 材 | 料 | 強 | 弱 | 學 | 二 | 七一八 | 材 | 料 | 試 | 驗 | 二 | 五四 | 機、航 | | | | |
| 六五一 | 化 | 學 | 工 | 業 | 第 | 一 | 七一七 | 金 | 屬 | 材 | 料 | 特 | 論 | 一 | 三六 | 機 | | |
| 六一五 | 同 | 上 | 第 | 二 | 一 | 電 | 七一六 | 金 | 屬 | 材 | 料 | 及 | 組 | 織 | 學 | 二 | 六六 | 紡、應、機、航、化 |
| 六一四 | 電 | 氣 | 化 | 學 | 夏 | 季 | 實 | 習 | 第 | 一 | 一 | 一 | 二四 | 紡 | 機、建 | | | |
| 六一三 | 試 | 金 | 術 | 及 | 實 | 驗 | 七一四 | 壓 | 縮 | 機 | 一 | 一 | 二四 | 機 | | | | |
| 六一二 | 電 | 氣 | 化 | 學 | 製 | 圖 | 七一三 | 冷 | 凍 | 及 | 冷 | 藏 | 一 | 二四 | 機 | | | |
| 六一一 | 同 | 上 | 第 | 三 | 一 | 二一〇五 | 七一二 | 舶 | 用 | 機 | 關 | 二 | 五二 | 機 | | | | |
| 六一〇 | 同 | 上 | 第 | 二 | 一 | 三四〇 | 七一一 | 蒸 | 汽 | ター | ビン | 二 | 六六 | 機 | | | | |
| 六〇九 | 電 | 氣 | 化 | 學 | 實 | 驗 | 第 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 六六 | 機 | | | | |
| 六〇八 | 電 | 氣 | 化 | 學 | 特 | 論 | 一 | 二 | 八 | 電 | 化 | 一 | 二八 | 電 | | | | |
| 六〇七 | 一 | 次 | 及 | 二 | 次 | 電 | 池 | 一 | 一 | 四 | 電 | 化 | 一 | 一四 | 電 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------|-----------------|---------|-----|---------------|-------|-----------------------|---|-------|-----|
| 七二五 | 操 重 機 | 機 械 工 學 特 別 講 義 | 一 | 二 四 | 機 | 七 五 七 | 同 上 第 四 部 | 一 | 三 六 | 應 |
| 七二六 | 航 空 機 (機 械 工 學 特 論) | 機 械 工 學 特 論 | | | 機 | 七 五 八 | 水 力 學 及 唧 筒 大 意 | 一 | 三 八 | 航 |
| 七二七 | 機 械 設 計 | 機 械 工 學 特 論 | 二 | 六 六 | 機、航、化 工 | 七 五 九 | 機 械 製 圖 第 二 | 三 | 二 〇 | 化 工 |
| 七二八 | 機 械 設 計 及 製 圖 第 一 部 | 機 械 工 學 特 論 | 六 三 七 | 〇 | 機 | 八 〇 一 | 電 氣、磁 氣 學 | 三 | 一 〇 | 一 電 |
| 七二九 | 機 械 製 圖 | 機 械 工 學 特 論 | 四 二 四 七 | | 機 | 八 〇 二 | 交 流 理 論 | 二 | 六 六 | 電 |
| 七三〇 | 機 械 工 學 演 習 | 機 械 工 學 特 論 | 一 三 五 | | 機 | 八 〇 三 | 測 定 器 具 及 測 定 器 具 第 一 | 三 | 九 九 | 電 |
| 七三一 | 機 械 工 學 實 驗 第 一 部 | 機 械 工 學 特 論 | 三 一 五 六 | | 機 | 八 〇 四 | 電 氣 機 械 器 具 第 一 | 一 | 二 八 | 電 |
| 七三二 | 同 上 第 二 部 | 機 械 工 學 特 論 | 一 七 二 | | 機 | 八 〇 五 | 同 上 第 二 | 三 | 一 〇 四 | 電 |
| 七三三 | 機 械 工 作 實 習 | 機 械 工 學 特 論 | 九 九 | | 機、航 | 八 〇 六 | 同 上 第 三 | 一 | 二 八 | 電 |
| 七三四 | 機 械 工 學 夏 季 實 習 | 機 械 工 學 特 論 | | | 機 | 八 〇 七 | 電 力 輸 送 | 二 | 六 六 | 電 |
| 七五一 | 水 力 原 動 機 | 機 械 工 學 特 論 | 六 六 | | 電 | 八 〇 八 | 配 電 及 蓄 電 池 | 一 | 三 三 | 電 |
| 七五二 | 火 力 原 動 機 | 機 械 工 學 特 論 | 六 六 | | 電 | 八 〇 九 | 發 電 所 及 變 電 所 | 二 | 六 六 | 電 |
| 七五三 | 機 械 工 學 | 機 械 工 學 特 論 | 九 四 | | 染、窯、應、電 化、化 工 | 八 一 〇 | 電 氣、鐵 道 | 二 | 五 二 | 電 |
| 七五四 | 機 械 設 計 及 製 圖 第 二 部 | 機 械 工 學 特 論 | 九 九 | | 紡、電 | 八 一 一 | 電 燈 照 明 及 電 熱 | 二 | 五 二 | 電 |
| 七五五 | 同 上 第 三 部 | 機 械 工 學 特 論 | 六 六 | | 染、窯、應、電 化 | 八 一 二 | 電 氣 回 路 理 論 | 一 | 三 三 | 電 |
| 七五六 | 機 械 工 學 實 驗 第 三 部 | 機 械 工 學 特 論 | 九 九 | | 紡、電 | 八 一 三 | 電 信 及 電 話 | 二 | 六 六 | 電 |
| | | | | | | 八 一 四 | 高 周 波 電 氣 工 學 第 一 | 一 | 三 五 | 電 |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------|---|-----|--------|-----|----------|-----|-----------------|
| 八五二 | 同 上 第二 | 二 | 六六 | 應、電化、機 | 九一四 | 建築施工 | 三一〇 | 建 |
| 八五一 | 電氣工學第一 | 二 | 六六 | 應、電化、機 | 九一三 | 測量及演習 | 二 | 七八電、建 |
| 八二九 | 電氣工學(夏)實地演習 | | | 電 | 九一二 | 建築設計 | 二 | 六六建 |
| 八二八 | 電氣工學特別講義 | | | 電 | 九一一 | 地震學 | 一 | 四二建 |
| 八二七 | 電氣工學輪講 | | 三六 | 電 | 九一〇 | 建築意匠 | 一 | 四二建 |
| 八二六 | 同 上 第三 | 三 | 一四四 | 電 | 九〇九 | 同上 第二 | 三 | 九九建 |
| 八二五 | 同 上 第二 | 五 | 一九八 | 電 | 九〇八 | 建築計畫第一 | 三 | 九九建 |
| 八二四 | 電氣工學實驗第一 | 五 | 一九八 | 電 | 九〇七 | 建築史 | 三 | 九九建 |
| 八二三 | 電 動力應用 | 一 | 二四 | 電 | 九〇六 | 同上 第二 | 三 | 一一四建 |
| 八二二 | 電氣機械器具試驗法 | 一 | 三三 | 電 | 九〇五 | 構造學演習 第一 | 五 | 一九八建 |
| 八二一 | 電 氣 材 料 | 一 | 一四 | 電化、電 | 九〇四 | 同上 第一 | 四 | 一三二建 |
| 八二〇 | 高 電 壓 工 學 | 一 | 三三 | 電 | 九〇三 | 建築構造第一 | 四 | 一三二建 |
| 八一九 | 同 上 第二 | 二 | 九六 | 電 | 九〇二 | 建築材料 | 三 | 九九建 |
| 八一八 | 電氣工學製圖第一 | 四 | 一六五 | 電 | 九〇一 | 構造力學 | 二 | 六六建 |
| 八一七 | 同 上 第二 | 一 | 二四 | 電 | 八五五 | 同上 第五 | 一 | 三六染、窯、應、化工 |
| 八一六 | 電氣工學設計第一 | 二 | 六六 | 電 | 八五四 | 電氣工學實驗第四 | 二 | 八四紡、電化、機、航 |
| 八一五 | 同 上 第二 | 一 | 三六 | 電 | 八五三 | 電氣工學汎論 | 二 | 六六工、染、紡、窯、應、航、化 |

| | | | | | | | |
|-----|----------|---|---------|-----|-----------|---|-------|
| 九一五 | 都市計畫及法規 | 二 | 七八建 | 一〇六 | 飛行機構造 | 二 | 六六航、機 |
| 九一六 | 建築衛生 | 二 | 五二建 | 一〇七 | 飛行機設計及同演習 | 三 | 九九航 |
| 九一七 | 工藝史 | 二 | 五二建 | 一〇八 | 飛行機強度及振動 | 二 | 七六航 |
| 九一八 | 庭園學 | 一 | 二四建 | 一〇九 | 飛行機工作法 | 一 | 三二航 |
| 九一九 | 社寺建築 | 二 | 五二建 | 一一〇 | 水上機 | 一 | 二四航 |
| 九二〇 | 自在畫 | 二 | 九九建 | 一一一 | 整備及兵裝 | 一 | 二四航 |
| 九二一 | 彫塑 | 二 | 七八建 | 一一二 | 原動機力學 | 一 | 二三航 |
| 九二二 | 設計及製圖 第一 | 八 | 三四八建 | 一一三 | 航空原動機 第一 | 二 | 六六航 |
| 九二三 | 同上 第二 | 一 | 二五三〇建 | 一一四 | 航空原動機 第二 | 三 | 九九航 |
| 九二四 | 同上 第三 | 六 | 三二六建 | 一一五 | 航空原動機特論 | 二 | 五二航 |
| 九二五 | 防空建築 | 一 | 二四建 | 一一六 | 航空原動機工作法 | 一 | 三三航 |
| 九五二 | 建築學汎論 | 一 | 二四航、機、電 | 一一七 | 燃料及滑油 | 一 | 二四航 |
| 一〇一 | 航空學汎論 | 二 | 六六航、機 | 一一八 | 航空計器 | 一 | 二四航、機 |
| 一〇二 | 空氣力學 第一 | 二 | 六六航 | 一一九 | 氣象學 | 一 | 二四航 |
| 一〇三 | 空氣力學 第二 | 二 | 五二航 | 一二〇 | 航空法規 | 一 | 二四航 |
| 一〇四 | 彈性學 | 二 | 六六航 | 一二一 | 航空工學輪講 | 一 | 二一航 |
| 一〇五 | 飛行機力學 | 二 | 六六航 | 一二二 | 航空機製圖 | 四 | 一九八航 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|------|----|---|------------|------|----------|
| 一一三 | 航空機設計及製圖 | 五二四八 | 航 | 一一三 | 工業化計畫實驗 | 三一二六 | 化工 |
| 一一四 | 航空學演習 | 六六 | 航 | 一一三 | 化學工場設計 | 七二 | 化工 |
| 一一五 | 飛行機強度及振動演習 | 七六 | 航 | 一一四 | 化學工場實習 | | 化工 |
| 一一六 | 航空工學實驗第一 | 九九 | 航 | 一一五 | 工業窯爐 | 五二 | 化工 |
| 一一七 | 航空工學實驗第二 | 九九 | 航 | 一一六 | 高壓化學技術 | 五二 | 化工 |
| 一一八 | 航空工學夏季實習 | | 航 | 一一七 | 金屬腐蝕及防蝕 | 四二 | 化工 |
| 一一九 | 化學工學緒論 | 六六 | 化工 | 一一八 | 經濟最適問題 | 五二 | 化工 |
| 一二〇 | 化學工學第一部 | 九〇 | 化工 | 一一九 | 化學工學特別講座第一 | 二四 | 化工 |
| 一二一 | 同上 第二部 | 六六 | 化工 | 一二〇 | 同上 第二 | 二八 | 化工 |
| 一二二 | 同上 第三部 | 六六 | 化工 | 一二一 | 同上 第三 | 一四 | 化工 |
| 一二三 | 同上 第四部 | 六六 | 化工 | 一二二 | 化學工學汎論 | 六六 | 染、窯、應、電化 |
| 一二四 | 化學工學演習第一 | 九四 | 化工 | 一二三 | 化學工學實驗第二 | 六三 | 染、窯、應、電化 |
| 一二五 | 化學工學實驗第一 | 三二六 | 化工 | <p>本表中染ハ染料化學科、紡ハ紡織學科、窯ハ窯業學科、應ハ應用化學科、電化ハ電氣化學科、機ハ機械工學科、電ハ電氣工學科、建ハ建築學科、航ハ航空機工學科、化工ハ化學工學科ノ略稱ニシテ當該學科所屬學生ノ履修スヘキ主要學科目ヲ示ス</p> | | | |
| 一二六 | 化學工學製圖 | 八四 | 化工 | | | | |
| 一二七 | 化學工學演習第二 | 八四 | 化工 | | | | |
| 一二八 | 化學裝置設計製圖 | 七四 | 化工 | | | | |
| 一二九 | | | | | | | |
| 一三〇 | | | | | | | |

| 染料化學科標準課程 | | | 科目番號 | 科目名 | 單位數 | | | |
|-----------|---|---|------|-----|-----|-----|-----------|---|
| 一〇二 | 數 | 學 | 解 | 析 | 二 | 一六三 | 化學工學實驗 | 二 |
| 一一一 | 物 | 理 | 學 | 學 | 二 | 二〇一 | 染料化學 | 三 |
| 一一四 | 物 | 理 | 學 | 實 | 二 | 二〇二 | 染料化學 | 三 |
| 一二一 | 無 | 機 | 化 | 學 | 二 | 二〇三 | 染料化學 | 三 |
| 一二二 | 無 | 機 | 化 | 學 | 二 | 二〇四 | 精練漂白 | 一 |
| 一二三 | 無 | 機 | 化 | 學 | 一 | 二〇五 | 膠質化學 | 一 |
| 一二六 | 分 | 光 | 化 | 學 | 一 | 二〇六 | 膠質化學實驗 | 一 |
| 一三一 | 有 | 機 | 化 | 學 | 三 | 二〇七 | 染料化學實驗第一 | 四 |
| 一三三 | 有 | 機 | 化 | 學 | 一 | 二〇八 | 同上第二 | 二 |
| 一三四 | 有 | 機 | 化 | 學 | 二 | 二〇九 | 色染化學實驗第一 | 四 |
| 一三五 | 同 | 上 | 第 | 二 | 二 | 二一〇 | 同上第二 | 二 |
| 一四一 | 物 | 理 | 化 | 學 | 三 | 三五二 | 紡織大意 | 二 |
| 一四三 | 物 | 理 | 化 | 學 | 二 | 三五三 | 紡織大意 | 二 |
| 一五一 | 分 | 析 | 化 | 學 | 二 | 三五四 | 紡織上學大意 | 二 |
| 一五二 | 定 | 量 | 分 | 析 | 四 | 三五五 | 色彩學 | 一 |
| 一五三 | 定 | 性 | 分 | 析 | 三 | 一六二 | 定性分析實驗第一部 | 三 |
| 一六二 | 化 | 學 | 工 | 學 | 二 | 一六三 | 化學工學實驗 | 二 |

| 紡織學科標準課程 | | | | 科目番號 | 科目名 | 單位數 | | | | | | |
|----------|--|--|--|------|-------------|-----|-----|----------|--|--|--|---|
| | | | | 四〇三 | 鑛物學實驗 | 一 | 一五七 | 分析實驗 | | | | 二 |
| | | | | 四五— | 化學工業第四部 | 一 | 一五八 | 化學第一部 | | | | 二 |
| | | | | 五〇一 | 工業化學測定法 | 二 | 一七二 | 工場管理法 | | | | 一 |
| | | | | 五〇六 | 火藥學及實驗 | 一 | 二〇二 | 色染化學 | | | | 三 |
| | | | | 五五一 | 化學工業第二部 | 一 | 二一一 | 色染化學實驗第三 | | | | 二 |
| | | | | 六五一 | 化學工業第一部 | 一 | 三〇一 | 紡織原料學 | | | | 二 |
| | | | | 七五三 | 機械工學 | 三 | 三〇二 | 紡織學第一 | | | | 二 |
| | | | | 七五五 | 機械設計及製圖 第三部 | 二 | 三〇三 | 同上第二 | | | | 二 |
| | | | | 八五三 | 電氣工學 汎論 | 二 | 三〇四 | 同上第三 | | | | 一 |
| | | | | 八五五 | 電氣工學實驗第五 | 一 | 三〇五 | 同上第四 | | | | 一 |
| | | | | | | | 三〇六 | 織物構造學第一 | | | | 一 |
| | | | | | | | 三〇七 | 同上第二 | | | | 二 |
| | | | | | | | 三〇八 | 織機構造學 | | | | 二 |
| | | | | | | | 三〇九 | 織物仕上學 | | | | 二 |
| | | | | 一〇一 | 數學 | 四 | 三一〇 | 織物分解學第一 | | | | 一 |
| | | | | 一〇四 | 力學 | 二 | 三一〇 | 同上第一 | | | | 一 |
| | | | | 一一一 | 物理學 | 二 | 三一〇 | 同上第二 | | | | 二 |
| | | | | 一一四 | 物理學實驗 | 二 | 三一〇 | 同上第三 | | | | 二 |

| 科目番號 | 科目名 | 單位數 | 備考 | 科目番號 | 科目名 | 單位數 |
|------|----------|-----|---|------|-----------|-----|
| 三一一 | 紡織機構學 | 一 | 備考 一、1、2印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ學士試驗ヲ受クルコトヲ得ス | 一一一 | 物理學 | 二 |
| 三一四 | 紡織試驗法 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一一四 | 物理學實驗 | 二 |
| 三一五 | 色彩學及圖案 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一二一 | 無機化學 | 二 |
| 三一六 | 色彩學及圖案實驗 | 二 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一二三 | 無機化學實驗 | 一 |
| 三一八 | 人造纖維化學 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一三二 | 有機化學第二部 | 二 |
| 三一九 | 編組學 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一三五 | 有機化學實驗第二部 | 二 |
| 三二〇 | 染織統制學 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一四一 | 物理化學 | 三 |
| 三二二 | 纖維工學實驗第一 | 五 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一四三 | 物理化學實驗 | 二 |
| 三二三 | 同上第二 | 九 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一五一 | 分析化學 | 二 |
| 三二四 | 同上第三 | 八 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一五二 | 定量分析實驗 | 四 |
| 七〇二 | 機構學 | 二 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一五三 | 定性分析實驗第一部 | 三 |
| 一〇二 | 數學解析 | 二 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一五六 | 工業分析實驗第二部 | 二 |
| 四〇二 | 岩石學 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一六一 | 化學工學第一部 | 三 |
| 四〇一 | 燃料及燃燒汎論 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 一六三 | 化學工學實驗 | 二 |
| 三五五 | 色彩學 | 一 | 二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス | 三五五 | 色彩學 | 一 |

| | | | | | |
|-------|-----------|---|--|------------|---|
| 四〇三 | 鑛物學實驗 | 一 | 七五五 | 機械設計及製圖第三部 | 二 |
| 四〇四 | 陶磁史 | 一 | 八五三 | 電氣工學汎論 | 二 |
| 四〇五 | 陶磁器 | 二 | 八五五 | 電氣工學實驗第五 | 一 |
| 四〇六 | 陶磁器彩飾法 | 一 | <p>備考一、A印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラ サレハ學士試驗ヲ受クルコトヲ得ス 二、B印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ 卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス</p> <p>應用化學科標準課程</p> | | |
| 四〇七 | 建築用陶磁器 | 一 | | | |
| 四〇八 | 耐火材料 | 一 | | | |
| 四〇九 | 硝子及珐瑯 | 二 | | | |
| 四一〇 | 硝子工業 | 一 | | | |
| 四一一 | セメント | 二 | | | |
| 四一二 | 窯業法 | 一 | | | |
| 四一三 | 窯業工學實驗第一部 | 一 | | | |
| A 四一四 | 同上 第二部 | 三 | | | |
| A 四一五 | 同上 第三部 | 三 | | | |
| B 四一六 | 同上 第四部 | 二 | | | |
| B 四一七 | 窯業製圖 | 二 | | | |
| 五〇一 | 工業化學測定法 | 二 | 一四一 | 物理化學 | 三 |
| 七五三 | 機械工學 | 三 | 一四三 | 物理化學實驗 | 二 |

| | | | | | |
|-----|-----------|---|-----|------------|---|
| 六〇一 | 電解化學 | 二 | 一三一 | 有機化學實驗第二部 | 二 |
| 五一三 | 應用化學設計製圖 | 一 | 一三二 | 同上 第二部 | 二 |
| 五一二 | 同上 第三部 | 二 | 一三一 | 有機化學第一部 | 三 |
| 五一一 | 同上 第二部 | 二 | 一二三 | 無機化學實驗 | 一 |
| 五一〇 | 工業化學實驗第一部 | 二 | 一二一 | 無機化學 | 二 |
| 五〇六 | 火藥學及實驗 | 一 | 一一四 | 物理學實驗 | 二 |
| 五〇五 | 同上 第二部 | 四 | 一一一 | 物理學 | 二 |
| 五〇四 | 工業化學有機第一部 | 四 | 一〇二 | 數學解析 | 二 |
| 五〇二 | 工業化學無機 | 二 | | | |
| 五〇一 | 工業化學測定法 | 二 | | | |
| 四〇三 | 鑛物學實驗 | 一 | | | |
| 一六三 | 化學工學實驗 | 二 | | | |
| 一六一 | 化學工學第一部 | 三 | | | |
| 一五五 | 工業分析實驗第一部 | 二 | | | |
| 一五三 | 定性分析實驗第一部 | 三 | | | |
| 一五二 | 定量分析實驗 | 四 | | | |
| 一五一 | 分析化學 | 二 | | | |
| | | | 六〇二 | 電熱化學 | 一 |
| | | | 七五三 | 機械工學 | 三 |
| | | | 七五五 | 機械設計及製圖第三部 | 二 |
| | | | 八五三 | 電氣工學汎論 | 二 |
| | | | 八五五 | 電氣工學實驗第五 | 一 |
| | | | 九五五 | 建築學汎論 | 一 |

電氣化學科標準課程

| | | | | | |
|-----|-----------|---|-----|-------------|---|
| 一三六 | 有機電氣化學 | 一 | 五五二 | 酸アルカリ工業 | 二 |
| 一四一 | 物理化學 | 三 | 六〇一 | 電解化學 | 二 |
| 一四三 | 物理化學實驗 | 二 | 六〇二 | 電熱化學 | 一 |
| 一四四 | 化學熱力學 | 一 | 六〇三 | 電着化學 | 一 |
| 一四五 | 冶金學 | 一 | 六〇四 | 高壓化學 | 一 |
| 一五一 | 分析化學 | 二 | 六〇五 | 合金學 | 一 |
| 一五二 | 定量分析實驗 | 四 | 六〇六 | 應用X線及光化學 | 一 |
| 一五三 | 定性分析實驗第一部 | 三 | 六〇七 | 一次及二次電池 | 一 |
| 一五四 | 同上 第二部 | 二 | 六〇九 | 電氣化學實驗第一 | 五 |
| 一六一 | 化學工業第一部 | 三 | 六一〇 | 同上 第二 | 三 |
| 一六二 | 同上 第二部 | 二 | 六一一 | 同上 第三 | 二 |
| 一六三 | 化學工業實驗 | 二 | 六一二 | 電氣化學製圖 | 一 |
| 二五一 | 化學工業第三部 | 一 | 六一三 | 試金術及實驗 | 一 |
| 四〇三 | 鑛物學實驗 | 一 | 七五三 | 機械工學 | 三 |
| 四五二 | 化學工業第四部 | 一 | 七五五 | 機械設計及製圖 第三部 | 二 |
| 五〇一 | 工業化學測定法 | 二 | 八五一 | 電氣工學第一 | 二 |
| 五五一 | 化學工業第二部 | 一 | 八五二 | 同上 第二 | 二 |

| 科目番號 | 科目名 | 單位數 | 學數 | 備考 |
|------|-------------|-----|-----|-----------|
| 七二五 | 操重機 | 一 | 一〇四 | 力學 |
| 七二七 | 機械設計 | 二 | 一一一 | 物理學 |
| 七二八 | 機械設計及製圖 第一部 | 六 | 七〇一 | 材料強弱學 |
| 七二九 | 機械製圖 | 四 | 七五一 | 水力原動機 |
| 七三〇 | 機械工學演習 | 一 | 七五二 | 火力原動機 |
| 七三一 | 機械工學實驗第一部 | 三 | 八〇一 | 電氣磁氣學 |
| 七三三 | 機械工作實習 | 二 | 八〇二 | 交流理論 |
| 七三四 | 機械工學夏季實習 | 二 | 八〇三 | 電氣測定及測定器具 |
| 八五一 | 電氣工學 第一 | 二 | 八〇四 | 電氣機械器具 第一 |
| 八五二 | 同上 第二 | 二 | 八〇五 | 同上 第二 |
| 八五四 | 電氣工學實驗第四 | 二 | 八〇六 | 同上 第三 |
| 九五一 | 建築汎論 | 一 | 八〇七 | 電力輸送 |
| 八〇八 | 配電及蓄電池 | 一 | 八〇八 | 配電及蓄電池 |
| 八〇九 | 發電所及變電所 | 二 | 八〇九 | 發電所及變電所 |
| 八一〇 | 電氣鐵道 | 二 | 八一〇 | 電氣鐵道 |
| 八一一 | 電燈照明及電熱 | 二 | 八一一 | 電燈照明及電熱 |
| 八一二 | 電氣回路理論 | 一 | 八一二 | 電氣回路理論 |

| 備考 一、A.1.1.2印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニ | B.3 | | | B.2 | | | B.1 | | | A.2 | | | A.1 | | |
|---|--------|------|------|----------|-------|-----------|------|-------|-------|----------|------|----------|------|-----------|-------|
| | 八二九 | 八二七 | 八二六 | 八二五 | 八二四 | 八二三 | 八二二 | 八二一 | 八二〇 | 八一九 | 八一八 | 八一七 | 八一六 | 八一五 | 八一四 |
| 電氣工業實地演習(夏季) | 電氣工業輪講 | 同上第三 | 同上第二 | 電氣工學實驗第一 | 電動力應用 | 電氣機械器具試驗法 | 電氣材料 | 高電壓工學 | 同上第二 | 電氣工學製圖第一 | 同上第二 | 電氣工學設計第一 | 同上第二 | 高周波電氣工學第一 | 電信及電話 |
| | | 三 | 五 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 四 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 |
| 建築學科標準課程 アラサレハ學士試驗ヲ受クルコトヲ得ス 一、A.1.2及B.1.3印ハ夫々學科目ノ履修順序ヲ示シ之等 學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレハ卒業ノ齋 查ヲ受クルコトヲ得ス | | | | | | | | | | | | | | | |
| 九〇九 | 九〇八 | 九〇七 | 九〇六 | 九〇五 | 九〇四 | 九〇三 | 九〇二 | 九〇一 | 一一四 | 一一一 | 一〇一 | 科目番號 | | | |
| 同上第二 | 建築計畫第一 | 建築史 | 同上第二 | 構造學演習第一 | 同上第二 | 建築構造第一 | 建築材料 | 構造力學 | 物理學實驗 | 物理學 | 數學 | | | | |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 五 | 四 | 四 | 三 | 二 | 二 | 二 | 四 | 單位數 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----|------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 九一〇 | 建築 | 建築 | 意匠 | 一 | | | | | | | |
| 九一一 | 地 | 震 | 學 | 一 | | | | | | | |
| 九一二 | 建築 | 設計 | 計 | 二 | | | | | | | |
| 九一三 | 測量 | 及 | 演習 | 二 | | | | | | | |
| 九一四 | 建築 | 施工 | 工 | 三 | | | | | | | |
| 九一五 | 都市 | 計畫及 | 建築法規 | 二 | | | | | | | |
| 九一六 | 建築 | 衛生 | 生 | 二 | | | | | | | |
| 九一七 | 工 | 藝 | 史 | 二 | | | | | | | |
| 九一八 | 庭 | 園 | 學 | 一 | | | | | | | |
| 九一九 | 社 | 寺 | 建築 | 二 | | | | | | | |
| 九二〇 | 自 | 在 | 畫 | 二 | | | | | | | |
| 九二二 | 設計 | 及 | 製圖 | 一 | | | | | | | |
| 九二三 | 同上 | 第 | 二 | 一 | | | | | | | |
| 九二四 | 同上 | 第 | 三 | 一 | | | | | | | |
| 九二五 | 防 | 空 | 建築 | 一 | | | | | | | |

| 航空工學科標準課程 | | | | 科目番號 | 科目名 | 單位數 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|-----|
| | | | | 一〇一 | 數 | 四 |
| | | | | 一〇三 | 應用數學特論 | 二 |
| | | | | 一〇四 | 力 | 二 |
| | | | | 一一一 | 物理 | 二 |
| | | | | 一一四 | 物理學實驗 | 二 |
| | | | | 七〇一 | 材料強弱學 | 二 |
| | | | | 七〇三 | 機構學 | 二 |
| | | | | 七一六 | 金屬材料及組織學 | 二 |
| | | | | 七一八 | 材料試驗法 | 二 |
| | | | | 七一九 | 機械工作法 | 二 |
| | | | | 七二〇 | 工作機械 | 二 |
| | | | | 七二二 | 精密機械工學第一部 | 二 |
| | | | | 七二三 | 精密機械工學第二部 | 二 |
| | | | | 七二七 | 機械設計 | 二 |
| | | | | 七三三 | 機械工作實習 | 二 |

備考 一、1,2印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニア
二、3印ノ學科目ノ履修ヲ完了シタルモノニアラサレバ
卒業ノ審査ヲ受クルコトヲ得ス

| | | | | | |
|-----------|------------|-----|----------|---|------|
| 一〇一四 | 航空原動機第二 | 三 | 水力學及唧筒大意 | 一 | 七五八 |
| 一〇一三 | 航空原動機第一 | 二 | 電氣工學實驗第四 | 二 | 八五三 |
| 一〇一二 | 原動機力學 | 一 | 電氣工學實驗第四 | 二 | 八五四 |
| 一〇一一 | 裝備及兵裝 | 一 | 航空學汎論 | 二 | 一〇〇一 |
| 一〇一〇 | 水上機 | 一 | 航空學汎論 | 二 | 一〇〇二 |
| 一〇〇九 | 飛行機工作法 | 一 | 空氣力學第一 | 二 | 一〇〇三 |
| 一〇〇八 | 飛行機強度及振動 | 二 | 空氣力學第二 | 二 | 一〇〇四 |
| 一〇〇七 | 飛行機設計及同演習 | 三 | 彈 性 學 | 二 | 一〇〇五 |
| 一〇〇六 | 飛行機構造 | 二 | 飛行機力學 | 二 | 一〇〇六 |
| 一〇〇五 | 飛行機設計及製圖 | 五 | 飛行機力學 | 二 | 一〇〇七 |
| 一〇〇四 | 航空機製圖 | 四 | 飛行機強度及振動 | 二 | 一〇〇八 |
| 一〇〇三 | 航空工學輪講 | 一 | 飛行機工作法 | 一 | 一〇〇九 |
| 一〇〇二 | 航空工學輪講 | 一 | 水上機 | 一 | 一〇一〇 |
| 一〇〇一 | 航空工學輪講 | 一 | 裝備及兵裝 | 一 | 一〇一一 |
| 一〇一五 | 航空原動機特論 | 二 | 原動機力學 | 一 | 一〇一二 |
| 一〇一六 | 航空原動機工作法 | 一 | 航空原動機第一 | 二 | 一〇一三 |
| 一〇一七 | 燃料及滑油 | 一 | 航空原動機第二 | 三 | 一〇一四 |
| 一〇一八 | 航空計器 | 一 | | | |
| 一〇一九 | 航空氣象學 | 一 | | | |
| 一〇二〇 | 航空法規 | 一 | | | |
| 一〇二一 | 航空工學輪講 | 一 | | | |
| 一〇二二 | 航空機製圖 | 四 | | | |
| 一〇二三 | 航空機設計及製圖 | 五 | | | |
| 一〇二四 | 航空學演習 | 二 | | | |
| 一〇二五 | 飛行機強度及振動演習 | 二 | | | |
| 一〇二六 | 航空工學實驗第一 | 二 | | | |
| 一〇二七 | 航空工學實驗第二 | 二 | | | |
| 一〇二八 | 航空工學夏期實習 | 二 | | | |
| 化學工學科標準課程 | | | | | |
| 科目番號 | 科 目 名 | 單位數 | | | |
| 一〇一 | 數 學 | 四 | | | |

| | | | | | |
|-----|-----------|---|-----|----------|---|
| 七五九 | 機械製圖第二 | 三 | 一一四 | 化學工場實習 | 二 |
| 七五三 | 機械工學 | 三 | 一一三 | 化學工場設計 | 二 |
| 七二七 | 機械設計 | 二 | 一一二 | 工業化計畫實驗 | 三 |
| 七一六 | 金屬材料及組織學 | 二 | 一一一 | 化學裝置設計製圖 | 二 |
| 七〇一 | 材料強弱學 | 二 | 一一〇 | 化學工學演習第二 | 二 |
| 六五一 | 化學工業第一部 | 一 | 一〇九 | 化學工學製圖 | 二 |
| 五五一 | 化學工業第二部 | 一 | 一〇八 | 製造化學實驗 | 二 |
| 四五二 | 化學工業第四部 | 一 | 一〇七 | 化學工學實驗第一 | 三 |
| 二五一 | 化學工業第三部 | 一 | 一〇六 | 化學工學演習第一 | 二 |
| 一六〇 | 分析實驗第二 | 三 | 一〇五 | 同上 第四部 | 二 |
| 一四三 | 物理化學實驗 | 二 | 一〇四 | 同上 第三部 | 二 |
| 一四一 | 物理化學 | 三 | 一〇三 | 同上 第二部 | 二 |
| 一三七 | 有機化學第三部 | 二 | 一〇二 | 化學工學第一部 | 三 |
| 一三五 | 有機化學實驗第二部 | 二 | 一〇一 | 化學工學緒論 | 二 |
| 一一四 | 物理學實驗 | 二 | 九五 | 建築學汎論 | 一 |
| 一一一 | 物理學 | 二 | 八五五 | 電氣工學實驗第五 | 一 |
| 一〇四 | 力學 | 二 | 八五三 | 電氣工學汎論 | 二 |

| | | | | | |
|------|---------|---|------|-------------|---|
| 一一一五 | 工業 窯 爐 | 二 | 一一一九 | 化學工學特別講義 第一 | 一 |
| 一一一六 | 高壓化學技術 | 二 | 一一二〇 | 同上 第二 | 一 |
| 一一一七 | 金屬腐蝕及防蝕 | 一 | 一一二一 | 同上 第三 | 一 |
| 一一一八 | 經濟最適問題 | 二 | | | |

次に昭和十五年七月現在の本部首脳部並に各科目擔任教官の氏名を左に掲げる。(研究所・豫備部等附設機關の氏名は夫々の項に掲げる)

大學長

工學博士 工學士 中村 幸之助

事務官

總務部長、復興部長、工業調査部長 石 井 茂 助

學生主事

學生部長、臨時學史編纂部長文學士 石 井 信 二

(兼)

附屬豫備部教授 理學士 文學士 梶 島 二 郎

技 師

文 部 技 師 橘 節 男

附屬圖書館長

理學博士 理學士 植 村 琢

染料化學科

教 授

有機化學實驗第一部、染料化學染料化學實驗第一、同上第二研究及卒業論文

理 學 博 士 上 野 繁 藏

有機化學實驗第一部、コールドタル分溜物及有機合成化學、染料化學實驗第一、同上第二、化學工業第三部、研究及卒業論文

工學博士 林茂助

助教

色染化學、精練漂白、色染化學實驗第一、同上第二、同上第三

膠質化學、膠質化學實驗、色染化學實驗第一

理學士 菱山 衡平

囑託

青木 良吉

紡織學科

教授

紡績學第二、織物仕上學、織維工學實驗第二、同上第三、紡織仕上學大意、卒業計畫及論文

工學博士 齋藤 俊吉

紡織原料學、織機構造學、紡織機構學、紡織試驗法、織維工學實驗第一、同上第二、紡織、卒業計畫及論文

工學博士 棚橋 啓三

織物構造學第二、織機構造學、織物分解學第三、織維工學實驗第一、同上第二、同上第三、紡織實驗、卒業計畫及論文

工學博士 太田 勤治

助教

紡織原料學、紡績學第一、織維工學實驗第一、同上第二、紡織大意

工學博士 大住 吾八

織物構造學第一、織物分解學第一、同上第二、編組學、織維工學實驗第三

工學博士 中原 虎男

紡織原料、人造纖維化學、織維工學實驗第一、同上第二、微生物

工學博士 祖父 江寬

織物構造學第二、織機構造學、纖維工學實驗第二、同第三

講師

色彩學及圖案、色彩學及圖案實驗、色彩學

纖維化學特論

紡績學第四

紡績學第三

染織統制

囑託

紡織工場設備

窯業學科

教授

陶磁器、耐火材料、セメント、窯業工學實驗第四部、化學工業第四部、研究及卒業論文

工業分析實驗第二部、燃料及燃燒汎論、硝子工業、硝子及玻璃、窯業工學實驗第三部、窯業製圖、研究及卒業論文

助教

陶磁器彩飾法、築窯法、窯業工學實驗第二部、窯業製圖

岩石學、礦物學實驗、窯業工學實驗第一部

工學士 內田豐作

東京高等工藝學校教授 宮下孝雄

東京帝國大學教授 厚木勝基

工學博士、工學士 鈴木鈴馬

商工技師 平本常三郎

岸武八

齋藤貞治

杉本徳三

缺員中

工學博士 田端耕造

理學士 榎本修二
末野悌六

冶金學、窯業工學實驗第二部、同上第四部、
 建築用陶磁器、窯業工學實驗第四部

講師

工學博士 工學士
 山內俊吉
 河嶋千尋

陶磁史

特許局技師文學士
 奧田誠一
 平野耕輔

應用化學科

教授

工業化學有機第一部、工業化學實驗第二部、應用化學設計製圖
 研究及卒業論文

(兼) 東京帝國大學教授
 工學博士 工學士
 田中芳雄

工業化學有機第二部、化學工業第二部、工業化學實驗第三部、應用化學
 設計製圖、研究及卒業論文

工學博士
 內田壯

工業化學測定法、工業化學無機、工業化學實驗第一部、應用化學設計製
 圖、酸アルカリ工業、研究及卒業論文

工學博士
 松井元太郎

工業化學有機第一部、應用化學特別講義第二部、工業化學實驗第二部、
 應用化學設計製圖、纖維素、研究及卒業論文

工學博士
 金丸競

助教授

工業化學有機第二部、應用化學特別講義第一部、工業化學實驗第三部、
 應用化學設計製圖、微生物

農學士
 清水誠

工業分析實驗第一部、工業化學無機特論、工業化學實驗第一部、應用化
 學設計製圖

工學士
 野田稻吉

工業化學實驗第二部、應用化學設計製圖、應用化學特別講義

工學士
 小林良之助

工業化學實驗第二部、應用化學設計製圖
工業化學有機第一部、應用化學設計製圖

工 學 士 神 原 周
工 學 士 瀧 澤 益 二

講 師

火藥學及實驗

工 東 京 帝 國 大 學 教 授 西 松 唯 一

電 氣 化 學 科

教 授

電解化學、一次及二次電池、電氣化學實驗第一、同上第二、同上第三、
化學工業第一部、電氣化學特論、研究及卒業論文

理 學 博 士 加 藤 與 五 郎

電解化學、電熱化學、合金學、應用X線及光化學、電氣化學實驗第一、
同上第二、同上第三、電氣化學製圖、研究及卒業論文

理 學 博 士 武 井 武

助 教 授

電熱化學、有機電氣化學、電氣化學製圖、電氣化學實驗第一、同上第二、
同上第三

理 學 博 士 杉 野 喜 一 郎

有機化學第一部、有機化學實驗第一部、同上第二部、化學第一部

工 學 士 星 野 愷

講 師

電着化學、試金術及實驗

工 學 博 士 瀨 谷 準 造

電解化學

工 學 博 士 工 學 士 浦 野 三 朗

電壓化學

橫 濱 高 等 工 業 學 校 長 富 山 保
理 學 博 士 理 學 士

電熱化學

機械工學科

教授

機械學、實驗工學、內燃機關、機械工學(第一)、機械設計及製圖第一部、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、卒業計畫及論文

水力學、水力機械、水力原動機、機械工學(第二)、機械設計及製圖第一部、機械工學演習、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、卒業計畫及論文

熱及熱機關、蒸氣タービン、機械工學(第三)、機械設計及製圖第一部、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、卒業計畫及論文

金屬材料及組織學、材料試驗法、機械工學(第四)、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、卒業計畫及論文

機械工作法、工作機械特論、工作機械、機械工作實習、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、卒業計畫及論文

精密機械工學第一部、精密機械工學第二部、卒業計畫及論文

助教

材料強弱學、應用彈性學、應用流體力學、機械工學特別講義、機械工學演習、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

機械力學、機械設計及製圖第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

冷凍及冷藏、壓縮機、機械工學演習、機械設計、機械製圖、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

工學博士 石川 等

工學博士 淺川 權八

工學博士 松本 容吉

工學博士 石川 政吉

工學博士 山田 良之助

工學博士 海老原 敬吉

工學博士 佐々木 重雄

工學博士 富田 久三郎

工學博士 原 正健

工學博士 川田 正秋

金屬材料特論、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

工學博士 橫山均次

水力學、水力機械、機械設計及製圖第一部、機械工學演習、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

工學士 板谷松樹

工作機械特論、機械工作實習、機械工學實驗第一部、同上第二部、同上第三部、同上第四部

工學士 中田孝

講師

煖房及換氣

宮內省御用掛工學士 北浦重之

操重機

工學博士 永雄節郎

鐵道車輛

鐵道技師 岡田正次

船用機關

府錄東作

電氣工學科

教授

電氣機械器具第三

(兼)大學長

工學博士 中村幸之助

配電及蓄電池、發電所及變電所、電動力應用、電氣工學第一、同上第二、電氣工學實驗第四、同上第五、卒業計畫及論文

工學博士 福田勝

電氣磁氣學、交流理論、電氣工學實驗第三、電氣工學特別講義(電子工學)卒業計畫及論文

理學博士 山本勇

電力輸送、發電所及變電所、電氣工學實驗第二、建築設備、卒業計畫及論文

工學博士 大槻喬

電氣機械器具第二、同上第三、電燈照明及電熱、電氣機械器具試驗法、電氣工學實驗第二、電氣工學輪講、卒業計畫及論文

工學博士 尾本義一

電氣回路理論、高周波電氣工學第一、同上第二、電氣工學實驗第三

工學博士 古賀逸策

助教

電氣測定及測定器具、高電壓工學、電氣工學輪講

工學博士 鈴木松雄

交流理論、電氣機械器具第一、電氣工學製圖第一、同上第二、電氣工學汎論

工學博士 藤高周平

電氣測定及測定器具、電氣工學實驗第一、電氣工學輪講

工學博士 森田清

交流理論、電氣工學實驗第三、同上第四、同上第五

工學博士 粟屋潔

講師

電氣工學設計第一、同上第二、電氣工學製圖第一、同上第二、電氣材料

工學博士 竹內壽太郎

電氣工學汎論、電氣工學實驗第四、同上第五

工學博士 小澤省吾

電氣工學特別講義(電氣法規)

遞信技師 工學士 森秀

電氣鐵道

遞信技師 工學士 坂元常樹

電話電信

遞信技師 工學士 松前重義

建築學科

教授

第一章 東京工業大學時代

建築計畫第一、工藝史、庭園學、設計及製圖第一、同上第二、同上第三
卒業計畫及論文

工學博士 前田松韻

建築計畫第二、設計及製圖第一、同上第二、同上第三、建築學汎論、
卒業計畫及論文

工學博士 小林政一

建築構造第一、防空建築、構造學演習第一、同上第二、設計及製圖第一
同上第二、同上第三、卒業計畫及論文

工學博士 田邊平學

構造力學、建築材料、構造學演習第一、同上第二、地震學設計及製圖第
一、同上第二、同上第三、卒業計畫及論文

工學博士 谷口忠

助教 授

建築構造第二、構造學演習第一、同上第二、設計及製圖第一、同上第二
同上第三

工學博士 二見秀雄

建築史、建築意匠、建築衛生、設計及製圖第一、同上第二、同上第三

工學士 谷口吉郎

建築史、設計及製圖第二

工學士 藤岡通夫

講師

建築史

東京帝國大學名譽教授
工學博士 伊東忠太

自在畫

東京美術學校教授
工學博士 南薰造

測量及演習

東京帝國大學教授
工學博士 關信雄

建築計畫第一

工學博士 佐野利器

建築材料、建築施工、設計及製圖第一、同上第二、同上第三

工學士 狩野春一

建築施工

工學士 武富英一

都市計畫及建築法規

社寺建築

彫 塑

工學博士 工學士 北澤五郎
內務技師 工學士 角南隆
堀進二

航空機工學科

教 授

航空機製圖
航空工學論講

彈性學、航空工學論講、航空機製圖、航空機設計及製圖

助 教 授

飛行機構造

航空學汎論、航空機演習

航空原動機第二、航空設計及製圖

講 師

航空原動機第一

航空原動機工作法

飛行機力學

飛行機工作法

第一章 東京工業大學時代

(兼) 東京帝國大學教授
工學博士 工學士

田中敬吉
倉西正嗣

(兼) 東京帝國大學助教授
工學博士 工學士

小川太一郎
岡本啓史
山田英夫

東京帝國大學助教授
工學士

渡部一郎
三枝定一郎
近藤政一
中川守之

化學工學科

教 授

化學工學第一、第二、化學工學緒論、化學工學實驗

助 教 授

化學工學實驗

工業用爐

工學博士 工學士 內 田 俊 一

工 學 士 大 山 義 平

工 學 士 矢 木 榮

數 學 教 室

教 授

數學、應用數學特論

理學博士 理學士 渡 邊 孫 一 郎

助 教 授

數學

數學、數學解析、力學、物理學實驗

(兼)

附屬豫備部 教授
理學士 文 學 士
理 學 士 梶 島 二 郎
久 末 啓 一 郎

教 授

物理學、應用物理學、物理學實驗

物 理 學 教 室

工學博士 理學士 木 下 正 雄

助 教 授

物理學特論、物理學實驗

理學博士 理學士 竹 內 時 男

物理學、應用物理學、物理學實驗

理學士 大石二郎

物理化學教室

教授

物理化學、物理化學實驗

(兼) 京都帝國大學教授
理學博士 理學士

堀場信吉

助教

物理化學、物理化學特論、物理化學實驗、化學熱力學、化學第一部

理學士 永廻登

物理化學、物理化學特論、物理化學實驗

理學博士 理學士 田村幹雄

分析化學教室

教授

分析化學、定性分析實驗第一部、同上第二部

理學博士 理學士 永海佐一郎

助教

定量分析實驗、工業分析實驗第一部

理學博士 理學士 箱守新一郎

定量分析實驗、工業分析實驗第二部、分析實驗、化學第一部、同上第二部

理學博士 理學士 加藤多喜雄

無機化學教室

教授

無機化學、無機化學特論、無機化學實驗、錯鹽化學、稀元素化學、分光化學

理學博士 理學士 植村琢

講師

在外研究中

工學士 稻村耕雄

有機化學教室

教授

有機化學第一部、同上第二部、有機化學特論、有機化學實驗第一部、同上第二部、化學第一部

理學博士 理學士 星野敏雄

工業經濟學教室

講師

工場管理法、特許法、經濟學

法制大意

國民精神文化研究所員 法學士

川西正鑑

民法及商法

法學博士 法學士 岩田新

醫學

學醫

醫學士 町山治躬

師範

柔道

飯塚國三郎

劍道

高野佐三郎

弓道

浦上榮

音樂

內田榮一

3. 本學行政機構の變遷

前述の如く、東京工業大學は昭和四年四月一日勅令第三十六號「官立工業大學官制」に據つて創設せられたが然しながら其の内容は遠く明治十四年五月創設の東京職工學校に創る東京高等工業學校の改組に據つたので、高等工業學校末期の組織の大部分が本大學の組織となつたのは勢の赴く所であつた。そこで分科の名稱は、高工時代の色染科が染料化學科となり、紡織科が紡織學科となり、窯業科は窯業學科となり、應用化學科・電氣化學科はそのまゝ名稱を繼ぎ、機械科は機械工學科となり、電氣科は電氣工學科となり、建築科は建築學科となつて授業開始をなすに至つたのである。その他、各學科に屬せしめ得ざる共通的學科を擔當する部局を獨立教室として認められたものに、物理化學教室・分析化學教室・物理學教室・數學教室があつて、八學科四教室を以て構成した。是等を統ぶるために大學長あり、その下に事務の統轄者として事務官あり、學生指導の統轄者として學生主事あり、圖書閱覽及其の監理の事務を執行する爲めに附屬圖書館長が置かれた。

大學の當初の機構は以上の通りであるが、其の前身東京高等工業學校の末期即ち昭和三年四月に入學を許可したる生徒の將來に對しては之を保證するの必要あるを以て、是が卒業に至る迄、高等工業學校を附屬工學專門部として存置せしめ、附設工業教員養成所を附屬工業教員養成所として存置せしむることとなつた。

其後、昭和五年七月には無機化學教室、同年十月には有機化學教室が誕生して、各其の蘊蓄を傾けて學生の指

導に研究に邁進することとなつた。

一方敷地擴張の計畫は、着々として進行したので愈々復舊豫算の施行を目指して、此が施工に關する特殊機關の設置を計畫し、本省に於ても本學の爲未だ嘗つて其の例を見ざる一般會計豫算の支拂を本大學長に委任せられ茲に昭和六年二月七日復興部の新設を見、部長として石井事務官任命せられて此部を主宰することとなり、技師は専門部教授たる橘節男氏文部技師兼東京工業大學技師に任せられ、其の他所要職員が任命せられた。そして課を總務課と工務課の二課に分ち總務課は大學會計課所屬職員の一部兼務として事務的方面を掌らしめ、工務課は新たに採用任命せられたる技術者を以て技術方面を掌らしめ、夫々事務官・技師を以てこの課長たらしめ、夫々の權威者を顧問囑託とし五十名の陳容を整へて形の上の大學創設に乗り出した。

其の年の九月には化學工學教室を創設せられ、更に應用工學への色彩を濃厚ならしめ、經營工學の研究を開始したのである。

昭和七年十月一日には附屬豫備部を設けた。後述の如く（八九九頁以下参照）本學前身校は外國人特に中華民國人の教育をなし、大學昇格と共に特設豫科として存置したが、特設豫科に關しては官制上認むべきものがなかつたので、これを官制第十五條ノ二として追加せられ、茲に附屬豫備部の設置が官制上に成文となり、從來悉く講師名儀であつた教官は主事以下八名の教授、助教授となり、其の面目を一新し外國人教育を制度化するに至つたのである。

建築方面では構成・意匠・施工計畫等に關しては各大學とも夫々の研究を爲してゐるが、未だ其の材料に關す

る本質的研究機關の設置は未だ國內に其の例を見ないので、本學は之を遺憾とし、其の開設方を其の筋に要求してゐたのであつたが遂に認められて、昭和九年二月二十八日建築材料研究所の創設を見、その官制は「官立工業大學官制」第十九條として追加せられた。そして所長以下夫々所員を任命されて堂々の陳容を以て綜合研究を開始した。單科大學中官制上の研究所を有するは、本學が其の嚆矢となつた。

昭和九年四月十日に工業調査部が設けられた。蓋し應用工業を其の眼目とする大學としては本邦其他の工業現勢を知悉し、その結果に對應して、本大學の使命達成を圖るは極めて緊要の事に屬するので、工業調査部を設置して、實際工業人の聲を聞き、政府其他の調査資料の蒐集整理、及外國の發刊にかゝる圖書・報告類の翻譯等のことに當らしむることゝし、部長以下の職員が任命された。

更に翌十年六月には工業經濟學教室を設けて、本學創立の本旨に則り、學生の工業經濟學的指導並に研究に従事することゝした。

紀元二千六百年（昭和十五年）は恰も我が東京工業大學が、明治十四年にその前身校東京職工學校が創立せられてより第六十年に當るが、本大學の半世紀に餘る歴史は直ちに我國工業教育史となるので、此を機會に本學創立六十年史を編纂することとなり、茲に於て昭和十二年八月一日臨時學史編纂部が設けられ、部長部員が任命された。

支那事變も擴大して、長期戦に入つたので、日本工業の自主性は益々拍車をかけられ、將來の經濟封鎖も輸入杜絶も自らの力を以て支へねばならないが、此際最も必要なものは熟練職工である。技師の補充が就いても此の

熟練工の補充のつかぬ時は、我國の工業界に重大なる支障を來すことは多言を要しない。そこで我が大學は此時的局的要望に應へんがため、昭和十三年四月一日臨時工師養成部を設け、中學校工業學校卒業業者、機械工場に於ける實務者にして其の事業主の推薦ある者の中より約三十名を採用して一箇年間修業せしむることとし、大學教官より主事以下講師を任命して授業開始の運に至つた。

翌十四年二月には資源化學研究所を本學に附屬せしむることとなり、官立工業大學官制に第二十條を追加し、以て同研究所の機構を明かにし、所長以下を任命して我國現時局に於る資源の利用開發に其の智能を總動員し、國內乃至日滿支ブロックの結成強化と相呼應し、資源的工業的に帝國を磐石の安きに置かんとする意氣を示した。本研究所は加藤教授が曩に磷酸礬土鑛よりアルミナを分離せんとする劃期的な發明をなし、之を或會社に讓渡して得たる三十萬圓を大學の爲に寄附し、之を財團として設立せられたるものなることを特記し、同教授の意圖に反せざる様且邦家の爲に其の研究の發展助長を望む次第である。

現下の非常時局に於ては素より、一般平和産業の見地に立ちて考ふるも、今日の躍進日本工業界に於る化學工業の部門は誠に重大である。而してこの化學工業に於て最も重大なるは分析で、是は一定の教育を受けない單なる仕來りでは到底成就せず、従つて之をなす職工は甚だ必要であるが、一般には求め得ない實狀にあつた。茲に於てか本學は昭和十四年四月一日臨時化學分析工員養成部を創設し、中等學校卒業生に一箇年此種の教育を施すこととし、大學教官より主事・講師を任命して化學分析熟練工の養成に乗り出したのである。

其後昭和十五年四月一日是等二養成部は新に組織せられた筈業工員養成施設と合して臨時工業技術員養成所と

命名せられ、其の分科として機械科、化學分析科及窯業科が設けられた。而して其の主事は大學長自ら當ることとなつた。

是より先昭和十四年十二月には精密機械研究所が設置せらるゝこととなり、官立工業大學官制に第二十一條が追加せられ、所員が任命せられて我國精密機械の貧困を救ふべき使命を與へられた。我國は今や聖戰四年を迎へんとして、國產自動車・國產飛行機等生産し得るとはいへ、その工作に使用すべき精巧なる工作機械類は大部分之を外國に求めねばならぬ。精密機械研究所の開設の理由も亦此處に存する。本學は既に數年前より精密機械の講習を開催して實務者に對する此種教育の徹底を期してきたが、愈々此の研究所を設置して本邦精密機械工業の獨立に邁進することとなつた。

昭和十五年四月一日事務系統の組織を改革した。東京工業大學創立以來十年の歲月を経たが、此間本學の事務は本學の發展に伴つて益々複雑となつて來たので、之を改組し從來の庶務課・會計課を廢止して、新に總務部とし、之を學務・文書・規畫・監査・用度及出納の六掛に分ち、其の部長に事務官を充つることとし、學生課は改組せられ學生部となり、部長は學生主事を以て之に充つることとした。之に伴つて各掛の事務の内容に差を生じた處もあるが、煩を避けて割愛する。(本項は主として本學書記根本近氏執筆の資料に據る)

第三項 敷地・建物及設備

敷地の整理

本學は昭和四年四月一日「官立工業大學官制」公布せられて東京工業大學の創設となつたものであるが、その實質は元の東京高等工業學校の組織を革めて大學となつたものに違ひない。而して高等工業學校時代の末期は、現在の大岡山に八學科を持つ専門學校で、是が直ちに大學となつたため草創時代の本學の設備は關東大震災に倉皇として逃れて大岡山に假建物を建設した名残を踏襲して、九萬坪の不規不整形殊に飛地を有する土地の上に平家建の所謂バラック建築を並べたものであつた。即ち色染・紡織・窯業・應用化學・電氣化學・建築の六科は清水窪（第三口座）に機械・電氣の二科は出穂山（第四口座）にあつて、其の連絡交渉等あらゆる事項に不便少からず、従つて復興豫算の施行に依り新建築を爲す場合には適當な位置に綜合的に各科を包藏する大建築をなしてその弊を改めることが緊要であり、創立委員會に於ても衆議一決して此種の計畫大綱を定めた。

而して昭和三年十二月二十二日には此の計畫に基き其の敷地を獲得すべく中村校長は目黒蒲田電鐵株式會社事務取締役五島慶太氏と交渉して本部所在地と出穂山敷地との間に介在する民有地一萬八千餘坪を取得し、その代償として呑川以西の玉川村・碑倉町石川端及清水窪等の三萬二千餘坪を提供することを内容とする土地交換假契約を締結し、文部大臣の認可を申請し、昭和四年四月九日所管大臣の認可があつて、この計畫の實現を見た。そして昭和四年七月十二日前記假契約の内容を本契約として更に契約書を交換した。然しながら目黒蒲田電鐵株式會社は各土地所有者より土地を買収して大學に提供し、且つ二百數十戸の民家の撤去及東京電燈株式會社送電線

路の移轉等を行ひ、苟くも大學の建築に支障を生ぜしめぬことを契約内容とするものであつたので、その困難も並大抵ではなかつた。本契約の履行上に於て兩當事者は少からざる心勞と努力を要したのであつたが、當局の奮闘は正に酬いられ、昭和九年十月二十二日前後五回に亘り全部の履行を完了したのであつた。斯くして本學敷地の現形は大體造られたのである。

其後に稍大量に敷地の異動をなしたのは昭和七年十一月二十五日東京府知事との間に道路其他の相互管理換の實施であつた。これは廣汎なる本學敷地内には道路（町村道）・溝渠・水塘等私權の目的物でなかつたものが土地臺帳上存在してゐたので、大學の管理上不便あるのみならず既に現形もなく何等の效用なき存在となつてゐたので、それ等を大學敷地にとり入れ、大學は附近住民の利便を考慮し境界に沿ひ道路を新設し或は擴張して敷地内道路の廢止による一般效用を害せざる施設をなした。この數字的動きは約二千四百坪を提供し二千八百餘坪を取り入れたのである。（以上は本學書記根本近氏執筆の資料に據る）

建物の變遷

本學第一回卒業生を出すまでの所謂草創時代には未だ設備が充分でなく、建物の如きもバラツクの狀況であつた。當時の狀況に關し當時の本學一覽には次の如く述べられてゐる。（昭和六年度「東京工業大學一覽」）

一、敷地

本學ハ東京府荏原郡碑倉町大岡山ニ在リテ地積九萬二千六百七十九坪ヲ有シ敷地中幾分起伏アリト雖比較的景勝ニシテ其ノ中

央ヲ日黒蒲田電車貫通シ交通運輸ノ便略々備ハリ學園トシテノ環境亦良好ナリ

二、建 物

| | | | |
|-------------|-----------|------------------|---------|
| 事務所（本部） | 二六六、〇〇〇 | 應用化學科實修實驗工場 | 四九〇、五〇〇 |
| 中央計算室及事務所 | 四一、〇六六 | 無機化學研究室 | 二〇、〇〇〇 |
| 中央工作場 | 二〇、〇〇〇 | 應用化學科教官實驗研究室 | 七五、〇〇〇 |
| 印刷室 | 二〇、〇〇〇 | 電氣化學科實修實驗工場 | 一七五、〇〇〇 |
| 講 堂 | 一六二、七〇〇 | 機械工學科實修實驗工場 | 六九二、八三〇 |
| 教 室 | 二、一八三、〇〇〇 | 同 動力所 | 五三、八〇〇 |
| 圖 書 館 | 二七〇、一〇〇 | 電氣工學科實修實驗工場 | 四二三、一〇〇 |
| 物理實驗室 | 五〇、〇〇〇 | 高壓高周波實驗室 | 二四、〇〇〇 |
| 特設豫科教官室研究室 | 二八、〇〇〇 | 建築學科實修實驗工場 | 八九、〇〇〇 |
| 建築材料研究室 | 三〇、〇〇〇 | 物理學實驗研究室 | 八〇、〇〇〇 |
| 染料化學科實習實驗工場 | 一七五、〇〇〇 | 製圖室（電氣一一二 機械一〇四） | 三七一、〇〇〇 |
| 染料化學科研究室 | 四八、〇〇〇 | 變 電 所 | 六九、二〇〇 |
| 紡織學科實習實驗工場 | 四六六、〇〇〇 | 學生控所 | 二〇五、〇〇〇 |
| 同 動力室 | 四八、〇〇〇 | 學生ホール | 一一六、五〇〇 |
| 窯業學科實習實驗工場 | 二八七、五六四 | | |

學生集會所

五〇、〇〇〇

寄宿舍

七九四、二六六・〇

雨天體操場

六四、〇〇〇

附屬諸建物

七七八、四九六・五

艇庫

九八、二五〇

計

八、七六五、三七二・五

上記ノ建築物ノ築造ヲ區分スレハ木造平家建七千八百拾二坪餘鐵骨建物九百五拾三坪三合餘ナリトス

三、設備（教室實修實驗室等）

前述ノ如ク各科共假建物ノ關係上内部ノ施設ニハ多少遺憾ノ點無キニ非スト雖本學ハ最善ノ方法ヲ講シ教育上ノ完璧ヲ期セリ今各學科教室等ニ於ケル設備概要ヲ左ニ記述スヘシ
染料化學科ニ專屬教室、實驗室（染料化學及色染化學）實修工場、染色品試驗室、光色實驗室ノ外染料化學、色染化學等ノ特別研究室ノ設アリ

紡織學科ニ專屬教室、紡績、手織機、力織機、織物仕上ノ各工場並ニ纖維及織物試驗室、分析室分解室、意匠室、研究室、纖維及織物標本室並ニ洗毛、乾毛汽罐室アリ、未タ各室トモ設備完成セザレトモ漸ヲ逐ヒ其ノ完成ヲ期セントス而シテ此等工場ニ於ケル機械ヲ運轉スル動力ハ總テ電力ヲ使用シ仕上及洗毛ニ要スル蒸汽ハ汽罐室ヨリ之ヲ供給ス

窯業學科ニ專屬教室、實驗室、工場、窯場アリ實驗室ハ原料分析、燃料分析粘土實驗、礦物地質實驗、彩畫、研究ノ各室ニ分テ工場ニハ陶磁氣硝子ノ實修室及セメントノ試驗室アリテ實修ト試驗トヲ行ヒ工場ニハ窯業品燒成及熔融用各種ノ石炭窯、瓦斯窯及電氣爐アリテ窯爐作業ノ實修ニ供ス而シテ是等各室ニハ必用ナル諸機械ヲ設備セリ

應用化學科ニ專屬教室、製圖室、有機實驗室、天秤室、測定及工業分析室並ニ皮革及ゴムノ實修工場ノ設ケアリ各室ニハ必要ナル器具機械及裝置ヲ備ヘ實修並ニ研究ニ便セシメ各種特別實驗室ヲ設ク

電氣化學科ニ專屬教室、實修工場アリ其工場ニハ電爐、電解高壓放電、電鍍、電鑄等諸工業ニ關スル設備ヲ有シ且是等諸工業

ノ基礎的知識ノ養成ニ必要ナル電動力、電氣傳導測定、物理化學實驗、電氣分析等ノ設備ヲナシ電氣化學ハ勿論化學工業全般ニ互ル應用物理化學ノ練習ニ力ヲ用フ

化學共通學科教室化學關係ノ共通學科タル物理化學、無機化學、有機化學及分析化學ノ四教室アリテ各實驗室ヲ設ケ又分析教室ハ之ヲ定性定量ニ分ツ

機械工學科ニ專屬教室、製圖室、木工室、鑄造場、鍛工場、仕土工場、工作試驗機械室、内燃機關試驗室、材料試驗室、水力試驗室、蒸汽機關試驗室、汽縮室等ノ設ケテアリ各工場及試驗室ニハ必要ナル機械及器具ヲ備ヘテ實修及實驗ニ供フ

電氣工學科ニ專屬教室、製圖室、強電流實驗室、弱電流實驗室、特別高壓實驗室、照明實驗室並ニ強電流研究室、高周波研究室、特別高壓研究室ノ設アリ尙此ノ外ニ中央變電所アリ校內一般ノ電燈電力ニ要スル配電ヲ行フ

建築學科ニ專屬教室、製圖室、自在畫室、實驗室、標本室、寫眞室等アリ製圖室ハ參考圖及製圖臺ヲ備ヘテ學生ノ設計製圖演習ニ充テ自在畫室ハ彫刻及畫架ヲ備ヘテ學生ノ自在畫演習ニ充ツ、標本室ニハ各種建築ノ模型、及材料標本ヲ陳列シ實驗室ニ

ハ五百噸、六十噸、五十噸ノ耐壓及耐伸試驗機磨滅試驗機恒溫槽微動計及コンクリート試驗機其他各種試驗機ヲ備ヘテ構造方法及材料ノ實驗研究ニ充テ尙ホ化學分析室ヲ設ケテ材料分析ヲ行フ寫眞室ハ必要ニ應シ學生ノ使用ニ充ツ

物理學教室及數學教室等 物理學、數學、語學ノ教室及物理學試驗室ヲ設備ス

特設豫科ニ專屬教室製圖室及博物標本室ヲ有シ又物理化學ニ關スル學科ニ就テハ大學部ノ當該設備ヲ共用ス

附屬圖書館、以上各科ノ外國圖書館アリテ職員學生生徒各別ノ閱覽室ヲ設備セリ今ヤ藏書參萬五千拾有餘冊を算ヘ之ヲ職員學生並ニ生徒ノ閱覽ニ供シ研究上ニ資益セシム

東京工業大學初期の卒業生はバラツク建の設備で學習したが、其の後漸次本建築に着手し、昭和六年五月二十六日本館地鎮祭を執行、同年九月分析化學教室の竣工を始めとして次々に本建築が實現し、其後の復興建築の進展

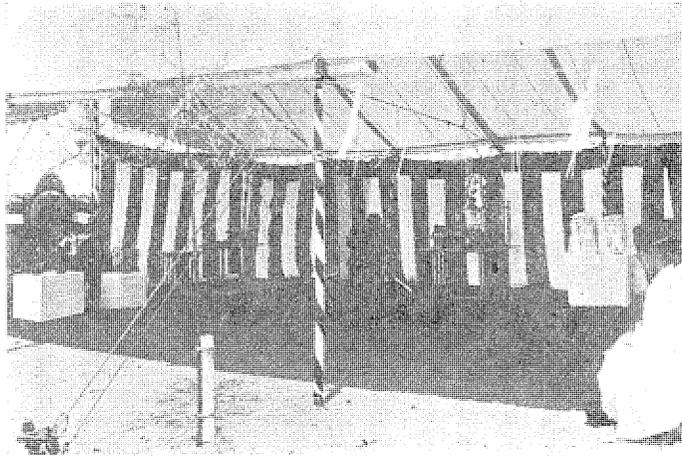
は實に驚異すべきものがあつた。是等に關しては本學復興部工務課長橋節男氏の一文を次に掲げる。

東京工業大學復興建築に就いて

本大學の前身東京高等工業學校が大正十二年の大震災災によつて烏有に歸したのは誠に惜しむべきことである。然し乍ら當時既に大學の昇格問題が論議せられて居り、其の實現の曉に於ては、何分にも一萬坪に足りぬ藏前の敷地のこととて、現在の大岡山に於ける本大學の建物其の他の施設の何分の一をも收むる事が出来なかつたであらう。加之その周圍の状況は少しの擴張をも許されぬ状況にあつたのであるから、或は當然起るべき土地移轉問題をしてこの震災が促進せしめた結果となつたのである。……

昭和四年本學が大學に昇格後、漸く震災復興建築の機運が熟し昭和六年二月本學に復興部が設置せられ、はじめて大學としての建築が計畫せらるゝに至つた。而してこの本建築を計畫するに當つて、その根本方針として先づ第一に議せられたことは各學科を別々の建物とするか、或は全學科を統一した一建築とするかといふことであつた。従つて最初は別々の建物とする計畫も種々設計せられたのであるが、結局各科の聯絡、學校の管理統制、經濟等の諸點に於て、之を纏めて一つの建築とするのも適切なるを考慮し、先づ各學科教室、研究室講義室等の全部を一丸とした大建築を本館として建築することに決定された。只、分析化學教室のみは有毒ガスを發散する故を以て、別に一個の獨立した建物として建築されることになつたのである。

本館は鐵筋コンクリート造三階建一部四階地下室付で、約七千八百坪の延坪を有する現代式建築であるが、之の位置が決定せられた當時は、本館前は幅廣き谷間となつてゐたので、自然建物を前に出すことは不可能であつた。その後この谷間を埋立たし、現在の如き割合に廣き前庭を有するに至つたのである。而して本館設計の内容に就て申すと、正面北側中央部を事務系統本部に屬する各室とし、其の左東側を物理部系統、右西側を化學部系統とし、本部と相對する南側を圖書館に當てた。一般教室の大きさは幅四米、奥行六米半を以て一單位とし、必要の大きさに應じて之を綜合したものである。而して防火上の關



（長課務工橋は中央） 祭鎮地館本

係から約三單位程度に鐵骨コンクリートの間仕切とし、其他要所には防火扉を設けた。各階の高さは床上の間隔四米であるが、反響の關係及び各附帯工事の配管掩蔽等の都合に依つてタイガーボードの天井を設けた、めに多少天井の高さを減じたことは止むを得ない次第である。構造上特殊なる點としては、主要部分を耐震壁としたこと、又實驗上特に震動を避くべき室に對しては、各壁の厚さを増大して堅固なる構造としたこと等であるが、化學系統に於けるドラフトチェンバーの設計に對しては特に研究を重ね、已に本館建築の以前復興建築の最初の建物として竣工した分析化學教室設計の際、帝大、理研等其他此の種の設備あるものを調査研究した結果、屋上にマルチプレード型排氣機を設けたが、現在極めて良好な結果を得てゐるなどに依つても、其の設計設備が最も適當なるものであつた事の一斑を證明してゐる。同じく化學系統の實驗室排水設備に於ては、特にドラム・トラップの裝置を床上に設け、水銀等の流出又は塵埃等の流出防止上の施設に留意した。斯くして昭和六年三月起工に際しては明治神宮の祭官に依頼して極めて莊嚴なる地鎮祭を舉行し、同九年八月延坪七、三〇〇坪の本館は竣成した。其の後地下室の改造に依つて、坪數は増加し、今日では約七、八〇〇坪に達してゐる。尙前述の分析化學教室は延坪四一一坪、鐵筋コンクリ

ト二階建は本館の一部として獨立に昭和六年九月竣工した。

次いで本館に附屬すべき各科の實驗工場は本館の南側に、之れ亦本館と同様東側に物理關係の各科を、西側に化學關係の各科工場を配置した。各工場共坪數は各一四〇坪の平家建で、構造は化學科のものは乾式構造で鐵骨構造周圍セメント、ポルト張りとしたが、本邦の如き雨量の多き國土に於ては、極めて適當な方法といふことは出来なかつたやうである。従つて次いで建築した物理部關係の工場に於ては、凡て之を鐵骨コンクリート構造とした。以上述べた本館、分析化學教室並に各科の附屬實驗工場の地帯は、本學の中央部でその本體をなすべき建築物となる譯である。

次に本學附屬の研究所地帯は、此本部の南出穂山方面に在る。最初に出來たのは昭和八年三月竣工した建築材料研究所、鐵筋コンクリート造三階建延坪七百坪で、特殊な研究室として恒溫恒室、耐寒槽、音響研究室等の設備が完備してある。この建物の南側には百二十坪單位の附屬工場數棟を配置した。次いで昭和十三年十一月精密機械研究所、同年十二月に資源化學研究所が竣工した。

其他本學敷地の西側一帯の方面は運動場地帯として、第一運動場に野球、庭球等の諸施設があり、この運動場の東側には柔劍道場がある。この道場は一四四坪、木造平家建であり、本學唯一の日本式建築である。尙其の隣には五〇坪の弓道場が目下建造せられつゝある。(註、昭和十五年三月一日落成)第二運動場は、第一運動場の北方目蒲線々路を距てたる處にあり、馬場、自動車運轉の練習等に使用せられてゐる。西北隅の高臺には寄宿舎の設備がある。尙目蒲線路の北側に接して殘存する地帯は主として、學生集會場、學友會の各部室等の學生關係の建物に充當されて居る。

惟ふに本學の敷地は約八萬坪近きに不拘、高低起伏多き爲、平地として利用し得る面積比較的少きは、建物敷地撰定に際して少なからず苦心せしめられた處である。然し乍ら之が爲に自然風致に富み、森あり、水あり、之を利用して適當なる建物を配置し又は庭園を築造する等の便がある。現に線路の北側西方の森林地帯には、植物溫室の設備があり、その中腹にはワグネ

ル氏の胸像があり、前面の瓢箪池を見下して居るなど一大庭園を形成して居る。且つ敷地の大部分は、地盤は粘土層にして堅固なるため、殆んど假粹なしにコンクリートを打つことが出来る程度のもので、本館の如きその全部に地下室を設けたるに不拘、尙且耐力十分なる地盤の上に簡單なる地形を以て足りたといふことは、本學全般の建築について考へると少からざる節約を得てゐるものと云はなければならぬ。

斯くの如くして復興諸建築、其の他着々として建設せられ、今や復興建築としては講堂を餘すのみとなつたが、今次の支那事變に遭遇して諸物資の拂底、諸物價の騰貴著しく特に鐵材、セメントの使用上に一大支障を來すに至り、鐵筋コンクリート造りの建物の建設には着手出来ぬ状態となつたので、最近建築しつゝある化學工學科、其の他二三の建物も凡て木造建築となすの止むを得ざるに至つたことは、防火上の見地に於て頗る寒心に堪へぬ次第である。

次に主要なる建物の構造、坪數、價格、竣工年月日、請負人等を次に掲げる。

| 本館 | (名稱) | (構造) | (坪數) | (價格) | (竣工年月日) | (取得事由) | (備考) |
|----|---------------|--------------------------------|------------------------|------------------------|-----------|----------|--------------------|
| 内 | 第一期工事 | 鐵筋コンクリート 造三階建一部四階 地下室塔屋付 | 7,349.51 | 891,099.000 | 昭和七・一〇・三〇 | 主體 新築 | 請負人 清水組 |
| | 第二期工事 | 追加工事 {銃器格納室 其他新營} | 1,377.33 | 3,370,000 | 10・三・30 | 補工 | 安藤組 |
| 譯 | 航空學科地下室 補工 | | 4,608.87 | 4,500,000 | 14・三・31 | 補工 | 清水巖 |
| | 分析化學教室 | 鐵筋混凝土造二階 建一部地下室塔屋 付 | 4,126.23 | 65,129,460 | 14・九・7 | 新築 | 金川堯 |
| | | | 延七,七九,二九一 ^坪 | 一,四四六,九一九 ^円 | | 新築 | 着手年月日 昭和六・三・二六日 |

第一章 東京工業大學時代

| | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------|---|---------|------------|---------|----|-----------|
| 水力實驗室本館 | 鐵筋混凝土造平家 一部二階建 | 延 | 一四九・七七 | 一四、八三九・三〇〇 | 七、八・〇〇 | 新築 | |
| 紡織學科實驗場 | 木造平家建 鐵骨鐵筋混凝土造 平家建 | 〃 | 二六六・〇〇〇 | 二、八二〇・九〇〇 | 一〇・六・三〇 | 移築 | 大正三三・〇新築 |
| 染料化學科 實驗工場 | 〃 | 〃 | 五三三・二八 | 八、三〇〇・〇〇〇 | 一〇・六・三〇 | 新築 | |
| 應用化學科 實驗工場 | 〃 | 〃 | 一四七・四三 | 三、五〇〇・〇〇〇 | 一〇・六・三〇 | 〃 | |
| 物理化學、化學工 學教室、實驗工場 | 鐵骨造平家建 | 〃 | 三三七・三四 | 二四、五五九・〇〇〇 | 〃 | 〃 | 大正三三・三三新築 |
| 電氣化學科 實驗工場 | 〃 | 〃 | 八〇・〇〇〇 | 四、四九六・〇八〇 | 一〇・二・二 | 移築 | |
| 電氣化學科 實驗工場 | 〃 | 〃 | 一四一・四八 | 二七、六〇〇・〇〇〇 | 一〇・六・三〇 | 新築 | |
| 窯業學科 實驗工場 | 〃 | 〃 | 三三七・三四 | 三九、一四〇・〇〇〇 | 〃 | 〃 | |
| 機械工學科 實驗工場 | 鐵骨鐵筋混凝土造 平家建 | 〃 | 一四一・〇六三 | 六、八九五・〇〇〇 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 八〇・〇〇〇 | 四、四六五・〇〇〇 | 一〇・六・三〇 | 移築 | 大正三三・三三新築 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二〇〇・二九〇 | 三六、五〇〇・〇〇〇 | 一一・九・二四 | 新築 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三三七・三四 | 三〇、九五二・五〇〇 | 一一・三・三九 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一三七・三四 | 一六、六二九・五〇〇 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一五九・八六 | 二九、八九〇・〇〇〇 | 一一・三・三九 | 〃 | |
| 〃 | 鐵筋混凝土造平家 建 | 〃 | 一〇一・七〇〇 | 一七、七〇〇・〇〇〇 | 一一・六・二九 | 〃 | |
| 電氣工學科 實驗工場 | 鐵骨鐵筋混凝土造 平家建 | 〃 | 八〇・四九五 | 三、四八四・二五〇 | 一一・九・五 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三三七・三四 | 三九、二八六・六〇〇 | 一一・三・三〇 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三三七・三四 | 三、四一六・一〇〇 | 〃 | 〃 | |

第二編 後 史

| | | | | | | | |
|---------------|----------------------|---|--------------|--------------|---------|----|-------------|
| 建築學科 | 鐵骨平家建 | 延 | 壹, 000 | 三, 660, 000 | 三, 336 | 移築 | 大正三, 三, 三新築 |
| 建築學科 實驗工場 | 鐵筋混凝土造平家 建一部二階建 | 〃 | 三, 660, 000 | 三, 660, 000 | 一四, 五三三 | 移築 | |
| 化學工學 | 木造平家建 | 〃 | 一六, 000 | 六, 三三〇, 100 | 三, 三三七 | 新築 | 昭六, 二, 七新築 |
| 其他研究室 | 〃 | 〃 | 110, 000 | 四, 五八〇, 000 | 六, 八二二 | | |
| 建築學科研究室 | 〃 | 〃 | 七, 500, 000 | 一一, 191, 000 | 八, 三三〇 | | |
| 建築材料研究所 | 鐵筋混凝土造三階 一部一階及四階建 | 〃 | 七, 500, 000 | 一一, 191, 000 | 八, 三三〇 | | |
| 建築材料研究所 工場 | 木造平家建 | 〃 | 110, 000 | 二, 七〇〇, 000 | 二, 六六元 | | |
| 標本室 | 〃 | 〃 | 110, 000 | 七, 127, 125 | 一一, 110 | | |
| 研究室 | 〃 | 〃 | 110, 000 | 八, 101, 250 | 〃 | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 110, 000 | 六, 六〇, 910 | 三, 七七七 | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 110, 000 | 八, 500, 320 | 〃 | | |
| 精密機械研究所 | 鐵筋混凝土三階建 一部二階建 | 〃 | 八〇, 655 | 一九, 000, 000 | 三, 一一四 | | |
| 〃 | 鐵筋混凝土造平家 建 | 〃 | 二七, 623 | 一九, 000, 000 | 三, 一一四 | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 二六, 333, 000 | 二六, 333, 000 | 一五, 三三五 | | |
| 資源化學研究所 | 木造平家建 | 〃 | 150, 000 | 三, 170, 000 | 三, 330 | | |
| 研究室 | 〃 | 〃 | 150, 000 | 三, 170, 000 | 三, 330 | | |
| 柔劍道場 | 〃 | 〃 | 150, 000 | 三, 170, 000 | 三, 330 | | |
| 附屬豫備部 | 鐵骨硝子張一部木 造平家建 | 〃 | 12, 000 | 二, 840, 000 | 三, 115 | | |
| 植物溫室 | 〃 | 〃 | 12, 000 | 二, 840, 000 | 七, 三三五 | | |
| 耐彈建築研究室 | 木造平家建一部塔 屋鐵骨 | 〃 | 九, 622 | 七, 150, 450 | 一四, 三三三 | | |
| 化學工學教室 | 木造二階建 | 〃 | 七, 600, 000 | 八, 270, 000 | 一五, 133 | | |

七五八

元請負金六, 五〇〇, 〇〇〇
變更殘額二, 七九〇, 〇〇〇
正三, 三三三, 〇〇〇

元請負金七, 五〇〇, 〇〇〇
變更減額三, 四〇〇, 〇〇〇
正七, 157, 450

| | | | | | | |
|---------------------|-----------|---|---------|-----------|----------|----|
| 弓道場 | 木造平家建 | 延 | 五〇・五〇〇 | 三、八五〇・〇〇〇 | 一五・四・一六 | 新築 |
| 臨時工師養成部教室 | 木造二階建 | 〃 | 一三〇・〇〇〇 | 三、五三三・六六〇 | 一三・一〇・一一 | 〃 |
| 分析化學實驗室及化學分析工員養成部教室 | 木造二階建(二棟) | 〃 | 一六〇・〇〇〇 | 三、三三〇・〇〇〇 | 一四・六・一七 | 〃 |

現在の敷地・建物・設備

次に昭和十五年七月末現在の本學の敷地・建物・設備を次に掲げる。

| 敷地建物及設備 | | 二建物 | |
|---------------------------------|-------------------------|----------|---------|
| 一敷地 | | 二建物 | |
| 目黒區大岡山、大森區南千束町、北千束町及石川町所在電鐵線路以南 | 四一、八七三・八一七 ^坪 | 紡織學科實驗工場 | 二六六・〇〇〇 |
| 大森區北千束町目黒區大岡山及綠ヶ丘所在電鐵線路以北府道西側 | 二七、一四七・六八二 | 門衛所 | 一一・〇〇〇 |
| 大森區北千束町所在電鐵線路以北府道東側 | 六六四・八七〇 | 便所 | 六・〇〇〇 |
| 大森區南千束町三八一番地 | 九、二〇七・一五九 | 自動車庫 | 六・七〇〇 |
| 計 | 七八、八九三・五二八 | 建築學科物置 | 一〇・〇〇〇 |
| 群馬縣吾妻郡嬭戀村所在 | 五、八八〇・〇〇〇 | 物品格納庫 | 三〇・一〇〇 |
| 茨城縣東茨城郡大貫町所在 | 三、三〇〇・〇〇〇 | 講堂 | 一六七・九五〇 |
| 東京市淺草區南元町所在 | 七七三・四九〇 | 便所 | 二・五〇〇 |
| 合計 | 八八、八四七・〇一八 | 弓道場 | 二二・五〇〇 |
| | | 弓道場 | 八・五〇〇 |

| | | | |
|----------------|---------|---------------|-----------|
| 備 人 宿 舍 | 一五〇〇〇 | 氣化學科研究室 | 二〇〇〇〇 |
| 同 | 一〇〇〇〇 | 本 館 | 七、七七九・二九一 |
| 運動場附屬物置兼更衣室 | 二五〇〇〇 | 染料化學科實驗工場 | 一四七・四三三 |
| 建築材料研究室 | 三〇〇〇〇 | 應用化學科實驗工場 | 一三七・二一四 |
| 消火機置場及車庫 | 一五・七五〇 | 物理化學、化學教室實驗工場 | 一四三・七四八 |
| 第二變電所 | 一〇〇〇〇 | 電氣化學科實驗工場 | 一三七・二一四 |
| 雨天體操場 | 六四〇〇〇 | 窯業學科實驗工場 | 一四六・〇六二 |
| 建築學科研究室兼實驗工場 | 一二〇〇〇〇 | 紡織學科實驗工場 | 五〇三・一一八 |
| 物品整理室 | 七〇〇〇〇 | 染料化學科乾燥室 | 八〇〇〇〇 |
| 分析化學教室 | 四一・二八二 | 危險物倉庫 | 一六〇〇〇 |
| 分析化學教室附屬變電所兼物置 | 五・九八九 | 應用化學科實驗工場 | 八〇〇〇〇 |
| 化學工學其他研究室二號 | 一六二・〇〇〇 | 紡織學科動力室 | 四八・〇〇〇 |
| 水力實驗室本館 | 一六一・〇三七 | 窯業學科窯室 | 八〇〇〇〇 |
| 備 人 宿 舍 | 一二〇〇〇 | 運動場附屬家 | 五八・二五〇 |
| 給水唧筒室 | 三〇〇〇 | 事務室倉庫 | 四〇・二〇〇 |
| 發電所 | 一三・六一三 | 機械工學科實驗工場 | 二〇〇・九二〇 |
| 唧筒室 | 五・四四五 | 同 | 一三七・二一四 |
| 運動場附屬控所 | 五一・〇〇〇 | 同 | 一三七・二一四 |

| | | | | |
|---|-----------|---------|------------|---------|
| 同 | 物置 | 一五六・八一六 | 第一分館 | 七七六・〇〇〇 |
| 同 | 電氣工學科實驗工場 | 八四・〇〇〇 | 宿舍イ號 | 一八・〇〇〇 |
| 同 | 電氣工學科實驗工場 | 八〇・四六五 | 同 | 一一・〇〇〇 |
| 同 | 便所 | 二・〇〇〇 | 弓道場 | 四〇・〇〇〇 |
| 同 | 電氣工學科實驗工場 | 一三七・二一四 | 同 | 一〇・五〇〇 |
| 同 | 電氣工學科實驗工場 | 一三七・二一四 | 電氣工學科實驗工場 | 三九・〇〇〇 |
| 同 | 車庫 | 七三・一〇〇 | 自轉車置場 | 一六・〇〇〇 |
| 同 | 便所 | 一五・七五〇 | 變電所 | 二二・五〇〇 |
| 同 | 同 | 三・〇〇〇 | 生徒控室 | 二〇・五〇〇 |
| 同 | 同 | 三・〇〇〇 | 集會所 | 七六・三一二 |
| 同 | 同 | 三・〇〇〇 | 生徒控室附屬便所 | 二・〇〇〇 |
| 同 | 同 | 三・〇〇〇 | 寄宿舍(北寮) | 三一五・〇〇〇 |
| 同 | 臨時工師養成部教室 | 一一二・〇〇〇 | 寄宿舍附屬物置並便所 | 八・四一六 |
| 同 | 柔劍道場 | 一四四・〇〇〇 | 寄宿舍(南寮) | 二三五・〇〇〇 |
| 同 | 防護用器具格納庫 | 二八・〇〇〇 | 監理舍 | 二五・〇〇〇 |
| 同 | 分析科教室 | 九〇・〇〇〇 | 傭人宿舍 | 一五・〇〇〇 |
| 同 | 同 | 九〇・〇〇〇 | 寄宿舍渡廊下 | 三三・二〇〇 |
| 同 | 化學工學科實驗工場 | 六〇・〇〇〇 | 寄宿舍食堂 | 一一〇・〇〇〇 |

寄宿舍汽罐室
 舍 監 宿 舍
 寄宿舍病室
 學生控室
 寄宿舍附屬物置
 寄宿舍附屬物置二號
 特設豫科植物溫室
 學生控室附屬家
 備 人 宿 舍
 運動場便所(其一)
 同 (其ノ二)
 寄宿舍學生集會所
 寄宿舍學生集會所渡廊下
 運動場附屬物置
 研究成績品陳列室
 電氣工學科超短波研究室
 第二運動場附屬家
 監 理 室

三〇〇〇
 二七五〇〇
 一八七五〇
 五〇〇〇〇
 五〇〇〇
 一〇〇〇
 二七〇〇〇
 一六四〇〇〇
 一二七五〇
 三三五〇
 三三五〇
 五〇〇〇〇
 四五〇〇
 二八〇〇〇
 五三〇〇〇
 一二〇〇〇
 五〇〇〇〇
 一五〇〇〇

物 置
 門 衛 所
 內燃機關諸車置場
 備 人 宿 舍
 便 所
 機械工學科實驗工場
 同
 便 所
 電氣工學科變電所
 備 人 宿 舍
 機 械 保 存 庫
 建 築 學 科 便 所
 內燃機關實驗室
 建築材料研究所
 建築材料研究所工場
 機械工學科實驗工場
 化學工學其他研究室壹號
 建築材料研究所標本室

一一〇〇〇
 一一〇〇〇
 三〇〇〇〇
 一〇〇〇〇
 六〇〇〇
 一九五〇〇〇
 二〇五〇〇〇
 四〇〇〇
 五〇〇二〇〇
 一二〇〇〇
 二〇〇〇〇
 六〇〇〇
 一五〇〇〇
 七〇五二一八
 一一二〇〇〇
 一一〇二七〇〇
 一七五〇〇
 一一二〇〇〇

構 外 施 設

| | | | |
|---------------------|---------|---------------|------------|
| 建築材料研究室 | 一二〇・〇〇〇 | 同 第五號 | 一五・〇〇〇 |
| 同 | 一二〇・〇〇〇 | 監 理 舍 | 二五・〇〇〇 |
| 同 | 一二〇・〇〇〇 | 食 堂 | 五〇・〇〇〇 |
| 耐 彈 建 築 研 究 室 | 一九・六六二 | 附 屬 家 | 一・五〇〇 |
| 精 密 機 械 研 究 所 | 八一・七四六 | 第 一 號 官 舍 | 二七・〇〇〇 |
| 精 密 機 械 研 究 所 附 屬 家 | 三・〇〇〇 | 第 二 號 官 舍 | 二七・〇〇〇 |
| 資 源 化 學 研 究 所 附 屬 家 | 一五〇・〇〇〇 | 第 三 號 官 舍 | 二七・〇〇〇 |
| 精 密 機 械 研 究 所 附 屬 家 | 七三・四三一 | 第 四 號 官 舍 | 二一・五〇〇 |
| 建 築 學 科 實 驗 工 場 | 一五四・七二八 | 第 四 號 官 舍 物 置 | 一・五〇〇 |
| 木 工 工 場 | 一五・〇〇〇 | 第 二 號 官 舍 | 五九・五六二 |
| 建 築 學 科 實 驗 工 場 | 一〇・〇〇〇 | 第 二 號 官 舍 物 置 | 一・八〇〇 |
| 鹿 澤 宿 舍 兼 監 理 舍 | 九二・〇〇〇 | 學 生 主 事 官 舍 | 五三・〇〇〇 |
| 宿 舍 第 一 號 | 二五・〇〇〇 | 官 舍 附 屬 物 置 | 三・〇〇〇 |
| 同 第 二 號 | 二五・〇〇〇 | 尾 久 艇 庫 | 一〇二・〇〇〇 |
| 同 第 三 號 | 一五・〇〇〇 | 計 | 一九、〇八三・六一八 |
| 同 第 四 號 | 一五・〇〇〇 | | |

最後に「山の家」「海の家」に就て述べたい。(本項は主として本學書記根本近氏執筆の資料に據る)

山の家 本學の「山の家」とは、群馬縣吾妻郡嬭戀村にある山岳保健施設を言ふ。此の土地は通稱鹿澤と稱し

て、其の温泉は孝徳天皇の白雉元年の發見に係り、後、清和天皇の皇子貞保親王が眼疾を御平癒遊ばされたとの申傳へもある。明治初年迄は加澤山と謂はれたが、後に鹿澤となり、大正七年二月に大火があつて「山の家」の敷地を寄附した小林龜藏氏經營の紅葉館一軒のみが復興したままで、今猶全く無隣の温泉となつてゐる。

大學が此の温泉地に土地を得るに至つたのは、山岳部員が鹿澤温泉の南入口に當る新鹿澤温泉にスキー合宿を始めて以後のこと、山岳部創設當時の西田・丸山兩君等の主唱した山小屋の希望に始まり、部長末野助教授と石井事務官の協議に依つて、適當なる山岳保健地取得方を考究することとなつた。そしてスキーの基地を得ることがスキー部の生命であるとして、末野助教授等が候補地物色に着手したが、後、塚本・鍋倉・新庄・三浦及矢作の諸君は、鹿澤温泉紅葉館主小林龜藏氏に其の願意を傳へて土地の寄附方を依頼し、山岳部長永廻助教授も小林氏に依頼する所あり、遂に土地寄附の承諾を得るに至つたのである。

斯くて愈々具體化し、大學として正式交渉の手續を爲す爲に、昭和十一年六月二十日事務官石井茂助氏、舊山岳部長末野悌六氏、新山岳部長永廻登氏、學生主事補高橋重太郎氏及國有財産係書記根本近氏等の一行は現地に赴いて小林龜藏氏と面談した。斯くて牧場の小屋近くの水に恵まれた土地を含む五、八八〇坪を大學に無條件で寄附することとなり、且つ中腹の土地一〇、〇〇〇坪は二十年間無償で大學に貸與する條件が成立した。

そこで本學は昭和十一年七月十六日文部大臣に對して「學生々徒ノ保健衛生及體育獎勵並訓練實施等ノ爲山岳

地方ニ之等ニ關スル施設ヲ爲スノ必要」あるが故に、別紙土地寄附の受領の認可並に一萬坪の借地の認可を申請した。幸に昭和十一年十月十三日此の申請は文部大臣の認むる所となり、十月十三日に「申請土地五、八八〇坪ノ寄附受領並土地一〇、〇〇〇坪ノ無償借入ノ件認可ス」る旨の平生文部大臣の指令を送達せられ、其後土地の授受は滞りなく完了せられて現監理舎宿舍の建設となつた。是ぞ本學が所在地を離れて地方に土地・建築物を有するに至つた嚆矢である。宿舍は一棟九十二坪で、山小屋としては著しく光つてゐる。

其の設備の概要を概説すれば、洋間が一室、疊數の室數は合せて九室で、十二疊三室、十、八、六疊が各二室で、何れも爐が附けられ、是に十二坪の食堂・浴室・乾燥室及物置がある。照明装置は古風床しい洋燈で、水道は滾々たる湧水を溜めてパイプによつて所要の場所に送られてゐる。

海の家 本學の「海の家」は、常陸の名濱大貫海岸に建てられ、元町の基本財産たる由緒ある黒松の林の中に小住宅が別荘風に散在してゐる。蓋し是は大建築の寄宿舍的な弊害を除去して小グループを中心とする團欒の長所を活かさんとする當局の親心から出づる計畫であつた。

昭和十一年の夏大岡山の復興計畫も漸く其の大部分の實現を見た頃、本學當局者は外部に於て何等かの保健施設を建設して大學の研究者・學生・一般の職員の保健を増進することを企畫した。會々數年來其夏を大貫町に送つた石井事務官は大貫町役場員の柴田昌宏氏、更には町長小沼恭三氏と會談する機會を得たので、大學の保健・衛生・訓練等の爲に外部に土地を得たき希望あるを通じた。幸に兩氏の内諾を得、町長の好意と町理事者の後援を得て、基本財産たる此の土地の無償讓渡案が町會に提出され、町會に於ても議員各位の理解ある賛意に依つて

同年十月二十五日滿場一致原案可決の運びとなつた。但しその地は町の基本財産なるが故に地方長官の許可を得る必要があり、縣に許可を申請し、昭和十一年十二月二十一日茨城縣知事安藤狂四郎氏の名を以て許可せられ、同日附小沼町長は土地一萬一千坪の寄附申込書を本學に提出した。

そこで本學は翌年十二月二十二日に文部大臣に對し「學生生徒ノ保健衛生及體育獎勵並訓練爲施等ノ爲海濱地方ニ之等ニ關スル施設ヲ爲スノ必要」ありとして、前記の土地寄附の受領方を認可有り度き旨の申請をなし、文部省も昭和十二年一月二十日附を以て「土地寄附受領ノ件認可ス」として此受領を認めた。但し此地は保安林であり之を解除しなければ何等の施設も出來ないので、同年一月二十二日附を以て農林大臣に保安林解除申請書を提出し、同年三月十三日農林省告示第九〇號として右保安林の解除が確定し、茲に全く本件土地の取得利用關係を終つた。斯くて本學は昭和十一年及同十二年度に於て宿舍監理舎及食堂等合計九棟、一七一・五坪の建物を完成し、昭和十二年夏季休暇より其使用を開始したのである。

海の家は大小八棟から成り、食堂の五十坪を初め、宿舍の内二棟は各二十五坪、十五坪三棟、及物置一・五坪である。食堂には二十五坪のホールを主體として炊事場・第一第二浴室・更衣室・炊夫室等を完備し、綱入戸を用ひて周圍を繞らし、井戸にはプレッシャータンクを備へ、浴槽に送る湯は附屬ボイラーの所産である等はその誇りとする所である。監理舎は八疊・六疊・三疊に浴室・臺所等を有する本宿舍中住宅として唯一の獨立性を有する建物であり、堂々たる別荘代用の建物である。宿舍の一號乃至五號は八疊六疊四疊半の二間乃至四間を有する玄關と便所のみを有する建物である。

第四項 教職員の研究（附、研究施設・獎學資金）

1. 教職員の研究

昇格以後の本學は高工時代に比べて設備が著しく充實して來たので、教官の研究も容易となり、漸次種々の研究成果の發表を見るに至つた。今一例として最近に於ける研究成果の一端を示すと次の通りである。

（研究題目）

（研究者）

| | | | | |
|-----------------------|-------|-----|----|----|
| 金屬含有アゾ染料の合成的研究 | 染料化學科 | 教授 | 林茂 | 助 |
| 染料の化學構造と着色力との關係に関する研究 | 染料化學科 | 助教授 | 上野 | 茂繁 |
| 栗蟲纖維利用に関する研究 | 紡織學科 | 教授 | 齋藤 | 俊吉 |
| 擬毛皮に関する研究 | 紡織學科 | 助教授 | 齋藤 | 俊吉 |
| 絲反覆引張試驗機の研究 | 紡織學科 | 教授 | 東橋 | 啓三 |
| セメント硬化促進劑の研究 | 窯業學科 | 教授 | 近藤 | 清治 |
| 高アルミナ質水硬性耐火セメントの研究 | 窯業學科 | 教授 | 近藤 | 清治 |
| 防弾硝子に関する研究 | 窯業學科 | 講師 | 山内 | 俊吉 |
| 義眼用ガラスの試作研究 | 窯業學科 | 教授 | 田端 | 耕造 |

製鹽及加里問題の解決（新法の應用）の研究

燃料問題の一解決に關する研究

石灰窒素より新肥料及新藥品製造の研究

白金代用新電極（ PbO_2 製）の研究

人絹及人造羊毛の新製法の研究

アルミニウム新製法（硫酸・又は更に燐酸肥料副成）の研究

酸化物磁石（OP磁石）の研究

整流器（COX整流器）の研究

含ニッケル・クロム鐵鑛の製煉に關する研究

木炭瓦斯發生機の研究

空所發生防止に關する研究

煖房用放熱器の研究

「ゲージ」用金屬材料の研究

壓電氣應用換れ動力計の研究

精密ダイヤルインデケータ製作の研究

ディーゼル機關のピン型噴油口の研究

電氣化學科

教授 加藤 與五郎

電氣化學研究所

教授 加藤 與五郎

電氣化學科

教授 加藤 與五郎

尺度の精密目盛法に關する研究

鋼の焼戻脆性の原因に關する理論に就て

インポリュート修正齒車用計算尺に關する研究

人造岩鹽の研究

水晶振動子の研究

超短波に關する研究

硫化銅避雷器の研究

防空建築、特に耐彈構造に關する研究

活性炭の研究

「インドル」誘導體の合成研究

ヴァイタミンB₁の合成に關する研究

高抵抗體製造法の研究

滑石磁器の研究 (第二)

チタン發熱體の研究

滑石磁器の研究

耐火處理に關する研究

機械工學科 助教授 海老原 敬吉

機械工學科 講師 横山 均次

機械工學科 助手 中田 孝

電氣工學科 教授 福田 勝

電氣工學科 助教授 古賀 逸策

電氣工學科 助教授 森田 清

電氣工學科 助教授 藤高 周平

建築學科 教授 田邊 平學

物理化學教室 教授 田丸 節郎

有機化學教室 助教授 星野 敏雄

有機化學教室 助教授 星野 敏雄

建築材料研究所 助教授 近藤 敏雄

2. 委託研究

委託研究規程

本學は工業開發上重要な各種學科を備へ斯界の權威者が集つてゐるので、軍部・工業會社より委託研究を希望する向が多い。然るに從來此に關する規程が無く、僅に文部省の「用途指定獎學費」を以て研究して來たが、此の最高金額は官立大學全部で四萬七千圓といふ少額であるので、此の經費の増額を本省に申請した。理由書は次の通りである。

本學ハ工業開發上緊密ナル關係ヲ有スル各種ノ學科アリテ之カ應用ニ關スル研究施設ト研究ノ結果ヲ工業化スル技能ト學力トヲ有スル斯界ノ權威者ヲ多數網羅シ居ルヲ以テ一般工業家ノ要請ニヨリ各般ニ互ル研究ノ委託ヲ受ケ其ノ學理的根本ニ基ク産業的價値ヲ闡明シ之カ工業化ヲ指導シテ新進工業ノ創出ヲ誘掖シ以テ産業ノ助長發達ニ寄與セントスル施設ヲ講シ不斷ニ實社會ノ工業ト連絡ヲ保テ産業界發展ノ動向ヲ察知シ且之等工業家ヲシテ獨創的研究技術ノ涵養ニ努力セシメ學理ノ實際化ニ鼓舞推進シ以テ幾多難關ニ逢養セル我國工業界ノ現狀ヲ打開スヘキ獨創工業ノ開拓ニ資スル爲委託研究事業ノ開始ヲ緊切トス依テ之カ施設經營ニ要スル左記經費ヲ要求ス

幸に當局でも此の重要性を理解して豫算の承認を得たので、昭和十二年六月三十日「東京工業大學委託研究ニ關スル規程」を設けた。

東京工業大學委託研究ニ關スル規程

昭和十二年六月三十日
文部大臣許可

第一條 工業ニ關スル特殊事項ニ付研究ノ委託ヲ爲サムトスル者アリタルトキハ學術上必要アリト認ムルモノニ限り之ガ研究ノ委託ヲ受クルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ研究開始前之ガ研究ニ關スル經費ヲ徵收ス

前項ノ經費ハ研究ニ要スル物品費及人件費並其ノ他ノ諸費一切ヲ算定シテ之ヲ定ム

一旦徵收シタル研究費ハ之ガ拂戻ヲ爲サズ但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ研究ヲ爲スコト能ハザルニ至リタル場合

ハ東京工業大學長ノ決定ニ依リ其ノ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

指定ハ研究費ヲ納付セザルトキハ其ノ委託研究ノ受理ハ之ヲ取消スコトヲ得

第三條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ東京工業大學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十二年六月三十日ヨリ之ヲ施行ス

東京工業大學委託研究ニ關スル規程施行細則

昭和十二年六月三十日
東京工業大學長裁定

第一條 工業ニ關スル特殊事項ニ付研究ノ委託ヲ爲サムトスル者ハ所定ノ書式ニ依ル委託研究願書ヲ提出スベシ

第二條 前條ノ委託研究願書ヲ接受シタルトキハ其ノ研究ヲ擔當スベキ所屬ノ學科又ハ教室ノ主任及研究ヲ擔當スベキ教員ト

合議シ大學長ノ裁定ヲ經テ其ノ許否ヲ決定スルモノトス

第三條 前條ニ依リ研究ヲ受託スルコトニ決定シタルトキハ直ニ研究ニ關スル經費納付ノ指定其ノ他必要ナル事項ヲ通知スベシ

シ

第四條 委託研究ヲ願出タル者前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ指定ノ研究費ヲ納付スベシ

第五條 委託研究終了シタルトキハ研究委託者ニ其ノ成績ヲ通知スルモノトス

第六條 委託研究ノ擔當教員ハ其ノ研究ノ成績ヲ公表スルコトヲ得

第七條 本則ニ定ナキ事項ハ其ノ都度之ヲ決定ス

附 則

本則ハ昭和十二年六月三十日ヨリ之ヲ施行ス

委託研究ノ實況 今右規程に依り本學がその研究の委託を受けて研究した事項並に委託者を舉げれば左の如くである。

昭和十二年度

(研究 事項)

(研究者)

「メタリコン」應用研究

建築材料研究所

教授

加藤與五郎
武井 武

精密「ダイアルゲージ」ノ研究試作

機械工學科

助教授

佐々木重雄

硝酸纖維素防温法ノ研究

應用化學科

教授

金丸 競

「ゴム」ニ關スル基礎的研究

同 前

助教授

松井元太郎
神原 周

常壓下ニ於テ氣體吹込ニ依ル液體攪拌法ノ研究

化學工學教室

教授

内田俊一

「フタロシアニン」系色素ニ關スル研究

染料化學科

教授

上野繁藏

昭和十三年度

第一章 東京工業大學時代

「フタロシアン」系色素ニ關スル研究

絹ノ保溫性及反撥性ニ關スル研究

メタリコン應用研究

ゴムニ關スル基礎的研究

精密ダイヤルゲージノ試作研究

燃料化學工業實驗裝置設計ニ關スル基礎的研究

常壓下ニ於テ氣體吹込ニ依ル液體攪拌法ノ研究

水素漏度探知器國産化ノ研究

人造ゴム纖維及其ノ材料ノ研究

耐火材ニ關スル實驗委託

昭和十四年度

人造ゴム纖維及其材料

合成樹脂

染料化學科

教授

上野繁藏

紡織學科

助教授

太田勤治

建築材料研究所

教授

武井武

應用化學科

教授

田中芳雄

機械工學科

助手

松井元太郎

化學工學教室

教授

佐々木重雄

同

教授

内田俊一

窯業學科

助手

近藤清治

應用化學科

教授

河島千尋

建築材料研究所

助教授

田中芳雄

同

教授

金丸競

同

助教授

神原周

應用化學科

教授

清水定吉

同

助手

田中芳雄

同

教授

金丸競

同

教授

神原周

同

教授

内田壯

陶器製放熱器ノ能力

糸及織物ニ對スル染色、防火、防水加工方法

「メタリコン應用研究」及「ゴムニ關スル基礎的研究」

チタニウム化合物ニ關スル研究

雲母合成ニ關スル研究

常壓下ニ於テ氣體吹込ニ依ル液體攪拌法ノ研究

切削工具ノ性能ニ關スル研究

アンモニヤ合成用觸媒ニ關スル研究

工作機械部分品ノ精密工作ニ關スル研究

合成寶石ニ關スル研究

耐火木材ノ改善ニ關スル研究

組立式鐵筋コンクリート建築物實驗ニ關スル研究

耐火板ニ關スル實驗

機械工學科

教授

石川政吉

建築材料研究所

助教

内田壯

同

助教

同 前

建築材料研究所

助手

近藤清治

應用化學科

助教

鈴木信一

同

助教

野田稻吉

機械工學科

教授

海老原敬吉

應用化學科

助手

松井元太郎

機械工學科

助教

清浦雷作

物理化學教室

教授

山田良之助

建築材料研究所

助教

海老原敬吉

建築學科

教授

永廻 登

建築材料研究所

助教

相 三衛

3. 工業所有權に關する規程

工業所有權に關する規程

本學の工業所有權取扱に關する規程案の認可を文部大臣に申請したのは昭和十二年四月二十六日である。茲に其の沿革的發展過程を記すならば、本學に於ては夙に國家の官吏が國家の施設・金品等を使用して、或る種の發明又は考案を爲したる場合に於ては、其の生成過程より考察するとき一部の所有權的要素は少くとも國家に屬するものあるべきは當然の理なりと確信し、昭和六年東京に於て開催せられたる第三回「官立大學事務協議會」に協議事項として「教官等ニシテ大學内ニ於テ其ノ施設ニ依リ研究ノ結果新ニ工業的發明ヲ爲シ其ノ發明ニ付特許ヲ受クル場合ノ處理方ニ關スル件」なる議題を提出し、未だ嘗つて論議せられたことのない新問題として各大學の見解を問はんとした。斯くの如く此問題の理論的研究を怠らなかつたのであるが、一方本學教官中にも自己の發明・考察にかゝる工業所有權又は特許若くは登録を受くるの權利を大學長に讓渡し來る者漸く多きを加ふるに至つたのみならず、「附屬建築材料研究所」の出現は「特許法」第十四條の勤務發明等にも至大の關聯を有することとなり、最早荏苒日を此案の研究に費すことが不可能となつて來た。

斯くて本學は所屬職員の發明考察に係る工業所有權を承繼し、更に其等に依つて生ずる收入金等を以て諸種の研究を助長せんとする理想を有ち、既に權利の承繼取得に關しては其の効果を擧げつゝあるので、此が利用處分に關しても適當なる實施又は讓受希望者ある場合に於ては相當價格を以て此が處分を爲し得る様に致し度いと謂ふ趣旨の下に「東京工業大學所有權取扱ニ關スル規程」の認可を申請するに至つたのである。文部省は一、二の點に質疑したのみで、昭和十三年十二月二十七日に許可することとなつた。（以上は主として本學書記根本近氏執筆の資料に據る）

東京工業大學工業所有權取扱ニ關スル規程

昭和十二年十二月二十七日
文部大臣 許可

第一條 東京工業大學長ハ東京工業大學職員ノ爲シタル工業的發明考案ニ關シ工業所有權又ハ特許若ハ登録ヲ受クルノ權利ヲ讓リ受クルコトヲ得

東京工業大學附屬研究所職員ノ發明考案ニシテ性質上其ノ研究所ノ業務範圍ニ屬シ且發明考案ヲ爲スニ至リタル行爲ガ當該職員ノ任務ニ屬スルトキハ之ガ特許又ハ登録ヲ受クルノ權利ハ東京工業大學長之ヲ承繼ス

第二條 東京工業大學長ハ相當ト認ムル價格ヲ以テ前條ニ掲グル工業所有權ヲ他ニ讓渡シ又ハ其ノ實施權ヲ許諾者ハ讓渡スルコトヲ得

第三條 發明又ハ考案ヲ爲シタル若ニ對スル補償金又ハ給與金ニ關スル事項及前條ニ關スル事項ハ別ニ定ムル委員會ニ諮問スルモノトス

第四條 本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ東京工業大學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十三年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

東京工業大學工業所有權取扱ニ關スル規程施行細則

昭和十三年一月八日
東京工業大學長 敕定

第一條 工業所有權ハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外本則ニ據リ取扱フモノトス

第二條 工業所有權取扱ニ關スル規程第一條第一項ニ依リ讓渡ヲ爲サムトスルトキハ當該部局長ヲ經テ第一號書式ニ依ル上申書ヲ提出スベシ

工業所有權取扱ニ關スル規程第一條第二項ニ依リ大學長其ノ權利ヲ承繼スベキ發明又ハ考案ヲ爲シタルトキハ當該研究所長ヲ經テ第二號書式ニ依ル上申書ヲ提出スベシ

前二項ノ場合ニ於テ明細書説明書及圖面ノ外第一項ノ上申書ニハ第三號書式ニ依ル讓渡證書ヲ添附スルモノトス

第三條 前條ノ上申書ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク特許又ハ登録ヲ受クルニ必要ナル手續ヲ爲スベシ

前項手續進行中必要アルトキハ發明考案者之ガ書類其ノ他ノ作成ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 工業所有權取扱ニ關スル規程第三條ニ關スル事項ヲ審議答申スル爲工業所有權運用委員會ヲ設置ス委員會ハ委員長一

人、委員二人ヲ以テ組織ス但シ必要アルトキハ臨時委員ヲ命ズルコトヲ得

委員長ハ教授ノ中ヨリ大學長之ヲ命ズ

委員ハ高等官ノ中ヨリ大學長之ヲ命ズ

委員會ニ幹事一人ヲ置クコトヲ得書記ノ中ヨリ大學長之ヲ命ズ

委員長ハ會務ヲ總理シ委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ議案ノ審議表決ヲ掌ル幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

委員會ノ議事ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス但シ可否同數ナルトキハ委員長ノ決スルトコロニ依ル

第五條 工業所有權取扱ニ關スル規程第二條ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的及金額・保證金額及其ノ處分・履行方法及期限並ニ危險負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳記シ年月日ヲ記入シ兩當事者記名調印ヲ爲シタル契約書ヲ作成スベシ

第六條 本則ニ定ナキ事項ハ其ノ都度之ヲ決定ス

附 則

本則ハ昭和十三年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

此の「規程」の内容に就て一言するならば、其の第一條第一項は一般大學職員に關するもので勤務發明とならぬもの、第二項は研究所職員にして勤務發明たり得るものを各別に規定した。即ち前者は「官立工業大學官制」第四、

五條及八條等よりして特に研究又は發明等の如き職務を與へられてゐない者に適用するものであつて、専ら研究を其の任務とする研究所職員と其の趣を異にするものなる所以を明かにしてゐる。第二條は本規程制定の根幹乃至は眼目とも見らるべき重要な條文で、これによつて大學長は其の有する權利を利用し又は處分することの可能性を與へられたのである。第三條は補償金給與金の額及其の給否に關する事項及び第二條に規定する利用又は處分の方法乃至反對給付等の一般契約條件等に關する事項、並にそれに關聯する適性の維持等に關し委員會に附議諮問する關係を規定し、監督的見地より見るときは、これ又重要な要素にして此の制度の活殺の鍵を把握するものであらう。

猶ほ「施行細則」は取扱手續を其の儘成文化したに過ぎないので特に説明する迄もないが、同細則第四條第四項の解釋に關し同年二月二十七日の大學長裁定がある。それは臨時委員の任命資格に關すること、委員は同細則の規定する所に據れば高等官中より任命せらるゝのであるが、臨時委員は發明者又は考案者を委員に加ふる趣旨を以て立法せられた建前から臨時委員の任命資格に就ては是が適用がない旨の伺定である。

その實況 現在三十數件の特許及實用新案權を有してゐるがその内實施權を許諾してゐるものは、權利の數よりするときは五件、契約の數よりするときは二件あつて、一件は已に七千余圓の收入を大學に納め、他は契約後日尙淺く收入は今後に殘されてゐるが相當に有望である。外に實用新案は一件、一時的に實施せしめ少額ながら本學の收入となつた經驗もある。

而して契約済の特許權の一は昭和十三年六月十日實施權を許諾したもので、内田壯教授と相助教授の發明にか

かる有機質物の耐火處理法の特許であり、愛國化學工業株式會社で工業化せられて木材等に對し耐火性を附與して此の非常時局に大きな貢獻をなしてある。他の一は鈴木信一助教等の發明にかゝるもので、チタン化合物を主とする磁器を以てコンデンサー用の絶縁物を作るものであつて、其の効果は天然の雲母の代用品となるのみならず、形状・重量を縮少して、其の効果殊に大なる負荷に耐え得る特徴を有しこれ又斯界に貢獻すること大なるべきを想はしむるものである。

次に實用新案は元復興部工務課囑託たりし天羽馨氏の考案にかゝる書架に係り、是は本學圖書館の書架に活用されてゐる。

目下以上の如き狀況であるが、現在大學長に讓渡を希望する者續出し、實施の出願相次ぐ現狀より察するに、近き將來に於ては、其の利用狀況も昔日の感なく、其の効果正に大なることを信ずる。目下三十余件の權制を存し、實施出願中にかゝるもの亦相當期待し得るものが多く、期して其の隆昌を待つのみであらう。終りに現在大學長の權利となつてゐる工業所有權を列記して置かう。(以上は主として前掲根本書記の手に據る)

(番 號)

(題)

(目)

(發明者氏名)

特許第 九八、七一七號 硝子製造法

教授 近藤 清
助教授 河島 千尋

「 第一〇一、六〇四號 クロムセメント

教授 近藤 清
助手 吉藤 博治

「 第一〇三、八七〇號 白金及び「ロヂウム」ノ精製法

教授 加藤 一五郎
教授 永海 佐郎

- " 第一一〇、四六七號 電解ニヨル鐵又ハ其ノ合金ノ窒化法
- " 第一一五、五九〇號 硬化物製造法
- " 第一一七、二二五號 木材ノ耐火處理法
- " 第一一八、一八〇號 海藻ヨリ鹽類其ノ他ノ夾雜物除去
- " 第一二二、二九九號 木材又ハ均等材料ノ耐火處理法
- " 第一二三、六三三號 「マグネシウム」又ハ其ノ合金ノ防銹法
- " 第一二四、七九三號 物體表面ノ平滑度指示又ハ記錄裝置
- " 第一二五、八九一號 「ヴィニールエステル」ヲ合成スル方法
- " 第一二六、一五一號 木材又ハ他ノ均等材料ノ耐火處理法
- " 第一二六、四一六號 木材又ハ他ノ均等材料ヲ耐火性ナラシムル方法
- " 第一二七、七七〇號 周波數變換裝置
- " 第一二八、三五二號 高抵抗體ノ製造法
- " 第一二九、九一八號 電子像增幅裝置ヲ利用スル多量通信同時增幅裝置

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 助教授 |
| 栗 | 鈴木 | 近藤 | 栗田 | 相田 | 內田 | 內田 | 內田 | 星野 | 武井 | 加藤 | 加藤 | 河上 | 相田 | 星野 | 武井 | 加藤 | 內田 | 相田 | 河上 | 加藤 |
| 屋 | 木 | 藤 | 屋 | 三田 | 三田 | 三田 | 野 | 井 | 藤 | 上 | 藤 | 三 | 田 | 野 | 井 | 藤 | 田 | 田 | 上 | 藤 |
| | 信 | 清 | | | | | | 五 | 五 | 五 | 五 | 三 | 五 | 五 | 五 | 三 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| 潔 | 一 | 治 | 潔 | 衛 | 壯 | 衛 | 壯 | 衛 | 壯 | 愷 | 武 | 郎 | 夫 | 衛 | 壯 | 愷 | 武 | 郎 | 衛 | 壯 |

| | | | | |
|-------------|----------------------------|----|----|----|
| 特許第二二九、九七四號 | 超短波周波數變換用真空管 | 助教 | 栗屋 | 潔 |
| " 第二九、九七五號 | 電子放出裝置 | 助教 | 栗屋 | 潔 |
| " 第二七、九五八號 | 強火用特殊釉藥製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三四、九五三號 | 「ジントー、コルンド」製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三四、四八五號 | 融着性合金 | 助教 | 河上 | 益夫 |
| " 第一三三、一五三號 | 無臭護謄様物質ノ製造方法 | 助教 | 田原 | 芳雄 |
| " 第一三一、七八九號 | 人造金紅石製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三二、六一一號 | 酸化「チタニウム」ヲ主原料トスル高誘電率誘電體製造法 | 教授 | 近藤 | 清治 |
| " 第一三一、〇六〇號 | 「ステアタイト」磁器製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三一、〇五九號 | 高周波用電氣絶緣磁器製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三〇、二九二號 | 熱擊衝ニ耐ユル「マグネシア」耐火物ノ製造法 | 助手 | 吉田 | 博 |
| " 第一三〇、六六六號 | 「ジントー・ルチル」製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一三〇、三六八號 | 「チタニウム」磁器製造法 | 助教 | 鈴木 | 信一 |
| " 第一二八、四九二號 | 合成ゴムノ製造法 | 助教 | 田中 | 芳雄 |
| " 第一二九、二二八號 | ゴム様物質ノ製造法 | 助教 | 神田 | 芳雄 |
| " 第一三五、七二〇號 | 對數的特性ヲ有スル抵抗體ヲ利用スル電氣計器 | 助教 | 栗屋 | 潔 |

(番 號)

(名)

(稱)

(考案者氏名)

登録第二五六、〇一六號 窒業品ノ高温荷重試験機

助教授 近藤清治

” 第二五〇、六一九號 陶磁器半乾式成形用型

助教授 鈴木信一

” 第二二二、六四一號 金屬製棚板支持裝置

囑託 小島徳太郎

” 第二一一、七二六號 書架棚板

囑託 天羽馨

4. 受託研究員養成施設

近時高度工業の發展に伴ひ、一般工業者側でも夫々研究部を特設して科學的研究に専心して來たが、然しながら部内に適切なる指導者が無いために、本學教官に該研究部員の指導を依頼する向きが殖えて來た。従つて本學は斯る要望に應ずるために研究員養成施設を特設することを必要と認め、當局に左記の理由書を提出して該施設の特設を申請した。

受託研究員養成施設理由書

科學研究ノ成果カ産業界ニ及ホスヘキ影響ハ效ニ喋々ヲ要セサルモノナルモ生産力ノ擴充代用品工業ノ發展ヲ焦眉ノ急務トナス我國現下ノ時局ハ科學研究ノ力ニ俟タサルヘカラサルモノ眞ニ甚大ナルモノアリサレハ一般工業者ニ於テモ其ノ規模ノ大小ト種類ノ如何ヲ問ハス研究機關ヲ設置シテ質並量ノ改善ニ邁進シツツアルモ此等研究機關ニ於テ從事スヘキ研究員ノ指導養成ハ等シク要望セララル所ナリ本學ニ於テハ斯ノ如キ一般工業者

ヨリノ委託ニ依リ之カ研究員ヲ指導養成シ以テ工業界ニ寄與セントスルモノナリ
幸に文部省でも此の趣旨を諒として承認せられたので、本學は昭和十五年七月十一日に「東京工業大學受託研究員ニ關スル規程」並にその「施行細則」を定めて、夫々の要望に應ずることとした。規程並に細則は次の通りである。

東京工業大學受託研究員ニ關スル規程

昭和十五年七月十一日
文部大臣許可

第一條 工業ニ關スル特殊事項ニ付研究員ノ指導養成ヲ委託セムトスル者アリタルトキハ必要アリト認ムルモノニ限り之ガ委託ヲ受クルコトヲ得

研究員指導養成ノ期間ハ一年トス但シ其ノ期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第二條 前條第一項ニ依リ委託ヲ受ケタルトキハ其ノ開始前研究員ノ指導養成ニ關スル經費ヲ徵收ス

前項ノ經費ハ研究員ノ指導養成ニ要スル物件費其ノ他ノ諸費一切ヲ算定シテ之ヲ定ム

一旦徵收シタル研究員指導養成費ハ之カ拂戻ヲ爲サス但シ天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ指導養成ヲ爲スコト能ハサルニ至リタル場合ハ東京工業大學長ノ決定ニ依リ其ノ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

第三條 研究員指導養成費ヲ納付セサルトキ又ハ研究員ヲ派遣セサルトキハ研究員指導養成ノ受託ハ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 受託研究員タラムトスル者ハ指導養成ヲ受クルニ足ル學力ヲ有スルコトヲ要ス

第五條 受託研究員ハ東京工業大學長ノ指揮監督ヲ承ク

第六條 受託研究員トシテ不適當ト認ムルニ至リタルトキハ指導養成ノ受託ハ之ヲ取消スコトヲ得

第七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ東京工業大學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十五年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

東京工業大學受託研究員ニ關スル規程施行細則

昭和十五年七月十一日
東京工業大學長裁定

第一條 工業ニ關スル特殊事項ニ付研究員ノ指導養成ヲ委託セントスル者ハ所定ノ書式ニ依ル研究員指導養成委託願書ニ受託

研究員タラムトスル者ノ履歷書及身體検査書ヲ添ヘ願出ツヘシ

前項ノ研究員指導養成委託願書ニハ指導教員ノ選定ニ付希望ヲ記載スルコトヲ得

第二條 研究員指導養成委託願書ヲ接受シタルトキハ指導養成ヲ擔當スヘキ教員及所屬部局主任ノ意見ヲ徵シ其ノ許否ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ直ニ研究員ノ指導養成ヲ願出テタル者ニ對シ之ヲ通知スヘシ

第三條 研究員ノ指導養成ヲ受託シタルトキハ速ニ委託者ニ對シ研究員指導養成費ノ納付及研究員ノ派遣其ノ他必要ナル事項ヲ指示スヘシ

第四條 委託者前條ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク指定ノ研究員指導養成ニ關スル經費ヲ納付スヘシ

前項ニ依リ研究員指導養成ニ關スル經費ヲ納付シタルトキハ指定ニ從ヒ研究員ヲ派遣シ其ノ他指導養成ヲ受クルニ必要ナル準備ヲ爲スヘシ

第五條 受託研究員ハ派遣セラレタル日ヨリ三日以内ニ宿所ヲ届出ツヘシ轉居シタルトキ亦同シ

第六條 受託研究員本籍、族稱又ハ氏名ノ變更其ノ他身分上ノ異動アリタルトキハ直ニ之カ届出ヲ爲スヘシ

第七條 受託研究員ハ指導教員及授業擔任教員ノ認許ヲ經テ本學ノ講義、實驗又ハ演習等ニ出席スルコトヲ得

第八條 受託研究員ハ其ノ研究ノ經過及結果竝ニ大學ニ於ケル研究ノ内容等ヲ發表シ又ハ他人ニ漏示スルコトヲ得ス但シ指導教員ノ認許ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 受託研究員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ指導養成ノ受託ハ之ヲ取消スコトヲ得

一 第五條乃至第八條ノ規定ニ違背シタル者

二 本學ノ授業及研究ヲ妨害シ又ハ妨害スルノ虞アル者

三 指導教員ノ指示ニ従ハサル者

四 品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

五 研究ヲ怠リ成業ノ見込ナキ者

六 出席常ナラサル者

第十條 受託研究員ノ指導養成終了シタルトキハ委託者ニ對シ其シ成績ヲ通知スヘシ

第十一條 受託研究員ニシテ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムヘキ者ニハ願ニ依リ證明書ヲ授與スルコトヲ得

第十二條 指導教員ハ其ノ指導養成ニ關シ爲シタル研究ノ結果ヲ公表スルコトヲ得

第十三條 本則ニ定ナキ事項ハ其ノ都度之ヲ決定ス

附 則

本細則ハ昭和十五年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

5. 學位 授 與

大正九年七月六日勅令第二百號を以て「學位令」が改正せられ、第二條に於て「學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ

認可ヲ經テ之ヲ授與ス」と規定せられた。従つて大學たる本學も「工學博士」なる學位を授與し得ることとなり、本學は昭和六年五月一日に次の如く「東京工業大學學位規程」を定めた。

東京工業大學學位規程

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ工學博士トス

第二條 本學研究科ニ於テ二年以上研究ニ従事シタル者ハ其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ大學長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該當スル者ノ外學位ヲ請求セムトスル者ハ履歷書ヲ添ヘ論文ヲ大學長ニ提出スヘシ
大學長ハ前二項ノ論文ヲ教授會ノ審議ニ附ス

第三條 學位請求論文ハ自著一編トス但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加提出スルコトヲ得
論文ノ用語ハ邦文ヲ原則トス但シ教授會ニ於テ適當ト認メタルトキハ外國語ヲ以テ之ニ代フコトヲ得
論文ハ之ヲ返附セス

第四條 第二條ニ依リ學位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百圓ヲ本學ニ納付スヘシ但シ既納ノ手数料ハ之ヲ返附セス
第五條 教授會ハ各論文ニ就キ教授中ヨリ二人以上ノ審査委員ヲ選定ス

教授會ハ必要ニ應ジ教授以外ノ教員ニ審査ヲ委嘱シ前項ノ審査委員ニ代フルコトヲ得
第六條 教授會ハ論文審査ニ付必要アル時ハ論文ノ副本、譯文又ハ模型標本材料等ヲ提出セシメ場合ニ依リテハ試問ヲ行フコトアルヘシ

第七條 審査委員ハ一年以内ニ教授會ニ其ノ審査ノ結果ヲ報告スヘシ但シ特別ノ事情アル時ハ教授會ハ其ノ議決ニ依リ審査期限ヲ延長スルコトヲ得

第一章 東京工業大學時代

第八條 教授會ハ審査委員ノ報告ニ基キ其ノ審議ヲ爲ス

前項ノ教授會ハ教授全員ノ三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要シ學位ヲ授與スヘキモノト議決スルニハ其ノ出席教授ノ四分ノ三以上ノ賛成アルコトヲ要ス

公務又ハ旅行ノ爲出席シ得サル教授ハ之ヲ前項ノ教授數ニ算入セス

第九條 教授會ニ於テ學位ヲ授與スヘキモノト議決シタルトキハ論文及其ノ審議ノ要旨ヲ添ヘ直ニ之ヲ大學長ニ報告スヘシ

學位ヲ授與スヘカラスト議決シタルトキ亦前項ニ同シ但シ審議ノ要旨ヲ添付スルヲ要セス

第一項ノ場合ニ於テ本學ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ヲ授與シ學位記ヲ交付ス

第十條 本學ニ以テ學位ヲ授與シタル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與

ヲ取消シ學位記ヲ還附センム

教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ教授全員ノ三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要シ且出席教授四分ノ三以上ノ賛成アルコト

ヲ要ス第八條第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 學位記ノ様式左ノ如シ(省略)

本學はこの特權を享受して以來、學位の申請ある場合にその研究を審査して學界に極めて貢獻ある研究者に學位を授與して來たが、本學に於て學位を授與したものの氏名・原籍、授與年月日・論文題目を掲げると左記の通りである。

(氏名)

(原籍)

(授與年月日)

(論文題目)

小柳 勝藏 東京 昭和 九、七、二七 セメントの水和作用に關する新研究

| | | | |
|------|-----|------------|--------------------------|
| 北澤五郎 | 長野 | 昭和一〇、七、八 | 東京下町に於ける杭打地形の研究 |
| 秦常造 | 島根 | " 一一、九、一九 | 水銀整流器の實驗的研究 |
| 山内俊吉 | 鹿児島 | " 一四、二、一五 | ポルトランドセメント中のセリット部分に関する研究 |
| 眞田義彰 | 千葉 | " 一四、二、一五 | セメント原料に関する研究 |
| 中西勝治 | 福井 | " 一四、四、一 | 絶縁物破壊の研究 |
| 齋藤幸男 | 徳島 | " 一四、一一、二二 | 金屬薄膜の性質と其の應用に関する研究 |
| 大住吾八 | 兵庫 | " 一四、一二、二一 | 綿絲の纖維數及び撚と強さとの關係 |
| 内田豊作 | 埼玉 | " 一五、三、四 | 力織機を運轉する動力の研究 |

6. 獎學資金

獎學資金には委任經理所屬資金と此に所屬せざる資金とがあるが、前者は篤志家の寄附に係る用途指定の寄附金であり、後者は毎年各種の學術獎勵團體より研究費として補助せられるものである。本學は、是等寄附者の我工業教育に寄せらるゝ厚き熱情に對して深甚なる謝意を表すると同時に、其の好意に添ふべく充分なる意を用ひて居る。而して委任經理所屬獎學資金に於ては、其の寄附者の用途指定に基き、一は希望學生に誼衡の上學費を貸與して卒業後之を返済させる「貸費資金」に、一つは研究費並に賞與として與へる爲の「研究及賞與資金」に充當し、毎年多くの効果を擧げて居る。

貸費資金 本學昇格後は、本資金への寄附金は無いが、前史の各時代に於て寄附せられた金額は總計金二萬四千六百二十圓十錢の多額に昇つて居る。(其の寄附者の芳名は前に掲載せる故此處には略す)。右の元金より生ずる利子に依つて毎年希望學生へ慎重なる詮衡の上學費を貸與してゐるが、昭和四年度以降十四年度に至る貸付金額は合計金二萬二千三百五十圓、貸付學生數百六十四人を算して居る。是等貸費を受くる學生は、皆寄附者の篤志を認識して居る爲、卒業後の返納金の状態も概して良好なる結果を收めて居る。今各年度別に貸費學生數を表示すれば左の如くである。

| (年 度) | (貸費學生數) | (金 額) | (年 度) | (貸費學生數) | (金 額) |
|-------|---------|----------|--------|---------|-----------|
| 昭和四年度 | 三一人 | 四、二一五〇〇 | 昭和十年度 | 八人 | 一、三二〇〇〇 |
| " 五年度 | 二一人 | 二、五八〇、〇〇 | " 十一年度 | 五 | 一、一四〇、〇〇 |
| " 六年度 | 一四 | 一、五八〇、〇〇 | " 十二年度 | 一一 | 一、九〇〇、〇〇 |
| " 七年度 | 一八 | 二、一六〇、〇〇 | " 十三年度 | 一一 | 一、八七五、〇〇 |
| " 八年度 | 二二 | 二、五二〇、〇〇 | " 十四年度 | 三 | 五四〇、〇〇 |
| " 九年度 | 二二 | 二、五二〇、〇〇 | 合 計 | 一六四 | 二二、三五〇、〇〇 |

研究及賞與資金 本資金は、學術研究費及研究用圖書購入費に充當する目的を以て寄附せられたもので、其の寄附金額は金八十二萬六千五百八十五圓の多額に昇つて居る。今是等寄附者の芳名を挙げれば左の如くである。

(資 金 名)

(寄附年月)

(寄附金額)

(寄 附 者)

故吉武博士記念獎學資金

昭和五年七月

帝國公債一〇、五〇〇

故吉武博士記念研究資金團
代表者 山内英太郎氏

| | | | |
|-----------------|----------------|---------|--------------|
| 三菱合資會社獎學資金 | 昭和五年六月 | 三、五〇〇〇〇 | 三菱合資會社 |
| 株式會社明電舎獎學資金 | 昭和六年十一月 | 一、一〇〇〇〇 | 株式會社明電舎 |
| 三菱電機株式會社獎學資金 | 昭和六年九月 | 一、五〇〇〇〇 | 三菱電機株式會社 |
| 栗原幸八記念獎學資金 | 昭和七年二月 | 債一〇、〇〇〇 | 栗原勝一氏 |
| 株式會社明電舎獎學資金 | 昭和七年五月 | 一、一〇〇〇〇 | 株式會社明電舎 |
| 西藤右衛門獎學資金 | 昭和七年九月 | 一、〇〇〇〇〇 | 西藤右衛門氏 |
| 三菱電機株式會社獎學資金 | 昭和七年十二月 | 一、五〇〇〇〇 | 三菱電機株式會社 |
| 株式會社住友電線製造所獎學資金 | 昭和八年七月 | 一、二〇〇〇〇 | 株式會社住友電線製造所 |
| 故鶴田三郎獎學資金 | 昭和八年三月 | 五〇〇〇〇 | 故鶴田三郎兄鶴田眞二郎氏 |
| 大倉獎學資金 | 昭和八年五月 | 一、〇〇〇〇〇 | 男爵大倉喜七郎氏 |
| 東洋瀟紙株式會社獎學資金 | 昭和八年五月 | 五〇〇〇〇 | 東洋瀟紙株式會社 |
| 鐵興社獎學資金 | 自昭和八年六月至昭和八年七月 | 二、四〇〇〇〇 | 株式會社鐵興社 |
| 財團法人原田積善會獎學資金 | 昭和九年二月 | 五、〇〇〇〇〇 | 財團法人原田積善會 |
| | 昭和九年十二月 | 五、〇〇〇〇〇 | |
| | 昭和十年二月 | 五、〇〇〇〇〇 | |
| 保土谷曹達獎學資金 | 昭和九年五月 | 一、七〇〇〇〇 | 保土谷曹達株式會社 |
| | 昭和十年九月 | 一、五〇〇〇〇 | |
| | 昭和十二年四月 | 二、〇〇〇〇〇 | |

| | | | |
|-----------------------|----------|---------|-------------------|
| 重宗 獎學資金 | 昭和九年六月 | 五、〇〇〇 | 重宗 雄三氏 |
| 旭電化獎學資金 | 昭和九年六月 | 五、〇〇〇 | 旭電化工業株式會社 |
| 永海 獎學資金 | 昭和九年七月 | 四八〇 | 永海 佐一郎氏 |
| 秋山 獎學資金 | 昭和九年六月 | 一〇〇、〇〇〇 | 秋山 廣太氏 |
| 相馬 獎學資金 | 昭和九年十月 | 〇〇、〇〇〇 | 相馬 半治氏 |
| 鈴木商店獎學資金 | 昭和九年十月 | 一、〇〇〇 | 味の素本舖 株式會社鈴木商店 |
| 故飯岡多計夫獎學資金 | 昭和九年十月 | 一五〇 | 飯岡 貢氏 |
| 電化 研究資金 | 昭和十年四月 | 六、〇〇〇 | 大日本製糖株式會社 |
| 明治書院獎學資金 | 昭和十年九月 | 一、〇〇〇 | 株式會社明治書院 |
| 明電舍獎學資金 | 昭和十年十二月 | 六〇〇 | 株式會社明電舍 |
| 電氣化學工業研究資金 | 昭和十年十二月 | 二〇、〇〇〇 | 鐘淵紡績株式會社 |
| 株式會社日立製作所 日立工場研究資金 | 昭和十一年五月 | 一、五〇〇 | 株式會社日立製作所 |
| 第一期山口獎學資金 | 昭和十一年十一月 | 一〇〇五 | 山口 貴雄氏 |
| 富士電機製造株式會社 獎學資金 | 昭和十二年三月 | 三三〇〇 | 富士電機製造株式會社 |
| 有機化學研究資金 | 昭和十二年五月 | 一、〇〇〇 | 株式會社武田長兵衛商店 |
| 三菱電機研究資金 | 昭和十二年五月 | 一、五〇〇 | 三菱電機株式會社 |

| | | | |
|--------------|----------|---------|-------------|
| 高橋 獎學資金 | 昭和十二年七月 | 一〇、〇〇〇 | 高橋 幸熊氏 |
| 志方 勢七 研究資金 | 昭和十二年八月 | 一、〇〇〇 | 志方 勢七氏 |
| 三菱 研究資金 | 昭和十二年十二月 | 三、〇〇〇 | 三菱電機株式會社 |
| 日本無線電信本郷研究資金 | 昭和十二年十二月 | 五、〇〇〇 | 日本無線電信株式會社 |
| 石原 產業研究資金 | 昭和十三年三月 | 二、〇〇〇 | 石原產業海運株式會社 |
| 王子製紙株式會社獎學資金 | 昭和十三年四月 | 四〇〇、〇〇〇 | 王子製紙株式會社 |
| 保土谷 曹達獎學資金 | 昭和十三年五月 | 二、〇〇〇 | 保土谷曹達株式會社 |
| 有機化學研究資金 | 昭和十三年五月 | 一、〇〇〇 | 株式會社武田長兵衛商店 |
| 日本カーバイド研究資金 | 昭和十三年五月 | 一、〇〇〇 | 日本カーバイド株式會社 |
| 輕合金研究資金 | 昭和十三年六月 | 一、五〇〇 | 工業株式會社 |
| 旭電化工業研究資金 | 昭和十三年七月 | 五、〇〇〇 | 旭電化工業株式會社 |
| 株式會社住友電線製造所 | 昭和十三年七月 | 二、二〇〇 | 株式會社住友電線製造所 |
| 財團法人原田積善會 | 昭和十三年七月 | 五、〇〇〇 | 財團法人原田積善會 |
| 富士電機製造株式會社 | 昭和十三年七月 | 一、五〇〇 | 富士電機製造株式會社 |
| 磯村產業株式會社獎學資金 | 昭和十三年七月 | 三、〇〇〇 | 磯村產業株式會社 |
| 滿洲輕金屬製造株式會社 | 昭和十三年八月 | 三、〇〇〇 | 滿洲輕金屬製造株式會社 |
| 加藤資源化學研究資金 | 昭和十三年九月 | 五〇、〇〇〇 | 加藤 與五郎氏 |
| 電氣化學工業研究資金 | 昭和十三年十月 | 一〇〇、〇〇〇 | 鐘淵紡績株式會社 |

第一期山口獎學資金 昭和十三年十一月 一〇五 山口 貴 雄 氏
 石原産業研究資金 昭和十三年十二月 二〇〇〇 石原産業海運株式會社

右の資金及び此より生ずる利子を毎年研究費として充用してゐるが、各年度別の研究補助金支出額は別表1表に示す如くである。

尙右の外毎年各種の學術研究團體より研究費として寄附せられる金員も多額に昇つて居る。(2表参照)

1. 委任經理所屬研究費補助金

| 資 金 名 | 年 度 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 昭和 四年度 | 五年度 | 六年度 | 七年度 | 八年度 | 九年度 | 十年度 | 十一年度 | 十二年度 | 十三年度 | 十四年度 |
| 本校創立滿二十五 年記念獎學資金 | 六,000.00 | 五,000.00 | 六,500.00 | 七,400.00 | 六,000.00 | 五,000.00 | 七,100.00 | 10,000.00 | 九,500.00 | 11,000.00 | 九,300.00 |
| ワグネル記念 獎學資金 | | 200.00 | | 200.00 | | 1,000.00 | 400.00 | 500.00 | | | |
| 森村豐明會 優等賞資金 | | 200.00 | | | | | | | | | |
| 田邊手島 獎學資金 | | 200.00 | 110.00 | 300.00 | 100.00 | 300.00 | 2,100.00 | 500.00 | | | 500.00 |
| 品川子爵記念 獎學資金 | | 300.00 | 110.00 | 300.00 | 300.00 | 1,000.00 | 2,400.00 | 300.00 | 1,000.00 | | |
| 森村豐明會 獎學資金 | | | 400.00 | 100.00 | 100.00 | | 300.00 | | 1,000.00 | | |
| 故吉武博士記念 獎學資金 | | | | 200.00 | 300.00 | 300.00 | 200.00 | 700.00 | 400.00 | 200.00 | 200.00 |
| 栗原幸八記念 獎學資金 | 200.00 | | | 200.00 | | 200.00 | 400.00 | 500.00 | 400.00 | | 200.00 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 西藤右衛門 獎學資 | 1,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大倉獎學資 | 1,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東洋濾紙株式會 社獎學資 | 500.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鐵興社獎學資 | 1,100.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財團法人原田積 善會獎學資 | 5,000.00 | 5,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三菱電機株式會 社獎學資 | 1,500.00 | 1,500.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式會社明電舍 研究資 | 1,100.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式會社住友電 線製造所獎學資 | 1,100.00 | 1,100.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電化研究資 | 1,900.00 | 1,900.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 永海獎學資 | 4,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旭電化工業株式 會社獎學資 | 4,000.00 | 4,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重宗獎學資 | 5,000.00 | 5,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寬獎學資 | 400.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保土ヶ谷曹達株 式會社獎學資 | 1,000.00 | 1,000.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 湯淺獎學資 | 110.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栗原獎學資 | 200.00 | 200.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平野黨業研究 獎學資 | 280.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山本獎學資 | 300.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第一章 東京工業大學時代

| 計 | 三、一、一〇〇 | 五、八〇〇 | 三〇、七〇〇 | 一〇、三〇〇 | 五九、一〇〇 | 三九、八九〇 | 四、〇五〇 | 三、四、九〇〇 | 四〇、三三〇 | 三六、七〇〇 | 二九、〇八〇 |
|-----------------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 服部報公會補助 | | | | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、五〇〇 | 一三、一八〇 | 六、四〇〇 | 一四、四五〇 |
| 研究費補助 | | | 一〇〇 | | 一〇〇 | | | | | | |
| 高松記念資金 | | | | | | | | | | | |
| 啓明會研究資金補助 | | | | 一、二〇〇 | 一、一〇〇 | | | | | | |
| 東照宮三百年祭記念會研究費補助 | | | | | | 五〇〇 | 三、五〇〇 | | | 四〇〇 | 五〇〇 |
| 日本學術振興會補助 | | | | | 四八、一〇〇 | 三〇、四九〇 | 三三、〇〇〇 | 二七、一五〇 | 二〇、四五〇 | 一八、八〇〇 | 一〇、二〇〇 |
| 近藤記念 | | | | | | | | | | | |
| 海軍財團研究費補助 | | | | | | | | | | 三、〇〇〇 | 一、五〇〇 |
| 鐵鋼報國會補助 | | | | | | | | | | 一、一〇〇 | |
| 研究費補助 | | | | | | | | | | | |
| 文部省科學研究費補助 | | | | | | | | | | | 九六、三五〇 |

第五項 時局と本學の教育

青少年に賜はりたる勅語と本學

大正十四年四月十三日勅令一三五號に依り「陸軍現役將校配屬令」を施行して中等學校以上の男生徒に軍事教練を實施して以來、軍事教練は青年學徒の教育に輝かき成果を發揮し、特に滿洲事變・支那事變を契機として學生生徒の軍事的關心が高揚した。會々昭和十四年は同令施行拾五周年に當つたので 天皇陛下には五月二十二

日午前十時より宮城前廣場に於て全國中等學校以上男子學生生徒の代表者を御親閱遊ばさるることとなり、全國學生生徒は宮城前に集合、此の歴史的な光榮に感激しつゝ威武堂々、天皇陛下の御前で行進した。本學學生代表も此の夫惠に浴し光榮ある御親閱を仰いだ。(同時に一般學生は午前十時より本學玄關前廣場で嚴肅なる遙拜式を行つた。君ヶ代三唱の後に學長代理加藤教授指導の下に宮城遙拜を行ひ、次に明治神宮を遙拜し、天皇陛下の萬歳を三唱して閉式した。)

御親閱式が終り、天皇陛下には軍國青年生徒の軍裝凜々しき行進に龍顏麗しく還御遊ばされたが、午後一時半特に文部大臣荒木貞夫大將を宮中に召させられて全國の男女青少年生徒に對して次の優渥なる勅語を賜つた。

勅 語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

本來我國は上に崇高なる皇道を宣布し給ふ、天皇を戴いて道義的なる國家を建設して來たので、道義に關する勅語・教育に關する勅語・教育者に賜はりたる勅語等は史上夥しく見られるのであるが、今回の如く特に青少年學

徒に賜りてその向ふべき道を諭させ給ふたのは最初であり、この優詔を拜した男女青少年學徒の感激は長く興亞日本の偉大なる礎石となるであらう。

次いで同年六月六日文部省は全國の學校に左記の通牒を發して 聖旨に副ひ奉るべき實踐的具體案を照會して來たので、本學では之に對して豫ねて研究せるものを左記の如く答申した。問答の文書は次の通り。

文部次官 照會

青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語ニ關スル件

昭和十四年五月二十二日文部省訓令第十五號ヲ以テ青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語ノ 聖旨奉體方ニ關シ訓令相成リタルトコロ凡ソ青少年學徒タル者ハ幼稚園小學校ヨリ大學ニ至ル迄男女ヲ問ハズ感奮興起謹ミテ 聖訓ニ恪循シテ堅ク其ノ本分ヲ守リ彌々切磋砥礪修文練武之レ努メテ皇國人タルノ資質ノ練成ニ專心シ又コレガ啓導ニ任ズル者ハ深キ決意ヲ以テ教育ノ刷新ヲ畫シ率先範ヲ垂ルルハ勿論學徒ノ校内外ニ亘ル全生活ヲ通ジ一貫セル教導ニヨリテソノ人格ヲ薰化玉成シ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ルベキ義ト存ゼラルルニ付各々ソノ校ノ校紀、教育指針並ニ學徒各自ノ修養及日常生活ノ實狀ニツキ深キ省察ヲ加ヘ速ニ改ムベキハ之ヲ改メ進ムベキハ之ヲ進メラルベキモノニ有之仍テ各校ニ於テハ 聖旨ニ副ヒ奉ルベキ實踐的具體案ヲ樹テ速ニソノ實効ヲ舉ゲル様致シ度依命此段通牒ニ及ブ

追テ右案ハ六月末日迄ニ官房文書課長宛御報告相成度

本學長 回答

青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語奉體具現ニ關スル方策

昭和十四年五月二十二日青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語ノ 聖旨ニ則リ本學ニ於ケル教育ノ實情ヲ省察スルニ其ノ方針及施設ノ大綱ニ於テハ概ネ誤ナキヲ信ズルモ更ニ學學一層奮勵シテ 聖訓ニ恪循シ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期スベク先ヅ以テ

左記ノ事項ニ就キ特ニ力ヲ致サントス

一、勅語奉戴記念日ノ制定

毎年五月二十二日ヲ青少年學徒ニ賜ハリタル 勅語ノ奉戴記念日ト定メ 勅語奉讀・訓話等ヲ行ヒ以テ 勅語奉戴ノ感激ト覺悟トヲ新ニセントス

二、勅語奉掲

適當ナル場所ニ 勅語ヲ奉掲シテ當時ノ反省自警ニ資セントス

三、教官ト學生生徒トノ接觸緊密化ノ徹底

教官ハ各自擔任授業指導ノ外努メテ學生生徒ニ接觸スル機會(學友會ノ活動ヲ振作シ又ハ講演會・座談會及實修見學等)ヲ多カラシメ教室・實驗室以外ニ於テモ行住坐臥ノ間ニ一般の教養ヲ授ケ以テ時局下ニ於ケル負荷ノ大任ヲ自覺セシムベク啓導誘掖セントス

四、講演會ノ開催・圖書ノ充備等

中外ノ時勢ニ鑑ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ズル爲精神文化及時局ニ關スル講演會等ノ開催ヲ一層擴大シ併セテ之ニ關スル圖書ヲ充實シ以テ中正ニシテ高尚ナル識見ヲ養ヒ且ツ日常生活ノ緊張淨化ニ努メシメントス

五、實踐鍛鍊ノ勵行

勤勞作業實踐ノ徹底ニ努メ學校教練振作向上ヲ策スルト共ニ體育施設ノ完備ト獎勵ニ一層留意シ又武道ノ振勵普及ニ力ヲ致シ以テ質實剛健ノ氣風態度ヲ涵養セシムルコト

六、與亞教育ノ振興獎勵

時局ニ對應シ東亞ニ關スル認識ヲ適正ナラシムル爲其ノ方面ニ關シ工業學徒トシテノ立場ニ於テ各種研究ヲ助長獎勵シ以テ

興亞國策ニ應フベキ資質ノ鍊成ニ努メントス

滿洲産業建設學徒研究團への参加

滿洲國建設一年の後、關係各省・滿洲國側では本邦學徒の大陸研究熱を鼓吹する爲に、昭和八年以來夏休みを利用して、大學・専門學校の研究調査團を組成することとなり、本學でも欣然之に参加、教官・學生が渡滿した。昭和八年當初の事情に關し當時の「工業大學藏前新聞」は次の如く報じてゐる。

滿洲國學徒研究團は去月十四日出發以來、東北大學で講義を受け或は見學研究に大奮闘しつゝあつたが、其の後各分團に分れアンペラの上に臥しリユツクサツクを枕にして北に南に收穫を競ひつゝあつたが、七日午後、新京に集合して執政に謁見し、若き元首を祝福し、九日の日滿青年大會を最後に滿洲に別れ十一日雄基發新瀉（關東側）及び敦賀（關西側）に向ひ、本學木下教授及び加藤助教授は十四日午後九時半上野着で歸京し陽焦けした元氣な姿を見せたが、驛頭には學長・正木祕書・竹内助教授その他が出迎へた。

今回の研究團にあつて本學の加藤多喜雄助教授が早くも奉天に於て學生八名と共に油母鑛岩（オイルシエール）の分析研究の結果、この中に〇・〇一パーセントのモリブデンを含有することを發見したことは數多き研究團の收穫中に一際輝く業績を擧げ我が工大のため萬丈の氣を吐いた。

十五日午前、同行で本學に歸任挨拶に來學した兩教官に感想を叩けば

全部が團體行動で自由行動は殆んど許されなかつた。戰跡訪問が大部分で丁度牧場の羊の様に、今日は東、明日は西と連廻されたが、奉天の分列式のとき、二年の山崎君が物の見事に三百名の分團を指揮してくれたのは愉快だつた。

最も大きな收獲はと題へば、異口同音に

「大アジア聯盟」の結成だよ、之は「東亞聯盟」等の聲もあつたが、東亞ではだめだ、現在行詰りの西洋諸國が東洋に向つて經濟侵略の魔手を伸さんとするとき、アジアをアジア人のための安住地とする爲には生れたばかりの滿洲國を立派な獨立國に育てあげ、日滿支三國提携して大アジア聯盟を結成して彼等のブロックに對抗する外はない。之は利權なんて云ふ小さな考へではない。かくして東洋に於ける日本の位置と使命をガッチリと大きく把んで來たんだ。恐らく千餘の團員全部がこの大きなものを得て來てゐることを確信する。之こそ單なる見學では得られぬ大收獲だよ。」(中略)

又加藤助教授にオイルシエル分析實驗成功のお喜びを述べれば

あれは正味三日でやつたのです。初から狙ひをつけて行き、希望を早くから申出しておいたので出來たのです。(工業大學藏前新聞、第二二一號、昭和八年八月十七日)

警備團の成立

滿洲事變を契機として防空訓練が漸次に強化されて來たが、本學でも茲に看る所あり、昭和十二年に非常警備團を組織することゝなつた。即ち本學非常變災警備のため職員・學生・傭人を打つて一丸として「東京工業大學非常警備團」が創設され、中村學長を團長とし、關口教授・奥田學生主事・石井事務官の三氏を副團長として七班に分かれ、夫々各班長以下を決定し、文部省・東部防衛司令部・警視廳より種々指導を受けて隨時各班毎に訓練を實施した。同團の編成は次の通りである。

警備本部―警衛掛・指令掛・連絡掛・庶務掛

警報班⇨警報本部・通報掛・監視掛

警護班⇨警護本部・巡邏掛・警戒掛

消防班⇨消防本部・消火掛・搬出掛

工作班⇨工作本部・燈火管制掛・電氣掛・偽裝掛・瓦斯掛・水道掛・工警掛

救護班⇨救護本部・消毒掛・收容掛・治療掛

配給班⇨配給本部・調度掛・供給掛

集團勤勞作業

知育偏重打破は輓近教育界で聲高く唱導されてゐるが、文部省は昭和十三年度夏季休暇を活用して高等専門學校生徒をして集團勤勞作業を行はしめることとした。集團勤勞作業は「實踐的精神教育ノ具體的實施トシテ學生生徒ヲシテ勤勞作業ノ體驗ヲ通ジテ團體的訓練ヲ積マシメ、依ツテ心身ヲ鍛鍊シ國民的性格ヲ練成スルヲ以テ趣旨トスル」ものであり、夏季休暇の始期・終期等に於て五日程度行はしめるものである。大學に對しては「貴學ニ於テモ右ニ準ジ實施セラル、様十分御配慮相成度」と通牒されたが、本學に於てはこの企ては時局柄誠に適切なる企なりとして、奥田學生主事を委員長に、教授・助教授等を委員に任命して攻究した結果、昭和十三年度第一次のものとしては、次の案を實施した。前期（七月十日より十五日まで）、後期（九月六日より九月十日まで）の作業日に、第二運動場の水害復舊・構内の除草・通路補修・校舎内の整頓整備清掃（以上前期）第一運動場の

除草砂撒及整地・構内主として本館前芝地の除草・校舎内の整頓整備清掃（以上後期）の作業を行つた。猶集團勤勞作業は其後も毎夏行はれることとなつた。

興亞青年勤勞報國隊

滿洲事變・支那事變の勃發に伴ふ東亞新秩序建設が着々と遂行せらるゝに及び、青年の大陸認識と其實踐的奉公が切實に要望せらるるようになり、文部省・教學局では昭和十四年夏休みを活用して一般青年及學生々徒（專門學校、師範學校以上）を大陸に派遣して現地の活動に協力せしむることとなつた。派遣先は滿洲國と北支蒙疆との二個所であつて、本學は北支蒙疆派遣部隊に屬することとなつた。因に此の報國隊の趣旨並に活動の内容に關して昭和十四年五月三十一日附を以て文部次官並教學局長官より通牒せられたる内容は次の通りである。

興亞青年勤勞報國隊並北支及蒙疆派遣實施要項

一、趣旨

東亞新秩序ノ建設ハ青年ノ大陸認識トソノ實踐的奉公トニ俟ツコト大ナルモノアルニ鑑ミ、一般青年及學生々徒ヲ大陸ニ派遣シ現地ニ於ケル國防建設生産又ハ文化工作等ノ集團的勤勞訓練ニ從事セシメ以テ興亞ノ精神ヲ體得セシムルト共ニ直接建設ノ事業ニ協力セシムル爲興亞勤勞報國隊ヲ組織シ本年夏季（自七月下旬至八月下旬約一ヶ月間）之ヲ北支蒙疆ニ派遣シ現地訓練ヲ行フ

二、勤勞ノ内容

現地ニ於テ十日準備訓練ノ後、軍後方勤勞及各種文化・工作・農耕・土木等ニ從事ス

三、派遣總數並ニ期間

(一)員 數

指導教官並ニ部隊長本部員

二七八人

學生々徒

一、六四〇人

計

一、九一八人

(二)期 間

七月下旬ヨリ八月下旬ニ至ル約一ヶ月

但シ右ハ現地滞在期間ニシテ内地ニ於テ準備訓練並ニ現地往復等ニ要スル日數ハ之ヲ除ク

四、割當員數(省略)

斯くて本學では本學助教清水定吉氏を指導教官とし、學生十名より成る部隊を參加せしめた。

本學部隊の其の後の活動の要略は次の通りである。

七月十 日―七月十七日

内原訓練所ニテ準備訓練

〃 十八日― 二十三日

神戸ヨリ塘沽マテ船

〃 二十三日―八月五日

北京西苑兵舎ニテ勤務作業・見學等

八月五 日― 七日

北京・太原間車中(貨車)

〃 七 日― 十一日

太原ニテ勤務奉仕

〃 十一日― 十二日

崞縣行(汽車中)崞縣ニテ分隊ハ四方ニ分散

〃 十二日

原平鎮(畝村・阿部)、崞縣(淵上・芳賀)、代縣(齋藤・廣瀬・篠原)、繁峙(細井・久

野・柿崎)ノ四方面ニ分散ス

宣撫工作・農村調査・勤勞奉仕・戰蹟見學等

原平鎮ニ全員集合シテ太原へ

太原ニテ當方面部隊長ニ揆揆又歸還準備

太原發石家莊一泊

石家莊發太沽着

檢校・持物檢査

神戸へ航行

東京着

八月十二日―十七日

〃 十八日

〃 十八日―二十日

〃 二十日

〃 二十一日―二十二日

〃 二十二日―二十四日

〃 二十四日―二十八日

〃 三十日

報國隊指導教官清水定吉氏はその感想として「各學校の學生々徒は母校の名譽の爲に實によく自重し軍律に服せり。本報國隊に参加せし學生を以て一校を建設したりとすれば體力精神力智力に於て世界にも類例の少き學風を建設するとの感を受けたり。……」と報告して居る。

此の報國隊の企ても其後毎夏行はるることとなつた。

興亞精神の高揚・東亞研究會の結成

滿洲事變以降、日本教學の樹立に伴ひ本學學生間にも日本精神再認識の氣運が起り、學生は「いさ汝會」なる同好會を組織して教授渡邊孫一郎會長指導の下に「技術者トシテノ立場ヨリ日本人道ノ探究ヲ目的」として「精

神修養力ヲ増進」することに努めた。而して他面大陸への關心も澎湃として起り、或は前述の如く滿洲建國後一年には滿洲産業建設學徒團に参加して大陸への熱情の一端を示したが、次いで昭和十二年支那事變勃發を機として此の機運は急激に躍動した。即ち昭和十四年夏には「工業技術者として何を爲すべきかを眞剣に検討し國策に協力せんとする劇しい意圖の下に大陸研究會を結成して大陸を實踐的に認識せんとする運動」が起り、先づ學生大陸研究會準備委員會の結成を見、本學當局並に興亞院の賛成協力を得て、同年夏季休暇を利用して滿洲國班、北支蒙疆班は夫々現地に赴いて實踐的大陸研究の歩を踏出した。(工業大學藏前新聞、昭和十四年六月二十六日、七月十三日)。猶ほ學生新聞學會(大學専門學校の學生新聞の横の連絡機關)は讀賣新聞社の後援を得て新聞部員を中支に派遣することゝなつたので本學學生も之に参加し(同上新聞、同年七月十三日)、又財團法人「學徒至誠會」は南洋派遣學生を募集して本學學生亦之に参加した(同上新聞、同年六月二十五日)。其他滿鐵實習生・昭和製鋼實習生・教學局主催興亞勤勞報國隊參加の學生も相次いで大陸に渡り、本學學生間の興亞的熱情は極度に高揚した(同上新聞、同年五月二十六日)。

斯かる内に機愈々熟し、翌昭和十五年には「東亞新秩序ノ建設至高ナル使命ニ微力ヲ捧ケ學生ノ本分ヲ全ウセシカ爲」に「亞細亞ヲ初メ世界ノ事情特ニ産業的情勢ヲ研究」せんとする國策翼賛の意圖の下に學生より「東亞研究會」設立の願が學長に提出せられた。

東京工業大學東亞研究會設立願

亞細亞ヲ初メ世界ノ事情特ニ産業的情勢ヲ調査研究致シ以テ東亞新秩序建設ノ至高ナル使命ニ微力ヲ捧ケ學生ノ本分ヲ全ウセ
ンカ爲東亞研究會ヲ設立致度候間御許可被下度別紙會則相添此段御願申上候也

昭和十五年四月二十五日

右發起人

應用化學科學生 兼 重 正

電氣化學科學生 大塚 文 比 古

機械工學科學生 石 川 登

東京工業大學長

中 村 幸 之 助 殿

中村學長は欣然之を承認して愈々待望の「東京工業大學東亞研究會」の結成を見るに至り、直に同會會則が次の如く定められた。

東京工業大學東亞研究會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ亞細亞ニ於ケル産業ヲ調査研究シ之カ開發進展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ東京工業大學東亞研究會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ヲ東京工業大學内ニ置ク

第二章 事 業

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、亞細亞ニ於ケル産業ノ調査研究ニ關スル事項
- 二、亞細亞ニ對スル諸般ノ知識ノ普及ニ關スル事項
- 三、調査研究旅行ノ指導斡旋ニ關スル事項
- 四、其ノ他必要ト認ムル諸般ノ事項

第五條 前條ノ事業ヲ遂行スル爲左ノ四部ヲ置ク

- 一、總務部 本會ノ一般事務及他ノ部ニ屬セサル事項ヲ掌ルモノトス
- 二、調査部 本會事業ノ企劃及調査研究ニ關スル事項ヲ掌ルモノトス
- 三、普及部 亞細亞ニ對スル諸般ノ知識ノ普及ニ關スル事項ヲ掌ルモノトス
- 四、連絡部 現地トノ連絡及調査研究旅行ノ指導斡旋ニ關スル事項ヲ掌ルモノトス

第三章 會員

第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

- 一、通常會員 本會ノ目的ニ賛同スル東京工業大學學生及生徒
 - 二、特別會員 本會ノ目的ニ賛同スル東京工業大學職員
- 第七條 入會又ハ退會セムトスル者ハ其ノ旨常務理事ヘ申出ツヘシ
- 第八條 會員ハ其ノ氏名ヲ會員名簿ニ登録ス
- 會員ノ權利及義務ハ登録ニ因リ發生ス

第九條 通常會員ハ會費トシテ毎年金貳圓ヲ納ムルモノトス

第一章 東京工業大學時代

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一 名 特別會員ノ中ヨリ推戴ス

理事 若干名 特別會員ノ中ヨリ會長之ヲ囑託シ内一名ヲ常務理事トス

監事 若干名 特別會員ノ中ヨリ會長之ヲ囑託シ内一名ヲ常務監事トス

委員 各部毎ニ 若干名 通常會員ノ中ヨリ會長之ヲ命ス但シ内若干名ヲ特別委員トシテ特別會員ノ中ヨリ會長之ヲ囑託スルコトヲ得

第十一條 役員ノ職掌左ノ如シ

會長ハ本會ヲ總理ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ掌理ス常務理事ハ常時其ノ職務ニ當ルモノトス

監事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ監査ス常務監事ハ常時其ノ職務ニ當ルモノトス

委員ハ會長及理事ノ命ヲ承ケ會務ヲ分掌ス

第十二條 理事及監事ノ任期ハ各二箇年トシ委員ノ任期ハ一箇年トス但シ重任ヲ妨ケス

補缺トシテ就任シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

役員會ノ推薦決議ニ依リ會長之ヲ囑託ス

顧問ハ本會ノ重要ナル會務ニ參劃ス

第十四條 本會ノ事業ヲ審議スル爲役員會ヲ開催ス

第十五條 役員會ハ通常役員會及臨時役員會ノ二種トス

通常役員會ハ毎年一回之ヲ開キ豫算編成、事業報告及重要事項ヲ審議スルモノトス

臨時役員會ハ左ノ場合ニ限り之ヲ開ク但シ文書合議ヲナスコトヲ得

一、會長必要ト認メタルトキ

二、役員三分ノ二以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ事由ヲ示シテ請求アリタルトキ

第十六條 役員會ハ役員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

役員會ノ決議ハ出席シタル役員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十七條 役員會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ常務理事之ヲ代理ス

第五章 會計

第十八條 本會ノ通常經費ハ會費・寄附金・預金利子及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六章 雜則

第二十條 會員ニシテ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ役員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

一、會費ノ納付ヲ怠リ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、本會ノ事業ヲ妨クル行爲アリタルトキ

第二十一條 本會會則ノ變更ハ役員會ノ決議ヲ要スルモノトス

附 則

第二十二條 本會則ハ昭和十五年四月二十六日ヨリ有効トス

そして常務理事には教授大槻喬氏、理事に同星野敏雄氏、同武井武氏、常務監事に教授山田良之助氏が推され、本館の三階に一室を與へられて役員たる教授の指導の下に會則第四條の定むる事業の實現に着手したのである。

以上が時局と本學の教育の概略であるが、その外、學友會にはモーター研究部・グライダー部・乗馬部・射撃部・工業經濟研究部を設け、又大學としては時局的な學科の増設、學生増募、時局的な研究に精進してゐることは、夫々の項に記載の通りである。

第六項 本學の光榮

本學は前述の如く東京高等工業學校時代にも 皇后陛下 皇太子殿下の台臨を仰ぐの光榮を得たが、大學昇格以後昭和九年十二月三日には 秩父宮殿下、昭和十五年五月二十三日には 高松宮殿下の台臨を仰ぐこととなつた。

秩父宮雍仁親王殿下台臨

秩父宮雍仁親王殿下には日本學術振興會總裁の御資格で昭和九年十二月三日に本學に台臨遊ばされた。當時本學に於る學術振興會より補助を受けたる者は、昭和八年前期以來三十餘名、研究題目五十件に及び、着々進行中であつたが、本學では特に左記十項に就て御説明申し上げることとした。

(題 目)

硬質活性炭素ノ半工業的製造試験

化學工場裝置設計ニ於ケル相似律ノ應用

攝氏零度ノ絶對溫度値ノ測定

硼珪酸硝子ノ生透現象ニ關スル研究

金屬マグネシウム電解製造ニ關スル研究

石灰窒素ニヨル鋼ノ表面硬化

ネオラン染料ノ研究

キノインミン系色素ノ分光化學的研究

ゴムノ耐油性ニ關スル研究

皮革速鞣法

(教 官 名)

教授 田丸 節郎

教授 (代理助教授) 内田 俊一

教授 木下 正雄

教授 田端 耕造

教授 加藤 與五郎

教授 山田 良之助

助教授 林 茂助

助教授 植村 琢

教授 田中 芳雄

助教授 清水 誠

當日は午後一時半に御來學。大學長・教授代表・事務官・學生主事・當日説明の教官に賜謁、大學長の本學概要報告の後に、大學長の先導で關係研究室を巡覽遊ばされて各教官の説明を聴取し給ひ、更に三階陳列室にて諸成績品を台覽遊ばされ、午後五時三十分には御機嫌麗しく御歸還遊ばされた。當日の御熱心なる御視察狀況に關して中村學長は次の如く謹話してゐる。

御歸還まで約二時間の御豫定の所が次々の御下問のため倍近くになつた。御下問の要旨たるや普通の人々が考へも及ばぬやうな

要點に觸れられ、研究の結局の所まで御尋ねになつた。：：他に本學の沿革や現状一般に就いても御下問があつたが、特に特設豫科設置に關しては御興味を持たれたやうに拜された。(工業大學藏前新聞、昭和九年十二月十日)。

猶ほ二階には陳列室を設けて本學諸成績を陳列して殿下の台覽を仰ぐこととした。因に當日の陳列品は次の通りである。

第二會議室陳列品目錄

- キノリンエロー類の研究
教授 鈴木 上野 太繁藏
- ナフトール染料の研究 (日本學術振興會の援助による)
助教授 鈴木 上野 太繁藏
- 紡絲裝置 (日本學術振興會の援助による)
講師 祖 父 江 寬
- 紡毛絲の精紡機 (日本學術振興會の援助による)
助手 加 藤 鈺 郎
- 經絲を編み込みたる特殊莫大小
助教授 中 原 虎 男
- セレン火赤と其陶磁器上繪付應用に關する研究
助教授 榎 本 修 二
- 電氣絶緣用硝子
教授 田 端 耕 造
- 硝子蓄電池
教授 田 端 耕 造
- 硝子の電熱熔融法
助教授 近 藤 清 治
- ポルトランドセメントの化合物
教授 近 藤 清 治
- クロムセメント
教授 吉 田 清 治

食鹽粘の研究（日本學術振興會の援助による）

單寧材樹皮の利用

末だ利用されざる皮の應用

鮫皮の利用に關する研究

合成糊及誠驗後のサムブル

内田式蒸溜フラスク

本邦産芳香油

分解し易き有機物の微量分子重量測定法

「エボナイト」中の鑛物質の新定量法

酸化銅に依る絶縁銅

酸化クロム及クロム酸

瓦斯の出ぬ鉛電池

過鹽素酸アンモン製造用電極

醋酸纖維素

アルミナ鑛石より純アルミナ新製造法（日本學術振興會の援助による）

石灰窒素利用研究成績品の例

教授 近藤 清 洽

助教授 清水 誠

助教授 清水 誠

助教授 清水 誠

教授 内田 壯

教授 加藤 與五郎

教授 杉野 喜一郎

一、和硫新促進劑

二、耐濕尿素

三、新火藥原料

新磁石

刃物試験機（日本學術振興會の援助による）

壁に沿ふて曲る噴流に就て

工具の製作に關する研究

薄き電氣絶縁物の製作に關する研究

陰極飛唾研究品

電解液遮斷器（日本學術振興會の援助による）

萬能直續磁束計

「Rカット」水昌振動子

超短波無線電話並に送話裝置

電子振動用特殊真空管

自動式海上發光浮標模型及振盪發光子

液體酸素を用ひ炭の吸著に依る攝氏-230°までの低温恒温裝置

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|------|------|-----|------|-------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教授 | 助教授 | 助教授 | 助教授 | 教授 | 助教授 | 助教授 | 教授 | 教授 | 教授 | 教授 | 教授 | 教授 | 助教授 | 教授 | | |
| 木下正雄 | 竹内時男 | 森田清 | 森田清 | 山本勇 | 古賀逸策 | 合志一夫 | 尾志一 | 堀越眞一 | 大槻義一郎 | 福田勝 | 福田勝 | 關口八重吉 | 關口八重吉 | 關口八重吉 | 加藤與五郎 | 武藤井五郎 |

硝子製ニコルプリズム

鮮魚性魚粉の製造研究

エセリン構造の合成的證明

高松宮宣仁親王殿下台臨

高松宮宣仁親王殿下には豫てより發明協會總裁として學術獎勵の思召が深くあらせられた處、昭和十五年五月二十三日に御微行で本學に台臨遊ばされた。當日午前八時半に本學に御來着。大學長・教授代表・事務官・學生主事・當日説明の教官等に賜謁、大學長の本學概要報告の後に、大學長の先導で先づ本館四階第一會議室に御成、左記の研究題目に就て研究教官の説明を御聽取遊ばされた。

(研究題目)

「クロム」含有「アゾ」染料の研究

擬毛皮の研究

硫酸製造用觸媒の研究

合成「ゴム」の研究

水産皮革の研究

合成「タンニン」の研究

教授 木下 正雄

教授 田丸 節郎

助教授 星野 敏雄

(研究者) (○印は説明者)

○教授 林 茂 助

○教授 齋 藤 勤 治

同 田 勤 治

○教授 松 井 元 太 郎

○教授 神 中 芳 周 雄

○助教授 清 水 誠

大豆蛋白人造纖維の研究

○教授 金丸

蝕濕性「セロファン」の研究

○教授 金丸

合成樹脂の研究

○同 内田

酸化金屬磁石の研究

○同 加藤

「ゴム」硫化促進劑自給法の研究

○同 武藤 井五郎 壯

白金代用新電極の研究

○同 加藤 善一 郎

水晶振動子及同普及状態分布圖

○同 古賀 三逸 夫

「インドール」誘導體の合成研究

○同 星野 敏 雄

「ビタミン」 B_1 (抗脚氣因子)の合成

○同 同

合成纖維「ナイロン」の研究

○同 同

次いで染料化學科實驗室に於て林教授説明の下に學生の卒業論文に關する研究狀況を御覽あらせられ、次いで各科各教室の研究に御成り遊ばされて、各教官より次の研究題目の説明を御聽取遊ばされた。

(研究 題 目)

(研究者) (○印は説明者)

防毒「マスク」の研究

○同 永廻 登

航空用眼鏡の新考案品

○同 同

助 手 岩倉 義敏 男雄

○同 同

○同 同

○同 同

○同 同

○同 同

「ゲージ」材料に關する研究

齒車の精密工作法に關する研究

精密なる振り動力計に關する研究

殿下には終始御熱心に御聽取御台覽、種々御下問を賜はり、一同を深く感激せしめた。斯くて御豫定より延びて午後零時二十分に御機嫌麗しく御歸還遊ばされた。

| | |
|-----|-------|
| ○教授 | 山田良之助 |
| ○教授 | 横山均 |
| ○教授 | 佐々木重孝 |
| ○教授 | 中田 |
| ○教授 | 海老原敬吉 |
| ○教授 | 中田 |

第二章 現在の附設機關

第一節 建築材料研究所

設置の目的

我國の建築材料に關する研究は甚だ淺いので、是の綜合的な研究が極めて緊要とされてゐる。されば本學では昭和五年度以來建築材料研究所の附設を計畫したが、幸に政府も之を容れて昭和七年度追加豫算として右研究所創設費二十五萬圓を臨時議會に提出し、無事に議會の協賛を経た。因に本學より文部省に提出した建築材料研究所新設の理由は次の通りである。

建築材料研究所新設ニ關スル理由書

我國現時ニ於ケル建築界ノ趨勢ヲ視ルニ計畫意匠及構造方面ニ於テハ相當ノ研究ヲ積マレタリト雖材料ニ關スル方面ニ於テハ研究未タ十分ナラス進歩改良ヲ要スルモノ極メテ多シ例ヘハセメント及コンクリート等ノ如キハ廣ク一般ニ普及セラレタリト雖更ニ之ヲ建築ノ施工上ヨリ見レハ尙將來大ニ研究改善ノ餘地尠カラズ即チ高級セメント耐酸セメント等ノ如キ一層優良ニシテ而モ低廉ナル材料ノ發明製出ヲナシ得ヘク又木材ニ於テモ

其ノ耐久、耐火及蟲害ニ對スル處理ニ就テハ現今物理的研究ヲナシタルモノアリト雖其ノ應用ニ至リテハ一般ニ顧慮セラレサルハ甚タ遺憾ニシテ一ヶ年ノ使用數量約五千萬石ニ達シツツアル我國ノ現狀ヨリ視ルモ極メテ重大ナル問題ナリトス又煉瓦テラコツタ及瓦等ノ粘土製品ニ就テハ大地震ニ因リ耐震的價值ニ乏シキコトヲ認メタルカ故ニ之ニ適當ナル處置ヲ施スコトニ依リテ更ニ我國情ニ適應スルモノノ製出ヲ企圖スルコトヲ得ヘク又仕上材料ニ就テハプラスチック類、ラソリ、ワニス、ペンキ類ノ如キモ濕潤ナル我國ノ氣候風土ニ適應スルモノト爲スニハ更ニ新ナル製出法ノ研究ヲナスノ餘地アルヘク更ニ又漆類ノ如キ古來ノ我國產品ニ科學的處理ヲ施スコトニ依リテ特色アル建築塗料ヲ製出シ得ルカ如シ其ノ他保溫材、防音材、防水劑、紙ボード、人造石等新材料トシテ製出セラレ日尙淺ク更ニ進ンテ發明工夫ヲ要スルモノ尠カラス又電氣配線用金屬管、錠前、硝子類、エレベーター、暖房汽罐及放熱器、リノリウム、敷物、壁紙、染料、藥品類等ノ如キハ現ニ相當金額ノ輸入ヲナシツツアルモ品質ノ改良ヲ施スニ於テハ我國產品ヲ以テ充用スルハ決シテ至難ノコトニアラス又疊、襖、障子、金具等我國古來ノ材料器物ニシテ更ニ科學的研究ヲナシ用途ノ擴張ヲ圖リ得ヘキモノ決シテ尠カラス敘上ノ如ク建築工作ニ使用スヘキ諸材料ノ研究ハ其ノ範圍極メテ廣汎ナルノミナラス研究事項ノ内容亦複雜ニシテ専門學術ノ範圍ニ於テハ到底完全ナル研究ヲ全フスコト能ハス理學及化學並ニ工學の諸方面ヨリ綜合的研究ニ依リ之カ完成ヲ圖ラサルヘカラス然ルニ從來之等ノ研究ヲ使命トスル適切ナル研究機關ノ設置ヲ見サリシハ寔ニ遺憾トスル所ナリ依テ速ニ之カ研究機關ヲ特設シテ其ノ研究ニ着手シ以テ學術ノ進運ヲ圖リ進ンテ建築施工上ノ經濟化ニ寄與スルノ方途ヲ講スルハ我國刻下喫緊ノ要務ナリトス

而シテ東京工業大學ハ建築學科ヲ有スルノ外セメント類粘土製品、硝子、陶磁器、金屬類等ヲ專ラトスル窯業學科及電氣化學科、建築用ノ機械及器具類、煖房及電氣設備等ノ研究ヲナシツツアル機械工學科及電氣工學科各種ノ顔料及敷物類等ニ關スル研究ヲナシツツアル紡織學科及染料化學科各種ノ塗料及藥品類等ノ研究ヲナシツツアル應用化學科ヲ有シ又應用物理學、物理化學、分析化學、有機化學、無機化學等ノ獨立セル各教室ヲ併設シアリテ敍上ノ研究ヲナスニ適任ナル専門家ヲ網羅スルヲ以テ本學ニ之カ研究機關ヲ附置シ之等各方面ノ知識ヲ綜合傾倒セシメ以テ之カ攻究ヲナスニ於テハ必スヤ其ノ效果ヲ擧ケ得ヘキヲ確信ス之レ東京工業大學ニ建築材料研究所ヲ附設セントスル所以ナリ

大學官制の改正・職員の任命

斯くて建築材料研究所の新築工事が進められ、昭和八年三月には本學の南隅に白亞鐵筋三階建（一部一階及四階）の建物（延七百五坪）が完成した。

此間に官制の制定も準備せられ、昭和九年三月一日勅令第二十九號を以て本學に建築材料研究所を附屬せしめ、同時に本學に教授・助教授・助手・書記を増員することとなり、本學官制は次の如く改正され、即日施行された。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第十九條 東京工業大學ニ建築材料研究所ヲ附屬セシム

建築材料研究所ハ建築用材料ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

第二章 現在の附設機關（建築材料研究所）

建築材料研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學ノ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ建築材料研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築材料研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ建築材料研究所ノ事務ニ従事ス

別表中助教ノ欄「三十四人」ヲ「三十七人」ニ、助手ノ欄「六十三人」ヲ「六十九人」ニ、書記ノ欄「十六人」ヲ「十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して即日所長以下の職員ノ任命があつて、所長には本學教授加藤與五郎氏、事務官は本學事務官石井茂助氏兼務、所員に本學教授近藤清治・同木下正雄・同小林政一・同内田壯・同山田良之助・同田邊平學・本學助教河上益夫・同谷口忠・同武井武の諸氏が任命された。(助手以下省略)。猶ほ石井事務官が總務課長に、小林政一教授が調査課長に任命された。

研究狀況・現職員

次に本研究所の研究事項を挙げると、次の通りである。

木下研究室

一、建築電気材料の耐火耐熱性に関する研究

一、建築材料の吸温滲水防止に関する研究

一、耐寒材料の研究

一、漆の工業的研究

一、合成並代用材料に関する物理化學的研究

一、耐熱絶縁材料の研究

一、工業材料の熱傳導に関する研究

一、諸種放熱體の對流に依る傳熱に関する研究

一、工業材料の常温附近に於ける熱輻射に関する研究

一、工業材料の分光反射能に関する研究

一、外氣々象狀況に依る屋内熱變化に関する研究

一、建築材料の吸音に関する研究

一、工業材料の吸湿に関する研究

一、金屬電気材料の研究

助教

手授

同 稲木

同 井下

正

前 猛雄

助教

手授

同 西木

同 藤下

一正

前 郎雄

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

内田・相研究室

一、耐火木材に関する研究

助教 教授

相内 田

三

前 衛 壯

一、天幕地質の防火防水加工法に関する研究

一、耐火塗料に関する研究

助教 教授

同 相

三

前 衛

一、「トタン」及「スレート」代用品に関する研究

一、耐火木材の規格に関する研究

一、發火點測定方法に関する研究

一、防空材料に関する研究

田邊研究室

一、耐震耐風木構造に関する研究

一、建築材料並に構造部材の衝撃に對する抵抗に関する研究

谷口研究室

一、黄土の建築材料としての適性の研究

一、滿洲地盤の凍害防止に関する研究

一、北支に適する建築構造に関する研究

武井・星野研究室

一、金屬熔射被覆法に關する基礎的研究

助教 教授

同 星武野井

一、人造偏光板の製造法、光學的性質並に應用に關する研究

同 前 武愷

河上研究室

一、マグネシウム合金の物理化學的性質の研究

助教 教授

同 河上益夫

一、強力耐蝕マグネシウム合金の研究

同 前

一、鋼材の光輝燒鈍に關する研究

同 前

一、鐵鋼に對する氣體及融體の物理化學的作用

同 前

一、合金の電着

同 前

鈴木研究室

一、滑石磁器の研究

助教 教授

同 鈴木信一

一、チタニウム化合物に關する研究

同 前

一、アルミナセメントの研究

同 前

一、アルミナ磁器の研究

同 前

一、耐火耐熱性建築用ガラスの研究

同 前

一、ムライト磁器の研究

同 前

斯くて昭和九年度より研究が開始されたが、研究完了の題目及研究者氏名を擧げると、次の通りである。

第二章 現在の附設機關 (建築材料研究所)

研究完了題目

| | | | |
|-----------------------------|----|----|----|
| 一、電氣絶縁理論の研究 | 助教 | 清水 | 定吉 |
| 一、火災の研究 | 助教 | 清水 | 吉 |
| 一、建築材料の熱傳導の研究 | 助教 | 清水 | 吉 |
| 一、建築材料の耐火度の研究 | 助教 | 清水 | 吉 |
| 一、耐火木材に關する研究（工業化す） | 助教 | 内田 | 三壯 |
| 一、天幕地質の防火防水加工法に關する研究 | 助教 | 同 | 前 |
| 一、建築用可塑性材料に關する研究 | 助教 | 同 | 前 |
| 一、耐火塗料に關する研究（工業化す） | 助教 | 相 | 三衛 |
| 一、木材の防腐劑注入と耐火度について | 助教 | 同 | 前 |
| 一、毛管に依る分析法 | 助教 | 相 | 三衛 |
| 一、熔接部の振動強度並に衝擊に對する信頼度の研究 | 助教 | 谷 | 三忠 |
| 一、木造建物外周壁の耐火度に關する基礎的研究 | 助教 | 同 | 前 |
| 一、火熱せらるゝ鐵筋コンクリート版及墻體の表面溫度並に | 助教 | 同 | 前 |

その溫度傳導に關する研究

一、高熱を受けたるモルタル、コンクリート及び鐵筋コンクリートの強度に關する研究
助教 手授 今谷 井口 光 雄忠

一、建造物の振動減衰性に關する研究（鐵筋コンクリート、木造、鐵骨造）
教 授 谷 口 忠

一、鋼材の表面硬化に關する研究
助教 授 河 上 益 夫

一、鐵鋼の酸化脫炭に關する研究
同 同 同 前

一、耐蝕マグネシウム合金に關する研究
同 同 同 前

一、マグネシウム合金防蝕法の研究
同 同 同 前

一、流體透過物の研究
同 同 同 前

一、食鹽釉の研究
助教 授 近 藤 清 一 治 前

一、セメント硬化促進劑の研究
同 同 同 前

一、水和ポルトランドセメント中の水分の形態と之が水和體の膨脹收縮に及ぼす影響
同 同 同 前

一、窯業品の高温荷重能力に關する研究
同 同 同 前

一、滑石磁器の研究
同 同 同 前

一、粉體の加壓成形作業に關する基礎的諸問題

助教授

鈴木 信一

一、チタニウム化合物に關する研究

助教授

鈴木 信一

一、高誘電率誘電體の研究

助教授

鈴木 信一

一、高周波用絶縁物の研究

助教授

鈴木 信一

一、伊豆神津島産石英粗面岩について

助教授

鈴木 信一

一、潜水艦フューズ碍子

助教授

鈴木 信一

最後に現在（昭和十五年八月）の主なる職員を次に掲げる。

所長 教 授 工學博士 小林 政一

所員 教 授 理學博士 井 武

（兼務） 大學事務官 石井 茂助

助教授 理學博士 上 益夫

所員 教 授 工學博士 木下 正雄

助教授 工學博士 相 三衛

所員 工學博士 内 田 壯

助教授 工學士 鈴木 信一

所員 工學博士 田 邊 平學

助教授 工學士 星 野 愷

所員 工學博士 谷 口 忠

助教授 工學士 野 愷

第二節 資源化學研究所

設置の目的

支那事變の進展に伴ひ資源問題が重要な研究課題となり、その一翼として資源を化學的方法に依つて創造し育成し利用し活用するの用途を探究すべきことが緊急問題となつた。會々本學教授加藤與五郎氏より資源化學研究所創設資金として貳拾五萬圓、同研究所に於る電氣化學に關する研究に要する經費充用として五萬圓の寄附があつた。

斯くて本學では資源化學研究所を附設することを企劃し、案を具して次の設置理由書を本省に提出した。

一、資源化學研究所新設ニ關スル理由書

一、總説

凡ソ國家ノ興隆ハ學術ノ振興發達ニ俟ツヘキヲ以テ宜シク獨創的研究ニ依ル偉大ナル文化ノ創造ト其ノ應用ニ依ル産業ノ創設ヲ企圖スヘク殊ニ今ヤ非常ノ時局ニ際會シ更ニ之ヲ強化シ其ノ成果ヲ大ナラシムルタメ極力之ヲ鼓舞促進シ以テ富國強兵ノ實ヲ擧ケサルヘカラス

惟フニ輓近我國ノ學術研究大ニ振興シ産業ノ發達及國防ノ充實ニ寄與スル所極メテ顯著ナルモノアリ專ラ學術

ノ輸入又ハ模倣ヲ事トシタル時代ニ比シ眞ニ隔世ノ感ナキ能ハサル所ナリト雖モ今之ヲ歐米諸國ニ比スルニ一般學術ノ普及發達ニ關シテハ何等ノ遜色アルヲ認メサルモ之カ獨創的研究ニ關スル限り未タ彼ニ及ハサルコト僅少ナラサルヘク世界ニ誇ル發明發見ニ至リテハ寔ニ寥々タルノ感ナキ能ハサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

二、資源化學ノ重要性

國運ノ進展ト國民ノ福祉増進トヲ念慮スヘキ現代文化國ニ於ケル最大關心事ハ其ノ源泉タル資源ノ利用獲得ニ在リ資源ハ昔ニ平時ノ關係ニ於テ國民民福ト本質的ニ相關聯スルノミナラス非常時局ニ際シテハ其ノ全資源ハ即チ其ノ儘直接國防力ヲ構成スルモノニシテ資源ノ利用獲得ハ平時戰時ヲ問ハス國家社會存榮ノ中樞問題ナリト謂ハサルヘカラス我國ニ於テハ資源寡少ヲ論セラルルコト既ニ久シト雖モ右ハ歐米ヨリ輸入シ又ハ模倣シタル歐米ヲ對象トシ研究シ發達シタル學術ヲ基礎トスル今日ニ於テハ寔ニ已ムヲ得サル所ナリ然レトモ今日ノ資源ハ必スシモ明日ノ資源タリト言フヲ得ス今日資源タラサル物モ明日ノ重要ナル資源タリ得ヘク要ハ資源ヲ創造シ育成シ利用シ又ハ活用スルノ施設ニ於テ間然スル所ナキヤ否ニ存スルモノト謂ハサルヘカラス資源化學ハ化學的手段ニ依リテ資源ヲ創造シ育成シ利用シ活用スルノ方途ヲ探究スルニ在リ近代ノ戰鬪ハ極メテ多量ノ物資ヲ必要トスルヲ以テ一國ノ資源ト工業力コソハ其ノ勝敗ヲ決定スル最後の條件ナリ而シテ資源ヲ創造シ利用スルノ途ハ化學ノ力ニ俟ツコト大ニシテ化學工業ノ充實ナクシテハ國防ノ充實ナシト稱スルモ敢テ過言ニ非サルヲ信ス

今歐洲大戰ニ例ヲトルニ歐洲大戰ニ際シテハ諸種ノ化學工業創設セラレ擴張セラレタレトモ就中化學工業ノ各

部門ニ於テ重要缺クヘカラサル地位ヲ有スル電氣化學工業著シク勃興シ從來不可能トセラレタル各種資源ノ開發利用ニ成功シタリ戰爭勃發ト共ニ獨逸ハ幾許モナクシテ聯合國ノ封鎖スル所トナリ銅ノ入手ニ困難ヲ來シタルヲ以テ之カ回收方法及代用品ノ研究ニ努メタリ即チ電氣分解法ニ依リ銅ト錫トノ分離ニ成功スルコトニ依リ鐘・銅像等ヲ利シ又銅代用ノ金屬トシテ送電線ニ用ヒタル「アルミニウム」ハ電氣化學製品ニシテ戰前ニ於テハ國內産額極メテ少ク佛、英、米等ヨリ輸入シツツアリタルモ戰時中國内資源ヲ開發シ多量ノ製出ヲ爲シ得タリ又砲彈ニ使用スル銅帶ニ代用シタル電解鐵ハ「フイツシャー」教授ノ研究ニナル電解法ニヨリ始メテ製造シ得ラレタルモノナリ窒素化合物ニ關シテモ合成「アンモニア」法ニ依リ窒素ヲ固定シ「アンモニア」ヨリ硝酸及硝酸「アンモニウム」ヲ製造シ火藥ノ材料トナシタルモ他方石灰窒素法ニテ多量ノ窒素ヲ固定セシムルタメ政府自ラ石灰窒素工場ヲ設立シタリコノ方法ニ於テハ一旦「カーバイト」ヲ製造スルモノ「カーバイト」ノ製造ハ電氣爐ノ高温度ヲ以テセサレハ到底工業化スルヲ得サルナリ

以上ハ單ニ一、二ノ例ヲ舉示シタルニ過キサルモ斯ノ如キ事例ハ枚舉ニ暇ナキ所ナリ

三、資源化學研究所ヲ東京工業大學ニ附置スルヲ可トスル理由

東京工業大學ニ於テハ夙ニ化學工業ノ一部門タル電氣化學ノ重要性ヲ認メ前身東京高等工業學校時代ヨリ電氣化學科ヲ設置シ學生ノ指導教授及研究ヲ爲シ來リタル所ニシテ我國電氣化學工業發達ノ源泉タルノ自負ヲ有スルモノニシテ今ヤ本工業ハ研究ノ分野益々廣汎トナリ國防上又産業上極メテ重大ナル關係ヲ有スルニ至リタルヲ以テ從來ノ如キ姑息ニシテ部分的ナル無統制ノ研究ノミニテハ到底國家社會ノ要望ニ應フルニ至ラス殊ニ今

次事變ノ進展ニ伴フ建設事業ノ大眼目タル「東亞資源ノ開發」ナル使命遂行上統制アリ實力アル國家ノ研究機關ヲ設置シ系統的ニシテ秩序アル研究ヲ爲スノ必要アルヲ以テ茲ニ資源化學研究所ヲ創設セントスルモノナリ而シテ東京工業大學ハ我國大學ニ於ケル唯一ノ電氣化學工業ノ授業及研究施設ヲ保有シ本工業ニ關スル學識經驗豐富ニシテ幾多ノ業績ヲ擧ケタル數多ノ人材ヲ網羅セルヲ以テ東京工業大學ニ資源化學研究所ヲ附置スルハ最モ効果的ニシテ時宜ニ適スル方策ナリト認ム

幸に政府でも此の趣旨を容認して豫算を提出し、議會も之を通過した。

大學官制の改正・職員の任命

斯くて昭和十四年二月二十一日勅令第三十二號を以て本學官制を改正して資源化學研究所を附設し、同時に本學に助教・助手・書記を増員することが發令され、即日施行された。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第二十條 東京工業大學ニ資源化學研究所ヲ附屬セシム

資源化學研究所ハ資源ニ關スル化學ノ學理及應用ノ研究ヲ掌ル

資源化學研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス、所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ資源化學研究所ノ事務ヲ掌理シ所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ資源化學研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長ニ補セラレタル者及東京工業大學助教ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任セシメサ

ルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化學研究所ニ於ケル研究ニ従事シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ資源化學研究所ノ事務ニ従事ス

別表中助教ノ欄「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、助手ノ欄「六十九人」ヲ「七十四人」ニ、書記ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次いで所長に本學教授加藤與五郎氏、事務官には本學事務官石井茂助氏の兼務、所員に本學助教教授杉野喜一郎・同山村金保の二氏が任命された。

研究狀況・現職員

次に本研究所の研究事項は次の通りである。未だ研究完了せるものはないが、一部研究終了せるものもあり、△印が其である。

△印が其である。

教授 加藤 與五郎

助教 杉野 喜一郎

助手 水口 純

教授 加藤 與五郎

リグニン利用法の研究

合成新合窒素纖維の研究

| | |
|------|-------|
| 助教授 | 杉野喜一郎 |
| 助手 | 水口純 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助教授 | 杉野喜一郎 |
| 研究補手 | 白井孝三 |

磷酸礬土鑛より純アルミナ及び磷酸の製造工業確立に關する基礎的研究補遺

| | |
|------|--------|
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助教授 | 杉野喜一郎 |
| 研究助手 | 舟木好右衛門 |
| 研究助手 | 山谷正二 |

含水アルミナ及無水アルミナの物理化學的諸性質に關する研究

| | |
|------|--------|
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助教授 | 杉野喜一郎 |
| 研究助手 | 舟木好右衛門 |
| 研究助手 | 山谷正二 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 矢島亮一 |

諸種アルミナ原料より「硫酸法」純アルミナ製造法に關する研究

△炭素中の灰分除去に關する研究

△稀有金屬冶金の研究

△製鹽副産物としての硫安の製造

醋酸纖維素に關する研究

アセトン合成に關する研究

耐濕肥料に關する研究

△廢糖密より加里四收法の研究

△製鹽に關する諸問題の研究

| | |
|------|-------|
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 矢島亮一郎 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 矢島亮一郎 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 矢島亮一郎 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 宮澤三郎 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 鈴木貞雄 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 助手 | 伊藤卓爾 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 研究助手 | 相川秀雄 |
| 教授 | 加藤與五郎 |
| 研究助手 | 相川秀雄 |
| 研究助手 | 相川秀雄 |

乾電池に關する研究

最後に現在（昭和十五年八月）の主なる職員は次の通りである。

研究助手 石 井 浩

教 授 加 藤 與 五 郎

研究助手 冠 木 三 郎

所 長

大學教授 理學博士

加藤與五郎

所 員

大學助教授 理學博士

杉野喜一郎

（兼務）

大學事務官

石 井 茂 助

大學助教授 理學博士

山村金保

第三節 精密機械研究所

設置の目的

我國の工業は既に輕工業時代を脱して重化學工業時代に入らんとしてゐるが、之に伴つて精密機械の研究は極めて緊要なるものとなつた。斯くて本學は精密機械研究所を附設することとなり、昭和十二年に之を文部省に申請した。本學より文部省に上申した精密機械研究所設置の理由は次の通りである。

精密機械研究所新設ニ關スル理由書

一、精密機械研究所設置ノ必要

我國ノ工業カ既ニ模倣ノ時代ヲ過キ獨創ノ時代ニ入ルノ必要ナルコトハ識者ノ常ニ唱道スル所ニシテ政府ハ夙ニ陸軍化學研究所、海軍技術研究所、理化學研究所、逓信省電氣試驗所、同船舶試驗所、東京帝國大學航空研究所、京都帝國大學化學研究所、東北帝國大學金屬材料研究所、東京工業大學建築材料研究所、東京工業大學資源化學研究所、内務省土木研究所、鐵道省大臣官房研究所、商工省燃料研究所等ノ研究機關ヲ特設シテ一般理化學工學及各專門ノ學術研究ノ進歩ヲ圖リツツアリ然ルニ精密機械工業ノ如ク産業及國防等ニ極メテ密接重要ナル關係ヲ有シ而モ現在幼稚ニシテ多額ノ製品ノ供給ヲ國外ニ仰キツツアル工業ニ關シ何等ノ研究機關ヲモ

有セサルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ

歐米諸國ニ於テハ既ニ何レモ統一の國立研究機關ヲ特設シテ國內精密機械工業ノ進歩ニ必要ナル研究ヲ行ヒ一方工業用ゲージ、精密測定機械等ノ檢定ヲ併施シテ其ノ一元の統一ヲ圖リ一朝有事ノ際ニ備ヘツツアリ

凡ソ精密機械工業ニ關スル研究ハ現下ノ如キ有事ノ際ニ於ケル機械工業方面ニ於ケル工業動員ノ能率ヲ増進スルニ必要ナルノミナラス平時ニ於テモ亦我國機械工業ノ國際市場進出ニ重大ナル影響ヲ有スルモノナリ

近時我國ニ於テモ漸ク精密機械工業新興ノ機運ヲ見ルニ至リシト雖歐米ノ現狀ニ比スレハ未タ幼稚ニシテ今之ヲ事變前ニ於ル輸入狀態ニ就キテ見ルモ精密工作機械及工具類、精巧器械類ニ於テ年額四千數百萬圓ノ外國品ヲ輸入シ又自動車及航空機用發動機並デイズェル機關ノ如ク精密工作ヲ必要トスルモノニ於テ年額約五千萬圓ヲ國外ノ供給ニ仰キツツアル狀態ナリ

今一般機械ニ就キ考察スルニ「リミットゲージ」工作法未タ充分ニ普及セラレス且ツ「リミットゲージ」ソレ自身ノ製作技術甚タ幼稚ニシテ嘗テ我國ニ於ケル「リミットゲージ」規格制定ニ當リテモ歐米各國ト同程度ノ製作公差(精度)ヲ採用シ得サリシ狀態ナリ即チ我國ノ機械嵌合部分ハ外國品ニ比シ幾分大ナル「ガタ」ヲ有スルコトヲ容認セサルヲ得サル狀態ニシテ國產市場ニ於テ外國品ヲ凌駕シ販路擴張等得テ望ムヘカラス「ゲージ」其ノ他精密測定器具ノ優秀ナルモノ考案セラレ其ノ製作技術亦進歩シ外國品以上ノ精度ノモノヨリ廉價ニ市場ニ供給セラルルニ至ラハ一般機械ノ製作精度ヲ向上セシメ得ルノミナラス製造業者ハ自然之等ノ使用法ニ習熟スルニ到ルヲ以テ有事ノ際彼等ヲシテ直ニ彈丸其ノ他各種軍需品ノ製作ニ當ラシメ得ヘク「ゲージ」類ノ一元の統一ト相

俟ツテ充分ノ能率ヲ機械工業動員計畫ニ期待シ得ヘシ故ニ精密機械ニ關スル研究ヲ行ヒ獨自ノ精密機械設計ヘ
ノ資料ヲ提供シ其ノ製造工業ヲ促進シ以テ輸入ヲ防キ併セテ一般機械ノ工作精度ヲ高メ國際市場ニ於ケル競争
ニ備フルハ現下喫緊ノ要務ナリトス殊ニ我國民ハ特ニ精緻ナル技術ニ堪能ナルヲ以テ精密機械工業ハ我國ニ最
モ適應セル工業ト謂フヲ得ヘク適當ナル指導ト獎勵ヲナスニ於テハ必スヤ將來國際市場ニ雄飛シ得ルモノト信
ス然ルニ精密機械ノ研究ハ充分ナル設備ヲ必要トスルヲ以テ一般民間ニ於テ能クスル所ニアラス宜シク國立ノ
研究機關即チ精密機械研究所ヲ特設シテ學理ノ探究ト之カ應用ノ途ヲ講シ以テ國運發展ニ資スルノ必要アリ
二、精密機械研究所ヲ東京工業大學ニ附置スルヲ可トスル理由

凡ソ精密機械ノ進歩發達ハ優秀ナル獨創的精密測定法ノ發明考案ニ負フ所頗ル多シ然ルニ精密測定ハ世人ノ考
フルカ如ク容易ナルモノニアラス例ヲ長サノ測定ニ採リテ説明センカ長サノ測定ニ於テハ實ニ千分ノ一耗乃至
萬分ノ一耗ヲ單位トスル測定ヲ行フ然ルニ十纏ノ棒ハ一度ノ溫度差ニ依リ千分ノ一耗強ノ長サヲ増減ス萬分ノ
一耗單位ノ測定ヲ行フ場合ニハ測定者自身ヨリ發スル放射熱ヲ考慮セサルヘカラサル程度ナリ之ニ依リテ見ル
モ精密測定法ノ研究ハ如何ニ困難ニシテ深奥ナル知識ト充分ナル設備ト細心ノ注意トニ依リテ初メテ可能ナル
カヲ知ルヘシ

東京工業大學ノ歴史ヲ顧ルニ其ノ前身タル東京高等工業學校ハ日露戰爭當時我國工作機械カ全部外國ヨリ輸入
セラレ居ル状態ニ鑑ミ工作機械工業獨立ノ急務ヲ痛感シ米人C・A・フランシスヲ招聘シ十四吋旋盤ノ規格ヲ作
成セシメ其ノ指導ノ下ニ池貝鐵工所ヲシテ之カ製作ニ從事セシメタリ之レ我國ニ於ケル本格的な工作機械製造ノ

嚆矢ナリトス次テ唐津鐵工所ニ旋盤ヲ製作セシメ同校實驗室ニ於テ關口教授指導ノ下ニ之カ細密ナル検査ヲ實施スル等工作機械製造工業ノ進歩發達ヲ圖リテ今日ニ及ヘリ今日一般工作機械ハ最早外國品ノ輸入ヲ必要トセス其ノ製造工業ハ全ク獨立スルニ至リシト雖精密工作機械ニアリテハ未タ之ヲ盡ク國外ニ仰キツツアルノ現狀ナルハ既ニ前項ニ於テ記述シタル所ナリトス

東京工業大學ハ其ノ創設ノ當初ヨリ夙ニ茲ニ留意シ精密機械研究ノ急務ヲ痛感シ精密機械ニ關スル授業及研究設備ノ充實ニ努メタル結果今日ニ於テハ他ノ各大學ニ比シ遙カニ勝レタリト雖モ此程度ノ設備ヲ以テシテハ未タ充分ナル研究ヲナスコト能ハサルニ依リ更ニ之カ施設ノ擴張整備ヲ圖ル爲新ニ綜合統一シタル研究機關ヲ附設セシメテ之カ學理ト其ノ應用ニ關スル研究ヲ爲シ以テ精密機械ニ關スル學術的研究ノ進歩ヲ圖リ併セテ我國精密機械工業進展ニ寄與スル所アラントス而シテ東京工業大學ニ於テハ工作機械「ゲージ」精密工作法ヲ初メトシ精密機械及工作機械ノ研究ヨリ金屬組織ノ研究ハ既ニ東京工業大學既存ノ設備ヲ以テ着手シツアル現狀ニシテ此方面ノ人材極メテ豊富ナリ依テ精密機械研究所ハ之ヲ東京工業大學ニ附設セシムルヲ以テ最モ適切ナリトス。(以下略)

幸に政府の承認を得、豫算も議會を通過した。

大學官制の改正・職員の任命

斯くて昭和十四年十二月二十七日勅令第八百八十二號を以て、本學に精密機械研究所を附設することとなり、

同時に本學の教授助教助手書記の定員を増加した。

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第二十一條 東京工業大學ニ精密機械研究所ヲ附屬セシム

精密機械研究所ハ精密機械ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ掌ル

精密機械研究所ニ所長、所員、助手及書記ヲ置ク

所長ハ東京工業大學教授ノ中ヨリ、所員ハ東京工業大學ノ教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス、所長ハ東京工業大學長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ノ事務ヲ掌理シ、所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ精密機械研究所ニ於ケル研究ヲ掌ル

東京工業大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者及東京工業大學助教ニシテ所員ニ補セラレタル者ニハ授業ヲ擔任

セシメサルコトヲ得

助手ハ東京工業大學助手ノ中ヨリ、書記ハ東京工業大學書記ノ中ヨリ東京工業大學長之ヲ補ス、助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ニ於ケル研究ニ從事シ、書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ精密機械研究所ノ事務ニ從事ス

別表教授ノ欄中「三十四人」ヲ「三十六人」ニ助教ノ欄中「四十三人」ヲ「四十五人」ニ、助手ノ欄中「八十一人」ヲ「八十九人」ニ、書記ノ欄中「二十一人」ヲ「二十三人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次いで翌二十八日に所長に本學教授佐々木重雄、事務官に本學事務官石井茂助、所員に本學教授山田良之助・同海老原敬吉・同古賀逸策・本學助教教授横山均次・同中田孝の諸氏が任命された。

研究狀況・現職員

第二章 現在の附設機關（精密機械研究所）

精密機械研究所に於る研究事項を擧げると左の如くである。

一、精密機械に關する綜合的研究

高速度精密軸受に關する研究

教授 山田良之助

教授 海老原敬吉

教授 佐々木重雄

教授 古賀逸策

助教授 横山均次

助教授 中田孝

二、精密機械用材料に關する研究

ゲージ材料に關する研究

教授 山田良之助

助教授 横山均次

精密機械用耐磨性鑄鐵に關する研究

教授 山田良之助

助教授 横山均次

熱處理歪に關する研究

助教授 横山均次

化學的研磨に關する研究

教授 山田良之助

精密機械材料のX線的研究

教授 山田良之助

三、精密測定に關する研究

ブロックゲージ及限界ゲージの精度検査に關する研究

仕上面の精度検査に關する研究

齒車の測定法に關する研究

齒車の運轉精度に關する研究

電氣マイクロメーターに關する研究

萬能齒車嚙合試験機に關する研究

四、精密工作に關する研究

齒車の精密工作法に關する研究

ねじの精密工作法に關する研究

摩擦傳導に關する研究

精密目盛に關する研究

五、研究實驗装置の試作

第二章 現在の附設機關 (精密機械研究所)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-----|----|-------|----|-------|----|------|----|-----|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 教授 | 海老原敬吉 | 教授 | 佐々木重雄 | 教授 | 佐々木重雄 | 助教 | 中田孝 | 教授 | 佐々木重雄 | 教授 | 海老原敬吉 | 教授 | 古賀逸策 | 助教 | 中田孝 | 教授 | 佐々木重雄 | 教授 | 海老原敬吉 | 教授 | 佐々木重雄 | 教授 | 佐々木重雄 | 教授 | 海老原敬吉 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-----|----|-------|----|-------|----|------|----|-----|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|

未だ本研究開設直後の事として完成せる研究は之を報告し得るものがないが、一部完了せるものを挙げると左の如くである。

一、齒車の運轉精度に關する研究

最後に現在（昭和十五年八月）の主なる職員は次の通りである。

| | | | | | | |
|------|-----|------|-------|----|------|------|
| 所長 | 教・授 | 工學博士 | 佐々木重雄 | 教授 | 工學博士 | 古賀逸策 |
| (兼務) | 事務官 | | 石井茂助 | 助教 | 工學博士 | 横山均次 |
| 所員 | 教授 | 工學博士 | 山田良之助 | 同 | 工學士 | 中田孝 |
| | 同 | 工學博士 | 海老原敬吉 | | | |
| | | 理學博士 | | | | |

| | |
|----|-------|
| 教授 | 佐々木重雄 |
| 助教 | 中田孝 |

第四節 工業調査部

設置の目的

本學は工業經濟を研究して斯界に貢獻するため、昭和六年に工業經濟學研究室を設け傍ら工業經濟調査部を置いて斯學の研究調査を圖つた。特に昭和七年九月に創刊された「工業現勢」は斯界に貢獻する所が多かつた。然しながら本邦工業の發展に伴ひ此の施設を擴充強化することが要望せられたのみならず、從來工業經濟調査部に關する規程も無かつたので、昭和九年四月十日に愈々此を形式化すると共に、研究の範圍を廣めるために「工業調査部」を設置することとなつた。設置の趣旨は次の通りである。

工業調査部設置ノ趣旨

内外ニ於ケル各種工業ノ一般的狀況及其ノ動態並將來性ニ關シ適切ナル資料ヲ蒐集調査シ

(一) 教官ノ研究ニ對シ嶄新ナル實際的素材ヲ供給シ以テ授業及研究上ノ效果ヲ増大セシメ

(二) 學生ノ閱覽ニ供シテ實際工業ニ關スル根本的觀念ノ培養ニ資シ以テ卒業計畫及論文等ノ研究資料タラシメ併セテ

(三) 一般工業家ニ開放シテ學理ト實際トノ近接ヲ圖リ且ツ本學創設ノ使命タル新工業ノ誘致展開ニ對スル資

材供給ノ一助タラシメ以テ社會工業ノ進展ニ寄與スヘキ施設ヲ講スルハ刻下喫緊ノ事業ナリ仍テ昭和九年度ヨリ新ニ工業調査部ヲ特設スルモノトス

前述の経過を以て昭和九年四月十三日に制定された「東京工業大學工業調査部規程」は次の通りである。

東京工業大學工業調査部規程

第一條 東京工業大學ニ工業調査部ヲ置ク

工業調査部ハ工業及工業經濟ニ關スル調査研究ヲ掌ル

第二條 工業調査部ニ部長及部員ヲ置ク

部長ハ高等官ノ中ヨリ部員ハ職員ノ中ヨリ大學長之ヲ命ス部長ハ大學長ノ命ニ依リ部務ヲ掌理シ部員ハ部長監督ノ下ニ於テ

工業調査部ニ於ケル調査研究ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 工業調査部ニ總務課及調査課ヲ置ク各課ニ課長ヲ置キ部員ノ中ヨリ大學長之ヲ命ス

總務課ノ管掌事項左ノ如シ

一、企畫ニ關スル事項

二、調査研究ニ伴フ庶務事項

三、他課ニ屬セサル事項

調査課ノ管掌事項左ノ如シ

一、調査研究資料ノ蒐集ニ關スル事項

二、各種調査研究ニ關スル事項

三、調査研究ノ發表ニ關スル事項

第四條 工業調査部ニ於テ調査研究ニ係ル事項ハ定期又ハ隨時之ヲ發表スルモノトス

第五條 工業調査部主管ノ事務ニシテ他部局ノ事務ニ關涉スル事項ハ合議スヘシ

第六條 特ニ本規程ニ定ナキ事項ニ關シテハ東京工業大學處務規程ヲ準用ス

そして昭和九年四月十日に調査部長に本學助教教授奥田寛太郎、總務課長に本學事務官石井茂助、調査課長に本學講師川西正鑑の諸氏が任命せられた。

調査狀況・現職員

次に工業調査部の調査要項は次の通りである。

工業調査部調査要項

- 一、工業資源ノ調査
 - 一、工業原料ノ調査
 - 一、原料移動ノ調査研究
 - 一、新奇原料ノ調査研究
 - 一、産業ノ一般的調査
 - 一、工場建設地ノ研究調査
 - 一、工業經營調査
-
- 一、新經營法ノ研究調査
 - 一、工業製品市場調査
 - 一、新技術ノ研究調査
 - 一、新發明ノ研究調査
 - 一、特許應用範圍ノ調査
 - 一、産業統制ノ實狀調査
 - 一、産業統制法ノ改進ニ關スル研究
-
- 一、労働條件ノ調査研究
 - 一、福利施設ノ調査研究
 - 一、工業勞力移動ノ調査研究
 - 一、工場法ノ實施狀態ニ關スル調査研究
 - 一、労働組合調査研究
 - 一、工業資本調査
 - 一、工業會計ノ研究

一、一般工業政策ノ研究

一、各國關稅政策ノ調査研究

一、工業教育ニ關スル調査研究

一、日本工業ノ將來ニ關スル一

一、中小企業經濟狀態ノ調査

一、工業従業員公民教育ニ關スル調査研究

般的研究

一、對中小企業政策ノ研究調査

ル調査研究

昭和七年以來各種の調査研究を纏めて發表してゐるが、その主要なるものを次に掲げる。

工業現勢(月刊) 第一號發行 (昭 七、 九)

外蒙中央亞細亞燃料及び水力
資源詳解 (昭一二、五、一)

日本工業品躍進の技術的基礎 (昭一〇、二、一五)

外蒙中央亞細亞金屬資源解説 (昭二三、九、五)

新興工業の吟味 (昭一二、七、二〇)

アルミニウム工業の現勢と動
向 (昭一四、六、二〇)

日蘭貿易の概勢 (昭一〇、三、一)

南洋資源略解 (昭一四、六、二八)

日濠貿易の發展と其將來性 (昭一一、八、五)

日本工業分布の調査研究第一
卷

世界工業現勢 (昭一二、一、一)

金屬機械器具工業 (昭一四、七、一八)

シベリア極東林産資源詳解 (昭一一、七、一〇)

シベリア極東地下燃料及び水
力資源詳解 (昭一一、七、三一)

最近事變の進展と共に工業經濟界にも種々の新しき課題が提供された。従つて工業調査部でも之に應ずる調査

研究を企畫し、次の事項を調査しようとする待機してゐる。

農村工業調査

北支鑛工業開發ニ關スル調査研究

沿海洲ノ資源調査

工業ニ於ケル最適ノ經濟容量ノ調査研究

新興工業ノ立地研究

東亞協同體ト工業立地ノ統制

國防ト工業立地計畫

東亞プロツク内ニ於ケル新資源ノ調査研究

各種工業別原價計算ノ調査研究

工業指導精神ト工業教育論

戰時體制下ニ於ケル技術員ノ配置ニ關スル調査研究

技術員ノ經濟的教養ニ關スル調査研究

新興工業法規ノ適用ト此ガ社會經濟的影響ニ關スル

最後に現在（昭和十五年八月）の主なる職員は調査部長に事務官石井茂助氏、總務課長に石井茂助氏、調査課長に講師川西正鑑の諸氏である。

調査研究

經濟統制ト適正價格構成ノ調査研究

國防ト工業ノ地方分散化ノ調査研究

間宮海峽埋立ニ依ル寒流遮斷ニ基キ工業配備ガ如何

ニ變動スルカニ關スル豫測的調査研究

重化學工業ノ災害防止ト海上工場ノ可能ニ關スル調

査研究

工業地帯ニ於ケル空襲災害ノ調査研究

東亞プロツク内ニ於ケル重工業及化學工業ノ最適立

地ノ研究

第五節 圖書館

第一項 東京職工學校・東京工業學校時代

創立當初の狀況

附屬圖書館の沿革は遠く東京職工學校創設の年に其の源を發し、「東京職工學校第一年報」に據れば此の年文部省より數回に亘り教科用及參考圖書類の交附を受け、其後も寄贈・購入に依り藏書數が漸次増加してゐる。「東京職工學校第一年報」は當時の狀況に關して次の如く報じてゐる。

校中ニ庫藏シテ各學科ノ授業上參考ニ供用スルモノト生徒ニ貸付スヘキノ圖書トヲ綜合セシ員數(八月中ノ調査ニ據ル)ハ和漢洋圖書ヲ合セテ四千七百十四冊其部數ハ則チ八百五十一部トス而シテ今之ヲ大別スレハ和漢圖書ノ總數ハ四千八十一冊部數一千三百四十九部ニシテ西洋圖書ハ六百三十三冊部數五百二部トス之ヲ前年中ノ現在數ト比較スレハ和漢書ニテ増加スルモノ二百四十三冊百三十三部洋書類ニテ八十三冊七十八部トス十二月末ノ調査ニ據レハ總數四千九百八十八冊部數一千九百七十部トス而シテ又之ヲ大別スレハ和漢圖書ハ則四千三百四十九冊一千四百六十二部ニシテ其西洋圖書ニ係ルモノハ六百三十九冊五百八部トス之ヲ本年八月ノ調査員數ト比較スレハ和漢圖書ニテ増加スルモノ二百七十一冊一百一十五部西洋書類ニテ六冊六部ヲ増加セリ又其減少スルモノハ和漢圖書ニテ三冊二部アリ而シテ其増加スルノ因由ハ即チ文部省及直轄各學校館所等ニ

リ寄贈セラレルモノト新ニ購入スルモノアルトニ由ル又其減少セシモノハ蝕蝕擦損等ニヨリテ用ヲ爲サ、ルモノ是ナリ下ニ表ヲ掲テ其梗概ヲ示ス(十二月末調)

| 圖書名 | 在來 | | 増 | | 減 | | 存在 | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | (冊數) | (部數) | (冊數) | (部數) | (冊數) | (部數) | (冊數) | (部數) |
| 化學及物理學 | 和漢 | 九二二 | 二 | 一 | 二 | 一 | 九二二 | 五九二 |
| | 洋 | 一五〇 | 七九 | 三 | 三 | 一 | 一五三 | 八二 |
| 辭書 | | 二四二 | 三三 | | | | 二四二 | 三三 |
| | | 一三 | 一三 | | | | 一三 | 一三 |
| 畫學 | | 三六八 | 七〇 | | | | 三六八 | 七〇 |
| | | 九一 | 八五 | | | | 九一 | 八五 |
| 工學及機械學 | | 七〇 | 六七 | 一一 | 一一 | | 八一 | 七八 |
| | | 一一八 | 九六 | 三 | 三 | | 一一一 | 九九 |
| 博物學地質學及冶金術學 | | 一二九 | 三三 | | | | 一二九 | 三三 |
| | | 三六 | 三〇 | | | | 三六 | 三〇 |
| 工藝 | | 五一 | 二一 | | | | 五一 | 二一 |
| | | 一三九 | 一一八 | | | | 一三九 | 一一八 |
| 雜誌類 | | 一五 | 六 | | | | 一五 | 六 |
| | | 一〇 | 六 | | | | 一〇 | 六 |

| | | | | |
|-------|----|--------------------|-----|--------|
| 數 | 學 | 修身法及 濟歷史及地 理 | 雜書 | 合 |
| 一、三六三 | 六九 | 三四五 | 二八二 | 計 |
| 三三〇 | 六九 | 二九三 | 七 | 四、〇八一 |
| 二二一 | 六九 | 二四 | 六 | 一、三四九 |
| 八一 | 一 | 三〇 | 一〇 | 二七一 |
| 一 | 一 | 七 | 一〇 | 一一五 |
| 一、五七三 | 六九 | 三五五 | 七 | 三 |
| 四一〇 | 六九 | 九四 | 二九二 | 二四、三四九 |
| | | 二九 | 九六 | 一、四六二 |
| | | 六 | 六 | 五〇八 |
| | | | | 六三三 |
| | | | | 五〇二 |
| | | | | 六 |
| | | | | 六 |

當時の圖書管理

當時の圖書の管理に關しては之を詳にしないが、明治二十一年三月には「東京職工學校職員分掌假規程」中には次の如く記されてゐる。

庶務掛 幹事ノ監督ニ屬シ庶務ニ從事シ圖書標本ヲ保管シ(中略)

一學科ノ主任教員ハ所屬圖書器用品ノ整理保管及出納ヲ掌ル

即ち、藏書は各部局が借受け自室に備へて職員生徒の求覽に便し、庶務掛は圖書に關する總括的なる事務と何れの部局にも屬しない圖書の保管とを扱つたものであらう。當時の圖書原簿は分類別に口座を設け受入順に登録されてあつたが、其の分類項目は明かでない。明治二十一、二年頃の「圖書室規則」は次の如くである。(東京職工

學校一覽、自明治二十一年至明治二十二年)

圖書室規則

- 第一 圖書室ハ本校ノ圖書ヲ貯藏スル所トス
- 第二 圖書室吏員ノ外書庫ニ入り圖書ヲ檢索シ及ヒ出納スルヲ許サス
- 第三 校長教員ハ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルヲ得ルト雖モ圖書ノ位置ヲ亂サ、ルハ勿論出納者ノ障礙ヲナサ、ル様注意スヘシ
- 第四 教員ハ一員二十冊教場助手ハ一員八冊ヲ限リ圖書ヲ借受スルヲ得
- 第五 生徒ハ教科參考書トモ都テ自辨スルモノトス故ニ一切圖書ヲ貸付セス
但重要ノ圖書ニシテ學科參考上缺ク可ラサルモノハ受持教員ノ保證ニ依リ校長ノ特許アルモノニ限リ貸付スル事アルヘシ
- 第六 各教場ニ備フヘキ圖書ハ主任教員之ヲ借受シ各掛公務用ノ圖書ハ其掛主任ノ吏員之ヲ借受スルモノトス
- 第七 前項ニ關スル圖書ハ共ニ其冊數ヲ限ラスト雖モ特別ノ事情アルニ非サレハ同一ノ圖書ニ部以上ヲ借受スルヲ得ス
- 第八 吏員ハ校長ノ特許ヲ得テ一員五冊限リ圖書ヲ借受スルヲ得
- 第九 已ムヲ得サル事實アルモノハ詮議ノ上校長ノ特許ヲ以テ圖書ヲ貸付スルコトアルヘシ
- 第十 借受ノ冊數ハ洋裝ノモノニ就テ之ヲ定メ和漢裝ノモノハ三冊ヲ以テ一冊ニ充テ圖書等ノ幅或ハ帙ヲナスモノハ一幅或ハ一帙以テ一冊トス又逐次刊行ノ書ニシテ數號ヲ合シテ完冊ヲナスモノハ其一完冊ヲナスマテノ若干號ヲ合シテ一冊ト見做ス
- 第十一 諸官廳ヨリ圖書ノ借受ヲ乞フトキハ差支ナキモノニ限リ之ヲ貸付ス
- 第十二 一部限リ所藏ノ圖書及ヒ重要ノ圖書ハ私借スルヲ得ス
- 第十三 圖書ヲ借受スル者ハ自ラ圖書室ニ至リ定式ノ證書用紙ヲ受取り之ニ書名番號冊數姓名年月日ヲ詳記シ捺印シタル證書ヲ差出スヘシ

第十四 借受シタル圖書ハ他ニ轉貸スルヲ許サズ又一員ニシテ同一ノ圖書二部以上借受スルヲ得ス

第十五 第六項ニ掲ケタル各教場備置及各掛公用ノ圖書ハ圖書室吏員時々出張シテ之ヲ調査スルモノトス

第十六 第六項ニ掲ケタル各教場備置及各掛公用ノ圖書ヲ其主任者若クハ代理者他ヘ携出スル場合ニハ其都度借受人ノ證簿ニ

捺印シテ携出スルヲ得

第十七 借受シタル圖書ハ毎年六月二十六日ヨリ七月十五日迄ニ一旦悉ク返納スヘシ尤モ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトア

ルヘシ

第十八 職員ノ退職轉任及ヒ旅行スル者ハ(旅行ハ其公私ヲ問ハス)豫テ借受スル圖書ヲ直ニ返納スヘシ

但職員公用ヲ帶ヒ旅行スルトキ其旅行中必要ト認ムル圖書ハ校長ノ特許ヲ得テ借受携帶スルコトヲ得

第十九 圖書閱覽室ハ休日ヲ除クノ外午前第八時ニ開キ午後第四時ニ閉ツ但夏期休業中ノ開閉ハ午前八時ヨリ正午十二時迄ト

ス

第二十 圖書ヲ閱覽スル者ハ先ツ目錄ニ就キ其書ヲ檢出シ書名番號冊數姓名月日ヲ詳記シタル閱覽證ヲ出シテ借受シ閱覽了レ

ハ直ニ返納スヘシ

第廿一 諸官廳ノ吏員公務ニヨリ閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽フ乞フトキハ該官廳ヨリ照會アルモノニ限り之ヲ許ス

第廿二 圖書筆墨紙ノ外ハ閱覽室内ニ携帶スルヲ許サズ

第廿三 閱覽室内ニ在テ喫烟音讀談論雜話等總テ他ノ閱覽者ノ障礙トナル舉動ヲ禁ス

第廿四 借受シタル圖書ヲ紛失シタル者ハ速ニ同一ノ書ヲ以テ之ヲ償ハシム

第廿五 借受シタル圖書ヲ毀損又ハ汚染シタル者ハ其損害ノ多少ニ準シ同一ノ書ヲ以テ之ヲ償ハシメ若クハ之ヲ修繕セシムヘ

シ

第廿六 第六項ニ掲ケタル各教場備置及各掛公用ノ圖書ニシテ紛失又ハ毀損或ハ汚染シタルトキハ借受者直ニ其事由ヲ具載シ

タル屆書ヲ圖書室吏員ニ差出スヘシ其情狀ニ依リ修繕若クハ償還セシムルコトアルヘシ

但第六項ニ掲ケタル圖書ト雖モ第十六項ノ場合ニ於テ紛失等スルトキハ第二十四項若クハ第二十五項ニ準ス

第廿七 以上ノ規則ヲ犯シタル者ハ其輕重ニ從ヒ一ケ年間圖書ノ閱覽ヲ停止シ又ハ同年間第五項但書ニ掲クル圖書ノ借受ヲ止

メ若クハ同時ニ右ニ罰ヲ併セ科ス

但職員ハ別ニ處スル所アルヘシ

第廿八 圖書ノ返納ヲ懈リ督促ヲ受ケ猶ホ返納セサル者ハ其筋ノ手ヲ經テ處分スルモノトス

其後明治三十一年三月に職務規定が改正されたが、其際「本校ノ事務ヲ處理セシムルタメ教務掛、庶務掛、會計掛、圖書標本掛ノ四掛ヲ置ク」と定められて圖書標本掛は獨立し、圖書標本室に主幹を置き教授を以て之に充て圖書又は標本に關する事務を掌理せしめ、猶標本室に委員若干名を置いて各部局の所屬員を以て之に充て標本に關する事務を分掌せしめた。圖書標本掛の事務要項は次の如くであつた。

一、圖書標本ノ保管、出納及臺帳整理ニ關スル事

二、藏書印ノ保管ニ關スル事

三、圖書標本ノ寄附及交附ニ關スル事

四、圖書標本目錄ノ編纂及整理ニ關スル事

五、新聞、雜誌、年報一覽、報告ノ保管出納ニ關スル事

六、圖書閱覽室ノ整理及取締リニ關スル事

此の頃の圖書原簿は圖書一部毎にその要項を一葉の用紙に記し、分類別に圖書記號順に綴込むやうに改められ、雜誌原簿は一雜誌毎に口座を設け製本の上受入順に記帳された。尙圖書、標本に關する物品出納簿の記帳を圖書標本掛に於てすることになつた。

以上の外明治三十一、二年頃より圖書全般に亘つて整理が行はれ、藏書は洋書十六門、和漢書九門に分類され、目錄上では更に項に分たれ、圖書記號は受入順であつた。然しこの分類表作成の年月は明かでない。

第二項 東京高等工業學校時代

大震災前の狀況

新校舎と圖書室 明治三十六年に新校舎が落成した。新校舎に於ける圖書室は二階東南部にあつて一三八・三三坪で、閱覽室と書庫の中間が事務室と出納所となり、新刊圖書置棚、カードケース、出納臺によつて區分された。書庫は延坪五〇坪の中二階を有する普通火災に耐え得る防火設備を施してあつた。書架は特殊のもので、棚板の支えに使用された鐵の筋板は手島校長が米國の某工場を參觀した際に鍛工場で製作中のものを見本に請受けて歸朝され、之に據つて製作したもので、帝國圖書館の書架の一部に現存してゐる筈である。圖書室は職員學生の區別なく、閱覽席は一、二あつて相當に完備された圖書室であつた。

當時圖書費は各部局に割當てられ、圖書室が自由に使用し得る經費は一般の讀物・生徒參考専用圖書・職工參

考用圖書等の購入費、雜誌費、製本費であつたが、生徒參考專用圖書費は比較的多額に割當てられ、職工參考用圖書費と共に屢々臨時に支出を受けることもあつた。是等圖書購入の手續は部局ですることなく、全部圖書室で扱はれた。手島校長は生徒參考專用圖書は一般の讀物に亘ることを絶體に許さなかつたが、このため購入する復本は相當の理由ある時は容易に許した。職工參考用圖書購入の目的は職工の品性向上を圖り優秀なる人格と技術を有せしめ、一般工場職工に其の範を示さんとするにあつて、修養書・歴史・傳説・文學書等を主として蒐め、職工中に委員を設けて之を保管せしめた。思想・社會・文學等一般的讀物の蒐集は當時の主幹田中喜一氏の撰定に加ふるに手島校長が特に此の方面の圖書購入に嚴密なる注意を拂つて決裁したのであるから、専門家の賞讃に値する蒐集であつた。手島校長は圖書費の用途には特に留意し、例へば部局より要求ある重複圖書購入の決裁を受くることは困難で、常に次の如く戒めた。

國家ハ本校ニ對シテ工業教育達成ノタメニ多額ノ貴重ナル國費ヲ支出スルノデアルカラ、費途ヲ慎重ニシテ其ノ主旨ニ添ハナケレバナラス。學校ガ必要トスル圖書費ニハ殆下際限ガナイガ經費ニハ自ラ制限ガアルカラ、重複圖書ノ購入ハ力メテ之ヲ避ケ廣範圍ニ亘リ圖書ヲ蒐メルコトガ必要デアル。

各部局が請求して購入した圖書は該部局の備付となし、新刊雜誌は二應職員休憩室に陳列し次いで圖書室で生徒の閱覽に供した後、部局に分割保管を托し完冊し得るに至つて返納せしめた。従つて圖書室は文献・生徒參考專用圖書・部局に不用となりたる圖書・一般讀物の保管を主とし、就中前二者は閱覽の中心であつた。圖書室と生徒の連絡に就ては別に考慮してなかつたが、後年自治團の委員會に於て屢々圖書室に關しての問題が論議され、其

の都度掛員が出席し質問に應じてゐたから、生徒の要求を知る好機會となつた。

生徒が圖書室を利用するのは休講・晝休の時、圖書の帶出は平日午後三時より翌午前九時迄、土曜日は正午より月曜午前九時迄、一般讀物は一週間の帶出を許してあつた。本學園は運動場が殆ど無く校外へ自由に出ることは許されなかつたので、休時間は常に滿員の盛況であり、殊に午後三時の圖書貸出の時刻は大混雑を極めたものである。講義又は實習時間には理由なく圖書室に在ることを禁ぜられ、教務掛が嚴重に取締つたにも拘はらず時々入室者があつたが、手島校長は月に數回見廻つて授業時間中居る者には一々「誰何さん何の書物を讀んでゐるか」と尋ねるので、校長が來ると逃出する者もあつた。

明治三十四、五年頃洋書の分類目錄を印刷し、次いで三回に亘り追加目錄を印刷したが其年月は明かでない。

工業圖案關係圖書の移管 大正三年七月工業圖案科(製版部と共に)が東京美術學校に移さるるや、其の參考圖書標本類の多くは同校に貸付の形式で保管を托し、後、東京高等工藝學校の創設により同校へ保管換となつたが、是等の蒐書は此方面にあつては有名なもので、二分されたことは斯學のために惜まれた。

原簿・分類法の變更 大正七年夏期休業中に原簿、分類等殆ど全般に變更が行はれた。この變更は從來の原簿の行詰りに起因したもので、先づ藏書の受入順による登録番號を決定し、原簿は新様式により全部書換へられた。出納簿を圖書原簿に兼用し、洋書・和漢書各別の圖書原簿と雜誌原簿とし、分類記號には和漢書に數字、洋書にアルファベットを使用し、圖書記號は大體受入順であつた。目錄は閱覽用としては分類目錄があるが、別に函架目錄も用意され、兩者共にカード式である。分類表は十進分類法・展開分類法に倣ひ、其の内容は學校の分科を

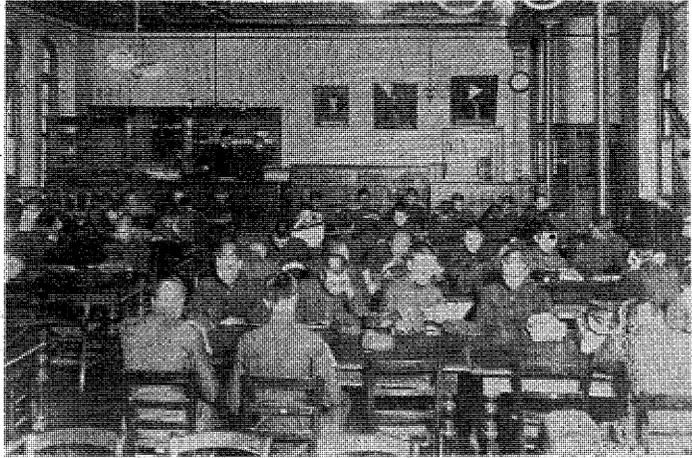


圖 書 室 (大正初年)

基礎として之等システムに成るべく近づかしめんとしたが、二様の分類法を用ひ然も其の注文は極めて難問で、勿論短日月間に遂行し得る業ではなく、結局全然獨特のものとなつた。これには帝國圖書館の太田爲三郎氏が特に検討し訂正を加へたものであつた。この變更事業の完成に大體二ヶ年餘の歲月を要してゐる。

書 室 學年延長問題と圖書 當校は夙に圖書文献類の蒐集に意を用ひたが、後年學年の延長が唱へらるゝに至り、年度末に機械等の購入は稍控へて、圖書購入費に充當したが、大正九年度より特に之に留意し一般圖書費を増額するの外、別に文献類の蒐集に積極的に着手して、或は書肆を通じ或は在外研究教官、在外勤務卒業生の手を経て受領した圖書も多かつた。

關東大震災直前の圖書狀況 斯くの如く漸を遂うて充實に向ひ、豫定の目的に達しようとした秋に方り、大正十二年の大震災は本學園の長年月に亘つて蒐集した二八、三八〇冊に及ぶ圖書文献類を悉く烏有に歸してしまつた。

是等燒失の圖書・文献類は量に於て必ずしも多いと言ひ得ないが、我國工業教育並に圖書館事業の先覺者たる

手島校長が多年に亘り意を傾け嚴撰を加へて蓄積した蒐書で、質に於て貴重なるものが多かつたのは言ふまでもなく、由緒にありては再び得難きもので、其の焼失は誠に遺憾なことであつた。

今明治十五年以降大震災火災前に至る逐年増加圖書數を示せば次の如くである。(價格の單位は圓)

(圖書冊數)

明治十五年中

總計 四、三八八冊

和漢書 三、八三八冊

洋書 五五〇冊

明治十六年八月中調

總計 四、七一四冊

和漢書 四、〇八一冊

洋書 六三三冊

同 十六年十二月調

總計 四、九八八冊

(年次)

明治二十二年

明治二十三年

同 十七年中

總計 六、〇〇〇冊

和漢書 五、〇〇八冊

洋書 九九二冊

同 十八年中

總計 七、六〇二冊

和漢書 六、一九七冊

洋書 一、四〇五冊

和漢書 四、三四九冊

洋書 六三九冊

一、四六二部

五〇八部

二、七一二部

一、八六二部

八五一部

三、三四九部

二、一一五部

一、二三四部

(和書)

(洋書)

冊數

價格

冊數

價格

八五二

三五八・六六二

一一二七

三、二五四・三〇六

八五七

三四五・六六一

一一八五

三、四九五・三七五

| | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|------------|
| 明治二十四年 | 八九四 | 三八五・一六七 | 一、二四二 | 三、六五一・八八五 |
| 明治二十五年 | 九一七 | 四一六・〇〇七 | 一、三〇三 | 三、九四九・三三〇 |
| 明治二十六年 | 九六一 | 四三二・一八二 | 一、三四三 | 四、一六四・二八〇 |
| 明治二十七年 | 九八一 | 四四三・九〇二 | 一、三八〇 | 四、三三〇・九四〇 |
| 明治二十八年 | 一、〇一九 | 四五四・九六二 | 一、四二六 | 四、六一一・三六〇 |
| 明治二十九年 | 一、七四〇 | 九一〇・六一〇 | 一、六八五 | 五、九四一・一六二 |
| 明治三十年 | 一、九一八 | 一、一四一・二四三 | 一、八三六 | 六、六九三・九〇二 |
| 明治三十一年 | 二、三四七 | 一、五四六・一二五 | 二、〇四〇 | 七、三六九・五五二 |
| 明治三十二年 | 二、五〇一 | 一、七三〇・七六一 | 二、一九三 | 八、〇八一・七七二 |
| 明治三十三年 | 二、八六一 | 二、二一八・一四一 | 二、六〇三 | 九、五〇一・四〇五 |
| 明治三十四年 | 二、九五五 | 二、四六二・六五一 | 三、九〇四 | 一〇、七二八・三三一 |
| 明治三十五年 | 三、二三三 | 二、八八〇・六四四 | 三、一八〇 | 一二、八四三・四六七 |
| 明治三十六年 | 三、六三一 | 三、二三五・七〇四 | 三、三九五 | 一四、〇六二・一六七 |
| 明治三十七年 | 三、八三五 | 三、五四〇・四六九 | 三、六三六 | 一五、四一八・一五七 |
| 明治三十八年 | 四、〇五〇 | 三、九〇九・七四九 | 三、九五七 | 一七、三五六・四八七 |
| 明治三十九年 | 四、二二三 | 四、三二三・九二九 | 四、一八八 | 一八、六五五・一一七 |
| 明治四十年 | 四、四〇四 | 四、七二五・六一九 | 四、四九〇 | 二〇、三二四・七六二 |
| 明治四十一年 | 四、八〇〇 | 五、三三二・二六九 | 五、〇七六 | 二三、七八八・五〇〇 |

| | | | | | |
|--------|-------|------------|--------|------------|------------|
| 明治四十二年 | 五、〇五一 | 五、八七六・二八九 | 五、六二九 | 二六、四三九・〇一九 | |
| 明治四十三年 | 五、二三六 | 六、三八九・三九九 | 六、一三五 | 二九、一四六・五二九 | |
| 明治四十四年 | 五、六二五 | 七、〇六六・二二九 | 六、九二三 | 三二、五〇四・六〇〇 | |
| 大正元年 | 六、〇一二 | 七、八七一・〇三九 | 七、四三四 | 三五、三二七・四七四 | |
| 大正二年 | 六、四一八 | 八、七六六・六六五 | 八、〇三七 | 三八、七九七・七二七 | |
| 大正三年 | 六、八七三 | 九、五八九・二三五 | 八、六五四 | 四一、九八六・九六七 | |
| 大正四年 | 七、二六〇 | 一〇、三一四・四七五 | 九、一一九 | 四四、〇一三・二七七 | |
| 大正五年 | 七、六一二 | 一一、二一〇・二四五 | 九、六〇四 | 四六、三一三・六六七 | |
| 大正六年 | 八、一〇三 | 一二、二五一・一〇五 | 一〇、一九一 | 五〇、二一四・六二七 | |
| 大正七年 | 八、四四八 | 一三、一三六・一七五 | 一〇、五六九 | 五二、六八四・〇一七 | |
| 大正八年 | 八、七一五 | 一三、九四九・一四五 | 一一、二六六 | 五六、七五五・七六七 | |
| 大正九年 | 八、九六九 | 一四、八七九・五七五 | 一二、四五三 | 七三、四五九・六一七 | |
| 大正十年 | 九、三四三 | 一六、六三三・五六五 | 一三、四八〇 | 七九、八四八・二九七 | |
| 大正十一年 | 九、一二〇 | 一五、九三四・四六九 | 一三、九二二 | 八二、一六七・〇六三 | |
| 大正十二年 | 九、二五六 | 一六、五五一・八二九 | 一四、一一八 | 八四、〇一一・四〇三 | |
| 大正九年 | 二、六〇五 | 一六、一〇八・九一〇 | 大正十年 | 三、四〇五 | 二四、九九〇・七二五 |
| 大正十一年 | 四、四一九 | 三六、七七八・〇〇〇 | 大正十二年 | 五、〇〇六 | 四五、六三四・八六〇 |

(年次)

(冊數)

(價格)

(年次)

(冊數)

(價格)

(雜誌)

(雜誌)

關東大震災以後の狀況

(大正十二年は九月一日現在、同日大震災に依り全部焼失)

其後の復舊 關東大震災により建物・諸設備を全焼して其殘骸を止むるに過ぎなかつた當校は、上野の美術學校、大塚の高等師範、駒場の農大と轉々移轉した。復舊豫算會議は高師の衝立で仕切られた一室で決定されたが、圖書費に限り復興ではなく復舊であるとして、焼失價格十五萬圓(原簿は舟に移し焼失を免れた)が認められたに過ぎなかつた。後、標本費を繰入れて二十萬圓となつたが、結局この大半が大學昇格の圖書費となつたのである。復舊豫算案の決定に次いで大正十二年度の圖書費殘額で都下の書店につき蒐書に着手し、茲に圖書の復舊運動が開始された。

東大農學部の舊圖書館の一隅が圖書室に當てられ、丸善の地方支店にある圖書が續々と廻送され、他方當校出身者・其他篤志家の同情が翕然として起り、愛藏の圖書を寄贈或は貸與されたものも尠くなかつた。特に寄贈された圖書中には交通の不自由な當時一日を費して持參されたものもあつて、寄附されるにも容易ならぬ勞苦を伴つたのである。尙藏前工業會を煩したことも非常なものであつた。猶ほ農學部で授業された間は生徒に圖書の閲覧を許すだけの準備は整はず、又職員も生徒も往復に二時間の勞力を費してゐたから讀書の暇も無かつた。

斯くして圖書の復舊運動は着々と其の成果を得るに至り、大正十三年度末には早くも藏書數一萬一千三百餘冊となり、不充分ながら應急の用を辨じ得られた。大正十三年度當校一覽に於て學校長は次の如く報告してゐる。科學ノ進歩劇甚ナル今日ニ於テ教授上ノ基礎タルヘキ圖書ノ備ハラサルハ暗夜ニ燈火ヲ失フト異ナラサレハ極

力其ノ補填ヲ講究シタレトモ當今内外ノ書籍共ニ頗ル拂底ヲ告ケ之ヲ得ルコト容易ナラス一時ハ授業上ニ甚タシキ支障ヲ生スルニ至リタリ然ルニ幸ニモ本校出身者其他ノ特志家ニヨリ其ノ藏書ノ寄贈少カラザリシト一面ニハ外國ヘ註文シタル分モ續々到着シタルヲ以テ今ヤ不充分ナカラ應急ノ用ヲ辨シ得ルニ至リ洵ニ慶幸ニ堪ヘサルナリ今後ハ出來得ル限り圖書費ヲ増加シ復舊ノ域ニ達セシメントス

大正十三年度以降の蒐書方針は震災前と大差なく、假校舎の各科が處々に散在するので各自必要な圖書を備へなければならなかつたから、圖書室が一定の方針によりて蒐書を行ふが如きは不可能な爲、豫算の一部は各科に分割され其撰定を科の裁量に任せた。而て圖書室としては生徒參考用、一般的のもの、並に其他の文献の蒐集を主とした。最初生徒のために實驗の設備が整はなかつたから成るべく讀書をさせることとし、複本も相當多く備へられ、文献の蒐集は大學昇格を目標として計畫された。

震災復舊費の使用は特別の手續を要した。先づ年度始めに豫算割當額に對し一々書名を列舉した計畫書を作成し、本省の許可を得、購入契約・購入済の報告を次々にするのであるが、新刊圖書は續々と刊行され一方文献は海外より探すのであるから最初の計畫通りを遂行することは殆ど不可能で、計畫變更の許可を得ねばならぬ場合が度々發生するので、年度末に複雑なる關係になることもあつた。

圖書蒐集に當つては各方面の寄贈や厚意に待つ所が少くなかつた。昭和二年米國留學中の教授梶島二郎氏は圖書復舊の速かに遂行されんことを念願すると共に當校が我國工業界に有する地位を廣く照會するの好機なりとし當時同じく外遊中の文部省社會局囑託片岡重助氏の深き同情になる援助により、ロツクフェラー、カーネーギー

財團等に此等の事情を開陳し、又同國の大學約五十に檄を飛ばして注意を喚起せしめたが、何れよりも懇篤なる書面に接した。中にもミネリー大學の圖書・雜誌類五百二十二冊を始め、ペンシルバニア大學、ワシントン大學等は宿舍に宛て寄贈圖書を送附し、次々と寄附の申出もあつたが、恰も氏が同國を去る時期となつたので、折角の好意を厚く謝してこの運動を中止した。尙同宿中であつた教授橋節男氏、本校建築科出身野上一郎氏も多大の盡力をされた。以上の諸氏の活動にはタイプライター、荷造運搬等を自ら負擔するのみならず、運賃は梶島教授の寄附といふ有様で、總じて大變な努力であつたと仄聞する。

此頃、學徒が敬慕惜く能はざる東京帝國大學教授工學博士井口在屋氏の藏書も息春久氏によりて寄附された。之に關しては同大學教授工學博士内丸最一郎氏が寄附先の推薦方を委囑され、同博士は當校が有する歴史竝に輝かしき將來、全藏書を焼失したること、井口博士が生前阪田校長と親交の間柄にありし等のことよりして、當校を以て最も適當なりと認められ、その盡力に由つたものであるが、當校教授關口八重吉氏の勞も忘れてはならぬのである。前校長手島精一氏の藏書の一部は宮内省に献上されたが、一部分は息淳藏氏によつて當校に寄附せられ、其後保存費の寄附もあつた。學識と徳望に於て當代稀に睹る井口博士竝に手島校長の藏書が永く本學園に藏置せられ、常に之に接し其の風容を追憶し得ることは、教育上に及ぼす效果極めて偉大なるものがある。以上の外寄贈圖書冊數は一七四五三冊に及び、圖書充實に貢獻する所が極めて多かつた。

斯くして圖書の復舊は支障なく進捗し原簿五、六冊を持つて引越して來た圖書室も、大岡山へ移るときは數臺の荷馬車と丸善の好意によるトラックで三四回往復して運ぶ藏書と備品とを有するに至り、昭和三年度末にあり

ては藏書數約三萬一千冊を算するに至つた。大正十四年度以降の當校一覽に於て學校長は次の如く報告した。

自大正十四年度
至大正十五年
一覽「圖書ノ不備ハ其ノ損失スルトコロ六ナレハ極力之ガ補充ヲ講究シテ今ヤ漸ク内外ノ書籍共ニ甚
ダシキ支障ヲ見ルコトナキニ至リテ幸慶之ニ過キス而シテ這般ノ設備ニ到達シタルハ一ニハ本校出身者並特志
家ヨリ其ノ珍藏ノ圖書ヲ割愛セラレタルコト與テ力アルモノニシテ洵ニ感謝ニ耐ヘサルナリ」

自大正十五年
至大正十六年
一覽「今ヤ内外ノ書籍共ニ事ヲ缺クコト多カラス」

自昭和二年
至昭和三年
一覽「今ヤ圖書ニアリテハ内外ノ書籍共ニ事ヲ缺クコト多カラサルニ至レリ」

今大正十二年度震災後より昭和三年度末までの圖書費及藏書増減數を擧げると、次の通りである。

自大正十二年度
至昭和三年度
圖書費部局別調

| (部 局 別) | (大正十二年度) | (大正十三年度) | (大正十四年度) | (大正十五年度) | (昭和二年度) | (昭和三年度) |
|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 色 染 科 | 三八〇・〇〇〇 円 | 一、〇九四・九五〇 円 | 九一九・五八〇 円 | 六二七・〇〇〇 円 | 一、一六〇・四〇〇 円 | 一、八三四・九五〇 円 |
| 紡 織 科 | 三〇一・二〇〇 | 九四三・九五〇 | 四〇〇・九八〇 | 六二一・四七〇 | 八二一・三五〇 | 四六八・八八〇 |
| 窯 業 科 | 五〇〇・五〇〇 | 一、三三〇・八五〇 | 五三三・四四〇 | 一、〇六六・二〇〇 | 七三三・三五〇 | 二八一・九五〇 |
| 應 用 化 學 科 | 九五六・四〇〇 | 三、三四〇・三三〇 | 一、二一九・九六〇 | 四、七九一・二四〇 | 二、七三三・二〇〇 | 六九六・四四〇 |
| 電 氣 化 學 科 | 六三三・〇六〇 | 一、六三三・四四〇 | 一、四四〇・〇〇〇 | 一、三四三・〇五〇 | 一、三三四・七五〇 | 三六四・九〇〇 |
| 機 械 科 | 九七二・一〇〇 | 一、九七五・三三〇 | 八八九・九五〇 | 一、四三三・一〇〇 | 三、一〇七・三〇〇 | 七五三・七〇〇 |
| 電 氣 科 | 五八四・六〇〇 | 一、六六六・〇〇〇 | 八七二・七三〇 | 一、五二七・一五〇 | 一、三二八・七五〇 | 七〇七・八〇〇 |

| 類別 | 圖書增加數 | | | 圖書現存數 | | |
|-----------|------------|------------|---------------|-----------|-----------|------------|
| | (和書) | (洋書) | (計) | (和書) | (洋書) | (計) |
| 建築科 | 三,五六〇〇〇 | 三,四一六五〇 | 三,八七二一〇 | 三,一九八八〇 | 四,一〇六,九五〇 | 一,〇五五,四五〇 |
| 共通學科 | 一,六二八,三五〇 | 一,三六一,八五〇 | 七九九,三三〇 | 八二二,九〇〇 | 二,〇〇二,〇〇〇 | 七三三,〇〇〇 |
| 圖書室及事務所 | 五,二三四〇〇 | 七,八七三,二六〇 | 二,〇三九,三三〇 | 六,四八九,〇一〇 | 五,二九一,一五〇 | 二,九九九,三五〇 |
| 雜誌 (和) | 一,〇六八,八五〇 | 三三三,一〇〇 | 三,三〇〇,〇〇〇 | 一,六四四,〇一〇 | 五,〇〇〇,〇〇〇 | — |
| 雜誌 (洋) | 四,五三二,六〇〇 | 三九,三三四,〇〇〇 | 一,一七〇,七〇〇,三三〇 | 五,一〇四,八四〇 | 三,一九六,一三〇 | 二,〇一九〇,〇〇〇 |
| 雑誌 (和) 新刊 | — | 一〇二,〇〇〇 | 三三三,五〇〇 | 三三三,二六〇 | 三三三,二六〇 | 三三三,二六〇 |
| 雜誌 (洋) 新刊 | — | 一,三〇六,六〇〇 | 二,三三三,六〇〇 | 三,三〇一,三三〇 | 三,四五六,六〇〇 | 三,七〇七,〇六〇 |
| 新聞公報類 | 三三八〇 | 三九,七五〇 | 三三三,三〇〇 | 一三三,六〇〇 | 一四〇,六〇〇 | 一三六,五〇〇 |
| 法規 追録 | — | 九,七〇〇 | 八,〇〇〇 | 二二,三〇〇 | 二二,八七〇 | 一四四,八四〇 |
| 製本 二料 | — | 五三,〇〇〇 | 五三,〇〇〇 | 一,五六六,三五〇 | 一,四〇〇,二七〇 | 一,二三四,二五〇 |
| 計 | 二〇,二八六,六〇〇 | 五五,一四〇,〇一〇 | 三六,〇五九,三三〇 | 九,四〇九,〇〇〇 | 四,七三三,四〇〇 | 一,七四六,三八四 |
| 大正十二年度 | 七四二冊 | 二,五六二冊 | 三,三〇四冊 | 七四二冊 | 二,五六二冊 | 三,三〇四冊 |
| 〃 十三〃 | 二,七二六 | 五,三三四 | 八,〇六〇 | 三,四六八 | 七,八九六 | 一一,三六四 |
| 〃 十四〃 | 三,〇六三 | 一,九九八 | 五,〇六一 | 六,五三一 | 九,八九四 | 一六,四二五 |
| 〃 十五〃 | 一,六九六 | 四,一六八 | 五,八六四 | 八,二二七 | 一四,〇六二 | 二二,二八九 |
| 昭和 二〃 | 一,五五二 | 三,〇九七 | 四,六四九 | 九,七七九 | 一七,一五九 | 二六,九三八 |

第二章 現在の附設機關 (圖書館)

假校舍と圖書館 大正十三年假校舍が建設さるゝに當り獨立の木造建物となり圖書館と呼ぶに至つた。其の位置は正門を入つて突當り、今の水力實驗室の東側に隣接した處にあつた。建物の中央にある玄關を入ると直に書庫

(始め二室に分れ職員讀書室に充用) 其の右は職員食堂に續き、左は事務室に續いて出納所があり、これに隣して學生閱覽室が延び、東は廊下を隔てて鐵骨書庫があり、學生の出入口は閱覽室の中央左右にあつた。後、大學になつてからは學生閱覽室は普通讀書室と雜誌室とに分れ、出納所より鐵骨書庫に至る廊下の右側に事務室、左にカード室が増設され元の學生出入口は廢されて、カード室から出入することになつた。尙表玄關を入り突當りに一段下つて廊下續きに館長室・職員閱覽室が設けられた。各室の坪數は次の通りである。

| | | | |
|----------|-------|---------|------------|
| 館 長 室 | 七・五坪 | 出 納 所 | 九坪 |
| 職員閱覽室 | 一〇・五坪 | 學生閱覽室 | 五〇坪(席數一二〇) |
| 事 務 室 | 二二・五坪 | 普通讀書室 | 三〇坪 |
| タイプライター室 | 一・五坪 | 雜誌閱覽室 | 二〇坪 |
| 書 庫 | 九四・〇坪 | カ ー ド 室 | 六坪 |

震災後に於る圖書館管理の計畫に就ては、大體は元通にしよとしたのであるが、其の材料となるべきものが焼失した上當時の状態として調査研究の便宜を得ることは不可能であり、且つ早急に受入圖書の處置を講ぜねばならなかつた。従つて殆んど震災前のものを記憶によつて踏襲した爲に、多少の差異を來した。即ち原簿は和漢

書と洋書別の圖書竝に雜誌原簿とし、未完冊の刊行物・雜誌類を整理するために雜誌假受簿を併用した。分類は大體従前のものに據つたが、和漢書と洋書の全然異つた分類記號を廢してアルファベットを使用し、主分類は和漢書・洋書共通とし、第二分類に於て最初に洋書を排列し續いて和漢書を配置した。圖書記號は受入順で更之にアルファベットの小文字を附加して同一圖書を一ヶ所に置くこととした。

假校舎時代の生徒閲覽の狀況に關しては、各科が可成り遠距離にあるので、借受の翌日中に返納することになつてゐたが其の回收には困難を極めた。圖書の利用者は閲覽室で閲覽するものと帶出するもので、平日の出納は百冊前後であつたが、藏前時代の盛況は見られなかつた。

「藏前文庫」の計畫 昭和三年三月出身者、職員並に舊職員の著書、研究報告等を蒐集して其等の業績を永遠に残さんがために「藏前文庫」の設置が企てられ、藏前工業會は寄贈方の斡旋と其の現狀を屢々會誌上に掲載する等多大の盡力をなした。不幸にして豫期の成果を得るには一層の努力を續けねばならなかつたのみならず、學校の組織變更・大學昇格に伴ひ、事情の變化・學務多端のため自然中斷の形となつたが、早晚復活さるべきものであるから當時出身者に送られた趣意書を次に掲げる。

拜啓春陽の候益々御清祥の段慶賀の至りに存じます。擬當校創立以來今や四十有七年の長き星霜を閲しまして、出身諸彦が工業上の實務に於て或は發明に於て其の種々の方面より我國運の進展に寄與せられたること多大でありますから、當校にては適當の方法あらば御銘々に就き御功績の數々を具體化せしめて御努力と御名譽とを表現し、之を永遠に傳へ度き希望を懷いて居りますが、全般に涉りては容易なる事業でありませぬから、せめて其の一端なりとも今日之を實現致度と存じまして、當校内

に藏前文庫を設け諸彦の御著書其の他文書の蒐集を企圖致しました。此の擧たるや聊か叙上の目的に副ふるのみならず貴重な文献の散逸を防止する一助とも存じますから、何卒左記要項御了承當校の希望を遂行せしめらるゝ様只管御願申上げます。

敬具

追て將來に於ても本文の趣旨に依り御發表の都度御一報又は御寄贈を願はれましたなら幸甚であります。

昭和三年三月

東京高等工業學校

記

一、御發表の著書、研究論文、事業調査報告、特許、新案、研究成績報告等乍御手數別紙返信用紙の各欄に夫々御記入の上、折返し御出身科の左記委員宛に御回送を願上げます。

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 色染 | 菱山 | 衡平 | 紡織 | 中原 | 虎男 | 窯業 | 榎本 | 修二 |
| 應化 | 海野 | 正 | 電化 | 村山 | 梅吉 | 機械 | 關口 | 八重吉 |
| 電氣 | 山本 | 勇 | 建築 | 狩野 | 春一 | | | |

一、本文庫へ御寄贈の目的にて既に御出身科或は同窓會等に其手續を了せられたる御方は其旨御記入被下度願上ます。

一、事業調査報告、論文、研究成績報告等購入し得ざるものは可成御寄贈願上度、尙著書其他にても御寄贈下されますれば幸甚に存じます。

一、今迄に本校に御寄贈下されし分も別紙に御記入を願ひます。

一、まだ御發表なき御方は其旨御記入御回送を願上げます。

一、總て本件に關する御照會、御寄贈等は御出身科の前記委員宛に願上ます。

第三項 東京工業大學時代

昇格以後の狀況

圖書館に關する官制 昭和四年四月一日「官立工業大學官制」が布かれ附屬圖書館が設けらるるに及び從來の圖書館に附屬の冠稱が附せられ、館長は教授又は助教授の中より文部大臣之を補し、大學長の監督を承け附屬圖書館の事務を掌理せしむることになつた。而して同官制の公布と共に附屬圖書館長に教授理學博士田丸節郎氏が補せられた。同官制で其の職員中に司書一名を置かれ、上司の命を承け附屬圖書館に於る圖書記録の保存及閱覽に關する事務に従事せしむることになつた。(其後昭和六年三月三十日官制の改革により定員二名となつた)

圖書閱覽暫定取扱 昭和六年六月一日學生圖書閱覽に關する暫定取扱が定められ、是の實施によつて永年の懸案たりし夜間竝に日曜日の開館問題が一應解決された。從來帶出を許さなかつた文献の閱覽には便宜が得られたのであるが、他面帶出を許してゐた圖書も原則としてこれを許されないことになり果して豫期の便宜が得られたか否かは疑はしい。然しながら圖書館としては帶出した圖書の回收に苦しめられてゐたから、其點は頗る好都合となつた。元來假校舎にある間は冬期に於る火災の危険が多いので夜間開館は望ましくなかつたが、學生の切なる要求により危険を押切つて開館したので館員の勞苦は極度に加重され、當時の館員は無事に新館に移轉し得ることが最大の願望であつた。(暫定取扱に關する規則省略)

次いで昭和八年四月物品出納簿兼圖書原簿の様式を改め、従来の圖書・雜誌の區別を廢して甲乙丙の三種とした。甲は物品出納簿兼圖書原簿とし、乙は物品出納簿兼未整理雜誌簿とし、丙は消耗品扱之部で何れも和漢書・洋書の區別なく受入順に登録することとした。此變更は後日圖書全體の大整理を行ふべき前提であつた。

新館移轉 昭和十一年夏期休業中新館に移轉を豫定通りに完了した。この運搬は見積合で請負によつたから經費は頗る低廉であつたが、請負者は搬入を了れば其の責を果したかに考へ仕事を急がすために非常に混雜を來し、後の整理に要した勞力は測り知れざるものがあつた。此間全く閉館したのは一ヶ月間であつた。

附屬圖書館諸規程の制定 其後、昭和十三年四月一日附屬圖書館所屬職員勤務規程が施行された。(規程省略) 次いで昭和十五年五月「東京工業大學附屬圖書館規程」が次の如く制定された。

東京工業大學附屬圖書館規程 昭和十五年五月十日
東京工業大學長規定

第一章 總則

第一條 東京工業大學附屬圖書館ハ東京工業大學所屬ノ圖書

ノ管守、整理及出納並ニ其ノ他圖書ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 東京工業大學所屬ノ圖書ハ總テ附屬圖書館ノ所藏ト

シ綜合監理ヲ爲スベシ

第三條 圖書館所屬ノ圖書ハ管理上之ヲ分テテ左ノ三種トス

一、普通圖書

二、貴重圖書

三、學術雜誌、研究及調査報告書類並ニ禁帶出ノ記號ヲ附シタル圖書

圖書ノ種別ハ圖書館長之ヲ定ムベシ

第四條 圖書館ニ圖書ヲ寄託セムトスル者アルトキハ之ヲ受

託スルコトヲ得

寄託圖書ハ圖書館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲ爲スベシ

第五條 圖書館ハ左ノ日時之ヲ開ク但シ臨時變更スル事ヲ得

自一月十六日午前九時ヨリ午後五時迄

自一月十六日午前九時ヨリ午後七時迄

自三月十一日 午前九時ヨリ午後五時迄
 自四月十一日 午前八時ヨリ午後七時迄
 自七月十二日 午前八時ヨリ午後七時迄
 自七月十二日 午前八時ヨリ午後四時迄
 自九月十一日 午前八時ヨリ午後七時迄
 自九月十二日 午前八時ヨリ午後七時迄
 自十月卅一日 午前九時ヨリ午後七時迄
 自十一月二十日 午前九時ヨリ午後七時迄
 自十二月廿七日 午前九時ヨリ午後五時迄
 自十二月廿七日 午前十時ヨリ午後四時迄

第六條 圖書館ハ左ノ日之ヲ閉ヅ但シ臨時變更スルコトヲ得。

- 一、祭日及祝日
- 二、創立記念日
- 三、一月一日ヨリ五日迄十二月二十八日ヨリ卅一日迄
- 四、春季休業、夏季休業及冬季休業中ノ日曜日

第二章 館内閱覽

第七條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

- 一、職員、傭人及其ノ他ノ在職者
- 二、學生及生徒ニシテ學修簿又ハ身分證明書ヲ所持スル者

第二章 現在の附設機關 (圖書館)

- 三、東京工業大學卒業者ニシテ其ノ身分ヲ證明シタル者
 - 四、舊職員ニシテ其ノ身分ヲ證明シタル者
 - 五、前各號以外ニ於テ大學長、教授、助教、事務官、學生主事又ハ附屬豫備部教授ノ紹介アリタルモノニシテ圖書館長ノ許可ヲ受ケタル者
- 第八條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ書庫内ニ於テ圖書ノ檢索又ハ閱覽ヲ爲スコトヲ得

- 一、職員
- 二、傭人及其ノ他ノ在職者ニシテ部局長ノ認許ヲ得且圖書館長ノ許可ヲ受ケタル者
- 三、第三年學生及研究科學生ニシテ學修簿又ハ身分證明書ヲ所持スルモノ並其ノ他ノ學生ニシテ所屬學科主任ヲ經テ圖書館長ノ許可ヲ受ケタル者

第九條 大學長、教授、助教、事務官、學生主事、助手、書記、學生主事補、司書、技手、附屬豫備部教授、附屬豫備部助教、附屬豫備部助手及專任講師並ニ配屬將校ハ貴重圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

前項以外ノ職員又ハ第七條第五號ニ定ムル者特ニ貴重圖書

ヲ閱覽セムトスルトキハ圖書館長ノ許可ヲ受クベシ
 學生及生徒ニシテ貴重圖書ヲ閱覽セムトスルトキハ部局長
 ヲ經テ圖書館長ノ許可ヲ受クベシ

貴重圖書ノ檢索ハ係員立會ノ上爲スベシ

第十條 閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽セムトスル者ハ圖書借受證
 用紙ニ所定ノ事項ヲ記入シテ係員ニ提出シ其ノ貸付ヲ受ケ
 閱覽ヲ終リタルトキ又ハ退館ノ際之ヲ返納スヘシ

第十一條 書庫内ニ於テ圖書ヲ閱覽セムトスル者ハ係員ニ其
 ノ旨ヲ告ゲ入庫檢索シ閱覽ヲ終リタル圖書ハ所定ノ臺上ニ
 設置スベシ

入庫セムトスル者ハ必要ナル圖書及文具類ノ外携帶スベカ
 ラス

第十二條 學生及生徒ハ圖書ノ借受又ハ入庫ノ都度學修簿又
 ハ身分證明書ヲ係員ニ提出スベシ

第十三條 閱覽室ニ於テ閱覽シ得ル圖書ノ冊數ハ一時ニ五部
 十冊ヲ超ユルコトヲ得ズ借受圖書ノ冊數ハ洋裝ノモノニ付
 之ヲ定メ和裝ノモノハ三冊ヲ以テ一冊ニ充テ帖、軸、枚、
 帙ヲナスモノハ一帖、一軸、一枚一、帙ヲ以テ一冊トス

完冊ヲ爲サザル刊行物ハ其ノ若干號ヲ合シテ一冊ト看做ス
 第十四條 完冊ヲ爲サザル刊行物ハ裝釘ノ都合ニ依リ貸付ヲ
 爲サザルコトアルベシ

第十五條 閱覽室備付ノ圖書ハ室外ニ帶出スルコトヲ得ズ

第十六條 停學ノ處分ヲ受ケ又ハ休學ノ許可ヲ得タル學生及
 生徒ハ圖書ノ閱覽又ハ檢索ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 借受ケタル圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ズ

第三章 館外帶出

第十八條 職員ハ普通圖書ヲ借受ケ之ヲ帶出スルコトヲ得

所屬學科教授助教授又ハ專任講師ノ認可ヲ得圖書館長ノ許
 可ヲ受ケタル學生及生徒ハ普通圖書ヲ帶出スルコトヲ得

第十九條 圖書ヲ帶出セムトスル者ハ圖書借受證用紙ニ所定
 ノ事項ヲ自書シ係員ニ提出スベシ

第二十條 帶出シ得ル圖書ノ冊數左ノ如シ

一、大學長、教授、助教授、事務官、學生主事、附屬豫備
 部教授、專任講師及配屬將校 二十部四十冊

二、助手、書記、學生主事補、司書、技手、附屬豫備部助
 教授、附屬豫備部助手及囑託員 十部二十冊

三、前各號以外ノ職員、學生生徒 三部六冊

前項ノ制限ヲ超エテ圖書ノ帶出ヲ爲サムトスルトキハ圖書館長ノ許可ヲ受クベシ

帶出圖書數ノ算定ニハ第十三條第二項及第三項ヲ適用ス

第二十一條 圖書ノ帶出期間左ノ如シ

一、前條第一項第一號ニ該當スル者 一年以内

二、前條第一項第二號ニ該當スル者 六月以内

三、前條第一項第三號ニ該當スル者 十五日以内

前項ノ期間内ト雖モ使用ヲ終リタルトキ又ハ圖書館ヨリ請求アリタルトキハ直ニ返納スベシ

第二十二條 帶出ノ圖書ハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ毎年七月五日ヨリ十五日迄ノ間ニ於テ一旦之ヲ返納スベシ

第二十三條 大學長、教授、助教授、事務官、學生主事、附

屬豫備部教授及專任講師ハ貴重圖書ヲ借受ケ館外ニ帶出スルコトヲ得但シ即日返納スベシ特別ノ須要ニ依リ貴重圖書ヲ學外ニ帶出セムトスルトキハ圖書館長ヲ經テ大學長ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 學術雜誌、研究及調査報告書類及禁帶出ノ記號

第二章 現在ノ附設機關（圖書館）

附シタル圖書ハ特別ノ必要アル場合ニ限り館外ニ帶出スルコトヲ得但シ即日返納スベシ

前項ニ依リ借受ケタル圖書ヲ學外ニ帶出セムトスルトキハ圖書館長ノ許可ヲ受クベシ

第二十五條 官廳、學校等ヨリ圖書借受方照會アリタルトキハ大學長ノ許可ヲ受ケ之ヲ貸付クルコトヲ得

第二十六條 職員退官、退職又ハ轉任シタルトキ若クハ出張等ノタメ二月以上任地ヲ離ルトキハ其ノ以前ニ帶出中ノ圖書ヲ返納スベシ

第二十七條 學生及生徒ニシテ卒業、退學若ハ休學シタルトキ又ハ退學若ハ停學ニ處セラレタルトキハ直ニ帶出中ノ圖書ヲ返納スベシ

第二十八條 第十六條及第十八條ノ規定ハ本章ニ之ヲ準用ス

第四章 部局備付

第二十九條 各部局ニ備付ケ得ル圖書ハ教授上特ニ必要ナルモノ及研究實驗又ハ事務上常ニ使用スルモノニシテ職員、學生及生徒ノ共用スルモノトス

第三十條 各部局ニ於テ圖書ヲ備付ケムトスルトキハ部局長

八七七

ハ部局備付圖書借受證用紙ニ所事項ヲ記載シ記名捺印ノ上之ヲ圖書館ニ提出スベシ

前項ノ圖書ハ部局長之ガ保管ノ責ニ任ズベシ

第三十一條 各部局備付ノ圖書ハ必要ニ應ジ之ヲ點檢シ又ハ返納セシムルコトヲ得

第三十二條 第七條ニ定ムル者ヨリ各部局備付圖書ノ閱覽ヲ申出デタルトキハ支障ナキ限り之ヲ閱覽セシムベシ

第三十三條 各部局備付ノ圖書ハ之ヲ帶出スルコトヲ得ズ但シ特ニ必要アルトキハ第十八條ニ定ムル者ニ限り保管者ノ認許ヲ受ケ短時日間帶出スルコトヲ得

第三十四條 各部局備付ノ圖書ニシテ其ノ必要ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク之ヲ返納スベシ

第五章 館内規律

第三十五條 圖書館内ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一、靜肅ヲ保チ音讀、談話等ヲ爲サザルコト
- 二、圖書、器具其ノ他ノ設備ヲ汚損セザルコト
- 三、所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫煙ヲ爲サザルコト
- 四、閱覽ニ必要ナキ物品等ヲ閱覽室ニ持參セザルコト

五、印刷物等ヲ配布シ又ハ他人ヲ勸説セザルコト

六、協議又ハ議事ニ類スル會合ヲ爲サザルコト

七、其ノ他係員ノ禁止シタル事項ヲ爲サザルコト

第三十六條 館内規律上支障アル風態ヲ爲ス者等ハ入館スルコトヲ得ズ

第三十七條 書庫内ニ於テ圖書ヲ檢索スル者ハ圖書ノ位置ヲ亂サザルハ勿論係員ノ指揮ニ從フベシ

第六章 謄寫及攝影

第三十八條 圖書ノ謄寫又ハ攝影ヲ願出ヅル者アリタルトキ

ハ圖書ノ閱覽上支障ナキ場合ニ限り之ヲ許可スルコトヲ得

第三十九條 前條ノ願出ヲ爲サムトスル者ハ其ノ圖書名竝ニ寫スベキ箇所目的及方法ヲ記入シタル願書ヲ提出スベシ

第四十條 前條ノ願出アリタルトキハ圖書館長詮議ノ上其ノ許否ヲ決シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

圖書館長必要アリト認ムルトキハ謄寫又ハ攝影中ト雖モ之カ停止又ハ禁止ヲ命ズルコトヲ得

第七章 制 裁

第四十一條 圖書ヲ紛失、毀損又ハ汚染シタルトキハ之ヲ辨

償セシム

第四十二條 本規程、圖書館揭示事項及係員ノ指示ニ違反シ

タルトキハ圖書ノ閲覧又ハ貸付等ヲ停止スルコトヲ得

第四十三條 本章ニ依ル處分ハ之ヲ閲覧室内ニ揭示スルコト

アルベシ

附 則

本規程ハ昭和十五年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年五月十七日制定附屬圖書館處務規程及昭和六年六

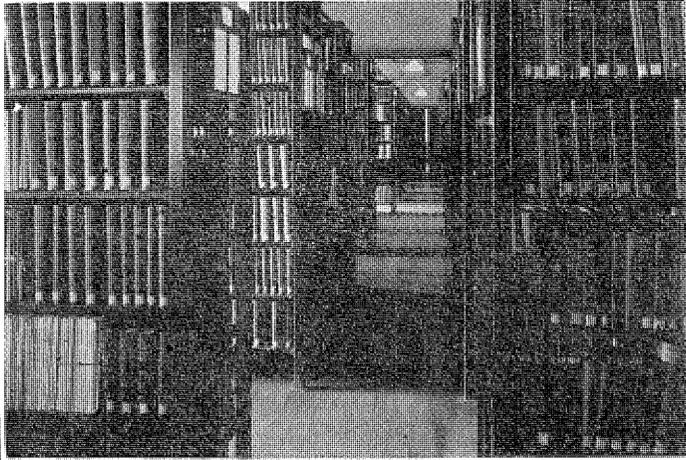
月一日制定學生ノ圖書閲覧暫定取扱ハ之ヲ廢止ス

猶ほ昭和十五年五月二十五日「東京工業大學傭人服務細則規程」制定され、其中に圖書出納手に關して定められた。猶是より先、新圖書館設計の半頃より兎角病氣引籠勝であつた田丸教授は昭和十四年七月に退官したので圖書館長の職をも退き、昭和十四年九月末日教授理學博士植村琢氏が圖書館長に補せられた。

現 況

設備の現況

附屬圖書館は本館西側中央部を占め、完成の曉は四ヶ所の入口により各階から直に入館し得る豫定である。地階は一般動力室で書庫並に閲覧室は二階に分れ、館の一部は階下より事務室・職員閲覧室・館長室・教官閲覧室の順に四階となり、閲覧室二階は學生特別閲覧室・職員特別閲覧室に分れてゐる。書庫の各階は三層よりなり、下層より第五層迄は積層式書架で、棚板及び棚受の機構は圖書館と工務課の共同考案になり、實用新案に登録されてゐる。第六層目には假校舎時代に使用された東京鋼鐵家具株式會社製の書架が配置され現に使用されてゐる。現在書庫は一階のみで二階は未完成である。使用中の各室の面積等は、大要次の如くである。



書 庫

| | (室 數) | (坪 數) | (席 數) |
|-------------|-------|------------------|-------|
| 事務室 | 1 | 一五・二坪 | |
| 館長室 | 1 | 一五・二坪 | |
| 廊下兼カード室 | 1 | 八六・〇坪 | |
| 書庫 | 1 | 三九一・〇坪 | |
| 普通閱覽室 | 1 | 三七・五坪 | 六二 |
| 學生特別閱覽室 | 1 | 二一・三坪 | 二〇 |
| 書庫内閱覽席 | 1 | | 四〇 |
| 職員閱覽室 | 1 | 一五・二坪 | 一六 |
| 職員特別閱覽室(二室) | 2 | 七・〇坪 | 一六 |
| 書庫内中央通路巾 | 1 | 三 尺 | |
| 書棚ノ間隔 | 1 | 三尺六寸 | |
| 棚ノ間隔 | 1 | 一尺ノ割合 | |
| 棚段數 | 1 | 六段(第三層五段)ノ割合 | |
| 棚板總延長 | 1 | 七千七百六十尺 | |
| 棚板長サ | 1 | 二尺三寸三ヨリ三尺四寸マデノ各種 | |
| 棚板厚 | 1 | 七 分 | |

本學所管の圖書はすべて圖書館に集中することとし、部局に備付ける圖書は極めて小範圍に限られてゐる。然

し建築學科に關する圖書の大部分は他の學科は多くの關聯を持つてゐないのと是が使用に於ても普通の場合と趣を異にしてゐるから、特に同科には圖書室を設けられてゐる。又研究所は相當の距離があり常に圖書館に來るとは不便であるから、精密機械研究所内に圖書館分室を設置し各研究所備付圖書の統一管理をすることとし、研究所地帯を通じて略々平常の用を便し得るに至らしめた。最近圖書館に於ける閱覽狀況は次の通りである。

(圖書館) 閱覽狀況累年比較表

| (年次) | (開館日數) | | (閱覽冊數) | | (一日平均閱覽冊數) | |
|------|------------------|------------|------------------|--------------------|---------------------|--------|
| | (平日) | (日曜及定期休業中) | (計) | (平日) | (日曜及定期休業中) | (計) |
| 昭和四年 | 一六四 _日 | — | 一六四 _日 | 二、〇九二 _冊 | 二五、二五〇 _冊 | 九四・五二 |
| 五年 | 二九〇 | — | 二九〇 | — | 二六、七七五 | 九二・三三 |
| 六年 | 二四五 | 七八 | 三二三 | 二、〇九二 | 二五、二五〇 | 九四・五二 |
| 七年 | 二四三 | 九二 | 三三五 | 四、〇八三 | 三〇、六三三 | 一〇九・二六 |
| 八年 | 二一七 | 一〇六 | 三二三 | 三、四三五 | 二九、九六三 | 一二二・二四 |
| 九年 | 二二四 | 一一四 | 三二八 | 三、七五一 | 二八、二一八 | 一一四・三三 |
| 十年 | 二二二 | 一一五 | 三二七 | 三、七七一 | 二八、七〇九 | 一一七・六三 |
| 十一年 | 二二四 | 九八 | 三一二 | 四、五四九 | 三二、九七二 | 一三二・九四 |
| 十二年 | 二〇九 | 一一四 | 三二三 | 三、二六四 | 三三、二三五 | 一四三・四〇 |
| 十三年 | 二一一 | 一一三 | 三二四 | 三、一三八 | 三三、八六六 | 一四五・六三 |

十四年 二二二 九六 三〇八 二九四五一 三、七一 三三、一六二 一三八・九二 三八・六六

自然科学及び其の應用の急速なる進歩發達が新工業の勃興を促したると共に、既存工業も長年に亘る研究の結果改善を加へるの必要に迫られ、其の研究は愈々微から細に入り經驗だけに依存することを許されずして新知識に俟たねばならなくなつたことは、廣範圍に亘る圖書文献の蒐集に一層の拍車をかけるに至つた。此狀勢に順應するために、大學昇格後は、配當豫算の外、時に特別經費の支出を得て圖書館の充實に多大の努力を拂はれた。不幸にして昭和六年の經費緊縮、次いで爲替關係、原價の騰貴、又最近の輸入統制等、圖書の蒐集に甚しき支障を來し、繼續購入をしてゐた定期刊物さへ中斷せざるを得なくなつたものも多數あつた。のみならず現藏書は多數の生徒に劃一的の教育を施した専門學校時代の蒐集に係るものを根幹とするから、現在の要求に副はない複本、並に其の内容に於ても殆ど價値のないものも相當量含まれ、此のために本學一般諸設備の充實と新なる次の擴張に伴はず、研究上の支障尠からざるものがあつて圖書館の經營は非常なる困難の狀態にあつた、昭和十四年度より漸く従來の域を脱するに至つたが、未だ前途遼遠の感が深い。

最近の圖書増加 次に關東大震災以後の累年の圖書費及増加冊數を示す。

大正十二年度以降和漢書並洋書別累年増加表

| 年次 | (和書) | | (洋書) | | (計) | | (果計) | |
|--------|------|------------------------|------|-----------------------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|
| | 冊數 | 金額 | 冊數 | 金額 | 冊數 | 金額 | 冊數 | 金額 |
| 大正十二年度 | 四三 | 三、三三〇・〇〇〇 _円 | 二、五七 | 三、三二四・六七 _円 | 三、三〇四 | 三、五、四五六・九〇〇 _円 | 三、三〇四 | 三、五、四五六・九〇〇 _円 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|------|--------|------------|--------|---------------|--------|------------|-----------|-------|-----------|----------|------------|
| 昭和 | 二年度 | 一、五五三 | 七、五五三・三〇〇 | 三、〇七七 | 四、〇四六・五九〇 | 四、六四九 | 三、七三九・九〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 三年度 | 一、三二七 | 五、二四〇・七〇 | 二、〇〇七 | 一八、六〇四・二〇〇 | 三、五五四 | 三、七三九・九〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 四年度 | 一、四三三 | 五、八〇〇・四〇〇 | 一、二七五 | 一八、〇〇七・〇〇〇 | 二、七六八 | 三、三三九・九〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 五年度 | 一、三〇二 | 四、六七六・七〇 | 一、一三四 | 一五、九八五・八〇〇 | 二、五五六 | 二、〇、六二・五〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 六年度 | 一、〇四七 | 三、七五五・六〇〇 | 九六三 | 一一、三七七・八〇 | 二、〇一〇 | 一五、一三六・四〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 七年度 | 九二四 | 三、四三六・七〇 | 七三三 | 一〇、四四三・〇一〇 | 一、六七二 | 一三、九一〇・七〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 八年度 | 一、〇六五 | 二、六八一・三三〇 | 八三四 | 一五、九八一・九〇 | 一、八九九 | 一八、六三三・三三〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 九年度 | 一、一九六 | 三、五五六・七〇 | 七三三 | 一五、三三七・三三〇 | 一、九九九 | 一八、八五五・五〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 十年度 | 一、四六一 | 四、六三四・二一〇 | 七七七 | 二〇、二六八・二六〇 | 二、三三八 | 二四、九一〇・三七〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 十一年度 | 二、五八二 | 六、六三三・九六三 | 六七五 | 一四、九〇六・一五〇 | 三、二五七 | 二二、五五九・一三三 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 十二年度 | 二、〇六一 | 四、七九三・九八〇 | 一、〇二六 | 九、五四九・九六〇 | 三、〇八七 | 二四、三四三・九六〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 十三年度 | 二、七四八 | 八、八四二・七〇 | 五〇九 | 七、四四九・六六〇 | 三、二五七 | 二六、三三〇・六三〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 十四年度 | 三、三三四 | 八、一〇九・八〇〇 | 一、三九九 | 三、三〇七・六三〇 | 三、七三三 | 四、四七三・四三〇 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |
| 昭和 | 計 | 三九、三三九 | 九九、四三三・〇四〇 | 二九、三六三 | 四、一〇一、四六六・九二〇 | 五八、七三三 | 五〇〇、九九・六三三 | 二六、六三二・五〇 | 三、七三九 | 四、四七三・四三〇 | 五、〇九〇・九〇 | 五〇〇、九九・六三三 |

備考 右の冊数の外廢棄せる書籍は三三二五冊、金額六七七圓六五〇である。

第二章 現在の附設機關 (圖書館)

平野コレクシヨン 平野耕輔氏(管校卒業生にして多年管校教授たり今復本學講師)は、明治中期以降昭和十年に至る本邦陶磁器工業發達史を實物に依つて示さんと意圖し、長期間に涉つて苦心蒐集した學校・試験所及工場等に於ける科學的研究試作品又は新規創製品標本を全部本學に寄贈した。本學は之等を本館塔屋第五階の標本室に陳列し、貴重なる教育參考資料として永く保存する事となつた。茲に附記して同氏に深厚なる謝意を表する次第である。(本項は規定・報告・表以外は主として本學司書三原肇氏の手記に據る)

第六節 附屬豫備部

第一項 本學に於る亞細亞人入學の濫觴

本學園では既に東京工業學校時代より清國人の入學を許して東亞開發に貢獻して來たが、此の機關は漸次に發達して後には特設豫科となり、現在の附屬豫備部にまで育成されたのである。

半島人印度人の當校入學の濫觴

明治二十七、八年戰役以後、我國文化の聲價は世界特に東亞の注目する所となり、爾來支那・朝鮮・印度等の學生が數多く我國に留學するようになった。而して軍人志願者は成城學校、陸軍幼年學校、陸軍士官學校に入學したが、其他の方面の志願者は文部省直轄學校及び私立大學等を希望し、此の傾向は本邦工業教育機關の代表たる當校にも及んだ。明治二十九年度には早くも、半島人の入學志願者が集つた。そこで當校では外國人の爲に特別科を設けて、染織工科に安衡中外三人、窯業科に洪仁杓外一名、總計六名の半島人を入學せしめ、翌明治三十年度には窯業科に一名、機械科に一名の半島人を入學せしめた。翌明治三十一年度には應用化學科に印度人、サタシラ、ワステラ、パラシヤペーが入學した。此が本學園に印度人の入學した最初である。(以上各年度の當校

一覽に據る)當時の事情に關して手島校長は次の如く説いてゐる。

尙ほ一つこゝに述べて置かねばならぬことは、支那人、印度人といふやうな外國人の教育のことでもあります。東洋諸國の人は工業教育を受ける爲に日本に來ますが、東京工業學校は今更申すまでもなく帝都にあることでもあり、又勿論建物も相當なものであり、又設備としても可なり出來て居る、當局者から見ると不完全の點が多いのですが、他の東洋の國民から見ると、非常に進歩したものととして、外國人の入學するものが陸續として多くなりました。支那人を第一として比律賓人、暹羅人、印度人と云ふやうに、殆んど各國人が來て學ぶ學校となりましたが、一時は吾々當局者は、工業を他國人に授けてやつたならば、敵に糧を興へるやうなものであるから、どうであらうかと云ふ考へを持つたこともある。併しそれは尙ほ深く考へて見ると、さう云ふ雅量の狭いことでは、教育の首腦となつて行くことは出來ない。日本は益々進んで行けば宜いのである、又他の東洋の國民を教育してやれば従つて東洋が開けて來る、是に於て東洋が西洋に對することも出來るやうになるのである。それには我が日本がどうしても一頭地を抜いて居るのみならず、將來益々一頭地を擢んで行かなければならぬのであるから、そんなケチな考へを出さずに、外國人を多く益々入學せしめて教育してやるがよからうと云ふので、日本人を入れるだけ入れて、それ以上に外國人を餘程入れて居る。其事の得失は將來に屬することでありますから、今はまだどうか分りませぬが、私はさう云ふ持論で外國人を相當入れて居る。是は將來を期して世人の判斷に任ずのであります。(手島精一氏、回顧五十年)

外國人學生の文部省直轄學校入學に關する規程の制定

文部省では外國人留學生の多きを加ふるに伴ひ、之に對する規程を設くるの必要を感じ、明治三十三年七月四日 日 文 部 省 令 第 十 一 號 を 以 て 「 文 部 省 直 轄 學 校 外 國 委 託 生 二 關 ス ル 規 程 」 を 設 け た 。 然 し な が ら 此 の 規 定 は 翌 明 治

三十四年十一月十一日に文部省令第十五號を以て廢止せられ、同時に「文部省直轄學校外國人特別入學規程」が公布せられた。

文部省直轄學校外國人特別入學規程

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスルモノハ外務省、在外公使館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ

學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細別ヲ設クルコトヲ得（附則省略）（明治教育制度發達史 第四卷）

因に右規程は後に明治四十四年公布の文部省令第十六號を以て、臺灣人若しくは朝鮮人に準用せられることとなつた。

第二項 其後の發展

撰科生制度の制定

明治三十四年文部省令第十五號の規程に依り、當校では外國人を撰科生として入學せしめた。明治三十五年度の當校規程に據れば、次の如く定められてゐる。

撰科生 工業ニ従事スル者又ハ工業學校卒業生ニシテ本校各科ノ科目中ニ就キ特修セント欲シ入學ヲ願出ルトキハ學期ノ始ニ於テ都合ニ依リ撰科生トシテ入學ヲ許可スルトアルヘシ

外國人ニシテ明治三十四年文部省令第十五號文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ願出ルモノアルトキハ都合ニ依リ撰科生トシテ入學ヲ許可スルトアルヘシ但外國人ハ後項ノ資格實業ニ關スル經歷及修業年限ニ依ラサルコトヲ得

後項の資格とは「品行善良、身體强健、年齡滿二十年以上」を意味し、實業に關する經歷とは「三箇年以上引續當該工業ニ従事シ居ル者又ハ工業學校卒業生」を意味し、修業年限は「二箇年以内」を意味するのであるが、外國人の資格、實業的經歷、修業年限は之に依らざることを得ることにしたのである。

明治三十四年に當校に始めて清國人の入學があつた。即ち應用化學科に王守善外二名、機械科に范鴻泰外一名電氣化學分科に湯時敏が入學した。(同年にはその外に特別科程に印度人が三名入學してゐる)當時の學校長報告には、外國人教育に關して次の如く報告せられてゐる。

明治三十四年度

猶新入學生ニ就キ一言ヲ添ヘンニ本學年ニ於テハ清國人六名印度人三名ニ入學ヲ許可シタリ清國人中ニハ官費留學生タル者アリ印度人ハ自己ノ希望ニ添フルニ資産家ノ學資ヲ補助スルモノアリテ遠ク我國ニ來リ學フモノナリト云フ是等兩國人ハ皆能ク學業ヲ勉勵シ我生徒モ遠來ノ學生ヲ待ツニ懇篤ニシテ是等遠來人ハ好テ我生徒ト伍シ彼我ノ別アルコトナシ是ヨリ先キ六名ノ韓國人一名ノ印度人ハ既ニ本校ノ業ヲ了ヘ現ニ本國ニ於テ既修ノ業ニ從事セルナラン故ニ本校教育ノ効果ハ將ニ他ノ東洋諸國ニ波及セントスルヲ知ルト共ニ是等諸種ノ工業ハ専門ノ教育ヲ修ムルノ必要ヲ知覺シタルノ徵證ト認メ得ヘキモノニシテ東洋ニ於ケル工業先進國タル我國ハ憤起シテ更ニ工業ノ振興ヲ策スルノ急務タルヲ忘ルヘカラス

明治三十五年度

本年ニ於テハ印度人四名支那人二名韓國人一名ニ入學ヲ許可シタリ之ニ從前在學ノ支那、印度兩國人九名ヲ合スレハ遠來ノ留學生ハ計十六名ニシテ皆好テ我生徒ト伍シ自他ノ區別ヲ設ケス學業ヲ怠ルコトナシ但是等外國人中ニハ我語學ニ熟セサルモノアリテ往々授業上不便アリト雖印度人ノ如キハ皆英語ニ通スルヲ以テ特ニ英語ヲ以テ授業シ時ニ所修學科ニ關スル英語ヲ自讀セシムルコトナキニアラス東洋諸國ヨリ留學スルモノ年々其數ヲ増加スルコト以上ノ如キハ是等諸國モ亦工業ニ専門ノ學識ヲ要スルヲ認知シタルノ徵證ニシテ東洋ニ於ケル工業ノ先進國タル我國ハ更ニ憤起シテ工業振興ノ策ヲ講セサル可サルナリ

明治三十七年頃清國政府は各省から提學使と稱する學務長官を選抜して我國に派遣し教育事項を調査せしめたが一行十七名が當校參觀の際に手島校長は熱心に工業の重要性を説いたので一行は深く感じ、就中南京の提學使陳

伯陶氏は最も熱心に感動して、其後も再三手島校長を訪問して所説を傾聴し、率先して「三江より毎年一定数の留學生を入學せしめられ度し」と懇請した。(杉田稔氏、手島校長と中華民國の工業)

以上の諸資料を見る時、手島校長に率ゐられたる當校が如何に興亞の熱情に溢れてゐたかを見るを得べく、本學が昭和四年以來他校に率先してその校歌に於て「亞細亞の魁、尊き使命、進みて大陸率ゐる時に……」と歌つてゐる基礎は、早くも此の時代に培はれたのである。

特別生規程の設定

明治三十八年二月に特別生規程が設定された。(註、此規程の原文は見當らない)。此は前述の撰科に入學する者の外に當校の各科の本科課程の教授を受けんと欲する者の爲に設けられた規程であつて、一年間の豫科課程を定め、一年間基礎學科及日語方面を授け終末試験に合格した者を特別本科に進ましむる規程であつて、明治三十九年一月より實施された。明治三十九年度の當校一覽に據れば、次の如く規定されてゐる。

特別生 外國人ニシテ前項撰科ニ入學スル者ノ外本校各科一定ノ課程ノ教授ヲ受ケント欲スル者アルトキハ特別生トシテ入學ヲ許可ス特別生ヲ分子豫科及ビ本科トシ豫科ノ修業年限ヲ毎年一月ヨリ七月ニ至ルマテトシ適宜ノ入學試験ヲ施シ合格者ニ入學ヲ許可ス豫科ノ學科目ヲ數學、物理學、化學、邦語、英語、圖畫、體操トシ本科ノ課程ハ本校各科學科課程ニ準スルモノトス

而して同年度の「學校長報告」に據れば、「本年(明治三十九年)一月ヨリ實施シ試験ノ上豫科ニ入學セシメタル

者三十四名内終末試験ニ合格シ本科ニ進級シタル者三十二名ニシテ皆相當ノ學力アルヲ認ムト雖モ本邦生徒ノ學力ニ比シ及ハサル者ナキニアラス」と報告せられてゐる。

特別豫科生規程の設定

然しながら當時は特別生なるコースを特設し、本科に於ても「特別本科」に進ませることとし、本科のコースを形式上日本人と外國人とに依つて區別したが、大正十五年三月三十一日には之を改正して「特設豫科生規程」を定め階梯を「特設豫科」と「本科」とし、「特別本科」なる形式を廢止した。

斯くて特設豫科生規程は當校の大學昇格に依る發展的解消まで持續せられ、外國人生徒を規定した。昭和三年度當校改組直前に於る「特設豫科生規程」の主なるものは次の通りである。

特設豫科生規程

第一條 外國人ニシテ本校規則第四十六條ニ依ルノ外本校各科課程ノ教授ヲ受ケント欲シ外務省在外公使館又ハ本邦所在外國公使館(領事館、公使館、大使館)ノ紹介書ヲ添ヘ入學ヲ出願スルモノアルトキハ身體檢査及學科試験ノ合格者ニ限り特設豫科生トシテ之ヲ許可ス

第二條 前條ノ入學志望者ニシテ本校規則第十四條ノ資格ヲ有スルモノハ本校本科ニ編入スルコトアルヘシ

第三條 特設豫科生トシテ毎年收容スヘキ各料人員約左ノ如シ

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 色 | 染 | 科 | 五 | 名 |
| 紡 | 織 | 科 | 六 | 名 |

第二章 現在の附設機關 (附屬豫備部)

第二編 後 史

| | |
|-------|----|
| 窯業科 | 三名 |
| 應用化學科 | 七名 |
| 電氣化學科 | 四名 |
| 機械科 | 七名 |
| 電氣科 | 五名 |
| 建築科 | 五名 |

第四條 特設豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ中學校卒業程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ試験檢定ヲ行ヒ合格者ヨリ選拔ス

- 一 邦 語
- 一 數 學
- 一 物理及化學
- 一 英 語
- 一 用器略法
- 一 自在 畫

第二條ニ依リ本校本科ニ入學ヲ許可スヘキモノハ本校規則第十五條ニ依リ試験檢定ノ上合格者中ヨリ選拔ス
 第六條 特設豫科生ノ學科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 修 身 | 一 時 | 數 學 | 八 時 |
| 物 理 | 三 時 | 化 學 | 四 時 |
| 邦 語 | 四 時 | 英 語 | 四 時 |

圖畫 自在畫

六 二時

體

操

四

時

每週教授時數合計三十六時

第七條 特設豫科生ノ授業ハ毎年四月ニ始リ翌年三月ニ終ル其終期ニ於テ試験ヲ行ヒ合格者ニハ修了證書(別記書式)ヲ授與

シ本校本科ニ編入ス

當時の支那人留學生の教育費

次に支那人留學生の教育費に就て申添へ度い。最初は特別の契約はなかつたが、明治三十八年に當校と支那政府教育局との間に特約が成つて、爾後支那政府より留學生一人當二百五十圓を當校に提供し、當校は毎年四十二名の留學生を入學せしむることになつた。次いで大正九年に至り、支那政府財政困難に伴ひ經費の支出が不可能となつたので、爾來授業料を徴收することとなり、支那人留學生に對しては外務省對支文化事業費から補助することになつて、今日に及んでゐる。此等に關しては、次の記録が残つてゐる。

一、明治三十八年本學ノ前身タル東京高等工業學校長ト支那政府教育當局ト特約ヲ結ビ爾後支那政府ヨリ留學生養成費トシテ學生一人當年額貳百五十拾圓ヲ本校ニ提供シ、本校ハ毎年四十二名ノ留學生ヲ入學セシメ四ケ年間(内一ケ年豫科)ノ教育ヲナスコトトセリ

一、大正元年八月支那留學生監督劉崇傑氏ト普通學務局長田所美治氏トニ於テ委託留學生養成費ニ關スル協定ヲナス

一、之等養成費ノ協定ノ下ニ大正八年度迄持續シ來リタレトモ大正九年度以降支那政府財政困難ニ陥リタル爲我政府ヨリ之レカ經費ヲ支出スルニ至リ同時ニ留學生ヨリ授業料ヲ徴收スルコトトシ今日ニ及ヘリ

次に東京高等工業學校時代に於る中華民國人の卒業生數を年度別に掲げる。

東京高等工業學校

| | | | | | | | |
|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
| 明治三十七年 | 五人 | 明治三十八年 | 二人 | 明治三十九年 | 二人 | 明治四十年 | 七人 |
| 明治四十一年 | 五 | 明治四十二年 | 二〇 | 明治四十三年 | 二二 | 明治四十四年 | 一五 |
| 明治四十五年 | 一五 | 大正元年 | 三 | 大正二年 | 二二 | 大正三年 | 一五 |
| 大正四年 | 三三 | 大正五年 | 二九 | 大正六年 | 二六 | 大正七年 | 三七 |
| 大正八年 | 三三 | 大正九年 | 三四 | 大正十年 | 五〇 | 大正十一年 | 五〇 |
| 大正十二年 | 四九 | 大正十三年 | 三四 | 大正十四年 | 二五 | 大正十五年 | 四二 |
| 昭和二年 | 二二 | 昭和三年 | 十九 | | | | |

第三項 大學昇格直後の留學生教育

特設豫科昇格の上申

大學昇格と同時に東京高等工業學校は發展的解消をなすこととなつたので、外國人の爲の特設豫科も當然廢止の運命に逢着した。然しながら多年の外國人教育の功績を顧みる時、此の廢止は忍び得ざるものがあつた。そこで當校は大學昇格後「特設豫科」をも昇格せしめて高等學校高等科理科程度のものとなし、之を以て昇格後の本大學に外國人を入學せしむることを圖り、昭和二年十二月二十三日中村校長より當時の文部大臣水野練太郎氏に

對して次の上申書を提出した。

東京高等工業學校ニ於ケル支那留學生特別教育施設繼續ノ件上申

本校ニ於テハ明治三十八年初メテ支那留學生ノ入學ヲ許可シ同時ニ特ニ是等生徒ノタメニ修業年限一ケ年ノ豫備教育施設ヲナシ、爾來引續キ年々多數ノ留學生ヲ收容致居、其數常ニ全生徒ノ一割乃至二割ニ相當シ、且ツ卒業生ノ數モ既ニ六百三十餘名ニ達シ居候、其數ニ於テ他ノ官公立諸學校ニ比シ遙カニ優レルノミナラズ、卒業生ガ支那ニ於テ重要ノ地位ニ在ルハ勿論ソノ本校トノ關係極メテ密接ニシテ、從テ兩國工業發展及兩國民ノ親善ヲ資タル上ニ至大ノ功果アルモノト奉存候

然ルニ本校ガ昭和四年度ヲ以テ大學ニ昇格スルタメ、自然此ノ施設中絶シ、其結果從前ノ如ク多數ノ留學生ヲ收容シ得ズ、延イテ將來卒業生トノ連絡モ漸次廢タルルニ至ルモノト信ゼラレ、寔ニ日支兩國ノ連絡提携上遺憾ノ事ト奉存候

就テハ茲ニ前記ノ豫備教育施設ヲ擴張シテ修業年限三ケ年トシ、概ネ高等學校理科ニ同ジキ課程ヲ履修セシメ、昇格後ノ大學ニ入學ヲ許スコトニ付特別ノ御詮議願上度候、尙ホ其ノ課程及其レニ要スル豫算ノ概算ハ別紙ノ通りニ有之、現在本案ガ留學生教育費トシテ國庫ノ支出ヲ仰ギツアル額ニ比シ、大學完成度ニ於テ年額約一萬五千圓ノ増加ニ過ギズ、而テ其ノ増加額ノ支辨ニ關シテハ、外務省文化事業部ヨリ補給ヲ仰ギ得ル様特別ノ了解ヲ得候ニ付、現在ノ施設ヲ擴張シ繼續スルニツキ將來御省ノ御負擔毫モ増加セザル儀ニ有之候間何卒特別ノ御詮議被下度此段上申候也

前述の如く文部省は大學昇格後は原則として高等、専門學校程度の機關の殘置を認めなかつたのであるが、幸に此の希望は本省の容認する所となつた。

新しき特設豫科規則

斯くて昭和四年四月一日附を以て「東京工業大學特設豫備科規則」が裁定せられ、茲に高等學校高等科程度の特設豫科の誕生を見るに至つたのである。該規則の主要なるものは次の通りである。

東京工業大學特設豫科規則

第一條 特設豫科ハ本學々部ニ入學スヘキ支那留學生ニ對シ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二條 特設豫科修了者ハ本學々部ニ入學スルコトヲ得

前項ニ依リ入學シタル本學々生ニハ學則第八章ヲ適用セス

第三條 特設豫科ノ修業年限ハ三箇年トス

第六條 學科目及毎週授業時間左ノ如シ

(學科目) (第一學年) (第二學年) (第三學年)

修身

一

一

一

日語

一、讀方
及會話
作文

一二

五

三

英語 一、譯讀 八
 二、文法 七
 三、微積分 七

數 學 四 二、代數 六 三、幾何 四 (微積分) 七

力 學 四 二、講義 五 三、實驗 五

物 理 四 二、講義 五 三、實驗 五

化 學 四 二、植物 二 (動物) 二 三、實驗 五

博 物 二 (鑛物) 二 (植物) 二 (動物) 二 (用器畫) 三

圖 畫 四 二、自在畫 二 (用器畫) 二 (用器畫) 三

體 操 三 三 三

(計) 三四 三四 三四

第八條 特設豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ十六歲以上ノ男子ニシテ在本邦支那公使館ノ紹介書ヲ添ヘ入學ヲ出願スル者ニ就
 キ中學校第四學年修了ノ程度ニ於ケル學科試驗ニ合格シ且人物考查及體格檢査ニ合格シタル者トス(入學願書用紙ハ本學ヨ
 リ之ヲ交付ス)

第九條 入學試驗ノ學科目ハ左ノ如シ

- 一、日 本 語
- 一、數 學 (代數、幾何)
- 一、物 理
- 一、化 學

第二章 現在の附設機關 (附屬豫備部)

一、英 語

第十一條 毎年入學ヲ許スヘキ人員左ノ如シ

本學染料化學科ニ入學ヲ志望スル者 二名

本學紡績學科ニ入學ヲ志望スル者 三名

本學窯業學科ニ入學ヲ志望スル者 二名

本學應用化學科ニ入學ヲ志望スル者 三名

本學電氣化學科ニ入學ヲ志望スル者 二名

本學機械工學科ニ入學ヲ志望スル者 四名

本學電氣工學科ニ入學ヲ志望スル者 四名

本學建築學科ニ入學ヲ志望スル者 三名

但シ本學ノ都合ニ依リ前記ノ員數ニ多少ノ増減ヲナスコトアルヘシ

第二十八條 授業料ハ一學年金八拾圓トシテ各學期始業後一週間以內ニ左記ノ額ヲ分納スヘシ

第一學期分 金 參 拾 圓

第二學期分 金 貳 拾 五 圓

第三學期分 金 貳 拾 五 圓

附 則

昭和三年四月元東京高等工業學校特設豫科入學者ニシテ昭和四年三月修了者ニ限り無試験ニテ第二學年ニ又否サルモノヲ第一學年ニ編入シ其ノ授業料ニ關シテハ元東京高等工業學校規則ヲ適用ス

此の規程は昭和五年四月十五日に多少の改正が行はれた。

滿洲事變と支那學生

滿洲事變勃發當初は日本の眞意が充分に支那人學生に理解されず、多少の動搖を免れなかつた。然しながら幸に本學教官の適切なる指導に依つて、事無きを得た。

第四項 附屬豫備部への改組

附屬豫備部設置の理由

特設豫科の制度は東京工業大學の官制上の機關では無く、従つて教授制度も布かれなかつた。斯くては教授訓育上に徹底を缺くの恐れがあるのみならず、大陸文化開發上にも不便が少くなかつたので、特設豫科を本學官制上のものたらしめ専任の教官を配して教授訓育の徹底を圖ることが要望せられ、本省に上申し、漸く昭和七年四月に閣議を通過し追加豫算として六萬圓の豫算が認められた。次いで昭和七年九月二十日の閣議に依り「東京工業大學ニ附屬豫備部ヲ置ク」旨の本學官制改正の件が通過し、昭和七年九月三十日勅令第二百八十五號を以て、即日施行されることとなつた。本邦に於て勅令を以て外國人教育機關を設置したのは大學附屬豫備部を以て嚆矢とする。

豫備部の設置の理由書（文部省より法制局に提出せるもの）並に豫備部創設に伴ふ本學官制の改正は次の通りである。

東京工業大學附屬豫備部並學部授業改善

東京工業大學ノ前身タル東京工業學校ニ明治三十三年文部省令第十一號（文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定）ニ依リ選科生トシテ五人ノ支那留學生ヲ入學セシメタルハ同學ニ支那留學生ヲ入學セシメタル濫觸トス、爾來東京高等工業學校ヲ經テ現東京工業大學ニ至ル迄卒業生ヲ出スコト七〇四人ニ及ヒ何レモ民國ノ官界、教育界又ハ實業界ニ於テ重要ナル地位ヲ占メツツアリ、現在如斯國際情勢ナルニモ不拘學生々徒ノ在籍百〇五名ヲ算シ本邦斯種教育機關ノ隨一ナリ、然ルニ從來ハ講師制度ヲ採リ他學科ニ屬スル教官ノ餘暇ヲ利用シ又ハ單ニ講師ヲ招聘シテ之ニ充ラシメタルヲ以テ教授並實習ノ徹底ヲ缺ケルハ明白ナル事實ナリキ依ツテ之ヲ教官制度ニ改メ内容ヲ充實シ、教育ノ徹底ヲ圖リ中國學生ノ修學ニ利便シ優良ナル人材ヲ養成シ中國文化開發ニ寄與スルハ目下ノ緊急事ナリト認ム。

本學官制改正

官立工業大學官制中左ノ通改正ス

第十五條ノ二 東京工業大學ニ同大學部ニ入學セントスル外國人留學生ノ豫備教育ヲ爲ス爲附屬豫備部ヲ置ク

豫備部ニ教授、助教及助手ヲ置ク教授ハ委任トシ助教及助手ハ判任トス教授及助教ハ生徒ノ教育ヲ掌リ助手ハ教授又ハ助教ノ指揮ヲ受ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス

豫備部ニ主事ヲ置ク豫備部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ豫備部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス
 第十六條中「官立工業大學」ノ下ニ「及東京工業大學附屬豫備部」ヲ加フ別表ヲ左ノ如ク改ム
 (別表)

別表官立工業大學職員定員表

| 東京工業大學 | 大阪工業大學 | 大學長 | | 教授 | | 助教授 | | 事務官 | | 學生 | | 助手 | | 書記 | | 學生 | | 司書 | | 技手 | | 附屬豫備部 | | | |
|--------|--------|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|-----|----|----|
| | | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 主事 | 學生 | 教授 | 助教授 | 助手 | |
| 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 八人 | 一人 | 二人 |
| 一人 | 一人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 | 二人 |

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

猶本學官制改正と同時に、本學に於ては「本學特設豫科及同職制ハ昭和七年九月三十日限り之ヲ廢止ス」と告知せられ、猶同日「東京工業大學附屬豫備部規程」が定められると共に「本規則實施ノ際現ニ東京工業大學特設豫科ニ在學スル生徒ハ各相當學年ニ編入」することとなつた。

附屬豫備部規則の制定

次いで昭和七年十月一日に「附屬豫備部規則」が制定されたが、主要なる規定は次の如くである。

東京工業大學附屬豫備部規則

第一章 目的及修業年限

第一條 東京工業大學附屬豫備部ハ、同大學學部ニ入學セムトスル外國人留學生ニ對シテ高等學校規程ニ準シ必要ナル豫備教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 附屬豫備部ノ修業年限ハ三箇年トス

第二章 學科課程

第五條 附屬豫備部ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

| 學科目 | 學年 | 每週授業時數 | | |
|-----------------------|-----|--------|------|------|
| | | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 |
| 修身 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 日本語 會讀 書取 讀文 | 一〇 | 二 | | |
| 英語 譯文 讀法 | 六 | 七 | | 七 |
| 獨逸語 譯文 讀法 | 四 | 三 | | 三 |
| 數學 三角 | 三四 | 六 | | 四 |
| 力學 | 二 | 六 | | 四 |
| 物理 | 四 | 四 | | 五 |
| 講義 實驗 | 二三四 | 二 | | 二 |

第三章 入學、休學及退學

第七條 附屬豫備部ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ滿十六歲以上ノ男子ニシテ在本邦外國公館又ハ外務省若ハ在外公館ノ紹介書ヲ添ヘテ出願シタルモノトス

第八條 入學志願者ニ對シテハ入學檢定ヲ行ヒ合格者ニ入學ヲ許可ス

入學檢定ハ分チテ學科試驗、口頭試問及身體檢査トス

第一學年ニ入學セシムヘキモノノ學科試驗ハ本邦中學校四學年修了ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一、日 本 語 (讀方、書取、作文、會話)
- 一、數 學 (代數、幾何)
- 一、物 理
- 一、化 學
- 一、英 語 (英文和譯、和文英譯)

第三章 現在の附設機關 (附屬豫備部)

| | | | |
|-------|----------------|----------|---------------------|
| 化 學 | | | 講義 二、 三、 五 |
| 植物及動物 | | 植物 二 | 動物 二 |
| 礦物及地質 | 二 | | |
| 圖 畫 | 自在畫 二、 四 | 用器畫 二 | 用器畫 二 |
| 體 操 | 三 | 三 | 三 |
| 計 算 | 三四 | 三四 | 三四 |

第九條ニ據ル特別入學檢定ノ學科目及程度ハ其ノ都度之ヲ定ム

第六章 檢定料、入學料及授業料

第二十條 授業料ハ一學年金八拾圓トシ各學期始業後二週間以内ニ左記ノ額ヲ分納スヘシ

第一學期分 金 參 拾 圓

第二學期分 金 貳 拾 五 圓

第三學期分 金 貳 拾 五 圓

附 則

本規則ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ東京工業大學特設豫科ニ在學スル生徒ハ各相當學年ニ編入シ其ノ授業料ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據ル

次に當時の教官の氏名並に擔任學科目名を掲げる。

| | | | |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| 主 事 | 教 授 | 主 事 | 教 授 |
| 日本語、物理、物理實驗 | 理學士 福井私城 | 鑛物及地質 (兼)助教授 | 理學士 末野悌六 |
| 數 學 | 理學士 梶島二郎 | 物理、同實驗 | 理學士 阿部邦彦 |
| 英語 (兼)學生主事 | 法學士 奥田寛太郎 | 助 教 授 | 理學士 飯塚啓 |
| 化學、同實驗 | 理學士 村山梅吉 | 講 師 | 理學士 馬杉肇 |
| 力學 (兼)助教授 | 理學士 久末啓一郎 | 數 學 | 理學士 高橋重太郎 |
| | | 動 物 | |

| | | | |
|--------|-----------|-----------|----------|
| 植物 | 農學博士 今井喜孝 | 用器畫 | 講師 狩野春一 |
| 日本語 | 市川藤市 | 日本語 | 學醫町山治躬 |
| 英語 | 江川清道 | 獨逸語 | 足立謙吉 |
| 體操 | 中田清次 | 修身、英語、日本語 | 文學士 飯野稻城 |
| 自在畫 | 理學士 海野正 | | |
| 化學、同實驗 | | | |

其後の主要なる變遷

其後の當部の主要なる變遷は次の通りである

一、昭和九年十一月二十日に學科課程表中「第二學年植物二」及「第三學年動物二」とあるのを「第一學年植物二」及「第二學年動物二」に改めた。

一、昭和十二年七月二十日に豫備部教授定員を一名増員して九名に改正せられた。此は一學級の生徒數二十三名を三十名に増加することが認められ、その結果として教授定員を増員したのである。

一、昭和十二年四月一日より學科目及每週授業時數を改正して

- 1、外國語の授業時數を減じ日本語の時數を増し
- 2、數學及物理の授業時數を増し
- 3、植物及動物を廢止し生物を新設

することに改めた。

一、昭和十二年七月 支那事變が勃發するや支那派遣生徒に歸國者が續出し多少の動搖を生じたが、幸に教官の適切なる指導に依つて事無きを得た。

一、昭和十二年七月廿日勅令第三五〇號を以て官制中改正が行はれ教授一人を増員せられた。これは豫備部生徒の入學志願者の漸次増加の爲、募集人員を三十人に増加した爲である。其理由書並官制改正は左の通り。

本學附屬豫備部ハ近時入學志願者逐年著シク増加シ昭和十一年度ノ如キハ二十三三人ノ募集定員ニ對シ其志願者百七十人ノ多數ニ上リ將來漸次増加ノ傾向顯著ナルモノアルニ依リ其ノ收容力ヲ増加スルハ現下極メテ適切ナル措置ナリト認ムルニ依リ之ニ要スル經費ノ内昭和十二年度ニ係ル左記經費ヲ要求ス

官制改正

官立工業大會官制中左ノ通り改正ス

別表中附屬豫備部教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、昭和十三年五月三日勅令第三百十一號を以て學生主事補一人を増員せられた。其理由書は次の通りである。

學生主事補増員理由

豫備部生徒ハ中華民國人及滿洲國人ナルモ日本ノ國狀其ノ他ノ事情ニ通セサルノミナラズ誤レル認識ヲ抱ケ

ルモノ無キニシモアラス而モ右豫備部修了者ハ引續キ我國ニ於ケル最高ノ工業教育ヲ修メテ母國ニ歸リ工業教育界又ハ產業界ノ有力ナル地位ヲ占ムベキ者ニシテ我國ニ在留中ノ修學ニ關シテハ適切ニシテ慎重ナル指導監督ヲナスノ必要アリトス從來豫備部ニ於ケル學生主事補ノ職務ハ專任者ナカリシニ依リ兼任者及囑託員ヲ以テ分擔處理セシメ來リタルモ近時各般ノ事情變化ニ伴ヒ生徒ノ指導監督上ニ關聯スル事務モ愈々複雑多岐ニ涉リタルト昭和十二年度ヨリ新ニ生徒ノ收容力ヲ増加シタル等トニ依リ益其ノ事務ノ範圍ハ擴大セラレ甚數増加シタルヲ以テ其ノ完璧ヲ期センガ爲之等ノ職務ヲ助クヘキ學生主事補一人ノ増員ヲナサムトス此の結果本學官制に次の改正が行はれた。

官立工業大學官制中左ノ通り改正ス

別表中學生主事補ノ欄「一人」ヲ「二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の官制中改正は、其の理由書に示す如く豫備部生徒の訓育の徹底を期する爲であつた。

一、昭和十四年五月福井主事宇部高等工業學校長に轉じ、梶島教授が後を襲いだ。

次に大學昇格以後の入學志願者入學者の狀況を調査するに次の通りである。

| (年 度) | (入學志願者) | (入 學 者) | (年 度) | (入學志願者) | (入 學 者) |
|-------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 昭和 四年 | 一二四 | 二〇 | 同 六年 | 八三 | 一三三 |
| 同 五年 | 一四五 | 二〇 | 同 七年 | 一〇 | 九 |

| | | | | | |
|-------|-----------------------|----|-------|------|-----|
| 昭和 八年 | 二五 | 二一 | 同 十三年 | 二六 | 一七 |
| 同 九年 | 三〇 | 二一 | 同 十四年 | 二九 | 二三 |
| 同 十年 | 九九 | 二二 | 同 十五年 | 四三 | 二九 |
| 同 十一年 | 一七〇 | 二四 | 合 計 | 一〇三二 | 二八三 |
| 同 十二年 | 一五七 | 二九 | | | |
| 備考 | 昭和三年度入學者ヨリ其ノ修業年限ヲ三年トス | | | | |

附屬豫備部の現狀

教育方針 附屬豫備部の教育方針は次の通りである。

附屬豫備部ニ於テハ規則第一條ノ目的ヲ達成スル爲學理ト實驗トノ適當ナル調和ニ依リ確實ナル知識ヲ授クルト共ニ常ニ諸學科ヲ通シテ日本語ノ習熟ニ努メ以テ大學入學後ノ修學ニ充分ナル基礎ヲ與ヘ併セテ人格ヲ陶冶シ本學ノ傳統タル誠實勤勉ノ精神ヲ涵養センコトヲ期ス

此の教育方針を實現せんが爲に、左記の「生徒心得大綱」を定めて指導してゐる。

- 一、規律ヲ守リ責任ヲ重シ誠實勤勉ノ習性ヲ養フヘシ
- 二、師長ヲ尊敬シ學友ヲ信愛シ和衷協同ノ實ヲ擧クヘシ
- 三、心身ヲ鍛鍊シ學術ヲ研修シ獨創進取ノ氣風ヲ振作スヘシ

當部は生徒をして此の「心得」を遵守せしめ以て將來眞に興亞の大業に貢獻すべき有爲の人材たらしめんが爲、

常に教室内に於る生活に止まらず教室外の生活状態にも常に注意を拂ひ、教職員は親しく生徒と接觸して此が指導に當つてゐる。更に後述の如く「豫備部會」を設け之を通じてともすれば寂寥を感じ易い留學生生活に活氣と潤ひとを與へ、以て一層彼等の國情の理解を正しく懇親を深めて精神的融合を圖つてゐる。

日本語教授 次に當部の學科課程は前掲の如くであるが、「日本語」教授は最も重視して我國情の傳達に努めてゐる。次に「日本語」科の教授要旨・教授要綱を掲げる。

教授要目

教授要旨

正確ナル讀書力ヲ與ヘ會話ニ熟達セシメ聽講並ニ筆記ノ能力ヲ養成シ兼ネテ我國情ニ對スル正シキ理解ヲ得セシムルコトニ努ム

教授要項

第一學年ニアリテハ讀方、會話、書取、作文、文法ヲ課ス

讀方ハ主トシテ現代文ニ就テ教授シ尙地理及歴史ニ關スル教材ニヨリテ我が國情ヲ明カニス

會話ハ讀方ト相關連シテ教授スルハ勿論、標準語地方語ニ於ケル日常用語、諸種ノ儀禮等ニ關スル事項ヲ教授シ以テ聽取ト發表トノ習熟ニ努ム

書取ハ聽講並ニ筆記能力ノ養成ヲ目的トスルモノニシテ一定時間ニ課スル外、尙隨時之ヲ施行シテ其ノ上達ヲ期ス
作文ハ各種ノ文ノ外、手紙、願届書等ノ書方ヲ教授シ文法ニ於テハ特ニ、助詞助動詞ニ重キヲ置キ文ノ構成ヲ知ラシムルヲ以テ主眼トス

第二、三學年ニアリテハ主トシテ讀方、會話、書取ヲ課シ讀書、聽講並ニ筆記能力ノ充實ヲ期ス

讀方ニ於テハ現代文近代文ノ外ニ韻文ヲ加ヘ指定シタル圖書ニ就テ自讀セシメ或ハ題目ヲ選定シテ研究セシメ結果ヲ報告セシメテ發表方法ヲ演練ス

書取ハ講義筆記ノ練習トシテ科學的講述ノ筆記ヲ主トス

尙第二學年ニ於テハ衛生常識ヲ與フル爲、生理衛生ニ關スル事項ヲモ教授ス

生徒の狀況 生徒は現在次の地區より來學してゐる。(昭和十五年五月一日現在)。

| | (第一學年) | (第二學年) | (第三學年) | (計) | | (第一學年) | (第二學年) | (第三學年) | (計) |
|------|--------|--------|--------|-----|-------|--------|--------|--------|-----|
| 滿洲國 | 九 | 七 | 三 | 一九 | 浙江省 | 三 | 〇 | 二 | 五 |
| 奉天省 | | | | | 山東省 | 一 | 二 | 一 | 四 |
| 吉林省 | 一 | 一 | 四 | 六 | 廣東省 | 一 | 一 | 〇 | 二 |
| 關東州 | 二 | 二 | 〇 | 四 | 福建省 | 〇 | 二 | 〇 | 二 |
| 間島省 | 一 | 二 | 〇 | 三 | 安徽省 | 〇 | 〇 | 一 | 一 |
| 安東省 | 一 | 〇 | 一 | 二 | 計 | 一四 | 九 | 九 | 三二 |
| 興安東省 | 〇 | 二 | 〇 | 二 | 蒙古 | 一 | 一 | 〇 | 二 |
| 北安省 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 巴彥塔拉盟 | 一 | 一 | 〇 | 二 |
| 計 | 一四 | 一五 | 八 | 三七 | 計 | 一 | 一 | 〇 | 二 |
| 中華民國 | 八 | 三 | 二 | 一三 | 合計 | 二九 | 二五 | 一七 | 七一 |
| 河北省 | | | | | | | | | |
| 江蘇省 | 一 | 一 | 三 | 五 | | | | | |

生徒の生活狀況に就て見るに、先づ行性は概して温順勤勉であつて缺席者の如きも少い。次に運動は籠球を愛好

する者最も多く、庭球・卓球・蹴球も亦多く、就中、籠球・蹴球等には優秀なる技能を有する者が少くない。次に趣味としては、音楽・映畫を愛好する者が最も多く、讀書・旅行・園藝等を好む者、之に次ぐ様である。愛讀する新聞・書籍・雜誌は、我國發行のものとしては、新聞は朝日・日々・讀賣の諸新聞を讀む者多く、書籍は自己の専門に關するものゝ外は我國の現代文學及び歐米諸國の翻譯小説を讀む者が少くない。その種類も色々であるが、多く文庫型のものによりて名著・名作を讀む様であり、雜誌は科學に關する者が主の如くである。

學資は自家より供給せられる外、外務省文化事業部・滿洲國民生部・蒙古聯合自治政府等より補助を受けてゐる者が多い。金額は百圓乃至三十圓であつて就中五十圓内外の者が最も多い様である。

宿所は滿洲國留日學生會館の開館後、滿洲國留學生（就中一年生は全部）は會館に止宿して居るが、其外は大部分下宿に止宿して居る。

指導聯絡機關 指導聯絡機關としては現在「豫備部會」等が設けられてゐる。「豫備部會」は昭和十四年十月五日の成立を見たもので、會則は次の如くである。

第一條 本會ハ東京工業大學豫備部會ト稱ス

第二條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚クシ心身ヲ陶冶スルヲ以

テ目的トス

第三條 本會ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ事業ヲ行フ

一、懇親會、講演會、旅行會、運動會、其他必要ト認ムル事項

第四條 本會ハ東京工業大學附屬豫備部生徒、教職員及出身

者ヲ以テ組織ス

第五條 本會々員ヲ分テテ左ノ三種トス

一、通常會員（豫備部生徒）

二、特別會員（同右教職員）

三、贊助會員（同右出身者）

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第二章 現在の附設機關（附屬豫備部）

會長一名、豫備部主事ヲ推戴ス

特別幹事若干名、特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

幹事若干名、通常會員中ヨリ選出シタル者ニ就キ會長之ヲ命ス

命ス

第七條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス

第八條 役員ノ職掌左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

この「豫備部會」の成立によつて諸種の事業は更に一段と進展の度を加へるに至り、早くも部會の成立せる月の十六日には、松戸高等園藝學校を見學し當部會最初の見學及懇親會を行ひ、越えて翌年二月十四日には豫備部修了生の送別會あり、其他引續いて愈々着實活潑なる活動を示してゐる。

(猶從來光亞會を設けて本學及附屬豫備部職員及學生・生徒を以て組織し、亞細亞諸民族親善の實を擧げ其の共存共榮に資するを目的とし、この爲、相互の人情・風俗・産業・交通の紹介或は國語の交換練習等諸種の會合を催し、又隨時遠足、旅行を實施する等、相互の理解及精神的融合上に至大の効果を擧げた後解散した)。

現在の規則・教官 次に現在(昭和十五年八月末日)の「東京工業大學附屬豫備部規則」を掲げる。

東京工業大學附屬豫備部規則

第一章 目的及修業年限

沿革

昭和七年十一月一日制定
昭和九年十二月二十日改正
昭和十二年二月四日改正

第一條 東京工業大學附屬豫備部ハ、同大學學部ニ入學セムトスル外國人留學生ニ對シテ高等學校規程ニ準シ必要ナル豫

特別幹事 會務ヲ指導ス

幹 事 會務一般ヲ掌ル

第九條 本會ノ資金ハ左ノ如シ

一、會員ノ會費ハ必要ニ應ジ會長ノ承認ヲ經テ隨時會員ヨ

リ徴收ス

二、特別收入及寄附金

第十條 本會ノ資金ハ總テ會長之ヲ保管ス

備教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 附屬豫備部ノ修業年限ハ三箇年トス

第二章 學年、學期及休業

第三條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル(中略)

第三章 學科課程

第五條 附屬豫備部ノ學科目及毎週授業時數左ノ如シ

| 學科 | 學年 | 毎週授業時數 | | |
|----------------------|----|--------------|-------------|------|
| | | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 |
| 修身 | | 一 | 一 | 一 |
| 日本語 (會話、讀方、書取及作文) | | 一二 | 六 | 二 |
| 英語 (文讀、文譯、文法) | | 四 | 四 | 五 |
| 獨逸語 (文讀、文譯、文法) | | 四 | 二 | 二 |
| 數學 | | 代數二、三角二、演習二、 | 解析幾何三、微積分三、 | 六微積分 |
| 力學 | | | | 四 |
| 物理 | | | 四講義四、實驗二、 | 六 |

第二章 現在の附設機關 (附屬豫備部)

| | | | | | |
|-------|----------------|---|-----|-----------|-------|
| 化學 | | | | 四講義三、實驗二、 | 五 |
| 生物 | | | | 二 | |
| 鑛物及地質 | | | | | 二 |
| 圖畫 | 自在畫二、 用器畫二、 | 四 | 用器畫 | 二 | 用器畫 二 |
| 體操 | 三 | | 三 | | 三 |
| 計 | 三四 | | 三四 | | 三四 |

第四章 入學、休業及退學

第六條 入學期ハ毎學年ノ始トス但シ第九條ノ場合ハ此ノ限リニアラス

第七條 附屬豫備部ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ滿十六歲以上ノ男子ニシテ在本邦外國公館又ハ外務省若ハ在外公館ノ紹介書ヲ添ヘテ出願シタルモノトス

第八條 入學志願者ニ對シテハ入學檢定ヲ行ヒ合格者ニ入學ヲ許可ス

入學檢定ハ分チテ學科試驗、口頭試問及身體檢査トス

第一學年ニ入學セシムヘキモノノ學科試驗ハ本邦中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

一、日本語（讀方、書取、作文、會話）

一、數學（代數、幾何）

一、物理

一、化學

一、英語（英文和譯、和文英譯）

第九條ニ據ル特別入學檢定ノ學科目及程度ハ其ノ都度之ヲ定ム

第九條 附屬豫備部ヲ退學シタルモノニシテ一年以内ニ原學年以下ニ再入學ヲ志望スルモノ又ハ中途入學ヲ出願スルモノアルトキハ缺員アル場合ニ限り特別入學檢定又ハ銓衡ニ依リ相當學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ入學ニ關スル一切ノ手續ヲ完了スヘシ但シ無斷之ヲ遲滯スル者ニ對シテハ入學ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十一條 生徒疾病又ハ避クヘカラサル事由ニ依リ遅刻、早退又ハ缺席スルトキハ其事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十二條 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサルトキハ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

休學期間ハ一箇年以内トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ尙引續キ之ヲ許可スルコトアルヘシ

休學期間ハ通シテ三箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

休學期間内ニ於テ其ノ事故止ミ出席セムトスルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第十三條 生徒退學又ハ他ニ轉學セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、正當ノ理由ナクシテ引續キ三十日以上缺席シタル者

五、出席常ナラサル者

第五章 成績考查及修了

第十五條 每學期ノ學業成績ハ其ノ學期又ハ學年中ニ履修シタル學科目ニ就キ試験ヲ行ヒ其ノ成績及平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

每學年ノ學業成績ハ各學科目ニ就キ每學期ノ學業成績ヲ平

均シテ之ヲ定ム學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ示シ一百ヲ以テ
最高點トス

第十六條 各學科目ノ學年評點五十以上ニシテ學年平均點六十以上ヲ得タルモノハ其ノ學年ノ課程ヲ修了シタルモノトス但シ學科目ノ學年評點五十未滿四十以上ヲ得タルモノニ就キテハ學年平均點良好ナルモノニ限り其ノ學年ノ課程ヲ修了シタルモノト認ムルコトヲ得

第十七條 第三學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ附屬豫備部
修了證書ヲ授與ス

三學年間成績優秀ニシテ品行善良ナルモノニハ特ニ優等修了證書ヲ授與ス

第六章 檢定料、入學料及授業料

第十八條 入學ヲ出願スル者ハ檢定料トシテ金五圓ヲ納付ス
ヘシ

第十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金參圓ヲ
納付スヘシ

第二十條 授業料ハ一學年金八拾圓トシ各學期始業後二週間
以內ニ左記ノ額ヲ分納スヘシ

第二章 現在の附設機關 (附屬豫備部)

第一學期分 金參拾圓

第二學期分 金貳拾五圓

第三學期分 金貳拾五圓

授業料ノ納付ヲ怠ル者ハ其ノ出席ヲ停止シ尙引續キ滞納久
シキニ亘ルトキハ其ノ學籍ヲ除ク

第二十一條 第二十七條ノ處分ヲ受ケタル者及中途入學者ニ
對シテハ一ヶ月金八圓ノ割合ニ依リ其ノ月以後該學期間ノ
授業料ヲ直ニ納付セシム

第二十二條 全學期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其
ノ學期分ノ授業料ヲ免除ス

學期間ノ一部出席シタル者ト雖授業料ハ其ノ學期分全額ヲ
納付スヘシ

第二十三條 一旦納付シタル檢定料、入學料及授業料ハ之ヲ
返付セス

第七章 服 裝

第二十四條 生徒ハ本學所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ

第八章 特 待 生

第二十五條 一學年中學業ヲ勵精シ其ノ成績拔群ニシテ平素

品行善良ナル者ハ選ヒテ次學年間特待生トス

第二十六條 特待生ハ授業料ヲ免除ス

第二十七條 特待生ニシテ其ノ資格ニ不適當ナル行爲アリト

認ムルトキハ直ニ之ヲ廢罷ス

第九章 懲戒

第二十八條 生徒本學ノ學規ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル

行爲アルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責、停學及放學トス

附 則

次に昭和十五年八月現在の教官並擔任科目は次の通りである。

| | | |
|----------------|-----|-------|
| 主 事 | 教 授 | 梶島 二郎 |
| 教 授 | 理學士 | 梶島 二郎 |
| 數 學 | 理學士 | 村山 梅吉 |
| 化學、同實驗、日本語 | 理學士 | 石井 信二 |
| 修身、英語 (兼) 學生主事 | 理學士 | 久末啓一郎 |
| 力學 (兼) 大學助教授 | 理學士 | 海野 正 |
| 化學、同實驗 | 理學士 | |

本規則ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ東京工業大學特設豫科ニ在學スル生徒ハ

各相當學年ニ編入シ其ノ授業料ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據

ル

附 則

本改正規則ハ昭和十年四月一日第一學年ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本改正規則ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 日本語 | 文 學 士 | 吉田 仁作 |
| 礦物及地質 (兼) 大學助教授 | 理 學 士 | 末野 悌六 |
| 物理、同實驗 | 理 學 士 | 河合 紀雄 |
| 物理學實驗 (兼) 大學助教授 | 理 學 士 | 大石 二郎 |
| 日本語、英語 | 文 學 士 | 蓬澤 武夫 |
| 用器畫 (兼) 大學助教授 | 工 學 士 | 藤岡 通夫 |
| 物理、數學 | 理 學 士 | 早川 康式 |

助 教 授

體 操

講 師

數 學

日 本 語、英 語

自 在 畫

高橋重太郎

馬 杉 肇

市 川 藤 市

中 田 清 次

(マスターオブアーツ
北米タスキニウム大學)

用 器 畫

日 本 語

獨 逸 語、日 本 語

生 物

獨 逸 語

大 學 講 師 狩 野 春 一

學 醫 醫 學 士 町 山 治 躬

文 學 士 內 田 貢

東 京 高 等 學 校 教 授 理 學 士 吉 岡 俊 亮

文 學 士 前 田 利 道

第七節 臨時工業技術員養成所

臨時工業技術員養成所は昭和十五年四月に既設の臨時工師養成部、臨時化學分析工員養成部と新設の臨時窯業工員養成部を綜合して成立したものである。説明の便宜上、先づ三養成部に分けて述べよう。

第一項 臨時工師養成部の設置

設置の理由

臨時工師養成部は事變下生産力擴充に應ずる一施設として昭和十三年四月一日より設置せられたもので、設置の動機は本學より文部省に提出した次の設置理由書の通りである。

臨時工師養成部設置ノ理由書

産業生産力ノ充實ハ刻下非常時克服ノ唯一無二ノ手段タルハ既ニ一般ニ容認セラレタル所ニシテ之カ充實ノ基礎ハ人的要素ノ擴充ニアルコトモ亦多言ヲ要セサル所ナリ就中熟練工養成ノ緊要ナルハ局外者ト雖モ容易ニ看取シ得ヘキ實狀ニアルヲ以テ既ニ國家的對策樹立ノ氣運ニ向ヒツ、アルモ之ト同程度否ソレ以上ニ重要ナル幹部職工ノ養成ノ必要ナルハ局外者ノ容易ニ窺知シ得サル性質ノモノナル關係上各製作會社ハ之カ對策ニ腐心

シツツアリ然ルニ適當ナル手段ナク政府モ亦コノ點ニ關シテハ未タ何等ノ考慮モ拂ヒ居ラサルノ現狀ナリ而シテ從來ノ幹部職工即チ職長伍長ハ長年月勤績セル熟練工ノ占ムル所ニシテ之等ノ大部分ハ固陋ニシテ自己ノ經驗ヲ過信シ技師ノ意圖ヲ蔑規スル傾向アルノミナラス工學の素養ヲ缺クヲ以テ技師ノ言ヲ咀嚼シ得サルノミナラス最近ノ高能率工作機械等ハ自己ノ經驗外ナルヲ以テ之ヲ敬遠シ甚敷ニ至リテハ部下職工ヲシテ舊式ノ低能率ノモノト同様ニ改惡セシムルカ如キ事尠ナカラス一方中等工業學校卒業者ヲ幹部職工タラシメントスルモ工作機械ノ知識十分ナラサルヲ以テ相當ノ現場實習ヲ課スルノ緊要ナルモノアリ而シテ實習ニ際シテ職工ニ種々ノ教示ヲ受クルノ結果後日幹部職工トシテ職工ヲ十分ニ驅馳セシメ得サル慊アルヲ以テ一般機械工場ニ於テハ工學的ニアル程度ノ素質ト工作技術トニ關スル十分ナル知識ヲ有シ技師ノ言ヲ技術的ニ咀嚼シ之ニ自己ノ工夫ヲ加ヘ實現ヲ期スル能力ヲ有スル幹部職工ノ要望切ナルモノアリコノ要望ハ現時ノ如ク工作機械ノ進歩著シキ時代ニ於テ特ニ甚敷感セララル、モ機械設備ノ能率ヲ大ニシテ且生産ノ經濟化ヲ計ル上ニ於テ當然必要缺クヘカラサルモノナルヲ以テ之カ養成ニ恒久的對策ヲ講スルノ緊要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリトス然レトモ之カ新設ヲナスニ於テハ莫大ノ經費ヲ要スルヲ以テ國家財政ノ現狀ニ照シ果シテ適當ナリヤ否ヤ疑ヒナキ能ハス然ルニ之ヲ本學ニ附置スルニ於テハ人的要素ト既有ノ施設トヲ利用シ得ルニヨリ最モ經濟的ニシテ容易ニ有能ナル人材ヲ短時日ニ養成シ以テ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スルノ確信アルニヨリ之レカ機關ヲ本學ニ附設シ創意的産業ノ開拓ニ資セントス

此の趣旨は文部省でも容認する所となり、四月一日より設置された。

臨時工師養成部規則等の制定並に實況

そして即日「臨時工師養成部規則」が制定せられて此部の目的・修業年限・學科課程・入學資格等が規定せられ、又「東京工業大學臨時工師養成部處務規程」が制定せられて、當部の目的は「機械工業ニ従事セムトスル者ニ須要ナル學理及技能ヲ授クル」こととし（規則第一條）、修業年限は一年（同第二條）、入學資格は中學卒業程度とし、國語・數學・物理學の學科試験、身體検査、人物考査を経て入學者を決することとし（同第五條）、授業料を一學年八拾圓とした（第七條）。又當部に主事を置き、大學長が養成部講師中より之を命ずることとし、部務を掌理し職員を監督せしむることとした。（規程第一條）又學科目及每週授業時數を定めた。（規則第四條）（學科目・每週教授時數は後掲九二五頁參照）

次いで四月十三日には約八十名の應募者の内より二十九名の入學者を決定し、同十五日には主事關口八重吉教授以下教官の任命があり、十九日に入學式が行はれて愈々授業が開始された。

其の後兵役、病氣其他で七名の半途退學者を出し、第一回卒業生としては二十二名を送り出した。（猶此年三月には關口主事退官し淺川權八教授が襲いだ）

昭和十四年度には志願者約八十名中より三十一名を入學せしめ、其後上級學校入學・病氣等で四名の退學者を出し、第二回卒業生としては二十七名を送り出した。

第二項 臨時化學分析工員養成部の設置

設置の理由

臨時化學分析工員養成部は、矢張り生産力擴充の結果として化學分析工員の不足を補ふために設けられた施設で、昭和十四年四月一日に開設された。設置理由は化學工場等に於て藥品の分析等の操作を行ふ三等技術工の不足を補ふためであり、その設置理由書は次の通りである。

臨時化學分析工員養成部設置ノ理由書

現下ノ我國ニ於テ化學工業ノ進歩發達ハ最モ重要視セラル可キハ言ヲ俟タサル所ナリ
然ルニ「化學工業ハ分析ニ始マリ分析ニ終ル」ト言ハル、カ如ク化學工業ノ進歩發達改良新工業創設ニ於テ最モ重要ナル基礎ノ一ハ之ヲ化學分析ニ關スル學理ト技能トニ歸セサルヘカラス 化學工業ニ於テ化學分析トハ只單ニ原料ヲ分析シ藥品ヲ分析スル事ノミヲ其ノ職分トナスカ如キハ元ヨリ皮相ノ見解ト言ハサルヲ得ス尙一步進ミテ安價ナル原料ニ化學反應ヲ適用セシメコレヲ高價ナル製品トナスコトコソ實ニ化學工業ノ神髓タルヘシ即理想的ナル化學工業ハ化學反應ニ關スル正シキ判斷力ニ依リテ進歩發達スヘキモノナリコノ化學反應ニ對スル正確妥當ナル判斷力ノ養成ハ之ヲ化學分析ニ依リテ爲スヲ最モ確實ニシテ最モ迅速ナルヘキト信ス茲ニ於テ化學分析者ノ擔當スヘキ任務ノ重且大ナルヲ知ルヘシ

然ルニ現下ノ實狀ヲ鑑ルニ單ナル化學分析ノ技能ヲノミ有スル者ニ於テサヘ各工場並ニ研究室等ニテソノ需要ヲ充スヲ得サル狀態ニアリ況ンヤ前述ノ如キ化學工業ノ神髓ヲ會得シソノ推理力ト正確ナル判斷力ヲ以テ化學工業ノ將來ニ貢獻シ新工業ノ樹立ニ關與シ得ルカ如キ有能ナル化學分析技術員ノ不足甚シキ實狀タリ故ニ之カ技術員ノ養成ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナルニ依リ分析化學工員養成施設ヲ講スルノ必要ヲ認ム

此の趣旨は文部省でも容認する所となり、四月一日より設置された。

臨時化學分析工員養成部規則の制定並に實況

そして即日「臨時化學分析工員養成部規則」が制定されて此部の目的・修業年限・學科課程・入學資格等が規定せられ、又「東京工業大學臨時化學分析工員養成部處務規程」が制定せられた。此等は全體に於て前掲臨時工師養成部に關するものと同様であるが、唯當部の目的を「化學工業ニ従事スル者ニ須要ナル化學分析ニ關スル基礎學及其ノ技術ヲ授ケ兼テ化學研究ノ能力ヲ涵養スル」こととし（規則第一條）、入學試験科目を化學とし（同第五條）及び學科目及每週教授時數（同第四條）を異にする。（學科目、教授時數は後掲九二五頁參照）

次いで三月末に入學試験を實施して百六名の應募者の内より五十二名の入學者を決定し（實際入學者四十九名）四月一日に主事永海教授の任命、四月十日に主事以外教官の任命があり、四月四日に入學式が行はれて愈々授業が開始された。

其後一年間に退學者三名、應召者出征者二名を出し、昭和十五年三月に四十四名の卒業者を送つた。

第三項 臨時窯業工員養成部設置の計畫

設置の理由

昭和十五年度には窯業工員養成部の設置が企畫された。此は窯業技術員の廣範圍なる需要に應ずる爲に設けられんとした施設で、設置理由書は次の通りである。

臨時窯業工員養成部設置ノ理由書

窯業ハ軍需工業ト密接ナル關係ヲ有ス即チ耐火物工業ニアリテハ製鐵製鋼等ニ必要ナル耐火材料及艦船に裝備セラル、汽罐爐材、硝子工業ニアリテハ望遠鏡、觀測機、双眼鏡レンズ、軍艦航空機裝甲板等ニ使用セラル、防彈又ハ燒入硝子、探照燈信號器用反射鏡レンズ其他ガラス電極、ガラス纖維及義眼硝子、陶磁器工業ニアリテハ高速度内燃機關用點火栓碍子、瀘水器用陶管、陶板高周波絶緣用特殊磁器及耐酸磁器等、カーボン工業ニアリテハ輕金屬等ノ製鍊ニ必要ナル電極等夫々生産供給スルモノニシテ其ノ他研磨材料、研削砥石或ハ金屬代用品ノ製造等實ニ廣範圍ニ涉ルモノナリ而シテ更ニ大陸開發ニ必要ナルヘキ土木建築材料ノ殆ト總テハ窯業製品ナラサルハナキニ思フ致セハ近キ將來ニ於テ愈々窯業技術員ノ需要激増スヘキハ當然ナリト謂フヲ得ヘシ而シテ窯業技術者養成機關トシテハ本學窯業學科ト京郡高等工藝學校ノ二校及中等工業學校ニ於テモ僅ニ數校アルノミニシテ需要ノ數ノ一ニ足ラサル卒業生ヲ出スノ止ムヲ得サル現状ニアリ一方我國窯業ノ現状ヲ見ル

ニ二、三ヲ除クノ外ハ中小工業ニ屬スル小規模ノモノ多ク是等ノ要求スル技術者ハ多ク専門學校若クハソレ以下ノ卒業者ニアリテ現下ノ非常時局ニ際シテハ殊ニ其ノ傾向顯著ナルモノアルニ鑑ミ本學ハ窯業技術員ノ短期養成施設ヲ爲サントスルモノナリ

此の趣旨は文部省でも容認する所となり、昭和十五年四月一日より臨時工業技術員養成所窯業科として其の設置を見る豫定となつた。

第四項 臨時工業技術員養成所の開設

斯くて本學には臨時工師養成部、臨時化學分析工員養成部、及び新設豫定の臨時窯業工員養成部の三部の附設を見るに至つたので、寧ろその課程に於て似通つた此の三部を綜合することが望ましくなつた。斯くて昭和十五年四月一日より臨時工業技術員養成所を設置することとなり、既設の臨時工師養成部は當所機械科に、臨時化學分析工員養成部は化學分析科に改組され、新設豫定の臨時窯業工員養成部は當所の窯業科として新生した。

そして昭和十五年四月一日には「東京工業大學臨時工業技術員養成所規則」が制定された。比較的重要な條文を摘記すると次の通りである。

東京工業大學臨時工業技術員養成所規則

第一章 總 則

第一條 臨時工業技術員養成所ハ工業ニ從事セントスル者ニ須要ナル學理及技能ヲ授クルヲ以テ目的トス
 第二條 臨時工業技術員養成所ニ左ノ學科ヲ置ク

機械科

化學分析科

窯業科

第三條 臨時工業技術員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス

第二章 學年、學期及休業

第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル(中略)

第三章 學科課程

第六條 各學科ノ學科目及每週授業時數左ノ如シ

機 械 科

| 學 科 目 | 學 期 | | 每 週 | | 授 業 時 | | 數 | |
|-------|---------|---------|-----|-----|-------|-----|---------|-----|
| | 第 一 學 期 | 第 二 學 期 | 期 間 | 時 數 | 期 間 | 時 數 | 第 三 學 期 | 期 間 |
| 修 身 | 隔週 | 隔週 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 體 操 | 隔週 | 隔週 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 國 語 | | | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 外 國 學 | | | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 數 學 | | | | | | | | |

第二章 現在の附設機關(臨時工業技術員養成所)

化學分析科

| 學 科 目 | 學 期 | | | 計 |
|-----------------|------|------|------|-----|
| | 第一學期 | 第二學期 | 第三學期 | |
| 金 屬 材 料 | 二 | 二 | 二 | 六 |
| 機 械 工 作 法 | 三 | 二 | 二 | 七 |
| 工 作 機 械 | 二 | 三 | 三 | 八 |
| 機 械 設 計 講 義 | 二 | 二 | 二 | 六 |
| 機 械 設 計 製 圖 | 四 | 二 | 二 | 八 |
| 工 場 實 習 | 二 | 二 | 二 | 六 |
| 機 械 工 學 一 般 第 一 | 二 | 三 | 三 | 八 |
| 機 械 工 學 一 般 第 二 | ○ | 四 | 二 | 六 |
| 電 氣 工 學 一 般 | ○ | 二 | 二 | 四 |
| 特 別 講 義 | ○ | ○ | 二 | 二 |
| 計 | 四四 | 四八 | 四八 | 一四〇 |

| 學 科 目 | 學 期 | | |
|-------------|------|------|------|
| | 第一學期 | 第二學期 | 第三學期 |
| 修 體 操 | 隔週 | 隔週 | 隔週 |
| 逸 語 | 隔週 | 隔週 | 隔週 |
| 獨 逸 語 | 隔週 | 隔週 | 隔週 |
| 每 週 授 業 時 數 | 一 | 一 | 一 |
| 每 週 授 業 時 數 | 一 | 一 | 一 |
| 每 週 授 業 時 數 | 三 | 三 | 二 |

| 體 修 操 身 | 學 科 目 | | 學 期 |
|------------|---------|---------|------|
| | 第 一 學 期 | 第 二 學 期 | |
| 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 |
| 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 |
| 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 | 隔週 一 |

窯 業 科

| 計 | 分 析 實 驗 | 化 學 工 業 大 意 | 特 殊 分 析 化 學 | 定 量 分 析 化 學 | 定 性 分 析 化 學 | 分 析 化 學 第 二 | 分 析 化 學 第 一 | 無 機 化 學 第 二 | 無 機 化 學 第 一 | 有 機 化 學 | 理 論 化 學 |
|----|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 四四 | 三二 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 | 二 | 〇 | 四 | 〇 | 〇 |
| 四八 | 三〇 | 〇 | 〇 | 三 | 三 | 〇 | 〇 | 四 | 二 | 二 | 〇 |
| 四八 | 二七 | 二 | 一 | 四 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 | 二 | 三 | 四 |

| | | | |
|-----------|----|----|----|
| 英文研究抄錄 | 一 | 一 | 一 |
| 無機化學 | 二 | 二 | 二 |
| 分析化學 | 二 | 〇 | 〇 |
| 鑛物及地質學 | 二 | 〇 | 〇 |
| X線及顯微鏡實驗法 | 〇 | 一 | 〇 |
| 燃料及燃燒 | 一 | 一 | 〇 |
| 陶瓷磁器 | 二 | 〇 | 〇 |
| 耐火材料 | 〇 | 二 | 〇 |
| 硝子及珫瑯 | 〇 | 一 | 〇 |
| セメント | 二 | 〇 | 〇 |
| 機械製圖 | 〇 | 四 | 〇 |
| 建築施工及製圖 | 〇 | 〇 | 一四 |
| 化學分析實驗 | 二 | 五 | 〇 |
| 窯業實修 | 一五 | 二六 | 二六 |
| 計 | 四八 | 四四 | 四四 |

第四章 入學、在學、休學及退學

第八條 臨時工業技術員養成所ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良志望鞏固ナル滿十七歲以上ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當

シ且入學檢定ニ合格シタルモノトス

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ一般專門學校ノ入學ニ關シ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

入學檢定ハ之ヲ分テテ學科試験、身體檢査及人物考査トス

學科試験ハ國語、英語、數學、物理學、化學及用器畫ノ中三科目以內ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

そして昭和十五年度には機械科約三十名、化學分析科約五十名、窯業科約三十名を募集され、機械科三十四名、化學分析科四十七名、窯業科二十八名、計百九名が入學を許可せられた。

最後に昭和十五年度の教官並擔任科目を次に掲げる。

| | | | | | |
|---------|-------|-------|---------------|------|-------|
| 主 事 | 大學教授 | 中村幸之助 | 金 屬 材 料 | 同 | 横山 均次 |
| 事務主事 | 事 務 官 | 石井 茂助 | 英 語 | 同 | 中田 孝 |
| 講 師 | | | 水 力 學 | 同 | 板谷 松樹 |
| 機械科長 | 大學教授 | 淺川 權八 | 特 別 講 義 | 大學助手 | 原田 幸夫 |
| 工 作 機 械 | 同 | 海老原敬吉 | 機 械 工 作 法 | 同 | 林 則行 |
| 數 學 | 大學助教授 | 原 正健 | 機 構 學、機 械 製 圖 | 同 | 山田 治雄 |
| 機 械 設 計 | 同 | 川田 正秋 | 電 氣 工 學 | 大學講師 | 小澤 省吾 |

第二章 現在の附設機關(臨時工業技術員養成所)

熱機關材料強弱、製圖及實習

齋藤 繁喜

窯業 實驗

大學助教

榎本 修二

工作 機械

大學助手

淺枝 敏夫

同

同

末野 悌六

化學分析科長

大學教授

永海佐一郎

X線及顯微鏡實驗法

同

山内 俊吉

修身、無機化學第一

大學教授

永海佐一郎

耐火 物

大學助教

河島 千壽

無機化學第一

大學助教

箱守新一郎

英文研究抄錄

豫備部教授

稻生 謙次

定量分析化學、獨逸語

同

加藤多喜雄

修身 體操

豫備部教授

石井 信二

化學工業大意

大學助教

野田 稻吉

無機化學理論化學

豫備部助教

高橋重太郎

定性分析化學

同

山村 金保

分析化學實驗

豫備部教授

村山 梅吉

有機 化學

豫備部教授

海野 正

大學助手

三島長太郎

分析 實驗

加藤 文夫

囑 託

田中

泷

獨 逸 語

橋口 貞幹

窯業科實驗指導

同

宮川愛太郎

窯業科長

大學講師

平野 耕輔

硝子及珪瑯燃料及燃燒

大學教授

田端 耕造

第八節 寄 宿 舎

第一項 藏 前 時 代

修養團と手島校長

當校生徒は地方からの來學者が多く、全生徒の約半數以上を占めてゐたが、當校構内には寄宿舎を建設すべき餘地はなく、又建築費を支出する餘裕も無かつたので、寄宿舎の必要を感じながらも未だその設けが無かつた。然るに手島校長が修養團の蓮沼門三氏を識るに至つて寄宿舎の建設を見るに至つた。

修養團運動に關しては此所では詳述を避けるが、當校と關係ある事項を「修養團三十年史」に據つて略述して見よう。修養團は當時東京府青山師範學校の一生徒に過ぎなかつた蓮沼門三氏が明治三十九年二月十一日の紀元節の佳辰を卜して青山師範學校食堂に於て發會式を擧げたものである。其の趣旨は發會式に於て蓮沼氏に依つて吟じられた旗揚の歌にも示されてゐるが、

誠の我に歸りなん

汗を流さん國のため

を中心とするものであり、「我等に血と靈とを賜へる皇天皇土」を「意義あり力ある一大精神の團結」たらしめ、

「暗き人生」をして「清く明るく光榮ある樂園」たらしめることを理想として、「同胞相愛」「流汗鍛鍊」を説くものであつた。連沼氏は明治四十年三月に青山師範卒業後赤坂小學校に赴任して此所から社會に向つて唱導した。當時は日露戦勝後の輕兆浮薄の風がみなぎつてゐたので、心ある人は此の運動に支援を惜しまなかつた。而して我が手島校長もその一人であつた。明治四十一年に手島校長と連沼氏とが會見したが、その前後の事情に關しては次の如く述べられてゐる。

赤誠の同志、岸田軒造氏……君は、手島校長の愛弟子である。

校長は夙に、青年の風儀、漸く廢れんとするの兆あるを慨歎し、之が救済について心痛せられし折とて、愛弟子岸田氏から、修養團のことを聞き、痛く感激して連沼主幹を引見された。

校長が「予は、修養團員の熱誠と努力を多とする者である。老軀を挺して諸君と共に、活動しよう。」と激勵されたとき、主幹は感激に泣いた。

當時は、決まつた物質的援助者なき創業時代のこととて、諸般の費用は悉く同志の自辨であつた。これを見た校長は、贊助員募集の計畫を指示された。其は月額一圓つゝの贊助員二十名を集める案である——この計畫は成就するに到らずして、校長は渡歐された。その後、澁澤、森村兩翁が本團の爲に特別の援助を承引されたのも、人格者手島校長が本團顧問となつたその信用に基くといつても過言ではない。

校長は、職工徒弟の知識技術をすゝめ、徳操品性を高めんとするの至情より、毎月一回（東京高工に）斯道の大家を招して通俗講話會を開いて居られた。明治四十三年六月十五日、この講話會の壇上に、未だ黄口の一書生に過ぎなかつた主幹を講師として立たしめられた。修養團の精神が工業者の修養の一助となるに違ひないといふ期待と、又修養團の計畫を廣く社會に知

らしめんとする厚意とからである。

前大藏大臣阪谷芳郎博士の講演終るや、二十五歳の青年蓮沼主幹は徐ろに壇上に足を運んだ。(中略)

響き出づる朝々の聲、茫々たる人生の海に漂ひつつ、朝に東奔し夕に西走し汝々として物慾を充たすべく奔命し疲れ果てる人の如何に多き、彼等は悉く迷へる者である。眞の幸福は永遠に彼等のものではない。然らば人生に於ける眞の生活とは何ぞ？一言は一言より、一句は一句より熱と力を加へる。

演題の主眼「青年の自覺」を説き終へて降壇する頃、満堂の聴衆、恍惚として一青年の熱辯に酔つた。(修養團三十年史)斯る經過を経て當校生徒中にも漸次に修養團員が殖えて來た。

第二向上舎の設立

修養團では豫てより四谷左門町に同志の宿泊所を設けて向上舎と名付けたが、當校生徒の會員加入増大に伴ひ第二の向上舎が設けられる原因となつた。第二向上舎こそ我が東京高工初代の寄宿舎である。此の第二向上舎に關し「深見氏の手記」、當時の「當校一覽」、「修養團三十年史」は次の如く報じてゐる。

修養團第二向上舎……の初めは、三井洋行に奮闘されつゝある坂本勲氏、小林茂氏及び當時の修養團員の熱心なる運動と苦心によりて明治四十五年三月淺草區三筋町に向上舎の前身とも言ふべきものは設けられたるなり。

而して舎生の眞摯なる修養と潑刺たる意氣によりて舍風益々治まり其の實愈々あがりて眞に都下の寄宿舎乃至下宿の好模範たるものなり。茲に於てか其の實を先輩ならびに知名の人々に認めらるゝに至れり。然るに此の寄宿舎たるや借家にして二十人を入るに足らず尙設備の不完全なる點もありたれば再び修養團主幹蓮沼先生、及び熱心なる舎生の東奔西走の勞により萬有る故障を透して、前校長手島先生よりは高工所有地を無代にて貸與せられ、幾多の蟬りのありし一高所有の土地は買入れら

れ遊澤、故森村兩翁よりは一萬二千圓の費を快く貸與せられ、現在の南元町の地に第二向上舎の工事は起されて、遂に大正二年九月十三日入舎式を舉行するに至れるなり。其の當時の向上舎生は悉く自覺の上に立ちて、切瑳琢磨、意氣衝天の勇を以て日々^の生活を送りしなり。

一面當時の舎生は、本校に修養團高工支部を設け部員二百數十名を募り、修養會、春秋二回の大會を講堂に於て開催し、吾が藏前の校風に一段の良風を興へたるなり。(深見氏、盲人の叫び、自治、大正八年九月)

明治四十五年本校在學生ニシテ修養團團員タル十數名相謀り淺草區三筋町ニ借家シ共同生活ヲ營ミ第二向上舎ト名付タリシカソノ成績頗ル佳良ナリシヲ以ツテ澁澤森村兩顧問ハ之カ爲メニ一萬七千圓(内五千圓全額寄附)ヲ提供シ本校團員ノ爲メニ寄宿舎並ニ主幹住宅ヲ建設セン事ヲ建議セルニ本校モ之ヲ贊シ本校ヨリ僅カニ二町距ル東京電燈會社ニ隣接セル藏前南元町二十八番地ノ地ヲ新ニ購入シ敷地トシテ提供セリ修養團贊助員清水滿之助氏ハコレ亦篤志ヲ以ツテ寄附的ニ工事ヲ請負ヒ大正二年九月竣功シ三筋町ノ第二向上舎ハ此處ニ移轉セリ此ノ地ハ隅田川ニ臨ミ頗ル閑靜ニシテ建物ハ九十六坪ノ二階建ニシテ修養室圖書室食堂浴場電話室等アリテ全生徒ハ六疊ニ各二人寄宿生定員五十名ヲ收容ス舎生ハ皆修養ヲ目的トスル同主義ノ者ナレハ温情濃ニシテ生活ニ規律アリ勉學ト人格陶冶ニ資スル所少カラサリキ(大正時代の「當校一覽」に據つて纏記)

向上舎の成績ます／＼良好で、入舎希望者の日に多きを見て、いよ／＼本團所有の新築宿舍を建設せんとし、小林、坂本氏等と共に、森村、澁澤兩顧問に諮つたところ、兩顧問は、雙手を擧げて賛成し、金五千圓を支出することを承諾された。

特に舊くより本團を信愛せられつゝあつた手島高工校長、杉田教授等は、如何にもして、第二向上舎建設の敷地を求めて、これを修養團に貸與し、一は、修養團の援助となし、一は澁澤、森村兩顧問の厚志に報ひ、更に高工團員の向上と校風の作興を圖らんとの眞情より百方奔走せられ、遂に藏前南元町なる百七十餘坪の土地を、高商より求めて本團に貸與せらるることゝ

なつた。

本團賛助員にして、都下一流の建築業者清水釘吉氏は義弟一雄氏と謀り、實費で之が建築を請負はるゝことになり、幾回となく設計圖を訂正工夫されたが、敷地が狭いので、各室を日當り好くし換氣を十分にすることはなかなか面倒で、並大抵の苦心ではなかつた。

天の恵みであらうか、この敷地に續いて、千二百坪ばかりの一高艇庫の敷地があり、そのうち八百坪ばかりは、雑草の茂るにまかせて放つてあつた。高工から正式に一高、不要地讓渡の申込みを、熱心に交渉し、修養團でも、本團顧問たる、新渡戸一高校長に、衷情を披瀝して、理想的な一學生修養鍛錬所一建設の爲に、たとひ幾坪でも讓渡されたいと、幾度か懇願したが一高には別に計畫があり、修養團の求めはなか／＼容れられるに至らなかつた。

斯くて一高空地讓渡の件は、手島校長の盡力も、修養團の努力も、凡て水泡に歸し、止むなく前記百七十坪の敷地に建築することゝしたが、工費豫算は五千圓から八千圓に増額したので、森村澁澤兩顧問に追加支出を願ひ、その快諾を得たのであつた。

折角建築するものならば、その内容に於ても、理想的のものでなければならぬと、苦心に苦心を重ねた甲斐もなく、意に満たない宿舍を造つて、憾みを後日に残すといふことは、何としても忍ぶことの出来ない苦痛であつた。

この時、團外に在つて、本團の後援に任せられつゝあつた、松岡子誠氏や杉田教授は、主幹に向つて尙ほ一縷の望みあるを説き、再度眞劍の交渉を爲すべく勸告した。

主幹も亦たその勸告に奮起し、再び新渡戸校長を訪問して、その眞情を吐露した。

引續き眞劍な折衝を重ねること幾度、澁澤、森村兩顧問、手島高工長の斡旋や、文部省の助力に依つて局面は好轉し、遂に高工が、一高所有の土地八百坪を買受け、これを改めて修養團に貸與することゝなり、大正二年三月高等工業學校長手島精一

氏の名を以て、澁澤、森村兩顧問保證の下に、該數地の無償貸與を受けることになつた。

斯くて大正二年十月には、第二向上舎を開舎し、手島校長、杉田教授、大槻高工幹事等の盡力に依り、多數希望者中より、定員四十六名を選び、本團が多年唱道した來た流汗鍛鍊、同胞相愛の二大主義の實行に依る家庭的寄宿舎を営むことになつた。

爾來、舎生諸君の躬行實踐が、克く本團精神實現の證となり、後援者先輩諸氏の聲援と相俟ち、向上舎の増設さるゝあり、團勢も追々に擴大強化を遂げることになつた。(修養團三十年史)

向上舎の生活

此の寄宿舎の完成に依つて當校生徒の精神生活は強化された。向上舎の生活に關し、大正八年頃の「自治」は次の如く報じてゐる。

向上舎設立の目的

修養團の二大主義たる「同胞相愛」「流汗鍛鍊」の實行によりて、心身の修養を圖り、和氣霽々たる家庭の共同生活の裡に親和盟嚟を堅くし、他日活社會に出づるに及び、相呼應して理想郷建設の中堅となり以て皇國の進運に貢獻せんと期するにあり。理想郷とは優良村の意義にあらず、感謝の生活を營む集團を謂ふなり、即ち父子相愛の真情を擴大して、一族、朋友、同胞に及ぼし、其の福祉を念願し努力して止まざる時、他も亦我至情に感激して、報國的犧牲的活動を希ふに至る、(人は感濤の誠を致さんとする時、最全最大の精力を發揮し、而も疲勞倦怠を覺えざるに至る)斯くて互に敬愛し、共に歡喜に滿ち常に職分を精勵するを樂しむに至る、吾人は此自他一體的の集團を理想郷と名づくる也。されば永久に「求めざるの愛」即ち絶體愛を以て犧牲的努力を繼續する時は、會社、學校、商店等、往く處止る處を善化美化して理想郷を實現するを得、他を福し己を福し國を福するを得べし。

向上舎の設備

一、所在地、高等工業學校を距る三町隅田川に臨み四隣人家に遠く、餘地多くして閑靜也。敷地八百六十坪、高等工業學校より無賃貸與せられたるもの也。

一、建築物、二階建和式にして、堅牢清潔也。建坪三百三十四坪。棟を分ちて修養團事務所道場物置等あり。

一、居室、舎生室は六疊間二十二室あり、室毎に床間二ヶつゝありて二人同居に便す。

居室の外に、修養室、圖書室、接室、食堂、浴場、洗面場、地方團員止宿所あり。

本舎は大正二年澁澤、森村、手島三顧問の出費援助によりて成立したるものにして、阪田校長、吉武、三守、波多野、石井村上教授を始め、各教授の特別の御指導を受く。

向上舎の生活

午前五時起床（冬期六時）

△五時——五時半 掃除、冷水浴。

△六時半——七時 朝禮。息心調和。

△七時——八時 朝食。登校。

△午後四時——五時 歸舎。運動。

△五時——六時 入浴。夕食。新聞一覽。

△六時——九時 默學自習。

△九時——十時 默想其他。

△十時 就寢。

第二章 現在の附設機關（寄宿舎）

舎主の下に舎兄一人、寮兄四人、會計係、圖書係、運動係、庶務係、外交係（選舉）等ありて、向上舎設立の趣旨に従つて自治の生活となす本校の大槻、外川、宮本、古澤助教は嘗て第二向上舎の中堅として活動せられたるなり。

向上舎の修養

肉體的修養

血液の循環を良好ならしめ筋骨鍛錬を圖るに在り

イ、呼吸器の衛養鍛錬

正息法（胸腹式呼吸及無息呼吸）

朝起の勵行、禁煙

ロ、消化器の衛養鍛錬

腹壓増進、正食法（穀七分菜二分肉一分の麥飯或は半搗米飯常用）過食間食の慎制

ハ、筋骨の衛養鍛錬

筋肉震動、櫓槽運動、正姿、隔日に劍道、柔道、角力の練習

ニ、皮膚の衛養鍛錬

一、冷水浴（或は摩擦）氣浴

ホ、住處の潔淨拂拭

居室廊下の拂拭日曜日には舎内舎外の大掃除（居は心を移す。清潔にして整頓せる居室は心情を清淨にす。而して最上の清潔は自ら拂拭するによりて實現せらる）

二、精神的修養

愛育の本性を發揮し意志の鍛鍊を圖るに在り。

イ、感謝禮拜

祖神の禮拜。偉人の展墓。

ロ、情念の清淨

息心調和。反省靜慮。聖經朗誦。

ハ、禮節の齊正

朝禮。言語動作の節度。

ニ、責任の遂行

時間の嚴守。當番の勵行。規約の遵奉。約束の貫徹。

ホ、制裁の嚴正

華奢、淫靡、朝寢、放縱、喧嘩、不作法、懶惰、不潔、不整頓、無責任、違約の戒飭。

ヘ、修養會

名士の講話。相互の懇談。各舍聯合會。大自然の接觸此の修養を積むによりて體胖に廣く、興國的氣分を旺にし、興德感謝の聖念鬱勃として正義仁愛の國民的本性を發揮し、國家の爲め君父同胞の爲めに、犧牲的活動を祈願するの紳士たるを得べし。斯くて互に恭謙勤勉となり、互に敬愛の至情を濃かにして歡喜に滿てる、平和清樂の理想郷を實現するを得べきなり。

向 上 舍 の 經 費

一、金拾五圓也

但し一箇月分食費及舍費の一切を含む當分は物價騰貴の爲め、壹圓内外の追加を要す

備考

本舎は修養の目的を以て建設されたるものなるが故に、心身の修養鍛鍊上完全なるのみならず、實費を以て舎生の便宜を計り居るを以て下宿屋生活よりは經濟的なり。目下東京の下宿屋に於ては少くも十六七圓の下宿料のみに諸種の費用を要すと聞く。

入舎希望者の注意

一、本舎は創立日淺きを以て、未だ理想的生活の狀況に至らざるを遺憾とするも、相互の努力によつて、學生生活の完全を期せんと祈願しつつあり、依つて只單に便利と經濟的なるを目的とする者の入舎を謝絶し、皆に修養鍛鍊を實行せんとする篤志者を歓迎するものなり。故に入舎希望者は先づ左の諸項を實行するの覺悟を有せざるべからず

朝起。居室の拂拭。冷水浴。息心調和の實行。麥飯の常用。隔日の武道練習。域香の勵行、勉學自修時間及起床時間前就寢時間後の靜肅。舍内禁酒禁煙。日曜日の大掃除。修養會相談會の出席。

入舎手續は、電燈會社の北隣なる修養團第二向上舎に問合すべし（須藤彌氏、第二向上舎希望者に告ぐ、自治、大正八年四月十一日）

第二項 大岡山時代

關東大震災と新寄宿舍の建設

第二向上舎は當校の重要な精神的根據地となつたが、唯收容人員が僅に五十名であつて當校の希望に遠く、

従つて寄宿舎の増設は多年の懸案であつた。而して此の懸案の解決しない内に大正十二年の大震災火災に會つて第二向上舎も烏有に歸し、又下宿の大半も災害を被り、生徒の宿所を解決することが要望せられたので、「臨機ノ策トシテ府下巢鴨町ニ凡百五十人ヲ收容シ得ル家屋ヲ賃借シテ假寄宿舎ニ充テ一時ノ急ニ備ヘ」たのである。(當時の當校一覽に據る)

今大正十三年五月一日制定の「寄宿舎規程」の内主要なものを擧げると、次の通りである。

寄宿舎規程

第一條 寄宿舎ハ左ノ五箇ヲ以テ綱領トス

第一、規律ヲ尙ヒ自治ノ心ヲ養フ

第二、禮儀ノ徳ヲ守リ共同ノ風ヲ養フ

第三、廉恥ヲ重ンシ公明正大ノ氣ヲ養フ

第四、浮華輕佻ヲ誠メ堅實質素ノ志操ヲ養フ

第五、衛生ニ注意シ清潔ノ習慣ヲ養フ

第二條 入舎セントスル者ハ生徒監ヲ經テ學校長ノ許可ヲ受クヘシ退舎ノ場合亦同シ

第三條 寄宿生ハ生徒監又ハ特ニ學校長ノ命ヲ承ケタル職員ノ指揮監督ヲ受ケ舎内ニ關スル諸規程並命令ヲ遵守スヘシ(中略)

第七條 寄宿生ハ生徒監又ハ特ニ學校長ノ命ヲ承ケタル職員ノ許可ナクシテ外泊スルコトヲ得ス

第九條 寄宿生ニシテ本規程ニ違背シ又ハ其ノ本分ヲ失フ行爲アリト認ムルトキハ本校規則第三十條ニ依リ之ヲ處分ス

當校規則第三十條とは「生徒本校ノ規則命令又ハ職員ノ命令指示ニ背反シ若ハ學校ノ内外ヲ問ハス風紀秩序ヲ紊

ス等ノ行爲アルモノハ其ノ情狀ニ依リ戒飭ヲ加ヘ又ハ停學退學ヲ命ジ、成業の見込なき者、課業に怠慢なる者正當の理由なくして引續き三十日以上缺席したる生徒を除籍することである。

其後更に新校地に假校舎の新營と同時に約百七十五人を收容し得る寄宿舎を建設して、生徒の訓育並に衛生上の便宜を圖り且つ其監督の徹底を期せんとし、當初は現在の本館附近に設けたが次いで昭和五年十月丸山現地に移築完了、同十一月開舎以來面目を一新し、名も「向獄寮」と命名し、益々自治の精神涵養に努めしむる傍、舎監副舎監、各一名を置き之れが指導監督に任せしめた。在舎生は開始當時大學生四十三名、専門部及養成所生徒計四十三名、特設豫科生徒十五名合計百一名を擁した。

民國留學生も多數入舎し、本邦學生と共同生活を營むことに依り日華學生間の交情を温め其親善に裨益する處は誠に多大なるものがあつた。校内の新寄宿舎に關し當時の藏前新聞は次のやうに報じてゐる。

過ぐる春移轉改築のため、舎生を下宿に追ひだし以來委員の手によつて着々改築の準備が進められて八月末には工事着手とまでになつた寄宿舎はいよいよ十一月一日より新裝成つて入舎の學生を迎へることになつた、寄宿舎委員會は去る二十二日學校當局内諾の下に開かれ、今までに至る経過報告に次で、炊事、一般入舎準備、現委員、その他の事項について協議した、新寄宿舎は部屋數百十八、一部屋四疊半押入付で内、外からカギがかかる様になつてゐる、以前の二、三人で一室を有つことを改めて一人一室になつたのも便利である、學生の入舎希望者も可成不足と見られてゐたが之も委員の努力により百十三名に達し既に二十四、五、兩日江川舎監の下で抽籤を行つてそれぞれ部屋の割當も定まつた。又五つの空部屋に對して新募集を行ふ部屋代は三圓で従前通りであるが、食費は値上げを行つて従來の十八圓を十六圓五十錢となした、舎費としては他に自治費毎月五拾錢を加へて月合計二十圓で下宿住ひに比べて經濟的に學生は大助りになる譯である。又今度の機會に舎生約定改正を

行ひ、健全なる自治團體として完全を期するさうである。向入舎及炊事は来る十一月一日からであるが荷物搬入はなるべく一日より三日の間に終へられたい由である。(工業大學藏前新聞、第百六十一號、昭和五年十月二十七日)

移轉改築して本月一日より舎生を迎へた寄宿舎では去る十五日午後四時より開舎記念と創立記念を兼ねて擧式、學長各科職員の來賓を招じて幹事の開會の辭に始まり次いで學長の挨拶があり、この際北寮を北斗寮、南寮を日章寮、二つを併せて向獄寮なる名稱の發表があつた、次で江川舎監、奥田主事、加藤教授三氏の感想談があつて食事をなし引續き餘興に移つた。舎生の尺八謠曲、ハーモニカ等、ある外留學生の胡弓を彈じ又奇術、落語萬歳に斯道の人を呼んで哄笑を爆發させる等、和氣あゝいゝのうちに一夕を送つて午後九時頃會を閉ぢた。(工業大學藏前新聞、第百六十三號、昭和五年十一月二十四日)

向獄寮規則

向獄寮の寮生約定は昭和六年三月に定められたが、その内容は次の通り。

東京工業大學向獄寮寮生約定(昭和六年三月)

東京工業大學寄宿舎規定ノ指示スル所ニ遵ヒ更ニ自治ノ風潮ヲ振作センガ爲寮生相互ノ間ニ左ノ約定ヲ設ク

第一章 役 員

第一條 寮内諸般ノ事務ハ委員之ヲ分擔シ幹事之ヲ統轄シ職員之ヲ監督ス

第二條 委員ヲ分チテ炊事、會計、保健及び整理委員トシ炊事委員ハ六名他ハ各二名ヲ置ク幹事亦二名トス

第二章 現在の附設機關 (寄宿舎)

第三條 委員ノ事務分擔ハ左ノ如シ

一、炊事委員 炊事ニ關スル諸般ノ事務ヲ掌ル

二、會計委員 自治費及び臨時費ノ徵收支出ヲ掌ル

三、保健委員 運動、衛生ニ關スル一般事務並ニ新聞、

雜誌、圖書ノ購入管理ヲ掌ル

四、整理委員 寮内ノ整頓、火氣、戸締、電氣ニ關スル

事務竝ニ注意ヲ爲ス

第四條 幹事及び委員(炊事委員ヲ除ク)ハ毎年十月全寮生

ニ於テ互選シ十一月ヨリ就任ス、任期ハ何レモ一ケ年トス
炊事委員ノ任期ハ半年トシ十月及ビ二月寮生全部ニ於
テ互選シ十一月及ビ四月ヨリ就任ス

第五條 幹事及ビ委員ノ選舉ハ無記名ニ依リ投函票數ハ全寮
生數ノ三分ノ二以上ナルコトヲ要ス

第六條 幹事及ビ委員ハ病氣ソノ他止ムヲ得ザル事情ノタメ
辭任セントスルトキハ委員會ノ承認ヲ求ムベシ後任者ハ第
五條ニ準ジ全寮生ニ於テ互選ス

第二章 委員會及ビ寮生會

第七條 寮務ヲ評議スルタメニ委員會及ビ寮生會ヲ置ク

但シ緊急事項ニ就キテハ幹事之ヲ處理シ事後委員會ノ承
諾ヲ求ムルモノトス

第八條 委員會ハ幹事及ビ委員ヲ以テ寮生會ハ全寮生ヲ以テ
組織ス

第九條 委員會ハ隨時幹事之ヲ招集ス

第十條 委員會ハ委員三分ノ二以上出席スルニ非ザレバ之ヲ
開クコトヲ得ス

第十一條 委員會決議事項ハ職員ノ許可ヲ得テ之ヲ發表ス

第十二條 寮生會ハ委員會ノ決議若クハ寮生二十名以上ノ提
議ニヨリ幹事之ヲ招集ス

第十三條 寮生會ニ於テ事項ヲ決議セントスル場合ハ全寮生
ノ三分二以上出席スルヲ要ス

第三章 會 計

第十四條 寮生ハ毎月寮費金參圓及食費金十六圓五十錢ヲ定
日ニ職員ニ納入スベシ、滯納セルモノハ身許引受人ヲシテ
納入セシムルコトアルベシ

第十五條 寮生ハ自治費トシテ毎月金五十錢ヲ會計委員ニ納
入スベシ

第十六條 自治費收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ會計
委員毎學期之ヲ公表ス

第十七條 臨時費ノ收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ其
ノ都度之ヲ公表ス

第四章 炊 事

第十八條 炊事ハ寮生ノ自營トス

第十九條 炊事委員ハ互選ニヨリテ委員長一名ヲ定メ委員長
ハ炊事ニ關スル一般事務ヲ統轄ス

第二十條 毎週一回定例會ヲ開キテ次週ノ獻立ヲ定メ委員ハ決定セル獻立ニ從ヒテ各自分擔セル品物ノ調辦ヲナスモノトス

第二十一條 飲食セントスルモノハ飲食日ノ二日前迄ニ炊事委員ニ申シ出ツベシ

第二十二條 二日以上十九日間引續キ飲食シタルモノニハ飲食費トシテ一日ニ付金四拾錢ヲ支拂フ

二十日以上引續キ飲食シタルモノハ一日ニ付金五拾錢ヲ支拂フ

第二十三條 毎月ノ收支決算ハ職員及ビ幹事ノ承認ヲ經テ之ヲ公表ス

第二十四條 剩餘金ヲ生ズルモ拂戻セズ

但シ其ノ金額貳百圓以上ニ達シタ場合ハ委員會ニ於テ其ノ用途ヲ決定スルコトヲ得

第二十五條 缺損金額百圓ニ達シタル場合ニハ各自ノ負擔金額ヲ徴收ス

第二十六條 缺損金額百圓ニ達スル以前下雖モ退寮セントスルモノハ各自ノ負擔金額ヲ支拂フベシ

第三章 現在の附設機關（寄宿舎）

第五章 入退寮並ニ部屋更へ

第二十七條 入寮ノ許可ヲ得タルモノハ入寮費トシテ金貳圓ヲ職員ニ納入スベシ

第二十八條 退寮セントスルモノハ二日前マデニ幹事ニ申出ツベシ

第二十九條 部屋更へハ春秋二回抽籤ニ依リテ之ヲ行フ

第三十條 所定ノ部屋ヲ變更セントスルトキハ豫メ整理委員ヲ經テ舍監ノ許可ヲ受クベシ

第六章 非常警備

第三十一條 本寮、本學又ハ其ノ附近ニ大災ノ起リタル場合ハ全寮生ヲ以テ警備隊ヲ組織ス

第三十二條 警備隊ヲ分チテ左ノ四係トシ各主任ヲ置ク

各主任ノ任期ハ一週間トシ毎週土曜日正午ニ交替シ各寮部屋號順ニ服務スルモノトス

一、警備係 主任二名

二、唧筒係 主任四名

三、消火栓係 主任四名

四、傳令係 主任二名

第七章 雜 則

第三十三條 寄宿舎規定竝ニ寮生約定ニ悖リ又ハ寮生ノ本分

ヲ失フ行爲アルモノニハ委員會ノ決議ニヨリ制裁ヲ加フ

第三十四條 各寮ハ室號順ニ戸締當番ヲ定メ毎夜交替ニ午後

十二時ヲ以テ戸締リヲナスヘシ

第三十五條 本約定ノ改廢ヲナサントスルトキハ寮生會ニ於

テ決議スルヲ要ス

寮生歌の制定

次いで本學學友會では寮生歌を制定することとなり、昭和十三年十二月から歌詞を募集してゐたが、四篇の應募があり、教授松本容吉、助教加藤多喜雄、同中原虎男三氏の審査に依り、電氣科學生高島君の作品が寮生歌として通過した。その歌詞は次の通りである。

東京工大向嶽寮寮生歌

一、入學の春

櫻吹雪を角帽に

受けし 喜び 告げんとて

綠ヶ丘に 我れ立てば

残雪淡き富士の峰

二、親睦の夏

多摩の川風 爽やかに

大岡山の 夏の宵

にほふ 小草に 褥して

誼みも深し寮庭に

三、勉學の秋

灯影の揺らぐ 南北寮

松が枝 高く 月見えて

誰が すさびの トレモロか

書 讀む窓に 秋深し

四、希望の冬

友と團欒ふ 冬の宿

若き 希望に 火は燃えて

我也渡らん 大陸に

文化の 理想は 華と咲く

五、卒業の晩

うましの床よ さらば 今

白堊の塔を 仰ぐとき

爆音 高く 鵬翼は

富士が 高嶺に 向ふかな

現在の寄宿舎規則

次いで昭和十四年六月十九日に文部大臣の許可を経て本學寄宿舎規則が次の如く制定された。

東京工業大學寄宿舎規則 (昭和十四年六月十九日 文部大臣許可)

- 第一條 寄宿舎ハ自治協同ノ精神及質實剛健ノ志操ヲ涵養シ學風振作ノ源泉タラシムルヲ以テ其ノ目的トス
 - 第二條 寄宿舎ハ毎年七月十六日ヨリ八月三十一日ノ間之ヲ閉鎖ス
 - 第三條 入舎セントスル者ハ舎監ヲ經テ大學長ノ許可ヲ受クヘシ退舎ノ場合亦同シ
 - 第四條 寄宿生ハ寄宿料トシテ毎月金參圓ヲ前納スヘシ但シ七月ハ半額トシ八月ハ之ヲ徵收セス
- 既納ノ寄宿料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス
- 第五條 寄宿生ハ舎監ノ指導監督ヲ承ケ諸規則及命令等ヲ遵守スヘシ
 - 第六條 寄宿舎監理上必要アルトキハ大學長ハ全部又ハ一部ノ寄宿生ニ對シ退舎ヲ命スルコトヲ得
 - 第七條 本規則施行ニ關スル細則ハ大學長別ニ之ヲ定ム

附 則

本規則ハ昭和十四年六月十九日ヨリ之ヲ施行ス

東京工業大學寄宿舎規則施行細則
(昭和十四年六月十九日
東京工業大學長裁定)

第一條 入舎又ハ退舎セントスル者ハ所定ノ入舎願又ハ退舎願ヲ提出シ舎監ヲ經テ大學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 入舎ヲ許可セラレタルトキハ別ニ定ムル身元引受證書ヲ提出スヘシ

身元引受人ハ父兄其ノ他舎監ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第三條 寄宿料ハ毎月五日迄ニ納付スヘシ但シ納期後入舎シタル者ハ其ノ際之ヲ納付スヘシ

第四條 寄宿生ハ舎監ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外泊スルコトヲ得ス

第五條 寄宿生故意又ハ過失ニ因リ設備品其ノ他ノ物件ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ヲ辨償スヘシ

第六條 本細則ニ定メナキ事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

附 則

本細則ハ昭和十四年六月十九日ヨリ之ヲ施行ス

第三編 關係團體

第一章 藏前學友會

第一節 前身校時代

校友會の起原

校友會が古くから存在してゐたらしいことは古い當校一覽其他の文献でも見られるのであるが、何時如何なる動機如何なる規定を以て出現したかに關しては、「東京高等工業學校四十年史」に「藏前校友會は明治二十三年を以て創立せられ、本校生徒・卒業生及職員を以て組織せられ、其目的は會員相互の親睦と身體の健康を保全するにありき」と記載されてゐる。

初期の活動

初期の活動や規則に關しては明瞭ではないが、例へば明治二十八年度の「東京工業學校一覽」に據れば、本會の目的並に會費に關して次のやうに記されてゐる。

校友會ハ本校生徒卒業生並職員ヲ以テ組織シ其ノ目的ハ會員相互ノ親睦ヲ旨トシ兼テ身體ノ健康ヲ保全スルニ在リテ會員ハ會費トシテ金四拾錢ツツ毎年二、九ノ兩月本會會計係ニ納付スルモノトス

次に校友會が如何なる事業を營んだかに關しては、一例として明治二十七年の「化學工藝會誌」第二輯に次の記事が載つてゐる。

修學旅行 十一月一日我が校友會々員ハ千葉縣下佐倉ニ向テ一泊旅行ノ修學旅行ヲ催フス。今其景況ヲ記サンニ、此日午前六時新大橋ニ會シ一同汽船ニ乗ジ行徳ニ至ル。時ニ午前八時ナリシ。直チニ同所ヲ出發シ大和田ニ於テ休憩シ午後四時佐倉ニ着ス。行程十里。則チ同町ニ一泊ス。翌二日各自隨意ニ不動尊ニ參拜シ、午後二時佐倉發ノ汽車ニ依リテ市川ニ着シ、此ニ於テ散會シ思ヒ々々ニ歸舍ス。

祝捷大會 茲ニ一度ヒ宣戰ノ詔勅下ルヤ、陸ニ海ニ戰ヘバ勝チ取レバ取り、今ヤ進ンデ東洋ノジブラタル燕京ノ關門タル旅順ノ要港モ一撃ノ下ニ陥落シ、北京城頭旭旗ノ飄ルモ將ニ來春ヲ俟タザルベシ。我が帝國臣民此盛運ニ遭遇シ豈ニ一大白ヲ擧ゲテ祝セザルモノアラシヤ。仍テ校友會員諸氏奮ツテ十二月一日ヲトシ祝捷大會ヲ校内ニ開會スルコトニ決ス。此日午前八時本校生徒及ビ職工徒弟學校生徒一同整列、兩陛下ノ御眞影ヲ拜シ奉リ君ガ代ノ合唱ヲ奏シ、終テ九段坂上靖國神社ニ參拜シ、再ビ運動場ニ集リ旗幟ヒ綱引蜜柑投及ビ日清大激戰ニ模シタル三年生一同ノ餘興アリ。時好ニ適シ實ニ目覺シク眞ニ其情ヲ穿テ得テ擬戰杯トハ見エザリキ。夫レヨリ一大祝宴ヲ教員養成所工場前芝生(元ノ米稟地ニシテ大川ニ面シタル廣場)ニ於テ催フス。來會者無慮四百有餘名ニシテ、終日煙火打擧ゲ及ビ奏樂等アリ。以テ益々興ヲ盛ニシ各醉顏踴躍ノ間ニ散會セシ時ハ已ニ午後五時ナリシ。(化學工藝會誌・第二輯・明治二十七年十二月)

猶明治二十七八年戰役終了直後ボートを作つたらしい。當時手島校長は次の草案を書いてゐる。(明治二十三年より三十年まで在職された神作濱吉氏所有)。又此に據つて從來校友會の事業として陸上運動會が行はれてゐたこ

とも示される。

曩ニ我國清國ト交戦スルヤ海々陸々連捷ヲ占メ遂ニ彼ヲシテ媾和ヲ乞ハシメ新ニ版圖ヲ拓キ遠ク武威ヲ耀シ東洋ハ勿論西洋諸國ヲシテ畏懼仰慕ノ念ヲ生ジ風靡響動ノ餘彼レ列國ヲシテ益競爭ヲ激烈ナラシムルニ至レリ是ニ於テ陸海事的ノ擴張ヲ促スコト實ニ焦眉ノ急務タリ而シテ之ガ方策ヲ講セント欲セバ須ラク先ヅ立國ノ基礎タル工業ノ進歩ヲ計ラザル可カラズ之レガ進歩ヲ計ラント欲セバ須ラク之ニ任ズルノ人士ヲ養成セザル可カラズ之ヲ養成スルノ路タル他ナシ唯教育ノ與ル所ニシテ専ラ學術練磨ノ勞ヲ積ムヲ要スルコト勿論ナリト雖モ而モ之ト相須ツテ運動馳驅ノ擧ヲ設ケ活潑有爲ノ氣力ト體力トヲ發育涵養スル事ハ素ヨリ至要ノ方法タリ我校先輩ノ諸氏夙ニ茲ニ見ル所アリ擣ニ校友會ヲ設ケ専ラ陸上運動ノ擧ヲ催スモ憾ラクハ春秋二季ニ止リ剩サヘ水上航動ノ一擧ハ絶無ナルヲ以テ活氣發育ノ目的ハ未ダ充分ノ目的ヲ達スルヲ得ズ然ルニ情々本邦人ノ將來ヲ考フルニ此二力ノ健強ヲ計ルハ最大ノ良務ニシテ之ガ發育ノ法タル單ニ陸地ノ動作習慣ノミヲ以テ定ルベキニ非ラズ必ズヤ水上否海事的素養ノ訓練ヲ要スルヤ智者ヲ待タズシテ明ナリ何トナレバ本邦ハ純然タル海國ニシテ將來ニ於ケル同胞ノ運動場裏ハ遙ニ洋海上ニ占メザルヲ得ザル可ヲ以テ豫メ此機會ニ應ゼシムルノ教養ヲ施サザルヲ得ザルヲ以テナリ試ミニ英國ノ情況ヲ叙ベテ本邦海事的訓練ノ急ヲ證センニ彼國海事的教養ノ旺ナル眞ニ豫想ノ外ニ出ヅト云フベシ聞ク所ニヨレバ同國沿岸地方ノ學校ハ必ズ短艇競漕ノ一事ヲ施サザルモノナク加之近年ハ一層其面目ヲ改メテ専ラ帆船競争ヲ行フニ至レリト今本邦ノ形勢ヲ案ズルニ恰モ英國ト境遇ヲ同クセリ況シテ今度東洋ノ霸權ヲ握リ列國ト輸贏ヲ競フニ及ンデハ一般ノ教育ヲシテ専ラ海事的素養ヲ含蓄セシメザルヲ得ズ故ニ今日ヨリ從來各學校ニ於ケル此擧ノ施設ヲ評價スル時ハ實ニ此先見ニ感服セザルヲ得ズ然ルニ唯我校ニ於テ此設ナキハ所謂白璧ノ一疵ニシテ實ニ遺憾ニ堪ザルモノナリ思フニ我國ヲシテ從前ノ國勢タラシメ我工業界ヲシテ十年以前ノ境遇タラシメバ敢テ今俄ニ之ヲ疾呼スルヲ要セザルモ膨脹後ノ新日本ニ在テハ假令如何ナル費途ヲ擱クモ短艇競漕會ノ新事業ハ興サザルヲ得ザルニ至レリ是レ實ニ時勢ノ然ラシムル所已ヲ得ザルモノト云フ可シ

加フルニ本校ノ位置タル隅田川ニ沿ヒ剩サヘ二條ノ溝渠ハ天然ニ競艇ノ船渠ヲナシ其形勝ノ便ナル遠ク他ノ學校ノ比ニ在ラズ
既ニ此形勝ヲ占メツ、アリナガラ尙其利用ヲ計ラザルハ啻ニ時勢ニ遅ル、ノ愚タルノミナラズ又天府ノ利ニ背クノ愚ニ陥ラザ
ルヲ得ズ豈ニ遺憾ノ極ナラズヤ是ヲ以テ今回校友會ノ一新事業トシテ茲ニ短艇競漕會ヲ創設シ以テ從來ノ陸上運動會ト唇齒相
助ケ一ハ工業教育上有爲活氣ノ人士ヲ輩出セシメ一ハ以テ膨脹的新日本ノ光彩ヲ添ヘ併セテ凱旋祝賀ノ記念トナサント欲ス而
シテ本年度ニ於ケル一着手トシテ廣ク校友諸君ノ助力ヲ仰ギ概ネ七百七十圓許ノ鑛金ヲ得テ本年九月ヲ期シ三艘ノ短艇ヲ製造
セントス先輩ノ諸君願クハ余輩一同ノ微意ヲ推察シ陸續應分ノ資ヲ投セラレンコトヲ敢テ一同ニ代リ蕪言ヲ呈スルコト爾リ

四月二十六日

校友會々長 手 島 精 一

惟ふに、當時の校友會の行事としては、春期の陸上運動會並に修學旅行等が主なるものであつたが、當校が隅田川岸に位置して居た關係上、當校創立當初より端艇一艘が用意せられて居り、生徒はこの端艇を學校より借り隅田川上を漕ぎ廻つて居たやうである。明治廿七年冬に至つて、第一學年の生徒は廣く校内の同好の者に呼び掛け、端艇同好會を創設し會員を募集した處、續々と集まり、その數百有餘名になつたので、廿八年春期陸上運動會の後、この端艇同好會を校友會に合し、水上運動部を設け、端艇一艘を製造する爲に、廿九年春期舉行すべき陸上運動會を中止して、その費用に充用する事を決議した。然し、手島校長は、この舉を耳にし、別掲の如き趣意書を以つて、廣く校友先輩に端艇建造の費用の寄附を依頼したのであらう。

初期の規則

校友會の規則に關しては我々が發見した最初の規則として明治三十六年の分を擧げる。(當時の當校同窓會機關紙たる「帝國の工業」に據る)

東京高等工業學校々友會規則(明治三十六年二月改正)

總 則

第一條 本會ハ東京高等工業學校々友會ト稱ス

第二條 本會ハ校風ノ發揮會員相互ノ親睦智識ノ交換ヲ旨トシ兼テ身體ノ健康ヲ保全スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ數部ヲ置キ且ツ毎年春秋二季ニ於テ遠足旅行若クハ運動會ヲ行フモノトス
但時宜ニ依リ委員會ノ決議ヲ經テ行ハザルコトアルベシ

一、水上運動部

二、陸上運動部(庭球野球其他陸上遊戲ヲ含ム)

三、文藝部

各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クルモノトス

會 員

第四條 本會ハ本校及工業教員養成所學生卒業生及現舊職員ヲ以テ組織ス

第五條 本會々員ヲ分テ左ノ三種トス

一、通常會員(本校及工業教員養成所學生)

二、特別會員(本校職員)

三、贊成會員(舊職員及卒業生)

第一章 藏前學友會

第三編 關係團體

本校及工業教員養成所學生ハ本會通常會員タルノ義務アルモノトス

役員

第六條 本會ニハ左ノ手續ニ依リテ役員ヲ設ク

會長一名 校長ニ請托ス

幹事長一名 會長之ヲ囑託ス

幹事四名 丙三名ハ通常會員中ヨリ（本校二名工業教員養成所一名）委員之ヲ選舉シ他ノ一名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

ヲ囑託ス

會計掛三名 丙二名ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託シ他ノ一名ハ通常會員ヨリ選舉セラレタル幹事中ニ於テ互選ス

委員 各級會員約二十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ互選ス

但端數ヲ生ズルトキハ十捨十一入トシ二十名未滿ノ級ニ在ツテハ一名トス

各部委員 部長一名（特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス）副部長一名（通常會員中ヨリ部長之ヲ囑託ス）

其他ノ部役員ハ各部ニ於テ便宜設クルコトヲ得

第七條 通常會員中ヨリ選舉セラレタル役員ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年九月ニ於テ選舉ス

但再選スルコトヲ得

第八條 本會役員ノ職掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

幹事長 會長ヲ補佐シテ本會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及會計掛 幹事長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ニ従事ス

委員 會員ヲ代表シテ議事ニ參與ス

各部役員 各部細則ノ規程ニ從フ

第九條 本會委員ハ各部役員ヲ兼スルコトヲ得サルモノトス

會費

第十條 通常會員ハ會費トシテ一ケ年金壹圓五拾錢ヲ特別會員ハ一ケ年金貳圓ヲ毎年各學期ノ始メニ本會々計掛ヘ分納スルモノトス

ノトス

別ニ新入通常會員ハ入會金トシテ金壹圓ヲ納ムルモノトス

第十一條 臨時ニ費用ヲ要スル時ハ委員會ノ決議ヲ經テ徵集スルコトアルヘシ

第十二條 各部ハ次學年ノ豫算案ヲ調製シテ毎年五月限リ幹事長ニ提出スルモノトス

第十三條 幹事長ハ各部提出ノ豫算案ヲ審査シ原案ヲ定メ毎年六月ニ於テ委員會ヲ開キ各部ニ配當スヘキ金額ヲ定ムルモノトス

ス

各部ハ配當セラレタル金額以外ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

會議

第十四條 規則改正其他本會ニ關スル重要ノ事件ハ委員會ニ於テ之ヲ決議シ會長ノ許可ヲ受クルモノトス

第十五條 會議ノ議長ハ幹事長之ニ當ル幹事長事故アルトキハ幹事之ヲ代理スルモノトス

第十六條 會員若シ委員會ノ議ニ附セント欲スル事項ヲ認メタルトキハ二十名以上ノ同意者ヲ得テ其案ヲ幹事長ニ提出スヘシ

第十七條 本會役員ハ議案ヲ委員會ニ提出スルニ當リ同意者ヲ要セサルモノトス

第十八條 委員會ハ委員半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第十九條 本會ノ議事ハ出席委員ノ過半數ニ依テ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十條 各部役員ハ委員會ニ出席シ發言權ヲ有スト雖モ可否ノ數ニ加ヘサルモノトス

自治團の起原

自治團の起原は明治三十六年頃であつて、當時本校並養成所生徒全體に依つて成立し、自治の精神を發揮し向上の精神を涵養することを努めた。當時の規則は次の通りである。(帝國の工業、第五號、明治三十六年四月十六日發行に據る)

東京高等工業學校生徒自治團規程(明治三十六年)

第一章 目的及組織

第一條 本校生徒間ニ自治ノ精神ヲ發揮シ向上ノ品性ヲ涵養スル爲自治團ヲ設ク

第二條 自治團ハ本校規則ノ範圍内ニ於テ規約ヲ制定ス

第三條 自治團ハ本校生徒全體ヨリ成立ス

本校職員ハ自治團員タルモノトス

第四條 自治團ハ學校長之ヲ總理ス

第五條 自治團ノ機關トシテ委員會及評議員會ヲ置ク

第二章 委員會

第六條 委員會ハ本校各科(分科アル各科)ニ設置シ各其科名ヲ冠スルモノトス

第七條 委員會ニ委員長一名委員若干名ヲ置ク

委員會ハ生徒ノ互選ニ依リ委員長ハ尙該科職員中ニ就キ委員之ヲ依囑ス

第八條 各委員ノ定員ハ二十名トス但學校長ノ見込ニ依リ減員スルコトヲ得

第九條 委員長及委員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年十月始ニ於テ改選ヲ行フ但再選スルコトヲ得

第十條 各委員ハ規約及評議委員會ニ於テ議決シタル事項ノ實行ヲ督勵スルノ責ニ任ルモノトス

第十一條 委員會ニ於テハ自治精神幫助ノ爲其施設方法ニ關シ評議委員會ニ提議スルコトヲ得

第十二條 委員會ハ隨時必要ニ應シ開會スルモノトス

第三章 評議委員會

第十三條 評議委員ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

一、本校職員中ニ就キ學校長ヨリ依屬シタル者三名乃至五名

二、各科委員長

三、各科委員ノ互選ニ係ル者一名但機械科ニ在テハ二名ヲ互選スルモノトス

第十四條 評議委員會ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ掌理ス

一、規約ヲ制定スルコト

二、委員會ヨリ提議スル事項ヲ審議スルコト

三、學校長ヨリ諮問ノ事項ヲ審議スルコト

四、第十條各委員ノ職責ヲ監督スルコト

第十五條 評議委員會長ハ評議委員中ニ就キ學校長之ヲ依屬ス

第十六條 定期評議委員會ハ毎年一回十月ノ初ニ於テ開會ス但學校長ニ於テ必要ト認ムル場合ニ於テハ臨時開會スルコトアル

シ

第十七條 本規程ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

當時の自治團の實況に關し、後に起つた自治團の調査掛は次の如く記述してゐる。

當時の自治團たるや決して今日（後述第二回の自治團）の如き形式のものではなかつたのであります。即ち、今日の自治團は本校全部を以て一箇の機關を組織して居るのに、當時は各分科で各々小自治團を有し、互に獨立して居つたものと見えます。然も今日は生徒の自治團であるのに當時は教官も生徒も共に一團となつて居り、各科長は其科の自治團の委員長で、其の下に生徒より選出せられた委員及評議員があるのであります。…要するに是れ官民合同の自治で、同年の一覽に學校長の報告として次の一節があります。「—即ち品性修養の一助として自治團なるものを組織し生徒相互に非行を誡め自重自治の精神を涵養せしめん事を期せり」。翌る三十七年には曰く「—然して其の成績は漸次良好の効果を收むるに至れり、若し假すに年所を以てせば庶幾くは善良の校風に馴致し品性の修養に資するを得んか」と。（自治、第二號、大正六年十二月二十二日）

自治團・校友會の合併

斯くして當校には校友會・自治團が併立することとなつた。本來校友會は社交的愉快的な意味が強く自治團は修養的意義が多く兩者その趣旨とする所は分れてゐたのであるが、兩團體共に全校生徒を會員とするものであつたので二つの會が併立することは繁雜に感ぜられた。且又愉快の内に品性を修養することが出來たら更に便宜が多い、斯る理由に基き、明治三十八年に自治團は校友會に合併せられた。合併の事情に關し明治三十八年度の當校一覽には「會は社交の爲、團は品性の爲に成立してゐる。若し双々愉快の間に品性を修養するを得ば、其の便更に多きものがあらう」なる意味の記述をなしてゐる。合併と同時に明治三十八年六月校友會はその規則を變更し、

次の如く道義的意義をも含有することとなつた。

東京高等工業學校々友會規則（明治三十八年六月改正）

總則

第一條 本會ハ東京高等工業學校々友會ト稱ス

第二條 本會ハ左ノ綱領ニ依リ自治ノ校風ヲ發揮スルヲ目的

トス

一、謹嚴修養ヲ尙ヒ以テ紳士タルノ品性ヲ蓄フヘシ

一、慇懃生理ヲ守リ以テ志人タルノ體軀ヲ保ツヘシ

一、敬愛同學ニ接シ以テ朋友タルノ信義ヲ厚クスヘシ

一、恭順校規ヲ奉シ以テ生徒タルノ本分ヲ完クスヘシ

一、忠良社會ニ處シ以テ市民タルノ義務ヲ盡スヘシ

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ數部ヲ置キ且毎

年秋季ニ於テ遠足ヲ行フ

一、文藝部 四、武藝部

二、端艇部 五、音樂部

三、庭球部

第四條 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クル

モノトス

第一章 藏前學友會

第五條 本會ハ本校及工業教員養成所學生卒業生及現舊職員ヲ以テ組織ス

第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員（本校及工業教員養成所學生）

二、特別會員（同上職員）

三、贊助會員（舊職員及卒業生）

本校及工業教員養成所職員學生ハ本會々員タルノ義務アル

モノトス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 校長ニ請託ス

副會長 一名 會長之ヲ囑託ス

幹事 六名 内四名ハ通常會員中ヨリ本校機械科一名電

氣科一名化學部一名工業教員養成所一名ノ割合ヲ以テ評

議會ニ於テ之ヲ選舉ス他ノ二名ハ特別會員中ヨリ會長之

ヲ囑託ス

會計掛 二名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別委員 五名以下 特別會員又ハ贊助會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

各科委員 各科各分科七名(機械科十三名)

内一名ツ、ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス他ハ通常會員中ヨリ各科各分科ニ於テ互選ス

各部役員 部長一名(特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス)

副部長 一名(通常會員中ヨリ部長之ヲ囑託ス)

其ノ他ノ役員ハ各部ノ細則ニヨリ定ムルモノトス

第八條 通常會員中ヨリ選舉セラレタル役員ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年九月ニ於テ選舉ス 但再選スルコトヲ得

第九條 役員ノ職掌ハ左ノ如シ

會長 本會ヲ總理ス

副會長 會長ヲ補佐シテ本會ノ事務ヲ掌理ス

幹事及會計掛、副會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ庶務會計ニ從

事ス

特別委員 各科ニ屬セサル會員ヲ代表シテ評議會ニ參與シ

兼テ本會全般ノ事業ヲ補佐ス

各科委員 規約ノ實行ヲ督勵シ其一部ハ評議會ニ參與ス

各部役員 各部ノ細則ニ依ル

第十條 幹事ハ各部ノ役員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

評議會

第十一條 本會全般ニ關スル重要ノ事項ハ凡テ評議會ニ於テ

決議シ會長ノ許可ヲ受クルトモノス

第十二條 評議會ハ副會長・幹事・特別委員・各科委員・各

部長及副部長ヲ以テ組織ス

但通常會員ノ互選ニ係ル各科委員ハ各科ニ於テ更ニ互選

シ半數出席スルモノトス

第十三條 評議會ノ議長ハ副會長之ニ當ル副會長事故アルト

キハ其指名者之ヲ代理ス

第十四條 評議會ハ半數以上出席スルニ非レハ開會スルコト

ヲ得ス

第十五條 評議會ノ議事ハ出席員ノ過半數ニ依ツテ決ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニヨル

但基本金ニ關スル件及規約改正ニ於テハ三分ノ二以上

之ヲ可トスルヲ要ス

第十六條 各會員ハ十名以上ノ賛成者ヲ得サレハ評議會ニ提

出スルコトヲ得ス

第十七條 評議會ハ副會長ノ見込ニヨリ隨時開會シ又會員百名以上ノ同意アル提案アルトキハ時ニ開會ス

會費

第十八條 通常會員ハ會費トシテ一年金三圓ヲ毎年各學期ノ始ニ分納スルモノトス

別ニ通常會員ハ入會金壹圓五拾錢ヲ納ムルモノトス

特別會員ハ會費トシテ俸給年額二百五十分ノ一ヲ納ムルモノトス

第十九條 臨時ニ費用ヲ要スルトキハ評議會ノ決議ヲ經テ徵集スルコトアルヘシ

第二十條 各部ハ次學年ノ豫算案ヲ調製シテ毎年五月限り副

新しき自治團の出現

前述の如く明治三十八年に自治團は校友會と合併して消失したが、明治四十二年に有志の生徒達に依つて新しき自治團が誕生した。設立の理由は生徒の一部より「外部よりの干渉に依つてのみ行動する時は小人に陥り易く、寧ろ自治團を組織して自治的に向上するに若かず」と切望せられたるに依るのである。(宮川竹馬氏、自治團設立

會長ニ提出スヘシ

第二十一條 豫算ハ毎年六月副會長・幹事・部長・副部長協議ノ上之ヲ決定ス

基本金

第二十二條 本會基本金ハ特定收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 通常會員ハ卒業ノ際基本金トシテ各金壹圓ヲ納付スルモノトス

第二十四條 基本金ハ當分ノ内之ヲ通常經費ニ流用スルヲ得ス

第二十五條 基本金ハ會長之ヲ保管ス(東京高等工業事務例規・發行年代不詳)

當時を追懷し學友諸君の奮起を促す、自治、第三二號、大正八年七月五日)

斯くして起つた自治團は生徒各自が種々の方面に自治的な生活を送ることに努力した。大正四年度の學校長報告に於ては、自治團に關し次のやうに報告されてゐる。

自治團 本團ハ去ル明治四十二年ニ生徒カ自發的ニ組織セシモノニシテ其目的ハ生徒タルヘキ日常ノ行爲ニ關シテハ可成學校ノ指揮命令ヲ待タス自治的ニ發動シテ本校ノ美風ヲ發揮セムトスルニアリテ全校生徒ヲ團員トシ會合ヲ別ツテ大會・委員會・特別委員會ノ三種トス何レモ隨時開會スルモノナルカ其ノ役員トシテハ各科各級ヨリ委員ヲ選舉シ其ノ中ヨリ二名ノ理事ヲ互選シ一切ノ事務ヲ總括ス毎學期一回大會ヲ開キ相互ノ意見ヲ交換シ自治ノ氣風ヲ養成スルヲ勉メ必要ニ應ジテ生長會ノ如クニ諸教官ノ出席ヲ請フコトアリ其ノ議題ハ各級ノ小自治團ニ於テ豫メ提案スルモノニシテ眞面目ナル會合ナレハ議題ニ上リタル事項ハ能ク積極的ニ實行セラル例ヘハ授業料納付期限ノ嚴守・服裝規程ノ勵行・生徒控所ノ整理・自由販賣等ノ如キ凡ソ生徒間ノ自治制裁ニヨリ履行シ得ル事柄ハ本團ノ講究スル所タレハ校友會役員・生長・修養團員等ト相待ツテ生徒ノ訓練修養ニ資スルコト少ナカラス此外遠足・端巒競争・記念日ノ如キ年中行事或ハ本年ニ於ケル御大禮ニ際シテ奉送迎・提燈行列・觀兵式陪觀等全校生徒力校外ニ向ツテ一致ノ行動ヲ取ルカ如キコトアル場合ニハ之レカ秩序ヲ維持スルニ當リ貢獻スル所少ナカラス余ハ本來本團ノ有益ナルヲ感スルト共ニ時々之カ實際ヲ見聞シテ役員諸子ノ眞面目ナル勞ヲ多シ將來益々自重以テ其ノ發展ヲ希望スルモノナリ(東等高等工業學校一覽、從大正四年—至大正五年)

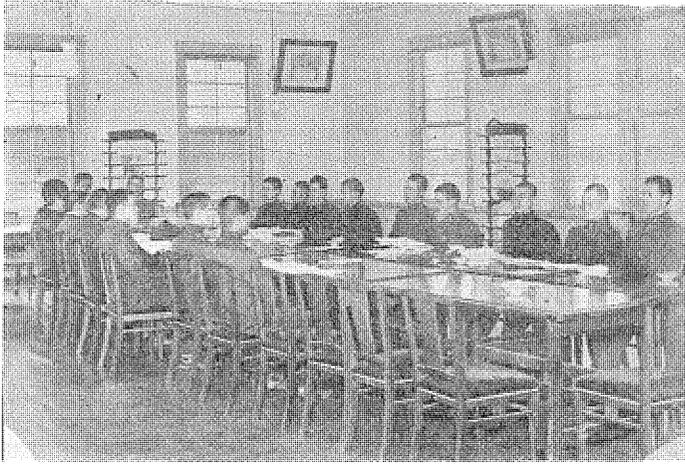
猶自治團の自治生活の一端を示すものとして、大正五、六年頃制定されたらしい次の團員注意事項を擧げて見たい。

團員 注意事項

服裝

一、服裝制服制帽たるべきこと

已むを得ずして制服以外の服装をなす時は其の旨届出づべ



自治會會議

きこと但し願出の當日より許可さるゝことあるべし

一、制服には制帽以外の帽子を用ひざること

一、外套は中學校に於て使用せる者を其儘ボタンを變へて用ゐるも妨げなし通例「オーバーコート」を着用のこと、マントは之れを禁ず

一、襟章は常に之れが注意して佩用すべきこと

一、夏期麥藁帽子を使用する時は横徽章を附すること

但し縁の扁平にして周圍に垂れ下らざる者を使用する事

一、靴は通常黒靴を用ゐる者とす、赤色又は白色のものは之を禁ず、

一、袴を着せずして制帽を用ゐざる様すべし

一、一般に服装は質素にして整齊なる美風を永遠に持續せられんことを希望す

登校及退出

一、授業は午前八時十分より開始す、されど一般諸君は可成八時迄に登校ありたし、

一、退出時間は制規の時間を嚴守ありたし、但し授業終結五分前なる中は優に出門證を要せずして退出し得

一、授業終結後は生長の申出に依り教務掛の承諾を得て直ちに出門證を交付することを得るものとす

一、晝休外出する時は必ず門衛に自身の出門札を提出して外出せられたし

廊下及教室

一、廊下は左側通行のこと

一、教室に入る時は必ず出る人を先にして後入るものとす

一、教室内にては可成清潔にしてありたし

一、授業時間に教室に入る時は豫め設備硝子窓より室内を見、而る後靜に入ること

控所及喫煙室

一、控所及喫煙室は清潔に保ち火氣に注意ありたし

一、控所内には實習服にて出入せざること

一、授業中は控所及喫煙室に出入することを禁ず、

自治の發刊

大正六年十一月より自治團にて機關紙「自治」を發行することとなり、同月二十五日に第一號が發行された。發行の趣旨は團員の意志疏通を圖るためであつて、「發刊の辭」の一節に次の如く述べられてゐる。

一、喫煙は必ず控所及喫煙室にてせられたし、中庭・教室に於ては之を禁ず

一、控所内賣店は午前十一時十分前より一時十分過までなり

掲示

一、支關(教務會計)控所内(公衆)、緊急掲示は常に之を注意するものとす

自由販賣

自治團は其の趣旨を徹底せしむるために自由販賣を經營す

一、場所 控所内(販賣品 葉書・封緘葉書・切手〔三錢及一錢五厘〕及ペン)

一、金錢は其の代金を各自自由に所定の箱中に入れ釣錢必要の時これを自由に取るべし

一、自治團は其の金錢の過剰なることを欲せざると同時に又其の不定をも望まず(自治、附録、大正八年四月十一日)

(前略) 如何に協力一致とか團結融合とかを望むとも此れが繰繰すべき一の連絡なく、個々別々何等内部的交渉なければ決して其の目的を達し得る者でない、即ち此處に意志疏通の必要を認める所以である。

本校は他の専門學校に比して極めて忙しいのである。教官と生徒とは接觸する機會は極めて少ない。従つて生徒としても教官に對し教義に就いて疑ひもあらうし、又教官としても生徒に對し通ずべき事柄が多々あらう。又師弟の關係として學問其者に就てのみといふよりもつと溫情的修好的な交渉があつてほしいが然し依然として切つまだ様な忙しい時間なので到底其の目的を達する餘裕がない。

生徒も随分忙しいのではあるが、如何に専門が異るとは云へ將來共に提携して行く可き者たる以上、相互の意見交換も最も必要とする所である。時としては團員の一人として又は團體としての希望もあらう、不平もあらう。これを常に胸に藏して發表することなからんか、決して團體として意志疏通協力一致の實を上げ又少なくとも團體としての進歩と云ふ様な事は決して見られないのである。缺けたる所は補ひ良點は益々良くするのは其の團體の一人としての吾人の義務であり、又斯くあればこそ進歩の跡も見ることが出来る。校友會の懇談會は毎年一回行はれ居る。其の目的は校友の意志疏通親睦を計るにあるのだが、然し事實奈邊迄其の目的を達しつゝあるのであらうか疑ふところである。吾人等がかねてより其がもつと有効ならしむべく當事者によりて改良せらるゝ様期待して居たが、却つて琵琶を聞き、芝居を見、以て一夜の享樂を得て満足して居る様に見える。

以上を満足せしむる目的を以て今度本誌を發行した。此の故に本誌は校内一般的使用機關たらしめたいと同時に、其の刊行も頻々にしたいのである。(以下略)(自治、第一號、大正六年十一月二十五日)

此時の編輯の實狀に關して、當時の編輯者は次のやうに回想してゐる。

その頃を思ふ

九電 大谷 元夫

民主々義!! 解放!! 吉野作造!! 福田德三!! こんな事が青年學徒の頭にしみ込んでゐた大正七八年頃生れて間もない全く搖籃時代の「自治」(藏前新聞の前身)に關係した。當時發行部數一千二百、大きさは今の藏前新聞の二頁大、一回の印刷代三十圓前後であつて、時に二百號を迎へんとする今日の藏前新聞の發展振とくらべては全く隔世の感がある。何しろまだ二千圓の保證金も積んでない頃なのに、唯かが時事問題を論じて問題を引起し、泉先生(現京城帝大教授)が顧問の職をやめられたり、三省堂から戦時時報を發刊してゐた佐伯先生(現明大教授)が其の廢刊を機會に自治の印刷を三省堂にたのんでくれ、從來三十何圓の印刷費が二十五圓計りになつて委員はほつとしたりした。

その頃編輯事務室は生徒控所の二階の物置同然の所であつたが、時々先輩の自治團理事たりし人々と教官食堂の二階で集つて、議論に花をさかせ時の過ぐるを知らず、小使に追拂はれ河窪・中村等の諸君と更にその續きを隅田河畔を行きつ戻りつ夜更くる迄論じた事もあつた。

編輯をやつたり新入生歡迎の辭を書いたりポート合宿訪問記を書いたりするため三月の休みを棒に振つたのもその頃、何でも化學部の合宿に兩國の相撲部屋、端艇部(電建)は閻魔堂であつたと思ふ。

大正八年四月校友會と自治團が合併して藏前學友會ができた。自治團の理事であつたのが、今度は學友會幹事として又編輯にあつた。その頃色染の田沼君(現三越仕入部)の奔走で記念日の各科賣上中より寄附金を得てフアニチュアを整へ、どうやら控所の二階も事務室らしくなり、辯論部も出來て吉野作造氏を招き發會式をあげ翌九年より巡回講演を始めた。

新聞編輯室即ち學友會事務室は昇格運動の策源地ともなり、文部省や中橋文相郎に押かけ靖國神社前で報告演説をやつたのも今は唯思出の種、現在の様な名實共に立派な工業大學が生れた。竹内先生は當時より「自治」紙上に靈筆を振はれた。

要するに從來技術一點張りで來た藏前の學生が、當時盛に社會生活に關心を持ち始め、これに言論機關としての「自治」が生れ、互に城壁のあつた科と科との間に横の連絡がとれてきて、好況時代であつた時代相にもよるのであらうが、學生一體の

空氣は積極的であつた。(藏前新聞、第二〇〇號、昭和七年七月廿八日號)

校友會と自治團との合併

大正八年四月二十九日永年の懸案たりし校友會と自治團との合併が實現した。合併の事情に關して當時の理事達は次の通り述べてゐる。

合併に際して

舊理事 大谷 元 夫

正 田 貞 治

永年の懸案であつた校友會と本團との合併も、目出度四月二十九日午後三時之が實施を見るに至つた。校友會自治團は共に其の歴史は古く、次第に變遷發展して今日に至つた。兩者共に基礎を生徒全體に置き、其目的事業等も大分共通の點がある。故に何とかして此兩者を合併したいものであるとは、大正六年以來兩方委員の希望であつて、其の後今日に至るまで、絶えず我が先輩は此の方面に努力されて、遂に今日の實施を見るに至りたる、之實に先輩諸賢の努力の賜と深く感謝する次第である。同時に陰に陽に之を御援助下さいました諸先生の御好意を謝する次第である。右様の經過を経て自治團も校友會と共に解散して、是に兩者の長を取りて一丸となし、藏前學友會なるものが生れた。其の構造は先般發表せし如くである。従つて從來本團のやり來りたる仕事の一部分は、辯論部の仕事となり、他は本部の仕事となり、此の自治も藏前學友會より發行致す事となる。どうか新會員諸君特に委員諸君は大いに自治の校風を發揮して、其の會の發展に努力せられん事を希望する。又本紙のため一層奮つて學友諸君の御投稿を希望する。社會評論可なり、校風論可なり、隨筆感想可なり、詩歌可なり、何でもよろしいのである。意見交換のため大に利用して頂きたい。

我々二人不肖にして、身至らずと雖も大過なく自治團の終を全ふする事を得たるは、凡て之熱誠なる生徒諸君の御援助と御親切なる教官の御指導による事と、深く感謝する次第である。

こゝに辭任に當り、諸賢の御好意を謝し、益々本紙の發展を祈る次第である。(自治、第廿九號、大正八年五月廿五日)
同時に藏前學友會規則が次の通り改正せられた。(自治、第三十號、大正八年六月七日)

藏前學友會規則

總則

第一條 本會ハ藏前學友會ト稱ス

第二條 本會ハ會員ノ心身ヲ鍊リ親睦ヲ厚ウシ自治ノ校風ヲ

發揮スルヲ以テ目的ス

第三條 本會ハ前號ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ八部ヲ置ク

文藝部 端巖部 庭球部 柔道部 劍道部

弓術部 音樂部 辯論部

尙別ニ左ノ事業ヲ行フ

「自治」發行 修學旅行 懇談會 其他

第四條 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ許可ヲ受クル

モノトス

會員

第五條 本會ハ東京高等工業學校及ヒ同附設工業教員養成所

生徒卒業生及現舊職員ヲ以テ組織ス

第六條 本會々員ヲ分テテ左ノ三種トス

一、通常會員(本校及工業教員養成所生徒)

二、特別會員(同上職員)

三、贊助會員(舊職員及卒業生)

本校及工業教員養成所生徒ハ本會々員タルノ義務アルモノトス

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 校長ニ請託ス

副會長一名 教務部長ニ請託ス

特別幹事四名 庶務部長、生徒監、教務掛主任、庶務掛主任ヲ推

ス

各部々長八名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別委員九名 特別會員中各科一名宛囑託ス

會計係二名 特別會員中ヨリ之ヲ囑託ス

幹 事二名 委員中ヨリ互選ス

常務委員八名 委員中各科一名宛互選ス

監查委員二名 通常委員中ヨリ互選ス

委員若干名 本科各組特別豫科選科等ニ於テ五十名以下

ノ組ハ一名、五十一名以上ノ組ハ二名宛選

出ス

生長及各副部長ハ之ヲ兼任セサルモノトス

但第一學年第一期ニ於テハ生長ニ之ヲ

委託ス

各部副部長一名宛 各部委員中ヨリ互選ス

各部委員 各部細則ニヨリ之ヲ定ム(中略)

會 員

第二十一條 通常會員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス(未定)

一、通常會費一ケ年金

二、修學旅行費

第一章 藏前學友會

三、入會金

四、端艇新造基金

第二十二條 特別會員ハ俸給二百分ノ一ヲ會費トシテ納ムル

モノトス

第二十三條 臨時ニ費用ヲ要スル時ハ評議會ノ決議ヲ經テ徵

收スル事アルヘシ

第二十四條 本會ハ每學期一回適當ノ方法ヲ以テ收支決算ヲ

會員ニ報告ス

第二十五條 各部ハ毎年十二月ニ當該年度ノ收支決算報告及

ヒ次年度ノ豫算案ヲ作製シ幹事ノ手ヲ經テ副會長ニ提出ス

ヘシ

第二十六條 豫算ハ毎年三月副會長・特別幹事・部長・幹事・

常務委員・副部長・監查委員協議ノ上之ヲ査定シ評議會ニ

於テ決定ス

基本金

第二十七條 本會基本金ハ特定ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十八條 通常會員ハ卒業ノ際基本金トシテ金壹圓ヲ納付

スルモノトス

第二十九條 基本金ハ當分ノ内之ヲ通常經費ニ流用スルヲ得

第三十條 基本金ハ會長之ヲ保管ス

ス

各部の創設概況

校友會の各部が何時創設せられたかは、古い時代のものは正確には判らないが、客觀的な資料に依つて判明するものは、明治三十六年の當時の水上運動部と陸上運動部と文藝部とであつたらしい。高工時代の教官村上氏は大正九年に二十年前のことを回想してゐる一節に「校友會に於ては庭球、端艇の二部だけありまして、僅に三隻のボートとテニスコートとも稱すべきものが一箇所あつたのです」と述べてゐる。(村上先生、今昔の感、自治、第四十五號、大正九年五月二十六日)。大正九年より二十年前と言へば明治三十五年に當るから、明治三十五年頃の校友會の運動的な活動はボートとテニスが行はれたに過ぎなかつたのかも知れない。前述明治三十六年の校友會規則にも水上部、陸上運動部(庭球野球其他陸上遊戯を含む)、文藝部を掲げてあるに過ぎないことを以ても傍證されるのである。然るに時勢の進運は續々と必要なる部の設置を見るに至つた。其後各部が増設された。概要を記すと次の通りである。

一、明治三十六年二月 校友會規則を改正し、1. 水上運動部、2. 陸上運動部(庭球其他陸上遊戯を含む)、3. 文藝部の三部に分けた。

一、同三十八年六月 自治團を校友會と合併し、同時に校友會規則を改正した。之の改正により校友會に左の

五部を置く事となつた。即ち、1. 文藝部、2. 端艇部、3. 庭球部、4. 武藝部、5. 音楽部である。

一、同四十四年頃従來の武道部を柔道部、劍道部、弓道部の三部と各々獨立した部とした。

一、大正三年四月 柔道劍道の道場の新築が落成した。新道場は、四ヶ月の日子と工費數千圓を費し、舊道場の約二倍の稽古場を有し、その他觀覽席、更衣所、師範室、洗面所等を設備した完全な道場であつた。

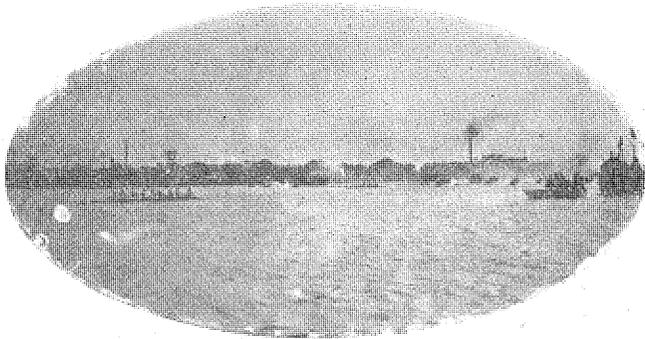
一、同年六月 弓道部道場の新築成り、同六日に道場開きを舉行した。

一、大正八年 第二次自治團を再び校友會に併合して、校友會の名稱を藏前學友會と改め、辯論部を設け前述八部と爲し、雜誌「自治」を發刊した。

一、大正十一年 野球部を設けた。

一、大正十三年 陸上競技部を設けた。

一、昭和二年 従來の辯論部を改組し、講演部とし、その他藏前自治、蹴球の二部を設け、十二部とした。



ボート部の活動

(大正九年秋第一回大下學門學校對抗)
（濫竽充數に於て八身之差で早大に勝つた時）

一、昭和三年 共濟部設置。

一、同三年四月 從來の藏前自治は其の四月廿日附第百二十二號より紙面を擴張して名稱を藏前自治新聞と改めた。

第二項 東京工業大學時代

新聞名の改稱・學友會規則の制定

自治團創立以來長く新聞の題字となつてゐた「藏前自治新聞」は本學昇格を期して自治といふ語が抹消せられ、昭和四年五月二十六日附第百卅五號より「藏前新聞」と改稱せられた。此の理由に關して新聞部では次の如く洩してゐる。

新聞名の改稱

かねてより傳統的に承繼して來た「藏前自治新聞」なる當部發行新聞の題字に關して、當新聞部の意向としては、題字中の「自治」なる二文字を削除する方が、呼稱の點からも……又對外的にもその存在の意義を明にしかつ「自治」なる文字のため色々誤解を招く恐れがある見地よりして、寄り寄り協議して居たが、愈々具體的にこれが實現を期する事となり、去る十七日の學友會本部の常務委員會にこれを諮つた。同會議においては當部の眞意を諒とし之を認める事となり。(以下略)(藏前自治新聞、第一三三號・昭和四年四月二十四日)

大學昇格と同時に學友會規則も當然改善せられねばならないので、委員達は種々案議を重ね昭和四年七月より

改正した（東京工業大學一覽、昭和四年度）。昭和四年の改正の主要なる點に關し當時の幹事は次の如く報道してゐる。

今度の改正において注目すべき點は全體を通じ學友會本部と學友會各部の關係が明瞭になつた點である。

即ち學友會本部と對立して存在すべきものでなく、學友會各部の事業は本部の事業であり各部の事件は間接に本部の事件でなければならぬ。従來はその點において本部の事業は全く各部との關係がなく獨立してゐるかの觀があつた。改正案における好例は次の如き點に見ることが出来る。

一、豫算の決定は假委員において行ひ副部長は全く決議權および發言權なきこと

一、通常評議員會、常務委員會において監査は全くたづさわることが出来ない、又幹事は議決權なし。……

新制規則は全部を通して鳥瞰すれば大體従前通りであるが、大學制による名稱の差異等により相當語句の訂正があり且つ既報の如く豫算會議における副部長の決定權の項削除及び特別監査の撤廢等學友會本部の決斷的な處置に新鮮味を持つてゐるものである。（工業大學藏前新聞、第三百三十八號、昭和四年七月十五日）

其後の變遷

其後學友會にも種々の發展が行はれたが、今主なるものを摘記すると左記の通りである。（東京工業大學學友會十年史より引用）

一、昭和五年四月、山岳部を置いた。

一、昭和五年十月、文藝部機關紙として多年活躍した「淺草文庫」が「藏前文學」と改稱された。此は淺草

なる語句の持つ不適當なひびきに對して名稱變更が要望された結果である。（「藏前文學」は五十九號で消滅し、昭和九年十一月「工大文藝」として復活した）

一、同年十二月、航空機研究會が生れた。

一、昭和六年、共濟部食堂賣店を經營。

一、昭和六年四月、雜誌部設置。

一、昭和六年六月、航空研究會はモーターサイクルと合併。（昭和九年にモーター研究部として學友會に編入）

一、同年九月、雜誌部より機關誌「工業」發刊せらる。

一、昭和七年一月、音樂部應募中の第一回の學生歌詞決定。

一、昭和七年五月、乘馬部設置。

一、昭和八年四月、射擊部設置。エスペラント研究會誕生。

一、昭和九年四月、卓球部・排球部・水泳部設置。

一、昭和九年十一月、工業研究會結成せらる。（昭和十二年秋學友會に編入）。

一、同年同月「工大文藝」發刊。

一、昭和十一年一月、音樂部第二回學生歌詞決定。

一、昭和十一年十月、ラグビー部誕生。

- 一、昭和十二年二月、陸上競技・水泳兩部廢止。
- 一、同年十一月、工業經濟研究部設置。
- 一、昭和十四年一月、工業經濟研究會より機關紙「工業經濟」創刊。
- 一、昭和十四年四月、陸上競技部復活。
- 一、昭和十五年四月、グライダー部・空手部設置。

現在の學友會規則

最後に昭和十五年度の學友會規則及び各部の部長名を擧げると次の通りである。

東京工業大學藏前學友會規則

會則

- 第一條 本會ハ東京工業大學藏前學友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員ノ心身ヲ鍊リ親睦ヲ厚クシ、自治ノ學風ヲ發揮スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ二十六部ヲ置ク
 共濟部、端艇部、庭球部、柔道部、野球部、劍道部、弓道部、陸上競技部、蹴球部、ラグビー部、籠球部、山岳部、乘馬部、水泳部、卓球部、排球部、モーター研究部、

第一章 藏前學友會

射擊部、新聞部、雜誌部、文藝部、講演部、音樂部、工業經濟研究部、グライダー部、空手部
 尙別ニ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

記念祭 其他

第四條 會則ヲ變更セントスルトキハ特別評議會及通常評議會ノ決議ヲ經テ會長ノ許可ヲ受クルモノトス
 各部細則ハ各部ニ於テ之ヲ定メ會長ノ認可ヲ受クルモノトス

會員

第三編 關係團體

第五條 本會ハ本學學生生徒、卒業生及現舊職員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本會會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常會員（本學學生生徒）

二、特別會員（同上職員）

三、贊助會員（舊職員及卒業生）

本學學生生徒ハ本會會員タルノ義務アルモノトス

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 學長ヲ推戴ス

副會長 一名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別幹事 二名 學生主事、事務官ヲ推舉シ會長之ヲ囑託ス

ス

部長 二十五名 特別會員中ヨリ推舉シタル者ニ就キ

會長之ヲ囑託ス

特別委員 若干名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

特別常務員 若干名 特別會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

幹事 二名 通常會員中ヨリ選出シタル者ニ就キ會

長之ヲ命ス

監査 三名 通常會員中ヨリ選出シタル者ニ就キ會

長之ヲ命ス

常務委員 十二名 級委員中ヨリ毎科一名宛ヲ互選ス

級委員 若干名 各科各學級ニ於テ其人員十九名以下ナ

ルトキハ一名、二十名以上ナルトキハ

二名宛ヲ選出ス

部委員 一名宛 部員ニ於テ之ヲ選出ス

部會計係 若干名宛 部員ニ於テ之ヲ選出ス

幹事以下ノ役員ハ互ニ他ノ役員ヲ兼任セサルモノトス

幹事及監査ノ選出方法ハ其都度通常評議會ニ於テ之ヲ決議

シ會長ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム

第八條 幹事以下役員ノ選出期日及任期ハ左ノ如シ

幹事 每年十一月二十日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一ケ

年トス

監査 每年十一月二十日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一ケ

年トス

級委員 每年十一月二十二日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一

ケ年トス

部委員 毎年十一月二十二日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一

ケ年トス

部會計係 毎年十一月二十二日迄ニ之ヲ選出シ任期ハ一

ケ年トス

第九條 役員ノ職掌左ノ如シ

會 長 本會ヲ總理ス

副會 長 會長ヲ補佐シテ會務ヲ監督シ會長自ラ會務ヲ

執ル能ハサルトキハ之ヲ代理ス

特別幹事 會務ヲ指導ス

部 長 部ヲ監督シ兼テ會務ニ參與ス

特別委員 特別會員ヲ代表シ會務ニ參與ス

特別常務員 會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ一般事務及會計事務

ニ従事ス

幹 事 本會ノ一般事務ヲ掌ル

監 査 豫算ノ支出及其決算ヲ監査ス

常務委員 幹事ヲ佐ケテ本會ノ一般事務ニ従事ス

級 委員 通常會員ヲ代表シ會務ニ關スル決議ヲナシ及

第一章 藏前學友會

一般ノ會務ニ従事ス

部委員 部長ノ命ヲ受ケテ部ノ事務ヲ掌リ通常評議會

ニ出席シテ發言ヲ爲ス 但採決ニ加ラス

部會計係 部ノ會計事務ニ従事ス

會 議

第十條 本會全般ニ關スル事項ヲ審議スルタメ特別評議會

通常評議會及常務委員會ヲ置ク

特別評議會ハ副會長、特別幹事、部長及特別委員ヲ以テ之

ヲ組織シ議長ハ副會長之ニ當ル副會長事故アルトキハ其指

名者之ヲ代理ス

通常評議會ハ級委員ヲ以テ之ヲ組織シ議長ハ幹事之ニ當ル

常務委員會ハ幹事、監査、常務委員ヲ以テ之ヲ組織シ議長

ハ幹事之ニ當ル

第十一條 特別評議會ハ會長之ヲ招集シ通常評議會及常務委

員會ハ幹事之ヲ招集ス

特別評議會ハ通常評議會ノ決議ヲ以テ會長ノ許可ヲ願出タ

ル事項ニ就キ會長ニ於テ審議ノ必要アリト認メタルトキ、

其他會長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

通常評議會ハ經常費豫算ヲ編成スルトキ、二部以上ニ渉ル事務ニ關スル事項ヲ審議スルトキ、第三條第二項ニ關スル審議ヲナストキ級委員十名以上ノ要求アリタルトキ、其他幹事ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス、常務委員會ハ通常評議會ノ議ニ付スベキ事項ヲ審議スルトキ、其他幹事ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第十二條 會議ハ半數以上ノ出席ヲ得ルニ非レハ決議ヲナスコトヲ得ス

但シ評議會ニアリテハ已ムヲ得サル事故ニ因リ自ラ會議ニ出席スル能ハサルトキ、其ノ權限ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第十三條 會議ノ議決ハ出席員ノ過半數ニ依ル、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 特別評議會及通常評議會ノ決議ハ會長ノ許可ヲ得テ其効力ヲ生ス

第十五條 通常會員ハ通常評議會ヲ傍聽スルコトヲ得

第十六條 通常會員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス

會費

- 一、通常會費 一ケ年金拾圓
 - 二、入會金 入學年金三圓
 - 三、端艇新造基金 入學ノ年金一圓
 - 四、本學創立六拾周年記念特別積立金 入學ノ年金二圓
- 第十七條 特別會員ハ會費トシテ俸給ノ二百分ノ一ヲ納ムルモノトス

第十八條 通常會員ヨリ臨時ニ費用ヲ徵收セントスルトキハ通常評議會ノ決議ヲ經テ會長ノ許可ヲ受クヘシ

豫算及決算

第十九條 豫算ノ收支決算ハ毎年一回適當ノ方法ニ依リ之ヲ會員ニ報告ス

第二十條 各部ハ毎年十二月十日マテニ當該年度ノ收支決算報告及引繼ヲ行ヒ一月廿日マテニ次年度ノ豫算案ヲ作成シ幹事ノ手ヲ經テ之ヲ評議會ニ提出スヘシ

基本金

- 第二十一條 基本金ハ特定收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十二條 入會金本學創立六拾周年記念特別積立金及經常費剩餘金ハ之ヲ基本金ニ編入ス

第二十三條 基本金ハ會長之ヲ保管ス

第二十四條 基本金ハ當分ノ内之ヲ經常費ニ流用セス

附則

本規則ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則實施ノ際現ニ會員タル者ノ會費ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ據ル

東京工業大學藏前學友會

各部會計施行細則

一、部ノ會計ハ左ノ各號ニ據リ之ヲ取扱フコト

(1) 部割付配當豫算中ヨリ所要金額ヲ支出セントスルトキハ當該部會計係ニ於テ豫メ之ヲ幹事ニ通知スルコト

(2) 幹事ニ於テ部所要金額ノ通知ヲ受ケタルトキハ監査ト共ニ支拂金額ヲ定メ之ヲ本部會計係(監査)ニ通知スルコト

(3) 本部會計係(監査)ハ支拂ヲナスヘキ決定額ニ基キ第二號書式ニ據リ其金額ノ支拂ヲ特別常務員ヲ經テ會長ニ請求スルコト

(4) 總テ金額ノ支拂ヲ受ケタルトキハ第三號書式ニ據リ部會計係ハ本部會計係(監査)ニ本部會計係(監査)ハ特別

第一章 藏前學友會

常務員ニ受領證ヲ提出スルコト

(5) 總テ受領證ハ三ヶ年之ヲ保存スルコト

二、部ノ會計ハ左ノ各號ニヨリ之ヲ公告スルコト

(1) 部ノ會計ハ第一號書式ニ據ル割付配當豫算差引簿ヲ備ヘ收入、支出及殘高ヲ明ニナシ置クコト

(2) 部會計係ハ每學期末ニ於テ割付配當豫算差引簿ヲ監査ニ提出シ會計報告ヲナスコト

(3) 監査ハ部會計係ヨリ會計ノ報告ヲ受ケタルトキハ第四號書式ニ據リ翌學期ノ初メニ於テ之ヲ公告スルコト

昭和十五年學友會役員名簿

| | |
|---------|-----------|
| 會 長 | 中村 幸之助 |
| 副 會 長 | 加藤 與五郎 |
| 特 別 幹 事 | 石 井 信二 |
| 〃 | 石 井 茂 助 |
| 共 濟 部 長 | 梶 島 二 郎 |
| 端 艇 部 長 | 齋 藤 俊 吉 |
| 庭 球 部 長 | 未 定 |
| 卓 球 部 長 | 小 林 良 之 助 |

第三編 關係團體

柔道部長
野球部長
劍道部長
弓道部長
陸上競技部長
蹴球部長
排球部長
籠球部長
モーター研究部長
新聞部長
雜誌部長

小林政一
久末啓一郎
山田良之助
棚橋啓三
内田俊一
木下正雄
久末啓一郎
木下正雄
淺川權八
松本容吉
竹内時男

文藝部長
講演部長
音樂部長
乘馬部長
射擊部長
山岳部長
水泳部長
ラグビー部長
工業經濟研究部長
グライダー部長
空手部長

中原虎男
内田壯
加藤多喜雄
窪島新七
窪島新七
永廻登
富田久三郎
木下正雄
川西正鑑
大槻喬
内田豐作

第二章 藏前工業會

第一項 前身團體

序説 藏前工業會は東京職工學校・東京工業學校・東京高等工業學校・同附設工業教員養成所・東京工業大學卒業生の聯絡・協助・研究等を目的とする同窓團體である。現在の定款に據れば「會員相互ノ親睦ヲ圖リ併テ工業ノ發展ニ資スルヲ以テ目的」とし、此の目的を達成するために「(1)會員相互ノ聯絡並共助ニ關スル施設、(2)母校トノ聯絡ニ關スル施設、(3)工業及工業教育上ノ研究調査並獎勵ニ關スル施設、(4)工業知識ノ普及ニ關スル施設(5)其他必要ト認ムル諸般ノ施設」等を行ふことに規定されてゐる。

その設立は明治三十九年三月であるが、その母體となつたものは機械工藝會と化學工藝會と工業教育研究會である。

藏前工業會の前身團體に關しては「藏前工業會史」には次の如くに記載されてゐる。(藏前工業會誌、第貳百八拾壹號乃至第貳百八拾七號)

本會創立の起原に就ては先づ順序として其以前に於ける母校内の諸團體より叙せざるべからず。即ち明治十四年母校の創立せられし以來、生徒及卒業生間に成美會・循誼會・窯業會・工業會・同窓會等種々の團體あ

り。降つて明治二十八九年の交に至り、此等従前の諸團體は化學工藝會及機械工藝會の二團體の下に綜合せられ、又附設工業教員養成所の生徒及卒業生間には別に工業教育研究會なるもの組織せられたり。爾來此等の團體は何れも健全に發達しつつありしが、時勢の推移は永く各團體の並立を許さず、各科聯携輯睦の要は早くも出身有志者間に唱導せられ、遂に明治三十九年三月に至り三者合同して名を「藏前工業會」と改め、時の母校長手島精一先生を會長に推戴し、鳥谷部末治・山口務（貴雄）の兩君を幹事長とし、茲に始めて本校及養成所の各科出身者を打つて一丸とせる全校同窓會を形成するに至れり。之を本會創立の起原と爲す。以上に據つても知らるる如く、藏前工業會は明治三十九年に突如として開會せられたものではなく、機械工藝會・化學工藝會・工業教育研究會等を有力なる母體として結成されたものである。以下開會の順序に従ひ化學工藝會・機械工藝會・工業教育研究會の順にその前身團體を記して見よう。

化學工藝會

發會 化學工藝會は明治二十四五年頃に當校化學工藝部在學生を中心として設けられた。後述の如く明治二十七年六月に初めて會誌「化學工藝會誌」が發行されたが、その「會誌發刊ノ主旨」の中に、「曩ニ我校化學工藝部學生諸彦ガ彼我ノ親睦ヲ厚ウン相互ノ知識ヲ交換スルノ目的ヲ以テ本會ヲ組織セラル……爾來物替リ星移リ茲ニ三年有餘」と述べられてゐる所を以てすれば、會誌發行の明治二十六年より三年有餘以前に化學工藝部在學生が此會を創設したものらしい。

創設當時の狀況は詳細には判らない。當時の會則も見當らない。然し當時の狀況は餘り振はなかつたものらしい。前掲「會誌發刊ノ主旨」には當時の狀況に關し「曩ニ我校化學工藝部學生諸彦ガ：本會ヲ組織セラルルヤ其勢未ダ容易ニ振ハズ會員諸君ノ熱心ト忍耐トヲ以テ僅ニ其命脈ヲ維持スルニ過ギズ」と述べられてゐる。又、土居川佐一郎氏は當時の本會の事業に關して、僅に「我會ハ夙ニ此ニ見ル所アリ、之ヲ内ニシテハ在生ノ交誼ヲ暖メ、之ヲ外ニシテハ卒業生トノ連絡ヲ計リ、專ラ統一ヲ旨トシ、中堅ノ將帥ヲ以テ自ラニ處ル」と記述してゐる。「化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月」。

従つて創設當初の狀況は化學工藝部在學生中心の親睦團體に過ぎなかつた。例へば明治二十七月十九日に化學工藝會の第二十五回通常會が開かれてゐるが、會合の狀況は唯親睦會程度のものに過ぎなかつた。(化學工藝會誌・第一輯・明治二十七年六月)。

當時は全校在學生を會員とする「校友會」の化學工藝會の如き觀を呈してゐたものであつて、後に會誌發行の際に定められた「會則」に於て在學生を通常會員とし、卒業生を特別會員と定めたのも、斯る歴史に基くものであらう。

會則の制定 然るに年月の経過と共に此會の擴大強化が考へられ、明治二十六年に至り化學工藝會の卒業生並に在學生の大同團結が要望せらるるに至り同年六月新に「化學工藝會會則」を設け、機關誌「化學工藝會誌」の發行を企劃さるるに至つた。平野耕輔氏は明治二十七年七月に當時の狀況に關して「爰ニ本部有志者諸君ノ熱心ニ依リ卒業生並ニ在校生ノ一團合成ラントシ機關タル會誌ノ發行アルヲ聞キ欣快措ク能ハズ」

と祝してゐる。(化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月に據る)。

斯くて新しき會則が制定せられ、本會會員を通常會員・特別會員に分ち(註、此は以前からさうであつたらしい)、通常會員は東京工業學校化學工藝部生徒を、特別會員は同部卒業生及同部に關係ある者を以て組織し、別に本邦化學工業に關係ある者を贊助員に請ふことにした。そして會の目的は「主トシテ會員相互ノ親睦ヲ計リ傍ラ化學工業ニ關スル諸般ノ問題ヲ研究スル」こととした。その主なる事業は會合及び會誌の發刊で、會合は七、八月を除き毎月一回通常會を開き六月十二月に大會を開くことであつた。會誌に就ては後述する。當時の「化學工藝會會則」の全文を擧げると次の通りである。(化學工藝會誌、第一輯、明治二十七年六月)

化學工藝會々則

第一條 本會ヲ化學工藝會ト稱ス

第二條 本會ハ東京工業學校化學工藝部生徒(通常會員)卒業生及ヒ同校化學工藝部ニ關係アルモノ(特別會員)ヲ以テ組織シ又特ニ本邦化學工業ニ功勞アルモノヲ請フテ贊助員トナス

第三條 本會ノ目的ハ主トシテ會員相互ノ親睦ヲ計リ傍ラ化學工業ニ關スル諸般ノ問題ヲ研究スルニアリ

第四條 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ會合ヲナシ會誌ヲ發刊ス

通常會毎月一回(七八ノ二ヶ月ヲ除ク)開會ス

大會 六月十二月ノ兩度開會ス

但シ會誌ニ關スル條項ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 本會ノ庶務ヲ整理スルタメ理事三名ヲ置キ各年級ヨリ一名宛撰擧スルモノトス

但シ其ノ任期ハ六ヶ月トシ再撰スル事ヲ得

第六條 通常會員ハ通常會ニ出席ノ有無ヲ問ハス特別會員ハ出席ノ都度會費トシテ毎會金六錢ヲ納ムルモノトス

第七條 本會ヘ入會又ハ退會セント欲スルモノハ其旨理事ニ申込ムベシ

第八條 會員中其々會則ニ違犯シ或ハ本會ノ體面ヲ汚スカ如キ所行アル時ハ全會協議ノ上除名スル事アルベシ

第九條 總テ此會則ハ會員五名以上ノ同意者アル動議ニシテ出席員過半數ノ賛成ヲ得ルニアラザレバ變更加除スル事ヲ得ズ

會誌の發刊 明治二十七年六月に會誌を發行することとなり、六月二十八日附を以て「化學工藝會誌」第一輯

が發行された。「會誌發行ノ主旨」を擧げると次の通りである。(化學工藝會誌・第一輯より)

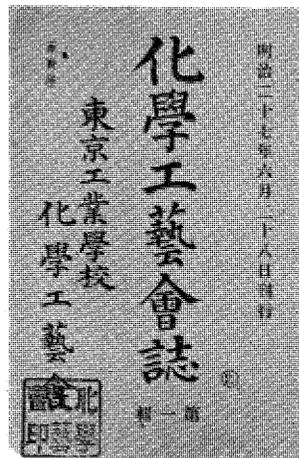
會誌發行ノ主旨

物集リテ萬象茲ニ形ヲ成シ事合シテ森羅茲ニ體ヲ表ス見ヨ澎湃タル彼ノ蒼海其源只ダ點滴ノ溪水ノミ又見ヨ巍峩タル彼ノ泰山之ヲ分テバ一塊ノ土壤ノミ蓋シ我化學工藝會ノ沿革之レニ類スルアル乎曩ニ我校化學工藝部學生諸彦ガ彼我ノ親睦ヲ厚フシ相互ノ知識ヲ交換スルノ目的ヲ以テ本會ヲ組織セラル、ヤ其勢未ダ容易ニ振ハズ會員諸君ノ熱心ト忍耐トヲ以テ僅ニ其命脈ヲ維持スルニ過ギズ當時ノ形勢所謂彼ノ點滴ノ溪水一塊ノ土壤ノミ爾來物替リ星移リ茲ニ三年有餘其間泣テ業ヲ卒ユルノ舊相識ヲ送リ笑ツテ校ニ入ルノ新知己ヲ迎ヘ新陳代謝幾多ノ變遷アリト雖モ而カモ儼然トシテ其志ヲ屈セズ以テ今日ニ至ル先進諸君ノ本會ニ盡ス亦多ナリト謂フベシ今ヤ會員愈加ハリ會務益其歩ヲ進メ化學工藝會ノ名ハ化學工藝部ノ名ト共ニ其榮ヲ競ヒ鬩々乎トシテ日ニ月ニ盛大ナ域ニ進ム之豈蒼海ノ澎湃トシテ天地ヲ捲キ泰山ノ巍峩トシテ雲表ヲ突クモノニアラズヤ此ニ於テ乎本會ハ百尺竿頭更ニ一步ヲ進メテ茲ニ一ノ雜誌ヲ發刊シテ相互研究ノ事項ヲ報告シ合セテ各自ノ動靜ヲ審ニシ以テ其智見ヲ戰ハシ其親睦ヲ圖ラント欲ス諒フ聊カ其主旨ヲ辯ゼン

熟々眼ヲ我國工業界ニ注ギ之ヲ現在ニ鑑ミ未來ニ考フル時ハ吾人ヲシテ喜バシメ悲マシムル者一ニシテ足ラズ夫レ社會ノ進歩

スルヤ進歩スルノ日ニ進歩スルニ非ズシテ必ズヤ之ヲ生ゼシムル處ノ原動力アツテ存スル事歟々贅言ヲ俟タズ泰西文物ノ今日アル所以ノ者其由來スル所固ヨリ一朝ノ事ニ非ズ然リ而シテ我國維新以來星霜僅ニ廿十七而カモ泰西ノ科學一瀉千里ノ勢ヲ以テ輸入セラレ就中化學工藝ノ如キハ大ニ本邦實業界ニ萬鈞ノ力ヲ添へ事々物々改良ヲ加へ且ツ嘗テ夢想セザル新事業ヲ現出シ其進歩更ニ底止スル所ヲ知ラザルモノ、如シ之レ吾人ノ最モ喜ブ所ノモノナリ翻ツテ本邦從來ノ習慣ヲ見ルニ學者ト實業家トハ全ク相隔離シ實業家ハ苟メニモ學理ノ如何ヲ顧ミス學者亦實地ノ重ンズベキヲ察セズ此ニ於テカ學者ハ空論ニ走り實業家ハ迂遠ニ失ス之レ事業ノ進歩未ダ顯著ナラザル所以ニシテ現今尙ホ往々此ノ惡習ノ存スアルヲ見ル豈悲シムベキノ現象ニアラズヤ凡ソ如何ナル事業ト雖モ實修ト學理ト相伴ハザルベカラザル茲ニ復説ク事ヲ要セズ若シ夫レ此ノ惡習ニシテ速ニ洗滌スルニアラズンバ工業ノ進路ハ爲ニ杜絶セラレ國富ノ發達ハ得テ望ムベカラザルニ至ラン

以上述ブル如ク現時ノ工業界ニ於テハ喜悲反對セル二個ノ現象ヲ呈セリ此ノ時ニ當テ茸ヲ苴リ蒙ヲ啓キ兩々調和以テ實業界ノ活氣ヲ促ガシ舊來ノ面目ヲ一新セン事將タ誰ノ責任ゾヤ吾人不肖ナリト雖モ亦身ヲ斯學ノ研究ニ委ヌ奮進提起幸ニ諸賢ノ驥尾ニ附シ聊カ卑見ノ存スル所ヲ披瀝シテ以テ廻瀾ヲ既倒ニ反サント欲ス只憾ム其已ニ本校ノ業ヲ卒ヘタル諸彦ニシテ或ハ北海ノ濱ニ海草ヲ嘗メ物事ノ幻理ニ幾多ノ感ヲ浮ベラル、モノアリ或ハ山野ニ草花ヲ摘ンデ色素ノ妙奧ニ拍手快哉ヲ覺ヘラル、モアラン是等皆岳千里處ヲ異ニシ親シク其高説ヲ叩クヲ得ズ又其動靜ヲ知ルニ由ナカラシム而シテ亦本會ノ盛衰汚隆ニ關シ諸氏ノ謀議ヲ要スルモノ少シトセズ之レ即チ此ノ報告ヲ發刊シテ與ニ謀リ俱ニ鑑ミ彼我相助ケ有無相通ジ一ハ以テ智識ノ交換ヲ謀リ



化學工藝會誌 第一輯

一ハ以テ相互ノ親睦ヲ厚シ聊カ我實業界ニ補スル所アラント欲スル所以ナリ呼枯木花ヲ咲カシメ化石言ハシムルハ現時ノ狀勢ニアラズヤ然ルヲ況ンヤ斯道ニ熱心ナル會員ノ集合體ヲ以テ許スモノ豈枯木化石ニダモ如カズシテ可ナランヤ諸氏夫レ之ヲ諒トシ幸ニ一臂ノ力ヲ借スニ咨ナル勿レ聊カ卑意ヲ陳シテ主旨ニ換エト云爾

「化學工藝會誌發行規則」に據ると、同誌は當分毎年三月十月の二回發刊され、編纂のため六名の委員を置かれた。「化學工藝會誌」第一輯は、會誌發刊の主旨・論說・雜錄・雜報、本會記事・會告の諸欄に分れてゐる。「化學工藝會誌」發刊の中心となつたものは、當時の二、三年在學生であり、富田榮太郎氏(當時化學工藝部二年生)などが中心となつてゐる。

其後の變遷 明治二十八年頃より本會の革新が議せられたらしく、翌明治二十九年一月十八日には新年宴會を兼ねて大會が開かれ、岡本金一郎氏が有志を代表して「本會ヲ革新シ立脚ノ地ヲ固メ將來益々親睦ヲ結び相提携シテ事業ヲ成サンコト」を述べ滿場の贊成を受け卒業生在校生から整理委員が選定された。その結果同年六月には會則が改正せられ、從來の在校生中心が改められて卒業生在校生共に通常會員とすること、化學工藝關係の工業教員養成所在學生卒業生を加ふること、地方部會を設くること等が決定した。(化學工藝會誌・第五輯・明治二十九年六月)

同時に東京部會を設け「東京化學工藝會規則」を定め、次いで各地に部會を設け、明治二十九年十月名古屋部會では大會を開いて「名古屋化學工藝會規則」を制定し、又翌三十年一月には「兩毛地方では兩毛部會」を設立された。(當時の化學工藝會誌)

其後、明治三十二年當校同窓會の設立に伴ひ、同年六月三十日に化學工藝會は解散された。之に關しては後述する。

機械工藝會

發會 之より先、明治二十九年に機械工藝會が結成された。機械工藝會は當校機械科在校生を通常會員とし、當校職員及卒業生を特別會員とし、「會員相互ニ氣脈ヲ通シ協同シテ工業ノ振起並ニ交互ノ智識ヲ交換スルヲ以テ目的」として設立された。その設立の時期は「機械工藝會誌」が發刊された明治二十九年三月頃であつたらしい。(機械工藝會誌・第一號)發會と同時に會則の制定と會誌の發行が行はれた。

會則制定 當初の會則は、化學工藝會と同じく在校生を中心とするものであり、卒業生は特別會員となつてゐるし、後述の如く役員も幹事・庶務員・編輯員・會計員共に在校生で當つてゐた。當初の會則を次に掲げる。(機械工藝會誌、第一號に據る)

機械工藝會規則

- 第一條 本會ヲ機械工藝會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ニ氣脈ヲ通シ協同シテ工業ノ振起並ニ交互ノ智識ヲ交換スルヲ以テ目的トス
- 第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メニ雜誌ヲ發行シ之ヲ會員ニ頒ツ
- 第四條 本會ハ東京工業學校内ニ設ク

第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、通常會員 本校機械科在學生

二、特別會員 本校職員並ニ卒業生

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 但科長ヲ推ス

幹事 三名 但職員中ヨリ一名通常會員ヨリ二名(兼務)

會計係 二名 但主任一名(職員中ヨリ) 通常會員ヨリ一名

編輯員 五名 但主任一名(職員中ヨリ) 通常會員ヨリ四名

庶務係 四名 但主任一名(職員中ヨリ) 通常會員ヨリ三名

地方委員 若干名

第七條 通常會員ヨリ左ノ役員ヲ互選ス

三年生ヨリ五名 二年生ヨリ二名 一年生ヨリ一名

第八條 會長ハ本會ニ關スル事務ヲ總理ス

第九條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第十條 會計係ハ本會ニ關スル會計ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 編輯員ハ雜誌ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 庶務係ハ通信並ニ雜誌ノ配布及ヒ會員移動ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 地方委員ハ便宜各地ニアル會員ニ囑託シ其地方ノ通信並ニ會費ノ收集ヲ掌ル

第十四條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ毎年六月之ヲ改選ス但シ再選スル事ヲ得

第十五條 會員ハ入會ノ際各住所姓名及ヒ住所ヲ詳記シ幹事ニ差出ス事

但シ移動アル時ハ直ニ通知スル事

第十六條 本會々員ハ左ノ會費ヲ納ムルモノトス

通常會員 一ケ年六拾錢 但入會ノ際入會金トシテ金拾五錢ヲ納ムルモノトス

特別會員 一ケ年壹圓 但在地方ノモノハ郵券代用不苦

第十七條 毎年六月及ヒ十二月ノ二回ニ於テ會計決算ノ報告ヲ誌上ニ掲載スル事

第十八條 本會ハ毎年一回東京ニ於テ總會ヲ開ク

但其期日幹事之ヲ定ム

第十九條 本會規則ハ改正ヲ要スル時ハ會員五名以上ノ賛成ヲ得テ之ヲ幹事ニ提出シ役員會ノ決議ニヨリ定ムルモノトス

但決議ハ半數以上ノ賛成ヲ要スルモノトス

第二十條 會員ニシテ其義務ヲ怠リ若クハ本會ノ體面ヲ汚スモノハ役員會議ノ上除名スルモノトス

此の規則に於て注目すべきことは、(1)當初の會が機械科在學生中心になつてゐたこと、(2)特別會員は機械科卒業生のみならず他科の卒業生をも包容して單に「本校卒業生」として規定してゐる點である。そして(2)の特色は後述の如く明治三十九年に更に強化されて機械工藝會の門戸開放に基く藏前工業會の誕生となつて結實してゐる。

當時の役員は阪田教授を會長とし助教・書記が庶務會計の主任となり在校生が之を助けてゐる。(機械工藝會

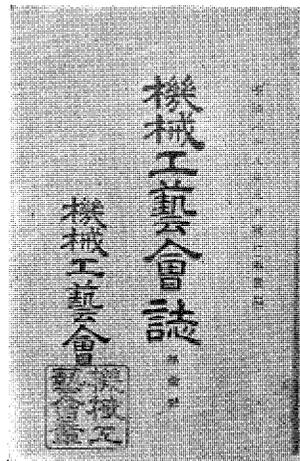
會誌の發刊 同時に會誌「機械工藝誌會」第壹號が明治二十九年三月附を以て發刊された。發刊の趣旨は次の通りである。(機械工藝會誌、第壹號)

發行ノ趣旨

回天事業奈空舉トハ吾人ノ常ニ口ニスル所管ニ之ヲ口ニスルノミナラズ眞ニ其然ルヲ知ルナリ凡ソ社會ニ立テテ事ヲナサントスルニハ獨力ノ能クスベキ所ニアラズ故ニ協同ノ聲團結ノ叫ハ常ニ聞ク所ナリ而テ吾人同窓ノ者ノ如キハ社會ニ立ツニ方リテハ終始相提携スルニアラサレハ一モ満足ノ結果ヲ得ル能ハサルハ吾人ノ疾ニ認知スル所ナリ而テ昨年戰勝ノ結果ハ實業ノ必要遽カニ迫リ來リテ其勃興ヲ促カシ今年ノ社會カ吾人ヲ見ル事實ニ昨年ノ比ニアラス吾人ノ責任愈々重キヲ加ヘ來レリト謂フヘシ是ニ於テ乎遠近相應シテ偕ニ提携扶助スルニ非サレハ此ノ重任ヲ負テ以テ能ク社會ノ希望ヲ滿タスニ足ラサルハ亦吾人ノ疾ニ認知スル所ナリ

熟ラ我校ノ狀情ヲ案スルニ生徒ノ校内ニアル事日ニ八時間之ヲ他校生徒ニ比スルニ多キ事二時間餘ナリ校ニ在ルノ時多ケレハ互ニ相見ルノ時亦多キカ如クナルモ食事時間三十分ノ他ハ皆孜々トシテ其業ニ就クヲ以テ同シク校内ニアリト雖モ異級ノモノ相會シテ互ニ相談シ相親ムノ機ハ之ヲ他校生徒ニ比スレハ實ニ尠ナルナリ春秋二期ノ運動會修學旅行ハ實ニ唯一ノ好機會ナリトス校ニ在ルノ日既ニ此ノ如シト雖モ猶互ニ相圖リ相談シテ互ニ裨補スルノ機會全ク之レナシト謂フヘカラス然リト雖モ一旦三年ノ業ヲ卒リテ各地ニ散在スルヤ皆專心其職ニ從事シテ容易ニ相會スルヲ得ス而シテ後進諸輩ニアリテハ先進諸輩ノ扶助指導ヲ受クルノ必須ナル事ハ歷々事實上ニ感スル所ニシテ其之ヲ得ント欲スルノ熱望タル豈ニ尋常一様ノモノナランヤ而シテ其學ヲ所ヲ同シクシ又其師ヲ同クスルニモ拘ハラズ唯一覽ノ上ニ其姓名ヲ讀ムノミニシテ其人ヲ知ル事ヲ得ヌ是レ後進輩カ常ニ憾トスル所ナリ故郷忘レ難キハ是レ人情ノ常況ンヤ誰カ其家ヲ忘ル、モノアランヤ一タヒノ業ヲ卒ヘテ此ノ校ヲ去ルト雖モ東京ハ實ニ吾人カ學業ノ故郷ニシテ工業學校ハ是レ吾カ家ナリ恩師此ニアリ後進ノ輩亦是ニアリ故ニ工業學校ノ盛衰ハ即チ是

レ我カ家ノ休戚ニシテ常ニ其消息ニ耳ヲ傾ケ須臾モ忘ル、能ハサルハ是レ卒業生ノ眞相ナリ而シテ常ニ之ヲ得ルノ機ニ乏シキハ是レ先進輩ノ常ニ憾トスル所ナリ夫レ此ノ如クニシテ今日ノ工業界ニ處スルヲ以テ往々隔靴搔痒ノ嘆アルハ吾人ノ常ニ耳ニスル所ナリ是ヲ以テ曩ニ工業會ノ設立アリシカ種々ノ事情ニ制セラレテ一タヒ廢滅ニ歸スルノ止ムヲ得サルニ至レリト雖モ豈ニ是レ其眞相ナランヤ其必要ヲ感スル事ハ日ニ益々其度ヲ加ヘ來レルナリ此ニ於テ乎本會ノ設立期セスシテ成ル希クハ之ニ由テ以テ先後ノ師弟相會シ内ハ以テ互ニ益々相親ミ相磨キ外ハ以テ吾人ノ意思技倆ヲ社會ニ表明シ社會ヲシテ我校ノ眞價ヲ了知セシムルト共ニ益々進テ其眞價ヲ發揚セン事ヲ汽罐アリト雖モ汽管ノ以テ汽機ト連絡スルナクンハ其用ヲナス事能ハサルハ吾人ノ熟知スル所ナリ願フニ今ヤ機械工藝會ノ設立アリト雖モ其會員タルヤ皆各地ニ散在シ若クハ散在セントスルモノニシテ其見ル所其得ル所モ亦各相同シカラス而シテ吾人同窓ノ子弟其意見ヲ叩キ或ハ見聞スル所ヲ述ヘテ扶助提携セント欲スト雖モ工業界ハ益々多忙ニシテ加フルニ各地ニ散在スルニ於テハ容易ニ相會スルノ機ヲ得サルハ亦喋々ヲ要セサルナリ乃チ工藝會ノ設立アリト雖モ恰モ汽管ナキノ汽罐ノ如ケン是レ雜誌發行ノ必須ナル所以ナリ假令ヒ先後ノ諸輩相隔離シテ相見ルヲ得スト雖モ互ニ誌上ニ其見聞ヲ吐露シ其思フ所ヲ述ヘテ以テ相包藏スル所ナクンハ誠心ハ互ニ相見ユルモノナリ誠心ノ注フ所其影彷彿トシテ紙上ニ見ルヘシ希クハ之ニ由テ以テ未ダ相見サルノ輩モ亦同窓ノ下ニアルガ如ク内ハ胸襟ヲ開キテ相談シ相圖リ以テ互ニ其知ヲ深奧ニシ外ハ遠近相呼應シテ一體ナル事恰モ一タヒ辨ヲ開ケハ凡百ノ機械整々トシテ運轉スルカ如ク優ニ其任務ヲ悉シテ工業界ヲ睥睨シ社會ヲシテ我校ノ眞價ヲ了知セシメ愈々進テ其眞價ヲ發揚セン事ヲ



(號一第)・誌會藝工械機

「機械工藝會誌」第壹號の目次は論說・記事・雜錄・雜報・廣告に分れ、就中、如竹生氏の論說には當時の實業界の欠陥を指摘し、日本工業精神の樹立を叫んで侃諤の雄辯を振つてゐる。

斯くして當校には化學工藝會と機械工藝會の二つの大きな團體が生じ夫々機關誌「化學工藝會誌」「機械工藝會誌」を發行することゝなつたが、共に當校の在校生卒業生の組成するものであり、やがては大きな使命の下に統合せらるべき運命を胎み、この事は機械工藝會誌創刊の當初より叫ばれてゐた。例へば同誌に於て如竹生は「雜誌發刊ニ際シ一言ヲ寄ス」に於て左の如く述べてゐる。

筆ヲ收ムルニ臨ンデ校長手島先生ノ餘輩ニ演說シテ「機械工藝ト化學工藝トハ車ノ兩輪ト一般決シテ離ル可カラス」ノ言ヲ特記シテ百尺竿頭一步ヲ進メテ兩部工藝會ノ合同ノ速カニ結成センコトヲ庶企ス

そして同年十二月二十五日には、上野松源樓で「在京化機兩科卒業生有志年會」が催されたが、化學方面十六名、機械方面十二名、計二十八名の卒業生が參集し、席上「何時まで化學の機械のとわけへだてを付てゐる、ソナ目玉の小さいことでは困るじゃない乎」と憤激する者が多かつた。(化學工藝會誌、第七號、明治三十年二月)斯る待望は後述の如く藏前工業會の發會と共に達成されたのである。

其後の變遷 次いで同三十年五月八日役員會に於て電氣機械分科・工業教員養成所金工科關係者を包容することを議せられたが(機械工業會誌、第七號、明治三十年六月)。同年十月十七日に機械工藝會の總會が兩國の村樓に開かれ、規則改正の件が議せられた。そして從來の在校生中心主義より卒業生中心へ、即ち卒業生を正會員とし、在學生を准會員とすること等が提案された。之に關しては議論は出てゐないが、單に機械科卒業生だけ

とするか電気機械分科卒業生をも含めるかに關して議論を生じ、結局多數を以て電気機械分科卒業生を含めることとなつた。即ち第四條の會員に關し、正會員としては「東京工業學校機械科及電気機械科卒業生」とし、准會員としては「東京工業學校機械科及電気科在學生」と改めたのである。(機械工藝會誌、第九號、明治三十年十二月)

同窓會の成立(附、化學工藝會の解散)

同窓會の發會 明治三十二年一月十日に愈々待望の同窓會が設立せられた。

之より先、化學工藝會と機械工藝會との統合は、卒業生有志の熱烈なる希望となり、前述の如く明治二十九年十二月二十五日には上野松源樓に於て「在京化機兩科卒業生有志忘年会」が催された位であつたが、當時は兩會の外にも種々の團體があり、雜然と併立してゐた。即ち當時當校出身者の團體としては化學工藝會・機械工藝會の外にも甲午同窓會・藏前染織同級會・工業教育研究會・織物見本蒐集會・上毛同窓會・機械圖銅版同志會・窯業科同窓會・愛工會・岐阜縣工友會・三重縣同窓會等々の會があつた。

斯る小團體の大同團結は愈々明治三十年頃から企畫されたやうである。同年二月發行の「化學工藝會誌」第七號には「新團體將さに起らんとす」との見出しで次の記事が掲げられてゐる。

機械化學兩科聯合論は久しき以前より唱導せられて、而して容易に行はれず、在再今日に至りしが、時機漸く熟したるもの歟
某會と稱する新團體は遠からずして組織せられんとする風説あり、今組織の概要を聞くに

一、會員は舊東京職工學校及東京工業學校卒業生に限る事

二、本部を東京に支部を大阪に置く事

三、會誌を發刊して會員に頒つ事

四、時々會合して交誼を温むる事

なりといふ。果して此會にして成立するに至らば、化學科卒業生諸氏は化學工藝會よりして、機械科卒業生諸氏は機械工藝會よりして、袂を連ねて脱會することとなるべければ自然兩工藝會に尠からざる影響を及ぼすこととなるべし

而して斯る計畫は明治三十二年一月十日、東京工業學校出身者新年宴會が、英國留學の藤井龍藏、小池熊吉兩氏の送別會を兼ねて、江東の中村樓で開かれたが、開會に先ち「兼テ計畫アリシ東京工業學校同窓會ノ組織ニ關シ」機械工藝會員谷崎安太郎氏が有志十數名を代表して同窓會設立の必要を説いた處、滿場の喝采を得て容れられたので、豫て準備した會則略案を朗讀し、且つ會長として阪田貞一氏を推し、(註、手島精一氏は明治三十一年一月十八日から翌年二月十日まで病氣で退官し、其間は阪田氏が校長になつた)會務の進行は會長に一任する事等を諮つて、此亦滿場の賛成を得た。(機械工藝會誌、第一四號、明治三十二年二月)その後、評議員は評議員會の會務を進めた。(東京工業學校同窓會報告、第壹回、明治三十二年)

會則の制定 斯くて愈々五月十四日午後二時に日本橋俱樂部で發會式が擧げられた。(同窓會報告、第壹回)。そして「東京工業學校同窓會規則」が制定されたが、最初の會則は「東京工業學校出身者並ニ同校緣故アルモノ」を以て組織し「同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的」とすることに定められた。工業教員養成所卒業生も含まれる

ことは、前掲第一回評議員會に於ける「本校職員及工業教員養成所卒業生は總て會員たるを得ること」なる決議に依つても知られる。(東京工業學校同窓會報告、明治三十二年)。當時の會則を次に掲げる。(當時の機械工藝會誌に據る)

東京工業學校同窓會規則

第一條 本會ハ東京工業學校出身者並ニ同校ニ緣故アルモノヨリ組織シ同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的トス

第二條 本會事務所ヲ東京工業學校内ニ置ク

第三條 本會ニ名譽會員ヲ置キ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ推薦ス

第四條 本會ニ會長一名幹事四名評議員二十名ヲ置ク

第五條 會長ハ評議員ノ協議ニヨリ名譽會員中ヨリ推薦ス

第六條 評議員ハ投票ニ仍リ在京會員中ヨリ選舉シ幹事ハ評議員中ヨリ互選ス

但評議員及幹事ノ任期ハ一ケ年トシ重任スルヲ得

第七條 毎年一回總會ヲ開キ會務ノ報告役員ノ改選其他重大ナル事件ヲ協議シ又必要ニ際シ評議員會ヲ開ク

第八條 會員ハ會費トシテ毎年金六拾錢ヲ前納スルモノトス

第九條 會員ノ動靜及會務ノ報告等ヲナサンタメ毎年四回以上報告書ヲ發刊ス

化學工藝會の解散

斯くの如く東京工業學校卒業生の大同團結成りし結果、化學工藝會は卅二年四月一日福田亭に於ける總會に於て同會解散の決議をなし、六月卅日を以つて解散する事となつた。當時の記録は次の如く傳へてゐる。(前掲同窓會報告、第壹回)

化學工藝會の解散

同會多數の會員は兼て化機兩科合同の會合を希望し居りしが今回幸に我同窓會の成立せし上は最早同會を併存せしむるの必要なしとの意見を抱く者多く去四月一日福田亭に於ける總會に於て決議の結果終に來る六月卅日を以て解散する事となれり尙同會にては解散前終刊として雜誌を發行する筈なりと云ふ

因に化學工藝會誌第十二號は、六月卅日まで發行する豫定ではあつたが、遂に發行の運びに至らなかつたものらしい。

猶ほ此時、機械工藝會の方は解散せずして存續し、後述の如く漸く明治三十九年藏前工業會發會の際に之に統合されたが、機械工藝會が何故解散しなかつたかに關しては、先般内村達次郎氏より次の回答を得た。

化學工藝會が解散したるに機械工藝會が何故解散しなかつたかの御質問に對しては、化學工藝會は資産とては一文もなく、極めて身輕なるに對し、機械工藝會は相當の基金を有し然も其基金は俱樂部株の事務所を建設する爲めとて募集したるものなるが爲め、當局者が輕々に取扱兼ねたるに因る。

會誌の發刊 是より先、當校同窓會は會誌を發刊することとなり、明治三十二年五月十二日に「東京工業學校同窓會報告、第壹回」が發刊された。發刊の辭は次の通りである。

發刊の辭

本會規則第一條に云く、「本會ハ東京工業學校出身者並ニ同校ニ緣故アルモノヨリ組織シ同窓ノ友誼ヲ保全スルヲ以テ目的トス」又その第九條に云く「會員ノ動靜及會務ノ報告ヲ爲サンガ爲メ毎年四回以上報告ヲ發刊ス」と、嗚呼、報告發刊の趣旨たる、概ね實に此の如きのみ、若未成文以外の感懷は、以心傳心、自から吾人同志の間に首肯せらるゝ

ものあらん、此を發刊の辭と爲す、

同誌には手島校長の「同窓會員ニ寄ス」なる挨拶の外（註 此時には手島氏は校長復任）に、本會記事・會員動靜・各地通信・雜報、會告・廣告欄に分たれてゐる。次に手島校長の挨拶を掲げる。

同窓會員ニ寄ス

手島 精一

東京工業學校同窓會ハ明治三十二年一月組織セラル而シテ其目的タル同校及工業教員養成所出身者並ニ同校ニ緣故アルモノ、友誼ヲ保全スルニ在リ惟フニ朋友相會スルハ管ニ親睦ヲ温ムルニ止マラス切蹉ノ効益亦多シ況ヤ同一學窓ノ下ニ在テ苦樂ヲ共ニシタルモノニ於テオヤ現今同校出身者ハ其數少カラス全國到ル所煙突ヲ有シ若クハ苟クモ工場會社ノ體裁ヲ具フル所ニハ出身者ノ業務ヲ執ラサルモノ幾ト希ナリ又工業教員養成所出身者ニ在テハ地方工業學校ノ教職ニ從事シ將來ノ工業者ハ亦是等諸君ニ依テ養成セラル故ニ同校ノ教育ヲ受ケタルモノハ主トシテ實務ト教職トニ從事スルニアレハ我國工業界ノ原動力中大部分ヲ占メ我工業ノ進否ヲ左右シ得ルト云フモ敢テ誇張ノ言ニアラサルヘシ豈亦盛ナラストセンヤ然レトモ此等多數出身者中其專修セシ所ヲ異ニスルニ依リ自ラ專修ノ科目ニ偏倚スルノ傾向ヲ生シ易キハ遺憾ナキ能ハサルナリ若シ夫レ同一專門ノ學術ヲ修メタルモノ互ニ切蹉スルノ有益ナルハ勿論ナレトモ縱ヒ專門ヲ異ニスルモノト雖互ニ知識ヲ交換シ相貢獻スルノ利益アルハ復タ疑ヲ容レサル所ナリ今ヤ先輩諸君ノ盡力ニ依リ廣ク同校出身者ヲ網羅シ一大團體ヲ組織セラレタルハ此目的ヲ達スル唯一ノ機關タラサルヲ得ンヤ余カ如キ職ノ同校ニ執ルモノハ特ニ此舉ヲ祝スルノミナラス亦我國工業界ノ爲メ賀スヘキコトタルヲ以テ余ハ本會ノ隆盛ヲ切望シテ止マサルナリ然リト雖本會ハ未タ創始ニ屬スルヲ以テ其基礎ヲシテ益々鞏固ナラシムルト否トハ實ニ先輩諸君ノ奮發盡力ノ如何ニ存ス希クハ諸君カ本會ヲ組織セラレタル當時ニ於ケル勇氣ト忍耐トヲ永遠ニ繼續セラレテ功ヲ一實ニ缺クノ憾ナカラシメンコトヲ茲ニ抑カ所感ヲ述ヘ本會ノ成立ヲ祝シ併セテ其隆盛ヲ祈ル

「帝國の工業發刊」前掲「同窓會報告」は第何回まで發行されたか判らないが、明治三十五、六年頃から「帝國の工業」なる機關誌の發行に改まつたらしい。當時の「帝國の工業」には「東京高等工業學校同窓會は「帝國の工業」の下に大に活動せんと欲す。而して今や相互の關係を知らん爲毎月一回づつの雜誌を發刊し紀元節の前日を以て一新の期とす」と廣告されてゐる。「帝國の工業・第三號・明治三十六年二月十日」資料が無いので此間の経過は明確には判明しない。

其後の變遷 其後、本同窓會が如何なる變遷を辿つたか、「帝國の工業」誌が何時まで發行されたか、明瞭でない。明治三十九年に藏前工業會が發會された當時、同窓會がどんな状態であつたかを伺ふ資料は藏前工業會發會當時の資料には見當らない。我々の手許にある資料は、「帝國の工業」が明治三十六年七月十四日に第八號を出すまで引續き發行されてゐたことを知り得るに過ぎない。

然しながら此の同窓會は機械工藝會員が別に機械工藝會を擁立してゐる關係上同窓會に消極的な態度となり、爲に餘り振はなかつたらしい。内村達次郎氏は當時を回想して先般次の如く説明してゐる。(内村氏よりの書翰)

明治三十二年化學工藝會は解散して一時的に同窓會なるものが出來たが、實を申せば機械工藝會員の大半は一向乘氣がせず、在再七、八年を経過した。即ち同窓會は魂の無い空虚な會とでも申して然る



(號二第) 業工の國帝

べきか。

而して後述の如き手島校長の洋行不在も斯る衰退を強めたものであらう。

工業教育研究會

是より先、明治二十九年頃工業教員養成所在校生並に卒業生の間に工業教育研究會が結成され、機關誌として「工業教育研究會報告」(後に「工業教育」と題する會誌が發行された。此等に關しては、前掲「工業教員養成所」の項で述べたから再述を控える。(四六五頁參照))

そして前述の如く其後「工業教育」誌も發行が絶え、工業教育研究會も勢揚らざる状態にあつたが、愈々藏前工業會が結成され、「藏前工業會誌」が發刊されるに至つたので、此會も藏前工業會に統合された。

第二項 藏前工業會の結成

新しき大同團結結成

同窓會の設立後、化學工藝會は解散したが機械工藝會は依然存続した。そして其後同窓會も意氣が揚らなかつたので、機械工藝會に他の卒業生團體を包容することとなつた。斯くして機械工藝會は發展的解消をなすことと

なり、明治三十九年に藏前工業會の誕生を見るに至つた。

是より先、明治三十八年に手島校長が聖路易博覽會の要務を完了して歸朝するや、三月四日に卒業生並に當校教職員は校内に大歡迎會を開いた。席上次の諸氏から卒業生の大同團結に就て發言された。(機械工藝會誌、第四拾四號、明治卅八年四月)

石原君曰く、宜しく本校出身者の大同團結を圖るべし今日は誠に好時機なれば敢て發言すと。

互評に曰く、大同團結や善き事無論なり。今は其目的を論ずるの日にあらずして其方法如何にあり。其極秘を言へば其方法にあらずして斡旋者の人物を得るにあり。

斯くして同窓會設立方法調査委員を作ることとなり、その委員人選を手島校長に一任したので、手島校長は明治三十八年十月京濱居住の各科卒業生より委員を指名し、手島校長自らその委員長となつて研究を進めた。その結果、従來の東京高等工業學校同窓會の経過より見ても新しき大同團結が簡單に行かないので、寧ろ當時有力に活動してゐた機械工藝會を改組して當校出身者全部を包容せしむることを要望され、委員會は之を機械工藝會に交渉した。

機械工藝會では、重大問題であるから之を全國の會員に諮り明治三十九年一月十日までに回答を、纏めた結果幸に門戸開放説が多數を占めたので、改組することに決し、會名、會員、機關誌其他に關する意見を添へて前述同窓會設立委員會に回答した。傍ら改組後の規則改正に準備する爲、改正規則起草委員會を設けて改正規則を作り更に二月廿七日評議員會にかけて規則の試案を作つた。

當時の經過に關し機械工藝會誌第四拾九號は次の如く報じてゐる。

○本會門戶開放に關する經過の報告

本年五月手島校長の米國より歸朝歡迎會席上に於て端なくも我校出身者を網羅する同窓會を設立するは刻下の急務なりとの議湧出し滿場之に和し終に設立方法調査委員を選て其方法を講せしむへし而して委員指定のことに付ては手島校長に一任するの動議可決したり手島校長は此の囑託に基づき去る十月京濱に在任する各科卒業生中より設立方法調査委員十數名を指名し校長之か委員長となり設立方法を講したる結果終に左記の如き議決を齎して我機械工藝會に交渉し來れり

一時勢の必要に應じ本校出身者の大同團結を必要とすること

二新に大同團結を起さんと欲するも從來の經驗に徴し現今の事情に鑑みれば到底成立の見込なきを以て機械工藝會をして門戶を開放し本校出身者全體か正會員たるを得へき様適宜其會則を改められ度旨本委員會の決議を以て交渉すること

三新大同團結より發行する雜誌には機械以外の各科特有の事項をも掲載すること

四新會員は機械工藝會の例に倣ひ基本金を寄附すること

由て本會長は直に評議員會を開き右交渉に對する協議をなしたるに同窓の一大團體を必要とすることに關しては一人の異議者なしと雖も之を成立せしむへき方法手段に付き左の二説に分れたり乃ち

(一) 本會の門戶を開放して東京高等工業學校及養成所卒業生か正會員として入會し得る様なすこと

(二) 本會を其儘に現存し置き新に全校を網羅する會を起すこと

と言ふにあり而して此の事たるや本會に執りては未だ會で有らざる重大問題なるを以て假令本會を代表せる評議員と雖も單に其決議によりて斯る重要事を決行するを憚りて寧ろ全國の會員に諮り其多數の贊否に依り兩説何れにか決定せんと議定し更に其方法に就て協議を爲したる結果總會を開くも集會者は常に殆んど京濱在任の會員のみに限られ到底全會員の意嚮を確むること

と能はず依て評議員會は愈慎重の態度を執り兩説の主張要點を印刷に附し全國會員に對し秘密親展の封書を以て其賛否を求むることに決し昨年末匆忙の際をも顧みず汎く全會員に其意嚮を尋ねたる次第なり

右の方法により本年一月十日の期限を附し發送したる書狀總數六百七拾餘通に及びり其數全會員に比較し甚だ尠少の感なしとせざるも歐米留學の諸君又は滿韓地方出張中の人士及び現今住居不分明の會員亦尠からず這は止むを得ざるを以て評議員は發送書狀六百七拾餘通に對しては期限内右全部の回答を期待せしにも拘はらず棄權、不着返戻、開封後大遲滞等の事故にて一月廿三日迄に本會に到着したる回答數漸く三百八十八通に達したるに過ぎず斯の如く豫期の回答數を得る能はざりしは遺憾に堪へざる處なるも本會評議員は執るべき手段の總てを盡したり而して多數會員の意嚮亦た右回答によりて窺ひ知ることを得て一月二十三日評議員會を開き立會の上右回答を開封調査の結果非開放說百四十四通、兩説以外のもの五通に對し開放說二百三十九通の多數に及びたり於是乎本會は總會の決議以上に有效なる方法を以て多數會員の希望の如く門戸を開放する事に決定したり

本會の大方針右の如く開放に決したるを以て不取敢設立方法調査委員會に回答を與ふると同時に本會が門戸開放に付き執るべき方法を示すの要あるを認め以下の回答書を作成せり

同窓會設立方法調査委員會へ回答案

- 一本會の名稱を東京工業會と名付くこと
 - 二本會の正會員を東京高等工業學校及工業教員養成所本科卒業生とすること
 - 三本會の役員は會長一名、副會長二名、幹事二名、評議員若干名、主記主計編輯員若干名を置くこと但會長副會長は名譽會員より推薦し評議員は
- 一現に東京高等工業學校在職者中各科二名以内を互選するもの

一 府下在任の正會員中より二十名を公選に依り舉ぐるもの

一 會員中會長の指名に依り舉ぐるもの

との三種とし幹事主記主計編輯員若干名は評議員中より互選すること

四 會誌の名稱を東京工業會誌と改め其の發刊を年六回以上となすこと

但號數は機械工藝會誌を繼續すること

五 基本金は會員に於て寄附の義務あるものとする

六 其他は從來の規則に變更を加へ法人組織に改め總會に於て決定すること

右の回答にし設立方法調査委員會に於ても異議なく是認するものとせば必然の結果本會規則に改正を施すの必要生ずるを以て豫め改正規則起草委員を選んで草案を起草することとなり同委員に左記の諸君を舉げたり

石原卯八君 鳥谷部末治君 遠山竹三郎君 齋藤孝君 志倉光繼君 淺川權八君 榎本勝三君 關口八重吉君 足立泰治

君右と同時に前記回答案は中原會長より正式に設立方法調査委員會に致されたり果然調査委員會は本會の希望に對し異議なかりしを以て本會と調査委員會との交渉は茲一落着を告げれば更に本會は二月廿七日評議員會を開き改正規則起草委員に於て起草せし規則案に就て逐條討議を爲し多少の修正を加へ決定したるものを即ち左記の新規則と爲す(規則省略)

本會が同窓會設立方法調査委員會の交渉に應じ門戶開放問題の始めより今に至る其間半年に亘り評議員會を開くこと三回に及び其成立の基礎漸く成りたり而も規則變更に關し三月十八日を以て臨時總會を招集し同會の議に附して確定議と爲し本會の門戶を全く開放するに至るものとす右報告す

臨時總會

斯くて愈々明治三十九年三月十八日機械工藝會は當校講堂に於て午後一時より臨時總會を開いて此案を討議した。集る者、會長中原淳藏氏を初め會員二十五名。議題は機械工藝會を他の科の卒業生にも解放して發展的解消をなさんとするものであつて、藏前工業會なる會名も此の時に原案として提出されたものであつた。その結果、機械工藝會は他科出身者をも包容することとなり、在學生は含めざることとし、會名も藏前工業會と改稱され、會長として手島校長が推薦された。當時の「藏前工業會誌」第五拾號（明治卅九年七月發行）は、臨時總會の狀況を報じてゐるが、以上の件に關して次の如く報じてゐる。

志倉幹事は（藏前工業會規則原案を）一章（朗讀の上舊規則（工藝會）と相違せる點を一々指示説明せられたるに對し早川氏より會の名稱に付て質問あり石原氏は起草委員の一人として藏前工業會と名付たるは敢て深き理由の存するに非らず大學に於ける赤門高等師範に於ける鳴溪と云ふが如く學校所在の地名を取りたるまでにて單に東京工業會とせば局外者より之れを見れば工業者の團體と目せらるゝの厭あり、是れ委員會に於て地名を取りたる所以なりと辨じ大石氏は新提議をなして東京高等工業會と爲さんと欲し鈴木氏は工業學會とせんと望み關口氏は藏前は今日に在つては殆んど本校の代名詞の如く殊に本校の名稱に數回の變遷ありたるも尙は藏前出身と言へば直ちに世間より本校とケ點せらるゝの風ありと原案を維持し兩案共に成規の贊成者なく自然消滅原案通り確定し二三章は一の異議なく第四章の二項四項に就て岡島氏の質問あり志倉幹事の答辯に次て大石氏は在來の准會員在學生の入會は更らに差支なしと思ふ故に在學生も准會員として入會の資格あるものとし別に一項を設けんと希望し是れに對し淺川氏は本會の性質より説起し從來の機械工藝會は學術研究を專一としたるものなるも本會は専ら重きを社交に置きたり然るに今一般學生の狀態を見るに甚だ社會の出來事に明かにして反て我々より俗事に通するの傾あり是等學生をして社交的の會に入會せしめんか或は恐る學事を疎するの惡風の生せんことと反對し衛藤氏大石案に賛し關口氏原案を維

持し淺川説を賛し阪田氏は別箇の質問をなし現在機械工藝會に籍を有する從來の准會員は如何處置せんとするやと石原氏は現在の准會員は其數は多からず而かも皆三年生のみにして本年の七月には當然正會員となる資格あるものなれば強て退會を迫るの必要も認めず甚だ姑息の手段なるが如きも従前の通り据置かんと欲すと辯じ准會員を置くの項を設くるやに對し採決の結果四名の少數にて否決となり（以下規則原案に就ての討議況省略）。

茲に於て中原會長は別項記載の告辭を述べて會長を辭任せられたれば小林氏は會員を代表して中原會長の辭任を惜しみ本會に會長として永年の間盡力せられたるに對し感謝する旨を述べ藏前工業會々長としての適任者推薦を希望し其應せられんことを求めたるに中原會長も心善く承諾せられ本會も斯く門戸を開放し本校全部の團體となりたる上は理に於て學校全體を主宰せるものが尤も適任者なるべく手島君は本會の成立にも力を盡され殊に本校々長として全體を統轄せらるる自分は新會長の推薦委囑を非常の榮譽あることとして手島精一君を最適任者と思ふとて同君を推薦せられたるに對し滿場一致を以て新會長を向ひたり

會則の制定

そして第一回の藏前工業會規則は次の如く定められた。（同上書）

藏前工業會規則

第一章 名 稱

第一條 本會ハ藏前工業會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ノ目的ハ専ラ同窓ノ友誼ヲ保チ併セテ會員相互

ノ智識ヲ交換スルニアリ

第三章 位 置

第三條 本會ハ事務所ヲ東京高等工業學校内ニ置ク

但評議員ノ決議ニ依リ移轉スルコトヲ得

第四章 會 員

第四條 會員ヲ分チテ左ノ四種トス

一 名譽會員 名譽學識アル人ニシテ本會ノ推薦ニ係ル

モノ

二 特別會員 東京高等工業學校ニ緣故アル人ニシテ評

議員會ノ推薦ニ係ルモノ

三 正會員 東京高等工業學校卒業生及工業教員養成

所本科卒業生

四 贊成員 東京高等工業學校ニ緣故アルモノ及其他

本會ノ趣旨ヲ贊成スルモノ

第五章 會 誌

第五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ年六回會誌ヲ發兌シ之ヲ會

員ニ頒ツ

第六章 役 員

第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

一 會長一名 一 幹事長二名 一 幹事四名

一 評議員四十名以內 一 編輯員十名以內(內二名

ヲ主任トス)

第七條 會長ハ本會ヲ統轄ス

第二章 藏前工業會

第八條 幹事長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ監理シ會長不在ノ時ハ

其職務ヲ代理ス

第九條 評議員ハ本會ニ關スル重要事件ヲ評議決定ス

第十條 幹事ハ庶務、會計、編輯其他一切ノ會務ヲ整理ス

第十一條 編輯主任ハ會誌ノ編輯ヲ主幹シ編輯員ハ之ヲ分擔

ス

第十二條 會長ハ名譽會員中ヨリ推薦ス

第十三條 評議員ハ左ノ方法ニヨリ正會員中ヨリ之ヲ舉ク

一 東京高等工業學校在職者中機械科三名其他ノ各科ヨ

リ一名宛ヲ互選ス

二 選舉ニヨリ東京府下在住者中ヨリ二十四名ヲ舉ク

三 在京會員ニシテ會長ノ指名ニ依ルモノ

第十四條 幹事長ハ評議員中ヨリ互選ス

第十五條 幹事ハ評議員中ヨリ互選シ毎年改選ス

第十六條 編輯員ハ會員中ヨリ會長之ヲ囑托シ其任期ハ一ケ

年トス

第十七條 評議員ノ任期ハ二ケ年トシ毎年其半數ヲ改選ス

但第十三條第二項ニ該當スル評議員ハ重任ヲ許サス

第三編 關係團體

第七章

第十八條 會員ハ其地方工業ノ景況會員ノ補益トナルヘキ事項及自己ノ經歷移動等ヲ本會ニ報告スルノ義務アルモノトス

第十九條 會員ハ左ニ定ムル會費ヲ納ムルモノトス

正會員 一ケ年金貳圓

但正會員及賛成員ニシテ一時ニ金參拾圓以上ヲ納ムルモノハ終身會費納入ヲ要セス

第八章 基本金

第二十條 本會ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲メ基本金ヲ置ク

第二十一條 前條ノ趣旨ヲ賛成スルモノハ何人ヲ問ハス會員ヲ寄贈スルコトヲ得

第二十二條 基本金寄贈者ノ姓名ハ本會ノ記録ニ存シ永ク其厚意ヲ表彰ス

第二十三條 寄贈金員ノ納付方ハ即納、月賦又ハ年賦トス

但期間ハ二ケ年以内トス

第二十四條 基本金ハ會長之ヲ保監シ評議員會ノ認ムル確實ナル銀行ニ預ケ若クハ有價證券ヲ購入シ利殖スルモノトス

第二十五條 通常收支ニ剩餘ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ基本金ニ繰リ込ムコトヲ得

第二十六條 基本金ニ關スル一切ノ件ハ基本金釀出正會員ニ非ラサレハ評議ニ加ハルヲ得ス

第二十七條 基本金ハ總會ニ於テ基本金釀出正會員ノ決議ニヨリ左ノ場合ニ限り支出スルコトヲ得

但一ケ年ヲ通シテ貳百圓以内ハ評議員會ノ決議ニヨリ支出スルコトヲ得

- 一 本會事務所用ノ地所建物及器具ノ購入費
- 二 本會ニ於テ必要ト認ムル研究并ニ調査費
- 三 本會員ノ有益ナル研究調査ノ獎勵費
- 四 會員ノ身上ニ關シ本會カ特ニ要スル費用

第九章 會計

第二十八條 基本金及通常收支ハ毎月一回證據書類ヲ添ヘ幹事長ノ監査ヲ受クルモノトス

第十章 集會

第二十九條 集會ハ分チテ總會・評議員會・編輯會ノ三種トス

第三十條 總會ハ毎年一回東京ニ於テ開ク

但重要ノ事故アルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

第三十一條 評議員會ハ幹事若クハ評議員五名以上ノ請求ニ
應シ隨時開クモノトス。

第三十二條 編輯會ハ幹事及編輯員ヲ以テ組織シ編輯主任ノ
請求ニ應シ開クモノトス

第三十三條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行ス

一 會務報告 二 役員選舉 三 議事 四 演
說

第三十四條 評議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ評議決定ス

一 會務重要ノ件 二 細則ノ變更

第三十五條 編輯會ニ於テハ左ノ事項ヲ議定ス

一 會誌編纂ノ件

第十一章 議事及議決

第三十六條 本會規則ノ改正案ハ正會員三十名以上ノ賛成ヲ
得テ之ヲ幹事ニ提出シ總會ノ決議ニ依リ定ムルモノトス

第三十七條 會員ハ正會員五名以上ノ賛成ヲ得テ評議員會又

ハ總會ニ議案ヲ提出スルコトヲ得

第三十八條 總會ニ於ケル議事ノ動議ハ正會員五名以上ノ賛

第二章 藏前工業會

成者アラサレハ成立セス

第三十九條 議決ハ出席正會員過半数ノ同意ニ依ル

細 則

第一條 會員タラントスルモノハ本會ニ申込みヘシ

但賛成員ノ入會ハ正會員ノ紹介ニ依リ評議員會ノ決議ヲ
經テ之ヲ定ム

第二條 退會セントスル者ハ本會ニ届出スヘシ

第三條 會費ハ前納スヘシ

但新ニ入會シタルトキハ六月以前ナレハ一年分七月以後
ナレハ半年分ヲ納ムヘシ

第四條 會費滯納一年以上ニ及フモノハ會誌ノ發送ヲ止メ又

二年以上ニ及フモノハ之ヲ總會ニ報告スルモノトス

但前條ノ施行ハ評議員會ノ決議ニ依ル

第五條 會員中本會ノ體面ヲ毀損スルモノハ評議員會ノ決議

ニヨリ除名ス

第六條 幹事及編輯員ニハ評議員會ノ決議ヲ經テ若干ノ報酬
ヲ爲スモノトス

會長 推薦

斯くて機械工藝會は解消し、前述の如く中原會長は「機械工藝會の範圍が擴大し母校全體の會となつた爲に云爲」の意味の告辭を残して退き、其後、手島校長が次の挨拶と共に就任した。(但し手島校長は旅行のため臨時總會には出席せず、電報で會長に推薦され、應諾した)。(藏前工業會誌、第五十號)

藏前工業會の前途

藏前工業會々長 手島 精 一

東京高等工業學校及同校附設工業教員養成所出身者の團結たる藏前工業會は頃日成立を告げたり吾人は其成立を歓迎すると同時に大に之を祝せざるを得ざるなり人或は謂はん同窓者の團結は尋常茶飯のことに屬すれば何ぞ喋々を須ひんやと然るに吾人が特に之を祝せんとするは抑々亦理由の存するものあり何ぞや元來同校専門學科は機械と化學とに止まらず機械・築業・電氣建築・工業圖案等本邦に於ける重要な工業を網羅するを以て此等出身者の大同團結は専門の學術を修めたる人士が他の専門の同窓と會談し自己専門以外の事物を知悉するの機會を多からしめ又は會誌に依りて相互の知識を交換するの便を増し若くは同趣味の人士が相集りて社交の歡興を厚ふする等皆之より生ずるの利益にして猶ほ電話加盟者の増加するに従ひ相互の利便増進するが如きものあり是れ特に本會の成立を祝する所以なり。

是より先機械工藝會は設立後年を閱すること久しからずとせず會運も亦隆盛にして前途好望ならざるに非らずと雖も同會々員は大に時勢に鑑みる所ありて雅量以て同會を開放し他の同窓者を歓迎すると同時に他の同窓者も亦工業の趨勢を察知し坦懷以て之に呼應し相互提携したるの結果本會の設立を見るに至れり各種専門の學術を有する濟々多士を以て組織せられたる本會の

將來は工業界と工業教育界とに活動すべき一大勢力たるは蓋し疑ふべからざるなり。

夫れ然り既に工業界と工業教育界とに活動すべき勢力を有する本會たるものは前途に向て大に規畫するの抱負なくして可ならんや今や我工業は發達の域に進みたりと雖も將來に於ける規畫に對しては固より多種多様なれば之が施設に際しては能く時勢を達觀し會員意向の歸著する所に從ひ實行を期するのみ而して之を實行するに方ては事或は一専門の範圍に屬するものあらん或は各専門に關係するものあらん故に前者の如きは當該専門の士其専門に就き之が上進の方法を講じ後者の如きは各専門の會員合同して之が發展を促すの途を案ずるの要あらん是れ實に本會員の當に盡すべき天職にして其責任重且大なりと雖も本會員は皆専門の教育ある人士なれば之を遂行するに於て綿々餘裕あるべきを信ずるなり凡そ事業は人を得ると否とに依り興廢あるは常數なるを以て不肖余の如き本會々長の任に堪へずと雖も本會々員は皆其人を得て上述本會の抱負を實行し其天職を盡すに足るの素養を具有せり是れ余の不肖を省みず敢て其任に膺りたる所以なり只今後益々會員の一致協力を以て之が遂行を期するあるのみ。(藏前工業會誌・第五拾號・明治三十九年)

次いで五月七日當校食堂に於て藏前工業會第一回評議員會が開催され、手島會長を初め會員二十五名參集し、「本會へ機械科以外の卒業者に入會を勧誘すること」、其他次の件を議了した。(同上會誌)

第一回總會

次いで五月二十六日上野公園内精養軒に於て藏前工業會の第一回の總會及懇親會を開かれた。當日の模様を次に掲げる。(同上會誌)

藏前工業會第一回總會

第二章 藏前工業會

明治三十九年五月廿六日（土曜日）東京高等工業學校創立滿二十五年式典を擧げらるゝを機として同日午後六時より上野公園内精養軒に於て本會總會を開き引續き懇親會を催したるに紀念式參列の爲め地方よりの上京者多數なりしと時恰も好季節の折柄として百八十五名と云ふ未曾有の殷盛を見たるは吾人の歡喜措く能はざる處なり。

當日出席の會員は左の如し。（手島會長初め 七十九名出席、氏名省略）

午後六時三十分席を階下の議場に移し鳥谷部評議員長開會を宣し手島新會長は一場の告辭的演説を爲されたり左に其大要を摘記せん。

藏前工業會は昨今生れ出てたる新會であつて其生れ出てたるに就ては別に深き理由の存する譯ではなく時の機運が其の成立を促進したとでも申しまじやうか現在の如き社會にあつては同一方向に向ふものは一層合同換言すれば力を一にすると云ふ必要がある近くは何種事業の合同何々會社の合併と云ふ様に事業統一の計畫が實行され或は實行されつゝあるのは畢竟前述の必要に基づくので誠に慶すべき現象と思ふ凡そ同一趣味のものでありながら各々個々別々に働くこと云ふ事程不經濟千萬のことはいのである若しも其分離せる力を一處に集める即ち一致結合して活動したならば總ての上に好結果を得るは容易であつて而かも奏功は眞に疑ひなきことである然るに従來本校には一方に機械工藝會と云ふ基礎の鞏固なる團體があり他方には化學工藝會（時に會運盛衰あり）が如き集合體があつて力が分れて居つた而し社會の趨勢は是等集合體の分離の理由なきを反明しつゝ日々夜々統一の必要を外より促がすあり内には熱心なる委員諸君の盡力あり二者相俟つて終に今回本會の成立を告げ茲に其第一回總會の盛典を擧ぐるに至つた次第である。

而して本會が現在有する會員は千百七十一名内名譽會員四名賛成會員五十七名前機械工藝會員七百九十名新たに入會を申込まれたるは本日までの所三百一十一名であるが此外申込なき人々でも苟しくも本校に三ヶ年間通學せられたる諸君は均しく會員たるの義務あるものと思ふ近く是等の人々も入會の申込あることゝ信する尙ほ不肖今回推されて新會々長の任に當りたれば諸君

と共に力の能ふ限り本會の向上發展に励むるは勿論なるも諸君に於ても此際本會の爲一層御幫助あらんことを希望に堪へざる次第である云々。

夫より役員撰擧を行はんが爲め豫て印刷せる投票用紙を會員の間に配付したるに内村達次郎君は一の動議を提出して本會は成立後尙ほ日も淺く而も本日の總會は突然の際として本用紙を見るに在京會員にして洩れたるものもあるやに見受けらるれば寧ろ役員撰擧は見合はして會長に一任して指名にせんととの動議は満場の可決する所となり即ち役員選擧は見合せ會長に一任することとなりたるに對し手島會長は不肖に一任の上は諸君の希望に背かざる様致す積りなるも而し本席に於て直に指名することは出來難きにより何れ熟考の上近日中に發表せん考なりとて心善く承諾せられたり。

次に山口務君は本會の成立を祝し且つは紀念として余は名譽會員を推薦せんと欲す其の人名を擧ぐれば高山、高松、平賀の三博士である諸君に於ても何卒御賛成あらんこと希望に堪へざる次第なりとの名譽會員推擧の件は満場一致を以て向ひたれば手島會長は本會が新たに三博士の如き名望ある方々を會員として推戴することの出來たるは本會の社會に向つて漫するに足る次第なりとて即ち可決成立の旨を宣し三氏の許諾を求められたるに對し出席の高松博士は不肖を本會の如き盛大なる團體の名譽會員として推擧を蒙りたるは自己に在つては榮譽あることで感謝に堪へぬながら果して能く其任に堪へるや否や顧みて忸怩たらざるを得ざる次第であるが専念諸君の豫望に叛かざらんことに勉むる積りなりとて謙遜なる挨拶ありたり。

最後に手島會長は當日地方會員より寄せたる祝電の披露をなし文意は大同小異なれば之を略し左記の人名を擧げて閉會を告げられたり時に午後七時。(氏名省略)

夫れより席を懇親會場たる階上に移し歡を盡して散會したるは九時過ぎなりし。(藏前工業會誌、第五十號、明治三十九年) 猶當時の會員は正會員千百七十一名、名譽會員七名(手島精一、中原淳藏、阪田貞一、三守守、高山甚太郎、高松豐吉、平賀義美の七先生)、賛成會員五十七名、外に新入會申込者三百十一名であつた。又創立當初の役員は

左の通りであつた。(藏前工業會誌、第貳百八拾壹號に據る)

會長 手島精一

幹事長 山口務(貴雄) 鳥谷部末治

會計幹事 齋藤孝 小室信藏

庶務幹事 齋藤俊吉

編輯幹事 石原卯八

評議員 加瀬正太郎 小林懋 立石丑五郎 内村達次郎 北山一太郎 山内重馬 橋本増治郎 永井米藏 三宅叔藏 大

石鎧吉 野村良一 橋本卯太郎 今景彦 更田信四郎 前田泰次郎 岡本金一郎 山越八郎 渡邊謙吉(不二郎)

高野淳治 田中敬信 早川繁雄 北村彌一郎 武藏三枝 早崎龜壽 中村康之助 關口八重吉 淺川權八 瀬谷

準造 相馬半治 平野耕輔 牧野啓吾

編輯主任 關口八重吉 牧野啓吾

編輯員 中島武太郎 瀬谷準造 小室信藏 稻垣秀定 江田鎌次郎 吉川良治 北村彌一郎 石川六郎 齋藤俊吉

會誌の發行

同年七月十一日、初めて機關誌「藏前工業會誌」が發行された。編輯兼發行者は石原卯八氏で、次の題目となつてゐる。猶ほ號數は之を初號としないで、「機械工藝會誌」の後を繼いで第五拾號とされた。

本會記事

論説及報告

藏前工業會の前途

告 辭

絹の強伸力及變色と練方との關係

抄 錄

玻璃の腐蝕、滿洲の酒屋

通 信

創立滿廿五年紀念祝賀式舉行の景況、式辭、廿七日工場供靈の光景、臨時總會、藏前工業會第一回總會、戰死者追悼會、二十年紀念當日各地より着せし電報祝辭、中原先生の送別會、獎學資金寄附金現計表、各科近況、加藤重治氏より會長への書信、服部可一氏の書信、飯岡氏の書信、瀧の川たより、奥羽共進會雜記、大阪戰捷記念博覽會に於ける醸造品に就て、

雜 錄

「ゾイリアム・バートン・ロシヤース」氏の略傳、偶言數則、四僮漫

筆、ころばぬ先の杖、會員消息、紹介、會計報告、基本金報告、藏

前工業會役員氏名及住所

猶ほ當初の會誌發行は年六回であつた。

第三項 其後の變遷

其後の沿革を記すと次の通りである。(「藏前工業會史」藏前工

業會誌第貳百八拾壹號乃至第貳百八拾七號に據る)

第二章 藏前工業會

手 島 精 一

中 原 淳 藏

中 島 武 太 郎



(號十五第) 誌會業工前藏

- 一、明治四十年六月、會誌『東京勸業博覽會記念號』を發行す。
- 一、同四十一年一月、東京以外の各地方在住會員を選び地方通信員を囑託す。
- 一、同年五月、當校創立記念日を機とし本會主催の下に會員の發明・發見・製作・監督及指導に成つた工業品の展覽會を前後五日間母校内に開催した。
- 一、同四十二年四月、全國染織技術官會議の爲め上京した會員を招待す。爾來此種の招待會は今日に至るまで機會ある每に行はれて居る。
- 一、同年七月より會誌を月刊に改めた。
- 一、同四十三年十月、群馬縣の主催で一府十四縣聯合共進會が前橋市に開かれたのを機として、同縣桐生町縣立織物學校に於て關東北藏前工業會大會を開催した。
- 一、同年十一月、會員有志に依て京橋區材木町に『藏前工業會會員有志俱樂部』(後に藏前工業俱樂部と改稱)が設立された。圍碁・將棋・謡曲・撞球・集會・地方會員宿泊等の設備を有した。
- 一、同四十五年二月、評議員會に於て支部設立に關する内規を定めた。
- 一、大正二年一月、臨時總會を當校に開き、基本金募集の件を議決、且つ之に附隨して會則の一部を改めた。基本金の用途は(一)本會事務所の建設(二)基本金醸出會員の罹病又は死亡せる場合は、慰藉金若くは弔慰金を贈る等である。
- 一、同年四月、兵庫縣支部及福岡縣支部が成立した。(之を先驅として其後各地に支部が設けられた)

一、同年同月の總會に於て會則を改正し、全國各地方に商議員を設け、本會重要會務の諮問機關とした。

一、同三年二月、本會事務所を麴町區八重洲町一丁目一番地に移轉した。同時に藏前工業俱樂部は一切の設備品を本會に提供して、解散することゝなつた。

一、同年同月、會員より本會の徽章圖案を募集し、翌年一月その應募作品百四十九點については安田祿造氏に審査を依頼し、その結果

二等 檀 參 郎氏

三等 宮木 與三次郎氏

等外 (八 名)

と決定した。只一等當選の資格ある者が無い爲め、後日、本會に於て此等の諸作品を参照し、現在通りの徽章を立案實施されて今日に至れるものである。(猶翌月、本會徽章を基にして會員章ネクタイピンを製作し、會員に實費で頒つた)

一、同年五月、當校創立記念日を機とし、母校主催本會協賛の下に會員の手で制作された工業品を全國的に蒐集して、前後二週間に亘たる大規模な展覽會を校内に開いた。是れは當時の世界大戰に鑑み、國產獎勵の急務である事を一般公衆に知悉させ、同時に之に依つて工業知識の普及を圖らうとする爲であつた。同時に會誌「工業品展覽會記念號」を發行し、又工業明細地圖(東京及其附近)を編纂した。

一、同記念日の本會總會に於て將來本會を社團法人とする準備として會則全部を改正し、大阪高等工業學校の窯

業科が母校に合併された結果其卒業生を本會々員とすることを承認し、且つ改正規則に據り副會長に加瀬正太郎氏を推薦した。猶ほ同時に、會員との意志の疎通を圖る爲、本會役員(幹事)は毎週日時を定めて事務所に出頭し、親しく來訪會員に面接する事とした。

一、同年十月、臨時總會を開き當校構内に御即位記念標本陳列場建設の件を議決した。

一、是より先同年四月、特別調査委員會(委員十七名、委員長田中敬信氏)を設け工業教育に關する事項及當校の學制に就いて調査し、

一、同年十一月、右調査報告書を提出した。

一、同五年三月、常議員會に於て特別調査委員會提出の報告を審議し、其結果「時勢ニ適切ナル教育ヲ施サンガ爲メニハ東京高等工業學校ノ年限ヲ延長スルノ必要アルヲ認ム」と決議し、次いで此決議を當校長に提出した。

一、同年六月、當校卒業生を中央亭に招待した。是れは新卒業生招待會の嚆矢であつて、爾來今日に至るまで年々之を續行して居る。

一、同年十月、本會の名を以て當校修業年限延長の必要を縷述した陳情書を阪田校長の許に提出した。

一、同年同月、會則第四十四條第二項の人材養成費に關し臨時總會を開き、海外留學費を基本金より支出する事及其人選を當校に一任する事を議決した。

一、同年同月、手島前校長の工業及工業教育界に於ける功勞を表彰する爲、朝野の諸名士及本會發起の下に、其招待會を上野精養軒に開き、席上中野武營氏に依つて手島工業教育資金募集の件が發表された。因みに現在本會

事務所内に設けた『財團法人手島工業教育資金團』は實に此結果成立したもので、其定款によれば本會理事長は常に同資金團の理事たるべく規定せられて居るが、これに依つても明なやうに、本會と同團との間には特別の關係があるので、同團の基本財産の利子の運用に關しては特に聯絡をとつて本會の目的に副ふよう努力して居る。

一、同六年一月、過ぐる臨時總會に於て人材養成の爲め有爲の會員を海外に留學させる事、及其人選を當校に一任する事を議決した結果、當校より實驗工學材料の研究として當校助教杉村伊兵衛君を推薦し、六月に二ヶ年の留學豫定で米國に出發した。

一、同七年一月、臨時總會を開き、「一」本會を社團法人と爲すの件及「二」社團法人藏前工業俱樂部設立の件を議決した。

一、同年同月二十一日、本會長手島精一氏薨去す。

一、大正七年五月、本會總會に於て社團法人藏前工業會定款を附議決定した。手島精一氏薨去と共に會長は缺員となつてゐたが、爾後會長制を廢して理事長制とし組織を社團法人とし、又同年六月新制定款に依り小林懋氏が初代の理事長に就任した。

因に法人組織變更當初（大正七年五月）の役員は次の通りである。

理事長 小林懋

理事 大石鎮吉 中村康之助 内村達次郎 梅田晉五郎 淺川權八 相馬半治 齋藤確 齋藤俊吉 疋田桂太郎

監事 登阪秀興 山口武彦 淺村三郎

常議員

伊藤奎二 泉量一 池貝杉二 石川等 時友仙治郎 渡邊四郎 渡邊嘉政 海津一男 加藤重治 河合匡 金子類治 數原三郎 吉田直次郎 高橋綱吉 高山憲三 橋節男 田中昌龜 津田信良 永井定次郎 中川瀟 中島武太郎 永井源治 上野長雄 野田市三郎 久保進 熊澤治郎吉 山田三次郎 山田鑑雄 安田祿造 松下新作 小澤信次郎 手島淳藏 赤松元太郎 荒井谷吉 笹村吉郎 宮内初太郎 芝田理八 平井半 瀨谷準造 鈴木捨藏

編輯主任 市川忠一

一、同年六月、當校學年延長に關し實行委員は文部大臣を訪問して陳情書を提出し、且つ口頭を以て詳細に其の理由を開陳した。

一、同年十二月、當校學年延長問題に關する經過報告を全國支部及地方商議員に報告し併せて之に對する意見を諮問した。次で當校長を通じ當校昇格絶望の確報があつたので、急據支部代表者會及臨時總會を招集することに決し、同八年一月十七日午前本會事務所に於て全國支部代表者會を開き、次いで午後より臨時總會を開き先づ「一」當校を單科大學に昇格せしむるの件を上議し、滿場一致を以て前掲決議案を可決した。次いで五月以降本會當校昇格實行委員長は學校側昇格調査委員と聯合協議會を開き、昇格に要する設備等を調査する事とした。

一、同年十一月會誌上始めて特殊の紹介欄を設け、會員の就職求人其他の便に供し、爾後其範圍を擴張して今日に至つて居る。

一、同九年五月、總會に於て定款の一部を改正し、正會員の資格を擴張して本科卒業生以外の出身者までに及ぼした。

一、同年十一月、政府豫算閣議の開期が切迫したので、文部大臣に對し曩の當校昇格に關する聲明を實現せらるる様上申書を提出した。

一、同年同月、全國工業學校長會議及地方技術官會議に出席の爲上京した會員の招待會を當校内に開いた。

一、同年一月、當校昇格問題に關する真相を社會に明かにする爲め、其起原經過及最近の情況等を録して一冊子と爲し、之を國務大臣・貴衆兩院議員・臨時教育會議委員・學會・協會・新聞社其他朝野の識者に頒布した。

一、同年二月、帝國議會に於て當校昇格に關する議員及政府側の質問應答を見ると「大學」の解釋が區區として一定しないので、大學に對する本會の主張及態度を明かにする爲宣明書を作製して前記同様の方面に頒布した。

一、同年七月、政府は「教育評議會」を新設したので、實行委員は此方面を歴訪して當校昇格に關し陳情した。

一、同年十二月、當校昇格に關聯し附設工業教員養成所及徒弟學校に對する處置研究の要を認め調査委員を設けた。

一、同十一年二月、教育評議會總會に於て當校を含める五校昇格案が決定したので實行委員は夫々部署して評議會委員及文部當局を歴訪し其實現期に就て請願した。

一、同年三月、昇格追加豫算案が衆議院へ提出せられたので本會は直ちに貴衆兩院議員に當校昇格に關する陳情書及本會多年の主張にかゝる應用を主とする工業大學の特色についての説明書を送致した。次いで右豫算案が衆議院を通過するや即日貴族院議員へ再び陳情書を呈し、尙ほ時期の切迫するに及んで同議員へ三たび陳情書を送り一意目的の達成に努めた。然るに該案は議會最終日に於て定則數を缺けるが爲め遂に審議未了となつた。

一、同年六月、政府の豫算編成期が切迫したので時の文部大臣鎌田榮吉氏へ陳情書を提出した。

一、同年十一月、政府に於ける昇格豫算閣議の上程期が切迫したので加藤首相以下各國務大臣へ陳情書を提出した。

一、同年同月、學制頒布五十年を記念する爲め當校に於て『東京高等工業學校四十年史』を編纂したので、本會は之を會誌に併録し『學制頒布五十年記念號』として會員に頒布した。

一、同年同月、工政會及本會等廿二團體發起の下に工業技術家大懇親會を東京に開催した。次いで大正十二年二月に工業技術家團體聯合會（昨秋開催した工業技術家大懇親會の決議による）成立、小林懋氏外四名は本會側代表委員となつた。

一、同年三月、當校附設工業教員養成所の存續に關して當校へ建議書を提出した。

一、大正十二年九月一日、關東地方に大震災火災突發し是が爲當校々舎及設備悉く烏有に歸し、其他會員の災に罹つた者が頗る多かつたが、本會事務所は幸に之を免かれる事が出來た。仍て直ちに全力を盡くして罹災會員の調査及弔慰問に努むると共に、一方本部及全國支部發起の下に罹災會員に對する弔慰及見舞金の募集に着手した。其他振替貯金局焼失した爲新に大阪に振替口座を設け、又印刷所が焼失した爲會誌九月號休刊する等應急の策を講じた。

一、同年十月、當校全焼に付全國會員に向つて教授用並生徒參考用圖書標本類の寄贈を乞ひ、爾後會員よりの寄贈品は隨時取纏めて之を當校に送附した。

一、同年十一月、當校と共に藏前關係の震災遭難者追悼法會を傳通院に於て舉行。

一、同年六月、我邦工業の振興に資するが爲め工業調査會を設置した。本調査會の調査は之を織維及染織工業・製鐵及機械工業・化學工業・電氣化學工業・窯業・建築材料及家具製作工業の諸部門に分ち、委員三十名（委員長山口武彦氏）を舉げて之に當り爾來引續き今日に至る迄調査を行つて居る。

一、同年同月、母校出身中華民國人士との聯絡輯睦に關する調査會を設けた。（委員十名委員長山口武彦氏）。

一、同十四年一月、先年來募集した關東大震災罹災會員弔慰金を決算し其全收入金壹萬六千貳百四拾圓參拾錢也を〔一〕住宅全燒及死亡會員〔二〕死亡會員〔三〕住宅全燒會員〔四〕住宅全潰會員〔五〕母校罹災職員及生徒等に分割贈呈し尙ほ其剩餘金を以て郊外新移轉の母校庭に震災死亡會員の爲め記念植樹を爲した。

一、大正十五年二月、母校民國留學生及奉天同學會員の招待會を神田維新亭に於て開催した。

一、同年同月、定款改正調査委員會を開き、各地方委員（東京・静岡・東海・京都・大阪・吳・兵庫・福岡・北陸・新潟・兩毛・仙臺地方委員計十八名）參集、前後二日間に涉つて會議の上具體的草案を作製した。

同年三月、定款改正調査委員會に於て決定した草案に基いて原案を作製し、且つ委員を設けて之を整理した。次で同年五月、通常總會に於て定款改正案（附帶事項を含む）を附議原案一部修正の上滿場一致を以て之を可決した。今次改正せられた定款は時勢の進展に適應する様に根本的に改正したもので、其中最も顯著な變革は從來の中央集權を地方分權制度に改め、各地方の代表會員に本會の重要會務の議決權を賦與した事である。尙本改正定款は明年三月十五日より實施することに決定した。此の改正は同年十月に主務省より認可の指令があつた。

一、大正十五年十一月、會史編纂委員會を設け、委員は現任編輯理事が之に當る事となつた。(委員六名委員長中村康之助氏)(昭和二年二月に略史完成)

一、昭和二年一月、改正定款第九章第四十五條に據る本會の支部地域を定め、會誌を通じて之を一般會員に通告した。

一、同年二月、本會工業調査會に於て調査の完了した機械工業部及化學工業部調査報告書(各一冊)を印刷發行した。

一、昭和三年十一月、聖上陛下御大禮の御儀を行はせられるに際し、同月十日附を以て叙位の御沙汰を拜し且つ藍綬褒章御下賜の恩賞に浴した國家の功勞者中、本會々員を舉げれば左の七氏である。

敘從六位

三菱造船會社々長

濱田彪

同

南洋興發會社專務

松江春次

松村製陶所主

松村八次郎

伊丹製絨所長

谷江長

旭硝子會社常務

山田三次郎

淺村特設事務所主

淺村三郎

明治製糖會社社長

相馬半治

猶ほこの御祝典の機會に文部省に於ては教育界に屬する功勞者に對し表彰を行ひ記念品を授與したが、その中本會々員からは齋藤俊吉、瀬谷準造、關口八重吉、永井年郎、秋山岩吉、齋藤吉廣、黒田正策、橋元喜藏、飯

海三角、吉崎七次郎、中村惣太郎、高木秀太郎の諸氏がその榮譽に與つた。

一、同年一月、丸ノ内中央亭に於て臨時總會を開き、會員長谷川長次氏外三百三十一名の提出に係る「母校の豫科設置に關する決議文」を可決した。而して席上時の理事長であり同會議長たる相馬半治氏が指名した二十五名の實行委員は其後實行委員會を設置して數回會合し、種々劃策に着手したが、折柄周邊の事情は日に非なるものがあつたので一時その實行を中止し、その全力を擧げて新に藏前會館建設實現に注ぐことゝなつた。

一、昭和四年四月、廣島市に於て昭和産業博覽會が開催されたのを好機として、廣島・吳兩支部が主催となり本會これを後援して全國會員大會を同地に開催した處、出席會員百五十名に及んだ。

一、同年五月、本會は第三十四回通常總會終了後、臨時總會を開き會員松下新作氏が代表となつて提案した「會館建設の件」を附議可決した。

一、同年九月、大阪市に於て大阪支部を筆頭に近畿各支部聯合主催に係る貿易品展覽會、又同月長岡市に於ては第七回全國工業家大會が開催されるのを機として、兩市に於て夫々會員大會を開き、觀覽見學並びに相互の輯睦に多大の實を擧げる所が



藏前工業會館

あつた。

一、同七年一月、本會はその住所を東京市芝區日蔭町一丁目一番地に變更した。

一、同年二月、會誌第三百三十七號を「新會館號」とし、瑞祥單むるその開館式當日の盛況を始め工事の概要祝辭、繁昌記等の記事を滿載して全國會員への報告とした。

一、同年五月、第八回評議員會の承認を経て、本會内に滿蒙調査機關を設置し、各科會員を網羅した委員二十四名に對し左記各項の調査事業を委囑した。

滿蒙資源の資料蒐集

滿蒙に關する諸事情の基本調査

滿洲國に於ける求人方面の調査

在滿會員との聯携

滿蒙事情講演會の開催

委員長は堀江正三郎氏、常任委員として今景彦・志倉光繼・齋藤確の三氏が當り、八年五月銳意調査の結果「滿洲國素描」なる一卷を編纂し且つ之を刊行して、當時の本會並びに支部役員・相談役・その他に配付し又希望者には實費を以てこれを頒つ。

猶ほ右の事業に關聯して、調査部では當時商工省並びに東京府市の後援の下に滿蒙輸出組合なるものゝ實現を見たので、これと交渉し、主として自營會員の手になる各種製品の輸出方につき熱心に斡旋盡力の勞をとつ

た。

一、滿洲國建國以前から同地の資源開發と各種工業の戦士として活躍しつゝあつた本會々員は、各地の職場から相應呼し、會長に千石眞雄氏を推して、昭和八年九月十七日奉天に於て在滿全同窓大會を開き、誠意を披瀝して、藏前技術者の結束を固めた。

一、同八年秋、東京に於て行はれた實業教育實施五十年記念大會に當つて、本會では當時理事であつた津田信良氏を介し交渉の結果、本會の負擔を以て「實業教育沿革資料誌」なるもの二千部出版し、これを全國の各種實業學校に寄贈して祝意を表した。

一、同年秋、東京に於て舉げられた實業教育實施五十年記念會には本會より秋保安治氏を始め津田信良、宇野三郎、近藤榮助、秋山岩吉、小山幹也、夏目壽一、大野部一郎、佐藤松治郎の諸氏が委員として參劃した。而してその記念式舉行の當日には永年各種實業教育に盡瘁した全國の功勞者七百六十一名を表彰したが、そのうち本會々員としては橋本竹之助氏外八十餘名を算するに至り大に面目を施した。

一、同年十月、曩に實業教育振興に關する機關として文部省内に設置せられた「實業教育振興委員會」より同會委員長馬場銜一氏の名を以て本會理事長大石銜吉氏に宛て「我國産業の趨勢に鑑み、實業教育振興の方策如何」なる諮問事項を提示しその立案答申を依頼して來たので、本會では秋保安治氏外三十一名の會員に委囑して臨時調査委員會を設置し、委員長に山口貴雄氏、又副委員長には齋藤確・杉村伊兵衛兩氏を選任した上、前後十數回に亘る研究を経て極めて創見ある答申案を作製し之を同會に提出した。

一、同十一年、第一回卒業式以降滿五十年に達したので、本會では全國に散在せる此等の卒業者を會館に招待し當時の幼稚な工業日本を克く指導誘掖せられた功績に對する感謝の情と、敬老の意とを兼ねて祝賀記念式を擧げ同時に物故した諸教官並に物故の同期卒業生への慰靈祭を併せ營み、更にその夜は有志會員多數參加して大祝賀宴を開き和氣滿堂盛況を極めた。

此の會に出席したのは福山市の岡本、名古屋市の柴田、富山市の平尾、東京の山口・太田・山田の諸氏であつたが、何れも皆な古稀の壽域を前後する高齢者であり乍ら登録たる元氣の持主にて、大に人意を強うする所があつた。

猶ほこの記念大會はその後も毎年繼續して行はれて居る。

一、同年十二月、豫て當校と本會と聯携して計畫準備中であつた當校創立六十年記念資金募集に關する趣意書並びに寄附金募集要項等が發表された。爾後事務所を本會内に置き齋藤確氏常務理事に推されて日勤、銳意執務することとなつた。(寄附金は豫定を超過して百五十餘萬圓集つた)

一、同年十月、定例理事會に於て「日支事變に關する件」を議題として意見を交換し、出征會員に對する慶祝激勵・家族慰問等の方法を講ずる外、戦死者傷病死者等の弔慰方法に就いても備さに協議決定する所があつた。

一、同十三年三月、我國發明界の總元締たる帝國發明協會に於ては全國地方長官の推薦になる優秀發明に對し第四回表彰を行つたが、その結果、恩賜記念賞七、大賞二〇、進歩賞一〇、有功賞一六六のうち本會々員にして受賞の榮譽に浴した者約四十名に達し、斯界の注目を引く所となつた。受賞者の發明物件並びに氏名は左の通

りである。(敬稱略)

恩賜記念賞

マグネシウム製造法

大河内正敏

建築組成材骨組法

野澤一郎

コンクリート資料計量供給機

眞武雄

大賞

非晶形炭素を黒鉛化する方

石川等

マグネシウム製造法

大河内正敏

建築組成材骨組法

野澤一郎

コンクリート資料計量供給機

眞鍋武雄

進歩賞

色模様付パイル織物代用品製造法

仁木源吉

水銀弧光整流器の保護装置

戸田義明

耐壓液化瓦斯容器

鳥羽雄吉

廻轉變流機自動起動装置

大谷元夫

消弧線輪補償送電線に於ける斷線
障害防止裝置

建築鋼材骨組法

扁光性物製造法

耐濕含窒素肥料製造法

多要素陰極線オツシログラフ

テレビジョンに關する諸發明

交流電位差計

方位探知機の改良

糸柔軟性試験裝置

油母頁岩を原料とするセメントの
製造法

大槻喬

織本道三郎

加藤武與五郎
齋藤合井一
齋藤合井一

加藤與一五郎
外藤與一五郎

萩原三四郎
外原三四郎

高柳健次郎
中柳健次郎
外島友次郎

田中貢

塚田太郎

成田時治

渡邊一文平
外邊一文平

電 氣 通 信 導 體

織 布 柔 軟 度 試 驗 器

木 炭 瓦 斯 自 動 車 用 瓦 斯 發 生 爐

無 線 受 信 方 式

有 功 賞

電 氣 扇 保 護 網

銅 面 に 亞 酸 化 銅 層 を 形 成 せ し む る 方 法

自 熱 電 球 其 他 類 似 裝 置 の 莖 軸 製 作 法

無 火 花 開 閉 裝 置

水 銀 の 製 法

木 棉 糸 布 加 工 法

洋 服 裏 地 織 物

三 相 潰 電 方 式

牧 外 一 名 實

齋 藤 繁 喜

鬼 頭 美 代 志

關 英 男

石 川 賴 次

加 藤 與 五 郎
齋 藤 上 透 確

外 一 名

柏 木 秀 一

高 村 甚 平

中 上 晁

遠 藤 權 三 郎

木 幡 啓 藏
外 一 名

新 免 忠

一、同十四年一月、會員松江春次氏は故郷福島縣の縣立會津工業學校に機械科増設資金として金三十萬圓の巨資を寄附して工業報國の一端を披瀝した。

一、同年十月、正會員大橋頼三氏は多年オイルシエル液化の難事業に盡瘁し、燃料資源の確保に甚大の功績を擧げたる廉を以て同月三日長きあたりより國策功勞者として敍勳の御沙汰を拜受し、大に面目を施した。

大正七年組織變更以後の歴代の理事長の氏名を擧げると、次の通りである。

- 小 林 懋 (大正七年五月就任 昭和二年四月退任)
 相 馬 半 治 (昭和二年四月就任 同四年四月退任)
 内 村 達 次 郎 (昭和四年四月就任 同六年四月退任)
 濱 田 彪 (昭和六年四月就任 同八年四月退任)
 笹 村 吉 郎 (昭和八年四月就任 同十年四月退任)
 大 石 鏌 吉 (昭和十年四月就任 同十二年四月退任)
 秋 保 安 治 (昭和十二年四月就任 同十四年四月退任)
 山 田 三 次 郎 (昭和十四年四月就任 同年六月逝去)
 齋 藤 俊 吉 (昭和十四年九月就任)

(備 考)

山田理事長歿後齋藤理事長就任までの期間は理事齋藤確氏がその職務を代行した。

第四項 現況

藏前工業會は現在（昭和十四年九月一日現在）名譽會員六名、特別會員一四八名、正會員六九四一名、合計七〇九五名を擁し、東京支部を始め五十一の支部を設け、内地は素より臺灣・朝鮮・滿洲・支那に及んでゐる。次に現行の「藏前工業會定款」を掲げる。

藏前工業會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ併テ工業ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ藏前工業會ト稱シ社團法人トス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市芝區新橋二丁目八番地ニ置ク

第二章 事 業

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ施設ヲ行フ

一、會員相互ノ聯絡並共助ニ關スル施設

二、母校トノ聯絡ニ關スル施設

三、工業及工業教育上ノ研究調査並獎勵ニ關スル施設

四、工業知識ノ普及ニ關スル施設

五、其他必要ト認ムル諸般ノ施設

第二章 藏前工業會

第三章 會 員

第五條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、正會員 東京職工學校・東京工業學校・東京高等

工業學校及附設工業教員養成所・東京工

業大學・同附屬工學専門部及工業教員養

成所ノ出身者並東京工業大學ヨリ學位ヲ

受ケタル者

二、特別會員 前號ノ大學・學校・養成所及専門部ノ職

員又ハ職員タリシ者ニシテ評議員會ノ推

薦ニ依リ會員タルコトヲ承諾シタル者

三、名譽會員 工業ノ發達ニ關シテ功績顯著ナル者又ハ

學識名望アルモノニシテ會員總會ノ推薦

ニ依リ會員タルヲ承諾シタル者

第六條 入會又ハ退會セムトスル者ハ其旨理事長ニ申出ツヘ

シ

第七條 會員ハ其氏名ヲ會員名簿ニ登録ス

會員ノ權利義務ハ登録ニ因リテ發生ス

第八條 正會員ハ本會ニ對シ會費トシテ毎年金六圓ヲ納ムヘ

キモノトス但會計年度ノ中間ニ於テ入會シタルモノハ月

割計算トス

一時金百圓ヲ納メタル正會員ハ以後前項ノ會費ヲ要セス

第九條 會員ニシテ本會ニ對スル義務ヲ怠ルコト甚シキ時又

ハ本會ノ體面ヲ汚損スル行爲アリタル時ハ會員總會ノ決

議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

第四章 役員及役員會

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 十四名以内(内一名ヲ理事長トス)

二、監事 三名以内

三、評議員 若干名

役員ハ兼務スルコトヲ得ス

役員ハ無報酬トス但第十五條第二項ノ適用ヲ妨ケス

第十一條 會員總會ノ決議ニ依リ本會ニ會長ヲ推戴スルコトヲ得

會長ハ名譽職トシ其在職期間ハ三箇年トス

第十二條 理事會ノ推薦ニ因リ評議員會ノ決議ヲ經テ本會ニ

相談役ヲ置クコトヲ得

相談役ハ名譽職トシ本會ノ施設ニ關シ會長又ハ理事長ノ

諮問ニ應スヘキモノトス

第十三條 理事ハ東京市及附近在住ノ正會員中ヨリ評議員會

ニ於テ之ヲ選舉シ尙理事ノ内一名ヲ限り評議員會ニ於テ

常務理事ニ選舉スルコトヲ得

理事ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選スルモノトス

但一回ニ限り重任ヲ妨ケス

常務理事ハ重任ヲ妨ケサルモノトス

補缺選舉ニ依ル理事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

理事ハ會務ヲ分掌ス

第十四條 理事長ハ毎年理事中ヨリ之ヲ互選ス

理事長ハ理事會ヲ代表シテ會務執行ノ責ニ任ス

第十五條 常務理事ハ理事長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス

常務理事ニ對シテハ評議員會ノ決議ニ依リ手當ヲ支給スルコトヲ得

第十六條 理事會ハ理事ヲ以テ之ヲ組織シ會務ヲ協議ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當リ理事長支障アル時ハ其ノ他ノ理事互選ニ依リテ之ニ當ル

第十七條 監事ハ正會員中ヨリ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス

監事ハ會務監査ノ責ニ任ス其任期ハ二箇年トス但一回ニ限リ重任ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依ル監事ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第十八條 評議員ハ各選舉區ニ於テ區内ノ支部ニ屬スル正會員中ヨリ之ヲ選舉ス

評議員ノ任期ハ二箇年トシ但一回ニ限リ重任ヲ妨ケス

評議員ノ選舉區及選舉區ニ於ケル其員數ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム評議員及第廿六條ニ依ル特別代理人ノ選舉ニ關スル規則ハ各選舉區ニ於ケル支部ニ於テ適宜之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十九條 評議員當該選舉區外ノ支部ニ所屬ヲ變更シタル時ハ其資格ヲ喪失ス

第二十條 評議員ニ缺員ヲ生シタル時ハ遲滞ナク之カ補充ヲ爲スコトヲ要ス

補缺選舉ニ依ル評議員ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トス

第二十一條 評議員又ハ會員ハ評議員會ニ議案ヲ提出スルコトヲ得但會員五名以上ノ賛成ヲ得タル場合ニ限ルモノトス

前項ノ議案ニ關シ評議員會ノ決議アリタル時ハ理事長ハ議案提出者ニ對シ遲滞ナク其旨ヲ通知スヘシ

第二十二條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員會ハ議長及副議長各一名ヲ置キ評議員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム

第二十三條 評議員會ハ會員通常總會ノ三週間以前ニ理事長之ヲ招集ス

前項ノ外理事長ハ理事會カ其必要ヲ認メタル場合又ハ二名以上ノ監事若ハ二十名以上ノ評議員カ會議ノ目的タル事項ヲ明示シテ開會ヲ請求ヲ爲シタル場合ニ於テ臨時ニ評議員會ヲ招集ス

第二十四條 評議員會ハ本會ノ前年度收支決算・翌年度經費

豫算・財産目錄・貸借對照表・其他重要ナル議案ヲ議決ス

第二十五條 評議員會ハ總員ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

評議員會ノ議事ハ出席シタル評議員及第二十六條ニ依ル特別代理人ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但第二十三條第二項ニ依ル評議員會ノ議事ニ限り書面表決ニ依リ過半數ヲ以テ之ヲ議決ヲ爲スコトヲ得

前項ノ議事ニ付可否同數ナル時ハ議長之ヲ裁決ス

評議員會ノ決議録ハ當該議事ニ干與シタル評議員三名以上之ニ署名シ理事長之ヲ保管ス

第二十六條 評議員評議員會ニ出席スルコト能ハサル時ハ當該選舉區内ノ正會員中ヨリ特別代理人ヲ選舉シ當該評議員ニ代リテ之ニ出席セシムルコトヲ得

第五章 會員總會

第二十七條 會員總會ヲ別チテ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年五月東京市又ハ便宜ノ地ニ理事長之ヲ招集ス

理事長ハ前年度ノ收支決算財産目錄貸借對照表ヲ總會ニ提出シテ其承認ヲ求メ且事業ノ報告ヲナスヘシ

第二十八條 臨時總會ハ緊急ノ場合評議員會ノ議決ヲ經テ理事長之ヲ招集スルモノトス

百名以上ノ會員ヨリ會議ノ目的及其招集ノ理由ヲ示シテ請求スルトキハ理事長ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十九條 總會招集ノ通知ハ其開會期間ノ二週間以前ニ總會ニ附議スヘキ事項ヲ掲ケタル書面又ハ會誌ヲ以テ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス但臨時總會招集ノ通知ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十條 會員ハ三十名以上ノ賛成ヲ以テ議案ヲ通常總會ニ

提出スルコトヲ得但定款變更ノ爲ニスル議案ハ正會員五十名以上ノ賛成ヲ以テスルコトヲ要ス

前項議案ハ遅クトモ三月三十一日迄ニ其理由ヲ具シ書面ヲ以テ理事長ニ送達スルコトヲ要ス

本條ニ依リテ提出セラレタル議案ハ提出者ノ中少クトモ一名總會ニ出席シ之ヲ説明スルニ非サレハ提出ノ効力ヲ失フモノトス

第三十一條 總會ノ議長ハ理事長又ハ理事之ニ當ル

第三十二條 總會ノ議事ニ關スル動議ハ出席會員五名以上ノ贊成アルコトヲ要ス

第三十三條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ裁決ス但定款變更ノ決議ハ出席シタル正會員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

總會ニ出席セサル會員ハ他ノ正會員ヲ以テ代理人ト爲シ其表決權ヲ行使スルコトヲ得

總會ノ決議録ハ議長出席シタル正會員三名以上之ニ署名シ理事長之ヲ保管ス

第六章 會 計

第三十四條 本會ノ通常經費ハ會費寄附金預金利息其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三十五條 豫算外ノ支出ハ其都度理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施シ評議員會ニ於テ事後承認ヲ求ム可シ

第三十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七章 基本財産

第二章 藏前工業會

第三十七條 本會ハ評議員會ノ決議ニ依リ會員又ハ有志ノ寄

附並元本ノ利息其ノ他ノ收入ヲ以テ基本財産ヲ設ク

第三十八條 基本財産ヲ寄附シタル者ノ氏名金額又ハ財産ノ種類價格等ハ之ヲ原簿ニ登錄シ永ク其厚意ヲ記念ス

第三十九條 基本財産ハ特別會計トシ其管理方法及利殖ノ爲ニスル處理ハ評議員會ノ決議ニ依ル

第四十條 基本財産ノ元本ハ本會事務所又ハ會館ノ設置若クハ擴張ノ爲ニスル土地建物器具等ノ購入又ハ建築ノ費用

トシテ會員總會ノ決議ヲ經テ之ヲ支出スルコトヲ得

第四十一條 基本財産ヨリ生スル利息其ノ他ノ收益ノ一部ハ評議員會ノ決議ヲ經テ基本財産ヲ寄附シタル會員ノ弔慰又ハ慰藉及本會ノ事業ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第四十二條 本會通常會計ノ剩餘金ハ評議員會ノ決議ヲ經テ基本財産ニ繰入ルコトヲ得

第八章 協賛資金

第四十三條 本會ノ事業ヲ協賛スル爲醜金セムトスル者アル時ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ收受スルコトヲ得

前項ノ醜金ヲ協賛資金ト云ヒ其醜出者ヲ協賛員ト稱ス

第四十四條 協賛資金ハ別會計トシ評議員會ノ決議ニ依ル事

項以外ニ使用スルコトヲ得ス

第九章 支部

第四十五條 本會ハ各地方ニ支部ヲ置キ其區域内ノ會員ヲ以

テ之ヲ組織ス前項ノ地域ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第四十六條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長 一名

二、常議員 若干名

三、幹事 若干名

第四十七條 支部長ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ開陳シ又ハ支

部ノ決議ニ依ル議案ヲ之ニ提出スルコトヲ得

第四十八條 支部ニ關スル規則ハ定款ニ別段ノ定メアルモノ

ノ外各支部ニ於テ適宜之ヲ定メ理事會ノ承認ヲ受クヘシ

第四十九條 支部ニ要スル經費ハ當該支部會員ノ負擔トス但

本會ハ支部ニ對シ補助金ヲ交附スルコトヲ得

補助金ニ關スル規定ハ評議員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十條 支部ハ分割又ハ聯合スルコトヲ得但此場合ニ於テ

ハ事由ヲ具シテ理事會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

第五十一條 舊定款第五十七條ニ依リ正會員、特別會員又ハ

名譽會員タルモノハ當然本定款ニ依ル正會員、特別會員

又ハ名譽會員トス

第五十二條 舊定款第五十八條ニ依リ會費負擔ノ義務ヲ免除

セラレタル者ハ之ヲ本定款ニ依リテ免除セラレタル者ト

看做ス

第五十三條 舊定款ニ依ル役員ハ之ヲ本定款ニ依リテ選任セ

ラレタルモノト看做ス

第五十四條 本定款ニ依リ昭和五年選舉セラレタル理事九名

ノ中二名ハ昭和六年ニ於テ退任スヘキ理事ト同時ニ退任

スヘキモノトス

但退任者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

本改正定款ハ昭和五年三月十五日ヨリ施行スルモノトス

第三章 手島工業教育資金團

第一項 本團の創立

創立の經過

大正五年秋多年當校長として工業教育に精進した手島精一氏が老齡の故を以て退任するや、濱尾新・澁澤榮一久保田讓・牧野伸顯・山川健次郎・森村市左衛門等の諸氏を初め、政界・教育界・實業界等の朝野の名士七十名が發起して、同年十月二十三日午後三時より上野の靜養軒で表彰式を舉行した。

同日は來會者千餘名に及ぶ盛會であつたが、席上諸名士の表彰演説の後に發起人の一人たる東京商業會議所會頭中野武營氏より手島氏の功績を永遠に記念するために「手島工業教育資金」の募集計畫を發表した。中野氏の演説は次の如くである。（中野武營氏、手島工業教育資金團の募集、工業生活、第二卷、第一號）

閣下並諸君、私は同志を代表致しまして、茲に手島工業教育資金設置のことに就きまして、一言意思を發表して諸君の御賛同を得たい。手島先生の工業界に於ける貢獻を永久に記念しまする爲に、有志者の贖金に依り茲に手島工業教育資金を設置致したいのであります。此の工業教育資金は手島先生の名を以て東京高等工業學校に此の金を提供せられ、而して適當なる處分方法を手島先生より講ぜらるることでございますから、我々が茲にそれを立入つて彼是詳しいことを申し上げる譯ではございませんけれども、其の大體の事柄を申せば、一は工業に關する獎學資金に充てまするもので、二は工業に關する研究の資金に充

てますのでござります。此の奨學資金は東京高等工業學校の優秀なる學生にして學資に乏しき者が其の惠を受けることにならうと思ひます。それから工業研究資金は從來工業上特別の研究を要することがある場合に……此の資金を充てようと思ふ趣意でござります。將來是等のことに至大の便益を興へることに相成るだらうと思ふ趣意でござります。此のことに就ては、尙ほ具體的に事柄を定めまして大方の諸君に御賛同を求めますことに致すと云ふ心得でござりますが、今日の此の機會に於きまして手島工業教育資金の設定を致したいと云ふ事柄を茲に發表致しまして諸君の御賛同を乞ひたき次第であります(拍手)

此の計畫に對しては、滿場喝采して賛成を表した。次いで手島氏起ち、諸名士の表彰演説に對する謝辭を述べた後に、此の計畫に言及して次の謝辭があつた。(手島精一氏、謝辭、工業生活、同上號)

殊に唯今中野先生より此の滿場に御諮りになりました手島工業教育資金と云ふものも御賛成で御設定になりましたが、此のことは教育上必要なことと云ふますが、大體老生の如きものに取りまして斯くの如き資金を諸君が多數御賛成になりました御設定にならうと云ふことは、名譽と共に甚だ汗顔の至りに堪へないので……

其後此の計畫は着々と進行し、發起人の主なる者が募金方法に就いて數回協議し、中野武營氏を募集委員長とし、募集期間を大正六年三月末日までとして直に募集を開始した。是に對しては當校關係者は勿論のこと、朝野の名士より寄附が集り、上述期限以後も續々申込者があるので更に之を六月末日まで延期して、總計拾參萬四千餘圓の寄附額に達した。此の經過に關し、發起人側は寄附者に對して次の如く報告してゐる。

財團法人手島工業教育資金團寄附行爲成立由來書

昨大正五年秋手島精一氏老軀職務ニ堪ヘサルノ故ヲ以テ東京高等工業學校長ノ職ヲ辭セラル、ヤ朝野知名ノ士ハ氏ガ前後二十年ニ涉リ我邦工業教育及工業界ニ貢獻セラレシ功勞ヲ表彰セム爲メ十月二十三日上野精養軒ニ其表彰會ヲ開キ來リ會スル

モノ千餘名ヲ算セリ而シテ其ノ席上發起人ノ一員タル中野武營氏ヨリ手島氏が多年我が工業教育及工業上ニ盡瘁セラレシ功勞ヲ永遠ニ記念セムカ爲メ此際廣ク手島工業教育資金ナルモノヲ募集シ之ヲ我が工業教育及工業上必要ト認ムル費途ニ供シテ國家ニ貢獻シタシトノ趣旨ニテ右募集ノ件ヲ發表シ諮ル所アリシニ滿場異議ナク此舉ニ贊同ノ意ヲ表シタリ仍テ發起人中ノ重ナル者ハ更ニ募集方法ニ就テ數回協議セシ結果中野武營氏ヲ募集委員長ニ戴キ其ノ募集期間ヲ大正六年三月末日トシ直テニ之レガ募集ニ着手セリ然ルニ大方ノ人士ハ孰レモ此企圖ニ多大ノ贊同ヲ表セラレ之ガ爲メ締切後ニ至ルモ申込者續々絶エサルニ由リ更ニ其ノ締切ヲ六月末日迄延期シ茲ニ總計拾參萬四千餘圓ノ應募額ヲ見ルニ至レリ是ニ於テカ發起人ハ右資金ノ保管方法及用途ニ關シテ直テニ發起人會ヲ開キ手島氏ノ意見ヲ參酌ノ上慎重審議シ其結果別冊ノ如キ成案ヲ見ルニ至レリ

大正六年八月

發起人記ス

是より先、麴町區八重洲町なる藏前工業會に「財團法人手島工業教育資金團寄附行爲設立事務所」が置かれたが、前述の如く資金も集つたので愈々財團法人を設立することとなり、大正六年八月に設立者たる中野武營・手島精一・阪田貞一・小林懋・登坂秀興・大石鏡吉氏等の名を以て、文部大臣岡田良平氏宛に「民法第三十四條ニ依リ財團法人設立致度候ニ付御許可相成度」旨申請せられた。そして同年十月九日附を以て許可せられ、「財團法人手島工業教育資金團」の成立を見、次いで發起人役員會が開かれて本團の寄附行爲（規約）が定められた。當初の寄附行爲の主なるものは次の通りである。

第一章 名 稱

第一條 本團ハ財團法人手島工業教育資金團ト稱ス

第二章 目 的

第三章 手島工業教育資金團

第二條 本團ハ手島精一氏ノ功勞ヲ永遠ニ記念シ工業教育及工業ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、工業教育又ハ工業ニ關スル研究調査又ハ設備ヲナスコト

一、工業教育又ハ工業ニ關スル人材ヲ養成スルコト

一、工業教育又ハ工業ニ關スル獎勵又ハ補助ヲナスコト

第四條 本團ノ事業ヲ行フニ付テノ方法ハ評議員會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 事務所

第五條 本團ハ事務所ヲ東京市麴町區八重洲町一丁目一番地藏前工業會内ニ置ク

第四章 資産

第六條 本團ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ手島工業教育資金募集ニ應募サレタル寄附金及其利息トス（中略）

第五章 職員

第十二條 本團ノ職員トシテ評議員十七名以上ヲ置ク評議員中五名ヲ理事二名ヲ監事ト稱ス

第十三條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ定メ理事長ハ本團ヲ代表シ一切ノ事務ヲ處理ス（中略）

第十四條 理事中三名ハ手島精一氏若ハ其後ヲ承ケテ順次ニ其ノ家督ヲ相續シテ戶主タル者東京高等工業學校長及藏前工業會

長ヲ以テ之ニ當ツ

同一人ニシテ右ノ二若クハ三ノ資格ヲ兼ヌル者アルトキハ東京高等工業學校又ハ藏前工業會ニ於ケル他ノ最高職員ヲ以テ之

ニ代フ

前二項ノ規定ニ依リ當然理事トナルヘキ者ノ中一時缺員シ若ハ理事トナルコトヲ欲セサル者アルトキハ評議員會ニ於テ之ニ

代ルヘキ者ヲ定ム(以下略)

此の規約に依つて職員を定めることとなり、評議員としては西村直・豊川良平・大石鉄吉・和田豊治・團琢磨
相馬半治・中野武營・植村澄三郎・内村達次郎・登坂秀興・山口武彦・小林懋・手島精一・有賀長文・阪田貞一
桐島像一・濫澤榮一・志村源太郎・森村市左衛門の十九氏が當選し(氏名いろは順)、更に評議員會の満場一致の
推薦を以て手島精一氏を理事長に、阪田貞一(東京高等工業學校長として)、小林懋(藏前工業會副會長として)・
登坂秀興・大石鉄吉の諸氏が理事に、山口武彦・西村直の二氏が監事に選ばれた。

其後、大正七年一月二十一日に手島精一氏薨去につき、寄附行爲第十四條に依り理事中一名には家督相續者手
島信治氏が就くはずであるが、同氏は千葉縣市原郡菊間村に居住するため、「遠隔ノ地ニ有之貴團事業ヲ執行ス
ルニ不便ナルノミナラズ家事上ノ都合モ有之」として辭退し、同年四月二十七日評議員會の議を経て手島淳藏氏
が理事に就任し、五月十日阪田貞一氏が理事長となつた。(括弧内は手島信治氏の届書より引用)

本團當初の事業に關しては、第一年度(大正六年十一月一日より翌年三月三十一日まで)に於ては「設立後日尙淺ク唯資金ノ蒐集ニ孜々タル
ノミニシテ未ダ事業ノ實績ヲ擧グルニ至ラザルハ不得止所ナリ。附記、中村康之助氏ニ米國ニ於ケルグリト公學
校制度及工業教育ニ關シ方法調査ヲ依托シタルモ本期間ニ發表スルノ運ニ至ラス」と報告され、大正七年度に關
しても「本期間寄附金ノ收入高ハ金貳萬拾九圓八拾錢ナリ。故手島氏ノ紀念館設立ノ擧ハ未ダ着手ニ至ラス。規
約第三條ノ事業方法ニ就テハ研究調査中ニアリテ其實績ヲ見ルニ至ラス。要スルニ本期間ハ未拂込寄附金ノ蒐集
ト資金ノ利殖ニ勗メタルニ過キス」と報告されてゐる。(括弧内は本團より文部大臣及び東京府知事への報告より引用)

第二項 其後の變遷並に現況

其後の變遷

斯くて大正八年度より漸次本格的な事業が始められた。事業の主なるものは本學(前身校を含む)教官の研究補助が大部分であり、外に工業教育研究の爲の歐米派遣又は留學費補助、本學(前身校を含む)講演部の工業知識普及講演への補助・手島記念室の設置等が行はれた。今其等の概況を年度別に示すと次の通りである。猶ほ最近は本學教官の研究補助が本資金團の事業の殆ど全部となり、その金額は年度に依つて違ふが年額六千圓乃至五千圓である。

大正六年度

米國ゲリー公學校制度調査

三四養木卒

中村康之助

大正八年度

人材養成

教授

杉村伊兵衛

論文印刷費補助

三四電卒

田中 龍夫

大正十年度

電熱器、電動機研究

教授

伊藤 奎二

辯論部補助

同

佐伯 好郎

工業教育調査

附工補講師

津田 信良

大正十一年度

辯論部補助

教授

佐伯 好郎

歐米實業教育調査

同

關口八重吉

高周波抵抗其他研究

同

疋田桂太郎

大正十二年度

歐洲實業教育調査

講師

津田 信良

鑄物研究

教授

杉村伊兵衛

電熱器電動機研究

同

伊藤 奎二

高周波抵抗其他研究

同

山本 勇

大正十三年度

高周波抵抗其他研究

教授 山本 勇

燃料研究

菅 留吉

研究

鐵研究

教授 杉村伊兵衛
同 鈴木京平
同 伊藤奎二

英米視察

大正十四年度

燃料研究

菅 留吉

燃料炭研究

大三養電卒 山淺 末吉

高周波抵抗其他研究

教授 山本 勇

合成ノ研究

同 海野 正

鑄鐵研究

同 杉村伊兵衛

海外留學

同 橘 節男

大正十五年度

英米留學

教授 橘 節男

工業教育及研究機關調査

明二三應卒 上野 長雄

高周波抵抗其他

教授 山本 勇

白金族元素ノ化學的研究其他

同 永海佐一郎

クローム鞣シノ一新法

同 清水 誠

第三章 手島工業教育資金團

昭和二年度

工業合成化學ニ於ケル「アセチレン」ノ應用ニ關スル研究

教授 海野 正

白金族元素ニ關スル化學的研究

同 永海佐一郎

電熱線ニ就テ

同 十合 晋次

無線用線輪ノ自己容量並ニ高周波抵抗ニ關スル研究

同 山本 勇

クローム鞣シノ一新法ニ就テ

同 清水 誠

靜放電ニヨル「オゾン」生成及類似化學變化

同 村山 梅吉

昭和三年度

無線用線輪ノ自己容量並ニ高周波抵抗ニ關スル研究

教授 山本 勇

クローム鞣シノ一新法ニ就キテ

同 清水 誠

工業合成化學ニ於ケル「アセチレン」ノ應用ニ關スル研究

同 海野 正

オゾン製造及類似靜放電化學變化

同 村山 梅吉

電熱線ニ就キテ

同 十合 晋次

熱ノ染織用纖維ニ及ボス作用

同 菱山 衡平

高電壓變壓器ノ高周波特性ニ就キテ

同 山本 勇

白金族元素ニ關スル化學的研究

同 永海佐一郎

| | | |
|-----------------------------|----------|-------|
| 硫化染料ニ就キテ | 講師 | 島津 春雄 |
| 經絲張力ノ測定 | 同 | 太田 勤治 |
| 乾電池ニ關スル研究 | 教授 | 加藤與五郎 |
| 醋酸製造ニ關スル研究 | 同 | 榎本 修二 |
| 陶磁器ノ着色ニ關スル研究 | 同 | 榎本 修二 |
| 昭和四年度 | | |
| 工具の製作に關する研究 | 教授 | 關口八重吉 |
| 羊毛の縮絨及縮絨劑の研究 | 助教授 | 海老原敬吉 |
| オツシレーチングストレスに對する糸の強伸度 | 講師 | 齋藤 俊吉 |
| 建築材料理化學的研究 | 助教授 | 大住 吾八 |
| 地震に依る高層建築の破壊性狀に關する研究 | 工學専門部教授 | 橋 節男 |
| 陶磁器の着色に關する研究 | 助教授 | 谷口 忠 |
| 眞空發振管の改良 | 同 | 榎本 修二 |
| 低周波電源に就て | 工學専門部助教授 | 森田 清 |
| ビエソ電氣及其の應用に關する研究 | 同 | 小澤 省吾 |
| 昭和五年度 | | |
| 經糸送出的研究 | 教授 | 山本 勇 |
| 陶磁器の着色に關する研究 | 助教授 | 太田 勤治 |
| | 助教授 | 榎本 修二 |
| 重金屬亞鐵酸鹽の研究 | 教授 | 加藤與五郎 |
| 齒車の精度と齒切法に關する研究 | 助教授 | 武井八重武 |
| 木炭自動車 | 教授 | 海老原敬吉 |
| 管内に於ける流體の流れに關する研究 | 助教授 | 淺川 權八 |
| 送電線の斷線に際する接地線輪の直列共振現象 | 同 | 富田久三郎 |
| 非同期變流機の研究 | 同 | 大槻 喬 |
| 超短波長電波の應用 | 工學専門部教授 | 小澤 省吾 |
| 地震に依る架構建築の破壊性狀に關する研究 | 同 | 森田 清 |
| 昭和六年度 | | |
| 建築々料に關する研究 | 助教授 | 谷口 忠 |
| 編組用羊毛の防縮に關する研究 | 助教授 | 林 茂助 |
| 纖維の比重と熱透過度との關係 | 助教授 | 齋藤 廣親 |
| 硝子の溶解に關する研究 | 助教授 | 齋藤 俊男 |
| 纖維素の親媒性に關する研究 | 助教授 | 齋藤 虎吉 |
| 「クロム」酸鹽製造法、酸化チタン製造法、石灰窒素製造法 | 助教授 | 齋藤 作 |
| 輕負荷に於ける内燃機効率増進の研究 | 助教授 | 田端 耕造 |
| | 同 | 金丸 競 |
| | 教授 | 加藤與五郎 |
| | 助教授 | 武井 武 |
| | 講師 | 速水 永夫 |
| | 教授 | 淺川 權八 |

電子振動に依る短波長電波發生管の改良

講師 山本 清
助教授 森田 逸策

「ピエゾエキレ」及其應用に關する研究

助教授 古賀 逸策

鐵筋コンクリート版の耐震構造に關する研究

教授 田邊 平學

定性分析法創案に關する研究

助教授 永海 佐一郎
助教授 加藤 多喜雄

金屬錯鹽の安定度及分光化學的研究

助教授 植村 秀夫
助手 末田 琢

昭和七年度

齒車の負荷高速度廻轉に關する研究

助教授 關口 八重吉
助教授 佐々木 重雄

工具の製作に關する研究

助教授 關口 八重吉
助教授 長谷川 一郎

直流高電壓の發生に就て

助教授 藤井 恒太郎
助教授 藤高 周平

各種の瓦斯體中に於ける固體絶緣物の絶緣破壞現象の研究

講師 山本 清
教授 森田 義一

三相電動機の逆廻轉防止裝置の研究

教授 尾本 義一

薄板狀壓電氣振動子の厚味振動

助教授 古賀 逸策

一般整流子機の實驗的研究

講師 小澤 省吾

室内保温材料の研究

教授 小林 政一

室内塗料の研究

同 同

鐵筋コンクリート基礎に關する實驗的研究(續)

助教授 小林 政一
助教授 谷口 忠

「コンクリート」強度短期試驗に關する研究

助教授 小林 政一
助教授 野村 芳太郎

耐震壁に關する研究

助教授 田邊 平學

鐵筋コンクリート架構接合部の研究(ト型の部)

助教授 二見 秀雄

屋内氣候の衛生學的研究

同 谷口 吉郎

攝氏零度の絶對溫度測定

教授 木下 正雄

超音波を用ふる有線通信裝置

同 同

建築材料の熱傳播及び濕氣滲透

同 同

魚内の貯藏保存に關する物理的研究

教授 田丸 節郎

銅製鍊の廢物たる鍍の利用に關する研究

同 同

各種炭酸鹽並に水酸化物の熱解離平衡の測定

同 同

活性水素に關する研究

同 同

錫酸鹽の接觸的生成に關する研究

同 同

合成寶石の研究

助教授 永廻 登

「アセチレン」と「アルコール」との反應に就て

講師 海野 正

セメント研究

教授 近藤 清治

耐熱ガラスの研究

同 同
助教授 田端 耕造
助手 森谷 太郎

第三章 手島工業教育資金團

「テルベン」類の加熱分解に關する研究
 底革に關する研究
 アルミニウム 珪酸鹽よりアルミナ製造及之に伴ふ研究
 齒車の負荷高速度廻轉に關する研究
 精密機械用齒車試験法の研究
 工具の製作に關する研究
 輕量木炭瓦斯發生機
 輕負荷に於ける内燃機効率増進の研究(繼續)
 水車の吸出管端と放水溝底との距離が水車の効率に及ぼす影響
 電視に使用する走査方式及放電管の研究
 送電線の接地、斷線及短絡選擇保護裝置
 極超短波電波の發生及び其の應用
 遮斷器に於ける電弧室内の壓力測定
 鐵筋コンクリート基礎に關する實驗的研究(繼續)
 セメントモルタル及コンクリート強度の短期推定に就て
 日本住宅の發達の研究(其の二)
 住宅の室界の研究(繼續)

教授 内田 壯
 助教授 清水 誠
 教授 加藤與五郎
 教授 關口八重吉
 助教授 佐々木重雄
 同 同
 教授 關口八重吉
 助手 長谷川一郎
 教授 淺川 權八
 同 同
 教授 松本 容吉
 助手 板谷 松樹
 教授 山本 勇
 助教授 大槻 喬
 講師 森田 清
 講師 小澤 省吾
 助教授 小林 政一
 助教授 谷口 忠
 助手 小林 政一
 助手 野村 芳太郎
 教授 前田 松韻
 同 同

木造建築物の耐震構造に關する研究
 構造物振動減衰作用に關する研究
 木造小學校耐震構造に關する研究
 モルタルの「引伸」に關する研究
 宇宙線の研究
 冷光體の構造研究
 定性分析書の著述に基礎となる研究
 合成燐光體に關する研究
 金屬錯鹽の安定度及び分光學的研究
 昭和九年度
 金屬薄膜抵抗體に關する研究
 格子付水銀整流器に關する研究
 銲接用定電壓流光の安定度増進法
 握潰可熔遮斷器の研究
 「セメントモルタル」及「コンクリート」強度の短期推定に就て
 鐵筋コンクリート基礎工事に關する實驗的研究
 室内保温材料の研究

教授 田邊 平學
 講師 狩野 春一
 助手 勝田 千利
 助教授 谷口 忠
 同 同
 講師 狩野 春一
 助教授 竹内 時男
 同 同
 教授 永海佐一郎
 助教授 箱守新一郎
 助教授 植村 琢
 助手 末田 秀夫
 教授 福田 勝
 同 尾本 義一
 助教授 大槻 喬
 講師 小澤 省吾
 助教授 小林 政一
 助教授 野村 芳太郎
 助教授 谷口 忠
 助手 小林 政一
 研究助手 加藤得三郎
 研究助手 小林 政一
 研究助手 加藤得三郎

大造建築物の耐震構造に關する研究
(前年度未繼續)

高熱を受けたる鐵筋コンクリート強度に關する研究

モルタルの「引張」に關する研究

超音波に關する研究

水素ねおんの特殊發光

重水に關する研究

分光術應用秘密通信法

翡翠の合成研究

定性分析書の著述上基礎となる研究

合成燐光體に關する研究

金屬錯鹽の安定度及び分光化學的研究

エセリンの合成的研究

蒸溜塔の能率に關する研究

染料中間體の製造に應用せらるゝ主要反應の基礎的研究

稻の物理的處理による遺傳質の改變に關する研究

昭和十年度

「アンチノックガソリン」の製造

第三章 手島工業教育資金團

| | |
|-----|-------|
| 講師 | 田邊平學 |
| 助教授 | 狩野春一 |
| 助教授 | 勝田千利 |
| 講師 | 谷口忠 |
| 助教授 | 狩野春一 |
| 助教授 | 木下正雄 |
| 助教授 | 竹内時男 |
| 同 | 同 |
| 助教授 | 永廻登 |
| 教授 | 永海佐一郎 |
| 助教授 | 箱守新一郎 |
| 助教授 | 植村秀夫 |
| 助手 | 末田琢 |
| 助教授 | 星野敏雄 |
| 教授 | 内田俊一 |
| 同 | 上野繁藏 |
| 講師 | 今井喜孝 |
| 講師 | 小林良之助 |

横流制御型水銀蒸氣管の應用

銲接電弧の安定度増進

騒音測定に關する研究

絶緣物の衝撃電壓に對する特性の研究

極超短波電波の發生並に送受信回路の研究

大電極の高電壓放電

定性及定量分析書の著述に基礎となる研究

インドル誘導體の合成的研究

各種建築材料の透濕量測定

火災の研究

セメント硬化促進劑の研究

鐵鋼の防銹法

昭和十一年度

硫化鐵鑛燃焼熱の測定

松精油より樹脂の合成に關する研究

纖維素溶液の混合に關する研究(繼續)

「ノック」性に關する研究

| | |
|-----|-------|
| 教授 | 山本勇 |
| 同 | 大槻喬 |
| 同 | 尾本義一 |
| 助教授 | 藤高周平 |
| 同 | 森田清 |
| 同 | 鈴木松雄 |
| 教授 | 永海佐一郎 |
| 助教授 | 星野敏雄 |
| 助教授 | 木下正雄 |
| 助教授 | 増井次夫 |
| 助教授 | 木下正雄 |
| 助教授 | 清水定吉 |
| 助手 | 近藤清治 |
| 助教授 | 鈴木信一 |
| 助教授 | 河上益夫 |
| 教授 | 松井元太郎 |
| 同 | 内田壯 |
| 同 | 金丸競 |
| 講師 | 小林良之助 |

| | |
|------------------------------------|------------------------|
| 「アルコール」燃料に關する研究 | 講師 小林良之助 |
| 餘剩鹽素を原料とする鹽酸製造法定性及定量分析書の著述上基礎となる研究 | 助教授 永廻 登 |
| 感性物質分析法並に合成燐光體に關する研究 | 教授 永海佐一郎 |
| 金屬錯鹽の安定度及分光化學的研究 | 助教授 箱守新一郎 |
| チアゾール誘導體の合成研究 | 助教授 植村 琢 助手 末田 秀夫 |
| 焰の輻射に關する研究 | 講師 矢木 榮 |
| 昭和十二年度 | |
| 内燃機關の馬力増大に關する研究 | 助教授 原 正健 |
| 建築材料見本の蒐集 | 教授 小林 政一 研究助手 加藤得二郎 |
| 非等質體に於ける應用の研究 | 助教授 二見 秀雄 |
| 暖房による室内氣流の觀察 | 同 谷口 吉郎 |
| 建築材料の吸水、透水及其防止法に關する研究 | 講師 狩野 春一 |
| 定性及定量分析書の著述に基礎となる研究 | 助教授 永海佐一郎 助教授 加藤多喜雄 |
| 瓦斯及コークス工業に於ける副産物硫化水素の利用の研究 | 助教授 永廻 登 |
| 金屬錯鹽の分光化學的研究 | 助教授 植村 琢 助手 末田 秀夫 |

| | |
|----------------------------------|-----------------------|
| グイタミン並にホルモン類の合成研究 | 助教授 星野 敏雄 |
| 焰の輻射に關する研究 | 同 矢木 榮 |
| 工業爐の基礎的研究 | 同 同 |
| 昭和十三年度 | |
| 特殊處理による「ゲージ」の試作 | 教授 山田良之助 |
| 飛行機用薄板の安定に關する研究 | 助教授 富田久三郎 |
| 無線干渉を利用せる氣中遮斷器の研究 | 講師 小澤 省吾 |
| 木柱の挫屈に關する實驗 | 助教授 田邊 平學 助手 後藤 一雄 |
| 「高速度荷重に對する建築構造物の耐力」に關する研究 | 助手 勝田 千利 |
| 建築材料の吸水及透水現象と其防止法に關する研究(前年分通但繼續) | 講師 狩野 春一 |
| 桃山建築裝飾の研究 | 同 藤岡 通夫 |
| 硝子噴射被覆法に關する研究 | 教授 加藤與五郎 同 武井 愷 |
| 建築用可塑性材料に關する研究 | 助教授 内田 三衛 |
| 高熱を受けたる鐵筋コンクリートの強度増進に關する研究 | 助教授 谷口 光雄 |
| 農村工業化に關する調査研究 | 助教授 奥田寬太 講師 川西 正鑑 |

昭和十四年度

| | | |
|---------------|----|-------|
| 「ゲージ」用材料の研究 | 教授 | 山田良之助 |
| 鋼の特殊焼入法に關する研究 | 同 | 同 |
| 輕量木炭瓦斯發生機 | 同 | 淺川 權八 |
| 高アルミナ磁器の研究 | 教授 | 近藤 清治 |
| | 助手 | 鈴木 信一 |

| | | |
|---------------------------|----|-------|
| 粘土類の可塑性に關する研究 | 助手 | 近藤 清治 |
| 硝子噴射被覆法に關する研究 | 助手 | 鈴木 信一 |
| セメント硬化程度測定（電氣的及振動的方法及其ノ他） | 教授 | 武井 愷 |
| 無尾翼飛行機の空氣力學的特性に關する研究 | 教授 | 河合 紀雄 |
| | 教授 | 岡本 哲史 |

此間の主要なる理事の異動並に寄附行爲の改正が二、三あつたが、その主なるものを擧げると次掲の通りである。

- 一、阪田理事長逝去に就き、大正十年一月吉武榮之進氏が理事長に就任した。
 - 一、大正十四年四月吉武理事長理事辭任に付き理事長の職を退き、同年五月手島淳藏氏理事長となつた。猶ほ理事一名の補充としては同年四月に東京高等工業學校教授中村幸之助氏が就任した。
 - 一、大正十五年十一月、寄附行爲第十二條を改正して理事を七名に増員した。
 - 一、昭和二年六月、寄附行爲を改正して、第十四條第一項を改正して「藏前工業會長」の次に「藏前工業會長 缺員ノトキハ藏前工業會理事長」を加へた。
 - 一、昭和四年七月、寄附行爲第十四條を改正し、「東京高等工業學校長」を「東京工業大學長」に改めた。
- その外此間に藏前工業會の移轉に伴ひ、寄附行爲第四條に二回の改正が行はれた。

現 況

以上の経過を経て本資金團の現在（昭和十五年九月）の寄附行爲は次掲の如くに定められてゐる。

財團法人手島工業教育資金團寄附行爲

大正六年十月認可、大正十五年十一月一部改正
昭和二年七月一部改正、昭和七年四月一部改正
昭和四年七月一部改正

第一章 名 稱

第一條 本團ハ財團法人手島工業教育資金團ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本團ハ手島精一氏ノ功勞ヲ永遠ニ記念シ工業教育及

工業ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、工業教育又ハ工業ニ關スル研究調査又ハ設備ヲナスコ

ト

二、工業教育又ハ工業ニ關スル人材ヲ養成スルコト

三、工業教育又ハ工業ニ關スル奨勵又ハ補助ヲナスコト

第四條 本團ノ事業ヲ行フニ付テノ方法ハ評議員會ノ議決ヲ

以テ之ヲ定ム

第三章 事務所

第五條 本團ハ事務所ヲ東京市芝區日蔭町壹丁目壹番地藏前

工業會内ニ置ク

第四章 資 産

第六條 本團ノ設立ノ日ニ於ケル資産ハ手島工業教育資金募

集ニ應募サレタル寄附金及其利息トス

第七條 本團ハ評議員會ノ議決ヲ以テ基金ヲ設ク

基金ハ評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレハ

之ヲ處分スルコトヲ得ス

第八條 本團ノ目的ヲ達シ本團ニ金品ヲ寄附スル者アルトキ

ハ理事之ヲ受領スヘシ但特別ノ條件若ハ負擔ヲ付シタル寄

附ニ付テハ評議員會ニ於テ之ヲ受領スヘキヤ否ヤヲ決ス

寄附者ニ於テ寄附ノ際其使途目的ヲ指定シタル金品ハ其使

途目的ニ從ヒテ處分スルコトヲ要ス

第九條 手島工業教育資金ノ募集ニ應シタル者竝ニ本團ニ金

品ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其旨ヲ明記シタル芳名錄ヲ作

リ永久ニ之ヲ保存シテ其好意ヲ表彰スルモノトス

第十條 本團ノ資産ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入
レ又ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ利殖ヲ圖ルモ
ノトス但特別ノ事情アルトキハ評議員會ノ議決ヲ以テ他ノ
方法ヲ探ルコトヲ得

條件アル寄附財産ハ其條件ニ從フテ管理スルコトヲ要ス

第十一條 本團ノ經常費ハ資産及事業ヨリ生スル收入ヲ以テ
支辨ス

第五章 職員

第十二條 本團ノ職員トシテ評議員十七名以上ヲ置ク

評議員中七名ヲ理事二名ヲ監事ト稱ス

第十三條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名ヲ定メ理事長ハ本團
ヲ代表シ一切ノ事務ヲ處理ス

理事長事故アルトキハ他ノ年長理事代テ其職務ヲ行フ

監事ハ本團ノ財産ノ狀況及理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ評議員會ヲ組織シ本寄附行爲ニ依リ評議員會ニ屬
スル事項及理事又ハ監事ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ議決ス

第十四條 理事中三名ハ手島精一氏若ハ其後ヲ承ケテ順次ニ
其ノ家督ヲ相續シテ戸主タル者東京工業大學長及藏前工業

第三章 手島工業教育資金團

會長藏前工業會長缺員ノトキハ藏前工業會理事長ヲ以テ之
レニ當ツ

同一人ニシテ右ノ二若クハ三ノ資格ヲ兼ヌル者アルトキハ
東京工業大學又ハ藏前工業會ニ於ケル他ノ最高職員ヲ以テ
之ニ代フ

前二項ノ規定ニ依リ當然理事トナルヘキ者ノ中一時缺員シ
若ハ理事トナルコトヲ欲セサル者アルトキハ評議員會ニ於
テ之ニ代ルヘキ者ヲ定ム

手島精一氏ノ家督ヲ相續シテ戸主タル者未成年者ナルトキ
ハ其法定代理人若ハ其指定シタル者ヲシテ戸主未成年ノ間
之ニ代リテ理事トナルモノトス

第十五條 前條ノ規定ニ依リ理事以外ノ職員ハ其改選期毎ニ
前條ノ規定ニ依リテ理事タル者ニ於テ其他ノ職員中未タ改
選期ニ入ラサル者ノ全員ト協議ノ上當期ニ選任スヘキ職員
ノ總數ヲ本團緣故者中ニ求メテ之ヲ選定ス

前項ニ依リテ選定ヲ受ケタル者ハ其互選ヲ以テ理事及監事
タルヘキ評議員ヲ定ム

第十六條 理事又ハ監事中ニ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會

ニ於テ評議員中ヨリ互選ニ依リテ補闕理事又ハ補闕監事ヲ定ム

評議員十二名未滿ニ減シタルトキハ現任職員協議ノ上補闕評議員ノ選定ヲ爲スコトヲ要ス

第十七條 選定ニ依ル職員ノ任期ハ四箇年トス其改選ハ半數ツ、トシ再任ヲ妨ケス

補闕職員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條 職員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ後任者ノ就職スル迄ハ仍ホ前任者ニ於テ其職務ヲ行フモノトス

第十九條 理事必要ト認ムルトキハ本團ニ事務員若干名ヲ置クコトヲ得

第六章 評議員會

第二十條 評議員會ハ毎年一回三月理事長之ヲ招集ス但シ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ招集スルコトヲ得

理事長ハ監事又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ受ケタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ要ス

第二十一條 評議員會ノ會長ハ評議員會ニ於テ每會評議員中ヨリ互選スルモノトス

第二十二條 理事及監事ハ評議員會ニ重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第二十三條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニヨル

職員ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本團ニ差出スコトヲ要ス評議員會ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條 評議員會ハ評議員總數ノ三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第七章 會 計

第二十五條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本團ノ豫算ハ毎年評議員會ノ議決ヲ經決算ハ其承認ヲ得ルモノトス

第二十七條 監事ハ理事カ評議員會ニ提出セントスル豫算案

及決算書ヲ調査シ評議員會ニ其意見ヲ述フヘシ

第八章 補 則

第二十八條 理事ハ評議員會ノ承認ヲ得タル決算書ヲ其年度

第三十條 此寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會

内ニ於ケル事業報告書ト共ニ之ヲ藏前工業會雜誌上ニ於テ

ノ議決ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

公告スヘシ

第三十一條 將來此寄附行爲ノ條項ヲ變更セントスルトキハ

第二十九條 本團ノ財産目錄貸借對照表其他會計ニ關スル書

評議員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ

類ハ十年間存置スルモノトス

受クルコトヲ要ス

次に現在（昭和十五年九月）の職員は理事長は手島淳藏氏（手島家）・理事は大石鉄吉・中村幸之助（東京工業大學長）・齋藤俊吉（藏前工業會理事長）・松江春次・笹村吉郎・高田直屹の六氏、監事は山口武彦・西村直の二氏である。

附

錄

一、官制に基く職員定員の變遷

1. 前身校職員定員の變遷

| 明治二二・一〇・二四 | 明治二四・七・二四 | 明治二四・七・二四 | 明治二六・八・二四 | 明治二九・五・一八 | 明治三〇・四・二八 | 明治三一・七・二〇 | 明治三二・四・四 | 明治三三・三・二九 | 明治三四・三・三一 | 明治三五・三・二七 | 明治三八・三・二八 |
|----------------|-----------|-----------|------------|--------------|-----------|-----------|----------|------------|-----------|------------|--------------|
| 勅令二三三號 | 勅令一三七號 | 勅令一四一號 | 勅令八七號 | 勅令二二七號 | 勅令一三六號 | 勅令一七三號 | 勅令一八號 | 勅令八六號 | 勅令二五號 | 勅令九九號 | 勅令九七號 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一二 | 一一 | 一〇 | 一〇 | 一二 | 一七 | 一七 | 一七 | 一七 | 一九 | 二四 | 二五 |
| 一六 | 一六 | 二三 | 二三 | 三〇 | 三〇 | 三一 | 三二 | 三三 | 三〇 | 三九 | 三九 |
| 一 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 九 | 六 | 六 | 五 | 五 | 六 | 六 | 六 | 七 | 七 | 八 | 八 |
| 一三 | 一〇 | 一〇 | | | | | | | | | |
| 本令八二四・八・一六ヨリ施行 | | | 二六・九・一ヨリ施行 | 二四・勅令一四一號ハ廢止 | | | | 三三・四・一ヨリ施行 | | 三五・四・一ヨリ施行 | 明二六・勅令八七號ハ廢止 |
| | | | | | | | | | | 三八・四・一ヨリ施行 | |

附 録

| | | | | | | |
|-------|--------|---------|----|----|---|------------------------------|
| 明治三九 | 三・二九 | 勅令 四六號 | 二七 | 三七 | 八 | 三九・四・一ヨリ施行 |
| 明治四〇 | 六・二七 | 勅令 二四七號 | 二八 | 三六 | 八 | 公布ノ日ヨリ施行(四〇・六・二八) |
| 明治四一 | 三・三〇 | 勅令 六九號 | 三〇 | 三七 | 八 | 四一・四・一ヨリ施行 |
| 明治四二 | 四・六 | 勅令 八八號 | 三一 | 三七 | 八 | 公布ノ日ヨリ施行(四二・四・七) |
| 明治四三 | 三・二六 | 勅令 六七號 | 三二 | 二八 | 七 | 四三・三・三一ヨリ施行 |
| 明治四五 | 五・二九 | 勅令 一三〇號 | 三二 | 二九 | 七 | 公布ノ日ヨリ施行(四五・五・三〇) |
| 大正 二 | 六・二三 | 勅令 一八三號 | 三二 | 二八 | 七 | 公布ノ日ヨリ施行(二・六・二三) |
| 大正 三 | 八・二六 | 勅令 一七〇號 | 三三 | 二九 | 七 | (三・八・二七) |
| 大正 四 | 一・二・二七 | 勅令 三二六號 | 三二 | 三二 | 八 | (四・三・二八) |
| 大正 五 | 一・二・二八 | 勅令 二六四號 | 三五 | 三三 | 八 | (五・三・二九) |
| 大正 六 | 九・二二 | 勅令 六一一號 | 三七 | 三三 | 八 | (六・九・二五) |
| 大正 七 | 七・一八 | 勅令 二八六號 | 三七 | 三五 | 八 | (七・七・一九) |
| 大正 一 | 四・二九 | 勅令 二四二號 | 三七 | 三三 | 八 | (一一・五・一) |
| 大正 一三 | 三・二九 | 勅令 五九號 | 三六 | 二九 | 八 | 大正一三・四・一ヨリ施行 |
| 大正 一四 | 四・一 | 勅令 八一號 | 三六 | 二八 | 八 | 公布ノ日ヨリ施行(四・四・一) |
| 大正 一四 | 六・三 | 勅令 二一六號 | 三六 | 二八 | 九 | 公布ノ日ヨリ施行(四・六・四) |
| 昭和 二 | 二・二・二七 | 勅令 三六六號 | 三六 | 二八 | 九 | 昭二・一・二勅令三六五號ニヨリ文部省直轄學校ニ助手ヲ置ク |

2. 東京工業大學職員定員の變遷

| 昭和一五・六・五 | 昭和一四・三・二七 | 昭和一四・四・七 | 昭和一四・三・三 | 昭和三・五・三 | 昭和三・七・〇 | 昭和一〇・二・二五 | 昭和一・二・二六 | 昭和一・三・二七 | 昭和一・九・三〇 | 昭和一・六・三・三〇 | 昭和一・五・四・八 | 昭和一・四・四・一 |
|----------|-----------|----------|----------|---------|---------|-----------|----------|----------|----------|------------|-----------|-----------|
| 勅令 四三五號 | 勅令 八八號 | 勅令 一八八號 | 勅令 三三號 | 勅令 三二號 | 勅令 三五〇號 | 勅令 一八號 | 勅令 二九號 | 勅令 三五號 | 勅令 二八五號 | 勅令 三三號 | 勅令 九號 | 勅令 三六號 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三九 | 三六 | 三四 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三三 | 三五 | 一四 |
| 四八 | 四五 | 四三 | 三九 | 三七 | 三七 | 三七 | 三四 | 三四 | 三四 | 三三 | 二五 | 一四 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九四 | 八九 | 八一 | 七四 | 六九 | 六九 | 六九 | 六六 | 六六 | 六六 | 六三 | 五三 | 三三 |
| 三五 | 三三 | 三二 | 一九 | 一八 | 一八 | 一八 | 一六 | 一五 | 一五 | 一五 | 一六 | 一五 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 | 備考 |

附 錄

(括弧内は施行月日)

學年進行に伴ふ職員の増員、並
 學生主事學生主事補追加(四・九)
 學年完成に伴ふ増員(四・一)
 豫備部設置並豫備部生徒の進學
 に伴ふ教官増員(四・一)
 外國人學生の學年進行に伴ふ職
 員増員(四・一)
 建築材料研究所の新設(三・一)
 校舎竣工に伴ふ技手の増員(三・六)
 豫備部生徒増募に伴ふ教官の増
 員(七・二)
 學生主事補増員(五・四)
 資源化學研究所設置(二・三)
 航空機工學科設置並に收容力増
 加に依る職員増員(四・八)
 精密機械研究所設置(三・三)
 學生増募、化學工學科設置
 航空機工學科學年進行に伴ふ職
 員増員(六・三)

二、教官數・生徒數の變遷

1. 前身校教官數・生徒數の變遷

| 年 度 | 教 員 | | | | 計 | 生 徒 | 卒 業 者 | 入 學 志 願 者 | 入 學 者 | 入學志願者 百對スル 入學者比例 |
|-------------|-----|-------|-----------------|---|----|-----|-------|-----------|-------|------------------------|
| | 教 授 | 助 教 授 | 囑 託 及 雇 外 國 教 師 | 員 | | | | | | |
| 明 治 十 四 年 | 1 | | | | 3 | 53 | | 133 | 60 | 45.1 |
| 明 治 十 五 年 | 1 | | | | 9 | 53 | | 71 | 32 | 45.07 |
| 明 治 十 六 年 | 1 | | | | 14 | 85 | | 90 | 33 | 36.67 |
| 明 治 十 七 年 | 1 | | | | 22 | 105 | | 195 | 70 | 35.90 |
| 明 治 十 八 年 | 1 | | | | 31 | 162 | | 300 | 81 | 27.00 |
| 明 治 十 九 年 | 1 | | | | 24 | 189 | 24 | 300 | 81 | 27.00 |
| 明 治 二 十 年 | 1 | | | | 20 | 143 | 21 | 3 | 3 | 100.00 |
| 明 治 二 十 一 年 | 1 | | | | 21 | 165 | 29 | 403 | 70 | 17.37 |
| 明 治 二 十 二 年 | 9 | 1 | 2 | 1 | 23 | 183 | 43 | 453 | 72 | 15.89 |
| 明 治 二 十 三 年 | 9 | 1 | 2 | 1 | 33 | 188 | 41 | 359 | 68 | 18.94 |
| 明 治 二 十 四 年 | 7 | 1 | 2 | 1 | 36 | 216 | 50 | 354 | 93 | 26.27 |
| 明 治 二 十 五 年 | 6 | 1 | 1 | 1 | 33 | 222 | 59 | 381 | 81 | 21.26 |

附錄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 明治四十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治三十二年 | 明治三十三年 | 明治三十四年 | 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 |
| 七 | 二〇 | 二二 | 二三 | 二五 | 二七 | 二八 | 二四 | 一五 | 一四 | 一五 | 一九 | 二一 | 二一 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 一八 | 二二 | 二二 | 一八 | 二一 | 一九 | 一九 | 一九 | 一九 | 一八 | 一七 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 七 | 二五 | 二八 | 二六 | 三〇 | 二九 | 三四 | 三七 | 二四 | 二〇 | 一六 | 二四 | 二五 | 二五 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |
| 二 | 三 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 三二 | 七〇 | 六四 | 六九 | 七九 | 七八 | 八二 | 八二 | 六〇 | 五二 | 四八 | 六〇 | 六六 | 七〇 | 六一 | 七四 | 六九 | 七八 | 八二 | 八二 |
| 二三三 | 四九四 | 五六〇 | 六一五 | 六七〇 | 七七二 | 八二一 | 八四二 | 三九三 | 三六一 | 三四七 | 三九三 | 四四六 | 四九四 | 五二四 | 五六〇 | 六一五 | 六七〇 | 七七二 | 八二一 |
| 五三 | 一〇九 | 一一九 | 一五三 | 一七八 | 一八三 | 二〇七 | 二二四 | 一〇〇 | 九三 | 一〇四 | 一〇〇 | 一〇一 | 一〇九 | 一一九 | 一六一 | 一五三 | 一七八 | 二〇七 | 二二四 |
| 三三一 | 七三一 | 八六一 | 一〇三八 | 一、四八八 | 一、五五九 | 一、五一一 | 一、三七二 | 五六二 | 四五三 | 三九八 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 | 三五七 |
| 七六 | 一九六 | 一八一 | 二三八 | 二六八 | 三二一 | 二九七 | 二八四 | 一四〇 | 一三二 | 一四一 | 九五 | 一〇三 | 一〇八 | 七三 | 六七 | 六七 | 六七 | 六七 | 六七 |
| 二二・九六 | 二六・八一 | 二一・〇二 | 二二・九三 | 二〇・七九 | 一八・〇一 | 二〇・五九 | 二〇・七〇 | 二四・九一 | 二九・一四 | 三五・四二 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 | 二六・六一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 昭和三年 | 昭和二年 | 大正十五年 | 大正十四年 | 大正十三年 | 大正十二年 | 大正十一年 | 大正十年 | 大正九年 | 大正八年 | 大正七年 | 大正六年 | 大正五年 | 大正四年 | 大正三年 | 大正二年 | 明治四十五年 | 明治四十四年 |
| 三一 | 三〇 | 二九 | 三〇 | 三一 | 二八 | 二八 | 二九 | 二九 | 三一 | 三二 | 三二 | 二七 | 三〇 | 二七 | 三〇 | 二六 | 二四 |
| 一二 | 一三 | 一四 | 一三 | 一二 | 一三 | 一〇 | 一〇 | 一七 | 一三 | 一五 | 一七 | 二〇 | 一七 | 二〇 | 一七 | 一九 | 一八 |
| 四八 | 四六 | 四九 | 四八 | 四八 | 四三 | 四九 | 四八 | 三九 | 三八 | 三七 | 三五 | 三二 | 二七 | 二五 | 二八 | 四一 | 三九 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 九三 | 九一 | 九四 | 九三 | 九三 | 八六 | 八九 | 八九 | 八七 | 八四 | 八六 | 八五 | 八〇 | 七六 | 七四 | 七七 | 八八 | 八三 |
| 八五〇 | 八五五 | 八二二 | 七九二 | 七六〇 | 七六二 | 七九八 | 八四四 | 九〇二 | 九五三 | 九四二 | 九三〇 | 九〇九 | 九〇〇 | 九三〇 | 九一七 | 九三一 | 八八九 |
| 二六三 | 二五六 | 二二五 | 二四四 | 二三一 | 二二〇 | 二四八 | 二七五 | 二七八 | 二六四 | 四八七 | 二六三 | 二八二 | 二七二 | 二四四 | 二四六 | 二二一 | 二二七 |
| 一、八〇六 | 一、六八三 | 一、五三二 | 一、二五七 | 八五七 | 九七四 | 一、二六一 | 一、二八〇 | 一、八二〇 | 二、三〇一 | 二、三一三 | 二、二八四 | 一、九四五 | 一、七一五 | 一、七五五 | 一、七六一 | 一、三一四 | 一、三七四 |
| 二八〇 | 二九七 | 二九五 | 二七一 | 二六二 | 二四八 | 二七一 | 二五六 | 二六二 | 二九七 | 三一六 | 三二九 | 三二六 | 二九〇 | 三一三 | 三一二 | 三〇〇 | 三一 |
| 一五・五〇 | 一七・六四 | 一九・二一 | 二一・五六 | 三〇・五七 | 二五・三六 | 二一・四九 | 二〇・〇〇 | 一四・四〇 | 一二・九一 | 一三・六六 | 一四・四一 | 一六・七六 | 一六・九一 | 一七・八三 | 一七・七二 | 二二・八三 | 二二・六三 |

一、明治二十年ニ於テハ前年豫科ヲ廢シタル爲メ授業上ノ都合ニヨリ生徒ヲ募集セシムル爲メ臨時補缺トシテ入學セシモノヲ計上
 一、卒業者ノ欄ニハ豫科卒業者及研究生卒業者ハ之ヲ計入セス又入學志願者、入學者ノ欄ニハ豫科ヲ卒業シ本科ニ進入シ
 タル者ハ計入セス
 一、教員ノ欄ニハ外國留學及滯在中ノ者ハ計入セス

2. 附設工業教員養成所教官數・生徒數の變遷

| 年次 | 教員 | 生徒 | 徒 | 卒業者 | 入學志願者 | 入學者 | 入學志願者百人ニ對スル入學者比例 |
|--------|----|----|-----|-----|-------|-----|------------------|
| 明治二十七年 | 七 | | 五九 | | 不詳 | 六三 | |
| 明治二十八年 | 九 | | 八二 | 一六 | " | 四三 | |
| 明治二十九年 | 一〇 | | 七六 | 三五 | " | 四一 | |
| 明治三十年 | 一七 | | 九九 | 一九 | " | 五一 | |
| 明治三十一年 | 一五 | | 八六 | 三五 | 五三 | 三一 | 五八・四九 |
| 明治三十二年 | 二一 | | 七五 | 二六 | 五六 | 一八 | 三二・一四 |
| 明治三十三年 | 二三 | | 七一 | 三一 | 一〇六 | 三六 | 三三・九六 |
| 明治三十四年 | 二二 | | 七一 | 二九 | 一三〇 | 三四 | 二六・一五 |
| 明治三十五年 | | | 九二 | 二二 | 一七三 | 五一 | 二九・四八 |
| 明治三十六年 | | | 一一八 | 二八 | 一五五 | 三八 | 二四・五一 |
| 明治三十七年 | | | 一一六 | 二八 | 一八三 | 三一 | 一六・〇九 |

附 錄

附錄

| | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 明治三十八年 | 一〇六八 | 三一 | 一七・九三 |
| 明治三十九年 | 三一 | 二九・二〇 | |
| 明治四十年 | 三四 | 二三・六一 | |
| 明治四十一年 | 三一 | 二〇・五〇 | |
| 明治四十二年 | 三一 | 二四・六〇 | |
| 明治四十三年 | 二九 | 一四・〇八 | |
| 明治四十四年 | 二四 | 二〇・〇〇 | |
| 明治四十五年 | 二八 | 二八・五七 | |
| 大正二年 | 三六 | 一七・五〇 | |
| 大正三年 | 三五 | 二三・四九 | |
| 大正四年 | 二四 | 一六・七八 | |
| 大正五年 | | | |
| 大正六年 | 三一 | 一五・二七 | |
| 大正七年 | 二五 | 一二・五〇 | |
| 大正八年 | 二八 | 一三・三三 | |
| 大正九年 | 三六 | 一四・九四 | |
| 大正十年 | 三六 | 二一・〇五 | |
| 大正十一年 | 三〇 | 一八・一八 | |

| | | | | | |
|-------|-----|----|-----|----|------|
| 大正十二年 | 九七 | 三二 | 一五七 | 三二 | 二〇三八 |
| 大正十三年 | 九八 | 三二 | 一二三 | 三四 | 二七六四 |
| 大正十四年 | 九六 | 三一 | 一九四 | 三一 | 一五九八 |
| 大正十五年 | 一〇四 | 三二 | 二四六 | 三九 | 一五八五 |
| 昭和二年 | 一〇六 | 二七 | 二七一 | 三五 | 一二九二 |
| 昭和三年 | 一一五 | 三九 | 三〇〇 | 三九 | 一三〇〇 |
| 昭和四年 | 七四 | 三四 | | | |
| 昭和五年 | 四〇 | 四〇 | | | |

卒業生ノ欄研究科生ハ算入セス

3. 附屬職工徒弟學校教官數・生徒數の變遷

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|-----|-----|---|----|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|--------------------------|
| 明治二十三年 | 教員 | 教授 | 助教授 | 及囑託 | 計 | 學生 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 計 | 卒業者 | 入學者 | 入學者 | 入學志願者 百人ニ對スル 入學者比例 |
| 明治二十四年 | 教員 | | | | | 學生 | | | | | | | | |
| 明治二十五年 | 教員 | | | | | 學生 | | | | | | | | |
| 明治二十六年 | 教員 | | | | | 學生 | | | | | | | | |
| 明治二十七年 | 教員 | | | | | 學生 | | | | | | | | |

附錄

附錄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 明治四十五年 | 明治四十四年 | 明治四十三年 | 明治四十二年 | 明治四十一年 | 明治四十年 | 明治三十九年 | 明治三十八年 | 明治三十七年 | 明治三十六年 | 明治三十五年 | 明治三十四年 | 明治三十三年 | 明治三十二年 | 明治三十一年 | 明治三十年 | 明治二十九年 | 明治二十八年 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 三 | 五 | 五 | 五 | 四 | 四 | 四 | 三 | — | — | — |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 二 | 三 | — | — | — | 七 | 八 | 八 | 八 | 五 | 四 | — | — | — |
| 八 | 八 | 八 | 八 | 七 | 八 | 六 | 四 | 六 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 八六 | 八三 | 七三 | 六五 | 七八 | 六八 | 五一 | 五〇 | 五二 | 五〇 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 六六 | 六〇 | 五六 | 六六 | 五五 | 四五 | 四三 | 四五 | 三三 | 四五 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 五七 | 五〇 | 五七 | 五〇 | 四四 | 三四 | 四〇 | 二八 | 三三 | 三三 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 二〇九 | 一九三 | 一八六 | 一八一 | 一七七 | 一四七 | 一三四 | 一二三 | 一一八 | 一二八 | 一二八 | 一三四 | 一〇六 | 一一〇 | 一〇三 | 一〇一 | 一〇七 | 一〇六 |
| 四九 | 四九 | 五二 | 四一 | 四〇 | 四一 | 四二 | 二七 | 三三 | 三三 | 三四 | 三八 | 一八 | 三一 | 二二 | 二六 | 一三 | 一四 |
| 二五四 | 一九七 | 二三六 | 二〇二 | 二二八 | 二三三 | 一六九 | 一五八 | 一二三 | 一一〇 | 一一一 | 一一〇 | 九五 | 九一 | 五九 | — | — | — |
| 一〇二 | 八三 | 八六 | 七九 | 八八 | 七九 | 六四 | 五九 | 六五 | 六三 | 六二 | 七二 | 五五 | 六四 | 四三 | 三八 | 四二 | 六八 |
| 四〇・一六 | 四二・一三 | 三六・四四 | 三九・一一 | 三八・六六 | 三三・九一 | 三七・八七 | 三七・三四 | 五二・八五 | 五七・二七 | 五一・二四 | 六五・四五 | 五七・八九 | 六八・〇九 | — | — | — | — |

| | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大正十二年 | 大正十一年 | 大正十年 | 大正九年 | 大正八年 | 大正七年 | 大正六年 | 大正五年 | 大正四年 | 大正三年 | 大正二年 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二 | 四 | 四 | 三 | 五 | 五 | 三 | 四 | 五 | 五 | 五 |
| 一〇 | 一〇 | 九 | 九 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一三 | 一五 | 一四 | 一二 | 七 | 七 | 六 | 六 | 七 | 七 | 七 |
| 三五 | 五六 | 六二 | 六一 | 七八 | 九一 | 八三 | 八七 | 九二 | 八一 | 七三 |
| 四三 | 五七 | 五九 | 七三 | 八八 | 八三 | 八二 | 八二 | 七〇 | 五九 | 七四 |
| 五一 | 五八 | 五六 | 八二 | 七八 | 七六 | 七八 | 六九 | 五三 | 七〇 | 六一 |
| 一二九 | 一七一 | 一七七 | 二一六 | 二四四 | 二五〇 | 二四三 | 二三八 | 二一五 | 二二〇 | 二〇八 |
| 四九 | 五八 | 五〇 | 八一 | 七五 | 七五 | 七六 | 六七 | 五一 | 五九 | 五四 |
| 二八五 | 三五四 | 三七六 | 三三二 | 三九三 | 四九九 | 五四七 | 四三五 | 三四八 | 三〇一 | 二七二 |
| 四五 | 六二 | 六二 | 六七 | 九二 | 一〇二 | 九〇 | 九五 | 一〇三 | 八九 | 八〇 |
| 一五・七九 | 一七・五一 | 一六・四九 | 二〇・一八 | 二三・四一 | 二〇・四〇 | 一六・四五 | 二一・八四 | 二九・三一 | 二九・五七 | 二九・四一 |

4. 附屬工業補習學校教官數・生徒數の變遷

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|----|---|---|----|-----|-----|-----|-------------------------|
| 明治三十二年 | 明治三十三年 | 明治三十四年 | 教員 | | | 生徒 | 卒業者 | 志願者 | 入學者 | 入學志願者百 人對スル入 學者比例 |
| | | | 教 | 授 | 助 | | | | | |
| | | | 教 | 助 | 教 | | | | | |
| | | | 員 | 員 | 員 | | | | | |
| | | | 計 | 計 | 計 | | | | | |
| | | | 七 | 七 | 三 | 七四 | 二四 | 八一 | 五九 | 四〇 |
| | | | 七 | 七 | 三 | 三〇 | 一六 | 四〇 | 三〇 | 六八・九五 |
| | | | 七 | 七 | 三 | 七四 | 二四 | 八一 | 五九 | 四〇 |
| | | | 七 | 七 | 三 | 七四 | 二四 | 八一 | 五九 | 四〇 |
| | | | 七 | 七 | 三 | 七四 | 二四 | 八一 | 五九 | 四〇 |

附錄

附錄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 明治三十五年 | 明治三十六年 | 明治三十七年 | 明治三十八年 | 明治三十九年 | 明治四十年 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治四十四年 | 明治四十五年 | 大正二年 | 大正三年 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 |
| 一三一 | 二〇七 | 二二四 | 二六八 | 三二四 | 三二七 | 四五八 | 五二五 | 四〇一 | 五二七 | 四五〇 | 四〇〇 | 四九七 | 六一六 | 七一五 | 八七八 | 七五四 | 八五九 |
| 一七六 | 七五 | 一一三 | 一三〇 | 二〇三 | 二七六 | 三五〇 | 三四二 | 四二六 | 三三七 | 三五六 | 三二九 | 二六二 | 三五七 | 五九四 | 八三三 | 八〇〇 | 四二六 |
| 二八八 | 三〇三 | 二二四 | 三五五 | 三八四 | 六〇一 | 九六九 | 一〇一五 | 七一〇 | 一、一七四 | 一、〇一一 | 九八二 | 八九四 | 一、〇一四 | 一、五九〇 | 二、一五四 | 一、六二一 | 一、一五五 |
| 二六三 | 二七二 | 二二四 | 三五五 | 三八四 | 四二一 | 六六九 | 一〇一五 | 七一〇 | 九五五 | 七九一 | 七八一 | 六六七 | 九八六 | 一、二九〇 | 一、六二五 | 一、四〇二 | 九五七 |
| 九一・三二 | 八九・七七 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 七〇・〇五 | 六九・〇四 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 八一・三五 | 七八・二四 | 七九・五三 | 七四・六一 | 九七・二四 | 八一・一三 | 七五・四四 | 八六・四九 | 八二・八六 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-------|
| 大正 | 九年 | — | — | — | 二 | 七七二 | 三一九 | 八五〇 | 三五〇 | 四一・一八 |
|----|----|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|-------|

5. 東京工業大學教官數の變遷 (各年度三月一日現在)

| 年度 | 教 部 | | | | 工 學 部 | | | | 合 計 |
|--------|-----|-----|----|-----|-------|-----|----|------|-----|
| | 教授 | 助教授 | 嘱託 | 計 | 教授 | 助教授 | 嘱託 | 外國教師 | |
| 昭和四年度 | 一四 | 一一 | 三一 | 五六 | 一三 | 九 | 三六 | 二 | 一六〇 |
| 昭和五年度 | 一七 | 二二 | 四六 | 八五 | 一〇 | 四 | 三〇 | 二 | 一三一 |
| 昭和六年度 | 二三 | 二五 | 六〇 | 一〇八 | 附 | 屬 | 豫 | 備 | 一〇八 |
| 昭和七年度 | 二四 | 二七 | 四二 | 九三 | 四 | — | — | — | 一〇九 |
| 昭和八年度 | 二四 | 二六 | 四二 | 九二 | — | — | — | — | 一〇九 |
| 昭和九年度 | 二五 | 三二 | 三八 | 九五 | 六 | — | — | — | 一一三 |
| 昭和一〇年度 | 二七 | 三一 | 四〇 | 九八 | 六 | — | — | — | 一一三 |
| 昭和一一年度 | 二八 | 三三 | 三六 | 九七 | 六 | — | — | — | 一一四 |
| 昭和一二年度 | 二九 | 三〇 | 三五 | 九四 | 六 | — | — | — | 一一四 |
| 昭和一三年度 | 二九 | 三〇 | 四七 | 一〇六 | 七 | — | 九 | — | 一一三 |
| 昭和一四年度 | 三四 | 三三 | 五一 | 一一八 | 七 | — | 八 | — | 一三四 |

附 錄

6. 東京工業大學學生數の變遷

| 昭和四年度 | 學生 | | 計 | 卒業者 | | 入學志願者 | | 入學者 | | 退學者及死亡者 | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|---------|----|
| | 學生 | 生徒 | | 學生 | 生徒 | 學生 | 生徒 | 學生 | 生徒 | 學生 | 生徒 |
| 昭和四年度 | 一四五 | 五九四 | 七三九 | — | 二四九 | 二五四 | 一〇九 | 一四九 | 三〇 | 四 | 二二 |
| 昭和五年度 | 二八四 | 三六四 | 六四八 | — | 三〇三 | 四三三 | 一五四 | 一五六 | 三五 | 一七 | 二五 |
| 昭和六年度 | 四三六 | 五七 | 四九三 | 一八 | 一三六 | 三六 | 八三 | 一六七 | 三三 | 一五 | 二二 |
| 昭和七年度 | 四五四 | 五〇六 | 五〇六 | 一九 | 一五六 | 二八三 | 一五 | 一五八 | 二二 | 八 | 一七 |
| 昭和八年度 | 四七六 | 五〇 | 五八六 | 一三七 | 一四四 | 三三三 | 二六 | 一六九 | 三三 | 一〇 | 一五 |
| 昭和九年度 | 四九 | 五五 | 五五 | 一三 | 一六六 | 三五五 | 三八 | 一六四 | 二八 | 一一 | 二二 |
| 昭和一〇年度 | 五三 | 六六 | 五七九 | 一五三 | 一六六 | 四二六 | 三六 | 一七五 | 二八 | 一〇 | 一四 |
| 昭和一一年度 | 五二 | 七一 | 五七三 | 一六三 | 一七六 | 三九六 | 二二 | 一七五 | 二七 | 九 | 一九 |
| 昭和一二年度 | 五三六 | 七三 | 六〇九 | 一五三 | 一七三 | 四三三 | 一五七 | 一八一 | 二八 | 一五 | 二二 |
| 昭和一三年度 | 五五五 | 一〇一 | 六五七 | 一五六 | 一八五 | 四〇三 | 一〇一 | 一九三 | 四八 | 一三 | 二〇 |
| 昭和一四年度 | 六四一 | 一六八 | 八〇七 | 一六一 | 二二 | 四九七 | 二二 | 二四九 | 一〇三 | 九 | 一九 |

外國人ヲ含ム、學生中ニハ研究科生、生徒中ニハ選科生、臨時工師養成部、臨時化學分析工員養成部ヲ含ム

7. 東京工業大學各科別卒業者數

| 科別 | 年度 | |
|-------|----------------------------|------|
| | 昭和六年 | 昭和七年 |
| 染料化學科 | 八 | 一一 |
| 紡織學科 | 一三 | 一四 |
| 窯業學科 | 一〇 | 七 |
| 應用化學科 | 二〇 | 二一 |
| 電氣化學科 | 九 | 一一 |
| 機械工學科 | 二九 | 二八 |
| 電氣工學科 | 二三 | 二六 |
| 建築學科 | 一六 | 一九 |
| 計 | 一二八 | 一三七 |
| 備考 | 學年末以外ノ卒業者ハ次年ノ卒業者數ニ算入、外人ヲ含ム | |
| | 一三三 | 一五三 |
| | 一六二 | 一五二 |
| | 一六〇 | 一五六 |
| | 一六一 | 一六二 |
| | 一〇九 | 一一一 |
| | 九八 | 九八 |
| | 二一七 | 二一七 |
| | 九八 | 九八 |
| | 二九三 | 二九三 |
| | 二二三 | 二二三 |
| | 一七三 | 一七三 |
| | 一三四二 | 一三四二 |

三、卒業者の活動狀況

1. 前身校卒業者の狀況

| 明治十九年 | 九 | 六 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 三 | 一 | 二四 |
|-------|----|-----|------|-------|---------|--------|-------------|----|---|----|
| 技術官吏 | 教員 | 會社等 | 自家營業 | 他校へ入學 | 本校專攻科入學 | 留學又ハ渡航 | 一年志願兵又ハ就職未定 | 死亡 | 計 | |

附 録

附錄

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大正一〇年 | 大正九年 | 大正八年 | 大正七年 | 大正六年 | 大正五年 | 大正四年 | 大正三年 | 大正二年 | 明治四五年 | 明治四四年 | 明治四三年 | 明治四二年 | 明治四一年 | 明治四〇年 | 明治三九年 | 明治三八年 |
| 五〇 | 一七 | 二〇 | 二〇 | 二二 | 三四 | 三九 | 四四 | 二六 | 三一 | 三七 | 三三 | 三八 | 四六 | 一四 | 三六 | 三二 |
| 一三 | 七 | 二 | 八 | 五 | 五 | 九 | 五 | 三 | 五 | 二 | 六 | 八 | 九 | 二 | 六 | |
| 一二七 | 一六〇 | 一五二 | 一四四 | 一八二 | 一七八 | 一五〇 | 一〇八 | 一五二 | 一三一 | 一三七 | 一一一 | 八三 | 七六 | 一一七 | 八四 | 七四 |
| 六 | 七 | 三 | 一五 | 九 | 一七 | 五 | 三二 | 二八 | 二〇 | 二一 | 三〇 | 二五 | 一一 | 一九 | 一四 | 一二 |
| 七 | 六 | 七 | 五 | 七 | 四 | 五 | 七 | 五 | 四 | 二 | 二 | 八 | 四 | 五 | 一 | 二 |
| | | | | | | | | | 一 | | 〇 | 一 | 二 | 一 | 三 | 二 |
| 一 | 一五 | 九 | 二 | | 一 | 一九 | 一八 | 三 | 四 | 九 | 〇 | 二〇 | 一五 | 九 | 二 | 二 |
| 三 | | | 四一 | 三五 | 三三 | 四八 | 二六 | 二五 | 一七 | 一五 | 二六 | 二六 | 二〇 | 三 | 二 | 一 |
| | 一 | | | | | 一 | | 二 | | 一 | | | 一 | 一 | | |
| 二〇七 | 二一三 | 一九一 | 二三九 | 二六三 | 二八二 | 二七二 | 二四四 | 二四六 | 二二一 | 二二七 | 二二四 | 二〇七 | 一八三 | 一七八 | 一五三 | 一六一 |

| 備 考 | 昭和五年 | 昭和四年 | 昭和三年 | 昭和二年 | 大正一五年 | 大正一四年 | 大正一三年 | 大正一二年 | 大正一一年 |
|-----|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 三七 | 一九 | 三四 | 四三 | 二五 | 二九 | 三一 | 三九 | 三四 |
| | 七 | 七 | 七 | 七 | 八 | 七 | 四 | 一三 | 九 |
| | 一〇九 | 一二五 | 一四二 | 一二五 | 一二八 | 一一六 | 一二六 | 一一一 | 九七 |
| | 四 | 五 | 一五 | 七 | 一一 | 七 | 一〇 | 一三 | 一八 |
| | 三二 | 四〇 | 九 | 二 | 二 | 八 | 六 | 一〇 | 一〇 |
| | 一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一六 | 二 | 二 | 二 | 七 | 一六 | 一〇 | 一〇 | 一七 |
| | 二六 | 一八 | 一一 | 一 | 一 | 三 | 一六 | 五 | 三九 |
| | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 二三〇 | 二二一 | 二二〇 | 一九八 | 一九三 | 一八六 | 二〇三 | 二〇二 | 二二六 |

一、自十九年至二十一年ハ二十一年十二月末現在、
 二十二年ハ二十七年十二月末現在
 二、大正四年十一月規則改正ニ依リ卒業期ノ改正（即九月ニ始リ八月ニ終ル學期ヲ四月ニ始リ三月ニ終ルニ改ム）ノ結果大正七年度卒業ノ生徒ハ八月卒業ニシテ七年度末ノ狀況（外國人ヲ含ム）
 八年度以降ハ三月卒業者ニシテ次年度末ノ調査（外國人ヲ含マズ）
 三、昭和四―五年度ハ附屬工業専門部

2、東京工業大學卒業者の活動狀況

| 備考 | 每年次年度五月末現在 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 昭和六年度 | 昭和七年度 | 昭和八年度 | 昭和九年度 | 昭和一〇年度 | 昭和一一年度 | 昭和一二年度 | 昭和一三年度 | 昭和一四年度 |
| 官公署 | 一九 | 二〇 | 一三 | 八 | 一五 | 二四 | 一四 | 一九 | 二九 |
| 學校教員 | 二六 | 一〇 | 一三 | 一三 | 七 | 三 | 〇 | 一 | 九 |
| 實業方面 | 五五 | 九一 | 九三 | 一四 | 一二 | 〇九 | 二九 | 一一 | 一〇二 |
| 自家營業 | 二 | 三 | 三 | 三 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| <small>研究科又その他 六學科又九者</small> | 七 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | 三 |
| <small>入籍者又その他 庭ニアル者</small> | 一 | 一 | 四 | 二 | 二 | 一 | 一 | 三 | 一 |
| 就職未定 | 一七 | 一四 | 三 | 二 | 四 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 計 | 一二七 | 一三六 | 一三一 | 一三九 | 一四〇 | 一四〇 | 一四四 | 一五〇 | 一五八 |

3、卒業者就職狀況表（昭和十四年五月末日調）

| 備 考 | 大 學 部 | | 元附屬工學專門部 | | 元附屬工業教員養成所 | | 臨時工師養成部 | |
|-------------------|---------------------------|-------|----------|-------|------------|-------|---------|-------|
| | 人 員 | 百 分 比 | 人 員 | 百 分 比 | 人 員 | 百 分 比 | 人 員 | 百 分 比 |
| 技 術 官 吏 | 一五三 | 一三・〇 | 五九九 | 七・九 | 八八 | 八・四 | 四 | 一八・二 |
| 學 校 教 員 | 九八 | 八・〇 | 三二二 | 四・二 | 二五二 | 二四・二 | 一 | 七・二 |
| 會 社 等 ノ 技 術 員 | 八一 | 六八・七 | 三、二四四 | 四二・六 | 二五九 | 二四・八 | 一七 | 七七・二 |
| 自 家 營 業 | 九 | 〇・八 | 八二一 | 一〇・八 | 一〇三 | 九・八 | 一 | 四・五 |
| 研 究 生、大 學 入 學 | 七 | 〇・六 | — | — | — | — | — | — |
| 外 國 留 學 其 他 在 外 者 | 一 | 〇・一 | 五〇 | 〇・七 | 三 | 〇・三 | — | — |
| 外 國 人 | 六〇 | 五・〇 | 七三八 | 九・七 | — | — | — | — |
| 兵 役 | 一四 | 一・四 | — | — | — | — | — | — |
| 未 定 未 詳 | 一五 | 一・四 | 五一七 | 六・八 | 一二八 | 一二・二 | — | — |
| 死 亡 | 一三 | 一・〇 | 一、三一九 | 一七・三 | 二一五 | 二〇・五 | — | — |
| 計 | 一、一八二 | — | 七、六一〇 | — | 一、〇四八 | — | 二二 | — |
| 備 考 | 元附屬工學專門部ハ明治十九年度—昭和五年度ノ卒業者 | | | | | | | |

四、經 費 の 變 遷

附 錄

| 年 度 | 經 常 費 | 臨 時 費 | 合 計 | 備 考 |
|--------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 明治二十四年 | 四九、四九一 ^円 | 四〇一 ^円 | 四九、八九三 ^円 | 文部省所管經費 支拂高ヨリ |
| 明治二十五年 | 四八、七六二 | 一、九〇〇 | 五〇、六六三 | |
| 明治二十六年 | 四二、六四四 | 四、二二八 | 四六、八七二 | |
| 明治二十七年 | 四五、八〇六 | 二、一八八 | 四七、九九四 | |
| 明治二十八年 | | | | |
| 明治二十九年 | | | | |
| 明治三十年 | | | | |
| 明治三十一年 | | | | |
| 明治三十二年 | | | | |
| 明治三十三年 | | | | |
| 明治三十四年 | | | | |
| 明治三十五年 | | | | |
| 明治三十六年 | | | | |
| 明治三十七年 | | | | |
| 明治三十八年 | | | | |
| 明治三十九年 | | | | |
| 明治四十年 | | | | |
| 明治四十一年 | | | | |
| 明治四十二年 | | | | |
| 明治四十三年 | | | | |
| 明治四十四年 | | | | |
| 明治四十五年 | | | | |
| 明治四十六年 | | | | |
| 明治四十七年 | | | | |
| 明治四十八年 | | | | |
| 明治四十九年 | | | | |
| 明治五十年 | | | | |
| 明治五十一年 | | | | |
| 明治五十二年 | | | | |
| 明治五十三年 | | | | |
| 明治五十四年 | | | | |
| 明治五十五年 | | | | |
| 明治五十六年 | | | | |
| 明治五十七年 | | | | |
| 明治五十八年 | | | | |
| 明治五十九年 | | | | |
| 明治六十年 | | | | |
| 明治六十一年 | | | | |
| 明治六十二年 | | | | |
| 明治六十三年 | | | | |
| 明治六十四年 | | | | |
| 明治六十五年 | | | | |
| 明治六十六年 | | | | |
| 明治六十七年 | | | | |
| 明治六十八年 | | | | |
| 明治六十九年 | | | | |
| 明治七十年 | | | | |
| 明治七十一年 | | | | |
| 明治七十二年 | | | | |
| 明治七十三年 | | | | |
| 明治七十四年 | | | | |
| 明治七十五年 | | | | |
| 明治七十六年 | | | | |
| 明治七十七年 | | | | |
| 明治七十八年 | | | | |
| 明治七十九年 | | | | |
| 明治八十年 | | | | |
| 明治八十一年 | | | | |
| 明治八十二年 | | | | |
| 明治八十三年 | | | | |
| 明治八十四年 | | | | |
| 明治八十五年 | | | | |
| 明治八十六年 | | | | |
| 明治八十七年 | | | | |
| 明治八十八年 | | | | |
| 明治八十九年 | | | | |
| 明治九十年 | | | | |
| 明治九十一年 | | | | |
| 明治九十二年 | | | | |
| 明治九十三年 | | | | |
| 明治九十四年 | | | | |
| 明治九十五年 | | | | |
| 明治九十六年 | | | | |
| 明治九十七年 | | | | |
| 明治九十八年 | | | | |
| 明治九十九年 | | | | |
| 明治一百年 | | | | |

| 備 考 | 文部省直轄學校圖書館歲入歲出額現計表ヨリ | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|---------|----------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|----------|
| 昭和三年 | 三、四、三三三 | 七、六、六九三 | 四〇、九五七 | 三〇〇 | — | 三〇〇 | 四二、三五七 | 四二、〇三三 | 三三三 | 四〇、八四一 |
| 昭和四年 | 六〇九、九〇七 | 八、一九三 | 六九、八二九 | 一四、六〇〇 | — | 一四、六〇〇 | 七〇、四二九 | 六七、一〇三 | 一七、六〇〇 | 六八、七三三 |
| 昭和五年 | 六六二、二三三 | 八、六六六 | 七三、七九八 | 三、七二二 | — | 三五、二八三 | 七七九、〇八〇 | 七五、六九八 | 六二、四六九 | 七七、〇一八 |
| 昭和六年 | 五五四、九五〇 | 八〇、三〇三 | 六五、一五三 | 二〇、〇〇〇 | 五、七〇〇 | 三五、七〇〇 | 六六〇、八三三 | 六六、八三三 | 四三、六四四 | 六五九、六六六 |
| 昭和七年 | 五〇八、三七九 | 二五、八七六 | 六四、二五五 | 二〇、九〇〇 | 二四八、二二八 | 二六九、一九八 | 九〇三、四三三 | 六七、八二八 | 二〇四、八八五 | 八三、一九三 |
| 昭和八年 | 五八八、六三六 | 七五、五六八 | 六四、二〇六 | 一、〇〇〇 | 八三、七三六 | 八四、七三六 | 七四八、九四三 | 六五、一六六 | 七六、五四六 | 七六、八三三 |
| 昭和九年 | 五四七、三九九 | 一三、九四五 | 六一、三四四 | 一七、五〇〇 | 五九、九三〇 | 七六、四三〇 | 七五七、七四四 | 六七六、二一九 | 七三、七七四 | 七四九、八九三 |
| 昭和一〇年 | 六三七、一三三 | 八六、二四四 | 七三、四〇六 | 三六、九〇〇 | 五三、二四〇 | 九〇、三三〇 | 八三三、六二六 | 六九六、四八二 | 九〇、一〇七 | 七八六、五八九 |
| 昭和一一年 | 五八一、八八六 | 一四五、八三六 | 七七、七二三 | 四三、六五〇 | 五三、四〇五 | 九七、〇五五 | 八二四、七六七 | 七二、七四四 | 九六、八五六 | 八〇九、六四〇 |
| 昭和一二一年 | 六二八、二三三 | 一七一、四九五 | 七九、六七七 | 一七九、四〇〇 | 八八、六九五 | 二六六、〇九三 | 一、〇五七、七二〇 | 七三七、七五七 | 二五三、五三五 | 九八一、三九三 |
| 昭和一三一年 | 六五七、八四六 | 一七九、六六九 | 八三、七、四六五 | 二九二、四八七 | 六五五、九二一 | 九四八、三九八 | 一、七五五、八六三 | 七三三、四〇〇 | 八八八、二七六 | 一、六七、九六六 |
| 昭和一四一年 | 八二四、五四四 | 一九八、二二三 | 一〇、三、三七七 | 八五三、四八五 | 二五、九九七 | 一〇六、四六三 | 二、〇〇〇、八四〇 | 九六二、〇〇〇 | 七三、〇三三 | 一、六七、〇五五 |

五、東京職工學校以來の本學の職員

東京職工學校創立以來の本學の職員の氏名は次の通りである。

備考

一、東京職工學校、東京工業學校、東京高等工業學校、東京工業大學、並に其等の附設機關、附屬機關に於る職員を網羅す。
 一、姓の頭首の音に據り五十音順に分類し、各分類毎に之を就職年月順に配列す。○印は現職者にして昭和十五年七月末日の調査に據る。

一、假名遣は音表的假名遣による。(お、を、共に「お」の部に、蝶は「てふ」によらず「ち」部に等の類)
 一、括弧内の職名は退職者においては退職直前の官職名にして、昭和四年三月以前の退職者は元東京高等工業學校の官職名とす。現職者においては昭和十五年七月末現在に於る官職名とす。

一、職名に「養」とあるは附設工業教員養成所、「徒」は附屬職工徒弟學校、「補」は附屬工業補習學校、「專」は東京工業大學附屬工學專門部、「豫」は附屬豫備部、「工師」は臨時工師養成部、「分析」は臨時化學分析工員養成部、「工技」は臨時工業技術員養成所の略。(臨時工師養成部及臨時化學分析工員養成部を臨時工業技術員養成所より分けたるは設置の年代に相違あるに依る)

あ / 部

荒川 澤之助 (書記)
 赤坂 鎮之助 (書記)

明一四、一六就
 大三五、一〇三就
 退

職員名簿〔あノ部〕

一〇八五

職員名簿〔あ・ノ部〕

| | | | | | |
|--------------|------|-------|----------------|------|------|
| 相浦 貫一 (講師) | 大〇〇 | 三一退就 | 阿部 邦彦 (豫、教授) | 昭二五 | 一四退就 |
| 淺田 一郎 (雇) | 大二二 | 三四退就 | 赤羽 良淳 (講師) | 昭五五 | 一四退就 |
| 安彦 留治郎 (嘱託) | 昭大四一 | 六四死就 | 阿部 衛 (臨時嘱託) | 昭九五 | 一一退就 |
| 芦田 耕作 (雇) | 大四一 | 一四退就 | 厚木 勝基 (講師) | 昭一〇五 | 五四就 |
| 明石 秀三 (専、講師) | 昭大五二 | 一三〇退就 | 〇縣 信太郎 (技手) | 昭一〇五 | 五四就 |
| 阿部 隆介 (兼、書記) | 昭大八二 | 一七一退就 | 天 羽 馨 (嘱託) | 昭一〇五 | 八職就 |
| 天野 定 (専、雇) | 昭大四三 | 九一退就 | 足立 謙吉 (豫、講師) | 昭一〇七 | 八三退就 |
| 天野 幸盛 (大、雇) | 昭大七五 | 三五退就 | 阿藤 一男 (雇) | 昭一〇七 | 四三退就 |
| 荒井 直一 (雇) | 昭三二 | 五四退就 | 〇淺生 貞夫 (助手) | 昭一〇七 | 四職就 |
| 阿部 保 (雇) | 昭三三 | 九四退就 | 〇相 三 衛 (助教授) | 昭一〇七 | 四職就 |
| 青木 宗太郎 (講師) | 昭一三 | 三四退就 | 〇栗 屋 潔 (助教授) | 昭一〇七 | 四職就 |
| 東 東 造 (技手) | 昭二四 | 四四退就 | 安 藤 文 郎 (嘱託) | 昭一〇九 | 九六退就 |
| 〇淺野 清重 (書記) | 和現四 | 四職就 | 穴 澤 一 郎 (臨時雇) | 昭一〇九 | 六九退就 |
| 〇安 藤 暹 (助教授) | 昭現四 | 四職就 | 有 馬 盛 忠 (配屬將校) | 昭一九 | 八二退就 |
| 有 山 兼 孝 (講師) | 昭一四 | 六五退就 | 荒 井 潔 (雇) | 昭一〇 | 一六退就 |
| 〇東 昇 (助手) | 昭現四 | 七職就 | 相 川 秀 雄 (助手) | 昭一〇 | 一六退就 |
| 阿部 重孝 (養、講師) | 昭六四 | 三九退就 | 吾 妻 光 俊 (講師) | 昭一三 | 二二退就 |

○阿部 望之(助手) 昭三、一二退就 昭一三、九職
 朝倉 康孝(臨時雇) 昭一三、三退就
 阿 藤 和雄(雇) 昭一四、三退就
 ○粟 野 安郎(雇) 昭一五、四退就
 ○有 江 義憲(助手) 昭一四、六職
 青 山 正義(臨時雇) 昭一四、八職
 ○秋 田 康穗(臨時雇) 昭一四、一〇退就
 阿 部 惠一(助手) 昭一四、一〇職
 ○青 木 利之(雇) 昭一四、二職
 ○淺 枝 敏夫(助手) 昭一五、四職
 ○青 柳 澄(臨時雇) 昭一五、五職

ゝ 部

伊與木 與三郎(書記) 明一六、二退就
 飯 田 貞次(雇) 明一六、一退就
 池・田 久米(助教授) 明二九、八退就
 伊藤新六郎(教授) 明二八、六七退就

猪 瀬 傳一(雇) 明一九九、六退就
 衣 斐 松雄(雇) 明二〇九、一退就
 巖 谷 立太郎(囑託) 明二一、七退就
 板 橋 直壽(雇) 明二一、六退就
 五十嵐 秀助(囑託) 明二五、八退就
 石 戸 頼一(雇) 明二六、一退就
 井 口 在屋(囑託) 明二五、七退就
 岩 波 靜彌(囑託) 明二七、二退就
 飯 島 清兵衛(雇) 明二九、一退就
 今 村 彌兵衛(養、囑託) 明三〇、二死就
 飯 河 三角(助教授) 明二七、九退就
 一 戸 清方(助教授) 明三二、二退就
 石 倉 八十七郎(助教授) 明三二、一退就
 池 山 英二郎(教授) 明三九、五退就
 乾 親 技(助教授) 明三〇、九死就
 入 枝 勝彦(雇) 明三一、四退就
 岩 間 勝治(雇) 明三一、一退就

職員名簿〔あゝの部〕

| | | |
|--------|--------|----------|
| 井手馬太郎 | (教 授) | 明三九、一〇退就 |
| 伊藤重次郎 | (雇) | 明三三、二二退就 |
| 井上斐次郎 | (養、雇) | 明三三、四七退就 |
| 石川六郎 | (助教 授) | 明三五、二七退就 |
| 岩岡保作 | (教 授) | 明三八、九退就 |
| 今井正夫 | (雇) | 明三三、九退就 |
| 石原四郎 | (雇) | 明三三、一二退就 |
| 市川忠一 | (雇) | 明三五、七退就 |
| 石川弘 | (雇) | 明三七、四退就 |
| 板谷嘉七 | (嘱 託) | 明三九、七退就 |
| 飯野知次 | (教 授) | 明三九、二退就 |
| ○飯塚國三郎 | (嘱 託) | 明四一、三職 |
| 伊藤奎二 | (元 授) | 明四一、八退就 |
| 飯田留藏 | (雇) | 明四二、二退就 |
| 井岡大輔 | (嘱 託) | 明四二、九退就 |
| 井上仁吉 | (講 師) | 明四四、三退就 |
| 伊藤一郎 | (講 師) | 明四四、七退就 |

| | | |
|-------|--------------|---------|
| 飯塚正市 | (助教 授) | 明四九、四退就 |
| 伊東亮次 | (助教 授) | 明四一、一退就 |
| 今津明 | (嘱 託) | 明四四、二退就 |
| 石塚定吉 | (書 記) | 大元、七退就 |
| 市川又熊 | (書 記) | 昭大五、六退就 |
| 泉哲 | (教 授) | 大七、〇退就 |
| 稻田實 | (嘱 託) | 大九、二退就 |
| 今井音治 | (雇) | 大五、三退就 |
| ○石井信二 | (學生主事 兼 豫教授) | 大五、六退就 |
| 池田晋 | (嘱 託) | 昭現、三職 |
| 井上徳文 | (雇) | 昭一、四退就 |
| 猪瀬喜三 | (雇) | 大八、九退就 |
| 石田好太郎 | (雇) | 大七、二退就 |
| 生野榮藏 | (雇) | 大八、三退就 |
| 市川孫三郎 | (助教 授) | 大八、七退就 |
| 市村彦太郎 | (嘱 託) | 大九、一退就 |
| 伊藤仁吉 | (講 師) | 大九、四退就 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|--------|---------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 磯部 | ○稻井 | 今井 | 岩佐 | 伊藤 | 伊藤 | 井上 | 飯野 | 石塚 | 石澤 | 岩永 | 生部 | 市川 | ○石川 | 五十嵐 | 石田 | ○岩波 |
| 博(臨時雇) | 猛(助手) | 光雄(講師) | 豐藏(雇) | 國雄(兼事務官) | 正弼(配屬將校) | 幸夫(書記) | 稻城(豫、教授) | 彌雄(技手) | 好三(兼事務官) | 玉來(臨時雇) | 正明(雇) | 勝(技手) | 政吉(教授) | 讓(臨時雇) | 資郎(雇) | 繁藏(助手) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭九、八五退 | 昭九、五職 | 昭一四、三退 | 昭一三、一四退 | 昭八、八退 | 昭九、八退 | 昭二、七、二退 | 昭二、七、九退 | 昭一、七、八退 | 昭七、七、二退 | 昭一、〇、六退 | 昭八、六、三退 | 昭一、四、六、九退 | 昭現、六、一職 | 昭六、五、三退 | 昭六、五、一退 | 昭現、一、五、一職 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
| ○今井 | ○石田 | 伊豫田 | ○伊藤 | 市村 | 石井 | ○岩田 | ○石松 | 伊藤 | 稻葉 | ○井上 | 池田 | 飯村 | ○石川 | 井上 | ○稻村 | 石川 |
| 健治(臨時雇) | 四郎(囑託) | 重吉(技術雇) | 司光(雇) | すみ(雇) | 浩(助手) | 新(講師) | 幹夫(雇) | 經之(雇) | 實(囑託) | 孚鷹(講師) | 雅美(雇) | 清彦(雇) | 等(講師) | 和夫(雇) | 耕雄(講師) | 朝邦(助手) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭一、五、二退 | 昭現、一、四、二職 | 昭一、五、三、二退 | 昭現、三、二職 | 昭一、四、三、七退 | 昭一、四、三、二退 | 昭現、三、一、〇職 | 昭一、四、三、二退 | 昭一、四、二、四、五退 | 昭三、二、三、四退 | 昭八、五、二、四退 | 昭一、四、一、四退 | 昭一、四、一、四退 | 昭現、〇、一、二職 | 昭一、〇、二、四退 | 昭現、〇、二職 | 昭一、三、九、六、九退 |

職員名簿(イノ部)

| | |
|---------------|----------|
| 池田 昶 (雇) | 昭一四、九退就 |
| ○伊藤 卓爾 (助手) | 昭一四、四就 |
| ○岩倉 義男 (助手) | 昭一四、四就 |
| 岩田 静枝 (雇) | 昭一四、六退就 |
| 今泉 珠江 (臨時雇) | 昭一四、九退就 |
| 今村 安彦 (臨時雇) | 昭一四、一六退就 |
| 岩崎 善一 (臨時雇) | 昭一四、二退就 |
| ○今野 寛六 (雇) | 昭一四、二就 |
| ○稻生 謙次 (工技講師) | 昭一五、三就 |
| 池戸 光枝 (雇) | 昭一五、三退就 |
| ○石川 順佳 (雇) | 昭一五、四就 |
| ○伊藤 敦 (雇) | 昭一五、四就 |
| ○磯正 純 (助手) | 昭一五、五就 |
| ○市川 順市 (講師) | 昭一五、五就 |
| ○井上 守人 (雇) | 昭一五、五就 |
| ○磯崎 傳作 (授業囑託) | 昭一五、五就 |

う 部

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 上原 六四郎 (教授) | 明二六、一〇退就 |
| 内田 彌三郎 (雇) | 明一七、七退就 |
| 植田 豊橋 (教授) | 明二九、一七退就 |
| 植松 謹藏 (囑託) | 明二〇、一七退就 |
| 内山 久太郎 (助教) | 明二七、七退就 |
| 潮田 景次 (雇) | 明二八、八退就 |
| 内田 萬次郎 (囑託) | 明二九、一七退就 |
| 内海 静 (教授) | 明三三、二退就 |
| 海上 豊次郎 (雇) | 明三三、二退就 |
| フレデリック・シー ウー・ドラツフ (備外人教 師米國人) | 明四〇、一六退就 |
| 内村 敏三 (雇) | 明四二、一退就 |
| ウキリアム・ジョージ ウ (備外人教 師米國人) | 明四二、一退就 |
| 植原 悦二郎 (講師) | 明四四、二退就 |
| 宇野 三郎 (兼助教) | 明四四、二退就 |
| 上田 富三郎 (助教) | 大元、一七退就 |

エドモンド・ウエルド(備外國人) 大三 九五退就

内田 德太郎(囑託) 大五 六六退就

上島 桂次(雇) 大八 七七退就

内田 壯(教授) 大六 一〇就

宇都宮 藤彌(雇) 大七 三三退就

内丸 最一郎(講師) 大九 七四退就

白倉 鏡次郎(教授) 大九 二二退就

海野 正(豫、教授) 大九 三三就

内田 祥三(講師) 大九 三四退就

浦郷 繁一(雇) 大九 二四退就

植村 琢(教授) 大九 二二就

植村 勇(雇) 大九 三三就

内坂 素夫(講師) 大九 四四退就

上野 繁藏(教授) 大九 三三就

内田 榮一(囑託) 大九 七就

内田 俊一(教授) 大九 六就

浦上 榮(囑託) 大九 三就

職員名簿(い・う・えノ部)

内田 豊作(助教) 昭五 四就

浦野 三朗(講師) 昭五 八四退就

梅澤 芳英(雇) 昭二 〇、六四退就

内田 勝(雇) 昭二 一、一五退就

打浪 正巳(雇) 昭二 三、二五退就

宇野 繁太郎(助手) 昭一 三、五就

内海 喩(雇) 昭一 四、一就

内田 貢(豫、講師) 昭一 四、九就

内田 莊祐(助手) 昭一 四、一〇就

植木 芳雄(雇) 昭一 四、二二就

丑田 彌三郎(囑託) 昭一 五、一就

上野 一雄(雇) 昭一 五、四就

えノ部

江野 澤龜吉(雇) 明三 四、二退就

江口 鶴治郎(助教) 明四 二、四三退就

榎本 修二(助教) 大六 七、七就

江崎 歡藏 (徒、講師) 大二三、一〇退就
 江川 清道 (豫、講師) 大一一、九職就
 遠藤 政直 (專、講師) 昭四二、一二退就
 海老原 敬吉 (教授) 昭現四、一職就
 越前谷 民雄 (助手) 昭一六、三一退就
 榎本 繁男 (雇) 昭九、六職就
 江田 資郎 (臨時雇) 昭一五四、一〇退就
 江見 萬里 (助手) 昭一四、一二退就

お、部

沖野 忠雄 (文部省御用掛) 明一七四、四七退就
 尾谷 直温 (書記) 明一九五、三六退就
 大賀 治郎 (雇) 明一七五、一一退就
 萩原 三郎 (雇) 明退一六、一二不詳就
 大西 半之助 (雇) 明一九、九退就
 大平 松次郎 (雇) 明二〇九、九退就
 尾瀬 田良恭 (雇) 明二〇九、一〇退就

大角 成允 (雇) 明二二〇、二九退就
 大越 要次郎 (書記) 明二七、二七死就
 大森 俊次 (囑託) 明三三、七三退就
 大久保 猪之助 (囑託) 明退二、九詳就
 大竹 多氣 (講師) 明四三、七退就
 岡本 親 (助教授) 明二四、三五退就
 岡本 金一郎 (教授) 明三三、一〇退就
 大久保 忠敬 (囑託) 明就任、不詳就
 岡部 正樹 (書記見習) 明二五、八退就
 小寺 倉吉 (助教授) 明三九、五退就
 大谷 竹吉 (囑託) 明二九、七退就
 大塚 章之助 (助教授) 明三九、二四退就
 太田 能壽 (助教授) 明三九、六退就
 大久保 藤吾 (教授) 明三八、二七退就
 岡田 具 (助教授) 明三〇、一七退就
 奥村 順四郎 (教授) 明三、八退就
 小川 雅文 (雇) 明三三、一四退就

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 尾島 | 大脇保雄 | 大谷謙一 | 岡本常四郎 | 岡本勝三 | 大竹融 | 大島子之助 | 大坂常治 | 小澤信次郎 | 大島德次 | 大谷爲吉 | 大谷丑之助 | 岡崎善雄 | 小野寺願平 | 雄山良善 | 大崎銛太郎 | 大塚專一 |
| 菊(雇) | 雄(雇) | 一(助教) | 郎(雇) | 三(助教) | (雇) | (雇) | (助教) | (助教) | (雇) | (助教) | (雇) | (助教) | (雇) | (雇) | (雇) | (講師) |
| 明三八 | 明三七 | 明三七 | 明三七 | 明三六 | 明三五 | 明三五 | 明三五 | 明三五 | 明三五 | 明三五 | 明三六 | 明三九 | 明三八 | 明三三 | 明三三 | 明三三 |
| 一五退就 | 一九退就 | 一〇七退就 | 一三退就 | 一二退就 | 一〇退就 | 一〇死就 | 一〇退就 | 一〇退就 | 一〇退就 | 一〇退就 | 一二退就 | 一七退就 | 一〇七退就 | 一八退就 | 一五退就 | 不詳 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|-------|------|
| 小澤順次郎 | 大岩憲 | 大住吾八 | 大塚八郎 | 岡田楠次郎 | 大野政吉 | 大槻喬 | 荻村錦太 | 小野竹三 | 太田勤治 | 太田豪三 | 小野精一 | 太田代唯六 | 小澤春雄 | 大友幸助 | 大竹りう | 大場信吾 |
| (雇) | (雇) | 八(助教) | 郎(書記) | 郎(助教) | (講師) | (教授) | (講師) | (講師) | (教授) | (雇) | (囑託) | (講師) | (助教) | (教授) | (雇見習) | (囑託) |
| 大〇九 | 大〇八 | 大現 | 大六 | 大二 | 大五 | 大現 | 大五 | 大四 | 大六 | 大九 | 明四四 | 明四五 | 明四三 | 明四五 | 明三九 | 明三八 |
| 三退就 | 八退就 | 三職就 | 一〇職就 | 三退就 | 二退就 | 四退就 | 九退就 | 九退就 | 五退就 | 五退就 | 一退就 | 九退就 | 七退就 | 七退就 | 一〇退就 | 一〇退就 |

大友作之丞(助教授)
 大宮秀次(徒、講師)
 大内秀一郎(教授)
 奥田寛太郎(教授)
 大野龜之丞(雇)
 小川義太(雇)
 小澤省吾(講師)
 岡田繁野(雇)
 尾花盛(雇)
 小黑馨太郎(雇)
 大島貞良(雇)
 小河原藤吉(講師)
 大越謹吾(書記兼司書)
 太田哲三(講師)
 大鷹恒一(雇)
 大川文吉(雇)
 小野寺永藏(書記)

大 三九 四六退就
 大 一九 三退就
 大 五〇 三四退就
 昭大 四〇 一九退就
 大 二〇 一四退就
 大 一六 九退就
 大 現一 三職就
 大 三二 三四退就
 大 三三 九四退就
 大 三三 三退就
 大 四三 二退就
 大 四三 四退就
 大 三三 八退就
 大 三三 六職就
 大 一三 八退就
 大 一五 三一退就
 大 一四 二四退就
 昭 二 三職就

小野正康(豫、講師)
 大國幸正(專、囑託)
 大東重次郎(雇)
 岡野喜正(雇)
 大石二郎(助教授兼豫教授)
 小野常道(助手)
 大原泰三(雇)
 大山善衛(雇)
 大石登希夫(技術雇)
 尾形輝太郎(講師)
 鬼木正美(書記)
 鬼塚士朗(雇)
 尾崎賢三郎(豫、講師)
 小笠原稔(豫、講師)
 荻原時藏(助手兼手)
 奥田連(書記)
 落合和男(助手)

昭 七二 三五退就
 昭 四三 二四退就
 昭 七四 三四退就
 昭 一〇四 一四退就
 昭 現四 四職就
 昭 一〇四 七四退就
 昭 一四 四職就
 昭 四 四職就
 昭 六四 三四退就
 昭 八四 一七退就
 昭 現四 七職就
 昭 六五 三一退就
 昭 五 六職就
 昭 現五 三退就
 昭 八五 三退就
 昭 七六 三一退就
 昭 七六 三退就
 昭 一五六 二退就
 昭 一五六 三退就
 昭 一五六 三退就
 昭 二六 一〇三退就

岡 好 良 (助 手) 昭一五六 三四退就

大 谷 義 德 (囑 託) 昭一〇六 四職就

○奥 田 誠 一 (講 師) 昭一〇六 四職就

小 野 寬 治 (雇 員) 昭九六一 六退就

○尾 本 義 一 (教 授) 昭一〇六 五職就

○岡 田 源 左 衛 門 (囑 託) 昭一〇六 六職就

大 山 清 一 郎 (講 師) 昭七三退就 昭八三退就 昭八四退就

長 田 重 治 (雇 員) 昭一〇八 一五退就

大 橋 定 男 (雇 員) 昭一三三 三退就

○大 島 好 文 (助 手) 昭一三三 四職就

太 田 茂 男 (助 手) 昭一四二 九退就

折 田 高 富 (雇 員) 昭一三三 一退就

大 久 保 肇 (助 手) 昭一四三 五退就

小 川 清 明 (助 手) 昭一三三 三職就

○小 川 太 一 郎 (兼 助 教 授) 昭一三三 三職就

○大 島 一 郎 (雇 員) 昭一三三 三職就

大 石 望 之 (雇 員) 昭一四三 一〇三退就

○岡 本 哲 史 (助 教 授) 昭一三三 五職就

大 村 清 (助 手) 昭一四三 二退就

岡 田 泰 子 (雇 員) 昭一四三 九退就

大 澤 健 二 (雇 員) 昭一〇四 二退就

大 金 得 司 (雇 員) 昭一五四 三退就

○織 田 明 (臨 工 時 雇 員) 昭一〇四 四職就

大 内 謙 一 (助 手) 昭一五四 四退就

○大 河 原 晋 (助 手) 昭一〇四 四職就

○岡 田 正 次 (講 師) 昭一四四 五職就

○大 野 耕 藏 (臨 時 雇 員) 昭一四四 一〇職就

○岡 義 忠 (助 手) 昭一四四 一二職就

○大 河 内 正 陽 (助 手) 昭一四四 四職就

小 川 茂 (助 手) 昭一四五 四職就

○小 野 恒 憲 (雇 員) 昭一四五 四職就

○奥 山 勝 治 (雇 員) 昭一四五 四職就

○大 山 義 平 (助 教 授) 昭一五五 六職就

か 部

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 河津 | 河邊 | 笠原 | 萱野 | 河原 | 海福 | 神作 | 河野 | 加瀬 | 葛西 | 加藤 | 河井 | 川上 | 川地 |
| 暹 | 正夫 | 留七 | 輝秀 | 徳立 | 悠 | 濱吉 | 正次郎 | 正太郎 | 徳一郎 | 知徳 | 清三郎 | 新太郎 | 方敬 |
| (講師) | (助教) | (教授) | (助教) | (囑託) | (囑託) | (助教) | (雇) | (助教) | (助教) | (囑託) | (囑託) | (囑託) | (教授) |
| 明三三、 退三、 不詳就 | 明三三、 三三、 一退就 | 大明三一、 一七死就 | 明四一、 一〇六退就 | 明三三、 二六退就 | 明二五、 七五退就 | 明三〇、 八九退就 | 明二四、 三六退就 | 明二九、 七四退就 | 明二九、 四四退就 | 明二一、 一〇退就 | 明二〇、 七八退就 | 明二七、 二八退就 | 明二四、 不詳就 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 加福 | 鹿島 | 川邊 | 堅田 | 河合 | 加來 | ○加藤 | 河合 | 加賀 | 河津 | 加藤 | 桂 | 片山 | 神田 | 金子 | 金子 | 加藤 |
| 均三 | 英二 | 藤吉 | 欽次 | 匡 | 金升 | 藤與五郎 | 鐵太郎 | 谷平太 | 七郎 | 令齋 | 辨三 | 山正夫 | 田勇藏 | 子助次郎 | 子篤壽 | 義清 |
| (講師) | (教授) | (雇) | (囑託) | (教授) | (雇) | (教授) | (補囑託) | (雇) | (教授) | (囑託) | (講師) | (教授) | (雇) | (助教) | (講師) | (雇) |
| 明四三、 六七退就 | 大明五、 一五退就 | 大明四、 一四退就 | 明四〇、 一〇詳就 | 大明四、 一二退就 | 明四〇、 三四退就 | 明三八、 一職就 | 明三七、 七九退就 | 明三九、 七八退就 | 大明三、 八一退就 | 明三六、 七六退就 | 明三八、 六三退就 | 明三五、 七六退就 | 明三六、 一八退就 | 明四二、 二九退就 | 明三三、 七七退就 | 明三三、 一六退就 |

職員名簿【かノ部】

| | |
|------------------|---------|
| 梶田敬與(雇) | 大元二、一八就 |
| 嘉儀金一郎(講師) | 大元八、九就 |
| 金刺龜甲(雇) | 大元四、九就 |
| 川上逞治(雇) | 大元二、四就 |
| 各務鑽三(囑託) | 大元七、九就 |
| 金島茂太(教授) | 大元二、一就 |
| 川崎正男(助教授) | 大元六、七就 |
| 片岡一馬(書記) | 大元三、一就 |
| 加藤述之(助教授) | 大元四、七就 |
| ○梶島二郎(豫教授兼學生主事) | 大元五、四就 |
| 加藤得三郎(舊姓佐藤)(助教授) | 大元九、八就 |
| 川崎敏夫(雇) | 大元五、二就 |
| 神崎こと(雇) | 大元六、二就 |
| 川口直忠(雇) | 大元七、五就 |
| 川越直之(雇) | 大元七、七就 |
| 兼子善一(雇) | 大元八、一就 |
| 神部正次(雇) | 大元一〇、九就 |

| | |
|-----------|--------|
| 加藤數馬(雇) | 大元一、三就 |
| 神尾甲三(助教授) | 大元一、〇就 |
| ○狩野春一(講師) | 大元一、〇就 |
| 金原武(雇) | 大元三、一就 |
| 片岡初太郎(書記) | 大元三、一就 |
| 川上八十太(講師) | 大元三、一就 |
| 河備新造(囑託) | 大元三、一就 |
| 笠原尙太(兼書記) | 大元三、一就 |
| ○柏邦四郎(雇) | 大元三、一就 |
| 片岡三次郎(雇) | 大元三、一就 |
| 掛谷宗一(講師) | 大元三、一就 |
| 金藤到(雇) | 大元四、一就 |
| 河原春作(専講師) | 大元四、一就 |
| 加賀谷政之助(雇) | 大元四、一就 |
| 龜谷巖(雇) | 大元四、一就 |
| ○勝田千利(助手) | 大元四、一就 |
| ○金丸競(教授) | 大元四、一就 |

○加藤多喜雄(助教授) 昭四、四職就
 ○川田正秋(助教授) 昭四、四職就
 ○河嶋千尋(助教授) 昭四、四職就
 ○河合紀雄(豫、教授) 昭四、六職就
 ○加藤鉞郎(講師) 昭一、七退就
 ○神原周(助教授) 昭五、四職就
 ○龜山直人(講師) 昭五、八退就
 ○門松武(雇) 昭六、五退就
 ○神田吉一(書記) 昭五、一〇職就
 ○上沼清八(囑託) 昭六、二退就
 ○川西正鑑(講師) 昭六、七職就
 ○川崎舍恒三(講師) 昭六、一退就
 ○加藤弘人(助手) 昭九、七職就
 ○加藤重雄(雇) 昭一、八退就
 ○加藤政雄(助手) 昭二、八退就
 ○河上益夫(助教授) 昭九、三職就
 ○金子孝作(囑託) 昭一〇、五退就

昭四、四職就
 昭四、四職就
 昭四、四職就
 昭四、六職就
 昭一、七退就
 昭五、四職就
 昭五、八退就
 昭六、五退就
 昭五、一〇職就
 昭六、二退就
 昭六、七職就
 昭六、一退就
 昭九、七職就
 昭一、八退就
 昭二、八退就
 昭九、三職就
 昭一〇、五退就

○神谷六美(助手) 昭九、二退就
 ○金谷三松(講師) 昭二、〇退就
 ○鎌上龜吉(囑託) 昭一、〇退就
 ○冠木三郎(助手) 昭三、〇退就
 ○金田清美(書記) 昭一、一職就
 ○川村實(雇) 昭三、三退就
 ○梶井剛(講師) 昭二、六退就
 ○加藤精一(臨時雇) 昭三、一退就
 ○神原經政(雇) 昭二、二職就
 ○川生馨(配屬將校) 昭三、三退就
 ○川北悅男(雇) 昭二、二職就
 ○加藤文夫(工技講師) 昭一、四職就
 ○菅義夫(囑託) 昭一、四職就
 ○川合貞子(雇) 昭一、五職就
 ○鴨志田孝一(臨時雇) 昭一、五職就
 ○加藤汎洋(助手) 昭一、五退就
 ○風間千鶴子(臨時雇) 昭一、五職就

昭九、二退就
 昭二、〇退就
 昭一、〇退就
 昭三、〇退就
 昭一、一職就
 昭三、三退就
 昭二、六退就
 昭三、一退就
 昭二、二職就
 昭三、三退就
 昭二、二職就
 昭一、四職就
 昭一、四職就
 昭一、五職就
 昭一、五退就
 昭一、五職就

きノ部

木村 孝則 (雇) 明三〇、八九退就
 喜多見久通 (助教授) 明二一、三退就 明二八、二退就
 喜多武英 (助教授) 明二四、三退就 明三〇、四退就
 木戸 傳 (助教授) 明二七、二退就
 北山一太郎 (教授) 明三二、九退就
 貴田善勝 (雇) 明三六、一退就
 君島 潔 (囑託) 明三七、三退就 明三九、四退就
 吉川 良治 (助教授) 大二三、一退就
 岸 光憲 (助教授) 明四〇、三退就
 北村彌一郎 (講師) 大四〇、一退就
 菊地五郎 (雇) 明四一、〇退就
 木村 勇 (講師) 明四二、八退就
 喜多 甚左衛門 (雇) 明四三、一退就
 菊地午之助 (助教授) 大九三、二退就
 橋高芳、郎 (雇) 大五七、三退就 大七九、四退就

職員名簿〔か・きノ部〕

桐淵 勘藏 (教授) 大二三、六退就
 木下 義謙 (助教授) 大二〇、七退就
 木庭 辰雄 (雇) 大八、九退就
 菊地 一徳 (雇) 大二九、一退就
 北島 八良 (雇) 大九〇、二退就
 木多勘一郎 (講師) 大四〇、三退就
 木村 正義 (講師) 大二〇、五退就
 北岡 利家 (雇) 大一一、四退就
 菊地 昇 (講師) 大一一、九退就
 木下 清一 (雇) 大一一、〇退就
 北見 兵三郎 (専雇) 大二三、七退就
 紀伊 壽次 (専講師) 大一一、四退就
 木下 正雄 (教授) 昭四、一退就
 北澤 五郎 (講師) 昭五、二退就
 北浦 重之 (講師) 昭五、四退就
 喜多野 晴一 (助手) 昭三、五退就
 清崎 勝清 (雇) 昭六、一退就

く 部

○菊田 守雄 (雇) 昭二、一 職就
 ○清浦 雷作 (助手) 昭二、四 職就
 ○岸 武八 (講師) 昭三〇就 昭四三退就 昭五三退就 昭五九退就
 ○木村 一郎 (雇) 昭一四、九 職就
 ○菊地 原英和 (雇) 昭一四、一〇 職就
 ○木戸 陸彦 (助手) 昭一五、四 職就 現職

黒 澤 新 (傭) 明就一五、三 退就
 桑 木 忠 郷 (雇) 明二〇、七 退就
 草 野 元 重 (御用掛) 明一八、七 退就
 久 保 田 鼎 (幹 事) 明二〇、二 退就
 久 能 省 三 (雇) 明二四、三 退就
 久 留 正 道 (嘱 託) 明二四、七 退就
 黒 瀬 曜 太 郎 (書 記) 明三六、八 退就
 黒 田 重 三 郎 (雇) 明二九、三 退就
 久 芳 常 登 (雇) 明三三、二 退就

熊 澤 治 郎 吉 (專、講師) 明三〇、一 退就 昭六六、一 退就
 黒 岩 末 男 (雇) 明三六、三 退就
 黒 澤 次 久 (講 師) 明四二、九 退就 大九三退就
 黒 澤 助 三 (雇) 明四二、九 退就
 倉 田 謙 (講 師) 明四二、一 退就
 栗 本 又 五 郎 (校醫兼講師) 明四四、三 退就
 桑 田 熊 藏 (講 師) 明四八、一 退就
 黒 瀧 慎 三 郎 (雇) 大 四、三 退就
 郡 司 四 郎 (雇) 大 五、三 退就
 久 保 田 稔 (嘱 託) 大 一〇、二 退就
 栗 林 信 郎 (講 師) 大 一五、三 退就
 栗 原 重 男 (嘱 託) 大 二二、二 退就
 工 藤 正 平 (大 講 師) 昭大 一七、三 退就
 熊 野 吉 次 郎 (豫、嘱 託) 昭大 一五、三 退就
 隈 部 一 雄 (元 兼 教 授) 昭大 一〇、三 退就
 國 守 慶 治 (嘱 託) 昭 四、三 退就
 鯨 井 恒 太 郎 (兼 教 授) 昭 四、七 退就

櫛部 太郎 (助手) 昭五 八退就
 倉木 多一郎 (雇) 昭七 二四退就
 草場 琢成 (司書) 昭九 一七退就
 栗原 健次 (雇) 昭四 四三退就
 隈部 潔 (臨時雇) 昭三 八八退就
 黒部 武雄 (雇) 昭三 二二退就
 葛岡 常雄 (助手) 昭三 一三退就
 窪島 新七 (配屬將校) 昭四 三三退就
 黒川 一夫 (雇) 昭四 五職就
 草間 徳三 (臨時雇) 昭五 三九退就
 熊谷 春忠 (臨時雇) 昭四 一三退就
 倉西 正嗣 (教授) 昭四 二二退就
 黒沼 春雄 (臨時雇) 昭五 五職就

けノ部

外川 四郎 (助教) 大八 一八退就
 外川 昇 (助教) 昭二 一六退就
 剣持 輝雄 (書記) 昭一 三職就

職員名簿(き・く・け・こノ部)

こノ部

小俣 正治 (備) 明三 二四退就
 小島 吉五郎 (雇) 明二 七七退就
 郷道 重本 (書記) 明四 二八退就
 小林 一太郎 (助教) 明三 〇五退就
 小山 健三 (元幹事) 明三 一五退就
 小暮 鉞三郎 (雇) 明三 二四退就
 後藤 牧太 (囑託) 明二 七三退就
 高力 直寛 (教授) 明四 二四退就
 今景 彦 (助教) 明三 二八退就
 小松 緑 (囑託) 明三 二九退就
 小坂 橋和三郎 (雇) 明三 一三退就
 小泉 角五郎 (助教) 明三 二九退就
 小林 豊藏 (教授) 明三 二二退就
 小出 延吉 (雇) 大八 八退就
 兒玉 隼植 (講師) 明三 三三退就

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 後藤幸一郎 (雇) | 小池重吉 (雇) | 小池舜一 (雇) | 五辻卓 (雇) | 小林育三 (雇) | 小林行治 (雇) | 古城鴻三 (雇) | 小林寬二 (助教) | 近藤清治 (教授) | 後藤彦四郎 (雇) | 木檜恕一 (講師) | 小林源七 (雇) | 小泉義和 (囑託) | 後藤秋太郎 (助教) | 甲田二郎 (雇) | 近藤由一 (講師) | 小室信藏 (助教) |
| 大 四九 二退就 | 昭大 六八一 三退就 | 大 九八一 三退就 | 大 一八一 三四退就 | 大 一〇七 二退就 | 大六 六一 九二退就 | 大 五三 九二退就 | 明四 四一 九一就 | 昭一 四五 〇死就 | 明四 四二 一〇死就 | 大明 四一 三退就 大六 四七 四退就 | 明四 四〇 九二退就 | 昭三 三九 一四退就 | 明三 三八 二退就 | 明三 三六 一〇退就 | 明三 三五 一四退就 | 明三 三一 一九退就 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 小竹雄四郎 (雇) | 小林義郎 (書記) | 小島德太郎 (囑託) | 小竹無二雄 (講師) | 郷末茂 (雇) | ○越野煥一郎 (囑託) | ○古賀逸策 (教授) | ○小茂鳥喜作 (雇) | 小泉石松 (專囑託) | ○小林政一 (教授) | 小森谷富司 (專雇) | 小河原藤吉 (講師) | 小杉山梅 (雇) | 小阪東洋 (雇) | 小松武治 (講師) | 高田直屹 (專講師) | 兒玉清雄 (雇) |
| 昭 九六 一四退就 | 昭 一五六 一三退就 | 昭 一六一 七三退就 | 昭 五五 八四退就 | 昭 八五 一四退就 | 昭現 四 五職就 | 昭現 四 四職就 | 昭 一六 三三退就 | 昭 六二 三一退就 | 大現 一四 九職就 | 昭大 一四 三四退就 | 大 一三 八三退就 | 大 一一 三三退就 | 昭大 三一 六退就 | 大 二九 三三退就 大 三三 三三退就 | 大 〇九 八退就 昭大 一〇 四七退就 | 大 一〇 九 二四退就 |

職員名簿(こさノ部)

| | | | | |
|----|-----|--------|------|------|
| 合志 | 一夫 | (助手) | 昭九六 | 八五就 |
| 小林 | 六四郎 | (講師) | 昭一四七 | 三四退 |
| 小林 | 貞之助 | (助手) | 昭一四七 | 三四退 |
| 近藤 | 三千雄 | (臨時雇) | 昭三三就 | 昭四三就 |
| 古賀 | 雄造 | (助手) | 昭二八 | 九退 |
| 小山 | 義男 | (囑託) | 昭九 | 八五退 |
| 藤田 | 瀧男 | (技術雇) | 昭九 | 一二就 |
| 小林 | 良之助 | (助教) | 昭一〇 | 四就 |
| 好地 | 武恭 | (雇) | 昭二一 | 五退 |
| 小林 | 剛三 | (雇) | 昭一 | 四就 |
| 後藤 | 一雄 | (助手) | 昭一三 | 六就 |
| 小島 | 靖一 | (助手) | 昭一五 | 四退 |
| 午坊 | 芳一 | (雇) | 昭一三 | 四就 |
| 小林 | 長之助 | (兼事務官) | 昭一三 | 七退 |
| 小林 | 清次 | (雇) | 昭一四 | 八退 |
| 小林 | 篤二 | (書記兼) | 昭一四 | 一〇就 |
| 後藤 | 芳雄 | (雇) | 昭一四 | 一二就 |

| | | | | |
|-----|------|------|-----|-----|
| 耕山 | 菊郎 | (助手) | 昭一五 | 二就 |
| 近藤 | 政市 | (講師) | 昭一五 | 四就 |
| 國分 | 清 | (雇) | 昭一五 | 四就 |
| 坂本 | 孟雄 | (雇) | 明二八 | 三一退 |
| 阪田 | 貞一 | (校長) | 明二〇 | 二六死 |
| 佐分利 | 廣太 | (囑託) | 明二〇 | 一一退 |
| 嵯峨 | 根不二郎 | (囑託) | 明二四 | 八七死 |
| 阪野 | 素直 | (書記) | 明二九 | 一一退 |
| 齋藤 | 元喜 | (雇) | 明三三 | 一一退 |
| 齋藤 | 孝 | (教授) | 明二六 | 二九退 |
| 佐久間 | 方雄 | (囑託) | 明三〇 | 六退 |
| 齋藤 | 俊吉 | (教授) | 明二九 | 一一就 |
| 佐野 | 善作 | (囑託) | 明三〇 | 一二退 |
| 齋藤 | 龜吉 | (助教) | 明三〇 | 七退 |
| 佐野 | 靜哉 | (雇) | 明三五 | 四退 |

佐々木高保(囑託) 明三三、七五退
 坂本彰(雇) 明三五、一五退
 佐野利器(講師) 明三三、二退 現職
 齋藤恒吉(助教) 明三七、八退
 齋藤長吉(助教) 明四〇、八退
 エツガー・テイサイクス(專備英人教師) 昭明四〇、二退
 佐藤與三郎(囑託) 昭明四三、六退
 佐川春水(講師) 大五、九退
 佐々木薫(臨時雇) 大四、〇退
 佐藤寅次郎(雇) 大六、四退
 坂本秀一(囑託) 大五、六退
 佐伯好郎(教授) 昭大三五、一退
 櫻井三千三(雇) 大七、一退
 佐原三男(雇) 大八、七退
 佐藤貞彌(囑託) 大八、七退
 佐々木竹松(舊姓行方)(雇) 大九、四退
 才津惣一(雇) 大九、二退

齋藤興次(雇) 大〇〇、九退
 坂本忠治(雇) 大〇〇、三退
 齋藤澤治(書記) 昭大三一、二退
 佐久間田之助(雇) 大三一、三退
 佐々木曉順(助教) 大五一、〇退
 齋木彌助(雇) 昭大一一、三退
 佐川榮(雇) 大二二、六退
 佐川貞雄(專助教) 昭大五三、一退
 櫻川七郎(囑託) 昭大元三、一退
 佐藤篤五郎(助手) 昭大一一、四退
 佐藤茂一(兼書記) 大一一、〇退
 佐藤篤五郎(助) 昭大一一、四退
 櫻井季雄(專講師) 昭大六四、三退
 佐藤頼二(雇) 昭大六五、九退
 佐々木清吉(專講師) 昭大六六、一退
 坂本榮吾(技手) 昭大〇六、三退
 佐木三郎(囑託) 昭五一、七退
 佐竹規方(講師) 昭七六、三退

昭八、四就 昭一〇、九六就 昭一〇、四就 昭一〇、三退就 昭一〇、三退就

○齋藤 幸男 (助 手) 昭一〇、三退就 昭一〇、三退就

○佐々木 重雄 (教 授) 昭七、四就 昭七、四就

○櫻井 時夫 (講 師) 昭一四、七、一〇退就 昭一四、七、一〇退就

○齋藤 貞治 (囑 託) 昭八、二職就 昭八、二職就

○齋藤 米四郎 (雇) 昭九、二退就 昭九、一、三退就

○齋藤 芳朗 (雇) 昭一八、九退就 昭一八、九退就

○佐田 辰夫 (囑 託) 昭九、九退就 昭九、九退就

○佐藤 晋 (助 手) 昭二九、四退就 昭二九、四退就

○櫻井 春雄 (助 手) 昭三〇、二退就 昭三〇、二退就

○佐藤 寛三郎 (臨時雇) 昭一六、九退就 昭一六、九退就

○坂元 常樹 (講 師) 昭一、六職就 昭一、六職就

○坂井 辰郎 (雇) 昭一三、四職就 昭一三、四職就

○澤田 勝太郎 (助 手) 昭一四、七退就 昭一四、七退就

○佐藤 次郎 (雇) 昭二、二職就 昭二、二職就

○澤谷 次男 (雇) 昭一四、二退就 昭一四、二退就

○齋藤 博久 (臨時雇) 昭三、三退就 昭三、三退就

職員名簿〔さ・しノ部〕

昭一〇、三退就 昭一〇、三退就

○佐藤 一雄 (助 手) 昭一〇、三退就 昭一〇、三退就

○齋藤 健一 (助 手) 昭一三、四職就 昭一三、四職就

○笹沼 宗一郎 (副 手) 昭一三、四職就 昭一三、四職就

○齋藤 繁喜 (工技講師) 昭一三、四職就 昭一三、四職就

○佐々木 利隆 (雇) 昭一三、一〇退就 昭一三、一〇退就

○齋藤 淳 (雇) 昭一三、一〇職就 昭一三、一〇職就

○作山 齊宏 (助 手) 昭一五、四退就 昭一五、四退就

○佐藤 哲也 (臨時雇) 昭一五、四退就 昭一五、四退就

○酒井 亮 (助 手) 昭一五、四退就 昭一五、四退就

○三枝 定 (講 師) 昭一五、四職就 昭一五、四職就

○齋藤 豊治 (臨時雇) 昭一五、六職就 昭一五、六職就

○佐藤 幸司 (臨時雇) 昭一五、七職就 昭一五、七職就

しノ部

篠崎 堅 (兼書記) 昭一五、七退就 昭一五、七退就

潮瀬 茂一 (雇) 昭一六、一〇退就 昭一六、一〇退就

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 澁澤元治 | 芝田宗平 | 鹽田宗平 | 清水清 | 市東晋郎 | 清水徳松 | 志村重雄 | 芝田理八 | 澁谷武松 | 首藤環 | 柴山與四郎 | 志倉光繼 | 島谷孝信 | 鹽田佐 | 島田佳矣 | 滋賀重列 | 柴田才一郎 |
| (講師) | (雇) | (雇) | (雇見習) | (雇) | (雇) | (臨時雇) | (講師) | (雇) | (囑託) | (助教授) | (教授) | (書記) | (雇) | (助教授) | (元教託授) | (教授) |
| 大 三 一 二 退就 | 大 三 三 退就 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 清水誠 | 島津春雄 | 白井傳三郎 | 重松實 | 正司貞雄 | 柴田重滿 | 志村良光 | 清水敏雄 | 志多清一郎 | 清水豐次郎 | 島保次郎 | 七條實信 | 調正六 | 島崎久座 | 柴田勝太郎 | 清水三貞 | 清水義雄 |
| (助教授) | (專教授) | (講師) | (書記) | (雇) | (講師) | (講師) | (雇) | (雇) | (雇) | (雇) | (助教授) | (雇) | (雇) | (助教授) | (講師) | (雇) |
| 大 一 五 現 | 大 一 四 退就 | 大 一 四 退就 | 大 一 四 退就 | 大 一 三 退就 |

重原 整三 (雇) 昭一四、四四退就
 島 秀雄 (講師) 昭一四、三四退就
 下山 吉郎 (助手) 昭一〇、五三退就
 城野 勝太郎 (雇) 昭九、五四退就
 清水 武夫 (雇) 昭六、二職就
 鹽見 賢吾 (助手) 昭一〇、七二退就
 清水 定吉 (助教) 昭一五、九三退就
 下平 謙也 (助手) 昭一三、九二退就
 進藤 實 (雇) 昭一〇、四三退就
 篠塚 新次 (雇) 昭一〇、九退就
 鎮目 憲哉 (臨時雇) 昭一四、二三四退就
 新谷 爲中 (工技雇) 昭一四、二九職就
 白崎 五郎 (雇) 昭一四、四職就
 志田 正二 (助手) 昭一四、八職就
 柴田 武雄 (助手) 昭一四、一〇職就
 清水 義勝 (助手) 昭一四、二職就
 白井 孝三 (臨時雇) 昭一五、三退就

職員名簿(し・すノ部)

昭一四、四四退就
 昭一四、三四退就
 昭一〇、五三退就
 昭九、五四退就
 昭六、二職就
 昭一〇、七二退就
 昭一五、九三退就
 昭一三、九二退就
 昭一〇、四三退就
 昭一〇、九退就
 昭一四、二三四退就
 昭一四、二九職就
 昭一四、四職就
 昭一四、八職就
 昭一四、一〇職就
 昭一四、二職就
 昭一五、三退就

すノ部
 下村 富美子 (雇) 昭一五、一職就
 白木 國男 (雇) 昭一五、二職就
 柴田 圭一 (教務囑託) 昭一五、六職就
 篠澤 和久 (臨時雇) 昭一五、六職就
 鈴木 貞幹 (雇) 明一八、七二〇退就
 杉本 源吾 (助教) 明二九、四九退就
 鈴木 純一郎 (講師) 明三三、九退就
 鈴木 嘉助 (囑託) 明三三、七八退就
 鈴木 信道 (雇) 明三七、二退就
 鈴木 榮次郎 (囑託) 明三四、四退就
 ヘーバート・アルケンス スチーヴンス (傭外國人) 明三六、二退就
 杉目 宗助 (囑託) 明三七、三退就
 杉田 稔 (教授) 明三七、七退就
 鈴木 達治 (教授) 明四一、八退就
 杉村 伊兵衛 (教授) 明四一、一退就

そ、部

| | | | |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 關口寬一郎 (雇) | 明三、四退 | 關谷準造 (講師元教授) | 明二、七就 |
| 仙石正良 (養) | 明三、一七退 | 關口八重吉 (教授) | 明三、一七退 |
| 關與三郎 (講師) | 明三、一七退 | 關屋龍吉 (補、講師) | 明三、一七退 |
| 關口盛治 (講師) | 大七、三退 | 關口彦藏 (雇) | 大七、三退 |
| 關根島吉 (雇) | 昭二、一三退 | 關信雄 (講師) | 昭二、一三退 |
| 關谷惣市 (雇) | 昭四、一死就 | 關戸實 (舊姓中村) (助手) | 昭四、一死就 |
| 瀨尾敏夫 (雇) | 昭四、一死就 | 千馬佐四郎 (雇) | 昭四、一死就 |

た、部

| | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|
| 相馬半治 (舊姓田中) (教授) | 明三、一七退 | 曾禰達藏 (講師) | 明三、一七退 |
| 相馬俊一 (雇) | 大六、三退 | 蘭川武 (補、講師) | 大六、三退 |
| 孫田秀春 (講師) | 大六、三退 | 祖父江寛 (助教) | 大六、三退 |
| 谷口直貞 (教授) | 明一、一八退 | 立川宗清 (兼書記) | 明一、一八退 |
| 多賀章人 (教授) | 明一、一八退 | 竹下富次郎 (助教) | 明一、一八退 |
| 田宮順成 (雇) | 明一、一八退 | 立野久米太 (雇) | 明一、一八退 |
| 高松豊吉 (元教授講師) | 明三、一七退 | 竹内龜太郎 (製圖師) | 明三、一七退 |
| 田寺信次 (助教) | 明三、一七退 | | |

高山甚太郎 (講師) 明二四、八退 明三三、六退
 谷本龜二郎 (助教) 明三六、一退 三〇、一就
 玉木辨太郎 (講師) 明三九、三退 明四三、一退
 竹中久藏 (養、雇) 明二九、六退 明二九、一退
 田代貢 (雇) 明三〇、二退 明三〇、八退
 高橋了 (雇) 明三〇、八退 明三〇、八退
 高井利五郎 (養、囑託) 明三一、七退 明三一、七退
 高野岩三郎 (囑託) 明三一、五退 明三一、五退
 瀧田岩造 (助教) 明三九、九退 明三九、九退
 高田重次郎 (雇) 明三三、四退 明三三、四退
 田口絜矩 (囑託兼校醫) 明三三、七退 明三三、七退
 田中喜一 (教授) 明三三、七退 明三三、七退
 竹中増次郎 (雇) 明三七、一退 明三七、一退
 大銃寺昌藏 (雇) 明三三、一退 明三三、一退
 高光壽一郎 (雇) 明三三、五退 明三三、五退
 高野諄治 (兼教授) 明三四、一退 明三七、七退
 玉上義男 (雇) 明三八、一退 明三九、八退

瀧浦潭 (囑託) 明三八、一退 明三九、三退
 田所美治 (講師) 明三九、七退 明四〇、九退
 田島義造 (囑託) 明四〇、三退 明四一、五退
 ○橋節男 (兼技師) 明四〇、八退 明四〇、八退
 竹内光直 (講師) 明四二、三退 明四二、三退
 ○高野佐三郎 (囑託) 明四一、三退 明四一、三退
 高瀬豊二郎 (雇) 明四三、七退 明四三、七退
 田原正人 (講師) 明四三、九退 明四三、九退
 田中敬信 (講師) 明四四、三退 明四四、三退
 田中敬信 (講師) 明四四、三退 明四四、三退
 高木太作 (助教) 大八、八退 大九、九退
 高橋榮太郎 (雇) 大八、四退 大九、九退
 谷田純 (雇) 大五、九退 大五、九退
 多胡英治 (雇) 大八、一退 大八、一退
 竹内左内 (雇) 大六、二退 大六、二退
 ○竹内時男 (助教) 大八、二退 大八、二退
 ○高橋重太郎 (兼、助教) 大八、三退 大八、三退
 武田敬止 (助教) 大八、三退 大八、三退

高橋 偵造 (講師) 大 四八 二九退就
 高島 元雄 (雇) 大 〇九 三退就
 田中 秀央 (講師) 大 九九 八退就
 田中 盛太郎 (雇) 大 四九 一五死就
 高橋 吉藏 (雇) 大 三〇 三四退就
 高橋 九郎 (雇) 大 三〇 三九退就
 田中 瀧男 (雇) 大 二一 三四退就
 高橋 理一郎 (專講師) 昭 六二 三六退就
 爲我井 進入郎 (雇) 大 三三 三三退就
 田村 茂穂 (兼書記) 大 一四 九職就
 竹内 壽太郎 (講師) 大 一四 一〇職就
 田丸 節郎 (囑託元教授) 大 一五 三職就
 竹崎 進 (雇) 昭 二五 一〇四退就
 谷口 忠 (教授) 大 一五 四職就
 竹谷 廣中 (書記) 昭 一五 二二退就
 棚橋 壽一 (雇) 昭 一三 四四退就
 武富 英一 (講師) 昭 一 四職就

職員名簿〔左ノ部〕

大 四八 二九退就
 大 〇九 三退就
 大 九九 八退就
 大 四九 一五死就
 大 三〇 三四退就
 大 三〇 三九退就
 大 二一 三四退就
 昭 六二 三六退就
 大 三三 三三退就
 大 一四 九職就
 大 一四 一〇職就
 大 一五 三職就
 昭 二五 一〇四退就
 大 一五 四職就
 昭 一五 二二退就
 昭 一三 四四退就
 昭 一 四職就

田中 芳雄 (兼教授) 昭 現 二 四職就
 田部 井省三 (助手) 昭 九二 一六退就
 田代 芳郎 (囑託) 昭 六三 三退就
 田邊 平學 (教授) 昭 現 四 四職就
 高瀨 理三郎 (助手) 昭 一〇 二四退就
 武井 武 (教授) 昭 現 四 四職就
 田淵 清雄 (授業補助) 昭 二四 三四退就
 竹村 貞二 (雇) 昭 一〇 四四退就
 瀧水 良佐 (雇) 昭 五 一四退就
 谷口 吉郎 (助教) 昭 現 五 一職就
 田中 泰夫 (助手) 昭 七五 一四退就
 田村 國三郎 (助手) 昭 七五 一四退就
 田代 勲 (助手) 昭 六五 一四退就
 田中 實 (助手) 昭 一五 四失官就
 田端 耕造 (教授) 昭 現 五 一〇職就
 棚橋 啓三 (教授) 昭 現 六 八職就
 高木 昇 (助手) 昭 九六 一四退就

| | | | |
|---------------|--------------|------------|--------------|
| 田邊捨藏(雇) | 昭一〇七 八二退就 | 田畑殿夫(雇) | 昭一四三 九四退就 |
| 立木健吉(助手) | 昭七八 四退就 | 高橋昇(助手) | 昭一四三 四退就 |
| 田中耕一(助手) | 昭七 五就 | 高邊寬逸(雇) | 昭三 五就 |
| 橋三夫(舊姓庄山)(助手) | 昭九 五就 | 高山東平(臨時講師) | 昭一四三 九退就 |
| 高島要(雇) | 昭一〇三 三退就 | 谷川多歌治(雇) | 昭一四 九退就 |
| 武田市郎(豫、助手) | 昭一〇 六就 | 立原三知男(臨時雇) | 昭一四 四就 |
| 高橋八重子(雇) | 昭二一 三退就 | 高橋正(臨時雇) | 昭一四 四就 |
| 多賀祐重(講師) | 昭一四、 三四退就 | 田中正(雇) | 昭一四 四就 |
| 高田富男(助手) | 昭一、 一〇就 | 田治米辰雄(助手) | 昭一四 四就 |
| 竹本專一(雇) | 昭二、 二就 | 田村幹雄(助教授) | 昭一四 八就 |
| 竹内保(雇) | 昭三、 三退就 | 田中實(助手) | 昭一四 九就 |
| 武川三郎(雇) | 昭二、 三就 | 高關俊一(助手) | 昭一四 一〇就 |
| 館林傳(雇) | 昭一四、 三五退就 | 田代堅太郎(助手) | 昭一四 二就 |
| 武江清治(雇) | 昭二二、 〇退就 | 高梨賢一(雇) | 昭一五 一就 |
| 田中敬吉(兼教授) | 昭三、 三就 | 田島壽(雇) | 昭一五 二就 |
| 高澤隣次郎(雇) | 昭一三、 三就 | 田中貴美榮(雇) | 昭一五 三就 |
| 田中敏夫(助手) | 昭一四、 三四退就 | 瀧澤益二(助教授) | 昭一五 三就 |

○田中 洗 (囑託) 昭一五、四就 職
 高津 隆 (臨時雇) 昭一五、四退就

ちノ部

知久伊之助 (雇) 明三八、三四退就
 千賀吾朗 (雇) 大一一、三九退就
 蝶野二郎 (雇) 大九、一四退就
 智田五郎 (司書兼書記) 昭二二、一一退就
 ○地田義明 (雇) 昭一四、五職就

つノ部

壺河秀親 (助教) 明三〇、一八退就
 津川熊吉 (雇) 明三三、一八退就
 津田壽 (雇見習) 明三五、一八退就
 土屋安彦 (講師) 明四二、二就 明四三、九就 大二、七退就
 恒川潔 (助教) 大四、八退就 大七、一〇八退就
 土屋金八 (雇) 大四、四退就 大七、五七退就

職員一名簿「た・ち・つ・てノ部」

塚本 純 (講師) 大七、五、三七就
 辻内 一 (書記) 大八、六一退就
 津田信良 (講師) 大二九、二退就 昭大五、三、一退就

鶴岡正己 (雇)

鶴岡平四郎 (雇)

津村利光 (専、教授)

土屋佐平治 (兼書記)

鶴岡久 (囑託)

辻丈男 (助手)

鶴岡三郎 (助手)

鶴岡信三 (助手)

土屋壽 (臨時囑託)

土屋萬成 (助手)

○局 又太郎 (雇)

てノ部

手島精一 (校長) 明三三、二退就 明三三、二就 大五、六、七、八、九退就 被大七、二死

一一一五

寺井末吉(囑託) 明二八、一一〇退就
 手塚千代吉(助教) 大明三五、七退就
 寺門徳太郎(助教) 大明四四、二九退就
 手島市太郎(雇) 大一一五、四退就
 ○寺田繁一(配屬將校) 昭一四、一職
 ○手塚潔(助手) 昭一四、二職

と、部

鳥谷部紹胤(書記兼教諭) 明一九四、一一〇退就
 豊田資常(書記) 明一九、三九退就
 土井助三郎(助教諭) 明三〇、七退就
 富田眞治(助教) 明二八、三退就
 豊丸勝二(教) 明三二、六死就
 鳥谷部末治(囑託) 明三三、一六退就
 鳥井榮吉(養、雇) 明三五、二退就
 徳久與一(養、雇) 明四〇、一八退就
 得能文(講師) 明四四、三八退就

土居松市(教授) 大明四四、一一二死就
 利根川守三郎(教授) 大明四五、一〇退就
 道家勉三(雇) 大六三、一〇退就
 外山國彦(囑託) 昭大四五、七退就
 豊田豊三郎(雇) 大八六、五退就
 ○富田久三郎(助教) 大現〇、五職
 富山國之助(專、教授) 昭大五〇、一〇退就
 外村徳三(講師) 大一一、四退就
 十合晋次(助教) 昭大七三、一〇退就
 富岡惟中(講師) 昭大一一、三退就
 友田宜孝(講師) 昭大六五、九退就
 豊岡宣鷹(雇) 昭九六、三退就
 ○富山保(講師) 昭現八、五職
 富田久之(雇) 昭二〇、三退就
 徳田久武(舊姓後藤)(臨時雇) 昭二一、三五退就

な、部

職員名簿(と・なノ部)

| | | |
|------------|------|-------|
| 中野庸道(書記) | 明一九五 | 三退就 |
| 中里佐太郎(雇) | 明一九六 | 二九退就 |
| 中村安次郎(書記) | 明一九六 | 一三退就 |
| 永田健助(囑託) | 退一七 | 九不就 |
| 内藤正直(雇) | 明一九一 | 四退就 |
| 中澤岩太(囑託) | 明二四 | 七退就 |
| 中原淳藏(教授) | 明三三 | 六八退就 |
| 中村達太郎(囑託) | 明三八 | 八四退就 |
| 内藤道太郎(助教授) | 明三〇 | 九七退就 |
| 楢林英實(助教授) | 明二八 | 五八退就 |
| 永井米藏(講師) | 明三三 | 四九退就 |
| 中澤敬治(書記) | 明三〇 | 一〇六死 |
| 中山市太郎(教授) | 明三〇 | 八七退就 |
| 中川謙二郎(教授) | 明三六 | 一三三退就 |
| 中野初子(講師) | 明三三 | 一四退就 |
| 中島德藏(講師) | 明三三 | 一四退就 |
| 中村幸之助(學長) | 明三三 | 九職就 |

| | | | | | |
|------------|-----|-------|------|-------|-----|
| 中島武太郎(講師) | 明三〇 | 八元 | 八〇退就 | 昭六 | 三退就 |
| 中田清次(豫講師) | 明三四 | 三退就 | 大六 | 三退就 | 職就 |
| 長井兼藏(囑託) | 明三六 | 三六退就 | 明三六 | 五二退就 | |
| 中田榮太郎(雇) | 明三七 | 八死就 | 明三七 | 八死就 | |
| 中島信虎(囑託) | 明三七 | 一二九退就 | 明三八 | 一二九退就 | |
| 中村勝義(雇) | 明三九 | 六一退就 | 明三九 | 六一退就 | |
| 中村瓊春(雇) | 明三九 | 七四退就 | 明三九 | 七四退就 | |
| ○永海佐一郎(教授) | 明三九 | 一〇退就 | 大一九 | 五職 | |
| 長島長次郎(雇) | 明四〇 | 八五退就 | 明四〇 | 八五退就 | |
| 永田郁之助(雇) | 明四一 | 三二退就 | 明四一 | 三二退就 | |
| 中島萬次郎(講師) | 明四一 | 六九退就 | 明四一 | 六九退就 | |
| 中田金次郎(雇) | 明四一 | 一三退就 | 明四一 | 一三退就 | |
| 中島直(講師兼校醫) | 明四三 | 二七退就 | 明四三 | 二七退就 | |
| 中島要三(雇) | 大四 | 一六退就 | 大四 | 一六退就 | |
| 仲西他七(助教授) | 大四 | 九七死就 | 大四 | 九七死就 | |
| 中村好太郎(囑託) | 大五 | 三六退就 | 大五 | 三六退就 | |
| 中本高一(雇) | 大五 | 一〇退就 | 大五 | 一〇退就 | |

名和信治(囑託) 昭大 四六 七四 死就
 中村傳治(講師) 昭大 二六 三九 退就
 成合富德(雇) 大 〇七 二六 退就
 中野義雄(雇) 大 九七 四七 退就
 中野健吉(雇) 大 一八 五三 退就
 中島祥吉(雇) 大 〇八 二四 退就
 中山岩藏(補講師) 大 九九 八二 退就
 中島友正(講師) 大 二九 二二 退就
 ○中原虎男(助教) 大 現 九 四 職就
 永田健三(雇) 大 二九 四四 退就
 南波確治(專教授) 昭大 六九 三四 退就
 成松敬介(囑託) 昭大 六九 三六 退就
 野澤鑑(雇) 大 〇九 一九 退就
 中原喜三郎(講師) 大 一〇 一四 退就
 中尾勝(雇) 大 一一 三一 退就
 中島直一(講師) 大 一五 八四 退就
 永地秀太(徒講師) 大 二二 三〇 退就

昭大 四六 七四 死就
 昭大 二六 三九 退就
 大 〇七 二六 退就
 大 九七 四七 退就
 大 一八 五三 退就
 大 〇八 二四 退就
 大 九九 八二 退就
 大 二九 二二 退就
 大 現 九 四 職就
 大 二九 四四 退就
 昭大 六九 三四 退就
 昭大 六九 三六 退就
 大 〇九 一九 退就
 大 一〇 一四 退就
 大 一一 三一 退就
 大 一五 八四 退就
 大 二二 三〇 退就

永田金三郎(書記) 昭大 一四 三 五六 退就
 名木橋綱三(書記) 昭大 二二 三 退就
 中村征太郎(書記兼技手) 昭 六四 〇九 退就
 中尾萬三(講師) 昭 五五 八四 退就
 長岡勇衛(囑託) 昭 二六 三二 死就
 濤川廣親(助手) 昭 六六 一四 退就
 ○永雄節郎(講師) 昭 現 六 四 職就
 ○中村孝義(雇) 昭 現 六 四 職就
 永井武一(配屬將校) 昭 八六 八八 退就
 ○永廻登(助教) 昭 現 六 九 職就
 中山浩三(臨時雇) 昭 一〇 三 退就
 中山明夫(助手) 昭 九七 三六 退就
 中山 昭 九七 三六 退就
 ○中田孝(助教) 昭 現 七 四 職就
 中島德次(囑託) 昭 九九 八六 退就
 波岡從陽(雇) 昭 一三 九 〇九 退就
 長岡弘之(雇) 昭 一三 〇 二一 退就
 内藤政重(助手) 昭 一五 〇 三二 退就

昭大 一四 三 五六 退就
 昭大 二二 三 退就
 昭 六四 〇九 退就
 昭 五五 八四 退就
 昭 二六 三二 死就
 昭 六六 一四 退就
 昭 現 六 四 職就
 昭 現 六 四 職就
 昭 八六 八八 退就
 昭 現 六 九 職就
 昭 一〇 三 退就
 昭 九七 三六 退就
 昭 九七 三六 退就
 昭 現 七 四 職就
 昭 九九 八六 退就
 昭 一三 九 〇九 退就
 昭 一三 〇 二一 退就
 昭 一五 〇 三二 退就

○永田 武夫(助手兼技手) 昭現〇、九就
 長澤 政雄(雇) 昭三一、四一退就
 中村 玉夫(雇) 昭三一、一一退就
 中澤 三郎(雇) 昭三三、四九退就
 那須 高之助(助手) 昭五二、三一退就
 中島 敏(助手) 昭三三、一一退就
 永井 實(雇) 昭四三、三五退就
 奈倉 良一(助手) 昭四三、三〇退就
 中村 留男(臨時雇) 昭四三、二二退就
 中田 晴雄(雇) 昭四四、一一退就
 長崎 準一(助手) 昭四四、四職
 長久 保國治(雇) 昭四四、四職
 長田 忠良(臨時雇) 昭一四、四職
 長濱 敏久(雇) 昭一五、四八退就
 長岡 伸章(雇) 昭一五、四職
 中里 稔(雇) 昭一五、四職
 中川 守之(講師) 昭一五、四職

に、部

新谷 恭太郎(雇) 明二五、一五退就
 新妻 嘉一(雇) 明三〇、九五退就
 西山 貞(雇) 明三三、一六退就
 西尾 友言(雇) 明三七、二七退就
 西晋 一郎(講師) 明三五、七三退就
 新坂 富藏(助教授) 明三七、二二退就
 西村 辰次郎(雇) 明四四、九退就
 新倉 鑛(雇) 大元、二九退就
 新山 新(徒講師) 大一一、〇五退就
 苦瓜 孝司(囑託) 大一一、一四退就
 二宮 昇平(雇) 大一一、二二退就
 西谷 健吉(囑託) 大一一、二二退就
 西川 裕(囑託) 大一一、二二退就
 新田 六郎(雇) 昭一四、三三退就
 西松 唯一(講師) 昭一五、四職

○西 藤 一 郎 (助 手)

昭一〇、一二退就
昭一四、四職

西 内 康 起 (臨時 雇)

昭一三、一〇退就

○西 卷 正 郎 (助 手)

昭一四、九職

ぬ 部

沼 野 岩 雄 (雇)

大一一、五退就

ね 部

根 岸 政 一 (教 授)

明三九、八七退就

根 田 清 (舊姓菅川) (大 囑 託)

昭大一二、二六死就

○根 本 近 (書 記)

昭現、四職

根 岸 武 雄 (雇)

昭一〇、一一退就

の 部

野 島 信 貫 (助 教 授)

明三〇、一八退就

野 澤 久 吉 (雇)

明三二、二八退就

則 武 美 夫 (囑 託)

明三九、三三退就

野 田 市 三 郎 (教 授)

大明四〇、三四死就

野 村 孝 次 部 (囑 託)

明四二、一五退就

野 口 孝 次 郎 (雇)

大四三、四七退就

野 尻 收 (書 記)

大〇六、九三退就

野 上 一 郎 (徒、講 師)

大一九、一〇四退就

野 澤 秀 雄 (雇)

大二二、一〇二退就

野 田 俊 彦 (專、講 師)

昭大二三、二七死就

○野 田 稻 吉 (助 教 授)

昭現、四職

野 村 芳 太 郎 (助 手)

昭二五、三四退就

野 田 順 次 (助 手)

昭二九、四四退就

○野 口 二 郎 (雇)

昭現、四職

は 部

長 谷 川 鑒 (備)

明一八、四七退就

長 谷 川 友 治 郎 (雇)

明七五、二八退就

原 田 貞 之 助 (囑 託)

明一九八、七一退就

蓮 池 惟 孝 (助 教 授)

明二九、二退就

林 榮二(舊姓) (技術雇) 昭一四、一五退就
 林 茂助(教授) 昭五、一二就
 原 正健(助教) 昭六、四就
 箱守新一郎(助教) 昭六、七就
 服部 佐(豫、講師) 昭九、七退就
 島山政之丞(配屬將校) 昭二九、三八退就
 原 憲雄(助手) 昭三一、二三退就
 林 清(助手) 昭一四、一〇退就
 原田芳夫(雇) 昭一、四就
 早川康式(豫、教授) 昭一、六就
 羽田他所夫(雇) 昭二二、四退就
 林 浩(助手) 昭二二、四退就
 橋本健一(臨時雇) 昭三三、一六退就
 長谷川武雄(雇) 昭一四、一二就
 半田健士(雇) 昭一四、三就
 橋口貞幹(工技講師) 昭一四、五就
 原田幸夫(助手) 昭一四、五就

昭一四、一五退就
 昭五、一二就
 昭六、四就
 昭六、七就
 昭九、七退就
 昭二九、三八退就
 昭三一、二三退就
 昭一、四就
 昭一、六就
 昭二二、四退就
 昭二二、四退就
 昭三三、一六退就
 昭一四、一二就
 昭一四、三就
 昭一四、五就
 昭一四、五就

原田長男(臨時雇) 昭一四、一〇退就
 林 則行(助手) 昭一五、三就
 林 杵雄(助手) 昭一五、三就
 原 泰信(助手) 昭一五、三就
 林 雄二郎(助手) 昭一五、四就
 平賀義美(舊姓石松定) (教授) 昭二〇、一三退就
 平塚彌太郎(助教) 昭二七、二三退就
 平野耕輔(元教授講師) 昭二八、一〇退就
 平山英三(講師) 昭四、六退就
 平澤繁太郎(助教) 昭三三、二退就
 日置慎吉(養、雇) 昭三三、一六退就
 疋野直矩(雇) 昭三三、一六退就
 疋田桂太郎(元教授講師) 昭三四、一三退就
 久恒治助(雇) 昭三六、一七退就
 廣瀬濟(助教) 昭三五、一八退就

昭一四、一〇退就
 昭一五、三就
 昭一五、三就
 昭一五、三就
 昭一五、四就
 昭二〇、一三退就
 昭二七、二三退就
 昭二八、一〇退就
 昭四、六退就
 昭三三、二退就
 昭三三、一六退就
 昭三三、一六退就
 昭三四、一三退就
 昭三六、一七退就
 昭三五、一八退就

ひ 部

| | |
|-------------|-----------|
| 平林 武(囑託) | 明三七、二九退就 |
| 土方 榮作(雇) | 大明三七、五四退就 |
| 日高 藤麿(講師) | 大八八、三一退就 |
| 肥田 丈夫(講師) | 昭八一、三三退就 |
| 弘中 廣志(徒、講師) | 大九一、二二退就 |
| ○菱山 衡平(助教) | 大九〇、三三職 |
| 廣瀬 正吉(雇) | 大二〇、八四退就 |
| 廣瀬 守江(徒、講師) | 大二一、一〇退就 |
| 平瀬 俊雄(雇) | 大一一、九五退就 |
| 平野 煥(雇) | 昭大二三、三四退就 |
| ○久未 啓一郎(助教) | 大二三、四職 |
| 日原 政員(雇) | 大二四、二退就 |
| 開 正之(雇) | 昭大八、四退就 |
| ○尾藤 堅(助手) | 昭現、五職 |
| 平野 弘(助手) | 昭四、三六退就 |
| 平林 貞治(雇) | 昭一〇、四五退就 |
| 平林 篤(雇) | 昭八八、二二退就 |

| | |
|--------------|----------|
| 平山 繼男(助手) | 昭二二、一〇退就 |
| ○平 栗政吉(臨時雇) | 昭二二、二一職 |
| ○飛 彈康二(助手) | 昭一三、二職 |
| ○平 本常三郎(講師) | 昭三八、一五退就 |
| ○平 松英二(配屬將校) | 昭一五、二職 |

ふノ部

| | |
|-------------|----------|
| 古立 鎌太郎(雇) | 明一五、二職 |
| 二見 一策(書記) | 明四一、六八退就 |
| 藤井 永孝(囑託) | 明二八、一九退就 |
| 藤田 恒次郎(助教) | 明二九、二死就 |
| 藤井 鐵也(教授) | 明二九、八五退就 |
| 府川 直次(雇) | 明三三、一六退就 |
| 藤懸 永治(補、囑託) | 明三三、一七退就 |
| 福谷 貴祐(雇) | 明三三、二二退就 |
| 福岡 常治郎(講師) | 明三三、三職 |
| 深作 安文(講師) | 明三五、九退就 |

| | | | |
|------------------|----------|------------------|----------|
| 藤田 けい (雇見習) | 明三六、九〇退就 | 福島 義郎 (雇) | 大九、二四退就 |
| ヘンリーデル (囑託瑞西國人) | 明三六、八退就 | 福富 一元 (雇) | 大三〇、一一退就 |
| チャーレス・エー (佛外人教師) | 明三六、一一退就 | 福島 平 (臨時雇) | 大三三、二退就 |
| フランシス (米國人) | 明四二、二退就 | 深田 憲治 (講師) | 昭四五、三退就 |
| 古川 良八 (教授) | 明四〇、五退就 | 深田 テル (專囑託) | 昭四五、三退就 |
| 福田 爲造 (元教授講師) | 大二三、三退就 | 福増 保人 (雇) | 昭四五、四退就 |
| 藤井 知幾 (雇) | 明四一、九退就 | 〇二見 秀雄 (助教授) | 昭現、二退就 |
| 藤本 五郎 (講師) | 大四一、二退就 | 藤野 茂 (講師) | 昭四、三退就 |
| 深海 三次郎 (雇) | 大元、七退就 | 福島 茂助 (囑託) | 昭四、三退就 |
| 深見 久七 (囑託) | 大二三、七退就 | 福田 勝 (教授) | 昭現、四退就 |
| 古川 滿枝 (雇) | 大八、二退就 | 藤原 竹雄 (助手) | 昭八、四退就 |
| 古澤 萬氣象 (助教授) | 大二三、四退就 | 藤高 周平 (助教授) | 昭現、五退就 |
| 福原 達三 (助教授) | 大二三、二退就 | 藤岡 通夫 (助教授) | 昭現、七退就 |
| 藤田 豊 (雇) | 大七、〇退就 | 藤井 義憲 (舊姓簡本) (雇) | 昭二八、一退就 |
| 古山 六郎 (講師) | 大七、三退就 | 藤田 重文 (助手) | 昭現、九退就 |
| 〇藤井 機一郎 (書記) | 大七、五退就 | 舟木 須美造 (臨時雇) | 昭九、四退就 |
| 福井 私城 (豫、教授) | 昭一四、八退就 | 福田 壽 (雇) | 昭九、五退就 |
| 古川 重太郎 (雇) | 昭一四、八退就 | | |
| | 大九、八退就 | | |

○堀場 信吉 (兼教授) 昭一四、八就
堀川 英雄 (臨時雇) 昭一四、一〇就
○本間 利男 (雇) 昭一五、三就
現職

ま 部

正木 退藏 (校長) 明二四、三九就
增島 文次郎 (教授) 明一九、九就
明二二、二七就
明三三、二七就
松井 周助 (雇) 明二〇、二七就
前田 貫業 (雇) 明二四、二七就
牧瀬 五一郎 (囑託) 明二五、二五就
明二六、二五就
松澤 喜和太 (助教) 明二九、六八就
松浦 和平 (元教授講師) 明三〇、三三就
大五、四就
明三三、二二就
前田 健次郎 (養、講師) 明三〇、七八就
明三三、四就
牧野 啓吾 (教授) 明三一、一五就
明三三、一〇就
明三三、九退就
益田 勝利 (囑託) 明三三、九退就
前田 久八 (囑託) 明三四、一〇退就
明三五、一〇退就
松尾 良助 (助教) 明三五、八退就
明四一、八退就

榎田 護臣 (教授) 大一二六、六七就
丸山 正雄 (雇) 明三八、七退就
明三八、四退就
松 下 喜藏 (助教) 明三六、九退就
明三九、四退就
松岡 壽 (教授) 大三六、九退就
明三九、九退就
松居 吉之助 (雇) 明四〇、九退就
明四〇、一退就
前田 俊雄 (雇) 明四〇、一退就
明四〇、一退就
○馬 杉 肇 (豫、講師) 明四〇、九就
明四〇、一就
○前田 松韻 (教授) 明四〇、一就
現職
馬 越 之一 (雇) 明四二、一七退就
牧野 賢吾 (講師) 大元、六九退就
正木 洗 (書記) 昭五、一一就
大五、一一就
松尾 助太郎 (雇) 大七、一〇退就
大七、一〇退就
増田 角太郎 (雇) 大六、四退就
大六、四退就
松 下 茂 一郎 (雇) 大五、二六退就
大五、二六退就
松 本 敏行 (雇) 大八、九退就
大八、九退就
松 井 宗 三郎 (囑託) 大七、九退就
大七、九退就
前原 助市 (講師) 大三六、四九退就
大三六、四九退就

松岡 忠士 (雇) 大六一退就
 ○町山 治躬 (學醫兼) 大七、三職就
 松尾 靈彦 (教授) 大七、四退就 大八、五退就
 増田 榮一 (雇) 大八、七退就
 前島 憲平 (雇) 大八、四退就 大九、三退就
 松岡 誠一 (雇) 大八、一退就
 眞々田 政平 (助教) 大九、九退就
 馬屋原 三喜男 (講師) 大〇、〇退就
 黛 恭平 (雇) 大〇、三退就
 前田 利鎌 (專教) 大〇、六退就
 松澤 忠 (雇) 大〇、三退就
 松永 啓 (雇) 大〇、三退就
 松井 宗一 (講師) 大〇、六退就
 眞先 敏夫 (技手) 大〇、九退就
 松本 明 (舊姓木田) (書記) 大〇、五退就
 松岡 尙道 (配屬將校) 大〇、三退就
 ○松井 元太郎 (教授) 大〇、三退就

○眞島 利行 (元教授講師) 昭三、六職就
 ○松本 容吉 (兼教授) 昭四、四職就
 松下 孝 (雇) 昭五、九退就
 増井 次夫 (助手) 昭五、九退就
 松成 省三 (雇) 昭六、三退就
 牧野 靖 (臨時囑託) 昭七、八退就
 松岡 陽三 (助手) 昭七、三退就
 馬淵 寅雄 (囑託) 昭九、一退就
 松村 彰 (臨時雇) 昭〇、一退就
 松本 勝正 (雇) 昭〇、三退就
 松本 武志 (雇) 昭一、二退就
 増田 孝次 (雇) 昭一、五退就
 ○松前 重義 (講師) 昭二、五職就
 松成 義衛 (臨時雇) 昭三、八退就
 ○松木 照之 (雇) 昭四、三職就
 ○前田 利道 (豫臨時講師) 昭四、七退就
 松本 久 (助手) 昭五、四退就

職員名簿〔ほ・まノ部〕

- 牧野 忠雄 (雇) 昭一四、五職就
- 松島 實 (助手) 昭一四、七職就
- 松倉 恒夫 (助手) 昭一四、八職就
- 前田 俊夫 (雇) 昭一四、九職就
- 眞角 辰巳 (助手) 昭一四、二退就
- 眞船 多四郎 (雇) 昭一五、一職就
- 前原 泰子 (雇) 昭一五、三職就
- 町原 雷造 (助手) 昭一五、四職就
- 前田 五次郎 (雇) 昭一五、五職就

み 部

- 三宅 正雄 (助教) 明一〇、二七退就
- 三原 親補 (雇) 明一六、一六退就
- 水上 彦太郎 (助教諭) 明一六、七退就
- 宮崎 道正 (教諭) 明一六、二七退就
- 三守 守 (元教師) 明六、四就大六、一、名譽教授二被任
昭二、三退昭七、一退
- 水野 太一 (囑託) 明二七、六退就

- 三島 通良 (講師) 明三六、二八退就
- 宮田 辰太郎 (養、囑託) 明三九、六五退就
- 宮木 豊吉 (雇) 明三九、六七退就
- 三宅 順祐 (教授) 明五一、四退就
- 三山 喜三郎 (講師) 明四〇、八八退就
- 三原 肇 (司書兼書記) 明四一、五職就
- 水野 勝藏 (雇) 明四一、八五退就
- 宮島 佐太郎 (雇) 明四一、一〇退就
- 宮澤 郡治 (雇) 大元、九職就
- 宮崎 敬三郎 (雇) 大六、五四退就
- 宮本 清利 (教授) 昭大五、三七退就
- 水野 周逸 (雇) 大七、五九退就
- 箕輪 兼吉 (雇) 大三六、五六退就
- 皆原 吉邦 (雇) 大七七、一一退就
- 宮井 捷三 (囑託) 大八七、四二退就
- 水口 春二 (囑託) 大九九、六四退就
- 三澤 武志 (雇) 大一三〇、九四退就

南 英次郎 (講師) 大二三〇 三四退就

宮本 秀男 (雇) 大一一〇 二四退就

○宮下 孝雄 (講師) 大一二、四職就

宮川 孝夫 (司書) 昭九二 七二退就

○宮島 清 (囑託) 昭二三退就 昭現四 九職就

○宮川 愛太郎 (雇) 昭現三 六職就

○南 薫 造 (講師) 昭現四 四職就

○三浦 政次 (囑託) 昭現四 六職就

三角 愛三 (講師) 昭現三 八死就

○三島 長太郎 (助手) 昭二五、八退就 昭現一四 四職就

○南川 榮高 (書記) 昭現五 五職就

三隅 市郎 (囑託) 昭一〇、五 一八退就

宮崎 慶二 (技手) 昭一〇、六 三五退就

宮入 廣男 (雇) 昭一三、九 五四退就

水吉隆 太郎 (助手) 昭一四、九 二四退就

○宮澤 三郎 (助手) 昭現九 四職就

宮下 信五 (雇) 昭一四、九 一九退就

○皆吉 千圃 (助手) 昭一〇、二職就

三村 勇 (雇) 昭一五、〇 七二退就

水島 幸江 (雇) 昭一一、三 三三退就

○三井 高國 (助手) 昭一二、四職就

○水橋 汀介 (雇) 昭一二、九職就

○水谷 勇二 (雇) 昭一三、〇退就

○宮崎 圭三 (雇) 昭一三、三職就

三浦 一夫 (雇) 昭一三、三退就

○三井 喜悅 (雇) 昭一三、九職就

○水口 純 (助手) 昭一四、二退就 昭現一四 二職就

水上 守次 (雇) 昭一四、五 五四退就

○宮城 豊房 (臨時雇) 昭一四、一〇職就

宮村 善治 (臨時雇) 昭一四、二退就

○水野 滋 (助手) 昭一四、二職就

○三澤 寛人 (工技雇) 昭一五、四職就

○光永 ハツエ (臨時雇) 昭現五 五職就

む 部

- 向井哲吉 (講師) 明二七、九退就
- 武藤三技 (助教) 明三三、一退就
- 村田正次郎 (雇) 明三三、一退就
- 村上通 (教授) 明三三、一退就
- 村山習示 (雇) 明三九、一〇死就
- 村越小五郎 (雇) 明三六、四退就
- 村山久雄 (雇) 大七、六退就
- 村田篤太郎 (雇) 大八、六退就
- 村山梅吉 (豫、教授) 大七、九職就
- 村井哲五郎 (雇) 大七、九死就
- 村岡八坂 (書記) 大一一、四退就
- 村上透 (専助教授) 大一一、三退就
- 村田芳五郎 (専、講師) 昭四、三退就
- 村山昌雄 (雇) 昭二、六退就
- 向竹虎 (技手) 昭一、四退就

武藤清 (講師)

○村松吉雄 (雇)

○村田淳 (助手)

村上慎男 (雇)

武藤直 (講師)

○室谷寛 (助手)

○村上未雄 (雇)

武藤迪雄 (雇)

○村上武次郎 (囑託)

め 部

目黒清治 (雇)

も 部

最上和平 (雇)

茂呂信義 (雇)

毛利廣居 (囑託)

昭七、六退就

昭一〇、三退就

昭一〇、三退就

昭二二、三退就

昭二二、三退就

昭一三、五退就

昭一四、六退就

昭一五、一退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

昭一四、三退就

| | |
|------------|-----------|
| 守屋物四郎(教授) | 明三〇、六一就 |
| 森本常治(養、雇) | 退明三、一、七就 |
| 森山松之助(囑託) | 明三三、二八退就 |
| 森本十七八(助教) | 明三五、九七退就 |
| 森錦(雇) | 明四〇、七五退就 |
| 望月德治郎(雇) | 大七四、九六退就 |
| 諸岡頼中(助教) | 大七六、五七退就 |
| 森田五郎(徒、講師) | 大九〇、〇六退就 |
| 森平三郎(講師) | 昭大二三、四退就 |
| ○森吉太郎(書記兼) | 大一一三、八六退就 |
| ○森田清(助教) | 大一一三、一二就 |
| 元村彌藏(雇) | 昭八二、〇一退就 |
| 森口信男(助手) | 昭五、四退就 |
| 森川幾久雄(臨時雇) | 昭六五、一二退就 |
| 森優(雇) | 昭一六、三退就 |
| 本源兵衛(技手) | 昭一六、三退就 |
| 森谷太郎(助手) | 昭一四、二退就 |

職員名簿〔む・め・も・やノ部〕

| | |
|--------------|----------|
| ○森秀(講師) | 昭現〇、六就 |
| 森田重彦(講師) | 昭一一、六四退就 |
| 森島聿(助手) | 昭三一、二四退就 |
| 森岡正人(雇) | 昭一五、一〇退就 |
| 森友廣(臨時雇) | 昭二二、二八退就 |
| 森壽男(雇) | 昭一四、七一退就 |
| ○森經廣(雇) | 昭現、二就 |
| 森夏(雇) | 昭一四、九六退就 |
| ○望月茂(雇) | 昭一四、七就 |
| ○毛内英(雇) | 昭現、九就 |
| ○森田義春(雇) | 昭一四、一二就 |
| 最上儀三郎(雇) | 昭一五、一退就 |
| ○守谷金太郎(雇) | 昭一五、四就 |
| やノ部 | |
| 山岡次郎(校長事務取扱) | 明一六、二六退就 |
| 安村喜當(書記) | 明一七、二六退就 |

| | |
|------------------|---------------|
| 山田 要吉 (教授) | 明二五、 二九退就 |
| 山内 輝民 (書記) | 明一九、 一〇七退就 |
| 山寺 容鷹 (教諭) | 明二二、 八八退就 |
| 安永 義章 (囑託) | 明二二、 三二六退就 |
| 山本 銈太郎 (雇) | 明二二、 一〇八退就 |
| 屋代 欽三 (雇) | 明三三、 一〇五退就 |
| 安松 榮 (雇) | 明三三、 一八退就 |
| 山本 五郎 (囑託) | 明二五、 九九退就 |
| 山川 義太郎 (囑託) | 明二六、 三退就 |
| 山岡 定吉 (助教授) | 明二七、 八七退就 |
| 矢部 龜吉 (雇) | 明二七、 四九退就 |
| 山本 敬太郎 (囑託) | 明二八、 九退就 |
| 屋井 琢 (囑託) | 明二八、 一八退就 |
| 山田 信介 (囑託) | 明二九、 一〇四退就 |
| 山口 貴雄 (舊名務) (教授) | 明二九、 一六退就 |
| 矢口 玉五郎 (助教授) | 明三〇、 二九退就 |
| 矢島 大介 (助教授) | 明三一、 三二退就 |

| | |
|-------------|---------------|
| 矢作 榮藏 (囑託) | 明三三、 四六退就 |
| 山田 弘毅 (補囑託) | 明三三、 一〇退就 |
| 安成 一雄 (助教授) | 明三四、 三退就 |
| 山本 喜太郎 (雇) | 明三六、 二退就 |
| 安田 祿造 (教授) | 明三六、 三八退就 |
| 山中 忍 (囑託) | 明三六、 一〇二退就 |
| ○八木田 令 (雇) | 明三七、 一職就 |
| 山内 正瞭 (講師) | 明三七、 一七退就 |
| 安田 吉五郎 (雇) | 明三八、 一七退就 |
| 山岡 敬二 (教授) | 明四〇、 一三退就 |
| 山崎 達之輔 (講師) | 明四〇、 五七退就 |
| 矢野 道也 (講師) | 明四二、 三退就 |
| 八田 三良 (雇) | 明四三、 九退就 |
| 山田 正三 (雇) | 明四四、 九退就 |
| 山崎 四朗 (講師) | 明四五、 九退就 |
| ○山本 勇 (教授) | 大五、 八九退就 |
| 山本 德三 (書記) | 大六、 八職就 |
| 山本 德三 (書記) | 大七、 二退就 |

職員名簿【ヤノ部】

山脇 正吉 (講師) 大 〇七、一三退就
 山口 幸三郎 (教授) 昭大 二八、四四退就
 ○山田 邦三郎 (雇) 昭大 七八、一三退就 昭現 一五、一職就
 山田 信雄 (雇) 大 〇〇、〇七退就
 安田 昌昌 (講師) 大 〇〇、〇三退就
 山本 二三夫 (雇) 大 〇〇、〇一退就
 山野 頼三郎 (雇) 大 一四、一三退就
 山田 秀作 (雇) 大 一三、一二退就
 ○山本 嶽記 (工技囑託) 大 一三、一三退就 昭現 一四、一職就
 矢島 哲二 (囑託) 大 一五、一四退就
 山崎 駿 (雇) 昭大 一三、一四退就
 ○山内 鎮一 (専講師) 大 一三、一七退就 昭現 一五、一四退就
 山口 一雄 (雇) 昭大 一五、一四退就
 ○山田 良之助 (教授) 昭三、一四退就 昭現 一五、一職就
 山崎 源司 (雇) 昭 二二、一六退就
 山岸 勳 (雇) 昭 六四、一三退就
 ○矢島 亮一郎 (助手) 昭四、一六退就 昭現 一四、一職就

山川 建 (養講師) 昭 六四、一三退就
 山崎 恒吉 (雇) 昭現 一四、一職就
 山崎 文雄 (雇) 昭 一五、一四退就
 山岡 敏夫 (雇) 昭 一三、一五退就
 ○山内 俊吉 (助教) 昭現 一五、一職就
 ○山崎 正 (助手兼書記) 昭現 一五、一職就
 屋代 七吉 (雇) 昭 一七、一六退就
 ○山村 金保 (助教) 昭現 一六、一三退就
 山内 康雄 (雇) 昭 一六、一四退就
 ○矢木 榮 (助教) 昭現 一七、一七退就
 安永 正俊 (雇) 昭 一〇、一八退就
 ○山本 勝太郎 (雇) 昭現 一八、一四退就
 山崎 俊雄 (臨時雇) 昭 二一、一三退就
 山崎 善七 (雇) 昭 一三、一四退就
 安田 善七 (雇) 昭 一三、一四退就
 山崎 春雄 (雇) 昭 一四、一五退就
 矢部 正二 (書記兼助手) 昭 一五、一六退就
 矢島 正三 (臨時雇) 昭 一四、一三退就

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| ○山口 凱子 (雇) | ○山田 治雄 (助手) | ○山田 英夫 (助教) | ○山口 源典 (助手) | ○安井 潔 (雇) | 山田 一義 (雇) | ○山崎 忠治 (雇) | ○山崎 二郎 (臨時雇) | ○山本 孝一 (臨時雇) | ○山田 欽一 (囑託) | ○山本 晴雄 (囑託) | ○矢賀 武之 (臨時囑託) | 山崎 忠作 (臨時雇) | ○山田 清 (雇) | 山本 晃 (助手) | 山本 正幸 (雇) | 山谷 正二 (助手) |
| 昭一五、三職 | 昭一五、三職 | 昭一五、三職 | 昭一四、一二職 | 昭一四、一二職 | 昭一四、一〇職 | 昭一四、一〇職 | 昭一四、一九職 | 昭一四、九職 | 昭一四、四職 | 昭一四、五職 | 昭一四、五職 | 昭一四、五職 | 昭一四、五職 | 昭一四、二四職 | 昭一四、一〇職 | 昭一四、四二職 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|--|-------------|------------|-----|--|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------------|------------|-------------|------------|
| 山口 喜譽 (雇) | よ 部 | | 湯田 重太郎 (講師) | 結城 林藏 (教授) | よ 部 | | 横田 廣太郎 (書記) | 横山 久四郎 (囑託) | 横田 新九郎 (雇) | 吉留 源助 (助教) | 吉田 朋吉 (囑託) | 横河 民輔 (講師) | 横澤多利吉 (舊姓目々澤) (教授) | 吉田 覺馬 (養雇) | 吉武 榮之進 (校長) | 横田 孝正 (書記) |
| 昭一五、四職 | | | 大七六、三三退就 | 大明三三、七九退就 | | | 明一五、九二退就 | 明二二、七職 | 明二二、七職 | 明二四、一四退就 | 明二四、一四退就 | 明二五、七九退就 | 明二六、一〇職 | 明二八、一六退就 | 大明二八、六七退就 | 明二九、四四退就 |

職員名簿〔や・ゆ・よノ部〕

| | | | |
|------------|----------|----------------|-------------|
| 横塚郁三郎(助教授) | 明二九、八五退就 | 吉田眞(雇) | 大八五、四二退就 |
| 芳川捨吉(養、雇) | 明三、一不詳 | 吉川玉吉(助教授) | 大六、三九退就 |
| 吉川彦次郎(雇) | 明三三、三二退就 | 横山英太郎(專、講師) | 昭大六、三三退就 |
| 横井時多(講師) | 明三九、四三死就 | 吉川平八(雇) | 大九、二四退就 |
| 吉田賢吉(雇) | 明三三、一一退就 | 吉田良三(專、講師) | 大二三、八退就 |
| 吉田正心(講師) | 明三六、一〇退就 | 横島直道(講師) | 昭大二、一五、三八退就 |
| 与良琢磨(書記) | 明三五、五三退就 | 依田良一(助教授) | 大一一、一三、一八退就 |
| 米原直人(雇) | 明三六、二〇退就 | 吉田政治(嘱託) | 昭一、四、九退就 |
| 米村鍵一(講師) | 明三七、六四退就 | 吉田和夫(書記兼學生主事補) | 大一一、四退就 |
| 吉田隆藏(助教授) | 明三九、七四退就 | 余語久胤(嘱託) | 昭三、三一退就 |
| 四茂野鎌太郎(雇) | 明三九、六九退就 | 横田芳子(雇) | 昭四、七退就 |
| 吉永彦太郎(臨時雇) | 明三九、一一退就 | 吉田博(助手) | 昭五、四退就 |
| 吉澤重夫(嘱託) | 明四〇、一四退就 | 横山均次(助教授) | 昭五、四退就 |
| 依田龜太郎(雇) | 明四一、九退就 | 米澤政治郎(講師) | 昭一、一、五、四退就 |
| 吉田全三(講師) | 明四一、二九退就 | 吉村鏘一(助手) | 昭一、一、四退就 |
| 吉田信一(講師) | 大元、二九退就 | 横山辰雄(講師) | 昭一、三、五退就 |
| 米谷忠次郎(助教授) | 大七、四四退就 | 吉田正司(書記兼技手) | 昭六、一〇職就 |

- 吉岡 勝哉(助手)
- 吉田 仁作(豫教授)
- 吉崎 みつ(雇)
- 吉岡 直富(講師)
- 吉岡 俊亮(豫、講師)
- 横尾 晃(助手)
- 吉田 幸子(雇)
- 横山 立二(臨時雇)
- 吉田 幸人(助手)
- 吉原 修一(助手)
- 吉田 克巳(雇)
- 吉田 守(雇)
- 芳村 正敏(雇)
- 吉井 正男(雇)
- 吉田 正一(助手)
- 吉田 善衛(雇)
- 吉川 通(雇)

昭八 五職就
昭八 七職就
昭九 一退就
昭九 一〇六退就
昭二、三 三職就
昭一、三 三職就
昭二、三 二退就
昭二、三 七四退就
昭一、三 五職就
昭一、三 五退就
昭一、三 五退就
昭一、四 一職就
昭一、四 二職就
昭一、四 四職就
昭一、四 四職就
昭一、五 四四退就
昭一、五 五職就
昭一、五 五職就

- 吉野 晴太郎(雇)
- 四方 田 稔(臨時雇)

ろ 部

トーマス・ローズ(備外國人英人)

わ の 部

ワゴッドフリードフオン(備外人教師兼顧問獨逸人)

- 渡邊 政 繁(雇)
- 和田 垣 謙三(囑託)
- 渡邊 讓(兼教授)
- 渡邊 賞(助教授兼書記)
- 脇坂 新作(書記)
- 和知 時 造(雇)
- 和田 茂(雇)
- 渡邊 哲 彌(囑託)
- 渡邊 鐵 藏(講師)

昭一、五 六職就
昭一、五 七職就
明二、七 二一死就
明二、五 七一退就
明一、八 七一退就
明一、八 九一退就
明三、三 五退就
明三、三 八八退就
明二、七 二八退就
明三、八 四七退就
明四、〇 九一退就
大 三、三 七七退就
大 四、五 三七退就

渡邊 周(講師) 昭大五八、三五退就
 渡邊 半次郎(教授) 大二九、四四退就
 渡邊 常三郎(雇) 昭大二〇、二二退就
 ○鷺澤 一五郎(雇) 大二二、三三職就
 渡部 次雄(雇) 大二三、三一退就
 鷺巢 良一(専、雇) 昭大四五、三四退就
 渡邊 堯仁(雇) 昭大二五、五九退就
 ○渡邊 孫一郎(教授) 昭現四、一職就
 ○渡邊 末藏(書記) 昭現四、七職就

昭大五八、三五退就
 大二九、四四退就
 昭大二〇、二二退就
 大二二、三三職就
 大二三、三一退就
 昭大四五、三四退就
 昭大二五、五九退就
 昭現四、一職就
 昭現四、七職就

○若松 彌熊(書記) 昭現五、一職就
 渡邊 滿太郎(雇) 昭二九、一八退就
 ○渡邊 幸廣(雇) 昭二二、三職就
 和田 小六(囑託) 昭四三、二二退就
 渡邊 浩助(雇) 昭三三、二五退就
 渡邊 あや子(雇) 昭三三、一〇九退就
 ○渡部 一郎(講師) 昭現四、四職就
 ○和田 良造(助手) 昭現四、九職就
 ○渡部 英雄(雇) 昭現五、五職就

昭現五、一職就
 昭二九、一八退就
 昭二二、三職就
 昭四三、二二退就
 昭三三、二五退就
 昭三三、一〇九退就
 昭現四、四職就
 昭現四、九職就
 昭現五、五職就

昭和十五年十一月一日 印刷
昭和十五年十一月五日 發行

(非賣品)

東京工業大學

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷者 平野喜代松